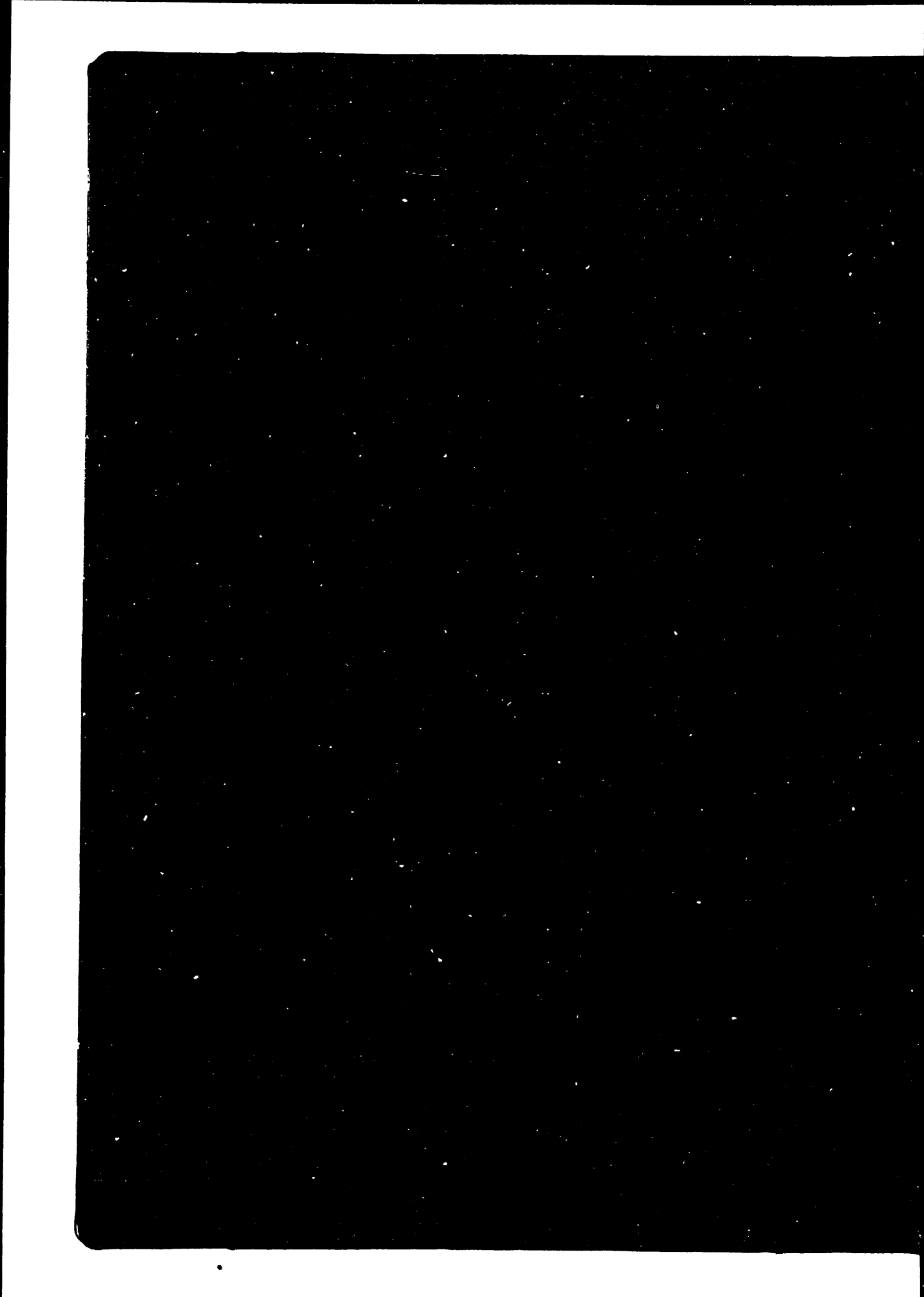


説明ターゲット

本簿冊には糊付けにより撮影不可能な
ページがあります。



序

臺灣酒類專賣施行せられ烏兎早々茲に二十年其の實績を顧るごき幾多消長ありと雖概して順調なる發展を示し茲に輝しき記念日を迎ふるに至りたるは余の洵に欣快に堪へざる所なり。

惟ふに本制度は其の類例尠く而して其の施設頗る多岐殊に製造過程に於て特別の技能を要し局に當るもの常に機に臨み變に應じて善處し來たり今や督府財政上樞要なる地歩を確保し正に制度創始の大使命を達成しつゝありと謂ふを得べし。

曩に本史刊行を企圖され漸く稿を脱することを得たるを以て二十周年記念出版として之を江湖に頒たんとす。

本史挿録するごころ制度の起源沿革を敘し事業の本質を闡明ならしめ又創業の守成業績の一切を網羅したるを以て酒專賣の經營又は研究の參考に資するに足るべく將來事業の施策に寄與するごころ尠少ならざるべし。茲に本史の發刊を賀するご共に本史編纂に干與したる各位の勞に對し深甚なる謝意を表して序となす。

昭和十六年六月

臺灣總督府專賣局長

木原圓次

序

當局多年の懸案事項として歴代酒課長の企圖したる臺灣酒專賣史の編纂漸く成りて不圖も酒專賣二十周年記念出版として茲に發刊を見るに至れり。

抑々本島に酒專賣の實施せられたるは大正十一年七月一日にして當時識者の大なる興味と期待とを蒐めて調査研究の結果、盡すべきを盡し盛るべきを盛りて本島統治の實際に即すべく斷乎實施せられたるものにして、爾來月移り星變り二十年の歳月を経たり。固より創業の尋常ならざる苦心に至りては言語に絶するものあり、其の後の運営に於ても必ずしも坦々たる過程のみを辿り來りたりと謂ふべからず、此間幾多の難關に遭遇し來りたること謂ふを俟たざる所にして即ち經濟界の消長と相俟ち業績上亦一張一弛を免れざるものあり、更に輓近に於ては時局の影響原料材料等の入手を困難ならしめ、内地に於ける酒類の造石減は移入清酒の購入に多大の難關を齎らしめたり。

然れども業績概して順調なる發展を遂げ躍進の一途を辿りたりと謂ふべく、今酒專賣の目的たる第一義即ち財政上に見るに專賣創始當時六百四十四萬圓に過ぎざりし収入は昭和五年度一千三百七十九萬圓に上り同十年度に於ては遂に待望の二千萬圓を突破し實に二千九十六萬圓を示し、更に十五年度に於ては時恰も時局の影響を受くること極めて尠からざりしにも拘らず、尙裕に三千七百八十三萬圓の巨額を擧ぐるに至り實に酒類の収入は督府歳入の四割を占むる專賣收入にありて其の首位を確保するの實狀にあり、正に確固不動の恒久的財源として本島施政上極めて重要な地歩を占むるに至れり。更に之を專賣の第二義たる國民の衛生保健上より見るも工場施設の改善と科學的管理に基く製造技術の進歩向上とにより品質の優良なる酒類の供給を可能ならしむるを得、今や本專賣は克く本然の目的を達成

し有終の美を收めつゝありと謂ふべし。是れ素より上司の指導宜しきを得たるは勿論なるも先人施策の謬なかりしに因るところたると共に亦一面關係者の渾然一體となりて事に當りたる賜たらずんばあらず、洵に感謝に堪へざるべし。不肖偶々酒課長として職を酒專賣事業に奉じ、こゝに二十年の劃期的周期に際會し俱に過去の業績を偲び將來に備ふるを得るの機會に遭遇す、誠に欣幸に堪へざるなり。

酒專賣史は臺灣に於ける酒專賣事業の本質と精神とを闡明し、過去に於ける事業運営の跡を検討し、先人の業績を回顧し將來の施策に正確なる批判を與へんとするものたるや論を俟たず。本史編纂の趣旨亦實に是に在りと謂ふべく、本史にして將來酒專賣を經營せんとする者將又酒專賣を研究せんとする者に對し、幾分の參考資料を提供することを得ば吾人の幸慶之に過ぐるものなきところなり、茲に發刊に當り聊か所懐を述べて序となす。

昭和十六年六月

臺灣總督府專賣局參事 高野 武和賀

本書ハ防諜上特ニ其人
取扱ニ注意セラレタシ

内閣文庫
和書
六九六三七號
二冊
函架

序

臺灣酒專賣史の編纂を始めて企圖したるは自ら酒專賣の創業に參畫し、次で專賣の誕生と共に初代酒課長として克く創業事務を處理し其の發展に寄與したる、元專賣局參事杉本良氏にして、氏は大正十二年五月偶々創業事務の一段落を楔機とし掌理事務の整理を爲し之が経過を記録に止めんとし其の各項目に就き關係主任に分擔集録を委嘱し、同年十月中之が總論外六編の編纂を完了したるが之れ酒專賣史の濫觴にして本史編纂の核心を爲す唯一の根本史實たり。昭和三年本多酒課長は酒專賣史の本格的編纂を提唱し酒課好田茂氏、後の臺中支局長副參事竹内重一氏等をして之が調査を擔當せしめたるが、昭和五年平酒課長に至り鈴木忠次郎氏（舊小坂忠次郎）に該編纂事務を分擔せしめ、新に編纂方法に對する具體案を作製し編纂規定を設けて酒課に酒專賣史編纂委員會を設置し、編纂部長の下に委員、評議員を委嘱し之が實行に當ることとし、同年十二月第一回委員會を開催し編纂の大綱を決定し、鈴木氏を編纂主任とし囑託伊藤正介氏をして専ら資料の蒐集と之が編纂を分擔せしむることとしたり。斯くて昭和七年一月中創業以來十年に亘る事業經過資料の編纂を了し脱稿を見るに至れり。然るに此の間局内人事の異動と其他の諸事情とは直に之が刊行を容さざるものありて其の儘取残さるゝに至れり。

昭和十年清水參事同十一年樋口參事の酒課長に就任するや、共に出版の促進を圖り酒課平山益男氏、藤田壽吉氏等の助成に依り別に諮問會を設けて審議するところありたるが偶々支那事變の勃發するあり時局の緊迫は俄かに局務の繁劇を加ふるに至りたるを以て議半ばにして中止の已むなきに至れり。越えて昭和十三年十月不肖樋口氏の後を襲け酒課長として編纂部長の衝に當ることとなるや、永く之を放置せんか資料の散逸するを恐れ之が出版の忽諸にすべから

本書ハ防諜上特ニ其人
取扱ニ注意セラレタシ

内	関	文	庫
和	書	六	三
二	冊	架	架

裏面白紙

し有終の美を收めつゝありと謂ふべし。是れ素より上司の指導宜しきを得たるは勿論なるも先人施策の謬なかりしに因るところたると共に亦一面關係者の渾然一體となりて事に當りたる賜たらずんばあらず、洵に感謝に堪へざる所なり。不肖偶々酒課長として職を酒專賣事業に奉じ、こゝに二十年の劃期的周期に際會し俱に過去の業績を偲び將來に備ふるを得るの機會に遭遇す、誠に欣幸に堪へざるなり。

酒專賣史は臺灣に於ける酒專賣事業の本質と精神とを闡明し、過去に於ける事業運営の跡を検討し、先人の業績を回顧し將來の施策に正確なる批判を與へんとするものたるや論を俟たず。本史編纂の趣旨亦實に是に在りと謂ふべく、本史にして將來酒專賣を經營せんとする者將又酒專賣を研究せんとする者に對し、幾分の參考資料を提供することを得ば吾人の幸慶之に過ぐるものなきところなり、茲に發刊に當り聊か所懐を述べて序となす。

昭和十六年六月

臺灣總督府專賣局參事 高野武和賀

序

臺灣酒專賣史の編纂を始めて企圖したるは自ら酒專賣の創業に參畫し、次で專賣の誕生と共に初代酒課長として克く創業事務を處理し其の發展に寄與したる、元專賣局參事杉本良氏にして、氏は大正十二年五月偶々創業事務の一段落を楔機とし掌理事務の整理を爲し之が經過を記録に止めんとし其の各項目に就き關係主任に分擔集録を委嘱し、同年十月中之が總論外六編の編纂を完了したるが之れ酒專賣史の濫觴にして本史編纂の核心を爲す唯一の根本史實たり。昭和三年本多酒課長は酒專賣史の本格的編纂を提唱し酒課好田茂氏、後の臺中支局長副參事竹内重一氏等をして之が調査を擔當せしめたるが、昭和五年平酒課長に至り鈴木忠次郎氏（舊小坂忠次郎）に該編纂事務を分擔せしめ、新に編纂方法に對する具體案を作製し編纂規定を設けて酒課に酒專賣史編纂委員會を設置し、編纂部長の下に委員、評議員を委嘱し之が實行に當ることとし、同年十二月第一回委員會を開催し編纂の大綱を決定し、鈴木氏を編纂主任とし囑託伊藤正介氏をして専ら資料の蒐集と之が編纂を分擔せしむることしたり。斯くて昭和七年一月中創業以來十年に亘る事業經過資料の編纂を了し脱稿を見るに至れり。然るに此の間局内人事の異動と其他の諸事情とは直に之が刊行を容さざるものありて其の儘取残さるゝに至れり。

昭和十年清水參事同十一年樋口參事の酒課長に就任するや、共に出版の促進を圖り酒課平山益男氏、藤田壽吉氏等の助成に依り別に諮問會を設けて審議するところありたるが偶々支那事變の勃發するあり時局の緊迫は俄かに局務の繁劇を加ふるに至りたるを以て議半ばにして中止の已むなきに至れり。越えて昭和十三年十月不肖樋口氏の後を襲け酒課長として編纂部長の衝に當ることとなるや、永く之を放置せんか資料の散逸するを恐れ之が出版の忽諾にすべから

ざるを思ひ速に其の上梓を切望したるも、就任直後酒場回收統制問題の難關に遭遇するあり、其の他幾多時局關係諸問題に際會し之に没頭するの止むなきに至れり、是に於て客年八月中豫て退官し曩に本史編纂の衝に當りたる鈴木忠次郎氏を再聘し編纂の完成を委囑することゝなしたるが、氏は煙草賣捌を擔當し居るにも不拘、克く精勵し全編に亘る改訂と其の後の資料編纂に没頭し本年六月中之を完了するに至りたるを以て、七月十八日更めて委員會を開催し之が上梓に對する具體的方法を協議決定し茲に多年の懸案たりし本史の出版を見る運びに至れり。

本史編纂の經過は大要敍上の如くなるが、本史は之が對象たる酒專賣事業の廣汎且複雑多岐にして其の微を盡し細を極むること到底一朝一夕の克くし得る所にあらざるも、努めて資料を廣く江湖の史實に求め、故舊に聽き研尋以て敍述に謬りなからんことを期し、記述は改隸前に於ける本島酒造の狀況は固より改隸後の酒類の管理に亘り、專賣に當りては其の沿革より實施後の經過を詳述し關係諸法令亦該記事と併列載録し、後世其の變遷の跡を検討し得るの手段となしたり。

參考資料たる關係寫眞、圖表等も出來得る限り之を蒐集し本島先住民の酒造狀況を始め漢民族の酒造法、改隸後の酒造狀況、專賣實施當時より現在に至る酒造一般を網羅掲載し實感を深かゝらしむるに便せり、又酒類の包裝意匠は特に史的價值大なるものあるを以て原圖の儘之を掲載したり。

卷末に掲載したる數篇は創業當時の當路者の苦心經營の跡を偲び之が追憶を新にせんが爲め、特に專賣創業に干與せられたる諸先人の寄稿を乞ひ載録したるものにして、本史をして錦上添花を添ふるの感あらしむるを得たり、茲に寄稿に接したる諸先人に對し厚く感謝の意を表するものなり。

此の種の文献は固より一般史的文献と其の趣を異にするを以て本史亦勢ひ一個の統計、法規の集録に偏するに至りたる、止むを得ざるところ幸に本史により聊かたりとも幾多先人の遺されたる業績を偲び將來に對する事業躍進の一

助ともなし、所謂温故知新の資に供し得ば洵に欣幸に堪えざるところなり。

終に本史編纂に當り努力したる編纂委員其の他の各位に對し茲に深甚の謝意を表す。

昭和十五年九月

臺灣總督府專賣局參事 江口操

例言

一、臺灣酒專賣業績の聲譽中外に噴々たるの時、專賣の本質と精神とを闡明する酒專賣史の編纂は年來余等の竊かに祈念する所なりしも往苒實現を見ずして経過するを遺憾とせり。然るに偶々一昨年夏の交、江口酒課長より余に編纂委囑のことあり、余固より淺學非才且つ此の種經驗に乏しく其の任にあらざるを知れりと雖も多年職を酒專賣事業に濱がし曩に本編纂に携りたる緣由もあり遂に之を辭退するの勇なく驚馬に鞭ち以て奉公せんことを誓ひたり。爾來拮据黽勉幸にして今業就りたりと雖顧みて全編を通讀するに繁簡詳略宜しきを得ず、蕪雜にして混淆其の裁するところを知らず、深く自ら忸怩たらざるを得ざるなり。

編纂固より事實を事實とし聊かの粉飾を弄せず、公平ひたすら過去に於て其の營み來れる勞作の跡を是認し且つ味嘗せんことに努めたり。

然れども時に杜撰の點なしとせず、偏見の譏を免れざるべし。願くは先人識者の御指導と御叱正を得ば余の望外の喜とするところなり。

新陳代謝は官場の常なり、今や嘗ては教を受け事を興にせる先輩僚友も多くは四散し、酒專賣生みの苦腦を俱にせる思出の人々にして泉下の旅路に就きたる仁亦幾何なるやを知らず、若し夫れ本書にして同人間の回憶のすべともなり後世酒專賣を検討せんとする者に幾分の裨益するところあらば余使命の一端を果せるもの、洵に欣幸の至りに堪えざるところなり。

二、本書資料は大正十一年制度實施より昭和十五年六月までの沿革、實績を揖録したるも昭和十六年四月までのものをも主要なるものは之を採録したり。

三、本書は之を分ちて十五編とす。第一編より第四編までを上巻とし、以下下巻とせり。而して第一編に於ては專賣前の本島酒類の需給状況を記述し第二編、第三編に於て制度の起源及創業の経過を述べ、第四編以下に於て製造、購入、販賣配給、輸移出入等の制度の實體を闡明したり。麥酒及無水酒精事業は稍々後れて創始せられたるものを以て特に一編を設けて説述することとし、以下事業全體に亘る取締、統計、經理を敘し成績を以て結べり。

高砂麥酒株式会社、南興公司、酒壘統制株式会社は當局外廓團體として見るべく關係緊密なるものあるを以て、之を採録し、關係先人の回想録は事業創始當時の實際を検索するに最も貴重なる資料を提供するものとして賞味し得べく之亦掲載したり。

四、本書題して臺灣の酒專賣史と名づく、茲に酒と稱したるは酒類專賣の對象たる酒精及酒精含有飲料を包含せる一切の總稱を意味したるものなり。

五、(イ) 文體は公文書に準じ文語體とし、語彙も可成平易なる現代語を使用することを本旨とし、引用文中漢文は之を和文に翻譯し了解し易からしむることゝしたり。

(ロ) 全編を通じ條文等にして重複記載せるものあり。紙數廣汎に亘るを以て讀者檢索上の便を圖りたるに由る。

(ハ) 統計資料等中略したるものあり、徒らに繁葉となるを恐れたるがためなり。

六、本書編纂に方りて困難を感じたるものに時局上より受けたる資料の入手あり、防諜の見知より資料採録に特殊の注意を拂ふの要ありたるが、これらは勢ひ印刷、用紙、裝幀等は固より資料上にも反映するの止むなきに至りたり。

七、本書は不完全ながらも余をして完成せしめたるは偏に先輩知友の深厚なる後援に俟つもの多く、茲に之等諸彦に對し滿腔の謝意を表するものなり。殊に局内に於ては上司は勿論書記藤田壽吉氏の編纂一切に干與せられ絶えず助言せられたるあり、局外に於ては樋口友吉、奥村文市兩氏の懇切なる指導あり、其の他庶務課、酒課各係長其の他

の援助を得たるところ尠からず。第一次資料編纂を分擔し完成を容易ならしめたる元酒課囑託伊藤正介氏、校正を分擔せられたる庶務課囑託山田益彦氏の寄與せられたる所亦多く、遠く東京杉本良氏の示教を賜はりたる余の深く感謝するところなり。

八、本書編纂に對する資料は主として當局保管官私文書に求めたるも或は手記に搜りたるものあり、故舊に質したるものあり各種文献によりたるもの亦尠からず、今一々其の出處を記載するに由なし。

尙ほ本書編纂に當り參考及引用に資したる主なる書目及文献を左に掲げ、以て酒專賣研究に志すもの、參考に供すべし。

昭和十六年六月

編者 識

記

法規並に文書

法令全書、臺灣專賣法規、臺灣總督府專賣局保存文書、臺灣總督府專賣事業年報、臺灣總督府統計書、臺灣總督府年報、臺灣府誌、臺灣稅務史、財界、稅務月報、官報、臺灣の專賣、臺灣蕃族研究、臺灣事情、大藏省專賣局植草專賣史、臺灣植樹專賣誌同食鹽專賣誌、臺灣總督府工業研究所報告、臺灣蕃界展覧、臺灣植樹調查事業報告

文獻

杉本良著專賣制度前の臺灣の酒、洋酒の話、清酒其他の内地移入酒、中澤亮治、武田義人共著臺灣釀造工業、神田孝一著工場管理論、高橋偵造著世界の酒、鹿文親著最近酒造經營論、住江金之著酒、伊能嘉矩著臺灣、物見高見著廣文庫、小林博士著比較財政學、其他卷末掲載の數種

臺灣酒專賣史 上卷

目次

第一編 專賣制度施行前の酒	一
第一章 緒論	一
第一節 緒言	一
第二節 酒の起源	四
第三節 酒の國家管理と各國	六
第二章 臺灣に於ける酒類の變遷	七
第一節 概況	七
一、臺灣先住民族と酒	七
二、漢民族と酒	一〇
三、改隸後の酒類と白糖、紅糖、酒母、醱	二二
(一) 酒類	二二
(二) 白糖、紅糖、酒母、醱	四一

日

次

一

第二節 在來酒

第一款 酒類の名稱及其の製造法

(一) 酒類名稱と其の原料

(二) 酒類の製造方法、經過、製造時期

第二款 酒造業者の名稱、種類と販賣及消費の狀況

第三款 自家用酒類の製造

第四款 酒類製造の副産物と養豚

第三節 清酒

第四節 支那酒

第五節 洋酒

第六節 酒精

第七節 麥酒

第三章 臺灣に於ける酒税

第一節 臺灣酒造税

第一款 酒造税制實施前の酒税

一、清朝時代の酒税

二、領臺後の酒税

第二款 臺灣酒造税規則の制定

一、酒造税規則の沿革

二、酒造税規則の實施と酒精出港税及戻税

三、臺灣酒造税規則と其の改正

四、臺灣酒造税規則施行規則と其の改正

五、臺灣白糯米、紅糯米及麴取縮規則と其の改正

第三款 臺灣地方税令

一、臺灣地方税令沿革

二、臺灣地方税規則と其の改正

三、臺灣地方税賦課規則

四、臺灣地方税賦課及徴收規則

五、臺灣地方税規則施行規則

六、臺灣地方税規則施行規則の改正

第四款 醫藥用工業用酒精戻税規則と其の改正

一、醫藥用工業用酒精戻税規則沿革

二、工業用酒精戻税規則沿革同規則施行細則

三、臺灣工業用酒精戻税證明手續

四、臺灣酒精令に依る酒精使用證明に關する規定

- 五、醫藥用工業用酒精戻税規則の制定.....一五四
- 六、工業用酒精戻税規則の制定.....一五四
- 七、工業用酒精戻税規則と其の改正.....一五五
- 八、臺灣工業用酒精戻税規則の制定.....一五六
- 第五款 臺灣輸出税及出港税.....一六〇
 - 一、臺灣輸出税及出港税規則沿革.....一六〇
 - 二、臺灣輸出税及出港税規則.....一六一
 - 三、臺灣輸出税及出港税規則の改正.....一六一
 - 四、臺灣酒類出港税令の再設.....一六二
 - 五、臺灣酒類出港税令の改正.....一六五
 - 六、臺灣酒類出港税令施行規則と取扱規定.....一七〇
- 第六款 酒造税規則の適用と其の成績.....一七〇
- 第二節 關 税.....一七五
 - 第一款 關税概況.....一七五
 - 第二款 進口、出口貨物規則、運上目録其他.....一七九
 - 第三款 關稅定率法と其の改正.....一八二
 - 一、第一次關稅定率法.....一八二
 - (一) 關稅定率法を臺灣に施行する件.....一八二

- (二) 關稅定率法.....一八二
- (三) 關稅定率法の改正.....一八三
- (四) 從量税の規定.....一八五
- (五) 非常特別税.....一八八
- 二、第二次關稅定率法.....一九〇
 - (一) 關稅定率法.....一九〇
 - (二) 第二次關稅定率法の改正.....一九一
- 三、協定税率.....一九四
 - (一) 日佛追加條約附屬税目.....一九五
 - (二) 日佛通商航海條約.....一九六
 - (三) 日伊航海條約.....一九七
- 第三節 税制實施と當時の人々.....一九九

第二編 酒專賣制度の起源及目的

- 第一章 酒類專賣の目的.....二〇一
- 第二章 酒類專賣の計畫.....二〇三
 - 第一節 大正五年に於ける專賣案.....二〇五

第二節 現行專賣制度の調査及成案……………附賀來長官の追憶…………… 三六二

第三節 酒專賣制度計畫當時に於ける説明…………… 三六六

第一、臺灣に於ける酒類の製造及消費の概況…………… 三六六

第二、酒税の沿革及成績…………… 三六七

第三、酒專賣の必要…………… 三六八

第四、專賣計畫…………… 三六九

第五、專賣收入と租税收入…………… 三七〇

第四節 酒類專賣令案の經過…………… 三七六

第一款 總督府參事官室の審議…………… 三七六

第二款 麥酒を專賣制度より除外せる理由…………… 三七八

第三款 參事官室修正專賣令案…………… 三八一

第四款 拓殖局修正專賣令案…………… 三八三

第五款 法制局修正專賣令案…………… 三八五

第六款 酒類專賣令と酒精令の分離…………… 三八七

第五節 酒類專賣豫算…………… 三九一

第六節 帝國議會に於ける酒類專賣制度…………… 三九三

一、總豫算の審議…………… 三九三

二、臺灣事業公債法審議…………… 三九八

第七節 酒類專賣實施計畫の公表…………… 四〇六

第八節 酒類專賣豫算の公布…………… 四〇七

第九節 臺灣事業公債法の公布…………… 四〇八

第十節 酒關係業者の運動…………… 四一五

第十一節 稅務課長會議の開催…………… 四一七

第十二節 酒課の新設と準備事務の進捗…………… 四一九

第三章 酒類專賣關係法令の公布…………… 四九五

第一節 臺灣酒類專賣令の公布…………… 四九五

第二節 臺灣酒類專賣制度の内容…………… 四九〇

第一 專賣制度に所謂酒類及酒精の意義…………… 五〇一

第二 專賣の範圍…………… 五〇一

第三 專賣品供給の計畫…………… 五〇三

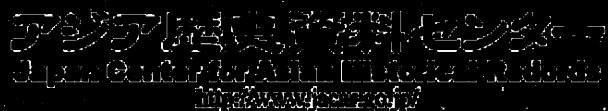
第四 酒類輸移出入…………… 五〇四

第五 販賣制度…………… 五〇五

第六 酒精に對する制度…………… 五〇七

第七 白楠、紅楠、酒母及醱の製造及販賣…………… 五〇八

第八 麥酒に對する制度…………… 五〇八



第九 新制度の實施時期……………五〇八

第十 舊令に依り製造したる酒類の課税……………五〇九

第十一 酒造及輸移入の制限と持越酒の所置……………五〇九

第十二 酒造設備の徴收使用及補償金……………五二〇

第十三 交付金……………五二二

第十四 酒類販賣者の所置……………五二四

第十五 臺灣酒類專賣令施行規則の公布……………五二四

第十六 臺灣酒類專賣令に依る徴收又は使用物件の調査及鑑定人に關する規定……………五三四

第十七 酒類專賣に關する法令の周知及民情……………附酒の專賣に就て……………五三五

第十八 酒類專賣令の改正……………五三〇

第十九 酒類專賣令施行規則の改正……………五三六

第二十 麥酒專賣に伴ふ施行府令の公布……………五四五

第二十一 臺灣酒精令の公布……………五四九

第二十二 臺灣酒精令の説明……………五五三

第二十三 酒精の定義……………五五三

第二十四 酒精の輸入又は移入……………五五四

第二十五 製造酒精の讓渡又は消費……………五五四

第二十六 輸出又は移出……………五五四

第二十七 製造酒精の買収……………五五五

第二十八 納税擔保……………五五五

第二十九 臺灣酒精令施行規則の公布……………五五六

第三十 臺灣酒精令の改正……………五六二

第三十一 臺灣酒精令施行規則の改正……………五六七

第三十二 酒精の使用證明……………五七九

第三十三 酒精令取扱規程……………五八〇

第三十四 酒精令取扱規程の改正……………六〇五

第三編 創業施設

第一章 酒類專賣關係官制改正と專賣官署の設置

第一節 官制改正と職員配置……………六一五

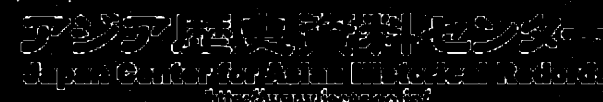
第二節 臨時職員の設置……………六二六

第三節 專賣官署の設置……………六四一

第一款 酒課の新設……………六四一

第二款 支局、出張所及工場の設置……………六四三

第四節 酒課及支局出張所の事務分掌……………六四三



一、本 局……………六四四

二、支 局……………六四四

三、出張所……………六四四

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革……………六四六

第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要……………六四六

第一款 臺灣總督府製藥所……………六四七

第二款 臺灣鹽務局……………六四八

第三款 臺灣樟腦局……………六四八

第四款 臺灣總督府專賣局……………六四九

第五款 臺灣總督府專賣局分課規程……………六四九

第六款 專賣局支局、出張所、工場の名稱、位置……………六五〇

第七款 專賣局支局、出張所、工場の事務掌理規程……………六五〇

第八款 專賣局支局長、出張所長、工場長、試驗場長委任事務規定……………六五〇

第九款 專賣局各課係事務分掌規程……………六五〇

第二節 臨時職員設置制……………六五〇

第三章 酒類製造設備……………六五〇

第一節 製造工場の徵收……………六五〇

第一款 徵收工場設備の概況……………七三一

第二款 徵收工場の調査……………七三七

第三款 補償價格の算定……………七五〇

第四節 補償金の協定……………七六四

第五節 器具機械の徵收……………七九八

第六節 徵收物件の調査……………八〇〇

第七節 徵收物件補償價格の算定……………八〇八

第一款 器具、機械の徵收補償金……………八一七

第二款 酒造業者補償金……………八一九

第三款 白麹、紅麹製造業者補償金……………八三三

第八節 補償金の支給……………八五七

第九節 製造工場の使用……………八六四

第十節 製造工場使用料の算定……………八七四

第四章 交付金……………八八三

第一節 交付金の由來……………八八三

第二節 交付金の算定……………八八四

第三節 交付金請求の資格……………八八五

第四節 交付金給與の方針…………… 一〇六
 第五節 交付金に關する調査及規定…………… 附製造業者の請願書、陳情書…………… 一〇七
 第六節 交付金の成績…………… 一〇五
第五章 製造及輸移入の制限…………… 一〇六
 第一節 製造の制限…………… 一〇六
 第二節 輸移入の制限…………… 一〇三
 第三節 持越酒類…………… 一〇三

第四編 酒類の製造…………… 一〇七

第一章 酒類製造機關…………… 一〇七

第一節 製造工場…………… 一〇七
 第一款 工場分布と需給關係…………… 一〇八
 第二款 工場管理…………… 一〇九
 第二節 工場従業員…………… 一〇九
 第一款 職工…………… 一〇九
 一、臺灣總督府專賣局工場規程…………… 一〇九
 二、專賣局傭人表彰規程…………… 一〇七
 三、傭人扶助令…………… 附傭人扶助令施行規則…………… 一〇八
 第一項 職工の採用…………… 一〇八
 第二項 作業の種類…………… 一〇八
 第三項 職工の教育及熟練工の養成…………… 一〇七
 第四項 職工の保健施設…………… 一〇九
 第五項 職工修養、慰安施設…………… 一〇九
 第六項 共濟組合…………… 一〇九
 第三節 守衛、小使、給仕、常備夫…………… 一一一

第二章 酒類の製造…………… 一一七

第一節 生産費の調査…………… 一一七
 第二節 製造作業…………… 一一八
 第一款 製造酒の種類及其の製造法…………… 一二〇
 第二款 酒 精…………… 一二五
 第一項 酒精製造免許…………… 一二六
 第二項 酒精製造の承継及廢止…………… 一二九
 第三項 酒精製造用容器檢定…………… 一二九



第四項 酒精の度数別製造數量及其の中告……………一七九

第五項 燃料用變性酒精の製造……………一八〇

第六項 酒精、酒母又は醪の區分……………一八〇

第七項 酒精製造場の免許……………一八〇

第三款 白糖、紅糖……………一八四

一、白 糖……………一八六

二、紅 糖……………一九〇

第三節 酒類製造計畫……………一九四

第一款 工場作業の分配……………一九四

第二款 酒類製造計畫と実績……………一九五

第三款 酒類製造計畫の沿革……………一九八

第四款 酒類製造事務手續の制定……………二〇六

第四節 酒類の試験……………二二三

第五節 酒類製造管理……………附酒工場科學的管理法……………二三四

第六節 米酒製造とアロ法……………二九一

第七節 糖蜜新醱酵法……………三〇五

第八節 製造成績……………三〇七

第九節 器具機械……………三一〇

第一款 作業用器具機械……………三一〇

第二款 試験用器具機械及藥品……………三一一

第三章 原料品、燃料……………三三六

第一節 原料品……………三三六

第一款 原料 米……………三三七

第一項 内地 米……………三三八

第二項 臺灣 米……………三三九

第三項 外國 米……………三三九

第二款 麵 類……………(白糖、紅糖、種麵)……………三三九

第三款 糖 蜜……………三五〇

第四款 藥 種……………三五三

第五款 水 飴、砂糖……………三五六

第六款 米 糠、清酒粕其他……………三五七

第七款 理 研酒原料……………三五九

第八款 原料 酒精……………三六一

第九款 原料品の檢收……………三六二



第十款 原料品の保管配給……………一六三

第二節 燃料……………一六三

第一款 石炭……………一六三

第二款 薪、糠、穀……………一六六

第四章 包装材料

第一節 容器……………一七〇

第一款 容器の意匠……………一七〇

第二款 壘類……………一七〇

第三款 罐……………一七九

第四款 零賣容器……………一八〇

第五款 零賣酒類容器の取扱……………一九三

第二節 包装……………一九六

第一款 包装方針……………一九七

第二款 包装の方法……………一九七

第一款 口金、ルタ、木栓……………一九八

第二款 苧……………二〇五

第三款 木箱……………二〇九

第四項 レッテル、包紙……………二〇六

付 酒類の包装メートル法の施行……………二〇〇

第五項 雑品……………二〇六

第三節 包装材料の回収……………二〇七

第五章 臺灣工業研究所と其の酒類専賣に對する寄與

附表 累年酒類製造高表……………二四六

創業當時の樹林酒工場と宜蘭酒工場……………卷頭

創業當時の臺灣總督田男爵と賀來總務長官……………卷頭

創業當時の臺灣總督府財務局長、專賣局長、參事官其他……………卷頭

創業事務調査主任官……………卷頭

創業事務技術官……………卷頭

創業當時の酒專賣關係職員……………卷頭

歴代專賣局長……………卷頭

歴代酒課長……………卷頭

蕃人の酒造と酒宴……………六

在來酒の製造法……………五

舊清酒仕込場……………二七〇
 舊米酒工場と米酒蒸米場……………二七〇
 舊米酒蒸米場と蒸米冷却場……………二七〇
 舊米酒仕込場と米酒蒸餾場……………二七〇
 舊米酒蒸餾場と自醸使用米酒仕込改良長鐵槽……………二七〇
 舊紅酒仕込室と紅酒倉庫……………二七〇
 舊イルガス式蒸餾機……………二七〇
 舊糖蜜醱酵タンク……………二七〇
 舊燻詰場……………二七〇
 製麴操作……………二七〇
 清酒仕込室……………二七〇
 清酒蒸米場と紅麹製造用器具……………二七〇
 紅麹乾燥室と紅酒貯藏室……………二七〇
 酒精醱酵鐵槽……………二七〇
 イルガス式蒸餾機……………二七〇
 酒精蒸餾室の一部……………二七〇
 糖蜜酒精醱酵室……………二七〇
 糖蜜貯藏タンク……………二七〇
 白麹製造操作……………二七〇
 アミロ法に依る米酒製造……………二九三
 精米場……………二九六
 燻詰場……………二九六
 臺灣總督府工業研究所と酒の酵母……………二九八





創業者當時の樹林酒工場



創業者當時の宜蘭出張酒工場

臺灣酒專賣出
第 一 卷
目 次
終

上

巻

二〇



元臺灣總督男爵 田健一郎氏



元臺灣總督府總務長官 賀佐太一郎氏



長局資專府督總機察元
氏 甚 幸 田 池



長局務財附督總機察元
氏 務 部 阿



長課務庶局資專元
氏 威 正 田 謙

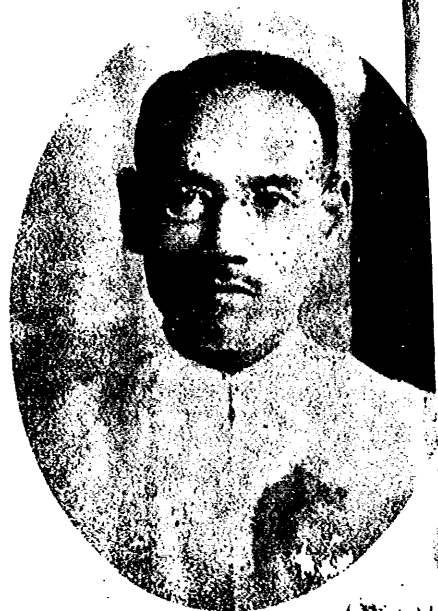


長課務稅局務財元
氏 光 章 木 古



官事參府督總機察元
美 包 鼓

めくれず



官査主務事業創
氏良本杉



官査調務事業創
氏狼虎田柴



官査調務事業創
氏徳知島前

めくれず



官術技査調務事業創
氏 治 亮 澤 中



官術技査調務事業創
氏 一 俊 谷 神



官術技査調務事業創
氏 吉 喜 藤 佐

めくれず



(日一月七年一十正大) 員 敬 保 關 業 創 實 專 酒
(照 参 員 職 の 時 當 末々 卷 下)



長局賣事代二第
氏造荒岡吉



長局賣事代一第
氏甚幸甲池



長局賣事代四第
氏壽徳吉常



長局賣事代三第
氏郎四賀宇



長局賣專代六第
氏夫拙瀬中



長局賣專代五第
氏六藏田池



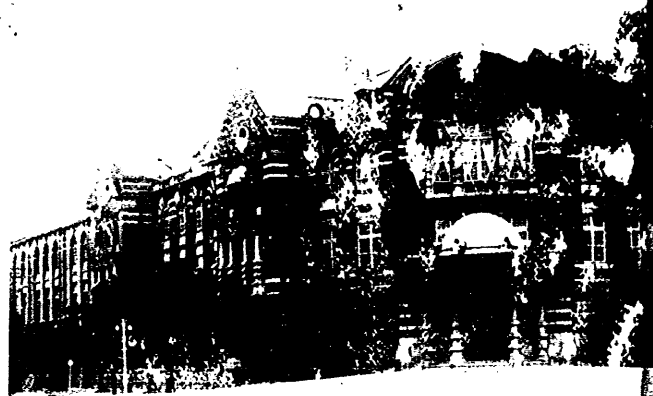
長局賣專代八第
氏淵川今



長局賣專代七第
氏郎三幸端田

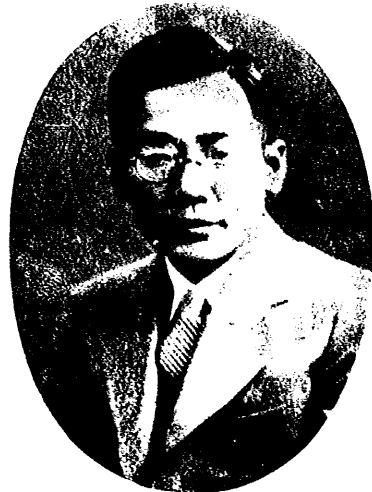


第十代幕長
木原 次氏



臺灣總督府
賣買局

めくれず



長課酒代二第
氏進之慶部渡



長課酒代一第
氏良本杉



長課酒代三第
氏郎太保多本



長課酒代五第
氏一正本山



長課酒代四第
氏雄輝平



長課草橋(兼)
氏七外波々佐



長課酒代六第
氏助幸輪三



長課酒代七第
氏郎七水清



長課酒代八第
氏吉友口樋



長課草橋(兼)
氏威正堤



長課草樹(兼)
氏三道川横



長課酒代十第
氏賀和正高



長課酒
氏操



(築増後施實賣專酒) 課酒局賣專

めくれず

第一編 專賣制度施行前の酒

第一章 緒論

第一節 緒言

臺灣酒專賣史は臺灣に於ける酒類專賣事業が克く所期の目的を達成し、今日の大を就しつゝある所由を討尋せんとするものにして、之を討尋せんには制度創立の起源及變遷の次第を敘し、之に伴ふ各般の法令改廢と施設状態とを明瞭ならしむるを要す。

抑臺灣に於ける酒類は改隸以前は素より、改隸後に於ける製造法幼稚なる上に資本充實せざりし爲め設備不完全、品質も亦劣惡にして國民衛生上洵に遺憾の點多かりしなり。然るに明治四十年八月臺灣酒造税規則を發布し、總督府に於ては酒税を賦課して財政上の需要に應ずると共に、其の製造及販賣に對しても必要に應じて之が指導をなし、取締を講じ來りたるを以て、品質も漸次改善せられ産額も亦増加し、税制施行當時製造業者千餘名に達するに至れるが、大正十一年專賣實施の際には集約せられ約二百名の同業者全島各地に製造場を經營し酒類を供給し居たり。從來本島に於て消費せられたる酒類は本島製造の所謂在來酒と内地製造の移入酒と支那及西洋各國より輸入せられたる支那酒及洋酒とあり。内地よりする移入清酒は其數極めて多く六十餘種に上りたり。

總督府年來の冀望たりし酒專賣實施の議は端を大正五年に發し、時の專賣局長に依りて始めて計畫せられたるもの

なるが、其の目的は臺灣島内消費の酒類の製造及販賣を政府の專權に移し一面酒類の管理に依り需要供給を調節し、併せて當時二百に達する製造工場を整理し、企業を改良統一し、冗費を節約し、品質を改善向上し、以て其の缺陷を除去し島民の保健衛生に資せんとしたるは勿論、一方當時臺灣に於ける歳計は各般施設の進展に伴ひ著しく膨脹するに反し歳入は將來必ずしも所要額と随伴し昂進する見込なく、從來專賣事業として施行したる阿片收入も斷禁主義政策が實效を奏し、吸食者逐年漸減の状態にあり、又其の他の專賣收入にありても多大の増収を期待し得ざりしを以て、早晚之等專賣收入の減退を補ふの必要ありたり。然れども新税を起し新に負擔を増すは一般經濟界の趨勢に見るも民心の傾向に察するも策の得たるものにあらざりしを以て、可成官業を擴大強化し收益の増加を圖り特に一般の負擔を増加せずして政府の歳入を増進せしむる方法を講ずるの必要に迫られたり。茲に於て消費税税源中最も專賣に容易なる酒類を政府の專賣に移すこととしたるものなり。

大正五年に於ける專賣計畫は種々の事情の爲め實施の運びに至らずして他日の問題として殘されたりしが其の後大正十年再之が實施の議起り種々調査研究の結果、府議遂に專賣實施を決定するに至り、中央政府と折衝し之が所要經費は大正十一年度豫算に計上せられたるが、豫算に計上せられたる後にも議會に於て種々難問題に遭遇したり。然るに當時當局者の絶大なる苦心と努力に依り該豫算案は十一年三月議會の協賛を経るに至り、官制公布あり、酒類專賣令も拓殖局、法制局の審議を経て同年五月公布せられ、茲に同年七月一日を以て世界に於て未だ類例を見ざる大問題たる酒專賣の實施を見るに至れるものなり。

而して其の後昭和八年七月一日制度創始當時に在りては嗜好未だ普遍的ならず製造、販賣共に試験的時代でありたる所以を以て、專賣國外に於ける酒類を斷乎專賣に包含し專賣本來の目的完成を企圖し、官業の統制を圖り、益々國庫收入の増加と保健衛生の発展を期し、昭和九年十二月二十九日臺灣酒類出港税令を公布し本島製造酒の内地移出

を可能ならしめ臺灣の内地に於ける酒類の製造を容認したる行爲は域内蕃人に對し之を施行し、更に昭和十三年七月一日に於ては國際情勢の推移時局の緊迫は液體燃料の確立を促進するに至れるを以て、國策的見地より揮發油及アルコール混用法の制定と同時に無水酒精の專賣を實施するに至りて現今に迫るべし。

今制度實施後に於ける成績を觀るに創始當時の收入豫想年額は壹千五百萬圓にして、而かも全專賣收入四千七百萬圓中にありても最も重要な地歩を占むるものとして囑望せられたるが、實施以來極めて順調なる發達を示し、嗜好の誘導、品質の向上等常に妥當なる對策を講じたる結果逐年賣上の増加を示し、裕に五專賣中の大宗を爲すの地位を確保するに至りたり。一方製造方面に見るも其の技術上に於て之を民營時代に比するときは其の進歩の跡著しく、原始的手工作業は近代的機械作業と化し、科學的管理の下に歩留りは向上し、生産費を節約したるが、殊に本島消費酒類の首位を占むる米酒にアミロ法を應用し超歩留の成績を現出したるは我酒造工業の一大革新にして專賣の餘澤に外ならず、清酒醸造に空氣冷却方式設備を施し四季醸造を完成し酒質の改善、品質の統一に貢献し、保健上の目的を達成したる、克く專賣の効果を擧げたるものと謂ふべし。

以上臺灣に於ける酒類專賣制度の起源、專賣制度の制定及專賣制度實施後今日に至る迄の變遷の概要なるが、再顧すれば明治四十年始めて臺灣酒造税規則設定せられ酒類に課税したる際は其酒造税收入僅かに十三萬一千八百圓に過ぎざりしが大正十一年專賣實施に依り同年の專賣收入六百四十四萬一千八百圓(年度中途なるを以て比較的少し)となり越えて十三年度に於ては實に一千百五十一萬一千圓の巨額となり、昭和五年度には一千三百七十九萬七千圓、同十年度には二千九十六萬四千圓を示したるが、十三年度にありては三千百五十七萬三千圓、十四年度にありては三千七百五十四萬七千圓に達し、總督府財政上極要なる財源を爲すに至れり。此趨勢を以てすれば實に五千萬圓を越ゆるの日も正に遠からざ

るべく、酒專賣をして斯くの如く顯著なる發展をなさしめたる豈一朝一夕の業ならんや、是れ即ち當局者が其の施設に任じ、其の方針を支持したる結果にして其の事蹟は皆以て責を天下に負ひ、信を後世に取るに足るべし、故に其間に於ける制度の改廢、機關の擴張と其の賣渡、保管、製造、販賣、移輸出、購入、取締等を細致し制度の由りて來る處と其の發展したる所以とを詳にせん。是本史編纂の本旨に外ならざるなり。

第二節 酒の起源

酒の起源は何れの國に於て之を見るも概ね神話と結びつきたる傳説あり。エヂプトに於ては紀元前二千年頃オシリス神が麥より酒を造ることを教へたりと云ひ、ギリシヤに於てはバックス神が葡萄酒の製法を傳へたりと云はる。舊約全書を繙くにノアが自ら葡萄酒を製して飲み、酔ひて天幕の中に眠れるが之れ葡萄酒の始めなりと云へり。支那に於ては禹の時代今より四千二百年前儀狄が始めて酒を製し禹に献じたりと云ふ。博物志には杜康が酒を發明したりと記せり。本草綱目に「戰國策云帝女儀狄造酒進之於禹、説文云少康造酒即杜康也」とあり、魏の曹操の赤壁の詩にも「何を以てか夏を解かん唯杜康あり」とあり、我國に於て酒造の頭司に杜氏と云ふ字を用ひたるは是れに起因すと云ふ。

我國に於て酒は何時の時代より造られしやと云ふに酒は神代に於て既に存在し、素盞鳴尊が出雲國簸の川上に於て八股大蛇を退治せしとき八醜酒を用ひたりとあり、即ち和漢三才圖會に「按日本紀云素盞鳴尊脚摩乳手摩乳醜八醜酒造神代之酒、而未_レ知其製法、今多所_レ醜酒者應神天皇之朝百濟國人來傳其法矣」と、又天孫瓊々杵尊の妃木華開耶妃命が狹名田を以て天甜酒を醸すと云ふことあり、此に由つて是を觀れば、我國にも神代より既に酒のありたることを知るべし、應神天皇の御代に百濟王(王仁)が論語及千字文を献せる時醜酒工として仁番と云ふ酒造家渡來し酒を醸して天皇に奉れることは亦各種文獻に徴して明かなり。現時に於ける酒は遠く此時代以後のものなるべき

か、諸説紛々として其信憑するを定るものなきを遺憾とす。酒の語原に就ても二三の説あり、水鳥記には杜康と云ふ人の妻、蘇酹の妻始めて製り初めたるを以て三すいに酉を配し、酒字を作りしと記せるも、此の説は勿論こじつけ説なるべし。我國に於ても蘇酹草に「我が朝には人皇三十九代天智天皇の御宇にするが國富士の郡に竹叟といふ者、竹を爰し翁竹を切りたる本に一節のこる、しかるに色うつくし鳥、米粒をふくんで來りて、かのふしに入れたり、れを_レつまり、後に雨露のうるほひをうけ酒となる、あちはひめう也、されば酒といふ字を三すいに酉といふ字をかくは此の意也」とあり。即ち小鳥の米粒を水溜に入れ置きたるが自然に酸酔して酒となれりと、酒の字はこれより起れるが如く云へり、是亦素より信ずるに足らざることも面白きことなりと謂ふべし。更に酒の語源を尋ねるに日本釋名には「さけは避くるなり、風邪、邪氣を避くるなり」とあるも之亦信ずる能はず、他の一は「榮之水」の意味なりと云ふ説にして萬葉集抄に「酒をさけとも云ひさかともいふ、さかゆといふ詞也、酒宴は皆人のさかえ樂む故なり、又さともいふ同じ詞也」、即ち飲めば精神愉快となり自ら榮えるが如き氣持となるため「榮之水」の名が起り後に之を略して「さかえ」となり更に「さけ」と云ふ様になれりと、稍信ずべきなり、又云ふ神酒を「みさ」と云ふ、みいさ「御息」也、いさほひ「勢」の意なり、「みわ」と云ふは三輪神より起る、三輪神は酒神なりと、其他諸説多きも其の由る所詳ならず。

酒を造るを「かむ」ともいふ、いかなる心ぞ、醜の字は酒を造る也、つくるともかむともよむ、昔は此の國の人酒を造るすべを知らず、口に米をかみて水にはさいれはさいれして日を経て後熟する時、是れを醜と云ふ、大隅國には一家に水と米とを設けて村につけめくらせば、男女一所に集りて米をかみて酒船にはき入れてちり_レにて歸りぬ、酒の香の出で來る時又集りてかみてはさいれし者ども是を飲むを名づけてくちかみの酒と云ふ云々と「風土記」に見えたり。かもすはかむより轉化せるものにして醸造の由りて來るところを知り得べし。

而して造酒の資料に就きて見るに常識的に推測するに、其の生活環境に近く豊富に存在したるものに偶然の機會に醱酵しあるを飲みて酒の製法を知りたるものなるべく、即ち果實の豊富なる地方に於ては果實酒、穀類の豊富なる地方に於ては穀類酒が原始時代より漸時發達したるもの如し。西洋諸國の如く葡萄の如き果實酒の材料に適したるもの、豊富にありし處にては、原始時代より連續して果實酒發達したるが、東洋諸國に於ては原料に適當なる果實なく穀類豊富なりしかば穀類酒が發達したるものと謂ひ得べし。

第三節 酒の國家管理と各國

酒類は煙草と同じく最も廣く且最も多く用ゐらるゝ一種の嗜好品にして、而も之を衛生上より見るときは寧ろ有害なる贅澤品と看做すべきものなるのみならず、所謂最後の消費品なるを以て之に對し多少の重税を課するも消費者に苦痛を與ふること概して少く、財政上好箇の税源として各國の等しく認むる所にして、之が取扱に就ても或は財政的見知より或は社會政策上より或は衛生的、宗教的觀點より禁酒制度を採り又は國家管理とし專賣とするものあり。即ち獨逸、瑞西、瑞典は火酒專賣を爲し諸威、フィンランド、リヌアニア、ロシア、ルーマニア、ケベック、ポーランドは酒類一般の國營を實施しつゝあり。而して其目的は財政收入及國民保健にあるは勿論なりとす。其内フィンランド、瑞典、諸威は主として國民保健上より國營を實行し、其の販賣方法、數量、年齡、時間、營業方法等に付種々干渉的規定を爲すもの多し、英國は專賣にあらざるも禁酒の目的を以て販賣時間、購買者の年齢等に付種々規定する所あり、ロシアは帝政時代に酒專賣と禁酒令とを併用したりしが遂に兩立せず專賣收入増加の状態にありたり。千九百十四年歐洲大戰に際し禁酒に依り農民の能率増進を圖らんが爲め動員中火酒の賣却を中止し同年十月終に永久に賣却を廢止して禁酒國となれるが、ソビエトロシアとなるに及び千九百二十一年以來再び酒精專賣國となれり。

米國は千九百十九年ボルステッド禁酒法によりて禁酒國となりしも其成績舉らずして解禁の状態となり終りぬ。其他の各國に於て制限的規定に依り節酒を勵行しあるは類例に乏しからず。我國に於ても大正十一年以來未成年者の禁酒を斷行したり。要するに飲酒の風習は人間生活上より之を法を以て禁壓せんとするは無理と謂ふべく、然れども之を自由に放任し置かんか、亦人類の幸福を來たす所以にあらずとするは現今に於ける世界共通の思潮なるが如し、此思潮に基きて各國に於ては夫々財政收入及保健の目的より之を國家管理と爲すもの多きものと謂ふべし。

第二章 臺灣に於ける酒類の變遷

第一節 概況

一、臺灣先住民族と酒

改隸以前に於ける臺灣の住民は先住民たる蕃族と移住民たる漢民族の二種族なるが、之等民族間に於て酒類が祖先の祭祀を始とし、各般の儀禮に供せられたるのみならず、嗜好品として太古より存在したることは各種文獻に徴し明かなる所なり。

臺灣に於ける先住民族たる蕃人は何れも古來酒の醸造を知りて自ら之を醸し、衆と共に飲み或は祖先の靈に供し或は之を酌みて喜悅を共にするの風ありたり。而して彼等は老幼男女を問はず概ね酒を愛用せるも、文化人の如く平常之を蓄へて日々飲用することなく、季に従ひ時に應じて之を醸して用ひ即ち偶々遠來の客あれば之を遇するに特に酒を醸し、餅を搗きて饗し以て彼等最高の歡迎を表し、又祖先の靈を祀るには必ず酒を醸して之を供す。又飲酒に際し禮法ありて杯を手にする場合など自ら之を口に先に敬虔なる態度を以て默禱し、右手の中指を杯に浸し中指と

樽指とを輪にして上下に二回弾くを常とせり、之天地神明の加護恩澤に感謝の意を表する所以の遺風なりと云ふ、之等は各蕃族共通の風習なるも、獨り臺東廳紅嶼島に居住する蕃族のみは、全く酒を知らずして之を用ふることをなすと云へり。蕃人の酒は粟又は米を以て醸すを常とし、タイヤル族とアミ族は或種の草木の葉を以て一種の酒母を造る、タカサゴキク(菊科)又は艾の類を用ひタイヤル族の一部にありては楓の樹脂を混じ、藜を混ざるものあり、パイワン族ブヌン族ツオウ族にありては藜の實を以て酒母とせり、此外舊慣に依る各種の草葉を用ひたるも其の後之等固有の酒母を造るの類を厭ひ、平地既製品白糴(ペイカク)を購ひ之を用ふるもの亦尠からざりき。

蕃人は特に造りたる酒母を用ふるの外、我が國に於て古代に行はれたる方法と同じく彼等の古法たる唾液酸酵によるものありて、パイワン、ブヌン、ツオウ族のうち、舊弊を墨守する蕃社にありては、最近まで行はれたりと云ふ。其の方法に粟を煮て其の冷却したる時、各人の指頭に粟飯を搦ひ之を口中にて咀嚼し、唾液に和し、甕中に入れ蓋を爲して之を放置し、自ら酸酵せしむるものあり、又一部落共同して大なる仕込桶の周圍に婦女子を佇立せしめ、生玄米を各自の口中にて噛み砕かしめ、之を桶中に吐き入れしめて酸酵作用の誘致を計るものもありたり、而して其仕込みたる酒は燻傍に置き温度の調節を計りて、酸酵を促進せしむるを常としたり。然るに獨り東海岸に居住するアミ族及卑南蕃の一部と加禮宛熟蕃及平埔蕃の一部には蕃薯を原料とし蒸餾酒を造りしものもありしと云ふ。蓋し之領臺以前東海岸に漂着したる琉球人が彼等蕃人に此の方法を傳授したるものなるべし。

蕃人が酒母に白糴を用ひたるは本島人より支那式を傳へたるものなるべくも、其の他の醸造法に至りては彼等固有のものなるが如し。其の或ものには原始的醸造法の俣ばるゝあり興味深きものありと謂ふべし。

蕃人の酒に関する記録としては、臺灣府誌卷十四蕃社風俗中諸羅縣平埔蕃飲食の部に「酒に二種あり一は米を用ひて造り蕃女口にて糯米を咀嚼し、後略ぼ酸味有りたる」とき之を麴と爲す、糯米を舂き砕きて麴と

(臺中州カネトソン社)

酒造りの準備



酒宴



迎杯 (懇親の間に於て行ふ)



献酒の一儀式にして酒を盛りたる一杯を

二名の者半は相懷き合ひて同時に飲み干す状なり。

混合し甕の中に置くこと敷く、氣を發するに及び取り出して水を混和して飲む」とあり、往時斯る慣習ありし平埔蕃は目加溜灣社、蕭壠社、麻豆社、諸羅山社、哆囉叭社、打猫社、他里霧社、斗六門社等にして今の嘉義を中心として北は斗六より南は麻豆、蕭壠一帯の蕃社即ち臺南以北濁水溪以南に於ける風習なり、又臺灣縣大傑山頭社、新港社、卓猴社の蕃社風俗に「酒には凡二種あり。一は秣米を舂きて碎けしむ米を嚼みて麴となして地上に置き夜を隔て、氣を發すれば拌和して甕中に藏す、數日にして變を發す、其味甘酸なり。日姑く婚娶築舎を待ちて、鹿を捕へて此の酒を出す。沃ぐに水を以てし、地上に群坐し、木瓢或は椰碗を用ひ、汲みて之を飲む。酒酣にして歌舞し、夜深ふして乃ち散す。一は糯米を蒸熟し、麴を拌して篋籃に入れ、甕口に置けば、津液下滴し、藏すること久しくして色味香美なり。貴客に遇へば始めて出して以て待つ。客を敬するには必先づ骨めて後進む」とあり。又淡水廳の南崁四社、淡水十四社、大雞籠五社の記載に「用黍米嚼碎爲酒如他社」とありて之今の新竹、臺北、淡水より基隆方面に至る平地蕃社の風習なり、之に由りて是を觀るときは往時本島西海岸の平地にありし蕃人も現今奥地の山野に棲む生蕃の如く酒を醸すに唾液醱酵の方法を用ひしことを知り得べく、又一面には草葉、花實を用ひて酒母としたる記事ありて鳳山縣二山猪毛社等今の高雄州管内のバイワン族の風俗中に「酒は黍米を以て、青草花を合して同じく舂き、草葉に包みて煮、四五日の外、清水にて之を澆し、甕に貯ふること一二日、即ち酒味有り、聚飲するには木碗を以て酒を盛る、士官先づ酌み、次に副士官公麻に及び、衆番相繼ぎて飲む」とあり、諸羅縣大武壠頭社、噍吧哖社、木岡社、芋兜社風俗紀に「酒は糯米を用て炊熟し、禾草を燒きて麴を作り、米飯を攪して甕中に藏し、六日を過ぎて取出し、水を沃いで飲む」とあり。何れも大同小異にして蕃人醸造の事實を知ることを得べし。

蕃人の酒の醸造法は粟、米何れを用ふるも之を精白したるものを蒸して飯に炊き、槽に移して冷却するを俟て酒母を用ひざるときは之に代ふるに口中にて嚼み、唾液に和して甕中に入れ醱酵せしめたりしことは前述の如くなるが、

此の場合、咀嚼する者は未婚の處女を原則とし若し未婚の處女なきときは他の婦女を以てし、男子は殆んど之に與らざりしと云ふ。斯くして夏季に於て三四日、冬季に於て六七日に於て醗酵し、之に適度の水を加へ其の上汁を掬ひ、或は籐製の細長き瀘酒籃にて瀘し、糟を去りて飲用し、時としては糟の儘用ふることあり。ブモン族、ツオウ族は造酒に用ふる粟又は米は舂きて粉末となし之を煮、ツオウ族の醗母は粟と薏苳を粉末に舂き之に藜實を混じて造れりと云ふ。蕃人の飲酒は皆冷酒の儘用ひ、杯はタイヤル族は竹杯を用ひ、ツオウ、ブモン、バイワン族は小形の瓢を用ひ、アミ族は碗又は竹杯、瓢等を用ひ、往時の平埔蕃は碗、竹杯又は椰碗を用ひたりと云ふ。バイワン族には技巧を凝せる木彫の杯ありて一人飲二人飲或は三人飲のものあり、蕃人は何れの種族も親愛の意を表する爲二人同時に唇を接して合吻同飲するを例とし、一器に盛りし酒を二人同時に飲むの風ありしも、バイワン族に限り此の場合同じく一器に盛りし酒なれど酒の入る場所を異にせる點に於て最も進歩せるを見たり。而して木彫の杯は鹿、蛇、人面等を彫刻し中には漆塗のものあり、原始的ながらも美術的作品として興味あるもの少なからざりき。

二、漢民族と酒

敍上先住蕃人間に夙に酒のありたることは歴史の示すところなるが、移住民たる漢人は彼等先住民に比し文化の程度に於て著しき徑庭ありたるが故に、比較的進歩せる方法に依り酒類の製造を爲したることは謂ふを俟たざるところにして彰化縣誌の社會紀飲食の部に「毎日三餐し、富者は米飯にして貧者は粥及び地瓜を食ふ。歎歳と雖も、饑に啼くを聞かず。量菜は則ち家の貧富に稱ふのみ。惟檳榔は烟瘴を散するの物となし、則ち貧富を論ぜず、老壯を分たず、皆嚼きて口を離さず。黒齒の譏ある所以なり。家に老米酒を醸し、以て老疾を養ふ。與莊尤も多し。村民或は地瓜、蕃黍を以て酒を爲るは則ち遜れり。紹興、鎮江、惠泉、膏梁燒等の如き酒は、皆來ること外省よりす。市中沽る所は多く他酒

を雜ふ。城市の宴客は豐を好み、四仟制錢にて購ひて一席を備ふ。歡を爲さざるを慮り、必ず肴は山海を罄し、滿漢席と稱ふ。」とありて即ち家に醸したる老米酒を以て老病を養ふ專莊に最も多し。村民或は地瓜(蕃薯)、蕃黍を以て酒と爲したる則ち遜とる。紹興、鎮江、惠泉、膏梁燒等の如き皆外省(支那本土)より來る、市中(彰化街)賣る所は多く他の酒に雜混すと云へるは同地方に酒の製成或外省より輸入したる數種の酒類ありたることを記載せるものにして、又彰化縣誌貨幣之屬中に「白糖を製するに至りては、蔗汁を煮て糖と成る時、糖を甌内に入れて下鍋を用ひて之を盛り、半月の後糖水を浸出し名づけて頭水といふ。次に泥土を用ひて甌上を蓋ふこと十餘日、糖水を得、二水と名づく。再び泥土を用ひて覆ふこと十餘日この糖水を三水と名づく。合せ煎て糖膏を爲る可し或は用ひて酒を醸す。」とあり即ち糖水を合煎して糖と爲し糖膏は釀酒に用ふとあるは離仔土(糖蜜)利用の方法を記述したるものなるが如し。

臺灣府志の物産の部に「蕃薯皮に紅あり白あり、蔓生とし其根成熟すれば皆食ふべく、亦酒を醸し粉に作るべし」と澎湖廳志俗絶記に「澎の人常飯に夏は黃黍を用ひて粥に煮、或は膏梁の舂碎せるものを薯片に雜へ煮て食す、秋後は皆生地瓜(生蕃薯)を食ひ、冬春は乾地瓜(乾蕃薯)を食ふ、且之より釀造する地瓜燒(薯燒附)は尤も島民の嗜好に投ず、飲酒を離さざる者十室にして九、飲みて酒病を成し悔いざる者あり、是皆主に地瓜燒を用ふるなり」とあり。彼の名聲高かりし宜蘭紅酒製造の始祖は同地林青雲氏の高祖父、今を去る百四十年前支那本土福建省より紅酒の製法を傳授せるものなりと云ふ、其の年代は我が亨和元年にして清曆嘉慶七年に當れり、偲ふに臺灣府志の初修は康熙三十三年(皇曆元祿七年)に成り其後統は乾隆十一年(皇曆延享三年)に完成し、此の間約五十年間を要し、今を去る二百年前なるが故に、當時既に村莊に酒類の製造あり、又支那本土即ち外省よりも酒類の輸入あり、市中商店に於ても適宜混合酒の發賣ありたることは容易に知ることを得べし。然れども清國治下の臺灣に於ける酒類製造の狀況、其集散等に關する記事は文献に乏しく、其の詳細を知るに由なきを遺憾とす。

三、改隸後の酒類と白糶、紅糶、酒母、膠

(一) 酒類

領臺後數年に於ける酒類の移輸入高、製造高に就きては之が資料を蒐集すること難く、之が正確なる統計なきも、明治二十九年に於ける本島輸入酒類は麥酒にありて十三萬八千餘圓、支那酒にありて四萬九千餘圓に達せるが、當時にありては本島人は麥酒に對する嗜好尠かりしが故に麥酒の需要は主として内地人に限ぎられたるものと見るべく、支那酒は本島人を主とせるものと謂ふべし。而して翌三十年には麥酒の輸入十八萬八千餘圓、支那酒(藥酒を含む)十二萬九千餘圓に達し、更に内地よりの移入酒類を觀れば、明治三十年二十四萬九千餘圓、同三十一年六十一萬九千餘圓、同三十二年七十七萬餘圓にして、同三十三年以降數年間は引續き八、九十萬圓に達せり。即ち左の如し。

累年輸入酒類數量價格表

年次	種類	單位	數量	價格
明治二十九年	麥酒	打	138,561	1,385,561
	支那酒	打	49,590	4,959,000
明治三十年	麥酒	打	188,437	1,884,370
	支那酒	打	129,386	12,938,600
明治三十一年	麥酒	打	182,332	1,823,320
	支那酒	打	151,358	15,135,800
明治三十二年	麥酒	打	87,140	871,400
	支那酒	打	93,967	9,396,700
明治三十三年	麥酒	打	61,059	610,590
	支那酒	打	33,111	3,311,100

年次	種類	單位	數量	價格
明治三十二年	麥酒	打	58,886	5,888,600
	支那酒	打	261,715	26,171,500
	支那藥酒	打	16,390	1,639,000
	支那藥酒	打	537	5,370
	支那藥酒	打	90	900
	杜松子酒	打	47	470
	リキユール	打	72	720
	ラム	打	3	30
	バナ	打	3	30
	セリ	打	294	2,940
	ヅエルモット	打	64	640
	同	打	6	60
	ウイスキー	打	331	3,310
同	打	259	2,590	
同	打	57	570	
同	打	425	4,250	
同	打	2707	27,070	
明治三十三年	同	打	119	1,190
	同	打	1	10

第二章 臺灣に於ける酒類の變遷 第一節 概況

第二章 臺灣に於ける酒類の製造 第一節 概況

明治三十四年度

其他ノ諸蒸餾酒	同	葡	同	同	ウ	同	ヅ	同	セ	同	ボ	ラ	リ	同	杜	支	支	シ	同	ブ	同	麥
		萄		イ	エル		エル		リ		ト	ム	キ		松	那	那	ヤ		ラ		
		酒		スキ	モ		ト						ユ		子	那	那	ン		ン		酒
〃	立	箱	瓦	立	〃	打	箱	立	箱	立	箱	打	筒	立	〃	〃	升	箱	立	打	立	打

一八八
九六
三〇一
三七
六九、三五二
三三
七三
一一
九
四八
一五〇
一四
二九〇
六六
二四〇
八七六
?

四八二
四五
二、二七一
六一一
一、一〇九
四九
一九九
六
八四
四八三
九四
二二四
二、八八八
一、六六〇
二二二
五二

第一編 專賣制度施行前の酒

其他ノ諸蒸餾酒	同	葡	同	同	ウ	同	ヅ	同	セ	同	ボ	ラ	リ	同	杜	支	支	シ	同	ブ	同	麥
		萄			イ		エル		リ		ト	ム	キ		松	那	那	ヤ		ラ		
		酒			スキ		モ								子	那	那	ン		ン		酒
計	〃	立	箱	瓦	立	〃	打	箱	立	箱	立	箱	打	筒	立	〃	〃	升	箱	立	打	立

二九
六九
二八、四〇二
一、〇九一
五三
五六四
三六
一〇六
六五
七六
二四
一〇七
一九
二七四
一、四八六
?

一六三
九二一
五、四六五
六一四
二九〇
四二九
三三六
四一
七一四
四七
二七
一一
九四三
三三
三八一
一九一七
一、二七〇〇

明治三十六年度

同 ウ イ ス キ	同 グ エ ル モ ツ ト	同 セ リ	同 ボ ト	ラ キ ユ ー ル	同 リ キ ユ ー ル	同 杜 松 子 酒	支 那 麥 酒	支 那 麥 酒	シ ヤ ン バ ン	同 ブ ラ ン デ ー	同 麥 酒	計	其 他 ノ 蒸 餾 酒	其 他 ノ 醸 造 酒	同 計
立	打	箱	立	箱	立	箱	打	箱	立	打	立	打	立	打	立

四七三	九	五六	一九	三七	六分の一	一七	三九	五〇	三八	三	六二	五九	八三一	一、三三三
-----	---	----	----	----	------	----	----	----	----	---	----	----	-----	-------

四、九二〇	六七	五〇一	二八〇	三三六	二	二〇	五六九	五三三	五三二	七、八九三	二〇七	二五	四九一	三二六
-------	----	-----	-----	-----	---	----	-----	-----	-----	-------	-----	----	-----	-----

明治三十五年度

同 ウ イ ス キ	同 グ エ ル モ ツ ト	同 セ リ	同 ボ ト	ラ キ ユ ー ル	同 リ キ ユ ー ル	同 杜 松 子 酒	支 那 麥 酒	支 那 麥 酒	シ ヤ ン バ ン	同 ブ ラ ン デ ー	同 麥 酒	計	其 他 ノ 蒸 餾 酒	其 他 ノ 醸 造 酒	同 計
箱	瓦	立	打	箱	立	箱	打	箱	立	打	立	打	立	打	立

一四六	二六六	四七〇	三	六九	一〇五	二六	一	一五	二六	一〇	三四	一、四七九	三三三	六五	一九五	一二〇	五七	?
-----	-----	-----	---	----	-----	----	---	----	----	----	----	-------	-----	----	-----	-----	----	---

一、〇一六	二七八	四、四二五	二六	六八三	二二	二七〇	六	一七	一一	六一	三三	二六七	五四三	四九	四、九八八	八二	二〇四	一〇、五五一	一七
-------	-----	-------	----	-----	----	-----	---	----	----	----	----	-----	-----	----	-------	----	-----	--------	----

第一編 專賣制度施行前の酒

明治三十七年度																						
同	葡	同	葡	同	ウ	グ	セ	杜	釀	蒸	支	シ	ブ	同	麥	計	其他ノ	其他ノ	同	葡	同	
其ノ	同	同	同	同	イ	エ	エ	松	造	造	那	ン	ラ	同	同	計	諸	諸	同	葡	同	
他ノ	同	同	同	同	ス	ル	子	子	造	造	酒	バ	ン	同	同	同	造	造	同	葡	同	
諸	ト	ト	ト	ト	キ	モ	酒	酒	酒	酒	酒	ン	デ	同	同	同	酒	酒	同	葡	同	
酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
立	箱	立	箱	立	箱	立	箱	打	〃	〃	升	〃	〃	箱	立	〃	〃	〃	立	箱	瓦	〃
一九七	六八	六八八	一七五	二、四六三	五〇七	七四	一六	二、八二七	六七七	三三七	九一	三、四九九	九一	一七、五八四	〃	〃	〃	一七、五八四	二、二九九	一、二四四	〃	〃
三三九	三九	五二五	一九二	一、三一一	五、二九九	六〇	六五八	一、一三八	三三二	二、六六	三、五八四	四〇七	七、八八四	二五二	〃	〃	〃	一七、五八四	二、五五	二、二四四	〃	〃

第二章 臺灣に於ける酒類の變遷 第一節 概況

明治三十八年度																						
同	葡	同	葡	同	ウ	グ	セ	杜	釀	蒸	支	シ	ブ	同	麥	計	其他ノ	其他ノ	同	葡	同	
其ノ	同	同	同	同	イ	エ	エ	松	造	造	那	ン	ラ	同	同	計	諸	諸	同	葡	同	
他ノ	ト	ト	ト	ト	ス	ル	子	子	造	造	酒	バ	ン	同	同	同	酒	酒	同	葡	同	
諸	ト	ト	ト	ト	キ	モ	酒	酒	酒	酒	酒	ン	デ	同	同	同	酒	酒	同	葡	同	
酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
立	箱	立	箱	立	箱	立	箱	打	〃	〃	升	〃	〃	箱	立	〃	〃	〃	立	箱	瓦	〃
五八五	一九	三六〇	四〇四	一、〇六一	六三八	一、一五三	四二	四	七五七	六三七	三六	四七九	六	一九、八八三	〃	〃	〃	一九、八八三	一、二九九	一、二四四	〃	〃
三三九	三九	五二五	一九二	一、三一一	五、二九九	六〇	六五八	一、一三八	三三二	二、六六	三、五八四	四〇七	七、八八四	二五二	〃	〃	〃	一七、五八四	二、五五	二、二四四	〃	〃

支那	酒類	其ノ他ノ酒類	ウイソンデ	シヤンパン	葡葡	同	同	ウイソンデ	グエルモット	セリ	杜松子	釀造	蒸餾	支那
計	精	類	類	類	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	箱	箱	打	升	
三	三	二〇	二八三	二、九〇四	三一	四、四七二	二〇五	一七六	二〇〇	五四	一、六二〇	一三〇	七四六	六

支那	酒類	其ノ他ノ酒類	ウイソンデ	シヤンパン	葡葡	同	同	ウイソンデ	グエルモット	セリ	杜松子	釀造	蒸餾	支那
計	精	類	類	類	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	箱	箱	打	升	
九、八二二	二〇九	一一、一九一	三	一、三八二	二、一六六	七、四五三	一三四	九、三四二	一四五	一〇、二七	二、九九一	二、二四	三、七六二	五、〇三七

大正四年度	大正三年度	大正二年度	大正元年度
葡 萄 酒 立	葡 萄 酒 立	葡 萄 酒 立	葡 萄 酒 立
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計

三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇
一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六
?	?	?	?
一〇、三三二	一〇、三三二	一〇、三三二	一〇、三三二
二、三二九	二、三二九	二、三二九	二、三二九
一一、五三三	一一、五三三	一一、五三三	一一、五三三
四、九三八	四、九三八	四、九三八	四、九三八
五八五	五八五	五八五	五八五
七、五二五	七、五二五	七、五二五	七、五二五
一〇	一〇	一〇	一〇
一一、三三六	一一、三三六	一一、三三六	一一、三三六
四、六一一	四、六一一	四、六一一	四、六一一
三、七〇九	三、七〇九	三、七〇九	三、七〇九
三、三一九	三、三一九	三、三一九	三、三一九
五	五	五	五
一〇、八三八	一〇、八三八	一〇、八三八	一〇、八三八
二、五五四	二、五五四	二、五五四	二、五五四
七六三	七六三	七六三	七六三
二、一八一	二、一八一	二、一八一	二、一八一
七、八四五	七、八四五	七、八四五	七、八四五
七七八	七七八	七七八	七七八
一	一	一	一
二七、二一〇	二七、二一〇	二七、二一〇	二七、二一〇
八、二六九	八、二六九	八、二六九	八、二六九
八一〇	八一〇	八一〇	八一〇
九、四六四	九、四六四	九、四六四	九、四六四
一一、三三二	一一、三三二	一一、三三二	一一、三三二
五〇八	五〇八	五〇八	五〇八
三二、三八二	三二、三八二	三二、三八二	三二、三八二
八、四八六	八、四八六	八、四八六	八、四八六
九	九	九	九
一〇、〇〇七	一〇、〇〇七	一〇、〇〇七	一〇、〇〇七
一一、九一一	一一、九一一	一一、九一一	一一、九一一
七九二	七九二	七九二	七九二
三二、二〇五	三二、二〇五	三二、二〇五	三二、二〇五
二、八〇六	二、八〇六	二、八〇六	二、八〇六
七	七	七	七
八、六〇二	八、六〇二	八、六〇二	八、六〇二
八、七五四	八、七五四	八、七五四	八、七五四
六六三	六六三	六六三	六六三
二〇、八三三	二〇、八三三	二〇、八三三	二〇、八三三
一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三

大正八年度	大正七年度	大正六年度	大正五年度
葡 萄 酒 立	葡 萄 酒 立	葡 萄 酒 立	葡 萄 酒 立
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計
ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒	ウ イ ス キ 酒
シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン	シ ヤ ン デ ン
ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン	ブ ラ ン デ ン
其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類	其 他 酒 類
計	計	計	計

五、四一八	五、四一八	五、四一八	五、四一八
三、二八五	三、二八五	三、二八五	三、二八五
九八二	九八二	九八二	九八二
一八	一八	一八	一八
七、四五六	七、四五六	七、四五六	七、四五六
三、一六三	三、一六三	三、一六三	三、一六三
一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
二、四六七	二、四六七	二、四六七	二、四六七
一、九四八	一、九四八	一、九四八	一、九四八
五八	五八	五八	五八
一、三一八	一、三一八	一、三一八	一、三一八
二、四七七	二、四七七	二、四七七	二、四七七
三二七	三二七	三二七	三二七
二、七六五	二、七六五	二、七六五	二、七六五
六二四	六二四	六二四	六二四
三、五六一	三、五六一	三、五六一	三、五六一
八八六	八八六	八八六	八八六
三、二八八	三、二八八	三、二八八	三、二八八
二、五〇九	二、五〇九	二、五〇九	二、五〇九
四、八一〇	四、八一〇	四、八一〇	四、八一〇
九、四四一	九、四四一	九、四四一	九、四四一
三五八	三五八	三五八	三五八
一五、七四二	一五、七四二	一五、七四二	一五、七四二
九三	九三	九三	九三
八一四七	八一四七	八一四七	八一四七
一〇、〇七五	一〇、〇七五	一〇、〇七五	一〇、〇七五
五七七	五七七	五七七	五七七
一、八二六	一、八二六	一、八二六	一、八二六
二〇、七一八	二〇、七一八	二〇、七一八	二〇、七一八
二、〇八四	二、〇八四	二、〇八四	二、〇八四
三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
二、五六四	二、五六四	二、五六四	二、五六四
九、五六〇	九、五六〇	九、五六〇	九、五六〇
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一四、七一八	一四、七一八	一四、七一八	一四、七一八
三、二〇七	三、二〇七	三、二〇七	三、二〇七
一、七八六	一、七八六	一、七八六	一、七八六
一七、七一五	一七、七一五	一七、七一五	一七、七一五
五〇六	五〇六	五〇六	五〇六
二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四
五、三三五	五、三三五	五、三三五	五、三三五
一一、一八三	一一、一八三	一一、一八三	一一、一八三

大正九年度	大正十年度	大正十一年度
其ノ他ノ酒類	其ノ他ノ酒類	其ノ他ノ酒類
計	計	計
一、三〇九	五、八六六	二、五、八五二
四、〇二五	二八	一、七、七二三
六三、二七二	五、四三八	二、三、八五二
三、四六四	二、八	一、七、七二三
八三、二五四	五、八六六	二、三、八五二
六、〇七一	二八	一、七、七二三
二、四五一	二、八	二、三、八五二
二、三、七〇	五、八六六	二、三、八五二
六二、九六五	二、八	二、三、八五二
九二、八五七	二、八	二、三、八五二
八、三〇六	二、八	二、三、八五二
九九	二、八	二、三、八五二
一六、八五四	二、八	二、三、八五二
一、五三三	二、八	二、三、八五二
六三、九三七	二、八	二、三、八五二
一、五三三	二、八	二、三、八五二
四、八五三	二、八	二、三、八五二
三、三、一三四	二、八	二、三、八五二
一五、五一七	二、八	二、三、八五二

累年移入酒類数量價格表

移入酒類数量價格表 (其ノ二)

年次	清酒	麥酒	葡萄酒	其他の洋酒	其他の内地酒	計
明治三十一年度	四、〇七三	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇七三
同三十二年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十三年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十四年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十五年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十六年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十七年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十八年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同三十九年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同四十年度	三、〇九六	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六

備考 表中の石数に△印を附したるは單に價格のみの統計を得て石数を得ざる爲當時の時價を酌し價格に比例して石数を算出したるものなり

移入酒類数量價格表 (其ノ二)

年次	啤酒	葡萄酒	麥酒	葡萄酒	其他の洋酒	其他の内地酒	計
明治四十一年度	七、七六三	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六
同四十二年度	七、七六三	一、〇九二	一、九八六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇、〇九六

第二章 臺灣に於ける酒類の變遷 第一節 概況

年次	味淋	支那酒	其他ノ酒類	酒類	精	計
同 四十三年度	九八八五	九六五七	一〇三二二	二八〇〇〇	八二四	四七三
同 四十四年度	三三三〇	九五七〇	一三〇八五	三〇〇〇〇	六八三	三六八
大正 元年度	一五七四〇	八三三〇	一七〇三三	四八三三	四七三	六三六
同 二年度	三三〇四元	八七三三	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 三年度	三三〇三	八七三三	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 四年度	一五〇四八	七六八三	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 五年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 六年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 七年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 八年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 九年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 十年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六
同 十一年度	一六九三三	六八〇九	一六三三三	四八三三	四七三	六三六

移入酒類數量價格表 (其ノ三)

年次	味淋	支那酒	其他ノ酒類	酒類	精	計
明治 四十一年度	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
同 四十二年度	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
同 四十三年度	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
同 四十四年度	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
大正 元年度	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

年次	味淋	支那酒	其他ノ酒類	酒類	精	計
同 二年度	一四九四	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 三年度	一五三六	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 四年度	一五七七	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 五年度	一六二〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 六年度	一六六三	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 七年度	一七〇六	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 八年度	一七四九	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 九年度	一七九二	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 十年度	一八三五	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
同 十一年度	一九七八	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

以上統計によりて酒類の移輸入數量價額の概要を知り得べきが、島内製造數量に對しては明治三十一年七月總督府は地方税賦課徴收の制を定め、地方廳をして之が徴收を爲さしめ其の營業税中に製造業、物品販賣業の種目あるより見、酒類の製造、販賣は當然此の種目に包含せられたることは容易に推知し得るも、果して其の數量幾何ありたるや知るに由なし。而して明治三十六年に至りて地方税雜種税として酒餽(蒸餾器)税(明治四十年酒造税法の制定に依りて廢止す)を創定し課税したるが同年度に於ける本税は一萬八千餘圓に達したるを以て、之が年税五圓を基準とし換算すれば、島内に約三千五百個の蒸餾器ありたることは推定するに難からざるなり。島内製造酒類の正確なる數量を知り得るに至りたるは明治四十年酒造税法の制定ありたる以後に屬す、而して明治四十一年酒造年度の酒類製造場は

約一千餘箇所にして其の製造高七萬九千石に達し、大正十年度專賣直前には製造場は集約せられて二百餘箇所となれるも、其の製造高は累進し裕に二十四萬石に達するに至れり。今統計を示せば左の如し。

累年酒類製造高表 (△印は二種以上の酒類を製造するもの、數にして右傍の數に含まず外數は無免許者の製造數なり年次は酒造年度なり)

種別	年次	製造場數	査定石數	税額
醸	明治四十年度	△ 一七七	外 四二四、九〇一	外 二、五四九、四〇六
	明治四十一年度	△ 一三七	外 二、六四二、四九二	外 七、二〇〇
	明治四十二年度	△ 一三三	外 一、〇〇〇、四七二	外 一、五八五、四八二
	明治四十三年度	△ 一〇四	外 三、五三一、三〇七	外 六〇〇、二八二
	明治四十四年度	△ 一〇六	外 三、三二六、七六八	外 二、一八七、三三六
	大正元年度	△ 一五六	外 三、二二六、〇六八	外 一九、三〇〇、六〇八
	大正二年度	△ 一六五	外 三、六四七、一六二	外 二、一八二、九七二
	大正三年度	△ 一七九	外 四、〇四七、七六六	外 二、〇八九、〇〇〇
	大正四年度	△ 一八七	外 四、〇七二、〇二〇	外 二、二八六、二九九
	大正五年度	△ 一七三	外 八、〇一七、七七三	外 二、四〇六、六三八
造	明治四十一年度	△ 一三三	外 九、六二八、〇三五	外 五、七六八、〇三九
	明治四十三年度	△ 一七	外 八、〇一七、七七三	外 〇、二四〇
	明治四十四年度	△ 一八七	外 八、七二五、〇八〇	外 八、四一三
	大正元年度	△ 一九七	外 六、六一一、〇四二	外 五、二三五、〇八〇
	大正二年度	△ 一九六	外 五、三七一、七二五	外 三、九六六、〇八四
	大正三年度	△ 一六五	外 八、七二五、〇八〇	外 三、二〇〇、三五八
	大正四年度	△ 一七九	外 八、〇一七、七七三	外 三、九六六、〇八四
	大正五年度	△ 一七三	外 八、〇一七、七七三	外 四、一〇六、六三八
	大正六年度	△ 一七三	外 九、六二八、〇三五	外 五、七六八、〇三九
	大正七年度	△ 一七三	外 九、六二八、〇三五	外 五、七六八、〇三九

種別	年次	製造場數	査定石數	税額
酒	大正七年度	△ 二九	外 一〇、九七三、〇七一	外 六、五八三、四二六
	大正八年度	△ 二八	外 八、七九九、五三七	外 五、二二九、二〇三
	大正九年度	△ 二八	外 九、五九六、九四六	外 八、〇八三、五七五
	大正十年度	△ 二七	外 五、三七九、九三九	外 八、六〇七、〇二四
	大正十一年度	△ 二六	外 一、五七二、八七三	外 二、五、一六五、九六八

種別	年次	製造場數	査定石數	税額
蒸	明治四十年度	△ 一、〇五三	外 六、八五一、六七五	外 四〇、二三四、九四七
	明治四十一年度	△ 一、四六八	外 七、一五一、〇六八	外 四二、七、四一六、五〇六
	明治四十二年度	△ 一、六六八	外 一〇、五三〇、九六七	外 四四、三、七五
	明治四十三年度	△ 一、四四二	外 一〇、〇四七、七六	外 六四、五、六〇七、四三三
	明治四十四年度	△ 一、二四二	外 九、八二五、八九三	外 五三、四、五五
	大正元年度	△ 一、三三〇	外 一〇、五二六、〇二八	外 七二、一、〇三、四、一七三
	大正二年度	△ 一、二七九	外 一〇、〇八八、七三七	外 一、三〇七、七二五、二二一
	大正三年度	△ 一、一七三	外 一〇、〇〇〇、九〇九	外 二、〇八八、六九六、三五六
燗	大正四年度	△ 一、一七三	外 一〇、〇〇〇、九〇九	外 二、〇八八、六九六、三五六
	大正五年度	△ 一、一七三	外 一〇、〇〇〇、九〇九	外 二、〇八八、六九六、三五六
	大正六年度	△ 一、一七三	外 一〇、〇〇〇、九〇九	外 二、〇八八、六九六、三五六
	大正七年度	△ 一、一七三	外 一〇、〇〇〇、九〇九	外 二、〇八八、六九六、三五六

第二章 臺灣に於ける酒類の變遷 第一節 概況

第一編 專賣制度施行前の酒

種別	年次	製造場數	査定	石數	税額
大正四年	同	△	外	一六五、九九〇、四三二	外、五、六七〇、一五二、〇六五
同五年	同	一七一	外	二〇一、八八四、六〇九	外、八、四六二、〇〇二、八六六
同六年	同	一七一	外	二二一、三三三、六六七	外、九、七三〇、七六一、〇五二
同七年	同	一六一	外	二〇三、四〇六、七八六	外、八、六〇七、一三三、七〇二
同八年	同	一五八	外	二〇五、六〇二、五二七	外、八、四八六、二八一、一九七
同九年	同	一五八	外	一六八、三六四、〇九八	外、七、五八一、三六六、四三三
同十年	同	一四五	外	一七九、八七五、一八四	外、一、一六二、九一三、四一〇
同十一年	同	一六三	外	二二一、六二五、九〇〇	外、五、七六四、〇五四、四三〇

三〇

種別	年次	製造場數	査定	石數	税額
明治四十年	同	△	外	三四四、四〇八	二、二六三、三六六
同四十一年	同	△	外	五、八二七、四七八	三、八、四六五、七七二
同四十二年	同	△	外	一四、三七七、二五一	九、七、九八七、八九一
同四十三年	同	△	外	三、八〇〇、〇五五	二、四〇〇、五九五
同四十四年	同	△	外	一九、一六九、五八七	一、三三、八八〇、九五三
同四十五年	同	△	外	二一、五六六、三七八	一、五、一、四三〇、五四七
同四十六年	同	△	外	一、六六、七〇二	一〇七、二五二

種別	年次	製造場數	査定	石數	税額
大正元年	同	△	外	二二、〇五九、九三六	一、六二、四五九、〇〇七
同二年	同	△	外	四四、五三七	三、〇三三、二九九
同三年	同	△	外	二二、〇三七	一、六四、七二二、〇三二
同四年	同	△	外	二二、〇三七	一、五九、九七六、一四一
同五年	同	△	外	二〇、一七五、五四九	一、三九、八三六、一九七
同六年	同	△	外	一〇、三六二	一、三三、三三一、四九八
同七年	同	△	外	二四、九六六、三〇三	一、七四、〇五〇、八四三
同八年	同	△	外	四八、〇七六	三、八四、九八九
同九年	同	△	外	二四、一七二、七六八	一、七四、一九六、五〇八
同十年	同	△	外	二二、九二二、九二二	一、二九、〇一一
同十一年	同	△	外	二四、八二九、二二九	一、二九、〇一一
同十二年	同	△	外	三六、八二九、二二九	二、五六、三四五、三九五
同十三年	同	△	外	三三、四二二	一、九七、六九九
同十四年	同	△	外	三五、六六〇、二六一	三、八一、六五五、四七一
同十五年	同	△	外	五〇、七五六、六三六	三、七四、〇一九
同十六年	同	△	外	五〇、七五六、六三六	三、八一、六五五、四七一
同十七年	同	△	外	二〇、四九三	一、二八、六一七、七五六
同十八年	同	△	外	二一、四二二	一、二八、六一七、七五六
同十九年	同	△	外	七、七三〇、八〇〇	二、三九、八五六、〇四二
同二十年	同	△	外	〇、二五四	五、三三四

種別	年次	製造場數	査定	石數	税額
明治四十年	同	△	外	七、六二〇、九八四	四、五、〇三七、七一九
同四十一年	同	△	外	七、九八〇、六五一	四、八、一、七三七、二五九

第三章 臺灣に於ける酒類の變遷 第一節 概況

三二

三二

年次	計										合			
	同十一年度	同十年度	同九年度	同八年度	同七年度	同六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度	大正元年度	同十四年度	同十三年度	明治四十二年度
	二二二	二二四	二二八	二二八	二二五	二一〇	二二三	二二六	二二八	二二七	二二七	二二五	二二五	六三六
	外 七六、七四一、二七三	外 二四一、三四七、四六六	外 二四一、三四七、四六六	外 二二八、七二七、六八〇	外 二七〇、〇六三、二九八	外 二五二、〇九〇、八八六	外 二六五、〇六四、四四〇	外 三三四、八六八、六八九	外 一九四、八九一、〇六一	外 一六〇、一一八、九四八	外 一四八、八七七、九二八	外 一四七、二七六、四二九	外 一〇〇、六五五、一四八	外 一一三、二一八、一三七
	外 〇、二五五	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 二、四九六、八六二	外 七、六四、七八二、五六〇

尙ほ前記製造數量を各酒名別に區分すれば概ね左表の如くなるも、再製酒中には其の數少きも洋酒又は酒精含有す

イター類の試験用として製造せられたるものあり。

累年酒名別製造高表

年次	清酒	濁酒	紹興酒	其	他	合計
明治四十三年度	二、四五八、二五二	二〇二、七二三	五六五、七九三			三、二二六、七三八
同四十四年度	二、九七七、一三〇	一七六、〇一八	四九四、〇一四			三、六四七、一六二
大正元年度	三、〇〇〇、七五二	一九五、二五三	八五一、七一			四、〇四七、七一六
同二年度	三、七五九、三六三	三〇一、一五五	一一三、二〇七			五、三三二、七二五
同三年度	五、二九三、三八二	二六〇、九七八	一、一六二、二五八		四、三九六	六、六一一、〇一四
同四年度	七、四四九、九七一	二九七、六〇七	九七七、五〇三			八、七二五、〇八〇
同五年度	七、〇八九、九七五	二六二、二八一	六六五、五一七			八、〇一七、七七三
同六年度	八、八一三、五一〇	一三五、六八三	六七八、八二二			九、六二八、〇〇五
同七年度	一〇、二九〇、九八四	六三三、三三〇	五八三、〇四六		三五、七二二	一〇、九七三、〇七一
同八年度	八、一六三、八七二	八一、六一四	五五〇、二二三		三、八三八	八、七九九、五三七
同九年度	九、一三四、三九五	七三、四八六	三八九、〇五九			九、五九六、九四〇
同十年度	五、三一六、三三四	六三、六〇五				五、三三九、九三九
同十一年度	一、五六四、九二二	七、九五二				一、五七二、八七三

年次	精米酒	糖蜜酒	燒酎	泡盛	蔘薯	高粱酒	粟酒	雜仔酒	砂糖酒	甘酒	大麥酒	合計
明治四十三年度	三、〇三六	四、三三〇	四、六六六	三、四一三	三、七二〇	三、五二二	二、六六三	二、六六五	一、三九九	一、三九九	九、五七五	三、〇三六
同四十四年度	三、〇三六	四、三三〇	四、六六六	三、四一三	三、七二〇	三、五二二	二、六六三	二、六六五	一、三九九	一、三九九	九、五七五	三、〇三六

第二章 蒸餾に於ける酒類の製造 第一節 概況

種類	數量
清酒	二、四三二
米酒	七、八一八
糖蜜酒	四、六二二
紅酒	四〇、三四二
洋酒	五九六
其他	六、五三五
計	六二、三四五

右表に就きて見るに紅酒は四萬石に上り全體の約六割に當る、而して更に之等の持越酒を地方的分布狀況より見れば臺北、宜蘭地方最も多く、即ち左の如し。

地方別持越酒類表

州廳別	數量	官署別	數量
臺北州 (新竹州・桃園・大溪・三郡を加ふ)	四三、二六七	臺北支局	三〇、八五〇
		基隆出張所	一、八五〇
		宜蘭出張所	一〇、五六七
新竹州 (桃園・大溪・二郡を除く)	二、一〇二	新竹出張所	二、一〇二
臺中州	六、五五〇	臺中支局	五、〇六九

臺南州	六、〇一五	豐原出張所	一、三三八
		埔里出張所	一四三
		嘉義出張所	三、九一二
		臺南支局	二、一〇三
高雄州	二、七八六	高雄出張所	八四五
		屏東出張所	一、六四二
		旗山出張所	一八六
		恒春出張所	一一三
澎湖廳	二八六	澎湖出張所	二八六
臺東廳	四九四	臺東出張所	四九四
花蓮港廳	八四五	花蓮港支局	八四五
計			六二、三四五

右持越酒類六萬二千石は專賣實施後に於ても之か自由販賣を認めたるが、專賣實施二年後なる大正十三年八月一日に於ては漸減し八千八百七十四石を殘存するに至れり、即ち左の如し。

持越酒類殘存高比較表

種類	大正十一年七月一日	大正十三年八月一日
清酒	二、四三二	一
米酒	七、八一八	一八四

第一編 專賣制度施行前の酒

糖蜜酒	四、六二二	二	四〇
紅酒	四〇、三四二	八、三五七	
洋酒	五九六	二四	
其他	六、五三五	三〇六	
計	六二、三四五	八、八七四	

次に右大正十三年八月一日持越残存數量を地方別に見れば左の如し。

州廳別	數量	官署別	數量
臺北州 (新竹州、桃園、大溪二郡を加ふ)	七、七四四	臺北支局	六、〇九五
		基隆出張所	二八〇
		宜蘭出張所	一、三六九
新竹州 (桃園、大溪二郡を除く)	二二六	新竹出張所	二二六
臺中州	七八〇	臺中支局	六七六
		豐原出張所	一〇四
		埔里出張所	一石未滿
臺南州	一〇二	嘉義出張所	三六
		臺南支局	六六
高雄州	二八	高雄出張所	二三
		屏東出張所	五
		旗山出張所	一

澎湖廳	一石未滿	恒春出張所	一石未滿
臺東廳	一石未滿	澎湖出張所	一石未滿
花蓮港廳	一石未滿	臺東出張所	一石未滿
		花蓮港支局	一石未滿

以上專賣實施當時の持越酒は短年月にして消費せられたるも、之より先大正十年酒專賣實施の聲傳はるや、製造業者は夜を日に踵ぎて製造し休業中の工場も俄に製造を開始して、所謂見越製造をなしたり。當時之が禁止を單行法を以て制限すべく提案せしも專賣となり禁業となるべき業者に對して之を壓迫するは政治的見知より面白からずとし之を事務的に制限するを可なりとして遂に法的に禁止するに至らず爲めに十年度の製造數量は異狀の數量に達したり。而して右見越製造は勢專賣實施に當りて酒類賣行不良の因を爲し紅酒の如き專賣米酒を混入し以て紅酒の増量を計り、一面各個人、料亭、會社等に於ては自家用として私藏し之が持越酒の申告を爲さざるものあり。而して之等は當局調査の持越酒數量に包含せざるを以て持越酒現在高も先に詳査せるものより反つて増加するが如き奇觀を呈するの狀態に至り結局大正十一、十二、十三年度に於ける豫定収入は擧げざるこゝとなり一部酒專賣計畫杜撰論、專賣廢止還元論さへ唱へらるゝに至つたり。

將來專賣制度實施に當りては徹頭徹尾持越の因となるべき點に對しては充分研究を要すべきものなりとす。持越酒に就ては更に取締の項に於て述ぶるところあるべし。

(二) 白糴、紅糴、酒母、膠

米酒、紅酒製造上糖化酸酵に用ふる糴種に二種あり、米酒に用ふるを白糴と謂ひ、紅酒に用ふるを紅糴と謂ふ。噶瑪蘭廳誌飲食紀に「惟だ家家、麴藥美醞さ非ざる無く、數錢擲ち去り、瓶熱して湯の如く、以て隨處に醉を取る可し。」

と記載しありて麴蘖とあるは糴種を指したるものなるべく、既に酒あり糴種の製造亦之に随伴し起りたるなるべし。新竹州新埔地方に於ては既に百餘年前支那本土より其製法を修得して糴を製造したりと云ふ。而して糴類の良否は直に酒類製造業の盛衰に係るを以て一部本島産を用ひたるも一部支那産を用ひたり。今大正三年度より大正十年度に至る糴類の輸入統計を示せば次の如し。

白糴輸入高表

年次	數量	價格
大正三年度	三、二二三	二〇一
同四年度	二、六二七	一七八
同五年度	二、二四九	一九二
同六年度	一、五〇五	二三四
同七年度	一、五九九	三一二
同八年度	二、三一九	五〇四
同九年度	六、三九二	一、一一五
同十年度	五、三九五	六八八
合計	二五、三〇九	三、四二四
平均	三、一六三	四二八
紅糴輸入高表	數量	價格
大正三年度	二五、四二一	七、三九四
同四年度	七、七一一	二、一三四
同五年度	四、九七〇	一、五七〇

次に島内に於ける製造は各地方に行はれたるが、今明治四十年以降大正十年に至る之等糴類製造高を麴製造高と共に記せば左の如し。

白糴、紅糴及麴製造高表

年次	白糴製造高	紅糴製造高	麴製造高
同六年度	一、八三五	七六四	七六〇
同七年度	一、八九七	七九二	七九〇
同八年度	一、六五八	七五〇	七五〇
同九年度	三〇、一一八	一五、五六五	一五、五六五
同十年度	六三、七〇七	一八、九六五	一八、九六五
合計	一三七、三二一	四七、九三四	四七、九三四
平均	一七、一六五	五、九九一	五、九九一

年次	白糴		紅糴		麴	
	製造場	販賣場	製造場	販賣場	製造場	販賣場
明治四十年度	△	△	△	△	△	△
同四十一年度	△	△	△	△	△	△
同四十二年度	△	△	△	△	△	△
同四十三年度	△	△	△	△	△	△
同四十四年度	△	△	△	△	△	△

第一編 專賣制度施行前の酒

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正元
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考 年度は各酒造年度なり△印は製造販賣の兼業なり九年份は統計資料を缺く、場数は年度末現在なり
更に專賣實施前と實施後との状況を見るに左の如し。

専賣前(大正十年)	専賣後(昭和十一年)	白		紅	
		工場数	年一工場製造平均量	工場数	年一工場製造平均量
二六	三四	六〇二〇	三八、五五〇	一九	一七

糖類は本島酒類製造の主要原料たるのみならず、紅糖の如きは調味料にも使用せられたるが、今本島在來の糖類製

造法を略説すれば左の如し。

白糖は粳玄米を洗滌せずして直に水桶に浸漬し、三四時間を経たる後之を箆に取り、數回掛水を爲し潤濁を除去し、後臼に入れ適量の水を和しつゝ碾碎す。碾碎中時々篩にて通し約三升位に至りたるとき白糖種を混和して搗碎し、斯くして細末となりたるとき、小さき毛欄に取り豫て粉末となし置きたる藥品を加へ、よく攪拌したる後冷水三升を加へ、更に煉り上げて硬き泥状となし後一々手にて直經八分位の團子となし、白糖床中に一粒宛並列し席二枚を以て蔽ひ之を保溫し、翌日白糖床より取出し、荒籠籠三箇に分配して並列し、室内に竝べて乾燥すること四五日にして製品を得。而して此の製造操作中米糠を添加することあるも必ずしも其の要あらざるが如し。細末となりたるとき藥品を加ふるは温熱を與へ菌類の蕃殖を助くるに效あるがためなりとす。今左に原料の配合並製成量に就き其の一を列挙すべし。

白糖製造法

区分	仕込	原料	製成量	摘	要
	粳玄米	白糖種			
甲	三六〇	一八〇	一一、〇〇〇	粳米の日より四日乃至七日に製成す	
乙	六〇	一五〇	二、六〇〇	粳米の日より六日乃至八日に製成す	
丙	一〇〇	一二〇	三、二〇〇	粳米の日より五日乃至八日に製成す	
丁	八〇	一五〇	二、八〇〇	粳米の日より六日乃至八日に製成す	

白糖の製法は極めて簡單にして其有効期間も完全に製造せられたるものは七八箇月、稍々不完全のものにありても二三月間使用に堪ゆ、斯の如く本島に於ける白糖は製法、使用共に極めて簡便なる事情より想到すれば内地清酒を製

造するに當り多大の努力と苦心と経費とを費して彼の酒母を製するが如きは極めて迂遠の感ありと謂ふべし。
 臺灣酒の製造に關しては原料の澱粉質なると、糖分なるとに論なく酵母として用ふるものは本島人の店頭到處の塵埃中に散布し、而かも取扱上極めて簡便なる白麹に外ならず、而して其少量を用ひて酸酵せしむる所の液體又は固形體は容易に酸敗を惹起する等の憂なきが如し。然れども原料としては内地清酒に於けるが如く、麴なく糖化代用的のものを用ふることをなきを以て其の酸酵物中に甘味を存せず、彼の醗味の如きに止まるは當然のことなるべしと云はれたり。

紅麹は臺灣に於て廣く清酒の原料として用ひらるゝも、白麹の如く清酒菌の培養塊と云ふことを得ず、之を檢鏡するに無數の麹菌の存在を認むるも清酒菌は稀に認め得るに過ぎず、故に紅麹は一種の酸酵素たることを疑なきも之を目して直ちに製酒酵母と云ふことを得ざるが如し。

紅麹は紅色にして米粒の形状を存するも内地の麴とは其性質同じからず、酵母として使用せらるゝよりも寧ろ色素として使用せらるゝ場合多かりき。

紅麹の製造は麹公より麹公糟を造り次に麹種を造り、次に麹種糟を造り更に之を蒸米に混和して紅麹を製するものにして、數段の順序を経て製造せらる。即ち表示すれば次の如し。

麹公—麹公糟—麹種—麹種糟—紅麹

次に之等製法を述ぶべし。

(一) 麹公

麹公は米粒に *Monascus purpureus* 層の一種 (*Monascus purpureus* vent. と稱せられたるも、其の後中央研究所中澤、佐藤兩氏の研究の結果別種にて *Anka Nakazawa et Sato* と命名せられたり) を繁殖せしめたるものにして、形状米粒の如く紅

麹よりも能く乾燥し表面黒色なれども粒子を割りて檢すれば内帯紅白色にして蒸の臭氣を發す。

麹公は本島に産出せず、厦門、福州、江寧、沙連地方より輸入せらるゝものにして、就中沙連産のもの最も品質良好にして大正四、五年の頃一升十二圓位に取引せられたるが其製造法詳ならず。

(二) 麹公糟

區分	仕		原	料	製	成	重	量	摘	要
	精	公								
甲	二合	一合	一合	一合	一合	一合	一合	一合	一合	一合
乙	三合	一合	一合	一合	一合	一合	一合	一合	一合	一合

小紅に仕込む仕込の日より十二日乃
 度至十六日目に熟成す使用米酒約二十

(ロ) 製品の性状

泥狀にして濃鮮紅色を呈し強きアルコールの香を放ち時日の経過と共に漸次褪色す。

(三) 製造法

區分	仕		原	料	製	成	重	量	摘	要
	蒸	白								
甲	三〇〇	六	六	四	二	二	二	二	二	二
乙	四〇〇	一〇	一〇	九	三	三	三	三	三	三
丙	三三〇	四	四	四	三	三	三	三	三	三

一見紅糶と殆ど同一形状にして時日の経過と共に漸次褪色して灰色に變ず。

- (ロ) 製品の性状
- (四) 糶種
- (イ) 製造法

區分	仕込原料		製成量	摘	要
	精種	炊糯白米			
甲	二〇	二〇	三〇	六六	小瓶に仕込む仕込の日より五日乃至八日に熟成す
乙	一七	一七	二〇	四一	同
丙	二〇	二〇	二五	六〇	小瓶に仕込む仕込の日より三日乃至五日日に熟成す

(ロ) 製品の性状

糶公糶と同じく濃鮮紅色にして時日の経過と共に酸敗し漸次褪色す甲仕込のものに就きアルコールを検するに一〇・三%あり使用の際摺鉢にて固形物を摺り潰し泥状として用ふ。

- (五) 紅糶
- 製造法

區分	仕込原料		製成量	重	量	摘	要
	蒸餾白米	精種					
甲	三〇	三〇	二九	四六	六〇	同	同
乙	六〇	六〇	五九	九三	三〇	同	同
丙	三〇	三〇	二九	四六	六〇	同	同

在來糶類の製造法は大要前述の如くなるが、明治四十年臺灣酒造規則發布せらるゝや、當局に於ては専ら酒類製造の進歩改善に努め來りたるが殊に中央研究所に於ては技師鈴木義直研究室を設け専ら白糶の製造改良法に没頭研究したる結果、大正六年七月臺灣發明協會の名に於て白糶製造技術上の特許權を獲得するに至れり。之れ所謂特許白糶なり。

本發明は米、麥其の他穀類の粉末又は蒸餾したる稗穀、米糠、穀に除蟲菊粉を混じ、之にリゾプス第五及シゾツカロミセス、フォルモセンシス變種タクバニエシシスを混じ、其の混合物を鹽酸溶液乳酸溶液又は酒石酸溶液を以て適度に浸潤し酸性となし適宜の塊となし、前記菌類の繁殖したる後乾燥して白糶を製造し、次に此の白糶を前記リゾプス菌及シゾツカロミセス菌に代用して前記製造法と等しき行程を経て白糶を製造する方法に係り、其の目的とする所は特種の物料と特殊の菌類とを使用し、特定の方法に依り白糶を製造し、以て白糶に對する有害菌類の害と蟲害とを防禦し、長時間の貯藏に堪へ、而も僅少なる分量を使用し旺盛なる糖化力と酸酵力とを兼備し、以て優良なる醪を醸造し得る白糶を製するにありたり。

次に酒母、醪、酒蒲につき述べんに醪とは白糶、紅糶、穀若は是等の内に含有する酸酵菌類を養成したる所謂酒母と澱粉質原料品と水分とを混濁し、酒精酸酵を起さしむるものを謂ふ、一名之を酒蒲チユウホと稱す。明治四十二年以降大正十年に至るまでの酒母、醪、酒蒲の製造場及製造高を示せば左の如し。

酒母醪酒蒲製造高表

年次	酒母		醪		酒蒲	
	製造場	製造高	製造場	製造高	製造場	製造高
明治四十二年						二六・九四〇
大正三年						二・四四〇
同四年						一〇六・一七二

第二章 臺灣に於ける酒類の變遷 第一節 概況

同	同	同	同	同	大
十	九	八	七	六	正
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
					二・四八〇
			一三・八〇九	三・四一〇	三・四一〇
					一八・九九三
				二〇・六七九	二〇・六七九
					二七・二二七
					二七・二二七

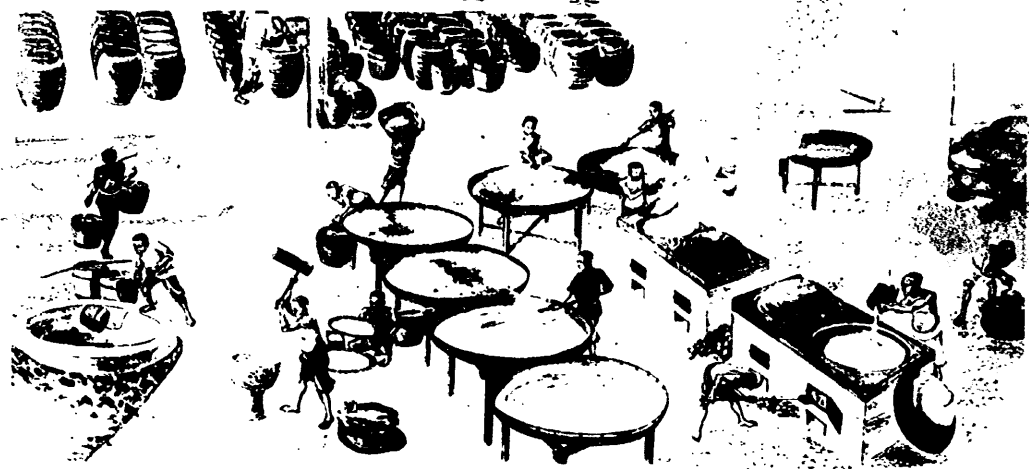
備考 年度は酒造年度なり

第二節 在來酒

在來酒は醸造酒、蒸餾酒及再製酒の三種ありて明治四十年八月制定せられたる臺灣酒造稅規則に依れば、本島に於て製造したる酒精及酒精含有飲料は麥酒を除き一切を舉げて酒類と稱し、之を大別して醸造酒、蒸餾酒、再製酒の三種とすとあり。而して、醸造酒は清酒、濁酒、紹興酒と稱する類にして醱其の他の醱酵汁液を濾過し又は濾過せずして飲料と爲すものを包含し、蒸餾酒は燒酎、泡盛、米酒、蕃薯酒、高粱酒、甘蔗酒、糖蜜酒、離仔酒と稱する類にして、醱、酒蒲、酒清其の他の醱酵汁液、酒類、酒粕其の他の原料品より蒸餾して飲料と爲すもの及酒精を云へ、再製酒は白酒、味淋、紅酒、糯米酒、茶酒、木瓜酒、苜蓿酒、藥酒と稱する類にして醸造酒又は蒸餾酒と其の他の原料品とを混和して碾碎し、又は濾過し若くは濾過せずして飲料と爲すものを稱したり。

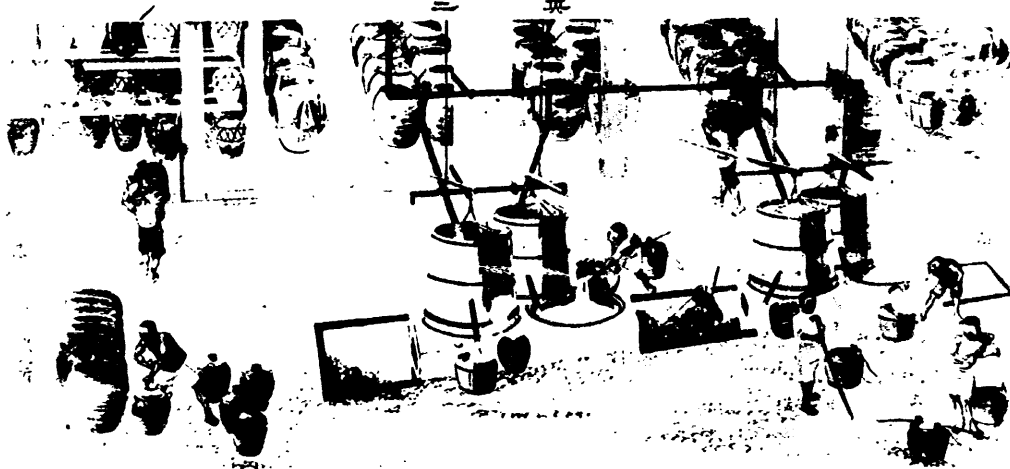
當時の稅法に於ては酒類を右の如く大別したるも、臺灣固有の酒類と見るべきものは從來本島人の嗜用せる米、甘蔗汁、甘藷、離仔土、糖蜜、高粱等を原料として、之に白朮を加へ醱酵せしめたる蒸餾酒及是等の蒸餾酒に紅朮又は

臺灣 釀造酒場摸式圖



本島在來酒製法其一 (工業研究所)

臺灣 釀造酒場摸式圖



本島在來酒製法其二 (工業研究所)

其の他の原料又は漢藥を以て加工したる混成酒即ち再製酒なり。白酒は前者の類にして無色透明なり。紅酒及藥酒は後者の類にして夫々其の原料によりて其の色を異にす。抑白酒、紅酒なる名稱は酒の色澤上より分類したる稱呼なるが、由來本島人の慣習として神佛供用の物品には必ず紅色若くは黄色を用ふるを例とし、酒に在りても多く紅色のものを用ひたり。従つて白酒の稱呼は紅酒の相對的名稱として附せられたるものと云ふべし。而して其の最も多く製造せられたるは米を原料とする米酒、糖蜜を原料とする糖蜜酒、甘藷を原料とする蕃薯酒、泡盛及是等を原料として再製又は混成せる紅酒、藥酒とす。高粱を原料とする高粱酒及紹興酒の産額は極めて少く、甘蔗汁、離仔土を原料とする甘蔗酒、離仔酒も亦多額に達せず。今主なる酒類に就き之が製造法、消費狀況等を説明すれば左の如し。

一 米 酒

本島人の主要飲料にして所要年額六萬石内外に達せり。粳玄米を蒸煮し之を三十二三度に冷却せしめ白糶の粉末を混合し、二三日にして糖化作用を起さしめ酒清を得るに及び水を注ぎ酒漚(醪)とし酒精分約十度を含有する酸酵液となし、平鍋に入れ和尚頭を装置せる酒甑(蒸餾器)にて蒸餾したるものにして、普通酒精分二十度乃至三十度を含有す。

二 蕃 薯 酒

甘藷の主産地たる嘉義地方に於て主として製造せられしが、粳玄米を蒸煮し冷却して白糶を混じ、酒清の出づるを俟ち、甘藷を蒸したるものを桶中にて粉碎攪拌し冷却したるものに水を混じ、米酒に仕込みたる酒清と混合し酸酵せしめ得たる醪を蒸餾せるものなり。

三 糖 蜜 酒

新式製糖により分離したる糖蜜の利用として生まれたるものなるが、粳玄米を蒸煮し白糶を混すること前二者の場合と同様にして、之に糖蜜を殺菌して混和し酸酵せしめ後蒸餾す。風味は米酒に劣るも其の價額の低廉なるが爲、需要者多く消費數量は六萬石内外に及び酒精度數は二十五度乃至四十度あり。

四 泡 盛 酒

もと、本島固有の酒類にあらざりしが、沖繩人によりて製造を開始せられたるものにして、碎米を蒸煮し泡盛麴菌を繁殖せしめ之に水を加へ酸酵したる醪を蒸餾せるものなり。

五 高 梁 酒

もと、滿洲地方の特産なりしが本島に於ても亦製造するに至れるものにして、明治三十八年頃臺中州下鹿港に於て支那より司阜を雇入れ製造せるに始まるが如く、澎湖地方の如き咸豐初年高粱を薯片に加へて常食とせる事實ありたるより察すれば、高粱は久しき以前北滿より移入せられたるものと見るべく、高粱酒は蒸したる高粱を白糶と混合し、酸酵せしめて之を蒸餾せるものなり。本島産酒類中最も酒精含有量多きものにして鹿港、新竹地方に産したりしが産額極めて少く論ずるに足らず、其の品質優良なるものはウキスキーに類似せる風味を有し本島産酒類中最も内地人の嗜好に適合したり。

六 燒 酎

燒酎も亦本島固有の酒類にあらざりしが、内地人により之を製造するに至れるものにして、清酒粕又は清酒醪より蒸餾せるものなり。

七 甘 蔗 酒

粳玄米を蒸煮し白糶を混じ、之に甘蔗の搾汁を投入し酸酵せしめ、之を蒸餾せるものなり。

八 離 仔 酒

舊式糖廬にて甘蔗を壓搾し其液汁を煮沸するに際し、液面に生ずる灰色の離仔土と稱する浮游物を拾收し、之に米酒製造の酒清と混合し酸酵せしめ蒸餾せるものなり。

九 紹 興 酒

糯米或は麥を原料とし之を蒸煮して白糶を加へ酸酵せしめ、清酒の如く壓搾したる唯一の醸造酒にして、支那民族上流の飲料として用ひられ、浙江省紹興府を其の原産地とするを以て此の名あり。

一〇 紅 酒

糯米を蒸煮せるものに紅糶及水を混じ熟成したるとき、米酒を投入し約二週間にして其上澄液を汲出す、之を蒲と云ふ、更に其の殘醪に米酒を投入し約一週間乃至十日間にして之を布袋に入れ酒槽を以て壓搾す、之を次蒲と云ふ。何れも暗紅色を呈す、酒中の滓の沈澱するを俟ち一斗五六升乃至二斗の酒缸に入れ之を貯藏し、約一年以上を経て黄

色に變じたる時製品として之を市場に搬出す。而して其の暗紅色を呈せるときを新紅酒と云へ黄色を呈せるときを老紅酒又は舊酒と稱す。紅酒も亦本島人の愛用する飲料にして所要年額三萬石に達し主として北部の産たり。

一一 茶 酒

米酒に茶の色相を添加せるものなり。

一二 苧 蕉 酒

芭蕉の香料を米酒に入れ之に砂糖又は冰糖を混入せるものにして、苧蕉を原料とせるものにあらず。

一三 藥 酒

米酒又は糖蜜酒を原料とし、之に各種の漢藥材を浸出せしめ冰糖又は砂糖を以て甘味を附したるものにして其の主なるものを五加皮酒、虎骨酒等とす。

一四 木 瓜 酒

米酒又は糖蜜酒に漢藥及砂糖を混ぜる藥酒にして、木瓜を原料とせるものにあらず。

一五 鳳 梨 酒

米酒に鳳梨油及白糖を混入せるものなり。

一六 烏 豆 酒

米酒若くは糖蜜酒に烏豆、藥料及白糖を混和せるものなり。

一七 綠 豆 酒

糖蜜酒若くは米酒に黃香及白糖を混ぜるものなり。

一八 白 玉 酒

米酒若くは糖蜜酒に白糖を混ぜるものなり。

一九 粟 仔 酒

米酒に粟仔、白糖を混和せるものなり。

二〇 酒 精

酒精は蕃薯簽を使用したるものあれども、主として糖蜜の利用法として糖蜜より最多量に生産せられ、專賣直前年産額九萬石乃至十萬石に達し、主として内地に移出し又は外國に輸出せらる。

今在來酒中臺灣固有酒類と目すべき紹興酒、鳳梨酒、米酒、糖蜜酒、蕃薯酒、泡盛、燒酎、砂糖酒、高粱酒、離仔酒、紅酒、藥酒、糯米酒等の需給狀況を見るに、大正六年乃至八年の三箇年を基本として調査せるもの大凡次の如

本島固有酒需給状況調

酒名	大正六年度	大正七年度	大正八年度	計	平均
紹興酒	六七八	五八三	五五〇	一、八一	六〇三
鳳梨酒	六〇、九七九	五三、一八〇	六四、五三九	一七八、六九八	五九、五六六
米酒	六二、九七九	六四、一〇四	五四、〇九九	一八一、一八二	六〇、三九四
糖蜜酒	三六九	四九四	一、七〇六	二、五九九	八五六
泡盛酒	二、九九一	二、二〇三	二、六五八	六、八五二	二、二八四
燒酎酒	五四三	四八一	一、〇〇五	二、〇二九	六七六
砂糖酒	一	一八六	一、〇一九	二、〇二五	四〇一
高粱酒	三五二	三六四	三九一	一、一〇七	三六九
高梁酒	七	一	一	九	三
離仔酒	二四、一七八	二八、一〇二	三九、六三六	九一、九一六	三〇、六三八
紅酒	八、六六六	六、六一六	六、二四五	二一、五二七	七、一七五
藥酒	五四四	九七九	四九〇	二、〇一三	六七一

第一款 酒類の名稱及其の製造法

在來酒中の主なる酒類に就き、其の名稱、製造原料並製造方法、經過、製造時期等に關し略記すれば次の如し。

(一) 酒類名稱と其の原料

種別	酒名	原料	摘	要
蒸餾酒	高粱酒	高粱	仕込水なし	
蒸餾酒	米酒	米	仕込水を用ひざるものもあり	
蒸餾酒	高粱酒	高粱	仕込水なし	
蒸餾酒	米酒	米	仕込水を用ひざるものもあり	
蒸餾酒	高粱酒	高粱	仕込水なし	
蒸餾酒	米酒	米	仕込水を用ひざるものもあり	
蒸餾酒	高粱酒	高粱	仕込水なし	
蒸餾酒	米酒	米	仕込水を用ひざるものもあり	
蒸餾酒	高粱酒	高粱	仕込水なし	
蒸餾酒	米酒	米	仕込水を用ひざるものもあり	

備考 高粱酒は臺中地方、米酒、蒸餾酒は全島を通じ糖蜜酒は中南部、甘蔗酒は斗六、嘉義、鹽水港地方に製造せられたり

種別	酒名	原料	摘	要
再製酒	紅糯米酒	紅糯米	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	糯米酒	糯米	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	茶酒	茶	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	木酒	木	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	苧酒	苧	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	烏豆酒	烏豆	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	綠豆酒	綠豆	砂糖を用ひざるものもあり	
再製酒	藥酒	藥	砂糖を用ひざるものもあり	

(二) 酒類の製造方法、經過、製造時期

種別	酒名	原料品目	原料量	過仕日数	最高温度	醱酵呼物	液體の量	釜数	酒製量	時製	備考
酒造	老(一名紹興酒)	水紅白蒸	一八〇〇合	至二十日乃	不明	酒	一四四合	一	一六〇〇合	至十一月	(一)
酒造	高粱	高粱	一六〇〇合	至二十日乃	二十二度	酒	一四〇〇合	一	一四〇〇合	年中	(二)
同	米	水白蒸	一八〇〇合	至五日乃	三十五度	同	五三〇〇合	五	五三〇〇合	同	(三)
同	同	白支	一八〇〇合	五日	三十七度	同	二二〇〇合	二	二二〇〇合	同	(四)
同	糖	水糖白蒸	一〇〇〇合	同	三十五度	同	三二五〇合	三	三二五〇合	同	(五)
同	薯	薯精米	五〇〇〇合	同	三十二度	同	三三〇〇合	三	三三〇〇合	同	(六)
同	甘	甘白蒸	一七五〇合	同	三十度	同	六六六〇合	六	六六六〇合	至十一月	(七)
同	蔗	蔗支	一七五〇合	同	同	同	六六六〇合	六	六六六〇合	同	(八)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	(九)

本廠備考左の如し
 (一) 仕込容器は甕を用ひ袋及桶にて醱漉過して清澄せしむ、規模小なるものは米漉とす、殺菌は銅又は銀力製の器に容れ火力を用ふ、此の製造法

- (一) は支那福州に於けるものを模せるものなりと云ふ。又原料白糖紅糖も福州産のものを使用せり。
- (二) 仕込容器は桶を用ひ仕込後泥土を以て上層を塗り酒精分の發散を防ぐ、蒸餾器即ち酒甕は頗る大形にして普通に見られざるものなり。
- (三) 仕込容器は甕を用ふ、白糖は粉末とし仕込前に蒸飯に混合す、水は數回仕込むを例とす日數に不同あるは氣温の昇降關係に依る。
- (四) 同上仕込水を用ひず。
- (五) 仕込容器は多く甕を用ひ玄米と白糖との使用は一回にして、米漉の液を蒸餾したる後更に糖水と水とを初回同様の割合にて仕込み、醱酵液を得ること三回に及ぶを普通とす、而して糖蜜を使用するものは總て此の例に依る。
- (六) 仕込容器は多く甕を用ひ蒸葉は蒸して後白にて搗き、水に混して仕込む。
- (七) 仕込容器は凡そ四五石入の桶五個を用ふるを例とす、仕込の原料は甘蔗凡そ二千斤を要す、米及白糖は初回仕込に用ふるのみ、第二回よりは醱酵液凡そ五斗を桶底に残存せしめ之を酒母とす、此の製造法に於ては最初の煮米と白糖とを混したるものを酒滓と云ひ、蒸餾すべき醱酵液を酒浦と云ふ、醱酵液は米漉にて酌み取り、酒浦は醱酵宜しきを得ざる時は新に仕換ふるを常とし、又一期中に二回乃至數回仕換ふることありて一様ならず、酒浦の製造には二斗乃至三斗の水を用ふるものもあり、甘蔗汁は少量を一日數回に分ちて仕込み三四日間に終るを例とす、蒸餾は仕込終了の翌日之を行ふ。
- (八) 仕込容器は桶を用ひ原料離水とは糖蜜に於て蔗汁を第一の釜にて煮沸の際生ずる黒色の泡沫を掬ひ取りたる汚土様のものを離存土と云ひ之れを布にて漉したる汁を云ふものにして製造方法は他の甘蔗汁を原料とするものと大差なきものとす。
- (九) 仕込容器は甕を用ひ、米漉を常とし殺菌せざるが如し。

第二款 酒造業者の名稱、種類と販賣及消費の狀況

本島在來酒の製造業者に、酒店、酒沽仔及酒廊の三種ありて酒店は全島各地に散在する一般的酒造家にして、米、蕃薯、高粱、糖蜜等を原料とし季節によることなく需要の消長に鑑み、酒類を製造販賣する店舗を云ひ規模狭小にして雜貨の販賣を兼業する者多く、店舗の一隅に製造所を構へ數箇の甕と一箇の酒甕とを備へ、製造數量も一箇年を通

じて二十石乃至百石を製造するに過ぎず、酒沽仔は製糖季即ち十一月より翌年四、五月頃に至る間に於て、甘蔗を壓搾して生ずる汁液を原料とし、酒類を製造する製造場を云ひ、何れも蔗園附近の村落に簡單なる小屋掛を爲し、酒類を製造するものにして又糖廊の壓搾器を使用するを以て一名之を呼びて酒廊と稱することもあり。

舊慣上酒沽仔の組織は砂糖製造の場合と同じく、製造酒は製造者と甘蔗耕作者との間に於て之を折半收得する間仔平(利益折半)の方法を採用す、製造者は壓搾器、容器、酵母及製造努力を提供し、甘蔗耕作者は甘蔗の提供を爲すに止まる、而して其の製造高は概ね百石内外とし概ね斗六、嘉義、鹽水港の三廳管内に散在したりしが、領後糖業政策の確立により消滅するに至れり。酒廊は酒沽仔の別名として指稱せられたることは前に述べたる如くなるが、糖廊の一隅に小屋掛を爲し、製糖の傍ら副業的に離仔酒を製造するものを稱したり。而して此の酒廊に二種の慣例ありて一は糖廊に從屬し、製出したる酒は、製糖の場合と同じく間仔平とし、一は糖廊に關係なき者にして、糖廊より酒造原料たる雜仔土を譲受け酒類を製造するもの是なり。雜仔土の譲受は古來麻を糖廊に交付し之を受くる所謂物々交換に依るを常とせしが、後麻又は酒或は金錢を以てするに至れり。製造時季及製造場の位置等は酒沽仔と同一にして是等の酒類製造家には、内地に於けるが如き、酒造業者特殊の標目なるものなかりしが如し。

應別酒造業者數と其の製造石高表 (明治三十七年末調査)

應別	製酒者數		製造石高		計
	數	石	數	石	
北	100	100	100	100	100
製酒者數	100	100	100	100	100
製造石高	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100

應別	製酒者數		製造石高		計
	數	石	數	石	
北	100	100	100	100	100
製酒者數	100	100	100	100	100
製造石高	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100

備考 一、酒造業者中に糖廊を加へたるは臺灣に於ける舊來の製糖所乃ち糖廊にては副産物として離仔酒と稱する一種の蒸餾酒を製造せざるもの殆んど稀なりしを以て之を酒造業者の一と認めたるに由る

二、米酒と糖蜜酒とを併記したるは當時糖蜜酒なる名稱を附したるものなく糖蜜と少量の米とを原料として製造せるものは之を呼びて米酒又は糖水酒としての確に二者の區分なかりしに依り、而して糖水酒なる名稱は其の主なる原料たる糖蜜が砂糖消費税法の所謂糖水に混同せらるる嫌ありしを以て糖蜜酒となしたるものとす

酒一 石當價格調 (明治三十七年末)

種別、酒名	北 部 地 方		中 部 地 方		南 部 地 方		平 均	
	上	下	上	下	上	下	上	下
醸造酒(紹興)	20000	18000	18000	16000	16000	14000	14000	12000
蒸餾酒(高粱)	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000
蒸餾酒(甘薯)	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000
蒸餾酒(蔗)	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000
蒸餾酒(蜜)	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000
再製酒(紅)	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000
再製酒(其他)	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000
平均	10000	8000	8000	6000	6000	4000	4000	3000

備考

- 一、蒸餾酒に比較的高價なるものは火酒と稱する酒精分高きものなり
- 二、再製酒の高價なるものは藥酒にして藥種數十種を混入したるものなり
- 三、本表の價格は總て本島に於て製造したる酒類の價格なるを以て對岸又は内地より移輸入したるものは之を包含せず

本島在來酒の販賣に對しては、從來特殊の慣例なく、酒何斤に付何程と云ふが如き秤量制なりしも、實際に於ては各個之を秤量することなく、概ね容積に依りて之を一定したり。使用容器は竹筒、酒罎(德利)瓶詰、小甕等を用ひ取

引は總て現金買買なりしも、蕃人に對しては物々交換行はれたり。本島に於ける本島人酒類消費の慣習は普通、内地人のそれと同じく祭祀を始め慰勞、社交、藥餌、娛樂、嗜好等なるが、酒に淫して狂態を演じ又は路傍に醉倒するが如き者絶えて見ざりしは盛夏炎熱の候にして猶ほ脱衣、肌を露出するが如き者なかりし事實と共に彼等の美風たりき。今酒類消費の場合を見るに慰勞用としては農作物の植付、收穫に當りて雇人若くは加勢者に酒を振舞ふが如き、社交上には接待、送迎、懇親に之を用ひ、藥餌用としては藥酒を使用し、病弱、老衰、又は婦人妊娠の際之を飲用するを常とせり。快樂を目的としては祭典、冠婚、出産、正月、中元其の他の吉事遊興の場合、慰安には葬祭其の他の凶事、嗜好上用ふるは内地人の慣習と毫も異なるところなかりしが如きも、長時間に亘り徹宵飲酒するが如きことあるを聞かず。調味用としては内地人が味淋又は他の酒類を用ふるが如く多量に上らざりしも、酒精分五十度内外の蒸餾酒を煮鍋に入れ之に黙火して其の大半を焼散せしめ、殘汁を以て肉又は野菜類を煮るに用え、又此の種火酒を燃料として小鍋立を爲すものもありたり。

第三款 自家用酒類の製造

本島に於ける自家用酒の製造は自作原料を以て蒸餾酒又は再製酒を製造するもの、蒸餾酒を購入して之を再製するもの二ありしが、前者は米又は蕃薯の生産地に於て其の收穫時季に農家が各自酒母たる白糴、紅糴を買入れ之を用して自作の米又は蕃薯等を原料となし、一甕乃至數甕の酒甕を製造し、之を自家用酒甕にて蒸餾するものと、賃借に依る酒甕にて蒸餾するものとの別あり、而して酒甕の賃借は、河岸又は他の水利の便あるところに灶を築き一釜分賃金何程又は一日貸切にて何程と云ふ定めなりしが如し、又部落共用の酒甕ありて之を輪番にて使用し、或は酒造業者の製造場に自製の酒甕を運搬して酒甕を賃借し蒸餾して得たる酒を持ち歸へるもの或は當初より自作米、蕃薯等を

酒造業者に持込み、酒蒲の製造を依託し、熟成期に出張蒸餾し、相當の報酬を支拂ひ、酒を持ち歸へる等のものあり、斯かる方法にて自家用酒を製造するは、概ね市街地及砂糖生産地を除きたる農業地に多く行はれたるも、水利の便なかりし嘉義、斗六等の海岸地方は自家用酒の製造なく、又屏東地方の如きは米の生産地に加ふるに酒の消費からざりしに係らず自家用酒を製造することなかりしが如し、蓋し地方特殊の慣習なりしなるべし。

地方資産家にして自家用酒を製造する者、其の蒸餾したる酒を原料とし紅糖及糯米の蒸したるものを加へ、再製したる紅酒を數年を経て來客に饗應するものありたるが之等には稀に見る優秀なるもありしと云ふ。

米又は蕃薯等の收穫なき市街地に居住する者、又は市街地にあらずと雖常に買入酒を使用する地方の者にして、其の買入れたる蒸餾酒に紅糖、糯米又は豆類の如きものを加へて、紅酒其の他の再製酒を自家用として製造するものあり、甘蔗酒及離仔酒の如きは半此の再製に依りて消費せられたる慣習なりしなり。今明治三十七年度末調査したる自家用酒製造者數及其の製造石數を掲ぐれば左の如し。

自家用酒類製造者數及其の製造石高

區名	別名	人口	戸數	製造者數		酒瓶數	備考
				自家用酒	石高		
臺北	基隆	二五,七七	五,九三〇	六三九	二,〇〇三	營業酒の約五分の一	
基隆	基隆	二五,七七	五,九三〇	四八八	三,〇九三	一倍餘	
宜蘭	蘭陽	一三,三三	七,七三七	三二	四,六三〇	約十分の一	
宜蘭	蘭陽	一三,三三	七,七三七	三二	四,六三〇	約十分の一	
桃園	桃園	四〇,〇〇	九,九七	一七	一〇,七〇〇	約一倍	
桃園	桃園	四〇,〇〇	九,九七	一七	一〇,七〇〇	約一倍	
新竹	新竹	一三,七五	三,三三四	三	三,五三二	二分の一強	
新竹	新竹	一三,七五	三,三三四	三	三,五三二	二分の一強	
合計		一四七,五五	三〇,九八	一,四四七	四〇,四三〇	一倍	

區名	別名	人口	戸數	製造者數		酒瓶數	備考
				自家用酒	石高		
苗栗	苗栗	二〇,八八	三,三三	一一七	六,三三〇	約一倍半	
苗栗	苗栗	二〇,八八	三,三三	一一七	六,三三〇	約一倍半	
彰化	彰化	一八,七七	四,四四	七二	三,〇七二	二分の一弱	
彰化	彰化	一八,七七	四,四四	七二	三,〇七二	二分の一弱	
南投	南投	七,五五	一,五五〇	三	一,八〇〇	一倍強	
南投	南投	七,五五	一,五五〇	三	一,八〇〇	一倍強	
嘉義	嘉義	二五,〇〇	五,五五	一三	二,二二二	四分の一弱	
嘉義	嘉義	二五,〇〇	五,五五	一三	二,二二二	四分の一弱	
斗六	斗六	二九,六六	六,六六	一	一,〇〇〇	三十四分の一	
斗六	斗六	二九,六六	六,六六	一	一,〇〇〇	三十四分の一	
鹽港	鹽港	二七,九九	六,六六	一	一,〇〇〇	約七十分の一	
鹽港	鹽港	二七,九九	六,六六	一	一,〇〇〇	約七十分の一	
鳳山	鳳山	二九,九九	六,六六	一	一,〇〇〇	約七十分の一	
鳳山	鳳山	二九,九九	六,六六	一	一,〇〇〇	約七十分の一	
阿猴	阿猴	一七,七七	三,三三	一	一,〇〇〇	約二十分の一	
阿猴	阿猴	一七,七七	三,三三	一	一,〇〇〇	約二十分の一	
恒春	恒春	一六,六六	三,三三	一	一,〇〇〇	約七十八分の一	
恒春	恒春	一六,六六	三,三三	一	一,〇〇〇	約七十八分の一	
臺東	臺東	一〇,〇〇	二,二二	一	一,〇〇〇	約百五十八分の一	
臺東	臺東	一〇,〇〇	二,二二	一	一,〇〇〇	約百五十八分の一	
澎湖	澎湖	一〇,〇〇	二,二二	一	一,〇〇〇	約二十三分の一	
澎湖	澎湖	一〇,〇〇	二,二二	一	一,〇〇〇	約二十三分の一	
合計		三〇,九八	五,五五	一	三,三三三	約三分の一強	

備考

- 一、人口及戸數は戸口調査に依る
- 二、酒瓶の數は當時に於ける臺灣地方税の賦課物件として調査したる數に依る
- 三、製造者一戸當り平均石數の地方に依り差異ある理由は種々あるべしと雖も概して廣東部落即ち飲酒慣習の盛なる人種を有する地方若は山間部落に屬する地方に多く其他に寡きが如し

第四款 酒類製造の副産物と養豚

從來本島に於ては酒造家と養豚とは極めて密接の關係を有し、同時に酒造家を中心とし特殊の養豚地帯を爲すの状態にありたり。臺灣酒の製造を業とする者には其の副産物蒸餾糟を以てする養豚事業たる副業ありたり。内地に於て

は蒸餾槽は直ちに肥料に供せらるゝも、臺灣にては糖分を以て製造したる酒類蒸餾槽を除きては、總て豚を通じてのみ肥料とし、廢物利用上餘す處なし、酒造業者にして豚の飼育は多きは數十頭寡きも十頭内外を下らざりき。故に酒造家は酒價を極めて低廉に保ち、酒造上に於て利益なきも豚の販賣上に於て利潤を得たりしは全島一律なりしが如く恰も支那に於ける養豚主製酒從的家内工業的慣習に依り發達したる状態と同一し従て小酒造工場は養豚場と連續し不潔不衛生なること想像するに餘りありたり。

斯くの如く酒造家の養豚事業は副業なりとは云へ寧ろ本業の死活を制するの感ありたりと謂ふべく、今酒造本業及其の副業を併せたる明治三十七年調査に係る利益計算を示せば左の如し。

玄米一石當米酒收支調 (明治三十七年末調)

科目	支		出		收		入
	数量	單價	價格	數量	單價	價格	
玄米	一〇〇〇	九、七五〇	九、七五〇				二〇、〇〇〇
白米	二〇〇	〇、一九〇	〇、三八〇				一、九六〇
燃料	九、〇〇〇	〇、一五〇	一、三五〇	十四釜分	二、〇〇〇		〇、〇三〇
薪	三〇〇	〇、二〇〇	〇、六〇〇				
飼料	三〇〇	〇、一三〇	〇、三九〇				
同食料	三〇〇	〇、〇〇〇	五、〇〇〇				
酒稅			〇、〇六七				
地方稅			〇、七〇〇				
地金			〇、一〇〇				
資本			〇、〇〇〇				
利息			〇、〇〇〇				
雜費			一、八三三				二、九八〇
計			一八、三三七				三、六四三
純計							
益							

備考

- 一、燃料は概數を使用し其の平均相場を掲す
- 二、資本金利子は假に千圓に對する二日間の日分として計算す
- 三、造酒は一日七釜を蒸餾し二日間に一石を得るものとす
- 四、一釜分の酒糟は二斗七升水の混じたるものと看做し次の養豚計算を得べし但し本表は酒糟を代價に見積りたるを以て純益金の内には養豚の利益をも略々包含せしめたり
- 五、本表の計算に基き臺灣酒三百石造りの利益を計算するときは一千九十三圓八十錢となる

米酒三百石ノ副業タル養豚事業ノ利益計算

資 本 ノ 部

一金二百七圓九十錢 子豚六十三頭ノ買入代價

但シ生後二箇月(十一、二斤ヲ有ス)ノモノ一頭ノ價格ヲ三圓三十錢ト見積ル

一金五百八十八圓 酒造三百石ヨリ副産スル酒糟千百三十四石ノ見積價格

但シ前表ニ基キ一擔分即チ二斗七升ノ價格ヲ十四錢ト見積ル

合計金七百九十五圓九十錢

利益(收入)ノ部

一金千三百八十六圓 成育豚六十三頭ノ販賣代價

但シ子豚買入レ後九ヶ月ニシテ一頭ノ斤量百十斤ニ達スルモノトシテ一斤ノ價格二十錢トシテ計算ス

一金四十五圓三十六錢 豚ノ飼育ヨリ生ズル肥料收入

第三章 臺灣に於ける酒類の變遷 第二節 在來酒

第一編 專賣制度施行前の酒

但シ豚十頭ニ付一日ニ産スル所ノ肥料ノ價格ヲ二錢ト見積リ計算ス
 合計金千四百三十一圓三十六錢
 差引金六百三十五圓四十六錢
 純益

- 備考
- 一、酒造家に於て豚を飼養するは其の飼料酒糟のみを以てするを普通とす
 - 二、副産物を以て他に別に資本として計算するものなし
 - 三、生後二箇月にて乳離れの子豚を買入れ爾後三箇月間一日一頭の食料、平均酒糟四升、中程の三箇月は同平均六升、終りの三箇月は同平均一斗宛とし、九箇月にて親豚となるべし即ち一頭の食料合計酒糟十八石を要す
 - 四、本調査は養豚用としての主要糧たる米酒糟に就て計算せるものなり

地方別酒糟と養豚飼料 (大正十年調査)

税務官署別	養豚と其の他の用途割合	養豚業を専業とするもの所在	養豚飼料としての酒糟と他の飼料との關係
臺北	精酒糟は養豚に供するものなし 米酒糟は全部養豚用に供す	養豚業を専業とするもの所在	米酒糟を以て豚を飼育するものは蕃薯其他の飼料と混和して供給するもの多し而して米酒糟を飼養に供するときは他の飼料に比し飼育費高値となるも豚の發育極めて良好にして且其の糞尿も肥料として相當の價格を有するを以て結局他の飼料に比し有利なるもの如し
宜蘭	米酒糟は全部養豚用に供す		養豚飼料としての米酒糟は普通八十斤以上百五十斤位の豚にありては一頭に付秋より春に涉り一斗を要し夏は其の半を要す、酒糟の外蕃薯、蕃薯蔓、殘飯、米糠、米汁、殘菜等を合し之を與ふるを常とす
新竹	各粕糟共養豚用のみに供す		養豚飼料として酒糟のみ使用するは不適當に非ざるも酒糟のみにては生長甚だ遅緩にして利益少きに依り養豚者は酒糟の外大豆粕、蕃薯蔓、米糠、豆腐粕等を混じ飼養す
桃園	全部養豚用に供す		例へば豚一頭の飼養料酒糟一日分十五錢外三錢の酒糟以外のものを混合し

臺南	南投	臺中
米酒糟養豚用に供するもの九割販賣用に供するものとす	米酒糟のみ養豚用に供す	養豚用に供す

彰化郡彰化街字北門養豚公司代表施詒昆

一日三回に分與するときは體重百斤位の豚にして一日一斤の體重増加す酒糟を豚の飼料となすには子豚のときより之を供し其の嗜好に慣れしむるを要す概して酒糟は蕃薯其他豆粕等の如く一般的飼料に適せざるが如し故に現在に於ては他の飼料に比し其の需要多からず

養豚の飼料としての酒糟の價格は蕃薯の價格と正比例し蕃薯百斤當一圓十錢内外の際は米酒糟は一石一圓にして蕃薯百斤當一圓五十錢の時は米酒糟一石一圓二十五錢に値上げせらるゝ状態にあり

養豚飼料として米酒糟七九六石(價格七九六圓)を供し他の飼料は蕃薯二萬斤(價格二〇五圓)蕃薯蔓二千斤(價格一〇〇圓)米糠三十石(價格一五〇圓)本島醬油粕三千斤(價格七五〇圓)計五百三十圓を輸入せり

養豚に對する收支計算書

収入の部
 一、五二五圓 六三頭の販賣高
 九五〇圓 六五頭の現存見積高
 計一、四七五圓

支出の部
 一、二四〇圓 九〇頭買入代
 一、三二六圓 飼料代
 計一、五六六圓

差引損失九一圓

大正十年三月頃買入たる豚は百斤當三十圓なりしも諸物價低落の結果時價百斤當二十五圓にして既に百斤當五圓の損失を見米酒糟以外購入に係る飼料は比較的高價にして養豚に對する使用人は他より輸入せず家族の手を以てするに係らず如上の損失を招けり

清酒粕の蒸餾粕は養豚資料として甘藷三百斤(價格三九〇錢)に相當する價值を有す

嘉義 養豚用に供するもの九割

高 雄	米酒養豚用に供す
屏 東	養豚用に供す
澎 湖	養豚用に供するものなし
臺 東	養豚用に供す
花蓮池	米酒糟は全部養豚用に供す

粕一石に對し養豚料八斗合養牛飼料二斗
 養豚飼料として米酒糟と他の飼料との關係
 (イ) 百三十斤(普通賣却せらる、豚一頭當の重量の豚一日分の飼料には米酒
 糟一斗を要す其の價額十錢二厘
 (ロ) 同上二箇月分の飼料は米酒糟三石を要す其の價格三圓六錢
 (ハ) 生後十箇月にして百三十斤のものに生長するとし酒粕二石を要す
 其の價格二十二圓二十四錢
 養豚糞を之が飼料とするときは
 (イ) には 五斤を要す
 (ロ) には 一五〇斤を要す
 (ハ) には 一、二五斤を要す
 四五〇〇〇
 養豚の主なる飼料としては米酒糟及養糞なるが米酒糟の入手困難なる爲め
 養糞を主食に養糞、米糠、碎米、養糞及炊事殘滓物を副食に與ふるを以
 て飼料費は結局米酒糟のみを飼料とする費用と大差なし
 養豚飼料は酒糟の外養糞、碎米等を用ふるものなるが其の割合は酒糟十分の
 九其の他十分の一なりとす、されど屏東、東港、旗山の市街地を除く地方は
 農産物養糞等收穫の時期に在りては其の多くは養糞を用ふる關係上酒糟の賣
 行渺々しからず自然價格の低廉を見ることあり
 養豚飼料として清酒粕は一箇月平均約二十貫價格四圓を要し高價となるを以
 て補足として糠約百貫價格十六圓を使用す
 米酒糟は一箇所一箇月平均六十石價格約六十圓及糠十貫價格一圓六十錢を使
 用す
 酒糟を養豚飼料に使用するは酒造場所在地に於て養豚をなすものゝみにして

他の地方は養糞、養糞、糠、落花生等を飼料とす酒造場所在地の養豚家に
 於ては一日所要飼料の約半量は酒糟を使用す

第三節 清 酒

清酒は主として内地人の嗜好するところにして、年所要二萬五千石程度なりしが、島内製造高は明治四十三年に於
 て二千四百石、同四十四年二千九百石、大正元年三千石、大正二年三千七百石、大正三年五千二百石、大正四年より
 同六年に至る間は七千石乃至八千石を上下し、大正七年には一萬石に達せり。本島に於ける清酒醸造業は、氣温の關
 係上特別な冷却装置を設備せざれば大量仕込をなすことを得ざるを以て多くは容量約一石二三斗の甕を用ひ、稍規
 模の大なるものと雖も、容量約三石の銅板製槽の内部を鍍錫せるものを酸製槽とし、之を水を満たせるセメント製方
 形タンク中に收容して酸酵を営ましむるに過ぎず、一般に其の規模極めて小なりき。然れども殆ど四季を通じて醸造
 するもの多かりしを以て、一箇年の造石高比較的多く、品質は一、二、三月の三箇月間に醸造せるもの、成績良好な
 りしも六、七、八、九月の四箇月間に於て醸造せるものは成績不良なりしが故に此の間休止したるものも尠なから
 ず。而して二、三酒造家を除きては技術者を採用するもの極めて稀にして、業主自ら販賣の傍ら製造の任に當り、温
 度調節等に際しても尺度計等を用ふることなく、専ら所謂手加減に依るもの多く、醸造の經過等詳細に知ることを得
 ざる状態にありたり。醸造方式には水配法、酵母配法、再製清酒法ありて、水配法は本島の如き氣温比較的高くして
 生配を得ること困難なる地方にとり最適として採用せられ、多くは本法に依りたり。再製清酒法は製成酒の缺點を補
 ひ且つ増石を計らんが爲熟成前に於て焼酎、糖蜜酒、味淋、味淋粕、清酒等を混和して壓搾し後清澄せしめるものな
 り。

移入清酒は年額一萬石内外ありて、其の酒銘約六十餘種に上り、製造者自ら島内に出張員を派し賣場あるあり、島内に

問屋又は一手販賣店あり、需要者の手に入るまでには簡單なる經路を取りたるものあるも又複雑なるものもありて、燻詰酒少く樽詰酒多かりしも注意すべきことにして、遠く關東地方より移入せられたるものありしも、其多くは所謂灘五郷に産するもの及中國地方産のもの大部分を占めたり。

酒專賣實施前數年間に於ける本島製造酒及移入酒の數量を擧ぐれば左の如し。

清酒製造高表

年次	數量	價格
大正五年度	七、〇八九	二五七、八四七
同 六年度	八、八一三	四四四、二三〇
同 七年度	一〇、二九〇	六二五、三二四
同 八年度	八、一六三	五〇一、〇六三
同 九年度	九、一四三	六六七、四七八
同 十年度	五、三一六	三七九、九一〇
計	四八、八一四	二、八七五、八五二
平均	八、一三五	四七九、三〇八

年次	瓶詰酒 數量	樽詰酒 價格
大正五年度	一九六、九一二	一、二七〇、五六六
平均	六、四五八	

年次	數量	價格
同 六年度	一九五、七七五	一、四〇七、九三七
同 七年度	一七六、九四八	一、六四〇、一二六
同 八年度	二二七、三六三	三、一一三、〇九四
同 九年度	一六一、二一五	二、五〇二、五九〇
同 十年度	二六九、三三四	三、六八三、二七二
計	一、二三七、五四七	一三、六一七、五八五
平均	二〇六、二五七	二、二六九、五九七

第四節 支那酒

本島に移輸入せられたる支那酒は五加皮酒、玫瑰露酒、高粱酒、藥酒、紹興酒等ありしが、支那本國より來るもの外内地より移入せらるる狀況にありて、專賣直前に於ては寧ろ内地移入品多數を占めたり。其取引は主として五加皮酒にして五十二斤入缸(容量約一斗七升)を以てし取引方法も酒精分に依ることなく、斤數に依るを常とせり。取引人は本島人にして製造元天津に在り、交通及從來の取引の關係上、神戸に在る支那人の手を経て輸入するを便利とし、内地より移入するもの多かりしが如し。大正十年に於ける輸入酒の内譯を見るに五加皮八十八石、八千八百四十圓、玫瑰露酒八石、五百二十二圓、高粱酒十七石、千六百三十七圓、藥酒三石、四百八十四圓、紹興酒五石、百二圓を主たるものとせるが、内五加皮酒最も多きを見る。今年次移輸入高を左に掲ぐべし。

年次	輸入		移入		合計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
大正七年度	五、五	四六四	四三七	四三、六九二	四四三	四四、一五六

第一編 專賣制度施行前の酒

同	同	同	同	同	同	同	同
八年度	九年度	十年度	八年度	九年度	十年度	八年度	九年度
二二二	二二二	一三〇	三、二二六	八五〇	三九五	九八八	九八、六八八
			一〇、九一〇	八五〇	三九五	八五、〇〇七	一、〇二〇
				三九五	三九五	三九、五三九	九七、七〇四
						五二五	一〇一、九一四
							九七、七〇四
							五〇、四四九

備考 移入酒に對しては金額のみの統計あるも數量なきを以て推定石數とす。

第五節 洋酒

本島に於ける洋酒の需要は其の數年額三十三石乃至百石の微々たるものなりしも、其の種類は葡萄酒、ブランデー、シャンパン、セリー、リキユール等總てを網羅し、而も其の酒名甚だ多く、當時有名なる外國酒類にして紹介せられざるもの殆んどなき程にして、之等酒類中には種々類似品さへありたり。而して之が取引は或は内地、對岸或は上海等の代理店又は支店等と特約して一手販賣權を有したるものもあり又單に内地より移入して發賣したるものありて一定せざりしなり。

專賣實施前數年の統計左の如し。

年次	洋酒移入高表	價額
大正五年度		九二、二五三
同六年度		一二三、七〇四
同七年度		一七七、一三二
同八年度		二九四、一〇二

年次	洋酒輸入高表	價額
同九年度		一九六、二五八
同十年度		一二〇、二四四
平均		一、〇〇三、六九三
平均		一六七、二八二

年次	種類	大正五年度					大正六年度				
		計	其の他	葡萄酒	ブランデー	ウイスキー	計	其の他	葡萄酒	ブランデー	ウイスキー
平均	洋酒輸入高表	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	平均	一八	九三	七、四五六	八、一四七	三、一六三	一〇、〇七五	二、四六七	一、八二六	一、〇六五	五七七
大正五年度	計	一、〇六五	二〇、七一八	二、四六七	二〇、七一一	一、〇六五	二〇、七一八	二、四六七	二〇、七一一	一、〇六五	二〇、七一八
	其の他	一、〇六五	二〇、七一八	二、四六七	二〇、七一一	一、〇六五	二〇、七一八	二、四六七	二〇、七一一	一、〇六五	二〇、七一八
大正六年度	計	三二七	一四、七一一	一、九四八	二、〇八四	三二七	一四、七一一	一、九四八	二、〇八四	三二七	一四、七一一
	其の他	三二七	一四、七一一	一、九四八	二、〇八四	三二七	一四、七一一	一、九四八	二、〇八四	三二七	一四、七一一

大正七年度					大正八年度					大正九年度				
計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ
の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ
他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン
酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ
一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン
六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六
一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三
二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三
三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一
九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七

大正七年度					大正八年度					大正九年度					大正十年度					五箇年間合計									
計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ	計	其	葡	ウ	シ
の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ	の	の	萄	イ	ヤ
他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン	他	他	酒	ス	ン
酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ	酒	酒	デ	キ	バ
一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン	一	一	一	一	ン
六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六	六二四	三、五六一	二、七六五	八八六	一、七八六
一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三	一七、七一五	三、二〇七	五〇六	二、三二四	一、一八三
二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三	二、五〇九	一一、三〇九	三、二八八	四、〇二五	一一、一八三
三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一	三、二七	五、二九〇	一三、五一八	四、六八四	二、四五一
九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七	九二、八五七	六、〇七一	六二、九六五	二一、三七〇	六二、八五七

第六節 酒 精

酒精は明治三十八年の頃臺灣製糖會社橋仔頭工場に於て當時製糖の副産物として殆ど持て餘されし糖蜜を利用し之を原料として酒精製造を試みたるに始まり、其の産額は統計の見るべきものなく之を知るに由なきも、明治四十一年に於ては僅に千石に満たず而して明治四十一年以後大正三年に至る迄に於て之が製造を開始したるもの漸く明治製糖會社

社燕頭工場、臺灣製糖會社阿羅工場、新高製糖會社彰化工場の三工場のみにして其の平均年額八千餘石に過ぎざりしも、爾來對岸方面に之が販路擴張せられ一方内地に於ても亦酒精を使用する工業勃興し、更に歐洲大戰の結果火藥の需要増大し酒精の供給激増し、大正四年には一躍五萬石に達し、大正六年には九萬石、大正九年には十萬石に達し、其の工場數も十四箇所を算するの盛況を呈するに至れり。

酒精の製造は明治四十一年より大正七年に至る十二箇年間に於て合計三十六萬八千石に及び年平均三萬三千石となりたるが、島内需要は極めて少く酒專賣當時僅に年二百石に過ぎず、多くは輸移出用に充てられたり。今輸移出高を示せば次の如し。

年次	酒精移出高	數量	價格
大正五年度		一〇、一五一、一〇九	七、六九三、五七五
大正六年度		一一、三〇七、一六三	八、五六七、一六二
大正七年度		一二、二三〇、六三一	一〇、七九九、一七二
大正八年度		一三、二三一、一八八	一二、四四九、三七一
大正九年度		八、二八〇、一八九	九、九六二、六六二
大正十年度		一〇、一二〇、七七一	五、八〇一、三一〇
合計		六五、三二一、〇五一	五五、二七三、二五二
平均		一〇、八八六、八四一	九、二二二、二〇八

年次

年次	數量	價格
大正五年度	二、八三四、四五一	四八一、一一八
大正六年度	五、五七七、六〇一	七五五、八九七
大正七年度	三、九五六、六六〇	八九七、一四二
大正八年度	八四五、三七二	三五七、四二〇
大正九年度	六六、七六四	三〇、八八八
大正十年度	三、二四七、〇五〇	五七一、四六八
合計	一六、五二七、八九八	三、〇九三、九三三
平均	二、七五四、六四九	五一五、六五五

酒精原料たる糖蜜は大正三年頃迄は其の價格百斤に付僅に二、三十錢程度に取引せられ、而も當時酒精及糖蜜酒の原料に供給する量は全産額の二五%内外に過ぎずして、常に多大の過剰を生じ自然貯藏し得られずして廢棄するの止むなき状況なりしも、漸次酒精工業の發達に伴ひ原料缺乏の結果は頗に價格昂騰し、大正九年に於ては工場渡し百斤七十錢以上を稱ふるに至れり。今大正六年乃至同九年の四箇年に於ける糖蜜産額並消費額調を示せば次の如し。

糖蜜生産額、消費額調

年次	生産額	取引				區分	
		島内消費	酒精原料	糖蜜酒原料	再製酒原料	外國輸出	廢棄處分
大正六年度	二天、三六四	一、五〇〇	一、三六四	一、〇〇〇	一	三六四	二、〇〇〇
大正七年度	三、二七七	四、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第一編 專賣制度施行前の酒

年 別	臺灣	内地	計
同 八 年 度	二二六、四四七	四〇、三三〇	二六六、七七七
同 九 年 度	二七〇、七三三	五九、九〇〇	三三〇、六三三
平 均	二四八、五八八	五〇、一四〇	二九八、七二八

酒精及糖蜜酒の原料は一酒造年度の使用高なり

大正六年度に於ては生産外三三五八七五〇斤の前年度越前あり

臺灣に於ける酒精産額は著しき發達を爲したるに拘らず、内地に於ては却て衰退し、大正七年度に在りては其の生産漸く臺灣の五十分の一に過ぎず其の状況次表の如し。

酒精製造高調

年 別	臺灣		内地		計
	臺灣	内地	臺灣	内地	
明治四十一年度	九、九三〇	一〇、〇四七	一、〇四〇	一、〇四〇	二〇、〇一七
明治四十二年度	二、一九一	一一、九五六	一、四一七	一、四一七	一四、一四七
明治四十三年度	三、〇二二	一四、一〇五	一、七二七	一、七二七	一七、二二七
明治四十四年度	七、二六七	一〇、八〇一	一、八〇六	一、八〇六	一八、〇六八
大正元年度	一四、九六八	七、九九一	二、九五九	二、九五九	二二、九五九
大正二年度	一〇、三六〇	九、三三五	一、九五五	一、九五五	一九、五五五
大正三年度	一八、一一六	一一、九九八	三、〇一四	三、〇一四	三〇、一一四

大正四年度	五二、二七二	九、三三〇	六、六〇二
大正五年度	八一、一九一	八、一八二	八、九三三
大正六年度	九三、八二九	三、六八四	九、七五三
大正七年度	八二、三八六	一、七四九	八、四一三
合 計	三六七、五九五	九九、〇七八	四六、五七三
平 均	三三、四一七	九、〇〇七	四二、三三三

酒精が本邦に於て果して幾何の需要あるかを確實に知悉することは臺灣酒精工業上重要な事項なるべきが、今之を的確に算出するの資料を缺くと雖、我國の製造高に外國よりの輸入高を加へ之より海外輸出高を控除するときは其の大體を窺知し得べく、今之に依りて算出したる大正三年乃至七年の對照を示せば次表の如く、一箇年の需用高五萬八千石となる。而して本數量は酒精工業の盛衰其の他の消費状況に應じ増減あるべきも當時に於て尙需用超過一萬四千石を示せり。

本邦酒精需要高調

年 別	製造高		輸入高		計	輸出高		需用高
	臺灣	内地	臺灣	内地		臺灣	内地	
大正三年度	一六、二六五	二九、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、二六五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、二六五
同 四 年 度	一五、三三三	二九、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、三三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、三三三
同 五 年 度	一五、二九二	二八、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、二九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、二九二
同 六 年 度	一五、八〇〇	二八、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、八〇〇
同 七 年 度	一五、三〇〇	二七、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、三〇〇
平 均	一五、三三三	二八、四一七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、三三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、三三三

第二章 臺灣に於ける酒類の製造 第六節 酒

第一編 專賣制度施行前の酒	八二
合計	三三九七石
平均	六八六元
合計	一〇元
平均	五五五元
合計	二〇元
平均	一四四元
合計	一〇元
平均	六五五元

第七節 麥酒

麥酒はサイダー其の他の清涼飲料水と同じく熱帯地方の飲料として愛用すべく、廣く一般に嗜用せらるべきものなるも、本島文化の程度は未だ低く普遍的に之が需要を見るに至らず。従て從來之が製造工業の起らざりしは云ふを俟たざるところにして、大正九年始めて高砂麥酒會社の起るあり之れ本島唯一の麥酒工場とす。而して傾蓋以後移輸入に係る麥酒は多く内地人の消費するところなり。明治二十九年より明治三十一年に至る間に於ては香港製麥酒の輸入あり、内地移入麥酒と相對抗するの狀態にありしが、明治三十二年に至り輸入品は全く驅逐せられ爾後殆んど移入麥酒の獨占するところとなれり。明治三十年より明治三十九年に於ては七萬石にして、一箇年平均七千石、更に大正六年均二千八百石、次て明治四十年より大正五年に至る十箇年に於ては七萬石にして、一箇年平均七千石、更に大正六年より大正十年に至る五箇年のに於ては七萬石にして一箇年平均一萬四千石に達したり、島内製品は本島唯一の麥酒工場たる高砂麥酒株式會社に於て製造せられ、其の數大正九年五千九百石、大正十年(至十月)二千九百石を出したるが大正十一年酒專賣制度の創始に當りては麥酒は當分の内諸種の事情に依り專賣より除外せらるることとなれり。今明治二十九年以降に於ける麥酒移輸出高を表示すれば左の如し。

年次	輸入		移出	
	數量	金額	數量	金額
明治二十九年	1,000石	100,000円	500石	50,000円

年次	輸入		移出	
	數量	金額	數量	金額
同 三十一年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十二年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十三年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十四年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十五年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十六年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十七年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十八年	1,000	100,000	500	50,000
同 三十九年	1,000	100,000	500	50,000
同 四十年	1,000	100,000	500	50,000
同 四十一年	1,000	100,000	500	50,000
同 四十二年	1,000	100,000	500	50,000
同 四十三年	1,000	100,000	500	50,000
同 四十四年	1,000	100,000	500	50,000
同 四十五年	1,000	100,000	500	50,000
大正 二年	1,000	100,000	500	50,000
同 三年	1,000	100,000	500	50,000
同 四年	1,000	100,000	500	50,000
同 五年	1,000	100,000	500	50,000
同 六年	1,000	100,000	500	50,000
同 七年	1,000	100,000	500	50,000
同 八年	1,000	100,000	500	50,000

丁銀、曰く雜賦即ち雜餉是なり。而して是等は各幾多の變遷ありたるが、何れも正供(正税)及耗羨(附加税)の二種に分れたりしことは支那本土の通制と異らず、只其の税率を異にせるのみ、而して雜餉中には磨餉、廊餉、瓦窰餉、爐窰餉なるものあり。今之を細説すれば左の如し。

一、磨餉 磨餉とは麵粉製造所に賦課する税目にして別に牛磨の名あり、之製粉場に於ては磨臼を据付け牛をして之を索かしたるに出でたるものなり。臺灣府誌に「磨餉磨餉二項俱始於偽鄭」とあるより見れば鄭氏時代に於て之を徵收したることを知るべく、清朝亦之を踏襲し來りしが光緒元年、福建巡撫丁日昌巡臺して、分巡臺灣兵備道夏獻綸臺灣知府張夢元の査覆具詳するに基き、閩浙總府何璟に會同し、請將臺屬各項雜餉分別除除稟を上り雜餉各項の蠲免を奏請し、光緒三年三月二十五日上諭あり、光緒六年に至り之を赦免せり。

二、廊餉 廊餉とは糖廊則ち舊式砂糖製造所より徵收するものにして、又蔗車とも云ふ、之砂糖を搾取するに石車を用ひたるより出たる名にして、磨餉と同じく鄭氏時代の制定に係り、當時は之を車税と稱せり。前記丁日昌の雜餉各項蠲免の奏請中に、蔗車糖廊に付きては改正すべき點なきに非ざるも之を廢止するの必要な旨の記載あるを見れば、雜餉の多くが其の年を以て爾來免除の典を被むるに拘はらず廊餉は廢止せらるることなく同年以後に於ても依然として徵收せられたることを知るべし、劉氏の土地清丈以後に於ては廊餉の專款を設けて之を造報すべき手續なきを以て見れば、蓋し自然の廢税に歸したるものと云ふべし。

三、瓦窰餉 瓦窰餉とは、又瓦窰と稱し、煉瓦製造所の謂にして、臺灣府誌卷五諸羅縣の部に「瓦窰五座共徵銀壹拾貳兩五錢」とあるに依れば一座に付毎年貳兩五錢を徵收したるも光緒三年雜餉整理に際し廢止に歸したり。

四、爐餉 爐餉とは農具及船器の鑄造所に賦課したる税銀にして、其の制定時代に付ては舊記の見るべきものなきを以て之を詳にすること能はず。

清國治下に於て右製造所に對し、夫々徵税するの制ありたることは明かなりと雖も、酒類製造に關しては、曾て徵税の制ありたるを聞かず。

二、領臺後の酒税

明治二十八年五月、本島の帝國領土として新政を此の地に施すや、新附の人心固より恟々たり、茲に於て樺山總督は各般の諭告を發して島民を慰撫せられたるが、諸税蠲免の諭告は其の一にして、之により當時存在せる錢糧其の他の諸税は免ぜらるることなれり。

租税蠲免ノ諭示 (明治二十八年七月六日)

臺灣各島既ニ全ク大日本帝國ノ所屬ニ歸シ士民悅服永ク昇平ヲ頌ス詎ソ料ラン不法ノ徒匪類ヲ囂集シ愚民ヲ煽動シ膽敢負隅以テ我軍ニ抗ス惟是島合ノ草賊殲滅シ難カラサルモ爾來順良民衆恐悸驚慌未タ塔ニ安ンシ業ニ就ク能ハス我天皇 至仁至德爾等ノ民瘼ヲ軫念スル殊ニ深ク特ニ恩詔ヲ沛シク臣實紀ニ命シテ海關諸税暨官租ヲ除クノ外本年全臺灣澎湖各地民間ノ錢糧及諸税釐ヲ蠲免セラル誠ニ是レ皇恩海ニ似テ帝德天ノ如シ爾士民等一體知悉シ恭ク聖旨ヲ奉シ勵精盡瘁以テ報效ヲ圖ルベシ。

明治二十九年四月民政の施行に伴ひ糖業税、樟腦税、地租税、礦業税及製茶契税等の諸新税則公布ありたるも未だ酒類の税制を見るに至らず、明治三十一年七月律令第十七號を以て臺灣地方税規則を制定し、同時に府令第六十一號を以て臺灣地方税賦課規則を定め地方税の種目を地租附加税、家税、營業税及雜種税の四種に分ち營業税の種目は物品販賣税、銀行業、保險業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業等二十一種とし雜種税の種目は湯屋、職工等二種とせり、今當時の税則制定理由を左に掲ぐべし。

税則制定理由

本島領有の初、百事草創に係れるを以て、行政及事業費中當然地方の負擔に屬すべきものも猶國庫支辨として今日に至れり、是諸般の制度備はらざるの致す所にして統治上實に止むを得ざるに出たるものなり。然るに其後各般の施設漸く興るに從て經費亦漸く増加し而して一方には國費に限りあるを以て全く其の需用に應ずること能はざるに因り、其の施設する所は全く緊急措くべからざるものに止まり、地方的事業の如き殆んど之を顧るの餘地を存せざるなり。今や民政施行後既に二箇年を経過し創度略ぼ具はり庶政緒に就きしを以て、此の際に於て地方税を起し、國庫支辨の費途中其の性質地方の負擔に移すべきは之を移し、且地方の事業を其の必要に應じ之を興さしめ、一は以て地方の發達を圖らんとす、是臺灣地方税規則の制定を要する所以なり。

又翻て本島人民納税の比率並民富の程度を閱するに、本島人の人口大凡二百六十七萬にして、内地税（三十一年度見込）百八十二萬圓なれば、一人の平均負擔額は六十餘錢なり、之を内地の率に比較せば十分の四に當れり、又民富の程度は正確なる統計を得ざるを以て、之を知るに由なしと雖、概ね内地の民富に譲らざるのみならず、海外輸出入高の一端を擧ぐるも、本島は人口二百六十七萬にして二千五百四十一萬餘圓の貨物を輸出入し（明治三十年中）内地は人口凡そ四千二百二十七萬にして二億八千九百五十一萬餘圓（明治二十九年中）の貨物を輸出入すれば本島の富は百に對し、内地は七十二弱の比率に當れり、加之現今本島の内地税目は、地租、製茶税、糖業税、樟腦税、鑛業税、契税の六種に過ぎず、其の中主要なる地租は、穀價騰貴の爲之を清國時代に比較せば、凡そ十分の五に減せしこと、なり尙其の他に就て見るも從前清國時代に在ては本島人民は納税の外に地方の行政費用（一部を除くの外）を負擔し、其の金額實に巨多なりしと聞けり。唯今日に於て、其の統計を得ざるは、頗る遺憾の事なりとす、故に彼是併考するときは、今日地方税を興し、地方行政費の一斑及地方的事業費を支辨せしむるも、決して民力の堪へ難き所にあらざ

るべしと信ぜり、是敢て本案を提出する所以にして、其の規程の如きは、略内地地方税規則に倣ふと雖、専ら本島の事情を參酌し務めて繁を去り簡に從ふこととせり。

右に依り當時の地方税制定の理由及税目の大要を知り得べきが、酒類に對しては特に明記することなきも、當時の酒類製造業者は營業税たる製造業に該當し、酒類販賣業者は物品販賣業に該當し、酒類製造業に従事する職工は雜種税の職工に該當すべく、舊制税目になかりし酒類が新に地方税中に包含せられ、課税せらるゝに至りたるが如きも之等は何れも收益税に係り、直接酒類其の物に課したるものにはあらざりしなり。

而して右地方税規則は地方行政組織の改變により、明治三十四年十一月律令第十七號同三十五年律令第四號を以て一部改正せられ明治三十四年府令第八號を以て、新たに臺灣地方税賦課規則及徵收規則制定せられ、同時に舊に制定せられたる明治三十一年府令第六十一號地方税賦課規則は廢止せられ、其の結果營業税種目を（一）商業税（二）工業税とし、雜種税を湯屋、職工其の他十八種としたるを以て酒類關係者中其の製造業者は工業税中に、販賣業者は商業税中に包含せられ、酒類製造に従事する職工のみ依然雜種税中に包含せらるゝこととなれり。

明治三十六年一月府令第六號を以て臺灣地方税施行規則を制定し、同時に明治三十四年府令第八號を廢止せり、此結果新に酒餉（蒸餾器）に對し年税五圓を賦課し、更に明治三十七年府令第十九號を以て右税率を變更し、續て明治四十年九月府令第七十六號を以て臺灣地方税施行規則第七條の改正に依り、新に營業税中に酒類移入業の種目を加へ、移入酒類一石に付月税三圓の課税を爲すこととなり、同時に第九條の改正に依り從來の酒餉税は削除せらるゝに至れり。是臺灣酒造税規則の制定に伴ひ島内製造酒類に直接課税するに至りたる爲從來の地方税たる酒餉税を廢し酒類移入業に新に地方税を課し以て均衡を得せしめたる結果なりとす。

茲に注意すべきは、納税の義務並に賦課税率に關する規定を命令たる府令にて規定したるは、聊か違令の嫌なきに

あらざるも本則たる律令を以て命令に委任したる結果と解すべきなり。

第二款 臺灣酒造税規則の制定

我國の酒造税制は足利時代に始まり、其の後幾多の變遷を経て徳川時代に及び更に明治四年の大政宣布達を経て順次推移して今日に及びたるものなるが、本島に於ては領臺前は固より領臺後に於ても其の制定なかりしことは既に述べたる所なるも、時代の進展に伴ひ酒類製造の改善を圖り、斯業の發達を助長する必要を認めたと共に酒税を好個の財源なりとし其の造石高、種類、品質、製造方法及販賣等に關する舊慣に付明治三十七年以降準備調査を爲し其の成るを俟ちて明治四十年八月律令第六號を以て臺灣酒造税規則を公布し、同年十一月一日より之を施行せり。是本島に於ける酒造税の濫觴なりとす、而して同十月府令第八十號を以て其の施行規則を制定せるが、該規則に所謂酒類とは臺灣に於て製造したる酒精及酒精を含有する飲料中麥酒を除きたるものを云ひ、之を釀造酒、蒸餾酒及再製酒に分類し、其の税率は含有する純酒精の多寡に應じ之を四種に區分して造石税を課することゝなしたり、其の詳細は後に掲記する所の臺灣酒造税規則に就き見るべし。

次に酒類の製造原料に要する白糶、紅糶等は等糶類は從來之が製造者又は對岸よりの輸入者より需要者に販賣せらるゝ慣習なりしを以て、白糶、紅糶の取締と酒類製造用具の殆んど全部を占むる蒸餾器に對する取締は酒類本税の根基を取締る最良の方法と認めたるを以て、酒造税規則の制定と同時に白糶、紅糶は固より蒸餾器の取締規則を定めたり。

一、酒造税規則の沿革

本島に於ては曾て酒類自體を目標として直接之に課税したることなかりしこと、酒類は其の好個の財源として又之

が改良を助長するの必要より明治四十年律令第六號を以て臺灣酒造税規則を制定し、同年十一月一日より之を施行して同十月府令第八十號を以て其施行期規則を發布せることは既に述べたる所なるが、該規則の課税目標は麥酒を除外したる酒精を含有する飲料と酒精とし、之を分ちて釀造酒、蒸餾酒及再製酒の三種とし、其の税率は酒類に含有する純酒精の多寡により之を四種類に區分して造石税を課せり。今之を分轄し記述すれば左の如し。

酒類

- 一 釀造酒 清酒、濁酒、紹興酒ノ類
- 二 蒸餾酒 燒酎、泡盛、米酒、蕎麥酒、甘蔗酒、糖蜜酒、離仔酒ト稱スル類及酒精
- 三 再製酒 白酒、味淋、紅酒、糯米酒、茶酒、木瓜酒、苜蓿酒、藥酒ト稱スル類ニシテ再製酒ト其ノ他ノ物品トヲ混和シテ製成シタル飲料ハ再製酒ト看做ス

課税標目

- 第一種 造石量一石ニ付金六圓
原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ釀造酒、再製酒
- 第二種 造石量一石ニ付金五圓
原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ蒸餾酒
- 第三種 造石量一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金二十五錢
原容量百分中純酒精ノ容量三十以下ノ蒸餾酒
- 第四種 造石量一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金三十錢
前各種以外ノ酒類

右税率中純酒精と稱するは攝氏檢温器十五度の時に於て〇・七九四七の比重を有する酒精と謂ふと規定したり。明治四十二年十二月律令第七號を以て (一)本税に於ける酒類の定義を改め (二)從來の酒造年度は曆年度なりしを三月一日より翌年二月末日迄を稱することとし、會計年度と接近せしめ (三)工業用に使用、供給する酒類の免税及外國に輸出する酒類に對し免税又は戻税の規定を設けたる外 (四)内地より移入の酒類酒精の販賣者を臺灣に於て製造したる酒類の販賣者と同一に取締り (五)一箇年の製造最低制限高を高め (六)無免許製造者に科する罰金額を改め且犯則に因て得たる製品及器具機械を没收し (七)不正業者と認むるものに對し製造免許を取消し得る等、取締上の周到を期せんが爲、臺灣酒造規則の改正を爲したり。次で明治四十三年十一月律令第十號を以て、内地移出の見込ある酒類に對しては出港税の賦課を廢し其の税率を内地と同一と爲すの便宜なるを認め再本規則の改正を爲し、從來四種類の區分税率を五種類とし、大正六年十月律令第一號を以て (一)從來五十石未満の酒類製造を許可せざりしが、試験の爲酒類を製造する者には五十石未満と雖製造の時期を限定して免許を與へ得るの特例を設け (二)酒類の粕澆又は再蒸餾は之を酒類の製造と看做し (三)酒類再蒸餾の場合に於ては製成酒と殘留酒とに付造石數を査定し、原酒類に對する造石税との差額に相當する造石税を課すること、爲し、更に大正九年八月律令第八號及大正十年二月律令第二號を以て、再度の改正を爲し税率を引上げたり。當時の税率は酒精分二十度以下の釀造酒及酒精分二十五度以下の蒸餾酒は、第一種として一石に付十六圓、第二種は酒精分二十五度以下の再製酒とし一石に付二十一圓、第三種は酒精分二十五度を超え四十五度以下の蒸餾酒とし、一石に付第一種金額に酒精分二十五度を超ゆる一度毎に九十錢を加へたる金額とし、第四種として酒精分二十五度を超え四十五度以下の再製酒は、一石に付第二種金額に、酒精分二十五度を超ゆる一毎に一圓二十錢を加へたる金額、第五種は酒精分二十度を超ゆる釀造酒及酒精分四十五度を超ゆる蒸餾酒、再製酒とし、一石に付酒精分一度毎に一圓五十錢なりしが、當時内地の清酒は一石に付三十三圓、麥酒十八圓、燒酎五十

一圓にして孰れも本島より高率にあり、只酒精は一箇一圓五十錢にして同率なるも麥酒は本島に於ては課税するに至らず、其の他の酒税も臺灣は内地に比し三割乃至五割の低率にありたり、酒造規則制定の當初の造石査定は七千六百二十餘石此税額四萬五千餘圓、其の翌年の四十一年は造石査定は七萬九千餘石此の税額四十八萬一千餘圓なりしもの大正八年には四百四十五萬圓の税額となるに至れり。

本島に於て製造する酒類は主として蒸餾酒にして其の製造に要する酵母は主として之を白糶、紅糶に採り而も之等糶類は之が製造者又は對岸よりの輸入者より轉々需要者に販賣せらるゝ慣習なりしを以て、蒸餾酒製造の用に供する蒸餾器及白糶、紅糶に對する取締は本税の根基を取締る最良の方法なりしを以て、蒸餾器に對しては酒造規則中に、白糶、紅糶に對しては別に明治四十年十月府令第八十三號を以て、臺灣白糶紅糶取締規則を制定し之を取締規定を設けたり。然るに明治四十二年十二月律令第七號を以て税則中一部の改正を爲したると一方法規の統一を期せんが爲明治四十三年三月府令第十五號を以て酒造規則施行規則の改正を爲し、白糶、紅糶取締規則を改正し施行規則中の第三章に之を移し白糶紅糶取締規則は之を廢止するに至れり。現行臺灣酒類專賣令に於ても白糶、紅糶、酒母又は醪の製造に關しては、之が取締規定を設けたり。

明治四十年一月律令第六號を以て公布したる臺灣酒造規則並同施行規則改正沿革左の如し。

臺灣酒造規則沿革	臺灣酒造規則施行規則沿革	臺灣白糶紅糶取締規則沿革
四〇、八律六制定 (四〇府七九)	四〇、一〇府八〇制定	四〇、一〇府八三制定
四二、一二律七改 (四二、一二、一五)	四〇、一一、一施	四〇、一一、一施

四三、一一律一〇改	四三、一一、一施	四三、三府一五改	四三、三、一〇施	四三、三、府一五ニ依リ四三、三、九日限り廢止同時ニ臺灣酒造稅規則施行規則ニ新制定
六、一〇律一改	六、一〇、一〇施	元、二府五七改	元、二、二〇施	
九、八律八改	九、八、一施	二、一府九八改	二、一、二三施	
一〇、二律二改	一〇、三、一施	三、五府三二改	三、五、一三施	
一、五律三ニ依リ一		六、一〇府四九改	六、一〇、一〇施	
一、六、三〇日限り廢止		九、八府四五改	九、八、一施	
		一〇、六府二一改	一〇、六、一施	
		一一、二府一三改	一一、二、二六施	

(註) 四〇、八律六制定アルハ明治四十年八月律令第六號ヲ以テ制定ノ意、同改トアルハ改正、施トアルハ施行、府トアルハ府令ノ意ナリ

二、酒造稅規則の實施と酒精出港稅及戻稅

明治四十年律令第六號酒造稅規則は同年十一月一日より之を施行したるが、當時本島產酒類は未だ幼稚にして其の品質優良ならざりしかば、之を内地に移出する者なかりしも、酒精は醫藥用又は工業用に供する目的を以て之を移出したり。然るに之に課稅することなく移出せんか内地に於ける當該製造者と均衡を失することゝなるを以て、臺灣酒造稅規則實施前に在りては明治三十二年七月律令第十九號臺灣輸出稅及出港稅規則に依り其の移出の際内地の造石稅と同率の出港稅を課したりしも、臺灣酒造稅規則實施後は明治四十年十月律令第十九號を以て右出港稅規則を改正し内地と臺灣とに於ける造石稅の差額に相當する出港稅を賦課し、以て課稅上の均衡を保たしめたり。然るに明治四十年十一月律令第十號を以て臺灣酒造稅規則中稅率を改正せられ、酒精及強度の酒精含有飲料にして内地へ移出する

ものに對しては内地と同率の造石稅を課せられたると又一面に於ては輸出稅の存置は本島產業の發達を阻害するの虞ありたるを以て同月律令第九號を以て右臺灣輸出稅及出港稅規則は廢止せられたり。

昭和九年十二月内地に於ける支那酒に對する需要増加に伴ひ、本島產酒類の内地移出の途を開き支那酒輸入の防止を圖らんとしたるが、移出に對しては内地に於て酒精及酒精含有飲料稅法第二十四條ノ三の規定に依り同稅法と同一の稅率を有する法規を本島に施行せざる限り、其移入を禁止しあるを以て本稅法と同一の稅率に依る出港稅令を制定するの必要ありたるを以て、同年十二月二十九日律令第一號を以て再臺灣酒類出港稅令を公布することゝなれり。本令施行に對しては第六編酒類の移輸出の項に於て詳述するところあるを以て参照すべし。

酒精中特殊の用途に供するものに付ては納稅者より一旦納付せる造石稅を還付するの制あり、工業用酒精戻稅と稱するもの是なり、抑本戻稅の趣旨は酒精を原料とする産業の發達を助長するにあるを以て内地に於ては、明治三十四年三月法律第十一號を以て醫藥用、工業用酒精戻稅法を施行したるが、本島に於ても之に基き明治三十八年十二月律令第十四號を以て醫藥用、工業用酒精戻稅規則を制定したり。然るに内地に於ては翌明治三十九年四月法律第四十六號工業用酒精、酒類其の他酒精戻稅法公布の結果醫藥用、工業用酒精戻稅法は廢止せられ醫藥用酒精に對しては戻稅せざることゝなれるを以て、本島に於ても亦之に倣ひ同年八月律令第十一號工業用酒精戻稅規則を公布して醫藥用工業用戻稅規則を廢止し、臺灣酒造稅規則の施行に伴ひ更に翌四十年十月律令第十號を以て同規則の一部を改正せり。本島に於ける戻稅は右の如く明治三十八年十二月律令第十四號を以て制定せられ以來、戻稅の恩典を内地に於て工業用若し醫藥用に使用し、又は政府の工業用に供給するものゝみに限りたるも本島に於て等しく工業用に使用若くは政府の工業用に供給する酒精に對しても之が恩典を與ふるの公平なるを認め、明治四十二年十二月律令第六號を以て工業用酒精戻稅規則全部の改正を行ひたるにより明治三十九年八月律令第十一號は自然消滅に歸することゝなれり。

明治四十年臺灣酒造稅規則の創始あるや、其の實施に先ち臺灣總督府は同年十月十五日内訓第十六號を以て施行方針を示せるが即ち左の如し。

内

訓 (明治四十年十月十五日 内訓第十六號)

臺灣酒造稅規則並施行規則及其ノ取扱心得等不日發令ノ旨ニ候處本稅ハ嘗テ本島ニ經驗ナキ新稅ニ屬スルヲ以テ一朝施行ノ方針ヲ誤ラシカ其ノ影響ハ延イテ他諸稅ノ消長ニ及ホスコトナキヲ保セス故ニ其ノ局ニ當ル者ハ克ク内外前後ノ事情ヲ考慮シ以テ遺憾ナキヲ期セサルヘカラス左ニ其ノ施行方針ノ梗概ヲ示ス

(一) 酒稅施行方針

- 一 製造物免許ハ成ルヘク検査員ノ巡回其ノ他取締上不便ナキ地ヲ撰定スルコト
- 二 從來自家用製造ノ慣習アル者カ例ハ一部落若ハ一庄等合同シテ十二名以上ニ達スル製造免許ヲ申請スルコトナキヲ保セス如此ハ固ヨリ期スル處ナルモ其ノ合同ハ成ルヘク之ヲ大ナラシムル方針ヲ採ルコト
- 三 造石高比較的寡少ナル免許者ニハ製造ノ時季ヲ豫告セシメ置キ其ノ製造期間ヲ例ハ甲地方ヲ五月初旬ニ乙地方ハ下旬ニ地方ハ六月ト云フカ如クニ利用シテ或ル時季ニ造酒シ酒類貯藏ノ慣習ヲ開カシメ以テ検査員經濟ニ利スルコト
- 四 酒類購賣店ヲ成ルヘク管内各方面ニ散在セシメ偏僻ノ地ト雖需要者ニ不便ヲ感セシメサル方針ヲ採ルコト
- 五 自家用酒造者ヨリ轉化シタル酒造免許者ニ對シテハ當分ノ間特ニ便宜ヲ與フルノ方針ヲ採ルコト
- 六 酒瓶ノ不用ニ歸シタルモノハ酒類又ハ酒瓶製造者ニ引渡ス迄ノ間、支廳、警察官吏派出所又ハ街庄社長役場等ニ運搬セシメ保管スルコト
- 七 管内ノ全部又ハ一部ノ免許者等カ酒造組合ノ如キモノヲ設ケル等ノ計畫アルトキハ其ノ規約ヲ審査シ不都合ナシト認ムルモノハ之ヲ設ケシムルモ差支ナシト雖正業者ノ矯正又ハ密造者ノ豫防若ハ摘發ニ重キヲ置キ其ノ利用ヲ企圖スルコト

- 八 酒瓶ノ竊カニ所持又ハ製造スル者及自家用酒造者等ノ取締ニ付テハ充分ナル注意警戒ヲ警察官吏ニ依頼スルコト
- 九 酒類製造免許者ニ對シテハ検査上其ノ他ノ手續上省略シ得ルモノハ之ヲ省略シ出來得ル限り營業者ニ繁ヲ加ヘサルコトニ努ムヘシト雖酒類ノ密造者又ハ其等ノ嫌アルモノニ對シテハ嚴重ナル取締ヲ爲スコト

(二) 稅務課長會議に於ける特別旨示 (明治四十年十月十七日於臺中)

- 一 酒類製造免許制限ニ關シテハ凡ソ左ノ標準ニ基クコト
 - (1) 廳又ハ支廳所在地 製造場無制限
 - (2) 主タル市街地(戶數五百以上稀比地) 同上
 - (3) 前號ニ次ク地(戶數百以上稀比地) 製造場三箇所以内
 - (4) 戶數百以内ノ稀比地ニシテ附近ノ部落ニ貨物供給ノ慣行アル地 製造場一箇所
 - (5) 前各項以外ノ地ニハ免許セス但シ原料ノ特産地水利ノ便特別ナル地又ハ共同製造者ハ一人ニテ多量(凡ソ百石以上ノ程度)ニ製造スル等特殊ノ事情アル場合ヲ除ク
 - (6) 前項ノ免許制限ハ白糯米、紅糯米製造免許ニ準用スルコト
 - (7) 酒類組合ノ設置ノ如キハ可成獎勵ノ方針ヲ採ルコト

右方針にて製造免許を與へられたるものは明治四十年度全島に於て千九十八箇所の製造場を有したりしが、漸次合同の方針を採り、大正二年度に於ては二百二十二箇所に減じ、大正十年度末の酒類專賣制度直前にありては更に減じて二百十四箇所となれり。

酒造稅と出港稅、戻稅との關係は、各稅則改正により稍複雑なるところあるを以て之が要點を左に摘録すべし。
(一) 酒造稅規則實施前の當時に在りては、酒精を内地に移送する場合は臺灣輸出稅及出港稅に依り内地の造石稅と同

- 率の出港税を賦課せるを以て之が戻税も亦其の出港税に相當せるものなりしなり。
- (二) 明治四十年十一月臺灣酒造税規則實施より明治四十三年十一月同規則改正に至るまでは酒精を内地に移送する場合は内地と臺灣とに於ける造石税の差額の出港税を賦課せしにより其の内地に於て使用又は供給したるものにては出港税及造石税、臺灣に於て使用供給したるものにては造石税のみの下戻を爲したり。
- (三) 明治四十三年十一月臺灣酒造税規則の改正に依り酒精及強度の酒精含有飲料は内地と同率の造石税を賦課するに至れる結果、臺灣輸出税及出港税規則は廢止せられ爾後は内地に於て使用、供給するものと本島に於てするものとを問はず一律に造石税のみの下戻を爲すこととなり。

酒精は、製糖工業と密接の關係あり、由來本島在來酒として離仔酒なるものあり、舊式製糖の甘蔗壓搾汁の浮游物を原料として之を製造したりしが、新式製糖の物興に伴ひ、其副産物として發生する糖蜜を利用して酒精製造を爲すの法研究せられ、新式製糖會社は其の副産物として酒精製造を企圖するに至り其の産額亦増加するに至れり。而して之が税率に對して内地税率との間に少からざる差等ありたる爲、本島より之を内地に移送するもの逐年増加し、遂に内地同業者を壓迫するの狀態に至りたり。之より先本島には明治三十五年七月律令第十九號を以て發布せられたる臺灣輸出税及出港税規則なるものありて、内地移出品に對しては出港税を課したるも未だ酒精に及ぶことなかりしを以て、明治三十八年十二月律令第十三號を以て之が改正を爲し本島製造酒精を内地に移送するには其の石數に應じ出港税を課し、税率をして内地との均衡を保たしむることとし、次で明治四十年十月律令第九號を以て右税率を改正し更に明治四十三年十一月律令第十號臺灣酒造税規則の税率改正に伴ひ、酒精税率を引上げ明治四十三年十一月律令第九號を以て、出港税率は廢止するに至れり。而して内地に於ては明治三十四年法律第十一號醫藥用工業用酒精戻税法を公布し、醫藥用工業用酒精は戻税制度を採用したるにより、本島に於ては明治三十八年十二月律令第十四號を以て臺

灣出港税納付済の酒精を内地に於て醫藥用並工業用に使用したるときは出港税に相當する金額の下付を臺灣總督に請求し得ることを定めたるが、明治三十九年に至りて内地は右法令を廢止し新に同年法律第四十六號を以て工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻税法なるものを制定したるにより、本島に於ては明治三十九年八月律令第十一號を以て工業用酒精戻税規則を制定して明治三十八年律令第十四號を廢止し、次で明治四十年十月律令第十號、更に明治四十二年十二月律令第六號を以て之が一部改正を爲し、明治四十三年三月府令第十四號を以て其の手續を定め同年十一月府令第七十八號を以て之が改正を爲したり。

臺灣工業用酒精戻税規則に依り内地に於て生じたる事項に依り戻税の申請を爲すには所轄稅務署に其の證明を爲さるべからざるが故に、明治四十二年十二月勅令第三百四十五號を以て之が手續規定を爲し、大正十一年五月律令第四號臺灣酒精令の公布あるや酒精稅納付未済の酒精を内地に於て工業用に使用し又は供給したる場合の證明に關する規定は大正十一年五月勅令第三百五號に依り其の證明書の交付を所轄稅務署に申請することとなり、且この場合に於ては工業用酒精、酒類其の他酒精含有飲料戻税法施行規則を準用することとなり、而して其の施行規則は明治三十九年四月勅令第八十六號にして之を概説すれば其の第一條、第二條に於て工業用酒精の範圍を規定し第三條以下に於て申請の方式當該官吏の取扱方法等を規定したり。而して此の勅令は大正元年勅令第四百四號を以て第一次、大正六年勅令第二百二十九號を以て第二次、大正十一年勅令第三百三十三號を以て第三次、大正十五年勅令第九六號を以て第四次、昭和三年勅令第二百七十八號を以て第五次、昭和七年勅令第七十二號を以て第六次と順次改正を爲したり。明治三十九年法律第四十六號に基き納付済の酒精を内地に於て工業用に使用し若くは供給したるとき、外國に輸出したるとき、朝鮮に移出したるとき又は臺灣總督の定むる所に依り政府の承認を受け燃料用變性酒精を製造したるときは其の事實を證明し臺灣總督の定むる所に依り酒精税の免除若は下戻を政府に請求することを得る旨の條項を規定したる

により、内地に於いては大正十一年五月勅令第三百五號を公布して内地使用の證明事項を制定し、義の明治四十二年勅令第三百四十五號は同時に之を廢止したり。此の結果明治四十二年十二月律令第六號の目的とする戻税は臺灣酒精令第十四條の規定に依り達成せらるゝが故に、臺灣工業用酒精戻税規則は臺灣酒類專賣令第二十三條に依り之を廢止したり。是等税則の改廢は更に後に掲記するところあるべし。

三、臺灣酒造税規則と其の改正

明治四十年八月律令第六號を以て公布したる臺灣酒造税規則及其の改正左の如し。

臺灣酒造税規則 (明治四十年八月律令第六號)

- 第一條 此ノ規則ニ於テ酒類ト稱スルハ臺灣ニ於テ製造シタル酒精及酒精ヲ含有スル飲料中麥酒ヲ除キタルモノヲ謂フ
- 第二條 酒類ヲ分テテ左ノ三種トス
 - 一 釀造酒 清酒、濁酒、紹興酒ト稱スル類ニシテ醱其ノ他ノ醱酵汁液ヲ濾過シ又ハ濾過セズシテ飲料ト爲スモノ
 - 二 蒸餾酒 燒酎、泡盛、米酒、蕎麥酒、高粱酒、甘蔗酒、糖蜜酒、雞仔酒ト稱スル類ニシテ醱、酒粕、酒精其ノ他ノ醱酵汁液、酒類酒精其ノ他ノ物品ヨリ蒸餾シテ飲料ト爲スモノ及酒精
 - 三 再製酒 白酒、味淋、紅酒、糯米酒、茶酒、木瓜酒、苧蕉酒、藥酒ト稱スル類ニシテ釀造酒又ハ蒸餾酒ト其他ノ物品トヲ混和シテ碾碎シ又ハ濾過シ若クハ濾過セズシテ飲料ト爲スモノ
- 再製酒ト其ノ他ノ物品トテ混和シテ製成シタル飲料ハ之ヲ再製酒ト看做ス
- 第三條 酒類製造者ニハ其ノ石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス
- 第一種 原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ釀造酒、再製酒 一石ニ付金六圓

- 第二種 原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ蒸餾酒 一石ニ付金五圓
- 第三種 原容量百分中純酒精ノ容量三十以下ノ蒸餾酒 一石ニ付原容量百分中純酒精容量一箇毎ニ金二十五錢
- 第四種 前各種以外ノ酒類 一石ニ付原容量百分中純酒精容量一箇毎ニ金三十錢
- 第四條 此ノ規則ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏檢温器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ヲ謂フ
- 第五條 酒類ヲ製造セントスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ
- 第六條 相續ニ因リ酒類ノ製造ヲ承繼シタルトキハ其ノ旨政府ニ届出ヘシ
- 相續ニ因ルノ外酒類ノ製造ヲ承繼セントスルトキハ政府ノ免許ヲ受クヘシ
- 第七條 酒類ヲ販賣セムトスル者ハ營業場一箇所毎ニ政府ニ申告スヘシ其ノ販賣ヲ廢止シタルトキ亦同シ
- 酒類販賣者ニシテ一定ノ營業場ヲ有セザルトキハ販賣者ノ住所ヲ以テ營業場ト看做ス
- 第八條 一製造場ニ於テ一酒造年度間十二石以上ヲ製造スル者ニ非サレハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘス
- 酒造年度ハ一月ヨリ十二月迄トス
- 第九條 酒類製造者前條第一項ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サリシトキハ變賣其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相當スル造石税ヲ課ス但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對シテハ原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ酒類ヲ其ノ年十二月ニ査定シタルモノト看做ス
- 前項ノ場合ニ於テ二種以上ノ酒類ニ係ルトキハ各其ノ製造見込石數ニ比例シテ製造セザリシ酒類別石數ヲ定ム
- 第十條 造石税ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ但シ製造ヲ廢止シタルトキハ之ヲ即納セシム
- 第十一條 政府ハ三月以内ノ期間ヲ以テ造石税ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得前項ノ徵收猶豫ヲ請ハムトスル者ハ其ノ都度造石税額ニ相當スル擔保物ヲ提供スヘシ但シ此ノ規則ニ依リ納付スルコトアルヘキ造石税ヲ擔保スル爲メ擔保物ヲ提供スルトキハ其ノ造石税力擔保物ノ價格ニ達セザル限り其ノ都度擔保ヲ提供スルコトヲ要セス

擔保物ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十二條 前條ニ依リ造石税ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者税金ヲ納付スヘキ時期ニ於テ納付セザルトキハ擔保物ヲ以テ税金ニ充ツ但シ金
錢以外ノ擔保物ハ之ヲ公賣ニ附シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第十三條 造石税ヲ納ムヘキ者造石税ヲ通脱シ又ハ通脱セムトスルノ所爲アリト認ムルトキハ政府ハ直ニ造石税ノ全部又ハ一部ヲ徵收
ス此ノ場合ニ於テハ納税ノ擔保トシテ酒類ヲ差押フルコトヲ得

第十四條 同一製造場内ニ於テ酒造原料用ノ爲製造スル酒類ハ製成ノトキ檢定ヲ受ケタルモノニ限り造石税ヲ課セス

第十五條 酒類ノ造石數ハ製成ノトキ實測シテ之ヲ査定ス但シ前條ノ規定ニ依リ檢定シタル酒類ハ此ノ限ニ在ラス

犯則其ノ他ノ事故ニ因リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒類若ハ證憑物件ニ就キ造石數ヲ査定ス

第十六條 粕漉シタル酒類ハ粕漉ニ依リ増加シタル分ノミニ就キ其ノ造石數ヲ査定ス

第十七條 第十四條ノ規定ニ依リ檢定ヲ受ケタル酒類ニシテ左ノ場合ニ該當スルトキハ其ノ該當スル酒類ノ檢定石數ヲ以テ査定石數ト
看做シ造石税ヲ課ス

一 他人ニ讓渡ストキ

二 公賣セラルトキ

三 飲料ニ供シ又ハ酒類製造用外ニ消費スルトキ

第十八條 酒類製造者ノ製造ニ依リ酒母、醗、酒清、又ハ酒清ニシテ前條各號ノ場合ニ該當スルトキハ釀造酒ヲ製造シタルモノト看做
シ其ノ石數ヲ査定シ造石税ヲ課ス

第十九條 左ノ酒類ハ其ノ造石税ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 災害ニ罹リ酒類ノ廢棄ニ屬シタルモノ

二 腐敗シタル酒類ニシテ政府ノ承認ヲ得飲用スヘカラサル處置ヲ施シタルモノ

三 腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘカラサルニ至リタル酒類ニシテ蒸餾酒ノ製造ニ供スルモノ

四 容器ノ損傷又ハ塞栓ノ自然ノ脱去ニ依リ酒類ノ亡失シタルモノ

第二十條 酒類製造者ハ造石數査定前ニ於テ其ノ酒類ヲ他人ニ讓渡シ、質入シ、酒類製造用外ニ消費シ又ハ政府ノ承認ヲ受ケシテ製
造場外ニ移出スルコトヲ得ス其ノ製造シタル酒母、醗、酒清及酒清ニ付亦同シ

第二十一條 酒類製造者ニ非スシテ酒母、醗、酒清又ハ酒清ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第六條ノ規定ハ酒母、醗、酒清又ハ酒清製造ノ承認ニ之ヲ準用ス

第二十二條 前條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ノ製造シタル酒母、醗、酒清又ハ酒清ハ之ヲ他人ニ讓渡シ、質入シ、飲料トシテ消費シ
又ハ政府ノ承認ヲ受ケシテ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第二十三條 酒類製造者又ハ販賣者ハ其ノ製造、消費又ハ出入ニ關シ詳細明瞭ニ帳簿ニ記載スヘシ

第二十四條 收税官吏ハ酒類製造者又ハ販賣者ノ所持ニ係ル酒類、酒母、醗、酒清若ハ酒清及其ノ製造、消費若ハ出入ニ關スル一切ノ
帳簿、書類並其ノ製造若ハ販賣上必要ナル建築物、材料、器械其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 收税官吏ハ必要ト認ムルトキハ酒類製造者又ハ販賣者ノ所持ニ係ル酒類ノ見本ヲ徵スルコトヲ得

第二十六條 收税官吏ハ運搬中ニ在ル酒類、酒母、醗、酒清又ハ酒清ヲ検査シ其ノ出所又ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收税官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第二十七條 酒類製造者又ハ酒類製造者ニ非サレハ酒類ヲ所持スルコトヲ得

第六條ノ規定ハ酒類製造ノ承認ニ之ヲ準用ス

酒類製造者又ハ酒類製造者ニ非サレハ酒類ヲ所持スルコトヲ得

第二十八條 免許ヲ受ケスシテ酒類ヲ製造シタルモノハ其ノ製造ニ係ル總石數ニ對シ第三條ノ造石稅ヲ課シ尙其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ造石稅ハ之ヲ即納セシム

第二十九條 第六條第二十一條第二十七條ニ依ル届出又ハ第七條ノ申告ヲ怠リタルモノハ二十四以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 酒類製造者許僞其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第三十一條 酒類製造者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ、造石稅ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第三十二條 第二十二條ノ規定ニ違反シタルモノハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 第二十一條第一項又ハ第二十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ釀造酒ヲ製造シタルモノト看做シ其ノ製造ニ係ル總石數ニ對シ

第三條ノ造石稅ヲ課シ其ノ造石稅二倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ造石稅ハ之ヲ即納セシム

第三十四條 酒類製造者又ハ販賣者其ノ原料若クハ帳簿、書類ヲ隠匿シタルトキハ五圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 酒類製造者又ハ販賣者酒類ノ製造、消費若ハ出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 酒類製造用ト否ト問ハス其ノ製造シタル酒母、醗、酒清若クハ酒清ノ検査ヲ免カレ又ハ免カレムトシタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 收稅官吏ノ質問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ、其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルモノハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十八條 第二十七條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス尙其ノ酒瓶ハ之ヲ沒收ス

第三十九條 此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルモノニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪併發ノ例ヲ用キス

第四十條 酒類製造者又ハ販賣者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 酒類製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第四十二條 第二十三條、第二十四條、第三十四條、第三十五條、第四十條及第四十一條ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母、醗、酒清又ハ酒清ヲ製造スル者ニ之ヲ準用ス

第四十三條 酒類ノ製造ヲ廢止シタル者及其ノ相続人ニ對シテハ造石稅完納前ニ在リテハ總テ此ノ規則ヲ適用ス

第四十三條 酒類ノ製造ヲ廢止シタル者及其ノ相続人ニ對シテハ造石稅完納前ニ在リテハ總テ此ノ規則ヲ適用ス

第四十四條 此ノ規則ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

此ノ規則施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

酒類、酒母、醗、酒清、酒清又ハ酒瓶ヲ製造シ此ノ規則施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ此ノ規則施行ノ日ヨリ十五日以内ニ此ノ規則ニ依リ免許ヲ受クヘシ

酒類ヲ販賣シ此ノ規則施行後引續キ之ヲ販賣セムトスル者ハ此ノ規則施行ノ日ヨリ五日以内ニ第七條ノ申告ヲ爲スヘシ

第二項ノ期間内ハ從前ノ製造又ハ販賣ヲ繼續スルコトヲ得

酒類製造者又ハ販賣者ニシテ此ノ規則施行前ヨリ酒類ヲ所持スル者ハ此ノ規則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ酒名及石數ヲ政府ニ申

告スヘシ其ノ中告ヲ爲ササルトキハ此ノ規則ニ依リ其ノ酒類ニ造石税ヲ課ス

第八條ノ規定ハ明治四十年ニ限り之ヲ適用セス

臺灣酒造税規則施行期日ノ件 (明治四十年十月 府令第七十九號)

臺灣酒造税規則ハ明治四十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣酒造税規則の改正

明治四十二年十二月律令第七號改正

第二條酒類ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一 釀造酒 清酒、濁酒、紹興酒ト稱スル類ニシテ醱其ノ他ノ醱酵汁液ヨリ製成シタルモノ
- 二 蒸餾酒 燒酎、泡盛、米酒、蕃薯酒、高粱酒、酒精ト稱スル類ニシテ醱、酒清、酒清其ノ他ノ物品ヨリ蒸餾シテ製成シタルモノ
- 三 再製酒 白酒、味淋、紅酒、糯米酒、茶酒、木瓜酒、苜蓿酒、藥酒ト稱スル類ニシテ釀造酒又ハ蒸餾酒ト其ノ他ノ物品トヲ混和シテ製成シタルモノ

再製酒ト其ノ他ノ物品トヲ混和シテ製成シタル飲料ハ之ヲ再製酒ト看做ス

第七條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

内地ヨリ移入シ又ハ外國ヨリ輸入シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ販賣スル者ハ之ヲ酒類販賣者ト看做ス

第八條一製造場ニ於テ一酒造年度間五十石以上ヲ製造スル者ニ非サレハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘス但シ土地ノ狀況ニ依リ製造時期ヲ限定シテ十二石以上ヲ製造スル者ニハ特ニ免許ヲ與フルコトヲ得

酒造年度ハ其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄トス

第九條第一項中「其ノ年十二月中」ヲ「其ノ年度末日」ニ改ム

第十條中「製造ヲ廢止」ヲ「製造ノ免許ヲ取消」ニ改ム

第十三條中「認ムルトキ」ノ下ニ「又ハ第四十一條ノ二ニ依リ免許ヲ取消シタルトキ」ヲ加フ

第十九條ノ二造石税納付済ニ至ラサル酒類ヲ臺灣工業用酒精戻税規則第一條乃至第三條ノ規定ニ依リ工業用ニ使用若ハ供給シ又ハ政府ノ承認ヲ得テ外國ニ輸出シタルトキハ其ノ造石税ヲ免除スルコトヲ得

第十九條ノ三造石税納付済ノ酒類ヲ政府ノ承認ヲ得テ外國ニ輸出シタル者ハ造石税ニ相當スル金額ノ下付テ政府ニ請求スルコトヲ得
輸出後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二十五條中「酒類ノ見本」ヲ「酒類、酒母、醱、酒清又ハ酒清ノ見本」ニ改ム

第二十八條免許ヲ受ケスシテ酒類、酒母、醱、酒清又ハ酒清ヲ製造シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒類、酒母、醱、酒清又ハ酒清及製造用容器、器具、器械ハ之ヲ沒收ス此ノ場合ニ於テハ其ノ酒母、醱、酒清又ハ酒清ヲ釀造酒ト看做ス

前項ノ酒類及釀造酒ト看做シタルモノノ造石税ハ之ヲ即納セシム

第三十一條ノ二詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ第十九條ノ三第一項ニ依ル造石税ニ相當スル金額ノ下付テ政府ニ請求シタル者ハ其ノ造石税ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第三十三條中「第二十一條第一項又ハ」ヲ削ル

第四十一條ノ二十八條、第三十條乃至第三十二條、第三十四條及第三十六條ノ規定ニ依リ處分又ハ處罰セラレタル製造者ニ對シテハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ此ノ規則ノ規定ヲ適用ス

第四十三條中「酒類ノ製造ヲ廢止シタル者」ヲ「酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル者」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内地ヨリ移入シ又ハ外國ヨリ輸入シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ販賣シ本令施行後引續キ之ヲ販賣セムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ第七條ノ申告ヲ爲スヘシ

本令施行前既ニ酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ制限有數ハ明治四十四年二月末日ニ至ル迄ハ十二石トス

明治四十三年十一月律令第十號改正

第三條酒類製造者ニハ其ノ石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石稅ヲ課ス但シ酒精ニ在リテハ一石ニ付金二十一圓ヲ下ルコトヲ得ス

第一種 原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ釀造酒、再製酒 一石ニ付金六圓

第二種 原容量百分中純酒精ノ容量二十以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付金五圓

第三種 原容量百分中純酒精ノ容量三十以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金二十五錢

第四種 原容量百分中純酒精ノ容量四十五以下ノ酒精以外ノ酒類 一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金三十錢

第五種 酒精及原容量百分中純酒精ノ容量四十五ヲ超ユル酒精以外ノ酒類 一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金一圓

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年十月律令第一號改正

第二條中「酒類、酒精」ヲ削ル

第八條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ試驗ノ爲酒類ヲ製造スル者ニ付テハ五十石未満ト雖製造ノ時期ヲ限定シテ免許ヲ與フルコトヲ得

第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ酒精ニ付テハ其ノ期限ヲ六月以内トス

第十五條ノ二酒類ノ精漉又ハ再蒸餾ハ之ヲ酒類ノ製造ト看做ス

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

酒類ヲ再蒸餾シタル場合ニ於テハ製成酒ト殘留酒トニ付造石數ヲ査定シ原酒類ニ對スル造石稅トノ差額ニ相當スル造石稅ヲ課ス

第十八條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條及第四十二條中「酒母、醱、酒浦又ハ酒精」ヲ「酒母又ハ醱」ニ改ム

第二十條中「酒母、醱、酒浦及酒精」ヲ「酒母又ハ醱」ニ改ム

第二十四條及第三十六條中「酒母、醱、酒浦若ハ酒精」ヲ「酒母若ハ醱」ニ改ム

第二十七條削除

第二十九條中「第二十七條」ヲ削ル

第三十八條削除

附 則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

府令第四十八號(大正六年十月一日)

大正六年律令第一號ハ大正六年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月律令第八號改正

第一條中「臺灣ニ於テ製造シタル」ヲ削ル

第三條酒類製造者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石稅ヲ課ス

第一種 酒精分二十三度以下ノ釀造酒及酒精分二十五度以下ノ蒸餾酒

第二種 酒精分二十五度以下ノ再製酒

第三種 酒精分二十五度ヲ超ヘ四十五度以下ノ蒸餾酒

第四種 酒精分二十五度ヲ超エ四十五度以下ノ再製酒

第五種 酒精分二十三度ヲ超ユル釀造酒及酒精分四十五度ヲ超ユル蒸餾酒再製酒

第四條此ノ規則ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢溫器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ

謂フ

第七條削除

第九條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對シテハ其ノ酒造年度末日ニ在定シタルモノト看做シ釀造酒及蒸餾酒ニ在リテハ一石ニ付十一圓、再製

酒ニ在リテハ一石ニ付十四圓ノ割合ニ依ル

第十一條中「三圓」ヲ「六圓」ニ改メ同條第一項但書ヲ削ル

第十五條中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ハ在定石數ノ

百分ノ五以內、味淋ハ在定石數ノ百分ノ二以內、燒酎ハ在定石數ノ百分ノ一以內ノ淨引減量又ハ貯藏減量ヲ控除スルコトヲ得

第十六條ノ二政府ノ承認ヲ得テ酒類ヲ酒造原料ニ供シタル場合ニ於テハ製成酒ニ付造石數ヲ在定シ原酒類ニ對スル造石稅トノ差額ニ相

當スル造石稅ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テ原酒類カ此ノ規則ヲ施行セサル地ニ於テ製造シ又ハ外國ヨリ輸入シタルモノナルトキハ其ノ原酒類ニ付第三條ノ規

定ニ依リ算出シタル稅額ヲ原酒類ニ對スル造石稅ト看做ス

第二十九條中「第六條、第二十一條ニ依ル届出又ハ第七條ノ申告」ヲ「第六條又ハ第二十一條ノ規定ニ依ル届出」ニ改ム

第四十一條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改ム

酒類製造者ニシテ三年以上引續キ酒類ヲ製造セサルモノ又ハ第二十八條、第三十條乃至第三十二條、第三十四條若ハ第三十六條ノ規

定ニ依リ處分若ハ處罰セラレタルモノニ對シテハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年二月律令第二號改正

第三條中「十一圓」ヲ「十六圓」ニ、「十四圓」ヲ「二十一圓」ニ、「六十錢」ヲ「九十錢」ニ、「七十錢」ヲ「一百二十錢」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

四、臺灣酒造稅規則施行規則と其の改正

臺灣酒造稅規則施行規則 (明治四十年十月 府令第八十號)

第一條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル免許申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

一一一

一 製造場ノ位置

二 製造スヘキ酒類ノ種別

三 住所、氏名又ハ名稱

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ廳ハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ

一 廳ニ於テ取締上不適當ト認ムル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ

二 臺灣酒造稅規則、臺灣白糯米、紅糯米及麴取締規則若ハ此ノ規則ニ違反シ處罰ヲ受ケタル者又ハ其ノ戶主、家族、同居者若ハ雇人其ノ他ノ從業者又ハ廳ニ於テ取締上不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條 酒類ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第四條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ土地、建物ノ詳細ナル圖面、製造用容器、器具、器械ノ目錄ヲ調製シ事業者手前所轄廳ニ提出スヘシ

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第五條 酒類製造者ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ廳ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ廳ハ之ニ番號容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ格記スヘシ

前項檢定後ニ非サレハ製造者ハ容器、器具、器械ノ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 酒類製造者ハ毎酒造年度ノ事業ニ關シ左ノ事項ヲ詳記シ豫メ所轄廳ニ申告スヘシ

一 使用スヘキ白糯米又ハ紅糯米製造者ハ買入見込數量、製造期間及其ノ製造方法

二 製造スヘキ酒類ノ種別、酒名及其ノ見込石數

三 酒類製造ノ期間、製造方法及其ノ仕込數

四 仕込容器ノ數及其ノ使用順序

前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ但シ酒類ノ製造期間、製造方法及仕込用容器使用順序ノ變更ニ係ルモノハ承認ヲ受クヘシ

第七條 酒類製造者其ノ住所、氏名又ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ

第八條 酒類製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄廳ニ届出ツヘシ

相續人ヲ除クノ外酒類ノ製造ヲ承繼セムトスル者ハ第一條ニ依リ免許申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造者ハ臺灣酒造稅規則第五條ニ依リ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第九條 酒類製造者其ノ製造物ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄廳ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 酒類製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

第十一條 酒類ヲ販賣セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シ所轄廳ニ申告スヘシ

一 營業場ノ位置

二 一定ノ營業場ナキトキハ其ノ旨

三 住所、氏名又ハ名稱

酒類販賣者其ノ販賣ヲ廢止シタルトキ又ハ前項ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄廳ニ申告スヘシ

第十二條 臺灣酒造稅規則第九條ニ因ル事由ノ證明ハ酒造年度終了後二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條 臺灣酒造稅規則第十一條ニ依リ遺石稅ノ徵收猶豫ヲ請ハムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

一 査定済又ハ査定ヲ受クヘキ酒類ノ種別、査定年月日又ハ査定ヲ受クヘキ期間、査定済又ハ査定ヲ受クヘキ石數及其ノ稅額

二 擔保物ノ種類、數量、價格及所在

三 猶豫ヲ請ハムトスル期間

四 擔保提供者ノ住所氏名又ハ名稱

五 前各號ノ外必要ナル事項

第十四條 擔保物ノ種類ハ左ニ列記スルモノニ限ル

一 土地

二 利付國債證券及地方債券

三 政府ノ保護又ハ特別監視ヲ受クル株式會社ノ株券又ハ債券

第十五條 土地以外ノ擔保物ハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ所轄廳ニ提出スヘシ但シ廳所在地ニ金庫ナキトキハ之ヲ供託セスシテ提供スルコトヲ得

第十六條 廳ニ於テ前條但書ニ依リ擔保ヲ提供ヲ受ケタルトキハ當該官吏ハ擔保領收證ヲ提供者ニ交付シ擔保物ハ之ヲ供託スヘシ

第十七條 第十三條ノ申請ヲ受ケタルトキハ廳ハ擔保額及其ノ猶豫スヘキ期間ヲ定メ之ヲ擔保提供者ニ告知スヘシ

第十八條 擔保物ノ價格減少シタルトキハ廳ハ増擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十九條 臺灣酒造稅規則第十二條第一項ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ公賣スヘシ

公告ニハ擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱、土地ノ座落、地番、地目、甲數、價格、證券ノ種類、金額、公賣ノ場所及時、其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ

公賣決行前ニ於テ公賣ノ費用及造石稅ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第二十條 臺灣酒造稅規則第十二條第二項ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第二十一條 臺灣酒造稅規則第十四條ニ依リ檢定ヲ受ケタル酒類ハ製造場内ニ於テ他ノ酒類ト區別シテ藏置スヘシ

第二十二條 酒類製造者酒類ヲ粕漉セムトスルトキハ著手前ニ其ノ數量時期等ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

酒類ノ粕漉ヲ爲シタルトキ其ノ原酒類ノ石數ヲ確證スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ總石數ニ就キ造石數ヲ査定スヘシ

第二十三條 酒類製造者其ノ製造用ニ供スル酒母、醱、酒浦又ハ酒清ヲ他人ニ讓渡シ若ハ飲料ニ供シ又ハ酒類製造用外ニ供セムトスルトキハ其ノ旨直ニ所轄廳ニ申告スヘシ

第二十四條 酒母、醱、酒浦、酒清及ハ原料用酒類ノ廢棄、亡失其ノ他原料ニ異狀アリタルトキハ酒類製造者ハ其ノ旨直ニ所轄廳ニ申告スヘシ

第二十五條 臺灣酒造稅規則第十九條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

第二十六條 前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ廳ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄若ハ亡失ヲ認メタルトキ又ハ酒類トシテ飲用スヘカラサル處置ヲ施シタルトキハ税金ノ免除處分ヲ爲スヘシ

腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘカラサルニ至リタル酒類ヲ以テ蒸餾酒ノ製造用ニ供セムトスルモノハ税金ノ免除處分ヲ爲シ其ノ酒類ハ原料品ノ取扱ヲ爲スヘシ

第二十七條 第一條乃至第三條ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母、醱、酒浦、若クハ酒清ヲ製造セムトスル者及酒甎ヲ製造セムトスル者ニ之ヲ準用ス

第二十八條 酒類製造者ハ酒類毎ニ酒造用原料品及酒精、蒸餾粕ノ受拂又ハ製造、酒母、醱、酒浦、酒清ノ仕込又ハ造込、酒類ノ藏出

受拂又ハ増減ニ關スル事項ヲ詳細明瞭ニ其ノ帳簿ニ記載スヘシ

第二十九條 酒類販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル酒類ノ名稱、數量、價格、引取りノ日及引取先

二 販賣シタル酒類ノ名稱、數量、價格、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號賣渡先ノ記載ヲ要セス

酒類販賣者内地又ハ外國ノ製造ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ販賣スルトキハ第一項ノ事項ハ帳簿ヲ區別シテ記載スヘシ

第三十條 酒類製造者ハ帳簿ヲ調製シ少クトモ左ノ事項ヲ事實ノ生シタル都度記載スヘシ

一 製造又ハ修理ノ依託ヲ受ケタル酒類ノ筒數、依託者ノ住所、氏名又ハ名稱及其ノ製造又ハ修理ノ日

二 販賣ノ爲製造シタル酒類ノ筒數及其ノ製造ノ日

三 引渡シタル酒類ノ筒數、引渡ノ日及其ノ引渡先

第三十一條 酒類製造者ハ製造方法ノ異ナル毎ニ竝ニ仕込毎ニ酒母、醗、酒浦又ハ酒精ニ記載ヲ附シテ之ヲ區分スヘシ

前項ニ依リ區分シタルモノハ收税官吏ノ承認ヲ受ケタルニ非サレハ彼此混淆スルコトヲ得ス

第三十二條 酒類製造者ハ其ノ製造シタル酒類ノ蔵出前ニ於テハ之ニ割水ヲ爲スコトヲ得ス

第三十三條 酒類製造者ノ所持ニ係ル白糖及紅糖ハ收税官吏ノ承認ヲ受ケテシテ之ヲ他人ニ引渡シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第三十四條 酒類ハ其ノ濾過シタル酒類ノ造石數査定ノ時之ヲ検査スヘシ酒類製造者ハ前項検査後ニ非サレハ酒精ヲ製造物外ニ移出シ

又ハ使用シ、消費シ若ハ他ノ酒精ト混合スルコトヲ得ス

第三十五條 收税官吏カ必要ト認メテ酒造用原料品ヲ指定シ其ノ使用前検査ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造者ハ其ノ検査ヲ

受クヘシ

第三十六條 酒類ノ製造、消費若ハ出入ノ事項ニ關シ收税官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造者ハ其ノ

承認ヲ受クヘシ

第三十七條 收税官吏ハ隨時酒類ノ製造物又ハ其ノ販賣場ニ就キ酒類、酒造用原料品、容器、器具、器械、帳簿又ハ書類ヲ検査スヘシ

第三十八條 收税官吏ハ必要ト認ムルトキハ酒精、蒸餾酒、原料品又ハ原料用酒類及酒造用容器、器具又ハ器械ノ使用停止中ニ封緘

其ノ他監督上必要ナル方法ヲ施スコトヲ得

第三十九條 酒類製造者其ノ製造場所轄廳ノ管轄區域内ニ居住セザルトキハ納税管理人ヲ定メ製造場所轄廳ニ申告スヘシ

第四十條 第四條乃至第十條、第二十八條、第三十一條、第三十三條、第三十五條乃至第三十八條ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母、醗、酒浦又ハ酒精ヲ製造スル者ニ之ヲ準用ス

第四十一條 第七條乃至第十條及第三十七條ノ規定ハ酒類製造者ニ之ヲ準用ス

第四十二條 第五條第二項、第二十一條、第三十一條第一項、第三十二條及第三十四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

ニ處ス

第四十三條 第六條第二項、第三十一條第二項、第三十三條及第三十六條ノ規定ニ依リ承認ヲ受クヘキ場合ニ之ヲ受ケサリシ者又ハ事

實ヲ詐リテ承認ヲ受ケタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 第三十條ノ帳簿ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタル者又ハ第三十九條ノ申告ヲ怠リタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十五條 此ノ規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ廳長之ヲ定ム

附 則

此ノ規則ハ臺灣酒造稅規則施行ノ日ヨリ之ヲ旅行ス

臺灣酒造稅規則施行規則の改正

明治四十三年三月府令第十五號改正

第一章 酒類ノ製造及販賣

第一條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル免許申請書ニ製造場ノ土地建物ノ詳細ナル圖面ヲ添付シ之ヲ製造場所轄廳ニ提

出スヘシ

一 製造場ノ位置

二 製造スヘキ酒類ノ種別

三 住所、氏名又ハ名稱

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ廳ハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ

一 取締上不適當ト認ムル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ

二 建物ノ構造ニ於テ取締上不適當ト認ムルトキ

三 臺灣酒造稅規則第四十一條ノ二又ハ此ノ規則第五十五條ニ依リ免許ヲ取消シタル者又ハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ

從業者又ハ取締上不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條 酒類ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ但シ製造場ニ連續スルモノニ在リテモ小賣

場ハ之ヲ製造場ト認ムルノ限ニ在ラス

第四條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ製造容器、器具、器械ノ目錄ヲ調製シ事業著手前所轄廳ニ提出スヘシ但シ酒類

ノ種別變更ノ場合ニ於テ製造及容器、器具、器械ニ變更ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ其ノ目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

製造場建物ノ構造ヲ變更セムトスルトキハ更ニ其ノ圖面ヲ提出シテ承認ヲ受ケヘシ

第五條 酒類製造者ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告アリタルトキハ廳ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ此

ノ場合ニ於テハ廳ハ之ニ番號容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スヘシ

前項檢定後ニ非サレハ製造者ハ其ノ容器、器具、器械ヲ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 酒類製造者ハ每酒造年度ノ事業ニ關シ左ノ事項ヲ詳記シ豫メ所轄廳ニ申告スヘシ

一 使用スヘキ白麹、紅麹、麴ノ自製ト他ヨリ引取トノ區別自製ノ場合ニ在リテハ製造方法及製造見込高、他ヨリ引取ル場合ニ在リ

テハ其ノ引取先及引取見込高

二 製造スヘキ酒類ノ名稱、製造方法、仕込數及其ノ製造見込石數

三 酒類ノ製造期間

四 仕込容器ノ數及其ノ使用順序

前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ酒類ノ製造方法及製造期間ノ變更ニ關シテハ其ノ申告ニ對シ承認アリタル後ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七條 酒類製造者其ノ住所、氏名又ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄廳ニ申告スヘシ

第八條 酒類製造ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄廳ニ届出ツヘシ相續ノ場合ヲ除クノ外酒類ノ製造ヲ承繼セムトスル者ハ第

一條ニヨリ免許申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造者ハ臺灣酒造稅規則第五條ニ依リ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第九條 酒類製造者其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄廳ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 酒類製造者其ノ製造場ヲ廢止セムトスルトキハ免取消申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

第十一條 酒類ヲ販賣セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シ所轄廳ニ申告スヘシ

一 營業場ノ位置

二 酒類ノ名稱

三 一定ノ營業場ナキトキハ其ノ旨

四 住所、氏名又ハ名稱

前項ノ申告事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ販賣ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ

第十二條 臺灣酒造稅規則第九條ニ因ル事由ノ證明ハ酒造年度終了後二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條 臺灣酒造稅規則第十一條ニ依リ造石稅ノ徵收猶豫ヲ請ハムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

一 査定濟又ハ査定ヲ受クヘキ酒類ノ種別、査定濟ノ日又ハ査定ヲ受クヘキ期間、査定濟又ハ査定ヲ受クヘキ石數及其ノ稅額

二 擔保物ノ種類、數量、價格及所在

三 猶豫ヲ請ハムトスル期間

四 擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱

五 前各號ノ外必要ナル事項

廳ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケ徵收猶豫ヲ許可シタルトキハ擔保額及其ノ猶豫スヘキ期間ヲ定メ之ヲ擔保提供者ニ告知スヘシ

第十四條 擔保物ノ種類ハ左ニ列記スルモノニ限ル

- 一 土地
- 二 金 錢
- 三 有價證券

第十五條 土地以外ノ擔保物ハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ所轄廳ニ提出スヘシ但シ廳所在地ニ金庫ナキトキハ之ヲ供託セスシテ提供スルコトヲ得

前項但書ニ依リ廳ニ於テ擔保ノ提供ヲ受ケタルトキハ當該官吏ハ擔保領收證ヲ提供者ニ交付シ擔保物ハ之ヲ供託スヘシ

第十六條 擔保物ノ價格減少シタルトキハ廳ハ増擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ公賣スヘシ

公告ニハ擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱、土地ノ座落、地番、地目、甲數、等則、證券ノ種類、金額、公賣ノ場所及日時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

公賣決行前ニ於テ公賣ノ費用及造石稅ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

擔保物ヲ公賣ニ付シタル場合ニ於テ提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第十七條 臺灣酒造稅規則第十四條ニ依リ檢定ヲ受ケタル酒類ハ製造場内ニ於テ他ノ種類ト區別シテ藏置スヘシ

第十八條 酒類ノ造石數ハ左ノ製成區分ニ依リ容器毎ニ其ノ現存スル酒類ノ總量ニ就キ之ヲ査定ス

一 釀造酒中濾過ヲ要セサルモノハ原料一仕込毎ニ濾過ヲ了シタルトキ、濾過ヲ要セサルモノハ原料一仕込毎ニ熟成クトキ但シ濁酒ノ荒濾ハ之ヲ濾過ト認ムルノ限ニ在ラス

二 蒸餾酒ハ一仕込ノ蒸餾ヲ了シタルトキ

三 再製酒中碾碎又ハ濾過ヲ要スルモノハ原料一仕込毎ニ碾碎又ハ濾過ヲ了シタルトキ其ノ他ハ原料一仕込毎ニ熟成又ハ混和ヲ了シタルトキ

原料收稅官吏ニ於テ仕込ノ原料合併製成ヲ承認シタルトキハ其ノ合併全部ノ製成ヲ了シタルトキ造石數ヲ査定スヘシ但シ五仕込以上ノ合併製成ヲ承認スルコトヲ得ス

第十九條 酒類製造者酒類ヲ粕濾セムトスルトキハ著手前ニ其ノ數量、時期等ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

酒類ノ粕濾ヲ爲シタルトキ其ノ原酒類ノ石數ヲ確證スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ總石數ニ就キ造石數ヲ査定スヘシ

第二十條 左ノ場合ニ於テハ酒類製造者ハ其ノ旨直ニ所轄廳ニ申告スヘシ

- 一 酒母、醱、酒蒲、酒清又ハ原料用酒類ヲ他人ニ讓渡シ、公賣セラレ、飲料ニ供シ又ハ酒類製造用外ニ供セムトスルトキ
- 二 酒母、醱、酒蒲、酒清又ハ原料用酒類ノ廢棄、亡失其ノ他原料ニ異狀アリタルトキ

第二十一條 臺灣酒造稅規則第十九條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ廳ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄若ハ亡失ヲ認メタルトキ又ハ酒類トシテ飲用スヘカラサル處置ヲ施シタルトキハ稅金ノ免除處分ヲ爲スヘシ

腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘカラサルニ至リタル酒類ヲ以テ蒸餾酒ノ製造用ニ供セムトスルモノハ稅金ノ免除處分ヲ爲シ其ノ酒類ハ原料品ノ取扱ヲ爲スヘシ

第二十二條 酒類ヲ外國ニ輸出ノ爲臺灣酒造稅規則第十九條ノ二及第十九條ノ三ニ依リ承認ヲ諾ハムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル申請書ヲ其ノ酒類製造場所轄廳ニ提出スヘシ

- 一 輸出スヘキ酒類ノ種別、酒名、石數、所在、容器ノ種類、箇數、造石數査定ノ日、納稅ノ濟否及其ノ酒類製造者ノ住所、氏名又

ハ名稱

二 輸出ノ日、輸出港及輸出者ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十三條 臺灣酒造稅規則第十九條ノ二ニ依リ酒類ヲ工業用ニ使用者ハ供給シ其ノ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ造石數及出港石

數査定ノ日ヲ附記シタル申請書ニ使用者ハ供給ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添付シ之ヲ製造場所轄廳ニ提出スヘシ

臺灣工業用酒精稅規則施行規則ノ規定ハ前項ノ申請書ニ之ヲ準用ス

第二十四條 臺灣酒造稅規則第十九條ノ二ニ依リ酒類ヲ外國ニ輸出シ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ之ヲ

其ノ酒類製造場所轄廳ニ提出スヘシ

一 輸出承認高

二 輸出免狀

三 外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類

第二十五條 臺灣酒造稅規則第十九條ノ三ニ依リ酒類ヲ外國ニ輸出シ造石稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ前條

ノ書類及納稅證明書ヲ添附シ輸出港稅關ニ提出スヘシ

第二十六條 酒類製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 酒名ノ異ナル毎ニ竝ニ一仕込毎ニ仕込ノ方法及仕込ノ日

四 酒類製成ノ日及其ノ數量

五 他ニ引渡シタル酒類又ハ原料ノ名稱、數量、價格、引渡ノ日及其ノ引渡先

六 蔵出後酒類ニ割水ヲ爲シタルトキハ其ノ數量及割水ノ日

七 自己小賣場ニ移出シタル酒類ノ名稱、數量及移出ノ日

酒類製造者ニ於テ白糯米、紅糯米ハ麵ヲ製造スルトキハ其ノ製造用原料品ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取リノ日

及引取先ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第二十七條 酒類販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル酒類ノ名稱、數量、價格、引取ノ日及引取先

二 販賣シタル酒類ノ名稱、數量、價格、販賣ノ日及其ノ賣渡先小賣場ニ於テハ前項第二號賣渡先ノ記載ヲ要セス

内地ヨリ移入シ又ハ外國ヨリ輸入シタル酒類又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ關シテハ第一項ノ事項ハ別口座又ハ別帳ニ記載スヘシ

第二十八條 酒類製造者ハ酒母、醪、酒清又ハ酒精ニ就キ一仕込毎ニ左ノ事項ヲ明瞭ニ其ノ容器又ハ仕込ヲ分界スル箇所ニ標記スヘシ

一 製造方法ノ記號

二 仕込順號及仕込ノ日

三 容器ノ配合番號又ハ組號

四 醱酵狀態ノ不良ナルモノハ其ノ區分

前項ニ依リ標記區分シタルモノヲ彼是混淆セムトスルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第二十九條 酒類製造者ハ左ニ掲ケル場合ニ就テハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

一 白糯米ノ使用量ヲ一時増減セムトスルトキ

二 醱酵補助ノ爲準備中ノ蕃薯汁糖蜜水其ノ他ノ糖汁ニ他ノ仕込ニ屬スル酒母又ハ酒精ヲ混和セムトスルトキ

三 仕込半ノ酒母又ハ酒精ニ他ノ仕込ニ屬スル酒母又ハ酒精ヲ混和セムトスルトキ

四 合併製成ヲ爲サムトスルトキ

五 酒精ヲ酒母又ハ酒精ニ混シテ蒸餾セムトスルトキ

- 六 受入レ又ハ製造シタル白楠、紅楠其ノ他ノ原料品ヲ他人ニ引渡シ製造場外ニ移出シ又ハ廢棄セムトスルトキ
- 七 原料用酒類ノ容器ヲ變換セムトスルトキ
- 八 原料用酒類ノ用途ヲ變更セムトスルトキ
- 九 製造場内ニ於テ酒造用外ノ麹ヲ製造セムトスルトキ
- 十 酒造用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ
- 十一 前各號ノ外收稅官吏カ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタル事項ヲ爲サムトスルトキ
- 第三十條 酒類製造者ハ其ノ製造場内ニ藏置スル酒類ニ就キ査定ノ既未済ヲ標記區分スヘシ
- 第三十一條 酒類製造者ハ其ノ製造シタル酒類ノ藏出前ニ於テハ之ニ割水ヲ爲スコトヲ得ス
- 第三十二條 酒類ハ其ノ濾過シタル酒類ノ造石數査定ノトキ之ヲ檢査スヘシ
- 酒類製造者ハ前項檢査後ニ非サレハ酒類ヲ製造場外ニ移出シ使用シ消費シ又ハ他ノ酒類ト混合スルコトヲ得ス
- 第三十三條 酒類製造者ハ左ノ酒造用原料品ニ限リ其ノ使用前ニ於テ收稅官吏ノ檢査ヲ受クヘシ
 - 一 蒸餾酒原料用酒類
 - 二 砂糖、糖蜜其ノ他ノ糖汁
 - 三 前各號ノ外收稅官吏ニ於テ檢査ヲ受クヘキコトヲ命シタル場合
- 第三十四條 收稅官吏ハ隨時酒類ノ製造場又ハ其ノ販賣場ニ就キ酒類、其ノ原料、容器、器具、器械又ハ帳簿書類ヲ檢査スヘシ
- 第三十五條 收稅官吏ハ搾器械、蒸餾器械ノ使用停止中ニ封緘ヲ施スヘシ
- 收稅官吏ハ必要ト認ムルトキハ酒類、蒸餾酒、酒類、其ノ原料又ハ其ノ容器ニ封緘其ノ他監督上必要ナル方法ヲ施スヘシ
- 第三十六條 臺灣酒造稅規則第四十一條ノ二ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ酒母、醪、酒清、酒清其ノ他半製品現存スルトキハ應ニ酒類製造者ノ申請ニ依リ相當ノ期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ此ノ規則

ノ規定ヲ適用ス

第三十七條 酒類製造者其ノ製造場所ニ居住セザルトキハ代理人ヲ定メ所轄廳ニ申告スヘシ

第二章 酒母、醪、酒清、酒精及酒類ノ製造

第三十八條 第一條、第二條及第八條第二號ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母、醪、酒清又ハ酒清ヲ製造セムトスル者及酒類ヲ製造セムトスル者ニ之ヲ準用ス

第四條第三項第七條第八條第一項及第九條ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母、醪、酒清又ハ酒清ヲ製造スル者ニ之ヲ準用ス

第三十九條 第四條乃至第六條、第十條、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十三條乃至第三十五條ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母、醪、酒清又ハ酒清ヲ製造スル者ニ之ヲ準用ス

第四十條 酒類製造者ハ帳簿ヲ調製シ少クトモ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 製造又ハ修理ノ依託ヲ受ケタル酒類ノ筒數、受託ノ日、依託者ノ住所、氏名又ハ名稱及其ノ製造又ハ修理ノ日
- 二 販賣ノ爲製造シタル酒類ノ筒數及其ノ製造ノ日
- 三 引渡シタル酒類ノ筒數及其ノ引渡先

第三章 白楠、紅楠、麹ノ製造、引取、販賣及所持

第四十一條 酒類、酒母、醪、酒清若ハ酒清製造者ニ非スシテ白楠、紅楠、若ハ麹ヲ製造セムトスル者又ハ之ヲ販賣セムトスル者ハ製造場又ハ販賣場一箇所毎ニ所轄廳ノ免許ヲ受クヘシ

第四十二條 第一條、第二條乃至第八條第二項ノ規定ハ前條ノ免許申請者ニ之ヲ準用ス

第四十三條 第七條、第八條第一項、第九條及第十條ノ規定ハ白楠、紅楠、麹ノ製造者又ハ其ノ販賣者ニ之ヲ準用ス

第四十三條 白楠、紅楠又ハ麹製造者ハ其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ニ於テ製造スヘキ毎種類ノ見込石數若ハ斤數、製造著手ノ時期及製造方法ヲ記シ豫メ所轄廳ニ申告スヘシ新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業著手前ニ申告スヘシ

第三章 臺灣ニ於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

第四十四條 白糖、紅糖、若ハ麵製造者其ノ製造ヲ休止セムトスルトキ又ハ製造休止後更ニ製造セムトスルトキ又ハ前條ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度所轄廳ニ申告スヘシ

第四十五條 白糖、紅糖若ハ麵製造者又ハ其ノ販賣者ハ帳簿ヲ調製シ少クモ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、價格、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル白糖、紅糖又ハ麵ノ數量及其ノ製造日

四 引取リタル白糖、紅糖又ハ麵ノ數量、價格、引取ノ日及引取先

五 引渡シタル白糖、紅糖又ハ麵ノ數量、價格、引渡ノ日及引渡先麵小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス

第四十六條 白糖、紅糖又ハ麵ヲ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラムトスル者ハ廳ノ交付シタル引取認許證ヲ提出シ其ノ引取ヲ證明スヘシ

稅關ハ前項ノ引取認許證ト引換ニ非サレハ白糖、紅糖又ハ麵ヲ引渡スコトヲ得ス

第四十七條 白糖又ハ紅糖ハ廳ノ交付シタル引取認許證ヲ所持スル者ニ其ノ認許證ト引換ニ引渡スノ外讓渡シ、質入シ又ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケステ其ノ製造場若ハ販賣場外へ移出スルコトヲ得ス

第四十八條 白糖、紅糖若ハ麵ヲ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取ラムトスル者又ハ白糖、紅糖ヲ他人ヨリ引取ラムトスル者ハ其ノ數量、引取ノ目的及引取先ヲ記シ所轄廳ニ申請シテ引取認許證ノ交付ヲ受クヘシ

第四十九條 白糖又ハ紅糖ヲ運搬スルトキハ其ノ引取先及引渡先ヲ證明スヘキ書類ヲ現品ニ添付スヘシ

第五十條 白糖又ハ紅糖ハ其ノ製造者、販賣者、運搬者又ハ酒類、酒母、醱、酒浦若ハ酒滑製造者ニ非サレハ之ヲ所持スルコトヲ得ス

第五十一條 收稅官吏ハ隨時白糖、紅糖若ハ麵製造場又ハ其ノ販賣場ニ就キ白糖、紅糖、麵、其ノ原料、製造用容器、器具、器械、建築物若ハ帳簿書類ヲ検査スヘシ

收稅官吏ハ運搬中ニ在ル白糖、紅糖若ハ麵ヲ検査シ其ノ出所又ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ検査物件若ハ船車ニ封印ヲ施シ又ハ之ニ代ルヘキ適當ナル處置ヲ施スコトヲ得

第五十二條 白糖、紅糖若ハ麵製造者其ノ製造ヲ廢止スルモ製造場内ニ白糖、紅糖、麵、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間ハ收稅官吏ハ其ノ製造場ニ就キ建築物若ハ其ノ現在品ヲ検査シ又ハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得

第五十三條 收稅官吏カ必要ト認メテ白糖、紅糖、麵又ハ其ノ原料品ヲ指定シ其ノ讓渡、質入、消費又ハ使用前検査ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ白糖、紅糖又ハ麵製造者ハ其ノ検査ヲ受クヘシ

第五十四條 收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタル事項ニ付テハ白糖、紅糖若ハ麵製造者又ハ其ノ販賣者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第五十五條 第五十八條、第六十一條及第六十二條ニ依リ處分又ハ處罰セラレタル者ニ對シテハ廳ハ白糖、紅糖若ハ麵ノ製造又ハ其ノ販賣ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第五十六條 第五十條ノ規定ニ違反シタル者及第五十九條ノ規定ニ依リ處分又ハ處罰セララルヘキ者ノ所持ニ係ル白糖、紅糖又ハ麵ハ本令ノ規定ニ依リ引取ラルル迄ノ期間收稅官吏之ニ封緘ヲ施スヘシ

第四章 罰 則

第五十七條 第四條第三項、第五條第二項、第六條第三項、第十七條、第二十八條第一項、第三十條、第三十一條、第三十二條第二項及第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

第五十八條 酒醱製造者又ハ白糖、紅糖、麵製造者又ハ其ノ販賣者帳簿書類ヲ隱匿シタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ五圓以上ノ科料ニ處シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス

第五十九條 第四十九條及第五十條ノ規定ニ違反シタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第六十條 第二十八條第二項、第二十九條及第五十四條ニ依リ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘキ場合ニ之ヲ受ケサリシ者又ハ事實ヲ詐リテ承認スル者ハ其ノ事實ニ於ける酒稅 第一節 蒸餾酒稅

第三章 蒸餾に於ける酒稅 第一節 蒸餾酒稅

一二七

一 認ヲ受ケタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス
 第六十一條 免許ヲ受ケスシテ白糖、紅糖若ハ麴ヲ製造シタル者又ハ之ヲ販賣シタル者又ハ詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ白糖、紅糖若ハ麴ヲ税關若ハ保税倉庫ヨリ引取リタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第六十二條 第二十七條ノ規定ニ違反シタル者及白糖、紅糖若ハ麴製造者又ハ其ノ販賣者ニシテ白糖、紅糖若ハ麴ノ検査ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第六十三條 本令ノ規定ニ依リ記載シタル帳簿ハ當業者又ハ其ノ相續人ニ於テ其ノ記載ヲ終リタル日ヨリ起算シ三年間保存スヘシニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年十月府令第八十三號臺灣白糖、紅糖及麴取締規則ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年十一月府令第七十七號改正

第二十二條酒類ヲ外國ニ輸出ニ爲臺灣酒造稅規則第十九條ノ二及第十九條ノ三ニ依リ承認ヲ請ハムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル申請書ヲ所轄廳ニ提出シテ輸出承認書ノ下付ヲ受クヘシ
 一 輸出スヘキ酒類ノ種別、酒名、石數、含有純酒精ノ容量、容器ノ種類、箇數、造石數査定ノ日、納稅ノ濟否及其ノ酒類製造者ノ住所、氏名又ハ名稱
 輸出期限內ニ輸出ヲ終ラサルトキハ輸出承認書ハ其ノ效力ヲ失フ

第二十二條ノ二酒類ヲ内地ニ移出セムトスル者ハ所轄廳ニ申請シ移出承認書ノ下付ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條ノ三酒類ノ輸出又ハ移出承認書ハ其ノ酒類出港ノ際豫メ之ヲ税關ニ提出スヘシ

第二十三條第一項中「造石數及出港石數」ヲ「造石數」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正元年十二月府令第五十七號改正

第十三條臺灣酒造稅規則第十一條ニ依リ造石稅ノ徵收猶豫ヲ請ハムトスル者ハ其旨所轄廳ニ申請シ左ノ事項ヲ記シタル擔保提供書ヲ提出スヘシ
 一 擔保スヘキ造石稅額、造石數査定年月日、其ノ酒名、種別、石數及酒精度數
 二 擔保物ノ種類、價格及所在
 三 徵收猶豫期間
 四 擔保提出ノ原因
 五 擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱
 六 前各號ノ外必要ナル事項

第十六條ノ二擔保トシテ提供シタル有價證券ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキハ酒類製造者ハ直ニ之ニ代ハルヘキ擔保物ヲ提供スヘシ

第十六條ノ三第十六條第一項又ハ前條ニ因リ擔保ヲ提供スヘキ者之ヲ提供セザルトキハ廳ハ直ニ造石稅ヲ徵收ス

第二十二條第一項第二號中「輸出期間」及同條第二項ヲ削ル

第二十九條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 合併製成ヲ爲シ又ハ製成區分ノ異ナル製成酒ヲ査定前合併セムトスルトキ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

大正二年十一月府令第九十八號改正

第二十二號ノ二ヲ削ル

第二十二條ノ三中「又ハ移出」ヲ削ル

第二十四條中第一號ヲ削ル

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年五月府令第三十二號改正

第一條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル免許申請書ニ製造場ノ土地、建物ノ詳細ナル圖面（既設建物ナキトキハ其ノ設計圖）ヲ添付シ之ヲ製造場所轄廳ニ提出スヘシ

一 製造場ノ位置

二 製造スヘキ酒類ノ種別

三 住所、氏名又ハ名稱

第一條ノ二建物ノ設計圖ヲ提出シ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ建築ヲ竣リタルトキ之ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

前項ノ建物其ノ設計圖ト相違シ取縮上不適當ト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ建物ノ變更ヲ命スルコトヲ得

前項ノ期限内ニ變更ヲ爲ササルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第三條中但書ヲ削ル

第四條第三項中「製造場」ノ下ニ「ノ土地區域」ヲ「建物ノ構造」ノ下ニ「又ハ設計圖」ヲ加フ
第五條第一項中「又ハ烙記」ヲ削ル

第六條酒類製造者ハ毎年酒造年度ノ事業ニ關シ左ノ事項ヲ詳記シ豫メ所轄廳ニ申告スヘシ但シ釀造酒ニ關シテハ第四號ノ申告ヲ要セス

一 製造スヘキ白麹、紅麹、麴ノ製造方法

二 製造スヘキ酒類ノ名稱、製造方法、仕込數及其ノ製造見込石數

三 酒類ノ製造期間

四 仕込容器ノ使用順序

前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度所轄廳又ハ收稅官吏ニ申告スヘシ

酒類ノ製造方法及製造期間ノ變更ニ關シテハ所轄廳又ハ收稅官吏ノ承認アリタル後ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第十一條第一項中第二號及第二項中「所轄廳」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

酒類販賣業ヲ相續シタルトキハ其ノ旨相續人ヨリ申告スヘシ

第十三條第一號中「酒精度數」ヲ「酒精箇數」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

根據保提供ノ場合ニ於テハ前項第一號中造石數査定年月日以下ノ記載ヲ要セス

第十六條廳長ニ於テ擔保物ノ價格減少シタリト認ムルトキハ増擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十六條ノ三第十六條ニ依リ擔保ヲ提供ヲ命セラレタル者又ハ前條ニ依リ擔保ヲ提供スヘキ者之ヲ提供セサルトキハ直ニ造石稅ヲ徵收スヘシ

第十六條ノ四擔保物ノ公賣ニ關シテハ臺灣國稅徵收規則施行規則第二十三條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス擔保物公賣ノ結果擔保提供

者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第十八條第一項ニ「但シ製成歩合相當ト認メ得ヘキ場合ニ其ノ幾部ヲ査定スルコトヲ得」ヲ加ヘ第二項ヲ左ノ如ク改ム

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

收税官吏ニ於テ數仕込ノ合併製成又ハ製成酒ノ合併ヲ承認シタルトキハ其ノ合併製成若ハ製成酒ノ合併ヲ了シタルトキ造石數ヲ查定スヘシ但シ六仕込以上ノ合併製成又ハ製成酒ノ合併ヲ承認スルコトヲ得ス

第二十三條ノ二造石數查定済證又ハ造石稅納付済證ノ下付ヲ請ハムトスル者ハ製造場所轄廳ニ申請スヘシ

第二十五條中「納稅済證明書」ヲ「造石稅納付済證」ニ改ム

第二十六條第一項第七號ヲ「販賣場ニ藏出シタル酒類ノ名稱、數量及藏出ノ日」ニ改メ「八 他ヨリ引取リタル酒類又ハ戻リ酒ノ名稱、數量及受入ノ日」ヲ加ヘ第二項ヲ左ノ如ク改ム

小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス

第二十九條中左ノ如ク改ム

- 一 醱母液又ハ白糖ノ使用量ヲ一時増減セムトスルトキ
 - 二 醱酵補助ノ爲ニ養液、酒母、醱、酒清、酒清ニ醱母液又ハ他ノ仕込ニ屬スル酒母、醱、酒清又ハ酒清ヲ混和セムトスルトキ
 - 三 酒母、醱、酒清又ハ酒清ヲ可驗物トシテ採取セムトスルトキ
 - 三ノ二 藏出後ノ酒類又ハ他ヨリ引取リタル酒類ニ刺水ヲ爲サムトスルトキ
 - 三ノ三 自製酒ニ他ヨリ引取リタル酒類ヲ混和セムトスルトキ
- 第三十八條第二項中「及第九條」ヲ「第九條及第十條」ニ改ム
- 第三十九條中「第十條」ヲ「削ル
- 第四十一條白糖、紅糖若ハ販賣ノ爲ニ糖ヲ製造セムトスル者又ハ之ヲ販賣セムトスル者ハ製造場又ハ販賣場一箇毎ニ所轄廳ノ免許ヲ受クヘシ

酒類、酒母、醱、酒清若ハ酒清製造者ハ販賣ノ爲ニ白糖、紅糖又ハ糖ヲ製造セムトスルトキニ於テノ三前項ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

第五十二條中「紅糖、糖」ヲ「紅糖及糖」ニ改メ「製造用容器、器具又ハ器械」及「其ノ製造場ニ就キ建築物若クハ」ヲ削ル

第五十六條中「又ハ糖」ヲ削ル

第五十九條中「第四十九條」ノ上ニ「第十一條第三項ノ申告ヲ怠リ又ハ」ヲ加フ

第六十條中「三十圓」ヲ「百圓」ニ改ム

第六十四條白糖、紅糖、糖製造者又ハ其ノ販賣者ニシテ本令ノ處罰ヲ受クヘキ場合ニ無能力者ナルトキハ其ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス前項ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ處罰ヲ受クヘキ行爲アリタル場合ハ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年十月府令第四十九號改正

第一條中「(既設建物ナルトキハ其ノ設計圖)」ヲ「(既設建物ナルトキハ其ノ設計圖及竣功期限)」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

四 臺灣酒造稅規則第八條第一項但書ノ規定ニ依ル者ハ前各號ノ外製造スヘキ酒類ノ名稱、製造時期、製造方法及試驗ノ目的

第一條ノ二第三項中「前項ノ期限内」ヲ「許可ヲ得シテ前條又ハ前項ノ期限内ニ建物ノ建築ヲ竣ラサルトキ又ハ」ニ改ム

第二條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 酒類ノ需要供給上免許ノ必要ヲ認メサルトキ

第五條中「器具、器械」ヲ「酒槽、蒸餾器」ニ改ム

第六條第一項中「紅糖、糖」ヲ「又ハ紅糖」ニ改メ第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ製造方法中醱酵作用補助ノ爲又ハ特別ノ事情ニ因リ臨機ノ所置ヲ爲サムトスルトキハ口頭ヲ以テ申告スルコトヲ得

第六條ノ二臺灣酒造稅規則第八條第一項但書ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者其ノ製造時期ヲ變更セムトスルトキハ所轄廳ニ申請シ許可

ヲ受クヘシ

第八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

相續ノ場合ヲ除クノ外酒類ノ製造ヲ承繼セムトスル者ハ前製造者ト連署シタル免許申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

第九條中「許可ヲ受クヘシ」ヲ「許可ヲ受クヘシ同一廳管内ニ於ケル移轉ニ付亦同シ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

第一條、第二條ノ二及第二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條第一項中「造石數量査定年月日、其ノ酒名、種別、石數及酒精箇數」ヲ「造石數量査定年月日」ニ改メ第二項中「日以下」ヲ削ル

第十四條擔保物ノ種類ハ左ニ列記スルモノニ限ル

- 一 土地
- 二 金 錢
- 三 廳長ニ於テ確實ト認ムル有價證券
- 四 臺灣ニ於ケル工場財團
- 五 火災保險ニ附シタル建物ニシテ廳長ニ於テ確實ト認ムルモノ擔保物ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外廳長ノ指定スル所ニ依ル

第十五條中「土地以外ノ擔保物」ヲ「擔保物カ金錢又ハ有價證券ナルトキハ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

土地、建物若ハ工場財團ヲ擔保ニ提供シタル者アルトキハ廳長ハ質權又ハ抵當權設定ノ手續ヲ爲スヘシ

第十六條ノ二擔保トシテ提供シタル有價證券ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキ若ハ建物ノ倒壊亡失シタルトキ又ハ保險契約ノ消滅シタル

トキハ酒類製造者ハ直ニ之ニ代ハルヘキ擔保物ヲ提供スヘシ但シ建物ニ對スル保險金ヲ受領シタルトキハ其ノ保險金ヲ擔保トシテ提

供スヘシ

第十八條中第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 蒸餾酒ハ原料一仕込又ハ一區分ノ蒸餾ヲ了シタルトキ

第十九條酒類製造者酒類ヲ粕漉又ハ再蒸餾セムトスルトキハ著手前ニ其ノ數量、時期等ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

酒類ノ粕漉又ハ再蒸餾ヲ爲シタルトキ其ノ原酒類ノ石數ヲ確證スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ總石數ニ付造石稅ヲ課スヘシ

第二十條及第二十六條中「酒浦、酒清」ヲ削ル

第二十二條「含有純酒精ノ容量」ノ下ニ「酒精箇數」ヲ加ヘ「納稅ノ濟否及其ノ酒類製造者ノ住所」ヲ「納稅ノ濟否、酒類ノ所在、酒類ノ製造位置及製造者ノ住所」ニ改ム

第二十三條ノ二造石數量査定濟證又ハ造石稅納付濟證ノ下付ヲ請ハムトスル者ハ左記事項ヲ記シタル申請書ヲ製造場所轄廳ニ提出スヘシ

- 一 酒類製造場位置、製造者氏名及請求者住所氏名
- 二 酒名、石數、含有純酒精ノ容量、酒精箇數、容器ノ種類、箇數、造石數量査定年月日、納稅年月日及算出稅額

第二十四條臺灣酒造稅規則第十九條ノ二ノ規定ニ依リ酒類ヲ外國ニ輸出シ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ申請書ニ其ノ酒類ヲ外國ニ

輸出シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添付シ之ヲ製造場所轄廳ニ提出スヘシ

第二十五條中「輸出港稅關」ヲ「臺灣總督府稅關」ニ改ム

第二十六條酒類製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量及受入ノ日、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ其ノ價格及引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
- 三 酒類製造方法、一仕込毎ニ仕込ノ記號及仕込ノ日
- 四 酒類製成ノ日及其ノ數量
- 五 自家用又ハ他ニ引渡シタル酒類又ハ原料ノ名稱、數量、價格、引渡ノ日及其ノ引渡先
- 六 戻リ酒又ハ移入酒ノ名稱、數量、價格、引取ノ日及其ノ引取先

- 七 自製酒、戻り酒又ハ移入酒ヲ五ニ混和シタルトキハ其ノ數量及混和ノ日
- 八 酒類ニ割水ヲ爲シタルトキハ其ノ數量及割水ノ日
- 九 澆粕ノ受拂數量及其ノ日
- 小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス
- 第二十八條第一項中「酒母、醱、酒清又ハ酒清」ヲ「酒母又ハ醱」ニ改メ第二項ヲ削ル
- 第二十九條酒類製造者ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ
 - 一 製造場建物ノ使用區劃及其ノ變更ヲ爲サムトスルトキ
 - 二 檢定シタル容器、酒精、蒸餾器ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ
 - 三 仕込ノ一時休止及其ノ期間ノ變更ヲ爲サムトスルトキ
 - 四 一日ニ於ケル蒸餾時間及其ノ變更ヲ爲サムトスルトキ
 - 五 製造場内ニ於テ酒造用外ノ麹ヲ製造セムトスルトキ
 - 六 合併製造ヲ爲シ又ハ製成區分ノ異ナル酒類ヲ査定前合併セムトスルトキ
 - 七 原料品ノ用途ヲ變更セムトスルトキ
 - 八 原料用酒類以外ノ原料品ヲ廢棄セムトスルトキ
 - 九 自製酒、戻り酒又ハ移入酒ヲ五ニ混和シ又ハ之ニ割水ヲ爲サムトスルトキ
 - 十 同一種別中酒名ノ異ナル酒類ヲ混和セムトスルトキ
 - 十一 酒類中含有純酒精容量四十五ヲ超ユルモノト超エサルモノト混和セムトスルトキ
- 第三十條 酒類製造者ハ其ノ製造場内ニ藏置スル酒類ニ付査定ノ既未済戻り酒及移入酒ノ區別ヲ標記スヘシ但シ査定未済ノ酒類ハ製成區分ノ異ナル毎ニ其ノ容器又ハ製成ヲ分界スル箇所ニ酒名、仕込又ハ蒸餾順號並製成ノ日ヲ標記スヘシ

第三十一條 削除

第三十三條 酒類製造者ハ蒸餾酒原料トシテ酒精、砂糖、糖蜜其ノ他ノ糖汁ヲ使用セムトスルトキハ收稅官吏ノ検査ヲ受クヘシ

第三十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ酒類製造者ニ對シ事項ヲ指定シテ命令ヲ爲スコトヲ得

第三十五條第一項中「搾器械、蒸餾器械」ヲ「酒精、蒸餾器」ニ改ム

「第二章酒母、醱、酒清、酒清及酒醎ノ製造」ヲ「第二章酒母及醱ノ製造」ニ改ム

第三十八條第一條、第一條ノ二、第二條及第八條第二項ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母又ハ醱ヲ製造セムトスル者ニ之ヲ準用ス

第三十九條第四條乃至第七條、第八條第一項、第九條、第十條、第二十條、第二十六條、第二十八條、第三十四條及第三十五條ノ規定ハ酒類製造者ニ非スシテ酒母又ハ醱ヲ製造スル者ニ之ヲ準用ス

第四十條 削除

第四十一條第二項中「酒母、醱、酒清若ハ酒清」ヲ「酒母若ハ醱」ニ改ム

第四十二條第一項中「第一條」ノ下ニ「第一條ノ二」ヲ加ヘ第二項中「第四條第三項」ヲ「第四條、第五條」ニ「第九條及第十條」ヲ

「第九條、第十條及第三十四條第二項」ニ改ム

第四十五條中第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 原料ノ種類、數量及受入ノ日、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ其ノ價格及引取先

第四十六條第一項中「稅關又ハ保稅倉庫」ヲ「保稅地域」ニ改ム

第四十八條及第六十一條中「稅關若ハ保稅倉庫」ヲ「保稅地域」ニ改ム

第四十八條ノ二白糖若ハ紅糖ノ内地ニ移出シ又ハ外國ニ輸出セムトスル者ハ其ノ數量、引取ノ目的、引取先及移出先若ハ輸出先ヲ記シ其ノ引取先ノ所轄廳ニ申請シテ引取認許證ヲ交付ヲ受クヘシ

廳長ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ引取認許證交付ノ際其ノ移出又ハ輸出シタルコトヲ證明セシムル爲條件ヲ指定シテ命令ヲ爲スコトヲ得

第四十九條削除

第五十條中「販賣者」ノ下ニ「内地移出者、外國輸出者」ヲ加ヘ「酒母、醱、酒粕若ハ酒清」ヲ「酒母若ハ醱」ニ改ム

第五十三條及第五十四條削除

第五十五條帳簿書類ヲ隱匿シ第五十八條ノ規定ニ依リ處分又ハ處罰セラレタル者及第六十條、第六十一條、第六十二條ノ規定ニ依リ處分又ハ處罰セラレタル者ニ對シテハ廳長ハ白糶、紅糶若ハ麴ノ製造又ハ其ノ販賣ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第五十六條中「及第五十九條ノ規定ニ依リ處分又ハ處罰セラレヘキ者」ヲ削ル

第五十七條中「第二十八條第一項」ヲ「第二十八條」ニ改メ「第三十一條」ヲ削ル

第五十八條中「酒甕製造者又ハ」ヲ削ル

第五十九條中「第十一條」ノ下ニ「第二項及」ヲ加ヘ「第四十九條及」ヲ削ル

第六十條第二十九條ノ規定又ハ第三十四條第二項ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ指定命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ料ニ處ス

第六十二條第四十七條ノ規定又ハ第四十八條ノ第二項ノ規定ニ依ル廳長ノ指定命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ大正六年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月府令第四十五號改正

第十一條削除

第十九條ノ二臺灣酒造稅規則第十六條ノ二ノ規定ニ依リ承認ヲ請ハムトスル者ハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ

第十九條ノ三臺灣酒造稅規則第十五條第二項ノ規定ニ依リ控除スヘキ滓引減量又ハ貯藏減量ハ清酒ハ査定石數ノ百分ノ五、味淋ハ査定石數ノ百分ノ二、燒酎ハ査定石數ノ百分ノ一トス

前項ノ清酒ト稱スルハ米、米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノヲ謂ヒ味淋ト稱スルハ蒸餾酒又ハ釀造酒ヲ原料トシテ之ニ米、米麴、甘味劑ノ一種若ハ數種又ハ米、米麴、甘味劑ノ一種若ハ數種ト其ノ他ノ物品トヲ混和シタルモノニシテ酒精分四十五度以下ノモノヲ謂ヒ燒酎ト稱スルハ蒸餾酒ニシテ酒精分四十五度以下ノモノヲ謂フ犯則ニ係ル酒類ニ付テハ滓引減量又ハ貯藏減量ヲ控除セス

第二十二條及第二十三條ノ二中「含有純酒精ノ容量酒精箇數」ヲ「酒精分」ニ改ム

第二十九條中「含有純酒精容量」ヲ「酒精分」ニ改ム

第三十條中「及移入酒」ヲ「移入酒及臺灣酒造稅規則第十六條ノ二ノ規定ニ依ル製成酒」ニ改ム

第五十九條中「第十一條第二項及三項ノ申告ヲ怠リ又ハ」ヲ削ル

附 則

本令發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年六月府令第二十一號改正

本令中「廳」ヲ「州、廳」ニ「廳長」ヲ「知事又ハ廳長」ニ改ム

第五條第一項中「容量其ノ他必要ナル事項」ヲ削ル

第六條第一項但書ヲ削リ第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 仕込容器ニ組號ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ組號及容器番號

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

第十四條第三號中「廳長ニ於テ確實ト認ムル」ヲ削ル

第十五條第一項中「廳」ヲ「所轄廳」ニ改ム

第十八條第一項第一號中「ルノ限ニ在ラス」ヲ削ル

第十九條酒類製造者酒類ヲ精漉又ハ再蒸餾セムトスルキハ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

一 仕込又ハ蒸餾月日

二 原料酒ノ産地別、石數、酒精分及造石稅額

三 割水ヲ爲シタル酒類ニ在リテハ割水前ノ石數及酒精分

四 製造スヘキ酒名及製造方法

五 前各號ノ外必要ナル事項

酒類ノ精漉又ハ再蒸餾ヲ爲シタルトキ其ノ原酒類ノ石數及稅額ヲ確證スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ總石數ニ付造石稅ヲ課ス

第十九條ノ二中「其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ」ヲ「前條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ」ニ改ム

第十九條ノ三第一項ニ左ノ但書ヲ加ヘ第三項中「犯則ニ係ル」ヲ「臺灣酒造稅規則第二十八條又ハ同第三十條ニ該當スル」ニ改ム

但シ石數ハ合位ニ止メ合位未滿ハ之ヲ切捨ツヘシ

第二十二條第一號中「造石數査定ノ日」ノ下ニ「臺灣酒造稅規則第十六條ノ二ノ規定ニ依リ移入酒、輸入酒ヲ原料トシテ製成シタル酒

類ニ在リテハ其ノ旨」ヲ加ヘ第二號中「輸出港」ヲ削ル

第二十九條中第三號及第四號ヲ削リ第十號中「同一種別」ヲ「同一酒類別」ニ改ム

第三條中「及臺灣酒造稅規則」ヲ「臺灣酒造稅規則第十六條第二項及」ニ改ム

第三十五條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ取締上必要ナシト認ムルトキハ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年二月府令第十三號改正

第六條第一項ニ左ノ但書ヲ加ヘ同第二號中「其ノ」ノ下ニ「月別」ヲ第三項中「製造方法」ノ下ニ「月別製造見込石數」ヲ加フ

但シ月別製造見込石數ニ付テハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第五十七條中「第六條第三項」ヲ削ル

第五十七條ノ二第六條第一項但書又ハ同條第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正十酒造年度分ニ付テハ之ヲ適用セス

五、臺灣白釉、紅釉及麴取締規則と其の改正

白釉、紅釉、麴取締規則は明治四十年十月府令第八十三號を以て制定せられたるが、明治四十二年十二月律令第七號を以て酒造稅則中の一部改正を爲したる結果と一面法規の統一を期せむとし、明治四十三年三月府令第十五號を以て酒造稅規則施行規則を改正し白釉、紅釉、麴取締規則は該規則中に包含せしめたるを以て改正規則の發布と共に本取締規則は廢止せらるゝに至れり。

今明治四十年十月制定の取締規則を掲ぐれば左の如し。

臺灣白釉、紅釉及麴取締規則 (明治四十年十月府令第八十三號)

第一條 此ノ規則ハ臺灣酒造稅規則ニ依リ酒類又ハ酒母、釀、酒清若ハ酒清製造ノ免許ヲ受ケスシテ白糖若ハ紅糖ヲ製造スル者、白糖若ハ紅糖ヲ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取ル者、販賣ノ爲ニ麹ヲ製造スル者及白糖、紅糖若ハ麹ヲ販賣スル者ニ之ヲ適用ス

第二條 白糖、紅糖若ハ麹ヲ製造セムトスル者又ハ之ヲ販賣セムトスル者ハ營業場一箇所毎ニ所轄廳ノ免許ヲ受クヘシ免許ノ效力ハ全島ニ及フ

營業場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一營業場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三條 前條ニ依リ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル免許申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

- 一 營業場ノ位置
- 二 營業品ノ種別
- 三 住所、氏名又ハ名稱

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二條第一項ノ免許ヲ與ヘス

- 一 廳ニ於テ取締上不適當ト認ムル場所ニ營業場ヲ設ケムトスルトキ
- 二 臺灣酒造稅規則若ハ此ノ規則ニ違反シ處罰ヲ受ケタル者又ハ其ノ尸主、家族、同居者若ハ雇人其他ノ從業者又ハ廳ニ於テ取締上不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第五條 白糖又ハ紅糖ヲ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラムトスル者ハ廳ノ交付シタル引取認許證ヲ稅關ニ提出シ其ノ引取ヲ證明スヘシ

稅關ハ前項ノ引取認許證ヲ提出シタル者ニ非サレハ白糖又ハ紅糖ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 白糖、紅糖若ハ麹營業場ノ圖面又ハ製造用容器、器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命ジタルトキハ製造者又ハ販賣者ハ之ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

前項ニ依リ提出シタル容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面、目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄廳ニ申告スヘシ製造又ハ販賣者ノ住所、氏名又ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第七條 白糖、紅糖又ハ麹製造者ハ毎年十二月中ニ於テ翌年中ニ製造スヘキ見込石數若ハ斤數製造著手ノ時期及製造方法ヲ記載シ所轄廳ニ申告スヘシ

第八條 白糖、紅糖又ハ麹製造者其ノ製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造セムトスルトキ又ハ前條ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第九條 白糖、紅糖若ハ麹ノ製造業又ハ其ノ販賣業ヲ相續シタルトキハ其ノ旨相續人ヨリ所轄廳ニ申告スヘシ

相續ノ場合ヲ除クノ外白糖、紅糖若ハ麹ノ製造業又ハ其ノ販賣業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第三條ニ依リ免許申請書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

前項ノ免許申請書ニハ引繼ヲ爲サムトスル者ノ同意書ヲ添付スヘシ

第十條 白糖、紅糖若ハ麹製造者又ハ其ノ販賣者其ノ營業場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄廳ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條 白糖、紅糖若ハ麹ノ製造者又ハ其ノ販賣者其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ第九條第二項ニ依リ營業ノ引繼ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十二條 白糖、紅糖若ハ麹製造者又ハ其ノ販賣者ハ帳簿ヲ調製シ少クトモ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量、價格、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル白糖、紅糖又ハ麹ノ數量及其ノ製造ノ日
- 四 引取リタル白糖、紅糖又ハ麹ノ數量、價格、引取ノ日及引取先
- 五 引渡シタル白糖、紅糖又ハ麹ノ數量、價格、引渡ノ日及引渡先

麹小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス

第十三條 收稅官吏ハ隨時白糖、紅糖若ハ麹ノ製造場又ハ其ノ販賣場ニ臨ミ白糖、紅糖若ハ麹、其ノ原料、製造用容器、器具、器

械、建築物、若ハ帳簿書類ヲ検査スヘシ

收税官吏ハ監督上必要ト認めルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施シ又ハ之ニ代ハルヘキ適當ナル處置ヲ爲スコトヲ得

第十四條 收税官吏ハ運搬中ニ在ル白糖、紅糖又ハ麴ヲ検査シ其ノ出所又ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認めルトキハ收税官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若クハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五條 白糖、紅糖若ハ麴ノ製造者其ノ製造ヲ廢止スルモ製造場内ニ白糖、紅糖、麴、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間ハ收税官吏ハ其ノ製造場ニ臨ミ建築物又ハ其ノ現在品ヲ検査シ又ハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條 收税官吏カ必要ト認めテ白糖、紅糖、麴又ハ其ノ原料品ヲ指定シ其ノ讓渡、質入、消費又ハ使用前検査ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ白糖、紅糖又ハ麴ノ製造者ハ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十七條 收税官吏カ必要ト認めテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタル事項ニ付テハ白糖、紅糖又ハ麴製造者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第十八條 白糖、又ハ紅糖ハ廳ノ交付シタル引取認許證ヲ所持スル者ニ讓渡スルノ外讓渡シ、質入シ又ハ收税官吏ノ承認ヲ受ケシテ營業場外ヘ移出スルコトヲ得ス

第十九條 白糖又ハ紅糖ヲ其ノ製造者、販賣者又ハ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取ラムトスル者ハ其ノ數量及引取先ヲ記シタル書面ヲ所轄廳ニ提出シ引取認許證ノ交付ヲ請求スヘシ

第二十條 白糖若ハ紅糖ノ製造者又ハ其ノ販賣者ハ前條ノ引取認許證ト引換ニ非サレハ白糖又ハ紅糖ヲ讓渡スルコトヲ得ス
白糖若ハ紅糖製造者又ハ其ノ販賣者ハ前項ノ引取認許證ヲ以テ白糖又ハ紅糖ノ移出ヲ收税官吏ニ證明スヘシ

第二十一條 免許ヲ受ケシテ白糖若ハ紅糖ヲ製造シタル者又ハ之ヲ販賣シタル者又ハ詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ白糖若ハ紅糖ヲ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取リタル者ノ所持ニ係ル白糖又ハ紅糖ハ收税官吏之ニ封印ヲ施スヘシ

第二十二條 免許ヲ受ケシテ白糖、紅糖若ハ麴ヲ製造シタル者又ハ之ヲ販賣シタル者又ハ詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ白糖若ハ紅糖ヲ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取リタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 白糖、紅糖若ハ麴ノ検査ヲ免カレ又ハ免カレムトシタル者及第十八條ノ規定ニ違反シタル者八十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 白糖、紅糖若ハ麴ノ製造者又ハ其ノ販賣者其ノ製造出入ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ忘リタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 收税官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十六條 第六條第二項、第七條乃至第九條及第十一條ノ申告ヲ忘リタル者又ハ第十七條ノ規定ニ依リ承認ヲ受クヘキ場合ニ之ヲ受ケザリシ者若ハ事實ヲ詐リテ承認ヲ受ケタル者又ハ第二十條ノ規定ニ違反シタル者ハ二十圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第二十二條又ハ第二十三條ノ處罰ヲ受ケタル者ニ對シテハ廳ハ白糖、紅糖若ハ麴ノ製造又ハ販賣ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十八條 此ノ規則施行ニ關シ必要ナル規定ハ廳長之ヲ定ム

附 則

此ノ規則ハ臺灣酒造稅規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此ノ規則施行前ヨリ白糖、紅糖若ハ麴ヲ製造シ又ハ之ヲ販賣シタル者此ノ規則施行後引續キ之ヲ製造又ハ販賣セムトスルトキハ此ノ規則施行後十日以内ニ此ノ規則ニ依リ免許ヲ受クヘシ其ノ期間内ハ從前ノ製造又ハ販賣ヲ繼續スルコトヲ得

第三款 臺灣地方稅令

一、臺灣地方稅令沿革

臺灣地方稅規則	臺灣地方稅賦課規則	臺灣地方稅徵收規則	臺灣地方稅徵收手續
三一、七 律令一七制定	三一、七 府令 六一制定	三一、七 府令 六一制定	三一、七 訓令二〇一制定

三二、九府令 八九改正 三三、九府令一〇七改正 三三、一〇府令一二一改正 三三、九府令 七一改正 三三年度限廢止	三三、五府令 三九改正 三三、一〇府令一二〇改正 三三、一〇府令 九四改正 三三年度限廢止	三三、五府令 三九改正 三三、一〇府令一二〇改正 三三、一〇府令 九四改正 三三年度限廢止	三三、〇訓令二七一改正 三三、五訓令一四五改正 三三、一〇訓令三六六改正 三三、一〇訓令二八九改正 三三年度限廢止
臺灣地方稅賦課及徵收規則 三四、三府令 八制定 三四、五府令 二九改正 二四、一府令 九四改正 三五、六律令四改正 三五年度限廢止	臺灣地方稅取扱手續 三四、三訓令 六〇制定 三四、一訓令三七一 三五、三訓令 七二 三五、五訓令一四六 三五年度限廢止	臺灣地方稅規則取扱規程 三六、一府令 六制定 三七、三府令 一九改正 三七、一府令 八一改正 三八、二府令 一〇改正 三八、三府令 一二改正 三八、六府令 三六改正	臺灣地方稅規則取扱規程 三六、三內訓三制定 三六、六內訓一三改正 三六、一〇內訓一七改正 三七、三內訓一一改正 三八、三內訓三改正 三八、二內訓一八(全改)
臺灣地方稅規則施行規則 三六、一府令 六制定 三七、三府令 一九改正 三七、一府令 八一改正 三八、二府令 一〇改正 三八、三府令 一二改正 三八、六府令 三六改正	臺灣地方稅規則取扱規程 三六、三內訓三制定 三六、六內訓一三改正 三六、一〇內訓一七改正 三七、三內訓一一改正 三八、三內訓三改正 三八、二內訓一八(全改)	臺灣地方稅規則取扱規程 三六、三內訓三制定 三六、六內訓一三改正 三六、一〇內訓一七改正 三七、三內訓一一改正 三八、三內訓三改正 三八、二內訓一八(全改)	地方稅調査及監視規程 三六、四內訓七制定

三九、三府令 二四改正 四〇、三府令 一七改正 四〇、九府令 七六改正 四二、三府令 一三改正 四二、一〇府令 八一改正 四二、一府令 九三改正 四五、二府令 二二改正 元、一府令 二九改正 二、三府令 二七改正 二、六府令 六一改正 三、三府令 一七改正 四、三府令 一八改正	三九、三訓令 七二改正 四〇、四訓令六一 四二、三訓令三三 四五、二訓令三四 元、二訓令七〇 二、三訓令五四 二、一訓令二二九 四、三訓令四一	三九、三內訓六改正 四〇、四內訓三 四二、三內訓一 四五、二內訓二 四五、七內訓三〇 元、一內訓七 二、三內訓五 二、一內訓二五 四、三內訓一一	四〇、五內訓四 四二、七內訓九 四四、九內訓二二 元、一內訓八 四、三內訓二二
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

(註) 三二、七、律令一七制定トアルハ明治三十一年七月律令第十七號ヲ以テ創メテ規定セラレタルノ意ニシテ順次之ニ依フ

二、臺灣地方稅規則と其の改正

臺灣地方稅規則 (明治三十一年七月) 律令第十七號抄

第一條 臺灣地方稅ハ左ノ種目ニ從ヒ賦課徵收ス

- 一 地租附加稅
- 二 家 稅
- 三 營業 稅
- 四 雜 種 稅

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

營業稅及雜種稅ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六條 地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

- 一 辨務署費
- 二 街庄社長役場
- 三 警察費
- 四 土木費
- 五 教育費
- 六 衛生費
- 七 勤業費
- 八 救育費
- 九 廳舎營繕費
- 十 地方稅取扱費

(以下略)

明治三十四年十一月律令第十七號改正

明治三十一年律令第十七號臺灣地方稅規則第六條中「辨務署費」ヲ「地方廳費」ニ改ム

明治三十五年六月律令第四號改正

明治三十一年律令第十七號臺灣地方稅規則中左ノ通り改正ス

第一條 地方ノ事務ヲ處理スル爲地方費區ヲ設ク其ノ區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

地方費區ハ臺灣總督之ヲ管理ス

第二條 臺灣地方稅ハ左ノ種目ニ從ヒ賦課徵收ス

- 一 地租附加稅
- 二 家稅
- 三 營業稅
- 四 雜種稅

營業稅及雜種稅ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

地方ノ情況ニ依リ第一項稅目中ノ一部ヲ賦課セサルコトヲ得

(以下略)

三、臺灣地方稅賦課規則 (明治三十一年七月 府令第六十二號)

第一條 地租附加稅ハ地租納期ノ徵收額ニ依リ之ヲ賦課ス

第二條 營業稅ノ種類ハ左ノ如シ

- 一 物品販賣業
- 一 銀行業
- 一 保險業
- 一 金錢貸付業
- 一 物品貸付業
- 一 製造業 (以下十四略)

第三條 雜種稅ノ種類ハ左ノ如シ

- 一 職工 (以下十九略)

第四條 家稅、營業稅及雜種稅ハ其年度四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス但地方長官ニ於テ隨時賦課スルコトヲ必要ト認ムルモノハ此ノ

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒稅

限ニ在ラス (以下略)

四、臺灣地方税賦課及徴收規則

(明治三十四年三月
府令第八號)

第一條 營業税ノ種類左ノ如シ

一 商業税

二 工業税

第二條 雜種税ノ種類左ノ如シ

一 湯屋

一 職工 (以下十八略)

附 則

第十五條 本令ハ明治三十四年度ヨリ施行ス

明治三十一年府令第六十一號臺灣地方税賦課規則及同年第六十二號臺灣地方税徴收規則ハ明治三十三年度限廢止ス

五、臺灣地方税規則施行規則

(明治三十六年一月
府令第六號)

第一條 臺灣地方税ハ此ノ規則ノ定ムル處ニ依リ廳長之ヲ賦課徴收ス廳長ハ臺灣總督ノ認可ヲ得テ支廳長ヲシテ賦課又ハ徴收ヲ爲サン
ムルコトヲ得

第七條 營業税ハ左ノ種類、課税標準及税率ニ依リ賦課ス

種 類

課税標準及税率

製造業 年 税

收入金額千分ノ三

(他ハ略)

第九條 雜種税ハ左ノ種類、課税標準及税率ニ依リ賦課ス

種 類

課税標準及税率

酒 瓶 年 税

五圓

附 則

本令ハ明治三十六年度分ヨリ施行ス

明治三十四年三月府令第八號臺灣地方税賦課及徴收規則其ノ他地方税ニ關スル縣令廳令ハ本令施行ノ日ヨリ總テ廢止ス

六、臺灣地方税規則施行規則の改正

明治三十七年三月府令第十九號改正

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

煙草ニ關スル營業ニ就テハ前項ニ依ラス左ノ課税標準及税率ニ依リ賦課ス

種 類

課税標準及税率

製造業 年 税

製造場一箇所ニ付三十圓

(以下略)

收入金額千分ノ七十

建物賃賃價格千分ノ五十

従業者一人三錢

第九條中養魚池ノ次ニ左ノ如ク加フ

(略)

課税標準及税率中左ノ如ク改ム

酒 瓶

一等營業用又ハ二人以上共用ノモノ五圓

第三章 臺灣に於ける酒税 第一節 臺灣酒造税

(其ノ他略)

明治四十年九月府令第七十六號改正

第七條中物品販賣業ノ次ニ「酒類移入業月稅移入酒類一石ニ付三四」ヲ加フ
第八條第一項中左ノ一號ヲ加フ

四 移入酒類ノ石數ハ前月中ニ販賣ノ目的ヲ以テ内地ヨリ移入シタル酒類ノ石數ヲ以テ標準トス但廢業ノ場合ニ於テハ其ノ月一日ヨリ廢業當日迄ノ移入石數ヲ前月中ノ移入石數ニ合シテ標準トス

第九條中「酒釀年稅 一等營業用又ハ二人以上共用ノモノ五圓」ヲ削ル
二等一等以外ノモノニ回

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

酒類移入業稅ハ廳長ニ於テ確實ナリト認ムル者若ハ相當ノ擔保物ヲ提供シタル者ニ限リ六箇月以内ノ分ヲ其ノ翌月ニ於テ取纏メ徵收スルコトヲ得

第二十一條中「酒釀」ヲ削ル

第二十七條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

酒類移入業者ノ移入シタル酒類ハ其ノ移入シタル港名、船號、種類、石數ヲ翌月十日迄ニ申告スヘシ

附 則

本令ハ明治四十年十一月一日ヨリ施行ス但シ酒釀稅ハ四十年度後期分ヨリ之ヲ徵收セス

第四款 醫藥用工業用酒精稅規則と其の改正

一、醫藥用工業用酒精稅規則沿革

三八、一二律一四制定

三八、一二、一四施

(註) 三九、八律一號ヲ以テ廢止

(註) 三八、一二律一四制定トアルハ明治三十八年十二月律令第十四號ノ意ナリ

二、工業用酒精稅規則沿革同規則施行細則

展 稅 規 則

三九、八律一制定

三九、八、二八施

四〇、一〇律一〇改

四〇、一一、一施

四二、一二律六(全改)

四二、一二、一五施

(大正一一、五律四號臺灣酒精令ノ規定中ニ包含セラレ自然消滅)

四三、三、府一四制定
四三、一一、府七八改

(註) 三九、八律一制定トアルハ明治三十八年八月律令第十一號ヲ以テ創メテ規定シタル意、改トアルハ改正、施トアルハ施行ノ意ナリ

三、臺灣工業用酒精稅證明手續

明治四二、一二勅三四五制定

明治四二、一二、一五施

(大正一一、六勅令第三〇五號ヲ以テ改正セラレ右勅令ハ廢止)

四、臺灣酒精令ニ依ル酒精使用證明に關スル規定

大正一一、五勅三〇五

大正一一、七、一施

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒稅

(註) 三ノ四二、二二勅三四五ハ明治四十二年十二月勅令第三百四十五號ノ意四之ニ依リ

五、醫藥用工業用酒精戻税規則の制定

内地にありては既に明治三十一年十二月法律第二十七號を以て、造石税又は輸入税を課せられたる酒精にして醫藥用又は工業用に供用したる場合、其の税額に相當する金額を下戻す制度を創始し以て明治三十四年法律第十一號を以て醫藥用、工業用酒精戻税法を制定して之に代へたるも臺灣に於ては其の制定以後姑く此の制度を缺きたり。然るに明治三十八年十二月に至り、律令第十四號を以て左の如く醫藥用、工業用酒精戻税規則を制定し、臺灣より移送したる酒精を内地に於て醫藥用工業用に供したるときは其の納付したる出港税に相當する金額の下附を請求するを得ることとしたり。

醫藥用工業用酒精戻税規則 (明治三十八年十二月 律令第十四號)

第一條 出港税納付済ノ酒精ヲ内地ニ於テ明治三十四年法律第十一號醫藥用、工業用酒精戻税法ノ規定スル所ニ從ヒ使用スルトキハ其ノ納付シタル出港税ニ相當スル金額ノ下付ヲ臺灣總督ニ請求スルコトヲ得

使用後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

六、工業用酒精戻税規則の制定

内地に於ては明治三十九年四月法律第四十六號を以て工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻税法を制定し、從來醫

藥用に供する酒精に對し戻税したる制度を廢止すると共に、工業用に供するものは酒精に限らず酒精含有飲料にも戻税することとし又政府の工業用に供するものは其の供給者に對して戻税する途を開きたり。茲に於て臺灣より移送する酒精に對しても亦内地酒精と同一の取扱を爲すべき必要ありとし、同年八月律令第十一號を以て工業用酒精戻税規則を制定公布して舊規則に代へたり。

七、工業用酒精戻税規則と其の改正

工業用酒精戻税規則 (明治三十九年八月 律令第十一號)

第一條 出港税納付済ノ酒精ヲ内地ニ於テ明治三十九年法律第四十六號工業用、酒精、酒類其の他酒精含有料戻税法ノ規定スル所ニ從ヒ使用又ハ供給スルトキハ出港税ニ相當スル金額ノ下付ヲ臺灣總督ニ請求スルコトヲ得

使用又ハ供給後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 前條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ出港税ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類竝内地官廳ノ交付シタル酒精使用又ハ供給證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第三條 詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ出港税ニ相當スル金額ノ下付ヲ臺灣總督ニ請求シタル者ハ其ノ出港税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第四條 明治三十三年法律第五十二號ハ本令ノ違反者ニ之ヲ準用ス

附 則

明治三十八年律令第十四號醫藥用、工業用酒精戻税規則ハ之ヲ廢止ス

明治四十年十月律令第十號改正

明治三十九年律令第十一號工業用酒精戻税規則中「出港税」ヲ「造石税及出港税」ニ改ム

第三章 臺灣に於ける酒税 第一節 臺灣酒造税

本令ハ明治四十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

八、臺灣工業用酒精戻税規則の制定

明治四十二年十二月に至り律令第六號を以て新に臺灣工業用酒精戻税規則を制定して舊規則に代へたり其の本則及細則左の如し。

(一) 臺灣工業用酒精戻税規則 (明治四十二年十二月 律令第六號)

- 第一條 臺灣ニ於テ製造シ造石税納付済ノ酒精ヲ臺灣總督ノ定メタル工業ノ用ニ供スル者ハ政府ノ承認ヲ得テ毎回一石以上ヲ使用スルトキニ限り其ノ造石税ニ相當スル金額ノ下附ヲ臺灣總督ニ請求スルコトヲ得
- 第二條 臺灣ニ於テ製造シ造石税納付済ノ酒精ヲ臺灣總督ノ定メタル政府ノ工業用ニ供給スル者ハ毎回一石以上ノ供給ヲ爲ストキニ限り其ノ造石税ニ相當スル金額ノ下附ヲ臺灣總督ニ請求スルコトヲ得
- 第三條 臺灣ニ於テ製造シ造石税及出港税納付済ノ酒精ヲ内地ニ於テ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法ノ規定スル所ニ從ヒ使用又ハ供給スルトキハ造石税及出港税ニ相當スル金額ノ下附ヲ臺灣總督ニ請求スルコトヲ得
- 第四條 前三條ノ請求ハ酒精ノ使用又ハ供給後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五條 第一條ノ酒精ニ對シ政府ハ其ノ變性ヲ命スルコトヲ得
- 第六條 第一條乃至第三條ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス
 - 一 第一條ニ依ルモノハ造石税ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類
 - 二 第二條ニ依ルモノハ造石税ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類及酒精ヲ政府ニ供給シタルコトヲ證スヘキ書類
 - 三 第三條ニ依ルモノハ造石税及出港税ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類並内地官廳ノ交付シタル酒精使用又ハ供給證明書
- 第七條 詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石税若ハ出港税又ハ造石税及出港税ニ相當スル金額ノ下附ヲ臺灣總督ニ請求シタル者ハ其ノ造石税若ハ出港税又ハ造石税及出港税ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第八條 臺灣間接税犯則者處分規則及明治三十三年法律第五十二號ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

第九條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 臺灣工業用酒精戻税證明手續 (明治四十二年十二月勅令 第三百四十五號)

臺灣工業用酒精戻税規則第六條第三號ノ酒精使用證明書ノ下附ヲ受ケムトスル者ハ所轄稅務署ニ申請スヘシ前項ノ場合ニ於テハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法施行規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

敍上酒精に對する戻税制度は大正十一年七月一日酒類專賣の開始と共に同年律令第三號臺灣酒類專賣令附則の規定に依り臺灣工業用酒精戻税規則は之を廢止し、同時に別に臺灣酒精令を制定し含有酒精分九十度以上の酒精の製造に對して酒精税を附加することとなしたり。

(三) 臺灣工業用酒精戻税規則施行規則 (明治四十三年三月 府令第十四號)

- 第一條 酒精ヲ左ノ物品製造ニ使用シタルトキハ工業用ニ供シタルモノトシ臺灣工業用酒精戻税規則第一條ニ依リ金額下附ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 - 火藥、尼斯、依的兒、石鹼、單寧酸、龍腦、食醋、セルロイド、外國ニ輸出スル香水
 - 酒精ヲ左ノ用途ニ供シタルトキ亦前項ニ同シ
 - 蒸汽汽機燃料セルロイド加工用

第三章 臺灣に於ける酒税 第一節 臺灣酒造税

第二條 酒精ヲ政府ノ阿片、食鹽若ハ樟腦製造用又ハ煙草醱酵用ニ供給シタル者ハ臺灣工業用酒精戻稅規則第二條ニ依リ金額下附ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三條 臺灣工業用酒精戻稅規則第一條ニ依リ酒精使用ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ造石稅納付濟證ヲ添付シ所轄廳ニ提出スヘシ

一 使用スヘキ數量及純酒精ノ容量

二 使用ノ目的及使用ノ方法

三 使用ノ場所

四 使用日時

五 取引先

六 使用者ノ住所氏名又ハ名稱

第四條 前條ノ申請アリタルトキハ當該官吏ハ酒精ノ使用前其ノ數量及含有純酒精ノ容量ヲ檢定シ使用ノ承認ヲ與フヘシ但シ申請ノ場所及日時ニ於テ其ノ目的ニ從ヒ使用セスト認ムルトキハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

當該官吏ハ前項ニ依リ承認ヲ與ヘタル酒精ヲ使用スル場所ニ就キ酒精、酒精ト混和スヘキ物品、使用ノ方法、製品、殘渣、器具、器械及帳簿書類ヲ檢査シ其ノ監督上必要ト認ムル方法ヲ施スコトヲ得

營業者前項ノ檢査又ハ處分ヲ拒ムトキハ當該官吏ハ既ニ與ヘタル承認ヲ取消スコトヲ得

第五條 酒精ヲ第一條ノ工業用ニ使用スルニ際シ作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ所轄廳ニ申告シ其ノ數量及含有純酒精ノ容量ノ檢定ヲ受クヘシ

前項ノ増合ニ於テハ分離シタル酒精ノ數量ヲ控除シタルモノヲ以テ使用數量トス

第六條 臺灣工業用酒精戻稅規則ニ依リ造石稅ニ相當スル金額ノ下附ヲ請求スル申請書ハ所轄廳ニ、出港稅ニ相當スル金額ノ下附ヲ請

求スル申請書ハ稅關ニ之ヲ提出スヘシ

酒精ヲ外國ニ輸出スル香水ノ製造用ニ供シ金額ノ下附ヲ請求スル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

第七條 臺灣工業用酒精戻稅規則ニ依リ酒精ノ使用又ハ供給ヲ爲ス者ハ帳簿ヲ備ヘ少クトモ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 酒精ノ數量及含有純酒精ノ容量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル酒精ノ數量、含有純酒精ノ容量、使用ノ目的及使用ノ日

三 政府ニ供給シタル酒精ノ數量、含有純酒精ノ容量、供給ノ日及官衙名

四 製品アルトキハ其ノ種類、數量及製造ノ日

五 作業中酒精ノ分離シタルモノアリタルトキハ其ノ數量及含有純酒精ノ容量

前項ノ帳簿ハ記載ヲ終リタル日ヨリ起算シ三年間之ヲ保存スヘシ

第八條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (四) 臺灣工業用酒精戻稅規則施行規則の改正

明治四十三年十一月府令第七十八號改正

明治四十三年三月府令第十四號臺灣工業用酒精戻稅規則施行規則第六條第一項中「出港稅ニ相當スル金額ノ下附ヲ請求スル申請書ハ稅關ニ」ヲ削ル

附 則

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五款 臺灣輸出税及出港税

維新以前我國が諸條約國との間に締結せる改稅約書に於ては殆ど總ての輸出品に對して輸出税を賦課したるも、海外販路の擴張輸出の振興上漸次其の廢止を斷行し明治二十七年七月以降は財政上の必要に基き止むを得ずして存置したる生絲、茶、銅、推茸、鮑、錫、昆布等當時主要輸出品に屬せし數種に對する輸出税の外悉く之を撤廢し、明治三十二年七月以降は此等も亦廢止し茲に内地に於ける輸出税は全く廢止せらるゝこととなりたり。然るに臺灣に於ては當時未だ諸産業幼稚にして輸出税の存廢が島内産業に影響するが如き状態に在らざりしと共に輸出税が臺灣の經營上に必要なる財源たるを得べき特種の事情ありしを以て、特に之を存置することと爲すと同時に之との均衡上内地への移出物品に對し出港税を課すること、爲し、同年七月律令第十九號を以て臺灣輸出税及出港税規則を制定公布したり、即ち之に依れば本島より輸出する物品にして同規則附屬稅表に掲ぐるものは同表の稅率に依り輸出税を課すること、又特に定むる物品を内地に移出する場合には之に對して別に定むる稅率により出港税を賦課するものにして其他同規則に規定せざる事項は總て關稅法の規定を準用すること、し、同年四月十七日より之を施行したり。

一、臺灣輸出税及出港税規則沿革

- 三三、七 律一九制定
- 四〇、一〇 律九改
- 四三、一二 律九改
- 四三、一二 律令第九號ニ依り廢止
- 三三、七 一七施
- 四〇、一一 一施
- 四三、一一 一施

- 昭九、一二、二九 律一制定
- 一五、三、三一 律六改
- (註) 三三、七 律一九制定トアルハ明治三十二年七月律令第十九號ヲ以テ創メテ規定セラレタルノ意、三三、七、一七 施トアルハ明治三十二年七月十七日施行ノ意、改トアルハ改正ノ意ナリ以下之ニ倣フ
- 昭九、一二、二九 施
- 昭一五、三、三一 施

二、臺灣輸出税及出港税規則

臺灣輸出税及出港税規則 (明治三十二年七月律令第十九號)

- 第一條 本島ヨリ輸出スル物品ニシテ附屬稅表ニ掲クルモノハ同表ノ稅率ニ依り輸出税ヲ課ス
- 第二條 附屬稅表中第五號第六號第八號第十三號第十八號第十九號第二十號第二十一號第二十二號第二十三號第二十四號第二十六號及第三十三號乙ノ本島産品ヲ内地ニ輸送スルトキハ出港税ヲ課ス其稅率ハ第十九號ニアリテハ一回第二十號ニアリテハ六十錢其ノ他ノ物品ハ輸出税ニ同シ
- 前項ノ物品ハ開港ニ由ルニアラサレハ内地ニ輸送スルコトヲ得ス
- 第三條 此ノ規則ニ規定セサル事項ハ關稅法ノ規定ヲ準用ス

附 則

第四條 此規則ハ明治三十二年七月十七日ヨリ施行ス (附屬輸出稅率表略)

三、臺灣輸出税及出港税規則の改正

明治三十八年十二月律令第十三號改正

第二條中第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加ヘ第二項中「前項」ヲ「第一項及第二項」ニ改ム
第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

本島産酒精ヲ内地ニ輸送スルトキハ其ノ石數ニ應シ出港税ヲ課ス其ノ税率ハ二石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金八十五錢ノ割合トス但シ二石ニ付金十八圓ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス

前項ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏檢温器十五度ノ時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス

右は臺灣産酒精を内地に輸送せしめんが爲に明治三十四年法律第八號酒精含有飲料税法第二十七條の規定に依り同法と同一の税率を賦課するの必要を認めたるに因るものなり。

明治四十年十月律令第九號改正

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

本島産酒精ヲ内地ニ輸送スルトキハ其ノ石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ出港税ヲ課ス

一 原容量百分中純酒精ノ容量二十一以下ノモノ

一石ニ付金十三圓

二 原容量百分中純酒精ノ容量三十以下ノモノ

一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金六十錢

三 前各號以外ノモノ

一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金五十五錢

附 則

本令ハ明治四十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は當時新に臺灣酒造税規則を施行し酒精に對しても造石税を賦課することとなりしに伴ひ出港税額中より右課税に相當する額を控除せざれば内地の課税と均衡を失すべきを以て改正したるものとす。

明治四十三年十一月律令第九號改正

臺灣輸出税及出港税規則ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣輸出税及出港税は其後本島産業次第に發達し且又總督府の財政漸次堅實を加へ來たり殊に明治四十三年度以降新に所得税法の一部を臺灣に施行することとなりて歳入補充の途を得たるを以て之が存続の必要を認めざるに至り同年十一月一日以後臺灣輸出税及出港税規則を廢止し茲に内地と歩調をとることとしたるものなり。
(参考)

明治三十四年八月律令第八號改正

砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ本島ヨリ内地へ輸送スル場合ニ於テハ臺灣關稅規則中輸出ニ關スル規定ヲ準用ス

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年十一月律令第八號改正

明治三十四年律令第八號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年十二月律令第十一號改正

明治三十四年律令第八號中「又ハ糖水ヲ本島ヨリ内地へ輸送ヲ「糖水又ハ酒精ヲ内地、朝鮮又ハ樺太へ移出」ニ定ム

第三章 臺灣に於ける酒税 第一節 臺灣酒造税

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、臺灣酒類出港税令の再設

臺灣出港税は明治四十三年十一月廢止せられたるが昭和九年に至り本島製造酒を内地に移出するの途を開くこととなりたるを以て再出港税を公布することとなり即ち左の如し。

臺灣酒類出港税令

(昭和九年十二月
律令第一號)

第一條 本令ニ於テ酒類トハ臺灣酒類專賣令ニ於ケル酒類ニシテ臺灣ニ於テ製造シタルモノヲ謂フ但シ酒造税法ニ於ケル酒類及麥酒税法ニ於ケル麥酒ヲ除ク

第二條 酒類ヲ内地ニ移出スルトキハ酒精及酒精含有飲料税法ノ造石税ト同一ノ税率ニ依リ出港税ヲ課ス

第三條 酒類ハ臺灣總督ノ指定シタル港ニ由ルニ非サレハ内地ニ移出スルコトヲ得ス

第四條 酒類ヲ内地ニ移出セントスル者出港税ヲ納付シタルトキハ酒類出港許可書ヲ交付ス第五條ノ規定ニ依リ出港税ノ徵收ヲ猶豫シタルトキ亦同シ

第五條 出港税ハ六月以内ノ期間ヲ定メテ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得出港税ノ徵收猶豫ヲ請ハントスル者ハ出港税額ニ相當スル擔保ヲ政府ニ提供スヘシ出港税ノ徵收ヲ猶豫期間内ニ税金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公費ノ費用及税金ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

擔保ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六條 内地ニ移出スル酒類ニシテ船積後陸揚前ニ於テ海難其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ廢棄又ハ亡失シタル場合ニ於テハ其

ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ納税未済ノモノニ在リテハ其ノ出港税ノ免除ヲ納税済ノモノニ在リテハ其ノ出港税ニ相當スル金額ノ交付ヲ廢棄又ハ亡失後一年以内ニ政府ニ請求スルコトヲ得

第七條 稅關官吏又ハ警察官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第八條 出港税ノ通脱シ圖リ又ハ出港税ヲ通脱シタル者ハ其ノ通脱シ圖リ又ハ通脱シタル税金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ通脱シタル者ニ付テハ直ニ出港税ヲ徵收ス但シ罰金額五十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ五十圓トス

第九條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ出港税ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ハ其ノ有數ノ出港税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ罰金額五十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ五十圓トス前項ノ場合ニ於テ交付ヲ受ケタル金額ハ之ヲ追徴ス此ノ場合ニ於テハ國稅徵收ノ例ニ依ル

第十條 本令ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ第七條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 酒類移出者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ第八條又ハ第九條ノ規定ニ該當シタルトキハ移出者ニ處罰ス

第十二條 本令ニ依リ處罰セラルヘキ者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者及第七條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五、臺灣酒類出港税令の改正

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 臺灣酒造稅

昭和九年十二月律令第一號を以て制定せられたる酒類出港税は昭和十二年四月内地に於て臨時租税増徴法に依り酒類及酒精含有飲料税法の造石税を増徴することゝなれるを以て臺灣に於ても本令出港税は當分の内臨時租税増徴法第十六條の規定に依る増徴額に相當する税額を増徴することゝし昭和十二年四月一日より實施し次で昭和十三年四月更に臺灣支那事變特別税令第八條の規定に依り、従前の税率の外酒類一石に付七圓を増徴することに改正せられ同十四年右七圓を十四圓に改正し、昭和十五年内地に於ける酒税法の制定に伴ひ、臺灣酒類出港税令を改正し従來同様内地に於ける改正税率と同一の課税をなすことゝしたり。

○出港税の臨時増徴に関する件 (昭和十二年四月 律令第八號)

出港税ニ付テハ當分ノ内臨時租税増徴法第十六條ノ規定ニ依ル増徴額ニ相當スル税額ヲ増徴ス

附 則

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○臨時租税増徴法 (抜) (昭和十二年法律第三號)

第十六條 酒税中酒精ヲ含有スル飲料ノ造石税ニ付テハ酒精及酒精含有飲料税法第二條ニ規定スル税率中一圓八十錢ヲ二圓十五錢四十

二圓ヲ五十圓トシタル場合ノ差額ニ相當スル税額ヲ増徴ス

○臺灣支那事變特別税令 (抜) (昭和十三年三月 律令第一號) (昭和十四年四月 律令第二號改正)

第八條 出港税ニ付テハ臺灣酒類出港税令及昭和十二年律令第八號ニ依ルノ外酒類一石ニ付十四圓ヲ増徴ス

○臺灣酒類出港税令の改正

臺灣酒類出港税令中左ノ通り改正ス (昭和十五年三月 律令第六號)

第一條 但書ヲ削ル

第二條中「酒精及酒精含有飲料税法」ヲ「造石税ヲ酒税法ノ酒税ノ税率」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参考

酒 税 法 (抜) (昭和十五年三月法律三十五號)

第一條 酒類ニハ本法ニ依リ酒税ヲ課ス

第二條 本法ニ於テ酒類トハアルコール分一度以上ノ飲料ヲ謂フ但シアルコール專賣法ノ適用ヲ受クルアルコールヲ除ク本法ニ於テアルコール分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコールノ容量ヲ謂フ

第二十六條 酒類ハ之ヲ酒類造石税及酒類庫出税ノ二種トス

第二十七條 各酒類ニ課スヘキ酒税及其ノ税率左ノ如シ

八、雜 酒 造 石 税 一石ニ付五十圓

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ四圓ヲ加フ

庫 出 税 一石ニ付三十圓

附 則

第七十條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六、臺灣酒類出港税令施行規則と取扱規定

臺灣酒類出港税令施行規則 (昭和九年十二月 府令第八十號)

第一條 臺灣酒類出港税令第三條ノ規定ニ依リ内地ニ移出スル酒類ハ基隆港又ハ高雄港ニ由ルヘシ

第二條 酒類ノ内地ニ移出セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ移出港所轄税關(以下單ニ稅)ニ提出スヘシ

一 酒類ノ名稱、石數及酒精分

二 容器及包装ノ種類及箇數並ニ包装ノ記號及番號

三 積載船舶ノ名稱及移出年月日

第三章 臺灣に於ける酒税 第一節 臺灣酒造税

四 仕向港及仕向地

五 移出者ノ住所氏名又ハ名稱

前項ノ申告書ニハ臺灣總督府專賣局長ノ下附シタル酒類移出許可書ヲ添付スヘシ

第一項第三號ノ記載事項ヲ變更セントスルトキハ之ヲ税關ニ申請スヘシ

第三條 出港税ノ徵收猶豫ヲ請ハントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル擔保提供書ヲ税關ニ提出スヘシ

一 擔保スヘキ出港税額

二 擔保ノ種類數量及價格

三 徵收猶豫期間

四 擔保提供ノ原因

五 擔保提供者ノ住所氏名又ハ名稱

第四條 出港税ノ擔保トシテ提供スヘキモノハ金錢又ハ國債ニ限ル

第五條 擔保ガ金錢又ハ無記名國債證券ナルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ税關ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供セントスルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ税關ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第六條 擔保トシテ提供シタル國債ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキハ税關長ハ擔保提供者ヲシテ直ニ之ニ代ルヘキ擔保ヲ提供セシムヘシ

前項ニ依リ擔保ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セルトキハ直ニ出港税ヲ徵收スヘシ

第七條 擔保物ノ公賣ニ關シテハ臺灣國稅徵收規則施行規則ノ規定ヲ準用ス

擔保物公賣ノ結果擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第八條 臺灣酒類出港税令第六條ノ規定ニ依リ出港税ノ免除又ハ出港税ニ相當スル金額ノ交付ヲ請求セントスル者ハ申請書ニ海難其ノ

他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ廢棄又ハ亡失シタルコトヲ證スヘキ書類及酒類出港許可書又ハ之ニ代ルヘキ税關ノ證明書ヲ添付シ税關ニ提出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣酒類出港税令取扱規程 (昭和十九年 府訓令第八十四號)

第一條 臺灣酒類出港税令施行規則(以下單ニ施行規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル申告書ハ別記第一號甲様式ニ依リ調製セシムヘシ

第二條 施行規則第二條ノ規定ニ依ル申告書ノ提出アリタルトキハ酒類ノ名稱每ニ石數及酒精分ヲ査定スヘシ

前項ノ査定ヲ了シタルトキハ申告書ニ査定年月日及税關ヲ記入シ取扱者認印スヘシ

第三條 出港税ノ測定ハ申告書ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ徵收ヲ猶豫シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

出港税ヲ納付シタルトキハ別記第一號乙様式ノ酒類出港許可書ヲ作成シ申告書ト契印シタル上之ヲ申告者ニ交付スヘシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ直ニ酒類ノ包裝又ハ容器ニ別記第三號様式ノ檢印ヲ爲スヘシ但シ包裝又ハ容器ニ捺印シ難キトキハ布片

木札共ノ他適宜ノモノニ檢印ヲ爲シ包裝又ハ容器ニ結著シテ封印ヲ爲スヘシ

第四條 前條ノ手續ヲ了シタルトキハ別記第三號様式ノ酒類移出通知書ヲ調製シ之ヲ仕向地所轄稅務署ニ送付スヘシ

第五條 酒類ヲ積出スヘキトキハ酒類出港許可書ト對照シ數量及月日ヲ裏書認印スヘシ

第六條 酒類出港許可書ヲ交付シタル後積載船舶若ハ移出年月日變更ノ申請アリタルトキハ酒類出港許可書ヲ訂正スヘシ

第七條 擔保提供者義務ノ消滅ニ依リ擔保解除ノ請求ヲ爲シタルトキハ供託受領證及別記第四號様式ノ擔保解除證明書ヲ交付スヘシ

第八條 施行規則第七條第二項ノ規定ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金ヲ供託スルハ其ノ權利者ニ還付シ能ハサル場合ニ限ル

第九條 施行規則第八條ノ規定ニ依リ申請書ヲ提出アリタルトキハ之ヲ調査シ其ノ納稅濟ノモノニ在リテハ出港税ニ相當スル金額交付ノ手續ヲ爲シ納稅未濟ノモノニ在リテハ別記第五號様式ノ指定書ヲ交付スヘシ

第十條 移出シタル酒類ニ關シテハ毎月別記第六號様式ノ報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ之ヲ提出スヘシ前項ノ報告事項ハ之ヲ專賣局長ニ通報スヘシ

第六款 酒造税規則の適用と其の成績

臺灣酒造規則は明治四十年十一月の實施に係れるが當時小規模の酒類製造者千有餘あり、造石數七千石を算し加ふるに自家用酒類製造の舊慣ありたるを以て本規則の實施に際しては種々困難に遭遇すべき虞ありたるも當局に於ける事前の用意周到にして最善の努力を拂ひたる結果、何等障害を來すことなく頗る圓滿に施行せらるゝを得たり。而して爾來取締上の便宜と徴稅費節約とを目的とし漸次投資者の合同を勧誘し、酒類需給の狀況と從業者の利害とを考へ可及的製造場數の集約を圖りたるが、之が稅額は法令施行の當時に於ては見越製造の相當多量ありたるが爲、十三萬圓に過ぎざりしも、持越酒の漸次減少すると共に四十一年度には四十九萬圓、四十二年度には六十四萬圓に達せり。明治四十三年十一月より、更に酒精及強度の酒精含有飲料の稅率を倍額に引上げた結果四十三年度に於ては七十八萬圓となり四十四年度に於ては一躍百萬圓の收入を見るに至れり。斯の如くにして酒類專賣令實施前大正十年度の酒類の造石數は二十四萬石、此の價格二千萬圓、收入稅額五百八十萬圓に達するの盛況にありたり。今稅率の變遷と收入統計を示せば次の如し。

酒類稅率調

種別	明治四十年律令第六號	明治四十三年律令第十號	大正九年律令第八號	大正十年律令第一號
第一種 酒精分二十度以下の釀造酒及再製酒	一石に付 六圓	同上	酒精分二十度以下の釀造酒及再製酒 一石に付 十一圓	同上
第二種 酒精分二十度以下の蒸餾酒	一石に付 五圓	同上	酒精分二十五度以下の再製酒 一石に付 十一圓	同上

種別	明治四十年律令第六號	明治四十三年律令第十號	大正九年律令第八號	大正十年律令第一號
第三種 酒精分三十度以下の蒸餾酒	一石に付 五圓	一石に付 五圓	酒精分二十五度を超え四十五度以下の蒸餾酒一石に付第一種の金額(十一圓)に酒精分二十五度を超ゆる一度毎に六十錢を加へたる金額	一石に付第一種(十六圓)に酒精分二十五度を超ゆる一度毎に九十錢を加へたる金額
第四種 前各種以外の酒類	一石に付一度毎に三十錢	酒精分四十五度以下の酒精以外の酒類 一石に付一度毎に三十錢	酒精分二十五度を超え四十五度以下の再製酒 一石に付第二種(十四圓)に酒精分二十五度を超ゆる一度毎に七十錢を加えたる金額	一石に付第二種(二十圓)に酒精分二十五度を超ゆる一度毎に一圓五錢を加へたる金額
第五種		酒精及酒精分四十五度を超ゆる酒精以外の酒類 一石に付一度毎に一圓	酒精分二十三度を超ゆる釀造酒及酒精分四十五度を超ゆる蒸餾酒再製酒 一石に付一度毎に一圓五十錢	同上

酒造稅收入額表

明治四十年度	一三一、八一〇、三〇〇
明治四十一年度	四九九、九一三、二九〇
明治四十二年度	六四六、二五三、一三〇
明治四十三年度	七八四、七〇七、七六〇

第一編 專賣制度施行前の酒

明治四十四年度	一、〇九三、二六二、五三五
大正元年度	一、三六二、九七一、七五〇
大正二年度	一、五四六、四六五、八七〇
大正三年度	一、六六八、一七三、四〇〇
大正四年度	一、八八四、九八四、四八〇
大正五年度	二、七五五、四四六、二〇〇
大正六年度	二、〇九〇、七三七、〇八〇
大正七年度	三、二四六、一九四、四〇〇
大正八年度	四、四三〇、五四二、七七〇
大正九年度	五、〇〇九、二六四、〇四〇
大正十年度	五、八七四、一五五、七七〇
大正十一年度	五、〇七九、三八五、五三〇

備考 年度は各酒造年度なり

大正十一年度は三月より六月迄とす

酒精造石税戻税表

年度	外國輸出		島内に於ける工業用		内地移出工業用		合計	
	石数	金額	石数	金額	石数	金額	石数	金額
明治四十三年度			三、七五七	三、七五七、〇〇〇			三、七五七	三、七五七、〇〇〇
明治四十四年度			三、八八七	三、八八七、〇〇〇			三、八八七	三、八八七、〇〇〇
大正元年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正二年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正三年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正四年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正五年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正六年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正七年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正八年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正九年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正十年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇
大正十一年度			三、九八七	三、九八七、〇〇〇			三、九八七	三、九八七、〇〇〇

備考 年度は各酒造年度なり
大正十一年度は三月より六月迄とす
内書は朝鮮移出なり

酒税免除表

明治四十年 度	一、一三三、〇〇〇
明治四十一年 度	二五、〇一五
明治四十二年 度	二九、三二七
合計	七、六五〇
合計	一五三、四九一
合計	一七一、八四一

第三章 臺灣に於ける酒税 第一節 臺灣酒造税

第一編 專賣制度施行前の酒

明治四十三年度	二七七、三〇九	一七四
明治四十四年度	一、三七六、一一五	一六、六六一、八〇四
大正元年度	一、一一七、八七七	一一八、九八五、八四七
大正二年度	五、七八二、五一五	一、〇四六、〇五二、七九四
大正三年度	九、三八九、六〇八	五四四、四六〇、四八四
大正四年度	三七、七六五、三六一	八七五、四五二、八五一
大正五年度	六一、一五七、七八八	三、五五六、六九一、四二七
大正六年度	七五、八五五、一八二	五、七四三、〇四一、六三〇
大正七年度	五八、二四一、三三八	七、一三九、四八五、七一四
大正八年度	四四、九五八、二九三	五、四七九、四一六、九九〇
大正九年度	三九、四〇四、〇九四	四、二三一、五二〇、一〇六
大正十年度	五二、八三二、三二一	三、七八七、五二八、九四六
大正十一年度	九、四九二	七、四一七、五六〇、二八五
備考 年度は各酒造年度なり		一八六、八〇七

大正十一年度は十一月より六月迄とす

本島除は災害に罹り酒類の廢棄に屬したるもの、腐敗したる酒類にして政府の承認を得飲用すべからざる處置を施したるもの、腐敗したる酒類又は災害に罹り飲用すべからざる酒類にして蒸餾酒の製造に供したるもの、容器の損傷又は寒檢の自然の脱去に依り酒類の亡失したるもの、造石稅納付済に至らざる酒類を工業用に供し又は政府の承認を得て外國に輸出したるもの等なり

第二節 關 稅

第一款 關 稅 概 況

關稅法は酒造法と共に密接の關係あるを以て今當時の關稅につき述ぶるところあるべし。由來清國に於て實施せる關稅に二種あり、一を常關(一名海關と云ふ)とし、一を洋關(一名新海關と云ふ)とす、常關は内國船に積載する貨物に就き關稅を徵收する機關にして、換言すれば内國貿易に對する關稅事務を掌るものなり、素遠く周代の關市の稅に起源し、清朝に及び天命十一年、詔して「商を通し市を爲すは國家經費の出づる所、其の交易するに任ずべく漏稅するものあらば之を罪すべし」との旨を下し、乾隆十八年、戶部は其の正稅額の總數を一定して各關に分擔せしめ、必ずしも通貨の増減に拘はらざることをせり、而して當時臺灣は福建省に隸屬する一府として、閩海關の管轄に屬せしむ、唯特別なる權能を有する海防の下に之を監理したるが爲、常關の設置を見るに至らざりき。洋關は外國船に積載する貨物に就き關稅を徵收する機關にして換言すれば外國貿易に對する關稅事務を掌るものなり、始め康熙二十四年、詔して外國の貢船に課稅を爲すは柔遠の異にあらずとして之を免除せしが、雍正年間に及び新に徵稅の法を創始したるに起源し、降りて道光二十二年英清南京條約の結果として、廣州、福州、厦門、寧波、上海の開港を約し次で、咸豐八年に於ける天津條約の結果として、牛莊、登州、漢口、九江、潮州、瓊州、(海南島)及臺灣の開港を約し、同十年より之を實行し、本島に於ては安平、淡水二港を開きたるが、同治二年には安平の附屬港として打狗を加へ淡水の附屬港として基隆を加へ、四箇所の開港を有するに至れり、而して南京條約當時の稅率は、輸出入共從價五分と定め又貨物に依りては、五分を標準として從量稅を規定したるも、天津條約に於ては從前の稅率を改正すべきことを規定

し、咸豐八年十一月同條約の附則として、新に税目を協定せり、是即ち進口、出口貨物新定税則にして、之領臺後明治二十九年二月二十二日に至るまで本島に施行せられたるものなり。抑領臺の當初に於ては兵馬倥傯億萬の施設未だ緒に就かず爲に帝國と締盟各國との通商條約を以て、直に臺灣に及ぼすべきや、關稅率は一時清國所定の稅率を襲用すべきや將直に關稅率を適用すべきや或は新に新稅率を制定すべきや此等の問題未だ解決せざりしが、既に新領土となれる以上現行關稅率を直に適用するを至當とするも、開港及船舶貨物に關する關稅制度は始め舊制に依ることとし、清國時代の稅率を襲用し開港場は既設淡水、基隆、安平及打狗の外に當時支那形戎克船貿易の行はれたりし鹿港を便宜上新に開くことゝしたり。

明治二十八年十月本島の兵亂平ぎ、統治漸く其の緒に就きたるを以て、翌二十九年一月二十九日、政府の締盟各國との條約規定を臺灣に施行すべきことを外務大臣より左の如く宣言せり。

宣

言

臺灣地方既ニ平定ニ歸シタルヲ以テ日本帝國政府ハ同地ニ居住シ又ハ同地ニ往來スル各締盟國ノ臣民、人民及船舶ニ向テ左記ノ特典便益ヲ許與ス。

第一 日本帝國ト通商及航海ノ條約ヲ締有スル各國ノ臣民及人民ハ淡水、基隆、安平、臺南府及打狗ニ於テ居住シ且商業ヲ營ムコトヲ得又右等諸國ノ船舶ハ淡水、基隆及打狗ノ諸港ヘ寄港シ且積荷ヲ輸出スルコトヲ得

第二 臺灣ハ其ノ情形上特殊ナル所アリト雖日本帝國ト各締盟國トノ間ニ現存セル通商及航海條約稅則及其ノ他ノ諸取極ハ出來得ヘキ限り臺灣ニ居住シ又ハ同地ニ往來スル各締盟國ノ臣民、人民及船舶ニモ之ヲ適用スヘシ但前記ノ特典便益ヲ享有スル者ニ於テ常ニ臺灣ニ於テ施行セラルル所ノ法令ヲ遵守スヘキモノトス

右宣言と同時に外務省は左の告示を爲したり。

外務省告示第一號 (明治二十九年二月二十二日)

通商航海ノ條約アル歐米各國臣民及人民ヲシテ臺灣ニ於テ淡水、基隆、安平、臺南及打狗ニ居住シ商業ヲ營ミ且右等諸國ノ船舶ヲシテ淡水、基隆、安平及打狗ノ諸港ヘ寄港シ且積荷ヲ輸出スルコトヲ得セシメ又ハ臺灣ハ特殊ナル情形アリト雖現行通商航海條約稅則及其ノ他ノ諸取極ハ出來得ル限り臺灣ニ居住シ又ハ同地ニ往來スル歐米各締盟國ノ臣民、人民及船舶ニモ之ヲ適用スヘシ。

此の告示の前日臺灣總督府民政局長代理より各稅關に對し、左の電達を爲したり。

此ノ命令到達ノ翌日ヨリ其ノ港ニ出入スル船舶及貨物ニ關シ可出來限リ外國人ニ對シテハ現行條約範圍ヲ内國人ニ對シテハ稅關法及稅關規則ヲ適用スベシ但シ本文期日前ニ外國港ヲ出港シタル船舶若ハ外國港ヨリ船積シタル貨物ハ從前通り取扱フコトヲ得

我が領臺の當時の本島の輸出入貨物に對する關稅率は清國時代の海關の稅率を襲用せしことは既に述べたところなるが、明治二十九年二月二十三日國際條約を本島に實施することゝなるや、帝國現行の運上目録記載の稅率適用せられたり。當時の關稅率は慶應二年五月英、佛、米、蘭の四國と協定せる改稅約書の附屬稅目にして輸出入品共に從價五分と定まれり。次で明治三十年三月法律第十四號を以て關稅定率法を制定し明治三十二年一月一日より之を施行することとなり本島にも之を適用することゝし、運上目録稅率に代はることゝなれり。而して内地に於ては本定率實施と共に輸出稅を廢止したるも、本島に於ては特別の事情に依り、臺灣輸出稅及出港稅規則を發布し、之を施行し明治四十三年十月末に至るまで輸出稅を存続したり。本稅則は明治三十三年七月律令第十九號を以て發布せられ、明治

三十四年八月律令第九號を以て一部改正せられたり、酒類に關しては明治三十八年の交より島内に於て糖蜜を原料とする酒精製造勃興し之を内地に移出する者ありて、内地に於て施行せられたる酒精及酒精含有飲料税法規定の税率と同一の課税を爲すの必要を生じたるにより明治三十八年十二月律令第十三號を以て輸出税及出港税規則を改正し、本島産酒精を内地に移出するときは其の石數に應じ出港税を課することとなり而して、明治四十年臺灣酒造税規則の制定に伴ひ酒類に對し造石税を賦課するに至りたるにより、出港税中より右造石税を控除するにあらざれば、内地との負擔の均衡を失するにより明治四十年律令第九號を以て右出港税規則に改正を加へ、其の税率を減ずるに至りたるが、明治四十一年三月内地に於て酒精及酒精含有飲料税法改正の結果、内地製造酒精に造石税を増課したるにより本島に於ても移出酒精の出港税を増課して均衡を保たしむる要あり、明治四十一年六月律令第六號を以て出港税規則を改正したりしが、明治四十三年十月一日律令第九號を以て廢止したり。其の後昭和九年十二月本島産酒類を内地に移出することとなり同年十二月二十九日律令第一號を以て再出港税令を公布したり。施行規則も明治三十二年七月臺灣輸出税及出港税規則の制定あるや同年八月府令第九十四號を以て施行細則を定め、次で明治四十二年五月府令第三十九號を以て新に施行規則を定め前細則は之を廢止し翌四十三年十一月に至りて、更に本則と共に廢止するに至りしが昭和九年十二月再出港税令の公布により之が施行規則も亦同月公布せられたり。

明治三十七八年の戦役に際し、國費補充の目的を以て明治三十七年三月非常特別税法定せられ、輸入税亦増徴せらるることとなり戦後に於ては關稅定率法に一大改正を加へられ、明治三十九年三月法律第十九號を以て其の改正關稅定率法の公布を見たり。

明治三十二年七月以降實施の通商航海條約は明治四十四年七月を以て満了することとなりたるに依り、従前の片務的協定税率に代へ雙務的相互協定税率を以てせんとし先づ關稅定率法に對し再度の改正を加へ、明治四十三年四月法

律第五十四號を以て之を公布し次で明治四十五年法律第八號、同第九號、大正三年法律第三六號、大正五年法律第九號、大正九年法律第四號、十年法律第七十八號、十五年法律第三十六號昭和二年、法律第八號、同第四十二號四年法律第三十二號同第三十三號昭和九年法律第四號と順次改正せられ以て今日に至る、今以上記述中の主たる税目を左に掲ぐべし。

第二款 進口、出口貨物税則、運上目録其他

領臺當時の關稅率は咸豐年間中制定したる清國時代の税率たる進口(輸入)出口(輸出)の貨物税則を襲用したりしが、明治二十九年二月二十三日以降我が國に於ける現行の條約を實施することとなりしを以て茲に一時襲用したる清國制度は之を撤廢し稅關法及稅關規則を施行し、慶應二年諸條約國と改稅約書附屬運上目録(稅目表)を適用するとこと爲したり。其の税率左の如し。

(一) 進口(輸入)貨物税則

(前略)	酒果食物類	
	橄欖	每百斤 海關銀一錢八分
	鼻烟	每百斤 同 七兩二錢
(後略)		

參照 酒果食物類トアリテ酒類ノ掲載ナシ

(二) 出口(輸出)貨物税則

(前略)

第一編 專賣制度施行前の酒

糖果食物類

(前略)

酒 土酒

每百斤

海關銀一錢五分

(後略)

參照 出口規則に掲げざる貨物には同種貨物の進口税率に依りて出口税率を課し進口、出口兩則に記載なくして無税品にあらざるものは從價五分の輸出税を課するものとす(西曆千九百二年改訂英清通商條約第十四條)

(三) 運上目録

輸出品 第一種

番 號	品 名	每 百 斤	一 分 銀		一 分 銀 分 數 銀 目	
			箇	分	分	厘
三〇	酒 並 燒 酎 類					
						〇・九〇
						一三・五〇

輸入品 第四種

元代ニ從ヒ五分ノ稅ヲ收ムヘキ品

酒類、酒精類、食料諸類

參照 運上目録は應應二年五月英佛米蘭の四國と協定せる改稅約書の附屬稅目にして輸出品及輸入品共に從價五分を標準として定められたるものなり
運上目録の本島に適用せられしは明治二十九年二月二十三日以降にして翌三月法律第六十三號に因り同年八月勅令二百九十三號を以て稅關法を施行せられたるが運上目録は依然として明治三十一年十二月三十一日に至る迄實施せられたり運上目録の輸出品は前定以來屢々變改を經たるが

之輸入税目は締盟各國との協商を經るにあらざれば容易に之を變更すること能はざるも輸出税目は自國の產物に課するの關稅なるを以て存續増減容易なればなり。

(四) 藥材其他の物品の無税輸出 (明治二十一年十二月勅令第八十三號)

外國ニ輸出スル左ノ物品ハ明治二十二年一月一日ヨリ海關稅ヲ免除ス

但シ課稅ヲ要スルトキハ六箇月前ニ之ヲ公布スヘシ

一、菓子、酒類、酢、醬油、製造煙草

(後略)

第三款 關稅定率法と其の改正

一、第一次關稅定率法

(一) 關稅定率法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (明治三十一年九月勅令第二百十三號)

朕臺灣ニ關稅定率法ヲ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治三十年法律第十四號關稅定率法ハ明治三十二年一月一日ヨリ臺灣ニ施行ス

參照

臺灣ニ施行スベキ法令ニ關法スル律 (明治二十九年法律第六十三號抄)

第五條現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(二) 關稅定率法 (明治三十年三月法律第十四號抄)

第一條外國ヨリ輸入スル物品ニシテ附屬稅表第一種ニ屬スルモノハ同表ノ稅率ニ依り輸入稅ヲ課シ第二種ニ屬スルモノハ輸入稅ヲ免シ

第三章 臺灣に於ける酒稅 第二節 關稅

第一編 專賣制度施行前の酒

第三種ニ屬スルモノハ輸入ヲ禁ス(以下略)
 第五條左ノ物品ハ輸入税ヲ課ス
 (第一乃至第十一略)

番 號	品 名	從 價 稅 率
第一種有 稅 品		
六九	第四類 藥材化學藥及製 酒精アルコール	四〇
三八五	第十五類 酒類 麥酒及黑麥酒	二・五
三八六	ブランデー	四・〇
三八七	シャンペン	四・〇
三八八	支那酒 (各種)	三・五
三八九	杜松子酒	四・〇
三九〇	リキニール (各種)	四・〇
三九一	ポルト	四・〇
三九二	ラム	三・五
三九三	清酒 (内地醸造類似ノモノ)	四・〇
三九四	セリー	四・〇
三九五	ヴェルモット	三・五
三九六	ウイスキー	三・五
三九七	葡萄酒 (赤白ヲ別タズ)	四・〇
三九八	其ノ他各種ノ蒸餾酒	三・五
三九九	其ノ他各種ノ醸造酒	四・〇

(三) 關稅定率法の改正 (抄)

明治三十二年二月法律第十八號改正

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ
 附屬稅表第一種第十五類ニ屬スル物品ニシテ攝氏檢溫器十五度ノトキニ於テ原容量百分中酒精ノ容量六十五ヲ超過スルモノハ第六十九號酒精ノ率ニ依リ課稅ス
 第五條中第十一號ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
 第十二號政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品
 輸入税中左ノ通り改ム

番 號	品 名	從 價 稅 率
六九	酒精 (アルコール)	二五・〇
三八八	支那酒	一〇・〇
	甲 蒸餾シタルモノ	一〇・〇
	乙 醸造シタルモノ	八・〇
三九三	清酒 (醸造類似ノモノ)	一〇・〇
三九八	其ノ他各種ノ蒸餾酒	一〇・〇
三九九	其ノ他各種ノ酒類	八・〇

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年二月勅令第四十一號)
 (ヲ以テ同年八月十五日ヨリ施行)

第三章 臺灣に於ける酒稅 第二節 關 稅

明治三十四年三月法律十四號改正

第一條第二項削除

第五條第一項第十號但書中「煙草類酒類」ヲ「煙草類、酒精、酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料」ニ改ム
輸入税表中左ノ通改正ス

第三欄中「從價稅率」ヲ「從價及從量稅率」ニ改ム

番 號	品 名	每 リ ー ト ル	稅 率
六九	酒精 (アルコール)	同	四十二錢
六九ノ一	メチレーテッドアルコール	同	四十二錢
	甲 攝氏機温器十五度ノトキニ於テ原容量百分中メチールアル ルアルコールノ容量十五以下ノモノ	同	四十二錢
	乙 同十五以上ノモノ	同	一〇〇
三八五	麥酒及黑麥酒	同	十錢四厘
三八六	削除		
三八八	支那酒 (醸造シタルモノ)		一〇〇
三八九	削除		
三九〇	同		一〇〇
三九二	同		一〇〇
三九三	清酒		一〇〇
三九六	削除		
三九八	同		二十七錢五厘
三九九	其ノ他各種ノ酒類		二十七錢五厘

但シ攝氏機温器十五度ノ時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ増ス毎ニ十
リートル」ニ付四錢ヲ加フ

附 則

本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年三月法律第九號改正

關稅定率法附屬輸入税表中左ノ通改正ス

番 號	品 名	每 リ ー ト ル	稅 率
六九ノ一	各種變性アルコール	同	四十二錢
六九ノ二	各種酒精類 (阿片丁幾ヲ除ク)	同	四十二錢

附 則

本法ハ發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

次に是等酒類に就ては猶關稅定率法第三條に依り從價稅に代ふるに數量稅を以てするを便宜とするものは勅令を以
て其の物品及細目を定むることとなり、明治三十一年九月勅令第二百二十號を以て輸入物品從量稅目を次の如く定め
られたり。

(四) 從量稅の規定

明治三十一年九月勅令第二百二十號

關稅定率法第三條ニ依り輸入物品從量稅目左ノ通り定ム

第三章 臺灣に於ける酒稅 第二節 關稅

本令ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス

輸入物品従量税目

番	號	酒	類
三八五		麥酒及黑麥酒	每 十二 箇
		半「リットル」ヲ超エサル樽入ノモノ	三、三八八
		一「リットル」ヲ超エサル樽入ノモノ	五、一五
三八七		シヤンパン及類似ノ沸騰酒(箱入ノモノ)	同 每 箱
		半「リットル」ヲ超エサル二十四樽入	五、四二五
		一「リットル」ヲ超エサル十二樽入	五、四二五
三三三 三九九 三九四 三九七		葡萄酒(各種)	同 每 箱
		酒精ノ容量十六度以下	四、三五
		甲 樽入ノモノ	同 每 箱
		乙 箱入ノモノ	二、六六〇
		半「リットル」ヲ超エサル二十四樽入	二、六六〇
		一「リットル」ヲ超エサル十二樽入	二、六六〇
		酒精ノ容量十六度以上二十四度以下	二、七七四
		甲 樽入ノモノ	同 每 箱
		乙 箱入ノモノ	二、三八〇
		半「リットル」ヲ超エサル二十四樽入	二、三八〇
		一「リットル」ヲ超エサル十二樽入	二、三八〇

次にこの定率は明治三十五年九月全部改正せられたり。

明治三十五年九月勅令第二百十九號改正

關稅定率法第三條ニ依リ輸入物品従量税目左ノ通定ム

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第二百二十號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

輸入物品従量税目

番	號	酒	類
三八七		シヤンパン及類似ノ沸騰酒	每 箱
		(箱入ノモノ)半「リットル」ヲ超エサル十二樽若クハ半「リットル」ヲ超エサル二十四樽入)	九、二三六
三九七		葡萄酒	同 每 箱
		純酒精ノ容量十六度ヲ超エサル樽入ノモノ	〇、〇五一
		箱入ノモノ(半「リットル」ヲ超エ一「リットル」ヲ超エサル十二樽若クハ半「リットル」ヲ超エサル二十四樽入)	二、九七二
		純酒精ノ容量十六度ヲ超エ二十四度ヲ超エサル樽入ノモノ	〇、一七七
		箱入ノモノ(半「リットル」ヲ超エ一「リットル」ヲ超エサル十二樽若クハ半「リットル」ヲ超エサル二十四樽入)	四、六九三

(五) 非常特別税

明治三十七八年日露戦役の結果明治三十七年三月非常特別法が制定せられ、支那酒(醸造したるもの)及清酒に對しては二割各種の酒類にして原容量五十以上なるもの純酒精一箇を増す毎に十リートルに付五厘の課税を見たるが、本法は臺灣にも施行せられたり。即ち左の如し。

非常特別税法中臺灣ニ施行ノ件 (明治三十七年三月勅令第九十三號)

非常特別税法中砂糖消費税輸入税織物税及石油消費税ニ關スル規定ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別税法 (明治三十七年三月法律第三號抄)

第一條 臨時事件ニ依リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ因リ(中略)及各種ノ輸入税ヲ増徴ス(後略)

第二條 (前略)飲食物、衣服及附屬品、石油、砂糖、糖蜜、糖水、絹布類、酒類、煙草類ノ輸入税ハ關係法規ノ定メタル税額ノ外左ノ割合ノ税額ヲ増徴ス

輸 入 税

關稅定率法附屬輸入税表第二類ニ掲クル物品 (抄)

酒精 (アルコール)	每	リ	ト	ル	三	錢
各種變性アルコール	同	同	同	同	三	錢
各種酒精類 (阿片丁幾ヲ除ク)	同	同	同	同	三	錢
支那酒 (醸造シタルモノ)						

清酒	從	價	二	割
各種ノ酒類ニシテ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上ナルモノ純酒精ノ容量一箇ヲ増ス毎	同	價	二	割
ニ十「リートル」ニ付金五厘				

非常特別税中改正 (抄)

明治三十七年十二月法律第一號改正

第二條 左ニ掲クル租税ニ付テハ關係法規ノ定メタル税額ノ外左ノ割合ノ税額ヲ増徴ス

輸 入 税

關稅定率法附屬輸入税表第四類ニ掲グル物品但シ酒精(アルコール)、各種變性アルコール	從	價	五	分
各種酒精類 (阿片丁幾ヲ除ク)	同	同	同	同
酒精(アルコール)	同	同	同	同
各種變性アルコール	同	同	同	同
各種酒精類 (阿片丁幾ヲ除ク)	同	同	同	同
支那酒 (醸造シタルモノ)	同	同	同	同
清酒	同	同	同	同
各種ノ酒類但シ麥酒、黑麥酒、シヤンパン及類似ノ沸騰酒、支那酒 (醸造シタルモノ) ボー	同	同	同	同
ト、清酒、セリー、ヴェルモット及葡萄酒 (赤白ヲ分タス) ヲ除ク	同	同	同	同

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(中略)輸入税ニ關シテハ本法發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

明治三十九年三月法律第七號を以て非常特別税法中第一條及第二十七條を削除し戦時の一時的非常税を改正して永久

第三章 臺灣に於ける酒税 第二節 關 稅

税と爲し、十月一日より施行せられたるが本税の終末に對しては後に記述すへし。

二、第二次關稅定率法

明治三十二年一月以降實施せられたる關稅定率法は先に記載せるが如く數回の改正を経て三十七、八年の戦役に依り非常特別税を増徴せられたるが、平和克復の後政府當局に於ては戦後經營の一として關稅改正を企圖し、國庫の收入を増加せしむると共に國內産業の保護と貿易の發達とを顧慮し關稅定率法を改正し、之を永久税とし明治三十九年三月法律第十九號を以て之を公布し、同年十月一日より施行することゝなれり。

(一) 關稅定率法 (明治三十九年三月法律第十九號抄)

第一條 外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ輸入税ヲ課ス

附則

本令施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治三十九年三月勅令第五十二號ヲ以テ明治三十九年十月一日ヨリ施行)

別表

輸入税表

番	品	名	單位	稅率
第五類酒類及酒精				
五八	清酒	每	リ	〇、一五
五九	支那酒(醸造シタルモノ)	同	同	〇、一五
六〇	麥酒	同	同	〇、一〇
六一	葡萄酒(各種)	同	同	〇、一〇

六二	シヤンパン	一 樽入ノモノ	每	リ	〇、八〇
六三	其ノ他ノ酒類	二 樽入ノモノ	同	同	〇、三〇
		一 樽入ノモノ	每	リ	二、〇〇
		二 其ノ他	同	同	〇、九〇
		但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノノラ	同	同	〇、五〇
		純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ増ス毎	同	同	〇、六五
		ニ一リトトルニ付一錢ヲ加フ	同	同	〇、六五
六四	酒精	同	同	同	〇、六五
一五三	酒精類(阿片丁幾ヲ除ク)	同	同	同	〇、六五

(二) 第二次關稅定率法の改正

明治四十一年二月法律第四號改正

關稅定率法輸入税表中左ノ通改正ス

番	品	名	單位	稅率
五一	葡萄酒、麥芽糖及飴	每	百斤	九、二五
五八	清酒	同	同	〇、一七
五九	支那酒(醸造シタルモノ)	同	同	〇、一七
六〇	麥酒	同	同	〇、一七
六一	葡萄酒(各種)	同	同	〇、一七
	一 樽入ノモノ	同	同	〇、九五

第三章 臺灣に於ける酒稅 第二節 關稅

第一編 專賣制度施行前の酒

二 樽入ノモノ	同	同	〇、三五
六二 シヤムパン	同	同	二、四〇
六三 其ノ他ノ酒類	同	同	一、一〇
一 樽入ノモノ	同	同	〇、六〇
二 其ノ他	同	同	〇、六〇
但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ 純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ増ス毎 ニ一リートルニ付一錢ヲ加フ			
六四 酒 精	同	同	〇、七三
一三七 變性酒精	同	同	〇、七三
一五三 酒精類(阿片丁幾ヲ除ク)	同	同	〇、七三

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十一年二月勅令第十四號)

參照 本法改正理由ハ酒稅規則の發布砂糖消費稅法中改正に依る

明治四十三年四月法律第五十四號改正

關稅定率法抄 (明治四十三年四月法律第五十四號)

第一條 外國ヨリ輸入スル物品ハ別表ニ依リ關稅ヲ課ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十三年七月勅令第三百十三號ヲ以テ明治四十四年七月十七日ヨリ施行)

輸入稅

第一類植物及動物 (生活力ヲ有スルモノ)

番 號	品 名	單 位	稅 率
二	培植用菌類	從 價	無
一 酵 母	甲 壓搾シタルモノ	百 斤	二、六〇
乙 其 他	二 麴	從 價	無
第三類飲食食物及煙草			
六二	清 酒	每リートル	一七、〇〇
六三	支那酒 (醸造シタルモノ)	同	一七、〇〇
六四	麥 酒	同	一七、〇〇
	葡萄酒 (ポート、セリー、マ、エルモット、マデーラ、マルサラ、サンラファエル等ヲ含ム)	同	二二、〇〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量二十四ヲ超エサルモノ		
	一 樽入ノモノ	同	四〇、〇〇
	二 其ノ他	同	四〇、〇〇
	甲 原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ		
	イ 攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒トシテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	同	一五、〇〇
	ロ 其ノ他	同	二〇、〇〇

第三章 臺灣に於ける酒稅 第一節 關稅

但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エサルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎ニ百リートルニ付二十五銭ヲ加フ	同	三〇〇〇
乙 其ノ他	同	
但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎ニ百リートルニ付二十五銭ヲ加フ	同	一〇〇〇〇
六五 シャンパン其ノ他ノスパークリングワイン	同	

其の後明治四十五年、大正三年、大正五年の改正あるも酒類に關係なきを以て之を略す。
大正九年七月法律第四號改正

- 第六十一號及第六十二號中「一七、〇〇〇」ヲ「二、四二〇」ニ改ム
- 第六十三號中「二二、〇〇〇」ヲ「一六、四〇〇」ニ改ム
- 第六十四號中「四〇、〇〇〇」「四七、八〇〇」ニ「一五、〇〇〇」ヲ「二二、八〇〇」ニ「二〇、〇〇〇」ヲ「二七、八〇〇」ニ改ム
- 第六十五號中「一〇〇、〇〇〇」ヲ「一〇八、〇〇〇」ニ改ム
- 第六十六號中「二〇、〇〇〇」ヲ「二七、八〇〇」ニ「一一、〇〇〇」ヲ「二四、〇〇〇」ニ「六〇、〇〇〇」ヲ「七三、九〇〇」ニ「一圓」ヲ「一圓二十八銭」ニ改ム
- 「第百九十七號」〇、七三「ヲ」一〇〇〇ニ改ム

三、協定税率

協定税率も亦國定税率と同じく明治三十二年一月一日より實施せられたるが日佛追加條約附屬稅目、明治四十五年二月批准の日佛通商航海條約の協定税率及大正二年六月批准の日伊通商航海條約協定税率中酒類に關するもの左の如し。

(一) 日佛追加條約附屬稅目 (明治三十二年十二月二十九日公布 明治三十二年一月一日ヨリ實施)

番 號	品 目	從 價	稅
三三	各種ノ沸騰セサル葡萄酒(葡萄ノ天然醱酵ニ由リ釀造シタルモノニ限ル)		
	一 純酒精ノ容量十六度ヲ超エサル樽入ノモノ	一ヘクトリートル	一、二四二
	乙 各半リートルヲ超エ一リートルヲ超エサル十二樽若ハ半リートルヲ超エサル二十四樽小樽入ノモノ	一ヘクトリートル	〇、七六〇
	二 純酒精ノ容量十六度ヲ超エ二十四度ヲ超エサル樽入ノモノ	一ヘクトリートル	七、九六〇
	乙 各半リートルヲ超エ一リートルヲ超エサル十二樽若ハ半リートルヲ超エサル二十四樽(小樽)入ノモノ	一ヘクトリートル	〇、六八〇
三四	附記セルモットハ沸騰セサル葡萄酒中ニ包含ス但シ酒精ノ容量ニ關シテハ本項ノ規定ニ準據スベシ シャンパン及其ノ他各種ノ沸騰葡萄酒(葡萄ノ天然醱酵ニヨリ釀造シタルモノニ限ル)各半リートルヲ超エサル二十四樽(小樽)若クハ半リートルヲ超エ一リートルヲ超エサル十二樽入ノモノ	箱	一、五五〇

參照

協定税率を締結せざる國と雖最惠國條款の均霑を受け條約の結果に依り其の國の生産又は製造の物品は協定税率を適用せらるゝものなり。

(二) 日佛通商航海條約 (明治四十四年八月十九日佛蘭西國巴里ニ於テ調印 明治四十五年二月二十八日批准同年同月二十九日公布)

條約第十三號

日佛通商航海條約附屬議定書 (抄)

第一條 兩締約國ハ附屬稅表甲號ニ記載スル佛蘭西國產商品ハ日本國ニ輸入セラルルニ當リ又附屬稅表乙號ニ記載スル日本國產商品ハ佛蘭西ニ輸入セラルルニ當リ右各稅表ニ掲クル稅率ニ依ルヘキコトヲ約定ス

附屬稅表甲

日本國輸入稅

品名	單位	佛蘭西國商品ニ通用スル稅率ヲ算出スベキ日本國定稅率ノ百分率	上關記載ノ百分率ニ依リ算出セル佛蘭西國商品ニ適用スル稅率
六四ノ内 葡萄ノ天然醱液ニ依リテノミ釀造セル非沸騰性各種葡萄酒但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシテ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	每百リートル	三、七、五	一、五〇〇
甲 樽入ノモノ			

乙 樽入ノモノ 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	同	三、三、三	五、〇〇〇
ザエルモツト 但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシテ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エ二十四ヲ超エサルモノ	同	三、三、三	五、〇〇〇
甲 樽入ノモノ	每百リートル	三、三、三	一、〇〇〇
乙 樽入ノモノ 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎ニ百リートルニ付二十五錢ヲ加フ	同	三、三、三	一、〇〇〇
六五 シャンパン其ノ他ノスパークリングワイン	同	三、七、五	三、七、五〇

(三) 日伊通商航海條約 (抜) (大正元年十一月二十五日伊太利國羅馬ニ於テ調印 大正二年六月十七日批准同年同月十八日公布)

條約第六號

第五條 本條約附屬表甲號ニ掲クル伊太利國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ日本國ニ輸入セラルルニ當リ又本約附屬表乙號ニ掲クル日本國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ伊太利國ニ輸入セラルルニ當リ右各稅表ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第三章 臺灣に於ける酒稅 第二節 關稅

附屬表甲

日本國輸入税

日本國關稅 定率表番號	品名	單位	稅率
六四ノ内	ヅエルモット及マルサラ		
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	同	11000
	甲 樽入ノモノ	毎 リ ー ト ル	10000
	乙 樽入ノモノ	同	10000
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎二百リットルニ付二十五錢ヲ加フ		
	二、甲イノ内葡萄酒ノ天然醸成ニ依リテノミ醸造セル非沸騰性各種葡萄酒		
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	同	5000
	樽入ノモノ		
	攝氏十四度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒トシテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	同	5000

第三節 税制實施と當時の人々

臺灣酒造税規則及之が關係規則の記述を終はるに當り、茲に聊か税制實施當時の追憶をなし以て其局に當り精勵したる先人の功績を偲ばんとす。

抑臺灣に於ける酒造業は從來極めて幼稚にして保健衛生上洵に寒心に堪へざるものありしを以て之が改善發達を圖るの必要を認めたと、臺灣に於ける酒類を督府の一財源と爲すの緊要なるを知り總督府に於て之が調査に着手したるは明治三十七年にして當時の民政長官祝辰巳氏は財務局藤本鐵治氏に命じて臺灣酒の研究を依頼したり。

然るに當時は臺灣酒に關する文献に乏しく、其の實際的方面を知るに由なかりしを以て、藤本氏は全島十四廳管内に亘り六十日の日子を費やし晝夜其の研究に努め終に本島酒造の一斑を詳にするに至れり。是即ち本島酒造税規則實施の準備調査にして其の蒐集せる資料は本島舊慣に依る酒類及其の原料たる白糶、紅糶の製造方法、需要供給の關係等詳細に亘り、本島酒造税規則立案の核心を爲すものたりしなり。

氏は明治四十年より四十二年に亘りて總督府財務局機關雜誌たる稅務月報當時の財海に之を臺灣酒の研究一班並に其の補遺として十數回に及びて發表したるが、其の述ぶる所微細を盡し餘す所なく真に本島酒造業の發達變遷に對する唯一貴重なる史實たり。偲ふに當時は未だ中央研究所の設置なく中澤博士等の専門家も渡臺なかりしを以て諸般の學術的、工業的研究は思ひもよらざる所にして、其の努力と苦心とに對しては思半に過ぐるものありたりと謂ふべし。而して氏に臺灣酒の調査を命じ徐に酒稅實施の機運を待ちたるは實に祝長官にして、長官は臺灣酒稅の創業者たりしなり。

藤本氏は長野縣の産、其の家は代々酒造業を営みたり。性剛直、職を總督府に奉ずるや、本島酒の研究に没頭し、

酒税施行當時、其の準備時代搖籃時代に於て多大の努力を拂ひたる所謂酒税の生みの親たりしが、大正二年本島に於ける内地清酒の品質向上改良を企圖し、冷蔵式製造方法の計畫を立て株式会社芳釀社の技師長として入社し、銘酒胡蝶蘭の醸造に當り好評を得たりしも其の後退社し内地に歸還農場を經營し、大正四年物故したり。今藤本氏の財界に揚げたる緒言を茲に轉載し以て氏の面影を偲ぶこととすべし。

「吾輩は不思議にも酒に深き因縁を有せり、呱呱の聲を擧げたるは信州の田舎にて、昔酒造を業としたる家なり、家を出でて官途に職を奉ずるに迫ひ、酒屋の桶を敲いて酒を研究すべき勤務に従事したる以後も、何時しか臺灣酒なるもの眼中に映じ、多少研究を重ねることを得たり、而も臺灣酒に就いては今尙研究中に屬し、將來倍々之を深ふせん覺悟なるを以て、唯從來研究せる一斑を以下に披瀝し大方諸賢の叱正に仰ぐ所あらんと欲す。」

次に藤本氏と共に税制實施に努めたる者に宇敷敬一氏あることを忘るべからず。氏は税制實施後宜蘭、嘉義等の財務課長を経て酒專賣に當り專賣局に入り、臺中支局長となり退官したる人なり。

税制は前記藤本氏の立案に係るものなるが、之が實施に際しては直に經驗ある検査員を必要とし同年十一月實施に先立ち、内地稅務關係官署より四十餘名を招致したりしが、當時渡臺し之が樞機に參畫し更に酒專賣に參じたるものに前島知徳、阪東喜之吉氏等あり。偲ふに税制成りて本島酒造界は統制せられ、設備、品質共に改善、向上し財政的に見るも實施翌年たる明治四十一年末に於て其の査定石數七萬九千九百八十八石此の稅額四十一萬八千七百三十七圓に過ぎざりしもの、專賣直前大正十年に於ては石數二十四萬一千三百四十七石此の稅額實に五百八十八萬一千九百六十九圓となり僅かに十四年に於て非常の發達を見、督府財政上に貢獻したる皆之職を財務行政に奉じ克く精勵努力したる先人の賜と云ふべく、而して之やがて酒專賣の實施を容易ならしめたるものと云ふべし。

第二編 酒專賣制度の起源及目的

第一章 酒類專賣の目的

洋の東西を論せず時の古今を分かつたず何れの國、何れの民族にも文化の程度に差こそあれ、人類社會に酒類の存在したることは史實に徴して明かなる所にして、臺灣に於ても原住民たる蕃人に於て既に酒類製造のことありしことは前編に之を述べたるところなるが、領臺當時にありても酒類は或は製造に依り或は輸入に依りて需給せられたり。明治四十年酒造稅規則の施行せらるるに至り、當局の指導誘掖に依りて之が製造法の如きも漸次改善せられ、品質亦向上せられたるも、製造施設に對しては未だ其の根本的改良を加ふるに至らず、國民の衛生保健上洵に憂ふべき點少からざるものありたり。一方財政的方面より之を觀るとき酒專賣を制定し急迫せる收入の増加を圖るは、最も機宜を得たるものありしを以て、茲に專賣事業の計畫を促すこととはなりたるものなり。

大正九年の秋臺灣總督府地方制度の改正あり、國庫に地方に歲出の膨脹愈々繁く加之内に河川整理、蕃地の開發、衛生の施設、道路の開鑿、教育の充實等幾多緊急施設を要するものあり、外に南支南洋に對する本島本來の使命にして果すべき幾多の問題あり、隨つて多額の經費を要したりしが、而かも歲入は樂觀を許さず新に財政の基礎を確立せしむる計畫を爲さざるを得ざるの状態に迫りたり。而して歲出の激増に對し新なる歲入計畫を立て財政の確立を圖らんとせば勢租稅及官業に俟たざるべからず。租稅に俟たんとせば新に稅源を發見するか或は増稅の途に出でざるべからず。然るに本島に於てはなほ新稅源となるものなきにあらざるも島民負擔力の問題と共に政策上其の實行甚だ困難

なるものあるあり。増税の餘地亦之無しと云ふべからざるも、其の實行、手續簡便ならず之を行ふに亦限度あるべく、且つ税目に依りては其の収入の増加は必ずしも確實ならず。然れ共事情困難なりと雖も新税にして起すべきものは之を起さざるを得ず、自ら限度ありと雖も増税を爲すべきものは之を爲さざるべからず。唯今後益々膨脹して止まざる歳出に資せんとせば實行困難にして且自ら限度ある租税のみに據らんとするは決して策の得たるものにあらず。故に更に官業に向て其の資源を求めざるべからず。官業にして歳入の主たる資源を爲すものには鐵道、郵便、電信あり、然れども之等は事業の性質上單に収入のみを目的とすること能はず、森林作業あるも事業の範圍狭きに失し収入多ければ從て支出多く亦充分の財源と云ふ能はず。獨り專賣制度は本島財政上最も重要な地位を占め、所謂財政上官業たる性質上、収入に對しては極めて弾力性に富むを以て此際更に其の發展、擴充を企圖し本島新事業の計畫に對する財源を提供せざるべからず。然れども在來の專賣制度中阿片は制度の關係上漸減の立場に在り、鹽は需給關係上、樟腦は生産上、市場の關係上其の多くを望むべからず、唯獨り煙草は發展の餘地ありとするもののみを以てしては到底歳出の膨脹に對立すべくもあらず。故に既設官業の發展を圖ると共に更に新なる官業を企圖せざるべからず。而かも專賣以外に起すべき官業なく又新なる專賣官業を計らむとせば酒以外に適當なる專賣の對象品なく採つて以て之を專賣と爲したる所以なり。

以上は主として財政上の方面に於ける觀察なるが、尙酒專賣は他國國民の衛生保健上の効果を期するに在り。即ち本島在來の製造酒類中就中自家用蒸餾酒の如きは各自の厨房、乃至空所に甕を据え之に仕込み、酒缸は多くは特に賃貸し冷却用水の如き溪邊若は圳路の流水を利用し甚しきは池沼の如き貯溜水を使用するが如きものあり、營業者にありても小は居宅の一隅に製造所を構へ數個の甕と一箇の酒甕とを備へ簡單に操作製造し、而も養豚の副業を兼ねるを常とし、其の大なるものと雖も稍新式設備を施して製造するに過ぎずして醸造酒、再製酒の製造の如き何れも衛生

保健上寒心すべき點ありて遺憾少からず、殊に中間販賣人に於ける割水加工の如き更に然り。正に看過し得べからざる状態にありしが故に、專賣計畫に際しては力を此點に致し、國民の衛生保健に資するところあらんことを期せり。

第二章 酒類專賣の計畫

第一節 大正五年に於る專賣案

由來酒專賣は早くも大正三年佐久間總督時代の專賣局長佐賀太郎氏に依り創案せられたるものにして、局長は時の庶務課長池田事務官、神社事務官に諮り酒專賣制度實施意見書を作製せられたるも公然提案に至らざりしが、大正五年に至り之を精査し成案を得始めて督府豫算會議に提出し、翌六年四月一日より實施の豫定を以て財務局と内議を行ひたり。

當時の計畫は醸造酒及再製酒に亘り、且つ酒精及麥酒をも含み此等酒類の全體に對して其の製造販賣に至る迄最も完全なる專賣制度を施行せんとしたるものにして、全島南北二箇所に工場を設置して約十六萬石を製造し、賣價一石平均四十五圓内外として約七百萬圓、清酒、麥酒等を内地より購入販賣して約二百七十五萬圓、外國酒五萬圓、合計賣渡高一箇年平均約一千萬圓の収入を得、又之が所要經費として購買費、製造費等合計年約六百萬圓として差引一箇年平均四百萬圓の差益を擧げんことを期したるものなり。而して右の外專賣創業費として酒造工場及器具機械の徵收費として約六十萬圓、從來の酒造業者に對する禁業交付金として約六十萬圓を見込みたり。右專賣局案に對し財務局は醸造業が國家企業として危険多く、内地にも其の前例なきを以て寧ろ歳入増加の爲には單に從來の酒稅率の引上げを以て足れりとして、之に反對せし爲め右は單なる計畫に止まり實現の運に至らざりき。今當時に於ける計畫案と財務局

側に於ける反對意見に就き聊か記述する所あるべし。

專 賣 計 畫 (大正五年酒專賣案)

專賣は大正六年四月一日より實施す。内地に酒專賣法が施行せらるるや否やは關係する所にあらず。專賣は獨り販賣のみならず製造をも併せて獨占する方針なり、製造を政府に收めざれば實際の目的を達することを得ざればなり。此の結果従來の酒製造業者は其の業を失ふべきを以て之に對しては製造工場器具機械一切を政府に於て徵收し、又は買上げ尙禁業に對して或程度の交付金を給せざるべからず。明治三十八年本島煙草專賣施行當時は交付金交付のことがかりしが今日の情勢に於ては此の事なくして止むべからざるべし。小賣価格は專賣の爲大なる變化を與へざることに努むべしと雖も歲出激増の際なれば二割を加へたるものを以て標準とし、販賣方法は全體現行煙草の賣下方法と同一にせんとす。之計畫の概要なり。

(一) 製 造 本島に於て現に製造消費せらるる酒類は四十種に近し專賣は全部之を政府に於て直營製造せんとす、但し大正六年度より直に製造に着手すること能はざるを以て暫く民間の製造業者に就き其の製造能力、需給の關係、取締の如何、運搬の便否等を充分調査參酌して適當なる製造業者に之が製造を委託し、委託に依りて製造せられたる酒は委託命令の定むる所に依り使用したる材料、品質、數量等を斟酌して一定の料金を支拂ふものとす。酒の種類は現今多きに失するを以て其の需要又は利益の少きものより漸次之を廢止せざるべからず、而して外國及内地製の酒は政府自ら又は特定の一人又は數人に命じて之を輸移入す。

(二) 工場建設は大正七年度に全部竣功せしむ、工場は南部及北部の兩所に建設することとし北部に於ては買收したる芳釀社を基礎とし主として釀造酒を、南部に於ては同じく買收したる明治製糖又は臺灣製糖の現酒精工場を基礎とし主として蒸餾酒を製造し、再製酒は之を兩工場に於て適宜製造せんとす建設費としては更に調査すべきも約六十

萬圓を見積る時は充分なるべし。

(三) 販賣方法は島内賣捌に就ては煙草と同一に二級制度を採用し、小賣人の利益は定價の九分賣捌人の利益は定價の四分とす、蒸餾酒は主として南支南洋に發展し得る見込あるを以て海外輸出に付ては始めは特定の人を撰定して委託販賣を爲すか又は後日特定價格を以て賣下ぐべし、酒精の内地移出に付ては其の價格又は内地の酒精に對する制度に付き内地政府と更に協定せざるべからず。

(四) 補償買上及交付金 酒專賣實施の結果個人の所持を危険とする酒製造専用の器具機械は政府之を徵收す、徵收物件は專賣規則發布後一週間に製造業者をして申告せしめ一ヶ月内に徵收物件目録を査定調製す、又專賣實施の爲め規則發布當日に現存する製造用の建物其の敷地及製造所備付の製造用器具機械にして政府の必要とするものは亦同じく之を徵收し相當補償金を交付す、而して政府に於て徵收せざる物件にして酒製造及裝置に必要な物品及器具機械は全く不用に歸し、製造業者の損失を來すべきものは所有者の請求に依り之が買上を爲すべし、其請求し得べき品種數量器具機械の種類及補償金額買上金額を定むる方法等は總て命令を以て之を定む。

專賣施行の結果従來の製造業者は其の營業を失ふも之法律上止むを得ざるものとし、必ずしも之に對し交付金を交付するの要なし、臺灣煙草專賣施行に際しても現に之が交付金を交付せざりき、然れども酒專賣に於ては酒精製造業者、日本酒の製造業者との關係もあり勞々今日の情勢に於ては政府の恩政として相當金額を交付するの要あり、又製造用建物敷地器具機械等にして徵收又は買上を爲し得ざりしものに對しても亦同じく之が交付を爲さざるべからず、禁業者に交付すべき金額の標準は製造業者の一年間の純利益金に相當する金額とす、一年間の利益の算定は所得税法の施行せられざる結果個人經營の分は公に依るべき根據を發見することを以て其個人なると會社なるとを問はず、一律に過去二年間の平均又は一年間の賣渡代金の一割と見積りて算出せんとす、建物敷地器具機

械に對する交付金は賣渡代金に相當する金額の五分の一を増給せんとす、交付金總額は六十萬圓を限度とし之を超過するときは超過金額を各業者に按分して之を減少す。

收支計算

年 度	收 入	支 出	利 益
大 正 六 年 度	九、七二二、二三九	七、一六二、四七〇	二、五四九、七六九
同 七 年 度	九、七二二、二三九	六、五二〇、八七〇	三、一九一、三六九
同 八 年 度	一〇、四八九、二一八	五、九七八、九五六	四、五一〇、二六二

備考 大正七年度に於て大正六年度に比し幾分の自然増加あるべきも收入の確實を圖り大正六年度と同一に計上せり

大正八年度に於ては前年度の八分増を見込たり、統計書に依りて見るに大正二年度に至る三年間は島内造石製移入酒額共に年毎に一割以上の自然増加を示せしも收入の確實を圖る爲に約八分増と見込み計上せり

收入

區 別	造 石 數	金 額
大 正 六 年 度		
臺 灣 製 造 酒	一六三、七六五、七三一	六、九一九、五五九、九九四
內 地 酒 類	四五八、〇四四	二、七四〇、四九二、〇五三
其 他 酒 類	九、六三九	三〇、九〇〇
外 國 酒 類	不 明	五二、一八七、七三二

臺灣製造酒

區 別	造 石 數	小 賣 價 格	專 賣 局 賣 下 額
釀 造 酒	四、三三五、二九九	〇、二五〇	二、一七〇
蒸 餾 酒	一、七七三、五九八	〇、一五〇	一一、三〇〇
其 他 酒 類	一、一五三、一九七	一、三六、〇〇〇	一、一八三、三〇〇
再 製 酒	二二〇、八五四、七二九	〇、一五〇	〇、一三〇
計	一六三、七六五、七三一	〇、二四〇	〇、二〇八

備考 造石數 大正二年度製造石數の實績の一割増

小賣價格 釀造酒中清酒に付ては瓶詰一本二十錢より三十錢見當なるが内地製清酒に對抗する爲專賣の爲別に値上せず、其平均二十五錢を計上す濁酒紹興酒は同十二錢より十五錢見當なるが全部十五錢として計上す

蒸餾酒中酒精は純酒精分百個のもの百四十三圓見當とし、純酒精分九三個のものを計上す酒精以外の蒸餾酒中需要最も多きものは米酒精蜜酒にして純酒精分二十度のもの瓶なし八錢見當なるを以て瓶包裝費四錢を見積り十二錢となる之が約二割増を計上せり、再製酒は一定せず平均一瓶二十錢内外の見當なるを以て之が二割増を計上せり

專賣局賣下價格の〇、八七掛

内地移入酒

區 別	移 入 數 量	小 賣 價 格	專 賣 局 賣 下 額
清 酒 類	二四六、八七二	五、四三七	四、七三〇
其 他 酒 類	〃	〃	一、二六七、七〇四、五六〇

第二章 酒專賣制度計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

第二編 酒專賣の計の起原及目的

二〇八

同樽入	麥酒	葡萄酒	其他洋酒	其他淋酒	其他	計
九、六三九	二〇三、七四八	七、〇一九	四〇五	?	?	?
七五、六九九	三、三二九	七、六八四	五、二八〇	五七、〇六二	四九、六四三	四九、六四三
七二九、六六二	六五七、九〇二	六、六八五	一、八六〇	四九、六四三	二、七四〇	二、七四〇
六六一	二、二九二	一、五	一、六五	九四〇	五三	五三

備考 移入数量は大正二年度移入実績の一割増

小賣価格は、大正二年度府統計書記載移入港到着価格の三割増と看做せり、其結果清酒に付て見るに一本四十五錢餘となり現行市場小賣價格に比し約一割増となれり

專賣局賣下價格は小賣價格の〇、八七掛

外國輸入酒

區別	輸入數量	小賣價格(總金額)	專賣局賣下總金額
シヤンバン	九、九〇〇	一七、八二〇	一五、五〇三
ウイスキー	一、〇〇七	一九、八一三	一七、二三八
ブランデー	一、〇〇七	二二、五八三	二〇、五一七

葡萄酒	其他ノ酒	計
八、三三四	八、七二〇	三三、三二五
一五、〇〇二	一、五六八	一六、五七〇
一三、〇五一	一、三六四	一四、三七五
九八三	二九九	一二、一八二
七三二	三三二	一、〇六四

備考 數量は大正二年度輸入実績の一割増

金額は輸入港到着價格なり(統計書に依る)

小賣價格、輸入港到着價格に平均從價五割の關稅を要するものと看做し、更に約三割を加へ合計八割増の價格を以て市場の價格と看做したり

專賣局賣下價格は小賣價格の〇、八七掛

大正六年度支出

六〇〇、〇〇〇	交付金
六三三、六〇〇	補償金
一、四九三、〇七三	酒製造委託費
二、四五〇、二六三	内地酒購買費
三三三、三二六	外國酒購買費
七〇、一五六	俸給
九九、〇九四	事務費
一、二四七、二七八	作場費

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

二〇九

五三五、六八〇 酒 精 戻 税
 七、一六二、四七〇 計

收入豫算に於て酒精の純酒精分九三個のものを見たるを以て一石に付九十三圓數量は造石數の半分と見たり

交 付 金 額

一金四十萬圓 酒製造業を禁せられたる者に對する交付金
 一金二十萬圓 酒製造用建物敷地器具機械の全部の徴收及買上を得ざりしものに對する交付金
 計金六十萬圓

專賣實施の結果營業を失ふものに對し交付する金額は製造業者一箇年に於ける賣渡代金の一割に相當する金額となすの計畫なり、一箇年の賣渡代金は信憑すべき業者の帳簿書類に依り詳に調査査定し、大正四年度及五年度の平均額(若し大正五年度に營業を初めたるものなるときは其の一年度)を發見せざるべからざるも、今大正三年度の統計に徴するに同年度に於ける島内造石數各酒を通じて十四萬五千七百四十四石其價格三百三十七萬一千七百六十四圓とあるを以て右の價格を製造業者の賣渡價格と見做し、其一割に相當する金額約三十四萬圓大正四年度、五年度に於ては多少増加したるべきを以て交付金は大體四十萬圓と見積り計上せり。

徴收又は買上を得ざりし物件に對し業者に交付すべき金額は右に述べたる禁業の爲めの交付金額の半額と爲すの計畫なるを以て前同様實査の結果に依り算出すべきものなるも、今は其大體を補捉せし爲禁業の爲の交付金の約半額を見積れり。

右六十萬圓以上は支出せざる計畫にて律令中に之が一條項を設くる豫定なり、而して試みに右金額を大正三年度統計書に依り製造業者三二四人に割當する時は一人の所得約千八百五十二圓に當る。

徴收及買上補償金

- 一金三萬三千六百圓 (第一) 取締上徴收すべき物件即酒製造専用の器具機械に對する補償金額
- 一金四十萬圓 (第二) 必要に基き徴收すべき物件即建物敷地其他製造所備付の酒製造用器具機械に對する補償金額
- 一金二十萬圓 (第三) 製造及裝置に使用すべき並に現に使用し居る器具機械にして當業者の請求に依り査定し之を買上るときに補償金額
- 計金六十三萬三千六百圓

備考 (第一) の物件に該當するものは主として所謂臺灣酒製造業の物件なり、而して一年に百石を製造するに要する器具機械にして酒製造に専用のもの即專賣施行の結果取締上徴收すべき物件を新調せんとするときは約四十圓を要する見當なるを以て永年使用したる今日、之を徴收せんとせば其の價格は新調價格の約六掛即二十四圓見當に見積るを適當と信じ、之に所謂臺灣酒の年造石數約十四萬石を乘して計上せり

(第二) の物件は大體の計畫として北部に於て芳藤社、南部に於て臺灣製糖又は鹽水港製糖會社の酒精製造所を徴收し、政府工場に充てんとするものなるが同工場が果して何程の徴收價格を要すべきや不明なれとも當局權限再製工場が建物機械一切にて約三十萬圓位なるを以て之より想像し兩會社を合して約四十萬圓と見積らは充分ならんと思料せり

(第三) に該當すべきもの何程なりや全く見當付かざれども、臺灣酒製造所に於ては殆んど之れ無く主なるは酒精製造業者の有する機械器具類なるべく約二十萬圓を見積らは充分なりと思料し計上せり

臺灣酒製造用容器器具機械調 (米酒又は蕃薯酒凡百石造の分)

名	稱	個 數	譯	新 調	價 金	價 格
△米	桶	一	一米 洗 桶	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
△燧	一	二	一 飯 焚 及 蒸 籠 用 鍋	二	一、五〇〇	三、〇〇〇
火	釵	一	一 火 箸	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇

酒類	器具類	数量	単位	費用額
照	匙	一	杓子 (飯用不用)	
飯	箸	二	飯冷シ	
米	籠	九	飯ヲ堆積スル籠	
布	袋	二〇	飯籠ヲ覆フ布	
水	缸	一五	仕込用又ハ酒ヲ容ルル器	二五〇〇
酒	桶	二	水	一〇〇〇
酒	靴	三	柄	三〇〇〇
酒	桶	一		三〇〇〇
酒	桶	二		四〇〇〇
酒	桶	一		五〇、五〇〇
計				五〇、五〇〇

備考 本表は明治四十四年度税務課本技手の調査に係るものにして価格は時價を斟酌して新たに査定附記したるものなり内△印を附したるものは臺灣酒製造専用の器具類と見て徴収を必要とするものなり

酒製造委託費

一金百四十九萬三千七百二十七錢

大正六年度に於ては諸般の準備研究等を要するを以て同年度内は全部之を從來の製造業者に委託製造せしむるを安全なる策とす、其委託の方法は所謂臺灣酒に付ては一廳一人の割にて十二人の委託業者を選定し、胡蝶蘭及酒精に付ては現製造會社全部を指定し、各受託業者に對し豫め石數を示し徴收若し買收したる器具機械を貸與し、民有又は政

府の徴收又は買收したる工場に於て受託業者をして全部自己の材料を以て製造せしめ、其の製品は品質を査定し實際の出來上り數量に應じ價格を定め委託費として支拂ふべし。今其委託費何程を要するかを知らんとするに、酒製造業者は當時に於ては三割以上の利益を収め得るものと唱へらる、右三割と云ふは高價なる造石税其他の公課を課せられたる場合に於て云ふものなるを以て公課を課せられたる額に比するときは三割以上の利益となるべし、故に假令製酒の變敗其他酒製造業に附帶し易き不慮の損失を見込むも公課控除したる額の二割の利益は確實に收め得るものと見て可なり。而して今大正三年度の統計に徴するに同年度内島内企業者の造石數量十四萬五千石餘之が價格三百三十七萬一千圓餘にして、右當り賣上代金は二十三圓十三錢五厘に當る、此賣上代金中には造石税其他の公課あるを以て之を控除せむとするに造石税は大正二年度の實蹟に依れば右當り十二圓五十一錢七厘なるを以て其他の公課約五十錢を要するものと見、合計十三圓を控除せば十圓十三錢となる、此金額の二割は前述の如く確實に業者の利益ある所なるを以て内一割を委託者たる政府に收め同じく一割を受託業者に與ふべき手数料と見て右當り平均委託費九圓十一錢七厘とし、大正六年度造石見込十六萬三千七百六十五石餘に對する費用を計上せり。

一金七萬百五十六圓

俸給

内譯

科目	目	數	量	單位	費用額	金額
俸給						一〇、六二〇、〇〇〇
本俸						七、〇八〇、〇〇〇

第三編 酒專賣制度の起原及目的

三三〇

合	第	再	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
計	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	
一四八、八七七	六	一四、二四五	八、九〇四	二、一五五	一〇、四九七	一〇、八一五	五八、九五九	四〇、〇七九	二二〇、三五〇	一、六六六、五四七	一三、八四八	一、六六六、五四七	二〇〇、三七九	三五七、五四六	一一七、三四五	九九一、二七七	一六四、七二二	五三、四二七	一一一、〇一一	二七四	一、八六三、四八九
平均 一三、五一七																					
第五種酒精ヲ除ケハ一石當六圓三																					
第五種酒精ヲ除ケハ一石當六圓三																					

大正七年度支出

一、四九三、〇七三	酒製造委託費	前年度同様
二、四五〇、二六三	内地酒購買費	
三三、三二六	外國酒購買費	
七〇、一五六	俸給	
九九、〇九四	事務所費	
一、二四七、二七八	作場費	
五三五、六八〇	酒精戻税	
六〇〇、〇〇〇	工場建設費	
計 六、五二八、八七〇		

工場建設費

一金六十萬圓 工場建設費(大正七年度一年にて完成の見込)

備考 大正六年度に於て北部及南部に各一箇所の基礎的工場を徴収し又他に徴収又は買収したる器具機械類多く且つ大正六年度に於て調査研究するの餘暇あるを以て同年度内に全部設計を完成し大正七年度に充分増設工事完了の見込あり建築は又當局再製工場一切の費用より推算して各一箇所に約三十萬圓二箇所に六十萬圓を要すと見たり

大正八年度支出	前年度ノ約八分増
二、五四九、五四二	作場費
二、六四六、二八四	内地酒購買費
三五、三二六	外國酒購買費
七〇、一五六	俸給
九九、〇九四	事務所費
五七八、五五四	酒精戻税
計 五、九七八、九五六	

備考 大正八年度支出作場費に付ては官替を爲したる場合の臺灣酒製造費を檢するに大正六年度に於て臺灣酒製造全部を民業者に依託したる場合の委託費約百五十萬圓は原料代職工代其の他諸費全部を含み且つ受託業者に一割の利益を認めたるものを以て、若し之を官替とし一工場に於て組織的に製造する場合は右委託費二割減を以て確に生産し得るものと見ることを得、故に大正八年度に於て直營とする結果大體觀に於て生産費として百三十萬圓にて足るべし、之に作場費として前年度の包裝費運搬費を加へ其の八分増を全部作場費として計上せり

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

二二一

專賣收入と課税收入との比較

	專賣收入	課税收入	差引專賣收入増額
大正六年度	二、五四九、七六九	一、五三〇、八〇六、五	一、〇一八、九六二、五
同七年度	三、一八三、三六九	一、五三〇、八〇六、五	一、六五二、五六二、五
同八年度	四、五一〇、二六二	一、六五三、二五〇、七	二、八五七、〇一一、三

備考 右の表中專賣收入は純益金なれども課税收入は徵稅費十萬餘圓を控除せず

造石税及輸入税

年 度	造石數	平均石當稅額	總稅額	酒精戻稅	差引	輸入税	計
大正六年度	三、五七六	三、五七六	三、〇九八、八〇六	五、五八〇	一、五四二、七	六、六三五	一、〇一八、九六二、五
大正七年度	三、五七六	三、五七六	三、〇九八、八〇六	五、五八〇	一、五四二、七	六、六三五	一、〇一八、九六二、五
大正八年度	一、七〇六	三、五七六	三、〇九八、八〇六	五、五八〇	一、五四二、七	六、六三五	一、〇一八、九六二、五

備考 石當平均稅額は大正二年度實績に依る

輸入税は平均到着價格の五割と見、輸入數量は收入豫算數量に依る

反對論と其辨明

酒專賣の議世に知らるるに至らば、或は法理上より或は經濟上より或は財政上より或は社會政策上より非難攻撃の聲一時必ずや喧擾たるものあらん、如何となれば母國に於て未だ此事無きに獨り先んじて臺灣に於て之を行はんとす

るものなるを以て本島に於ける當業者は最も不平なるべく、殊に本島煙草專賣實施當時に比すれば其後本島人の思想に幾多變化を來したるものあり、又酒精及清酒に付ては既に内地人の經營に係り、設備の稍々大なるものあるを以て反對の聲更に大なるものあるべく、又内地に於ける當業者は總督府が自己の製造に係る酒の價格を低廉にするか、或は其他の手段を以て内地酒の移入を妨ぐることをなすかを疑ひ得べければなり。

辨明非難攻撃は主として一般專賣なるものに對して從來行はれたるものと大差なかるべく、特に酒なるが故に反對する特殊の理由は殆んど之を發見すること無かるべし。從て茲に反對論を豫想し其の辨明を爲さむとするも殆んど曩日の論を繰返すに過ぎざるべしと雖も、獨り民間のみならず政府部内に於ても專賣斷行の議に何となく賛同するを躊躇する者なきにあらざるべきを以て是等の人の狐疑逡巡を防がんが爲内地煙草專賣當時に於て存在したる非難攻撃及辨明の大體を參酌して一言述ぶるところあらんとす。

第一に何人も先づ口を開いて一應反對する理由は酒專賣は當業者の既得權を侵害蹂躪する不法の甚だしきものなりと云ふに在るべし。

專賣實施の結果は當然個人の營業を絶對に禁止するものなり、然れども國家は個人の權利を保護し營業の自由を保障すると同時に國家自身の存續發展の爲法律を以て又個人の權利自由を制限し得るは當然にして何等不法たることなし、今や法理を解するものは恐らくは此種の理論を再び繰返すことなかるべし、唯今日の實際は果して酒製造なる個人の權利を奪はざるべからざる程の必要に迫り居るや否や問題たるなり、此點に就ては本議の冒頭に於て島政發展上新たに專賣を起して大に歲入の増加を圖らざるを得ざる旨を述べたるを以て此所に再論せず。

第二に起るべき非難は酒の製造販賣は官營に適せず失敗に歸すべし、官營の失敗は延いて一般經濟と國家財政とを攪亂するものなりと云ふにあらん、是れ新に專賣を起さんとするときは常に繰り返へざるべき論なり、而して何が故

に酒は官營に適せざるかと問はば第一に營業は政府に於て何等經驗なし、第二に官吏は營利の觀念を缺き商行為を爲すに適せず、第三は官營は他に競争者なきが故に品質を劣悪にし價格を不廉にすべしと云ふに歸するが如し。酒類の製造販賣は政府創始の業にして何等經驗なきは洵に其の言の如し、然れども原料の購入製品の輸入及之が販賣等に關しては他の專賣品と殆んど異るところなかるべく、又製造に付て述べんに本議に於て製造せむとする酒類は主として酒精及臺灣酒なるが酒精に關しては彼の糖蜜を原料として之を製造することに付夙に政府自ら之れが研究を遂げたるものなり。又臺灣酒の製造方法は極めて簡單なるものにして其實際を知るものは殆んど之れが製造に付其經驗なきを憂慮することなかるべし、若し強て營業者に特殊の經驗ありとせば這は恐らくは積年の慣例に依り、漠然踏襲し來れる私見に過ぎずして、政府が學理を應用し秩序を立て調査研究するの結果に及ばざるや明かなり、故に經驗なきの故を以て官營の失敗を危むは明かに杞憂に屬す。官吏が營利の觀念を缺くと云ふと雖も奉公の赤心を抱いて其一責務を盡さむとするものにして、彼の營々として私利をのみ是れ圖るの念に乏しきも之が爲めに政府事業の失敗を招致することなかるべし、又商行為を爲すに適せずと云ふと雖も、官營に係る製品は一定の製造方法に依り一定の機關を経一定の價格を以て販賣するものにして官吏は唯だ専心官規を慎み能く國家の本義を奉じて過たざるを要するのみ、彼の商機を察して需給を伸縮し、一得一失なきが如きは貪利の慾に驅らるる者の行爲のみ、商行為に慣れざるの故を以て官營の失敗を招くと云ふは又決して當らず。

官營は獨占なるを以て他に競争者の存在を許さず、然れども競争なきの故を以て其品質を不良にし其價格を不廉にするは個人の獨占なる業に於ては或は敢て之を爲すことなきにあらざるべきも、國家の公徳は決して之を爲すことを許さず、如何となれば斯の如きは窮竟國家の利益にあらず、而して國家の施設は國家の利益に反すべからざればなり、國家の專賣は民方の負擔に鑑み一般の物價に謀り、一定の品質價格を以て内外經濟の理勢に従ふものにして彼上

の説を挾むは之れ私人の私心を以て國家の公心を律せむとするものなり、若し官營の爲めに上述の如き弊害を生ずるものとせば獨り國家の不利なるのみならず一般需要者の苦痛忍ぶべからざるものあるべし、然れども專賣の爲めに一般需要者は利益こそ蒙れ決して不利益を受くることなしと信ず、如何となれば現在製造業者の多數は其製造能力小にして從て其利益尠かるべく、之を以て製造方法の研究又は機械器具の改良等意を注ぐの餘裕あることなしと雖も、政府事業に至りては其規模宏大にして各専門の技術家をして充分調査研究に従事せしむることを得べく、又個人經營に於ては競争の爲め製品の裝置及廣告等に於て尠からざる費用を要すべきも、官營に於ては之が冗費を節減し得べし、又國家は一般公衆の衛生に重きを置くを以て製品は勿論工場の設備、容器、包装、器具、機械及使用職工に至る迄充分の注意を拂ふことを得べし、是個人の經營に於て到底望むべからざるものなり、又現在臺灣酒製造の如き極めて小規模にして需要あらば隨て製造し需要なければ隨て休業するが如き状態にして、且つ製造者は全島各所に散在し其販路亦極めて少區域に止まるを以て一般需要の状況に適せず、其品質の如き區々にして一定せず、價格も亦所に由り不均一不相當なるもの多し、官業は之等の弊を去り製品の統一價格の公平を保つことを得べし、敍上述ぶるところに依りて見るに一般需要者は官營に依り決して品質劣悪なるものを高價に購はざるべからざるが如き道理あることなく、寧ろ其他の點に於ても利益するところ甚だ多く且つ大なるものありと云はざるべからず。

第三に政府は獨り酒類の製造業者のみを苦め何ぞ砂糖、石油等の專賣をも併せて計畫せざるかとの論を聞くことなきにしもあらず。

然れども如何なるものを專賣と爲すかは一々其時其場所の事情の宜しきに從て政府之を選択せんのみ、是の種の不平は素より本議に關係なき所なれども、往年内地に於て煙草專賣を開始するに當り、營業者は何ぞ酒、砂糖をも併せて官營と爲さざるかを糾したるところありたるを以て本島に於ても何ぞ酒と共に砂糖、石油をも併せて官營と爲さざるべしと云ふは又決して當らず。

るや何ぞ酒に酷にして砂糖、石油に寛なるかと云ふものなきにあらざる是此所に一言したる所以なり。

第四に起るべき議論は政府が歳入の増加を圖らんとするには敢て專賣を開始する必要なく租税の増率を爲せば即ち足るにあらざるやと云ふにあり、此の議論は政府部内よりも一應は必ず聞かざるべからざる攻撃なるべし、然れども官業專賣と租税徴收の關係及優劣に付ては財政學上殆んど定論あるが如きを以て此所に多く云ふを欲せず、唯其主なる點に付てのみ左に一言辨明を試みんとす。

消費税收入に於て収入の大且つ確實を希望するときは勢ひ政府の検査、監督を嚴密にせざるべからず、検査監督嚴密なるには多くの官吏を要し殊に臺灣酒の如く小製造業者各所に散在するか如き場合には、政府の手續費用を要すること多きのみならず、検査監督嚴密なれば營業の自由發展を妨害し且つ收税官吏と納税者との間に爭議を起すの弊害を免るること能はず、若し検査監督寛なるの方法を採るときは前述の弊害は之を防止することを得べしと雖も脱漏常に多くして政府の収入の少額なるを免れざるは世人の齊しく認むるところなり、是れ何れにしても課税に係る収入は自ら其の限度あることを示すものなり、此の限度を超えて収入の増加を圖らんとするときは即税率の改正を行はざるべからず、而るに増税のこと由來甚だ困難にして其手續より云ふも幾多關係法律の改正を要し且つ他の税率との關係、營業者の負擔力諸般民情の顧慮等より實行容易ならざるものあるべし、税率を高むること之を行ふ屢次なる能はざるべく、今又實際問題として酒税率を改正するとするも之によりて得る収入は果して現在の幾倍たることを得るか專賣は之に反し収入の伸張力に富むを以て寧ろ特質として自由に製品の價格を定めて以て國庫の必要に應ずることを得べく、其の収入の大は租税收入外企業利益を包含するを以て租税に優ること明かなり、而して若し徵税により專賣收入と同額の利益を擧げんとせば之に伴ふ一般消費の品質價格等の點に於て蒙るべき損害は蓋し思半に過ぐるものあらん、而も專賣に於ては更に其の収入の増加を爲すこと極めて簡單にして關係法規は勿論製造、販賣等に關する手段方

法は著しく之を變更するの必要なし、故に歳入増收の點に於ては專賣を措て増税に依らんとする者殆んど之れ無かるべし。

本議に對しては上述の外尙ほ幾多の不平、不滿あるべく又内地官民よりも或は特殊の反對論湧出するやも知れざれども上述の反對理由以上に有力なるものは恐らくは之れ無かるべし、而して酒專賣の收益の大なること及其收入の確實なることは斷じて疑はず、當局者にして苟くも國家本來の大義を奉じて忘れざる以上は製品の品質、價格等に於て一般需要者に現在以上の利益を與ふることあるも不利益を與ふるが如きことなきは是れ亦斷じて疑ふべき所にあらざり、即ち國家に利にして且つ國民に利なるものは之が實行に付何等躊躇することを要せず要は唯督府が此の利を收めんとするか將た督府の財政は未だ所謂營業者の既得權を奪ふの必要(上述第一後段反對理由)なしとするかに付所見を求するを要するのみ。

酒精 生産費 調書 (大正五年八月五日今福技師調)

一、酒 精 三千三百六十六石 (百七萬九千三百四十五封度)

重量九五%のもの一箇年實働三百三十日間製造高

支 出 經 費

- 一金三萬千六百八十圓 原料糖蜜 三百九十六萬斤 (百斤當金八十錢)
- 一金九千三百五十三圓二十八錢 燃料石炭 二百三十三萬八千三百二十斤 (一萬斤當金四十圓)
- 一金四千九百五十圓 職 工 給 二十二 人 三百三十日分 (内地人一日二圓ノモノ八人、土人一日五十錢ノモノ十四人)
- 一金壹千五百圓 職 員 給 三人
- 一金三千四百六十九圓 諸 雜 費

- 一金三千百三十圓 點燈及建物、器具機械修補
- 一金四千八百三十圓 家屋及器具機械消却費
- 一金一萬百十九圓 容器三萬三千七百三十個 (一個ニ付三十錢)
- 一金四千二百十六圓二十五錢 木箱一萬六千八百六十五個 (一個ニ付二十五錢)
- 一金四百二十圓 借地料 五百坪 (二坪ニ付一箇年八十四錢)
- 計金七萬三千六百六十七圓五十三錢
- 酒 精 一石當 金二十一圓八十八錢六厘
- 同 百封度當 金六圓八十二錢五厘
- 右製造工場設計概算
- 一金七萬八千二百五十圓也

内 譯 總 額

- 一金三萬圓 工場倉庫共二百坪 (二坪百五十圓)
- 一金一萬三千圓 蒸餾機
- 一金七千圓 汽 罐
- 一金五千五百圓 醱酵槽及其他桶類
- 一金七百二十圓 煮沸及冷却槽
- 一金八百圓 攪拌機
- 一金一千八百圓 冷却裝置

- 一金一千六百圓 給水用及空氣壓搾用ポンプ類
- 一金二千五百圓 原料貯藏槽
- 一金一千圓 製品貯藏槽
- 一金二千五百圓 各種管及バルブ類
- 一金五百圓 車 軸 類
- 一金一千五百圓 製 罐 機
- 一金六百三十圓 水 槽
- 一金三千圓 煙 突
- 一金二千二百圓 堀 抜 井
- 一金五千圓 据付費一切

備考 消却費査定は種類十年家屋、井及燗突二十年器具機械十五年の保存期限とす

原料糖蜜百分中の平均糖分は五十分とし其の酒精生産率は百斤に付八升五合(重量九十五)とせり、大正二年稅務年報に依れば糖蜜百斤當酒精生産歩合最低六升八合四勺最高九升四合八勺にして平均八升二合九勺なれども之が一石當の酒精量は平均容量九四ノ四なるを以て之を純糖酒量に換算するときは糖蜜百斤當七升七合八勺の生産歩合となるべし、元來糖蜜中所含の糖分量をして全く酒精醱酵を受けしむること能はざるは諸多の實驗者に依て已に證明せられたるころなれども、其生産歩合は糖蜜百斤當八升乃至九升を以て相當と認めざるべからず、故に其の平均數を採り上記の如く計算せり

第一號 糖蜜酒生産費調書 (大正二年稅務年報に依り計算す)

一、糖 蜜 酒 四千百十六石八斗六升四合

一ヶ年生産高 (酒精容量百分中二七)

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

支 出 經 費

- 一金一萬一千八百二十二圓九十五錢二厘
- 原料糖蜜 百四十七萬七千八百六十九斤 (百斤當八十錢)
- 一金七千四百八十一圓三十錢九厘
- 原料米 八百二十六石三斗九升 (一石當金九圓五錢三厘)
- 一金九千四百三十八圓六十四錢四厘
- 製造費一切

計金二萬八千七百四十二圓九十錢五厘

- 一 石 當 金十三圓七十三錢二厘 (税金六圓七十五錢ヲ含ム)
- 一 瓶 當 (三合八勺入) 金五錢二厘二毛 (瓶代ヲ含マズ)
- 酒精容量百分中二〇ノモノニ換算スレバ

- 一 石 當 金十圓十七錢二厘 (税金五圓ヲ含ム)
- 一 瓶 當 (三合八勺入) 金三錢八厘七毛 (瓶代ヲ含マズ)

備考 本調査に依りて酒精の生産歩合を見るに糖蜜百斤當六升四合九勺五才餘、米一石當二斗にして之が得量は過少なりと謂はざるべからず、故に酒精の條項に於て記述せしが如く、糖蜜百斤當酒精生産歩合を八升五合と改め、又米一石當(三十六貫八百匁)の澱粉量百分中七〇と見做して計算し之に内地製造業者の生産歩合を參照し、米一石に付二斗三升六合八勺を適當の得量なりと認め、第二號調書の如く訂正せり。

第二號 糖蜜酒生産費調書

一、精 蜜 酒 五千二百三十五斗二升四合

一ヶ年生産高 (酒精容量百分中二七)

支 出 經 費

- 一金一萬一千八百二十二圓九十五錢二厘
- 原料糖蜜 百四十七萬七千八百六十九斤 (百斤當金八十錢)
- 一金七千四百八十一圓三十錢九厘
- 原料米 八百二十六石三斗九升 (一石當金九圓五錢三厘)
- 一金九千四百三十八圓六十四錢四厘
- 製造費一切

計金二萬八千七百四十二圓九十錢五厘

- 一 石 當 金十二圓二十七錢四厘 (税金六圓七十五錢ヲ含ム)
- 一 瓶 當 (三合八勺入) 金四錢六厘六毛 (瓶代ヲ含マズ)
- 酒精容量 百分中二〇ノモノニ換算スレバ

- 一 石 當 金九圓九錢二厘 (税金五圓ヲ含ム)
- 一 瓶 當 (三合八勺入) 金三錢四厘六毛 (瓶代ヲ含マズ)
- 第一號 米酒生産費調書 (大正二年稅務年報ニ依り計算ス)

一、米 酒 五萬七千八百四十七石六斗六升四合

一ヶ年生産高 (酒精容量百分中二〇、三三)

支 出 經 費

第二章 酒專賣の計畫 第二節 大正五年に於ける專賣案

一金五十三萬四千四百四十九圓七十四錢三厘

原料米 五萬九千九百九十九石八斗八合 (二石當金九圓五錢三厘)

一金十萬二千六百二十六圓七十七錢二厘

製造費一切

計金六十三萬七千七百六圓五十一錢五厘

一石當 金十六圓一錢三厘 (税金五圓ヲ含ム)

一瓶當 (三合八勺入) 金六錢一厘 (瓶代ヲ含マズ)

備考 臺灣産米酒は蒸米、麴米とを適宜に混和醱酵せしめたる醱液を更に蒸溜したる所謂米酎(内地焼酎造と同じ)にして之が酒精の生産歩合は一に米質中に含有する澱粉量の糖化効率及醱酵程度の良否に關するものなり、今大正二年稅務年報によりて臺灣産米酒の成績を見るに米一石に對する酒精の生産歩合は平均十一貫九百匁にして百分中に二十五分の澱粉を含有するものとせば之が總量は二貫九百七十五匁に當り、即ち米一石の澱粉量二十四貫七百六十匁(百分中七〇分)に對し約一割二分の有效成分を減少せる割合となる、而して臺灣産米酒に於ける米一石當酒精量は平均一斗九升にして之を内地醸造家の成績に對比すれば約二升九合一勺の生産歩合を減少せり、故に少しく醸造上の技術を研究せば裕に内地生産歩合に到達することを得べきを以て第二號米酒生産費調査の歩合を相當なりと思考す、殊に米酒は清酒の如く醱造液を直に飲料に供するものにあらずるを以て風味其の他の關係に於て清酒の如く深き懸念を要せざるなり、故に進んで之が方法を研究せば或は澱粉量の殆ど全部をして酒精醱に有效ならしむることを得べきや論を俟たず、從て米酒糖蜜酒の如き醸造工業に於ける生産歩合の向上は將來大に期待せらるゝところなりと信ず

第二號 米酒生産費調査

一、米 酒 六萬四千四百六十一石五斗五升六合

一ヶ年生産高 (酒精容器量百分中二〇)

支出經費

一金五十三萬四千四百四十九圓七十四錢三厘

原料米 五萬九千九百九十九石八斗八合 (二石當金九圓五錢三厘)

一金十萬二千六百二十六圓七十七錢二厘

製造費一切

計金六十三萬七千七百六圓五十一錢五厘

一石當 金十六圓三錢六厘 (税金五圓ヲ含ム)

一瓶當 (三合八勺入) 金五錢八厘 (瓶代ヲ含マズ)

如上の製造工場設計は今日新に工場を設置するの概算を示したるものにして之を豫て殖産局眞室技師が調査せられたる臺灣製糖會社橋仔頭酒精工場及明治製糖會社蒜頭庄酒精工場の固定資本と對比すれば平均容量九五%の酒精一石に付金二圓八十七錢六厘餘の増加を示したり。

是畢竟工場器具機械等の設備に於て多少の差異あると一面之が實費と見積價格との差に因るものなるべし。又本島に於ける酒精製造工場につき眞室技師の調査を綜合すれば之が工場數は

臺灣製糖會社	二ヶ所
明治製糖會社	一ヶ所
東洋製糖會社	一ヶ所
新高製糖會社	一ヶ所
臺灣製酒會社	一ヶ所

高砂製酒會社 一ヶ所
赤司製酒會社 一ヶ所

合計九ヶ所にして又現に鹽水港製糖會社は打拘に一工場を設置せんとする計畫あり、而して以上九工場に於ける酒精製造能力は一ヶ年七萬七千石にして之が固定資本は臺灣、明治二會社の分(能力三萬七千石)金四十三萬六千六百八十二圓餘其他は分明せざれども前者と略々同一の設備なりと見做し其の能力(四萬石)によりて推算すれば金四十七萬二千八百八圓餘合計金九十萬八千七百七十圓餘となるべし。
最近本島に於ける酒精製造石數は

大正二年度 一萬四百八十二石八斗九升七合
大正三年度 一萬八千百五十五石五斗九升四合
大正四年度 五萬二千二百七十二石六斗六升三合

にして大正四年度に於ける造石數の激増は時局に關聯し戰時軍需品たりし結果に外ならずと雖も、前記工場の製造能力を以てすれば尙ほ充分の餘裕あるを知るに足るべし。

又工場及器具機械等の設備に於て之を臺灣、明治兩製糖會社の明細書に徴すれば殆ど完全にして唯技術上の點に於て尙ほ少しく得量を向上せしめ得べきかの餘地を存するに過ぎず。

今本島に於て酒類專賣を施行するものとせば酒精製造に對する分は、右工場を政府に買収すれば其の能力充分にして當分之が擴張を要することなかるべし、而して之が賠償價格は各工場の支出せる固定資金、消却資金、作業年間等明かならざるを以て的確なる數字を知ること能はざれども前記推算額金九十萬八千七百七十圓餘を總固定資金と假定し家屋、器具、機械の保存期限を十五年(普通會社の保存期限は家屋五十年器具機械二十年なりと云ふ)と見積り、殊

に臺灣、明治兩製糖會社の三工場の如き作業年間及固定資金共稍々的確に分明せし分は其の割合により計算し他の工場は作業經過期間を平均五ヶ年と假定し算出する時は左の賠償價格となるべし。

工場名	固定資本	製造能力	始業年	經過年數	消却費金額	差引殘額
臺灣製糖阿嶽工場	一七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	明治四十四年	六ヶ年	六、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
同橋仔頭工場	一八、八八八、八八五	六、〇〇〇	明治四十一年	九ヶ年	一七、〇〇〇、〇〇〇	一、八八八、八八五
明治製糖蒜頭工場	一〇、九六六、六六六	六、〇〇〇	明治四十四年	六ヶ年	六、〇〇〇、〇〇〇	四、九六六、六六六
新高製糖工場						
東洋製糖工場						
赤司製酒工場	四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇		五ヶ年	一、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
臺灣製酒工場						
高砂製酒工場						
計	六、〇七、〇〇〇	三、〇〇〇			一、五〇〇、〇〇〇	四、五七〇、〇〇〇

即ち全酒精工場の賠償價格は金五十五萬三千三百三十六圓九十四錢なり。

以上は單に酒精製造工場に對する概念を敘述したるものにして、尙ほ本島に於ける他の酒類は大正二年度稅務統計書によるも釀造酒五千三百七十一石餘蒸餾酒十萬九千八百六十八石再製酒約二十七石あり、而して之が釀造酒に對して一箇年約五千石の製造能力を有する芳釀社あるを以て之を買收擴張して専ら釀造酒及一部蒸餾酒、再製酒の工場に充て其の主なる蒸餾酒は適宜の位置に於ける前記酒精製造工場の一部を擴張するか、又は酒精需給の緩急を鹽梅し其の工場の一、二を撰びて之に充つるときは裕に需要に應ずることを得べし。

芳醸社の營業報告に依れば資産、土地、建物、諸機械、醸造用器具、機械、什器等に於て金二十九萬三千八百十一圓餘を計上しあるも稍々高價なるの評を免れず。

蒸餾酒は本島全酒造石數の約八割を占め、之が種類も亦頗る多く其の酒精含有量の百分中三十分を最高とし殆んど木島人の製造に成るもの如し、大正二年稅務年報によれば、蒸餾酒の免許製造所數二百二箇所の内一千石以上のもの僅に三十六箇所、即ち一割七分強に當るの状態に在るを以て酒精製造場の如き大規模の器具機械を要せず従て、固定資本も多きを要せざるべし。

今芳醸社を二十萬圓蒸餾酒再製酒の器具機械を三萬五千圓合計二十三萬五千圓を以て買収するものとせば即ち酒類專賣を施行するに當り要すべき賠償總金額は即ち七十八萬八千三百三十六圓九十四錢となる。

曩に池田事務官の調査復命書に計上したる徵收及買上補償金六十三萬三千六百圓、及工場建築費六十萬圓、合計金百二十三萬三千六百圓を以て如上の計算による買収金七十八萬八千三百三十六圓九十四錢を仕拂ひたる殘額金四十四萬五千四百六十三圓六錢を以て蒸餾酒、再製酒其他補充すべき酒類製造の資金に充つることを得は裕に之が實行を期せらるべきを信ず。

酒專賣反對意見

今日臺灣に於て酒造稅を廢して酒專賣制度を採るの可否如何は、主として人民負擔の輕重及其の何れがより多額の歲入を擧げ得るやの點を比較對照して決すべき問題なるが、吾人は大凡次の理由に基き乍遺憾專賣制度の施行に反對の意見を有するものなり。

一、人民負擔の程度を同一とすれば結局專賣制度は酒造稅に比し所謂企業利益だけ歲入を増加し得るものと云ふべけんが、今日之を實行せんとすれば從來の營業者に對し相當の賠償金を交付せざるべからず、而して專賣局の計上す

る所に依れば僅かに六十萬圓の交付金と六十三萬三千六百圓の補償金とを以て足るとすと雖も吾人の調査に依れば少くも四百九十五萬四千九百九十四圓を要するものとす。

或は云はん、必要ある場合に於て國家は無償を以てすら人民の營業を剝奪し得るが故に百六十萬餘圓の賠償は寧ろ恩政なりと、然り國家は萬能なるが故に欲して爲し得ざる所なし、されど斯の如き非常手段に出づるには國家の存立にも係ると云ふべき重大且つ緊急なる場合に限らざる可らず、南支、南洋の發展若くは河川整理等の經費に充つる爲め歲入の増加を謀らんとするが如き尋常不急の場合に於ては國家と雖も營業者に對し相當の賠償金を支拂はざる可らざるは勿論なりとす、即ち吾人の計上したる四百九十五萬餘圓は政府の當然交付せざる可らざる賠償金の最少限度にして專賣局の唱ふる所の如きは餘りに僅少に失せる見積なりと云はざるべからず、而して今此賠償金を五分利公債に依るとすれば利子のみにて年に二十四萬七千七百九圓を要す、亦專賣局は包裝費として僅か七十七萬九千五百五圓を計上するに過ぎざれども、吾人の算出を以てすれば少くとも百二十六萬七百七十二圓を要するものとす。

以上の數字に依り專賣が租稅に比し果して幾何の歲入増加を謀り得るやを算出すれば、現在小賣相場二割増の價格を以て專賣に於ける小賣價格とするものとし、租稅は何等増稅することなくして尙且つ大正六年度に於て租稅收入より多きこと僅に五十九萬七千六百五十七圓大正七年度に於ては、反て租稅收入より二千三百四十三圓少なく、大正八年度に至り租稅收入より百二萬七百四十四圓の増收を得るも尙ほ一面に於ては將來に向て四百九十五萬餘圓の公債整理の負擔を貽す、若し夫れ現在の小賣相場と同一の價格を以て專賣に於ける小賣價格とするものとせば別表に示すが如く大正六、七年度に於て各現在の租稅收入よりは反て少きこと大正六年度四萬九千七百三十七圓、七年度は六十四萬九千七百三十七圓なり、而して大正八年度に至り僅に三十二萬一千五百五十九圓の増收を得るに

過ぎず、以上の計數を以て見れば專賣收入は租稅收入に比して專賣局の計上するが如き多額の歳入増加を計ること能はざるのみならず、專賣制度は租稅制度と異り製品の腐敗若は品質の劣悪等、所謂營業上の凡ての危険及非難を負擔せざる可らざるの一大不利益あり、即ち吾人は第一に之等の理由に基き今日民業を奪つて殊更に專賣制度の施行を企てんとする者に對し全然不賛成の意見を發表するの止むなきを遺憾とす。

二、以上略述したるが如き人民負擔の程度を同一とせば專賣制度は租稅制度に比し專賣局の計上するが如く決して實施の當年より多額の増收をなし得るものと云ふことを得ず、故に現在の歳出膨脹の急に應せんとするには寧ろ稅率を高めて以て歳入の増加を計ること、却て適切且つ簡便にして然かも敏速な方法に及ばざるものと云はざるべからず、現在酒造稅は其他の消費稅に比し充分増稅の餘地あるのみならず、間稅は地租其他の直稅と異り増徴に對し案外世上の反對少きものとす、加之單に稅率の改正は徵稅費の増加若くは徵稅上の手數を繁雜ならしむるが如き慮無くして直に歳入増加の目的を達し得るに於てや。

三、次に專賣制度を實施するに當りては假令相當の賠償を爲すと雖も尙ほ正業に安んじつつある幾多營業者の營業を剝奪せざる可らざることを思はざるべからず、又官業整理が現内閣の施政方針の一たるを顧慮せざるべからず、加之由來官吏は營利事業を爲すに適せざるを常とし、政府の營利事業は概して不經濟に終るを免れざるの弊あり、而して本島現在の專賣制度は煙草の外何れも特別の沿革と財政以外の特別の理由あるに由るものなり、即ち樟腦は會て清國時代に專賣たりしことあり、又外國の利益壟斷と價格の降下と粗製濫伐を防止する目的に出で鹽も亦清國時代の沿革に依り同時に鹽の需給の調節を謀り、價格を統一し粗製を防ぎ鹽田の荒廢を復するの目的より來り、阿片は漸禁主義に出でたり、煙草に付ては内地と歩調を一にするの要あり、然るに酒に至りては何等如斯事由なし。

又試に各國歳入に於ける官業收入と租稅收入との比例を見るも、北米合衆國に於ては官業收入なるもの殆んど無

く英、佛は總歳入に對し租稅收入三十%を占め官業收入は僅かに5%なるに過ぎず。

專賣と雖亦其價格の内に酒稅に當るべきものを包含するを以て、唯其形を變へたるのみにして負擔の實質は酒稅と同一なるが故に其の何れの制度に依るも人民の負擔に至りては全く甲乙なしと云はざるべからず、而して現在文明國は云ふ迄もなく本島と雖も領臺後既に二十年を経過し人文開發の頗る顯著なるものあり、今や納稅の義務又は増稅の理由等を了解せざるもの尠し、反て營利剝奪の如きは民心の動搖を來すこと意外に大なるものあるべく、延いては他の營業者と雖も又同一の杞憂を抱くに至るなきを保せず、禁業斷行の如き寧ろ當局者の深思熟慮すべき所なりとす。

四、專賣局別調査に依る製造費調には酒類の缺減數量及米酒、糖蜜酒製造に缺くべからざる原料たる白糖を脱せり、其の各數量は別表の如し、之を金額に換算すれば二十二萬千六百八十七圓なり此の金額は當然專賣收入の利益中より控除せざるべからざるものなるを以て、大正八年度以降に於ても專賣收入は租稅收入より著しく増收あるものと結論を生ぜず。

五、最後に專賣制度を行ふとすれば過剩糖蜜の處分を如何にすべきやの重要な問題あり、最近一兩年間に於ては歐州戰爭等の影響に依り酒精の需要激増し、從て原料糖蜜の處分に付き多く顧慮するを要せざるが如きも普通の場合に於ては原料糖蜜の數量には酒精及糖蜜酒の需要高に應じて自ら一定の限度あり、平和克復其他の事由に依り酒精の需要激減を來すが如きときは忽ち過剩の糖蜜の處分に苦むこととなるべし、然も如何なる場合たるを問はず果して各種製糖會社の糖蜜全部を年々買收するの覺悟あるや、若し然りとせば其の過剩糖蜜の利用方法に付成算ありや、今若し之を當業者をして爲さしむとせば其の使用方法を工夫し又は酒精の外國輸出等に付銳意其の販路の開拓に務むべきも政府として此の如き商業上の講究開發は不適當なるべし、此の事たる專賣制度を行はんとすれば必ずや製

糖者より提起される問題たるべし、專賣局は實に全然此の點の調査を忘却したり、之に付確固たる成算あるにあらざれば此の一事のみを以て既に專賣制度の施行は全く不可能なりと云はざるを得ず。

収入に對する修正 (△ハ減)

科目	專賣局調査		修正		專賣局調査増減
	單價	數量	單價	數量	
蒸餾酒	石	二、五三〇	二、六〇〇	二、五〇〇	△ 九〇
米酒	石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△ 〇
糖蜜酒	石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△ 〇
再製酒	石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△ 〇
内地移入酒	石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△ 〇
計		五、五三〇	五、六〇〇	五、五〇〇	△ 一〇〇

理由

- (一) 專賣局調査に依れば米酒、糖蜜酒、再製酒の如きは小賣價格の二割増を以て將來の小賣價格となす意見なるも、現在の小賣價格に比すれば三割乃至十割のものありて主張と一致せざるを以て現在價格を標準として二割増に修正せり。
- (二) 酒類の相場は税抜き「ポンド」當の相場が現今に於ける公定相場なるを以て、假に專賣局調査の右當百三十六圓より税金九十四圓を控除し「ポンド」の相場に換算すれば「ポンド」十二圓九厘二毛に當り現今取引しつゝある値段に比し著しく高價なるを以て現今の最高値段「ポンド」十錢として計算せり。
- (三) 麥酒一打三圓七十一錢二厘は現今の相場二圓七十錢に比し高價なるを以て專賣局主張の如く大體内地酒は一割の値上をなす標準に依り一割を加へたる即ち一打三圓五錢として計算せり。

支出に對する修正

- 一、專賣局調査に於ては營業者に對する補償として百二十三萬三千六百圓(交付金六十萬圓補償金六十三萬三千六百圓)を掲せざるも吾人の調査に於ては最少限度として左記金額は補償の必要を認め。
 - 建築物具機械買収 一、四八二、六八一圓
 - 利益に對する補償 二、六八八、二〇〇圓
 - 賣掛金 缺損補償 七八三、三二三圓
- 計 四、九五四、一九四圓

右は一時に補償するは財政上許さざる處なるを以て、公債を發行し徐々に償還の方法を講せざるべからず、仍て毎年少くとも之が利子(年五分)二十四萬七千七百十圓を支出中に加ふるの必要あり。

二、作場費に於て包裝費として臺灣酒は收納數量の半數に對し瓶代六十一萬四千六百圓内地移入酒は移入數量の十分の一に對し十六萬四千八百九十五圓、計七十七萬九千五百五十五圓を掲せざるも、臺灣酒の内酒精以外の酒類に對しては四谷糠詰として其全數量に對する包裝費(單價は專賣局調査に依る)百十四萬一千七百五十五圓酒精に對しては一斗罐(二罐を一箱とし箱代共)四十錢とし包裝費四萬六千二百二十四圓、内地移入酒の内、樽入のものは全部瓶詰となすの必要あるを以て此の包裝費七萬二千二百九十三圓、合計百二十六萬百七十二圓を見積るべきものとす、仍て包裝費の差額四十八萬一千百十七圓は作場費に加へざるべからざるものとす。

三、酒精の戻税額は造石數の半數を見積りあるも既往數年の實績に依れば總石高の内免稅高及戻税高は七割六分、其の他は二割四分なるを以て戻税額は右七割六分の割合に依り造石高八千七百六十三石七斗九合に對する八十二萬三千七百八十八圓を掲せざるべからず。

以上の意見に依り支出額を左の通修正す。

支出調

科目	大正六年度		大正七年度		大正八年度	
	專賣局調査	修正	專賣局調査	修正	專賣局調査	修正
公債利子	300,000	300,000				
交付金	1,250,000	1,250,000				
補償金	1,250,000	1,250,000				
酒造委託費	1,250,000	1,250,000				
内地酒購買費	3,330,000	3,330,000				
外國酒購買費	3,330,000	3,330,000				
俸給	2,010,000	2,010,000				
事務費	9,000,000	9,000,000				
作場費	2,780,000	2,780,000				
酒精戻税	3,330,000	3,330,000				
工場建設費	3,330,000	3,330,000				
計	17,330,000	17,330,000	6,550,000	7,550,000	5,950,000	7,150,000

專賣收入支出計算書

年度	專賣局調査		修正	
	收入	支出	利益	修正
大正六年度	9,733,330	4,230,000	5,503,330	6,323,330
大正七年度	9,733,330	4,230,000	5,503,330	6,323,330
大正八年度	9,733,330	4,230,000	5,503,330	6,323,330

年度	專賣收入	租税收入	増減
同 七年度	9,733,330	6,550,000	3,183,330
同 八年度	10,000,000	5,950,000	4,050,000

專賣收入の利益と租税收入との對照 (△は減)

年度	其		其	
	專賣收入	租税收入	増減	増減
大正六年度	1,650,000	1,000,000	650,000	1,000,000
同 七年度	1,000,000	1,000,000	△	1,000,000
同 八年度	3,350,000	1,150,000	2,200,000	3,350,000

備考

- 「其一」は專賣は價格の二割を上げたもの租税は増税を見込まず「其二」は右二割上げをなすものなり
- 租税收入は專賣局調査の標準に依り各年度の造石高に平均石高税額を乗じ算出したる總額より其の年度に於ける戻税額及徴税費十三萬八千七百十六圓を控除したるものを掲せり
- 本表其二に於ける專賣收入は時價を以て販賣する場合の收入を掲せり

酒類の缺減數量、白糴使用數量及價格調

(專賣局に於て調査したる酒類製造費中に減したるもの)

酒名	石數	缺減石數(百分ノ五)	缺減石數ニ對スル價格		備考
			賣下價格	小賣價格	
酒 精	一一、五三二、一九七	五七六、五六〇	六一、四四六、八八二	賣下價格ハ小賣價格ニ對シ〇、八七	
米 酒	八〇、九七三、六六九	四、四〇八、六三三	八八、〇五七、七六七	ワ掛ケタルモノナリ	

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

糖蜜酒	石	白糖	單價	總價
計	三九、八八二、〇六〇	一、九九四、一〇三	三一、二六六、六五三	一八〇、七三二、三〇二
米酒	八〇、九七二、六六九	三五、六九〇、六七六	一、〇〇〇	三五、六九〇、六七六
糖蜜酒	三九、八八二、〇六〇	五、二六四、二四〇	一、〇〇〇	五、二六四、二四〇
計		四〇、九五四、九一六		四〇、九五四、九一六
合計金額				三三一、六八七四

備考 白糖は米酒一石に對し四百匁糖蜜酒の原料糖蜜百斤に對し米一斗を使用し白糖は四十匁を使用する計算なり、而して糖蜜酒一石を製造するに糖蜜三百三十斤を要する見込（現在糖蜜酒は普通二十六、七度の酒精分を含有したるものを販賣するの實況なるを以て之を標準とせり）

酒專賣制度反對論に對する辨明

財務局の酒專賣制に反對する主なる理由は專賣局の調査を以て第一、收入に於て過大に、第二、支出に於て過少に見積り以て專賣收入を過大に算出計上したるものなりと爲し、第三に豫算膨脹を補ふには專賣よりも租稅政策の機宜に適當せるものとなすにあるもの如し、其のものに對する理論上の當否に付當局と其の見を異にするに在り。

第一收入 收入は即ち專賣酒の賣上總額なり、酒の小賣價格に付ては大體の方針として專賣施行の爲め現在の市場に於ける小賣相場に大なる變化を與へざることに努め唯歲出激増の今日或種の酒に限り約二割位を増加せんとするに在りき、然るに財務局は專賣局の見たる現在の市場の小賣相場を過大の見積りなりと爲し總計に於て百八萬餘圓の收入安しを減少せんとす、小賣相場の何程なるかは事實の問題なり、机上に於て高し安しと云ふは結局水掛論に終るべ

きものなれども今左に各種の酒に付て當局の調査したるものと財務局の主張とを比較せんとす。

一、蒸 餾 酒

(イ) 蒸餾酒中酒精を除きたる他の蒸餾酒

此の種の蒸餾酒は約十種ありて其遺石數は大正二年度の統計に依れば總計約十一萬石中最も多きは米酒の約四萬八千石、糖蜜酒の約五萬石にして其の他は泡盛の約四千石、蕎麥酒の約六千石を除きては全部千石以下なり、而して各酒の小賣價格は米酒糖蜜酒に比し高きあり安きありて一定せざるが故に當局は其の大體觀察として右米酒糖蜜酒の小賣價格を標準とし蒸餾酒全體の賣上額を算出計上したるものなり、而して其の米酒糖蜜酒の小賣價格に付ては純酒精分二十度のもの瓶無し四合を八錢見當とし瓶其の他の包裝費四錢と見積り、十二錢となるを以て之れが約二割増を計上して四合瓶入一本（實際は三合八勺入）十五錢とせり、然るに財務局は難じて曰く「專賣局調査に依れば米酒、糖蜜酒、再製酒の如きは小賣價格の二割増を以て將來の小賣價格となす意見なるも、現在の價格に比すれば三割乃至十割のものありて主張と一致せざるを以て現在價格を標準として二割増に修正せり」と云ひ、以て米酒を十三錢、糖蜜酒を十錢二厘に計上し、總計收入に於て七十六萬八千餘圓を減せりとせり、市場小賣價格の如何は既に述べたるが如く事實問題なり、由つて四合入の空瓶を携へて試に一酒舖に就き米酒を求めたるに九錢なりき（南門外合源製酒店）、更に他の酒舖に付尋ねたるに八錢五厘なりと云ふ（鯉鯉龍泉製酒店）、以上二軒の酒屋は何れも造酒家なり、小賣店に至りては之れより高くも安きことは萬々なるべし、而して其品質を檢したるに純酒精分十八・五度なりき、之に依りて察するに米酒の價格は各地各店に於て多少の差異あるべきも品質純酒精分二十度以下の分は八錢乃至十錢と見れば可なるべし、即ち當局が米酒の市場小賣價格を八錢として計上したるは決して過大にあらざること明かなり、次に糖蜜酒に付き

實際を調査せんとしたるも臺北の酒店に於ては殆んど之れを販賣するもの無く遺憾ながら其事實を確むることを得ざりき、然れども其米酒に比して一錢五厘乃至二錢位は安價なること事實なるが如く先づ四合瓶一本約六錢五厘と見大過なかるべしと信ず、故に糖蜜酒のみに付て云はば當局の見積は高きに失せり、然れども之れに瓶包装費四錢を加算し其の二割増を計上すれば六厘となり財務局の云ふところ十錢二厘と比較し尙ほ二錢四厘の差異を生ず或は包装費四錢の加算は多きに過くと云ひ或は二割増は正しからずと云ふものならば格別之れを是認しながら小賣相場のみを根據として論ずるときは當局の調査は決して事實に遠しと云ふべからず。

以上述ぶる所によりて觀れば米酒の小賣價格に對する見解の差異より財務局が収入を減せんとするは當らず、又其他の蒸餾酒は需要僅少なると價格亦米酒の前後に在るべきを以て之を米酒と同一と見るときは残りは一單に糖蜜酒に關する問題なり。

糖蜜酒は既に述べたるが如く臺北に殆んど販賣店なきが如く且つ大正元年度の造石數七萬一千石強なりしに、大正二年度に於ては五萬石弱に減少し、一方米酒は大正元年度に於て三萬石なりしもの、四萬八千石に増加したるを以て見れば需要は漸次米酒に増加して糖蜜酒に減少するものにあらざるか、現に今回新に配布せられたる大正三年度統計書に於て觀るに米酒は更に七萬五千二百九十石餘に増加し糖蜜酒は五萬二千五百六石の造石高を見るのみ米酒の造石量糖蜜酒に比し多ければ多き程當局豫算収入は増加すべき筈なるも、今假りに曩に提出したる調査書の方法に依り其造石數を大正二年度の約一割増五萬四千八百二十八石餘と見、前記小賣相場十二錢六厘を切り上げ十三錢となし算出するときは前調査に比し專賣局賣下價格は四合瓶一本に付一錢七厘四毛全造石數に付て二十三萬八千五百三四の収入減を來すべし、而して之を財務局の収入減七十六萬八千六百一圓に比すれば其差五十三萬九千圓の多きに上る、問題は小賣相場と云ふ事實によりて決せらるべき問題なり、然

も其の事實の査定認定の差が財務專賣兩局の間此の差を見るに至るは甚だ遺憾とするところなからずんばあるべからず。

(四) 酒 精

當局の計算は純酒精分百個のもの百四十三圓見當とし純酒精分九十三個のものを計上し、一石當り小賣價格を百三十六圓と看做せり、之を一封度當りに換算すれば四十四錢六厘強、稅拔とすれば十三錢弱となる、財務局は此の價格を著しく高きに失すと爲し最高值稅稅一錢十錢として計算し之れに依りて收入九萬五千三百五圓餘を減減せむとす、當局の見積は當時市場一封度賣の小賣價格が約四十五錢内外なりしものを標準としたるものなるを以て特に過大に見積りたるものにあらず、然れども最近當局に於て競争入札に依り大口一萬五千封度の工業用酒精を購入したるに純酒精分九十一度のも一封度當り八錢八厘九毛に落札したるを以て何等此の際値上せざるものとせば酒精に付ては其性質上財務局の云ふところを是認し九十三度のも一封度當り十錢と見置くを確實なりと信ず、之により當局の先に調査したる專賣收入を減ずること財務局の云ふが如く九萬五千三百五圓餘となる、固より當局の購入したるものは石油罐入のものなるを以て之を一封度入瓶詰となすときは其間又小賣價格に差異を生ずべきこと明かにして、從つて財務局の云ふが如く収入の減少を來さざるべしと雖も、収入の確實を期するが爲め茲に財務局の意見全部を是認せんとす。

二、再 製 酒

再製酒の種類は二、三十種の多きに上る、當局は四合瓶入一本平均二十錢以上の見込を以て之れが二割増二十四錢を計上せり、財務局は之を二十二錢二厘に見積り總計九萬九千七百八十八圓餘の収入減を主張す、然るに再製酒中需要最も多きは紅酒の一萬五千餘石なりとす、因て試に前記龍泉製酒商店に付一瓶を求めたるに宛かも

二十錢なりき、其品質十八度位にして名稱舊酒と云ふ、固より二十錢よりも安價なるものも多かるべきも各酒類に依り各土地各販賣店に於て其小賣價格に差異あるを以て大體に於て前記舊酒の價格を標準とするも強ち不當ならずと信じ、茲に再製酒に依る財務局の收入減の意見に對しては之を否認せんとす。

三、内地移入酒

麥酒の小賣價格は當局に於ては大正二年度督府統計書記載の移入港到着價格の三割増と看做せり、其の結果麥酒一打三圓七十一錢二厘となるが財務局は之を三圓五錢に修正し總計十一萬七千二百四十七圓の收入減を主張せり、當局調査の一打三圓七十一錢二厘は現在市場に比し高きに失すること財務局の云ふところの如し、然れども當局の買入價格は之を統計表記載の移入港到着價格に標準を取りたるものなるを以て今之れが三割増を小賣價格とするは其率高きに失すると云ふ非難ならば一考すべき必要あれども、單に小賣金額のみを見て高きに失すると云ふは早計なり、宜しく買入價格との權衡を見ざるべからず、而して今統計表を見るに移入港到着價格一打二圓八十五錢五厘とあるを以て此の金額は當局の買入價格として支出の部に計上しあるものなり、故に小賣價格を約三割増となすを至當とせば財務局調査の小賣價格が高きに失すると難ずると同時に仕入價格も高きに失すると爲し以て當局調査の支出の金額をも減少せざるべからざるなり、財務局の修正にして此の事なかりしは稍失當にあらずやと思料す、即ち財務局は專賣局をして一打二圓八十五錢五厘に仕入れて之を小賣三圓五錢に販賣せよと強ゆるものなり、專賣局の買入價格は小賣價格の 0.87 掛なるを以て $(30.5 \times 0.87 = 26.53)$ 即ち專賣局は一打二圓八十五錢五厘にして買入れ之を仲賣捌人に二圓六十五錢三厘に賣下げよと強ゆるものなり。

買入價格より安價に賣下げしむるものなり、麥酒に對する財務局の批難の誤なることは明かなり、當局調は大體觀察を爲したるが爲めに如斯個々の品種に付き實際と合はざる場合生ずるも收支の計算を爲すときは其の純利

益に於ては恐くは大差なきものと大觀したるに過ぎず。

四、結 論

以上述ぶる所によりて見るに收入に對する財務局の批難は一部正常なれども他の一部は當らず、統計收入減百八萬八千八百八十二圓を主張すれども當局の見るところに依れば三十三萬三千八百八圓を減ずれば足るべし、其差七十四萬七千七百四十四圓に達す、尙專賣局の小賣價格は全部臺北市場を標準としたれども同じく麥酒一本にして土地に依りて著しく高價に賣捌かるものあり、故に專賣實行の曉は是等の點を參酌し適當に小賣價格を決定するを要すと思料せらるゝも今は大體の觀察に止めて收支の計算を見たるのみ。

第二支出 支出中主なるものは第一交付金及補償金等一時的のものと第二酒製造に要する作場費第三酒精の戻税等なり。

一、交付金及補償金

(イ) 交付金は專賣實施の結果營業を失ふものに對して給付する金額を第一とし、第二は土地建物の所有者にして政府より之れが徵收又は買上を得ざりし者に對し其の損害を補償する意味に於て交付せんとする金額なり、第一の禁業交付金額に對する當局の算出基礎は大正三年度の統計に示すところの全島造石數に對する價格三百三十七萬一千七百六十四圓を製酒家の賣渡價格と看做し其の約一割三十四萬圓を切り上げて四十萬圓を交付するを相當と看做したるものなり、明治三十八年本島に於て煙草專賣制を施行したる當時に於ては交付金のこと全く之れ無かりき、更に内地に於ける煙草專賣實施當時の狀況を調査したるに(内地專賣局發刊煙草專賣史に依る明治三十三年始めて煙草專賣調査委員を置き專賣制の調査を始めたる當時に於ては更に交付金のこと議題に上りたることなかりしか、中頃專賣の議民間に洩れたる後民間の議論沸騰せるに觀み、明治三十六年法案を修正

して始めて交付金の規定を設け營業より生ずる所得額一年分に相當する金額を給與し、尙土地建物の徵收を受けざるものには其の五割を増給することとなしたり、然るに世人は之れを聞き宜しく五年分若くは十年分を給付すべしと主張せり、依て政府は更に世論に鑑み三十七年第二十議會に提案するに方りては其の一年分を改めて三年分と爲したり、然るに帝國議會は此の所得金三箇年分を賣渡代金一箇年分の二割と爲さんとし、相互の閒議論甚だ努めたるが政府は議會の説を枉ぐることを得ず遂に禁業交付金は賣渡代金一箇年分の二割に相當する金額と確定するに至れるなり、臺灣の現状を見るに煙草專賣當時とは事情自ら異なるものあるを以て何等交付金を給せざるは聊か酷に失せざるやの嫌あり、然れども亦内地に於けるが如くとかく情勢の切なるものあるにあらず故に當局は假りに其中間を取り賣渡代金一箇年分の一割を交付せんとするの案を提出し、又第二の土地建物の徵收せられざる者に對する交付金は内地に於ては煙草專賣當時議會に於て禁業交付金の六分の一相當金額と決定せしが、當局案は之れを三倍とし二分の一と假定し總計交付金として六十萬圓を計上したる次第なり、而して所謂賣渡代金なるものは各製造者に付信憑すべき帳簿により二、三年間の平均を見個々に調査認定せざるべからざるを以て實際に於ては尙ほ差異あるべきも要するに賣渡代金多額なれば造石數多きか又は賣渡單價高上したるものと見ることを得るを以て、當局の標準としたる大正三年度總造石數に對する價額を大體の目安とせば若し賣渡代金之より多きものとすれば、收入の部に於て又之れに比例して増加すべき理なるべく、即ち大數に於て太過なるべしと信ずるに財務局は利益に對する補償二百六十八萬八千二百圓賣掛金缺損補償七十八萬三千三百三十三圓合計三百四十七萬一千五百十三圓を交付すべしと主張す、賣掛代金缺損補償の意味は多分專賣實施の結果營業者は廢業して將來營業上の關係絶ゆべきが故に從來買受人に對し賣掛となり居る金額を回收するに困難なるべしとの理由に出でたるものならん、然れども苟も政府が必要に基き專賣制を施くに

當り營業者間の貸借關係をも保證するの理果して何處に在りや、此の金額を賣渡代金中に算入すべきや否や又は此の金額の一部分を利益金中に算入すべきや否やの問題ならば實際の査定に於て一考すべき價值あれども單純に此の金額全部を交付するに於ては何等意味なきものと信ず、次に所謂利益に對する補償金二百六十八萬八千二百圓は拾垣屬の説明なりと云ふを開くに、三箇年分の利益を計上したるものなりと云ふ、即ち之によりて酒製造家は一箇年八十九萬六千六百六十六圓餘の利益を上げつゝあることを知るべし、此の利益は全支出に對して果して何割の利益に當るや今其根據を明かにすることを得ざるも假りに賣上代金の一割と假定せば全臺灣製造酒石數の賣渡代金は八百九十六萬六千六百六十六圓餘の巨額に上るべし、之を當局調査書中臺灣製造酒の賣上代金六百九十一萬九千五百六十圓に比し實に二百萬圓以上の差異を生ず、又前記利益金なるものは所謂賣掛代金缺損を除外したるものならざるべからず、而して此の賣掛金缺損は如何なる材料に依り何年分を計上したるものなるや之を知ることが得ざるも、假りに三年分とするも一年二十九萬一千六百六十六圓餘に當る、而して政府が專賣を實施する場合には此の賣掛金缺損は利益として計上せられざるべからず、故に政府が統括的企業を爲す場合に其經營方法假りに民間と同一と見何等官營としたるが爲め民業に比し企業利益を増加せざるものとするも、尙百十八萬七千七百三十二圓の企業利益を擧ぐることを得、之れに移輸入酒によりて得る利益及販賣上中間商人を廢することを得るによりて收得する利益等を加ふれば大體の觀察に於て已に專賣利益の多額なることを推知し得べし、故に財務局の計算に依るときは何れかに矛盾を來し理論の徹底せざる場合を生ずることなきや、然れども今詳に財務局計算の基礎を知ることが得ざるを以て纏つて其大體に付きて觀察するに内地に於ける煙草專賣實施の場合に於ける交付金は法律を以て九百十萬圓に限定せられたり、此の金額の範圍内にて彼の村井、岩谷、千葉の三大製造家の外に納稅者二千四百五十八人總計四千五百七十六人

の交付金を給與したるものなるが臺灣全島に於ける酒類製造業者、僅かに三百二十四人(大正三年度の統計)に交付するに財務局は三百四十七萬一千五百十三圓を要すと云ふに在り、即三分の一以上の金額を以て十四分の一に當る當業者に交付せんとするものにして聊か其多額に失せざるやを疑ふ、尙交付金に付て述べべきは專賣實施後酒仲賣捌人に指定せらるる者に對しては、即ち一方に禁業せられ他方に業務を取得するものなるを以て所謂轉業の準備期間を要せず從て交付金を給與するの要亦無し、又大工場にして政府が之を徵收買上を爲すものに對しては禁業交付金の二分の一に相當する交付金の給與を必要とせざるものなるが、當局調査書の交付金額中には之等の金額を控除せず全部給與するの計算に出でたり、之れ大體の觀察を爲したるに止まればなり。

(ロ) 補償金

土地建物器具機械の徵收買上金額にして當局は之れを六十三萬三千六百圓と見積り其算出の基礎は調査書中に説明したるが如し、然るに財務局は百四十八萬二千六百八十一圓に見積りたり、唯其算出の基礎を知ることを得ざるを以て茲に明かに比較研究することを得ざるも、之れ亦其の大體觀察に於て財務局の修正多きに失せざるやの感あり、如何となれば臺灣酒の製造家に補償すべき金額は調査書中にも一言したるが如く實際に於ては決して多額の補償金を要せざるべし、唯其の後酒精製造の爲め工場増加したりと云ふを以て之れに要する補償額稍多きを要するに止まればなり、是等の點は專賣決行の議熟し實際を調査するに於て寧ろ更に徵收買上の方針を協議決定するに至當とす、然らざれば議論の底止する所を知らざればなり、以上財務局の主張に依るときは交付金及補償金として一時に要するもの總計四百九十五萬四千九百九十四圓に達し當局の見込額百二十三萬三千六百圓に比し三百七十二萬五千九百九十四圓の増差あり、而して財務局は此の金額を以て「南支南洋の發展若しくは河川整理等の經費に充つる爲め歳入の増加を計らんとするが如き尋常不急の場合に於て國家が民業を奪ふ爲

めに當然交付すべき最少限度の金額なり」と主張し、之れが爲めに公債を發行し毎年の支出に於て之れが五分利二十四萬七千七百十圓を計上せんとす、之を要するに交付及補償の金額多ければ多き程民業者に於て歡迎すべきは明かにして國家も經費の許す限り必ずや充分の恩政を施さんとすべし、然れども之全く程度の問題なり、妄りに一部民間の聲に驚きて恩政厚きに過ぐるを要せず、又國家必要の度を過重視して恩政餘りに薄きに失すべからず、要は時の情勢に鑑みて其の宜しきを察すべきのみ、當局は既に述べたるが如く唯最後に實施せられたる煙草專賣施行當時に於ける實例と其當時の事情とを比照して其の可なりと思惟したる程度の額を計上したるに過ぎざるなり。

二、作場費

作場費中最も重位を占むるものは包装及運搬費なり、大正六年度に於て作場費全額約百二十五萬圓を計上したる内包装及運搬費は實に百十一萬餘圓を算す、而して包装費として専ら注意すべきは瓶代なり當局調査の豫算に於ては瓶代を一本三錢とし臺灣酒に於ては其造石數の半數に對し六十一萬四千餘圓内地酒に於ては移入數量の十分の一に對し約十六萬五千圓總計七十七萬九千餘圓を見積りたり、然るに財務局は第一内地移入酒中樽入全部を瓶入になす必要ありと爲し之れが包装費七萬二千二百九十三圓を増加計上せり、然れども當局は收入の部に於て樽入としての價格を計上し居るを以て若し之を瓶詰とせば更に之に應じて收入の増加を來さざるべからず、故に財務局は支出のみを増加して收入の増加を計上せざるは正當にあらざる此議容るべからず、第二に酒精に對して一斗罐四十錢とし之れが包装費四萬六千二百二十四圓を増加計上せり然れども右は當局調査書中に掲げたる酒生産費(即大正六、七年度に於ては委託製造費として計上せり)中に包含せらるるものなり、如何となれば右生産費は從來民間の製造諸費全部を根據として算出したるものなればなり故に此の議又容るべからず、第三に酒精を除

きたる他の臺灣製造酒は全部瓶入となすものなるを以て之れが瓶代總計百十四萬一千七百五十五圓を要すとなし
 當局の調査に比し五十二萬七千五百九十六圓を増加計上せり、然れども臺灣製造の清酒及再製酒は殆んど從來と
 も瓶詰にして之れが包装費は第二に述べたる酒精の包装費と同様當局調査書中に掲げたる酒生産費中に全部包含
 せらるゝものなるを以て今復た特に之れを支出に計上するの要なし、此の包装費二十二萬二千四十五圓に當る以
 上二種の酒を除きたる他の臺灣酒は從來瓶詰として販賣せらるゝもの少く、且つ當局調査書も亦專賣の下に新に
 瓶入として之等を販賣する豫想なるを以て財務局の云ふが如く理論上之れが全部の瓶代を計上するを至當とす、
 之に依りて増加支出を要する額は三十萬五千五百五十圓に當る(527,535^円 - 222,015^円 = 305,520^円)、唯如斯論ずるとき
 は當局の調査支出中に内地酒の移入數量の約十分の一に對する瓶代として前記の如く十六萬四千八百九十五圓を
 計上記載したるは既に第二に於て述べたるが如く全く其の理由なきものなること明かなるを以て、宜しく之れを
 削除せざるべからず、故に結局差引十四萬六百五十五圓又は(305,520^円 - 144,865^円 = 140,655^円)當局作場費支出を増加
 することを認めざるべからず。

三、酒精戻税費

酒精にして戻税すべき數量は當局に於ては全部石數の半數との見込を以て戻税額五十三萬五千六百八十圓を計
 上したるが財務局の云ふところに依れば既往數年の實蹟に依りて見るに總石高の内戻税高及此外免稅高合せて七
 割六分にして其金額八十二萬三千七百八十八圓なりと云ふ、此れ實蹟に依る數量なるを以て當然之れに従はざる
 べからず即ち當局の見込に比し二十八萬八千八百八圓丈更に増加支出を要す、(823,788^円 - 535,680^円 = 288,108^円)。

四、結論

以上述ぶる所に依りて見るに支出に對する財務局の非難は亦一部正當なれども他の一部は當らず、彼の交付金

及補償金に對する見解の差異に基きて金額を全く別として財務局は支出に於て總計七十六萬九千二百七十六圓を
 増加計上せよと主張すれども當局の見る所に依れば四十二萬八千七百六十三圓を増加すれば足るべく其の差三十
 四萬五百十三圓に達す。

以上述ぶる所によりて見るに當局が財務局の意見により更に再考査定したる結果、彙に提出したる調査書中收入に
 於て三十三萬三千八百八圓を減じ支出に於て四十二萬八千七百六十三圓を増加せざるべからず、從て專賣に依る純益
 は之れが合計七十六萬二千五百七十一圓減少することとなる、即ち差の如し。

專賣純益調 (第一號表)

年 度	彙に提出したる調査書による專賣純益調	今回再考査定の結果減少する額	差引改專賣純益額	摘 要
大正六年度	二、五四九、七六九 ^円	七六二、五七一 ^円	一、七八七、一九八 ^円	
同 七年度	三、一八三、三六九	七六二、五七一	二、四二〇、七九八	
同 八年度	四、五一〇、二六二	八二三、五七六	三、六八六、六八六	

右改專賣純益を課税收入に比較するに左の如し

專賣純益額と課税收入との比較 (第二號表)

年 度	專賣純益額	課 税 收 入	差引專賣純益金	摘 要
大正六年度	一、七八七、一九八 ^円	一、〇八七、八九六 ^円	六九九、三〇三 ^円	

同 七年度	三,四二〇,七九八	一,〇八七,八九五	一,三三二,九〇三
同 八年度	三,六八六,六八六	一,一八五,九八〇	二,五〇〇,七〇六

備考 課税収入額は財務局の計算其の儘を計上したり當局の糞に提出したる調査書と異なるは酒精の戻税額二十八萬八千八百八圓及徵稅費十三萬八千八百七十六圓並に輸入税一萬六千六百二十七圓を前課税収入額より控除したるが爲めなり

右の比較により得たる差引專賣純益額を試に財務局の査定したる額に比照し見るに即ち左の如し。

差引專賣純益額 (第三號表)

年 別	財務局査定額	專賣局査定額	差 額	摘 要
大正六年度	五九七,六五七	六九九,三〇三	一〇一,六四六	
同 七年度	△ 二,三四三	一,三三二,九〇三	一,三三五,二四六	△印ハ減
同 八年度	一,〇二〇,七四四	二,五〇〇,七〇六	一,四七九,九六二	

右の表に於て大正六年度に於ける專賣局査定額他年度に比して割合に少額なるは彼の交付金及補償金百二十三萬餘圓を一時に支出するが爲めなり、而して同年度に於ける財務局査定額が他年度に比し割合に多きは交付金及補償金四百九十五萬餘圓に對しては公債を發行し單に之が五分利約二十五萬圓を計上支出したるに過ぎざればなり、次に大正七年度に於ける專賣局の査定額が翌大正八年度に比し尙ほ割合に少額なるは交付金及補償金の代りに工場建設費六十萬圓の一時的支出あるが爲めなり、而して同年度に於ける財務局の査定額を見るに專賣益金が却て課税収入より二千圓の減少を見る、之れ前年度に比し同じく六十萬圓の工場建設費を多く計上したるが爲めなり、斯の如く大正六、

七年度に於ては多額の一時的支出あるを以て差引益金少額なれども大正八年度に至りては共に増加し、財務局の査定に於ても尙ほ差引專賣収入百二萬餘圓を算す、唯此の場合に於ても財務局の主張に依れば尙ほ公債として政府は四百九十五圓を負担し居るものなり。

財務局が專賣に全然賛成すること能はずとして挙げたる理由の一は實に課税収入に比し專賣収入の増差額割合に少しと云ふに在り、創業年度は別として專賣完成後に於て自ら百餘萬圓の増差収入ありと云ふと雖も或は未だ以て專賣を起すに足らざるべし、然れども當局の査定に依れば何等起債の途に出でず、創業費は其年度に於て支辨し小額ながら尙ほ相當利益を挙げ專賣完成後に於ては二百五十萬圓の増差収入額を計上するを得、二百五十萬圓は以て專賣を起すに足るや否や現在專賣品中阿片、樟腦、煙草に付其の支出に比し収入の増差額のみを見るも共に二百萬圓より二百五十萬圓の間に在り(大正二年度統計)、故に若し當局の査定に如く課税収入額を控除して尙ほ二百五十萬圓の利益ありと云はば酒は本島に於ては好專賣品と云はざるべからず、故に當局今回の査定に付再び財務局の調査を請ひ其の結果多少の増減ありとするも常に二百萬圓内外の増差収益を發見することを得ば収益の點に於ては少くも財務局亦必ず本案を拒まざるべし。

專賣酒の小賣価格は已に述べたるが如く、原則として現在市場の小賣価格と大差なきを期したれども臺灣酒の一部に付ては約二割の増加を見込みたり、之れ内地煙草專賣施行當時の例に倣はんとしたるものなり、然るに財務局は課税収入は増税を爲さざる今日の収入を計上したるものなるを以て專賣収入も右二割を見込まず現在の市場小賣價格を標準として算出するを穩當と信じたるもの、如く以て若し現在小賣相場標準として賣下げらるゝものとすれば収入に於て更に六十四萬七千餘圓(大正八年度は六十九萬九千餘圓)を減ぜざるべからずと爲し、其結果專賣収入は課税に比し大正六年度に於ては却つて約五萬圓少なく、大正七年度に於ては約六十五萬圓少なく、大正八年度に至り初めて專

賣収入が僅かに三十二萬餘圓の多きに至るに過ぎずと爲す、或る種の酒に付小賣價格二割を増加せざる爲め果して財務局の云ふが如く六十四萬七千餘圓の減收を來すや否や全く其の算定の基礎を知ることが得ざるを以て、今遽かに其當否を検することを得ざるも假りに此の數字を正とし而して之を當局査定の特賣純益額（第三號表記載）より控除するときは特賣収入は課稅收入に比し、大正六年度に於て尙約五萬二千圓（ $\text{幣}682,000$ — $\text{幣}647,000$ — $\text{幣}52,000$ ）、大正七年度に於て約六十八萬五千圓（ $\text{幣}1,332,000$ — $\text{幣}647,000$ — $\text{幣}85,000$ ）、大正八年度に於て約百八十萬一千圓（ $\text{幣}2,500,000$ — $\text{幣}639,000$ — $\text{幣}1,801,000$ ）の増收を見ることを得べく、從て未だ之を以て容易に專賣制を拒むことを得ざるべし、然れども財務局調査の如く專賣完成後尙其利益僅かに三十餘萬圓に過ぎずとせば何人も專賣利益の意外に僅少なるに驚くべし、恐らくは財務局自身と雖も或は自己の調査に過誤なきやを怪みたるべしと信ず、如何となれば財務局は專賣實行に當ては民業者に對し補償として民業者三箇年間の利益金二百六十八萬八千二百圓を交付すべしと主張するにあらずや、即ち財務局の調査に依れば造酒家一箇年の利益八十九萬六千餘圓に達するなり、而して一方に財務局は「結局專賣利益は酒造稅に比し企業利益丈歳入を増加し得るものと云ふ可けん」と論じ、以て專賣の下組織の大工場に於ける所謂企業利益なるものを認容し居れり、財務局は此の企業利益なるものを如何なる程度に見積り得るかは之を知るところを得ざるも當局の概観するところに依れば（第一）直接生産費に於て少くとも民業者の支出よりも一割以上の節約を爲すことを得べく（第二）販賣方法に於て中間商人の利益の一部を收得するを得べし、即ち商品が消費者の手に移る迄に於て普通小賣價格の三割位は各賣捌人を通じて收得するものなりと云ふが、專賣の下に於ては或は中間商人の數を減じ或は其の利益の一部を收得し、專賣賣下價格は小賣價格の〇、八七掛即ち中間商人は一割三分の利益を得るに止まる、此の差又決して少しと云ふべからず、又本島に於ては内地移入酒を賣下ぐるに於て收得する利益は決して僅少にあらざるが、之れ課稅收入に於ては全く見ることが得ざるものなり、即ち專賣と爲すが爲め何人も首肯すべき政

府の利得は前記財務局調査に係る民業利益に加ふるに以上企業利益及販賣利益ならざるべからず、然るに財務局の調査に依れば企業利益加はるべくして却つて民業利益より少きこと五十餘萬圓にして其額僅かに三十餘萬圓に過ぎずと云ふ、是れ財務局自身も其の豫想外なるに驚きしならんと云ふ所以なり、況んや前に交付金の場合に論じたが如く民業者の收むる右八十九萬餘圓の利益は別に賣掛缺損金七十八萬餘圓（之を三箇年分とするも一箇年二十三萬餘圓）を豫想し居るものと見るを得るに於てや、是亦前に交付金を論ずる場合に於て財務局の調査に係る計數は理論上徹底せざる結果を生ぜざるやを疑ひたる所以なり、故に之れが解説を爲さむとせば唯一點政府は特に酒專賣に付き甚しく事業經營の能力を缺くものなりと云ふの外なきに終るのみ、財務局は此の能力缺陷の程度を餘り過大に見積りたるにあらざるか。

第三 專賣理論 財務局が專賣制に反對する第一の理由は以上述べ來るが如く專賣収入の過少なるが爲なりと云ふに在り、故に之に對しては專賣利益の相當舉げ得るものなるを證明すれば可なり、而して此の證明を爲すは敢て甚だ難しと云ふべからず、如何となれば假令其の一部たりとも或は計數的に或は實驗的に之が反證を舉げ得ればなり、專賣そのものに對する理論に至りては人各々其見を異にし互に反論相讓らざれば多くは遂に亦唯だ理論として終らんのみ、故に之れに對しては取つて以て之を行ふ者の斷の一字に待つの外なし、由つて左に財務局の理論に對し一應當局の所見を述べて兩者採決の時の資に供せんとす。

（第一）に財務局の論ずるところは彼の專賣と租稅との優劣論なり抽象的に其一優一劣を擧ぐるは普通教科書に於て從來既に多く之を見る、且つ曩に提出したる當局調査書にも亦内地煙草專賣當時に於ける理論を參酌して己に之れを概論したるを以て茲に再び繰り返すの要なけん、故に唯財務局の見を以て專賣反對の理由となしたるものゝみに就き一言せんとす。

(イ) 財務局は先づ曰く「專賣制度は租税制度と異り所謂營業上の凡ての危険及非難を負担せざるべからざるの一大不利益あり」と而して其の危険及非難の實例として製品の腐敗若くは品質の劣悪と云ふ二點を示したり、此の點は事實なり、然れども此の事實あるが爲めに敢て專賣を拒むことを得ず、如何となれば此の危険に對する負擔此の非難に對する責任あればこそ一方に專賣利益を收得することを得るものなればなり、利益のみを收得して不利益を避けんとするは事理に於て許すべからざるは當然なり、唯此の危険、此の責任あるが爲に豫期したるが如き專賣利益を擧げ得ずと云ふものならば更に一考せざるべからず、然るに臺灣酒の大部分は彼の蒸餾酒にして蒸餾酒は殆んど腐敗するものにあらずと云ふにあらずや、又醸造酒は腐敗し易きものなれども之れが豫防及變敗物利用方法無しと云ふにあらず、且つ醸造酒の大部分は内地移入酒なるを以て之れが買上方法に於て此の危険を免がれ又は輕減することを得る途無きにあらず、之を概言すれば民業者に於ても此の危険を負担しながら尚ほ且つ利益を擧げ得るものなるを以て政府專賣となりたるが爲めに特に危険負擔の程度増加し從來得來りたる利益を收め得ずと云ふ特別の理由なしと信ず、次に品質に對する非難は事實品質劣悪ならば到底之を免るゝことを得ざるこゝと民業と同一なり、唯政府は技術官を信頼し完備せる設備によりて民製品以上の優良品を常に生産せんと努むるにあるのみ、然り、獨り販賣專賣のみならず、製造專賣をも併せて經營せんとするには實は進んで租税制度になき敍上の責任を負ふと同時に又延いて租税制度になき利益をも獲得せんとしたるものなり。

(ロ) 次に財務局は「人民負擔の程度」と云ふ問題に言及し「若し其程度同一なりとせば寧ろ税率を高めて以て歳入の増加を計ること却つて適切且つ簡便にして而かも敏速なり、現在の酒造税は其他の消費税に比して充分増税の餘地あるのみならず、間税は地租其他の直税と異り増徴に對し案外世上の反對少なく、且つ税率の改正は徵稅費の増加若くは手數の繁雜を來すの虞れなし」と論ぜり、專賣酒値上に依りて飲酒家は其値上額丈負擔の増加する

ことは明かなり、増税に依り其増加額丈製酒家の負擔を増加すること亦明かなり、唯此の製酒家の負擔が一般飲酒家の負擔に如何なる程度態様に於て影響を及ぼすべきやは容易に知ることを得ずと雖も今假りに酒小賣價格に比例して税率を増加し得るものと見んか前書第三號表に示すが如く當局査定の專賣收入額二百五十萬七百六圓を増税によりて得んとするには石當平均十四圓九十三錢八厘の増税を爲さざるべからず、財務局の査定に係る利益額百二萬七百四十四圓を得るにも尚ほ石當六圓九錢七厘の増税を爲すを要す、之を現行醸造酒に對する税率に比較するに專賣局査定額に依れば實に二十四割一八九以上、財務局査定額に依るも十割以上の増税を爲さざるべからず、即ち左表の如し。

課稅收入を以て專賣收入と同一の利益を得る爲めに増稅すべき額

年 別	造 石 數	課稅收入に比し專賣收入の増差利益額	上欄の收入を得る爲の増稅すべき率	摘 製
大正六年度	一五五、〇〇二	△ 六九九、三〇三 五九七、六五七	一石當り 四、五一〇 △ 三、八五二	
同 七年度	一五五、〇〇二	△(減) 一、三三三、九〇三 二、三三三、九〇三	八、五九九	
同 八年度	一六七、四〇二	△ 二、五〇〇、七〇六 一、〇二〇、七四四	△ 一四、九三八 六、〇九七	

備考 「造石數」は臺灣釀造酒の其年度に於ける總造石數の内より戻稅又は免稅となるべき數値を(酒精造石數の七割六分)を控除したるものを掲ぐ
△印は財務局の調査に依る專賣利益額

同 増 稅 步 合

酒名	石當現行稅額	増稅すべき率	増稅歩合	摘要
釀造酒	六、〇〇〇 ^四	△一四、九三八 ^四	△二〇、〇〇〇 ^四	
蒸餾酒	一三、八四八	△一四、九三八	△一〇、七八七	
再製酒	七、一一三	△一四、九三八	△二一、五七二	

備考 △印は前表同斷

現行稅額は大正二年稅務年報第十四表に依る

(ハ) 結論 増稅によりて豫期の増收を見ることを得ば寧ろ増稅の方法に依るの適切簡便迅速なること眞に財務局の云ふところ理あり、又増稅によりて徵稅費の増加手數の煩雜を來さざること眞に財務局の云ふが如くなるべし、唯問題は増稅を爲し得るや其程度及難易の問題なり、財務局の云ふところに従へば酒造稅は充分増稅の餘地あり、且つ間稅の増率は世上の反對案外少しと云ふ之亦或は眞に其言の如くなるべし、然らば果して前表に示すが如く各種酒類に從ひ十割乃至二十四割の増稅の餘地ありと爲すか之れを行ふも世上の反對案外少しとなすか、殊に將來を慮るときは酒專賣に依り收入の伸縮を圖ると酒造稅に依り時の緩急に應ずると其の難易、果して何れを採るべきかは是れ督府將來の財政の爲め酒專賣を主張する所以なり。

(第二)に以上順次敘述したるが如く相當專賣收入を擧ぐることを得、且つ相當の交付金及補償金を支拂ふときは財務局も敢て專賣に反對せざるが如く察せらるゝが、然も唯何となく專賣制を嫌忌せんと欲するもの如く爲に(イ)或は曰く「假令相當の賠償を爲すと雖も尙正業に安んじつゝある幾多當業者の營業を剝奪せざるべからざることを思はざる

べからず」と、然れども苟も國家必要の程度を參酌して與ふるに相當交付金補償金を以てせば斯る遲疑の念起るべき筈なし、專賣實施の爲め一般酒消費者に對して或は經濟上或は衛生上に不當の不利を與へ危險を生ずることありとせば固より專賣は許すべからず、又個人の生業を奪つて何等之を救ふの途に出でずとせば其暴政固より許すべからず、然れども個人專賣ならば知らず、苟も國家專賣に於て不當に個人の經濟を苦むることありとせば到底信ぜられざるべし、又衛生上に關しては寧ろ民營の利に之れ走るものと異り政府の最も留意すべきは明かにして、露國に於ける火酒專賣の如きは實に國民保健衛生上の目的に出でたるものなり、收入以外に第二次の專賣目的を尋ねれば政府は必ず此の國民保健に在りと云ふことを憚らず、又從來の製酒家に對して生業を奪ふと云ふと雖も一方に相當交付金を給付すれば實に轉業時に餘地を與ふるものにして且つ希望者は專賣酒の販賣業を取得することを得るものなればなり、釜島三百餘人の造酒家にして造酒のみを專業とするもの何程あるや知らざれども恐らくは實際に於ては財務局の云ふが如く遲疑するの理由なきものにあらずやと信ず、(ロ)次に又曰く「官業整理が現内閣施政方針の一たるを顧慮せざるべからず」と、然れども官業整理なるものは民營に移すべきものは民營にせよと云ふ聲言に過ぎず、之れを以て直に現專賣を廢せよ新に專賣を起すべからずと云ふものなりと解すべからざるや明かなり、必要又は有利なるものあらば現内閣も亦必ず新に專賣を起すに吝ならざるべく多く論ずるの要なけん、(ハ)次に財務局は「由來官吏は營利事業を爲すに適せず政府の營利事業は概して不經濟に終るを免れず」と非難せるが之れ一般論として普通教科書に於て從來汎く提唱せらるゝ所にして一部は事實なり、然れども此の事實ありとするも直に酒專賣に反對すべき理由とならず、政府收入の點より見て有利なること己に證明したる如ければなり、(ニ)次に又「現在臺灣に於ける四專賣は政府財政以外に特別の理由あれども酒には何等特別の事由なし」と阿片、樟腦、鹽の專賣に就きては從來督府自ら言明するが如く各特殊の目的を有したるものなり、然れども苟くも之を取り來りて專賣と爲すには政府財政の目的に合せざる

ものなきを原則とす、若し政府財政の目的に合せざるものなるときは所謂特殊の目的なるものを達するに政府は必ず專賣以外の方法に依らんとすべしはなり、故に現行專賣に付ても財政以外特殊の目的ありと云ふのみにして此の特殊の目的を達する唯一の方法として專賣を實施したりとは云はざるなり、故に特殊の目的の有無のみを以て酒專賣を拒むことを得ざるべしと信ず、特に煙草專賣に付ては財務局は單に内地と歩調を一にする必要上專賣を實施したりと言明せるが斯の如き所謂「財政以外特殊の目的」なるものありや、之亦多く論ずるを欲せず、(ホ)財務局は試に各國歳入に於ける官業収入と租税収入との比例を擧げて曰く「北米合衆國に於て官業収入なるもの殆んどなく英佛は總歳入に對し租税収入九十%官業収入僅かに五%に過ぎず」と、當局は此の事實を調査するの邊なしと雖も、或は世界文明國に專賣無しと云ひ或は現在の專賣は漸次之を廢止するを世界の風潮なりと論ぜらるゝものならば眞に一考すべき價値あれども單に官業収入の少額なるを例示するも之れ何等專賣反對の理由と爲すことを得ず、而して財務局は右の數字に依據して曰く「專賣と雖も亦其價格の中に酒税に當るべきものを包含するを以て唯其形を變へたるものにして負擔の實質は酒税と同一なるが故に其の何れの制度に依るも人民の負擔に至りては全く甲乙なしと云はざるべからず」と、文意明かならざるところあれども專賣と課税とが人民に及ぼす負擔同一なりと云ふものならば寧ろ收入多き專賣制度を實施するを可とせざるか、又況んや増税の結果一般人民の負擔果して專賣に依ると同一程度に止まるべきや否やは更に一考せざるべからざるに於ておや、(ハ)最後に財務局は本島人文の開發を説き島民は納稅義務、増税の理由等を了解せざるもの尠く反つて營業剝奪の如きは民心の動搖を來すこと意外に大なるものあるべしと説明すれども、苟くも納稅増税の理由を解するもの專賣の理を解し得ざることなかるべく、殊に酒專賣は内外移輸入をも合せて專賣と爲すものなれども專賣利益と同一額の收入を擧ぐる爲に増税を爲すに至りては内外移輸入酒の專賣に依りて得る利益額をも本島製造家の負擔とせざるべからざるに至る、人文發達せる人民に此の理を知らざるもの恐らくは之れ無かるべし。

要するに敝上財務局の所論は唯何となく專賣を嫌忌するが爲に氣にかゝる思ひ付きの事項を列擧したるが如く感ぜられ此項に付ては財務局の再考を希望して止まず。

(第三)最後に財務局は重要問題として「過剩糖蜜の處分」なる問題を提起し「平和克復後に於て酒精の需要激減したる場合に專賣政府は尙各製糖會社の糖蜜全部を年々買収するの覺悟ありや若し然りとせば其過剩糖蜜の利用方法に付成算ありや否や」との質問を發せり、之に對しては「無し」と答ふるの外なし、政府は必要以外の原料を購入するを欲せざればなり、然し現在酒精製造業者に對し問ふに同一の問題を以てすれば恐らくは其の答も亦同一なるべし、然るに財務局は自ら辨解して曰く「當業者は其の使用方法を工夫し又は酒精の外國輸出等に付き銳意其の販路の開拓に務むべきも政府にしては此の如き商業上の講究開發は不適當なるべし」と、然れども若し此の辨明の如く當業者に使用方法工夫の力あれば政府が過剩糖蜜を買ひ上げずとも何等苦むことなき筈なり、如何となれば政府は酒の專賣を爲せども糖蜜の他の使用方法を禁ずる必要なければなり、又政府の販賣能力を疑ふと雖も酒精の外國輸出に付き假りに或は適當なる當業者に委託販賣を爲さしめ或は自由販賣を爲さしめ、之に與ふるに最大限度として民營の場合に於て得べかりしと同一程度の利益を以てして相當輸出の保護獎勵を爲さば之れ又何等憂ふるに足らざるべし、財務局は此の過剩糖蜜處分問題を重大問題とし「此の事たる專賣制度を行はんとすれば必ずや製糖業者より提起さるゝ問題たるべし、專賣局は實に此の點の調査を忘却したり之に付確固たる成算あるに非らざれば此の一事のみを以て已に專賣制度の施行は不可能なり」と論結したり、然れども敝上の如く本問は專賣局としては何等問題たらざるなく經濟上需給の原則をも犯して不必要なる原料の購入を強制せらるゝ何等の理由なし、如斯論議は酒の製造家に對して過剩の米、麥を買ひ上ぐるの覺悟ありやとの愚問を發すると相類すればなり、要は過剩の糖蜜の米、麥に等しく國家經濟の

問題として一般官民の研究を要するものなりと云ふべきのみ。

(第四)附記として茲に酒生産費に付一言せざるを得ず、當局は曩に其の大體觀察を爲さむと欲し先づ現今酒造家の收むる確實なる利益を其の總賣渡價格の内より造石税其他の公課を控除したる額の二割と看做し大正六、七兩年度に於て製造を民間業者に委託する場合には委託費として右一割減に相當する金額を計上し大正八年度專賣完成の後は右委託費の二割減に相當する金額を官業の生産費と豫定し其の生産費總額約百三十萬圓を見積りたり、石當約七圓三五錢に當る然るに當局今福技師の別途調査に係る酒生産費を見るに宛かも此の大體觀と大差なきを知り得たり、而して財務局は此の別途生産費調査に付右調査は酒類の缺減數量及米酒、糖蜜酒製造に缺くべからざる原料たる白糶を脱せりとの批難を爲し、其價額二十二萬餘圓を見積り居れども焉ぞ知らん、白糶は已に原料米に於て見積り缺減は生産歩合に於て之を見込み居るものなれば此非難は全く當らず、故に此所に一言附記せんとす。

其後の調査と主張

大正六年より實施せんとしたる酒專賣案は、前節に述べたる如く、財務當局の反對にて遂に成立するに至らざりしが、臺灣財政の大半を擔ふ專賣局としては、四專賣事業の將來と年々膨脹發展すべき督府諸施設を補ふ財源は、須く特急對策を確立することの急なるを認め、賀來專賣局長は深く期して捨てず。

大正七年、會計主任として就任せる奥村文市書記に特命して嚴秘裡に實行案の作製を命じ、何時にても提案し得べき準備を用意せしめたり。事極秘に屬するを以て、地下室文書倉庫の一隅にて退廳後人を避けて調査は引續き行はれ、幸に完全に機密は保たれて漏洩することなく、大正八年には稅務局として酒造稅務の經驗者石黒誠忠を轉入せしめ更に小坂忠次郎書記(後鈴木と改姓)を参加せしめて研究調査は進められたり。

爰に最も困難を感じたるは、其資料を有する財務當局が絶對反對なるため、同局に資料を求むるを得ず、迂遠なる

方法に依つて資料を蒐集せざるべからざるの不便なり。

財務局の反對理由とせる事項に對しては、具體的に事實調査を遂げて益々意を強くし、賀來專賣局長の信念愈々固く折に觸れし時に際して提案せらるるも機熟せず、明石總督に依つて相當有力となりたるも、不幸總督の薨去に遭ひて又成らず。田總督の蒞任に依つて大正九年所謂劃期的なる臺灣統治の大改革地方自治制度の斷行となるに及び、當然の結果として國稅地方稅分立し稅制の大改革あり國庫より地方稅に移管するものは之を移し、新たに稅則を興すものは興し、増稅すべきものは増稅されたり。然も將來の財政々策上財源を求むること必然の情勢となる、即ち唯一無二の酒專賣案は遂に光明を見出し、賀來專賣局長の頻繁なる上京となり、首相藏相に就きて事前工作成り、大正十年、多年慘澹たる苦心の國策的專賣制度の實施方針は漸く酬いられんとするの氣運に到達したり。

今專賣局調査員に依る其の後提案の酒專賣案中より重複を避け財務當局の反對せる事項に對し反駁せる要領を摘録すれば左の如し。

(一) 臺灣財政上に於ける酒造稅の地位

本島に於て酒類に對し課稅したることは領臺前の歴史なし、其初めて之れを見たるは明治四十年八月にして同年十一月より實施せられたるもの現行の臺灣酒造稅規則之なり、其後數次の改正に依り其稅額も漸年追加し四十一年度施行當初に於ては製茶稅と肩を並べたるものなるが、四十四年に至りて製茶稅の倍額を超え大正四年砂糖消費稅が一般歳入に割讓せられたる後に於ける臺灣租稅收入にては地租に次ぎ、大正九年及十年の引續く兩度の稅率改正に依りて十年度の收入は特別の支障なき場合は地租收入を突破し、租稅收入の首班を占むべき狀勢となり好個の財源たること左表の如し。

酒造稅累年狀況租稅一般比較表

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

所 得 税	酒 物 税	織 物 消 費 税	製 茶 税	砂 糖 消 費 税	地 租	税 種	
						四十年治	四十年治
1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	大正元年	大正二年
1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	大正三年	大正四年
1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	大正五年	大正六年
1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	大正七年	大正八年

酒造税收入中戻税を除きたる純税額

年 別	收入決算	戻 税 額	差引純酒税	指 数	摘 要
大正元年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	收入決算は會計年度に依るもの 戻税は三月より二月に至るものなるを以て幾分の 差は免れず
大正二年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	
大正三年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	
大正四年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	
大正五年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	
大正六年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	
大正七年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	100	

之を母國の財政に徴するに恰も酒税は所得税に亞ぎ地租の上にあること殆んど相似たる状態にあり。

大正九、十年度租税の大勢

(内地一般會計)

税 別	區 分	大 正 十 年 度	大 正 九 年 度
地 租	地 租	七五一、四六四、五三六・〇〇	六一三、九八六、九七九・〇〇
所 得 税	所 得 税	七三、九八五、三二五・〇〇	七三、七二〇、六四九・〇〇
營 業 税	營 業 税	二六八、〇九九、〇九三・〇〇	一八一、五二二、一七九・〇〇
相 績 税	相 績 税	四八、六七〇、九六九・〇〇	四三、二七七、二九四・〇〇
通 行 税	通 行 税	五、〇三一、三四四・〇〇	四、一四七、八七四・〇〇
鑛 業 税	鑛 業 税	九、二一一、五六四・〇〇	四、一四七、八七四・〇〇
兌換券發行税	兌換券發行税	八、二七八、〇八〇・〇〇	七、四四一、二二二・〇〇
酒 油 税	酒 油 税	一、六二四、一一一・〇〇	一、四三四、六一三・〇〇
醬 油 税	醬 油 税	一七一、二三七、九九一・〇〇	一三二、四四五、四八六・〇〇
砂糖消費税	砂糖消費税	五、八七四、七七八・〇〇	五、三二九、四七五・〇〇
織物消費税	織物消費税	四一、八八六、〇三七・〇〇	三九、二八二、四二八・〇〇
石油消費税	石油消費税	二二、二六〇、八二〇・〇〇	三九、五三〇、九三〇・〇〇
賣 藥 税	賣 藥 税	九七三、二九〇・〇〇	八一五、四八三・〇〇
取 引 所 税	取 引 所 税	二八一、一三六・〇〇	二五四、三一〇・〇〇
關 税	關 税	一二、四二二、五二一・〇〇	九、七三〇、二六〇・〇〇
		六九、八七二、〇七〇・〇〇	六六、三二六、七二七・〇〇

印紙収入	噸	七五五、三四五・〇〇
酒類	噸	九〇、一六五、四二二・〇〇
紙	噸	七二五、五五四・〇〇
紙	噸	六六、〇四七、〇七四・〇〇

(二) 臺灣酒造税の將來は乍遺憾期待し能はず

既往現在の狀態右の如し、然らば酒造税の將來尙果して現勢を以て果進し常に他の税源を抜き得べきかを考覈するに先づ課税物件たる酒類の既往の累年消長を分類すれば

酒類造石高累年消長

酒名	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	二年ニ比シ八年ノ増加歩合
釀造酒	五、七五五	六、六六六	八、七六五	八、〇八八	九、六六六	一〇、五五五	八、七六五	一四・〇
蒸餾酒	一、〇〇〇	一、一八八	一、三七八	一、〇〇〇	一、二四四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一・〇
再製酒	三、二二二	三、三三三	三、四四四	三、五五五	三、六六六	三、七七七	三、八八八	一八・〇
計	三、八四四	四、一六六	四、三三三	四、六六六	四、九九九	五、二二二	五、五五五	一四・〇
造石高増加指數	100	107	113	121	128	136	144	44

即ち飲用酒類は已往七箇年間に三割六分の増加にして酒造税額の増加に比し増石高の累加比較的僅少なり。次に臺灣の酒類増石高中最も活躍せる酒精の累年の狀態は

酒精累年の消長

酒名	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
酒精	100	115	130	145	160	175	190

酒名	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
酒精	100	115	130	145	160	175	190

其の増進實に旺盛にして一般酒類の七箇年間に三割餘の増進に止るに獨り酒精に在りては約八倍に躍進せり。以上の經過を對照するときは臺灣酒造税の累年増加せるもの其の大部分は酒精の伸張によるものにして飲用酒類の増加による所極めて僅少なるを知るべし。

(中 略)

茲に最も注意を要するは島内酒類の消長と移輸入酒類の對照觀察なり。

島内造石酒類は前述の如くなるも島内消費の酒類殊に飲用酒類中清酒麥酒の移入狀態を見るに

移入輸入價格總括累年表

酒名	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	備考
移入酒	二、一〇四、八三二	二、三三四、八七五	二、七六六、八七一	五、一七六、六九五	四、八六五、二〇五	酒精を除く
清酒	一、二七〇、五六六	一、四〇五、九三七	一、六四〇、二五六	三、一三三、〇九四	二、五二二、五八〇	
麥酒	六〇一、七二四	七三三、四三九	七九〇、八五三	一、三八〇、七二三	一、八七八、八八八	
葡萄酒	二、三三三、五三三	二、五五四、四九九	三、三三五、八九三	六、二二二、八八八	四、七三三、七三七	
其他酒	二〇、七二八	一四、七一八	二〇、七一八	一三、二六五	一〇、六二五	
計	二、二五五、五四〇	二、四〇二、五九三	二、七八七、五八九	五、一三〇、九六〇	四、九七一、四六二	
指	一〇〇	一一五	一三一	二四一	二二三	
移入額	三、一〇〇、一三〇	四、二四〇、八二二	五、四六七、〇六四			

(一) 清酒移入數量累年表

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

價 格	入 入		大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
	打 石	打 石						
價 格	一、四四八	一、六九三						
計 入	八二四	八三〇						
圓 石	六六九	六四〇						
圓	一、三六九	一、四〇五						

(二) 麥酒移入數量累年表

價 格	計 回	數 量	打 圓	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
一、四四八	一、三六九	一、四四二	一、三六九						
一、六九三	一、四〇五	一、六九一	一、四〇五						
一、三六九	一、三六九	一、三六九	一、三六九						
一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五						
一、三六九	一、三六九	一、三六九	一、三六九						
一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五						
一、三六九	一、三六九	一、三六九	一、三六九						
一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五						
一、三六九	一、三六九	一、三六九	一、三六九						
一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五	一、四〇五						

以上の如く年々其移輸入額は遞増して年額五六百萬圓に達し臺灣生産酒價格の六割乃至七割を占む臺灣酒に比し遙に高價なる内地酒及小部分ながら外國輸入酒が年々相當需要を見るは之れ全く嗜好の推移にして臺灣の酒たるや舊來依然幼稚なる製造法にして品質粗悪到底芳醇なる清酒等に比較すべくもなく民度の向上に伴ひ漸次之等優良酒に轉ずる傾向を馴致するは自然の勢なりと認めざるべからず。

内地酒は臺灣酒の價格に比し高價なり而も大正七年に於て稅率改正増稅せられ(其後大正九年に改正せられたるも臺灣も亦前後して改正せられたり)たり。然るに本島に於て初めて清酒釀造工場芳釀社の製品出でたるに不拘内地移

入酒の數量には殆んど影響する處なく移入酒の地盤頗る注目し値するものあり、之が將來に考ふるに我臺灣酒造稅率は九年八月及十年二月の兩度の改正に因り、二倍乃至三倍以上に引上げられたる結果を豫想すれば臺灣酒の價格は最近非常に騰貴し、内地清酒等との値開き相接近せるを以て嗜好轉換の度を促進せしむべきは逆賭するに難からず、斯くて内地移入酒及輸入酒類の賑盛は臺灣酒類の凋落にして、造石數の減少は酒造稅收入の缺陷を來たすに至るを保せず少くとも從來の如き増加は困難なるが如し究めれば稅源としての臺灣酒類の前途は其製造方法に於て、大革新をなし品質の向上に努め且つ生産得量の増加方法を研究し、更に集約作業に依り生産費の低廉を圖り同時に販賣方法を改善し消費者に對する賣渡價格を以て對抗するに非れば、今日以後に大なる期待を拂はれ難し稅率改正後大正十年度の實行成績が内地の移入酒の爲に蹂躪せらるゝ事なきか、嘗に困難なりし臺灣唯一の清酒工場たる芳釀社が事業の中止を見るに至りたるは他に其原因の存するは勿論ならんも稅率改正の結果品質品價に於て市場價格上移入品に對抗するを得に至りたるも亦臆測ながら一理由として擧げざるべからず、之等の結果を豫想すれば十年季に入りて清酒及麥酒の移入高頓に増加しつつある傾向は注意すべき事項ならずとせず。

要之現行の財政政策に於ける臺灣酒造稅制度にては移輸入酒類を調節すること能はざるを以て、其の伸張性の將來は乍遺憾頗る難局に在るものと謂ふべし。

(三) 增收政策上の官業專賣

財政政策が増稅に依るか將又官業に依るかの問題は理論としては孰れにも主張あるべし、要は國勢に應じ實際の要求に因て決定すべきは既往に於ける我國官業政策に見るも、其收入を目的とせる官業の多くは國家財政の關係により解決せられたるもの多し、財務當局は課稅策を主張して譲らざるが其增收政策として官業が租稅政策に優ること多くして論ずるの餘地なし、之を内地及臺灣の實例に徴するも別表の如く逐年官業收入の増加は租稅收入の増加を越え居

一般歳入經常部官業收入比較 (内地一般會計)

年 別	租税及紙收入	百分比	官業及官有財產收入	百分比	其他收入	百分比
明治二十四年	六四、四三三、三五四	八四	八、〇四二、三四三	一一	三、四三九、一五六	五
二十九年	八一、七六四、三九三	七八	一七、七六八、六七九	一七	五、三六八、五八一	五
三十三年	一四六、二二五、三三三	七六	四〇、〇七三、七一三	二〇	五、八八一、〇三七	四
三十七年	二二、一五八、〇〇三	七二	七六、四〇一、五七三	二六	一一、一五一、五五〇	二
四十一年	三一四、八三三、四二六	六七	一四四、二八一、二二二	三一	一一、四七三、四一一	二
正 元 年	三八七、三七〇、〇〇〇	六三	二〇七、七〇八、〇〇〇	三三	二七、二一〇、〇〇〇	四
五年	五四四、七五四、〇〇〇	六五	二六〇、〇二五、〇〇〇	三一	三四、三五八、〇〇〇	四
八年	六五六、三三五、〇〇〇	六八	二七四、三五七、〇〇〇	二八	三五、三七一、〇〇〇	四

臺灣歳入對租税官業收入比較

年 別	歳人總額	租税收入	官業及官有財產收入	百分比	專賣收入	專賣收入中	摘 要
明治二十九年	三〇、四二一、天	一、三三三、二八一	九、〇三三、三三三	三〇	一、四一三、二八一	對人、官業對	二十九糖業税、樟腦税、地租税、雜業税、郵便、鐵道、醫院、三十年製税、樟腦油税、三十二年開稅定率法、三十二年輸出税、出港税、順稅、食
三十三	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六六六、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三五	一、二〇〇、〇〇〇	對人、官業對	租税、雜業税、郵便、鐵道、醫院、三十年製税、樟腦油税、三十二年開稅定率法、三十二年輸出税、出港税、順稅、食
三十七	一六、一七〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三七	二、〇〇〇、〇〇〇	對人、官業對	租税、雜業税、郵便、鐵道、醫院、三十年製税、樟腦油税、三十二年開稅定率法、三十二年輸出税、出港税、順稅、食
四十一年	六、八三三、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八三三、〇〇〇	三七	二、〇〇〇、〇〇〇	對人、官業對	租税、雜業税、郵便、鐵道、醫院、三十年製税、樟腦油税、三十二年開稅定率法、三十二年輸出税、出港税、順稅、食

大 正 元 年	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三

臺灣に於ける租税の伸張力は内地のその如く行詰り居らずと雖、民情を異にする臺灣に母國同様の徵稅賦課を以難きは勿論近く制度を改正せられ地方に國庫に財源の必要上一部税率を引上げ、又は新規の稅則發布せられ其未だ實行せられざる今日既に多少の聲を耳にするの情況に徴し國費の膨脹に備ふるに更に新規の稅則を設け負擔を加重する事は政策上考慮を要すべし、他に途あらば之を擇ぶべきなり、他なし、臺灣酒類に對し專賣制度を布くに如かず。本島の如く新附民に蒞むには酒の如きは直接消費者より公平に負擔を徵し、其收入は嚙て國民の福利施設に再歸するの方策は少くとも強制徵收を意味する租稅制度に優る事は今茲に多くを云ふの要なかるべし、殊に本島に於ては酒類に對する租稅政策にては前段に述べたるが如く、移輸入酒の關係を制禦する事不可能なるが故に、島内製造酒類に對する課稅率を高めて收入の増加を圖らんとするも一方移輸入酒に乗せられ、之れが調節方法を以て完全に其目的を達することの困難なるは既に述べたるが如し。

今之を官業政策に改め島内消費の移輸入酒をも其の悉くを專賣品として取扱ふときは島内製品と移入品、輸入品を通じて徹底的に統一すること自在なり。

又臺灣に於ては其原料として特有の糖蜜あり之れが利用の助長は臺灣産業の發展なり延ては原料米の節約となり、原料米の節約は食糧調節の國策に副ふべし、糖蜜利用の化學的研究に依り品質を改善して嗜好の趨勢に順應せんと欲せば須く政府自ら實行に任ずべく價格を低廉にし、衛生取締を嚴にし國民の福利を期するには分業統一の外なきなり。

第二章 酒專賣の計畫 第一節 大正五年に於ける專賣案

統一が分立に優る事は酒造事業と雖亦例外なし。

要之増收政策に於ける臺灣酒類は之を專賣制に改むることに依て初めて活路を開き得べく、現行租税制度を以てしては將來多くの収入を期待し能はざるものと斷定して大過なかるべし。

(四) 小賣價格の實狀

臺灣酒類の販賣慣習は概ね左記の複雑なる營業者に轉々して消費者に供給せられ居るが如し。

製造業者(工場生産者)―特約發賣人(包装加工)―卸―小賣店―消費者
小賣―消費者

以上の販賣組織なり、而して全島小賣業者より買集め調査せし處に依れば酒類に割水するが如きは殆んど販賣者、小賣者に取りては常套手段として需給兩者共に怪まざるが如し。

而して特約店が製造工場より買入れたるものは概ね之に若干の割水加工を爲し、卸又は小賣に附す、小賣人は又更に若干の割水をなし以て中間利益を品質低下に依りて收得し居るもの、如し、於茲臺灣酒の小賣價格たるや到底一を開き直に標準となし能はざるを知る、乃ち全島より買求めたる酒類の價格を見るに製造工場に於ける價格には大差なく又小賣に於ても一定量の價格には甚しき差違なきも其酒精含有量たるや、區々にして割合に價格廉なりと認められたるものが、其酒精含有量より計算するときは非常なる割高品となるものありて殆んど臺灣酒類の小賣價格、所謂消費者への賣渡價格なるものには嚴格なる意味に於ける標準價格なしと謂ふも敢て過言にあらざるを思はしむ。之れ本島酒にありては内地清酒の如く特有の風味を以て聲價を定むることは第二義にして因襲上、先づ酒精分の多寡に依りて價格を決定するものなるが故に多くの販賣者は受入酒に適宜の割水をなし適宜に價格を引下げ小賣に附し、需要者も亦一々酒精含有量を檢定せざるを以て追々と此の手段の程度は高まり、不當利益に及ぶものあること又想像に難

からず。

(中 略)

實狀斯の如く曩に小賣價格に付非難せられたる財務當局は製造工場に於て検査査定酒の酒が其の儘販賣せられ居るものなりと信じての議論なるが、現行税則に依る販賣人は單に酒類の受拂を明記する簿冊を設くるの義務を有すれども、酒精容量の記載を強制せず、又割水したるものも同様度数を檢査せざるが故に販賣人が各種の貪利手段を施すことは當然にして怪むに足らざるべし。

市場價格に對し曩の企畫案審議當時財務當局の主張せられたる四合瓶一本にて僅か三錢を嚴格に論争することは全く机上の空論にして事實に遠き一片の理屈に過ぎざるなり。(中 略)

(五) 糖蜜消化問題は國家事業として處理を要す

本島特有の原料として、而も酒專賣に於て最も有利にして同時に又最も意義あらしむるものに砂糖の副産物たる糖蜜あり、糖蜜が酒專賣に關聯することは曩の企畫案に對し、財務當局は「此處分法の一事を以てして專賣不能」を絶叫したるが民營が官營となりたる爲めに特に生ずる問題に非ずして、民營たると官營たるとを問はず密接なる關係を有す。

糖蜜原料として發見せられたるは最近の事に屬し、茲に其詳細なる古き以前の歴史を知る事を得ざれども統計書其他の報告書に依りて既往の經過を敍し將來を考覈し、寧ろ之が利用厚生爲めには官營助長策たらざるべからざる理由を簡單に説明せんと欲す。

本島改隸以來分蜜糖工業を助長せられたる結果其の副生物として糖蜜なる殘滓を生産するものあれども當時未だ何

等の利用法も講ぜられず、糖業者は之が處分に窮して何れも百斤三四十錢見當の捨値を以て僅に養豚の飼育料として賣却したるも其多くは若干の負擔をさへ餘儀なくして廢棄處分をなしたる有様なりしが、三十七八年頃より日露戦争後の反動的事業勃興の時期に達し、化學工業上の必需原料として酒精工業の企業せらるゝものあり、之に促されて四十年十二月臺灣製糖會社が卒先して橋仔頭工場を創設し、糖蜜の利用方を拓きたるが抑の嚆矢にして亞て各製糖會社其他の工場起り、大正六年の如き酒精製産實に九萬三千餘石原料糖蜜の消化一億一千餘萬斤に及び我國酒精の供給に一大革新を來たす急激なる發展をなせり、一面又飲用酒類の原料としては米酒の添加原料として、一部試用せられたるが漸次其製造方法研究せられ新に糖蜜酒として獨立せる蒸餾酒の生産を見るに至り、飲用酒原料として三千餘萬斤の糖蜜を利用せらるゝに至り殆んど價值なき廢物たりしものが、今日に於ては頗る有利なる生産原料として臺灣産業經濟上頗る有力なる地位を占むるに至りしものなり。

糖蜜の産額は分蜜糖産額の約二割に相當するものにして分蜜糖業の順調なる發達に連れ糖蜜の産額又著しく増加し、大正三年七千三百萬斤より四年度約一億五千萬斤に上り越えて大正五年には二億萬斤を突破し(中略)。

酒精は其の需要の凡てが國內消費に非ざるを以て外國輸出の消長に因り常に異狀あるを免れず、尙同様の好況を維持し得べきか疑あること前に述べたるが如し、而して飲用酒類は島内消費なるを以て之が原料としての増進策は臺灣産業上より見るも出來得る限り、糖蜜使用を助長せざるべからず既往の累進狀態も別表に示すが如く

蒸餾酒の原料たる糖蜜の増加狀況が原料米四十一年を一〇〇として七年度に一四二乃ち四割二分の増加に對し糖蜜四十一年を一〇〇として七年度に八一二乃ち八十一割の増加を示せり、是れ糖蜜利用の顯著なる發達を語るものにして酒造原料として米と糖蜜との割合が

明治四十一年	米	四、七六八石	糖蜜	三、四七八、一五七斤
大正七年	米	三、二五四石	糖蜜	三二、五〇七、四八〇斤

漸次原料米を節し代ふるに糖蜜を以てするに至りつゝあるは國家經濟上より見て誠に慶賀すべき事に屬す。(中略) 酒類を擧げて官業となすとき單に糖蜜處分に付解決を與ふるのみならず、從來酒造原料として消費せられつゝありし米の消費高(自大正三年至大正七年)(平均米酒糖蜜酒用七十六萬九千石)を減じ食糧問題へ好影響を及ぼすこと重大なる附加利益あるのみならず、酒精の發達工業の助長より見るも臺灣糖蜜處分は決して輕視すべからざる重要事項にして之が解決は寧ろ酒造を官業に移し、根本的研究によりて始めて目的を達し得べきものにして曩に財務當局が反對理由としたる「糖蜜生産の全部を需要の如何に不拘政府に買収するに非ざれば官業不可なり」と言ふが如き、不合理なる義論を止め國策として糖蜜の利用厚生を考察すべきなり。

工業助長の上より戻税となすの主旨より謂ふときは以て國家は財源の目的物となさず寧ろ進んで、之が生産を助長し一朝有事に際し自給自足に備ふべく、國家事業としての經營に移すべき性質のものに屬すべし。

(六) 酒專賣の主張

酒專賣の計畫は曩に、大正六年度より實行すべく企畫するところありたれども、國家危急存亡の秋に非ざるに民間の生業を剝奪して官業となすの要なし、今後爲すべき各般の事業を尙未だ如斯必迫せずとせる財務當局との意見合致するに至らず、今日に迫りたるものなるが要は當時臺灣の財政が尙餘裕あり、敢て爲すの急を當面に認めざりしと立場上、課税依存論に提はれたるに基因し、積極的に財源を需めて事業を遂行するの要なしとの意見なりしと認めむべく、其理由なるもの所謂理屈に流れ實際論に遠く而も調査に資料機關を有せざる概括的專賣局の調査資料に對し

徒に反駁を加へ、事何となく本意にして手をそむることを嫌忌したるが如く頗る冷かなる結果に終り、今尙之が實現を見るに至らざるは今日督府の財政上より見て既に遅れたるは甚だ遺憾とする所なり。

臺灣の財政は各般の急なる事業と物價勞銀の騰貴其他時代の進運に必要な支出の膨張あり、近くは又地方自治制度の改革漸行に伴ふ結果として國庫より地方に移管せるもの、財源として新に課税を設けたるものあり、國庫に於ても時勢適應の爲すべき事業多々あり、反面に又豫定の収入を挙げ難き經濟界不況の餘波あり、國税に地方税に新に起すべきものは起し増すものは増され國民の負擔は一時に相當加重せられ、尙今後の積極施設に對しては相當の財源を必要とするの時期に迫れり、之を新税に需むるとしても今日直に施行すべき適當の新課税物件に乏し、茲に酒專賣の實施を以て最も機宜に適したる財政策以外他に名案なし、特急實施すべきことを主張するものなり。

專賣は本島財政上最も重要な地位に在りて収入實績も極めて屈伸力に富み、本島施政の上に相當の功績を爲し來りたる處なれども現在の四專賣中阿片は制度の方針上鹽は需要の範圍に於て樟腦は主として對外的經濟に支配せらるゝ點に於て多くを期待すべからず、唯獨り収入の安定と伸張力あるもの煙草而已なり而かも四專賣を通じて積極的施設に於ては概ね之が整理を行ひ將來に大なる期待をなし難し、財政の現状よりして課税に多くを望まれぬ現在官業に於ても亦大なる期待困難なりとせば新に官業を企圖せざるべからず、專賣以外の官業としては舉ぐべきものあるべしと雖財政の目的に副ふものは甚だ多からず專賣品としても酒以外砂糖、石油、燐寸等を數ふべけれども或は行ふに難く又収入の目的に副はず、米、肥料、食料、油等の專賣は數額に於て大なりと雖収入を目的とする專賣品として標榜する點に於て酒專賣に及ばず。

酒專賣は財政學上の定論に合致し專賣として最も適當なること煙草專賣と同じく理論上の問題なし、内地に施行せざることは理由とならず、内地は釀造酒なるも本島酒の主たるものは蒸餾酒にして殆んど絶體的に危険なく且專賣を施行するも外國との交渉海を隔つるを以て取締上頗る容易なり、又在來の頗る幼稚なる製法を科學的に改むる等品質改善の餘地多分にして又對岸南支南洋の嗜好を同じくする方面への發展も望みあり、殊に國民保健の點は後にも述ぶるが如く不衛生極まる製法と販賣人の手許に行きてより割水加工せられ普通二十五度乃至二十度たるべきものにして甚しきは十五度以下に稀釋せられたるものあるは事實調査に依り明にして以て一般を窺ふべく、衛生保健上有害たるのみならず價格の點に於て暴利を貪られ何れも消費者の大なる利害に及ぶものなり、之れ等は官業統一によりてのみ救済せらるべき點なりとす。而して專賣となさんか(一)收入伸張力 (二)負擔の公平 (三)消費者の自由意思に依る (四)國民の保健 (五)製品の統一 (六)企業利益 (七)品質の改善 (八)移輸入の防遏 (九)臺灣生産原料の利用等獨り直接財源としての利益に止まらず、附加利益の甚大なる蓋し好箇の專賣事業なりと確信するものなり。

以上の事項中(一)は前に説明せし如く(二)(三)は多く敍説を待たざるべし(四)(五)(七)(八)は先に述べたるが如く官業統一に依りて始めて行はれ得べき所なり(六)企業利益(九)生産原料品の利用に就き少しく説明を加へんと欲す。

(一) 企業利益 (官業統一によりて得べき利益)

企業利益は五百餘工場に分立し一工場の年産百石に滿たざるが如き生産費問題は論ずる迄もなく分立が統一に優ると酒事業と雖も例外なし。曩にも述べたるが如く、原料糖蜜の利用厚生を圖りて原料米の消費を減じ而も原料米の生成酒歩合現在七〇％は化學的研究に依りて九〇％程度に製造歩合を向上することは困難ならず更に塙箱の如きは島内に於て散逸を取締るときは回収して之を利用し得べく年額六十萬圓以上の經濟を爲し得べく、酒專賣に依る企業利益は極めて莫大なるものあることは別表計算に依るも明かなり。(中 略)

案の摘要

酒名	第一案	第二案	第三案	第四案	第五案
醸造酒	製造販賣	同	同	同	同
蒸餾酒	酒税二〇度トシテ 販賣	製成ノ儘ノ酒精含量 販賣	第一案	同	第二案
再製酒	製造販賣	同	同	同	第四案
酒類	同	同	同	同	同
移入酒	植物質上包裝販賣	同	島内販賣ノミ 買上販賣	移入ヲ廢シ製造販賣	同
麥酒	同	同	同	同	同

(以下略)

第二節 現行專賣制度の調査及成案

大正六年に於ける專賣計畫は前節に述べたるが如く議熟せずして成立するに至らざりしも、爾來專賣局に於ては之を捨てず引續き調査研究を怠らず年々之が促進を期したるが、依然採擇せられずして推移したり、然れども本計畫は年と共に當局識者の認識するところとなり、大正八年明石總督時代に於ては稍々有力となり、大正九年地方制度改革に依り督府財政の運用は本案を措きて他に求むべからざるに至り時の財務局長阿部滂氏の協力となり、大正十年七

月賀來專賣局長の newly 總務長官に蒞任するに及び英斷爰に具體化するに至り、財務局に於ても直に案の作製に着手したり。

茲に於てか曩に命を受け密に該制度の調査に當りつゝありたる專賣局會計係主任奥村文市、書記石黒誠忠、鈴木忠次郎、石原治補佐役として久しく調査を繼續せられたる關の仕事も世に出る事となり、曩に朝鮮總督府より轉任せられ待期したる無任所事務官杉本良氏に計畫案の内容説明となり、愈々財務局と合同調査審議の段取りと内定、前島知徳、柴田虎狼、村上貞吉、坂東喜之吉の財務局屬官と奥村、鈴木、石黒等專賣局側と案を持ち寄り、專賣局三階第二應接室を締切り杉本事務官を主査として、陣容を整へ猛暑炎熱と戦ひつゝ夜を日に踵いで審議研究せられ兩局和衷協同短を補ひ長を採り豫算の編成を完了し、十月十九日府議決定同二十日阿部財務局長は劃期的豫算及企劃案を携へて上京せられ大藏省其他と正式折衝の第一歩に入り、同時に官制改正案專賣律令及附屬法令案の三起草立案にて審議室は依然として活動を續けたり。

計畫案は當時兩局に於て作製せるものにして專賣局案は實際的方面にては非常に實行的なりしが、財務局案は酒共もの、製造方面に對し非常に詳密周到なる長所あり、兩者の長を採り短を補ふて全きを得たり。

而して此の間賀來長官に於ては再度上京し政府要路の折衝に當る所ありしが、政府之を採擇し實施確定となりて豫算案は諸法令案と共に愈々第四十五回帝國議會に提出せらるゝの運びとはなれり。

調査部に於ける成案は左記三案にして之を更に反復考覈の結果第二案を採擇するに至りたるものなるが、今左に其の全文を掲げ併せて專賣制度實施迄の経緯に關する賀來長官の追憶を摘録すべし。

- 一、酒精製造を除外する他の凡ての酒類を專賣と爲す案
- 二、酒精製造及麥酒の製造販賣を除外する案

三、酒精製造を除外し麥酒を專賣とする案

臺灣酒類專賣規則案

第一條 此ノ規則ニ於テ酒類ト稱スルハ酒類ヲ含有スル飲料ヲ謂フ
此ノ規則ニ於テ酒精ト稱スルハ攝氏檢温器十五度ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精分原容量百分中九十以上ヲ含有スルモノヲ謂フ

第二條 酒類ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第三條 酒類ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非レハ之ヲ輸出シ又ハ輸入スルコトヲ得ス

酒精ヲ輸出シ又ハ輸入セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケヘシ

第四條 酒類酒精ハ政府又ハ政府ノ指定シタル賣捌人又ハ小賣人ニ非レハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

酒類酒精ノ販賣者並ニ其ノ販賣ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第五條 酒類酒精ノ販賣者及酒類ノ輸出者ハ政府ノ施シタル包装ヲ開披シ若ハ汚染シ又ハ證票ノ破損シタル酒類酒精ヲ販賣又ハ酒類ヲ輸出スルコトヲ得ス但臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ包装ヲ開披シテ消費者ニ酒類ヲ賣渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 酒類酒精ノ小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非レハ酒類酒精ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス

第七條 酒精ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受ケヘシ相續ニ依リ酒精ノ製造ヲ承繼シタルトキハ其ノ旨ヲ政府ニ届出スヘシ

相續ニ依ル外酒精ノ製造ヲ承繼セントスルトキハ政府ノ免許ヲ受ケヘシ

第一項乃至第三項ニ依リ製造シタル酒精ハ輸出ニ供スル外之ヲ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス但政府ニ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 白楠、紅楠、酒母又ハ醪ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ政府ノ許可ヲ受ケヘシ

第七條第二項及第三項ノ規定ハ白楠、紅楠、酒母又ハ醪ノ製造ノ承繼ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ製造シタル白楠、紅楠、酒母又ハ醪ハ政府ノ承認ヲ受ケスシテ之ヲ酒類、酒精ノ製造ノ用ニ供シ他人ニ讓渡若ハ質入シ飲料トシテ使用シ又ハ製造場外ニ搬出スルコトヲ得ス

第九條 何人ト雖此ノ規則ニ於テ認メタル場合ノ外白楠、紅楠、酒母又ハ醪及政府ノ證票ヲ附セサル酒類、酒精ヲ所持シ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第十條 酒精製造者及白楠、紅楠、酒母又ハ醪ノ製造者此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ免許又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條 當該官吏ハ酒精及白楠、紅楠、酒母又ハ醪ノ製造場其ノ他必要ノ場所ニ立入り製品原料、材料及帳簿其ノ他ノ書類物件ヲ檢査シ又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ運搬中ニアル酒類酒精ヲ檢査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

當該官吏ハ前二項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯則ニ係ル物件ハ之ヲ沒收ス

一 私ニ酒類酒精ヲ製造シ又ハ酒類酒精ニ加工シテ酒類酒精ヲ再製シタル者

二 私ニ酒母又ハ醪ヲ製造シタル者

三 私ニ酒類酒精ヲ販賣シタル者

四 私ニ酒類酒精ヲ讓渡シ又ハ消費シタル者

第十三條 政府ノ命令又ハ許可ヲ受ケスシテ酒類酒精ノ輸出若ハ輸入ヲ圖リ又ハ輸出若ハ輸入ヲ爲シタル者ハ其ノ酒類酒精ノ價格ノ十倍ニ相當スル罰金ニ處ス但其ノ罰金額ハ百圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ價格ハ其ノ酒類酒精ノ生産地又ハ仕入地ニ於ケル原價ニ荷造費、運送費、保險料其ノ他輸入地ニ到着スル迄ノ諸費及輸入税ニ相當スル金額ヲ斟酌シ政府之ヲ決定ス

第二章 酒專賣の計畫 第三節 現行專賣制度の調査及成案

二八五

第十四條 私ニ白糖又ハ紅糖ヲ製造シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第五條第六條第八條第三項又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 當該官吏ノ業務執行ヲ妨害シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十七條 此ノ規則ノ犯罪ニ係ル物件ヲ讓渡消費又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス

第十八條 酒精製造者又ハ輸出入者酒精酒類販賣者、酒類輸出入者及白糖、紅糖、酒母又ハ醱ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 酒精製造者又ハ輸出入者酒精酒類販賣者、酒類輸出入者及白糖、紅糖、酒母又ハ醱製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル時ハ各本人ヲ處罰ス

第二十條 此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス

第二十一條 明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ハ此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル事件ニ之ヲ準用ス但臺灣間接國稅犯則者處分規則ニ定メタル義務ヲ行フ官吏ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十二條 此ノ規則中輸出又ハ輸入ニ關スル規定ハ内地朝鮮若ハ樺太ニ移出シ又ハ内地朝鮮若ハ樺太ヨリ移入スル場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 此ノ規則ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但第二十八條、第二十九條及第三十六條ハ此ノ規則發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ス

第二十四條 臺灣酒造稅規則ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 此ノ規則施行ノ際現ニ製成ノ途中ニ在ル酒類ノ製造者ハ其ノ製成ヲ終ル迄仍製造ヲ繼續スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ製成シタル酒類ノ酒稅ノ納付ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

第二十六條 臺灣酒造稅規則ニ依リ免許ヲ受ケ酒精ヲ製造スル者ニシテ此ノ規則施行後仍引續キ酒精ノ製造ヲ爲サムトスルトキハ政府ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ受ケタル酒精製造者ハ此ノ規則ニ依リ酒精製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十七條 此ノ規則發布ノ際現ニ麥酒ヲ製造スル者ハ當分ノ中仍其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第三條第一項、第四條第一項、第五條、第六條及第九條ノ規定ハ麥酒ニ之ヲ適用セス

第二十八條 此ノ規則施行ノ爲メ必要アリト認ムル時ハ臺灣總督ハ酒類製造者ノ製造石數又ハ酒類輸入業者ノ酒類輸入石數ヲ制限スルコトヲ得

第二十九條 此ノ規則發布ノ際現ニ存スル酒類製造用ノ建物其ノ敷地及酒類製造用ノ容器、器具、器械ハ政府ニ於テ之ヲ徵收又ハ使用スルコトヲ得、酒類製造用ノ物件ニシテ酒類製造ニ兼用スルモノニ付キ亦同シ

政府ハ酒類製造者ノ營業場ニ就キ前項ノ規定ニ依リ徵收又ハ使用スヘキ物件ヲ調査シ徵收又ハ使用目録ヲ作成シ之ヲ所有者ニ交付ス徵收又ハ使用目録ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非レハ徵收又ハ使用目録ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第三十條 前條ノ規定ニ依リ徵收スル物件ニ對シテハ賠償金ヲ使用スル物件ニ對シテハ使用料ヲ交付ス

賠償額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム

協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

第二章 酒專賣の計畫 第二節 現行專賣制度の調査及成案

二八七

鑑定人ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十一條 大正十一年六月三十日ニ於テ現ニ存スル酒類及白糖、紅糖製造専用ノ容器、器具、機械ノ所有者ハ其ノ買上ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ買上ヲ請求スヘキ物件ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十二條 政府ハ酒類及白糖、紅糖製造者ニ對シ第二十九條ニ依リ政府ノ徵收シタルモノ及第三十一條ニ依リ買上ヲ請求シタルモノヲ除外此ノ規則施行ノ際ニ於テ現在スル建物及容器、器具、機械ノ價額ノ三割ニ相當スル補償金ヲ交付ス但第二十六條第一項ニ依リ引續キ酒類製造ノ用ニ供スルモノ及此ノ規則發布以後ニ設備又ハ買入ニ着手シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ價額ハ政府ノ決定スル所ニ依ル

第三十三條 政府ハ酒類製造者及酒類製造ノ用ニ供スル白糖、紅糖ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廢止スル者ニ對シ其ノ請求ニヨリ賣渡代金ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ交付ス

前項ノ賣渡代金ハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日ニ至ル二箇年間ノ賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但大正八年七月二日以後ニ製造ヲ開始シタル場合ニ於テハ製造開始ノ翌月ヨリ大正十一年六月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ニ付之ヲ一箇年分ニ換算シタルモノニ依ル

第一項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス第一項ノ酒類製造者及白糖、紅糖製造者ハ大正十年七月一日以前ヨリ大正十一年三月三十一日以後迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

酒類製造者又ハ白糖、紅糖ノ製造者ニシテ此ノ規則施行ノ際酒類販賣人ニ指定セラレタルモノハ第一項ノ交付金ヲ交付セス

第三十四條 第三十二條第一項ノ補償金及前條第一項ノ交付金ハ大正十一年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十五條 第三十一條乃至第三十三條ノ買上金補償金及交付金ハ額面金額ニ依リ臺灣事業公債券ヲ以テ之ヲ交付ス但五十圓未満ノ端

數ハ現金ヲ以テ交付ス

第三十條ノ賠償金ハ本人ノ請求ニ依リ額面金額ニ依リ臺灣事業公債券ヲ以テ交付スルコトアルヘシ

第三十六條 第二十八條ノ制限有數ヲ超過シテ酒類ヲ製造シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒類及製造用容器、器具、器械ハ之ヲ沒收ス

賀來長官の追憶

(昭和十一年七月酒專賣十五周年專賣通信記念號寄稿)

(前略)

私の思ひ出は遠い昔に遡る、それは大正三年に私が專賣局長に就任して當時の臺灣の重要財源の役割を務めてゐた樟腦、阿片、鹽、煙草の四專賣事業中その將來性につきどれだけの期待をかけていゝかといふことにつき調査にとりかゝつて見た。

樟腦に就きては其の以前より調査せられて居り、それによれば樟樹自然林は大正十三年までしか存続し得ずとのことで、既に幼年木作業の計畫を立てられてゐた。ところが樹齡による含腦量の調査の結果は意外にも臺灣では幼年木の含腦量極めて少く樹齡が三十年前後にならぬと經濟的に作業し得る含腦量のないことが判明したので、茲に樟樹造林計畫を變更するとともに全島に亘る樟樹の毎木調査を行つたところ、原料木の存在豫想以上に多いことが判つて今日の製腦事業のやゝ安定した基礎を作ることが出来た。けれども是に對し次に述ぶる阿片專賣の收入減を補ひ餘りあるの増收を期待することは到底出来ぬのである。

臺灣の阿片政策は世間周知の通り漸禁主義を採用してゐる專賣事業であるから、その漸禁政策の成功に伴ふて漸次收入の減少することは明かであり、これに將來財源として望みをかけることの出来ぬことは無論である。

鹽は社會政策的に專賣制を布いて居るのであつて收入を目的としたるものでない、従つて將來鹽專賣に依る増收の期待は出来ぬ、煙草專賣だけが將來性につき斷然他の追従を許さざるものあるに過ぎない、さうして見ると、臺灣の重要財源としてゐた專賣收入の將來については相當考へる必要あるを感じ何かこれに代るべきものを新に案出しなければならぬと日夜頭を捻つて居りますと、ふとうかんで來たのは『酒の專賣』といふことであつた。

酒の如き嗜好品は專賣の目的物として適當なりとは何人も想するに思はるゝも、世界に先例なき酒專賣制度のことであるから事前に十分の考案をせなければ考へたので、そこで臺灣酒專賣制度を實施の可能性につきて種々調査研究を重ねたところ臺灣島内に於て消費される酒類の大部分は蒸餾酒にして内地の清酒の如き取扱上の面倒不安等極めて少く、且つ現に島内に於て製造販賣せられ居る酒類の性分も統一せられて居らず、随分アルコール分の高きものもあり洋酒の如きは如何はしきもの鮮からぬことは等を統一してアルコール分を一定にする如きは島民の衛生保健上にも益するところあるべく、内地移入の清酒に對しては一定の條件を附し其の移入を許可するに於ては不安鮮かるべく尙々專賣制度の實施に依りて國庫收入の増加を計り得ると共に、島民の衛生保健上にも益するところありとの結論に達せしを以て先づ之を當時課長として私を助けて居た神社、池田の兩事務官に謀り茲に初めて酒專賣制度實施意見書を作成したのである。たしか其の意見書は佐久間總督の内見に入れたけれども公然提案に至らず大正五年だと思ふが初めて之を豫算會議に提議したのであつた、しかし私の主張に對しては「專賣を布いてもさしたる収入の増加はあまりし造石税の増加と大差なかるべく、取扱上の不安も豫想せらるゝところであり、また衛生上の理由の如きはそれは一つの理想に過ぎまい」といふふうにて反對意見が強かつたのでなか／＼私の酒專賣制度實施論に對して耳を傾けてくれなかつた。

しかし私としては引續き研究を續けるに随ひ日を逐ふて其の確信の度が加はつて來たので決して之を捨てなかつた、爾來年々豫算會議にそれを提出しして依然採擇されずに推移したが年と共に徐々に認識せらるゝ傾向となつて財務局方面にても之が調査を爲すことゝなつたので意を強うした次第である。

大正十年下村長官の後を受けて私が長官に就任したので私は時の總督田中男爵に私年來の宿望である酒專賣制度實施の必要を申出たところ『酒專賣制度の實施に確信があるなら異議なきも一應原總理大臣に話して其の内諾を得るやうに』との意味で賛意を表された。

そこで私は一通りの用意をして早速上京することゝなつた、このときはまだ專賣局長は私が兼任してゐた、それは行懸り上酒の專賣制度を具體化するまでは私が引續き局長事務をも兼攝することが萬事に便宜ありとの考へからである。

原首相には大正七年日本の阿片政策問題に就て私の意見を申上げたことがあり、私を相當理解されて居られるといふ信頼があつた

ので上京勿々今回の使命につき報告をなし酒專賣制度實施に對し許諾を得た旨申述べ且『この問題は極秘裡に進め度きに付豫算の發表されるまで絶體秘密に願ひしたし』と附言した、それは本問題の如きは兎角利權屋などの耳に入り面白からぬ空氣を醸すことを惧れたからである。

『わかつた君の云ふ通りに大丈夫か大丈夫ならやりたまへ、秘密にすることは然るべきも高橋藏相だけでは是非話して同意を求め置く必要がある』とかう原首相は云はれた、そこで私は早速赤坂區表町の時の大藏大臣高橋是清子の私邸を訪ねて首相に對せる時と同様酒專賣制度實施の必要、其可能性等につき詳細の説明を爲し其同意を求めたところ初めは難色があつたが段々諒解せられて如何にも朗らかに『よく判つた賛成だやりたまへ』

と藤相は承認せられたのであつた、この時の會談は二時間餘に亘つた、そしてやはり私の嚴秘主義に賛成して下さつた、そこで再び原首相を訪問し高橋藏相との會談の様子を報告したのであつた。

この原首相の命令にて高橋藏相の承認を求めた一事が後に至つて酒專賣制度實施の運命を決することゝならうとは夢想だにしなかつたところである。

私は一切の用務を了し大正十年の十月二十八日原首相に暇乞して臺灣へ歸着したのが十一月四日であつたが其の十一月四日に私の忘るゝことの出來ない出來事の起らうなどは神ならぬ身の知るよしもなく、臺灣着即時總督官邸に行つた當時田總督は病氣で寝てゐられたので私は病室に入つて東京に於ける經過を詳細報告して『すべて豫定の通りに参りましたから御安心下さい』といつたところ總督も非常によろこばれて安心されたやうだつた。

田總督に報告して私は官邸へ歸つて初めて落付いた氣持になつたその夕、私の親友の臺灣日々新報社々長井村大吉君がやつて來たので夕食を一緒にしたが井村君は箸をうごかしながら『何か總督府で變つたことがありそうだが』とときりと私の話を聞き出さうとしたけれど、私は唯少し計畫があるけれど今暫く見てゐて貰ひたいと答へ愉快に晚餐を終り雑談に耽つてゐた、午後八時前後と思はるゝころ『原首相が暗殺された』と全く思應けない一大悲報が到着したのであつた。

私はつひ五六日前程しく訣れを告げた原氏の遭難を……一寸信じられないやうな氣もした。そしてやがては酒專賣制度實施に對し折角許諾を與へくれられ其の實現を保證せられた原首相を喪ふことは其の前途に勘からず不安を感じしめられたのであつた。

田總督は此の悲報によつて十一月七日に急ぎ上京せられた、私は九日原首相の追悼會に出席した後突然其の夜から變な咳がしきりに出て熱は餘りないのに苦しくてならなかつた、それがきつかけで病床に横はるやうになつて只管静養に努めた。

十二月二十七日田總督が歸臺され態々病床に私を尋ねられ議會に於ける酒專賣制度施行に關する豫算案の上程に就て其後の情勢話をされ種々打合せをしたりした。

豫算編成前後には池田幸甚君が後任專賣局長に就任せられたが行懸上この問題は私自身その衝にあたる方が無事だと考へたので病氣などに拘つてゐられず、奥村會計主任を伴れ一月十一日上京の途についた。

臺北出發の際は全く病人の態であつたのが神戸に上陸して見ると今までの咳嗽もなく全く奇蹟的に病狀が好轉して居るので病人である私自身は無論周囲の人々も不思議がつたくらいだつたが兎に角仕合したことだつた。

着京して見ると酒專賣制度の實施てふことは相當の注意を惹かれたものと見え即日之が説明を要求せられたのは貴族院の公正會であつたそこで田總督と私が出席した。

二三の質問があり私が一應の説明をした後で阪谷芳郎男は詰問的態度で大要次のやうなことを云はれた。

『酒の專賣などいふこんな突飛なことを實施したら平地に波瀾を起すこと、思はれる、僅かに安定した臺灣に暴動の起ることは明らかだが總督府はこれが鎮壓の準備ができてゐるか』

そこで私としては餘り事の意外なるに驚きながらも阪谷男が酒專賣につき充分諒解せられざること、思ひ重ねて説明すると共に暴動云々に對しては強く自己の信するところを述べ

『二三の者は必ずしも満足を表せぬかも知らぬが調査と準備は十分に整ひ居り暴動など起るべき事情は全然なし』

とやゝ言葉も鋭く切り返したので田總督は私の態度を危ぶまれ洋服の裾を引いて注意された程であつた。

次に説明を求められたのは政友會の政務調査會であつたが、このとき同時に招かれて説明のために行つてゐたのが朝鮮の齋藤總督、西村殖産局長で朝鮮側は『朝鮮土地助成法案』の説明であつた、調査會では何彼と長い時間この法案をそれからそれへと質問されなかく面倒の様に思はれた。

それがすむと臺灣酒專賣制度の質問に移つたので私一通り説明したけれども代議士中に醸造家などがあつて自家の経験により『酒の專賣などできるものでない』などと云はれるものがあつて空氣は一體に面白からぬものがあつたが、要するに案そのものに對する意見でなく唯この重要法案が提出される以前政黨に諒解を求めなかつたといふのが重要な理由で反對するやうに見受けられた、しかしそれは堪へ忍ばねばならぬ『嚴秘主義』の下に今日までやつて來た提案である、だから私はできるだけ詳細にその説明に努力するより外なかつた。

空氣は好轉せられずこの質問が打切られると同郷の誼みで元田肇、松田源治、兩代議士が夫々私を別室に呼んで『せめて事前自分に話してくれたらよかつた』とひどく同情をよせた言葉があつたが私としては特に秘密に取扱つたといふことをその時云ふことをせなかつたのであつた。

政友會政務調査會に出席した夜、臺灣俱樂部に會があつたので私も出席した、そこへ山本悌次郎氏も出席してゐて『私へ酒專賣には議論百出空氣は面白くない、結局は朝鮮の土地助成案と共に葬られるやうになると思ふ、何れ今晚一切を總理大臣に報告することになつてゐるので明朝總理から何か話があらうから……』と暗に酒專賣の運命に對する宣告的の話があつてひどく同情を表された。

その翌日は衆議院豫算總會であつた、私は午前九時頃議會に登院して控室で待つてゐた今はどうなつてゐるか知らないが、當時朝鮮總督府と臺灣總督府の控室とは同室であつた九時半頃になつて齋藤總督が見えて

『今朝總理から朝鮮土地助成法案は不決されることゝなつたことを話されたがあなたの方はどうです總理から何かお話がありましたか』

と云はれた。

この時總理大臣は原内閣時代の蔵相で最初に私の酒專賣案の説明を聞かれた高橋是清氏である、だがそのときまで私は總理に呼ばれなかつたので私は齋藤總督に『私はまだ呼ばれませぬ或は總督が行かれたかも知れませぬ』

とお答してゐるうちに豫算總會が開かれたので不安のまゝ議場へ入つて行つたすると山本悌次郎氏が起つて提出豫算案に対する意見を述べられたが

『朝鮮土地助成案については本質には賛成なるもまだ研究を要すべきものがある』

といふ様な意味で否決せられたのでさてこそ今度は專賣案だと片唾を呑んで次の言葉を待つてゐるとその他の豫算は全部承認するといふ口調であつた。

『おやつー』

と思ふ間に政友會政務調査會であれだけ空氣の險惡だつた酒專賣がすらくと衆議院を通過してしまつたので何んだか肩すかしを食つたやうな氣がしたのであつた。

『どうしてあれが通過したのだらう？』

とそこに不審が起きて來たそしてその理由をあとになつて山本悌次郎氏から聞いて

『はゝア』

と悟つたそれは高橋首相へ政務調査會の報告を齎して行くと

『臺灣に酒專賣制度を施行することについては原首相が許諾を與へられこの高橋もそのときから承知してゐたのである』

と高橋首相のこの一言に俗に云ふ鶴の一聲で險惡であつた政務調査會の空氣を一掃し去つたのであつた。

次の貴族院の方はどうかと懸念しつゝも大したこともなからうと豫算委員會に出席した主査は荒井賢太郎氏だつたと思ふが外八名の委員であつた。

委員へ出席して見ると空氣は豫期に反してひどく論難され東郷安、佐竹義準兩男鈴木總兵衛氏などが交々質問せられて午前十時より午後一時に及んだが要するに質問者側はそれ程の調査されたものでないのに當方は永年研究した問題で充分の自信を持つてゐるの答辨だから相當諒解されたものと思つたところ、愈々決を採る事になつたとき黒岡帯刀氏がいきなりポケットからぼんかんを一つ取り出され片手に高く捧げて

『私が臺灣に居たときはかういふ立派なぼんかんは見ることが出来なかつたが總督府の努力で今日は澤山生産されるして見ると酒の專賣もかういふ風にきつと立派にやられるのであらうと信じるから私は賛成する』

と思ひ出を交へたことを云つて賛意を表された。

いよゝそれから決を採られることになつたところ東郷、佐竹兩男、鈴木氏、高田早苗氏の四名反對で賛成は黒岡氏外三氏の四名で賛否同數であつたので驚いてゐると主査が原案に賛成されたのでやつと委員會は通過した愈々本會議に上程されると相當面倒なことゝ覺悟して出席したのは是は又意外にも議會は省略されすらくと通過してしまつた、この時の委員會の應答は雙方思切つたものがあつたから當時の議事録を見たら興味あることゝ思ふ、殊に面白かつたのは委員會で盛に反對意見を述べられてゐた佐竹男が本會議で讀會省略即決を提議せられたことである。

當初政黨に渡りをつけなかつたのが政友會での空氣を悪くした譯だつたが貴族院での論難は寧ろ意外だつた是も後に佐竹男の内話によれば衆議院と反對の一種の邪推から起つたことだつたさうだつた。兎も角右様の經過で無事兩院を通過したのは國家の爲め誠に欣幸に堪へざるところであつて斯の如き迂餘曲折のあつたことが今となつて見ると私としてこの上もない興味ある思ひ出となると共に一方爾來十五星霜を経過した今日、當時本問題に對し力を添へて下された多くの方々が年と共にだん／＼世を去つて行かれるのが一方ならず斯の思ひ出を淋しくするものがある。

この酒專賣制度が實施されて後も東郷安男とは時折當時を想起して酒專賣事業の成功の途を辿りつゝあることを語り合ひ悦んだのである。(後略)

第三節 酒專賣制度の計畫當時に於ける説明

今帝國議會に於ける專賣制度説明資料を掲出すれば左の如し。

第一 臺灣に於ける酒類の製造及消費の概況

臺灣に於ける酒類の需要は釀造酒蒸餾酒再製酒を通じて約二十萬石に上る、其の大部分は島内にて製造し一部は内地其の他より供給を受け島内製造酒中釀造酒は主として内地人の消費する清酒及麥酒にして外に微量の濁酒、紹興酒、鳳梨酒等の需要あり、蒸餾酒は主として本島人の消費する所にして米酒及糖蜜酒を主とし泡盛、蕎麥酒、燒酎、砂糖酒、高粱酒、離仔酒等其の種類頗る多し再製酒中最も多量なるは紅酒及藥酒にして共に本島人の嗜好する所たり其の他は内地人の嗜用する再製酒及白酒、味淋、糯米酒、粟酒等とす以上の外近時糖蜜利用として酒精の製造業勃興し年産額約八萬石に上る酒精は主として島外に搬出せられ島内の消費に供せらるゝものは極めて少し島外より供給を受くるものは内地移入酒に在りては清酒及麥酒を主とし葡萄酒、支那酒、シャンパン、ウイスキー、ブランデー等の酒類は内地及外國より移輸入せらるゝも其の額多きに上らず。(第一表参照)

本島に於ける酒類は第一表に示す如く蒸餾酒大部分を占め再製酒之に次ぎ釀造酒は比較的僅少にして今酒精を除外したる他の三種の酒類の最近三箇年間に於ける島内需要の割合を示せば次の如し。

種別	六年	七年	八年
釀造酒	一八	一八	一九

再蒸餾酒	計	再蒸餾酒	計
六四	一〇〇	六二	一〇〇
一八	一〇〇	二〇	二六
五五	一〇〇		

第二 酒税の沿革及成績

酒類に對しては輸入酒に對する輸入税の外臺灣内製造酒に對しては明治四十年八月臺灣酒造税規則を制定し釀造酒、蒸餾酒、再製酒を通じて含有酒精の箇數に依り四種類に区分し造石税を課し工業用酒精に對しては戻税することとせり、其の後明治四十三年十一月四種類を五種類に改め大正九、十兩年度の改正を経て現行に至りしものにして(第二表参照)之を内地現行の税率に比するときは内地は一石に付清酒三十三圓、麥酒十八圓、四十五度の燒酎二十圓にして之等は孰れも臺灣より高率なり、其の他酒精は一箇一圓五十錢にして同率なるも麥酒は本島に於ては未だ課税せず其の他の酒税も臺灣は内地に比し約三割乃至五割の減率に該當するに過ぎず、酒税収入は年次著しく増加し明治四十一年には約五十萬圓なりしもの大正八年には累進して約四百四十五萬圓に上れり。(第三表参照)

第三 酒專賣の必要

酒類に對しては前項の如く酒税を賦課して財政上の需要に應ずると共に其の製造販賣に對しても從來政府は必要な指導取締を講じ品質の改良向上を圖り以て國民保健に資せむとし來りたるが此の際更に一步を進めて酒專賣を實行し臺灣内消費の酒類の製造及販賣を政府の專權に移さむとす。

專賣を實施せむとするは主として財政上の必要に因るものなり、臺灣の歲計は各般施設の進捗するに伴ひ近時著しく膨脹し來れるも歳入は將來必ずしも所要額と隨伴して昂進するの見込なく、從來專賣事業として施行し來れる阿片

収入も漸禁主義に依る漸禁政策實效を奏し喫用者近時年々激減しつつあるの状態なるを以て、之が缺減をも補充するの必要あり然るに此際新税を起し、新に負擔を増すは一般經濟界の趨勢に見るも民心の傾向に察するも容易の事にあらざるを以て可成的官業を擴張して收益の増加を圖り、特に一般の負擔を増加することなくして政府の歳入を増進せしむるが如き方法を講ぜざるべからざるものと思料せらる依て、茲に消費稅々源中最も專賣に容易なる酒類を政府の專賣に移さむとするものにして、本計畫に依るときは施行後十年間を通觀するも島内消費酒類に對し現行稅率に依る租稅收入より概算二百萬圓乃至三百六十萬圓の増收を期し得べく、爾後も國庫收入は租稅收入に比し相當多額の増加あるべき見込なり、加之專賣に依るときは現在二百餘人の經營せる製造工場を整理し企業を統一して經營上の冗費を節し品質を改良し以て國民の衛生保健に資するを得べし、或は專賣に依り民業を妨遏すとの非難を招くべきも施行の際失業者に對しては或は轉業を補助し或は爾後酒類賣捌の業に就かしむる等適當の考慮を加ふるときは必ずしも大なる民業妨遏の實あらざるべく、且國民公益の増進の爲には一部の犠牲は忍ばざるを得ざるべし、而して臺灣の酒類が敝上の如く操作の比較的容易なる蒸餾酒又は再製酒殆んど大部分を占め、醸造困難にして變敗の虞多き醸造酒少き一點は偶々官業實行の見込を容易ならしむること大なるものとす。

第四專賣計畫

專賣の實行方法としては此の際麥酒及島外搬出の酒精を除外し其の他の酒類及酒精に付專賣を實行せむとす、麥酒の製造を除外せむとするは麥酒に對しては現在も課稅せず、島内の所要麥酒は大部分は内地移入にかゝり、島内の製造者としては高砂麥酒製造會社あるも同會社は主として、南支南洋に輸出する計畫を以て創業したるものなるが、未だ創業日淺く果して技術上優良品を生産し得るや否や、目下試驗中に在り政府に於ても直に優良品を得ることは容易にあらず、且麥酒專賣に依り得る所は比較的僅少なるに此の際多額の創業費を支出せば差益僅少となり彼是考慮する

ときは麥酒を現在の儘に放置するを有利なりとし販賣上も、之が爲に他の酒類の需要に影響を及ぼすことなるべしと信ず、次に酒精は糖蜜の利用方法として各製糖會社に於て多量に製造するところなるが販路は多く内地其の他に於て島内の消費は比較的僅少なり、而して酒精は用途多端にして需要に消長あり、從て政府事業として經營するには未だ適當なりと認め難し故に歲計の安固を期する爲酒精は現行の如く課稅制度を維持すべし、但し島内需要の酒精は他の酒類との關係上之を政府に買上げ政府は有稅品を賣捌くこととなる。

酒類製造の原料として使用せらるる、白糖、紅糖、酒母、醪は主として酒製造の用に供するものなるも亦酒造以外の用途に供せらるる、が故に一定の取締の下に民間の自用品の製造は許可すべく政府所製品は政府に於て製造すること、爲さむとす。

一 專賣品の種類

專賣とすべき酒類の範圍は清酒、米酒、糖蜜酒其の他の蒸餾酒、再製酒及酒精にして右大部分は政府に於て直接製造すべく唯内地酒、外國酒にして特殊のものは買入專賣とすべく即ち販賣は麥酒以外は酒類全部を專賣とし製造に在りては大部分の酒類を政府の直營となさむとするものなり左に製造及買入酒の酒名を掲ぐべし。

(一) 製造酒

釀造酒 清酒
蒸餾酒 米酒、糖蜜酒、蕃薯酒、泡盛、燒酎、高粱酒
再製酒 紅酒、藥酒、白酒、味淋、糯米酒、ウイスキー等

(二) 買入酒

移入酒 清酒、葡萄酒、其の他の洋酒

輸入酒 葡萄酒、シャンパン、ウイスキー、ブランデー其の他の酒類
本島酒 酒精

二 製造數量及買入數量

製造計畫の基本數量は大正六、七、八年の三年間の平均數量と蒸餾酒にありては其の酒精箇數に査定を加へて合計十八萬六千三十石と定めたり酒類中需要の少きものは省略し、蒸餾酒の酒精分は大體製造場引取の際の度數に依りたるも實際の販賣品は甚だ區々たるを以て需要の状況を斟酌し必ずしも既往の引取の際の實蹟に依らず、幾分之處を變更せり實際の製造に當りては猶更に地方的嗜好状況を斟酌して含有酒精分を數種類に定むるの必要あるも計畫としては、各酒毎に同一度數としたり買入數量も亦前三年の平均數量を基礎とせり。

三 工場配置及工場製造石數

工場は現在約二百箇所に上り、各地に遍く存在するも出來得る限り集中するを有利とするを以てなるべく、之を集中せむとし計畫したり、但し酒類は輸送上多額の運賃を要する關係もあり、交通關係及嗜好状況をも顧慮するの必要あり依て一工場二萬石内外を標準とし臺北、新竹、臺中、嘉義、臺南、高雄、宜蘭及花蓮港に工場を配置することとし地方の主たる需要品はなるべく他より配給する必要なからしめむとす、而して各工場の製造酒名及石數は工場の配給區域内の人口數により酒類需要石數を算出し、之を各地方の酒類需要の割合を達視して製造酒の工場配給區域別の消費量を算出し之に依り、各工場に自造自給する様製造石數を割當たり。

四 包装

従來は無包装の儘所謂零賣を爲すもの多く壘詰其他の包装は割合少く殊に本島人用の酒類は多く零賣に依りたるも、專賣施行後はなるべく容器に收容し一定の封緘を施したるものを販賣することゝ爲さむとす、斯の如く包装を

施すときは包装費及容器の運賃は従前に比し、消費者の負擔を増加することとなるも、之に依り品質の整一と改善とを期することを得べし、但し急激に變化を來すことは消費者の不便とする所なるに依り當分の間は漸を逐ふて進むこととし蒸餾酒に限り、所謂零賣を認むべく唯專賣品の品質保證の意味に於て又上級品を供給する場合等に於て壘詰をも供給せむとす、容器の種類も現在は樽入、甕入、壘詰等種々あるも樽入は四斗樽、五升樽、壘詰は一升壘、四合壘、一合壘、罐入は一斗と云ふが如く各種の包装を認め各酒各別に夫々適當なる數種の容器を配當することゝせり。

五 賣渡制度

賣渡制度は賣捌人及小賣人の二級制度とし賣捌人は交通の關係及人口集團の状況等により、適當數を配置することゝして八十二人を指定すべく、小賣人は其の數多きに失するときは各自の収益を減することゝなるも制度施行の際急激に整理するを見合せ現在人員一萬六千人の大部分を指定せむとす、其の取扱石數は賣捌人二人最高三千五百石を上らず小賣人は平均十二石となる販賣手數料は賣捌人は地位交通の關係に依り等級を設くべきも差當り、販賣價格に對し五分とし小賣人は均一に九分とし、賣捌人小賣人間の運賃を負擔することゝす。

六 酒類販賣高

酒類販賣高は包装及貯藏の際の缺減を見込み之を十九萬二千九百八十四石とせり、即ち缺減は清酒及再製酒に在りては百分の七蒸餾酒は百分の五とし、買入酒中包装を變更せざるものには特に缺減を見込まず。

七 販賣價格

政府の販賣價格は時價と權衡を失せざることに努めたるも、酒類の價格は製成の割合原料の高低需要の期節其の他種々なる地方的原因に因り隨時著しき變動ありて、全島頗る區々たるを以て據るべき價格を發見するは容易なら

ざるにより、製造酒に在りては現行の時價を輸入酒に在りては時價並に輸移入價格を夫々參酌し大體適當と認めらるゝものを執り之を決定せり。

八 酒類の島外販賣

現在に於ても酒類の輸出せらるゝものは甚だ少き狀況なるが、專賣施行後も島外販賣の分は全然計上せず専ら島内供給のみを目的とせり、制度としては輸移入、輸移出共に政府の命を受けたる者に限り之を行はしむることゝなすむとす。

九 建設及設備

工場は可成大規模のものと爲さむとするものなるが、現在の製造工場にしても、政府の製造計畫と符合するが如きもの存するにより之等は其の敷地、建物及設備を徵收し之を修補すべく、然らざる地方に於ては新に設備を施さむとす。

一〇 建物の補償

前項に依り徵收を受けたるものを除き其の他の酒類及白糶、紅糶製造場は禁業の爲使用の方法なく營業者は莫大なる不利益を受くべきに依り政府は建物に對し時價三割の補償金を支給せむとす。

一一 容器、器具、器械の徵收及買上

酒類製造専用の容器、器具、器械にして政府に必要なものは之を徵收せざるべからず其の他の製造者及白糶、紅糶製造者の所有のものは専用機械、器具、容器は本人の請求に依り政府は之を買上ぐるべし買上請求なきものに對しては時價三割の補償金を支給すべし又白糶、紅糶の特許權も本人の希望に依り買上げむとす。

一二 禁業交付金

現在の酒類製造者は賣捌人に指定するときは失業の事實生ぜざるに依り可成之を賣捌人に指定せむとするものにして之等賣捌人に指定するものを除き其の他禁業により、失職するものにおいて交付金を支給せむとす。

白糶、紅糶製造者に對しても同様禁業交付金の支給方法に就ては内地、朝鮮の煙草專賣制度を參照し、大正八、九年間の酒類賣渡高の平均價格の二割五分とす。

一三 公債募集額

酒造業者に交付すべき交付金徵收不動産の爲補償すべき補償金は公債支辨とすべく、之が爲五分利付四百三十萬圓の公債を募集し五年据置五箇年間に償還するものとす。(後に四百四十萬圓五年間償還に變更す)

一四 專賣官署の配置

專賣官署としては專賣局に酒造課を置き一般の企畫監督を爲し各工場所在地は支局を置き各工場を之に配置し猶配給所を置き酒類の配給を爲すと共に取締の任に當らしめむとす、其の一箇所は内地酒買入の爲特に官吏を神戸に配置すべし、職員は常員として事務官三、副事務官五、技師六、書記、技手一五二、合計一六六人を置き借上工場共の他の建築の爲創業後五年間臨時職員技師一、技手一五計一六六人を置かむとす。

第五 專賣收入と租稅收入

本計畫に依るときは專賣收入と租稅收入との對比は創業後十年内は設備及公債償還等の爲充分の收益を擧げ得ざるも後に於ては租稅に比し、約三百六十萬圓の増加あるものとす、而して酒精に對しては現行稅令を存置するを以て酒精收入は此の計算以外なりとす。

第一表 酒類酒精需給狀況調

「説明」 本表は島内に於ける酒類酒精の一般狀況を知る爲に調製したるものにして第一製造高及輸移入高の合計

と第二輸出高合計との差を第三島内所要高と爲したり。

第一 製造及輸移入高

再	製										區分		
	酒 造 釀					酒 造 蒸							
酒	清	濁	紹	鳳	米	糖	蕃	泡	燒	砂	高	離	酒
酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
名	清	濁	紹	鳳	米	糖	蕃	泡	燒	砂	高	離	酒
六	八、八一三	一三五	六七八	九六二六	六〇、九七九	六二、九七九	三六九	二、九九一	五四三	三五三	九三、八三三	二二、〇四四	二四、一七八
七	一〇、二九〇	六三	五八三	一〇、九七一	五三、一八〇	六四、一〇四	四九四	二、二〇三	四八一	一八六	八二、三八六	二〇、三九九	二八、一〇二
八	八、一六三	八一	五五〇	八、七九七	六四、五三九	五四、〇九九	一、七〇六	一、六五八	一、〇〇五	一、〇一九	八一、二四	二〇、五四二	三九、六三六
平	九、〇八八	九三	六〇三	九、七九六	五九、五六六	六〇、三九四	八五六	二、二八四	六七八	四〇一	八五、七七七	二一、〇三二	三〇、六三八
均	八、八一三	一三五	六七八	九六二六	六〇、九七九	六二、九七九	三六九	二、九九一	五四三	三五三	九三、八三三	二二、〇四四	二四、一七八
再	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅
名	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅
六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六
七	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六
八	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六	六、六六六
平	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三	七、一四三

酒	移										酒		
	酒 製					酒 移							
再	清	濁	紹	鳳	米	糖	蕃	泡	燒	砂	高	離	酒
酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
名	清	濁	紹	鳳	米	糖	蕃	泡	燒	砂	高	離	酒
六	二、八一〇	一五〇	八、〇九四	二、八〇九	二六、二〇〇	一六、二〇〇	一一、七一一	五四九	一、三二二	一八九	二九、九七四	二六、二〇〇	二六、二〇〇
七	三三三	一一七	三〇七	九、五二六	一五、〇〇八	一五、〇〇八	九、五二六	四七四	一、一八〇	一六〇	二六、三五五	二五、一九二	二五、一九二
八	八、〇九四	一五〇	三三二	九、五二六	一八、四〇六	一八、四〇六	九、五二六	四七四	一、九六〇	二〇五	二六、一四八	二六、九四四	二六、九四四
平	二、八〇九	一五〇	三三二	九、五二六	一六、二〇〇	一六、二〇〇	九、五二六	四七四	一、三二二	一八九	二九、九七四	二六、二〇〇	二六、二〇〇
再	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅
名	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅
六	二、八一〇	一五〇	八、〇九四	二、八〇九	二六、二〇〇	一六、二〇〇	一一、七一一	五四九	一、三二二	一八九	二九、九七四	二六、二〇〇	二六、二〇〇
七	三三三	一一七	三〇七	九、五二六	一五、〇〇八	一五、〇〇八	九、五二六	四七四	一、一八〇	一六〇	二六、三五五	二五、一九二	二五、一九二
八	八、〇九四	一五〇	三三二	九、五二六	一八、四〇六	一八、四〇六	九、五二六	四七四	一、九六〇	二〇五	二六、一四八	二六、九四四	二六、九四四
平	二、八〇九	一五〇	三三二	九、五二六	一六、二〇〇	一六、二〇〇	九、五二六	四七四	一、三二二	一八九	二九、九七四	二六、二〇〇	二六、二〇〇
再	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
名	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
六	二六、五八三	二七、四二八	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三	二六、五八三
七	二五、一九二	二六、三五五	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二	二五、一九二
八	二六、九四四	二六、一四八	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四	二六、九四四
平	二六、二〇〇	二九、九七四	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇
再	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
名	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
六	二九、三二九	二九、八八九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九
七	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六	二七、五八六
八	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九	三〇、六二九
平	二九、三二九	二九、八八九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九	二九、三二九

第二章 酒賣の計畫 第三節 酒賣制度の計畫當時に於ける説明

第二編 酒專賣制度の起原及目的

第二 輸移出高

三〇六

區分	酒類別	名	六年度	七年度	八年度	平均
蒸餾酒	酒	精	九三、六三三	八二、一八六	八〇、九二四	八五、五七七

第三 島内所要高

區分	酒類別	名	六年度	七年度	八年度	平均
酒	釀造酒	清麥酒	二五、九九九	二五、二九八	二六、五六九	二五、二八七
	紹興酒	興酒	一〇、七四一	九、五二六	一四、八八〇	一一、七一五
酒	蒸餾酒	米酒	一三、三五	六三	八一	九三
	燒酎	燒酎	六七八	五八三	五五〇	六〇三
酒	砂糖	砂糖	三五、五五三	三五、五〇五	四二、〇八三	三七、七一〇
	薯蓣	薯蓣	六〇、九七九	五三、一八〇	六四、五三九	五九、五六六
酒	高粱	高粱	六二、九七九	六四、一〇四	五四、〇九九	六〇、三九四
	沙糖	沙糖	三六九	四九四	一、七〇六	八五六
酒	泡盛	泡盛	二、九九一	二、二〇三	一、六五八	二、二八四
	燒酎	燒酎	五四三	四八四	一、〇〇五	六七八
酒	高粱	高粱	三五三	一八四	一、〇一九	四〇一
	沙糖	沙糖	七三	三四四	三九一	三六九
酒	高粱	高粱	七三	一	一三九	八二
	沙糖	沙糖	七三	一	一三九	八二

第二表 酒税率調

「説明」臺灣酒造税規則は明治四十年八月の制定にかゝり、爾後明治四十三年、大正九年及大正十年に各改正ありたり其の税率の要領を左に掲ぐ、輸入酒に對しては關稅定率法により輸入税を賦課せり。

再製酒	紅藥酒	白葡萄酒	味淋酒	糯米酒	葡萄酒	其ノ他ノ洋酒	計
再製酒	紅藥酒	白葡萄酒	味淋酒	糯米酒	葡萄酒	其ノ他ノ洋酒	計
二四、一七八	八、六六六	一一九	四七三	五四四	二〇四	一〇、一〇八	一九九、六六五・二
二八、一〇二	六、六一六	一一七	四六七	九七九	一三五	一、四一七・九	一九五、三八六・〇
三九、六三六	六、二四五	一五〇	五八七	四九〇	七〇	二、五七〇・三	二二五、三二六・八
七、一七五	二、八〇九	一一八	五〇九	六七二	一三六	一、六六六・七	二〇六、七七三・〇
三〇、六三八	七、一七五	一一八	五〇九	六七二	一三六	一、六六六・七	二〇六、七七三・〇
約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇

種別	明治四十年律令第六號	明治四十三年律令第十號	大正九年律令第八號	大正十年律令第二號
第一種	酒精分二十度以下ノ釀造酒及再	同上	酒精分二十度以下ノ釀造酒及再	同上

第二章 酒專賣の計畫 第三節 酒專賣制度の計畫當時に於ける説明

三〇七

第五種	第四種	第三種	第二種
酒類及酒精分四十五度ヲ超ユル酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 一圓	酒精分四十五度以下ノ酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 三十錢	酒精分三十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓	製酒 一石ニ付 六圓 酒精分二十度以下ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓
酒類及酒精分四十五度ヲ超ユル酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 一圓	酒精分四十五度以下ノ酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 三十錢	酒精分三十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓	酒精分二十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓
酒類及酒精分四十五度ヲ超ユル酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 一圓	酒精分四十五度以下ノ酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 三十錢	酒精分三十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓	酒精分二十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓
酒類及酒精分四十五度ヲ超ユル酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 一圓	酒精分四十五度以下ノ酒精以外ノ酒類 一石ニ付一度毎ニ 三十錢	酒精分三十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓	酒精分二十度以下ノ酒精以外ノ蒸餾酒 一石ニ付 五圓

第三表

酒稅收入額調

「説明」 本表は酒稅並に關稅に依る酒稅收入の各年度所屬の收入實蹟と工業用酒精に對するもの並に其他の戻免稅の實蹟との比較を爲したるものなり。

年次	酒		關稅	合計
	酒稅收入	戻免稅額		
明治四十年	四五、〇三七	七四	三四、五三〇	四八、四八三
明治四十一年	四八、一七三七	一五三	四八、〇二四	四九、一〇二
明治四十二年	七六、四七八	一七一	七六、二六一	七六、九〇八
明治四十三年	八七、三二七	一九六	八五、三六一	八六、三九一
明治四十四年	一、四七六、九六四	一、一八九八	一、三五六、九七九	一、三七〇、六五七
大正元年	二、二七五、四四一	一、一三三、一〇	一、一四二、三三一	一、〇五八、〇八二
大正二年	一、八六三、四九九	七三一、四五	一、〇九二、〇四八	一、四八、一〇四
大正三年	二、六一九、三三六	一、〇六九、七四四	一、五四九、五九二	一、五六二、一三五
大正四年	五、八六二、三三七	三、九八一、九八〇	一、八八〇、三五七	一、八八八、六三四
大正五年	八、六八四、一六〇	六、〇〇五、八二〇	二、六七八、三四〇	二、六八八、七三五
大正六年	一〇、〇三二、七二五	七、三九八、〇六四	二、六三四、六六一	二、六三九、二五四
大正七年	八、九二九、二九七	五、五一八、六〇七	三、四一〇、六九〇	三、四一六、五五一
大正八年	八、七六二、六八四	四、三三二、一四三	四、四三〇、五四二	四、四四九、二四八
大正九年	九、〇五一、七四一	四、〇四二、四七七	五、〇〇九、二六四	五、〇四八、五七三

第四表

製造石數見込高調

第二章 酒專賣の計畫 第三節 酒專賣制度の計畫當時に於ける説明

「説明」 本表は大正六、七、八年の三年平均の島内製造の實蹟を基礎とし政府の製造數量を算出したるものなり、臺灣清酒の製造石數を約三千石増加したるは從來再製清酒と稱し再製酒として集計し來りたるものを分離して釀造酒中に計上したるに依る又蒸餾酒は専ら酒精筒數を標準とし製造計畫に於ては現在の製造場引取度數より幾分酒精筒數を低下したるものある結果石數に於ては多少増加せり。

酒類別	酒名	三年平均實蹟		製造見込	
		石數	度數	石數	度數
釀造酒	清酒	九、〇八八	二二〇〇〇	九、〇八八	二二〇〇〇
	紹興酒	九三	二〇〇〇	九三	二〇〇〇
蒸餾酒	米酒	五九、五六六	一、二五〇、八八六	五九、五六六	一、二五〇、八八六
	糖蜜酒	六〇、三九四	一、七二七、二六八	七〇、五〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
酒	薯酒	八五六	二一、五七一	五、五〇〇	一、三七、五〇〇
	泡盛酒	二、二八四	七〇、三四七	二、〇〇〇	六〇、〇〇〇
酒	燒酎酒	六七八	一六、二七二	七〇〇	二一、〇〇〇
	砂糖酒	四〇一	一〇、三〇五	四〇〇	一六、〇〇〇
酒	高粱酒	三六九	一四、四六四	四〇〇	一六、〇〇〇
	雜酒	三	七五	三	七五
計	計	一二四、五五一	三、一一一、一八八	一二四、五五一	三、一一一、一八八

再製酒	製酒	三年平均實蹟		製造見込	
		石數	度數	石數	度數
紅酒	葡萄酒	三〇、六三八	七〇〇〇〇	三〇、六三八	七〇〇〇〇
藥酒	葡萄酒	七、一四二	一三〇	七、一四二	一三〇
再製酒	葡萄酒	二、八〇九	一三〇	二、八〇九	一三〇
白酒	葡萄酒	一、二八	一三〇	一、二八	一三〇
味酒	葡萄酒	三一九	五〇〇	三一九	五〇〇
糯米酒	葡萄酒	六七一	七〇〇	六七一	七〇〇
粟酒	葡萄酒	一三六	二〇〇	一三六	二〇〇
威士忌酒	葡萄酒	三三五	八〇〇	三三五	八〇〇
其他	葡萄酒	四二、一七八	三九、三三〇	四二、一七八	三九、三三〇
計	計	一七六、五二五	一八六、〇三〇	一七六、五二五	一八六、〇三〇

第五表 酒類買入見込高調

「説明」 本表は大正六、七、八年の三年平均の酒類輸入高を基礎とし政府の買入計畫を定めたるものなり内地及外國よりの買入價格は税關の移入又は輸入價格を参照し酒精は酒精税を加算したる價格によることとせり。

買入先	酒名	三年平均石數	買入見込高	
			石數	價格
清酒	葡萄酒	一六、二〇〇	一六、二〇〇	一、九四四、〇〇〇
	葡萄酒	五四九	五四九	九六、〇七五

産	小計	四七、五五〇
合	計	一七、九七一、〇四四

第九表

工場別設備費調

「説明」 本表は政府に於て全部新設の設備により酒製造を行ふ場合の假定經費にして實際の方法としては本表所要より第十表徴收にかゝる分を控除したるものを新設するに止む而して本表算出の方法は建物坪数及容器、器具、器械費は現在酒造經營の實態に付査定したる左記の十石當所要高に依り各工場の造石數に應じ所要費を算出し敷地坪数は工場建坪の三倍とせり。

區分	清酒	糖蜜酒	糖蜜酒ヲ除タル蒸餾酒	再製酒
建	二五〇坪	八〇坪	一五〇坪	二五〇坪
容器器具器械	一〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

工場別	敷地		建物		容器器具器械價格計
	坪數	坪價	坪數	坪價	
新 宜 翠	三三〇坪	六〇〇円	七二〇坪	一〇〇〇円	二六、〇〇〇円
北	三三〇坪	六〇〇円	七二〇坪	一〇〇〇円	二六、〇〇〇円
南	三三〇坪	六〇〇円	七二〇坪	一〇〇〇円	二六、〇〇〇円
計	三三〇坪	六〇〇円	七二〇坪	一〇〇〇円	二六、〇〇〇円

花 高 臺 嘉 臺	敷地		建物		容器器具器械價格計
	坪數	坪價	坪數	坪價	
中	三〇〇坪	六〇〇円	六〇〇坪	一〇〇〇円	一七、〇〇〇円
義	一〇七坪	三〇〇円	二一四坪	三〇〇円	六、〇〇〇円
南	五八〇坪	八〇〇円	一、一六〇坪	一、五〇〇円	一七、〇〇〇円
雄	六〇〇坪	八〇〇円	一、二〇〇坪	一、五〇〇円	一七、〇〇〇円
港	六〇〇坪	八〇〇円	一、二〇〇坪	一、五〇〇円	一七、〇〇〇円
計	三、〇〇〇坪	六〇〇円	六、〇〇〇坪	一、〇〇〇円	七、〇〇〇円

第十表

徴收買上及補償金調

「説明」 酒類製造者及白紅糖製造者使用にかゝるもの、中土地は必要のもの、み徴收し建物は必要のものは徴收し其の他は補償金を支給す容器、器具、器械は必要品は徴收し専用品は要求に依り買上げ其の他は補償金を支給すべし補償金は政府の認定價格の三割とせり。

區分	徴收		買上		補償	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
酒類	三三三坪	五、五五〇円	三三三坪	一、六六六円	三三三坪	一、六六六円
建	六三三坪	一、〇〇〇円	六三三坪	三、一六五円	六三三坪	一、〇〇〇円
器具	—	—	—	—	—	—
器械	—	—	—	—	—	—
白紅糖	—	—	—	—	—	—
特許	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

第二編 酒賣制度の起原及目的

合計	11,600元	6,760元	4,840元
合	11,600元	6,760元	4,840元

第十一表

禁業交付金調

「説明」禁業交付金は大正八、九、二年度の平均賣渡金額の二割五分とし酒類及白紅糴製造者にして賣捌人に指定せざる者即會社、公司及年造石高五百石未満の個人製造者に支給するの計算とせり。

業 者 別	人 員	賣 上		交 付 金 支 給 額
		數	金 額	
酒類製造者	一四五人	一三三、九九五	八、二四三、五八四	二、〇六〇、八九六
糴製造者	四三	一	二三三、二五四	五八、三二五
計	一八八	一三三、九九四	八、四七六、八三八	二、一一九、二二一

第十二表

公債償還並利子調

「説明」禁業交付金、建物及容器、器具、器械、補償費並に容器、器具、器械買上費は直接に公債を交付すべく徴收費は公債支辨と爲さむとす公債は年利五分、五年据置き十年償還の見込みなり。

年 度	募 集 額	償 還 額	残 額	支 拂 利 子
大正十一年度	四、三〇〇、〇〇〇	—	四、三〇〇、〇〇〇	一六、二五〇
大正十二年度	—	—	四、三〇〇、〇〇〇	二、五〇〇

年 度	募 集 額	償 還 額	残 額	支 拂 利 子
十三年度	—	—	四、三〇〇、〇〇〇	二、一五〇
十四年度	—	—	四、三〇〇、〇〇〇	二、一五〇
十五年度	—	—	四、三〇〇、〇〇〇	二、一五〇
十六年度	—	—	三、四四〇、〇〇〇	一、七二〇
十七年度	—	—	二、五八〇、〇〇〇	一、二九〇
十八年度	—	—	一、七二〇、〇〇〇	八六〇
十九年度	—	—	八六〇、〇〇〇	—
二十年度	—	—	—	—

第十三表

專賣官署配置調

本局又ハ支局	位 置	配給所	位 置	管 轄 區 域	區 域 内 人 口
本局	臺北市	神戶	神戶市	内地移入酒ノ買入事務ヲ掌ル 移入、輸入ノ取扱事務ヲ掌ル	—
臺北市	臺北市	基隆	基隆街	臺北市、七星郡、淡水郡、基隆郡、文山郡、海山郡、新莊郡、桃園郡	六六四、〇四一
宜蘭	宜蘭街	苗栗	苗栗街	宜蘭郡、羅東郡、蘇澳郡	一四六、八五二
新竹	新竹街	苗栗	苗栗街	中壢郡、大溪郡、新竹郡、竹東郡、竹南郡(後龍庄ヲ除ク)	四九二、〇四四
臺中市	臺中市	苗栗	苗栗街	苗栗郡、竹南郡ノ内後龍庄、太湖郡	—
臺中市	臺中市	苗栗	苗栗街	臺中市、大屯郡、豐原郡、東勢郡、大甲郡、彰化郡、員林郡、北斗郡	七三五、八三一

(一) 經常費

區分	科目	金額
收入	酒類賣上收入	一五、六八九、一七七
	酒粕收入	一五、四五五、〇九七
	酒類賣上收入	八四、〇八〇
	酒類賣上收入	一五〇、〇〇〇
	酒類賣上收入	九、七〇二、八六三
	酒類賣上收入	三〇八、三四五
	酒類賣上收入	一〇〇、二九四
	酒類賣上收入	五、〇六一、二五八
	酒類賣上收入	四、八四一、九四一
	酒類賣上收入	二一九、三一七
支出	俸給	四、二三二、九六六
	業務費	四、一六一、一五五
	業務費	一一六、八一
	業務費	五、九八六、三一四
	業務費	四、一六一、一五五
	業務費	四、二三二、九六六
	業務費	二一九、三一七
	業務費	四、八四一、九四一
	業務費	五、〇六一、二五八
	業務費	一〇〇、二九四
差益	經常費	一四、一六一、一五五
	經常費	一四、一六一、一五五

(二) 臨時費

區分	科目	金額
支出	建設費	一一、八八三、二二二
	建設費	七、四三八、一一六
	建設費	五〇五、四二九
	建設費	五四、〇〇〇
	建設費	五、八〇九、九五三
	建設費	外 五八、〇八六
	建設費	八二四、三二八
	建設費	一八六、三二〇
	建設費	四、四四五、〇九六
	建設費	八〇〇、〇〇〇
創設	創設費	七三四、三九五
	創設費	六四六、三九四
	創設費	二、一一九、二一一
	創設費	一四五、〇九六
	創設費	二、一一九、二一一
	創設費	一四五、〇九六
	創設費	二、一一九、二一一
	創設費	一四五、〇九六
	創設費	二、一一九、二一一
	創設費	一四五、〇九六

專賣十年間收益調 (其ノ二)

- 「説明」 初年度の計算は前表の基本数に對する九箇月分を計上せり但し
- イ 酒類収入は九箇月分一千百五十九萬一千三百二十二圓中より持越酒見込額を減額せり。
 - ロ 購買費補足には工場借上の爲め増要額九箇月分及原料並に買入酒基本年度の一箇月半分を計上せり。
 - ハ 創業諸費には俸給事務費の三箇月分と創業に伴ふ諸経費を豫定せり。
 - ニ 建設設備費の俸給事務費は六箇月を豫定せり。
 - ホ 建設設備費工場費中初年度には借上工場模様替修補費と工場建設費年度割とを合算計上せり。
- 二年度以降は俸給を除く外基本年度に對し歳入歳出共に百分の一の自然増を豫定せり。

支 部 常 經	人 收	科 目				
		初 年 度	二 年 度	三 年 度	四 年 度	五 年 度
購 買 費 補 足	合 計	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
購 買 費	酒 類 收 入	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
費 補 足	酒 類 補 入	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
購 買 費	不 用 品 拂 下 代	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
費 補 足	公 債 募 集 額	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
購 買 費	合 計	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
費 補 足	工 場 借 上 諸 費	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
費 補 足	事 務 費	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
費 補 足	事 務 費	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000
費 補 足	俸 給	10,331,100	15,509,000	15,509,000	15,509,000	15,509,000

出 入 差 引	出 入 差 引	出 入 差 引														
		建 築 設 備 費	俸 給 事 務 費	工 場 借 上 諸 費	官 給	配 給 所 費	創 設 費	俸 給 其 他 創 設 諸 費	徵 收 費	買 上 費	禁 業 交 付 金	補 償 子 金	公 債 利 子	公 債 償 還	臨 時 部 計	合 計
7,750,700	7,750,700	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
6,933,300	6,933,300	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
9,750,700	9,750,700	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
9,750,700	9,750,700	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
9,750,700	9,750,700	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
9,750,700	9,750,700	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

專賣十年間収益調 (其ノ二)

第二章 酒專賣の計畫 第三節 酒專賣制度の計畫當時に於ける説明

三三五

科目	年度	収入		支出								臨時			
		酒類收入	酒粕收入	合計	經常部	工場借上諸費	購買費	購買補助費	事業務費	事務費	建築設備費		俸給事務費	應給	官舎
	六年度	163,540	8,210	171,750	98,620	4,230	5,000	108,940	3,870	1,680	1,680	8,210			3,500
	七年度	168,400	9,210	177,610	99,030	4,230	5,300	109,510	3,870	1,680	1,680	8,210			3,500
	八年度	168,400	9,210	177,610	100,020	4,230	5,300	109,550	3,870	1,680	1,680	8,210			3,500
	九年度	169,750	9,210	178,960	100,230	4,230	5,300	109,760	3,870	1,680	1,680	8,210			3,500
	十年度	168,400	9,210	177,610	101,620	4,230	5,300	111,150	3,870	1,680	1,680	8,210			3,500
	十一年度	170,000	9,210	179,210	101,620	4,230	5,300	111,150	3,870	1,680	1,680	8,210			3,500

差支	引出純益	支出部							
		臨時	公債	公債	補償	禁業	買上	徴収	創設
	52,220	1,200	80,000	15,000					120,000
	56,330	9,900	80,000	3,000					102,930
	57,000	9,900	80,000	6,000					104,900
	58,880	9,900	80,000	7,000					106,780
	58,950	8,000	80,000						106,950

第十七表

專賣收入及租稅收入比較調

「説明」本表は現行の租稅制度を維持する場合と專賣とを比較したるものにして專賣收入、支出は前表の計數に依り租稅收入は大正六、七、八の三年平均數に百分の一を累加したるものに現行の稅率を適用したるものなり。

年度	租稅收入		專賣實收額		租稅收入増收額	
	額	所要費額	差引實收額	專賣實收額	租稅收入増收額	對專賣收入増收額
大正十二年	367,700	10,000	357,700	405,950	48,250	19,250
十三年	367,700	10,000	357,700	405,950	48,250	19,250

十四年度	三三八四七	一〇〇〇〇	三〇八四七	四四四九三	一七〇二七
十五年度	三二九八二	一〇〇〇〇	三〇九八二	四四六三〇	一七〇七五
十六年度	三二九二五	一〇〇〇〇	三二二四六	四六六七九	一七〇七五
十七年度	三三三〇九	一〇〇〇〇	三三三〇九	五〇三三六	一七〇七五
十八年度	三三三〇九	一〇〇〇〇	三三三〇九	五〇三三六	一七〇七五
十九年度	三三三〇九	一〇〇〇〇	三三三〇九	五〇三三六	一七〇七五
二十年度	三三三〇九	一〇〇〇〇	三三三〇九	五〇三三六	一七〇七五
二十一年度	三三三〇九	一〇〇〇〇	三三三〇九	五〇三三六	一七〇七五

第四節 酒類專賣令案の経過

第一款 總督府參事官室の審議

酒類專賣令の原案は法制的審議を必要とするを以て直に之が審議を進めたることを總督府參事官に於ては次の二點を質せり。即ち

- 一 建物の補償費の支給に關し非徵收建物に對し時價三割の補償を爲すは事實上其の評價甚だ困難にして且理論上よりするも生産力なき建物に對する補償は不合理なるが故に賣上高に依り補償する先例を踏襲するを可なりとすべきにあらざるか、器具機械の非徵收物件に對する補償に付きても亦同じ。
- 二 麥酒を專賣の範圍外に置くは不徹底なり故に麥酒に對しても專賣を實施するを妥當とすべきにあらざるか。と云ふにありたり。因て第一に對しては別に問題なきを以て異議なく之を修正し、第二は根本問題なるを以て特

に麥酒を專賣より除外する理由として次款述ぶるが如き説明をなすこととせり。

第二款 麥酒を專賣制度より除外せる理由

本島に於ける麥酒の需要は最近大に増進し年額壹萬餘石内外に達したるが、其の大部分は内地移入に係り島内の製造は大正九年設立せられたる高砂麥酒株式會社であるのみ。而して該會社は南支南洋に輸出する目的を以て創業したるも、創業以來日尙淺く、未だ輸出數量少く島内の消費に對しても僅かに一部分の需要を充すに過ぎざる狀況なり。

麥酒は酒精含有飲料中酒精を含有すること極めて少きもの、一にして獨乙の麥酒は通常三、五%と稱せられ本邦産麥酒は稍々酒精分高きも櫻麥酒の四、一七%は最高にして本島産の高砂麥酒は三、二六%に過ぎず、外國に於ては清涼飲料中にも幾分の酒精を含有せしむるときは吸収を良好ならしむるものと爲し、之に輕微なる酒精を若干含有せしむるを常とし、通常〇、五%を含有せしむ。我國に於ても第四十四帝國議會に提出せられたる清涼飲料税法案に於ては酒精分百分の一以下のものを以て清涼飲料と爲せり。故に麥酒の酒精含有量は之を清涼飲料に比較すれば其の量多きも他の孰れの酒類に比較するも甚だ少きを以て麥酒を直に清涼飲料なりと爲すを得ざると共に又之を酒類と同様の取扱をなし全然致醉の目的を有する飲料なりと爲すも亦當れりと云ふべからず。今各國に於て酒類の取扱の實例を觀るに英、佛、獨其の他の歐洲各國に於て酒精含有飲料に課税を爲すに際し麥酒と他の酒類との間には區別を設け火酒等に對しては製品税を設くるも、麥酒に對しては原料税と爲すもの多く、第一次歐洲大戰前に於ける獨乙及びバーデン、バツリヤ、瑞典、露國、フィンランド等に於ては麥芽の分量に依り之に課税したり、我國に於ては今日麥酒に對し清酒と同じく造石税を課するも清酒其の他の酒類に對しては古來之を以て財源となし來りたるに反し、麥酒税は最近の發達に係るものにして我國に於て初めて麥酒の製造に着手したるは明治九年の創業に係る札幌麥酒會社を以て

嚆矢と爲し、爾後二十餘年間は自然の發達に委し、明治三十四年に至り造石高十二萬石に達するを俟ちて初めて一石七圓の造石税を課し、後數次の改正を経て現今の税率一石十八圓となりしものにして麥酒の輸入に對しては、幕末開港の初より關稅を賦課し來り、明治三十年關稅改正の際も引續き外國品の課稅を認めたるも國內製品に對しては何等課稅せず以て國內産業の發達を圖り、明治三十四年麥酒法案の審議の際にも税率七圓を五圓と爲し以て稅源の涵養に資せむとするの少數主張さへありたり。此等は孰れも麥酒を他の酒類と別種の取扱に出でしめむとするの趣旨に基くものと見るべく、本島に於ても現在他の酒精含有飲料には悉く課稅せるに反し、島内製造の麥酒には課稅を免除して其の消費を獎勵するの狀況に在り、這般の事情は專賣制度を實施するに際しても又之を斟酌する所あらざるべからざるなり。釀て麥酒の消費は之を獎勵すべきものなりや否やの問題にあり。火酒其の他の強度の飲料は未開地方にも例外なく行はるゝも麥酒其の他の稀簿なる酒精含有飲料は比較的富裕且文明なる地方に行はるゝの傾向あり。

酒精含有飲料の使用を以て奢侈なりとなし、又は衛生上之を排斥せむとするの論者と雖も強度の肉體的勞働を爲す者等に對し例外的に酒精含有飲料の使用を認むるの必要を感じ、就中麥酒を以て最衛生的非奢侈品なりと爲すもの、如く麥酒の消費は特に獎勵すべきものに非ずとするも強度の酒精含有飲料に對する國民の嗜好を漸を逐ふて麥酒に轉せしめむとするは適當なる政策なりと謂はざるべからず。

麥酒は敍上の如く其の含有酒精の容量より觀る時は之を酒類其の他の酒精含有飲料と清凉飲料との中間に介在するものと爲すを當れりとするも、本邦及本島に於ては麥酒に求むるに其の致醉的結果を以てするものあり。從て之を全然放任する時は他の酒類及酒精含有飲料の用途を侵蝕するの虞なきに非ざるを以て一般酒類に對し專賣を施行するに於ては麥酒需給の管理も亦早晚政府に於て之を行はざるべからざるは明かなるも、本島に於ける需要は内地より島内に移入せらるゝ麥酒は大正六年一萬七百四十一石、大正七年九千五百二十六石、大正八年一萬四千八百八十石、大正九

年一萬六千三十四石、大正十年一萬九千五百九十九石にして合計七萬七百八十石此の平均一萬四千五百六十六石島内製造麥酒は大正九年に創始せられ同年の製造高二千七百九十九石、大正十年二千八百九十六石、計五千六百五十五石、平均二千八百八石にして移入、製造の合計二萬六百二十四石に過ぎず、而して輸出は大正九年、十年の二箇年平均約三十石なるが故に敍上移入、製造の年平均二萬六百二十四石より輸出三十石を控除して二萬五百九十四石を以て年需要額と推定することを得べし。

麥酒は清凉飲料の一種として熱帶地方たる本島に於ては他の清凉飲料と相並て相當の需要あるべき筈なるも上述の如く多量に上らず、收入の目的を以て之を專賣と爲すも大なる効果を擧ぐるに難かるべく、島内唯一の製造會社たる高砂麥酒會社は先に記述するが如く南支、南洋に販路を求むる爲め大正九年創立せられたるも創業日淺く果して技術上優良品を生産し得るや試験時代に在り、現下の狀況に於て麥酒の需要により酒類の需要に著しき影響を及ぼすものと認め難きが故に是等の點を綜合して考ふるとき、此の際多額の創業費を支出し之を專賣に移すを要せざるべきを以て、當分の間尙之を營業者の活動に委し酒類其の他の酒精含有飲料及清凉飲料と相並て相當の需要あるに至る迄専ら需要喚起の方策をとらしむるの策を得たるものとし、特に律令附則を以て當分の間尙從前の儘とし之を除外したり。

第三款 參事官室修正專賣令案

專賣令は前述の趣旨に依り參事官室の審議を経て修正を加へ總督の決裁を経たるが其の專賣令及修正點次の如し。

臺灣酒類專賣令

第一條 酒類を分テ酒精及酒精含有飲料トス

第二條 酒精含有飲料ノ製造ハ政府ニ專屬ス

- 第三條 酒精ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ
- 酒精ノ製造及輸出ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第四條 酒類ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス
- 第五條 酒類ハ酒精製造者ノ製造シタル酒精ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス
- 第六條 酒類ハ政府又ハ政府ノ指定シタル賣捌人若ハ小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス
- 酒類販賣者及酒類ノ販賣ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第七條 酒類小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ酒類ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス
- 第八條 酒類販賣者ハ政府ノ封緘ヲ施シタル容器ヲ變更又ハ開披スルコトヲ得ス但シ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ酒類ノ零賣ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 酒精製造者ハ其ノ製造ニ係ル酒精ヲ讓渡、質入又ハ消費スルコトヲ得ス但シ政府ニ賣渡シ又ハ輸出ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 酒精製造者ニ非スシテ白楠、紅楠、酒母又ハ醪ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ
- 白楠、紅楠、酒母又ハ醪ノ製造ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第十一條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外白楠、紅楠、酒母又ハ醪及政府ノ證券ヲ附セサル酒類ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス
- 第十二條 酒精製造者及白楠、紅楠、酒母又ハ醪ノ製造者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ政府ハ免許又ハ許可ヲ取消スコトヲ得
- 第十三條 當該官吏ハ酒精及白楠、紅楠、酒母又ハ醪ノ製造場其ノ他必要ノ場所ニ立入り製品、原料、材料及帳簿其ノ他ノ書類物件ヲ検査シ又ハ取縮上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ運搬中ニ在ル酒類ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

當該官吏ハ前二項ノ場合ニ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 私ニ酒類ヲ製造、再製シ又ハ製造、再製ノ準備ヲ爲シタル者

二 第九條ノ規定ニ違反シタル者

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 酒類販賣者ニ非スシテ酒類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者

二 私ニ酒母、醪ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十六條 第八條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ違反シタル者

二 私ニ白楠、紅楠ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十八條 當該官吏ノ質問ニ對シ虚偽ノ答辨ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條 私ニ酒類ノ輸出若ハ輸入ヲ圖リ又ハ輸出若ハ輸入ヲ爲シタル者ハ其ノ酒類ノ價格ノ十倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ其ノ罰金額ハ百圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十條 前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十一條 前項ノ物件ヲ讓渡若ハ消費シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十二條 前項ノ物件ハ之ヲ沒收ス

第二十三條 前項ノ物件ハ之ヲ沒收ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十一條 酒類販賣者、酒類輸出入者及酒精又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醱ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シテ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 酒類販賣者、酒類輸出入者及酒精又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醱ノ製造者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第二十三條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十四條 明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ノ規定ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯罪事件ニ付之ヲ準用ス但シ臺灣間接國稅犯則者處分規則ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十五條 本令中輸出入又ハ輸入ニ關スル規定ハ移出又ハ移入ノ場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

第二十六條 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十九條、第三十一條及第三十二條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 臺灣酒造稅規則及臺灣工業用酒精稅規則ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前製造シタル酒類ノ酒稅ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

第二十八條 本令施行ノ際ニ於ケル酒類製造者ハ現ニ製成中ノ酒精含有飲料ニ限り其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

第二十九條 從前ノ規定ニ依リ酒精ヲ製造スルモノニシテ本令施行後仍引續キ酒精ノ製造ヲ爲サムトスル者ハ豫メ政府ノ承認ヲ受ケヘ

シ

前項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十條 第二條、第四條乃至第六條第一項、第七條、第八條、第十條第一項及第十一條ノ規定ハ當分ノ内麥酒ニ之ヲ適用セス

第三十一條 本令施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ臺灣總督ハ酒類ノ製造又ハ輸入ヲ制限スルコトヲ得

前項ノ制限ニ違反シ酒類ノ製造又ハ輸入ヲ爲シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 本令公布ノ際現ニ存スル酒類製造用ノ建物、其ノ敷地及製造場備付ノ酒類又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醱ノ製造用ノ器具器械ハ政府ニ於テ之ヲ徵收又ハ使用スルコトヲ得

政府ハ酒類又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醱ノ製造者ノ營業場ニ就キ前項ノ規定ニ依リ徵收又ハ使用スヘキ物件ヲ調査シ徵收又ハ使用日録ヲ作成ス

徵收又ハ使用日録ハ本令公布後三十日內ニ之ヲ所有者ニ交付ス

徵收又ハ使用日録ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ徵收又ハ使用日録ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第三十三條 前條ノ規定ニ依リ徵收スル物件ニ對シテハ補償金ヲ、使用スル物件ニ對シテハ使用料ヲ交付ス
補償金又ハ使用料ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス
鑑定人ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十四條 政府ハ酒精含有飲料又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醱ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廢止スル者ニ對シ其ノ請求ニ依リ酒精含有飲料又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醱ノ賣渡代金ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ交付シ其ノ金額五百圓ニ滿タサルトキハ五百圓ヲ交付ス但シ

第三十二條ノ規定ニ依リ建物ノ全部ノ徵收ヲ受ケザル者ニ對シテハ尙交付金ニ相當スル金額ノ五分ノ一ヲ増給ス
本令施行ノ際酒類賣捌人ニ指定セラレタル者ニ對シテハ前項ノ金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ減給ス

第三十五條 前條ノ賣渡代金ハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日ニ至ル二年間ノ賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但シ大正八年七月二日以後ニ製造ヲ開始シタル場合ニ於テハ製造開始ノ翌月ヨリ大正十年十一月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

前項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第三十六條 第三十四條ノ酒精含有飲料又ハ白楠、紅楠、酒母若ハ醱ノ製造者ハ大正十年七月一日以前ヨリ本令公布ノ日迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但シ相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

第三十七條 第三十四條ノ交付金ハ大正十一年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十八條 第三十四條ノ交付金ハ額面金額ニ依リ五十年内ニ償還スヘキ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第三十三條ノ補償金ハ大正十一年七月一日前一年間ニ於ケル平均相場ニ依リ五十年内ニ償還スヘキ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

今右修正案を原案に對照し修正せる事項を摘録するに左の如し。

修正案第一條

原案は第一項に酒類第二號に酒精の意義を定め且酒精は酒精含有量に依り定めたるを修正案は之を併せて一項として酒精の含有量を削除し單に名稱のみに止めたり而して此の酒精含有量は拓殖局案に於て原案に復活するに至りたり。

修正案第二條

原案は「酒類ノ製造ハ政府ニ專屬ス」とありたるを「酒精含有飲料ノ製造ハ政府ニ專屬ス」と改め字句の修正を

爲したり。

修正案第三條

原案は酒類酒精の輸入輸出の規定なりしを修正案は酒精の製造及輸出に關する規定は行政命令に讓る形式を採用し原案酒類の規定は修正案第四條に置き原案第七條の酒精製造免許の條項を本條一項に置き且原案相續に依る承繼の點を削除したり。

修正案第四條

原案第三條の酒類の輸出輸入規定を改めて之を分割規定し輸入に關するものを本條とし輸出に關するものを第五條とせり。

修正案第五條

原案第三條中酒類輸出に關する規定を本條とせり此の結果原案の許可輸出は輸出禁止に修正せられたり。

修正案第六條

原案第四條第一項の酒類酒精の販賣規定を酒類販賣規定とせり蓋し修正案第一條の規定の結果とす。

修正案第七條

原案第六條酒類酒精の小賣販賣價格に關する規定を單に酒類の規定に改めたり之れ前條の修正趣旨と同様なり。

修正案第八條

原案第五條の趣旨を本條とし酒類酒精を酒類と改め包装を封緘と改めたり。

修正案第九條

原案第七條第三項の酒精讓渡の趣旨を本條とし新に質入禁止の規定を定めたり蓋し質入の結果は讓渡の場合と同
一の効果を來す場合あることを慮りたるものとす。

修正案第十條

原案第八條第一項の趣旨を本條第一項とし原案は一般的に製造免許の規定と爲したるを本條は酒精製造者に非ら
ざる者の製造免許に改め原案第二項以下の規定は本條第二項に於て行政命令に讓る形式を採用したり。

修正案第十一條

原案第九條の趣旨を本條とせり。

修正案第十二條

原案第十條の趣旨を本條とす。

修正案第十三條

原案第十一條の趣旨を本條とす。

修正案第十四條

原案第十二條は(一)酒類酒精の製造、(二)酒母又は醪の製造、(三)酒類酒精の販賣、(四)酒類の讓渡又は消費に對する制
裁規定にして其の制裁は五十圓以上五千圓以下としたりしを本條は原案(一)の製造、再製したる者のみなりしを新
に製造再製の準備行爲を爲したる者を加へ制裁は百圓以上五千圓以下とし原案(二)(三)(四)は次條とせり。

修正案第十五條

原案第十一條中の(二)(三)(四)の點を分離して本條とせり其の結果原案(一)は五十圓以上を百圓以上とし(二)(三)(四)は分離せ

られて原案通となる。

修正案第十六條

原案第十五條中の五條及九條制裁の趣旨を本條とす。

修正案第十七條

原案第六條を本條の一號とし原案第十四條を本案二號とせり共に制裁異同なし。

修正案第十八條

原案第十六條の職務執行の制裁に新に當該官吏の質問に虚偽の答辯を爲したる者を本條に加へたり。

修正案第十九條

原案第十三條の趣旨を本條とす。

修正案第二十條

原案第十七條の趣旨を本條とし新に「價格は政府之を決定す」との字句を加へたり。

修正案第二十一條

原案第十八條の未成年者、禁治産者の責任規定の趣旨を本條とせり。

修正案第二十二條

原案第十九條酒精製造者又は輸入者、酒類酒精販賣者、酒類輸入者及白糴、紅糴、酒母又は醪製造者の代理人、
戶主、家族、同居者、雇人、其の他の従業者にして業務に關し此の規則又は此の規則に基き命令の規定に違反し
たるときは各本人を處罰する規定を改めて酒類販賣者、酒類輸出入者及酒精又は白糴、紅糴、酒母若は醪の製造

者は前記の人々の爲したる責任に對し自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免がるゝことを得ずと改めたり。

修正案第二十三條

原案第二十條の趣旨を本條とせり。

修正案第二十四條

原案第二十一條の趣旨を本條とせり。

修正案第二十五條

原案第二十二條の趣旨を本條とせり。

修正案第二十六條

原案第二十三條の趣旨を本條とせり。

修正案第二十七條

原案第二十四條には臺灣酒造稅規則の廢止のみなりしを臺灣工業用酒精稅規則の廢止をも之に加へたり。

修正案第二十八條

原案第二十五條の規定の趣旨を本條とせり。

修正案第二十九條

原案第二十六條の趣旨を本條とせり。

修正案第三十條

原案第二十七條の趣旨を本條とせり。

修正案第三十一條

原案第二十八條及第三十六條上段の趣旨を本案とし下段の酒類及製造器具機械沒收の項は之を削除せり。

修正案第三十二條

原案第二十九條の趣旨を本案とせり。

修正案第三十三條

原案第三十條の趣旨を本條とせり。

修正案第三十四條

原案第三十三條一項の規定及原案第三十二條の趣旨を本條とし新に支給金額五百圓に満たざるときは五百圓とする旨の規定を加へ更に原案第三十三條の末項の專賣制度施行の際酒類販賣人に指定せられたるものは交付金を支給せざる規定は本條に於て新に規定金額の四分の三を減給することに改めたり。

修正案第三十五條

原案第三十三條第二項の趣旨を本條とせり。

修正案第三十六條

原案第三十三條第四項の趣旨を本條とせり。

修正案第三十七條

原案第三十四條の趣旨を本條とせり。

修正案第三十八條

原案第三十五條の趣旨を本條とす新に國債の償還年限及利率に関する事項を加へたり。

左記調書は右法案説明資料として調製したるものなるが、先に掲出したる調書と大同小異なるも煩を厭はず参考として茲に掲ぐることにしたり。

第一表 酒類酒精需給狀況調

第一 製造及輸移入高

「説明」 本表は島内に於ける酒類酒精の一般狀況を知る爲に調製したるものにして第一製造高及輸移入高の合計と第二輸移出高の合計との差を第三島内所要高と爲したり。

製	酒類別	名	大正六、七、八、三年度實績				平均	参考	
			大正六年度	大正七年度	大正八年度	平均		大正九年度	大正十年度
米	酒	清酒	八八三五	一〇二〇五	八二四五	九〇八五	八二四五	六五五五	
		麥酒	一	一	一	一	一	一	
酒	釀造酒	紹興酒	九六六	一〇七二	八七七	九七六	一四四二	九一五	
		鳳梨酒	一	一	一	一	一	一	
酒	蒸餾酒	燒酎	一	一	一	一	一	一	
		高砂酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	砂糖酒	一	一	一	一	一	一	
		蜜酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	蒸餾酒	一	一	一	一	一	一	
		葡萄酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	再製酒	一	一	一	一	一	一	
		白米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	糯米酒	一	一	一	一	一	一	
		粟米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	其他酒	一	一	一	一	一	一	
		計	一〇七六	一二〇七	九七五	一〇七六	一四四二	九一五	
酒	酒	再製酒	一	一	一	一	一	一	
		白米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	糯米酒	一	一	一	一	一	一	
		粟米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	其他酒	一	一	一	一	一	一	
		計	一〇七六	一二〇七	九七五	一〇七六	一四四二	九一五	

製	酒類別	名	大正六、七、八、三年度實績				平均	参考	
			大正六年度	大正七年度	大正八年度	平均		大正九年度	大正十年度
酒	酒	清酒	八八三五	一〇二〇五	八二四五	九〇八五	八二四五	六五五五	
		麥酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	紹興酒	九六六	一〇七二	八七七	九七六	一四四二	九一五	
		鳳梨酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	燒酎	一	一	一	一	一	一	
		高砂酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	砂糖酒	一	一	一	一	一	一	
		蜜酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	蒸餾酒	一	一	一	一	一	一	
		葡萄酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	再製酒	一	一	一	一	一	一	
		白米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	糯米酒	一	一	一	一	一	一	
		粟米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	其他酒	一	一	一	一	一	一	
		計	一〇七六	一二〇七	九七五	一〇七六	一四四二	九一五	
酒	酒	再製酒	一	一	一	一	一	一	
		白米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	糯米酒	一	一	一	一	一	一	
		粟米酒	一	一	一	一	一	一	
酒	酒	其他酒	一	一	一	一	一	一	
		計	一〇七六	一二〇七	九七五	一〇七六	一四四二	九一五	

酒名	酒類別		酒名	大正六、七、八、三年度実績		平均	参考	
	酒類別	酒名		大正六年度	大正七年度		大正八年度	大正九年度
清酒	麥酒	紹興酒	清酒	三三九五	三三九五	三三九五	三三九五	三三九五
麥酒	麥酒	紹興酒	麥酒	一〇四	九五三	一〇四	二九二	三〇〇
紹興酒	紹興酒	紹興酒	紹興酒	三三	三三	三三	三三	三三
米酒	米酒	米酒	米酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
糖蜜酒	糖蜜酒	糖蜜酒	糖蜜酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
蒸餾酒	蒸餾酒	蒸餾酒	蒸餾酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
葡萄酒	葡萄酒	葡萄酒	葡萄酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
威士忌酒	威士忌酒	威士忌酒	威士忌酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
ブランデー	ブランデー	ブランデー	ブランデー	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
その他酒類	その他酒類	その他酒類	その他酒類	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
計	計	計	計	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
紅酒	紅酒	紅酒	紅酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
計	計	計	計	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九

第三 島内所要高

酒類別	酒名	大正六、七、八、三年度実績		平均	参考	
		大正六年度	大正七年度		大正九年度	大正十年度
蒸餾酒	威士忌酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
麥酒	麥酒	一〇四	九五三	一〇四	二九二	三〇〇
紹興酒	紹興酒	三三	三三	三三	三三	三三
米酒	米酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
糖蜜酒	糖蜜酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
蒸餾酒	蒸餾酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
葡萄酒	葡萄酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
威士忌酒	威士忌酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
ブランデー	ブランデー	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
その他酒類	その他酒類	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
計	計	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九

第二 輸出高

酒類別	酒名	大正六、七、八、三年度実績		平均	参考	
		大正六年度	大正七年度		大正九年度	大正十年度
蒸餾酒	威士忌酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
麥酒	麥酒	一〇四	九五三	一〇四	二九二	三〇〇
紹興酒	紹興酒	三三	三三	三三	三三	三三
米酒	米酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
糖蜜酒	糖蜜酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
蒸餾酒	蒸餾酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
葡萄酒	葡萄酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
威士忌酒	威士忌酒	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
ブランデー	ブランデー	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
その他酒類	その他酒類	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
計	計	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九

第三表

酒稅收入額調

年次	酒稅收入		關稅收入合計
	酒稅	酒稅外酒類	
明治四十年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
明治四十一年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
明治四十二年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
明治四十三年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
明治四十四年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正元年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正二年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正三年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正四年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正五年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正六年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正七年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正八年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正九年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正十年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七
大正十一年	三三、八〇四	四、九三三	三八、七三七

備考 一、本表の收入額とは戻稅及過額納額を控除したるものとす

一、十年度分は十一月迄の實績ニ十二、一、二、三月分の見込を加へたるものなり
 三、十一年度分は豫定額を記入せり

第四表

製造石數見込高調

「説明」 本表は大正六、七、八年の三年平均の島内製造の實績を基礎とし政府の製造數量を算出したるものなり
 臺灣清酒の製造石數を約三千石増加したるは從來再製清酒と稱し再製酒として集計し來りたるものを分離して釀
 造酒中に計上したるに依る又蒸餾酒は専ら酒精箇數を標準とし製造計畫に於ては現在の製造場引取度數より幾分
 酒精箇數を低下したるもの、ある結果石數に於ては多少増加せり。

酒類別	酒名	三年平均實績		製造見込	
		石數	酒精箇數	石數	酒精箇數
釀造酒	清酒	九〇八五	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
	紹興酒	三〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蒸餾酒	米酒	九七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	糖蜜酒	三〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	啤酒	三〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	葡萄酒	三〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第一章 酒專賣の計畫 第四節 酒類專賣令の經過

三四九

合	酒 類 買 入 見 込 高 調									酒 類				
	其	ウ	粟	糯	味	白	再	藥	紅	計	燒	砂	高	灘
計	計	イ	米	米	米	米	米	米	米	計	酎	酒	酒	酒
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一、六三五	二、四七二	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、六三五	二、四七二	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、六三五	二、四七二	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第五表 酒類買入見込高調

「説明」 本表は大正六、七、八年の三年平均の酒類移入高を基礎とし政府の買入計畫を定めたるものなり。

合	島 本	外 國				内 地			買 入 先
酒		葡	葡	葡	葡	清	葡	清	酒
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一八、三三・六	一〇〇	一六・六	三・二	八・二	〇・一	一四・七	一八、二五九	一六、二〇〇 _五	一八、四一四・一
一八、三三・六	一〇〇	一六・六	三・二	八・二	〇・一	一四・七	一八、二五九	一六、二〇〇 _五	一八、四一四・一
一八、三三・六	一〇〇	一六・六	三・二	八・二	〇・一	一四・七	一八、二五九	一六、二〇〇 _五	一八、四一四・一



第六表

酒精製造者調

所在地	工場名	免許年月	一箇年製造能力	資本額	摘
新竹州新竹郡	帝國製糖株式會社新竹工場	大正六年十月	六〇〇〇	九三〇〇	一日能力 三〇石
臺中州臺中市	帝國製糖株式會社臺中工場	大正五年八月	六〇〇〇	八〇〇〇	二〇石
臺中州彰化郡	新高製糖株式會社彰化工場	大正二年六月	九〇〇	四〇〇〇	三三石
臺中州臺中市	大正製糖株式會社臺中工場	大正六年三月	六〇〇〇	四〇〇〇	二〇石
臺南州斗六街	大正製糖株式會社斗六工場	同	三〇〇〇	七〇〇〇	同
臺南州嘉義郡	大正製糖株式會社嘉義工場	大正六年十一月	八〇〇〇	二〇〇〇	四〇石
臺南州北港街	大正製糖株式會社北港工場	同	六〇〇〇	一〇〇〇	六〇石
臺南州東石郡	明治製糖株式會社東石工場	明治四十三年十二月	四〇〇〇	三六〇〇	二〇石
臺南州岡山郡	嘉義製糖株式會社南靖工場	大正四年九月	二〇〇〇	一七〇〇	二六石
高雄州高雄街	鹽水港製糖株式會社高雄工場	明治四十年十二月	三〇〇〇	一七〇〇	五三石
高雄州屏東街	臺灣製糖株式會社屏東工場	大正五年六月	八〇〇〇	三〇〇〇	四〇石
花蓮港鹿野村	鹽水港製糖株式會社鹿野工場	明治四十四年五月	三〇〇〇	一四七〇	六〇石
計		大正七年六月	二五、六〇〇	一、五五、〇〇〇	同

第七表

販賣人配置調

「説明」 賣捌人は地位交通の便等を參酌して賣捌地區を定め全島に八十二人を配置する計畫なり小賣人は別に地區を定めず唯現在小賣人數を増減せざることを標準としたるを以て一賣捌人當小賣人を百九十五人とせり。

賣捌人	指定見込人員	年賣上石數	手数料率	一賣捌人當小賣人數	一小賣人當人口數
八二	一九三、九八四	定價ノ五分	一九五		
一五、九九〇	定價ノ九分		三二九		

第八表

酒精製造石高及輸出高調

工場名	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度
帝國製糖株式會社新竹工場	五、六〇四	六〇三八	六、八九八	三、四四八	五、八二九
帝國製糖株式會社臺中工場	一〇、〇五〇	七、七四九	七、六九一	四、四八三	六、三九七
新高製糖株式會社彰化工場	三、一五四	七、六〇九	五、三八二	一、九二四	三、一五四
大正製糖株式會社臺中工場	七、三三三	一〇一	二、五九七	一、二二八	四、九四一
大正製糖株式會社斗六工場	一三、四三六	三、一九七	五、六四		
大正製糖株式會社嘉義工場	二、二九二				
大正製糖株式會社北港工場	一〇六				
明治製糖株式會社東石工場	六、七五七	七、一八三	五、九九四	五、三九五	七、一五五
明治製糖株式會社南靖工場	八、七五六	八、四九〇	八、四四〇	七、三七〇	九、一四八
嘉義製糖株式會社南靖工場	五、六五〇	一〇、三六四	一〇、〇五七	八、一〇三	九、〇六六
臺灣製糖株式會社高雄工場	八、五九六	八、八五五	九、九三七	七、三九八	六、六八三
臺灣製糖株式會社屏東工場	二二、〇九九	一九、八九四	二一、六九〇	一三、九八二	一〇、六五八
鹽水港製糖株式會社鹿野工場		四八四	一、八六八	一、六九六	一、八三四
計				三五三	

第二章 酒賣の計畫 第四節 酒類專賣令の經過

第二編 酒專賣制度の起原及目的

三五四

輸	出	計	輸	出	計
石	石	石	石	石	石
約	約	約	約	約	約
九三、八三三	三五、四二六	一二九、二五九	八二、三八〇	二二、五七〇	一〇四、八一〇
五八、一九七	二〇〇	五八、一九七	五八、六一〇	二〇〇	五八、六一〇
二〇〇		二〇〇	七五、〇四七	二〇〇	七五、〇四七
			五二、八六六	二〇〇	五二、八六六
			二〇〇		二〇〇
					六四、八六五

備考

一、本表造石高と第一表とは石以下四捨五入の爲端數一致せず
二、十年度の造石高は十年十一月迄の實績に前年十二月より二月迄の實績を加算し揚上したるものなり

第九表

工場別設備費調

「説明」本表は政府に於て全部新設の設備に依り酒製造を行ふ場合の假定經費にして實際の方法としては本表所要より第十表徴收にかゝる分を控除したるものを新設するに止む而して本表算出の方法は建物坪數及容器器具器械費は現在酒造經營の實態に付査定したる左記千石當所要高に依り各工場の造石數に應し所要額を算出し敷地坪數は工場建坪の三倍とせり。

區分	酒	糖	蜜	酒	糖蜜酒ヲ除キタル蒸餾酒	再製	酒
建物	二五、〇〇〇						
容器、器具、器械	一〇、〇〇〇						
敷地	九、〇〇〇						
建物							
器具							
器械							
計	九、〇〇〇						一一〇、〇〇〇

糖蜜酒以外ノ蒸餾酒	糖蜜酒	再製	計
一六、九二〇	二八、八九〇	二九、四九九	八四、三〇九
五、六四〇	九、六三〇	九、八三三	二八、一〇三
二八、二〇〇	三八、五二〇	三九、三三〇	一一〇、〇〇〇
			一一、八〇、五〇〇

第十表

徴收費調

「説明」工場敷地及建物は政治上又は經濟上將來工場を設置せむとする地に現存する工場にして當分の内政府の使用に堪ゆる見込ある十工場を徴收し酒類製造用の器具器械は製造場備付品に限り之を徴收することとし猶權利は白糴の特許權二つを買収せむとするものなり。

區分	員數	價	格	公債額	面積	摘要
敷地	二六、四六二	八、四五二	一五八、七七二	一九一、二九二	公債平均時價八三圓トシ	
建物	八、四五二	一、〇八一、六二五	六二〇、九八八	テ換算ス		
器具			八九七、七四九	四八、一九三		
權利			四〇、〇〇〇	一九三三、〇九八		
計			一、六〇三、六四一			

第十一表

禁業交付金調

「説明」交付金は第三十四條に依り左の區別に依り支給す。

第二章 酒專賣の計畫 第四節 酒類專賣令の經過

三五五

- 一、將來賣捌人に指定すべき者——賣上金額の四分の一相當額に五分の一の加給金相當額を加へたるもの、四分の一を支給す（本項該當者は年賣上高五百石以上の個人製造者にして見込交付金一萬圓に達せざる者と一萬圓以上の者は賣捌人を拒絶するものと見込みたり）。
- 二、建物全部の徴收を受くるもの——賣上金額の四分の一を支給す。
- 三、右二項に該當せざる者——賣上金額の四分の一と其の五分の一の加給金を支給す。

業 者 別 人	負 賣 上 金 高	交 付 金		加 給 金		減 額 金		計
		(四分ノ一)	(五分ノ一)	(四分ノ一)	(三分ノ一)			
酒類製造者	五、八四〇	一、四六〇	一、九二〇	—	—	—	—	四、三八〇
賣捌人指定見込	七、〇八八	一、七七二	—	—	—	—	—	一、七七二
建物全部徴收見込	八、八四〇	—	—	—	—	—	—	—
其ノ他ノ製造者	三、三三〇	—	—	—	—	—	—	—
計	一、五〇八	一、四六〇	一、九二〇	—	—	—	—	三、三八〇
白 糖、紅 糖 製 造 者	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	三、三八〇

第十二表

公 債 調

「説明」 禁業交付金及徴收費は直接に公債を交付し徴收費は公債の時價に依り交付金は額面を以て支給す公債は年利五分とし五十五年以内に償還の見込みなり。

交 微	支 給 金 額	額 面 金 額	摘
收 入	一、六〇三、六四一	一、九三二、〇九八	時價八三圓
付 金	—	二、四六七、九〇二	交付金は額面を以て支給す
計	—	四、四〇〇、〇〇〇	—

第十三表

白 糖、紅 糖 調

年 次	製 造		販 賣		製 造	
	人員	場 數	人員	場 數	人員	場 數
大 正 九 年	四	四	—	—	—	—
大 正 八 年	三	三	—	—	—	—
大 正 七 年	三	三	—	—	—	—
大 正 六 年	四	四	—	—	—	—
大 正 五 年	四	四	—	—	—	—

麥酒製造者及造石高調

製 造 者	資 本 金	造 石 高		摘 要
		大 正 九 年	大 正 十 年 (自 至 十 月)	
高砂麥酒株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	五、九二〇	二、九六八	大正九年五月製造開始

第二編 酒專賣制度の起原及目的

備考

資本金額の内百萬圓は拂込済なり
造石高は大正九年五月より同十年十月迄毎月平均四九三石なり

第十四表

糖蜜生産額、消費額調

年次	生産額	取				不可飲分	計
		島内消費	酒精製造原料	糖蜜酒原料	再製糖原料		
大正六年	一、五三三、四六六	一、五〇〇	一、三六四、九六八	三、一五三、七五〇	一、三三三、一四〇	一、六〇〇、七五〇	
大正七年	一、六二七、七七七	四、四七五	一、〇三九、三三三	三、二七五、七〇〇	一、三三三、一四〇	一、四〇〇、〇〇〇	
大正八年	一、三六四、九四四	四、〇三〇	一、〇三九、三三三	三、二七五、七〇〇	一、三三三、一四〇	一、四〇〇、〇〇〇	
大正九年	一、三六四、九四四	四、〇三〇	一、〇三九、三三三	三、二七五、七〇〇	一、三三三、一四〇	一、四〇〇、〇〇〇	

備考

- 一、生産額は製糖歩合表に依り當該年期の産出品を揚上す
- 二、酒精及糖蜜酒の原料は一酒造年度間實際の使用高なり(蒸餾歩合表に依る)
- 三、島内消費、再製糖原料、外國輸出、不可飲分は一年度間の引取實積なり(砂糖内地移出高、引取高表に依る)
- 四、六年期に於て一五八、五八二、六四六斤の生産額の外三三、五八七、八五〇斤の前期よりの持越あり

酒母、醗製造高調

年次	酒母			醗		
	人員	場數	製高	人員	場數	製高
大正六年	一	一	三、四一〇	三	三	一、八九九三

年次	人員	場數	製高	人員	場數	製高
大正七年	一	一	三、四一〇	三	三	一、八九九三
大正八年	一	一	三、四一〇	三	三	一、八九九三
大正九年	一	一	三、四一〇	三	三	一、八九九三

備考 九年度中醗製造高内譯六、五三〇石は盛北州の検査に係る麥酒醗、三三二、五六〇石は同じく紅糖用醗なり

第十五表

基本年度收入支出調

「説明」 大正十一年度は七月一日より專賣制度を実施する見込なるが假に同年を全年作業するものとし專賣より生ずる經常の歳出入並創業に要する凡ての經費を本表に於て一括調製したるものにして次年度以降は本表經常費を基本年度として之に其の百分の一の自然増を見るものとして計算せり。

一、經常費

區分科	目		金額
	收入	支出	
酒類	酒類賣上收入		一五、六八九、一七七
	酒粕收入		一五、四五五、〇九七
	酒類賣上收入		八四、〇八〇
不用品及空樽賣下收入			一五〇、〇〇〇
			九、七〇二、八六三

差	益
	俸 給
	事 務 費
	事 業 費
	購 買 費
差 益	三〇八、三四五 一〇〇、二九四 五、〇六一、二五八 四、二三二、九六六 五、九八六、三一四

二、臨時費

支 出	區 分 科 目	金 額
創 設 費	創 設 費	一、九八三、二一二
建 築 及 設 備 費	建 築 及 設 備 費	七、四三八、一一六
支 出		四、五四五、〇九六

第十六表

專賣十年間收益調 (其ノ二)

「説明」初年度の計算は前表の基本数に對する九箇月分を計上せり。
二年度以降は俸給を除くの外基本年度に對し歳入歳出共に百分の一の自然増を豫定せり。

科 目	初 年 度	二 年 度	三 年 度	四 年 度	五 年 度	差	出支部臨時		出支部常經		收 入	入 入	公 債 集 集 額	酒 類 收 入	酒 類 收 入	公 債 集 集 額	支 出	支 出
							臨 時 部	公 債 集 集 額	經 常 部	購 買 費								
支 出	一、一、七、七九	一、一、五、七四	一、一、五、九七	一、一、七、二〇	一、一、八、三三	七、〇三二	四、九八八	一、六二八	三、七九六	三、七九五	一、四、八二二	四、四〇〇	一、〇、一、二二	六三	一、〇、一、二二	一、四、八二二	一、一、七、七九	一、一、七、七九
差 益	二、〇三三	四、一八〇	四、三三二	四、三三二	四、三三二	六、〇二八	一、八四八	一、六二八	五、〇六六	五、〇七一	一、五、七五四	六〇	八五	八五	一、五、六、〇九	一、五、七五四	一、一、五、七四	一、一、五、七四
支 出	一、一、七、七九	一、一、五、七四	一、一、五、九七	一、一、七、二〇	一、一、八、三三	七、〇三二	四、九八八	一、六二八	三、七九六	三、七九五	一、四、八二二	四、四〇〇	一、〇、一、二二	六三	一、〇、一、二二	一、四、八二二	一、一、七、七九	一、一、七、七九
差 益	二、〇三三	四、一八〇	四、三三二	四、三三二	四、三三二	六、〇二八	一、八四八	一、六二八	五、〇六六	五、〇七一	一、五、七五四	六〇	八五	八五	一、五、六、〇九	一、五、七五四	一、一、五、七四	一、一、五、七四

第二章 酒專賣の計畫 第四節 酒類專賣令の經過 (其ノ二)

科	入 收		收 入	出 支 部 常 經				差 益
	酒 類 收 入	酒 類 收 入		經 常 部	購 買 費	事 務 費	俸 給	
六 年 度	一六、三二八	八八	一六、三六六	九、八一九	四、三三三	五、〇八四	一〇、五	六、五四七
七 年 度	一六、三八二	八九	一六、五二一	九、九一〇	四、三六三	五、一三三	一〇、六	六、六二一
八 年 度	一六、五三六	九〇	一六、六七六	一〇、〇〇〇	四、四〇四	五、一八一	一〇、七	六、六七六
九 年 度	一六、六九一	九一	一六、八三三	一〇、〇九一	四、四四六	五、二二九	一〇、八	六、七四一
十 年 度	一六、八四六	九一	一六、九八七	一〇、一八二	四、四八七	五、二七八	一〇、九	六、八〇五
十 一 年 度	一七、〇〇一	九二	一七、一四三	一〇、二七二	四、五二八	五、三三六	一〇、〇	六、八七一
差 引 純 益	一〇、三九六	五、九七〇	一〇、三三〇	六、三九一	一〇、三三〇	六、五二一	一〇、四〇三	一〇、四九三
出 支 部 時 臨	三、五七	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
建 築 及 設 備 費	三、五七	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
公 債 利 子	三、五七	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
時 部 計	三、五七	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇

第十七表

專賣收入及租稅收入比較調

「説明」 本表は現行の租稅制度を維持する場合と專賣とを比較したるものにして專賣收入支出は前表の計數に依

り租稅收入は大正六、七、八の三年平均數に百分の一を累加したるものに現行の稅率を適用したりものなり。

年 次	租 稅 收 入		專 賣 實 收 額	租 稅 收 入 對 專 賣 收 入 增 收 額
	收 入 額	所 要 費 額		
明 治 十 二 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、二八〇	一、二九〇
十 三 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、三三三	一、三六三
十 四 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、四〇四	一、四三六
十 五 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、四八七	一、五〇九
十 六 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、五七〇	一、五九二
十 七 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、六五三	一、六七五
十 八 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、七三六	一、七五八
十 九 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、八一九	一、八四一
二 十 年 度	三、五七	一、〇〇〇	四、九〇二	一、九〇二
二 十 一 年 度	三、五七	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九〇〇

第四款 拓殖局修正專賣令案

敝上總督府に於て決定せる專賣令案は更に拓殖局に於て審議を経たるが其の結果次の如き修正ありたり。
左に該修正案と修正事項を摘録すべし。

臺灣酒類專賣令案

第一條 本令ニ於テ酒類トハ酒精及酒精含有飲料トス

酒精トハ酒精分九十度以上ヲ含有スル酒類、酒精含有飲料トハ酒精ニアラサル酒類ヲ謂フ

前項酒精分トハ攝氏檢溫器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中〇、七九四九ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ謂フ

第二條 酒精含有飲料ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第三條 酒精ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

酒精ノ製造ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第四條 酒類ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第五條 酒類ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

酒類ノ輸出ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六條 酒類ハ政府又ハ政府ノ指定シタル賣捌人若ハ小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

酒類ノ販賣及販賣者ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第七條 酒類小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ酒類ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス

第八條 酒類販賣者ハ政府ノ封緘ヲ施シタル酒類ノ容器ヲ變更シ又ハ開披スルコトヲ得ス、但シ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ酒類ノ零賣ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 酒精製造者ハ政府ニ賣渡シ若ハ輸出ニ供スル場合ヲ除ク外其ノ製造ニ係ル酒精ヲ讓渡シ又ハ之ヲ質入シ若ハ消費スルコトヲ得ス

第十條 酒精製造者ニ非シテ白糯米、紅糯米、酒母又ハ醱ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

白糯米、紅糯米、酒母又ハ醱ノ製造ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十一條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除ク外白糯米、紅糯米、酒母又ハ醱及政府ノ證票ヲ附セサル酒類ヲ所持シ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第十二條 酒精製造者本令若ハ臺灣酒精稅令又ハ之ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

白糯米、紅糯米、酒母又ハ醱ノ製造者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル時ハ政府ハ其ノ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 當該官吏ハ酒精及白糯米、紅糯米、酒母又ハ醱ノ製造場其ノ他必要ノ場所ニ立入り製品原料材料及帳簿其ノ他ノ書類物件ヲ検査シ又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ運搬中ニ在ル酒類ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

當該官吏ハ前二項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 私ニ酒類ヲ製造シ若ハ再製シ又ハ製造若ハ再製ノ準備ヲ爲シタル者

二 第九條ノ規定ニ違反シタル者

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 酒類販賣者ニ非シテ酒類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者

二 私ニ酒母、醱ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十六條 第八條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ違反シタルモノ

二 私ニ白糯米、紅糯米ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十八條 當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス、其ノ刑法ニ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル

第十九條 私ニ酒類ノ輸出若ハ輸入ヲ圖リ又ハ輸出若ハ輸入ヲ爲シタル者ハ其ノ酒類ノ價格ノ十倍ニ相當スル罰金ニ處ス、但百圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十條 第十四條、第十五條第二號又ハ第十七條第二號ノ犯罪ニ係ル物件ハ之ヲ沒收ス

前項ノ物件ヲ讓渡シ若ハ消費シ又ハ其ノ他ノ事山ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス
前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十一條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス

第二十二條 酒類販賣者、酒類輸出入者及酒精又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 酒類販賣者、酒類輸出入者、及酒精又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル時ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十四條 明治二十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ノ規定ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯則事件ニ付之ヲ準用ス、但臺灣間接國稅犯則者處分規則ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十五條 本令中輸出又ハ輸入ニ關スル規定ハ移出又ハ移入ノ場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

第二十六條 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但第二十九條、第三十一條及第三十二條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十七條 臺灣酒造稅規則及臺灣工業用酒精稅規則ハ之ヲ廢止ス、但本令施行前製造シタル酒類ノ酒稅ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

第二十八條 本令施行ノ際ニ於ケル酒類製造者ハ現ニ製成中ノ酒精含有飲料ニ限り其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ酒稅ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

第二十九條 從前ノ規定ニ依リ酒精ヲ製造スル者ニシテ本令施行後仍引續キ酒精ノ製造ヲ爲サムトスル時ハ豫メ政府ノ承認ヲ受クヘシ
前項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十條 第二條第四條乃至第六條第一項、第七條、第八條、第十條第一項及第十一條ノ規定ハ當分ノ内麥酒ニ之ヲ適用セス

第三十一條 本令施行ノ爲必要アリト認ムル時ハ臺灣總督ハ酒類ノ製造又ハ輸入ヲ制限スルコトヲ得
前項ノ制限ニ違反シ酒類ノ製造又ハ輸入ヲ爲シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 本令公布ノ際現ニ存スル酒類製造用ノ建物、其ノ敷地及製造場備付ノ酒類又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造用ノ器具器機ハ政府ニ於テ之ヲ徵收シ又ハ使用スルコトヲ得

政府ハ酒類又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造者ノ營業場ニ基キ前項ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ使用スヘキ物件ヲ調査シ徵收目錄又ハ使用目錄ヲ作成ス

徵收目錄又ハ使用目錄ハ本令公布後三十日以内ニ之ヲ所有者ニ交付ス

徵收目錄又ハ使用目錄ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ徵收目錄又ハ使用目錄ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第三十三條 前條ノ規定ニ依リ徵收スル物件ニ對シテハ補償金ヲ、使用スル物件ニ對シテハ使用料ヲ交付ス
補償金又ハ使用料ハ協議ニ依リ之ヲ定ム、協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

鑑定人ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十四條 政府ハ酒精含有飲料ノ製造者ニ對シ其ノ請求ニ依リ酒精含有飲料ノ賣渡代金ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ交付シ其ノ金額五百圓ニ滿タサル時ハ五百圓ヲ交付ス但第三十二條ノ規定ニ依リ建物ノ全部ノ徵收ヲ受ケサル者ニ對シテハ尙交付金ニ相當スル金額

ノ五分ノ一ヲ増給ス

本令施行ノ際酒類賣捌人ニ指定セラレタル者ニ對シテハ前項ノ金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ減給ス

前二項ノ規定ハ白糯米、紅糯米、酒母又ハ醱ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廢止スルモノニ付之ヲ準用ス

第三十五條 前條ノ賣渡代金ハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日ニ至ル二年間ノ賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但大正八年七月二日以後ニ製造ヲ開始シタル場合ニ於テハ製造開始ノ翌月ヨリ大正十年十一月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

前項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第三十六條 第三十四條ノ酒精含有飲料又ハ白糯米、紅糯米、酒母若ハ醱ノ製造者ハ大正十年七月一日以前ヨリ本令公布ノ日迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

第三十七條 第三十四條ノ交付金ハ大正十一年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十八條 第三十四條ノ交付金ハ額面金額ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス、但五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第三十三條ノ補償金ハ大正十一年七月一日以前一年間ニ於ケル平均相場ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス、但五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

總督府參事官室に於て修正せる酒類專賣令を假に第二原案とし左に拓殖局修正案との對照を爲すべし。

修正案第一條

原案第一條は「酒類を分ちて酒精及酒精含有飲料とす」とありたるを「本令に於て酒類とは酒精及酒精含有飲料とす」に改め新に第二項に酒精分度數第三項に酒精分容量を規定したり此の二項、三項の趣旨は第一原案の趣旨に復活したる結果となる。

修正案第二條

原案通り修正なし。

修正案第三條

第一項原案通り修正なし。

第二項は原案第二項より「及輸出」を削除し此の部分は第五條第二項に規定したり。

修正案第四條

原案通り修正なし。

修正案第五條

原案は「酒類は酒精製造者の製造したる酒精を除くの外之を輸出することを得ず」とありたるを「酒類は政府の許可を受くるに非ざれば之を輸出することを得ず」と改め新に第二項として原案第三條第二項中輸出に關する條項を規定したり。

第一項修正の結果は第一原案の許可輸出の方針に復活したり。

修正案第六條、第七條

原案通り修正なし。

修正案第八條

原案中「變更」とありたるを「變更し」と改めたる外修正なし。

修正案第九條

原案但書の趣旨を本條中に入れて修正し原案但書を削除したり。

修正案第十條、第十一條

原案通り修正なし。

修正案第十二條

原案中「酒精製造者及白糶、紅糶、酒母又は醪の製造者本令」云々とありたるを「酒精製造者本令若は臺灣酒精祝令」云々と改め、原案中「白糶、紅糶、酒母又は醪の製造者」云々の點を本條第二項とせり。

修正案第十三條乃至第十七條

原案通り修正なし。

修正案第十八條

原案中「質問に對し虚偽の答辯を爲し又は其の職務の執行を拒み又は之を忌避し又は」とありたるを「質問に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の答辯を爲し又は其の職務の執行を拒み之を忌避し若は」云々と改め即ち新に答辯を爲さざる不作爲の行爲に對し制裁を設けたり。

修正案第十九條、第二十條

原案通り修正なし。

修正案第二十一條

原案第二十三條を本條とせり。

修正案第二十二條

原案第二十一條を本條とせり。

修正案第二十三條

原案第二十二條を本條とせり。

修正案第二十四條

原案第二十四條中「但し」とありたるを「但」に改めたる外修正なし。

修正案第二十五條、第二十六條、第二十七條

原案通り修正なし。

修正案第二十八條

原案第二十八條末段「仍從前の規定を適用す」とありたるを「仍從前の規定に依る」と改む。

修正案第二十九條乃至第三十三條

原案通り修正なし。

修正案第三十四條

原案第三十四條中「又は白糶、紅糶、酒母若は醪の」を削り其の部分の新に本條第三項とせり。

修正案第三十五條、第三十六條

原案各條中「但し」とありたるを「但」に改めたる外修正なし。

修正案第三十七條

原案通り修正なし。

修正案第三十八條

原案第三十八條中「但し」とありたるを「但」に改めたる外修正なし。

第五款 法制局修正專賣令案

拓殖局修正案に對し更に法制局に於て審議の結果修正して勅裁を経たる律令次の如し。

臺灣酒類專賣令

- 第一條 本令ニ於テ酒類トハ酒精及酒精含有飲料ニシテ酒精分九十度未満ノモノヲ謂フ
前項ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢温器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ謂フ
- 第二條 酒類ノ製造ハ政府ニ專屬ス
- 第三條 酒類ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス
- 第四條 酒類ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得ス
酒類ノ輸出ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第五條 酒類ハ政府又ハ政府ノ指定シタル酒類賣捌人若ハ酒類小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス
酒類ノ販賣及販賣者ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第六條 酒類小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ酒類ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス
- 第七條 酒類販賣者ハ政府ノ封緘ヲ施シタル酒類ノ容器ヲ變更シ、開披シ又ハ容器ニ附シタル證票其ノ他ノ表示ヲ破毀若ハ變更スルコトヲ得ス但臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ零售ヲ爲ス酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 白糶、紅糶、酒母又ハ醪ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ白糶、紅糶、酒母又ハ醪ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第九條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外白糶、紅糶、酒母、醪及政府ノ證票ヲ附セサル酒類ヲ所持シ、

讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第十條 白糶、紅糶、酒母又ハ醪ノ製造者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條 當該官吏ハ酒精、酒精含有飲料、白糶、紅糶、酒母又ハ醪ノ店舗、藏置場、製造場其ノ他必要ノ場所ニ立入り製品、原料、材料、器具、機械、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査シ又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
當該官吏ハ運搬中ニ在ル酒精、酒精含有飲料、白糶、紅糶、酒母又ハ醪ヲ檢査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 私ニ酒類ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

二 第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シテ酒類ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ輸出若ハ輸入ノ準備ヲ爲シタル者

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 酒類販賣者ニ非スシテ酒類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者

二 私ニ酒母又ハ醪ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條第七條又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者

二 私ニ白糶又ハ紅糶ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十五條 當該官吏ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但刑法ニ規定アルモノハ刑法ニ依ル

第十六條 第十二條第十三條第二項又ハ第十四條第二號ノ罪ヲ犯シタル者ノ所持又ハ所有スル酒類、白糶、紅糶、酒母又ハ醪及製造用

器具機械ハ之ヲ沒收ス其ノ既ニ讓渡シ、消費シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第十七條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但第十五條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 酒類ノ販賣者若ハ輸出入者又ハ白糶、紅糶、酒母若ハ醗ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナル場合ニ於テ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ處罰スヘキトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 酒類ノ販賣者若ハ輸出入者又ハ白糶、紅糶、酒母若ハ醗ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ酒類ノ販賣者若ハ輸出入者又ハ白糶、紅糶、酒母若ハ醗ノ製造者ヲ處罰ス

第二十條 明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯罪事件ニ付之ヲ準用ス
第二十一條 本令中輸入又ハ輸出ニ關スル規定ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ヨリ移入シ又ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ニ移出スル場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但第二十六條及第二十七條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 臺灣酒造稅規則及臺灣工業用酒精稅規則ハ之ヲ廢止ス但大正十一年七月一日前ニ製造シタル酒精及酒精含有飲料ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

第二十四條 酒精製造者ハ大正十一年七月一日現ニ製造中ノ酒類ニ限り其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ製造シタル酒類ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

第二十五條 本令ハ當分ノ中麥酒ニ付之ヲ適用セス

第二十六條 本令施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ臺灣總督ハ酒類ノ製造、輸入又ハ移入ヲ制限スルコトヲ得

前項ノ制限ニ違反シ酒類ノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 乃至第二十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本令公布ノ際現ニ存スル酒類製造用ノ建物、其ノ敷地及製造場備付ノ酒類、白糶、紅糶、酒母又ハ醗ノ製造用器具機械ハ政府ニ於テ之ヲ徵收シ又ハ使用スルコトヲ得

政府ハ酒類、白糶、紅糶、酒母又ハ醗ノ製造者ノ營業場ニ就キ前項ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ使用スヘキ物件ヲ調査シ徵收日録又ハ使用日録ヲ作成ス徵收日録又ハ使用日録ハ本令公布後三十日以内ニ之ヲ所有者ニ交付ス

徵收日録又ハ使用日録ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受ケタルニ非サレハ徵收日録又ハ使用日録ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第二十八條 前條ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ使用スル物件ニ對シテハ補償金又ハ使用料ヲ交付ス

補償金又ハ使用料ノ額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

鑑定人ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十九條 政府ハ酒類製造者ニ對シ其ノ請求ニ依リ酒類ノ賣渡代金ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ交付シ其ノ金額五百圓ニ滿タサルトキハ五百圓ヲ交付ス酒類製造用ノ建物ヲ所有スル酒類製造者ニシテ第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ建物ノ全部ノ徵收ヲ受ケサルモノニ對シテハ前項ノ交付金ノ外其ノ五分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

酒類製造者ニシテ大正十一年七月一日酒類賣捌人ニ指定セラレタルモノニ對シテハ前二項ノ規定ニ依リ交付スヘキ金額ヨリ其ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ交付ス

第三十條 前條ノ賣渡代金ハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日ニ至ル二年間ノ賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但大正八年七月二日以後製造ヲ開始シタル場合ニ於テハ製造開始ノ翌日ヨリ大正十年十一月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

前項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第三十一條 第二十九條ノ酒類製造者ハ大正十年七月一日以前ヨリ本令公布ノ日迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

第三十二條 第二十九條ノ交付金ハ大正十一年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十三條 第二十九條ノ交付金ハ額面金額ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第二十八條ノ補償金ハ大正十一年七月一日前一年間ニ於ケル平均相場ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第三十四條 第二十九條第一項、第三十一條乃至第三十三條ノ規定ハ酒類製造ニ非サル白糖、紅糖、酒母又ハ醱ノ製造者ニシテ本令公布ノ日ヨリ大正十一年七月十日迄ニ其ノ製造ヲ廢止スルモノニ付之ヲ準用ス

拓殖局修正案を假に第三原案とし左に法制局修正案とを對照すべし。

修正案第一條

原案第一項の酒類を酒精分九十度未満ものに改め原案第三項を本條第二項とし原案第二項は削除せらる從て酒精分九十度以上の酒精に關しては新たに酒精令制定せらるるに至りたるにより原案第三條、第九條、第十二條第一項、第二十九條は削除せらる。

修正案第二條

原案通り修正なし。

修正案第三條

原案第四條中「之を輸入」とありたるを「之を外國より輸入」と改め本條とせり。

修正案第四條

原案第五條を本條とせり。

修正案第五條

原案第六條を本條とせり。

修正案第六條

原案第七條を本條とせり。

修正案第七條

原案第八條を本條とせり。

修正案第八條

原案第十條中「酒精製造者に非ずして」を削除して本條とせり從て本條は第一原案に復活したり。

修正案第九條

原案第十一條を本條とせり。

修正案第十條

原案第十二條中第一項を削除し第二項を本條とせり之れ原案より酒精を削除したる結果なり。

修正案第十一條

原案第十三條第三項中「當該官吏は」を削除して本條とせり。

修正案第十二條

原案第十四條本文及第一號を本條の本文及第一號とし本條第二號は新に輸入、輸出及其の準備行為に制裁を付することとせり。

修正案第十三條

原案第十五條を本條とせり。

修正案第十四條

原案第十六條中第八條、第十一條、第十七條の趣旨を本條とし制裁を原案第十六條、第十七條と同一にせり。

修正案第十五條

原案第十八條中段中「質問に對し虚偽の答辯を爲し又は其の職務の執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へ」を削り「職務の執行を妨げ」に改め本條とせり。

修正案第十六條

原案第二十條第一項、第二項の趣旨を本條第一項とし第二項は原案通り修正なし。

修正案第十七條

原案第二十一條の趣旨を本條とせり。

修正案第十八條

原案第二十二條中酒精の點を除きたる點の趣旨を本條とせり。

修正案第十九條

原案第二十三條中酒精の點を除きたる部分の趣旨を本條とせり。

修正案第二十條

原案第二十四條中の但書以下を削り本條とせり。

修正案第二十一條

原案第二十五條中「規定は」云々とありたるを「規定は内地、朝鮮、樺太若は南洋群島より移入し又は内地、朝鮮、樺太若は南洋群島に」云々に改め本條とせり此の結果第一原案に復活したり。

修正案第二十二條

原案第二十六條を本條とせり。

修正案第二十三條

原案第二十七條を本條とせり。

修正案第二十四條

原案第二十八條中「本令施行の際に於ける」、「製成中の酒精含有飲料に」、「此の場合に於ては其の酒税に關しては仍従前の規定に依る」を削り「酒類製造者は」の下に「大正十一年七月一日」を加へ新に本條第二項を加へたり。

修正案第二十五條

原案第三十條中冒頭より規定迄を削り「本令」を加へて本條とせり。

修正案第二十六條

原案第三十一條第一項、第二項を本條とし新に第三項を加へたり。

修正案第二十七條

原案第三十二條を本條とせり。

修正案第二十八條

原案第三十三條を本條とせり。

修正案第二十九條

原案第三十四條第一項初段「酒精含有飲料云々より中段の醪」迄を削りて「酒類製造者に對し其の請求に依り酒類」とし原案第一項「但し第三十二」を削り「酒類製造用の建物を所有する酒類製造者にして第二十七」として本條第二項とし原案第二項中「本令施行の際」を削り「酒類製造者にして大正十一年七月一日」と改め本條第三項とせり。

修正案第三十條

原案第三十五條を本條とせり

修正案第三十一條

原案第三十六條中「第三十四條の酒精含有飲料又は白釉、紅釉、酒母若は醪の」を削り「第二十九條の酒類」に改め本條とせり。

修正案第三十二條

原案第三十七條の趣旨を本條とせり。

修正案第三十三條

原案第三十八條を本條とせり。

修正案第三十四條

原案第三十四條第三項、第三十六條、第三十七條、第三十八條の趣旨を一括して本條とせり。

第六款 酒類專賣令と酒精令の分離

酒類專賣案は拓殖局の審議に至るまでは同一法案として進行したるところ、法制局の修正に至りて本令に於て酒類と稱するは酒精及酒精含有飲料にして酒精分九十度未満のものを謂ふと改められたるを以て、酒精分九十度以上の酒精に關する規定は之を專賣令より分離することとなりたるに依り、別に臺灣酒精令の公布を見るに至りたるが本令に對しては後述するところあるべし。

第五節 酒類專賣豫算

大正十年十月田總督の英斷に依り酒類專賣制度の實施府議決定するや、其の成案は豫算案と共に總督府財務局長之を携帶し大藏省當局に説明し其の同意を得て豫算は大正十一年度臺灣總督府特別會計歳入歳出豫算に計上せられ帝國議會に提出することとなり。當時議會に提出せる議案に就きては前敍總督府議決定案及説明書に明かなるところなるが更に其の概略を述べんに原則として酒類の製造及販賣を共に官營とし製造の方面に在りては從來免許業務として一定制限の下に認められ來れる酒類製造業を全然禁止し之を政府の經營に移すと共に、他面販賣の方面に在りても從來各個人に於て自由なる營業を認められたるを將來は政府の指定したる販賣者に限り取扱ふことに改めんとするにあ

唯特種事情により必ずしも一律に右の原則を以て律し得ざる事情あり、即ち製造の方面にありては酒精（從來の所謂酒精及酒精含有飲料にして九十度以上の分）の製造は一定制限の下に民營を認め、酒精含有飲料中麥酒は例外として當分の内民營を認むることとし、又販賣の方面に於ては麥酒の販賣は従前通り民營とし、又酒精製造者の製造せる酒精の中輸移出する分に對しては従前の儘之を自由とし、島内消費の分のみ政府に賣渡さしめ之を政府の專賣とするものなり。而して酒類の製造は政府に於て直接之を行ひ、其の製造工場としては一部は當時民營の工場を回收して之に充つるも成るべく集中主義を採り以て製造技術の統一と生産費の統一を期すると共に、他方に於ては地方的嗜好事情を斟酌し、且つ從來酒造業に附帶せる地方産業に對する打撃を出来る限り軽減する要あるを以て、工場の配置に於ては此の點も考慮し全島十五箇所に製造場を設置すべく計畫したり。

次に專賣案作製の基本數量としては、大正六、七、八三箇年の平均數に據り配給計畫の基礎を樹てたり。右に依れば島内製造酒の專賣計畫數量は當初十八萬六千三十石、此賣渡豫定價格千四百二十五萬千三百五十五圓とし、内地移入酒は同じく一萬八千四十九石、三百五十九萬五千五百十五圓、外國酒は同じく百六十五石一斗、七萬六千五百四十四圓、更に酒精は同じく二百石、千七百九十七萬千四百四十四圓を見込み、右の數量に基きて事業收支の計算を立て、即ち基本年度全一年分の收入として酒類賣上收入千五百四十五萬五千九百七十七圓、酒粕收入八萬四千八十圓、不用品空樽賣下收入十五萬圓、合計千五百六十八萬九千九百七十七圓とし、又支出としては俸給三十萬八千三百四十五圓、事務費十萬二千九百四十四圓、事業費五百六萬二千二百五十八圓、購買費四百二十三萬二千九百六十六圓、合計九百七十萬二千八百六十三圓となし差益年額五百九十八萬六千三百四十四圓を擧ぐる計算となしたり。但し創業第一年は七月より實施するものなる上、創業費として徵收物件の補償金其他工場設備充實の爲め臨時支出を要するを以て大正十一年度に在りては收入

に於ては製造酒賣下豫定額八百五萬三千二百五十四圓、買入酒二百二十五萬八千八百七十六圓、酒粕收入六萬三千六百六十四圓、合計千二十七萬五千九百九十圓、支出に於ては經常部合計七百七十九萬四千四百七十七圓、臨時部合計四百九十八萬九千六百五十四圓を計上したり。（第二章第三節酒專賣制度の計畫當時に於ける説明及第八節酒類專賣豫算の公布參照）

第六節 帝國議會に於ける酒類專賣制度

酒類專賣に關する豫算案は曩に阿部財務局長之を携行大藏省との間に折衝を重ねる所ありたるが當初大藏省に於ては本制度の内地に及ぼす影響を懸念したるもの、如かりしも、專賣酒は内地と事情を異にする蒸餾酒を主とするものなること、從來内地より移入せる清酒は專賣後に於ても移入買入るものなること等を説明し其の査定を経て帝國議會に提出せらるゝの運びとなりたるが專賣實施の爲には先づ總豫算の通過は勿論同時に創業費支辨の爲に臺灣事業公債法の通過に待たざるべからず。即ち議會に於ては總豫算案と臺灣事業公債法改正案との二案に付審議すること、なり然かも本案は當議會の重要案件の一として器々論議せられ通過に至るまでには少からぬ迂餘曲折を見たるところに於て此間政府委員として説明の一線にありたる長官、財務局長は勿論曩に上京逐次説明資料の提供に與かりたる杉本事務官、菱村、柴田の兩屬の勞苦多大なるものありたり。而してこれが議會に於ける經過は酒專賣の基本案に對する種々なる問題を明示するものとなるを以て今貴衆兩院に於ける速記録を項を分ちて摘記すべし。

一、總豫算の審議

(一) 衆議院豫算委員會議事録

大正十一年二月六日午前十時三十五分開議
出席委員左ノ如シ

主査 宮古 啓三郎君

東 武君 金光 庸夫君 菊地長右衛門君

穴水 要七君 阪上 貞信君 濱口 雄幸君

兼務 早連 整爾君 山道 養一君 湯淺 凡平君

松山 常次郎君 松實 喜代太君 加藤 定吉君

川崎 克君 山邑 太三郎君 大口 喜六君

前川 虎造君

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 子爵 高橋 是清君

出席政府委員左ノ如シ

拓殖局長官 川村 竹治君

朝鮮總督 男爵 齋藤 實君

朝鮮總督府財務局長 河内山 榮三君

朝鮮總督府殖産局長 西村 保吉君

朝鮮總督府參事官 和田 一郎君

臺灣總督 男爵 田 健治郎君

臺灣總督府財務局長 賀來 佐賀太郎君

關東廳事務總長 阿部 滂君

關東廳事務官 土岐 嘉平君

樺太廳長官 西山 左内君

大藏次官 永井 金次郎君

大藏省主計局長 神野 勝之助君

大藏省主務局長 西野 元君

大藏省理財局長 松本 重威君

大藏省銀行局長 小野 義一君

大藏省參事官 黒田 英雄君

大藏書記官 堀切 善兵衛君

大藏書記官 佐々木 謙一郎君

大藏書記官 河田 烈君

大藏書記官 中島 鐵平君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

大正十一年度歳入歳出總務算案 (大藏省所管)

大正十一年度各特別會計歳入歳出豫算案 (大藏省所管)

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (大藏省所管)

(第一號)臨時軍事費豫算追加案 (大藏省所管)

宮古至奎 是ヨリ開會致シマス。本日ハ幸ヒ臺灣總督ガ御出ニナツテ居マスカラ臺灣ニ於ケル今日ノ政治ノ狀態竝ニ新シキ計劃等ニ付テ一應ノ御説明ヲ承ツタラ便利デアラウト思ヒマス。一應總督カラ御説明ヲ願フコトニ致シタイト思ヒマス。

田政府委員 臺灣總督府特別會計歳入歳出ノ大體ヲ御説明申上ゲヤウト存ジマス。大正十一年度ノ特別會計ハ之ヲ前年度ニ比較致シマスルト歳入ノ部デ頗ル顯著ナル減額ガ現レマシタノデゴザイマス。此豫算ノ上デモ現ニ九百萬圓程ノ收入減ニナツテ居リマス、是ハ臺灣ノ收入ハ最も大キイモノガ官業收入デアリマスガ、其官業中デモ專賣收入ガ最も多イモノニナツテ居リマスルガ世界的財界ノ不況ヨリシテ最も打撃ヲ受ケマシタノガ權腦其他總テ專賣ノ事業ガ振ヒマセヌ、是ガ著シイ減額ヲ來シタ最大原因デゴザイマス、其他所得稅ナドノ減リマシタノモ矢張財界ノ不景氣デ法人ノ所得ナドガ著シク減額致シマシタソノ等ノ爲ニ増シタモノヲ差引キマシテモ尙ホ實際九百萬圓カラ收入ヲ減シタヤウナ事ニナツテ居リマス、其中ニ是ハ企業ノ方ニ參ツテ申上ゲマスガ、酒ノ專賣ヲ行ハウト云フ計劃ガゴザイマス、其他收入減ニ付キマシテハ些少ノ事ハアリマスガ是ハモウ豫算上ニ現レテ居リマスカラ御説明申上ゲル必要ハナカラウト存ジマス、ソレカラ事業ノ方即チ支出ノ方ニ至リマシテモ今申上ルヤウニ收入ガ減ジマシタ結果トシテ餘程事業ヲ縮少スルニアラザレバ經營シ難イト云フ有様ニナツテ居ルデアリマス、併ナガラソレヲヤリマスノモ成ベク經費即チ普通ノ經營費ニ向ツテ整理削減ヲ加ヘテサウシテ事業ノ方ニ付テ成ベクヤレルダケハヤリ尙ホ教育ニ關スル事ナドニナリマシテハ節減シ得ザルノミナラズ、更ニ一層増加ヲシナケレバナラズ必要ガ著々アルノデゴザイマスカラサウ云フモノニ向ツテハ僅ナガラニ増加ヲシ必要ナ事業ヲ段々進メテ行

フ事ニシテ居リマス。要スルニ此各科目デ御覽下サルト分リマスガ、普通ノ經費ト云フモノハ總督府ヲ始メテシテ各款項目ニ於キマシテモ頗ル痛酷ニ節減ヲ加ヘマシテ而シテ仕事ヲスル必要ナル教育、衛生、其他道路補助ト云フヤウナ事ニ向ツテハ幾ラカツ、増大スルト云フ方針ヲ探ツテ編成致シタ次第デアリマス。其中ニ特ニ御説明申上ゲタイ事ハ專賣事業ノ中ノ酒專賣製造ヲ開始スルコトガゴザイマス、是ハ全ク新規ノ計劃デゴザイマスカラ、今迄ハ酒稅規則ニ依ツテ内地トハ率ハ違ヒマスケレドモ現ニ角酒稅トシテ徵收ラシ來ツタノデゴザイマスカドウモ、臺灣ニ於テハ之ヲ專賣ニスル方ガ得策ナリト認メマシテ、是ハ隨分數年來ノ調査ノ結果之ヲ實施スルガ必要ト認メマシタノデアリマス、此必要ト感ズル理由ハ大體デ中セバ二ツニ分ツコトガ出來ルノデアリマス、一ツハ即チ收入ヲ増スト云フ財源論カラ起ツテ居ルノデアリマシテ、兎ニ角臺灣ノ收入ト申スモノハ比較的營業的即チ專賣制度ノ收入ガ最も一番重キヲ占メテ居リマス、大體デ租稅收入ガ十一年度デ一千七百萬圓、官業及官有財産收入ガ六千三百萬圓ト云フヤウナ譯デアリマシテ、此直接租稅ヨリモ官業ナリ、官有財産ノ收入ガ重キヲ占メテ居ル譯デアリマスケレドモ、此ノ權腦ノ如キハ本年度デハ八百萬圓カラノ收入減ヲ來シタト云フヤウナ事モアル阿片ノ收入ハ是ハ年々減ジテ參リマス。是ハ御承知ノ通り漸禁主義ヲ採ツテ二十年以來一明治二十九年頃カラアノ制度ヲ布イテ居ルノデアリマスガ、此效果ハ漸々現レテ居ルノデ殆ド現在阿片ヲ嚙ム者ハ一番多イ時カラ比ベルト四分ノ一程ニナツテ居リマス。而シテ阿片ノ賣レル數量モソレ程ニ減ツテ居リマス。是ハ遠カラズ將來ニ於テハ全ク阿片ト云フモノハ滅絶スベキ性質ヲ持ツテ居リマス。是ハ又非常ニ喜ベキ事デアツテ非常ナ害毒ヲ流スモノデアリマスカラ禁止ヲスルノガ當然デアアルニ拘ラズ總ヲ爲シテ居ル者ニ向ツテハ禁止ヲシテハ却テ非常ナ健康ヲ害スルト云フ虞ガアルト云フ爲ニ免許制ヲ以テ先ヅ變者ニハ一生ノ間飲マスト云フコトニナツテ居ルノデ是ガ段々減ツテ來ルノハ當然デアアル、而シテ又是ガ減ルガ爲ニ假令收入ガ全減シヤウトモ、是ハ寧ロ國民性ノ爲ニ喜ブベキコトデアアルサウ云フ次第デアリマスカラ、此官業收入ノ中デ減ルモノ及ビ頼ミニナラヌモノト云フモノガ幾多アリマス。而シテ一方ニ於テ當然施設ヲシナケレバナラヌ事業ガ多クゴザイマス、其中最モ力ヲ入レベキモノハ矢張教育デゴザイマス。是ハ近年臺灣人モ餘程嚮學ノ思想ガ發達シテ參リマシテ僅カ此處五年程ノ間ニ就學率ハ公學校即チ初等教育デスガ三倍カラニナツテ居ル有様デアリマスサウ云フ次第デアリマスカラ、初等教育ノ施設モ餘程増シテ居リマス。無論初等教育ハ是ハ内地デ云フ町村ト同ジニ臺灣デハ市、

街、庄ト申シマスガ、即チ最下級ノ公共團體自治團體ノ經營ニナツテ居リマスガ、ソレカラ以上中等教育或ハ專門教育高等教育ト云フコトニナリマシテハ、中等教育ハ中等學校ノ職員ノ俸給ダケハ矢張團費ヲ拂ツテヤリマス、普通ノ經費ハ地方費デ拂フコトニナツテ居リマス、ソレカラ以上ノ專門教育及高等教育ハ團費ヲ以テ支出スルコト云フコトニナツテ居リマス、師範學校モ是モ團費デアリマス。是等ノ施設ノ將來ヲ見渡シテ見マスト教育ダケデモ餘程ノ施設ヲ要スルコトガ多クアリマス。ソレカラ又次ニハ道路デゴザイマス、道路ハ實ハ臺灣ノ今日ハ實ニ道路ノ施設ハ不行届デアリマス、一ニ鐵道ヨリ外ニ道路ハ一般交通ノ依ルベキ便ハナイト言ツテモ宜イ程ノ有様デゴザイマスカラ、是モ昨年出來マシク評議會總督府ノ評議會ニ諮問ヲ致シマシテ道路ノ制度ヲ決メテ或ハ國ノヤル道路又地方稅デヤル道路及市街庄デヤル道路ト云フコトノ大體ヲ定メマシテ而シテ、此一般交通ノ利ヲ開クト云フコトハ最も必要ナル事ニナツテ居リマス。是等ノモノヲヤリマスルノニモ所謂國道ト云フモノニ屬スルモノハ國費ヲ以テヤラナケレバナラヌト云フコトハ論ノ無イ次第デアリマスル共等ノ教育及交通ト云フヤウナコトニ付テモ餘程ノ施設ヲ要スル是ハ急務ニナツテ居リマス、而シテ其財源ハ今申シ上ゲマスヤウニ阿片ノ方ハ段々減ツテ行ク權腦ノ方ナドハ一時ハ世界大戰ノ頃非常ニ値方出マシク爲ニ大變ニ收入ガアリマシクケレドモ、是ハモウ今日ニ至リマスルト假令恢復シテ見テモ、三、四年此方ノ如キ意外ノ利得ノ擧ガレ見マシテ此酒ノ專賣ヲヤルト云フコトハ收入ノ財源ヲ造ルト云フコトガ一ツノ趣意ニナツテ居リマスモウ一ツ是ハ矢張公衆衛生ノ方カラ此ノ酒ノ專賣ヲ必要ト感ジクノデアリマス。臺灣ノ酒ハ色々ゴザイマスル内地カラ幾ラ輸入スル矢張日本酒モゴザイマスルケレドモ、元來臺灣ノ地酒ト云フモノハ内地ノ酒トハ餘程種類ノ違ツタモノデアリマシテ是ハ私ナドハ甚ダサウ云フコトニハ暗イ方デアリマスケレドモ、地酒ノ造リ方ガ色々アツテ種々ノ酒ガ造ラレテ居リマス。而シテ此「アルコール」性ノモノカラ更ニ再製酒ニシテ此臺灣人ガ用キテ居ルト云フ部類モ餘程種類ガ多イヤウニ見エマス、此等ノ酒ハ甚ダグモ飲料トシテ不適當ノモノ即チ健康上害ノアル虞アル酒ガ少カラヌ趣デアリマス。斯ウ云フ譯デアリマスカラ此專賣制度ヲ布キマシテモ、無論矢張臺灣人ノ飲ム酒ハ臺灣人ノ飲ムヤウニシテ行カニヤナリマセスケレドモ、今回ノ如ク色々ノ酒ニ分レテ而シテ、其中ニハ甚ダ面白カラヌ健康上ニ害ノ有ルヤウナ酒モゴザイマスルカラ、其

邊ノモノヲ悉皆統一シテ總督府デ自ラ此釀造ナリ或ハ再製ナリスルコトニナリマスルト、酒ノ種類モ統一シ且ツ又餘リ惡イ衛生ニ害ノ有ルモノハヤラナイト云フ大體ハ必要上カラ此專賣ト云フコトヲ計畫致シ次第デアリマス、詰リ此大體ノ二點ヨリシテ專賣ニ致シマシク。唯此ノ「ビール」ダケハ專賣ニハシナイ積リニナツテ居リマス、此「ビール」ハ今日最近マデハ臺灣デハ出來ナカツタノデアリマスガ、二、三年前ニ一ツノ會社ガ「ビール」會社ガ出來マシテソレガ造ツテ居リマスケレドモ、此臺灣ノ如キ熱帯ニ近イ所デ「ビール」ガ完全ニ出來ルモノト云フコトハ未ダ試驗時代デアラウカトモ思ハレマス出來ルコトハ無論出來マスガ、是ガ經濟的ニ出來ルヤ否ヤト云フコトニ付テハ試驗時代カト思ヒマス。

要スルニ唯一會社ガサウ云フモノヲ拵ヘテ居ル後ハ内地カラ輸入シテ居ルト云フ時代デゴザイマスガ、兎ニ角此「ビール」ノ如キコトニ付キマシテハ内地デモ清酒トハ從來餘程異ツク扱ヒヲ受ケテ居ルモノデアリマシテ、課稅セラルルモ餘程「ビール」ハ後ニナツテ内地デモ課稅セラレマシク、臺灣デハ現ニ「ビール」ニハ課稅シテ居ラヌ全ク今ノ酒稅規則カラハ取省イテアリマスサウ云フ次第デゴザイマスカラ、今日「ビール」ヲ官業トシテ營ムト云フ時代ニハマダ餘程攻究ヲセナケレバナラヌモノト信ジマスルガ故ニ、今現ニ酒稅規則ノ中ニモ這入ツテ居ラヌ「ビール」デゴザイマスカラ「ビール」ハ依然トシテ專賣以外ノモノニ置イテ置クト云フ意味ニ付テ是ダケハ加ヘマセナシテ大體ノ專賣ノ仕組ハソレデゴザイマス。此事ニ付キマシテハ尙詳シク申述ベル必要ガアレバ主務局長ヨリ申上ゲルコトニ致シタト思ヒマス、其他ハ別ニ先刻ザツト申上ゲマシクヤウニ色々此經費ヲ一收入ノ非常削減ニ付テ之ヲ經費ノ上ヲ削減シタリ取捨スルニ付テハ苦心ヲ致シクノデゴザイマス。成ベク有要ナモノノ方ハ削減セヌノミナラズ、尙ホ増シテデモヤル一般經費ト云フヤウナモノハ爲シ得ル限り節約スルコト云フ意味ニ於テ出來テ居リマスルガ、之ヲ一々申上ゲルコトハ甚ダ煩雜デゴザイマスルカラ、此處ニアリマスル豫算科目ノ上デ此増減ノコトヲ御覽下サツタナラバ一日シテ解ル次第デアリマス。尙ホ御尋ガアリマスレバソレソレ申上マスルガ大體ノ説明トシテハ先ヅ是ニ止メニ置キマス。

前川委員 一寸伺ヒマスガ、近來臺灣モ矢張世界思想ノ刺戟ヲ受ケテ「エスベラント」語研究トカ宗教ノ研究トカ云フヤウナ事デ色々ナ會ヲ催シテ其實是ガ思想界ノ問題ヲ盛ニ研究シテ居ルト云フコトヲ私ハ先ヅ耳ニ致シテ居ルノデアリマスルガ兎ニ角、是ハ人種自

決トカ云フヤウナ問題カラ來テ居ツテ多少危險思想モ混ツテ居ルヤウニ承ツテ居ルノデアリマスガ、是ハ姑ク措キマシテ酒ノ專賣ノ如キコトモ此機會ニ臺灣總督府ノ收入ヲ増スト云フ一ツノ目的ガ伴ヒマスト云フトドウシテモ現在ノ酒ヨリハ需要者ハ高ク金ヲ出サナケレバ酒ヲ買ヘナイ、ソレデ殊ニ蕃人ノ如キハ唯一ノ慰藉品トシテ此酒ヲ飲ムト云フコトハ是ハ孰レモ同ジ事デアリマス。ソコデ佛蘭西ノ如キモ土人ニハ酒ヲ嚴禁シテ居ル新嘉坡アタリデモ一英國酒ヲ殆ド政府ノ專賣ノ如クヤツテ輸入モ中々ヤカマシイ「ビール」ノ如キモ殊ニ嚴禁主義ヲ執ツテ居ルソコデ臺灣ノ方デハ「ビール」ナドト云フモノハ主ニ邦人ガ飲ムモノデ餘リ臺灣ノ土人ハ飲マナイト思ヒマスノデ邦人ノ飲ム酒ハ專賣ニシテ課税セズサウシテ、臺灣ノ土人ノ飲ム酒ニ課税ヲシテ專賣ニシテ收入ヲ殖ヤス其上土人ガ舊來飲ンデ居ルモノ、中ニ衛生ニ關係ノアルモノハ統一シテ成ベク左様ニ衛生ニ害ノアルヤウナモノハ、即チ專賣ノ上ニ於テ造ツテ賣ラナイヤウニスルト云フ御説ヲ承ツタサウシマスルト殆ンド臺灣ノ土人ノ舊來ノ慣習ヲ一切廢メテシマウテ、自分達ガヤツテ居ツタ酒ハ幾ラカ價ヲ高ク出サナケレバ飲メナイト云フ様ナ臺灣ノ土人ノ唯一ノ慰藉品ニ課税シテ總督府ノ收入ヲ増シ日本人ニハ試驗的ニ麥酒ヲ造ル臺灣ノ土人ノ間ニサウ云フ事ガ宣傳サレルコトニナルト根本的ノ臺灣ノ統治ノ上ニ多大ノ惡影響ヲ及ボシハセヌカト思フソレデ、臺灣ガ日本ノ領土ニナツテカラ、今日迄拋棄シテ居リマシタモノヲ今日臺灣酒ヲ專賣ニシテサウシテ、臺灣土人ノ衛生ノ取締ヲシ之ニ關スル收入ヲ殖ヤシ財源ヲ求ムルト云フコトガ總督府ハ何等ノ土人ノ心理状態ニ惡影響ヲ及サスシテ、此等ガヤレト云フ御決心ヲ御持ニナツテ居ラル、カ如何デゴザイマス之ヲ伺ヒタイ。

田政府委員 專賣問題ハ諸種ノ影響ガアルト云フコトハ今御尋ノ通りデゴザイマスノデ、餘程是ハ考慮致シタノデアリマス、酒ノ種類モ色々アリマスガ此中臺灣人ガ今迄造ツテ居ルノガ皆惡イト云フコトヲ決シテ言フ譯デハナイ、其中ニテ甚ダ面白クナイモノモアルサウ云フモノハ專賣ニシタ以上ハヤラナイ積リデアリマシテ成ベク、今現在臺灣デ造ツテ居ル或ハ蒸溜酒、醸造酒、再製酒ノ中デ健康ニ害ノ無イモノ良イ酒ハ成ベク賣出サウニスル此麥酒ハ前ニモ申シタ通り未ダ殆ド試驗時代デアリマスルノデ、現ニ酒稅規則ニ置キマシテ酒稅ハ課ケテ居ラヌト云フヤウナ状態デアリマス。此麥酒ナルモノハ果シテ永久ニ立派ニ出來ルヤ否ヤト云フコトハ未ダ今日テハ試驗時代ト云フノガ適當デアラウト思ヒマス、詰リ言ヘバ出來ルコトハ出來テ居ルケレドモ、熱帶地方ニ近イ處デアリマスカラ、總テ此

冷蔵装置ヲ何時デモ致サナケレバ旨クイカナイサウ云フヤウナ譯デアリマスカラ、之ガ眞ニ經濟的ニ發達スルヤ否ヤト云フコトハ未ダ疑問デアラウカト思ハレルノデアリマスカラ、今ノ所デハ内地カリ輸入サレルモノガ幾ラカアリマスケレドモ、是モ少數ナモノデアリマスカラ、今日デハ此麥酒ト云フモノニ付テハ内地デ丁度明治十年頃一十五六年頃ニ獨逸邊リカラ多少這入ツテ來タ其時分ニ初テ札幌麥酒ガ出來カケタ時代其時分ト殆ド時代ガ一樣ノ時デアラウト云フ位ノ考デアリマス要スルニ此收入ヲ殖ヤス、即チ收入ガ今申スヤウナ阿片等ハ現ニ年々減ツテ行クノスアリマス、外ノ專賣收入デモ減ツテ行キマス其反對ニ事業ノ方デ一番是カラ増シテ行カナケレバナラヌモノハ教育費デアアル之ガ今年カラ高等學校モ出來ル管デアリマスガ大學校モ是非拵ヘナケレバナラヌ、高等學校ノ屬スル大學モ出來ナケレバ困ルコトニナリマス、師範學校等ハ今迄ハ僅カデ済ミマシタガ今ノ趨勢デ見マスト、ドンドン殖エル普通教育ハ義務教育ニナル時代ガ何レ參ルノデアラウト思ヒマス、サウナルト私ノ豫想ト云フモノハ今カラ中等教員及普通小學校ナリ、學校教員ノ養成ト云フモノガ餘程其力ガ入りマスノデ是マデハ唯臺北一箇所デアリマシタガ今年カラ矢張各地方ヘ師範學校モ殖ヤシテ行カウト云フ有様デアリマス、教育費ノ増加ハ是ハ洵ニ明カデアリマス、是ハ矢張國庫ガ其負擔ヲシテ行カネバナラヌ費用ガ多イノデアリマス、ソレハ今申シタ道路等モ今迄ハ殆ンド何等ノ處置ガシテアリマセヌ、何モヤツテ居ラヌノデヤツテ居リマシタノハ人民ノ方デ義務的デヤツテ居タト云フコトニナツテ居ル、是ハ又無理ナコトデドウシテモ大キナ道路ガ南ノ方ニハ澤山出來テ居リマス、官カラハ少シモ手ヲ著ケテ居ラヌデ臺灣ノ土人ガ義務的ニ自分ノ努力ヲ持ツテ拵ヘタモノデ此仕方ガ今迄ハ臺灣ノ苦情ノ種ニナツテ居ル是ハ臺灣ノ領土ヲ保護シ其便利ノ爲ニ道路ヲ開クノデスカラ經費ノ上カラ見ルト便利デアルケレドモサウ云フコトヲヤツテ居ル事ハ新領土ヲ公平ニ扱フ所以デハナイノデアリマスカラ矢張國費トシテヤルベキモノハ國ガ負擔シ人民ノ負擔ヲ避ケラルベキモノハ避ケルヤウニ朝鮮邊リデヤツテ居ルヤウニ申合セテ努力ヲ少クスルヤウニシタイ、今迄ハ官ガ少シモ費用ヲ出サス唯人民ノ努力デ覺醒的ニヤツテ居タガ是ハドウモ此ヤリ方ハ餘程無理ト思ヒマスカラ是ハ何處迄モ國ガ其費用ノ支出ノ殖エルコトハ國ガ進メハ疑ノナイコトデアリマスガ、其場合々々ニ於テ如何ニシテ其財源ヲ得收入ヲ圖ルカ否ヤト云フ問題ニナルガ、是ハドウセ内地デモ近年非常ナ收入ヲ増シテ來テマスガ、即チ支出ヲ増スト同時ニ收入モ増シテ居ルガ之ヲ如何ニシテ増スカト云フコトガ問題デアリマス。

所ガ此專賣的ノモノニ依ラズシテヤルソレハ此租税ニ依ルヨリ外ナイ、之ガ即チ問題デアリマス、租税ニ依ルトスレバ地租トカ所得税トカ云フ様ナ方デ行クヨリ外仕方ガナイノデアリマスガ、是ハドウモ餘程考物デ前ニモ申シテ通リ臺灣ノ租税ト云フモノハ一臺灣ノ收入ハ八千三百萬圓ノ中租税ヲ納メルモノハ一千七百萬圓後ノ六千三百萬圓ト云フモノガ官業收入ニナツテ居リマス詰リ四分ノ一程ノ者ガ租税デアツテ四分ノ三程ノモノガ官業收入デ成立ツテ居リマス、是ノ比較的臺灣ガ生産力ガ強イ土地デアリマスガ、故ニ斯ク云フ結果ヲ得ラレタ次第デアリマスガ、現在ニ於テハ一、二、三年前マデハ戰爭ノ爲ニ世界ニ非常ニ景氣ガ好カツクノデアリマスノデ臺灣モ頗ル景氣ガ好カツクサウ云フ時デアルト如何ナル方面ニ向テ收入ヲ計畫シテモ格別人民ノ苦痛ヲ現スヤウナ事ナシニ濟ミ得タノデアリマスガ、今日デハ餘程不景氣デアルソレデアリマスカラ、僅カデモ租税ト云フ方ヘ向ケテ負擔ヲ重クスルト云フ事ハ餘程考ヘナクテハナリマセヌ、又人民モ餘程苦痛ヲ感ズル事ハ間違ナイヤウデアリマス、唯專賣ノ方デアリマスト云フト其方ノ苦痛ハ一般人民ハ左程受ケナイ今ノ御尋ノ中ニモ官業ニスレバ酒ガ高クナルト云フ御尋ガアリマシタガ、若モ樽デ量リ賣ニスレバ殆ド高クナラナイ、唯併シ量賣リスルト云フコトハ或部分ニ於テハ出來マセウガ、官業ニスレバ平均ニ何處モ同ジヤウニスルト云フ丁度煙草專賣ト同ジヤウナ事ニナルト勢ヒ臺灣ガ最モ盛ニナリマスサウナルト其擧代ト云フモノダケガ高クナリマスケレドモ、是モ初メノ内ハ擧代ガ高クナルヤウデアリマスガ、臺灣ノ如キ既ニ今日一臺灣デナクテモ何處デモデスガ「ビール」ナドハ擧代ト云フモノハ大低ハ回收サレテシマツクサウシテ古擧ガ再用サレルノガ大多数デアルソレデアリマスカラ、臺灣デ酒專賣ヤウツテ假ニ殆ド大多数ガ擧ニナツタトスルト其擧代ガ高クナルヤウデアリマスガ、是ガズツト行渡ツテ回收スル事ニナルトヤハリ平均安ク出來ルコトニナル又其擧ト云フモノハ只ニハノラナイ需要者ハ其擧ガ又價ニナツテ戻ツテ來ルト云フコトニナルカラサウ非常ニ高イモノヲ飲ムト云フ事ニハナラヌ、實際高クナルハ擧代ト云ツテモ宜イ有様ニ今ノ調デハナツテ居リマスサウ云フ譯デアリマスカラ、臺灣人ガ酒專賣ト云フ事ニ對シテ如何ニ感ジマスカ、實ハ昨年ノ十二月デアリマシタガマダ、世ノ中デハ豫算ノ事ナドヲ實際ニ彼此レ申シマセヌ時ニ私ハコチラニ上京シテ居ル時デアリマシタケレドモ、斯ウ云フ事ハ矢張り一般ニ大體ダケニ知ラシテ置ケガ宜カラウト云フノデ實ハ酒專賣ヤルノダト云フ事ヲ臺灣デ新聞紙上ニ聲明シタノデアリマス、ソレガ爲ニ人民ノ方デモ一勿論酒ノ營業者ハ臺灣人ニ多イノデアリマシテ内地人ハ極デ少イ全島ノ

酒ノ營業者ガ度々寄ツテ總督府ノ方ノ主務局ニモ出テ色々希望モ申述ベ或ル程度迄ハ其實質ヲ知リタイト云フヤウナコトモアリマシタ尤モ實質ト云フ事ニ付テノ説明ハマダ時機ガ至リマセヌノデ詳シイコトハ出來マセヌガ、或ル程度迄ハ互ニ意見ノ交換モシタノデアリマスガ、專賣其モノニ付テハサウ反對ノ苦情ハ無イヤウデアリマス、ソレダケハ私モ此冬コチラヘチヨツト歸任シマシテ段々其趣ヲ承ツテ寧ロ安心シタノデアリマス、專賣ノ爲ニ營業者ガ非常ノ反對デモ起シテ迷惑スルカト懸念シテ居リマシタガ、其點ハ先ヅドウモ此上收入ヲ圖ルト云ヘバ酒ノ專賣グラキガ先ヅ當リ前デアラウト云フヤウナ具合ニ諒解シテ居ル者ガ多イヤウデアリマス。唯營業者ガ此專賣ヲセラレルニ付テ或ハ賠償トカ或ハ補給トカ云フヤウナコトニ向ツテ餘リ酷ナ事ノナイヤウニシテ賞ヒタイト云フコトハ皆申述ベテ居ルヤウデアリマスガ、專賣ソレ自體ニ付テハ一向反對ノ聲モ自分ガ此間中アチラヘ行ツテ居ツテモ聞カヌ位ナ有様デアリマス是ハ御參考迄ニ申述ベテ置キマス。

前川委員 能ク判リマシタガ、酒ノ專賣ト云フ事ニ付テ一總督府ガ段々教育道路其他ノ事ニ付テノ經費ノ御心配ハ洵ニ御尤デアリマス併ナガラ酒ノ如キハヤハリ一種ノ慰藉品デアリマシテ殊ニ土人間ニ於テハ唯一ノ樂ミニナツテ居ル柴棍アタリデモ、實際ハ製酒ハ嚴禁シテ居リマスガ、土人ハ木ノ根カ何カヲ掘ツテ自ラ釀酵サシテ酒ニ等シイモノヲ釀造シテ飲ンデ居ル是ハ佛蘭西政府モヤカマシク言ヒマセヌ現ニヤツテ居リマス、ソレデ英吉利ノ方ハ酒ヲ非常ニヤカマシク取締ツテ居ツテ新嘉坡ナドニ於テモ嚴重ニ監視シテ居ルアスコ等ハ發達シテ居リマスカラ、土人ハグズグズ言ヒマセヌガ、臺灣ノ如キニ至リマスト只今總督ノ御説明ハ唯現在ノ營業者ト言ハレルガ營業者ハ如何ナル場合ト雖モ專賣ニ反對シタ例ハアリマセヌ、日本内地ニ於テモ一何トナレバ、是マデソレニ下シタ所ノ資本及總テノ材料ハ相當ノ補償ヲ得テ政府カラ買収シテ貰フ彼等ハ一時的却テ樂ニナルカモ知レヌサウシテ後ハ矢張酒ノ販賣人トナツテ相當確實ニ收入ガ得ラレル故ニ營業者ハ悅ブケレドモ、只今申サレタヤウニ擧ゲケデハアリマセヌ、專賣費ト云フモノガ要ル鹽專賣ノ一例カラ見テモ内地ニ於テ殆ド鹽專賣ヲシテ國庫ノ收入ハ費用ト半分々位ニナツテ居ルサウ云フ譯デアリマスカラ、此ノ專賣ニ付テ要スル所ノ役人ノ俸給旅費是等ハ大變ナモノデアラウト思フ又臺灣人デ相當舊イ資産ノアルモノハ各自ニ酒ヲ釀造シテ貯藏シテ居ルト云フコトヲ聞イテ居ル、是等ハ專賣ニナレバ餘程取締ニナラナレバナラヌソレニ付テモ幾多ノ役人ヲ要スル之ヲ又取締ナサラズニ唯專賣シタ

所定収入が殖エル見込ハナイダカラ專賣費ト云フモノニ或ハ御豫定以上ノ費用ヲ要シテ収入ハドウナルカト云フト収入ハ或ハ相半バズルカ若クハ収入ノ半バヲ專賣ニ御使ヒニナルカ又ソレ以上、御使ヒニナラナケレバ效果ノ擧ラナイヤウナコトニナリハシナイカト思ヒマスサウシテ一般ノ臺灣ノ土民カラ云ヒマストドウモ、日本人ハ「ビール」ノ如キ自分ノ方ノ役人ナドガ飲ム物ハ專賣ニシナイデ何處デモ勝手ニ買ハレルコトニシテ唯吾々ノ飲ム酒ダケ官營ニシテ高ク賣付ケル斯ウ云ウ一種ノ面白クナイ心理状態ヲ與ヘルダラウト思フソコデ、今日ノ民族自決トカ云フ問題ノ起ツク場合ニ於テドウモ、私ハ臺灣ニ於テ酒專賣ヲヤラレルト云フコトハ一面國庫ノ収入ニ臺灣總督府ノ収入ガ殖エテ今後ノ行政上好都合ガアルカモ知レナイガ、ソレニ依テ生スル所ノ臺灣ノ統治難ト此ニツツ比較シタナラバ私ハ餘程考ヘ物チヤナイカ知ラヌト思フ殊ニ新領土ハ臺灣バカリデハナイ、今日ハ樺太ナリ朝鮮ナリガアルソレデ、今日臺灣ニ於テ八千萬圓ト云フ支出ニ總督府ノ支出ガ八千萬圓ト云フ金ハ明治三十三年ノ我が國庫ノ全體ノ費用ニ相當スルノデアルソレデアラカラ文化ノ程度及其他總テカラ考ヘマシテ八千萬圓ト云フ金ヲ支出スルノハ私ハ日本カラ中セバ臺灣ニ向ツテハ餘程ノ大ナル支出デアラウト思フソレデ朝鮮モ考ヘナケレバナラス、樺太モ考ヘナケレバナラスト云フ今日新領土ヲ有ツテ居ルサウシテ新領土ノ財政ガ出來得ラル、ナラバ成ベク澤山ノ金ヲ掛ケテ早く本土同様ニスル教育シテ行クト云フコトハソレモ吾々ノ喜ブ所デアリマスガ事ニハ程度ガアル程度ガアルノデアリマスカラ、先づ收入ガ御減リニナリマスレバ勢ヒ矢張其減ツク中デ相當ノ御療治ヲ爲サツテ緩急ヲ圖ツテ臺灣ヲ御遣リニナルト云フコトノ方針ヲ御執リ下サラバ、唯金ガ追々減ルカラ收入ヲ増ス爲ニ酒ノ專賣ヲヤル酒專賣ヲヤツテ餘計ニ收入ガ得ラレマスカドウカト云フト第一ハ購買力ノ問題デアリマス、土人ガ自分ニ拵ヘタ酒ヲ飲ムノハ衛生ニ惡イトカ云フヤウナコトデソレヲ嚴禁スルサウシテ飲ンデモ差支ナイモノハ、總督府デ造ツテ賣ルニハ澤山ノ擧ノ如キ費用モ要ル即チ多クノ役人ヲ使ツテサウシテ酒ヲ造ツテソレヲ賣ツテ餘計ノ收入ヲ得ラレナイト云フ事ニナリマスレバ、詰リ唯徒ニ臺灣ノ土人ニ政府ノ酷ナル事ヲ思ハセルダケ一ツノ材料ヲ殘スニ過ズシテ此ノ酒專賣ガ失敗ニ終ルト云フトモナイトモ限ラヌト私ハ思フ、ト云フノハ此中デ酒專賣ナドト云フコトニ付キマシテハ殊ニ幾種モノ酒ガアルト云フコトハ、ソレガ臺灣デ自家釀造モヤツテ居ルト云フコトヲ聞イテ居ノデアラカラ、之ヲ取締ルト云フコトハ非常ニ役人ノ手數ヲ要スルト思フ此點モ能ク御斟酌ニナツテ之ヲヤルト云フコトニナルト、專賣費ハ幾ラ掛ツテサウンテ

取締ノ役人ガ幾ラ專賣ハドウ位掛ル收入ハドウ位アツタト云フ精細ナル御取調ガ出來テ居レバ一應ソレヲ拜見致シタイト思フサウ云フヤウナ御調査ガ出來テ居レバ之ヲ拜見シタイト位ノ收入ガ殖エテ專賣ハドウ位掛ルドウナルト云フコトヲ一ツ御取調ガ出來テ居レバ拜見致シタイ。

賀來政府委員 只今御質問デゴザイマシタ、臺灣ニ於ケル酒專賣ノ收支關係及監督消費者ノ受ケル利害ト云フヤウナコトニ付テ色々注意ヲ頂キマシタガ、此事ノ計畫ヲ今少シ詳シク申上ゲマス、臺灣ハ御承知デアリマスカト思ヒマスガ、大部分ガ蒸溜酒デゴザイマス約二十萬石ノ一年ノ消費ノ中ノ十六萬石ハ蒸溜酒デゴザイマス、是ハ米ヲ原料ニシタモノデ造ツタノ蒸溜酒ハ其大部分ヲ占メテ居ル其ノ蒸溜酒ノ製造ハ官ノ許可ヲ得マシタ、酒造業者ト云フモノガゴザイマシテ、之ニ酒造ヲ許可シ内地ニ於ケルト同ジク造石稅ヲ取ツテ居リマスサウ云フヤウナ方法デ酒ノ製造ヲ致シテ居リマス、消費者ハ其酒ヲ購入シテ之ヲ飲用スルト云フノデ自分自身ガ個人々々ニ釀造スルトカ蒸餾致ストカ云フヤウナコトハゴザイマセヌ、ソレデゴザイマスカラ一番先キニ仰セニナリマシタ、監督ト申シマスコトハ今日デモ必要ヲ感ジテ取締ツテ居ル造石稅ヲ取リマス、以上ハ密造ヲ致サセナイト云フ意味カラ相當ナ監督ヲシテ成績ヲ擧ゲテ居リマス段々ニ之ヲ專賣ニ致シマシテモ、現在ノ造石取締ニ要シマス人員ヨリモ減スルコトガアツテモ増スコトハナイ見込デアアルソレカラ、蒸溜酒デアリマスナラバ販賣ヲ致シマス際、自分ガ總テ店デ比重ヲ直グ計ルヤウナ計畫ニ致ス考デアリマス、購買者ガ參リマシテ店頭デ直グ比重計ニ酒ノ中ニ入レマシテ何度ノ酒ヲ買フノデアルト云フヤウナコトニ簡單ニナツテ居リマスカラ、擧詰トカ云フヤウナモノハ割合ニ少クナリマスサウシテ、擧ノ費用ヲ消費者ガ專賣ニ依ツテ負擔ヲ増スト云フコトモ大體ニ於テナイ見込デアアルソレデハ、現在ノ酒ノ價格ト專賣以後ノ價格ニドウ違ヒガ起ルカト申ト吾々ノ今日計畫致シテ居ル所デハ價格ハ大體ニ於テ違ヒナイ唯消費者ガ品質ガ統一サレルト云フコト、向上サレルト云フコトガ、利益ヲ受ケルト云フ結果ニナルト云フヤウナ計畫ヲ致シテ居リマス、ソレデ酒ノ專賣ト云フコトガ行レマス上ニ於テ臺灣ノ民情デハ當面ノ問題トシテハ酒造業者ト云フモノハ總督カラ只今御説明申上マシタ通デアリマスガ、政府ニ於テハ何等不安ヲ持ツテ居リマセヌ、總督府ガ收入ノ缺ヲ補フ手段トシテ專賣ヲ施行スル酒ノ專賣ヲ施行スルト云フコトハ一般ニ非常ニ歡迎ヲ受ケテ居ルヤウナ事情ガゴザイマス、其點ニ付テハ全然私共ハ今日デハ不安ヲ持ツテ居

リマセヌ必ズヤ此實行ヲ致シマシタ曉ニ於テ統治上ニ影響ヲ致スコトハナイコト、信ジマス、ソレカラ收支ノ關係ハ今申シマスヤウニ特別ニ專賣ヲ始メル爲ニ人ヲ要スルコトハ醸造及蒸餾ノ爲ニ所謂製造ノ爲ニ要シマス、人件之ハ今日デモ臺灣ニ約二百箇所ノ醸造所ガゴザイマスガ、ソレヲ出來得ルダケ集約的ニ又交通機關ノ最モ利便ナル所ニ約十五箇所位ニ減ス考デゴザイマス、ソレハ極ク優良ノ當業者ハ矢張儲入レマシテ之ニ從事サセルト云フコトデ人ハ割合ニ經濟スル譯デアリマス、專賣ニ於テ利益スル所ハ生産利益ヲ得ルコト販賣利益ヲ得ルコトハ此二重ノ利益ヲ得マス爲ニ消費者ニハ重荷ニハナラナイデ同時ニ專賣收入ハ造石稅以上ニ舉ゲ得ルト云フ見込デアリマス、細カイ計算ハ御必要ガアレバ後ニ申上ゲマスガ一年間ニ千百萬圓ノ收入ヲ舉ゲル見込デアリマス、其支出ガ約八百萬圓デス唯來年度ノ途中カラ專賣ヲ實施スル見込デアリマスカラ來年度ハ其内カラ收入モ支出モ何割カ減額サレル見込デアリマス、十年ノ後ニハ約千七百萬圓一是ハ酒ノ消費ガ一年ニ百分一シカ増加シナイト云フ最モ安全ノ收入ヲ見テ千七百萬圓ニナルト云フ計畫ニナツテ居リマス、收支ノ關係ハ増石稅ヨリモ有利デゴザイマシテ官業トシタ爲ニ民間ニハ負擔ヲサセナイデソレデ財政ニハ相當ニ有利デアルト云フコトニナル次第デアリマス。

前川委員 一寸政府委員ニ御願シテ置キマス收入ガ一千五百萬圓デ支出ガ八百萬圓ト云フコトデスガ、其八百萬圓ト云フモノヲ内譯ニシテ專賣ニ要スル金ガドノ位要ル原料ノ買入ニドノ位要ルカト云フ糖密ナル調ベテ後デ宜シウゴザイマスカラ、御示ヲ願ヒタイ。ソレカラ今一ツハ現在ノ製造業者ニ補償ヲヤツテ一切ノ事業ヲ政府ガ御買取ニナルト云フコトデアリマスガ、ソレニ要スル金ハ全體デドノ位デアリマスカ、ソレヲ伺ヒマス。

賀來政府委員 ソレニ付テ申上ゲマスガ、此計畫ハ出來居リマスケレドモ法令ノ方ガマダ、確定シテ居リマセヌ爲ニ確カナ事ハ申上ゲラレマセヌ。醸造業者ノ土地建物等當然必要ノモノハ政府ニ徵收致シマスガ、他ノ建物、器具、機械等ハドウ云フヤウニスルカト云フコトニ付テハ過去ノ内地、朝鮮、臺灣ニ於ケル各種專賣ノ前例ニ依リ程度ヲ失ハナイヤウニ出來ルダケ先例ニモ依リ、又今日ノ事情ヲモ參酌シテ補償シ徵收シヤウト云フコトデ其ノ計畫ノ案ハ立テ、アリマスガ、確定シテ居リマセヌカラ的確ノコトハ申上ゲラレマセヌ。徵收スル主ナルモノハ蒸餾酒ト極ク僅カノ釀造酒ノ工場デゴザイマスガ、釀造酒ノ方ハ全體デ一萬六千石位シカアリマセヌ。後ハ全部

蒸餾酒デゴザイマス。サウ云フモノハ必要ナル物ハ時價デ徵收シ其他ハ補償ヲ與ヘルソレカラ禁業ヲサス者デアリマス。其ノ禁業ノ爲ニ受ケル損失ハ禁業交付金ト云フヤウナ事デ或程度ノ補償ヲスルコトニナツテ居リマス。

宮古主査 一寸政府委員ニ御尋ネ致シマスガ、專賣ハ本年七月カラ實行スルソレデ一千萬圓バカリノ收入デ八百萬圓バカリノ費用ヲ要ル純歲入ガ二百萬圓バカリデ十年先キニナルト千七百萬圓ト云フコトデス。其時ノ支出ハドノ位ニナル御見込デスカ。

賀來政府委員 十年後ニハ造石稅ガ動カナイモノト見テ其收入ヲ除イタ外ニ約四百五十萬圓ヲ得ラレル見込デアリマス。

前川政府委員 專賣ヲオヤリニナルナラバ先ヅ專賣ニ要スル費用ガ大體ドノ位要ルカト云フ事ヲ根據ニシテナケレバナラス、補償トカ其他ニ政府ハ一千萬圓ナリ一千五百萬圓ナリノ金ガ當然要ルコト、思フ。ソレカラ、又專賣ニ要ル費用ガドノ位要ルカト云フコトモ計算ニ入レナケレバナラス。專賣ヲスル爲ニハ相當ノ金ガ要ルノデアルカラ其利子等モ見ナケレバナラス。其專賣ニ要スル爲ニドノ位ノ費用ガ要ルカ僅カノ收入ヲ得ル爲ニ多數ノ費用ヲ使ヒ多數ノ役員ヲ要シテヤルト云フコトハ或ル點カラ言ヘバ、非常ノ不經濟デアル。一體政府ノ事業トシテヤルノト民間ノ事業トシテヤルノトデハ政府ノ事業トシテヤル方ガ非常ニ金ガ掛ル故ニ、其等ノ點ヲ考慮シナケレバナラス。餘リ多クノ收入モナイモノニ澤山ノ費用ヲ掛ケテ補償マデヤツテ買取ツテヤルト云フコトハ考物デアル。デアルカラ、將來ノ見込方違フ逢ハヌト云フコトハ兎モ角トシテ此計算ニ付テハ今日確信ノアル見込ダケハ承ツテ置カヌト賛否ヲ表スルコトモ出來ナイ將來ノコトハ言ツテモ仕方ガナイ。現在ノ計畫ヲ立テル根據トシテ此專賣ヲヤルニハ是レダケノ金ガ要ル。サウシテ、之ヲ遂行スルニ付テハ原料ノ買入費トシテ是レダケノ金ガ要ル。又役人ニハ是ダケノ金ガ要ル。是ダケノ經費ガ掛ルト云フコトヲ確メテ是ナラヤツテモ宜イ、是デハ勘定合ツテモ錢ガ足ラナイカラ止メテラ宜カラウト云フ論モ出テ來ル。サウ云フコトデハ一寸困ルカラドウカ、之ヲオヤリニナルト云フコトノ御確信ヲオタテニナツタ根據ダケハ數字デ御示ヲ願ヒタクゴザイマス。只今デナクテ宜シウゴザイマスガ是ダケヲ申上ゲテ置キマス。

賀來政府委員 細カイ數字ハ後ニ業上ゲルコトニ致シマシテ一寸概數ダケヲ申上ゲマス、是ハ先キニ申上ゲマシタヤウナ都合デドウ云フ方法ニナルカト云フト大體四百四十萬圓ノ買收報償及交付金一徵收報償交付金約四百四十萬圓ト見込デアリマス。其後ニ工場ノ設

備其他ニ付テ約六百萬圓位ガ年々ノ收入カラソレヲ補充シテ行クコトガ出来マスケレドモ、先ヅ六箇年位ハ六百萬圓位ヲ出ス計畫ニナツテ居リマス。收入ハ彙ニ中上ゲマシクヤウナ十一年度トシテ千五百萬圓ノ收入ヲ擧ゲテ總テノ價格ハ大體ニ於テ變ラヌト見テ八百萬圓位ノ支出ヲシテ行キ八百萬圓ノ經常支出ノ外ニ臨時設備費ガ六箇年約四百萬圓ソレハ今日ノ造石稅ヲ徵收シテ行クモノデ官業ニシテ一造石稅ヲ取ルヨリ人民ノ負擔ヲ少クシテソレデ四百五十萬圓ノ收入ヲ擧ゲル見込ヲ立テ、居リマス。

山邑委員 只今政府委員ノ酒專賣ノ御説明デ十年後ハ四百五十萬圓ノ收入ヲ得ルト云フコトデアリマスガ、十一年度ノ臺灣總督府ノ關係書類カラ見マスルト酒專賣ニ對シテ收入トシテ一千餘萬圓ガ計上サレテ居ル支出トシテ購買費トシテ三百七十四萬圓創業費トシテ三百七十七萬圓ノ合計ト在來ノ酒造稅金ノ減少スル高ガ一專賣ニ依ツテ減少スル高ガ一千五百萬圓ト云フト本年度ノ純收入ハ約百萬圓ト思フノデアリマス。ソレヲ本年ハ七月一日ヨリ御實施ニナツテ多少全年一箇年ヲ通ジテスルヨリハ減少ハ致シマセウガ、先ヅ十一年度ニ於テハ一百萬圓ノ收入デ創業費ガ四十二三萬圓ノ計上デアルガ、是ハ別ニシテ兎ニ角購買費ニ創業費在來ノ酒造稅ノ減少ヲ差引イテ君カラ酒專賣ニ依ツテノ政策即チ酒稅ト云フモノトノ關係ハ承リマシタガ、買上費大體ニ於テ内地カラ移入サレル竝ニ外國カラ輸入スル酒ノ關係デアリマスガ、是ハ麥酒ダケガ除外サレル爲ニ酒ハ專賣ノ爲ニ何等在來ノ價格ト變ラナイ。然ルニ其他ノ酒類ハ全然專賣ノ爲ニ一時ニ買上ゲルト云フコトニナルト、其買上費ト云フモノハ早晚利益ヲ得ルコトハ出来ナイ。即チ專賣ノ利益ダケノ關係ニナリマスガ、ソレガ爲ニ買上費ガ値段ノ高クナルコトハ已ムヲ得ナイと思フガサウスルト麥酒トソレカラ買上費トノ關係ニ付キマシテ麥酒ハ在來ノ價格ヲ維持シ其他ノモノハ全體ニ値段ガ高クナル、其値段ノ關係上漸次麥酒ノ需要ガ増加スル傾ガ起ルト思ヒマスガ、是等ニ付テノ關係モ承知致シタイノデアリマス。

賀來政府委員 御答致シマス、只今ノ收入ノ關係デゴザイマスガ、此十一年度ノ收入ガ特ニ少イノデゴザイマスガ、十一年後ハ七月カラ專賣致シマスケレドモ、七月マデ見込釀造ヲヤツテ居リマスカラ、ソレニ對シテ買上ヲ行ウテ其儘購買ヲ繼續サセル積リデアリマス。ソレデ十一年度ニ於テハ政府ノ專賣開始後尙ホ過去ノ營業者ガ清酒若クハ蒸餾酒ヲ販賣スルカラソレダケ專賣局ノ收入ハ減少スル十一

年度ニ於テノ收入トシテ減シマス。約二、三箇月或ハ三、四箇月ニ及ビマスガ、十一年度ニ於テハ相當ノ數量ニナルト私ノ方デハ見込デ居リマス。ソレガ收入金ニナリマス。サウ御承知ヲ願ヒマス。ソレカラ買上ノ酒ハ是ガ豫想ハ約二萬石臺灣ノ製造モゴザイマスガ、其以外ハ全部内地ノ釀造酒デゴザイマス。

内地カラ輸入サレテ居リマス買上ゲテ專賣ヲ致スモノヲ調査致シテ居リマスガ、今日ノ臺灣ニ於ケル内地ノ酒ハ販賣市價デ以テ專賣ノ收益ヲ相當ニ擧ゲ得ルト云フ見込デアリマス、是ハ見込違ハナイ積リデアリマス。ソレカラ大體今御質問ガゴザイマシタガ、私ハ十分ニ諒解致シマセヌデシタガ、臺灣デハ自家釀造ト云フヤウナモノハゴザイマセヌ。サウ云フモノガアルヤウニ御考ニナツテ居ルノデハナイカト思ヒマスガ、サウ云フモノガゴザイマセヌ。皆免許ヲ受ケテ製造者ガ造ツテ販賣スル是ガ消費者ノ手ニ入ルノデ自家用酒ノヤウナモノハゴザイマセヌ、其懸念ハ無イノデゴザイマス。

山邑委員 私ハ自家釀造ノ事ニ付テ御尋シタノデハアリマセヌ。在來ノ内地カラ輸送サレタ酒類ノ中デ麥酒ダケガ專賣カラ除外サレルノデ麥酒ハ在來ノ價格ガ高クナリハセヌカト云フ懸念カラ御尋シタノデアアルガ、只今ノ政府委員ノ説明デアルト在來ノ酒モ價格ヲ維持スルナラバソレ宜シウゴザイマスケレドモ、尙ホ此大正十一年度ノ純收入ノ點ニ付キマシテ本年ノ收入ガ一千萬圓、事業費購買費デ約八百萬圓ト云フコトニナリマス。來年度デ千五百萬圓ノ收入デ先キノ御答辯ノ中ニ約八百萬圓程ノ所謂支出ニナルト云フコトノ御説明デアリマシタガ、ソレデハ期間ノ短イコトヤ何カノ御話デアリマシタガ、大體ニ比較ノ取レヌヤウニナルノデアリマス。賣レルノガ一千萬圓デサウシテ事業費購買費ガ本年ハ八百萬圓ト云フト少シ比較ガ取レヌヤウニ思ヒマスガ

賀來政府委員 七月カラ致シマスガ專賣準備トシテ四月カラ相當ノ事務ガ專賣ノタメアリマスカラ、財政ハ矢張り四月ノ初カラ實施サレル譯ニナツテ居リマス。ソレカラ酒ノ釀造モ臺灣デ一番需要ノ多イ又中流以上ニ用ヒラレマス「アンチユウ」紅酒ト云フモノハ早く釀造シテ一年間貯藏致シテ販賣シナケレバナラヌト云フヤウナ事情ガアリマス。ソレデ釀造其他ノコトニ早ク着手シ致シマシタ。又十一年ニヤツタモノヲ十三年度ニ賣ラナケレバナラヌト云フ事ニナリマスカラ、何年度何年度デ打切りヲ致シマス事ガ一寸困難ニナリマス。ソレデ前ニ中上ゲマシクヤウニ一年度ノ計畫トシテ大體今日ノ豫算デハ千五百萬圓ノ收入ニ對シテ八百幾萬圓ノ經常支出ヲスル

ソレガ年々百分一宛増加スルモノト見テ十年ノ末ニハ斯ウナルト云フ概數ヲ申上ゲマシク。細カイ事ハ更ニ書イタモノガアリマスカラ御手許へ差出スコトニ致シマス。

山邑委員 ソレデハ表ヲ頂戴シテ……以下略

宮古主査 サウスルト唯今議題ト致シマシク大正十一年各特別會計歳入、歳出豫算ノ中デ甲號ノ歳入、歳出豫算大藏省所管ニ付キマシテハ唯今東君ノ修正説ノ出マシク、其以外ニハ御異議アリマセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

宮古主査 其ニ點ダケハ東君ノ修正通り御異議アリマセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

宮古主査 サウスレバ大藏省各特別會計豫算甲號歳入、歳出豫算大藏省所管ノ中デ東君ノ修正説方可決ニナリマシテ、其以外ノ分ハ原案ノ通り可決致シマス

〔湯淺委員發言ヲ求ム〕

宮古主査 今ノ事デハナイデセウ。

湯淺委員 今ノ事デス。

宮古主査 何デスカ。

湯淺委員 大藏省一般會計トシテ一吾々ハ一般ニ對シテ反對ノ申立ラシテ居ル。

宮古主査 ソレハ決ヲ採リマスカ―東君ノ説ニ反對ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス、東君ノ修正案……

湯淺委員 其分ハ賛成シテ居ル。ソレヲ除イタ他ノ部分ニ私ハ反對シマス。

宮古主査 ソレデハ決ヲ採リマスガ修正説ニ付テ採決致シマス。修正説ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス。

〔賛成者起立〕

宮古主査 起立者多數修正説ニハ全部一致デスカ―多數ヲ以テ決シマシク。其他ハ原案ニ御異議アリマセヌカ。

〔異議アリ〕ト呼ブ者アリ

和古主査 ソレデハ決ヲ採ラナケレバナラス。其他ハ原案ノ通り異議ノアル方ノ諸君カラ決ヲ採ルノガ至當デセウ、反對ノ諸君カラ決ヲ採リマス。

〔反對者起立〕

宮古主査 賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス。

〔賛成者起立〕

宮古主査 多數賛成ノ方ガ多數デアリマスカラ修正ノ他ハ原案ノ通り可決ニナリマシク。其次ハ矢張大正十一年度各特別會計歳入、歳出豫算案ノ中ノ乙號繼續費大藏省所管ノ全部ヲ議題ニ供シマス。全部異議アリマセヌカ。

〔異議アリ〕全部反對デス〕ト呼ブ者アリ

宮古主査 然ラバ反對ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス。

〔反對者起立〕

宮古主査 起立者少數多數ニ依ツテ原案ノ通り可決致シマシク。サウスルト丙號翌年度繰越ノ明許ヲ要スルモノ大藏省ノ所管ニ付テ御異議アリマセヌカ。

〔全體反對〕ト呼ブモノアリ

宮古主査 ソレデハ起立ヲ願ヒマス。

〔反對者起立〕

宮古主査 起立者少數モ原案ノ通り可決ニナリマシク。其次ニ發算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件此中ノ特別會計大藏省所管全部ヲ議題ニ供シマス。其中ノ朝鮮總督府ノ部ニ先刻東君ノ修正意見ノ出マシク朝鮮土地改良事業會社補助ト云フノガアリマス。是

ハ自然削除スルコトニナルト思ヒマスガ削除ニ御異議アリマセヌカ。
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ。

宮古至査 是モ多數ニ依ツテ削除ニ決シマシク。サウスルト豫算外國庫負擔トナルベキ契約ニ關スル件ハ全部確定致シマシク。其次ハ第一號臨時軍費豫算追加此中ノ幾入ノ部ヲ議題ニ供シマス、原案通り御異議アリマセヌカ。

〔異議ナシ〕異議ナシ〕又「全部反對デス」ト呼ブ者アリ。

宮古至査 多數ニ依ツテ原案通り決定致シマス。之ヲ以テ大藏省所管ハ全部結了致シマシク。洵ニ御苦勞サマデシク。是デ散會致シマス。

午後零時二十一分散會

(二) 貴族院豫算委員會議事録

第四十五回帝國議會 豫算委員第六分科會(大藏省所管)會議録(速記)

出席委員左ノ如シ

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 主査 | 藤田四郎君 | 副主査 | 男爵小早川四郎君 |
| 子爵板倉勝憲君 | 和田彦次郎君 | 荒井賢太郎君 | |
| 男爵斯波忠三郎君 | 男爵福原俊丸君 | 男爵藤堂高成君 | |
| 西久保好道君 | 石谷傳四郎君 | 高橋源次郎君 | |
| 子爵桶口誠康君 | 男爵名和長憲君 | 子爵大河内正敏君 | |
| 男爵千秋季隆君 | 子爵野村益三君 | 仁尾惟茂君 | |
| 石塚英藏君 | 高田早苗君 | | |

大正十一年三月十六日(木曜日)午前十時四十一分開會

主査(藤田四郎君) ソレデハコレカラ六分科ノ會議ヲ開キマス。先ヅ朝鮮總督府所管カラ會議ヲ開キマス。一應矢張政府ノ總督ノ御説明ヲ承ツク方宜カラウト思ヒマス、ソレデハドウカ總督ノ御説明ヲ願ヒマス。

中 略

午後零時五分休職

午後一時三十七分開會

男爵小早川四郎君 今度臺灣ノ方デ酒ヲ專賣ニセラル、ソウデスガ、朝鮮デハマダソウ云フオ考ニナツテ居ラヌノデスカ。

政府委員(河内山樂三君) 朝鮮デハ酒ノ專賣ト云フコトハ出來マセヌ、臺灣ノ方ハ蒸餾酒ガ主タルモノデスガ朝鮮デハ濁酒デ一週間位デ飲ムソウデスカラ迎モ專賣ハ出來マセヌ。

午後三時三十一分休職

午後三時三十六分開會

主査(藤田四郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、臺灣總督ノ豫算ノ質疑ニ入りマス。例ニヨツテ總督ヨリ一應是ヨリ大體ノ説明ヲ願ヒマス。尙此際新シイ項目ニ付テハ御説明ヲ併セテ願ヒマス。

政府委員(男爵田健治郎君) ……ソウ云フヤウナモノハ(教育、航修補助、移民補助、私鐵補助等)ドウシテモ増費ヲ要スルノデ此財源ヲ見渡シマスルト將來新ニ財源ヲ求メナケレバナラスト云フ必要ガ起リマシク、ソコデ今日特別ノ計畫ヲ初メマシクノハ即チ酒類ノ專賣制度ヲ開始シヤウト云フ見込デゴザイマス。今ハ酒造稅ヲツテ居ルノデゴザイマシテ即チ五萬圓餘ノ稅ヲツテ居ルノデアリマスガ、之ヲ專賣ニシマスト云フト將來相當ノ財源ニナル此酒類專賣制度ニ目ヲツケマシク所以ハ今中シマシクヤウニ如何ニ經費ヲ節約シマシテモドウシテモ必要ナルコトハ棄テ、オカレマセヌカラ、之ヲ如何ニスルカト云フ場合ニ於テ増稅ノ方ニ求メルコトハ此ノ不景氣ノ場合ニ於テ絶體ニシナイ方ガヨロシイ。増稅或ハ新稅ト云フ方面ニハ全ク手ヲツケヌコトニイタシマシク。酒類ノ專賣ト云フモノハ一番シ易ク且又此ノ專賣制度ニヨツテ衛生上ニモ利益スル所ガ妙カラスト云フ見地ヨリ見タノデ御座イマス臺灣ノ酒ハ内地ノ清酒トチガヒマシテ先ヅ大體蒸餾酒ガ多イノデアリマス。此ノ蒸餾酒ガ種々分レテ居リマス中ニハ隨分人身上ニ衛生上適當ナラヌヤウナ

モノゴザイマスノデ此專賣制度ヲ行ヒマスレバ一方ニ財源ヲ得ルト云フコト、同時ニ一方ニハ酒類ノ改善ヲ致シテ成ルベク衛生ニ害ノアルヤウナモノヲ造ラズニ良イ精良ナモノニスルト云フ見込デアリマス。ソレデ專賣制度ヲ新ニ布キマシテ十一年ノ收入ハ極メテ僅カデアリマスガ、之ヲズツト施行シテ行ケバ相當ノ財源ニナルト云フ爲ニ其ノ計畫ヲ立テテ次第デアリマス……下略

男爵小早川四郎君 酒專賣ノコトニ付テ一言申上マス、是ハ總テ酒ヲ造ルコトヲ總督府ノ方デナサルンデスカ。本當ノ民間ニ造ラシテ造ツクモノヲ買收シテソレヲ賣ル時ニハ政府デ一定ノ額ヲ付ケテ賣リニナルト云フコトニナリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 御答イタシマス、現在臺灣デ製造イタシテ居リマス酒類ハ全部其ノ製造ヲ管理サセマスツモリ、ソレカラ内地カラ輸入又ハ外國カラ輸入シテ居ルヤウナ酒類ハ現在ト同ジ状態ニ輸入若シクハ移入ニ依テ政府ガコレヲ販賣スルト云フコトニ致ス積リデアリマス。

子爵板倉勝憲君 チョツト申シマスガ、今管理スルト云フコトデアリマス、ソウスルト今迄工場デヤツテ居ルモノハ今モ酒ヲ製造シテ所ニ製造サシテソレヲ役人ガ管理スルト云フノデアリマスカ、今製造ノ方カラ買收サレテ其ノ製造ヲ止メテシマツテ相當ニ使ヘルモノハ役人ガ事務ニ當ルノデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 工場ノ相當使ヘマスモノハ官デ買收シマス。官デ經營シマス。唯使用人デ現ニ職ニ熟練シクモノハ其ノ儘使フト云フ方針デアリマス。

主査(藤田四郎君) チョツト煙草ノ方ト酒ノ書類ガアリマシクラ賈ヒマシヨウカ、何年トカ後ノ十一年トカ後ニドウナルトカ一寸御話ヲ願ヒマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 大體酒ノ專賣ニ付テ申シマス、酒ノ專賣ハ先ニ總督カラ申シ上マシク様ニ臺灣ノ酒ノ大部分ガ蒸餾酒デゴザイマスカラ、其蒸餾酒ハ製造及保存ガ割合ニ簡單デ不安ガ少ウ御座イマスト云フコト製造ノ方法モ非常ニ特別ナ技術ヲ要スルト云フ點ガ淺イト云フコトガ、酒ノ專賣ヲ行ヒマス上ニ吾々ガ非常ニ安心ヲ致シテ居ル所ノ狀況デアリマス。其蒸餾酒以外ノ製造ハ極火急デ二箇月以内デ製造イタシマス新酒ハ約九千石程アリマス。其外ハ外國カラ輸入シマス酒、葡萄酒其他ノ火酒、内地カラ移入イタシマ

ス新酒、清酒是丈デ御座イマス、ソウ云フモノハ先ニ申シ上マシク様ニ輸入販賣ヲ致シマスコトニナリマス、デ其製造ノ總額ガ豫定ガ十八萬六千石程ニナツテ居リマス、臺灣デ製造イタシマスモノガ……輸入イタシマスモノガ、清酒ガ一萬二千石少量ノ外國酒ヲ輸入スル、ソレダケガ專賣制度ニ依リマシテ政府ノ取扱ヒマス酒ノ全量デゴザイマス。此制度ヲ行ヒマスニツキマシテ問題ニナリマスモノハ現在酒ノ製造ヲ致シテ居リマス業者ノ禁業ニ對スル補償、禁業補償デゴザイマス、是ハ土地建物ヲ將來政府ガ利用シ得ルト認メマスモノニ付キマシテ業者ト協議ヲ致シマシテ其協議ノ出來マシク價格ヲ賠償スル見込デアリマス。萬一協定方調ヒマセヌ時分ニハ鑑定人ノ鑑定ヲ經テ價格ヲ決定スル、必要デゴザイマセヌ土地建物ト云フモノトソレト直接ニ製造ニ使ヒマセヌ器具機械ト云フモノハ交付金ノ方法ニヨツテ補償ヲ致スコトニナツテ居リマス、其ノ交付金ノ算出ハ内地ノ煙草專賣及最近ノ朝鮮ノ煙草專賣ノ例ヲトリマシテ業者ノ販賣價格、販賣營業總額一年ノ營業總額ヲ平均シテ過去二箇年間ノ平均デアリマス。八年、九年ソウデゴザイマス、二箇年間ノ平均ノ一年ノ賣上總額ガ二割五分ト云フコトニ内定致シテ居リマス、コレハ内地デハ煙草專賣ノ時分ニ二割デゴザイマシタ。朝鮮デハ二割二分デアリマス。酒ハ煙草ヨリ事情ガ異ル所ガアルシ旁々業者ニ對スル出來得ルダケ有利ナ方法ヲ講ジヤウト云フコトニ致シテゴザイマス、ソレハ建物ノ徵發ヲイタシナイモノニ對スル禁業交付デアリマス。建物ノ買收致シマスモノ、禁業交付デアリマス致シマセヌモノニ對シテハ尙ホソノ二割五分ニ二割五分ノヲ追加補償スルデ二割五分ニ二割五分デゴザイマスカラ、全體ニ對シテ賣上金額ノ三割ト云フモノヲ補償スル今ノ二ツノ場合ニ於キマシテ業者ヲ專賣事業ノ開始後ニ賣捌人ニ指定サレルコトニナリマシタ。其賣捌人ニ指定サレマス場合ニ交付スベキ禁業交付金ノ四分ノ一ヲ交付スル是ハ賣捌人トシテ營業ヲ繼續シマス爲メニ總テノ禁業ト云フコトニ對スル不利益ヲ蒙ルコトガ少イ製造業者ニ對シテハソウ云フ方法デアリマス、製造業者以外ノ販賣業者之ハ内地及外國ノ輸入業者ト小賣人トノ二ツニ分レマスガ、輸入若ハ移入業者ハ是ハ製造ヲ致シマセヌカラ、禁業交付ノ必要ハゴザイマセヌ。併シ之デ業體ヲ全ク止メラレテシマヒマスト非常ニ困難ナ事情ニ陥ルト思ヒマスカラ、是ハ所謂賣捌人デアリマスカラ、今後モ之ヲ繼續シテヤツテ行クソレデ補償其ノ他ノ方法ヲ講ジナイ小賣人ニ對シマシテハ現在ノ小賣人ヲ其儘煙草專賣業ノ小賣人トシテ存続シテヤルト云フコレニ取極デゴザイマス。ソレカラ專賣ニヨリマス利益ト申シマスト今日造石税トシテ製造高ニ對シテ課税イタシテ居リマス。其總額ガ……若シ專

賣ハジメマシテ其專賣ガ一年完全ニヤリ通シテアツク時ニハドノ位ノ計算ニナルカト云フ理想年度ヲ造リマシク。之ヲ基本年度ト申シマス。造石税ハ……之ニ對シテ酒ノ專賣ハ約六百萬圓即チ造石税造税ニカハルコトガ……細カク申シマスト三百三十萬圓餘リト云フモノガ多クナル純收入ガ多クナルノデアリマス、ソレハ酒專賣開始後十年……十年ニ六百三十三萬圓ト云フ數字ニナルノデアリマス、此制度ヲ始メマス當初ハ各種ノ創業費用ガ要リマス譯デアリマス。ソレニ對シテ年度ノ初年度ハ約十四萬圓程ノ利益ヲ……造石税ヨリ八十四萬圓程專賣益金ヲ餘計得ルコトニナリマス。次年度カラハ順次増加致シテ其次年度以後六箇年間ニ創業費ヲ引去リマス、創業費ヲ引去リマシテ増加總額ガ七百萬圓ソレヲ年々收益ノ一部ニ充テルト云フコトニナツテ居リマス。ソレデ六箇年後ニ初メテ前ニ申シマシク、基本年度ニ歸ツテ來ルト云フコトニナリマス。ソウ云フヤウナ狀況デゴザイマシテ酒ノ專賣ヲイタシマスレバ消費者ニ對シテハ今日ノ販賣價格ト違ヒナイ、今日ノ時價ヲ標準トシテ計算シテ尙ホ三百三十萬圓ト云フモノヲ十年ノ後ニハ舉ゲ得ルト云フ計畫ニナツテ居リマス……一言云ヒノコシマシクガ、酒類專賣ト申シ上ゲマシクケレドモ、臺灣デハ「アルコール」ハ約八萬石製造サレテ居リマスコノアルコールガ、臺灣デ消費シマスモノハ約二萬石、其餘ノモノハ全部ト申シテヨロシイ内地ヘ移入サレテ居リマス、是ハ矢張今日モ造石税ヲ取ツテ居リマスガ、今日ノ儘專賣範圍ノ外ニ於テ移入サレルモノハ今日迄ノヤウナ狀況デ製造業者ハ製造シ之ヲ移出スルコトモ出來ル唯島内デ消費サレル約二百石ト云フモノハ矢張り專賣ノ範圍ニ遺入り政府ガ買上ゲテ之ヲ販賣スルノデアリマス、ソレカラ酒類ノ中ノビール……

至查(藤田四郎君) 八萬石……

政府委員(賀來佐賀太郎君) 八萬石……酒類ノ中ノビールヲ除外イタシマシク是ハ臺灣ガ今日マダビールノ製造ニ於テモ消費ニ於テモ試驗時代ト申シテヨイ狀況デゴザイマス、ビール會社ハ臺灣ニ一ツ出來テ居リマス最近製造ヲ初メマシク。今日僅カニ年二、三萬箱バカリ製造イタシテ居リマス、是ノ經營狀態、又今後ノビール製造ト云フモノモドウ云フ程度ニ進ムベキモノカト云フコトハ今日デハマダ研究時代アルト云フコト、熱帯地方ハ御承知ノヤウニ清涼飲料ト云フモノハ誠ニ必要デゴザイマス。又澤山ニ用ユル清涼飲料ニアルコトノ幾分含シテ居ルト云フコトハ其飲料ノ體內ニ吸收スル點ニ於テ非常ニ效果ガアルト云フノデ世界全體一割内外ノアルコール

ガ清涼飲料水ニ遺入ルト云フコトハ一般ニ認メテ居リマス、其意味カラシマシテモビールノ入用ナコトハ臺灣ニ於テ……蒸餾酒ニゴク高度ノ酒ヲ用ヒマス。臺灣ニ於テビールノ如キ稀薄ナ清涼飲料水ヨリ僅カニアルコールノ入ルヤウナモノハ此際專賣ニ入レナイガ至當ト云フヤウナ種々ノ事情ノ下ニビールダケハ除外イタシマシク。猶付加ヘテオキマスガ、臺灣デ大部分消費サレテ居リマス蒸餾酒ハ二通ゴザイマシテ三十度位ノ強イ酒デゴザイマス、之ガ約二十萬石ニ對シテ十七萬石程消費シテ居ルヤウデアリマス、其性質ハ御承知ノ通り十三、四ノ比重デビールハ最近ノ試驗ニ依リマスルト二八デゴザイマス。

子爵板倉勝憲君 私ハ具體的ニ伺ヒマスガ、今度酒ノ專賣ヲスル爲ニ工場ヲ買上ゲラレト云フノデスガ、其ノ實例トシテ一番大キイ製造者ト云フモノハドノ位年々出來テ居リマスカ。委シクナクテモ大體ノ所デヨロシウゴザイマス、ソレカラモウ一ツ伺ヒタイノハ臺灣デ造ツテ居ル清酒ソレハ矢張り買上ニナル譯デスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 次ノ御質問カラオ答ヘイタシマス、臺灣デ造ツテ居リマス清酒ハ政府デ全部製造イタスコトニイタス積デ居リマス、其臺灣ノ清酒ト申シマスノハ三箇月位ノ製造期間デ御ザイマス、其中ニ又再製清酒ト云フモノガアツテ是ハ殆ンド蒸餾酒ニ僅カ加工シタモノデ、再製清酒ト申シテ居リマスケレドモ、蒸餾酒ニゴク近イモノデ内地ニ於ケル清酒ノヤウナモノデゴザイマセヌ。

子爵板倉勝憲君 モウ一ツ伺ヒマス、其工場ヲ買上ゲニナリ矢張清酒ヲ造リマシテ其ノ造リマシク清酒ハ内地ヘ移入シマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 是ハ現在清酒ヲ造ツテ居リマスモノハ政府ニ買上ゲルコトニ事實ナラウト思ヒマス、清酒ヲ拵ヘテ居ル工場ハ割合ニ宜シイノデ其清酒ハ矢張り拵ヘナケレバナリマセヌ、下級ノ内地人ガ主ニソレヲ消費イタシテ居リマス。約二萬五千石ノ中デ臺灣デ造リマスル下級清酒ハ約半分ニナツテ居リマス。

至查(藤田四郎君) 是ハソウストル清酒ト云フノハ日本風ノ清酒デスカ、蒸餾酒デスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 今申シマシク再製酒ト申シマスノハ蒸餾酒ニ酒ヲ入レマシテソウシテソレヲ搾ツテ酒ノ香ガスル蒸餾酒ヨリヨロシイノデアリマス。ソレハ再製清酒……普通ノ清酒ハ是ハ極ク簡單ナ方法デ内地ノヤウナ冬、溫度ノ低イコトヲ必要トシナイ簡單ナ方法デ清酒ヲ造ツテ居リマス極安イモノデ……(下略)。

二、臺灣事業公債法審議

酒專賣にありては創業施設として、酒造工場の徴收、酒造用器具機械の徴收、前者に對する禁業交付金の交付の爲公債を發行することとしたり。然るに是は交付公債なるを以て豫算面に現はれざるに依り臺灣事業公債法案の審議に依り兩院の議に付せられたり。

當時臺灣開發に對しては既往に於て一億一千五百六十萬圓の公債發行せられありたるが、大正十一年度に於ては一億九百二十七萬六千三百三十五圓を募集し合計一億二千六百三十萬圓迄發行力を認めんとしたるもの即ち臺灣事業公債法案の趣旨なりしなり。大正十一年度に於る發行豫定は鐵道建設五百萬三千六百二十圓、基隆築港百九十一萬一千圓、嘉南大圳補助二百二十萬圓を始め酒專賣四百四十萬圓ありたり而して、酒專賣は當初五箇年短期公債とし四百三十萬圓としたりしが、大藏省は之を改めて五十五年以内に償還すべき長期公債となしたる結果時價の差を見て更に十萬圓を増加したるものなるが該法案の審議は特に貴族院に於て非常に緊張したる情景を展開し極めて強硬なる反對意見さへありたるを以て田總督、賀來長官、阿部財務局長は交々辯明大に努められ採決に至りては可否同數となり結局委員長の決するところに依り決定せられ辛ふじて通過せるの狀態にありたり。其の議事録左の如し。

(一) 衆議院事業公債法案委員會議事録

第四十五回帝國議會 衆議院 朝鮮事業公債法中改正法律案外三件 (朝鮮事業公債法中改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法中改正法律案、關東州事業公債法案) 委員會

議錄 (抄) (筆記) 第一回

委員會成立

本委員ハ大正十一年二月七日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ。

澤 來 太 郎 君	白 井 博 之 君	齋 藤 壽 雄 君
野 呂 駿 三 君	菅 野 傳 右 衛 門 君	吉 木 陽 君
福 井 甚 三 君	門 田 新 松 君	水 野 吉 太 郎 君
宜 保 成 晴 君	坂 本 素 魯 哉 君	濱 口 吉 兵 衛 君
武 内 作 平 君	松 井 鐵 夫 君	古 賀 三 千 人 君
正 木 照 藏 君	渡 邊 昭 君	納 富 陳 平 君
澤 來 太 郎 君	白 井 博 之 君	野 呂 駿 三 君
吉 木 陽 君	福 井 甚 三 君	水 野 吉 太 郎 君
正 木 照 藏 君	渡 邊 昭 君	納 富 陳 平 君

同年八月八日午前十一時委員長理事五選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

年長者正木照藏君投票管理者トナル

○正木投票管理者ハ委員長及理事ノ五選ヲ行フベキ旨ヲ宣告ス

○福井委員ハ投票ヲ用キズ澤來太郎君ヲ委員長ニ推薦シ理事ハ其ノ數ヲ三名トシ委員長ノ指名ニ一任スベシトノ意見ヲ提出ス

○正木投票管理者福井君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ澤來太郎君ハ委員長ニ當選シタル旨ヲ宣告ス

(澤來太郎君委員長ニ著ク)

○澤委員長ハ白井博之君、正木照藏君及納富陳平君ヲ理事ニ指名シ散會ヲ宣告ス

午時午前十一時十分

會 議

大正十一年二月十三日午前十時五十分開議

出席委員左ノ如シ

- | | | | |
|-----|-------------|----|--------------|
| 委員長 | 澤 來 太 郎 君 | 理事 | 正 木 照 藏 君 |
| 理事 | 白 井 博 之 君 | 理事 | 菅野 傳 右 衛 門 君 |
| | 齋 藤 壽 雄 君 | | 門 田 新 松 君 |
| | 水 野 吉 太 郎 君 | | 宣 保 成 晴 君 |
| | 松 井 鐵 夫 君 | | 坂 本 素 魯 哉 君 |
| | | | 古 賀 三 千 人 君 |

出席國務大臣左ノ如シ

- | | |
|---------|---------------|
| 大 藏 大 臣 | 子 爵 高 橋 是 清 君 |
|---------|---------------|

出席政府委員左ノ如シ

- | | |
|-----------|---------------|
| 朝鮮總督府財務局長 | 河 内 山 樂 三 君 |
| 朝鮮總督參事官 | 和 田 一 郎 君 |
| 臺灣總督 | 男 爵 田 健 治 郎 君 |
| 臺灣總督府財務局長 | 阿 部 滂 君 |
| 關東廳事務官 | 西 山 左 内 君 |
| 樺太廳長官 | 永 井 金 次 郎 君 |
| 樺太廳事務官 | 石 坂 豐 一 君 |
| 大 藏 次 官 | 神 野 勝 之 助 君 |
| 大藏省主計局長 | 西 野 元 君 |

- | | |
|---------|-----------|
| 大藏省理財局長 | 小 野 義 一 君 |
| 大藏書記官 | 河 田 烈 君 |

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法中改正法律案

關東廳事業公債法案

澤委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、一寸御諮リ致シマスガ、朝鮮事業公債法中改正法律案、ソレニ引續イテ臺灣、關東州、樺太、一括シテ順次政府委員ノ一應ノ御説明ヲ願ハウト思ヒマスガ、如何デスカ。

小野政府委員 ……又新規ノ事業ト致シマシテ、臺灣ニ酒專賣制度ヲ實施スルコトニ致シマシク、其ノ爲ニ禁業交付金ヲ必要トナリマシテ、是ハ公債ヲ以テ交付スル積リデアリマスカラ、之ガ爲ニ約四十萬圓ノ公債ヲ發行スル次第デアリマス……

田政府委員 ……ソレカラ其ノ次ハ臺灣ニ於テ酒類專賣ノ制度ヲ施行スルコトニナリマシテ、今年ノ豫算ニ加ハツクノデアリマス專賣制度ヲ施行シマスル爲ニ現在營業シテ居ル所ノ酒釀家ニ、禁業交付金ヲ與ヘル、矢張買收補給ノ譯ニナリマス、其ノ他創業デアリマス、之ニ四百十萬圓ト云フモノヲ公債デ支拂フ、斯ウ云フ事ノ目論見ニナツテ居リマス、此ノ專賣ノ事ニ付キマシテハ更ニモウ少シ詳シク申上ル必要ガアラウト思ヒマスガ、此ノ麥酒ダケハ酒ノ中デ除ク積リニナツテ居リマス。此ハ臺灣デハ今麥酒會社ガ一ツアリマシテ、二年程前カラ現ニ營業シテ居リマスガ、何シロ熱帯ノコトデゴザイマスルノデ、麥酒ノ冷藏裝置ヲ要スルノデ麥酒ヲ臺灣デ拵ヘルコトガ議論ノアル所デアリマス、大體カラ言ヘバ是ハ試驗時代アルト申シテ宜イヤウニ思フノデアリマス、ソレニ又麥酒ト云フモノハ、御承知ノ通「アルコール」ガ極メテ少イモノデゴザイマスカラ、此ノ專賣ノ制度ヲ施行スルニ致シマシテモ、一ハ財政上ノ財源ヲ作ルト云フコトガ一ツノ主ナル事デモウ一ツハ國民ノ一公衆ノ健康保健ヲ維持スルト云フコトガ一ツノ理由ニナツテ居リマ

ス、デ此ノ點カラ云フト、麥酒ハ「アルコール」分ガ少イガ故ニ比較的保健上健康ヲ害スルト云フヤウナ處ガ少イ、斯ウ云フ意味カラシテ麥酒ハ除クコトニ致シタノデアリマス、其ノ外ハ總テ專賣ヲスル譯デアリマスガ、財政上ノ始末ヲザツト申上テマスルト臺灣ノ一般會計ニ依リマスルト、豫算ノ方ヲ御覽下サレバ能ク分リマスガ大體九千萬圓乃至一億圓以上ノ歳出入ニナツテ居リマスルカ、其ノ收入ノ財源ノ基ツク所ヲ調ベテ見マスルト租稅即チ地租其ノ他所得稅ナドノ租稅ト云フ名稱ヲ取テ居ル所ノ財源ハ本年度即チ十一年度ニ於テハ千七百萬圓位ノモノデアリマス、然ルニ官業及官有財産ノ收入ハ六千三百萬圓ノ高ニナツテ居リマス。此ノ官業ノ中ニハ郵便、電信、鐵道ナドモアリマスガソレヨリ一番大イノハ專賣制度即チ食鹽、樟腦、阿片、煙草是等ノモノガ專賣デアリマスガ、此ノ收入ガ頗ル巨大ニナツテ居リマス、畢竟其ノ中ニモ樟腦トカ、阿片ト云フモノハ全ク臺灣限りノモノデアリマシテ、内地ニハ樟腦ガ少シアリマスルガハ是ハ微々タルモノデアリマスサウ云フ種類ノモノガ專賣收入トナツテ居リマスルガ故ニ官業收入ハ比較的大イ故ニ經濟界ノ消長ニ依テ影響ヲ受クルコトガ餘程激シイ傾ガアリマス現ニ本年ノ如キハ樟腦收入ダケデモ御覽ノ如ク八百萬圓以上ノ減收ヲ致シテ居ルヤウナ形デアリマシテ頗ル本年ノ豫算ノ編成ニハ苦心ヲ要シタ次第デアリマスガ、此ノ事タルヤ獨リ本年バカリニ止マラナイ、是カラ數年後ニ至ル迄ノ模様ヲ見マシテモ頗ル財政ノ經理ニ付テ力ヲ致サナケレバナラス、故ニ財政ノ組織ヲヤリマスニ付テハ努メテ經常費ニ向テ爲シ得ル限りノ節約ヲ加ヘタノデアリマス、此ノ事ハ矢張支出ノ豫算ヲ御覽下サレバ如何ナル部分ニ於テ主ナル減額ガ來テ居ルカ約六百萬圓程ノモノハ殆ド經費ヲ削減シタヤウニナツテ居ルノデアリマス、各費目ニ多大ノ節約ヲ加ヘテ編成ハ致シマシタガ何シロー方ヲ見渡シマスルト餘程將來多費ヲ要スル點ガ尠カラヌノデアリマス、ソレハ何ニ多費ヲ要スルカト云フト矢張教育デアリマス十一年度ノ豫算ニ於テモ他ノモノハ今申シタ通り節約ヲ加ヘタニ拘ラズ、教育費ニハ專口増シテ居ル廉ガ多クアリマスト云フモノハ教育ノ普及ニ從テ學級ノ増加トカ或ハ師範學校、中學校ノ新設ト云フヤウナ類ノモノガ頗ル多イノデアリマス、ソレハ假令收入ガ如何デアラウトモ兎ニ角是ハ怠ルベカラザルモノデ臺灣ノ文化ノ進歩ニ伴テ益々之ヲ發達セシメナケレバナラスト云フコトニナリマスカラ、將來教育費ハ餘程増加スル傾ガアリマス。モウ一ツハ交通ノ中ノ道路ハ今迄ハ蕃地ハ國費デヤツテ居リマスルガ、普通ノ平地ニ於テハ多ク國費ヲ出シテ居リマス、臺灣トカ治水ト云フ方面ニハ可ナリ金ヲ使ツテ居リマスルガ、道路ニ付テハ地ノ外ノ一般ノ行政區域ノ所謂内地デ

中ノ國道ト云フヤウナモノ、爲ニハ人民ノ義務的負擔デヤラシテ居リマス。國家ガ之ニ支出スルト云フコトハ極メテ少イノデアリマス、是ハ矢張交通ヲ滑カニスル爲ニ道路ノ開鑿ガ必要ナル以上ハ内地ノ國道、縣道、若クハ町村道ト分レテ居ルガ如クニ臺灣デモ其ノ階級ヲ置キマシテ其ノ國道ニ屬スル如キモノハ矢張國費ヲ以テヤルノガ當然デアアル、此ノ事ニ付テハ昨年六月カラ始メテ總督府ニ評議會ト云フモノヲ置キマシテ一ノ諮問機關ニナツテ居ルノデアリマスガ、此ノ道路ノ方針ニ向テモ協議會ニ諮問シテソレゾレ決議ニモナツテ居ル次第デアリマスカラ、其ノ方針ニ依テ段々實施シテ行ク考デアリマス。要スルニサウ云フ事ノ爲ニ將來節約シ得ベキモノハ節約スルニ拘ラズドウシテモ増加スベキ必要ナルモノニ付テハ計畫ヲ立テ、行カナケレバナラスコトニナリマスルガ、故ニ其ノ場合ニ於テ如何ニシテ財源ヲ得ルカト云フコトヲ調ベテ見マスルト、今日増稅ニ依テ財源ヲ求ムルコトハ餘程ムツカシクナツテ居ル殊ニ近頃ノ如ク一般ニ經濟界ガ不振デアリマスル場合デアリマスルカラ、租稅ヲ増徴スルト云フコトハ如何ナル方面ニ向テヤラウトシテ見テモ餘程無理デアリ、殊ニ民心ニ惡影響ヲ及ボス虞ガアル故ニ酒ノ專賣ヲヤルノガ一番障礙モナク、民心ニ惡影響ヲ及ボスコトナクシテ實施シ相當ノ利益ヲ收ムルコトガ出來ルト云フ見込ガ確カデアリマス、ソレ故ニ此ノ酒專賣ノ制度ヲシカウト云フ案ヲ立テタノデアリマス、ソレデ今申シマシタ各費目ノ合計ガ千六十八萬五千圓、約七千七百萬圓ニナルノデ之ヲ加ヘテ一億二千六百三十萬圓ニ公債額ヲ改メルト云フ趣意デアリマス、大體斯ル次第デアリマスカラドウカ、御承認ヲ願ヒタイノデアリマスガ、尙ホ細カイ事ニ付テ御必要ガアリマスレバ御尋ニ依テ御答ヲ致シタイト思ヒマス。

正木委員 酒ノ專賣ノ事ハ大分重大ナル問題デアリマスガ成ルベク、先ニ參考書ヲ一ツ御廻シテ願ヒタイ、ソレカラ又色々御尋ネシタイ事ガ出來ルト思ヒマスカラ……

坂本委員 私ハ此ノ酒ノ專賣ニ付キマシテ二三御尋ネシタイ、細カイ事ハ各種ノ表ヲ拜見シテ上ニシタイト思ヒマスガ、先ツ第一ニ私ノ懸念致スノハ麥酒ノ問題デアリマス、麥酒ヲ除外サレタノハ只今ノ御說明ニ依ルト熱帯地デアリ今試驗中デモアルカラ、旁々是ハ除外シテト云フコトデアリマスガ、是ハ將來收入上ニ於テ非常ナ手邊ヲ生スルコトガアリハシナイカト云フ考ヲ持テ居ルノデアリマス、現在ニ於テモ臺灣ニハ確カ麥酒會社ガ一ツシカ無イト思ヒマスガ、此ノ會社ハ餘リ成績モ良クナク、又出來マスル麥酒モ餘リ上等

デハナカツタガ、最近ニ於テハ稍々良クナツタト云フコトデアリマス、若シ酒ノ專賣ガ實施サレタ晩ニ於キマシテ此ノ麥酒ヲ除外シテ居ツタ時分ニハ私ハ臺灣人ハ主トシテ麥酒ヲ飲用スル様ニナリハシナイカト云フ懸念ガアルノデアリマス、此ノ間何處カニ於キマシテ臺灣人ハ麥酒ヲ好カヌサウデアルト云フ話ガアリマシタガソレハ大變ナ反對デ臺灣人ハ最モ麥酒ヲ好クノデアリマス、サウシマスト收入上ニ於テ非常ナ影響ヲ來シハセヌカト云フ疑ヲ持テ居ルノデアリマス、將來總督府ニ於テハ矢張麥酒ヲ何時迄モ除外スルト云フ御意思デアルカ、其ノ邊ヲ承テ置キタイ、第二ニハ酒ノ價格ノ問題デアリマスガ、何處カデ此ノ間御言明ニナツテ價格ト云フモノハ將來上ゲナイ、現在ノ價格ノ通りニスルト云フ御方針デアルト云フコトデアリマシタガ、是ハ特ニ此ノ席ニ於テ承テ置キタイと思ヒマス、内地ノ酒類ノ相場ガ上ガツタ時ニ之ニ順應シテ價格ノ上ルト云フコトハ適當ナル事デアリマセウガ、臺灣ダケニ於テ、今日ノ價格以上ニ價格ガ上ルト云フコトデアツタナラバ如何カと思ヒマス、此ノ點ヲ承テ置キタイと思ヒマス、ソレカラ禁業ニ對スル交付金デス、公債ヲ以テ禁業ニ對スル交付金ヲ出スト云フコトデアリマスガ之ニ付テ大體ノ標準、例ヘバ會社ハ大體ドウ云フ風ニスルカ、或ハ個人製造業者ハ如何ニスルカト云フ大體ノ御方針ヲ承リタイ、第四ニハ酒ノ專賣ニ依テ一臺灣ニ於テハ約二萬人ノ小賣人ガアルト云フコトデアリマスルガ、此ノ二萬人ノ小賣人ニ對シテハ如何ナル御處置ヲ爲サルカ、會社及製造業者ハ相當ノ賠償ヲ受クルコトニナツテ會社ニ依リ又製造業者ニ依テハ非常ニ歡迎シテ居ル者モアラウト思ヒマスガ、其ノ二萬人ノ酒ヲ賣テ居ル者、現在小賣人シテ居ル者ニ對シテハ將來如何ナル保護ヲ御與ヘニナル御方針デアリマスカ、ソレヲ承リタイ、ソレカラ現在臺灣島ヨリノ色々ノ報告ニ依リマス各會社及製造業者ハ殆ド晝夜ヲ別タズニ酒ヲ製造シテ居ルト云フコトデアリマス、是ハ或ハ酒ノ會社及製造業者ニ於テ何カ誤解ヲ抱イテ居ル者ガアリハセヌカト思ヒマス、私ノ方ニ參ル書類ニ依リマス殆ド各會社及製造業者ガ晝夜ヲ別タズニ製造シテ居ルト云フコトデアリマス、若シ政府ニ於キマシテ現在專賣ヲ實施スル以前ニ於テ會社及製造人ガ貯藏シテ居ル所ノ酒類ハ之ヲ或ハ買上ヲスルカドウ云フ方法ニ依テヤラレルカ、其ノ邊ヲ御考ヲ承リタイノデアリマス尙ホ細カナ事ガ澤山アリマスガ後ニ致シマス。

田政府委員 御答致シマス、麥酒ヲ專賣ニ入レナカツタト云フコトハ所謂臺灣ノ實狀ニ照シテ、マダ試驗中デアリ、又數量モ大シタモノデナイト云フヤウナ種々ナル點カラ之ヲ入レナカツタノデアリマスガ、今ノ御尋ネニ對シテ申上ゲルト初メ麥酒ヲ入レヌト云フコト

ニ付テハ或部分デハ麥酒ト云フモノハ内地人ガ好ム、内地人ノ好ムモノニハ專賣ヲセズニ置イテ臺灣人ノ好ムモノバカリヲ專賣ニスルト云フノハ酷イト云フヤウナ、丁度坂本サンノ御尋ノ反對ノ議論サヘモ聞イタノデアリマスガ、是ハ坂本サンガ能ク御承知デアル、決シテ麥酒ハ内地人バカリガ飲ムノデハナイ、臺灣人モ寧ロ上流階級デハ中々飲ムノデアリマス、ソレデスカラ是ハ内地人ト臺灣人トニ依テ麥酒ノ需要ガ同一ダト云フコトヲ申シテ宜イト思テ居ル、ソコデ麥酒ヲ如何ニスルカト云フト今申シタ試驗中デアル、矢張彼處デ釀造スルモノニ付テハ確ニサウデアラウト思フ、現在ニ於テハ麥酒ハ無稅デアアル臺灣デ麥酒ガ出來ルト云フコトハ寧ロ好マシイ事デアアルノデス、立流ナモノガ出來レバ一ソレデアリマスカラ酒ノ稅ガソレソレ今實際行ウテ居ルニモ拘ラズ麥酒ダケハ全ク無稅デアアル然ルニ今ノ近來出來タ麥酒會社ト云フモノハ頗ル經營困難デアル、サウ云フモノヲ總督府ガ買收スルト云ツテモ買收スレバ拵ヘナケレバナラヌ、其ノ試驗中デ以テ果シテ之ガ本當ニ出來ルカ又立派ナモノガ出來ルカト云フコトハ試驗中デアアル、無稅デサヘモ十分ニ成立タヌト云フヤウナ時代ニ、總督府ガヤルト云フコトハ甚ダ危險デアリマスガ故ニ、是ハ專賣ニシナイト云フコトニシタノデアリマス、無稅デアアルガ故ニ、比較的廉イカラ段々麥酒ノ嗜好ガ生シテ内地人モ本島人モ盛ニ飲ムヤウニナルト、一方ノ酒專賣ノ方ノ目的ヲ達セヌ、即チ麥酒ノ方ニ非常ニ傾クト云フコトノ虞ガ無イカトノ御尋ノ趣意デアラウト思ヒマス、是ハ豫メ絶對ニ無イト云フコトハ申ス譯ニハ參リマセヌケレドモ今日ハ無稅デサヘモ非常ニ困難ナ事情デアルト云フ位ノ程度デアリマスカラサウ云フ事ガ起ラウトハ思ヒマセヌケレドモ若シ將來良イ麥酒ガ比較的廉ク出來テ而シテ需要ガ大ニ起ツテ酒ヲ壓倒スルト云フヤウナ時代ガ來タナラバ其ノ場合ニ於テハ或ハ有稅ト云フコトモ宜イカモ知レヌ、若クハ一歩進ンデハ或ハ專賣制ヲ施行スルコトモ宜イカモ知レヌ、併シ其ノ時代ハサウ近イ將來ニ來ヤウトハ思ハレマセヌ、内地ナドニ於テモ一酒稅規則ハズツト昔カラ有リマスケレドモ麥酒ニ稅ヲ施シタノハ餘程後ノコトデアル、而モ極メテ廉イ稅デアツタ、ソレガ段々發達スルニ從テ現在ノ酒稅規則デハ麥酒モ可ナリ稅ヲ重ク課ケルヤウニナツテ居リマスケレドモ兎ニ角全ク今マデ嗜好デハナイ一無カツタ麥酒ガ初メ輸入サレテカラ内地ノ進ミモサウ云フ事デアアル臺灣モ初メテ麥酒ヲ造テ二、三十年モ前ノ有様ニ居ルノデアリマスカラ、今日ノ場合ハ矢張無稅ニシテ放任シテ置ク、而シテ是ガ自然發達スルトキニハ遂ニ酒ノ專賣ノ目的ヲ阻害スル虞ノ來ル場合ニハ或ハ有稅ニスルト云フ其ノ處置ヲ爲シ得ルデアラウト斯ウ云フ考デアリマス、ソレカラ

次ニ賠償ノ事及小賣人ノ事デアリマスガ、此ノ賠償及小賣人ノ事ニ付テハ他ノ政府委員ノ方カラ中上ダマスガ、此ノ現在ノ營業者若クハ小賣人は等ニ向テハ或ハ失業ノ爲ニ非常ニ困難ニ陥ラナイヤウニスルコトニ付テハ十分注意ヲ拂フ積リデアリマス、詰マリ小賣人モ澤山ゴザイマスケレドモ其ノ時之ヲ設ケル以上ハ煙草ノ大賣捌、元賣捌ノヤウナモノガ必ず必要デアル、モウ一ツハ小賣人ハ丁度煙草ノ大賣捌或ハ小賣人ノヤウナモノニナツテ、ソレデ以テ煙草ノ賣捌人モ專賣ニナツテ甚シク困難ニ陥テ居ラスト云フヤウナ例ハ内地デモアツタ、臺灣デモ現ニ專賣制度ヲ施イタ時分ニサウデアツテ矢張酒ノ事モサウ云フコトデ成ベク專賣ニシテ失職スル者ノ無イヤウニスルコトニ付テハ餘程注意ヲ拂フ考デ居リマス、ソレカラモウ一ツ價格ノ事ヲ御尋デアリマスガ、此ノ價格ノ事ニ付テハ最モ専門的ニ注意ヲ拂フ主任等デ研究シタコトモゴザイマシタガ大體ニ價格ハ上ゲナイ、ソレガ爲ニ消費者ノ負擔ヲ重クスルコトノナイヤウニスルコトモ大ニ研究シテ見タイ、ソレニハ二様ニ岐レルコトニナリマスガ普通榷賣ノ方デ見レバ、サウ價格ヲ上ゲナクテモ相當ノ利益ヲ上ゲルコトガ出來ル、榷賣ノ方ハ先ツ價格ハ上ラズ、斯ウ云フコトニ斷言シテモ宜カラウト思フ或ハ其ノ爲ニ惡イコトヲスルト云フヤウナ者ハ「メートル」デモ販賣所ニ置キマシテ、チャント其ノ場合ニ分ルヤウニスル手段ヲ執ル、サウシテ自然榷詰ト云フコトモ内地モ大ニ發達シテ來タカラ榷詰ト云フコトガ段々行ハレルヤウニナルカモ知レス、是ハ詰リ云ヘバ需要者ノ方カラ榷賣リヲスレバ廉ク買デヘルガ榷詰トナルト瓶代ダケ高クナリマスケレドモ是モ段々調ベテ見ルト瓶ガ一體ニ行キ渡テ來ルト空瓶ガ元ヘ回收サレテ、總テソレヲ用キテ行クコトニナリマスカラ、一合ニ付ト云フノハ瓶代ダケ高クナリマスケレドモ、ソレヲズツト平均シテ行クト云フト、サウ高クナクナル、榷詰デモ瓶ガ元ヘ回收サレテ行クカラサウ云フ譯デ幾ラカ高クナルニハ相違アリマセケレドモ平均シテ瓶ガ能ク行渡ルト何時迄モ高イト云フコトハ無イヤウデアリマス、然シソレハ需要者ノ好ミニ依テ瓶賣デモ榷賣デモ、ドチラデモ賣ルコトニシテ、榷賣ニシテモ瓶賣ニシテモ高クナイト斯ウ云フコトヲ爲シ得ル積リデアリマス、其ノ他ノ事ハ他ノ政府委員ヨリ御答致シマス。

阿部政府委員 御答致シマスガ、製造業者ニ對スル報償金、是等ハ大體製造業者總テニ付キマシテ、禁業交付金ヲ渡スト云フコトニナツテ居リマス、ソレカラモウ一ツハ建物工場デアリマス、其ノ他ノ建物、敷地、器具機械、今度ノ專賣事業ニ要シマスル共等ノモノヲ徵收致シマスルニ付キマシテハソレニ對シテ徵收費ヲ交付致シマス、此ノ二様ニ付キマシテ其ノ金額ガ徵收費ニ於キマシテ百九十三萬餘

圓、交付金ニ於キマシテ二百四十六萬圓ト云フモノガ公債ニ依テ交付セラレマスルコトニナルデアリマス、其ノ徵收費デアリマス是ハ大體建物其ノ他ノ時價ニ依リマシテ徵收致シタイ積リデアリマス、ソレカラ交付金ハ建物ノ全部ヲ徵收セラレマスルモノニ付キマシテ過去二箇年ノ賣上高ノ平均額一年分ノ二割五分ヲ交付スルコトニナリマス、ソレカラ建物全部徵收致シマセヌモノハ年賣上高ノ二割五分ノ二割、合計年賣上高ノ三割ト云フモノヲ交付致シテ居リマス、第三ニハ酒類賣捌人、從來ノ製造業者ニハ酒類ノ賣捌人ノ指定ヲ致シタイト云フ考デアリマシテ其ノ指定ヲセラレマシタル者ニ付キマシテハ、以上ノ區分ニ依リマスル金額ノ四分ノ一ダケヲ交付スルコトニ致シタイ、其ノ點ハ後程書類デ御手許ニ差上ゲマスルコトニ致シマス、次ニハ合社並ニ個人ニ付キマシテノ交付金ノ給付方法ハ變リハナイノデアリマス、併シ賣上高ヲ基礎ト致シマシテ交付金ヲ算出致シマス、其ノ次ニ小賣ニ對スル處置ヲ御尋デアリマスガ、此ノ小賣人ハ大體ニ於キマシテ先程總督カラ申上ゲマシタ通りニ是ハ成ベク失業ヲサセナイ方針ヲ採リマシテ從來ニ引續イテ小賣人トシテ指定スルヤウニシテ小賣人ニ對シテハ救済ヲシタイト云フ考デアリマス、其ノ次ニ見越造ノ事デアリマスガ、是ハ私共モ心配致シテ居リマス、最近ノ方法ニ依リマスルコト尙左程ノ疑ナイヤウニ思ハレマス北部デ造テ居リマスル「アンチユウ」紅ノ酒ト稱シマスル是等ニ對シマシテハ見越造ヲ始メタト云フ報告ガアリマス、其ノ外ニ付キマシテハ一月ノ二十日頃迄ノ所ニ依リマスルコト云フト左シテ大ナル見越造ハ無イヤウデアリマス、併シ此ノ七月ニ專賣事業ガ施行セラレマスル、ソレ迄ノ間ニ於キマシテ今後如何ニナリマスルカ大體此ノ豫算ノ御協賛ヲ經マスルト相伴ヒマシテ規則ノ制定ヲ致シマス、其ノ酒專賣法ニ於キマシテ只今ノ見越造ト云フモノニ對スル手段ト致シマシテハ酒ノ製造ニ制限ヲ致スト云フ考ヲ持テ居リマス、是ハ私共ノ希望ト致シマシテハ四月ノ一日カラシテ施行セラレマスルコトニナリマス、其ノ專賣條例ヲ四月一日カラ施行セラレマスルコトニナリマス、ソレカラ尙現在ノ於テハ見越造ハ出來ナイト云フ方法ヲ講シタイト存ズルノデアリマス、大體只今ノ方針ハサウ云フコトデアリマス、製造業者ガ造リマシタ酒デアリマス、是ハ酒專賣ガ始マリマシテモ其ノ當時造ラレテアリマス物及製造シツ、アリマス物、既ニ製造ニ著手致シマシタ酒ニ對シテハ從來ノ通り税金ヲ課シマシテサウシテソレハ矢張一般ニ賣捌カシムルト云フ考ヲ持テ居リマス、豫算ノ方モ其ノ考ヲ持チマシテ四月以降ニ於テ相當從來ノ製造業者ノ造リマシタ酒ガ販賣セラレルト云フコトヲ見込デ豫算ヲ立テテ居ル次第

デアリマス、左様御承知ノ願ヒマス。

坂本委員 尙私ハ表ヲ載キマシテ色々御尋シタイ事ガアリマスガ、私ノ差當ツテ載キタイ表ガアリマスノデ、一言茲ニ申上ゲマシテ、御願致シテ置キタイト思ヒマス、第一ニ臺灣ノ酒造會社ノ總數及拂込資本ノ總額ソレカラ第二ニハ會社以外ノ酒造業者ノ數及之ニ對スル放資額ノ豫想、第三酒類販賣人ノ數及其ノ中特ニ酒ヲ專賣ニシテ居ル酒店ノ數、ソレカラ第四最近二箇年デモ三箇年デモ宜シウゴザイマス、最近二、三箇年間ノ酒造税金ノ徵收高、第五最近二箇年若クハ三箇年デモ宜シウゴザイマス、酒造ノ有高ソレヲ會社ト個人ニ區別シテ頂キタイ、第六内地ヨリ移入ノ酒、特ニ麥酒トカ區別ヲシテ一酒類ニ依テ區別ヲシテ載ケバ結構デアリマス、第七ハ外國ヨリ輸入シテ居ル酒ノ高々體ソナモノデ宜シウゴザイマス、若シソレガ書類ガアリマスレバ宜シウゴザイマスガアリマセネバ今日デナクテモ明日デ宜シウゴザイマス。

澤委員 本日ハ他ノ質問ヲ次回ニ保留致シマシテ是デ散會ヲ告ゲタイト思ヒマス、次回ハ更ニ公報ヲ以テ通知致シマス。
午後零時三十三分散會

委員會議錄(抄)(速記)第三回

會 議

大正十一年二月十七日午前十時四十五分開議

出席委員左ノ如シ

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 委員長 | 澤 來 太 郎 君 |
| 理事 | 白 井 博 之 君 理事 正 木 照 藏 君 理事 納 富 陳 平 君 |
| | 齋 藤 壽 雄 君 福 井 甚 三 君 野 呂 駿 三 君 |
| | 門 田 新 松 君 水 野 吉 太 郎 君 宜 保 成 晴 君 |

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 坂本 素魯哉君 | 武 内 作 平 君 | 松 井 鐵 夫 君 |
| 古賀 三千人君 | | |

出席政府委員左ノ如シ

- | |
|-------------------------|
| 臺灣總督 男爵 田 健 治 郎 君 |
| 臺灣總督府總務長官 賀 來 佐 賀 太 郎 君 |
| 臺灣總督府財務局長 阿 部 滂 君 |
| 朝鮮總督府財務局長 河 内 山 樂 三 君 |
| 關東廳事務總長 土 岐 嘉 平 君 |
| 樺太廳長官 永 井 金 次 郎 君 |

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

臺灣事業公債法中改正法律案

澤委員 ソレデハ之ヨリ會議ヲ開キマス順序トシテ臺灣事業公債法中改正法律案ノ質問ヲ繼續致シマス。

正木委員 此ノ間私伺ヒマシタガ、臺灣ノ方ニ於キマシテ酒ノ專賣ヲオヤリニナルト云フ御趣意ハ此ノ間總督ノ御説明ニ依ルト第一收入ト、モウ一ツハ何カ土人ノ保健上必要ナリト云フ御趣意デアツタト思ヒマスガ、此ノ收入ヲ此ノ途ニ依テ圖ランケレバナラスト云フコトニナリマシタ所ノ御趣意ヲモウ少シ詳シク承リタイ。

田政府委員 御答シマス、此ノ收入ニ付キマシテハ、大體ハ豫算ヲ御覽ナサルト御諒解ガ出來ルデアラウト存ジマス、兎ニ角昨年度ヨリ本年度ハ實行豫算ノ上ニ於テモ餘程收入ガ減ジテ居ルノデアリマス、又來年度トシテ一此ノ十一年度トシテ計畫ヲ立テ、アル上ニモ頗ル收入ガ減ツテ居ルノデアリマス、ソレデ其ノ理由ハ此ノ間モ一寸申上ゲタ通りニ臺灣ハ此ノ租稅ト云フ方ハ寧ロ少イノデ僅カ十一年度デモ千七百萬圓程ノモノシカ租稅ニハ收入ハナイ大多數ノ收入ハ官業及官有財産ノ收入デアリマス、是ガ十一年度デ六千三百萬圓見

込シテアル、デアリマスガ故ニ此ノ官業、官有財産収入ト云フモノハ不景氣ノ影響ヲ受ケテ經濟界ノ影響ヲ受ケルコトガ頗ル激甚デア
 ルノデアリマス、詰リ商業的ノ仕事デアリマス。此ノ豫算ニモアリマス通り、消費(糧餉)収入タケデモ本年度、十一年度ノ豫算ハ八
 百六十萬圓カラ減ツテ居リマス。阿片收入ニシテモ七十萬圓カラ減ツテ居リマス。サウ云フ激甚ナ減リ方ガアリマスノデニ應ズル
 爲ニハ本年度ノ豫算ハ頗ル節約ヲ加ヘタシデアリマス、是ハ一々中上層ヲ省キマスルガ支出ノ方ノ豫算ノ比較増減ノ所ヲ御覽下サ
 イマスレバ經常ノ經費ナドヲ如何ニ激シク節約シテ居ルカト云フコトヲ大體ハ御覽解ガ出來ルダラウト思ヒマス、本年度ノ豫算ハ斯ク
 シテ計算ヲ立テタノデゴザイマスガ、惟十二年度以後見テ見マスト餘程困難ナ事情ガアリマス、是ハ此ノ豫算デハ一寸見エマセヌガ
 一番十二年度ノ豫算ノ編成ニ當ツテ困難デアラウト思ヒマスルノハ剩餘金ガ殆ドアリマセヌ、毎年七八百萬圓剩餘金ヲ繰入レテズツ
 來タノデアリマスガ、本年度ハ剩餘ヲ殆ド全部繰込シデアリマシテ來年度テ剩餘ヲ繰込ムト云フコトヲ豫定スルコトハ出來ヌ程ノ有様
 ニナツテ居ル、斯ル次第デアリマスカラ頗ル來年度以後ノ財政ノ計畫ヲ立テルコトハ骨ノ折レルコトダラウト存ジテ居リマスガ、而シ
 テ一方支出ノ方ニ於テ尙此ノ上減ズルカト云フト卑口減ズルコトハムツカシクシテ減ジ得ルモノハ餘程今日痛切ニ減ジテ居リマス、減
 ズルコトガムツカシク増ス方ノ傾ガアル、此ノ増スハ何ガ増スカト云フト既ニ此ノ豫算ニモ増シテ居リマスガ此ノ通り外ノ費用ハ減ジ
 テアルニモ拘ラズ、教育費ナドハ現ニ増シテアリマス、此ノ教育費ハ將來見渡シテ見マスト餘程膨脹スル之ハドウシテモ避ケベカラ
 ザルコトデ若クハ又臺灣ノ文化教育ノ普及ト云フ上カラ云ヘバ如何ニシテ見テモ是ハ増シテモ普及ヲ圖ラナケレバナラヌ仕事デアル一
 番多費ヲ要スルニ至ルト思フノハ教育費デアリマス、次ニハ此ノ間モ一寸申シテ交通ノ上デ鐵道及港灣ト云フヤウナコトニ付テハ
 相當今マデ計畫ヲ立ツテ居リマスルガ蕃地以外ノ普通ノ道路ト云フモノニ至ツテハ殆ド計畫ガ立ツテ居ラヌ、之ヲ本年度アタリカラ段
 々計畫ヲ立テ、普通ノ道路ヲ先ヅ大體ダケデモイケルダケノ計畫ハシテ行カナケレバナラヌト云フ爲ニモ餘程ノ費用ハ要ル、今マデハ
 實ハ道路ト云フモノハ人民ノ義侠心ト云フカ、寄附ト云フカ只ノ努力ト言ヒマスカニ委シテアツタ、國道ニ準ズベキモノデモ、サウ云
 フ仕方ガシテアツタ、サウ云フコトハ今後ニ於テ餘リ頼ミニスルコトハ出來マセヌ、ドウシテモ國道ニ準ズベキ鐵道道路ヘ國費ヲ以テ支
 出スル途ヲ開カナクテナラヌ、ソレ等ノコトハ將來ドウシテモ多額ヲ要スルコトデアリマスカラ、旁々財源ヲ搜サナケレバナラヌ、

其ノ財源ヲ搜ス上ニ租稅ヲ以テ取ルト云フコトハ今日ノ米ハ安シ、酒ハ安シ、樟腦ハ安シト云フヤウナ總テノ物ガ安イ、臺灣ハ農園デ
 アリマス、其ノ農園ノ生産物ハ總テ安イ、サウ云フ場合ニ國民ノ所謂義務的負擔ニナル租稅ヲ以テ増シテ行クト云フコトハ餘程ムツカ
 シイコトデアルデ租稅増スト云フコトハ斯ウ云フ際ニ於テハ絕對サレナイトシテ見ルト先ヅ專賣ト申サウナ方デアル方ガ一番適當
 デアルト云フ考カラ專賣法ノ方ヲ計畫ヲ立テ次第デアリマス。中界

田政府委員 ……兎ニ角酒ノ收入一酒ヲ專賣ニ致シタ所ガ、初ノ歳ニハ連モ利益ハ僅カシカ得ラレナイ、二年モ三年モ經テ初テ利
 益ガ擧ガツテ行クノデアリマスカラドウシテモ是ハ今計畫ヲシマスルコトハ決シテ早計ニ失スル筈ハナイ、斯ウ思フノデアリマス。

白井委員 簡單ノ質問ハ一ツゴザイマスガ、只今政府ノ答辯ニ依ルト、此ノ酒ノ專賣ノ爲ニ酒ノ遺存稅ハ一箇年平均百八十萬圓減ズル
 ト云フコトデアリマスガ、酒ノ專賣ヲ施行シタ最初ノ二三年ハ僅カ四百萬圓位デアアル、サウスルト云フト差引スルト最初ノ利益ト云フ
 モノハ二年三年アタリハ僅カ二百四五十萬圓シカナイ、ソレカラ九年度十年度十一年度ニナルト四百五十萬圓ノ利益ガアルト云フコト
 ニナツテ居ル、其ノ數字ハ間違ナイモノデアリマセウガ詰リ遺存稅ヲ差引キマス利益ト云フモノガサウ云フコトニナルノデアリマセ
 ウカ。

賀來政府委員 大體差引イテゴザイマス、其ノ數字ハ最モ確實ナル數字デアアル、支出ノ方ハ出來ルダケ餘裕ヲ見テヤツテゴザイマスカ
 ラ是ガ尙ヨリ多ク殖エルト云フコトガゴザイマシテモ減ルト云フコトハ全然無イト思ヒマス。

白井委員 サウスルト詰リ此ノ資金ノ中カラ平均百八十萬圓ト云フモノガ開ケルト云フ計算ニナルヤウニ考ヘマスルガ……………

賀來政府委員 左様デゴザイマス。
澤委員 此ノ際御諮リヲ致シマスガ、臺灣事業公債法改正法律案ニ付キマシテ、其ノ當面ノ問題タル鐵道建設、鐵道改良或ハ鐵道
 買収、酒類專賣施行等ニ付テハ屢々各員ヨリ御質問ガアツテ當面ノ問題ダケニ對シテハ遺憾ナク御質問ガアツタヤウニ思ハレマスルガ
 殊ニ正木君ハ此ノ問題ニ對シテ一問一答長ク種々ナル方面カラ御質問ニナツテ居ラレドコレ以上ノ質問ハ動モスルト當面ノ問題ヲ
 離レテ餘リニ質問ノ範圍ガ廣汎ニ互ルヤウニ思ハレマスガ、前回以來ノ頻々タル御質問デアリマシタカラ大概當面ノ問題ニ對シテハ遺

憶ナク御質問ニナラレタコト、思ハレマスガ、此ノ如何デゴザイマセウ之ヲ進行上二三殘ル所ノモノハ保留スルトシテ玆デ質問ヲ打切ツテ置キタイト思ヒマスガ………

正木委員 ソレカラ他ノ方ノ御質問ガナケレバ………ソレデハ酒ノ專賣ト云フノハドウ云フ酒類(種類)ノ酒ニ限ラレテ居リマスカ。

賀來政府委員 酒類全體ヲ專賣ニ致シマシテ此ノ中デ内地ニ輸入サレマス殆ド大部分ハ輸入サレル數量ハ除キマシテ臺灣ニ於テ消費サレル部分ニ於テノミ專賣ニシマス。ソレカラ麥酒ダケハ除外シテ居リマス。

正木委員 私ハ臺灣ニ行ツタコトガアリマセヌカラ詳シイ事ハ知りマセヌガ主トシテドウ云フヤウナ酒類(種類)デアリマスカ。

賀來政府委員 臺灣デ消費サレマス酒類ノ總量ガ約二十萬石デアリマス、其ノ中ノ十二萬石ト申シマスモノハ米酒、ソレカラ糖蜜酒、是ガ二十萬石ニ對スル十二萬石ヲ占メテ居リ、ソレカラ三萬石ハ紅酒、是ハ米酒ニ或ル加工ヲ致シマシタ紅酒デアリマス、是ガ三萬石ソレカラ藥酒、五加皮酒是ガ約七千石是ガ臺灣土人ノ飲ミマス主ナル酒デゴザイマス、其ノ他ニハ燒酎トカ或ハ高粱酒トカ極ク小數ノモノゴザイマスケレドモ大體臺灣人ノ飲ミマスモノハサウ云フモノデス、其ノ他ハ内地人ノ飲ンデ居リマスー内地カラ輸入サレマス清酒、是ガ約一萬二千石、臺灣デ極ク簡單ナ裝置デヤツテ居ル清酒、是ガ矢張一萬二千石アリマス、其ノ中ニハ加工酒ニ屬スル清酒モゴザイマスケレドモ其ノ他ハ葡萄酒「ウキスキー」ト云フヤウナ洋酒、是ハ外國カラ輸入シマスカ或ハ内地カラ輸入致ス、此ノ二ツノ方法ヲ孰ツテ居リマス、斯ウ云フ風ナ酒ノ種類デゴザイマス。

正木委員 リウ致シマスルト内地カラ輸入シマス日本ノ酒、或ハ支那等カラ、無論支那ノ酒モ參ルドラウト思ヒマスガ、ソレ等ハ總テ專賣局ガ管理シテシマフ、斯ウ云フコトニナリマスカ。

賀來政府委員 左様デゴザイマスガ、支那カラ參リマスモノハ殆ド統計ニ上ラナイ位少數デゴザイマス。

正木委員 内地カラ參リマス所ノ酒ヲ管理シマスニ付キマシテハ價格ハドウ云フ價格デ一般ニ賣捌クト云フコトニナリマスカ。

賀來政府委員 現在ノ市價ヲ標準ニシテ賣捌クノデアリマス。

正木委員 現在ノ市價ハドウデアリマスカ知リマセヌガ一體ドウ云フヤウナ算出方ニナリマス。

賀來政府委員 是ハ購買費ヲ或ル一定ノ見込ヲ付ケマシテソレニ專賣ノ利益ヲ見込ンデ更ニ賣捌人ヲシテ小賣人ノ販賣利益ヲ見込ンダモノガ其ノ當時ノ時價ニ應ズルモノデアリマス、時價ト申シマシテモ今仰セラレヤウニ時々變更致シマス、ソレハ若シ内地ト相場ガ違ヒマスト内地カラ密輸入ガ起ル虞ガアリマスカ、内地ノ價ヲ標準ト致シマシテ是ガ今日臺灣ニ及ンデ居ル價格デアリマスソレガ私共ノ中ス時價デゴザイマス。

正木委員 内地ノ酒ノ相場ト臺灣ノ酒ノ相場ハ違フデアリマセスカ。

賀來政府委員 運賃諸掛リガ掛ル位ナモノデス。

正木委員 別ニ其ノ内地ニ於キマシテ掛ル稅ヲ戻スヤウニナツテ居リマセスカ。

賀來政府委員 サウ云フコトニナツテ居リマセス。

正木委員 次ニ御尋ネ致シマスガ、四百四十萬圓程今度金ヲ見込ミマシテ、ソウシテソレデ徵收費百九十二萬圓、交付金二百四十一萬圓御拂ヒニナル、此ノ交付金ノ支給方ハ或ハ二割五分ヤルトカ、或ハ三割ヤルトカ是ハドウ云フヤウナ所カラ、斯ウ云フ標準ヲ御取リニナツタカ。

賀來政府委員 是ハ過去ニ内地及朝鮮臺灣ニ於テ煙草ノ專賣ヲヤリマシタ、先例ニ依リマシテ大體ソレヲ標準ニ致シマシタ。

正木委員 煙草ト酒トハ大分趣ガ自ラ違フヤウデアリマスガ、標準ハドウ云フヤウニ定メルノデアリマスカ、例ヘバ賣上高ヲ標準ニスルトカ、造石高ヲ標準ニスルトカ云フノデスカ。

賀來政府委員 今迄利益ト申シマシテモ利益ガ確實ニ算定ノ根據ガ分リマセス、賣上高ノ何割ハ大體ノ利益トナルモノトシマスレバ賣上高ノ二割五分即チ一年ノ賣上高ノ二箇月半ト云フモノヲ取ツタナラバ一番確實ノ根據ニナルノデアリマス、總テノモノガサウナツテ居ルノデアリマスカ、ソレニ依リマシタ。

正木委員 確實ト申シタ所ガ數字ニ依テ見ナケレバ確實ト云フコトガ出來マセスカ、何レ見込デアリマセウガ賣上高ハドウ云フ風ニ

ナルノデアリマスカ。

賀來政府委員 ソレハ勿論營業稅ナンカノ調査ノ時分ニスツカリ賣上高ト云フモノノ調査ガ出來テ居リマス、ソレハ營業者ノ帳簿ニ依リマシテ確實ニ檢視スルコトガ出來マス。

正木委員 例ヘバ三箇年平均ト云フヤウナ方法ニ依リマスカ。

賀來政府委員 二箇年以上營業シテ居ル者ハ二箇年平均ニ依リ、ソレ以上ハ營業期間ニ於ケル月割ヲ一年ニ按分シマシテ其ノ二割五分ト云フコトニナツテ居リマス。

正木委員 茲ニ此ノ參考書ヲ頂戴シテ居リマスガ、一、二、三ト三ツゴザイマスガ、此ノ分ケ方ダケハ少シ合點ガ行キ兼ネマスガ簡單デ宜シウゴザイマスカラ區分ヲモウ少シ御説明ヲ願ヒマス。

賀來政府委員 禁業交付金ハ三ツニ分ケテゴザイマス、業者ノ中デ建物即チ固定資本ノ大部分ヲ徵收致シマスモノト、ソレカラ徵收サレナイモノト及業者ノ中デ將來賣捌人ニ指定スベキモノ、サウ云フ風ニ致シテ置キマス、デ土地建物ヲ徵收致シマスモノニ對シテハ前申シタヤウナ一年ノ營業高ノ二割五分ト云フモノヲ標準ニ致シマス、ソレヲ致サナイモノハ、ソノ二割五分ニ更ニ二割ト云フモノヲ加ヘテ現業(禁業)交付金即チ徵收致シマセヌカラ、ソレニ對シテ犧牲ノ補償トシテ更ニ二割増ス、結局營業總額ノ三割ダケヲ補給スル、併シ此ノ業者ノ中デ將來モ賣捌人トシテ指定ヲ致スト云フコトニナリマスル以上ハ是ハ立場ガ違フ譯デアリマシテ、營業ヲ持續サレル譯デアリマスカラ、今申上ゲマシタ區分ニ依リマシテ各々四分ノ一ツツノ補給ノミヲヤルト云フコトニ致シマス。

正木委員 土地及建物、器具、機械等ヲ徵收致シマスニ付其ノ價格ヲ決ママスニハドウ云フ法ニ依リマスカ。

賀來政府委員 此方カラ評定致シマシテ當事者ト協定致シマス、尙更ニ纏リマセヌトキニハ評價人ヲ選定シテ其ノ評價ニ依テヤル積リデアリマス。

正木委員 ソレカラ今度官營ニスルニ付キマシテハ七百四十三萬圓ト云フ金ガ道入ツテ居リマスガ、餘程大仕掛ニ設計ヲヤツテ行ク積リデアリマスカ。

賀來政府委員 今日ノ臺灣ノ酒造工場ト云フモノハ實ニ設備モ不完全デゴザイマス、衛生上ニモ缺點ガ多ウゴザイマスカラ、官營トナリマス以上ハサウ云フ點ニ付テ出來ル限リ、即チ保健ノ目的ニ副フヤウナ方法ヲ執リタイト思ヒマシテ其ノ爲ニ各種ノ設備ヲ致シマス、併シソレハ先ニ申シマシタ通り支出ハ十分見テ居リマスカラ、其ノ内輪デ十分行ク積リデアリマス。

正木委員 支出ハ十分ト云フノハドウ云フノデアリマスカ少シ懸値ガアルト云フノデアリマスカ。

賀來政府委員 實ハマダ經驗ガ十分ゴザイマセヌカラ土地ノ面積建物ニ對シテハ十分ナル區域ヲ一廣サヲ見テ居リマス、實際ヲ行フ上ニ於キマシテ、是レ以上ノ設備ノ必要ナイト云フ程度ニ考案シテ居リマス。

正木委員 ソレカラモウ一ツ此ノ專賣ニ致シマシテ賣ル時分ノ酒ノ代價ノ事ニ付テ此ノ間今ノ代價ヨリ別段引上ゲナイト云フコトヲ承リマシテゴザイマスガ、矢張是ハ今後共一切引上ゲナイト云フノデアリマスカ。

賀來政府委員 先ヅ今日カラ七月迄位ノ間ニ經濟上或ハ其ノ他ノ變動ガゴザイマセヌデ市價ニ影響ガゴザイマセネバ引上ゲルコトハ勿論ゴザイマセヌ。原料ガ非常ニ高クナツタトカ、非常ニ安クナツタト云フトキニハ、ソレニ應ジテ相當ノ價格ノ高低ハ將來起ルノデアリマスガ、今申シマシタルヤウニ内地ノ價格ト非常ニ違ツタ價格ヲ維持致シテ居リマスレバ此方ニ移入サレルカ、向フニ移入サレルカト云フ不正行爲ガ必ズ起ルト思ヒマス、ソレガナイ程度ニ於テハ必ズ價格ヲ相當ニ調節スルコトガ必要デアルト思ヒマス。

正木委員 專賣ノ御趣意ハ總督カラ御述ベニナリマシタ通りニ詰リ收益ヲ増スト云フコトニナラウト思ヒマス。隨テ此ノ價格ヲ多少高クシテモ差支ナイヤウニ考ヘラレルガ、今後ドウ云フ方法ヲ以テ價格ヲ御定メニナルカト云フコトガ餘程ノ問題デアラウト思フ。多少内地カラ移入スルカ知レマセヌガ、ソレハ取縮ノ方法ガアラウト思ヒマスカラ、ソレニ依テ、ドウ斯ウト云フコトハ違フト思フ。此ノ專賣ニ付テ根本問題ハ如何ナル方法ニ依テ價格ヲ定メルカト云フコトハ凡ソドレタケノ金ヲ拵ヘンケレバナラヌトカ―内地ノ酒ノ稅ノ如キハ金ガ要ルト云フノデ昨年ノ如キハ十圓モ一圓ニ上ゲタヤウナコトガアルノデアリマスガ、臺灣ニ於テ專賣ニナレバ、ドウ云ウヤウナ方法デ價格ヲ御定メニナルカハ非常ニムヅカシイ、而シテ根本問題デアルト思ヒマス、ソレニ付テ御見込ヲ伺テ置キタイ。

賀來政府委員 御手許ニ差出シテアリマスル十年計畫現在是ト違ハナイ狀況ニアレバ、價格ハ變ヘナイ、モシ今御話ノヤウナ國家ノ重

大事件が起コツテ増サナケレバナラヌト云フコトガアレバ別デアリマスガ、其ノ外ニハ特ニ引上ゲテ収入ヲ増サナケレバナラヌト云フヤウナ計畫ニハナツテ居リマセヌ、サウ致サナクテモ消費者ノ出來ルグケ満足スルヤウニ、品質ヲ統一シテ、サウシテ安心シタ酒、安心シタ數量ヲ格安ニ飲メルト云フノガ此ノ專賣ニ連レタ一ツノ利益ト心得テ居リマス。

正木委員 原料ノ價ト云フモノハ始終變ルノデアリマスカラ、ドウシテモ酒ノ價格ハ一定ニハイカヌノデアリマス、其ノ邊ニ付テノ御考ハ如何デアリマスカ。

賀來政府委員 御尤デアリマス、臺灣ノ酒ハ大部分粉米ヲ造ツテ居リマスソレモ成ルベク價格ノ安イ外國米ヲ使ツテ居ルノデアリマシテ、今仰ノヤウニ非常ニ米ノ價格ノ變動ハサウ恐ル、程ノコトデハナイト思フ、幾分變動ガアリマシテモ、ソレハ純益ニ於テ幾分差ガアルト云フ程度デ、非常ニ差ガアルト價格ヲ上ゲナケレバナラヌト思ヒマスガ、大體ニ於テハ現在ノ調子デハ極ク順調ニ行キハシナイカト思フ。

正木委員 ソコガ疑問デ御承知ノ通り内地デモ米ガ六十圓モシタモノガ二十五圓ニモ下ル、當年ハ凶作デ又上ガツテ居ル様デアリマスカラ年豐作ニナルト下ガツテ來ルカモ知レヌ、ソレカラ又凶作ガアレバ五十圓、六十圓ニナルカモ知レヌ、ソレヲ十年間モ同ジ價デヤレルト云フコトハ論理ニ合ツテ居ラナイ。

賀來政府委員 出來ルグケ地方ノ價格ノ變動ニハ制セラレヌ手段ヲ執ル積リデアリマス、例ヘバ上海トカ其ノ他支那カラ米ヲ取ルト云フコトニシテ、出來ルグケ有利ナ方法ヲ講ジテヤリ得ルト云フ確信ヲ有シテ居リマス、ソレデ變動ハ勿論アリマスケレドモ、ソレナニ非常ニ變動ハ今日ノ所デハ豫期シテ居リマセヌ。

正木委員 ソコガ諺イヤウデアリマスガ、何カ方法ヲ以テ、是ダケ收入ヲ増サナケレバナラヌカラ斯ウト云フ御話デアレバ多少合點ガ行キマスガ、上海トカ其ノ他支那方面等カラ米ヲ取ルト仰シヤルケレドモ、支那デモ米ハ上ガツタリ下ガツタリスル、ソレガ價格ガ變動シナイ、十年位ハ其ノ儘デヤレルト云フ其ノ御確信ガアルト云フノハ私共ニ分ラナイ、ソレハドウ云フ御見込カラサウ云フ御議論ガ出マスカ。

賀來政府委員 一時ノ米ノ變動ノミデ價格ヲ上下スルト云フコトハ致サナイ積リデアリマス、一年或ハ一年半ヲ通ジテ價格ガ上ガルトカ下ガルト云フコトデアレバ、其ノ原料ニ依テ製シタ酒ノ價格ガ上下スルト云フコトハゴザイマスガ、米ノ價格ノ變動スル度ニ酒ノ價格ヲ變動サセルト云フコトハ致サナイ積リデアリマス、殊ニ米ノ價格ハ仰ノ通り非常ニ變動ガ多クアリマスガ、其ノ度ニ酒ノ價格ヲ變動シナイ積リデ致シテ居リマス。

正木委員 是ハ餘程不思議ナ御考ダト思ヒマスガ、議論スル必要ハナイト思ヒマスカラ止メマス、次ニ……………

水野委員 一體此ノ酒ノ專賣ニ付テ、私共一向酒ノ知識ガアリマセヌカラ分リマセヌケレドモ清酒ナドノ如キモノニナルト、俗ニ謂フ火ガ來ル「ヒカチン」トカ云フ微菌ガ非常ニ殖エテ來テ立派ナ酒ガ非常ニ惡イ酒ニナツテシマフト云フヤナコトヲ聞キマシタ、サウスルト之ヲ政府ガ專賣ニシテ卸賣人若クハ小賣人ニ賣渡シテ置イテ其ノ酒ガ非常ニ惡クナツテ來ルト云フトキニ之ヲ取換ヘルト云フコトニナルカ、或ハ値段ニ於テ引クトカ云フコトニナルノデアリマセウガ、若シ値段ヲ引クトカ取換ヘルトカ云フコトニナリマスト其ノ間ニ矢張商人ノ折衝ニ付テ色々ナ不正ナ事實ガ出來テ來ルトカ云フヤウナ虞ハナイモノデアリマセウカ、酒ノ專賣ハ最モ虞ル、事ト思ヒマスガ、其ノ邊ニ付テ政府ニ於テハ十分御考ハアラウト思ヒマスガ、ドウ云フヤウナ方法ヲ執ル積リデアリマスカ、之ヲ一應何テ置キマス。

賀來政府委員 先刻申シマシタヤウニ大部分ガ蒸餾酒デゴザイマシテ、殆ド今仰セノヤウナ危險ハアリマセヌ、極ク僅カナ二箇月、三箇月ニ製造スルヤウナ簡單ナ製造法ニ依ルノデアリマシテ消費ノ極ク早く出來ル程度ニ依テヤリマスカラ、臺灣デ製造スルモノハサウ云フ問題ハ起リマセヌ、唯内地カラ移入致シマシタ酒ハ今ノヤウナ問題ガ必ズ起ル、ソレニ付キマシテハ、移入者ニ對シテ責任ヲ帶ビサセル計畫ヲ執テ居リマス、結局酒ノ價格ノ安イモノガ大分這入ツテ來ルヤウナコトニナル、此ノ點ニ付テハ私共ハ非常ナ興味ヲ以テ研究シテ居リマス。全體デ一萬二千石、殊ニ内地カラ小サナ量ヲモノガ這入ツテ來ルト云フコトニナツテ居リマス。

水野委員 勿論私ハ議論デモ何デモアリマセヌガドウモ此ノ火ノ來ルト云フコトハ免レヌノデ幾ラ良イ酒ヲ移入シテモ、ソレニ火ガ來ルト云フコトガアルト云フコトヲ聞キマスガ、兎ニ角其以上ノ點ハ他ニ仕方モナイト思ヒマス。是レ以上ドウ云フ注意ヲ拂テ居ルカト

中シマシテモ仕方モナイコトデアリマスケレドモ、其ノ點ハ尤モ千萬ノ事ト考ヘマス、御注意旁々一寸申上ゲテ置キマス。
 賀來政府委員 有難ウゴザイマス。其ノ點ハ私共ハ非常ニ考慮ヲ致シテ居リマスガ出來ルダケノ努力ヲ致ス積リデアリマス。
 澤委員長 ソレデハ臺灣事業公債法改正法律案ニ對スル質問ハ是ニテ終了致シタルコトヲ宣言シテ置キマス、是ニテ本日ハ散會致シマス、次回ハ更ニ公報ヲ以テ御知セ致シマス。
 午後零時五分散會

委員會議錄(抄)(速記)第六回

會議

大正十一年三月一日午前十時三十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 澤 來 太郎 君
 理事 志 賀 和多利 君

理事 正 木 照 藏 君

根 本 正 君 白 井 博 之 君 山 口 熊 野 君
 福 井 甚 三 君 木 村 清 三 郎 君 水 野 吉 太 郎 君
 宜 保 成 晴 君 坂 本 素 魯 哉 君 山 道 一 君
 松 井 鐵 夫 君 古 賀 三 千 人 君

二月二十七日委員菅野傳右衛門君辭任ニ付其ノ補缺トシテ白井博之君ヲ議長ニ於テ選定セリ
 出席委員左ノ如シ

朝鮮總督府財務局長

河 内 山 樂 三 君

臺灣總督府財務局長

阿 部 滂 君

樺 太 廳 長 官 永 井 金 次 郎 君
 樺 太 廳 事 務 官 石 坂 豐 一 君
 拓 殖 局 長 官 川 村 竹 治 君
 關 東 廳 事 務 總 長 土 岐 嘉 平 君
 外 務 省 情 報 部 次 長 川 中 都 吉 君
 大 藏 次 官 神 野 勝 之 助 君
 大 藏 書 記 官 太 田 嘉 太 郎 君
 大 藏 書 記 官 河 川 烈 君
 拓 殖 局 書 記 官 北 島 謙 次 郎 君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

- 朝鮮事業公債法中改正法律案
- 臺灣事業公債法中改正法律案
- 樺太事業公債法中改正法律案
- 關東州事業公債法案
- 南洋廳特別會計法案
- 大正五年法律第四號中改正法律案

澤委員長 ソレデヤ原案ノ如ク可決確定致シマシタ、是デ總テ終リマシタカラ散會致シマス、ドウモ御苦勞様デアリマシタ。

(二) 貴族院事業公債法案委員會議事錄

第四十五回帝國議會 朝鮮事業公債法中改正法律案外五件

特別委員會議事速記錄第一號 (抄)

付託議案

臺灣事業公債法改正法律案

樺太事業公債法中改正法律案

關東州事業公債法案

南洋廳特別會計法案

大正五年法律第四號中改正法律案

委員氏名

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 荒井賢太郎君 |
| 副委員長 | 男爵佐竹義準君 |
| | 子爵稻垣太祥君 |
| | 子爵大給近孝君 |
| | 黒岡帶刀君 |
| | 男爵東郷安君 |
| | 橋本圭三郎君 |

特別委員會議事速記錄 第二號

大正十一年三月十五日(水曜日)午後一時二十二分開會

- | |
|--------|
| 高田早苗君 |
| 鈴木總兵衛君 |

政府委員(男爵田健治郎君)……………ソレカラ第四段、是ハ此度臺灣ニ於キマシテ酒類ノ專賣ヲ行フ勿論「ビール」ダケハ除外スル積リデアリマス、ソレヲ實施シヤウト云フ考デ其創業費トシテ詰リ創業ト云フノハ酒造家竝ニ販賣人ナドノ禁業ニ付テノ買收ノ意味ヲ交付スル金デアリマス、ソレ等ノモノニ四百四十萬圓ト云フモノヲ要求スルト云フ次第デアリマス、デ此專賣制度ヲ行フト言フコトニ付テ必要ノ大體ノ理由ヲ申上ゲマスルト、此臺灣ノ經濟ハ御承知ノ如ク自治自營ノ經濟即チ獨立會計ト言ハレテ居ル經濟ノ執リ方ニナツテ居ルデアリマス、總督府ノ歲計ハ立ツテ居ルデアリマスガ既ニ本年即チ大正十年度ニ於テモ餘ホド減收ヲ來タシテ居ル、詰リ世界ノ不景氣ノ爲ニ其影響ヲ受ケマシテ、餘程ノ減收ヲ來タシタノデアリマス、其減收ノ最モ大キナモノヲ申シマスルト云フト御承知ノ如ク臺灣ハ總體デ一億以上ノ歲出入ニナツテ居リマスガ、其内譯ヲシテ見マスト此十一年度ノ豫算デモ、租稅トシテ取ルモノハ一千七百萬圓デアル、比較的少イ、ソレデ官業及ビ官有財産カラノ收入ガ六千七百萬圓ニナツテ居リマス、今年ノ豫算ガ……………サウ云フ譯デ其官業及ビ官有財産ト云フモノハ種々ゴザイマス、鐵道モアリ、郵便電信モゴザイマスガ併シ最モ大部分ヲ占メテ居ルモノハ專賣事業デアリマス。即チ食鹽、樟腦、阿片、煙草、現在專賣ニナツテ居ルノハソレダケデアリマス、是等ノモノガ最モ酷ク不景氣ノ爲ニ打撃ヲ受ケタト云フモノデアリマスガ、其中ニ樟腦ハ最モ大キウゴザイマス、是ハ殆ド世界ノ「セルロイド」事業ガ今當ニ非常ナ悲況ニナツテ居リマス故ニ其原料タル樟腦ノ賣高ガ少ナクナツタ、從ツテ價モ大變減ツタ爲ニ巨額ノ收入ガ減ツテ居リマス、又阿片收入ノ方ハ此ハ不景氣ト云フヨリハ寧ロ臺灣ハ阿片ハ漸禁主義、現在アル總督ダケニ飲マセルノデ新タニ飲マセル事ハ許サヌ主義ヲ勵行シテ居リマスノデ大變減ツテ居リマス。現在ノ阿片吸煙者ト云フモノハ二十年程前ニハ約十六萬人程アツタモノガ今デハ五萬人ニ下ツテ居ル、四萬何千ト云フモノニナツテ居ル程ニ減ツタノデアリマス。從テ此販賣高、金額ノ減ルノモ怪シムニ足ラヌ、是ハ段々減ツテ遂ニ

ハ無クナツテ仕舞フベキ筋ノモノデアリマス。此モノハ是ハドウシテモ減ルノガ當リ前斯ウ云フコトデ餘程巨額ノ金額ガ減リマシタカラ總督府デハ此豫算ヲ御覽下サレマスト略々御諒解ガ出來マセウガ、支出ノ方ニ於テ殆ド行政整理トモ名ケテ宜イ程ノ節約ヲ致シタノデアリマス。此豫算ノ支出ノ表ノ中殆ド事業費ト云フモノハ減ツテ居リマス。經費ノ部分ニ付テモ節約ヲシテ居ルノデアリマス、例ヘテ中スト總督府ケケ四十三萬圓減ルトカ、或地方廳ト云フダケデ百萬圓以上減ルト云フ譯デソレゾレ法院即チ裁判所ヲ除クノ外ハ餘程ノ節約ヲ試ミマシタケレドモ又一方デハドウシテモ節約トコロデハナイ、増サナクテハナラヌモノガアリマス。ソレハ主トシテ教育ニ屬スルモノデアリマス。教育ノ方ハ段々教育ノ普及發達ニ從ヒマシテ中等教育以上及ビ專門教育ト云フコトニ向ツテ或ハ師範教育ト云フヤウナコトヲ餘程擴張シテ行カナケレバナラヌ、事實ニ現ハレテ來テ居ルノデアリマスカラ、ソレニ對シテ或ハ學級ノ増加、學校ノ増設等ノコトハ是ハ當然ヤラナクテハナラヌノデアリマスカラ地方ハ軍口殖ヘテ參ルノデアリマス、ソレ等ノコトヲ斟酌シマシテ減ズベキモノハ減ジテモ、尙ホ國トシテ爲スベキ増加ト云フモノニ付テハ之ニ應ジテ行カナクテハナラヌノデアリマスガ、故ニ此全島ヲ見渡シテ見マス。此財源ト云フモノニ付テ深ク考慮ヲ費シテ差支ナイヤウニ運用シテ行カナケレバナラヌ必要ガゴザイマスノデ、其場合ニ於テ如何ナル所ニ財源ヲ求メルカト云フコトニ付テ深ク考慮ヲ費シテ差支ナイヤウニ運用シテ行カナケレバナラヌ必要ガゴザイマスノデ、其場合ニ於テ如何ナル所ニ財源ヲ求メルカト云フコトニ付テ深ク考慮ヲ費シテ差支ナイヤウニ運用シテ行カナケレバナラヌ必要ガゴザイマスノ事情ニ於テハ絶對ニ宜シキヲ得ヌト考ヘテ居リマス。既ニ所得稅ナドハ減額ニナツテ居リマス。此所得稅ノ減額ハ前カラ起ツテ居ル砂糖會社ナドガ非常ナ利益ガアツタ爲ニ何割ト云フヤウナ五割以上モ配當スルト云フコトデアアツタノデアリマスカラ非常ナル所得ガアツタノデアリマスガ、近頃砂糖會社ナドハ殆ド儲カラナイト云フ有様ニナツタ爲ニ土人所得ト云フモノハ巨額ノ減額ヲ來シマシタ。ソレ等ノ爲ニ減ツタノデアリマスガサウ云フ次第デアリマスカラ、租稅ニ財源ヲ割増シデアラウトモ、若クハ新規デアラウトモ求メルコトハ今日ニ於テ行フベキ時機デナイト、斯ウ云フコトヲ思ツテ居リマスガ故ニ、モチツト行ハレ易イ酒ヲ專賣ニスルト云フコトガ一番今日餘リニ無理ニナラズシテ行キ得ルト信ジマス故ニ酒ノ專賣法ヲ行フコトニナリマシタ。勿論酒ノ專賣ハ單ニ只增收ト云フ目的バカリデナイノデアリマス。臺灣ノ酒ト申スモノハ内地ト違ヒマシテ釀造酒ト云フモノハ誠ニ僅カデ主ニ蒸餾酒即チ「アルコー

ル」性ノモノガ多イノデアリマス、是カラシテ色々造ツテヤルノデアリマスカラ頗ル種類ガ多イト共ニ又頗ル中ニハ健康ニ適セヌ有害ナモノモアルノデアリマスカラ之ヲ官業ニシ極メテ純精ナルモノニスルト云フコトハ衛生上ニ於テモ亦得ル所ガ少クナイノデアルト云フ見地モアリマスノデ、此ノ兩方面ヨリシテ酒ノ專賣ヲ行フコトニナリマシタ、此點ニ付テ若シ御添ガアレバ尙ホ細カク御説明ヲ申上ゲマスガ、大體サウ云フ點カラシテ前申シ上ゲマシタ創業費交付金ヲ他ニ四百四十萬圓ノ公債ヲ發行スル、此合計ガ即チ前ニ申シマシタ一千七十萬圓ニナルノデアリマス、此ノ公債法ヲ改正シテ是等ノコトヲ遂行スルコトニナツテ居リマス、勿論此起債ハ發行價額ノ差金補填ト云フコトガアリマス、詰リ云フト公債ヲ募リマスニハ九十何圓ヲ募ルト云ヘバ其間ニ六圓トカ七圓トカ云フ差ガアリマス、此差額ハ此金額以外ニ於テヤリマス、ソレカラ借入金ニ今迄ハ期限ヲ付スル事ニナツテ居リマシタガ、ソレハ必要ハナイト云フ事カラシテ、公債價額ノ差金補填ヲ此以外ニナシ得ルト云フ規定ト、而シテ借入金ニ期限ヲ付ス必要ハナイカラ廢止スルト云フ意味モ此法律ノ中ニ現ス爲ニ改正ガ出來タ次第デアリマス、大體斯様ナコトデアリマス。

橋本圭三郎君 私ハ此酒ノ專賣ニ付テ伺ヒマスガ、我々モ古ク此ノ專賣ノコトニ非常ニ難儀シタノデアリマスガ、現ニ朝鮮モ專賣ニナリ今度又臺灣ニモ酒ノ專賣ヲ………チヨット伺ツテ置クノハ酒ヲ、今度色々種類ガアルデセウガソレヲ皆止メサセテ政府デ專賣セラレル酒ハドウ云フ………支那酒モアリマセウシ日本ノ酒モアリマセウシ、此ノ間御話ノヤウナ燒酎ダトカ無論アルガドウ云フ酒ヲ政府ガ賣ラレルノデアルカ、ソレカラモウ一ツハ此參考書ニ率ガ書イテアリマスガ此ノ報告ノ率ハ先達ノ最近朝鮮總督府デ煙草ノ專賣ヲセラレタ時ノ率等ヲ程度參考ニサレテ御定メニナツタモノト思ヒマスガ、ドウ云フコトデアリマスカ。

政府委員 (賀來佐賀太郎君) 御答イタシマス、酒ノ種類ハ大體今日販賣サレテ居リマス、消費サレテ居リマス大部分ノモノヲ其處政府ノ製造ニ依ツテ專賣スル、唯先キニ總督カラ申シ述ベマシタ様ニ、品質ノ統一ヲ改良ラスルト云フ事ハゴザイマスガ種類ニ付キマシテハ大體現在行ツテ居ル大部分ヲ矢張專賣ニ政府ノ販賣ニスルト云フ積リデアリマス、其レカラ徵收交付金、企業交付金ノ事ニ付テ申シマスガ、御手許ニ差出シテ居リマスノ三十七年ノ内地ノ煙草專賣、昨年ノ朝鮮ノ煙草專賣及ビ三十八年ノ臺灣ノ煙草專賣ト云フヤウナモノヲ斟酌イタシマシテ、最モ業者ニ有利出來ルダケ有利ナ方法ヲ執ラウト云フコトデ、斯ウ云フコトニ決メタノデアリマス、

其中ノ内容ヲ申上ゲマスト朝鮮デハ二割二分ニナツテ居ル、コチラハ二割五分ニナツテ居ル、ソレカラ内地デハ二割デアリマス、是ハ時代モ違ヒマスガコレハ單ニ二割ヲ五分ニシタト云フノハ現在ノ事情トカ、或ハ業者ヲ有利ニ保護シテヤルト云フ意味バカリデナク、酒ノ專賣ト云フモノハ煙草ト違ツテ非常ニ業者ノ紛糾ガ起ル、困難ガヨリ多イグラウト云フ想像モ加ヘマシテ、ソレデ二割五分ニ致シマシク、尙ホ其上ニ專賣ノ行ハレマシク後ニ之ヲ賣捌人ト云フ様ナ者ニ指定シナイ場合ハ更ニソレニ對シテ二割方給補ヲヤルト云フ事ニ致シク、結局ソレハ三割ニナリマス、其内容ニ付キマシテハ茲ニ御手許ニ差出シテ居リマスカラ、別段申上ゲル事モ要ルマイト思ヒマス。

男爵佐竹義準君 私自此酒專賣ノコトニ付テハ大分細カニ伺ヒタイト思ツテ居リマスガ、ソレハ後ニ廻シマシテ、チヨット先程總督カラノ御説明ノ中ニ麥酒ヲ除クト云フ御話ガアリマスガ、ソレハドウ云フ理由デ麥酒ダケヲ除外ニナツタト云フコトヲ先以テ伺ヒマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 臺灣ノ現在ノ狀況ハマダ麥酒ハ試驗時代デ現在麥酒ノ會社ハ一ツゴザイマスケレドモ製造ニハ稅モ取ツテ居リマセヌ、全ク試驗時代デアルト云フコトデ熱帯地ニ於キマシテハ清涼飲料ニハ相當ナ「アルコール」ヲ含ンデ居ルコトガ卑ロ必要デアアル、臺灣デ製造イタシテ居リマス麥酒ハ今ニ「パーセント」八位ナ「アルコール」ヲ含ンデ居リマス、世界的ニ今清涼飲料ト云フモノニ付テ「パーセント」マデハ當然含ムト云フコトヲ認メテ居ル、サウ云フ事情デゴザイマス、又消費ノ方デモマク數量モソレダケ上ツテ居リマセヌ、マダ試驗時代ト申シテ宜シイ、之ヲ今加ヘマスコトハ專賣ヲ施行スル上ニ却ツテ困難ヲ増スト云フヤウナ大事情モアリマス旁々麥酒ダケハ除外シタ次第デアリマス。

男爵佐竹義準君 只今或ル製造會社ト云フモノハ試驗時代デアルケレドモ若シモ愈々醸造ヲスルト云フコトニナリマシテ、麥酒ガ出來ルト云フコトニナリマシタ場合ニハ是モ矢張專賣ノ節ニ御入レニナル積リデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 愈々見極メガツキマシタナラバ入レル時期モアリマセウ、法令ノ中ニハ「酒精」ト致シマシテ、唯麥酒ヲ除外スルト云フコトヲ先ニ置イタダケデ酒類全體ニ含マシテ專賣ニ置イタ譯デアリマス。

男爵東郷安君 小サナ問題デスガ此醸造シタ家デ政府ガソレヲ直グ間ニ合セラレル様ナ家ガ澤山アルノデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 實際ニ個人ノ經營ノモノハ全部「バラツク」トナツテ居リマス、ソレカラ會社經營法人會社モ大部分ガ幼稚ナ者デアリマスケレドモ建築ナゾ極ク粗末其中五六ハ當分ノ中使用シテ其儘使用シヤウト云フ……………。

男爵佐竹義準君 其小サナ問題ニナリマシタカラ私モ伺ヒタイモノデアリマスガ、一々酒類製造業者ガ臺灣ニ於キマシテハ伺フ所ニ依ルト約二百バカリアルヤウデアリマスガ、其酒造業者ハ之ヲ專賣ニセラレタ場合ニドウ云フ意圖ヲ持テ居リマスカ、專賣ヲ喜ンデ居リマスカ、喜バナイカト云フコトヲ先ツ……………。

政府委員(賀來佐賀太郎君) コレハ人情トシテ此際專賣ニシナイデ、出來ルダケ自分ノ利益ヲ多クシヤウト云フ要求ハアリマスガ、臺灣ノ現状ヲ見テ又一般ノ形勢カラ專賣ノ當然デアルト云フコトヲ皆自覺イタシテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス。

男爵佐竹義準君 私人承リマスル所ニ依ルト酒造業者ト云フモノハ自分ノ希望バカリデナイ、ソレニ專口反對ヲシテ居ルト云フコトヲ承知シテ居ル其反對モ或ル事情ノ下ニ反對ノ火ノ手ガ揚ラズニ居ルト云フコトノ事情ヲ聞イテ居リマスルガ、サウ云フコトハ如何デアリマセウカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 反對ト云フ意味ガ私ニハ能ク分リマセヌガ、請願ハシテ居リマス、相當ノ高ニマデ買ツテ貰ヒタイ、ソレハマダ政府ノ此實行ニ關スル法令ガ決ツテ居リマセヌカラ、發表スル譯ニ行カナイ事情ヲ知ラナイ唯豫算ノ計數ダケヲ見マシテ自分達ノ資本全部ニ對スル補ヒヲ徵收ヲ全部受ケルモノデアルト云フヤウナ意味カラ徵收ヲ全部受ケルト云フコトニスルト今ノ政府ノ公債ノ額デハ少ナイト云フヤウナ旨押シニサウ云フ風ノ請願ハ致シテ居リマス、反對ノ意味デ申シテ居ル者ハ一ツモゴザイマセヌ、又サウ云フ條項モゴザイマセヌ。

男爵佐竹義準君 其請願ノ趣旨ト致シマシテハ專賣ハ他日ハ專賣ニナツテハ宜カラウガ、本年度カラ專賣ニスルト云フコトハ困ルカラ一年以上猶豫ノ期限ヲ置イテ呉レト云フコトノ請願ガアルヤウニ聞イテ居リマス、ソレガアルノデアリマスカ、又一年程之ヲ御待チニナツテモ強イテ當局ノ方ニ於テ御差支ナイモノデナカラウカト思ヒマスソレニ付テ……………。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 今御話ニナツタヤウナ請願ハ出テ居リマセス、又當局ト致シマシテハ之ヲ發表シテ一年ヲ待ツト云フコトハ非常ニ政府トシテ不利益デアル、其間ニ色々詐欺ヲ行フ故意的利我行爲ガ行ハレル虞ガアル必ズ行ハレルコトデアルコレハモウ發表シク以上ハ出来マシテ早ク決定シテ頂クコトガ必要ト考ヘマス。

男爵佐竹義準君 私ノ聞キマス所ニ於キマシテハ此臺灣人ノ飲ミマス所ノ酒ニハ色々澤山ナ種類ガアル、其中ニハ醸造期ガ種々違ツテ居ル、或ハ三月ニヤルトカ夏ヤルトカト云フヤウニ聞イテ居リマス、サウ云フモノ、納税期限ト云フモノガ從來ト大ヘン變ツテ今後ハ不公平ナ納税期ヲ御定メニナツタト云フコトガアルコトヲ聞イテ居リマスガ、サウ云フコトハナイノデアリマスカ。

政府委員(阿部滂君) 御答ヲ申上ゲマス、只今御話ノアリマシタ酒ノ醸造デアリマスガ、或ハ蒸餾ヲ致シマス、精選イタシマス、然ルニ之ハ臺灣ノ酒ハ一年ヲ通シマシテ製造ヲ致シテ居ルノデアリマス、詰リ蒸餾酒デアリマシテ此蒸餾ト云フコトハ一年ヲ通ジマシテ之ヲ行ツテ居リマス、月ニ依リマシテ多少ノ差モアリマスケレドモ、ソレハ極メテ微少ナモノデアリマス、殆ド一年ヲ通ジテ同ジ位ノ高ク造ツテ、ソレヲ賣ツテ居ルノデアリマス、尙ホ臺灣デモ蒸餾酒、酒精ノ類ガアルノデアリマス、此數種類ノモノヲ臺灣デ造リマスガ之ハ一年ヲ通ジテ作ツテ居リマス、而シテ早く賣リマスカラ早く消費サレル、サウシテ後ヲ續イテ造ツテ行クト云フ譯デスガ、是モ特殊ノ醸造期ト云フモノハゴザイマセス、先程御話ガアリマシタ納期ノ關係デゴザイマスガ、是ニ付マシテモ臺灣ニ於キマシテハ延納ノ時期ヲ定メテ居リマス、而シテ延納ノ時期ハ只今申上ゲマシタ如ク、内地ト醸造及ビ製造ノ時期ヲ異ニシマスル爲ニ、延納ノ期間ト云フ定メ方内地トハ異ツテ居リマス、即チ一年ヲ通ジマシテ醸造ヲ致シマシタ、製成ヲ致シマシタ時ナリ査定イタシマシタ時ナリカラ何箇月ト云フ事ニナツテ居リマス、ソレニ依テ一年ヲ通ジテノ事ニナルノデアリマス、今月造リマシタ者ハ九月ニ納税イタシマス延納ノ期ハ出ツレバ………ト云フ事デ來月分ハ十月分ト云フ事ニナツテ居リマス、其納期ヲ定メル時ニ付マシテモ不公平ノ處置ヲ致スト云フ様ナ事ハ絕對サウ云フ方法ハ執リマセスコトニ致シテ居リマス。

男爵佐竹義準君 是モ私ハ確カナ事ハ存ジマセヌガ、伺ツテ置キタイト思ヒマス、例ヘバ昨年九月ニ醸造シタモノガ當年四月ガ納期デアル、ソレヲ十二月ニ醸造シタモノデアレバ七月ガ納期ト云フ譯ニナル、ソレヲ十月、十一月ニ醸造シタモノヲ今度ハ九月ノ醸造ト

同ジヤウニ四月ニ之ヲ納税スルコトニナツタンデゴザイマスカ。
政府委員(阿部滂君) 御答ヲ申上ゲマス、此點ニ付マシテモ詰リ從來延納期間ノアルモノニ依リマシテ本年ノ内ニ收入ニナリマスレバ本年度デ收入イタシマス、來年度ニ入ツテ初メテ收入ニナリマスレバ來年度ニ收入スル詰リ十一月分モ四月デアリマスカラ、是非整理期間ニ於テ取ツテ仕舞フコトニナツテ居リマス、十一月ハ四月ニナツテ居リマス、十一月ヲ五月ニナツテカラ徴收イタシマスルト云フ事モアリマス、其納税者ニ對シマシテハ從來ト異ナツタ規定ヲ課スルコトハアリマセス。
男爵佐竹義準君 ソレカラ本年一月以降ニ於テハ此納税期ヲ延納シナイト云フコトノヤウニ承知シテ居リマスガ是ハ如何デス。
政府委員(阿部滂君) ソレモ從來ノ通りニ詰リ六月、六月延納ノ願出ガアリマス者ニ對シテハ延納ヲ許シテヤツテ居リマス。
男爵東郷安君 只今ノ點デアリマスガ總督府ハ本年二月二十五日ニ突然納期ニ屬スル期日ノ變更ヲ布達サレタト云ヒマスガ、此點ハ如何デス。

政府委員(阿部滂君) 二月二十五日ニ納期ヲ早メタト云フコトハアリマセヌ、結局只今申上ゲマス通り全部從來ノ通り六月延期ニ依テヤツテ行クト云フコトニ相成ツテ居リマス、唯詰リ石數ノ事デゴザイマスルガ製造スル石數ニ對シマシテ甚シク見越造リヤスルト云フガ爲ニ專賣制度ノ基礎ヲ危クスルト云フコトニ對シマシテハ相當ノ處置ヲ執リマシタ譯デアリマス、併ナガラ納税期間ヲ早メタト云フコトハアリマセヌ、左様御承知ヲ願ヒマス。

男爵佐竹義準君 當業者カラ二月二十五日………只今ノ話ガ出タ爲ニ此猶豫期間ト云フモノヲ取消シテ呉レト云フ………今度バカリデハナク、前カラ取消シテ呉レト云フ請願ガ出タコトハナイノデスカ。
政府委員(阿部滂君) 只今ノ御話ハ世間ニアリマスカ、ソウ云フコトハ聞及ンデ居リマセヌ。
政府委員(男爵田健治郎君) チョット速記ヲ止メテ貰ヒタイノデスガ。
委員長(荒井賢太郎君) 速記中止

(速記 中止)

委員長(荒井賢太郎君) 速記ヲ初メテ。

男爵佐竹義準君 此紅酒デスガ、承ハル所ニ依ルト九月ト四月ノ間ニ造ルト云フ酒ハ藥酒デアアルガ、之ヲ本年三月ニナレバ紅酒ト老酒此ニツハ釀造ヲ禁ズルコトニナツテ居ルト云フコトデアリマスガ、ソレハ事實デアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) サウデゴザイマス、是ハ紅酒ハ特殊ナモノデアリマシテ製造シテカラ最モ短イ期間デハ箇月乃至一年位ハ置キマセスト飲料ニナラス、サウ云フ酒デゴザイマスカラ、專賣ヲ始メマス以上ハ今後一年以上モ先キニ持越ラシテ賣ラセルト云フヤウナ酒ハ造ラセヌ、モウ今ハ造ル時期ヲ過ギテ居リマス。

男爵佐竹義準君 サウ云フ酒ハ臺灣人ガ喜ンデ飲ム酒デアラウラウト思フノデアリマスガ、サウ云フモノヲ今度專賣ニナツテ、此夏カラ初メテ日本人ガ著手シテ釀造スルコトガ出來ルノデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 出來ルノデゴザイマス、サウシテ今度ノ釀造ハサウ云フ特殊ノモノニ付マシテハ皆業者ノ使ツテ居リマス、使用人ヲ使フト云フコトニ決ツテ居リマス、ソレカラ紅酒ナンカノ製造ニ付マシテハ臺灣ノ中央研究所ガ「オーソリテイ」デアリマス、寧ロコチカラ指導シテ近來ハ優良ナモノヲ造ツテ居リマス。

橋本圭三郎君 モウ一ツ賣捌人ハ卸賣ト小賣ト兩方アリマスガ、小賣ニモ政府カラ直ニ御渡シニナルノデスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 二級制度ニ致シマス。

男爵佐竹義準君 臺灣ノ紅酒、米酒、藥酒、精蜜酒、斯ウ云フモノ、製造高ハドノ位アリマスカ、ソレカラ其價格……………。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 米酒、紅酒トモ約六萬石デアリマス、米酒ハ少ナクテ五萬九千餘石、ソレカラ老酒ハ米酒ニ加工イタシタモノデアリマス、是ハ三萬石、藥酒ハ約七千石、其大部分ハ五加皮酒、斯ウ云フ事デゴザイマス價格ハ酒類ニ依リマシテ非常ニ違ヒマス、今表ヲ御覽ニ入レマス。

政府委員(阿部滂君) 價格ノ點ハ原料其他ノ關係ニ依テ變化イタシマス、是ハ勿論ノ話デアリマスガ、先ヅ大體紅酒ガ一升デ一圓内外、ソレカラ蒸餾酒ガ五六十錢、ソレカラ米酒ガ少シ高ウゴザイマシテ七十錢ト云フ位デアリマス。

男爵佐竹義準君 私ノ聞キマス所ニ依リマスト紅酒ガ三萬石、米酒ガ六萬石、藥酒ガ七千石、精蜜酒ガ五萬石、サウシテ紅酒ガ一石ニ十五圓、米酒ガ一石ニ付キ七圓、ソレカラ藥酒ガ二十圓、ソレカラ精蜜酒ガ六圓、斯ウ云フヤウニ聞イテ居リマスガ、ソレハ間違ヒデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 今ノ數字ハ少シ違ヒマシタデスガ、精蜜酒ガ一番多イ、ソレカラ藥酒ハ一番少クテ七千石、價格ハ比重デ違ヒマスカラ、地方デ少シツ、違ヒマスケレドモ、精蜜酒ガ一番安イ、是ガ下級勞働者ノ飲ミマスノデ一升ガ五六十錢ト私ハ記憶シテ居リマス、ソレカラ米酒ガ是ガ下級社會デ一般ニ飲マシテ居ル優良ナモノデ、是ガ約二割位高クナツテ居リマス、ソレカラ紅酒ト申シマスガ、冠婚葬祭、特殊ノ時ニ用ヒル、或ル上流社會デ用ヒル、是ハ價格ガ高クナツテ居リマス、此價格ハ一圓二十錢位ト記憶シテ居リマス。

男爵東郷安君 只今佐竹男爵ノ御尋ハ紅酒、米酒、藥酒、精蜜酒ノ各一石當リノ純益ヲ御尋ニナツタノデアリマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 此純益ノ計算ハ私ノ方デハ非常ニ面倒ナ調ベヲ致シマシタガ、製造業者ノ純益ノ意味ヲ仰セニナルノデアリマスカ、是モ私ノ方デ調ベテ居リマスガ、今ハツリ記憶致シテ居リマセヌ、要スルニ此酒專賣ハ製造業者ノ純益ト廣告其他ノ費用及ビ販賣利益ノ一部ト云フモノヲ納メ様ト云フコトガ趣旨ニナツテ居リマス、其數字モ今茲ニ持ツテ居リマセヌ、何ナラバ後……………。

男爵佐竹義準君 私ノ言葉ガ少シ足りマセヌデ、今東郷男爵ガ御補正サイマシテ能ク分リマシタガ、ドウカ御調ベガ出來マスナラ拜承シタイ、ソレカラ一箇年ニ出來マス所ノ各酒類ノ賣上高ガ一箇年幾ラニナルカ御知セ願タイ。

男爵東郷安君 專賣制度ヲ施行サレルニ付マシテハ只今ノ點ガ非常ニ重要ナ點デナイカト思ヒマス、詰リ今日マデ民間ニ於テ幾ラ石數ガ出來テ、サウシテ各酒類ニ付テ賣ツタ高ガドノ位ノ高ニナツテ居ル、及ビ之ヲ綜合シテ民間ニ酒釀造デ依テドレダケノ利益ヲ得テ居ツテ之ヲ專賣ニ移ストドウ云フ事ニナルカ、是ガ根本ノ事デアラウト思フノデアリマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 是ハ數字ハ分ツテ居リマスガ、是ハ後程申シマス、是ダケハ豫メ申上ゲテ置キマス、民間デ製造イタシマスル酒ハ造石稅ヲ徵收イタシマスル時ニ何シマスルノデゴザイマスカラ、數量ハ少ナクナル、ソレハ納稅範圍ノ最高ノモノヲ製造イ

タシマシテ、ソレヲ販賣スル時ニソレヲ薄メテ其ノ地方ノ嗜好ニ適應スルモノヲ出シマス、コチラデヤリマスノハ比重ヲ一定シタモノデアリマスカラ後ニ御覽ニ入レルモノハ其ノ間ニ差ガアルト云フコトニナリマス。

委員長(荒井賢太郎君) ソレデハサウ云フヤウナ数字ニ互ルモノハ後カラ書類ヲ廻シテ貰ヒマセウ。

男爵東郷安君 專賣實施ニ關シマシテハ今日マデ各國ノ實績ニ鑑ミテ見マス、流動體ノ專賣ト云フコトハ至難中ノ至難デアツテ、是ガ取締ニ付テハ頗ル困難ヲ來シテ居ルト云フヤウナ事實ガアルヤウニ思フノデアリマス、又酒ノ取締ト云フコトニ付マシテハ過去ノ種々ナ實績カラ考ヘテ最モ困難デアルト云フコトガ一ツ、ソレカラ此人ノ嗜好「テースト」ニ關スルモノヲ官業ニ移シテ之ニ依テ其土地ノ人民ガ満足シタト云フ例方乏シイノミナラズ、其官業ニ移シタ爲メ進歩ガ惡クナル、日本ノ今日内地ニ於ケル煙草專賣ノ如キ專賣ニ付テ頗ル成績ガ惡イノデ、私ノ申スノハ事實ノコトデアリマス、足一度國境ヲ出レバ廉クシテ極メテウマイ煙草ガ吸ヘマスガ臺灣國民ハ不幸ニシテ此特典ガ奪ハレテ居ル、左様ナ次第デアリマスカラ、今回臺灣ニ於テ其制度ヲ施イタ上ハ其點ニ付テ十分御考慮ニナツタと思マス、ソレニ付テ御所見ヲ伺ヒマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 酒ノ專賣ヲ研究イタシマス、初メニ其御話ノヤウナ事項ニ付テハ非常ニ考慮ヲ致シマシタノデ、唯臺灣ノ酒ハ先刻カラ申上ゲマスヤウニ殆ンド蒸餾酒ハ無イ、極ク僅カ内地人ガ飲ム數量以外ニ無イ、此製造ハ簡單デ保存ニ不安ガナイ又施工ト申シテモ單純ナ蒸餾酒デゴザイマシテ、製造上ノ技能トカ、施工ニ對スル特殊ノ熟練ハ餘リ必要ヲ認メマセウ爲ニ割合ニ臺灣デハ是ガ行ハレ易イト云フノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ取締法ニ付テハ現在右數デ徵稅イタシテ居ル際ニ相當取締ヲ致シテ居リマス、今日デハ自家デ造ツテ居リマスノヲソレヲ官ガ製造スルトナリマシテモ、此取締リノ上ニ付テハ是ハ以上ニ困難ヲ感ズルト云フコトハナイト云フ見込ヲ付ケマシタ、今度ハ販賣デスガ出來次第ニ之ヲ運搬スルト云フコトハ經驗モ要ル非常ニ困難ガ其處ニアルト云フコトヲ承知シテ居ル、之ヲ醸造スルト大部分ハ釀ニ入レルトカ樽ニ入レルトカシテ比重器ヲ店ニ備ヘテ賣買ヲ致ス積リデアリマス、其點ニナリマシテハ清酒ヲ取扱ヒマス、日本人ノ頭カラ考ヘルト餘程簡易ニ參リマス、其點ハ不安モナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス。

男爵東郷安君 只今ノ御説明ノ中デゴザイマシタ通り、今回專賣ヲナサラウトスル臺灣各種ノ酒ハ蒸餾酒デアリマシテ、是ガ造石ハ極

メテ容易ナノデ又割合ニ短時日ニ出來ル、就中米酒ハ一週間カ二週間デ出來ルト云フ御話デアル、是ガ取締ニ付テハ容易ナル見込デアルト云フ御話デアリマスガ、ソレガ私ハ重大ナル考慮ヲ要スベキ點ト思ヒマス、製造ハ容易デアリ何人モ之ヲ醸造スルコトガ出來ル醸造スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、醸造上或ハ又取締上ニ付テハ非常ニ困難ト斯ウ思フノデアリマスガ、如何デアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) ソレハ現在專賣ニシマスル爲ニ非常ニ困難デアルト云フ事項ノミデナイヤウニ考ヘルノデ、今日デモ仰ノ様ナ困難ハ其處ニアルノデアリマスガ、幸ニ今日マデサウ云フ事件ガゴザイマセウ、又割合ニ臺灣ニ於キマシテハサウ云フ不穩當ナコトヲシマスト必ズ警告ヲシテ來ルト云フヤウナコトデ、割合ニ懸念ガ少ナイト信ジテ居リマス、唯行政區域ノ外ニアル釐界デゴザイマス、古イ以前ニ一二度ヤツタコトガアリマス、ソレガ發見サレマシタガ、私共ハサウ云フ點ニ付テハ大シテ懸念ガナイト認メテ居リマス。

男爵東郷安君 要スルニ只今ノ御話ノヤウナコトハ所謂警察制度ノ前提トシテ、過去ニ於キマシテ露西亞ガ「ウオウカー」ノ專賣ヲ行ヒマシタノハ御承知ノ通り露西亞ニ於テハアレダケ徹底シテ警察署ガアリナガラ「ウオウカー」ノ專賣ガ出來テ、殆ド最近ハ三分ノ一乃至二ト云フモノハ私製專賣ニナツタノデ、私ハ此點ヲ恐ル、ノデ警察制度ガ嚴密デアルト云フコトノ前提ト致シマシテ此制度ガ行レ得ルモノデアルガ、殊ニ只今御話ノヤウニ現在ニ於テ相當取締ガ出來テ居ルカラ專賣ニ移ツテモ敢テ變リナイト云フ仰デアリマスガ、私ハ現在ノ民業ガ官業トナツタ曉ニハ此點ニ於テ非常ニ差異ガ生シ得ルコトヲ恐レテ居ル、從ツテソレガ更ニ嚴密ナル制度ガ必要デアルヤウニナレバ國民政策ニ恐ルベキコト、思フノデアリマスカラ、是ガ施行ニ付テハ私ハ餘程考究シテ見ナケレバナラヌ點ガ多クアラウト思ヒマスガ、其點ハ姑ク措キマシテ、其區域ニ付テ御尋シタイト思ヒマス、只今ノ御話ノ中ニ釐界ハ是ハ除外スルト云フコトニナツテ居ルト云フコトデアリマスガ、私共ハ實際ハ存ジマセウガ釐界トノ交通ガ相當危險ヲ冒シテモ出來得ル所デアリトシタナラバ將來是等ノ取締ニ付テ餘程手數ヲ要スルコトニナリハセヌカト思ヒマスガ、其點ハ如何デアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 釐界除外ノコトハ酒バカリデゴザイマセウ……。

男爵東郷安君 私共現ニ亞米利加ト墨西哥ノ國境ニ亞米利加禁酒制度ヲ施イタ爲ニ色々極端ナ犯罪ガ行ハレテ居ルト云フコトヲ現ニ目

ノ前ニ見テ居リマスカラ、本員ガ御尋ネテ致シタノデアリマスガ、ソレデ是等ハ此ノ臺灣海峡ヲ經テ臺灣ニ參ルコトハ比較的ヤサシイ
ノデアリマスカラ、流動體ノ專賣ヲ施行シタ結果、若シ是ガ偏重ニ人民ノ負擔ヲ増加スルコトニナツタナラハ此方面ノ交通ニ對シテノ
取締リハ餘程困難ニナツテ來ハセヌカト、此點ニ付テノ御考慮ハ如何デアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 其點ハ御尤デゴザイマス、酒ノ專賣ヲ初メ様トスル目的ハ増稅ヲシナイ、租稅ニ依ツテ消費者ガ受ケル
負擔ハ租稅一割トスルモノトスレバ、二割或ハ三割消費者ガ負擔シナケレバナラス、消費者ノ負擔ヲ重クナサシメヌニハ矢張り專賣ガ
宜イト云フノデ之ヲ專賣ノ理由ノ一ツニ致シタノデ、消費ニ對シテ今仰セノヤウニ專賣ニ依ツテ重イ負擔ヲサセル、其專賣ニ依テ掛ケ
ルト云フコトハ我々ノ考慮ノ中ニゴザイマス。

橋本圭三郎君 極ク手短ニ云フト一升一圓ノモノガ今度專賣ニナツテドレ位ニナル。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 全ク現在ノ時價ニ依ツテ價格ヲ定メテ居リマス、將來モ現狀ニ非常ナ差ガ起リマセヌ限リサウ云フコト
ニ致ス積リデアリマス。

橋本圭三郎君 モウ一ツ臺灣ノ酒ハ香ガシマスカ、構内デ拵ヘテ居ルト外ハ香ガ逃ゲ出ス、山ノ中デヤツテ居ルト下ヘ來テ居ツタ人ニ
香ガスルヤウナ性質ガアリマスカ、アリマセヌカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 燒酎ヲヤリマスト其附近ヲ通レバ風ガアレバブント致シマスヤウニ丁度内地デ燒酎ヲ製造スルト同ジヤ
ウナ香ガ致シマス、或ハ紅酒ト申シマスノハ尙ホ其上ニ「アンカー」ト云フ桃見タヤウナ物ヲ入レマス、淡イモノデモ特殊ノ香ガアリ
マス、又支那カラ今日デハ酒ノ參ツテ居ルノハ非常ニ多イ、ソレハ糖蜜酒ノヤウナ酒ハゴザイマセヌ、爲ニ支那カラ參ツテ居ルモノガ
現在ハ百石カ二百石以下ト思ヒマス、極ク少數デアリマス。

男爵東郷安君 現今當局トシテハ決シテ專賣ニ依ツテ目下ノ販賣價段ト比ベテ之ヲ増加スルコトハ毛頭無イト云フ御言明デアリマスカ
ラ一應領シマシタガ、實ハ更ニ大局ヨリ伺ツテ見タイ。是ハ總督ニ御尋シタイ、近年臺灣ノ産業ノ開祖タル所ノ製糖業ノ成績ガ逐次
能率ニ於テ優フベキ結果ニ趣キツ、アルト云フコトハ誠ニ遺憾ナコトデアリマスガ、是ハ事實トシテ認メナケレバナラヌコトデアラウ
ト思フ、ソレカラ鹽ニ付テモ將來日本全體ニ亘ツテ相當根本的ノ政策ヲ立ツベク中央政府ニ於テ努力シテ居ル以上ハ是亦大ナル收入ヲ

臺灣ニ將來持越スベキコトハ如何デアアルカトモ考ヘマス、其他色々方面カラ申シマシテ、今マデノ製造主義ガ官業主義ニナルト云フ
コトニ付テハ無論相當苦心ヲ有スル點ト思ヒマス、而シテ此事ハ今回專賣ヲ御置キニナツタ根本ノ理由ノ一ツデアラウト思ヒマス、
然力致シマシテ將來是等ノモノ、移入ガ減ズルニ隨ツテ更ニ之ニ填補スベキ財源ヲ求メルニ如何ナルモノニ求メルカト云ヘバ現在デハ
何等增收ノ意義ヲ以テ計畫スルノデ無イト仰セラレル、コノ專賣ナドハ極メテ容易ニ負擔ヲ増徴スルコトガ出來ル以上ハ之ニ向ツテ財
源ヲ求メルコトニ相當考ヘラレル、私ハ其點ヲ相當考慮シナケレバナラヌト思フノデアアル、總督御見込ハ如何。

○政府委員(男爵田健治郎君) 砂糖或ハ鹽ノコトニ付テハ臺灣ノ砂糖ガ詰リ保護政策ニ依テ成立ツテ居ルコトハ疑ノ無イトデアラ
ウト思ヒマスト云フノハ一番近イ所ノ生産國タル爪哇ト臺灣トノ砂糖ノ比較ヲスルト爪哇ノ方ガ臺灣ヨリ餘程天恵ニ富ミ又人事上ノ勞
力、勞働賃銀等ノ類ニモ便利ヲ得テ居リマシテ確ニ臺灣ヨリ爪哇糖ガ全ク出來ル、是モ疑ノ無イトデアリマス、ソレデ平日ノ場合ニ
於テハ詰リ砂糖ガ輸入稅ヲ課セラレテ居ル、ソレガ臺灣ノ砂糖ノ爪哇糖ノ競争ニ漸ク堪ヘル所以ハ其處ニ在ルト思ヒマスカラ、其政策
ヲヤツテ居ル、所ガ、是ガ又大體成立ツテ居ルコトハソレニ違ヒナイ、所ガ之ニ消長ガアルト云フノハ近年砂糖會社ガ五割七割ノ配當
ヲスルト云フヤウナ世界的ニ砂糖ノ非常ニ膨脹シタ時ニハサウ云フコトガ起ルケレドモ又近頃ノヤウニ非常ニ暴落シテ世界的ニ砂糖ガ
餘ツテ居ルヤウナ場合ニ於テハ是ハ又臺灣バカリデアリマセヌ、一般ノ砂糖業者ガ非常ナ窮地ニ陥ル、今日デハ寧ロ臺灣ナドノ多クノ
製糖會社デハ……多クト云フヨリハ半バト云ツタ方ガ語弊ガ無イカモ知レマセヌガ、新シク出來ク製糖會社ナドハ寧ロ損ヲシテ居
ル、サウ云フヤウナコトデ窮地ニ陥ツテ居ル、併ナガラ是ハ營業者ソレ自身ノ計算デアツテ大體カラ云ツタナラバ臺灣ノ製糖業ハ決シ
テ衰ヘテハ居ラヌノデアリマス、詰リ此甘蔗ヲ作ルト云フコト、米ヲ作ルト云フコトハドチラガ宜イデアラウカト云フコトノ破レル所
ニ砂糖ガ下ツタラ甘蔗モ自然ニ安クナルノデアアル、併シ甘蔗ガ下ツタラ米ガ安クナル、サウスルト矢張砂糖ノ製造費モ安クナル、甘蔗ガ
安クナレバ安クナルト云フコトニナル、サウ云フ譯デアリマスシ、又之ヲ米ト甘蔗トヲ絕對ニ自由選擇ガ出來ルカト云フトサウハイカナ
イ、南ノ方ノ砂糖ノ生産地トシテアル臺南、打狗ナドハ最大ナル生産地デアリマスガ、ソコデハ輪作シナケレバナラヌ、米ヲ作り、砂糖ヲ作
リ、諸ヲ作ルト云フヤウナ輪作デアリマスカラ、砂糖ガ高イカラト云ツテ、砂糖バカリ年々歳々作ツタラ忽チイカナイ、米ガ高イカラト云

ツテ年々歳々米バカリ作ツクテ宜イカト云フトサウハイカヌ、第一灌溉ノ設備ガサウナツテ居ラヌト云フヤウナ譯デ、マア矢張相當ニ砂糖ト云フモノモ生産シテ行ク、唯世界の今日ノヤウナ大キナ打撃ヲ受ケタ時ニ臺灣ノ砂糖ガ減絶スル虞ハナイ、唯關稅ノ保護政策ガ變ツテ來タラ、是ハドウカ分ラヌト斯ウ私ハ見テ居リマス、鹽ノコトハ是ハ臺灣デハ確ニ内地カラ較ベテ非常ナ天恵ヲ受ケテ居ル唯ダ青島ノ膠州灣ノ鹽ト臺灣ノ鹽トノ比較ハドウ云フモノデアラウカ、夫ニ付テハ餘程疑問ガアルト見テ居ル、併シ臺灣デ一番憂フルノハ時々大暴風ガアル、昨年ナドモソレガ爲ニ大分鹽田ノ損害ヲ受ケタ、是ガ鹽ノ上ニ横ハツク一番ノ問題デアリマス、ソレデ近頃マア臺灣ノ人モ大ニ研究シテ居ルノハ幾ラカ火力ヲ用ヒル、是ハ煎煮鹽ト云フモノデ何處デモ研究シテ居リマス、此補助機關ト云フモノハ今マデ純然タル補助機關トシテ、只今迄全然天日製鹽ヲヤツテ居ツタモノヲ補助機關ヲ用ヒテヤルト云フコトニナルト餘程此天災ノ害ヲ受ケルコトヲ免レルノデ、是ハ頻リニヤツテ居リマスガ、又總督府デモ餘程研究モシ獎勵モシナケレバナラヌト云フ積リデアリマス、要スルニ今迄ノ所ハ氣候ナリ暴風雨デ製鹽ノ結果ニ非常ニ差ヲ生スルト云フコトハ一番ノ缺點デアルト思フ、ソレデ全體ノ臺灣ノ歲計ノ上カラ云ヒマシテ、或ハ頼ミニナラヌデアリカト云フ御疑問モアルヤウデアリマスガ、今中シタ中、先刻私ガ説明シタ中阿片ト云フモノ、是ハ先刻モ中シタヤウニ漸禁主義デ行クベキモノデアリマスカラ、是ハ無クナツテ行クベキモノト思ヒマスカラ、是ハ年々減ツテ行クト云フコトハ却ツテ或ル點カラ云フト、人道ノ方カラ云フト喜ブベキコトデアリマスカラ相手ニシナイ、併シ樟腦ニナルト云フト是ハ疑問デアリマス、詰リ戰爭中ニ非常ニ樟腦ノ需用ガ起ツテ大變ナ價ガ高クナツタト云フ爲ニ非常ニ儲ケタト云フコトデアリマス、ソレハ今其反動ノ時期ガ來テ「セルロイド」事業等ガ凡テ阻喪シテ居リマス、世界的ニ阻喪シテ居リマスノデアリマスカラ、吾々ノ考ヘテ居ル所デハ是ハ永久ニ「セルロイド」事業ガ衰微シテシマウト云フコトハナイト思ヒマス、蓋ニ比較考慮スベキモノハ獨逸ノ人造樟腦、此人造樟腦ノ生産費トサウシテ天然樟腦トノ價ト云フモノ、比較ガ一番肝要ナ問題デアリマス、若モ天然樟腦ヨリモウント廉イト云フヤウナ人造樟腦ガ出來ルナラバ非常ナ打撃ヲ受ケルノデアリマスガサウデナイト云フコトニナレバ天然樟腦ノ方ガ良イト云フコトハ明デアリマスカラ、是ト比較ヲ取ツテ行ケバ今日一時其一昨年迄ノ間ニ大繁昌シタト云フヤウナコトハ將來ハ期セラレヌ、是ハ砂糖糖モ同ジコトデアアル、當リ前ノ事業トシテヤツテ行クニハ臺灣ハ世界ノ樟腦ノ七割ト云フモノヲ獨占シテ居リマスカラシテ矢張り相當

ニ將來モ見込ノアルモノト見テ居ルノデアリマス、酒ガ今ハ前ノ値段ト同ジヤウ賣ルガ將來段々便利ニナツテ來ルト段々上ゲテ來テ、財源ニスルヤウナ御話モアツタヤウデアリマスガ、是ハ將來絕對ニサウ云フコトハセスト云フコトヲ確保スルコトハ致シマセヌガ、今ノ所デハ上ゲナイ積リデ居リマス、煙草專賣方同ジヤウナ譯デアリマスガ、臺灣ノ煙草モ專賣ヲヤツテ專賣ニ付テハ相當ノ成績ガ擧ツテ居リマス、酒專賣ト云フコトハ煙草專賣ト云フモノト同ジヤウナ都合ニナルモノデアラウト將來ヲ見渡シテ見テ居リマスガ、ソレニ付テ御參考迄ニ申上ゲテ置キマスガ、支那ノ大陸トノ關係、此事ハ專賣局ナドニ付テハ非常ナ關係ガアルコトデアリマスガ或ハ密輸入等方起ルヤウナコトガアツテハナラヌノデアリマスガ、是ハ現ニ阿片ノ關係ニ於キマシテモ餘程注意シテ居ルノデアリマスガ、左様ノコトハアリマセヌ、昨年一月ヨリ二、三月ノ内ニ阿片ノ密輸入ガ大分アツタト云フコトヲ聞キマシテ自分ハ非常ニ憂ヒテ、沿海ノ稅關吏、警察官ニ向ツテ嚴重ノ訓ベヲ命ジマシタガ成程少シ許リノ密輸入ガ大分アツタケレドモソレガ大袈裟ナモノニナリハシナイカト思ツテ警察官ニモ其取締リヲスルノガ宜イカト云フヤウナコトマデモ調ベサセテ、巡邏船ヲ置クト云フヤウナコトニ付テ餘程細イ所迄設計ヲ立テサセテ見タ所ガ、實際阿片ノ密輸入ヲスル者ヲ捕ヘテ見マシタガ洵ニ少サナモノデ、三斤トカ五斤トカ云フ密輸入ヲスル者ガ多イモノデアツテソレハ何故サウ云フコトガ多クツカト云フト福建省ガ阿片ノ取締リヲシナカツタ、阿片ノ取締リヲシナイバカリデハナイ、寧ロ獎勵シタノデアリマス、其所ニ阿片ガ出來タモノデアリマスカラ、福建ト云フ所ガ阿片ノ安イ所デアリマス、品物ハ逆モ總督府デスルヤウナ阿片ハ出來ヌノデアリマシテ、ズツト品物ガ悪イガ惡イ以上ニ安イ、ソレデアリマスカラ福建カラ其當時密輸入ヲスル者ガ出來テ來タ、其數量カラ云ヘバ僅ナモノ數件捕ヘラレマシタガ洵ニ僅カナモノデアアル、所ガ去年ノ秋カラ英吉利カラ喧シク云ハレタ爲ニ毎日々々巡回シテ阿片ヲ引抜カシテ居ル、サウスルト阿片ガ福建ニナクナツテシマツタ、サウスルト福建カラ密輸入ヲスルト云フコトガ出來ナクナツテ、ソレカラ臺灣カラ密輸入ト云フコトモアリハシナイカト云フコトニ付テモ、煙草ナドモ其處ガナイ、兎ニ角輸出スルト云フコトハ向ヨリモ專賣ノ方ガ高イカラ輸出シナイ、一番恐レルノハ輸入デアリマス、密輸入ト云フコトハ阿片ナドガヤレバ仕易イモノデアアルニ拘ラズ割合ニ出來ナイ、ソレ等ノ點カラ見ルト、酒ナドハ最モ氣ノ付キ易イ、運搬ノ出來惡イモノデアリマスカラ、今デモ現ニ支那ノ酒ト云フモノハ僅カシカ道入ツテ來ヌ位デアリマス、趣味ガ違ウ、ソレデアリマスカラ其ノ邊ノ所ハ氣遣ハ

ナイ、而シテ之ヲ施行スレバ經濟上ノ財源トシテハ多クノコトハ期セラレマセヌガ、同滑ニ施行シ得ルト云フ考デアリマス。
 男爵佐竹義準君 私ノ調べガ違フテ居ルカモ知レマセヌガ、現在ノ所ニ依リマスト一箇年ノ酒造家ハ利益ト云フモノハ百六十一萬圓餘
 モアルト云フ御話デアアル、之ニ對シテ四十九圓ノ五分利附ノ公債ヲ買収ニナルト云フコトニナリマス、ソレデハ酒造家ト云フモノハ
 餘程困難ヲ感ズルコトニナリハシナイカ、例ヘバ斯ウ云フ狀況デアリマス、或ハ掛賣リヲスルトカ何トカ云フコトガ起ツテ参リマシテ
 其爲ニ自分ノ債務ノ辨濟迄出來ナイト云フヤウナ非常ニ困難ヲ感ズル者ガアルト思ヒマスガ、左様ナコトニ付テハ何カ緩和スル方法ガ
 アルノデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 其後徴收致シマスモノハ時價ニ依リマシテ當事者ノ協定ニ依ツテナル積リデアリマス、協定ガ纏マラナ
 カツタ時分ニハ鑑定人ノ鑑定ヲ求メテソレニ依ツテ政府ガ決定ヲシテ買収スル、ソレカラ買収シナイモノニ對シテハ其所ニ差上ゲテア
 リマスヤウナ禁業ノ交付ヲ致シマス、尙ホ其上ニ今仰セニナツタヤウナ業務ヲ全ク廢止シテシマフ爲ニ困難ノ立場ニ居ルヤウナ者
 ガゴザイマスト考ヘマスカラサウ云フ者ハ成ルベク全部ヲ……………今度ハ全部ヤル積リデアリマス、法人以外ニ殆ド全部ノ人ヲ今度ノ
 專賣指定人、賣捌人ニ致シヤウナ考ニ致シテ居リマス、而シテ極ク業者ノ中デ小サイ者、ソレカラ人間ノ配置上イケナイ者、サウ云フ
 者ハ致方ゴザイマセヌガ、出來得ル限りハサウ云フ者モ賣捌人ニ指定スル考デゴザイマス。

男爵佐竹義準君 先ホド煙草專賣ノ話ガ出マシタガ、丁度昨午朝鮮總督府ニ於キマシテ煙草ヲ專賣ニサレタ時モ大變ヤカマシイ問題ガ
 起リマシテ、請願ナドモ澤山當院ニ参リマシタ、其ノ後今日ノ狀況ハ如何デアアルカト尋ネテ見ルトマダ昨年ノ……………卑ロ小サナ煙草
 業者ノ始末ヨリモ今日マダ大キナ煙草業者ノ始末ガ付イテ居ラヌヤウナ形ニナツテ居ル様ニ伺ヒマスガ、是モ臺灣ニ於カレテ今度專賣
 ヲ御布キニナル場合ニナルト、サウ云フ様ナ詰リ今年七月カラ實施ニナツテモ、來年ノ議會デモ矢張十分ナル始末ガ付カヌト云フ様ナ
 處ハナイモノデゴザイマセウカ、ソレカラモウ一點ハ此ノ酒ヲ造ル所ノ當業者ノ使用人員ト云フモノハ餘ホド澤山アルト思ハレル彼等
 ニ對シテハ失業ヲスル、其ノ後ノ失業者ノ救助ト云フノハドウ云フコトニナリマスカ其ノ點ヲ伺ヒマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 七月一日ニ專賣ヲ開始イタシマスト云フコトハ準備ヲ成ルベク完全ニヤリタイト云フ爲ニサウ云フコ

トニ致シマシタノ出來ルダケ迅速ニ解決ヲ致シテ仕舞フ積リデ今者々實行ノ準備ヲ致シテ居リマス、失業者ニ付テハ先刻御答致シマ
 シタ通りデアリマシテ、是ハ今日製造シテ居ル數量ヨリ、ヨリ多クノ製造ヲスルコトニナリ、大キナ工業ニナルノデ、人間ノ數ハ儉約
 ハシマスケレドモ大部分ノモノヲ優良ナル職工ヲ使フト云フト内地カラ持テ行クトカ云フコトハ全然考ヘテ居リマセヌ。

黒岡帶刀君 酒專賣ニ付テ必要ナルモノハ墾モ必要デアアルコト、ソレデ硝子ヲ拵ヘルニ付テハ臺灣ニ硝子ノ原料ガアル、ソレハ砒砂ト
 云フモノガアル、澎湖島ノ東ノ海岸ニ砒砂ガアルト云フノデ三菱ガ硝子類ヲ拵ヘテ居リマスガ、ソレハ即チ土匠ガ中ニ居ツテ、ソコニ
 近ツクコトガ出來ナイ朝鮮デ今三菱ハ砒砂ガアルト云フノデヤツテ居ルガ、ソレヨリ臺灣ノ方ガ宜イト云フコトデアアルガ取出スニ甚ダ
 困難ト云フコトデアリマスガ、酒專賣業ノ墾ハドウカラ持ツテ行キマスカ、原料ハ……………

政府委員(賀來佐賀太郎君) 先キ御留守中ニ説明ヲ、其ノ點ハ申上ゲマシタガ、大部分ガ蒸餾デゴザイマスカラ、墾ヲ用ヒマセヌ、清
 酒ニハ墾ヲ用ヒマスガ是ハ内地カラ大部分移入シマス、臺灣デ造リマス僅ノ清酒ニ必要ナ墾ハ臺灣デ現存墾デ十分利用ガ出來ル。

男爵東郷安君 先刻佐竹男爵ノ御尋ノ中ニアリマシタデスガ、臺灣ニ於ケル酒造業者約二百戸ガ假ニ年收益百六十萬圓ノ程度ノモノヲ
 取得シテ居リマストナラバ今回豫算ニ御計上ニナツタ四百四十萬圓ノ公債ニ對シテ五分利ニスルト僅ニ二十二萬圓デアアル、其ノ二十二
 萬圓ヲ以テ從來取得シテ居リマシタ百六十萬圓ノ利益ヲ取上ゲテ仕舞フコトハ如何ニモ數字ノ上ニ於テ酷ノヤウニ思ハレマスガ、其ノ
 點ハ如何デスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 御質問ノ要領ヲ能ク聽落シマシタガ、二十二萬圓ト仰セニナルノハ百何十萬圓ノ二割五分ト云フ御考デ
 アリマスカ。

男爵東郷安君 四百四十萬圓ノ公債、ソレノ五分ト云フコトニナツテ居リマス、サウスルト二十二萬圓ト云フモノハ年々公債ニ依テ交
 付サレル取得ニナル、然ルニ一方酒造家ハ平均年約百六十萬圓程度ノ利益ヲ上ゲテ居ツタト云フト二十二萬圓ト見カハシテ見ルト、
 甚シク數字下ガルヤウデアリマス、是ハ如何カ誤解デスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 百六十萬ノ根據ハ今茲ニ持ツテ居リマセヌカラ、後ニ調べテ此ノ點ハ申上ゲマスガ今度ノ決定以外ニ實

ハ案モ出来テ居リマスガ、唯大體ニ於テ一年ノ賣上ノ二割五分ト云フモノニシヤウ、是ハ凡テノ稅ガ皆サウナツテ居リマス、ソレニ依テ今仰セニナリマシタ純利益ト云フコトハ何處マデモ申シテ居リマセヌ、斯カル次第デアツタト思フノデアリマスガ、永遠ニソレダケノ利益ガアルト云フコトハドウ云フモノデゴザイマセウカト思ヒマス、此ノ點ハ數字ヲ調べタ上デ更ニ申上ゲマス。

男爵東郷安君 只今ノ點ハ重大ナル事ト思ヒマス、ソレデ數字其ノ他ノ材料ヲ拜見シタ上デ尙質問ヲ繼續シタイト思ヒマス。

男爵東郷安君 私ハ先刻御尋シマシタ臺灣經濟ノ將來、歲入ノ將來ニ關スル大體ノ御見込ニ付キマシテ少々承リタイト思ヒマシタガ、此ノ際附加ヘテ置キマスガ、既ニ豫算ノ上ニ上ツテ居リマス租稅收入、官業收入ノ獎來ハ先刻御答ヲ得マシタ通りデアリマシタガ、私ノ御尋ノ不備デアリマシタノカ、ソレ等收入ガ獎來ニ繼續スル見込方比較的乏シイノニ拘ラズ、一方教育トカ、道路水利事業、要スルニ産業的文化事業ニ要スル經費ガ莫大ニ上ツテ行ク、然ラバ結局何處ニカ其ノ財源ヲ求メナケレバナラス、サウ云フノガ私ノ質問シタ趣意デアル。

ソレカラ別ニナリマスガ酒ノ專賣ニ付テ御尋致シタイノハ、先刻一寸佐竹男爵カラモ御尋ガアツタト記憶シテ居リマスガ、酒ノ販賣トカ酒ノ商取引ト云フモノハ臺灣ノ事ハ私ハ深く存ジマセヌケレドモ内地ニ於テハ掛賣ト云フコトヲシテ居ル、酒ト云フモノハ期末ノ前ノ其ノ品物ハ代金ノ回收ガ出来ルモノデハナイ、即チ後カラ後カラ現品ヲ賣下ゲルノニ對シテ、前ノ掛賣ノ一部ヲ回收シテ行クト云フノガ、内地ニ於ケル酒ノ販賣ニ關スル商習慣デアル、此ノ商習慣ハ恐ラク臺灣ニ於テモ同一デアラウト思フ、是ハ販賣人ニ取ツテハ重大ナル商習慣デアル、是ヲ專賣ニスル時ニハ此ノ點ヲ考慮シナイ時ハ甚ダ當業者ニ取ツテハ不利益ヲ遺方デハナカラウカト思フ、此ノ點ハドウ云フ御考案デアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 是モ先程御答ヲ致シマシタガ、會社ノ大部分ヲ賣捌人ニ致シマス、賣捌人ニ致シマシテ何か共通ノ大體ノ規則ガ出来マスレバ掛賣ナンカニ付キマシテモ、其ノ回收ガ出来ルト云フ見込又會社ノ方カラモサウ云フ意思ヲコチラニ云ハナイノハ其ノ爲デアラウカト思ヒマスガ、大キキ輸入商ノ賣捌人ガ三ツアリマス、是ハ殆ド臺灣ニ於ケル製酒會社ヨリ或ハ重ク考ヘナケレバナラス、丁度内地ノ御話ノ様ニナツテ居ルノデアリマス、是モ其ノ考慮ノ中ニ入レルト云フ考デアリマス。

男爵東郷安君 酒專賣ノ曉ニハ何か酒ノ種類ハ其ノ儘御履行ニナルノデアリマスカ、或ハ別ノ酒類ノ名稱ヲ御付ケニナリマスカ。

政府委員(阿部滂君) 殆ド全部其ノ儘デアリマス、其ノ中デ極ク評判ノ宜クナイ少數ノモノハ、一時製造ヲヤラナイト云フノデ移入ヲ致シマスコトゴザイマス、内地移入ハ其ノ儘ノ名稱デヤツテ居リマス。

男爵東郷安君 主トシテ土民ノ造リマス糖蜜酒、紅酒、米酒是等ノモノハ官業ニ於テモ相當土民ノ嗜好ヲ満足サセルダケノ技術ヲ總督府トシテ御持チニナツテ居リマスカ。

政府委員(阿部滂君) 實際酒ノ名稱ニ付キマシテ……實際技術ニ涉ルコト、又品質ノ向上ニ關係スルコトデアリマスガ數年以來臺灣研究派(所)ガ指導シテ居ル事實ガアリマス、ソレハ製造ニ携ツテ居リマス、サウ云フノハ先程申シマシタヤウニ殆ド大部分ノ新ナル官業ニセヨ、ソレハ地方的嗜好等ニ注意致シマシテ成ルベク工場ト專賣ヲ密接ニシマシテ全島ニ十六箇所今工場ヲ設立スルコトニナツテ居リマス。

男爵東郷安君 只今御答ノ中ト後トノ事ヲ伺ヒマス、先年露西亞ニ於テモ其ノ事ニ付テ問題ガ起ツタノデアリマス、或ル特殊ノ酒ノ工場ヲ小規模ニヤツテ居ルモノハ全部買収シ利用サレルノデアリマスルケレドモ大規模ニヤツテ居ルモノハ其ノ土地ダケデハ消費サレナクテ剩餘シタ、ソレヲ他ニ輸送スルコトニ付テ相當ニ取締ルノハ當然デアリマスケレドモ剩餘等ヲ生ジタコトガアリマスガ、是等ニ付テハドウ云フ御考案デアリマスカ。

政府委員(阿部滂君) ソレニ付キマシテハ今申上ゲマシタヤウニ地方的ニ成ルベク需要ノ多イ所ニハ工場ノ割合ニ大キイモノ、少ナイ所ニハ小サイモノト云フコトニシテ製造工場ヲ造ル、殊ニ南部ハ糖蜜酒ノ需要ガ最も多イ、殆ド南部ノ下級ノ労働者ハ糖蜜酒ヲ飲ムカラ、糖蜜酒ヲ多ク造リ北部ハ米酒デアルカラ此處デハ大部分米酒ヲ造ル、需要運搬ノ關係ヲ考慮シマシテ配置スルコトニ計畫イタシテ居リマス。

委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ是デ臺灣ノ事業公債ノ方ノ質問ハ終リマス、次回ハ他ノ方ニ移リマス。

午後四時二十八分散會

第二章 酒專賣の計畫 第六節 帝國議會に於ける酒類專賣制度 四四九

政府委員

- | | |
|-----------|---------|
| 委員長 | 荒井賢太郎君 |
| 副委員長 | 男爵佐竹義準君 |
| 委員 | 子爵大給近孝君 |
| 〃 | 黒岡帶刀君 |
| 〃 | 男爵東郷安君 |
| 〃 | 橋本圭三郎君 |
| 〃 | 鈴木徳兵衛君 |
| 臺灣總督府總務長官 | 賀來佐賀太郎君 |
| 臺灣總督府財務局長 | 阿部滂君 |
| 臺灣總督府財務局長 | 阿部滂君 |
| 臺灣總督府財務局長 | 阿部滂君 |

第四十五回帝國議會

朝鮮事業公債法中改正法律案外五件特別委員會議事速記録 第四號 (抜)

大正十一年三月二十日(月曜日)午前十時四十九分開會

委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ別ニ御意見モアリマセヌヤウデスカラ、朝鮮事業公債法中改正法律案ハ可決シタモノト認メマス、次ハ臺灣事業公債法中改正法律案ノ討論ニ移リマス。

男爵佐竹義準君 此臺灣事業公債法中改正法律案ノ中ニ於テ酒專賣ト云フコトガ私ハ少々疑ヲ有ツテ居ル、此酒專賣ト云フコトハ成ルホド臺灣ノ資本ガ足ラヌカラシテ是ヲ收入ヲ得ルト云フノ事情己ムヲ得ヌコトニ存ジマスケレドモ、此酒ト云フモノハ元來此土地ノ

嗜好モアルシ又餘ホド專賣ニスルト云フコトニナツテハ人民ノ不便ヲ感ズルト云フコトモ起ツテ來ヤシナイガ、例ヘテ申シマスト日本内地デ云ヘバ所謂濁酒ノ如キモノデ、臺灣ノ土人ガ飲ムモノモ矢張專賣ニスルト云フコトニナツテハ非常ニ臺灣人ガ困リハシナイカ付テハ此專賣サレルト云フコトニナリマスト、一方カラ申セバ或ハ收入ヲ得ルコトハ出來マセウカ大キナモノ、頭カラ考ヘテ新附ノ土地ノ人民ノ意氣ヲ損スルト云フコトハ統治上非常ナ問題デハナイカト思ヒマス、此ノ酒ノ專賣ト云フコトハ餘ホド考ヘモノデハナカラウカ、他ニ適當ノ方法ヲ求メテ收入ヲ得ル途ヲ御拵ヘニナツテ酒ノ專賣ト云フコトハ今暫ラク御待チニナツタ方宜クハナイカ又ドウシテモ其外ニナイト云フコトデアレバ本年四月一日カラ御實施ニナルト云フコトハ少シ早クハナカラウカ、モウ少シ御調査ニナツテ見タ方宜クハナイカ、現ニ私トモノ聽キマシタ所デハ政府當局ノ御説明ト少シ違ツタ報告モ得テ居ル、大分人民ガ不平ノ聲ヲ有ツテ居ルケレドモ不幸ニシテソレヲ發露スルコトガ出來ナイヤウナ事情ガアルラシク聞イテ居ル、サウ云フコトデ是ヲ御實施ニナツタ曉ニ於テハ直ニ色々ナ苦情ガ起キテ來ヤシナイカト云フコトモ考ヘテ見マシタ。サウ云フ點カラシテ、臺灣事業公債法中ニ於ケル酒專賣ノコトハモウ少シ御延ベニナツタ方宜クハナイカト思フノデ、ソレデ此點ハ私ハ遺憾ナガラ御同意ヲ致シ兼ネル次第デゴザイマス。

委員長(荒井賢太郎君) サウ致シマスト今ノ佐竹男爵ノ御説ハ此中ニアル酒專賣ニ關スルコトダケ修正シタイ斯ウ云フコトニナリマスカ。

男爵佐竹義準君 左様デソレデ實施ヲ四月ト申シマシタガ、七月ノ誤リデゴザイマスカラ、ソレハ直シテ置イテ下サルヤウ……………。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 只今ノ佐竹男爵ノ御意見ニ付キマシテ政府ノ考ヘマス所ヲ一應申上ゲテ尙一應御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマス、今仰セニナリマシタ、臺灣人ノ酒ニ對スル嗜好ト云フモノニ對シテ不安ヲ與ヘハシナイカト云フ點方之ニ御不同意ノ要點デアルヤウニ考ヘマス、是ハ先般モ申シマシタヤウニ臺灣ニ於ケル臺灣人ノ需要シテ居リマス……………消費シテ居リマス所ノ酒ハ蒸餾酒デ其蒸餾酒ニ對スルモノデ紅酒ヲ除イテハ殆ソド特種ノ技術モ要セナイト云フヤウノデアリマス、デ此點ニ付テハ消費者ノ嗜好ニ對シテ不安ヲ抱クトカ或ハ不十分ナモノヲ供給スルト云フヤウナコトハ全然ナイノミナラズ、私共ハ此供給シマス酒ノ品質ヲ向上スルト云フコトガ一つノ主眼デアリマス、デ消費者ニ對シテ多數ノ消費者、即チ今日マデ私共ノ公ニ或ハ私ニ聞イタ範圍ニ於テハ消費者ニ於テ一

言ノ不滿モアルト云フヤウナコトヲ聞イテ居リマセヌ状況デアリマス、其ノ點ニ付テハ是非御安心ヲ下サツテ其點ニ御意見ガアルノデ
 ゴザイマスレバドウカ、是非私共ノ主張ヲ御信ジ下サツテ此俄ニヤラセルト云フコトヲ御賛成ヲ願ヒタイ、又期日ヲ延バセト云フ御話
 ガゴザイマシタガ、若シヤツテモ期日ヲ延バシタラドウカト云フ御話デゴザイマシタガ、是ハ世ノ中ノ事業家ト云フモノガ皆私心ノ無
 イ人デ自分ノ立場バカリヲ考ヘナイ人デ所謂公ノ點ニ付テ總テノ判斷ヲ下ダスヤウナ公平ナ人ノミデゴザイマスレバ延バスコトモ或ハ
 宜イカ知レヌ、延バシ得ルカモ知レヌ、ケレドモ一度發表イタシマシタ酒ノ政策ト云フモノ、内容ノ分リマシタモノヲ今日時日ヲ延バ
 スト云フコトハ徒ニ之ヲ錯綜サスルダケデ又一部不正ノ人間ガ假リニアツタトシマスレバサウ云フ者ガ不正ノ利ヲ得ルコトニ何カノ手
 段ヲ施ス機會ヲ與ヘルト云フコトニナツテ之ヲ延バスト云フコトハ絕對ニ好マシカラズト思ヒマス、大體其ニ點ダケヲ御參考ノ爲ニ申
 上ゲテ置キマス。

男爵佐竹義雄君 只今政府委員ノ御説明ノ中ニ消費者ノコトダケヲ仰セラレマシタガ私ノ申スノハ消費者ノミヲ申スノデハ無イ、製
 造業者ノ中ニ於テ非常ニ不平ノ聲ヲ持ツテ居ル者ガアルヤウニ聞イテ居リマス、ソレハ或事情ノ爲ニ暴露シテ云フコトガ出来ナイト云
 フヤウナ事情ガアルカニ聞イテ居ル、サウ致シマスルト是ハ随分製造家ノ中ニ於テ色々問題ヲ惹起シヤシナイカ後ニ於テ當局ニ於テ
 随分御心配ナサルヤウナ原因ヲ醸シヤシナイカト云フコトガ私ノ憂慮スル點デアルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 嗜好ト云フ點ヲ仰セニナリマシタカラ、私ハソレニ限りマシタ、製造業者ニ付キマシテハ先般申述
 ベタヤウニ製造業者ノ自己ノ立場ヲ擁護イタシマス意味カラ相當ニ希望モゴザイマスヤウデゴザイマス、是ハ私共ノ方ニ請願モ出テ居リ
 マス、其請願ニ對スル私共ノ意見モ能ク徹底スルヤウニ致ス積リデゴザイマスガ、之ニ付キマシテハ是ガ決定シタ後ニヤリマセヌト方
 針ガ定マリマセヌ、ソレデ未ダハツキリ業者ニハ申シテ居リマセヌガ大體私共ノ意思ハ通シテ居ル、ソレニ付テモ今仰セニナルヤウナ
 御不安ヲ御持チニナルヤウナ問題ハアリマセヌ、只一部ノ酒ニ付テハ外ノ酒ヨリモ補償ヲ少シ餘計賈ヒタイト云フヤウナ程度デ酒其物
 ニ對シテノ意思ト云フモノハ請願ノ形式デモ亦實際ノ狀況ヲモ聞イテ居リマセヌヤウナ次第デゴザイマス。

鈴木操兵衛君 チョット是ハ島治ノ際ニ申上ゲタ方ガ時期ガ宜シイカト思ヒマスガ、特ニ御許シヲ願ヒタイノデアリマスガ、既ニ以

前内地デモ酒ノ製造業者ヲハ税法ノ定アツタ時ニ様々ノ趣意ノ徹底セヌガ爲カ或ハ其他ノ事情モアツタカラシテ色々苦情モアツタコト
 デゴザイマス、今日デ其ノ點ハ稍々治マツテ居リマス、ソレカラシテ鹽ノ販賣ニナリマシタ時ニ、從來ノ鹽ニ關係シタ業務ト云フモノ
 モ止メネバナラヌ、ソレニ付テハ苦情ガ随分アツタ今デモ困ル困ルト云フコトヲ私ハ非常ニ聞イテ名古屋地方ニモ知ツタモノガアツテ
 聞イテ居リマスガ、此民業ヲ禁ズルト云フコトニ付テハ餘程是レハ重大ナル關係ガアルダラウト思ヒマス、此際一時ニ當業ハ已ムヲ得
 ズ納得シタト云フコトニナリマスト是マデ何カニ付テ、支那ニ於テ排日思想ヲ鼓吹シタリシテ居ツテ我國ノ輸出品物ニ付テハ排斥
 シテ居ルコトハ歴然タルコトデアル、今ヤ斯クノ如キコトヲ行ツテ一部ノ從來ノ製造業者ハ泣ク泣ク已ムヲ得ズ止メル、又一面ニハ之
 ヲ排日思想ノ材料ニ供シテ人心ヲ煽動スルヤウナコトガアリマシタナラバ幸ニ我國ノ新領土トシテ今日マデ平穩ニ治マツテ來タ臺灣ガ
 過激思想モ流布セムト云フノデ非常ニ我國上下一般ニ憂慮シテ居ル際ニ又一ツ事ニ於テ火ノ手ヲ掲ゲラレマセヌカト云フ虞ヲ懷クノデ
 アリマスガ、當局ハ之ニ付テハドウ云フ風ナ御考ヘデアリマスカ。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 御答ヘ致シマス、酒ノ專賣ヲ致シマスコトニ付キマシテハ一部ノ業者ガ自分ノ業ノ禁止ニ對スル補償
 ヲ相當ニヤツテ賈ヒタイト云フ希望モゴザイマスケレドモ、大多數ハ歡迎イタシテ居ルト申上ゲテ憚ラナイ、ソレデ業者ニ對シテハ先
 般申上ゲマシタヤウニ出来得マシタダケ、之ヲ專賣事業ノ機關ト致シマシテ賣捌人若ハ小賣人ニ指定イタス計畫ニナツテ居リマス、
 製造其モノハ廢止ヲ致シマシテモ多數ノ者ハ引續イテ酒ノ賣捌ノ安全ナル商賣人ニ轉換スルコトガ出来マスヤウナ狀況デアリマス、一
 時補償ガ少イト云フ、今仰セニナリマシタヤウナ一時ノ苦情トカ不平ガアツタヤウナコトガアリマシテモ先ニハ安心シ營業ガ多數出
 來ルト云フノデ現在ハ其ノ計畫ニ共點ニ付テハ十分御安心ヲ願ツテ宜カラウト思フノデアリマス。

子爵稻垣太祥君 臺灣ノ收入ノコトハ已ムヲ得ナイト考ヘマスノデ原案ニ賛成致シマス。
鈴木操兵衛君 チョット一言私ハ申述マスガ、經濟上ニ付テハ收支計算ニ付テハ或ハ已ムヲ得ザルコトニナルカモ知レマセヌガ萬一
 起リハシナイカト云フコトヲ恐レル次第デアリマス、チョットサウ云フコトヲ一言申述ベマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 右難ウゴザイマス、之ノ實行ニ付キマシテハ私共ハ全力ヲ注イデ萬全ヲ期スル積リデアリマスカラリ
 第二章 酒類の計畫 第六節 帝國議會に於ける酒類專賣制度

ウ云フ過ガナイト思フ上ニモ尙ホ注意イタシテヤル覺悟デアリマス、今日ノ所デハ萬々憂ガナイト云フ積リデアリマス、決シテソレガ爲ニ等閑ニ……施行ニ對シテ等閑ニヤルコトハアリマセズ、世界的ニ意義ノアル成績ヲ舉ゲテ見タイト云フ覺悟ヲ持ツテ居リマス。

橋本圭三郎君 此專賣ト云フ制度ハ什ウモ難カシイ制度ノヤウニ思ヒマシテ私ガ官命ヲ帶レテ歐羅巴へ參リ、アチラノ制度ヲ調べ歸ツテ來テ日本ノ煙草ノ專賣ノ創設ニ從事シタモノデアリマス、其時ニハ外國ノ何日本ニ共通用スルコトガ出來ナイデ葉煙草ノ專賣デアリマシテ、種々難多色々苦心ヲシテヤツタノハ今ノ委員長モ能ク御承知ノコトデアリマスガ、此專賣ト云フモノヲヤルニ付テハ色々心配セネバナラスコトモアルノデアリマスガ、此間カラ東郷男爵又ハ佐竹男爵カラ私共ガ矢張り此專賣ノ案モ出テ心配シタリシタ時ノヤウナ點ニ付テ十分御攻究ニナツテ段々御質問ガアツテ其點ニ付テハ又臺灣ノ方ノ當事者ハ總テノ點ニ付テ考慮セラレテ之ニ對スル方策ヲモ心配シテ拵ヘテ居ルヤウデアリマス、ソレデ私ハ此臺灣ニ於テノ酒ノ專賣ト云フモノハ段々ノ此間カラノ御説明ニ依テ考ヘルト甘ク行クドラウト思フ、初メハ私ハ幾ラカ心配シテ段々ノ兩方ノ御話ヲ聞イタノデアリマスガ、其結果トシテ好ク行クドラウト思フテ居ルノデアリマス、即チ今佐竹男爵カラ色々御心配御問ヒニナツタヤウナコトモアルシ又鈴木君カラ御問ヒニナツタヤウノコトモアリマスケレドモ、ソレハサウ心配センデモ宜カラウト私ハ思フ、ソレデマアヤルガ宜イカ、ヤラヌガ宜イカト云フ説ガアルカモ知レマセヌガ私ハ外ノ例ヲ取ルヨリモ酒ノ專賣ノ方ガ却ツテ宜クハナイカ、專賣ト云フヤウナモノニ付テハ酒トカ煙草トカ云フヤウナモノ、アア云フ有ツテモ無クテモ……ト云フト甚ダ惡イノデアリマスガ、釐澤品ノヤウナモノガ非常ニ適シテ居ルノデアツテ却ツテ外ノ税ニ收入ヲ求ムルヨリ適當シテハキヌカサウシテ之ヲ行フニ付テ日本デ酒專賣ヲ行フコトニ付テ色々調査ヲ大藏省ナゾデモシタコトガアリマスガ、是ハ却テ難カシイノデアリマスガ、考ヘタ上ニハサウモナイヤウデアアル、ソレデ旁々私ハ原案ニ賛成デアリマス。

男爵東郷安君 私ハ稻垣子爵、橋本君ノ賛成論ニハ遺憾ナガラ御同意出來ナイノデアリマス、先刻來佐竹男爵並ニ鈴木君ノ御述ベニナリマシタ御趣旨ハ寔ニ御尤ナ御議論ニ拜承イタシマシタ、此酒專賣施行ニ關シテハ遺憾ナガラ當局ノ御計畫ヲ否認イタシタイト思フ暫ク私ガ何故ニ左様ナ結論ニ達シタカト云フコトニ付テ私ノ所見ヲ茲ニ開陳イタシタイト思フデアリマス、大體專賣制度ト云フモノハ立憲時代ノ產物デハナクテ專制時代ノ重金主義ニ依リマスト官業萬能時代ノ遺物デアアル事ハ茲ニ私ガ改メテ申上ゲル迄モナイ、既ニ

英吉利ノ如キ其昔中世紀ニ於キマシテ專賣制度ヲ布ヒテ居リマシタ仕事モ早クヨリ之ヲ廢止シテ今日ハ既ニ民業ニ移シテ居リマスガ、其成績モ極メテ良好ナルモノガアルノデアリマス、ノミナラズ今植民地ニ於テ其制度ヲ布クト云フ事ハ先刻モ鈴木君ヨリ御話ガアリマシタ通り民業ヲ買収シ是ガ禁業ヲ命ズルノデアリマス、此點ニ付テハ餘程御考慮ヲ要シマシテ、植民地ハ内地ニ比ベマスト一層民業ノ發達ヲ圖ラナケレバナラスノニ拘ラズ總テノ收支ノ計算ノ好イモノ、即チ企業トシテ引合フ價値ノ有ルモノカ、若クハ稍々獨占的ノ性質ノ者ハ總テ官業ニ拾ヒ上ゲテ了ツテ残りノモノ、極メテ收支計算微弱ナルモノガ殘サレル、是ハ餘程憂フベキコトデアアルノミナラズ斯ク如キ財源ノ如キモノヲ政府ニ收納シテ了フ、民業ハ收支計算ノ惡イモノヲ殘スト云フコトハ之ヲ永遠ノ産業發達ノ上カラ見マシテモ私ハ斷ジテ採ルベキ途デハナイト思フノミナラズ專賣施行ニ當リマシテ民業ノ營業ヲ買潰スト云フコトハ大ニ考ヘナケレバナラスト云フコトハ從來我國ノ專賣ヲ施行シテ度々ノ例ニ依ツテ明ニ立證スルノデアリマス、即チ資本ノ消耗ガ甚シク而シテ專賣ノ制度ニ依ル關係物件ノ買上ニハ大ナル損失ヲ生ズルニ拘ラズ之ガ物品賣下ニハ大ニ安クナケレバナラスト云フヤウナコトハ屢々起ツテ來テ居ルノデアリマス、現ニ只今諸事ニ相成リマシタ朝鮮事業公債ノ中ニ昨年朝鮮ニ於テ煙草專賣ヲ初メテ施行シマシテ其ノ損失ヲ要求セラレタルニ拘ハリマセズ、當局ハ以前カラ葉煙草ノ徵收及買収ニ無慮三百五十萬圓ノ追加要求セラレタノデアリマス、我々ハ此點ニ於テモ大ニ當局ヲ責メタイノデアリマスケレドモ既ニ實施セラレテ仕舞ツタ事デアリマスカラ已ムヲ得ズ只今之ヲ協賛シタヤウナ次第デアリマス、又只今申上ゲマスルヤウナ理由ガ延イテ此官業ニ致シマスルト云フ事ハ非常ニ資本ノ固定ヲ要スル事大ナルモノガアルノデアリマス、現ニ我々ハ内地各地ニ於テ到ル所ノ堂々タル專賣局若クハ專賣支局ヲ見ルノデアリマス、且其工場ハ徒ラニ大デアツテ是等資本ノ運用力完全ニ行ハレテ居ナイト云フコトハ私共遺憾トスル所デアリマスガ、今日臺灣ニ酒專賣ヲナサルニ付キマシテモ當局ノ御説明中ニハ矢張サウ云フヤウナ資本固定ノ嫌アルコトヲ私ハ遺憾トスルノデアリマスノミナラズ、其專賣收入ガ果シテ歲入ノ缺陷ヲ補フカト云フコトヲ只今申上ゲマシタ、資本償却ノ點收入ノ點其他カラ考ヘマシテ私ハ餘程疑問デハナカラウカト思フ、又官業ニ於ケル政策上ノ上カラ申シマシテモ競争ガナクナリマスルカラシテ私ハ餘程疑問デハナカラウカト思フ、又官業ニ於ケル政策上ノ上カラ申シマシテモ競争ガナクナリマスルカラシテ品質ノ改良進步ガ阻止セラル、ト云フコトハ先般私ガ煙草專賣實施後一向此ノ品質ガ向上シナイト云フ實

例ヲ擧ゲテ質問シタコトニ依テ諸君ハ御了承下サツタコト、私ハ思フノデアリマス、又元來官業ニ依テ官吏方商賣シタコト云フコトハ頗ル今日不成績デアルト云フコトハ凡テノ官業ヲ通ジテ明カナ事實デアリマス、即チ官吏ト云フモノ、掛引ノマズイ所カラ推シテ取ルベキ利益モ十分取上ゲテイナイト云フコトデアリマスノミナラズ、今日マデノ經驗ニ依リマスルト若シ他ニ競争者ノアル種類ノモノデアリマスルナラバ輸出ガバツタリ止マツテ仕舞フ例ハバ煙草ニ於ケルガ如キ好適例デアリマス、ソレカラ茲ニ最モ此專賣制度ニ付テ大體論トシテ考ヘナケレバナラヌ事ハ議院政治ガ發達シテ參リマシテ所謂一面ニ政黨政治ト云フモノハ普ク實施セラレテ益々是ガ隆昌ヲ見ルコト、ナリマシタナラバ、茲ニ私ハ專賣制度其他官業制度ニ於テ過去ノ歴史ニ於テ又現在ノ事實ニ於テ如何ニ種々ノ弊害ガ是ニ伴ツテ居ルカト云フ事ヲ考ヘナケレバナラヌ、是ハ現ニ諸君ノ眼前ニ展開セラレテ居ル所ノ政黨ノ餘弊モ最モ顯著ナルモノ、一トシテ諸君ノ御耳ニモ達シテ居ル事ト思フ、是ハ獨リ日本ノ議院政治ニ於ケル重大ナル積弊デアアルノミナラズ外國ニ於テモアルヤウニ承ツテ居リマス、殊ニ佛蘭西ノ如キ往々腐敗政治ガ行ハル、原因モ茲ニ存スルト云フ事ヲ私共ハ承ツテ居ルノデアリマスカラシテ、從ツテ將來官業ヲ機會アル毎ニ減少スルト云フ事ハ今日ノ時代ノ趨勢デアルト私ハ思フノデアリマス、ソレカラ今中上ゲマシタ事ハ專賣制度ニ付テノ大體論デアリマスガ、第二ニ酒ノ專賣ニ付テ然ラバ如何ニ考フベキカト云フ事ヲ中上ゲテ見タイト思フノデアリマスルガ、凡ソ或ル種類ノモノヲ專賣ニスルト云フ事ニ付キマシテ今日マデノ世界各國ノ實驗並ニ學者ノ論ヲ綜合シテ見マスト云フト煙草ガ最モ適當ノ物デアルト云フノデアリマス、政府委員ハ煙草及酒ハ最モ專賣ニ適スルモノデアリマス、政府委員ハ煙草及酒ハ最モ專賣ニ適スルモノデアルト云フ御所見デアリマスケレドモ此點ハ遺憾ナガラ私ハ御同意ヲ表スルコトハ出來ナイノデアリマス、ソレハ密造ノ取締ガ困難デアリ、又容器等ノ關係モアリマシテ專賣極メテ不適當ナリト云フ事ヲ私ハ考ヘルノデアリマスノミナラズ、先程橋本君ヨリ酒ハ贅澤品デアアルカラ奢侈品デアアルカラ專賣ニハ最モ適當ナル課税物件デアアル、斯ウ云フ御論デアリマスガ遺憾ナガラ私ハ此點ニ於テ御同意出來ナイノデアリマス、熱帯地方ニ於ケル酒類、即チ「スピリット」若ハ酒精分ハ生理的實際の必要品デアアル、一度アノ熱帯地方ヲ御旅行ニナツタ方ハ能ク御存知デアラウト思ヒマス、デアリマスカラ臺灣ニ於ケル酒ト云フモノハ決シテ贅澤品デハナイ、此意味ニ於テ確ニ生理的の必要品デアアル、此必要品ニ課税スルト云フ事ハ最モ注意シナケレバナラヌト云フ事ガ私ノ論據ノ要點デアリマス、

ソレカラ先刻鈴木君ノ御話ガアリマシタガ、此酒ト云フモノ位人ノ趣味嗜好ニ密接ナル關係アルモノハナイノデアリマス、例ヘバ地方ニ於ケル或ハ中央ニ於ケル酒及其ノ酒ノ品質其他香味等ニ付テ御研究ガ繼令出來ルトシテモ此事ハ理論デハイケナイ、單ニ研究室内ノ事ダケデアリナイノデアリマス、之ヲ一ツノ例ニ取ツテ見ルモ濰ノ何處ノ何ト云フ家ノ酒ガ好キデアルトカ、何トカ云フ事ハ是ハ理論デハ行クモノデアリマセヌ、科學的ニ行クモノデアリマセヌ、例ヘバ濰ノ酒モ櫻正宗ガ好キデアアル、併シソレヨリモ品質ノ良イ何々ノ正宗ノ方ガアルトシテモ其ノ櫻正宗ニ自分ノ趣味ガ執着シテ居ルト云フ事ハ理論ヲ以テシテハドウスル事モ出來ナイ、ソレハ個人々々ノ問題デアアル、根據アル趣味ノ問題デアアル「テースト」問題デアリマス、唯理論的官僚的ニ酒ヲ專賣ニスルト云フ事ヲ可能デアルト御考ヘニナルナラバソレハ重大ナル錯誤デアルト信ズルノデアアル、之ハ植民地統治ニ取ツテ重大ナル影響ヲ及ボス者デアルト云フ事ヲ因ヨリ私ハ信ズルノデアリマス、ソレカラ酒ハ今同專賣セラレテモ一向賣下値段ヲ現行ノ價格ヨリハ高クシナイト云フ御趣意デアアル一應此點ハ我々モ諒ト致シマス、併ナガラ酒位專賣ノ税金トシテ都合ノモノハナイノデアリマス、他ノ周圍ノ事情カラ致シマシテモ將來他ノ財源ニ乏シイ場合ニハ是ガ酒ニ向ツテ逐次其ノ收入ヲ求ムルニ至ルト云フ事ハ當局トシテ事情已ヲ得ザル事デアリマス、又推理上酒類ヲ絶對ニ今日賣下價格以上、上ホセナイトハ斷言シ得ナイト明瞭ニ申シテ居ル以上ハ將來此酒ノ値段ト云フモノハ私ハ或ハ今日以上高クナル事ガナイトハ限ラナイ、所ガ酒ト云フモノハ御承知ノ通り平タク言ヘバ密造ト云フ事ガ行ハレ易イ、此點ニ付キマシテハ先般只今中上ゲマシタ通り現ニ亞米利加ノ如キニ於キマシテモ、此禁酒ノ爲ニ如何ニ非常ナル罪惡ガ行ハレタカト云フ事ハ世間周知ノ事實デアアル又内地ニ於テ是レ位種々ノ政黨ノ弊ガ加味シテ居ル所ヘ尙ホ密造ト云フ事ガ免レナイソレデアリマスル以上ハ私ハ此點ニ付テハ餘程考ヘナケレバナラヌノデアリマス、搦テテ加ヘテ先刻政府委員ノ御説明ニナリマシタ通り今回ノ專賣制度ニ移スト云フ酒ハ釀造酒デナクシテ蒸餾酒デアアル、米酒ノ如キ一週間カ二週間出來ル酒デアアル、デアアルカラ最モ專賣ニ適スルト云フノ半面ニハ即チ最モ取締ガ困難デアルト云フコトニナツテ來ル、私ハ政府委員ノ説ヲ信ズルト同時ニ此他ノ一面ノ理由モ十分政府委員ニ於テ御諒解アラントシテ希望スルノデアリマス、然ラバ此取締ノ困難デアアル酒ノ專賣ヲ爲サルニ付テハ私ハ十分ナル監督ガ必要ダラウト思フノデアリマス、現ニ臺灣ノ如キ内地ニ較ベテ嚴密ナル警察制度ガ存立スルニ非ザレバ酒專賣制度ハ十分ニ行ハレナイト信ズルノデアリマ

ス、此點ニ付キマシテ露西亞ノ「ウオッカ」ノ專賣實績ニ徴シマシテモ大ニ戰慄セザルヲ得ナイモノガアルト考ヘルノデアリマス、又酒ノ專賣ニ付テ最モ憂慮スベキ適切ナル例ガ茲ニアルノデアリマス、曩ニ朝鮮ガ日本ノ保護國トナリ統監政治ガ布カレマシタ以來、朝鮮人ノ最モ嗜好スル自家用ノ濁酒ノ醸造ヲ禁止セラレタノデアリマス、之ニ依テ朝鮮ノ下級社會ニ於テ非常ニ不滿不平ノ聲ガ起ツタ結果今日統治上極メテ困難ナル事情ヲ助成シ來タ重大ナル原因ヲ爲シタル存ジマス、御列席ノ委員方ニ於テハ朝鮮ノ事情ニ精通セラレタ方ハ木件ニ關シ既ニ十分御承知ノコト、考ヘマス、斯ノ如ク植民地統治策上其波及スル所ハ意外ノ邊マデ及ブモノデアリマシテ當局トシテハ最モ注意ヲ要シナケレバナラヌ問題デアルト信ズルノデアリマス、轉ジテ私ハ財政上ノ問題カラ考ヘテ見タイト思ヒマス、當局ニ於カレマシテハ從來ノ租稅收入若ハ官業及官有財政收入ガ逐次遞減シテ行クヤウナ傾ガアル、是ガ財源ノ補償ニ今回ノ專賣制度ヲ布クノデアアル、即チ成ルベク此際租稅ノ形式ヲ以テ人民ノ負擔ヲ掛ケクナイトノ御趣意デアリマスガ、私ハ此點ニ就テ當局ノ御考ノ内ニ一大誤謬ガアルノデハナイコト云フコトヲ虞レルノデアリマス、專賣ハ表面上租稅デアリマスケレドモ亦消費稅ノ他ノ一形式デアルト云フコトハ免レヌコトデアアル、而シテ租稅デアリマスナラバ法律ヲ以テ是ガ改廢スル必要ガアルノデアリマスガ、一度專賣ニ移ルナラバ其專賣ノ價格ハ行政命令ヲ以テ左右スルコトガ出來ル、即チ租稅ノ中デ最モ重イ部分ヲ行政整理ニ屬シテ居ルノデアリマスガ專賣價格ノ制度ニ付テモ我々ハ非常ニ遺憾ニ思ツテ居ルノデアリマス、ソレヲ一遍ニ消費稅ノ重イ形ヲ專賣ニ移シテ爲サラウト云フコトハ根本的ニ意見ヲ異ニシテ居ルノミナラズ如何ナル學說ニ基イテ居ラル、カ專賣收入ト云フモノハ租稅ノ形式デ以テシタト云フコトデナイ此點ニ付テ私ハ遺憾ナガラ絶對ニ反對ヲ表スルノデアリマス、又臺灣特別會計ノ豫算面カラ見マシテ專賣收入ヨリモ歲計ハ基本年度ニ達スルマデハ十分ナル收入ニナラナイコトハ己ムヲ得ヌト致シマシテモ何モ今日急イデ之ヲ御ヤリニナルト云フコトハ考ヘネバナラヌデハナカラウカ、今少シク之ニ付テハ慎重ナル御考ヲ爲サツテハ如何デアラウカト思フノデアリマス、假ニ本年度ニ於テ此制度ヲ實施サレズトモ此豫算ト御計畫ト專賣收入トノ差額ト云フモノハ少ナイノデアリマス、是モ先刻佐竹男爵カラ御話ニ依リマシタ通り一年延バンテモ左程重大ナル影響ヲ及ボスモノデハナカラウカト思フノデアリマス、是ハ即チ政府ノ御答辨ニ依リマスルト云フト一年延バスコトニ依ツテ種々ナル重大ナル故障ガ生ズルト云フ御考デアリマスカ、是ハ實際上ノ問題トシテ如何デアリマセウ、元來此ノ造石高

ハ許可石數以上ニ上ルコトハ許サナイト云フコトデアリマスカラ之ヲ十分取調ベガ出來マセヌデ實施スルトシタナラバ政府ハ其ノ釀造ヲ監督シテ臺灣人ノ嗜好ヲ十分研究スル所ノ餘地ガアルノデアリマスカラ、此ノ點ニ付テハ私ハ大ニ考慮ヲセラル、必要ガアルト思フノデアリマス、以上種々論點ヨリ私ハ考ヘマシテ專賣其モノハ今日新ニ設ケルトシタナラバドレ程ノ考慮ヲ要スベキデアラウカ更ニ酒專賣ヲ爲サル、ト云フコトニ付テ假令臺灣ニ於テ其ノ嗜好ガ宜イデアルトカ申セ、十分ナル御考慮ヲ煩ハサナケレバナラヌ點デハナカラウカ、ソレカラ植民地統治ト云フ大局カラ考ヘマシテ此點ニ付テ大ニ熟慮ヲ要スベキモノデハナカラウカト思ヒマス、併シナガラ更ニ私ハ政府ノ立場ニ立ツテ考ヘテ見マスト云フト此ノ專賣制度ノ實施ニ依テ相當政府ノ肩ヲ持ツベキ理由ガアルト思ヒマス、ソレハ今日内外ノ經濟界ノ事情又臺灣ニ於ケル產業界ノ形勢カラ申シマシテ從來ノ重要ナル收入ガ減シテ又將來減スル傾向ガアルト云フコトハ己ムヲ得ナイコトデアリマス、何カ之ニ對シテ相當ナル財源補填ヲ御考ヘニナル必要ガアルト云フコトハ誠ニ當局ニ對シテ御同情ヲ申ス點デアアル、併シナガラ專賣ニ依ラズトモ尙ホ之ニ他ノ方法ガナカラウカト云フコトヲ御考ヘナリタイト思フノデアリマス、今日議會ニ於テ重大ナル懸案トナツテ居リマス行政整理、政費ノ大節減ト云フコトニ付テ如何ナル御考デアリマスカ田總督ハ大正十一年度ノ豫算ヲ編成サレルニ當リマシテ大ナル盡力セラレタト云フコトハ我々明瞭ニ之ヲ承知イタシテ居ルノミナラズ、尙ホ是以上ニ御考慮ヲ煩ス餘地ガナカラウト思フノデアリマス、ソレカラ第二政府ノ味方トシテ申シマスレバ最モ重要ナル點ガアルノデアリマスガソレハ阿片收入デアリマス、阿片ガ漸禁主義ヲ以テ其收入ヲ減ジテ行クト云フコトハ一時臺灣ノミナラズ日本ノ國家的ノ見地カラ又世界ノ人道ノ上カラ申シテ當然此免租實施ハ期セラレンコトヲ希望スルノデゴザイマス、此ノ點ハ賛成論トシテハ有力ナル點デアラウト思ヒマス、併ナガラ是モ大正十一年カラビタリト全部無クナル漸禁主義デアリマスカラ今俄カニ之ニ對シテ財源ヲ求ムル必要モ無イノデハナカラウカ。以上二點ガ私ガ政府ノ味方トシテ考ヘテ此酒專賣ヲ實施スル點デハナカラウカト思ヒマス、單ニ歲入ノ缺陷カラシテ酒專賣ヲ布イタラ宜カラウ、當業者ガ割合限ラレタ數デアアルシ又容易ニ專賣制度ニ移シ得ルカト云フコトハ是ハ特別會計ト云フ範圍ニ於テ酒稅ト云フ方カラノミ考ヘタナラバ或ハ酒專賣ト云フコトハ當然ナ結論デアリマス、當然考ヘラルベキ財政的ノ手段デアラウト思ヒマス、我々ハ單リ臺灣ニ付テ考ヘルノミナラズ廣ク國家的ノ見地カラ、若クハ世界的ノ見地カラ考ヘマシテ實際植民地統治ノ上カラハ十分ナ考

應ヲ願フ點ニ於テ遺憾ナガラ反對意見ヲ陳述スル次第デゴザイマス。

政府委員(賀來佐賀太郎君) 東郷男爵ノ御話ノ前段ニ付キマシテ一般的ニ專賣ト云フモノ、性質ガ立憲政體ノ下ニ於テ認容スベカラザルモノデアルト云フヤウナ御趣旨ノヤウニ承ハリマシタガ、私ハ此點ニ於テハ國家ガ其政務ヲ執行スル上ニ於キマシテ必要ナル財源ヲ求ムルニ當ツテ官業ニ依ルト云フコトハ意義アルコトデアツテ是ガ立憲政治ノ下デアツテモ其ノ途ヲ得レバ少シモ批難スベキコトデナイト思フデアリマス、殊ニ煙草デゴザイマスカ酒ノ如キモノニ於キマシテハ現在世界ノ學者、私ハ多數ノ書物ハ宜ク讀メマセヌガ私ドモノ見タ範圍デハ酒ト云フモノハ經濟學者ノ中デ專賣ニスベキ最モ條件ノ充サレテ居ルモノデアルト云フコトヲ内地ノ學者ノ一部ノ意見モゴザイマスガ、私モ同ジ感ジテ居リマス、單ニ酒ガ必要品ト云フ御意見モゴザイマシタガ必要品バカリデナク嗜好品デアルト云フ意味カラ行キマシテモ私ハ是ハ官業トシテ採ルナラバ酒ト云フモノハ最モ順位ノ高イモノデアルト云フコトヲ信ジテ居ル次第デアリマス、又政府事業トスレバ資本ガ固定スル或ハ品質ガ向上シナイト仰セラレマシタガ此點ニ付キマシテハ政府事業ガ見角資本ガ最大ニナルト云フ批難ヲ受ケルト云フコトヲ承知シテ居ルデアリマス、私共ハ出來得ル限り此ノ點ニ付テハ注意ヲシ弊ヲ拂フ積リデアリマス、又品質ノ點ニ於テハ是ハ再々申上ゲマシタヤウニ臺灣デ消費サレテ居ル多數ノ酒ノ實情ヲ御覽下サイマスト決シテ灘ノ某ノヤウナモノデハナイデアリマス、殊ニ今日既ニ實際指導イタシテ居ツテ著々品質ノ改良、惡イ臭味ノ所謂臭ト云フヤウナコトヲ指導誘掖シテドンドンヤリツツアルデアリマス、輸出ト云フコトニ付テ能ク私ハ御趣旨ガ分リマセヌデシタガ、是ハ直接臺灣ニ關係ガナイカラ申上ゲラレマセヌケレドモ今日臺灣ノ酒ハ外國ニ輸出シ居リマスルモノ或ハ移出スルモノハゴザイマセヌ、是ハ稅ノ關係其他テ各國トモニ酒ノ輸入ニ對シテハ制限イタシテ居リマスガ、臺灣ノ酒ガ相當ニ出マスト云フヤウナコトハゴザイマセヌト云フヤウナ實情デアリマス、ソレカラ弊害ガ色々イヤウナコトヲ仰セデゴザイマシタガ酒問題酒ノ專賣ニ對シテ直接ニ私ノ意見ヲ此處デ申上ゲルコトハ寧ロ憚ツク方宜シト思ヒマスカラ差控ヘマス、次ニ酒ノ問題ニ付キマシテ酒ノ容量ニ付テ注意ガゴザイマシタガ私ノ方デモ此點ニ於テハ能ク考慮シテ居リマシテ樽若クハ壺ニ依テ居リマス、今ノ容器ガサウデアリマス、是ニ依テ運搬等ヲスルカラ途中デ破損スル小サナ罐デ破損スルト云フヤウナ憂ハナイ、保存其他ニ付テモサウ云フヤウニ出來マストレバ少シモ危險ハゴザイマセ

ヌ、ソレデ液體デハゴザイマスガ割合ニ保存ニモ運搬ニモ容器ノ爲ニ破損其他ノ障害ガ起ルト云フコトハ少ナイト信ズル次第デゴザイマス、嗜好ニ付キマシテハ是ハ佐竹男爵ニモ御答ヲ致シマシタシ先日モ御答イタシマシタガ、嗜好ニ付テハ今日ノ土人ノ嗜好シテ居リマス酒以上ノ優良ナモノヲ供給シ得ル見込ヲ立テ、居リマス、將來ハサウシナケレバナラヌト思ヒマシテ嗜好問題ニ付テ人心ノ不平不安ト云フヤウナコトハナイ積リデアリマス、増收關係、是ハ他ニ方法ガアルコトデアラウ、殊ニ此酒ノ專賣ヲヤラナクテモ宜イジヤナイカト云フ仰セデゴザイマシタガ假ニ酒ヲ專賣ニ依リマセヌデハ之ヲ租稅ニ依ル酒ノ造石稅ノ課稅ヲスルト云フコトニナリマス、假ニ一割ノ課稅ヲ致スト致シマスレバ消費者ハソレニ數倍ノ負擔シナケレバナラヌ、政府ガ專賣ニ依レバ一割ノ若シ増收ヲスルト云フコトガ實現イタシマシタト致シマシテモ其ノ一割ハ直接ニ消費者ノ負擔ニソレダケシカ及バナイデアリマス、民業ニ致シテ居リマス時ニ造石稅ノ一割ト云フモノハ消費者ニ幾倍ノ負擔ヲ掛ケルニモ拘ラズ專賣ニ依リマスレバソレガ消費者ニ輕ク掛カルト云フ關係デゴザイマスカラ其意味カラ申シマシテモ專賣ニ致スコトガ最モ意義アルコト、思ヒマス、ソレカラ亞米利加ノ酒禁止ト云フコトニ付テ非常ニ罪惡ガ行ハレルカラソレデ臺灣デモ專賣ニシタラドウカト云フコトデアリマスガ、是ハ酒ノ禁酒ヲ亞米利加ガ如何ニ文明ナ國デモ一時ニヤラウトシタノハ政策ヲ誤ツタノデアル、若シヤラウトスレバ我々ノ採ルヤウナ方法ヲ採ツテ漸禁政策ヲ採ツタラ或ハ成功イタシタカモ知レス、サウ云フ人ノ嗜好ヲ全ク奪ツテ仕舞フヤウナコトヲヤルカラ非常ニ罪惡ガ行ハレル、私共ノ今度計畫イタシマシタコトハ何等需要者ニ對シテ消費者ニ對シテ不安ヲ與ヘナイ、自分達ノ希望スル穩當ナル價格デ以テ供給ヲ受ケルト云フコトニナル次第デアリマスカラ此點ニ於テハ亞米利加ノ酒ノ禁酒トハ稍々趣ヲ異ニスル次第考ヘテ居リマス、ソレデサウ致シマスト監督ノ必要ガ特ニ起ルト云フコトハ現在ノ造石稅ヲ取リマシテモサウ云フコトハ私共ハ起ルコトヲ考ヘテ居リマセヌ、マタ實際現在デモ造石稅ヲ取ツテ仰セノヤウニ密造者ガアルト云フヤウナコトデゴザイマシタラバ必ズ今日デモ密造者ガナケレバナラヌ、是ハ再三申上ゲタヤウニ密造者ハ今日ニ於テハ全ク此ノ事實ハナイデアリマス、今後トモニ相當ニ今日マデノ程度ニ於テ又監督機關ガ出來マストナラバ其程度ニ於テヤリマスレバ是ハ確カニ私共ノ考デハサウ云フ不正ノ行爲ヲスル者ヲ多ク出スト云フヤウナコトハナイト信ジテ居ル次第デゴザイマス。「ウオツカ」ノ問題デゴザイマスガ是ハ露西亞ガ過テマシタノハアレハ餘リ「ウオツカ」ノ普及ヲ圖リ收入ヲ擧ゲル爲ニ餘リニ人

民ノ需要ニ便利ノヤウニ小ナ容器ニ入レマシテ「ポケット」ニ直グ入レ得ルヤウナ五錢或ハ十錢ト云フヤウナ「ウオツカ」ヲ賣出シ
 タ爲ニ非常ニ收入ガ多クナツテ一方ニ於テ非常ニ收入ガアツタケレドモ一方ニ於テ非常ニ人民ノ保健上ニ悪影響ヲ來シタト云フコト
 ガ專賣制度ノ非常ニ非難ニナツタ次第デアリマス、デソレトハ目的ガ違ヒマシテ臺灣デハサウ云フ方法ヲ執ラナイ、今日ト事情ハ全ク
 違ヘナイヤウナ方法ヲ執リ積リデアリマスカラ是ハ其點ニ於キマシテモ全然御懸念ヲ去ツテ載キ得ルコト、信ジマス。又財政ノ方カラ
 申シマシテ專賣ハ消費稅ノ一ツノ形式デアアル。ソレデアルカラ稅ト同ジモノデアアルノニ強制命令デ變更スルノハ主義ニ於テ不賛成デア
 ルト云フ意味ガアリマシタガ、此消費ノ稅ヲ取リマシタ一ツノ違ツタ形式デアアルト云フコトハ私達モ信ズルノデアリマス、此點ニ於テ
 反對ノ意見ヲ申上ゲタイコトハナイ、唯之ヲ專賣ノ實施サレタ後ハ仰セノ如ク勿論法律其他ニ依テ其價格ヲ變更スルコトハ致シマセ
 ス、命令デ變更イタシマスカラ其ノ點ニ於テ御不安ガアリマシタラ政府當局ヲ信ジテ裁クト申ス以外ニ御答ハナイ次第デアリマス。以
 上ノ理由デ東郷男爵ハ尙ホ十分御考慮シタナラバドウダラウカ、尙ホ研究ノ餘地ガアル一年間位研究シタガ可カラウト云フ仰セデアリ
 マシタガ、此酒專賣ノ案ヲ提出イタシマシタノハ今年デアリマスガ總督府ノ酒專賣ニ付テ實際上ノ技術其實際施行ノ上ニ付テノ研究ヲ
 始メマシタノハ大正五年デアリマス。爾來今日マデ年々研究ニ研究ヲ重ネマシテ最後ニ今日ノ提案ニナツタ次第デアリマシテ殊ニ工業
 上ノ研究ト云フ仰セデアリマシタガ、其點ニ付テ萬々私共ハ不安ヲ持ツテ居ラナイ、デ統治上ノ關係カラ見テモ民情ニ對シテ如何ナル
 影響ガアルカ不安ガアルカト云フコトヲ最後ニゴザイマシタガ、此點ニ付マシテハ最前御答イタシマシタ通り營業者、業者及製造業者
 及消費者双方ニ付キマシテ御懸念下サイマスカウナ統治上ニ影響ノ及ビヤウナコトハ萬々ナイト信ジマスシ又ナイコトヲ期スル覺悟デ
 アリマス。尙一言申上ゲテ置キマスコトハ先ニ財政ニ對スル御同情アル御意見ヲ伺ヒマシタカラ申上ゲマスガ、丁度仰セノヤウナ事情
 デ臺灣ハ今年度ニ於テ非常ニ削減イタシタ以上削減ハ今日ニ於テハ到底産業ト云ヒ教育ト云ヒ將來現今共ニ發達ヲ助長シテ行カケレ
 バナラヌモノマデモ之ヲ休止サレ或ハ停止スルト云フヤウナ結果ヲ産ムコトニナリマスカラ此點ニ付キマシテハ今日以上ニ大削減ヲヤ
 ルコトハ困難ノ事情デアリマス、併シ酒ノ專賣ノミニ於テハ今後ノ臺灣ノ財政ノ堅立ヲ補助シ得ルトハ信ジテ居リマス。我々産業ヲ助
 長シ産業ノ發達ヲ促シテソレニ依テ臺灣土民ノ民力ヲ増進シテ然後ニ自然ノ增收ヲ俟ツテ他ノ財政ノ將來ニ起ルベキ必要ヲ見出スコ
 トハ勿論アリ得ルコト、存ジテ居リマス。大體御主張ト御意見トニ對シテ私ノ信ジマス所ヲ申述ベテ御參考ニ供シタイ。

男爵東郷安君 只今續々御説明ハ伺ヒマシタ、其中ニ二、三重ネテ申上ゲテ置カケレバナラヌ點ガアリマスカラ、其事ヲ茲ニ申上
 ゲル事ニ致シマス。其亞米利加ニ於テ禁酒ヲシタ事ハ極メテ早計デアツテ何等ノ準備モナシニア、云フ強大ナル政策ヲ實施シタカラシ
 テア、云フ失敗ニ陥リツ、アルト云フ御所見デアリマシタガ、遺憾ナガラ私ハ此點ニ付テハ私ノ今日迄研究シテ居リマス所トハ相違ツ
 テ居ルコトヲ申上ゲマス、ソレハ亞米利加ニ於テハ建國ノ昔カラノコトヲ申上ゲルト長クナリマスケレドモ最近酒ヲ禁ズルコトニ付テ
 ドウシタラ可イカト云フコトニ付テハ識者ガ非常ニ苦心シタノデアリマス。サウシテ今日アノ禁酒令ヲ斷行スルノニ三十年先キニ週ツ
 テ子供ガ日曜學校ニ通フ時分カラ始メテオツタ、日曜學校ノ子供ノ頭ニ酒ト云フモノ、弊害之ガ及ボス影響ニ付テハ懇々トシテ教ヘテ
 來タ、其幼イ子供ガ今日三十年ノ後ニ至リテ漸ク社會ノ表面ニ現レ社會ノ各方面ニ活動スル時期ニ至ツテ初メテ實行シタノハ相當極メ
 テ周到ナル調査極メテ漸禁主義ガ最モ明瞭ニ行ハレタ。是ハ世界ノ歴史ニ於テ最モ顯著ナル事デアリマス、遺憾ナガラ此點ニ於テ此只
 今御説明ニ付テ承服イタシ兼ネマス。其次ニ密造ノ事ヲ申シマス、私ノ申上ゲマシタノハ過去及現在ニ於テ密造ガアル無イト云フノデ
 ナイ。酒ノ性質上、酒ト云フモノガ値段ガ高クナレバ其レニ正比例シテ密造スル者ガ出來ルト云フコトハ是ハ人情ノ當然デアリマス、
 デアリマスカラ若シ專賣ヲ布カレマシテ當局ガ將來此ノ價格ヲ引上ゲレバ上ゲル程理論上カラ見レバ密造ト云フモノガ頻發スルト云フ
 コトヲ考ヘテ申上ゲルノデアリマス。其點ニ付テ御了解ヲ願ヒタイ。ソレカラ露西亞ノ御話デアリマス。只今ノ御説明デ能ク了承イタ
 シマシタガ官業デ酒ヲ御買上ニナルト云フ以上ハ矢張之ガ收入ノ方經營ヲ良クスト云フコトハ一日トシテ當局ノ念頭ヲ離レナイ。即
 チ販路ヲ擴メ酒ノ分量ヲ餘計ニスルト云フコトハ一日トシテ當局ノ念頭ヲ離レナイ、即チ販路ヲ擴メ酒ノ分量ヲ餘計ニスルト云フコ
 トハ是ハ當業者トシテドウシテモ考ヘナケレバナラヌ。ソレデ露西亞ノハ餘リ極端デアアル、無暗ニ國庫ノ歲入ヲ澤山ニスル、全豫算デ
 アルト考ヘタ迄「ウオツカ」ノ收入ガアツテ一面露西亞ノ豫算ハ醉ツ拂ヒ豫算デアルト謂ハレル位私ハソレヲ信ジマセヌケレドモ、モノ
 、道理ハソコニ歸著スルノデアリマス、ソレカラ最後ニ財政的ノ見地カラ見マシタ中ニ私ノ申上ゲマシタ趣旨ハ要スルニ臺灣ハ植民地
 デアルカラ、今日民族自決ト云フヤウナコトガ考ヘラレテ居ル際デアリマスカラ、此彼等民族ノ幸福安寧及ビ文化施設ニ對シテハ彼等

モ亦當然参加スル權利ガアルト同時ニ義務ヲ負ハナケレバナラヌカラ彼等ヲ幸福又彼等ノ社會奉仕ニ依テ相當經營シテ行ク筋合ノモ
ノデハナカラウカ、然ラバ民業ヲ取上ゲルヨリハ之ヲ民業トシテ其儘存置シテ之ヲ助長スル、サウシテ其租稅即チ酒稅ノ上リ高多少ノ
増徴ハ己ムヲ得ザルトシテモ適當ナル所ノ課稅方法ニ依テ行ツタラバ專賣スルヨリハ植民地統治策ノ上ニ於テ相當效果ガアリハシナ
イカスウ云フコトヲ私ハ考ヘテ申上ゲルンデアリマス、其點ニ付テ尙ホ御了解ヲ願フテ置キマス。

黒岡帶刀君 贊否ヲ決スル前ニ所見ヲ述ベテ置キタイト考ヘマス、元來此ノ法案ガ臺灣事業公債法ト云フ法案デアリマシテ此中ニ二
ツノ事項ヲ含ンデ居リマス、鐵道改良、鐵道買収ト云フコト、ソレカラ酒專賣ト斯クニツニ分レテ居リマスガ之ヲ引離シテ御決ヲ御採
リニナルカ又一ツガ否決セラレレバ他ノ事業モソレガ爲ニ中止ニナル譯デアリマスカラ重大ナ關係ヲ有ツテ居ル案ト考ヘテ居リマス。
單ニ酒ダケノコトバカリデナイ、他ノ必要ナル國防上、交通上、整理上、商賣上ノ必要ナル事業モ之ガ爲ニ中止セネバナラヌ譯ニナル
ノデ深ク私ハ考慮シ廻ラサナケレバナラヌモノト考ヘテ居リマス。ソレデ私ハ全體明治三十年ニ浪花艦長ガ布哇ニ參リマシテサウシテ
布哇ニ參ツテ三箇月ノ豫定デアリマシタガ我移民ノ拒絶事件トカ合併抗議トカ其解決スルマデ居ル積リデアツテ電信モ信ジテ五箇月位
滞在スルコトニナリマシタ。牡蠣ガ船底ニ生ヘトカ何トカ惡口言ヒマスケレドモサウ云フ事情デ長クナツタノデアツテ其間能ク臺灣
ノ糖業其他總テ私ハ觀察シ致シマシタ。サウシテ居ルト云フト三十年ノソレガ九月デアリマシタガ歸ルト三十年ノ十二月ニ臺灣ニ任ラ
命セラレタ。三十一年ノ五月カラ三十四年マデ臺灣ニ居ツテ臺灣ノコトハ少シ知リマス、其ノ間ニ私ガ參ツタ時ニ阿片專賣トカ樟腦專
賣トカ色々ノコトガ出来テ居ル、ソレカラ即チ私ハ布哇ニ比シテ總テ臺灣ハ少シモ殖産興業ノコトガ擧ツテ居ナイト云フコトデ是非砂
糖ヲヤラナケレバイカヌ、柑橋業者トカソレカラソシヤウナモノ、布哇ニ於テハ珈琲モヤリマス。サウ云フ事モアリマスカラサウ云
フ事ヲバヤラナクチヤイカヌト云フコトヲ說明シマシタケレドモ土匪ガ居ツテ土匪ガ猖獗デ土匪ノ始末ヲシナケレバ殖産興業ニ手ヲ着
ケラレナカツタ、併ナガラ其中ニ樟腦專賣、阿片專賣ガ起ツテ私ハ別ニ賛成モシナイケレドモガサウ云フ譯デ別ニ反對モシナカツタ、
ソシヤウナコトデアリマシタハ臺灣ハ餘ホ土人ノ嗜好ニ適スル、阿片ヲノム人ガ多イ、阿片製造所ニ於キマシテ阿片ヲ製テ居ツテ
ノンデ、ソレガ專問デ試験ヲシテ居リマシタ、是ハ土人ニ適當スルト云フヤウナコトニ聞イテ居ル。ソレデ今ニ至ツテハ漸禁主義デサ

ウ云フコトニナツテ居リマスガソコデ私ハ別ニソレガ害ハナカラウト考ヘマシタ。阿片デモ樟腦專賣デモ私ノ居ル時ニ行ハレタコトデ
アリマス、後ニ鹽ノ專賣モ行ハレマシタガソレデ樟腦等ノコトハ日本人ガヤルノガ當リ前デアル。是ハ元清朝時代ニ長崎縣人ノ田中勝
藏ト云フ者ガ教ヘタ。臺灣ノ政府ニ雇ハレテソレデ日本人ガ教ヘテ樟腦ハ出来タト單純ニ聞イテ居ツタ、ソレガ樟腦ガ專賣ガ行ハレタ
カラソレガ日本ノ爲ニモナリ世界ノ利益ニナツタ。樟腦ト云フモノハ鹿兒島デ正徳年間ニヤツタ。朝鮮人ガヤツタ、鹿兒島ノ歴史ニ記
サレテ居ルノハ正徳年間ニ樟腦ガ出来タ、日本デハサウ云フヤウナ樟腦ノ關係ガアリマス。ソレデ日本人ガ臺灣ノ樟腦ニ付テハ支那政
府ニ助力シテヤツタ。田中勝藏ト云フ長崎縣人デアリマス。支那政府ニ雇ハレテ行キマシタ、ソコデソレヲ日本人ガ專賣ニヤツタ、
サウ云フヤウナコトモアリマスルガ別ニ私ハ反對モシナイデ何モシナカツタノデアリマス。專賣法ニ付テハ……………ソレカラシテ三十
六年ニ貴族院議員ニナリマシテ二十年モ貴族院ニ席ヲ汚シテ居リマスガ、其間ニ鐵道國有トカ煙草專賣トカ何カ專賣ガ澤山出来テ居リ
マス。澤山ノ反對ノ書類モ受取ツテ居リマス、其時マデハ露西亞ノ戰爭モアルシ國家ノ爲ニ必要缺クベカラザル費用デアリマスルカラ
賛成シテ居リマス。殊ニ煙草專賣ノ時ニハ曾根大藏大臣ガ居リマシテ私ハ佛蘭西ノ煙草專賣所ニ參ツテ觀察ヲシタ、其時ニ案内者ノ申
シマスニ此處ノ多數ノ職工ハ軍人ノ遺族デアルト云フコトヲ申シタ。ソレデ一ツハ職工ニ雇フ積リデサウ云フコトヲヤツタモノト考ヘ
テ居リマス。ソレデソレハ即チ深キ意味ガアル、ソレハ煙草專賣ハ職工ノ補助ニハナラズ、サウ云フヤウナ譯デアルカラ國家ノ爲ニ必
要ガアルト云フコトヲ考ヘテ居ルノデス。ソレデサウ云フヤウナコトガアルカラ別ニ私ハ反對デモナク國家ノ財政ガ必要デアレバ私ハ
當然ト考ヘタソレデ別ニ之ニ反對スル理ハ見ナイ、鐵道國有ノ時モ私ハ反對ガアルニモ拘ラズ總テ賛成ヲシマシタ、ナゼカナラバ普
魯西等ニ於テハ軍事上ノ目的ニ於テ鐵道國有ヲヤツタコトガアルシ其ノ他ニ於テハ聯邦ノ鐵道ヲ統一スル爲ニヤツタコトガアルカラ賛
成シタノデアリマシテ之ヲ國有ニスルトカ官營ニスルトカ云フコトニ於テ時勢ニ順應シテ其時ハヤツタモノデアアル。ソコデ反對ハシナ
カツタ、ソコデ色々ノ專賣ハ是ガ即チ國家必要ノ經費ヲ支辨スル爲ニヤリマスノデアリマスカラ別ニ之ニ反對ハシナカツタ、ソコデ今
日ノ場合ニ於キマシテモ臺灣ニ於テハ鐵道ソレカラ色々必要ナ事業ガアル、其處ニ於テ何カ財源ガナクチヤナラヌト云フコトデアリ
マスルナレバソレハ殖産興業モアリマセウケレドモ業當リ即チ斯ウ云フコトモ利益ガアルト云フコトヲハ考ヘラレルノデアラウト感ジ

テ居ルガソシテ酒專賣ノコトハ佛蘭西トカ何處トカハ天主教徒ノ專賣ニナツテ居ル、耶蘇坊主ノ天主教ガ酒專賣ヲヤツテ居ルト云フコトガ政府デハナクテ不思議ナコトガ外國ニハアルノデソレハ佛蘭西ノ民情ニ於テ別ニ政弊スル人モナイヤウデアリマス。ソレデ絶對ニ之ヲ反對スル理由ト云フモノハ私ハ有タヌノデアツテ從來執リ來タツタ方針ニ依テ考ヘテ見マスルニ國家必要ノ場合ニハ專賣モ必要デアル。專賣ハ酒デアルトカ何トカ云フコトハ私ハ關セナイ、酒デモ阿片デモ鹽デモ專賣ニスルノモ宜イ、國家ガ必要ト認メタ以上ハヤルノガ必要ダト考ヘテ居ル、併ナガラソレガタメ他ノ殖産興業ヲ怠ツテ居ナサルト云フコトハドウモ感心シナイ。同時ニ殖産興業ヲナスツタラ宜カラウト考ヘル、先達デモ申シマシタ通り布哇ニハ砂糖ハ出來ヌガ「バナ」、「パイナップル」、「ボンカン」珈琲モ出來ル、臺灣ニ於テハ砂糖ハ出來ルケレドモ珈琲ハ出來ナイ、珈琲ハ試驗シタガ成績ガ悪いヤウダ、併ナガラ是モ南ノ方デヤツタラ宜イカモ知レヌ。輸出ノ一ツニナルカモ知レナイ「ボンカン」モコ、ニ持ツテ居ルガ是ハ消毒ヲシナクツテハ持テ來ラレナイ、消毒シテ銀座デ私ハ三十錢デ買ツテ來タ、サウ云フヤウナ産物ガ臺灣ニアル。布哇デハ亞米利加ニ是ヲ出シテ居ル、ソレデ西瓜ノ如キハ驚ク勿レ一ツ二十圓スル銀座デ……………併シ是ハ絶對ニ日本ヘ持ツテ來ルコトハ禁止シテアル、布哇デヤツテ居ルヤウナコトハ急ニハ出來ナイ、消毒ヤ何カデ……………是ハ「ビイナ」ト云ツテ是ハ落花生ノ「バタ」デ拵ヘタ亞米利加カラ持ツテ來タ、私ハ毎日喰ベル、臺灣ニ落花生ハ出來ルガ「バタ」ハ拵ヘナイ、サウ云フコトガ何デモ澤山アルト考ヘマス。政府ガ必要デアラナラバ酒ノ專賣、鹽ノ專賣、阿片ノ專賣私ハ反對シナイ。何デモ利益ニナルコトナレバ構ハヌ、是マデ從來貴族院議員トシテ立ツテ來テサウ云フ方針デ居ル、ナゼカナラバ鐵道國有ノ時ニモ大分反對モアリマシタケレドモ私ハソレニ同意ヲ表シタ譯ダ、サウ云フヤウナコトデアリマシテ從來ノ行掛リノ上鐵道國有モ賛成シ煙草專賣ニモ賛成シテ來タ。阿片デモ酒デモ私ニ取ツテハ同ジコトダ、何モ違ハナイ、ソコデ國家ニ必要ト云フコトナラバ何ンデモ賛成フスルト云フ私ノ意見デアリマス。若シ國家ニ必要ナル財源ニナラヌナラバ反對シマス、必要ナル財源ニナルト云フナラバ私ハ賛成スルノデ即チ賛成ノ意ヲ表シマス。

委員長(荒井賢太郎君) 採決イタシマス、佐竹男爵カラ御修正デ酒專賣ニ關スルモノヲ此法文中カラ削除スルト云フ御説デゴザイマス、此法文中「且」ト云フ字ノ下ノ「酒專賣制度ノ實施又ハ」ソコデ削除シテ尙ホ金額一億二千六百三萬圓ノ中カラ酒專賣制度

ニ要スル四百四十萬圓ヲ削除シテ一億二千八百八十八萬五千圓ト云フコトニ修正シマス、酒專賣制度實施ト云フ文句ヲ此中カラ削除スルト云フ佐竹男爵ノ修正意見ニ賛成ノ御方ハ舉手ヲ願ヒマス。

(舉手者 四名)

委員長(荒井賢太郎君) 原案賛成ノ御方ノ舉手ヲ願ヒマス。

(舉手者 四名)

委員長(荒井賢太郎君) 四名、兩方同ジコトデアリマス、私ハ賛成ノ方デアリマス、跡ヲ續ケマセウカ。

委員長(荒井賢太郎君) ソレデハ是ハ全會一致デ可決イタシマス。ソレデハ是デ本會ハ議了イタシマシタ、閉會イタシマス。

午後零時四十八分散會

出席者左ノ如シ

- | | |
|------|----------|
| 委員長 | 荒井賢太郎君 |
| 副委員長 | 男爵 佐竹義準君 |
| 委員 | 男爵 稲垣太祥君 |
| 〃 | 〃 大給近孝君 |
| 〃 | 〃 黒岡帶刀君 |
| 〃 | 男爵 東郷安君 |
| 〃 | 〃 橋本圭三郎君 |
| 〃 | 〃 高田早苗君 |

政府委員

朝鮮總督府政務總監	水野鍊太郎君
朝鮮總督府財務局長	河内山樂三君
朝鮮總督府殖産局長	西村保吉君
臺灣總督	督男爵 田健治郎君
臺灣總督府總務局長	賀來佐賀太郎君
臺灣總督府財務局長	阿部 湧君
關東廳事務總長	土岐嘉平君
關東廳事務官	西山左内君
樺太廳長官	水井金次郎君
樺太廳事務官	石坂豊一君

第七節 酒類專賣實施計畫の公表

酒類專賣案は專賣局並總督府に於て法案の審査及豫算案の編成等に至るまで嚴秘に附し公表することなかりしかば極めて順調に進行したりしが、豫算案及公債法改正案の印刷終り慣例に依る政府の豫算内示會開催せらるゝや初めて外部に傳播せられ、十二月十日には突如電報通信は「臺灣總督府に於ては歲入不足を補ふため政府にて酒を造りて之を賣ることゝし酒造業者に對しては償ふに公債を以てし政府は一年に約一千二百萬圓の收入を得る見込」と通信し來

たり爾來揣摩憶説盛行はるゝに至り當業者中に在りても真相を知悉せざる爲頗る憂色ありて事等閑に付すべからざるに至れるを以て大正十年十二月十三日夕長官々即ち臺灣日々、臺灣、臺南の三新聞記者を召集し、翌十四日各新聞紙上に次の發表を爲さしむることゝしたり。

(大正十年十二月十四日臺灣日日新報掲載)

酒專賣の實施—愈々來年度から

總督府にては豫てより酒專賣に關し調査研究中なりしが昨今に至り既に成案を得十一年度より實施すべく右に關する豫算を編成し日下大藏省との間に交渉中なりと而して之が理由とする處は

- 一、國民保健衛生の見地より之を必要とするにあり即ち現在の本島酒なるものは何等統一なく従て品質又區々に亘り衛生上甚だ憂ふべきもの多きを以て之を改良統一して保健上可能的優良のものたらしむるにあり。
- 二、現在の酒造家は何等の統一なく従て自然競争の弊に陥り易く此の結果として粗製品を廉賣するの外なし故に之を專賣と爲すに於ては各所に點在せる工場を纏め其の間の冗費を省き得るを以て專賣實施の曉に於ては賣價を引上げる事なくして品質優良のもの供給し得るにあり。
- 三、財政困難の現状にあるも而かも此場合新税を課することは到底忍びざる處なり、然るに酒專賣を實施することにより此の収益を以て財源の不足を補ひ得べし。

尙其の他に於ても專賣を利益とする理由は種々あるべきも主とするところは右の三點に基礎を置くものゝ如し。

一度酒專賣計畫の巷間に傳はるや先づ第一に驚駭したるは酒造家なるも獨り酒造家のみならず内地清酒の間屋、金融關係者、運送業者、料理店其の他苟も酒に關係を有する各方面の人々は孰れも之を以て驚異としたり。

續いて右報導と共に臺灣日日新報は「財政上より見たる酒專賣は機宜を得たるものなり」と題し左の記事を載せた

「總督府にては來年度より愈々酒專賣を實施するの案を樹て今や大藏省と折角交渉中なるが今、事の茲に至れる経緯を各種の材料に依り綜合するに一般財界の不振は遂に總督府に於ける十一年度の豫算編成の上にも尠からぬ支障を來し歳出豫算一億三百萬圓なるに對し歳入九千七百萬圓に過ぎず、其の間約六百萬圓の不足を生ずるに至れるより之が補填の財源を何に依て求むべきかに就き財務當局は大なる苦心を爲したる結果酒稅率を改正し以て増收を計りて一時を糊塗せんとせしものゝ如く、即ち此の改正案に従へば第一種に於て從來十六圓なりしを三十圓となし（以下同上）第二種十四圓を二十三圓に第三種十一圓を十九圓に其の他第四種以下は濁酒、味噌、其他酒精分の含有度の相違に依り複雑なるを以て茲には之を略するも、要するに此の改正率の計算に依るときは大體に於て約五割の増率となり此の結果如何なる程度まで増收し得るやと言ふに今豫算表に現れたる十年度酒稅の收入見込み額を見るに五百三十二萬圓弱なるも財界の不振はあらゆる方面に對して著しき減收を來したるが、殊に酒類需給の關係は米價の高低等より來る人氣に支配さるゝ事甚しく近時益々醸造業を手控へする傾向あつたことより見れば本年度の實收額は恐らく三百萬圓を出づるとするも幾何もなかるべく假りに之を基礎として之に五割の増稅を加算するも尙且四百五十萬圓乃至は五百萬圓に過ぎず、而も此の五割の増稅たるや當業者側より言へば實に自家の消長に關する大問題として必ず之に對しては反對の聲の起るべきは當局者と雖も覺悟なかるべからざる事である。斯の如く僅々百五十萬乃至二百萬圓の増收を得んが爲に當業者をして塗炭の苦みに落ししるゝ事は決して策の得たるものに非ざるのみならず、斯くては所期の目的を達する事が出来ぬ爲め茲に初めて恒久的財源として、又一面國民保健上より品質改良の必要な機運に迫らるる本島酒を一手に總督府の手に收めて以て一舉兩得の專賣の策を樹立するの大英斷に出でしものゝ如くである。今や中央政府も國費の財源に苦しみ稅制の整理に著手し新に財產稅の如きを課せんとの議あり、其の他の地方廳に於ても亦夫れ夫れ或は稅率を改正増收を策し或は雜種稅に名を藉りて種々の新稅を策して各府縣會に提出しつゝあるの秋に當つて獨り吾が臺灣のみ之等の舉に倣ふ事なくして專賣の案を樹てたる一事は寧ろ窮つて通じたるものと言ふべく當局の得意想ふべきである。」

尙同日同紙上に池田專賣局長談として「國民保健上から見ても酒專賣は必要—價格に影響しない」と題し次の記事掲載せられたり。

專賣局の立場から言へば、阿片は今の趨勢を以て進んだなら最早前途は幾何もなく樟腦の方は時に騰落の變動があつて財政の上には屢々不安の念を起さしめるので今の處で一番頼みとして居るのは煙草丈である。收入主義の專賣品としては内地でも砂糖とか酒とか其他に就て考究されて居たやうであつたが何れもの成りさうにも無い。殊に酒などは醸造方法が非常に複雑になつて居て問題にならぬらしい。其處へ行くと臺灣の酒は醸造方法が極めて簡易であるので一番實行し易いし又本島酒は國民保健の上から考へてもどうして之を統一改良を加へる必要がある、夫れに植民政策の原則から言つても植民地の行政上に要する財源は之を官業に依ると言ふ事は通則であるので遂に今回酒の專賣を實施するに至つたのであるが、酒の專賣と言ふ事に就ては各國に其例を見ないやうである。露國が火酒に對して斷行した事があるが之は禁煙を目的としたものであつたらしい、專賣局でも酒の專賣に關しては曾つて數年前に一度調査したことはあつたが昨年の春頃であつたが又調査を命ぜられたので前の材料は参考として再び着手したのである。夫が何の爲めであるかは判明しなかつたが、今度の專賣は總督の意見らしい而して總督は專賣にはするが夫が爲めに價格を引上げる事は爲さないで品質の改良に重きを置けと言ふのであるから、仲々六箇敷の問題であるが然し之に就ては内地でも政府は固より民間でも恐らくは異議のない事と思はれる。現在の本島酒造家は大小約二百軒位で酒造は二十萬石内外であるビールや内地からの移入に懸る酒をどうするかとか其他實行の方法に關しては今の處何とも言へないが、臺灣に酒專賣を實施する事によつて内地の酒造家に何等の影響が無い事は事實であるが収益の點に至つては約六百萬圓位に過ぎない事であらう。

以上のやうな記事を初めとし島内諸新聞は連日この新計畫の紹介と批評に年を送り新年を迎へたるが、第四十五議會の本會議は例年の如く一月二十一日以後に開かれ酒專賣案も愈々本會議にかけらるゝに至れり。

一方專賣局に於ては十二月十五日三階會議室に局員一同を集め局長一場の訓示を爲したるが其の要旨左の如し。
「昨日新聞紙上で發表になりましたから、皆さんも御承知のことと思ひますが、今度總督府で來年度から酒を專賣にすることに決定しました。皆さんも未だ御承知がなかつたことと思ひます、之は過去數箇年間私は薄々聞かないでもありませんでしたが、専ら總督、長官の手許で成案を爲されたもので最近の如く進行したに就ては私も實に意外に思

つた位で昨日突然新聞社の方の來訪を受けたのでお話しても差支ない程度に於て發表して置いた次第であります。此の問題が今日迄秘密を守られ少くも外部に洩れなかつたと云ふことは我々の誇りとも云ふべきで、之には從來皆さんが言行を慎んで下すつた結果であります。尙成案の其の後に就ては總督府内の二、三幹部によつて引續き折衝に當つて居られるから何れ具體的に發表になること、思ひます随つて今後の成行はどう變化するかと云ふことは勿論私にも解りませんが、愈々實施することになれば勿論專賣局に一課を増設する事になります。そうすれば取りも直さず同じ局内の仕事になるのであるから皆さんにも御協力を願はなくてはなりません。夫に就ては些細な問題ではあります。が鳥渡皆さんに御注意を願つて置きたい事は、話がかう云ふ風に進んで來ると一般人、殊に我々專賣局内に居るものはよく其内容を知りたいもので殊に酒屋さんでも其内容とか成行きとかを聞きたがるのが人情であります。そんな場合に局内の人からうっかり醸造酒がどうの蒸餾酒がどうのとほんの想像に過ぎないことを話されても外部の人には恰かも夫れが成案になつたかの様に考へられ、其の結果意外な間違ひを生じないとも限りませんから之が具體的になつて現はれるまで皆さんは今後一言一行を充分慎んで頂きたいと思ひます。

第八節 酒類專賣豫算の公布

酒類專賣豫算を包含する大正十一年度特別會計歳入、歳出總豫算は大正十一年二月十四日衆議院に於て可決せられ、三月二十五日貴族院の可決により確定し同月三十日公布せられ酒類專賣制度實施は確定力を有するに至れり、其の豫算次の如し。

大正十一年度酒豫算書

官業官有財産收入 (酒收入)

區	分	賣下見込額	豫定額
酒	製	一〇、二七五、一九〇	一〇、二七五、一九〇
	臺	八、〇五三、二五四	八、〇五三、二五四
	米	八二〇、一六九	八二〇、一六九
	糖	二、二〇四、二九四	二、二〇四、二九四
	蕃	二、〇一三、三七七	二、〇一三、三七七
	泡	二、二二三、六〇二	二、二二三、六〇二
	燒	一四六、二〇八	一四六、二〇八
	高	六一、七五七	六一、七五七
	紅	四五、〇六二	四五、〇六二
	藥	一、五二九、三一五	一、五二九、三一五
	白	七〇三、三二四	七〇三、三二四
	味	一五、二一九	一五、二一九
	糯米	六七、四八三	六七、四八三
糯米	五二、四八七	五二、四八七	

第二編 酒專賣制度の起原及目的

買		酒	
内	外	本	計
國製	國製	島製	
入	他	精	入
ウイスキー			
他			
清酒			
葡萄酒			
葡葡酒			
其			
他			
葡葡酒			
葡葡酒			
シヤンパン			
ウイスキー			
ブランデー			
其			
他			
計			
五〇,九八七			
一一九,九七〇			
二,一五八,八七六			
二,〇七八,五七六			
一,八一五,〇四〇			
八八,五二六			
一七五,〇一〇			
四九,六三一			
三,二六五			
一一九			
四,七〇九			
二七,三四八			
一四,一九〇			
三〇,六六九			
六三,〇六〇			
一〇,二七五,一九〇			
五〇,九八七			
一一九,九七〇			
二,一五八,八七六			
二,〇七八,五七六			
一,八一五,〇四〇			
八八,五二六			
一七五,〇一〇			
四九,六三一			
三,二六五			
一一九			
四,七〇九			
二七,三四八			
一四,一九〇			
三〇,六六九			
六三,〇六〇			
一〇,二七五,一九〇			

四七四

經常部支出

區	分	數	量	單位	費	額	金	額
俸給	奏任俸給				三,一〇〇,〇〇〇 ^円		三二八,七七三,〇〇〇 ^円	
俸給	本任俸給				三,一〇〇,〇〇〇 ^円		四六,三七三,〇〇〇	
俸給	事務官俸給	二		九箇月分	三,一〇〇,〇〇〇 ^円		三一,七六二,五〇〇	
俸給	副事務官俸給	六		同	二,七四〇,〇〇〇		四,六五〇,〇〇〇	
俸給	技師俸給	六		同	三,八三〇,〇〇〇		一一,三三〇,〇〇〇	
俸給	加給俸給	十分ノ四、六		三人	二,七四〇,〇〇〇		一四,七八二,五〇〇	
俸給	判任俸給				一四,六一〇,五〇〇		一四,六一〇,五〇〇	
俸給	本任俸給				一八二,四〇〇,〇〇〇		一八二,四〇〇,〇〇〇	
俸給	書記俸給	一〇四		九箇月分	一,〇〇〇,〇〇〇		一一四,〇〇〇,〇〇〇	
俸給	加給俸給	四八		同	一,〇〇〇,〇〇〇		七八,〇〇〇,〇〇〇	
俸給	事務費	十分ノ六			一,〇〇〇,〇〇〇		三六,〇〇〇,〇〇〇	
費	加給費						六八,四〇〇,〇〇〇	
費	事務費						七四,八六〇,〇〇〇	
費	事務費						二四,八一七,〇〇〇	

第二章 酒專賣の計畫 第八節 酒類專賣推算の公布

四七五

備用品費	一〇、七八一・二五
圖書印刷費	二、六六四・〇〇
筆紙墨文具	二、六〇六・〇〇
消耗品	二、六〇六・〇〇
通信運搬費	六、一五九・七五
旅費	三五、七三八・〇〇
外國旅費	七、五〇〇・〇〇
內國旅費	二八、二三八・〇〇
上京	八、〇〇〇・〇〇
赴任	二、二五〇・〇〇
歸郷	一、〇〇〇・〇〇
島内巡回其他	一六、九八八・〇〇
雜給及雜費	一四、三〇五・〇〇
雇員給	二、五六五・〇〇
雇員料	二、五六五・〇〇
備用人	六九七・五〇
給仕	一五七・五〇
合計	五七〇・〇〇
九箇月分	二一〇・〇〇

小使	二	九箇月分	三六〇・〇〇
被服費	二	九箇月分	五四〇・〇〇
給仕	一		五三・〇〇
小使	二		二三・〇〇
雜費			三〇・〇〇
借家及宿舍料			一〇、九八九・〇〇
廣告料			六、三〇九・〇〇
飲料水費			四、五〇〇・〇〇
業務費			一八〇・〇〇
作場費(酒)			三、七九〇、四四四・〇〇
事務用品			三、七七九、二二三・〇〇
雇員給	三三	九箇月分	八、〇二五・〇〇
備用人	三四	九箇月分	一三、六八〇・〇〇
守衛料	三五	九箇月分	二〇、〇四七・五〇
給仕	一五		一一、四七五・〇〇
小使	二三		二、三六二・五〇
被服費	二三		六、二一〇・〇〇
合計			一、九八二・〇〇

守衛	三四	九箇月分	三八〇〇〇
給仕	一五	同	二三〇〇〇
小使	二三		一五〇〇〇
旅費			四七、五五〇〇〇
器具機			六、九七五〇〇
雜品			二、七九〇〇〇
建築物器具			五六、一二四〇〇
機械修補			三二、〇二二二五
建築物修補			二四、一〇二七五
器具機械修補			二三七、七七一七五
薪炭油類及電燈料			二二六、七二四二五
薪炭油類			一一、〇四七五〇
電燈電力料			二、五六五五〇
雜用品			二七二六、四八五五〇
包裝及運搬費			二、二八四、八七七二五
包裝費			四四一、六〇八二五
運搬費			三六七、六二〇〇〇
雜給			

助手	四〇	九箇月分	一、八〇〇〇〇
甲種職工	四五〇	同	六六〇〇〇
乙種職工	二〇〇	同	三六〇〇〇
作業夫	一八一	同	三六〇〇〇
雜費			
被服費			八一、三一四〇〇
借家及宿舍料			一七、四二〇〇〇
宿直料			五六、七三六〇〇
飲料水費			五、四七五〇〇
工場借上費			一、六八三〇〇
檢定及試験費			一六四、四八七七五
器具機械			四一、八〇五〇〇
藥品			二七、〇〇〇〇〇
雜費			五、二五〇〇〇
助手			三、四五〇〇〇
借家及宿舍料			四、六二〇〇〇
共済組合基金補給			一、四八五〇〇
			九、七四二〇〇
			五六〇〇〇

第二編 酒專賣制度の起原及目的

區分	數量	單位	金額
現業員獎勵費			一、四七九・〇〇
專賣補償及購買費			三、六八七、九九四・〇〇
原料費			一、三〇九、三八八・〇〇
酒類買上費			二、三七一、一〇六・〇〇
酒類買戻費			七、五〇〇・〇〇

四八〇

臨時部支出

區分	數量	單位	金額
酒專賣創業費			一、二二三、四三五・〇〇
創業費			一四五、一八六・〇〇
俸給	八	三箇月分	四一、〇六〇・〇〇
委任俸給	二	三箇月分	九、〇六〇・〇〇
本俸	二	三箇月分	六、二〇五・〇〇
事務官	三	一人	一、五五〇・〇〇
副事務官	三	一人	二、〇五五・〇〇
技師	三	一人	二、六〇〇・〇〇

區分	數量	單位	金額
加任俸給	六、二〇五・〇〇	十分ノ四、六	二、八五四・三〇
本俸	八〇	三箇月分	三三、〇〇〇・〇〇
書記手	五〇	三箇月分	二〇、〇〇〇・〇〇
技手	三〇	同	一、〇〇〇・〇〇
加務	本俸二〇、〇〇〇・〇〇	十分ノ六	七、五〇〇・〇〇
事務費			一一、〇〇〇・〇〇
旅費			一〇四、一二六・〇〇
國內旅費			八、八〇〇・〇〇
島内出張費			九、四一三・〇〇
雜給及雜費			九、四一三・〇〇
雇員給			八五、九一二・五〇
雇員料	三〇	三箇月分	四、二七五・〇〇
備人			四、二七五・〇〇
給仕	五	三箇月分	一、一六二・五〇
小使	一〇	同	二六二・五〇
			九〇〇・〇〇

第二章 酒專賣の計畫 第八節 酒類專賣豫算の公布

四八一

被服費	二六五・〇〇
給仕費	一一五・〇〇
小使費	一五〇・〇〇
雜費	二七、七一〇・〇〇
宿直料	七二・〇〇
宿舍料	八、五五〇・〇〇
接待費	一六、五〇〇・〇〇
給水料	六〇・〇〇
雜費	二、五二八・〇〇
雜事手當	五二、五〇〇・〇〇
鑑定人手當	二二、五〇〇・〇〇
鑑定人旅費手當	五、〇〇〇・〇〇
賞與及諸謝金	二五、〇〇〇・〇〇
建築及設備費	一、〇七八、二四九・〇〇
俸給	一四、二六三・〇〇
奏任俸給	二、二六三・〇〇
本俸	一、五五〇・〇〇
技師	三、一〇〇・〇〇
加給	七、一三〇・〇〇
判任俸	一一、〇〇〇・〇〇
本俸	七、五〇〇・〇〇
技手俸	七、五〇〇・〇〇
加給	七、五〇〇・〇〇
事務	四、五〇〇・〇〇
應費	二六、一八六・〇〇
旅費	一、七四〇・〇〇
雜給及雜費	二二、七五〇・〇〇
雇員給	一一、六九六・〇〇
雇員料	四、二七五・〇〇
備人料	四、二七五・〇〇
常備夫	一、八〇〇・〇〇
雜費	一、八〇〇・〇〇
宿舍料	一、八〇〇・〇〇
雜費	五、六二一・〇〇
雜費	四、五三〇・〇〇
雜費	一、〇九一・〇〇

技師	六箇月分	三、一〇〇・〇〇
加給	十分ノ四、六	一一、〇〇〇・〇〇
本俸	六箇月分	七、五〇〇・〇〇
技手俸	六箇月分	七、五〇〇・〇〇
加給	十分ノ六	四、五〇〇・〇〇
事務		二六、一八六・〇〇
應費		一、七四〇・〇〇
旅費		二二、七五〇・〇〇
雜給及雜費		一一、六九六・〇〇
雇員給		四、二七五・〇〇
雇員料		四、二七五・〇〇
備人料		一、八〇〇・〇〇
常備夫		一、八〇〇・〇〇
雜費		五、六二一・〇〇
宿舍料		四、五三〇・〇〇
雜費		一、〇九一・〇〇

工 事 費	二三七、八〇〇・〇〇
廳 舍 增 築	五四、〇〇〇・〇〇
工場新營及修補	八四、五八六・〇〇
官 舍 新 營	五二、一三四・〇〇
配 給 所 新 營	四七、〇八〇・〇〇
徵 收 費	八〇、〇〇〇・〇〇
徵 收 費	七九、〇〇〇・〇〇
代 償 額 端 金	一、〇〇〇・〇〇

第九節 臺灣事業公債法の公布

臺灣酒類專賣實施の爲酒類製造業者に交付すべき交付金及動産不動産の徵收に對し補償金を支辨すべき臺灣事業公債法は大正十一年三月二十三日貴族院の可決に依り同月二十八日之を公布したり。

臺灣事業公債法 大正十一年三月二十八日 法律第十三號

第一條 臺灣ニ於ケル事業又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且酒專賣制度ノ實施又ハ私設釀造買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ一億二千六百三十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年三月十九日前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時効ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

前記臺灣事業公債法に依り酒專賣制度の實施に要する公債は大正十一年八月十一日額面總額四百四十萬圓を發行し利率は年五分償還期限は發行の日より五年据置其の翌年より五十年内とし利子起算日は公債發行の翌日より起算し支拂期は年四回三月、六月、九月、十二月の各一日とし其の日以前三箇月間に屬するものを支拂ふ但し利子支拂期開始前元金償還の場合に於ける當月分利子は元金と同時に之を支拂ふ元金償還の場合に於ける利子は元金償還の期日まで之を附す、元金の償還は日本銀行に於て抽籤を以て之を定め額面金額の種類、記號及番號は之を廣告することゝなれり。

第十節 酒關係業者の運動

曩に豫算内示會に於ける酒專賣豫算案の帝國議會提出の事實を知り次で新聞掲載によりて專賣制度實施の動かすべからざる事實を知れる關係業者は俄かに各地に動き喧騒を極め來りて酒造業者は之を死活問題として寄り寄り會合をなし早くも各方面へ陳情を爲すに至れるが十年十二月二十八日、臺北に於て全島酒造業者大會を開き前後策を謀りたるなど年末ながらに慌しさを呈せり。今當時開かれたる大會を臺灣日々新報は次の如く報導せり。

全島酒造業者大會を開き酒專賣に對する前後策

「酒專賣の弊は本島酒造業者の頭上に青天の霹靂として落ちた。其の内容も未だ詳細を盡さないが會員百五十名を抱擁する臺灣酒造研究会では早くも之が對策を協議すべく昨日午後二時より大稻埕江山樓に酒造業者大會を開催するに至つた、會するもの八十数名大部分全島に散在する紅酒業者である、若席と共に司會者宮崎不例氏は起ちて酒專賣の理由たる歳入増出品質改良統一生産費低減の三點を挙げ酒造業者としては頗る時宜を得たる計畫と信ずるとして酒造業者の現況を説き翻つて其の内容は新聞紙上で發表された外知るに由なきも酒造業經營の補償及失職者救済等は我々の死話問題なれば慎重に協議したしと述べ吳文藻氏を座長に押し

- 一、專賣に關する內容調査
- 二、營業者補償及失職者救済に關し陳情の件
- 三、仲賣等指定に關する件
- 四、賣掛代金回収に關する件

を附議したが研究会提案の第一は兎も角も以下は内容不明の此の際附議せんとするは時機尙早なるのみならず不穩當なりとて反對論隨處に起り遂に有耶無耶の裡に議案は葬り去られ改めて臺北州三人臺中、新竹、臺南、高雄各州二人、花蓮港一人の委員を擧げ責任當局に先づ酒專賣の内容を質し然る後更に會合協議を重ねることに決し頗る不徹底裡に散會した。」

越えて十一年一月六日には全島酒造業者、代表者楊潤波、黃純青等十三名は池田專賣局長を訪問左記十六項に就き陳情したり。

- 一、律令案内容の要點
- 二、豫算案内容の要點
- 三、專賣實施の時期
- 四、專賣の範圍は單に本島酒に限らるゝや又は清酒酒精及麥酒を含まるゝや
- 五、廢業補償に對する方針

六、工場器等買収の方針

七、製品は買収せらるゝや

八、賣掛金回収に關する救済の方針

九、買収済の糖蜜及其他的原料處分に關する方針

一〇、實施後直ちに政府直接製造に着手せらるゝや又は委託製造の方針を探らるゝや

一一、製糖等に對する方針

一二、失業者從業者救済の件

一三、專賣實施後賣捌人制度は元賣、仲賣、小賣の三級又は仲賣小賣の二級制を探らるゝや

一四、補償金は現金を以てせらるゝや又は公債によらるゝや

一五、酒類專賣業販賣者救済の方針

一六、專賣發布前酒造業者の注意すべき事項

右の外二月二日には臺南公館に於て南部移入酒卸商大會の開催あり、釀造酒以外の酒類を專賣より除外するの件外五件を決議陳情、二月二十五日には臺灣酒造聯合會の歎願書提出方決議上京中の總督、長官に陳情書を發送する等各種各様の陳情歎願あり、或は内容探究に努むるものありて此間專賣當局の應待違なきものありしが、專賣局長の過度期に於ける施設轉業救済等の考慮ある旨を醇々説くありて漸次夫等の事實も判明するに至り之等の運動も遂次穩健となるに至れり。

第十一節 稅務課長會議の開催

酒類專賣實施計畫は法制に豫算に何れも極めて順調に進行し之が確定を見ること遠からざるべきに至れるを以て總督府に於ては此の際地方に於ける酒類製造狀況並制度改正の際に於ける諸般施設に關し豫め打合せの必要を感じたるを以て十一年一月二十一日より二日間專賣局に全島の各稅務課長並稅務出張所長を召集し打合せ會議を開催したるが當日長官の爲したる訓示要旨及同會議に附したる諮問事項及注意事項左の如し。

長官訓示要旨

酒專賣に關しては豫て新聞紙上にも發表したるが如く財政の補填として、財源を酒專賣に求めたるにあり元來酒類に對する趨勢は國民の保健上より社會的に研究されつゝあり、現に米國の如きは酒精分の極めて稀薄なる麥酒を除きたる他の酒類に對し全禁政策すら採りつゝあり、我國に於ても之等問題に對し嘗て審議せられたることありしも種々の事情の下に之を決行する能はざりしも本島は内地の夫に比し決行し易き状態にあり、一面生産費を出來得る丈低下せしめて品質を改善向上せしめ以て國民保健の上に充分意義ある結果を示さんが爲め之が施行に對する準備として本日打合せ會を開催したるなり。然れども其の内容を具體的に發表し得ざるを遺憾とするも恁は法令の審議にも關係あるのみならず、本專賣決定に付ては豫算にも大なる關係あり且つ帝國議會の協賛を得る必要もあり旁々未だ内容を發表するの時期に非ざるものと信ず、故に本日會議に附したる諮問事項及注意事項は他日專賣制度實施の際に於ける準備資料としてなすもので、又酒造業者に對しては之が禁業を爲すものなれば出來る丈充分の補償を爲すのみならず、寧ろより以上に交付すべき考へなり。而して諸官に充分なる注意を要求せんとするものなり。這是過去と言はず、現在と言はず將來と言はず本問題に對する隔意なき意見を徹するも諸官が言動に慎重なる注意を拂はれ一般より誤解を招かせざらんことを期せられたし。特に事務上の事由調査の如き絶體に秘密となし、一般當業者の迷惑を醸すが

如き事なからんことを期せられたし云々。

(一) 諮問事項

- 一 管内酒造業ノ狀況及各業者ノ經濟狀態
- 二 管内酒類需要供給ノ狀況
- 三 酒價ノ市況及取引ノ慣習賣渡代金回收ノ狀態
- 四 管内産業トシテノ酒造業ノ地位並各現在工場ヲ閉鎖スルモノトセバ其ノ影響
- 五 酒造業者ノ資本及金融狀態
- 六 酒專賣發表後ニ於ケル民情一般及酒造業者ノ思惑並販賣人小賣人等ノ期待
- 七 酒專賣ニヨリ業者轉業ノ難易轉業々務ノ見込
- 八 酒造業者ノ專業トスルモノト兼業トノ割合(名義ト經營者ト異ナルモノ等)
- 九 酒類嗜好ノ趨勢
- 十 麥酒及清涼飲料ノ嗜好ノ趨勢
- 十一 酒類生産費石當リ見込(直接生産費ニ間接費)
- 十二 副産物收入ト生産費ノ比率並副産物利用ノ範圍並市價
- 十三 酒仲賣人及製造業使用人ノ專業ト兼業トノ人員概數並專賣ノ影響
- 十四 專賣ヲ機トシ投機的行爲ノ認ムベキモノ其ノ事項及手段
- 十五 酒製造及販賣ヲ專賣トスルモノトシテ施設上考慮ヲ要スベキ事項

(二) 注意事項

- 一 酒專賣實施ニ付テハ尙中央政府トノ間ニ折衝中ニ係リ具體的發表ノ時機ニ到達セスシテ新聞紙上ニ一部發表スル事トナリタル爲メ内容ニ付揣摩臆測ヲ流布スルハ免レザル所ナルモ酒ノ事務ニ從事スル稅務官吏ノ一言一句ハ業者ニ取リテハ重大ナル影響ヲ來スモノト信ズルガ故ニ言行ヲ慎ムト同時ニ思惑的行爲ニ出テ不測ノ損害ヲ招來スルガ如キ事ナキ様注意ヲ加ヘラレ度シ
- 二 案ノ進捗ニ伴ヒ各般ノ調查方ヲ依頼スヘク其ノ調査ハ專賣實施ノ基礎トナルモノナルガ故ニ事業經營當務者タルノ觀念ヲ以テ審査報告セラレンコトヲ望ム
- 三 左ノ事項ハ御含ノ上直ニ實行相成度
 - A 造石數ヲ増加セザルコト

開ク處ニ依レバ專賣實施後ノ値上及專賣品トシテ、政府ニ買上グルモノト豫想シテ造石高ヲ俄ニ増加セル傾向アリト之等ノ思惑ハ資金ノ固定ニヨル金融上ノ支障ハ延テ經濟界ニ惡影響ヲ及ス虞アルノミナラズ、政府ニ於テ買上グルガ如キ全ク未定ノ問題ニシテ實施期ノ如キモ議會ニ於ケル豫算ノ通過ニ待タザルベカラズシテ萬々一來年度ヨリ實施シ難キニ至ラバ需給ノ調節ヲ失シ不測ノ損失ヲ招ク結果トナルニ依リ申告變更ノ如キ出來得ル限り之ヲ許サズ常態ニ於テ必要ナル造石數ニ止メラレ度シ

B 増築又ハ新規調度ヲ爲サザルコト
是亦同様取締ラレ度シ

C 免許變更ハ許可セザルコト
名義變更ノ意味ニ於ケル或ハ組織變更ノ如キ之ヲ許可セザルコトニ注意アリタシ

四 左記事項ハ施設上必要ニ付注意ノ上調査ヲ進メ置カレ度シ

- A 地方的酒類ノ嗜好
地方的嗜好酒名數量需要季節等ノ移動等
- B 酒類ノ需給
各地方ニ於ケル酒名別生産及移入數量移入品ノ生産先及各地方的消費量等Aに關聯シテ調査セラレ度シ
- C 酒 價
酒類ノ市價ハ實施ノ際直ニ準據セザルベカラザルヲ以テ酒精度數別實際ノ小賣價格等常ニ注意シ調査シ置カレ度シ
- D 内地移入酒、外國輸入酒ノ消費
Bニ準シ調査セラレ度シ
- E 酒類ノ取引關係
各地方ニ於ケル酒類ノ生産者仲賣者小賣者間ニ於ケル取引内容概略調査シ置カレ度シ
- F 酒類ノ酒精分調査
其ノ地方ニ於テ實際消費者ニ賣渡サレツ、アル酒類ノ酒精分ヲ明カニシ置カレ度シA Bノ調査モ其ノ酒精分ニヨリ相異ルベキヲ以テ系統的ニ調査セラレ度シ
- G 從業使用人ノ調査
制度實施後ト雖從業使用人ハ相當必要アルベシト認ムルモ製造工場ノ配置ノ如キ未定ノ事項ナル故ニ製造工場ヲ閉鎖スルモノトシテ專ラ酒類製造業務ニ依リテ生活シ居ルモノ、處置考慮上必要ナル材料トシテ此ノ際技術者ノ技術經歷其ノ他從業者中專業ト兼業トノ區別人員等調査置相成度

II 製造者仲買業者ノ調査

(イ) 業者資金ト其ノ經濟狀態ノ内容

(ロ) 地方ニ於ケル信用程度 (會社ニ在リテハ株主組合ニ在リテハ出資者公共事業等ノ成績共)

(ハ) 在庫品ノ數量

(ニ) 賣掛金ノ狀況

I 其ノ他

其ノ他更ニ照會スル事項アルベク又兼ニ財務局長ヨリ照會シタル諸調査ノ如キモ愈實行ノ際ハ再調ヲ要スル事項モ可有之ニ付引續キ審査ヲ重ネ置カレ度シ

第十二節 酒課の新設と準備事務の進捗

大正十一年七月一日より實施の目的を以て計畫せられたる酒專賣は愈々實施と決定するや、之が關係豫算案は臺灣事業公債法改正案と共に議會の協賛を経て三月二十八日附公布せられ、次て專賣局官制改正も勅令第五百五十五號を以て三月三十一日公布せられ、專賣局所管事務中に新に酒類の掌理事項を加へ、之に要する職員亦配置せられたるが、引續き四月一日府訓令第七十三號を以て專賣局分課規程の改正ありて新に專賣局に酒課を置くこととなりたり。

抑臺灣總督府專賣局分課規程は明治三十八年十一月府訓令第二百二十三號を以て制定せられ、其後數度の改正あり現在其分課は庶務課、製造課、腦務課、造林課、鹽務課、煙草課の六課なりしが今回新に酒類の專賣實施せらるゝに至り之が實行機關として酒課の設置を見るに至れるものにして、酒課の分掌事務は次の如く定められたり。

酒課に於ては左の事務を掌る

- 一、酒類の製造購入、販賣及保管に關する事項
- 二、製品及材料品の分析及試験に關する事項
- 三、酒類製造用器具機械其の他の作業用品の保管に關する事項
- 四、酒類工場に關する事項
- 五、酒類、白糯米、紅糯米、酒母及醪の取締に關する事項
- 六、徵收及交付金に關する事項
- 七、酒類の製造に關する工場其の他の建築及設備

斯くて同日附計畫事務主査にして煙草課長事務官杉本良氏は酒課長兼務を命ぜられ局員中より從來主査の下に本事務を分掌し來りたる書記石黒誠忠、鈴木忠次郎の兩名雇石原治の外に書記四名、技手一名、雇一名計八名を専任とし會計主任書記奥村文市外十名を兼任とし外に技手三名、雇七名、計二十一名を任命し、茲に酒課の陣容全く成りて始めて公然本格的創業事務に着手することとなり、同じく同月十一日支局出張所の設置と共に總督府財務局及各州廳より稅務關係職員たりし屬前島知徳外四十二名の轉入あり夫々酒課及支局出張所に配屬し中央、地方の連絡統制成りて創業事務の進捗を見るに至れり。

四月七日新課員に對し辭令交付あり、局長代理として鎌田庶務課長は局員一同に對し一場の訓示ありたる後杉本酒課長より新任の挨拶と將來の希望を述べたるが、局長訓示は酒專賣實施の第一聲なるを以て茲に之を掲ぐべし。

訓 示

本日不幸にして局長不在の故を以て私が代理として御挨拶申上ます。曩に酒專賣實施につき池田局長より御話があ

りましたが、彌々三月三十一日の官報を以て專賣局官制改正の勅令が公布せられ、酒專賣事務の所管を定められました。之に基きて茲に四月一日を以て酒課を新設し杉本事務官に酒課長兼務を命じ課員も各任命した次第であります。上に立つ人の役目は人を選定するにあり、選任した以上は選任せられた人が仕事を運んで行くので事業がどしどし出来るのである。之で上に立つ人が安心も出来各種の事業を計畫することが出来るのである、上の人が一々指揮をせねばならぬ様では各般の仕事が處理することが不可能となる、即ち酒專賣事務が本局の所管となりしと同時に酒課長以下課員並之と直接關係ある局員は之が遂行に關する重大なる責務を一切負擔したのである、加之酒專賣創始は田總督として地方制度改正に次ぐの一大事業であり、又賀來總務長官としては第一次の大事業であり殊に前專賣局長として多年抱藏せられたる計畫であり、總督府の事業として成功せしめざるべからざるのであります。國家の事業には背後に偉大なる威力がある故に大概の事業は時が経てばどうなりこうなり成立はして行くが只成立して行く丈では満足出来ない、手際よく成立せしめねばならぬ、打捨て置いては仕事は運ばないのである、努力すればただだけの効果は出る曲りなりに出来たと云ふのではなく立派に仕遂げなければならぬのである。田總督と云はず、賀來長官と云はず、總督府としての大事業の成否は實に諸君の雙手の中にあり責任の重大と同時に非常の努力を望む又酒課以外の局員は直接たると間接たるとを問はず、酒第一として創設事務に犠牲を望む、酒專賣の創設事務は一方に於て民業の禁止をなすのであるが故に最も細心の注意を要し、公平親切に處理し遺憾なきを期すると同時に又一方創設事務に直ちに關聯する實施事務に付ても殊に酒は嗜好品なるを以て純良にして美味なるものを供給することにつき專賣局は重大なる責務を有するもので、若し其努力にして足らざるところあらんか、人民の幸福を増進するを以て職責とする政府が却て人民の幸福を害する結果となります、專賣品につき一言注意を附加し重ねて諸君の努力を望む、尙此度の制度につき詳細な事は杉本課長より説明する筈であります。

尙酒課新設に當り在京賀來總務長官より四月十日附杉本課長に宛て左の電報を寄せられたり。

「事業草創の際各位の努力に待つ所多し、此際特に協力一致し効果を擧げられんことを切望す、課員一同に可然傳へられたし」

第三章 酒類專賣關係法令の公布

酒類專賣關係法令中其の根本法令たる臺灣酒類專賣令は前述の如く拓殖局、法制局の審議を経て勅裁を仰ぎ大正十一年五月五日律令第三號を以て公布せられ、次で同日府令第百九號を以て其施行規則定められ、又同月十二日律令第四號を以て臺灣酒精令公布、同日府令第百十五號を以て其の施行規則定められたるが今項を分ちて説明すべし。

第一節 臺灣酒類專賣令の公布

臺灣酒類專賣令は五月五日律令第三號を以て公布せられたるが、本令は臺灣總督府の管轄内全部に實施せられ何等特殊の除外地域を認めざるを以て如何なる地域にも平等に行はるゝは勿論なりとす。然れども今實際の運用に際しては時々或は宥恕に等しき結果を來すことあるべきは察するに難からず、而してこれ等は特殊の人に關聯する問題にして即ち本令は土地區域に制限なきが故に宥恕の對象は人に限定せらるべく若し土地區域に宥恕を認めざらんか本島に於ける蕃人の如き本島總ての居住蕃人に對しても均一に取扱ふこととなるべし。然るに花蓮港、臺東兩廳下行政區域内居住の蕃人中アミ族及パイワン族の如き比較的文化の向上著しきものと雖も尙之を熟蕃人、本島人、又は内地人に

比較するときは精神的にも物質的にも未だ著しき徑庭あり、殊に蕃人は酒、煙草に對する彼等の嗜好、多年の因襲は牢として抜くべからざるものあり、今直ちに之を一樣蕃人に施行せんか容易ならざる結果を招来すべく、理蕃政策上考慮を要すべく其の機宜を得たるものにあらざるを以て蕃人に對しては當分の内所謂手心を加ふることとし、其の自家用酒の製造、消費を默許するの策に出づることとしたり。今公布に係る酒類專賣令を左に掲ぐべし。

律令第三號

臺灣酒類專賣令

- 第一條 本令ニ於テ酒類トハ酒精及酒精含有飲料ニシテ酒精分九十度未満ノモノヲ謂フ
前項ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢温器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ謂フ
- 第二條 酒類ノ製造ハ政府ニ專屬ス
- 第三條 酒類ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス
- 第四條 酒類ハ政府ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得ス酒類ノ輸出ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第五條 酒類ハ政府又ハ政府ノ指定シタル酒類賣捌人若ハ酒類小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス酒類ノ販賣及販賣者ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第六條 酒類小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非ザレハ酒類ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス
- 第七條 酒類販賣者ハ政府ノ封緘ヲ施シタル酒類ノ容器ヲ變更シ、開披シ又ハ容器ニ附シタル證票其ノ他ノ表示ヲ破毀若ハ變更スルコトヲ得ス但シ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ零售ヲ爲ス酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 白糶、紅糶、酒母又ハ醪ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケヘシ、白糶、紅糶、酒母又ハ醪ノ製造ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第九條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外白糶、紅糶、酒母、醪及政府ノ證票ヲ附セサル酒類ヲ所持シ、

讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第十條 白糶、紅糶、酒母又ハ醪ノ製造者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條 當該官吏ハ酒精、酒精含有飲料、白糶、紅糶、酒母又ハ醪ノ店舗、藏置場、製造場其ノ他必要ノ場所ニ立入り製品、原料、材料、器具機械、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ運輸中ニ在ル酒精、酒精含有飲料、白糶、紅糶、酒母又ハ醪ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運輸ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 私ニ酒類ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

二 第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シテ酒類ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ輸出若ハ輸入ノ準備ヲ爲シタル者

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 酒類販賣者ニ非スシテ酒類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者

二 私ニ酒母又ハ醪ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條、第七條又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者

二 私ニ白糶又ハ紅糶ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

第十五條 當該官吏ノ職務ヲ執行ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法ニ規定アルモノハ刑法ニ依ル

第十六條 第十二條、第十三條第二號又ハ第十四條第二號ノ罪ヲ犯シタル者ノ所持又ハ所有スル酒類、白糶、紅糶、酒母醪及製造用器

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第一節 臺灣酒類專賣令の公布

其機械ハ之ヲ沒收ス其ノ既ニ讓渡シ、消費シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第十七條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ第十五條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 酒類ノ販賣者若ハ輸出入者又ハ白糴、紅糴、酒母若ハ醱ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナル場合ニ於テ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ處罰スヘキトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 酒類ノ販賣者若ハ輸出入者又ハ白糴、紅糴、酒母若ハ醱ノ製造者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ酒類ノ販賣者若ハ輸出入者又ハ白糴、紅糴、酒母若ハ醱ノ製造者ヲ處罰ス

第二十條 明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯罪事件ニ付之ヲ準用ス
第二十一條 本令中輸入又ハ輸出ニ關スル規定ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ヨリ移入シ又ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ニ移出スル場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十六條及第二十七條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 臺灣酒造稅規則及臺灣工業用酒精稅規則ハ之ヲ廢止ス但シ大正十一年七月一日前ニ製造シタル酒精及酒精含有飲料ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

第二十四條 酒類製造者ハ大正十一年七月一日現ニ製造中ノ酒類ニ限り其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ製造シタル酒類ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

第二十五條 本令ハ當分ノ内麥酒ニ付之ヲ適用セス

第二十六條 本令施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ臺灣總督ハ酒類ノ製造、輸入又ハ移入ヲ制限スルコトヲ得

前項ノ制限ニ違反シ酒類ノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 乃至第二十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本令公布ノ際現ニ存スル酒類製造用ノ建物、其ノ敷地及製造場備付ノ酒類、白糴、紅糴、酒母又ハ醱ノ製造用器具機械ハ政府ニ於テ之ヲ徵收シ又ハ使用スルコトヲ得

政府ハ酒類、白糴、紅糴、酒母又ハ醱ノ製造者ノ營業場ニ就キ前項ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ使用スヘキ物件ヲ調査シ徵收目錄又ハ使用目錄ヲ作成ス

徵收目錄又ハ使用目錄ハ本令公布後三十日以内ニ之ヲ所有者ニ交付ス

徵收目錄又ハ使用目錄ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受ケルニ非サレハ徵收目錄又ハ使用目錄ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第二十八條 前條ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ使用スル物件ニ對シテハ補償金又ハ使用料ヲ交付ス

補償金又ハ使用料ノ額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定ス

鑑定人ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十九條 政府ハ酒類製造者ニ對シ其ノ請求ニ依リ酒類ノ賣渡代金ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ交付シ其ノ金額五百圓ニ滿タサルトキハ五百圓ヲ交付ス

酒類製造用ノ建物ヲ所有スル酒類製造者ニシテ第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ建物ノ全部ノ徵收ヲ受ケサル者ニ對シテハ前項ノ交付金ノ外其ノ五分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

酒類製造者ニシテ大正十一年七月一日酒類賣捌人ニ指定セラレタルモノニ對シテハ前二項ノ規定ニ依リ交付スヘキ金額ヨリ其ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ交付ス

第三十條 前條ノ賣渡代金ハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日ニ至ル二年間ノ賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但シ大正八年七月二日以後製造ヲ開始シタル場合ニ於テハ製造開始ノ翌月ヨリ大正十年十一月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

前項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第三十一條 第二十九條ノ酒類製造者ハ大正十年七月一日以前ヨリ本令公布ノ日迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但シ相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

第三十二條 第二十九條ノ交付金ハ大正十一年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十三條 第二十九條ノ交付金ハ額面金額ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第二十八條ノ補償金ハ大正十一年七月一日前一年間ニ於ケル平均相場ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第三十四條 第二十九條第一項第三十一條乃至第三十三條ノ規定ハ酒類製造者ニ非サル白糖、紅糖、酒母又ハ釀ノ製造者ニシテ本令公布ノ日ヨリ大正十一年七月十日迄ニ其製造ヲ廢止スルモノニ付之ヲ準用ス

第二節 臺灣酒類專賣制度の内容

臺灣酒類專賣令は專賣制度の内容を規定せるものなるを以て大正十一年五月五日發表せる説明書を左に記述すべし

第一 專賣制度に所謂酒類及酒精の意義

先づ順序として臺灣酒類專賣令に於ける酒類及臺灣酒精令に於ける酒精とは如何なるものなりやの點より説明すべし、現今臺灣に於て酒類と稱するは通常釀造酒、蒸餾酒、再製酒の三種に區別し釀造酒とは清酒、麥酒、葡萄酒、紹興酒、濁酒の類、蒸餾酒とは酒精、燒酎、米酒、糖蜜酒の類、再製酒とは釀造酒又は蒸餾酒に加工したるものにして、紅酒、藥酒、白酒、味淋の類なり。從來臺灣酒造稅規則に於ては右の内麥酒を除外しあり、内地にありては酒造稅法、麥酒稅法、酒精及酒精含有飲料稅法等の規定を以て課稅の必要上より各種酒類の名稱を區分せり。今回の專賣制度に於ては專賣令及酒精令を通じて所謂酒を分ちて酒精及酒精含有飲料と爲したるが、内地の例とは異り從來の臺灣の酒類と云ふと殆んど同じく、唯之よりも麥酒をも含めたるだけ廣きものなり。而して酒精含有飲料中には釀造酒も蒸餾酒も再製酒も全部之を含み從來の名稱に於ては清酒、米酒、紅酒等の種別を爲したるもこれらは何れもこの酒精含有飲料中に包含せらるゝものなりとす。但し酒精含有飲料はその酒精分より云ふときは普通四十度内外を最高とし、酒精の如きは十六七度に止まり五十度以上は極めて稀なるも、近時酒精工業の發達に伴ひ輸送上極めて高度の酒精含有飲料を製造し搬出するものなきに非ず。かゝるものゝ内酒精分九十度以上なるものは之を酒精として取扱ふことゝなれり。(酒精令第一條)故に酒精には純酒精の外九十度以上の酒精含有飲料を含むものと謂ふべし。猶香水、ニス、チンキ等の酒精含有物は其原料酒精は勿論酒精なるもの製品は之を酒精と看做さざる趣旨なりとす。而して酒精令に在りては酒精及酒精含有飲料中酒精分九十度以上のものゝみを酒精として規定し、專賣令に在りては其九十度未満のものゝみを規定し即ち專賣令に於ては九十度未満の酒精及酒精含有飲料を酒類と稱するものとす。

第二 專賣の範圍

借て今回實施せんとする酒專賣に在りては原則として酒の製造及販賣を共に官營となすに在りて、その製造の方面に在りては從來免許業務として一定制限の下に認められ來りたる酒類製造業を全然禁止し、之を政府の經營に移すと共に、一面販賣の方面に在りても從來各個人に於て總て自由に營業を認められたる酒類の販賣業を將來は政府の指定したる販賣者に限り取扱ひ得らるゝ事に改めんとするものにして、所謂製造販賣の兩方面に互り之を官營となすにあるも（專賣令第二條、第五條、酒精令第十六條、第十七條）、特殊事情により必ずしも一律に右の原則を實施するを得ざる事情あり、仍て多少の例外なきに非ず、即ち

(一) 製造の方面に於ては

- 一、酒精（即ち從來の所謂酒精及酒精含有飲料にして九十度以上の分）の製造は一定制限の下に民營を認むること（酒精令第四條）
 - 二、酒精含有飲料中麥酒は例外として當分の内民營を認むること（專賣令第二十五條）
- の二例外を設け右以外の酒類の製造を官營となしたるものにして將來は清酒、葡萄酒等の醸造酒、米酒、糖蜜酒等の蒸留酒及紅酒、藥酒、白酒、味淋等の再製酒は皆個人に於て製造することを嚴禁せられ若し犯す時は百圓以上五千圓以下と云ふ極めて高額の罰金を科せらるゝこととなし、（專賣令第十二條）、以て政府の製造權を確保することを計れるものなり。

(二) 販賣の方面に在りては

- 一、麥酒の販賣は從來通り民營とする事（專賣令第二十五條）
- 二、酒精製造者の製造せる酒精は主として輸出又は移出するものにして島内に於ては政府に賣渡し政府の手を経て其酒精が島内の用途に向けらるゝの途はあるも（酒精令第十一條）、酒精製造者に於ては直接に島内に於て販賣することを得ず、専ら外國に輸出し又は内地其他に移出することのみを認められたること（酒精令第十六條第十七條）

以上の二例外を除き島内に於ける酒即ち酒精、酒精含有飲料の販賣は全部政府の主宰する所にして、之を例示すれば

清酒、米酒等の日用の所謂酒類の販賣は勿論藥種店に於て從來藥用の名稱を冠して販賣し居れる藥用葡萄酒の如きも病院に於て使用する醫藥用の如きも吸入用酒精の如きもニス、セルロイド、香水等の製造用に供する酒精の如きも乃至自動車の燃料用に供する酒精の如きも皆悉く政府の手を経たるものを使用せざるべからざる事となりたり。

右は何れも酒としての製品に就てなるが、右の外酒製造の原料たる白糶、紅糶、酒母、醪は如何なる取扱をなすやと云ふに之等は主として、酒製造の用に供するものにして現に租稅制度の下に於ても原料課稅として之等に類するものに課稅する例も存する程にして、本島に於ても之を全然放任するは不可なるも又之を今日專賣にせざるべからざる必要もなきを以て、一定制限の下に白糶、紅糶、酒母、醪の民間製造を認むることとし、（專賣令第八條）一面酒の密製造を防止すると共に一面之等の物件の製造用以外の用途に供せらるゝものに對し需給の宜しきを失することなきを圖れり。

第三 專賣品供給の計畫

今本島内に於て消費せらるゝ酒精及酒精含有飲料の數量を見るに、年により多少の消長あるも年額約二十萬石と見れば大差なかるべし。其大部分は島内に於て製造せらるゝものにして島内製造酒の量約十七八萬石に達し内地及支那其他の外國より輸入せらるゝものは約十分の一に過ぎざる狀況なり。專賣制度實施後はなるべく從來の嗜好を尊重し急激に之を左右するが如きことなからんことを望み、從て酒の供給方法も從前島内に於て製造したるものは將來も引續き之を製造し、從來島外より供給を受けたるものは將來も引續き政府に於て之を購入して管内に販賣すべく、即ち政府は直接製造及び買入の方法によりて專賣品の調達を圖らんとするものなり。

一、島内製造 島内に於ける製造は政府に於て直接之を爲すべく、委託製造又は請負製造の如き方法を執ることなく、之が爲めに要

する工場は現在民營の下に於て約二百箇所を算するも政府は可成工場を集中して製造技術の統一と生産費の節減とを圖るべきも、地方的嗜好状況をも斟酌し、且つ從來酒造業に附帯せる地方産業に對する打撃をも出來得る限り軽減することを圖る必要あり、工場配置及び其製造設備等に關しては之等の點を顧慮し、先に發表せる支局、出張所及び工場の所在地中大體に於て臺北、樹林、宜蘭、新竹、豐原、臺中、埔里、斗六、嘉義、臺南、旗山、屏東、恒春、花蓮港、臺東の十五箇所に製造場を設置する計畫にて調査中なり。其の製造する種類は蒸餾酒、再製酒は殆んど在來品の全部に亘るべく、釀造酒の範圍に於ては何々を釀造すべきは猶考究の上決定せんとす。

二、買入酒 次に内地酒及び外國酒に對しては政府は直接製造者と契約し、又は製造者遠方に居住する場合等に於ては中間の仲立者を介して之を購入し、専ら從來の嗜好を顧慮して従前相當の需用を見たる品種の如きは大體に於て引續き之が供給を圖る方針なり。其の買入方法の如きも今後順次具體的に決定せらるべきも當局に於て必要と認むるものは當業者に買入方を交渉すべく、又當業者に於て賣込の希望あるものは夫々當局に申出でらるゝときは買入方法價格等を協議の上にて購入命令を發することとなるべし。而して今後は内地酒外國酒共に輸入を禁止せられたるを以て當業者は政府の命を受くるに非ざれば總て酒の輸入を爲す事を得ざるものとす。因に專賣令に於ては輸出入の文字を用ひ移出の文字を用ひざるが、輸出入は移出と讀むべき旨を一括して第二十一條に規定したる結果にして、即ち輸入と云ふは當然移入を含む義なりとす。

第四 酒類輸移出

專賣の酒類は内地に移出することを得ざるは從來と異なることなし。外國に輸出するは必ずしも制限する必要なきも唯政府に無斷に輸出せらるゝ時は悉て島内の供給を紊ることとなるべきを以て許可を受けしむることとせり。(專賣令第四條) 輸移入に對しては從來の煙草の例の如く政府に於て自ら之を爲す場合の外は個人に命じて隨時輸入又は移入を取扱はしめんとす(專賣令第三條酒精令第五條)。

第五 販賣制度

酒類(以下本項に於ては酒精及び酒精含有飲料の意味とす)を販賣するは政府、酒類賣捌人又は酒類小賣人なり。(專賣令第五條第一項) 律令は其の販賣者販賣に關する規定は之を臺灣總督に委任したるを以て(專賣令第五條第二項) 従て或は賣捌人の區域制度の如き、或は賣捌人又は小賣人の責任範圍の如きは孰れも府令に於て規定せり。茲に注意すべきは酒類小賣人は其販賣に際しては必ず小賣定價に依らざるべからざるものにして、(專賣令第六條) この小賣人の小賣定價は現行の煙草の如く全島一律に定めらるべく、定價遵守の一點は今回の專賣制度の一大特徴なりとす。定價遵守と共に注意すべきは酒類の容器如何の問題にあり、現在の状況を見るに清酒には樽入、壺入ありて本島酒は瓶入壺入あり、外國酒は多く壺詰にて販賣せられ居り、而して清酒及び本島酒は小賣店舖に於て零賣即ち辨賣を一般に慣行せり。專賣實施後は可成在來の慣行を尊重し、急激なる變化を避けたい希望なるも、唯酒類の辨賣を認むるときは中間に於ては不正行爲の行はるゝことなしとも限らざるべく、之が爲め政府の提供する酒類の品質を保證することを得ざる結果となるべきを以て、製品は一定の封緘を施したるものを提供し酒類販賣者をして容器を變更し、又は開披し或は容器に付したる證票を破毀變更するが如きことなからしめんとするの方針なり。(專賣令第七條) 尤も蒸餾酒に在りてはその主成分たる酒精の含有量は酒精汁を挿入するとき比較的容易に之を檢定し得るを以て、若し業者に於て割水等の行爲を爲す時は需要者に於て比較的容易に其の本質を判定するを得べきを以て、販賣者をして酒精汁を設備せしめ、需要者の要求に依り品質の檢定を行ふべきことを命ずる時は、不正手段防禦の方法と爲り、相當品質を維持することを得べしと思料せらるゝを以て、本島製蒸餾酒の一部に對しては従前の如く零賣を認めんとす。之酒精分の低き米酒又は糖蜜酒等は價格低廉にして從來零碎なる價格を以て取引せられ來りたるものなれば、之を一定容器に收

容する事とせば需要者としては小額の買入を爲すことを得ざるべく、從て需要者負擔を激増せしむるに至るべきを以て、當分の間は除外例として相當取締の下に需賣制度を認むる事となりたるものとす、零賣を認むる酒類の酒名其の設備等は別に制定せらるゝ筈なり。猶右零賣制度とは多少趣旨を異にするも同じく一種の零賣と認むべきは鐵道ホテル、パークライオン等の如き西洋式酒場に於て洋酒の Copp 賣を爲すものにして、之等も或は一種の零賣制度として律令第七條の本則の例外を認むる必要があるべく、又料理店、旅館の如きは客の注文に應じて酒類に梱付して之を提供するものにして、一般需要者に對し酒類を販賣するに於ては小賣人となるべきは勿論なるも單に來客に對してのみ之を提供するに於ては小賣人としての責任はなきものと認めんとす。又内地に於ける所謂居酒屋、オデン屋等の如き、又繩暖簾と稱する風の簡易なる酒類の供給所の如きは之を小賣人と稱するが適當なりとの説もあるべきも、從來の慣習はかゝる供給者に定價遵守を要求することは困難なるべきを於て、之を小賣人と見ず定價遵守を要求せずして當事者間の自然の調節に俟ち徐に状況を觀察せんとするものなり。其の他實施上考究すべき實際問題發生すべきも大體に於て販賣當局としては或は必要に應じ取締上相當の措置は之を講ずる事あるべきも、在來の酒類供給の設備に對しては必ずしも之を制限するの必要を有するものに非ざるを以て之等の點に對しても可成其營業に支障を來さざらしめんとする趣旨なることを附言せんとす。猶又販賣すべき酒類の名稱につき内地酒、外國酒等は所謂商標を維持するや否やにつきても疑問とせらるゝ向あるが如くなるも、これらは現在の煙草に於ても實例あるが如く夫々特殊の事情なき限り原商標を存続するを以て政府も需要者も共に便宜とするものなれば、之を整理するが如きことは之無かるべきは勿論、可成明瞭に製造者の商標は之を表示し、政府は封緘及販賣の表示等を施すことゝ爲るべし。例へば白鶴、白鹿と書き壞の下部に貼付しあるものは其儘製造者に於て之を存し猶檢には政府の封緘紙を貼付することゝなるに至るべし。

第六 酒精に對する制度

本島に於ける酒精製造の設備は年額約十五萬石の能力を有し現在の製造石数は年により消長あるも、多くは十萬石に上り少きも五六萬石以上であり、而して其大部分は内地に移出せられ、又は外國に輸出せらるゝものにして、島内消費の用に供せらるゝものは極めて少し。政府は專賣制度實施に際して之等島外販賣の用に供せらるゝ酒精の製造は之を民營として從來の儘に存続せしむべきも島内に於ける酒精の販賣は之を官營となし以て酒に對する政策の統一を圖らんとし、酒精製造は免許業務となし之に關する一切の事項は臺灣酒精令に規定することゝしたり、而して臺灣酒精令に於て酒精と稱するは酒精及酒精含有飲料にして共に酒精分九十度以上のものを包含するの意味なりとす、之等の酒精は専ら輸出に供するものなれば輸移出上の便宜は充分之を圖るべきも、唯島内の用途に轉せらるゝの虞あるを以て之に對しては相當取締を講ずるの必要あり、故に其島内に於ける消費を禁じ又政府に讓渡若は輸移出に供する場合は外は讓渡を認めざる事とし（酒精令第十一條）、違犯者は嚴罰を科せらるゝことゝなれり。次に酒精の島内に於ける販賣は酒類と同じく政府の專賣にして販賣者小賣定價遵守、封緘等の規定は其の儘酒精にも準用せらるゝものなり（酒精令第十六條、第十七條）、序ながら現在臺灣酒造規則に依り酒精を製造するものは引續き新制度による酒精製造者（即ち九十度以上の酒精及酒精含有飲料の製造者）として認めらるゝの趣旨なるに依り（酒精令附則第二項）特に免許を受くることを要せず依然引續き繰業するを得べし。酒精製造者の製造にかゝる酒精に對しては一石一度に就き一圓五十錢の割合を以て酒精税を賦課することゝなれり（酒精令第二條）、此税率其他徵税に關する規定は現行法制と同一にして唯從來は臺灣酒造規則中に他の酒類と一律に規定せられたるも今回他の酒造税の規定消滅したるを以て酒精に關する部分のみを別に一法令と爲したるものにして、税率、納期、査定の方法、徵税、猶豫、戻免税、輸

出下戻金等に關しては何等實體的變更を加へたることなく、其の取扱手續は臺灣酒精令施行規則を以て規定せられたり。只今回の制度に於ては酒精を政府に譲渡する場合なるを以て此場合に於ては納税未済ならば免除となり納税済ならば戻税となるなり、酒精に對しては一樣に專賣率を加算して販賣せらるゝ事となれり。

第七 白糶、紅糶、酒母及び醪の製造及び販賣

白糶、紅糶、酒母、及び醪は前敍の如く酒製造用以外にも使用の途あるを以て一定取締の下に引續きその製造を許すべく、その手續は別に府令を以て規定せられたり。但し酒精製造者にありては敍上の如く酒精製造業を認められたる關係上、當然必要なる範圍に於て即ち自用に供するに必要なもの物件を製造することは當然認められざるべからず又麥酒製造者も自用に供するものは當然之を製造し得べし。猶白糶、紅糶等の自由の取引は自然制限せらるゝに至りたるを以て從來の製造者中引續き操業するものは格別、此の際廢業するものに在りては酒類の製造者と同じく禁業交付金の支給を受くべく其の専用の器具機械の徵收を受くべきことも同様なりとす。

第八 麥酒に對する制度

麥酒は前述の如くその製造、販賣共に從來の儘民營を認むることとなりたるを以て專賣令の規定は當分の内之を麥酒に適用せらるゝことなく麥酒は專賣の範圍外に立つものなり（專賣令第二十五條）。

第九 新制度の實施時期

本制度の實施は愈今回律令を以て七月一日より實施のことに決定せられたり、従つて敍上の諸項目は七月一日より

夫々實現せらるゝものと云ふべし。但し後に述ぶるが如き事項は本制度實施の爲めに必要なものとして制度實施に先ち本律令の公布の日より施行せられたりその事項は

- 一 には製造又は輸移入の制限（專賣令第二十六條）
- 二 には徵收物件の調査（專賣令第二十七條）

第十 舊令に依り製造したる酒類の課税

專賣令實施と共に臺灣酒造税規則及び臺灣工業用酒精戻税規則は廢止せらるゝ事となる、之につき茲に注意すべき事項としては從來の製造酒（酒精及び酒精含有飲料）にして酒税に關する手續未済のものあるべく又七月一日に於て猶製成を終らざる酒類（即ち九十度以下の酒精含有飲料）あるべし。之等に對する處置として前者に對しては酒税は従前の法令に依り納付其他の手續を爲すべく又後者に對しては製成を終る迄製造を持續し、製成の際は夫々舊規定によりて酒税を賦課せらるゝものとす。即ち従前の規定により納税すべきものは夫々納期到來したるとき納税すべく、擔保の規定戻免稅の規定等は皆夫々従前と同様に存續せるもの、如き取扱を受くるものとす（專賣令第二十三條第二十四條）。

第十一 酒造及び輸移入の制限と持越酒の所置

現在の酒類（以下本項に於ては酒精及び酒精含有飲料の意味とす）は七月一日までに賣切りと爲すことを得ざるべきを以て幾分の酒類は專賣制度實施後まで持越さるべし、之等の酒類は政府に於て之を徵收するや否やの點につき從來營業者より屢々質問ありたるも、政府は持越酒を徵收する計畫を有せず、従つて新制度實施後に持越されたる酒類は營業者に於て自由に之を販賣し其他處分するを得べく、當分の間は專賣局の提供する酒類と從來民間にて販賣する

酒類と兩者相雁行することとなるべし。持越酒は定價の勵行其他販賣方法等に對しては專賣令の適用なきは勿論なるも其販賣取締に關しては別に府令を以て現在數量の中申告等相當必要な規定を設けその規定の範圍内に於て任意に處分を認めらるゝものとす。

右の如く持越品の所有は之を認むるも、若し持越品にして法外の多量に上るときは酒類の需給宜しき失するのみならず、惹て政府の收入に影響を來すべきにより政府は新制度の施行を完全に爲めに島内製造及内地其他の輸入を制限し、見越製造又は見越輸入の弊に陥ることなからしめんとす（專賣令第二十六條）、見越製造に就ては本制度實施の聲明ありたる際より當業者に對しては屢々希望し置きたる所なるが、遺憾ながら此希望は充分には容れらるゝ事を得ずして一部の業者にありては二月迄相當多量の製造を爲したるを以て此儘に放任するときは實施後著しき持越品を出すこととなるべきを慮り、取りあへず其製造を抑制するの處置に出でたるものなるが、律令を以てこの點明確なる規定を見るに至りたるを以て今後は本令に基き過大なる見越なき様取締りを講ずる事と爲るべし。内地移入酒及輸入酒に就きても同様に新制度實施後に於ても從來取引せる酒類は大體に於て引續き購入して相當價格を以て之を供給するを以て其價格の點に於ても、種類の點に於ても需要者に於て特にこの際一時に多量に購入貯藏せざるべからざる必要毫も無かるべく依て輸入に對しても相當取締を講じ必要に應じ見越輸入制壓を圖らんとす。而して七月一日以後は個人の輸入は全然禁止せらるゝに至るを以て、目下契約中のものは六月末日迄に輸入又は移入せざるべからず、六月末日迄に輸入又は移入せざるべからず、六月末日迄に於ける輸入、移入の手續は府令に於て規定せり。この制限に違反するときは三千圓以下の罰金に處せらる。

第十二

酒造設備の徵收使用及補償金

酒造の用に供せらるゝ土地建物器具機械に就き如何なる處置をとるべきやの點に就ては項を分ちて記述すべし（專賣令第二十七條）。

一、酒造用の建物及其の敷地

酒造用の建物及其敷地は政府に於て必要と認むるゝものは之を徵收し又は使用すべし。徵收又は使用する箇所は目下調査中なれば決定は後日となるべし。徵收は土地又は建物の所有權の全部を政府に於て徵用するものなるが、使用とは當分の間政府に於て工場を借上げ使用するものゝ義なり。

二、酒類、白糶、紅糶、酒母又は醗の製造用の器具機械

之等の物件は現に製造場備付のものに限り徵收又は使用すべし。製造用物件を如何なる範圍迄徵收すべきものと認むべきかは律令に於ては規定せられざるを以て別に發表せらるべきも、製造場備付のものにして製造用の器具機械たる事を要す、例へば蒸餾器仕込用桶缸の如き直接製造に關する物或は或種の試験機械の如き又は包装用の機械の如きもの等を指すべく軌道、臺車、原料、材料及石炭の如きは之を包含せざるものとす。

三、徵收又は使用手續

右諸物件調査の爲め政府は製造者の營業場に官吏を派して實地調査を爲し、徵收物件又は使用物件の目録を律令公布後一箇月以内に交付すべし、この目録の交付を受けたる後は本人は目録記載の物件は任意に處分せざることを望む。

四、補償金使用料の算出及其交付

徵收物件に對しては補償金を交付し、使用物件に對しては使用料を交付す、補償金及使用料は本人と協議して之を定むべきも萬一協議調はざる時は別に鑑定の結果を斟酌して之を定むるの外なし（專賣令第二十八條）、而して使用料は使用期間内は現金を以て今後隨時支拂ふべきも、補償金は公債を以て一時に支拂すべく、公債は五十五年内に償還すべき五分利付の長期公債にして、本年七月一日前一年間の平均價格により換算し即ち時價を以て交付するものとす、尤も五十圓未満の端数は現金を以て支給すべし（專賣

第十三 交 付 金

專賣制度實施の結果酒類製造者（九十度未満の酒精及び酒精含有飲料の製造者）は全然従前の業を禁止せらるゝ事となるを以て政府は之に對し禁業交付金を支給して失業の苦痛を軽減する事を圖れり、猶白糴、紅糴、酒母及び膠の製造者も酒造以外の用途に供する爲引續き營業を存続する者は別として従來専ら酒造用に供給する爲之等物件を製造したる者に在りてはこの際廢業の止むなきに立ち至るべきを以て專賣制度實施に伴ひ廢業すべき之等業者に對しても同じく禁業交付金を交付すべし、左に禁業交付金に付項を分ちて記述すべし。

一、禁業交付金を交付すべき者は左の二者の内にして大正十年七月一日以前より本令交付の日迄營業を繼續したるものたることを要す（專賣令第三十一條）。

イ、酒類製造者（專賣令第三十條）。

ロ、酒類製造者に非ざる白糴、紅糴、酒母、又は膠の製造者にして大正十一年七月十日迄に其の製造を廢止するもの（專賣令第三十四條）。

二、交付金額は左の區別により算出す

甲、賣捌人に指定せられざる者

イ、建物全部の徵收を受けたる場合年賣渡代金の二割五分

ロ、建物全部の徵收を受けざる場合年賣渡代金の二割五分と其五分の一との和

乙、賣捌人に指定せられたる場合

イ、建物全部の徵收を受けたる場合賣渡代金の二割五分の四分の一

ロ、建物全部の徵收を受けざる場合年賣渡代金の二割五分と其五分の一との和の四分の一
但し賣捌代金の二割五分が五百圓に満たざる時は五百圓として計算するものとす

三、賣渡代金の算出方法

年賣渡代金は、大正八年七月一日より大正十年六月三十日迄の二年間の賣渡代金を平均したるものとす、尤も大正八年七月二日以後に製造を開始したる者は右の二年間の平均をとることを得ざるを以て製造開始の翌月より大正十年十一月末日迄の各月賣渡代金の平均月額を十二倍したるものを以て年賣渡代金と看做すものとす、而して其賣渡高は確實と認むる帳簿書類に付政府に於て之を決定することとすべし（專賣令第三十條）

四、交付金の請求時期

交付金大正十一年八月三十一日迄に請求するものとす（專賣令第三十二條）

五、交付金の支給方法

交付金は五十五年内に償還すべき五分利付の公債の額面を以て交付するものとす、尤も五十圓未満の端数は現金を以て交付すべし（專賣令第三十三條第一項）

禁業交付金の性質及計算方法等に就て規定せる所は大略叙上の如し、要之禁業交付金は今回政府が酒造業を禁止する結果禁業者に對し轉業の資として支給せんとするものにして従て賣捌人に指定せられたるものは大體に於て其生業を失ふことなきにより之を減給することとし、交付金計算の基礎は專賣の噂なかりし時期に於ける賣渡金を標準とすることとし、猶其支給を受ける者も專賣の噂を探知して故らに利得を圖らんとするが如き者を含まざる様制定せられたるものとす、禁業交付金の支給に就ては業者は尤も密接なる關係あり、政府に於ても最も慎重に考慮を重ね各業者の間不公平ならんことを期し各種の事情を考慮したる結果賣渡高によるを以て最も適當なりと思し、之を決定し

たるものにしてその交付率は煙草專賣の場合に於ける先例に徴するに賣渡高に對し内地は二割、朝鮮は二割二分と定
 られたるものを今回は特に二割五分迄高められたるは、政府に於て專賣制度の實施が多數業者の意想外に出で從つ
 て禁業の苦痛の甚大なるべき點を特に想察したる結果に外ならず、猶又交付金の加給程度に在りても煙草の場合に於
 て内地、朝鮮は加給率六分の一なりしが今回は之を高めて五分の一としたるは酒造業が特殊の設備を要し從つて廢業
 の場合に轉業の困難一層大なるものあるべき點を考慮したる結果と云ふべく、殊に内地、朝鮮共に賣捌人に指定せら
 れたる者に對しては從來交付金を支給したる實例これなかりしものなるが今回は賣捌人に指定せらるゝも尙四分の一
 の交付金の支給を受けることを得る旨特に規定せられたるが如きは、酒專賣制度實施に對し政府が深く前後の事情を
 想察し出來得る限り當業者の苦痛を軽減せんことを圖りたる次第なりとす。

第十四 酒類販賣者の處置

酒販賣者に對する處置は專賣令には直接の規定なく、府令を以て制定せられたるが、趣旨としては現在の酒販賣業
 者は新制度の下に在りては小賣業は引續き之を營み得ることゝしたり。即ち所定の申請書を提出せらるれば特に不都
 合なき限り酒類販賣業の繼續を承認せらるゝ事となるべし、全島の小賣人は目下一萬人餘にして或は過多ならざるや
 の感あるも差當り之を整理するの方針にあらざるを以て從來より酒販賣業を營み居るものに對しては、此際引續き營
 業繼續の希望の向には之が承認を認めることの方針としたり。

第三節 臺灣酒類專賣令施行規則の公布

酒類專賣法令の手續規定たる施行規則は前條の如く大正十一年五月五日專賣令發布と共に府令第百九號を以て公布

せられたり。

- 今其の概要を抄約すれば (一)酒類販賣者の稱呼區分、販賣者の指定 (二)指定資格の條件 (三)營業方法及營業場所
 (四)酒類の賣渡、代金の支拂 (五)酒類の藏置 (六)引替品の取扱 (七)營業の承繼及廢止 (八)白糴、紅糴、酒母又は醪の取
 扱 (九)命令違反の制裁等一切の手續を網羅規定したるものにして左の如し。

臺灣酒類專賣令施行規則

- 第一條 酒類販賣者(以下單ニ販賣者ト稱ス)ヲ分チテ酒類賣捌人(以下單ニ賣捌人ト稱ス)及酒類小賣人(以下單ニ專賣ト稱ス)ト
 ス
 第二條 賣捌人ハ政府ヨリ酒類ヲ買受ケ之ヲ臺灣總督府專賣局長(以下單ニ專賣局長ト稱ス)ノ指定スル賣捌區域内ノ小賣人ニ賣渡ス
 モノトス
 第三條 小賣人ハ其ノ所屬ノ賣捌人ヨリ酒類ヲ買受ケ之ヲ消費者ニ賣渡スモノトス
 第四條 販賣者ハ三年内ノ期間ヲ以テ專賣局長之ヲ指定ス
 第五條 販賣者ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ履歷書ヲ添附シ專賣局長ニ提出スヘシ
 第六條 販賣者死亡シタルトキハ相續人ハ專賣局長ニ申告シテ殘期間營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ第六條ノ規定ニ依リ販賣者ニ指定セ
 ラルルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス
 第七條 前項ノ申告ハ死亡ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ爲スヘシ
 第八條 左ニ掲クル者ハ賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得ス
 一 酒精、白糴、紅糴、酒母又は醪ノ製造者及其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者
 二 臺灣酒類專賣令又ハ臺灣酒精令ノ規定ニ違反シ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者
 三 第二十四條ノ規定ニ依リ賣捌人ノ指定ヲ取消サレ二年ヲ經サル者
 第九條 第三節 臺灣酒類專賣令施行規則の公布

四 因稅滯納處分又ハ之ニ準スル處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者

五 其ノ他取締上不適當ト認ムル者

前項第一號、第二號及第五號ニ該當スル者、第二十四條ノ規定ニ依リ小賣人ノ指定ヲ取消シレ二年ヲ經サル者又ハ現ニ賣捌人タル者ハ小賣人ニ指定セラルコトヲ得ス

第七條 賣捌人ハ營業場及貯藏場ヲ、小賣人ハ營業場ヲ設置スヘシ

販賣者營業場及貯藏場ノ位置ヲ變更シ又ハ廢止セムトスルキハ所轄專賣官署ノ承認ヲ受ケヘシ

賣捌人ト小賣人トハ其ノ營業場ヲ同クスルコトヲ得ス

賣捌人他ノ營業ヲ營ムトキハ酒類ノ營業場ト他ノ營業場トノ間ニ相當ノ區劃ヲ設ケヘシ

第八條 賣捌人ハ標札ヲ、小賣人ハ小賣招牌及酒類ノ定價表ヲ營業場ノ見易キ場所ニ掲ケヘシ

第九條 賣捌人ハ毎月十五日迄ニ其ノ翌月ニ於テ賣渡ヲ受ケヘキ酒類ノ酒名、容器區分及數量ヲ記載シタル賣渡請求書ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ但シ特別ノ事由ニ因リ臨時ニ賣渡ヲ請求セムトスル者ハ其ノ都度請求ヲ爲スコトヲ得

專賣局長必要ト認ムルトキハ賣渡スヘキ酒類ノ酒名、容器區分及數量ヲ査定スルコトアルヘシ

第十條 賣捌人ハ賣渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ代金ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提供シテ現品ヲ引取ルヘシ通知後十日内ニ引取ラサルトキハ別ニ定ムル保管料ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十一條 酒類ヲ買受ケタル者代金納付ノ期日迄ニ買受代金ヲ納付セサルトキハ百圓ニ付日歩三錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十二條 政府ヨリ賣渡ス酒類ハ專賣官署ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

專賣官署ヨリ賣捌人ノ營業場ニ至ル迄ノ運送貨ハ一定ノ割合ヲ以テ政府之ヲ支給ス但シ專賣局長必要ト認ムルトキハ其ノ運送業者ヲ指定スルコトアルヘシ

賣捌人ハ酒類ヲ小賣人ノ營業場迄配達スヘシ但シ所轄專賣官署ノ承認ヲ受ケ一定ノ運送貨ヲ交付シテ現品ノ配達ニ代フルコトヲ得

第十三條 政府ノ賣捌人ニ賣渡ス酒類ノ價格ハ專賣局長之ヲ定ム

賣捌人ノ小賣人ニ賣渡ス酒類ノ價格ハ專賣局長ノ定ムル制限額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 賣捌人他ノ賣捌人ヨリ酒類ヲ買受ケムトスルトキ又ハ小賣人其ノ所屬ニ非サル賣捌人ヨリ酒類ヲ買受ケムトスルトキハ所轄專賣官署ノ許可ヲ受ケヘシ

政府必要ト認ムルトキハ賣捌人ニ對シ他ノ賣捌人ニ酒類ノ賣渡ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條第二項ノ規定ハ前項ノ酒類ノ運送ニ付之ヲ準用ス

第十五條 政府必要ト認ムルトキハ賣捌人ニ指定シタル者ニ對シ其ノ指定期間開始前賣捌人ト看做シ酒類ヲ賣渡スコトアルヘシ

政府必要ト認ムルトキハ小賣人又ハ消費者ニ對シ直接ニ酒類ヲ賣渡スコトアルヘシ

第十條乃至第十二條ノ規定ハ前項ノ買受人ニ付之ヲ準用ス

第十六條 販賣者ハ其ノ營業場又ハ貯藏場ニ非サレハ酒類ヲ藏置スルコトヲ得ス

第十七條 小賣人酒類ノ零售ヲ爲サムトスルトキハ所轄專賣官署ニ申請シ零售許可證ノ交付ヲ受ケヘシ

小賣人前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ酒類ノ檢定器及檢定表ヲ見易キ箇所ニ設備シ消費者ノ請求アルトキハ直ニ檢定ヲ行フヘシ

零售ヲ許可スヘキ酒類ハ專賣局長之ヲ定ム

第十八條 小賣人酒類ノ出賣ヲ爲サムトスルトキハ所轄專賣官署ニ申請シ出賣許可證ノ交付ヲ受ケ出賣ノ際之ヲ携帯スヘシ

第十九條 專賣局長ハ販賣者ノ營業場及貯藏場ノ設備、從業者、出賣及零售ノ方法、營業場ニ備付クヘキ酒類ノ酒名、容器區分、數量

並其ノ保存及配給方法其ノ他必要ナル事項ニ付指示スルコトヲ得

第二十條 酒類ノ品質惡變シ又ハ證票ノ汚損シタルモノアルトキハ賣捌人ハ所轄專賣官署ニ其ノ酒類ノ引替ヲ請求スルコトヲ得但シ引替ノ原因カ販賣者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタルトキハ賣捌人ハ酒類ノ價格ノ減少ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第十二條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ引替タル酒類ノ運送ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 小賣人ノ所持スル酒類ニ付前條第一項ノ事由發生シタルトキハ小賣人ハ賣捌人ニ其ノ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ検査證明ヲ受ケ現品ト共ニ其ノ検査證明書ヲ賣捌人ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ引替ノ原因カ小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタルトキハ小賣人ハ酒類ノ價格ノ減少ニ相當スル金額ヲ辨償スヘシ

第十二條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ引替タル酒類ノ配達ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 小賣人前條ノ規定ニ依リ酒類ノ引替ヲ請求シタルトキ又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ酒類ノ買戻ヲ請求シタルトキハ賣捌人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十三條 販賣者其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨豫メ專賣局長ニ届出ツヘシ

第二十四條 販賣者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ專賣局長ハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一 第六條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スルニ至リタルトキ

二 本令又ハ本令ニ基キテ指示シタル事項ニ違反シタルトキ

三 賣捌人納付期日ヲ過キ賣渡代金ヲ完納セザルトキ又ハ故ナク買受ケタル酒類ノ引取ヲ爲ササルトキ

四 賣捌人七日以上引續キ其ノ營業ヲ爲ササルトキ又ハ一年ノ買受金額專賣局長ノ指定額ニ充タサルトキ

五 小賣人一月以上引續キ其ノ營業ヲ爲ササルトキ又ハ一年ノ買受金額五百圓ニ充タサルトキ

六 其ノ他賣捌又ハ小賣業務ノ遂行上不適當ト認メタルトキ

第二十五條 賣捌人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ、指定期間滿了シ引續キ指定セラレザルトキ、指定ヲ取消サレタルトキ又ハ營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル酒類ハ事實發生ノ日ヨリ三十日內ニ所轄專賣官署ニ其ノ買戻ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買戻價格ハ賣捌人ニ對スル現行ノ賣渡價格ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ販賣者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ酒類ノ品質惡變シ又ハ證票ノ汚損シタルモノアルトキハ政府ハ拂戻スヘキ金額ヨリ價格ノ減少ニ相當スル金額ヲ控除ス

第二十六條 小賣人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ、指定期間滿了シ引續キ指定セラレザルトキ、指定ヲ取消サレタルトキ又ハ營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル酒類ハ事實發生ノ日ヨリ三十日內ニ其ノ所屬ノ賣捌人ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買戻價格ハ當該賣捌人カ當該小賣人ニ對スル現行ノ賣渡價格ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ酒類ノ品質惡變シ又ハ證票汚損シタルモノアルトキハ賣捌人ハ拂戻スヘキ金額ヨリ價格ノ減少ニ相當スル金額ヲ控除スルコトヲ得

第二十七條 販賣者死亡シタル場合ニ於テハ前二條ノ請求ハ其ノ相續人又ハ管理人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 賣捌人ハ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 買受、引替、買戻又ハ貯藏場ヨリ受入レタル酒類ノ酒名、容器區分、數量、價格、受入年月日及受入先

二 賣渡、引替又ハ貯藏場ニ拂出シタル酒類ノ酒名、容器區分、數量、價格、拂出年月日及拂出先

第二十九條 白糴、紅糴、酒母又ハ醪ノ製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

一 製造場ノ位置

二 製造物件

三 製造者ノ住所氏名又ハ名稱

四 一年ノ製造見込能力

五 事業計畫書

六 製造場ノ土地建物ノ配置圖

第六條第一項第二號及第五號ノ規定ハ前項ノ申請者ニ付之ヲ準用ス

白糖、紅糖、酒母又ハ醱ノ製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ豫メ專賣局長ニ届出ツヘシ

第三十條 白糖、紅糖、酒母又ハ醱ヲ讓渡シ、質入シ又ハ製造場外ニ搬出セムトスルトキハ所轄專賣官署ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ輸出又ハ輸入セムトスルトキ亦同シ

第三十一條 白糖、紅糖、酒母又ハ醱ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ原料、材料及製品ノ出入ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 小賣人第十七條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第三十條ノ規定ニ違反シタルトキ

第三十三條 賣捌人第七條、第八條、第十三條第二項、第十六條、第二十二條又ハ第二十八條ノ規定ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 小賣人第七條、第八條、第十四條第一項、第十六條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 白糖、紅糖、酒母又ハ醱ノ製造者第三十一條ノ規定ニ違反シタルトキ

第三十五條 臺灣間接國稅犯則者處分規則ニ定メタル收稅官吏ニ屬スル職務ハ專賣官吏、稅務署長ニ屬スル職務ハ專賣支局長又ハ專賣支局出張所長之ヲ行フ

第三十六條 本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ別表ノ區域ニ依リ當該專賣官署ヲ經由スヘシ

附 則

第三十七條 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條、第三十九條、第四十條及第四十二條第一項ノ規定ハ本令發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 大正十一年七月一日ニ於テ現ニ存スル酒類又ハ臺灣酒類專賣令第二十四條ノ規定ニ依リ製成シタル酒類ヲ販賣セムトスル者ハ大正十一年七月十日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ

一 酒名別數量及所在

二 販賣ノ場所

三 販賣者ノ住所氏名又ハ名稱

前項ノ酒類ヲ販賣スル者ハ毎月其ノ酒類ノ賣渡高及買受高ヲ翌月五日迄ニ所轄專賣官署ニ申告スヘシ

第二十八條ノ規定ハ第一項ノ酒類ヲ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

政府必要ト認ムルトキハ第一項ノ酒類ニ封緘ヲ施シメ又ハ一定ノ證票ヲ表示ヲ命スルコトアルヘシ

第三十九條 本令發布ノ際現ニ酒類販賣業ヲ營ム者本令ニ依リ酒類ノ小賣ヲ營ムトスルトキハ第四條ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ大正十一年五月三十一日迄ニ之ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

一 前條第一項第二號及第三號ノ事項

二 營業開始ノ年月

三 従前ノ取引ノ種類

四 一年ノ買受見込金額

第四十條 大正十一年七月一日前ニ酒類ヲ輸入又ハ移入セムトスル者ハ酒名別、數量、輸入、移入ノ時期及輸入、移入ノ地ヲ記載シタル申請書ヲ提出シ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十一條 従前ノ規定ニ依リ白糖、紅糖、酒母又ハ醱ヲ製造スル者引續キ其ノ製造ヲ爲サムトスルトキハ申告書ニ第二十九條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ大正十一年五月三十一日迄ニ之ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

前項ノ申告書ヲ爲シタル者ハ第二十九條ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第三節 臺灣酒類專賣令施行規則の公布

第四十二條 第三十八條第二項、第三項ノ規定若ハ第四項ノ命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

別表

官 署 區 域

- 臺北專賣支局
 - 臺北州臺北市、七星郡、淡水郡、文山郡、海山郡、新莊郡
 - 新竹州桃園郡
- 臺北專賣支局基隆出張所
- 臺北州基隆郡
- 臺北專賣支局宜蘭出張所
- 臺北州宜蘭郡、羅東郡、蘇澳郡
- 臺北專賣支局新竹出張所
- 新竹州（桃園郡ヲ除ク）
- 臺中專賣支局
 - 臺中州（豐原郡、東勢郡、能高郡ヲ除ク）
 - 臺中專賣支局豐原出張所
 - 臺中州豐原郡、東勢郡
 - 新竹州大湖郡卓蘭庄
 - 臺中專賣支局埔里出張所
 - 臺中州能高郡

臺南專賣支局

- 臺南州臺南市、新豐郡、新化郡、曾文郡、北門郡、新營郡
- 臺南專賣支局嘉義出張所
- 臺南州嘉義郡、斗六郡、虎尾郡、北港郡、東石郡
- 臺南專賣支局高雄出張所
- 高雄州高雄郡、岡山郡、鳳山郡
- 臺南專賣支局旗山出張所
- 高雄州旗山郡、屏東郡六龜庄
- 臺南專賣支局屏東出張所
- 高雄州屏東郡（六龜庄ヲ除ク）潮州郡、東港郡
- 臺南專賣支局恒春出張所
- 高雄州恒春郡
- 臺南專賣支局澎湖出張所
- 高雄州澎湖郡
- 花蓮港專賣支局
- 花蓮港廳
- 花蓮港專賣支局臺東出張所
- 臺東廳

第四節 臺灣酒類專賣令に依る徵收又は使用物件の調査及鑑定人に關する規定

酒類專賣實施に際し現に存する製造場備付の酒類、白糶、紅糶、酒母又は醪の製造用器具機械は政府に於て之を徵收し又は使用し得ることに至れるを以て政府は製造場に就き徵收又は使用すべき物件を調査するの要あり、又其等物件に對する補償金又は使用料に於て相互協議調はざる場合の鑑定に對し之が規定を設くるの要あり、こゝに專賣令に依る徵收又は使用物件の調査及鑑定人に關する規定を制定し大正十一年五月五日府令第百十號を以て公布したり。

臺灣酒類專賣令ニ依ル徵收又は使用物件ノ調査及鑑定人ニ關スル件

府令第百十號

第一條 臺灣酒類專賣令第二十七條第一項ノ規定ニ依リ徵收スベキ器具機械ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一、直接製造ニ要スル器具機械

二、貯藏用器具

三、試驗用器具機械

四、包装用器具機械

第二條 臺灣酒類專賣令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ徵收又は使用スヘキ物件ヲ調査スル場合ニ於テハ豫メ其ノ期日ヲ所有者ニ告知シ所有者又ハ其ノ代理人ヲ立會ハシムヘシ

調査済ノ物件ニシテ徵收スヘキモノニ對シテハ徵號ヲ附スヘシ

第三條 徵收目錄又は使用目錄ニ記載シタル物件ヲ處分セムトストキハ臺灣總督府專賣局長（以下單ニ專賣局長ト稱ス）ニ申請シ其承認ヲ受クヘシ

第四條 臺灣酒類專賣令第二十八條第二項ノ規定ニ依ル補償金又は使用料ハ專賣局長之ヲ定ム

專賣局長補償金又は使用料ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定書ヲ作り之ヲ本人ニ交付ス

第五條 臺灣酒類專賣令第二十八條第三項ノ鑑定人ハ三人以上トシ專賣局長之ヲ選定ス

第六條 官吏ニ非サル鑑定人鑑定ニ從事シタルトキハ一日金十圓ノ手當ヲ支給ス

前項ノ鑑定人鑑定ノ爲旅行シタルトキハ左ノ旅費ヲ支給ス

一、鐵道賃、船賃一等賃費

二、車馬賃一里ニ付一回五十錢

三、宿泊料一夜ニ付十圓

前項ノ旅費ノ支給ニ關シテハ臺灣總督府職員旅費規則ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五節 酒類專賣に關する法令の周知及民情

酒類專賣に關する律令案は大正十一年五月二日閣議を通過し三日勅裁を経たるが、酒專賣たるや全島民否全國民識者待望の事業にして、之が圓滿なる遂行と所期の目的達成には官民共に本案に對する深き理解と特に關係者の絶大な協力に俟たざるべからざるを以て、之が法令周知の爲め豫め同月四日鐵道ホテルに臺北在住新聞雜誌記者の參集を

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第五節 酒類專賣に關する法令の周知及民情

求め、酒類專賣の趣旨内容に關し詳細説示布演し、翌五日正式に公布せらるゝを俟ちて之を臺灣三新聞紙上に掲載し又別に各郡役所、街庄役場を通じて酒類專賣に關する平易なる別紙解説書を發表、之を一般に配付すると共に、關係業者に説明の目的を以て同八日臺北州廳に於て詳細説明を爲したり、於是乎從來兎角揣摩憶測を逞ふし危懼の念に馳られつゝありし關係業者も容易に諒解するところとなり安堵するに至り民情極めて平穩なるを得たり。

酒の專賣に就いて

酒專賣の意味

今回、政府に於て酒を專賣にする事になりました。酒の專賣と申しますのは手短かに云へば政府が酒屋になると云ふのであります。で、從來島内で製造した清酒、米酒、糖蜜酒、紅酒を初め其の他色々の酒はこれから皆政府で製造することになります。銘々の酒屋が酒を製造することは全然出来なくなつたのです。次に從來問屋の手を経て賣出した内地の清酒や、葡萄酒等の外國酒もこれからは政府が一手に買受けて賣渡すことになりました。個人が無断で製造したり、島外から酒を持ち込みますと非常に重い罰金をかけられます。

酒を賣る店

政府で製造し又は内地其の他から買入れた酒はどうして販賣するかと云ひますと、政府は全島に多くの酒類小賣人を配置して置きますから皆様はこの小賣人の店から買はれるのです。丁度煙草を煙草屋の店から買はれるのと同じであります。小賣人は役所がきめますが今迄酒を扱つて居つた店はこの際不都合がなければ大體皆小賣人になる事が出来ます。小賣人に居けるのは酒類賣捌人であつて政府は賣捌人の手を経て小賣人に届けるのです。酒は非常に種類が多いからどの小賣人も色々の酒を備へて居ると云ふ事はないかも知れません。その時には二、三の小賣店をあつて見て御望みの品を御求め下さい。猶それでもどうしても思ふ酒が手に入らないと云ふ場合は

には役所に一寸葉書なり電話なりで御通知下さい。役所は出来るだけ皆様の御不自由のない様にいたしたいと思ひますから、御望みの酒について御相談をいたしませう。猶賣捌人は店賣をしないのですから、買ふのは是非小賣店で買ふやうにして下さい。

販賣の方法

從來の酒は樽詰もあり、壘詰もあり樽賣もして居りましたがこれからはなるべく壘詰にしたいと思ひます。色々考へて見ますのに壘詰の方が取引が安全であります。そして壘には政府の證券と封緘を貼附して出します。尤も本島酒の一部即ち蒸餾酒の如きは樽賣をしてもよい事になつて居ります。この樽賣の小賣店には必ず検査器を備へさせますから若し割水等の御懸念がありましたら、店主に命じて検査をさせて下さい。

それからホテルのバーや料理屋やおでん屋なども從來の通り營業を繼續して行く事でありませう、專賣になつてもそう云ふ方面に制限を加へる譯では有りませぬ。猶酒の銘、名稱はその儘存続して、例へば内地酒ならば白鹿は白鹿、白鶴は白鶴の商標で賣出します。そして買入に付ては、政府は一定の標準で検査をしますから内容もこれまでにくらべて一層精選せらるゝこと、信じます。

酒の値段

酒の値段は定額を定め、同一の酒は全島どこへ行つても同一の定額で賣渡すのです。從來は色々複雑な關係から壘詰の酒でも場所により又店により値段がまち／＼になつて居たやうに思ひます。これからは定額を一定しますからどこで買はれても同じで安心して買求めらるゝこと、思ひます。猶酒の値段は專賣になつたからとて此際高くなる譯ではありません、必ず相當の處に定められるのです。

賣出の時期

酒の專賣は七月一日からでありますから、御待受けの上澤山に御買求め下さい。尤も從來當業者の仕入れた酒も市場にまだ相當殘品

が有りませうから、そう云ふ品物は從來の儘業者の手から自由に御買受け下さい。實は酒の種類が甚だ多いので政府に於ても一時に手の届かない點もありまして七月一日に賣出し得らるゝのは從來賣出されて居るのに比ぶれば割合に少數かも知れません。なるべく早く整頓したいと思ひますが蒸當りの所はどうか專賣品の不足の分は在來品をも買受けられ、又一面には專賣品をも續々御買受け下さい。そして圓滿に、愉快に民業から官業に推移して行き、以て、この酒專賣と云ふ大事業を國家と國民との幸福の爲に芽出度完成し得らるやう各位の御援助を切望する次第であります。

大正十一年五月

右譯文

臺灣總督府專賣局

就酒之專賣

酒專賣之意義

此次政府決定施行酒專賣所謂酒之專賣者簡而言之即政府營酒店之事、所以從來於本島内所製造之清酒、米酒、葡萄酒、紅酒以及其他種々の酒類、自今以後皆歸政府之製造各個人之酒店全然不能製造酒類之謂也。至於從來所經仲賣人之手、而賣出之内地清酒以及葡萄酒等、之外國酒今後必須由政府一手買入而賣出之備有個人私行製造、或擅由島外運入島内等、事察覺必處以非常重大之罰金也。

賣酒之店

政府所製造或由内地其他等處買入之酒、所販賣之方法即政府於全島中配置多數之酒類小賣人、各位須由此種小賣人、購用之此恰似煙草須由煙草店購用同一様也。小賣人雖是由官衙指定之、但從前所有販賣酒類之店、若無不法之處概能得爲小賣人也、酒類配與小賣店者、乃酒類賣捌人也。政府經此賣捌人之手配與小賣人也。酒之爲物種類極多欲使各小賣人完全備置各種類之酒是難能也。故購用者須就二三之小賣人試問已所欲用之、酒如斯猶不能得者、即請以葉書或電話通知官衙定必爲之盡力設法、使各位無有不自由之感也。再者賣捌人無

行發賣之事購用者、須就小賣人購買之。

販賣之方法

從來之酒有入桶者、有入瓶者、種々不同今後則以入瓶者、爲主蓋參諸其他種々の理由於交易上、以入瓶者、最爲安全蓋於瓶上貼有政府之證票及封緘票然於、本島酒之一部即蒸餾酒者、以斤賣亦不妨也。於此種之小賣店中皆備有檢定器倘有濫水之嫌疑則求店主以該器檢定之。

旅館酒場、料理店、飲食店等如從前繼續營業之酒雖歸專賣於此方面無有加制限之、必要也。至於酒之商標名稱亦依舊存續譬如内地酒之、白鹿以白鹿、白鶴以白鶴之、商標而賣出之、且政府買入之際以一定之、標準嚴行檢查故其內容較諸從前更爲精良也。

酒之價格

酒之價格有一定之定價故同一種類之酒於全島中無論何處、以同一之定價販賣之、若從來因種々複雜之關係雖入瓶之、酒以場所或商店之、不同價格亦種々不一今後以一定之、定價無論在何處、買入價格皆同一様無有差異皆可安心購用之、而酒雖歸專賣價無高昂之、理必於相當之處定之。

賣出之時期

酒之專賣於七月一日實行之、斯時請歡然陸續購用之、而從來酒業者、所買入之酒亦有相當量殘存在店中此種之物依然如舊對酒業者、之手由山買入可也。酒之種類過多數政府以一時難爲周到之設法於七月一日得賣出之、酒較諸從前者、種類較爲少數亦未可知於當局務期速爲整頓總因目下之狀況、若專賣品所無之者、請購在來之品以充用之、一面而專賣品亦繼續購用以便本事業以圓滿愉快由民業移歸官業希期各位援助使本酒專賣之、大事業爲國家國民之幸福得完全成就是所厚望也。

第六節 酒類專賣令の改正

第一次 改正

臺灣酒類專賣令は大正十二年六月五日律令第五號を以て第一次の改正を爲したり。其改正の理由は專賣令第二十條に規定したる臺灣間接國稅犯則者處分規則は大正十一年十二月三十一日律令第七號を以て廢止し（大正十二年一月一日施行）同月二十九日勅令第五百二十六號を以て間接國稅犯則者處分法を臺灣に施行し、大正十二年一月一日より施行するに至りたる結果右專賣令第二十條に規定せる準用法規は其の本源に於て廢止せられたるも專賣令は大正十二年一月より六月に至る迄依然舊法を襲用するの變態を來したる爲め、茲に第一次の改正を爲したるものとす。

律令第五號（大正十二年六月五日公布）

臺灣酒類專賣令中左ノ通改正ス

第二十條中「臺灣間接國稅犯則者處分規則」ヲ「間接國稅犯則者處分法」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二次 改正

麥酒は曩に酒類專賣令第二十五條の規定を以て當分の内之を專賣より除外し任意に放任し來れるが、昭和八年七月

之を酒類專賣の範圍に包含せしめ、官業の統制を圖り酒類專賣の完成を期することとなしたるを以て關係律令の改正をなし、同年五月一日律令第一號を以て專賣令第二次改正を爲したり、改正諸點及其の説明左の如し。

(一) 第二十五條 削除

本條は麥酒に付ては當分の内酒類專賣令を適用せざる旨定めたる規定なるが、麥酒を酒類專賣の範圍に包含せしむるに付之を削除したるものなり。

(二) 附 則 第一條

麥酒專賣は豫算關係上昭和八年七月一日より實施するを適當と認め其旨規定せり、唯麥酒の輸入又は移入制に關する附則第四條の規定は麥酒專賣の實施を確保する上に於て本令公布の日より施行の必要あるを以て其旨但書を設けたるものなり。

(三) 附 則 第二條

麥酒專賣實施の際多數の麥酒販賣者が現に臺灣に於て所持する特越麥酒迄政府に於て買上げ專賣とするは實際上困難なるを以て之に付ては酒類專賣令を適用せず自由販賣に委したり。

(四) 附 則 第三條

麥酒は當分の内販賣專賣のみを行ふものなれば、島内製造業者たる高砂麥酒株式會社に對しては其製品の島内販賣

を禁止し政府に於て買上販賣するものなり、麥酒專賣實施に付差當り販賣專賣を行はんとする所以のものは創業當初に於ける政府財政上の必要に出づるの外麥酒製造會社に付特殊の考慮を要するに基くものにして會社の製品中島内消費のものは政府に於て之を買上げ其自由なる販賣を禁止せんとするものなりと雖も島内販賣禁止以外の點に付ては成るべく從來通り、製造會社の自由に任したるものにして約言すれば販賣禁止に付ては麥酒專賣實施上已むを得ずと雖も夫以外の點に付ては製造會社に對し何等の變更を及ぼさしめざる方策に出でたるものなり、今若し之を他の多くの販賣專賣制度の如く製品收納主義を採用すとせば理論上其製造に關し免許制度を採るを要し現在の製造業者に對しては一應之を禁止し、改めて其製造を免許するの形式となる爲禁業交付金なる問題を生じ、且つ不必要に統制力を及ぼさしめざるべからず、依て之が便法として現に麥酒を製造するものに對しては其製造する麥酒に付當分の内酒類專賣令の適用を排除し其麥酒は政府之を買上ることを得るの方針を採用するに如かずと認め、本條を設けたる所以なり。

(五) 附則 第四條

本條は麥酒專賣實施前同專賣を見越して、販賣業者が必要以上に麥酒の輸入又は移入を爲すの虞あり、如斯は麥酒專賣實施上支障あるを以て之を禁止又は制限するの規定を設け濫りに麥酒の島内に流入することを防止せんとしたるものなり、而して島内製造業者に對する製造制限に關しては麥酒製造に付ては三箇月以上の期間を要するを以て其必要なきのみならず島内製造者に對しては(四)に於て述べたるが如く販賣禁止以外は從來通放任するものなるを以て之に關する規定を設けざりしもの、如し。

(六) 附則 第五條

現に麥酒の販賣を業とするものは附則第六條に所謂元賣業者の外特約店及小賣人なりとす、元賣業者に付ては(七)に於て述べし。其の他の販賣業者は一萬人以上に達するものと推定せられ之等の者に對する其權益を補償する趣旨に依り特に本條を設けたるものなり、但し現に政府の酒類小賣人たる者約七千人ありて、その大部の者は麥酒の販賣を兼營するを以て現に政府の酒類小賣人たるものに對しては、特別の行爲を爲さずして本條に依り小賣人に指定せられたるものと看做すことは施行府令を以て之を規定し、其他の三千人に對しては新に政府の販賣者に指定すること、し其申請手續は施行府令を以て規定せられたり。

(七) 附則 第六條

麥酒販賣業者中元賣業者は概して其業態及收益大なるに鑑み、特に民間專賣の觀ある麥酒販賣株式會社の移入及販賣權は必ず政府に徵收するの要あるを以て原則として禁業補償金を交付するの要あり、而して補償金の算定率に付ては曩に酒類專賣實施に際して製造業者に對する禁業補償金に付二割五分とせるを參酌し賣渡代金の二割とするを妥當と認めたる所以なり、然れ共右麥酒販賣會社以外の小元賣業者は一時的の補償金を得るよりも寧ろ政府の販賣機關に指定せらるゝことを希望しつゝあるのみならず、政府に於ても之に依り創業費を少からしむる利益あるに鑑み之等小元賣業者に對しては成るべく酒類販賣業者に指定するの方針を以て本條但書を設けんとす、唯本條の規定に依り元賣業者は補償金の交付と酒類販賣業者の指定とを選擇し得ることを規定せられたり、而して茲に元賣業者と稱するは麥酒を移入販賣し又は島内製造者より買入れ販賣するを業とするものを指すものにして、其意味を明確にする爲に特に本條第二項を設くるの外其範圍を附則第八條に於て規定せり。

(八) 附則 第七條

本條は補償金算定の基準となるべき賣渡代金に關し規定す。

麥酒の販賣価格は景氣の變動に依り著しく高低あるを以て賣渡代金は成るべく長期間の平均に依るを適當とす、然れ共餘りに長期間に遡るも正確なる帳簿書類の徴すべきものなき虞あるが故に、原則として過去三年間の平均即ち豫算編成時期に該當する昭和七年九月三十日より遡りて三箇年に當る昭和四年十月一日迄の賣渡代金の三分の一に相當する金額に依ることとし、第一項本文を規定し昭和四年十月二日以後開業したる者に付ては右の原則に依ること能はざるに付販賣開始の翌日より昭和七年九月三十日に至る期間の賣渡代金の平均月額額の十二倍に相當する金額に依ることとし、第一項但書を設けられたるものなり、而して右賣渡代金は確實と認むる帳簿書類に依り政府に於て決定するの要あるを以て第二項の規定を設けたり。

(九) 附 則 第 八 條

本條に於ては第五條の販賣業者及第六條の元賣業者の範圍を規定せり、蓋し麥酒專賣實施に付ては昭和五年來民間に於ても問題視し將來の利權獲得を豫想し麥酒の販賣特に移入販賣を企てたるもの多數あり、之等業者中本令公布の日より遡りて約一年前即ち昭和七年四月一日以前より營業を繼續したる者に對しては附則第五條に依り政府の販賣者に指定するも支障なく又指定するの必要を認めたるものなり。

律令第一號(昭和八年五月一日)

臺灣酒類專賣令中左ノ通改正ス

第二十五條 削除

附 則

第二條 本令ハ昭和八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ附則第四條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本令公布ノ際現ニ麥酒ヲ製造スル者ハ當分ノ内本令ノ規定ニ拘ラス麥酒ヲ製造シ及製造シタル麥酒ヲ外國ニ輸出シ朝鮮樺太若ハ南洋群島ニ移出シ又ハ政府ニ賣渡スコトヲ得

第四條 本令施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ臺灣總督ハ麥酒ノ輸入又ハ移入ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第五條 前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シ麥酒ノ輸入又ハ移入ヲ爲シタルモノハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 麥酒販賣業者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依り酒類販賣者ニ指定ス但シ附則第三條ノ麥酒製造者ハ此ノ限りニアラス

第七條 政府ハ麥酒元賣業者ニシテ前條ノ規定ニ依り酒類販賣者ニ指定セラレザルモノニ對シ其請求ニ依り麥酒賣渡代金ノ二割ニ相當スル金額ヲ交付ス

第八條 前項ニ於テ麥酒元賣業者ト稱スルハ麥酒ヲ移入販賣シ又ハ臺灣内ノ製造者ヨリ買入販賣スルヲ業トスルモノヲ謂フ

第九條 前條ノ賣渡代金ハ昭和四年十月一日ヨリ昭和七年九月三十日ニ至ル三年間ノ賣渡代金ノ三分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但シ昭和四年十月二日以後麥酒元賣業者ヲ開始シタル場合ニ於テハ販賣開始ノ翌月ヨリ昭和七年九月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

第十條 前項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依り政府之ヲ決定ス

第十一條 附則第五條ノ麥酒販賣業者ハ昭和七年四月一日以前ヨリ附則第六條ノ麥酒元賣業者ハ昭和五年四月一日以前ヨリ本令交付ノ日迄其營業ヲ繼續シタル者ニ限ル

第十二條 相續又ハ營業讓渡ノ場合ニ於テハ被相續人又ハ讓渡人ノ營業期間ハ前二條ノ規定ノ適用ニ付相續人又ハ讓受人ノ營業期間ト看做ス

第七節 酒類專賣令施行規則の改正

大正十一年七月一日府令第四百十號を以て酒類專賣令施行規則第一次の改正を爲し、同則別表中臺北專賣支局管轄中新竹州桃園郡の次に大溪郡大溪街を加へ新竹出張所管轄中の大溪郡大溪街、大湖郡卓蘭庄を削り新に豊原出張所管轄に大湖郡卓蘭庄を加へたり。

大正十二年六月五日府令第五十一號を以て第二次改正として第三十五條中及別表中の改正を爲したり、其の要旨は第三十五條は專賣令第一次の改正の結果法令の施行規定の改正に基きたるものにして、別表改正は新高郡魚池庄は臺中支局の管轄なりしところ埔里出張所の管轄たらしむるの便利なるを認め之が改正を爲したるものなり。

大正十三年十二月二十五日府令第九十七號を以て、第三次改正として別表改正を爲したり之れ同日府令第九十八號を以て、大正十一年府令第九十四號支局、出張所名稱を廢止し新に名稱を定めたるに依り、別表名稱を之に相應せしむるの必要上改正したるものなり。

大正十四年二月十八日府令第六號を以て第四次改正として第三十五條中從來間接國稅犯則者處分法中稅務署とあるは專賣支局、出張所とありたるを本廳たる專賣局長を加へ稅務署長に屬する職務は從來專賣支局長、同出張所長之を行ふとありたるを專賣局長を加へて之を明に爲したるものなり。

大正十四年八月十五日府令第四十九號を以て第五次改正として第二十九條の二を加へ別表を改正したり、其の要旨は酒類輸出の場合に於ける申請方法を新に定めたるものにして、別表改正は基隆出張所管轄中新に行政區域となりたる基隆市を加へ基隆郡七堵庄を新に直轄に加へ嘉義支局の東石郡布袋庄義竹庄を臺南支局に變更したり。

昭和二年十二月二十四日府令第六十七號を以て第六次改正として、別表中豊原出張所の管轄を臺中支局管轄とし、同時に新竹州大湖郡卓蘭庄を臺中支局管轄とし、旗山出張所管轄を全部屏東支局管轄とせり之れ同日府令第六十九號を以て豊原、旗山兩出張所を廢止し、昭和三年一月二十日より施行することとなりたる結果なりとす。

昭和三年七月二十六日府令第四十四號を以て第七次改正として、別表中新竹出張所の管轄たる桃園郡中壠郡を直轄に改め臺南支局の新營郡、東石郡布袋庄義竹庄を嘉義支局の管轄とし高雄出張所の管轄たりし岡山郡湖内庄を臺南支局管轄に移し高雄出張所の部岡山郡、鳳山郡を岡山郡（湖内庄を除く）、鳳山郡、旗山郡田寮庄に改め屏東支局の部旗山郡を旗山郡（田寮庄を除く）とし八月一日より施行することとせり。

昭和四年三月十九日府令第二十號を以て第八次改正として別表中屏東支局管轄を高雄州屏東郡、潮州郡、東港郡、旗山郡（田寮庄を除く）、恒春郡とし恒春出張所の項を削り之れ同日府令第十九號を以て恒春出張所を廢止したる結果なりとす、而して本令は四月一日より施行したり。

昭和六年六月三十日府令第三十八號を以て第九次改正として第九條第一項を改めて賣捌人酒類の賣渡を受けむとするときは其の酒名、容器區分及數量を記載したる賣渡請求書を所轄專賣官署に提出すべしと改め更に別表中直轄の項大溪郡大溪街を大溪郡に新竹出張所の項を新竹州新竹市、新竹郡、竹東郡、竹南郡、苗栗郡、大湖郡（卓蘭庄を除く）とし嘉義支局の項嘉義郡の上に嘉義市を加へ臺南支局の項高雄州岡山郡湖内庄を削り高雄出張所の項岡山郡（湖内庄を除く）を岡山郡に改め七月一日より施行することとせり。

第十次改正は昭和七年二月二十七日府令第九號にして、別表基隆郡七堵庄、平溪庄の區域變更なり第十一次改正は同八年八月三十日府令百二號にして臺北支局の獨立に由るもの第十二次改正は同九年六月三十日府令第五十六號

基隆郡七堵庄、平溪庄の管轄區域、旗山郡田寮庄、屏東市の市制施行に依る其の管轄區域變更に由り第十三次改正は同年十二月二十九日府令第八十一號にして新に本島製造酒の内地移出を可能ならしめたる結果出港税の制定に随伴し其の取扱方を規定するの要ありたるに由る。

第十四次改正は昭和十一年六月十七日府令第四十三號にして事業の膨脹に依る新竹、高雄の兩支局昇格に由り第五次改正は同十二年四月十四日府令第四十四號を以て官署に於ける酒類引渡場所の擴張及賣捌人に於ける運賃交付區域の擴張を規定したるものなり。第十六次改正は十三年八月十六日府令第三百三號の改正にして基隆及宜蘭出張所の昇格に依る改正とす。

府令第四百十號 (大正十一年七月一日公布)

臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中「新竹州桃園郡」ノ下ニ「大溪郡大溪街」ヲ加ヘ「新竹州(桃園郡ヲ除ク)」ヲ「新竹州(桃園郡、大溪郡、太湖郡卓蘭庄ヲ除ク)」ニ改メ「臺中州豐原郡、東勢郡」ノ次ニ「新竹州太湖郡卓蘭庄」ヲ加フ

附 則

本令ハ發布ノヨリ之ヲ施行ス

府令第五十一號 (大正十二年六月五日公布)

臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第三十五條間接國稅犯刑者處分法ヲ準用スヘキ場合稅務監督局トアルハ專賣局稅務署トアルハ專賣支局又ハ專賣出張所トシ收稅官吏ニ屬スル職務ハ專賣官吏稅務署長ニ屬スル職務ハ專賣支局長又ハ專賣出張所長之ヲ行フ

別表中「臺中專賣支局、臺中州(豐原郡、東勢郡、能高郡ヲ除ク)」ヲ「臺中專賣支局、臺中州(豐原郡、東勢郡、能高郡、新高郡魚池庄ヲ除ク)」ニ「臺中專賣支局埔里出張所、臺中州能高郡」ヲ「臺中專賣支局埔里出張所、臺中州能高郡、新高郡魚池庄」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノヨリ之ヲ施行ス

府令第九十七號 (大正十三年十二月二十五日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中「臺北專賣支局」ヲ「直轄」ニ「臺北專賣支局基隆出張所」ヲ「基隆出張所」ニ「臺北專賣支局宜蘭出張所」ヲ「宜蘭出張所」ニ「臺北專賣支局新竹出張所」ヲ「新竹出張所」ニ「臺中專賣支局」ヲ「臺中支局」ニ「臺中專賣支局豐原出張所」ヲ「豐原出張所」ニ「臺中專賣支局埔里出張所」ヲ「埔里出張所」ニ「臺南專賣支局」ヲ「臺南支局」ニ「臺南專賣支局嘉義出張所」ヲ「嘉義支局」ニ「臺南專賣支局高雄出張所」ヲ「高雄出張所」ニ「臺南專賣支局旗山出張所」ヲ「旗山出張所」ニ「臺南專賣支局屏東出張所」ヲ「屏東支局」ニ「臺南專賣支局恒春出張所」ヲ「恒春出張所」ニ「臺南專賣支局澎湖出張所」ヲ「澎湖出張所」ニ「花蓮港專賣支局」ヲ「花蓮港支局」ニ「花蓮港專賣支局臺東出張所」ヲ「臺東出張所」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノヨリ之ヲ施行ス

府令第六號 (大正十四年二月十八日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第三十五條間接國稅犯刑者處分法ヲ準用スヘキ場合稅務監督局トアルハ專賣局、稅務署トアルハ專賣局、專賣支局又ハ專賣出張所トシ收稅官吏ニ屬スル職務ハ專賣官吏、稅務署長ニ屬スル職務ハ專賣局長、專賣支局長又ハ專賣出張所長之ヲ行フ

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第七節 酒類專賣令施行規則の改正

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第四十九號 (大正十四年八月十五日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第二十九條ノ二酒類輸出ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ專賣局長ニ提出スヘシ
一 輸出者ノ住所氏名又ハ名稱
二 酒名別數量
三 容器ノ種類、個數
四 酒類ノ所在
五 輸出ノ地及輸出ノ時日
六 輸 出 先

第三十六條ノ別表中「基隆郡」ヲ「基隆市、基隆郡(七堵庄ヲ除ク)」ニ「東石郡」ヲ「東石郡(布袋庄、義竹庄ヲ除ク)」ニ「高雄郡」ヲ「高雄市」ニ改メ「新莊郡」ノ次ニ「基隆郡七堵庄」ヲ「新豐郡」ノ次ニ「東石郡布袋庄、義竹庄」ヲ加フ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第六十七號 (昭和二年十二月二十四日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中臺中州(豐原郡、東勢郡、能高郡、新高郡、新高郡魚池庄ヲ除ク)ヲ(臺中州(能高郡魚池庄ヲ除ク))ニ「高雄州屏東郡(六龜庄ヲ除ク)」潮州郡、東勢郡」ヲ「高雄州屏東郡、潮州郡、東港郡、鳳山郡」ニ改メ「豐原出張所(臺中州豐原郡、東勢郡)及「旗山出張所(高雄州大湖郡卓蘭庄)」

高雄旗山郡、屏東郡六龜庄」ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和三年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

府令第四十四號 (昭和三年七月二十六日公布)

臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中直轄ノ部「桃園郡」ノ下ニ「中壢郡」ヲ新竹出張所ノ部「桃園郡」ノ下ニ「中壢郡」ヲ加ヘ臺南支局ノ部「新營郡、東石郡布袋庄、義竹庄」ヲ削リ「高雄州岡山郡湖内庄」ヲ加ヘ嘉義支局ノ部「布袋庄義竹庄ヲ除ク」ヲ削リ「新營郡」ヲ加ヘ高雄出張所ノ部「岡山郡、鳳山郡」ヲ「鳳山郡(湖内庄ヲ除ク)、鳳山郡、旗山郡田寮庄」ニ屏東支局ノ部「旗山郡」ヲ「旗山郡(田寮庄ヲ除ク)」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

府令第二十號 (昭和四年三月十九日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中屏東支局ノ項ヲ左ノ通改メ恒春出張所ノ項ヲ削ル

屏東支局 高雄州 屏東郡、潮州郡、東港郡、旗山郡(田寮庄ヲ除ク)、恒春郡

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

府令第三十八號 (昭和六年六月三十日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第七節 酒類專賣令施行規則の改正

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

賣捌人酒類ノ賣渡ヲ受ケムトスルトキハ其ノ酒名、容器區分及數量ヲ記載シタル賣渡請求書ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ
別表中直轄ノ項「大溪郡大溪街」ヲ「大溪郡」ニ、新竹出張所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

新竹出張所 新竹市、新竹郡、竹東郡、竹南郡、苗栗郡、大湖郡（卓蘭庄ヲ除ク）

同嘉義支局ノ項「嘉義郡」ノ上ニ「嘉義市」ヲ加ヘ臺南支局ノ項「高雄州岡山郡湖内庄」ヲ削リ高雄出張所ノ項「岡山郡（湖内庄ヲ除ク）」ヲ「岡山郡」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

府令第十四號（昭和七年二月二十七日公布）

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中直轄ノ項區域ノ欄「基隆郡七堵庄」ノ下ニ「平溪庄」ヲ加ヘ基隆出張所ノ項區域ノ欄「基隆郡（七堵庄ヲ除ク）」「基隆郡（七堵庄、平溪庄ヲ除ク）」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第百二號（昭和八年八月三十日公布）

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則別表中左ノ通改正ス
「直轄」ヲ臺北支局ニ改ム

附 則

本令ハ昭和八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

府令第五十六號（昭和九年六月三十日公布）

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表臺北支局ノ項中「基隆郡七堵庄、平溪庄」基隆出張所ノ項中「七堵庄、平溪庄ヲ除ク」高雄出張所ノ項中「旗山郡田寮庄」ヲ孰モ削リ屏東支局ノ項中「屏東郡」ノ上ニ「屏東市」ヲ加ヘ（田寮庄ヲ除ク）ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

府令第八十一號（昭和九年十二月二十九日公布）

臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第三十一條ノ二移出スル爲酒類ノ賣渡ヲ請求スルモノアルトキハ專賣局長ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ之ヲ賣渡スコトヲ得

第三十一條ノ三第二十九條ノ二規程ハ移出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條ノ四移出スル爲買受ケタル酒類ハ移出前之ヲ他ニ讓渡シ消費シ又ハ專賣局長ノ許可ヲ受ケズシテ廢棄スルコトヲ得ス

第三十一條ノ五移出スル爲買受ケタル酒類ノ移出ヲ廢止シタルトキハ專賣局長ハ其使用ニ適スルモノニ限り之ヲ買戻シ其他ノモノハ之ヲ廢棄セシム

前項ノ買戻シ價格ハ第三十一條ノ二ノ規定ニ依ル賣渡價格ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十一條ノ六移出スル爲メ買受ケタル酒類ハ專賣局長ノ許可ヲ受ケタル場所ニ非サレバ之ヲ積置スルコトヲ得ス

第三十一條ノ七移出スル爲酒類ヲ買受ケタルモノハ帳簿ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、買受年月日及移出若ハ廢棄ヲ爲シ又ハ引替若ハ買戻ヲ受ケタル年月日
- 二、種類、數量、買受價格及仕向地
- 三、容器及包装ノ種類及筒數並ニ包装ノ記號及番號

第三編 酒專賣制度の起原及目的

五四四

第三十一條ノ八移出スル爲酒類ヲ買受ケタル者移出ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

- 一、移出者ノ住所氏名又ハ名稱
- 二、種類別數量及買受價格
- 三、容器ノ種類及箇數
- 四、移出ノ年月日及積載船舶名
- 五、仕 向 地

移出スル爲買受ケタル酒類ニシテ仕向地ニ到達前變賣其ノ他ノ事由ニ依リ亡失シタルトキハ移出者ハ其ノ旨專賣局長ニ報告スヘシ

第三十一條ノ九第十條、第十一條第十二條第一項ノ規定ハ移出ノ爲酒類ノ買受ヲ爲シタル者ニ之ヲ準用ス

第三十二條第二項中「第三十條」ノ次ニ「又ハ第三十一條ノ四」ヲ加フ

第三十三條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一、賣捌人第七條、第八條、第十三條第二項、第十六條、第二十二條又ハ第二十八條ノ規定ニ違反シタルトキ

二、移出スル爲酒類ヲ買受ケタル者第三十一條ノ六又ハ第三十一條ノ七ノ規定ニ違反シタルトキ

第三十四條ニ左ノ一號ヲ加フ

三、第三十一條ノ八ノ規定ニ違反シタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第四十三號 (昭和十一年六月十七日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通り改正ス

賣 捌 人	指定見込人員	年 賣 上 石 數	手 數 料 率	一賣捌人當小賣人數	一小賣人當人口數
小 賣 人	八二	一九二、九八四	定價ノ五分 定價ノ九分	一九五	二二九
	一五、九九〇				

第八表

酒精造石高及輸移出高調

工場名	六 年 度	七 年 度	八 年 度	九 年 度	十 年 度
帝國製糖株式會社新竹工場	五、六〇四	六、〇三八	六、八八八	三、四四八	五、八二九
帝國製糖株式會社臺中工場	一〇、〇五〇	七、七四九	七、六九一	四、四八三	六、三九七
新高製糖株式會社彰化工場	三、一五四	七、六〇九	五、三八二	一、九二四	三、一五四
大正製糖株式會社臺中工場	七、三三三	一〇一			
大正製糖株式會社斗六工場	一三、四三六	二、四一六	二、五九七	一、二二八	四、九四一
大正製糖株式會社嘉義工場	二、二九二	三、一九七	五、六四		
大正製糖株式會社北港工場	一〇六				
明治製糖株式會社阿緞工場	六、七五七	七、一八三	五、九九四	五、三七五	七、一五五
嘉義製糖株式會社南靖工場	八、七五六	八、四九〇	八、四四〇	七、三七〇	九、一四八
臺灣製糖株式會社橋仔頭工場	五、六五〇	一〇、三六四	一〇、〇五七	八、二〇三	九、〇六六
鹽水港製糖株式會社高雄工場	八、五九六	八、八五五	九、九三七	七、三九八	六、六八三
臺灣製糖株式會社屏東工場	三三、〇九九	一九、八九四	二一、六九〇	二、三九八	一〇、六五八
鹽水港製糖株式會社詩工場		四八四	一、八六八	一、六九六	一、八三四
				三三三	

第二章 酒專賣の計畫 第四節 酒類專賣令の經過

輸		約	九三、八二三	八二、三八〇	八一、一八	五五、〇〇七	六四、八六五
移	出	約	三五、四二六	三三、五七〇	五、八七一	一、九四二	
島	内	約	五八、一九七	五八、六一〇	七五、〇四七	五三、八六六	
島	内	約	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

備考

- 一、本表造石高と第一表とは石以下四捨五入の爲端數一致せず
- 二、十年度の造石高は十年十一月迄の實績に前年十二月より二月迄の實績を加算し掲上したるものなり

第九表

工場別設備費調

「説明」 本表は政府に於て全部新設の設備に依り酒製造を行ふ場合の假定經費にして實際の方法としては本表所要より第十表徵收にかゝる分を控除したるものを新設するに止む而して本表算出の方法は建物坪數及容器器具器械費は現在酒造經營の實態に付査定したる左記千石當所要高に依り各工場の造石數に應じ所要額を算出し敷地坪數は工場建坪の三倍とせり。

區分	酒名	造石數				計
		酒	糖	蜜	酒	
建	酒	二五〇	四、〇〇〇	八〇	二五〇	一、〇〇〇
容	酒	一〇〇〇	六、〇〇〇	一五〇	一五〇	一、〇〇〇
器	酒		四、〇〇〇	八〇	一五〇	一、〇〇〇
具	酒		六、〇〇〇	一五〇	一五〇	一、〇〇〇
機	酒		四、〇〇〇	八〇	一五〇	一、〇〇〇
械	酒		六、〇〇〇	一五〇	一五〇	一、〇〇〇
計	酒		九、〇〇〇	二四〇	二四〇	一、〇〇〇

區分	糖	糖	糖	糖	糖	糖
再	一六、九二〇	二八、八九〇	二九、四九九	八四、三〇九	一、六〇三	二八、二〇〇
計	五、六四〇	九、六三〇	九、八三三	二八、一〇三	一、九〇五	三三、三〇〇

第十表

徵收費調

「説明」 工場敷地及建物は政治上又は經濟上將來工場を設置せむとする地に現存する工場にして當分の内政府の使用に堪ゆる見込ある十工場を徵收し酒類製造用の器具器械は製造場備付品に限り之を徵收することとし猶權利は白麹の特許權二つを買収せむとするものなり。

區分	員數	格	公債額	面積	摘要
敷	二六、四六三	一五八、七七〇	一九一、二九二	公債平均時價八三圓トシ	
建	八、四五三	五〇七、二二〇	六一〇、九八八	テ換算ス	
器	一、二二〇	八九七、七四九	一、〇八一、六二五		
具	一、二二〇	四〇、〇〇〇	四八、一九三		
計	一、二二〇	一、六〇三、六四一	一、九三三、〇九八		

第十一表

禁業交付金調

「説明」 交付金は第三十四條に依り左の區別に依り支給す。

第二章 酒專賣の計畫 第四節 酒類專賣令の経過

第二編 酒專賣制度の起原及目的

三五六

- 一、將來賣捌人に指定すべき者——賣上金額の四分の一相當額に五分の一の加給金相當額を加へたるもの、四分の一を支給す（本項該當者は年賣上高五百石以上の個人製造者にして見込交付金一萬圓に達せざる者と一萬圓以上の者は賣捌人を拒絶するものと見込みたり）。
- 二、建物全部の徴收を受くるもの——賣上金額の四分の一を支給す。
- 三、右二項に該當せざる者——賣上金額の四分の一と其の五分の一の加給金を支給す。

業 者 別 人	員 賣 上 金 高	交 付 金		加 給 金		減 額 金		計
		(四分ノ一)	(五分ノ一)	(四分ノ一)	(三分ノ一)			
酒類製造者 賣捌人指定見込 建物全部徴收見込 其ノ他ノ製造者	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四
白 糖、 紅 糖 製 造 者	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四
合 計	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四	天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四 天 _三 四 _四

第十二表

公債調

「説明」 禁業交付金及徴收費は直接に公債を交付し徴收費は公債の時價に依り交付金は額面を以て支給す公債は年利五分とし五十五年以内に償還の見込なり。

交 付 金	支 給 金 額	額 面 金 額	摘 要
一、六〇三、六四一	一、九三三、〇九八	時價八三圓	
二、四六七、九〇二	交付金は額面を以て支給す		
四、四〇〇、〇〇〇			

第十三表

白糖、紅糖調

年 次	製 造		販 賣		製 造	
	人員	場 數	人員	場 數	人員	場 數
大正九年	四	三	四	三	四	三
大正八年	四	三	四	三	四	三
大正七年	四	三	四	三	四	三
大正六年	四	三	四	三	四	三

麥酒製造者及造石高調

製 造 者	資 本 金	造 石 高		摘 要
		大正九年	大正十年(自十一月)	
高砂麥酒株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇	五九二〇	二、九六八	大正九年五月製造開始

第二章 酒專賣の計畫 第四節 酒類專賣令の經過

三五七

第二編 酒專賣制度の起原及目的

備考

資本金額の内百萬圓は拂込済なり
造石高は大正九年五月より同十年十月迄毎月平均四九三石なり

第十四表

糖蜜生産額、消費額調

年次	生産額	取			賦		不可飲分	計
		島内消費	酒精製造	糖蜜酒原料	再製糖原料	外國輸出		
大正六年	二天六三六四斤	一七〇〇〇	一三六四八八	三〇五二七〇	一三〇四四	三三九八〇	二六二〇〇七	
大正七年	二天二七二七斤	四七六五五	一〇九三二七	三二五四四〇	七〇〇三三	一三三三四	一四〇〇〇〇	
大正八年	二天六九四四斤	四〇三三〇	一〇〇八五六	三六九三三五	一四八八〇	一三三三四	一四〇〇〇〇	
大正九年	二天七四三七斤	五九九八〇	六六九六八四	三〇五七四〇	一四八〇〇	三三九二四	九七六四四	

備考

- 一、生産額は製糖歩合表に依り當該年期の産出品を掲上す
- 二、酒精及糖蜜酒の原料は一酒造年度間實際の使用高なり(蒸餾歩合表に依る)
- 三、島内消費、再製糖原料、外國輸出、不可飲分は一年度間の引取實績なり(砂糖内地移出高、引取高表に依る)
- 四、六年期に於て一五八、五八二、六四六斤の生産額の外三三、五八七、八五〇斤の前期よりの持越あり

酒母、醱製造高調

年次	酒		母		醱		高
	人員	場數	製	造	人員	場數	
大正六年	一	一	三	四一〇	三	三	一八、九九三

年次	人員	場數	製	造	人員	場數	製	造	高
大正七年	一	一	三	四一〇	三	三	三	三	二〇、六七九
大正八年	一	一	三	四一〇	三	三	三	三	一三、八〇九
大正九年	一	一	三	四一〇	三	三	三	三	六五、二〇〇〇

備考 九年度中櫻製造高内譯六、五二〇石は蒙北州の検査に係る麥酒醱、三二一、五六〇匁は同じく紅糖用醱なり

第十五表

基本年度收入支出調

「説明」 大正十一年度は七月一日より專賣制度を實施する見込なるが假に同年を全年作業するものとし專賣より生ずる經常の歲出入並創業に要する凡ての經費を本表に於て一括調整したるものにして次年度以降は本表經常費を基本年度として之に其の百分の一の自然増を見るものとして計算せり。

一、經常費

區分	科目	金額	額	
			收入	支出
酒類	賣上收入	一五、六八九、一七七		
	酒粕收入	一五、四五五、〇九七		
	酒類賣上收入	八四、〇八〇		
酒類	酒類賣上收入	一五〇、〇〇〇		
	酒類賣上收入	九、七〇二、八六三		

差 益	購 買	事 業	事 務	俸 給
	費	費	費	給
三〇八、三四五	一〇〇、二九四	五、〇六一、二五八	四、二三二、九六六	五、九八六、三二四

二、臨時費

支 出	區 分 科 目 金 額
創 設 費	一、九八三、二二二
建 築 及 設 備 費	七、四三八、一一六
總 計	四、五四五、〇九六

第十六表

專賣十年間收益調

(其ノ二)

「説明」 初年度の計算は前表の基本數に對する九箇月分を計上せり。
 二年度以降は俸給を除くの外基本年度に對し歳入歳出共に百分の一の自然増を豫定せり。

科 目	初年度		二年度		三年度		四年度		五年度	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
酒類收入	一〇、二二四		一五、六〇九		一五、七六四		一五、九一九		一六、〇七三	
酒粕收入	六三		八五		八五		八六		八七	
酒類拂入	一三三		六〇		六〇		六〇		六〇	
公債募集額	四、四〇〇									
收入計	一四、八一二		一五、七五四		一五、九〇九		一六、〇六五		一六、二二〇	
俸給	一三三		三〇八		三〇八		三〇八		三〇八	
事務費	七五		一〇一		一〇二		一〇三		一〇四	
業務費	三、七九六		五、〇六六		五、〇七〇		五、〇七五		五、〇七九	
事業費	三、六八八		四、二五一		四、二六九		四、二八六		四、三〇五	
購買費	七、七九〇		九、七二六		九、七四九		九、七七三		九、七九六	
經常部計	七、七九〇		九、七二六		九、七四九		九、七七三		九、七九六	
差益	七、〇二二		六、〇二八		六、一六〇		六、二九三		六、四二四	
建築及設備費	二七九		一、六二八		一、六二八		一、七二八		一、八二八	
創設費	四、五四五									
公債利息	一六五		三三〇		三三〇		三三〇		三三〇	
臨時部計	四、九八九		一、八四八		一、八四八		一、九四八		二、〇三八	
支出計	一二、七七九		一、五七四		一、五九七		一、七三〇		一、八三四	
差引純益	二、〇三三		四、一八〇		四、三一二		四、三四五		四、三八六	

專賣十年間收益調

(其ノ二)

科	入 收		收 入	出 支 部 常 經					差 益
	酒 類 收 入	酒 類 收 入		臨 時 部	公 債 利 子	建 築 及 設 備 費	事 務 費	購 買 費	
六 年 度	一六、二八八	八八	一六、三六六	三〇八	一〇五	五、〇八四	四、三三三	九、八一九	六、五四七
七 年 度	一六、三八二	八九	一六、五二一	三〇八	一〇六	五、一三三	四、三六三	九、九一〇	六、六一一
八 年 度	一六、五三六	九〇	一六、六七六	三〇八	一〇七	五、一八一	四、四〇四	一〇、〇〇〇	六、六七六
九 年 度	一六、六九一	九一	一六、八三二	三〇八	一〇八	五、二二九	四、四四六	一〇、〇九一	六、七四一
十 年 度	一六、八四六	九一	一六、九八七	三〇八	一〇九	五、二七八	四、四八七	一〇、一八二	六、八〇五
十 一 年 度	一七、〇〇一	九二	一七、一四三	三〇八	一一〇	五、三二六	四、五二八	一〇、二七三	六、八七一
差 引 純 益 計	五、九七〇	一〇、三九六	一〇、三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	六、三九一

第十七表

專賣收入及租稅收入比較調

「説明」 本表は現行の租稅制度を維持する場合と專賣とを比較したるものにして專賣收入支出は前表の計數に依

り租稅收入は大正六、七、八の三年平均數に百分の一を累加したるものに現行の稅率を適用したりものなり。

年 次	租 稅 收 入		專 賣 實 收 額	租 稅 收 入 對 專 賣 收 入 增 收 額
	收 入 額	所 要 費 額		
明 治 十 二 年 度	三、五七九	一〇、〇〇〇	四、二八〇	一、四七五
十 三 年 度	三、七三三	一〇、〇〇〇	四、三三三	一、五〇〇
十 四 年 度	三、八八七	一〇、〇〇〇	四、三八六	一、五二九
十 五 年 度	三、九四一	一〇、〇〇〇	四、四三九	一、五五八
十 六 年 度	四、〇九五	一〇、〇〇〇	四、四九二	一、五八七
十 七 年 度	四、二四九	一〇、〇〇〇	四、五四五	一、六一六
十 八 年 度	四、四〇三	一〇、〇〇〇	四、六〇八	一、六四五
十 九 年 度	四、五五七	一〇、〇〇〇	四、六六一	一、六七四
二 十 年 度	四、七一〇	一〇、〇〇〇	四、六六四	一、七〇三
二 十 一 年 度	四、八六四	一〇、〇〇〇	四、七一七	一、七三二

第四款 拓殖局修正專賣令案

敝上總督府に於て決定せる專賣令案は更に拓殖局に於て審議を経たるが其の結果次の如き修正ありたり。左に該修正案と修正事項を摘録すべし。

臺灣酒類專賣令案

第一條 本令ニ於テ酒類トハ酒精及酒精含有飲料トス

酒精トハ酒精分九十度以上ヲ含有スル酒類、酒精含有飲料トハ酒精ニアラサル酒類ヲ謂フ

前項酒精分トハ攝氏檢温器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中〇、七九四九ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ謂フ

第二章 酒專賣の計費 第四節 酒類專賣令の經過

- 第二條 酒精含有飲料ノ製造ハ政府ニ專屬ス
- 第三條 酒精ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ
- 酒精ノ製造ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第四條 酒類ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス
- 第五條 酒類ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス
- 酒類ノ輸出ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第六條 酒類ハ政府又ハ政府ノ指定シタル賣捌人若ハ小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス
- 酒類ノ販賣及販賣者ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第七條 酒類小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ酒類ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス
- 第八條 酒類販賣者ハ政府ノ封緘ヲ施シタル酒類ノ容器ヲ變更シ又ハ開披スルコトヲ得ス、但シ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ酒類ノ販賣ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 酒精製造者ハ政府ニ賣渡シ若ハ輸出ニ供スル場合ヲ除ク外其ノ製造ニ係ル酒精ヲ讓渡シ又ハ之ヲ質入シ若ハ消費スルコトヲ得ス
- 第十條 酒精製造者ニ非シテ白糖、紅糖、酒母又ハ醗ヲ製造セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ
- 白糖、紅糖、酒母又ハ醗ノ製造ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第十一條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外白糖、紅糖、酒母又ハ醗及政府ノ證票ヲ附セサル酒類ヲ所持シ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス
- 第十二條 酒精製造者本令若ハ臺灣酒精稅令又ハ之ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

- 白糖、紅糖、酒母又ハ醗ノ製造者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル時ハ政府ハ其ノ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 第十三條 當該官吏ハ酒精及白糖、紅糖、酒母又ハ醗ノ製造場其ノ他必要ノ場所ニ立入り製品原料材料及帳簿其ノ他ノ書類物件ヲ検査シ又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 當該官吏ハ運搬中ニ在ル酒類ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得
- 當該官吏ハ前二項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得
- 第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 私ニ酒類ヲ製造シ若ハ再製シ又ハ製造若ハ再製ノ準備ヲ爲シタル者
 - 二 第九條ノ規定ニ違反シタル者
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 酒類販賣者ニ非シテ酒類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者
 - 二 私ニ酒母、醗ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者
- 第十六條 第八條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第七條ノ規定ニ違反シタルモノ
 - 二 私ニ白糖、紅糖ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者
- 第十八條 當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス、其ノ刑法ニ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル
- 第十九條 私ニ酒類ノ輸出若ハ輸入ヲ圖リ又ハ輸出若ハ輸入ヲ爲シタル者ハ其ノ酒類ノ價格ノ十倍ニ相當スル罰金ニ處ス、但百圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十條 第十四條、第十五條第二號又ハ第十七條第二號ノ犯罪ニ係ル物件ハ之ヲ沒收ス

前項ノ物件ヲ讓渡シ若ハ消費シ又ハ其ノ他ノ事ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス
前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十一條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第四十條、
第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス

第二十二條 酒類販賣者、酒類輸出入者及酒精又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令
ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但共ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 酒類販賣者、酒類輸出入者、及酒精又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其
ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル時ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰
ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十四條 明治二十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ノ規定ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯則事件ニ付之
ヲ準用ス、但臺灣間接國稅犯則者處分規則ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第二十五條 本令中輸出又ハ輸入ニ關スル規定ハ移出又ハ移入ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十六條 本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但第二十九條、第三十一條及第三十二條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 臺灣酒造稅規則及臺灣工業用酒精稅規則ハ之ヲ廢止ス、但本令施行前製造シタル酒類ノ酒稅ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ
依ル

第二十八條 本令施行ノ際ニ於ケル酒類製造者ハ現ニ製成中ノ酒精含有飲料ニ限り其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其
ノ酒稅ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

第二十九條 從前ノ規定ニ依リ酒精ヲ製造スル者ニシテ本令施行後仍引續キ酒精ノ製造ヲ爲サムトスル時ハ豫メ政府ノ承認ヲ受クヘシ
前項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十條 第二條第四條乃至第六條第一項、第七條、第八條、第十條第一項及第十一條ノ規定ハ當分ノ内麥酒ニ之ヲ適用セス

第三十一條 本令施行ノ爲必要アリト認ムル時ハ臺灣總督ハ酒類ノ製造又ハ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第三十二條 前項ノ制限ニ違反シ酒類ノ製造又ハ輸入ヲ爲シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 本令公布ノ際現ニ存スル酒類製造用ノ建物、其ノ敷地及製造場備付ノ酒類又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造用ノ器具器
械ハ政府ニ於テ之ヲ徵收シ又ハ使用スルコトヲ得

政府ハ酒類又ハ白糖、紅糖、酒母若ハ醗ノ製造者ノ營業場ニ基キ前項ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ使用スヘキ物件ヲ調査シ徵收日録又ハ
使用日録ヲ作成ス
徵收日録又ハ使用日録ハ本令公布後三十日以内ニ之ヲ所有者ニ交付ス
徵收日録又ハ使用日録ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ徵收日録又ハ使用日録ニ記載シタル物件ヲ處分
スルコトヲ得ス

第三十四條 前條ノ規定ニ依リ徵收スル物件ニ對シテハ補償金ヲ、使用スル物件ニ對シテハ使用料ヲ交付ス
補償金又ハ使用料ハ協議ニ依リ之ヲ定ム、協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス
鑑定人ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十五條 政府ハ酒精含有飲料ノ製造者ニ對シ共ノ請求ニ依リ酒精含有飲料ノ賣渡代金ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ交付シ共ノ金額
五百圓ニ滿タサル時ハ五百圓ヲ交付ス但第三十二條ノ規定ニ依リ建物ノ全部ノ徵收ヲ受ケサル者ニ對シテハ尙交付金ニ相當スル金額

ノ五分ノ一ヲ増給ス

本令施行ノ際酒類賣捌人ニ指定セラレタル者ニ對シテハ前項ノ金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ減給ス

前二項ノ規定ハ白糶、紅糶、酒母又ハ醗ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廢止スルモノニ付テハ準用ス

第三十五條 前條ノ賣渡代金ハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日ニ至ル二年間ノ賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但大正八年七月二日以後ニ製造ヲ開始シタル場合ニ於テハ製造開始ノ翌月ヨリ大正十年十一月三十日ニ至ル期間ノ賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

前項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第三十六條 第三十四條ノ酒精含有飲料又ハ白糶、紅糶、酒母若ハ醗ノ製造者ハ大正十年七月一日以前ヨリ本令公布ノ日迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

第三十七條 第三十四條ノ交付金ハ大正十一年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十八條 第三十四條ノ交付金ハ額面金額ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス、但五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第三十三條ノ補償金ハ大正十一年七月一日以前一年間ニ於ケル平均相場ニ依リ五十五年内ニ償還スヘキ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス、但五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

總督府參事官室に於て修正せる酒類專賣令を假に第二原案とし左に拓殖局修正案との對照を爲すべし。
修正案第一條

原案第一條は「酒類を分ちて酒精及酒精含有飲料とす」とありたるを「本令に於て酒類とは酒精及酒精含有飲料とす」に改め新に第二項に酒精分度數第三項に酒精分容量を規定したり此の二項、三項の趣旨は第一原案の趣旨に復活したる結果となる。

別表中「新竹出張所」ヲ「新竹支局」ニ「高雄出張所」ヲ「高雄支局」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第四十四號 (昭和十二年四月十四日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第十二條第一項及第二項中「專賣官署」ヲ「專賣官署ノ倉庫又ハ政府ノ指定シタル場所」ニ改メ第二項中「賣捌人ノ營業場」ノ下ニ「又ハ專賣局長ニ於テ特ニ必要ト認メタル貯藏場」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第百三號 (昭和十三年八月十六日公布)

大正十一年府令第九號臺灣酒類專賣令施行規則中左ノ通改正ス

別表中「基隆郡出張所」ヲ「基隆支局」ニ「宜蘭出張所」ヲ「宜蘭支局」ニ改メ澎湖出張所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

澎湖出張所 澎湖廳

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八節 麥酒專賣に伴ふ施行府令の公布

麥酒專賣實施に伴ひ昭和八年五月一日律令第一號を以て之が關係法令の公布ありたるが該律令公布と共に之が施行

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第八節 麥酒專賣に伴ふ施行府令の公布

に關する單行規定の必要ありたるを以て同日同時に律令施行府令を制定公布したり即ち左の如し。

昭和八年律令第一號施行ニ關スル件

府令第五十九號 (昭和八年五月一日公布)

第一條 昭和八年七月一日現ニ昭和八年律令第一號附則第二條本文ノ麥酒ヲ所持スル者ハ昭和八年七月十日迄ニ酒名別數量及所在ヲ記載シタル申告書ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ但シ一箱未満ヲ所持スル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ麥酒ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ其ノ受拂ヲ明記シ毎月ノ買受高及賣渡高ヲ翌月五日迄ニ所轄專賣官署ニ申告スヘシ

第二條 專賣局長必要アリト認ムルトキハ前條ノ麥酒ニ封緘ヲ施サシメ又ハ一定ノ證票ノ表示ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 昭和八年律令第一號附則第五條ノ規定ニ依リ酒類販賣者ノ指定ヲ受ケントスル者ハ臺灣酒類專賣令施行規則第四條ノ申請書及履歷書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ昭和八年五月三十一日迄ニ專賣局長ニ申請スヘシ但シ現ニ酒類販賣者タル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 販賣者ノ住所氏名又ハ稱號

二 販賣ノ場所

三 營業開始ノ年月日

四 従前ノ取引ノ種類

五 一年ノ買受見込金額

前項ノ申請ヲ爲シタル者ハ昭和八年七月一日ヨリ十日以内ニ之ヲ酒類販賣者ニ指定ス

第四條 昭和八年七月一日前ニ麥酒ヲ輸入又ハ移入セントスル者ハ其ノ酒名別數量、輸入又ハ移入ノ期日及輸入又ハ移入地名ヲ記載シタル申請書ヲ提出シ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 第一條ノ規定又ハ第二條ノ命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條及第四條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

施行府令説明

(一) 第一條

麥酒專賣實施につき現に臺灣に於て所持する持越麥酒に關しては臺灣酒類專賣令改正令(以下改正令と稱す)附則第二條を以て專賣令の適用せざることを規定せられたるが、之が持越麥酒を專賣令の範圍外に放置するときは專賣麥酒と混同し一時專賣品取締方法不統一に陥るのみならず、島内に於ける持越數量並消費狀況不明の爲め酒類專賣計畫上支障尠ならず依て改正令第二條の規定に依り本條を規定し持越麥酒一箱以上を所持するものは、昭和八年七月十日迄に所轄專賣官署に申告を爲さしめ、尙之を販賣する者に對しては帳簿を備へ麥酒の受拂を明記せしめ毎月五日迄に其受拂を所轄專賣官署に申告せしむることゝなしたり。

(二) 第二條

前條に依り申告したる持越麥酒と雖も其受拂不明確なる場合又は犯則の虞なしとせざるを以て斯る場合は專賣麥酒と之を區分する必要あり依て專賣局長は前條の麥酒に封緘を施さしめ又は一定の證票表示を命ずることあるを規定せり。

(三) 第三條

麥酒專賣實施に際し現に麥酒の販賣を業とする者は改正令附則第五條に依り、政府の酒類販賣者に指定することを規定したるを以て本條は之が手續方法を示したるものにして、即ち改正令附則第五條の麥酒販賣者にして同附則第八條に該當せるもの（昭和七年四月一日以前より營業を繼續せるもの）の申請に依り專賣局長は酒類販賣者に指定せんとするものなり、但し現に政府の酒類販賣者にして麥酒を販賣するものは更に指定を受くる必要なく當然麥酒の販賣を爲し得るを以て本條但書に以て現に政府の酒類販賣者たる者は申請の限りに在らざることを規定せり。

(四) 第四條

政府は改正令附則第四條に依り麥酒專賣改正施行前に於ける麥酒の見越輸入又は移入を禁止又は制限し得るを以て其の規定に基き、本條は輸入又は移入の許可の權限を專賣局長に附與し且つ之が手續方法を示したるものにして、昭和八年七月一日前に麥酒を輸入又は移入せんとする者は其酒名別數量輸入又は移入の期日及地名を記載したる申請書を提出し專賣局長の許可を要することを規定せり。

(五) 第五條

本條は臺灣總督の權限内に於て本令第一條の規定又は第二條の命令に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處することを規定せり。

(六) 附則

本令は改正令と共に昭和八年七月一日より之を施行せんとするものなるも、第三條酒類販賣者の指定申請及第四條專賣前輸入の許可申請の規定は改正令の示す處に従ひ專賣實施前施行の必要あるを以て本令公布の日より之を施行

することとせり。

第九節 臺灣酒精令の公布

酒類專賣制度當初の計畫は酒精は全部之を專賣令に包括するの案なりしところ法制局の審議に於て含有酒精分九十度を限界とし九十度以下を廣く酒類中に包含せしめ九十度以上は之を分離し酒類に對する政策の統制を圖ることゝなりたるに依り之が規定の爲別に酒精令を交付したるものなるが大體に於ては從前の取扱と異ならず、而して酒精令の所謂酒精は政府の免許制の下に民營製造を許し政府は島内に於ける販賣のみの專權を有することゝなれり。

臺灣酒精令は專賣令と相並びて審議されたるが、之が公布は專賣令より稍々後れて大正十一年五月十二日律令第四號を以て公布せられたり。

臺灣酒精令大正十年法律第三號第二條及第三條に依り勅裁を得て茲に之を公布す。

律令第四號

臺灣酒精令

第一條 本令ニ於テ酒精トハ酒精及酒精含有飲料ニシテ酒精分九十度以上ノモノヲ謂フ

第二條 酒精製造者ニハ酒精二石ニ付酒精分一度毎ニ一圓五十錢ノ割合ヲ以テ其ノ造石數ニ應シ酒精稅ヲ課ス

第三條 本令ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢溫器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量ヲ謂フ

第四條 酒精ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ酒精製造者製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ム

第五條 酒精ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ヨリ移入スルコトヲ得ス

第六條 酒精稅ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ其ノ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ

第七條 酒精ノ造石數ハ製成ノトキ實測シテ之ヲ査定ス
犯則其ノ他ノ事故ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ證憑物件ニ就キ造石數ヲ査定ス

第八條 査定ヲ受ケタル酒精ヲ政府ノ承認ヲ得テ酒精製造ノ原料ニ供シタル場合ニ於テ其ノ製成シタル酒精ニ課スヘキ酒精稅額ハ原料酒精ニ對スル酒精稅額ニ超過スル金額ニ相當スル金額トス

第九條 酒精稅ハ六月以内ノ期間ヲ定メテ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

酒精稅ノ徵收猶豫ヲ請ハムトスル者ハ酒精稅額ニ相當スル擔保ヲ政府ニ提供スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ酒精稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者猶豫期間内ニ税金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス
擔保ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十條 酒精ハ其ノ造石數査定前ニ於テ之ヲ讓渡シ、消費シ又ハ政府ノ承認ヲ受ケシテ製造場外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十一條 酒精製造者ハ左ニ掲クル場合ヲ除クノ外其ノ製造ニ係ル酒精ヲ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス
一 政府ニ讓渡ストキ

二 外國ニ輸出スル爲讓渡ストキ

三 内地、朝鮮、樺太又ハ南洋群島ニ移出スル爲讓渡ストキ

第十二條 酒精製造者本令、臺灣酒類專賣令又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十三條 災害其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ製造場内ノ酒精ヲ廢棄シ又ハ亡失シタル場合ニ於テハ納稅義務者ハ其ノ事實ヲ證

明シ其ノ酒精ニ付酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ下戻ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第十四條 酒精稅納付未済ノ酒精ヲ政府ニ讓渡シタルトキ、内地ニ於テ工業用酒精類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ニ依リ工業用ニ使用シ若ハ供給シタルトキ、外國ニ輸出シタル者又ハ朝鮮ニ移出シタルトキ又ハ朝鮮ニ移出シタルトキハ納稅義務者ハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ酒精稅ノ免除ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

酒精稅納付済ノ酒精ヲ政府ニ讓渡シタル者、内地ニ於テ工業用酒精類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ニ依リ工業用ニ使用シ若ハ供給シタル者、外國ニ輸出シタル者又ハ朝鮮ニ移出シタル者ハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ酒精稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

前二項ノ請求ハ酒精ノ讓渡、使用、供給、輸出又ハ移出後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ酒精稅ハ第六條ニ規定スル納期ニ拘ラス之ヲ即納セシム

一 酒精製造ノ免許ヲ取消シタルトキ

二 免許ヲ受ケシテ酒精ヲ製造シタルトキ

三 酒精稅ヲ通脱シ又ハ通脱セムトシタルトキ

第十六條 政府ハ臺灣ニ於テ消費スル酒精ノ專賣權ヲ有ス

第十七條 臺灣酒類專賣令第五條乃至第七條及第九條ノ規定ハ前條ノ酒精ニ付之ヲ準用ス

第十八條 政府ハ酒精製造者ノ製造ニ係ル酒精ヲ買收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ酒精製造者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
前項ノ場合ニ於テ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ政府之ヲ決定ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 私ニ酒精ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者

二 第五條ノ規定ニ違反シテ酒精ヲ輸入若ハ移入ヲ爲シ又ハ輸入若ハ移入ノ準備ヲ爲シタル者

第二十條 酒精販賣者ニ非スシテ第十六條ノ酒精ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ五十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 酒精小賣人ニシテ政府ノ定メタル價格以外ノ價格ヲ以テ酒精ヲ販賣シタルモノ

二 酒精販賣者ニシテ政府ノ封緘ヲ施シタル酒精ノ容器ヲ變更シ、開披シ又ハ容器ニ附シタル證票其ノ他ノ表示ヲ破毀若ハ變更シタルモノ

三 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外政府ノ證票ヲ附セサル酒精ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受ケタル者

四 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 收稅官吏ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法ニ規定アルモノハ刑法ニ依ル

第二十三條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒精ノ遺石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタル者ハ其ノ石數ノ酒精稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十四條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ下戻若ハ交付ヲ政府ニ請求シタル者ハ其ノ石數ノ酒精稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十五條 第十九條ノ罪ヲ犯シタル者ノ所持又ハ所有スル酒精及製造用器具機械ハ之ヲ沒收ス其ノ既ニ讓渡シ、消費シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十六條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ第二十二條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 酒精ノ製造者、輸入者若ハ移入者又ハ第十六條ノ酒精ノ販賣者カ未成年者又ハ禁治産者ナル場合ニ於テ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ處罰スヘキトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ

此ノ限ニ在ラス

第二十八條 酒精ノ製造者、輸入者若ハ移入者又ハ第十六條ノ酒精ノ販賣者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ酒精ノ製造者、輸入者若ハ移入者又ハ第十六條ノ酒精ノ販賣者ヲ處罰ス

第二十九條 明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯則事件ニシテ第十六條ノ酒精ニ關スルモノニ付之ヲ準用ス

第三十條 酒精製造ノ免許ヲ取消サレタル者及酒精製造者ノ相續人ニ對シテハ酒精稅完納前ニ在リテハ本令ヲ適用ス

附 則

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣酒造稅規則ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ酒精ヲ製造スル者ハ本令ニ依リ酒精製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第十節 臺灣酒精令の説明

臺灣酒精令は臺灣酒造稅規則中酒精に關するものを分離規定したるものなるを以て大體に於て從前の取扱と異ならず、且本令中には酒精專賣に關する事項を包含規定せられたるを以て曩に專賣制度を説明するに當り酒精令の内容中重なる部分は既に説明したるにより左に舊令に比し著しく差違ある點を摘記すべし。

第一 酒精の定義

臺灣酒造稅規則に於ては單に酒精と稱し之を定義せざりしも、本令に於ては所謂酒と稱するもの、内より麥酒を常分除外し酒精と酒精含有飲料との二者を認めて酒精分九十度を限界とし、其の九十度未滿を酒類と謂ひ九十度以上を

酒精と云ふことに定義したり、九十度を以て限界としたるは普通に取扱はるゝ酒精は九十度以上なると、薄き酒精を認むるときは他の蒸餾酒との區別なきに至り取締上困難なると九十度以上の高度酒精を以て造りたる「ウキスキー」の類は専ら内地に於て消費せられるを以て其の移出を圓滑ならしめんが爲之を酒精とし、内地と同一の税率に依りて取扱ふことゝなれり。

第二 酒精の輸入又は移入

酒精は自由に輸入又は移入し得たりしものを改めて政府又は政府の命を受けたる者にあらざれば、之を輸移入し得ざることゝなりたるは酒專賣制度に伴ふ已むを得ざる結果なりとす。臺灣は酒精の主産地なるを以て之を反對に輸入又は移入するが如きこと殆んどなかるべしと雖も、若し申請者あるときは其の必要に應じ之を許可すべきに依り實際上不便を感ずることなかるべし。

第三 製造酒精の讓渡又は消費

酒精の讓渡又は消費は從來自由なりしも、本令第十一條に依り之を制限せられたるは酒類專賣取締上已むを得ざる結果にして之が爲め當業者は苦痛を感ずるが如きも、酒精業者の状況を見るに島内に於て自ら卸又は小賣業を営む者なく製品の殆んど全部は移出又は輸出せらるゝを常態とするを以て實際上不便を認めざるのみならず、酒精は混成酒に對する唯一の原料にして且簡便に使用し得るを以て之を放任するときは密造行はれ易し、故に酒類專賣の取締上島内消費酒精の販賣を政府に專屬せしめたるなり。

第四 輸出又は移出

酒精を外國に輸出し又は朝鮮に移出して、免稅又は戻稅を請はむとするには豫め政府の承認を要したるも本令に於ては斯かる手續を要せず、輸出又は移出したる事實を證明すべき書類のみ添附して免稅又は戻稅を申請し得ることに改めたるは當業者をして商機を逸せざらしめむが爲なり只取締上の必要に基き輸出又は移出に付收稅官署及專賣官署に其の都度申告することになれり、之を二箇所に申告するは手數にして、且不便なるが如きも當時臨檢の當該官吏に便宜提出して差支なかるべく、若し不在等の際は郵便葉書二枚を投ずれば容易に申告の目的を達し得べきに依り差したる不便なかるべし、而して此の双方へ申告したる手續は後日改正せられ稅務官署のみに申告するを以て足ることゝなれり。

第五 製造酒精の買收

酒精の製造は従前の如く引續き民營を認むるの方針にして時々政府に於て之を酒精製造者より買上げ得ることゝせり。政府は第十六條に依り本島内消費酒精に對し專賣權を有すると共に之が需要に應ずべき義務を負ふを以て其の責任を全ふする爲め、此の販賣すべき酒精を得るの途を保證せざるべからず是れ第十八條の規定を必要とする所以なり。

第六 納稅擔保

本令施行の際現に酒精を製造する者は附則第二項に依り本令に依る酒精業者と看做さるゝを以て、既に提供したる擔保等は此際何等の手續を要せず當然引續き有效なりとす。

第十一節 臺灣酒精令施行規則の公布

臺灣酒精令の手續規定たる酒精令施行規則は大正十一年五月十二日府令第百十五號を以て公布せられたり。今其の
 大要を抄約すれば (一) 酒精製造の免許及變更申請手續、(二) 製造免許者の資格、(三) 製造場の區域、(四) 製造者の營業承繼
 及廢止手續、(五) 酒精製造器具機械の検査、(六) 仕込製造方法數量及其の變更申告、(七) 酒精製成及其の合併査定手續、(八)
 査定酒精の原料使用の承認、(九) 酒精稅徵收猶豫、擔保手續及擔保權設定手續、(十) 擔保の公賣、(十一) 酒精稅の免除下戻
 手續、(十二) 酒精輸移出の申告、酒精藏置場所承認手續、(十三) 酒精の藏置外搬出の承認、(十四) 酒精査定證明の交付、
 (十五) 酒精製造者の酒母又は醪の仕込順序、仕込分界手續、(十六) 製造場藏置酒精の査定未査定區分標記、(十七) 酒精製造
 場の使用區劃、器具機械の場外搬出、原料使用、數仕込の合併等の稅務官吏の承認手續、(十八) 酒精の販賣手續、(十九)
 酒精製造者の帳簿記載、(二十) 酒精製造免許取消後の酒母、醪其の半製品の處理手續、其の他違反制裁等に互る手續に
 して左の如し。

府令第百十五號

臺灣酒精令施行規則

- 第一條 酒精製造ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ臺灣總督府專賣局長（以下單ニ專賣局長ト稱ス）ニ提出スヘシ
- 一 製造場ノ位置
 - 二 一年ノ製造能力
 - 三 製造者ノ住所氏名又ハ名稱

四 事業計劃書

五 製造場ノ土地及建物ノ詳細ナル圖面（既設建物ナキトキハ其ノ設計書）

第二條 酒精製造者前條第一號、第二號、第四號又ハ第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ專賣局長ノ許可ヲ受ケヘシ

酒精製造者前條第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ專賣局長ニ申告スヘシ

第三條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 臺灣酒類專賣令又ハ臺灣酒精令ノ規定ニ違反シ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者
- 二 取締上不適當ト認ムル者

第四條 敷地ノ連續スルト否トヲ問ハズ總テ一製造場ト認ムヘキモノハ之ヲ酒精ノ製造場ト看做ス

第五條 酒精製造者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ旨直ニ專賣局長ニ申告シ營業ヲ承繼スルコトヲ得但シ第三條ノ規定ニ依リ免許ヲ受クルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ヲ除クノ外酒精製造ヲ承繼セムトスル者ハ製造者ト連署シタル免許承繼ノ申請書ヲ專賣局長ニ提出シ許可ヲ受ケヘシ

第六條 酒精製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第七條 酒精製造者ハ其ノ製造場毎ニ製造用器具機械ノ目錄ヲ調製シ所轄稅務官署ニ提出シ檢定ヲ受ケヘシ

前項ノ檢定ヲ受ケタル器具機械ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第一項ノ器具機械ヲ修理シ又ハ目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄稅務官署ニ申告スヘシ

第八條 酒精製造者ハ毎年十月中ニ其ノ年十一月ヨリ翌年十月ニ至ル一年間ノ事業ニ關シ一仕込ノ製造方法、仕込數及月別製造見込數

量ヲ記シ豫メ所轄稅務官署及專賣官署ニ申告スヘシ

前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度之ヲ申告スヘシ但シ製造方法中醱酵作用補助ノ爲又ハ特別ノ事情ニ因リ臨機ノ處置ヲ爲サムトスルトキハ口頭ヲ以テ稅務官吏ニ之ヲ申告スルコトヲ得

第九條 臺灣酒精令第七條第一項ノ査定ハ原料一仕込又ハ二區分ノ製成ヲ了シタルトキ之ヲ行フ但シ收稅官吏ニ於テ數仕込ノ合併製成又ハ製成酒精ノ合併ヲ承認シタルトキハ其ノ合併製成又ハ製成酒精ノ合併ヲ了シタルトキ之ヲ行フ

第十條 臺灣酒精令第八條ノ規定ニ依リ酒精ヲ酒精製造用ニ供セムトスルトキハ其ノ製造方法、原料酒精ノ數量及製造ノ時期ヲ記シタル申告書ヲ所轄收稅官署ニ提出シ承認ヲ受クヘシ

第十一條 臺灣酒精令第九條ノ規定ニ依リ酒精稅ノ徵收猶豫ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ所轄收稅官署ニ提出スヘシ

一 擔保スヘキ酒精稅額及造石數査定年月

二 擔保ノ種類、數量、價格及所在

三 徵收猶豫期間

四 擔保提供ノ原因

五 擔保提供者ノ住所氏名又ハ名稱

根據保提供ノ場合ニ於テハ前項第一號中造石數査定年月ノ記載ヲ要セス

第十二條 擔保ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一 土地

二 火災保險ニ附シタル建物

三 金 錢

四 國 債

五 臺灣ニ於ケル工場財團

擔保ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外知事又ハ廳長ノ指定スル所ニ依ル

第十三條 擔保カ土地、建物又ハ工場財團ナルトキハ土地登記簿謄本、工場財團登記簿謄本其ノ他其ノ權利ヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ

擔保カ金錢又ハ國債ナルトキハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ但シ登錄國債ヲ擔保ニ提供セムトスルトキハ擔保ノ登錄ヲ爲シタル登錄簿通知書又ハ登錄簿ノ謄本ヲ提出スヘシ

第十四條 土地、建物又ハ工場財團ヲ擔保トシテ承認シタルトキハ收稅官署ハ胎權又ハ抵當權ノ登錄若ハ登錄ノ囑託ヲ爲スヘシ

第十五條 知事又ハ廳長ニ於テ擔保滅失シ又ハ其ノ價格減少シタリト認ムルトキハ之ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

前項ニ依リ擔保ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ直ニ酒精稅ヲ徵收スヘシ

第十六條 擔保ノ公賣ニ關シテハ臺灣國稅徵收規則施行規則ノ規定ヲ準用ス

第十七條 臺灣酒精令第十三條ノ規定ニ依リ酒精稅ノ免除又ハ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ申請書ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ

第十八條 酒精ヲ輸出又ハ移出セムトスル者ハ申告書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ所轄收稅官署及專賣官署ニ提出スヘシ

- 一 製造者及輸移出者ノ住所氏名又ハ名稱
- 二 酒精ノ數量及酒精分
- 三 容器ノ種類、箇數
- 四 酒精ノ所在
- 五 査定年月日
- 六 納稅ノ濟否
- 七 輸出又ハ移出ノ地及輸出又ハ移出ノ時日

- 第十九條 酒精ノ製造者、輸出者又ハ移出者酒精藏置ノ場所ヲ定ムトスルトキハ豫メ所轄收稅官署及專賣官署ノ承認ヲ受クヘシ
- 第二十條 臺灣酒精令第十四條ノ規定ニ依リ酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ酒精査定済及讓渡、使用、供給、輸出又ハ移出ノ事實ヲ證明スル書類ヲ添附シ之ヲ所轄官署ニ提出スヘシ
- 第二十一條 酒精査定済證ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄收稅官署ニ提出スヘシ
 - 一 請求者及製造者ノ住所氏名又ハ名稱
 - 二 酒精製造場ノ位置
 - 三 第三十八條第二號、第三號及第五號ノ事項
- 第二十二條 酒精製造者ハ酒母又ハ醪ニ付一仕込毎ニ製造方法ノ記號、仕込順號及仕込ノ日ヲ其ノ容器又ハ仕込ヲ分界スル箇所ニ標記スヘシ
- 第二十三條 酒精製造者ハ其ノ製造場内ニ藏置スル酒精ニ付査定ノ既済未済ノ區別及臺灣酒精令第八條ノ規定ニ依リ製成シタル酒精ノ區別ヲ標記スヘシ
- 第二十四條 酒精製造者ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ收稅官署ノ承認ヲ受クヘシ
 - 一 製造場ノ使用區劃ヲ爲シ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ
 - 二 檢定シタル器具機械ヲ製造場外ニ搬出セムトスルトキ
 - 三 酒精製造原料用トシテ酒精、砂糖、糖蜜其ノ他ノ糖汁ヲ使用セムトスルトキ
 - 四 數仕込ノ合併製成ヲ爲シ又ハ製成區分ノ異ナル酒精ヲ査定前合併セムトスルトキ
- 第二十五條 臺灣酒精令第十六條ノ酒精ハ酒類販賣者ニ於テ之ヲ販賣スルモノトス

ノ酒精ノ販賣及販賣者ニ付之ヲ準用ス

第二十六條 酒精製造者ハ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量、價格、受入先及受入ノ日
 - 二 使用シタル原料ノ種類、數量及使用ノ日
 - 三 酒精製造方法、一仕込毎ニ仕込ノ記號及仕込ノ日
 - 四 酒精ノ受拂數量及受拂ノ日、他ニ引渡シタルモノニ在リテハ其ノ價格及引渡先
- 前項ノ帳簿ハ製造者又ハ相續人ニ於テ記入シ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ
- 第二十七條 酒精製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ酒母、醪其ノ他ノ半製品現存スルトキハ專賣局長ハ酒精製造者ノ申請ニ依リ相當ノ期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本令ノ規定ヲ適用ス
- 第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第二條第一項及第十九條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 酒精ノ製造原料又ハ製造ニ關スル帳簿書類ヲ隠匿シタル者
- 第二十九條 第七條第二項、第二十二條乃至第二十四條、第二十五條第二項及第二十六條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第三十條 酒精製造者帳簿ヲ備ヘス又ハ酒精ノ製造、輸入、輸出、移入若ハ移出ニ關シ帳簿ノ記載若ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第三十一條 臺灣酒類專賣令施行規則第三十六條ノ規定ハ本令ニ依リ專賣官署ニ提出スヘキ書類ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十一節 臺灣酒精令施行規則の公布

第十二節 臺灣酒精令の改正

臺灣酒精令は大正十二年六月五日律令第四號を以て第一次の改正を爲したり、其の趣旨は第二十九條に規定したる臺灣間接國稅犯則者處分規則は大正十一年十二月三十一日律令第七號を以て廢止し、同月二十九日勅令第五百二十六號を以て間接國稅犯則者處分法を臺灣に施行し、大正十二年一月一日より施行するに至りたる爲此の改正を爲したるものにして、此の結果從來第二十條に臺灣間接國稅犯則者處分規則とありたるを間接國稅犯則者處分法に改めたるに外ならず。

本改正は大正十二年六月五日の公布にして即日施行となりたるが故に大正十二年一月一日より同年六月四日に至る間は既に消滅したる臺灣間接國稅犯則者處分規則を酒精令第二十九條に於て仍繼續して取締法規の運用を爲したる次第なりとす。

第二次改正として、大正十五年三月三十一日律令第一號を以て第二條中の酒精税一圓五十錢を一圓八十錢に改正したり、之れ内地に於て大正十五年法律第十五號を以て酒税の造石税率を酒精の容量一箇毎に一圓八十錢と改定し四月一日より施行したる爲此の改定に順應せしめたるものとす。

第三次改正として昭和四年四月一日律令第一號を以て第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條を改正し新に第十八條の二を追加したり。

第九條の改正は外國輸出の酒精にして、政府の承認を得たるものに付ては酒精税の延納擔保を要せざることをし、第十一條の改正は臺灣總督の定むる所に依り政府の承認を受け酒精製造場に於て燃料用變性酒精を製造するときは酒

精を讓渡し又は消費し得ることとし、第十三條の改正は内地移出の酒精にして、船積後陸揚前に於て海難其の他已むことを得ざる事由に因り廢棄し、又は亡失したる場合に於て酒精税の免除又は戻税の規定を定め第十四條改正は用語の改正と燃料用變性酒精税免除に關する規定を追加し、第十四條の二は前記追加の結果酒精税の免除又は戻税の請求期間を定め、第十六條の改正は第十一條に新に加へたる燃料用變性酒精の讓渡消費を認め第十八條の二は收税官吏の取締規定を定めたるものなり。

第四次改正として昭和八年六月十七日律令第三號を以て、第十一條の二を加へ酒精の製造者、輸、移出者酒精製造場以外の場所に酒精を藏置する場合の藏置場設置承認、第十三條第一項を改正し製造場内又は藏置場内の酒精を廢棄し、又は亡失したる場合の手續を規定し第十四條を改正し、酒精税納付未済の酒精を政府に讓渡したる場合内地に於て工業用酒精酒類其他の酒精含有飲料戻税法に依り工業用に使用し、若は供給したるときは酒精税の免除及讓渡したる者の酒精税に相當する金額の交付は内地のみに限られたるを新に權太を加へたるものなり。第五次の改正は昭和十三年九月二十一日律令第十號の改正にして本改正は酒精令の大改正なるが、之れ昭和十二年四月より内地に於て酒精專賣實施せられ酒精造石税廢止せられたるに伴ひ臺灣に於ても酒精税存置の必要なに至れるを以て酒精税に關する規定を整理すると共に我國燃料國策に順應せんが爲め本令中改正の要ありたるに由るものにして、其の詳細は規程に就き見るべし。

律令第四號 (大正十二年六月五日公布)

臺灣酒精令中左ノ通改正ス

第二十九條中「臺灣間接國稅犯則者處分規則」ヲ「間接國稅犯則者處分法」ニ改ム

附 則

第三章 酒類專賣關係法中ノ公希 第十二節 臺灣酒精令の改正

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

律令第一號 (大正十五年三月三十一日公布)

臺灣酒精令中左ノ通改正ス

第二條中「一圓五十錢」ヲ「一圓八十錢」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

律令第一號 (昭和四年四月一日公布)

臺灣酒精令中左ノ通改正ス

第九條 第二項ニ左ノ但書ヲ加ヘ同條第三項中「第一項ノ規定ニ依リ」ヲ「擔保ヲ提供シテ」ニ改ム

但シ外國ニ輸出スル酒精ニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ酒精製造場内ニ於テ燃料用變性酒精ヲ製造スルトキ

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

内地ニ移出スル酒精ニシテ船積後陸揚前ニ於テ海難其ノ他己ムコトヲ得サル事由ニ因リテ廢棄シ又ハ亡失シタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添附シ納稅未済ノ酒精ニ在リテハ納稅義務者ニ於テ其ノ酒精稅ノ免除ヲ納稅済ノ酒精ニ在リテハ移出者ニ於テ

其ノ酒精稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第十四條 第一項中「又ハ朝鮮ニ移出シタルトキ」ヲ「朝鮮ニ移出シタルトキ」ニ、同條第二項中「又ハ朝鮮ニ移出シタル者」ヲ「朝鮮

ニ移出シタル者又ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ燃料用變性酒精ヲ製造シタル者」ニ改メ同條第三項ヲ削ル

第十四條ノ二 第十三條第二項及前條ノ請求ハ酒精ノ廢棄、亡失、讓渡、使用、供給、輸出移出又ハ燃料用變性酒精製造後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第十一條第四號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條ノ二 收稅官吏ハ酒精ノ製造場、藏置場其ノ他必要ノ場所ニ立入り酒精、原料品、器具機械、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査シ

又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

收稅官吏ハ運搬中ニ在ル酒精ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏ハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

律令第三號 (昭和八年六月十七日公布)

臺灣酒精令中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 酒精ノ製造者輸出者又ハ移出者酒精製造場以外ノ場所ニ酒精ヲ藏置セントスルトキハ豫メ藏置場ヲ定メ政府ノ承認ヲ受

クヘシ

第十三條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

災害其他己ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ製造場内又ハ藏置場内ノ酒精ヲ廢棄シ又ハ亡失シタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添付シ納稅未済ノ酒精ニ在リテハ納稅義務者ニ於テ其酒精稅ノ免除ヲ納稅済ノ酒精ニ在リテハ酒精ノ製造者輸出者又ハ移出者ニ

於テ其酒精稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第十四條第一項及第二項中「内地」ノ下ニ「若ハ樺太」ヲ加フ

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十三節 臺灣酒精令の改正

第二十一條 第四號中「又ハ第十一條」ヲ「第十一條又ハ第十一條ノ二」ニ改ム

第二十四條 中「下戻若ハ」ヲ削ル

附 則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

律令第十號 (昭和十三年九月二十一日公布)

臺灣酒精令中左ノ通改正ス

第二條 削除

第四條 中「製造セム」ヲ「製造セン」ニ「廢止セム」ヲ「廢止セン」ニ改ム

第四條ノ二 酒精製造者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第六條 削除

第七條 削除

第八條 削除

第九條 削除

第十條 酒精ハ製成ノトキ其ノ製造高及品質ヲ檢定ス 酒精ハ前項ノ檢定前ニ於テ之ヲ讓渡シ消費シ又ハ政府ノ承認ヲ受ケズシテ製造場

外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十三條 削除

第十四條 削除

第十四條 ノ二ヲ削ル

第十五條 削除

第十八條 ノ二中「收稅官吏」ヲ「當該官吏」ニ改ム

第二十一條 第四號中「第十條」ヲ「第十條第二項」ニ改メ同號ヲ第五號トシ同條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 酒精製造者ニシテ第四條ノ二ノ規定ニ違反シテ事業計畫若ハ其變更ノ認可ヲ受ケズ又ハ認可ヲ受ケタル事業計畫ヲ實施セサルモ

第二十二條 中「收稅官吏」ヲ「當該官吏」ニ改ム

第二十三條 削除

第二十四條 削除

第二十九條 中「ニシテ第十六條ノ酒精ニ關スルモノ」ヲ削ル

第三十條 ヲ削ル

附 則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

本令施行前造石數ヲ査定シタル酒精及査定スベカリシ酒精ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第十三節 酒精令施行規則の改正

酒精令施行規則は大正十四年十一月十五日府令第六十九號を以て第一次改正を爲し、第八條仕込方法、數量等の申告時期十月を二月に十一月を三月に改め月別製造見込數量の月別を削除し、仍従來收稅官署及專賣局の双方に申告したるを稅務官署のみに改め、第十九條を改正し従來酒精搬出には收稅官吏及專賣官吏の承認を要したるを收稅官吏のみに改めたり。

第二次改正として昭和四年四月一日府令第二十八號を以て第十一條、第十三條、第十四條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十六條の改正と共に新に第十一條ノ二、第十七條ノ二、第十八條ノ二、三を加へたり。

第十一條改正は擔保提供に關する手續の改正第十一條ノ二は擔保無提供酒精稅徵收猶豫の手續第十三條は用語の改正第十四條は擔保權名稱の變更第十七條は燃料用變性酒精製造の手續第十七條の二は燃料用變性酒精の取締手續第十七條ノ三も亦第十七條ノ二ノ改正と同様第十八條、第十八條ノ二、第十八條ノ三は何れも酒精の製造場以外の藏置場の承認、搬出の承認手續第十九條は酒精稅の免除又は下戻の手續第二十條は燃料用變性酒精の租稅擔保登記手續第二十一條、第二十二條は用語の修正第二十三條は製造場内に於ける酒精藏置の區分手續第二十四條は酒精の品質試驗の爲採取する取締手續第二十四條ノ二は酒精製造者の酒母、醪又は糖蜜の腐敗亡失の場合の中告手續第二十六條は燃料用變性酒精の帳簿記載手續及用語の修正第二十八條は以上の改正の結果としての用語の修正なり。

第三次改正として、昭和七年十一月二十二日府令第五十五號を以て第十七條及同條二の專賣官吏を削り、第四次改正は同八年七月一日府令第九十號を以て同年六月十七日律令第三號を以て公布せられたる酒精の製造者、輸移出者酒精製造場以外の場所に酒精を藏置する場合の藏置場設置承認に伴ふ取扱手續と酒精稅の免除及酒精稅相當金額の交付に對する取扱を規定したるものにして、第四次改正は昭和十二年四月より内地酒精專賣に依る酒精造石稅廢止の結果酒精稅存置の必要なきに至れる爲め酒精稅の整理に伴ふ諸規定の改正をなしたるものにして、昭和十四年二月十日府令第十三號を以て公布せられたり。

府令第六十九號 (大正十四年十一月十五日公布)

大正十一年府令百十五號臺灣酒精令施行規則中左ノ通改正ス

第八條 中「十月」ヲ「二月」ニ「十一月」ヲ「三月」ニ改メ「月別」ヲ削ル
第十八條 中「及專賣官署」ヲ削ル
第十九條 第二項中「及專賣官吏」ヲ削ル

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第二十八號 (昭和四年四月一日公布)

大正十一年府令百十五號臺灣酒精令施行規則中左ノ通改正ス

「收稅官署」ヲ「稅務官署」ニ改ム
第十一條 中「規定ニ依リ」ノ下ニ「擔保ヲ提供シテ」ヲ加ヘ「申請書ニ」ヲ削リ「書面ヲ添附シ」ヲ「擔保提供書ヲ」ニ改ム
第十一條ノ二 臺灣酒精令第九條第二項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供セスシテ酒精稅ノ徵收猶豫ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務官署ニ提出シテ承認ヲ受クヘシ
一 輸出スヘキ酒精ノ數量、酒精分及査定年月日
二 酒精 稅額
三 徵收猶豫期間
四 酒精ノ所在

擔保ヲ提供セスシテ徵收猶豫セラレタル者其ノ徵收猶豫期間中ニ目的ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅務官署ニ申告スヘシ
前項ノ申告ヲ爲シタル者其ノ酒精稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ擔保ヲ提供セスシテ猶豫ヲ爲シタル期間ヲ通シテ六月以内トス

第十三條 第一項中「登録簿」ヲ「登記簿」ニ改ム

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十三節 臺灣酒精令施行規則の改正

第十四條 中「胎權又ハ抵當權ノ登録若ハ登録」ヲ「抵當權設定登記」ニ改ム

第十七條 臺灣酒精令第十一條第四號ノ規定ニ依リ酒精製造場内ニ於テ燃料用變性酒精ヲ製造セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務官署又ハ收稅官吏ニ提出シテ承認ヲ受ケ收稅官吏及專賣官吏立會ノ上之ヲ製造スヘシ

- 一 製造ノ場所
- 二 使用スヘキ酒精ノ數量、酒精分及查定年月日
- 三 混和スヘキ物品ノ種類、數量
- 四 製品ノ容器、外裝ノ種類及其ノ記號
- 五 製造年月日

第十七條ノ二 收稅官吏及專賣官吏ハ燃料用變性酒精ノ製造ニ關スル原料品、器具機械及帳簿書類ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

燃料用變性酒精ヲ製造スル者前條ノ承認ヲ受ケタル事項ニ依ラスシテ燃料用變性酒精ヲ製造シ又ハ前項ノ檢査若ハ處分ヲ拒ミタルキハ承認ヲ取消スコトヲ得

第十七條ノ三 燃料用變性酒精ノ容器及外裝ニハ燃料用變性酒精タルコト及記號ヲ表記スヘシ

第十八條 酒精製造者、輸出者又ハ移出者酒精製造場以外ノ場所ニ酒精ヲ藏置セムトスルトキハ豫メ藏置場ヲ定メ所轄稅務官署ノ承認ヲ受クヘシ

第十八條ノ二 酒精製造場又ハ藏置場ヨリ酒精ヲ搬出セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務官署ニ提出シテ承認ヲ受クヘシ

- 一 酒精ノ所在及酒精製造者ノ住所氏名又ハ名稱
- 二 搬出ノ目的及搬出者ノ住所氏名又ハ名稱

三 酒精ノ數量、酒精分

四 容器ノ種類、箇數

五 查定年月日及臺灣酒精令第九條第二項但書ニ依ルモノハ其ノ旨

前項各號ノ外輸出ノ爲ニスルモノニ付テハ輸出年月日、輸移出港、輸移出先及仕向地並積載船名ヲ、藏置ノ爲ニスルモノニ付テハ其ノ藏置場ヲ申告書ニ記載スヘシ

第十八條ノ三 燃料用變性酒精ヲ輸出又ハ移出セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ燃料用變性酒精所在地ノ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

- 一 燃料用變性酒精ノ所在
- 二 數量及製造者ノ住所氏名又ハ名稱
- 三 容器、外裝ノ種類、箇數及表記事項
- 四 輸出又ハ移出港及輸出又ハ移出ノ日
- 五 輸出又ハ移出先（仕向地別）
- 六 輸出又ハ移出者ノ住所氏名又ハ名稱

第十九條 臺灣酒精令第十三條第一項ノ規定ニ依リ酒精稅ノ免除又ハ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ申請書ヲ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

臺灣酒精令第十三條第二條ノ規定ニ依リ酒精稅ノ免除又ハ酒精稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ海難其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ廢棄シ又ハ亡失シタルコトヲ證スヘキ書類及酒精查定酒證（酒精查定酒證ナルトキハ其ノ事由ヲ申請書ニ記載ス）ヲ添附シ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

第二十條 中「輸出又ハ移出」ヲ「輸出、移出又ハ燃料用變性酒精製造」ニ改ム

第二十一條 中第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 第十八條ノ二第三號及第四號ノ事項並査定年月日

第二十二條 中「及仕込」ヲ「仕込及製成」ニ改ム

第二十三條 酒精製造者ハ其ノ製造場内ニ設置スル酒精ニ付左ノ事項ヲ標記スヘシ

一 査定未済ノ酒精ニハ容器面ニ仕込ノ記號、順號、製成ノ日時及臺灣酒精令第八條ノ規定ニ依リ製成シタル酒精ノ區分

二 査定済ノ酒精ニハ設置毎ニ酒精ノ數量及臺灣酒精令第八條ノ規定ニ依リ製成シタル酒精又ハ同第九條第二項但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル酒精ノ區分

酒精製造場内ニ燃料用變性酒精ヲ設置スルトキハ酒精ト區分シ且之ヲ標記スヘシ

設置場内ニ於テハ臺灣酒精令第九條第二項但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル酒精ト其ノ他ノ酒精トヲ區分シ且設置毎ニ其ノ區分及數量ヲ標記スヘシ

第二十四條 中第三號ヲ左ノ如ク改メ次ノ一項ヲ加フ

三 酒精ノ品質試験ヲ爲ス爲査定未済ノ酒精ヲ採取セムトスルトキ

稅務官署長必要ト認ムルトキハ前項各號ノ外豫メ事項ヲ指定シテ承認ヲ受ケシムルコトヲ得

第二十四條ノ二 酒精製造者ハ酒母、醱又ハ糖蜜ニシテ腐敗、亡失其ノ他異狀アルコトヲ知リタルトキハ直ニ所轄稅務官署又ハ收稅官

吏ニ申告スヘシ

第二十六條 第一項第三號中「及仕込ノ日」ヲ「仕込ノ日及製成ノ日時」ニ、第二項中「前項」ヲ「前三項」ニ、「製造者又ハ」ヲ「酒精ノ製造者、輸出者、移出者、運送者若ハ燃料用變性酒精製造者又ハ其ノ」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

燃料用變性酒精製造者ハ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 前項第一號及第二號ノ事項

二 燃料用變性酒精ノ製造方法及製造ノ日

三 燃料用變性酒精ノ受拂數量及受拂ノ日、他ニ引渡シタルモノニ在リテハ其ノ價格及引渡先

酒精ノ輸出者、移出者又ハ運送者ハ帳簿ヲ備ヘ酒精ノ受拂數量及受拂ノ日、他ニ引渡シタルモノニ在リテハ其ノ價格及引渡先ヲ記載スヘシ

第二十八條 中「及第十九條」ヲ「第十八條及第十八條ノ二」ニ「製造原料又ハ製造」ヲ「製造又ハ受拂」ニ改ム

第二十九條 中「第二十六條第二項」ヲ「第二十六條第四項」ニ改ム

第三十條 中「酒精製造者」ノ下ニ「輸出者、移出者、運送者、燃料用變性酒精製造者」ヲ「又ハ酒精」ノ下ニ「燃料用變性酒精」ヲ、「意リ」ノ下ニ「又ハ第十七條ノ三ノ規定ニ違反シ」ヲ加ヘ「輸入、輸出、移入若ハ移出」ヲ「受拂、運送」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第五十五號 (昭和七年十一月二十二日公布)

大正十一年府令第十五號臺灣酒精令施行規則中左ノ通改正ス

第十七條及第十七條ノ二 中「及專賣官吏」ヲ削ル

附 則

本令發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第九十號 (昭和八年七月一日公布)

大正十一年府令第十五號臺灣酒精令施行規則中左ノ通改正ス

第十八條 臺灣酒精令第十一條ノ二ノ規定ニ依リ設置場ノ承認ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ之ヲ

第二章 酒類專賣關係法令の公布 第十三節 臺灣酒精令施行規則の改正

五七三

所轄稅務官署ニ提出スヘシ

一 藏置場ノ位置

二 藏置能力

三 藏置場ノ土地及建物ニ關スル圖面(既設ノ建物ナキトキハ其ノ設計書)

第十八條ノ四 藏置場ニ到着シタル酒精ノ受入ヲ爲サントスルトキハ其ノ搬出承認ヲ所轄稅務官署又ハ收稅官吏ニ提出シテ受入檢査ヲ受クヘシ

第十八條ノ五 酒精ヲ外國ニ輸出セントスルトキ又ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ニ移出セントスルトキハ其ノ搬出承認書ヲ輸出又ハ移出港稅關官署ニ提出スヘシ

第十九條 第一項中「下戻」ヲ「酒精稅ニ相當スル金額ノ交付」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合製造場ト藏置場トニ於テ稅務官署ノ管轄ヲ異ニスルトキハ其ノ申請書ヲ藏置場所轄稅務官署ヲ經由提出スヘシ

第二十六條 第三項中「酒精ノ」及同條第四項中「酒精ノ製造者」ノ下ニ「藏置者」ヲ加フ

第二十八條 第一項中「第十八條」ヲ削ル

第三十條 中「酒精製造者」ヲ「酒精ノ製造者藏置者」ニ改メ

第十七條ノ三ノ下ニ「第十八條ノ四及第十八條ノ五」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第十三號 (昭和十四年二月十日公布)

大正十一年府令第五百十五號臺灣酒精令施行規則中左ノ通改正ス

第一條 臺灣酒精令第四條ノ免許ヲ受ケントスルモノハ左ノ事項ヲ記載シタル免許申請書ヲ臺灣總督ニ提出スヘシ

一、製造場ノ名稱及位置

二、製造設備(製造場圖及設備配置圖ヲ添付スヘシ)及製造能力

前項ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

一、事業開始ノ時期

二、事業開始後三年間ニ於ケル毎年度ノ製造豫定數量並原料ノ種類別豫定數量及其ノ取得ノ方法

三、工場費豫算

四、事業資金ノ總額及其ノ調達方法

五、事業收支ノ見込

六、會社ニ在リテハ其定款

第二條 酒精製造ノ免許ヲ受ケタル者(以下酒精製造者ト稱ス)前條第一項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ事業開始前、前條第二項第一號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二條ノ二 酒精製造者其設備ヲ完成シ變更シ又ハ事業ヲ開始シタルトキハ遅滞ナク其旨臺灣總督ニ届出ツヘシ

第三條 削除

第五條 酒精ノ製造ヲ承繼セントスル者ハ酒精製造者ト連署シタル免許承繼申請書ヲ臺灣總督ニ提出スヘシ

第六條 中「廢止セム」ヲ「廢止セン」ニ「專賣局長」ヲ「臺灣總督」ニ改ム

第六條ノ二 酒精製造者ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其年二月末日迄ニ其認可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スヘシ

前項認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スヘシ

一、事業計畫ノ概要

二、酒精度數別製造數量

三、月別酒製造數量ノ概數

四、原料ノ種類別使用數量及取得ノ方法

五、製造方法ノ概要

第六條ノ三 酒精製造者ハ毎月十五日迄ニ前月中ノ酒精ノ度數別製造數量、原料ノ種類別使用數量及前月末ノ酒精在庫數量ヲ臺灣總督ニ申告スヘシ

第七條 酒精製造用ノ容器ハ專賣官吏ノ檢定ヲ受ケタルモノ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス之ヲ變更シ又ハ修理シタルトキ亦同シ

第八條 削除

第九條 中「第七條第一項ノ査定」ヲ「第十條第一項ノ檢定」ニ「收稅官吏」ヲ「專賣官吏」ニ改ム

第十條 酒精製造者酒精ヲ酒精製造用ニ供セントストキハ其製造方法、原料酒精ノ數量及製造ノ時期ヲ記載シタル申告書ヲ所轄專賣官署ニ提出シ承認ヲ受クヘシ

第十一條 削除

第十一條ノ二 削除

第十二條 削除

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十七條 中「製造セム」ヲ「製造セン」ニ「稅務官署」ヲ「專賣官署」ニ「收稅官吏」ヲ「專賣官吏」ニ「査定年月日」ヲ「檢定年月日」ニ改ム

第十七條ノ二 削除

第十八條 中「所轄稅務官署」ヲ「專賣局長」ニ改ム

第十八條ノ二 第一項中「搬出セム」ヲ「搬出セン」ニ「稅務官署」ヲ「專賣官署」ニ「査定年月日及臺灣酒精令第九條第二項但書ニ依ルモノハ其ノ旨」ヲ「檢定年月日」ニ改ム

第十八條ノ三 削除

第十八條ノ四 中「稅務官署又ハ收稅官吏」ヲ「專賣官署又ハ專賣官吏」ニ改ム

第十八條ノ六 酒精ヲ輸出又ハ移出シタルモノハ其ノ事山ヲ證スヘキ書類及仕向港ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ遲滯ナク所轄專賣官署ニ提出スヘシ

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條 中「酒精査定濟證ノ交付ヲ請求セム」ヲ「酒精檢定濟證ノ交付ヲ請求セン」ニ「稅務官署」ヲ「專賣官署」ニ「査定年月日」ヲ「檢定年月日」ニ改ム

第二十二條 削除

第二十三條 第三項ヲ削リ同條第一項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 檢査未済ノ酒精ニハ容器毎ニ仕込ノ記號、順號及製成ノ日時

二 檢定済ノ酒製ニハ設置毎ニ酒精ノ度數別數量

第二十四條 酒精製造者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ專賣官吏ノ承認ヲ受クベシ
一 製造場ノ使用區劃ヲ爲シ又ハ之ヲ變更セントストキ

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十三節 臺灣酒精令施行規則の改正

- 二 酒精ヲ他ノ容器ニ移替ヘントスルトキ
- 三 酒精ノ品質試験ヲ爲ス製造場内又ハ裁置場内ノ酒精ヲ採取セントスルトキ
- 所轄專賣官署長必要アリト認ムルトキハ前項各號ノ外豫メ事項ヲ指定シテ承認ヲ受ケシムルコトヲ得
- 第二十四條ノ二 酒精製造者災害其ノ他己ムコトヲ得サル事由ニ依リ製造場内又ハ裁置場内ノ酒精、酒母、醱其ノ他ノ半製品ヲ廢棄シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ所轄專賣官署又ハ專賣官吏ニ申告スヘシ
- 第二十六條 第一項第四號中「酒精ノ受拂數量」ヲ「酒精ノ度數別受拂數量」ニ同條第三項中「酒精ノ受拂數量」ヲ「酒精ノ度數別受拂數量」ニ「引渡先」ヲ「引渡先、輸移出シタルモノニアリテハ輸移出年月日、輸移出港、輸移出先、及仕向地並ニ積載船名」ニ改ム
- 第二十七條 中「專賣局長」ヲ「臺灣總督」ニ改ム
- 第二十八條 中第一號中「第二條中第一項」ヲ「第二條第六條」ニ改ム
- 第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ百圓以下ノ罰ニ處ス
 - 一 第二條ノ二、第六條ノ三、第七條、第十條、第二十三條乃至第二十四條ノ二、第二十五條第二項及第二十六條第四項ノ規定ニ違反シタル者
- 二 專賣官吏ノ承認ヲ受ケシテ數仕込ノ合併製成ヲ爲シズハ製成區分ノ異ナル酒精ヲ檢定前合併シタル者
- 第三十條 中「若ハ事實ノ申告」ヲ削リ「及第十八條ノ五」ヲ「乃至第十八條ノ六」ニ改ム
- 第三十條ノ二 本令ニ規定スル臺灣總督ノ職權ニシテ酒精分九十九度未満ノ酒精ニ關スル事項ニ付テハ專賣局長之ヲ行フ
- 第三十一條 本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄專賣官署ヲ經由スヘシ
- 前項ノ書類ニシテ之ヲ臺灣總督ニ提出スヘキ場合ニ於テハ同時ニ其副本ヲ所轄ノ知事又ハ廳長ニ提出スヘシ

附 則

本令ハ昭和十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ酒精ノ製造ヲ營ム者ハ昭和十四年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル事業計畫認可申請書ニ限り第六條ノ二ノ規定ニ拘ハズ之ヲ昭和十四年三月十日迄ニ臺灣總督ニ提出スヘシ

第十四節 酒精の使用證明

災害其ノ他己むことを得ざる事由に因りて製造場内の酒精を廢棄し又は亡失したる場合、本島より内地に移出する酒精にして航海中に海難其ノ他己むことを得ざる事由に因りて廢棄し又は亡失したる場合は納稅義務者に於て酒精稅の免除若しくは酒精稅に相當する金額の交付を請求することを得（酒精令第十三條）、又酒精稅納付未済の酒精を政府に讓渡したるとき内地に於て、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料稅法に依り工業用に使用し若しくは供給したるとき外國に輸出したるとき朝鮮に移出したるときは納稅義務者は其ノ事實を證明すべき書類を添附し、臺灣總督の定むる所に依り酒精稅の免除を政府に請求することを得べく、若し其の酒精が酒精稅納付済なるときは酒精令相當の金額の交付を政府に請求することを得（酒精令第十四條）、更に臺灣總督の定むる所に依り政府の承認を受け燃料用變性酒精を製造したる者も亦免稅又は下戻の請求を爲すことを得べく、而して其の事實の證明は納稅者に於て州、廳、稅關等に於て證明書の交付を求め得べきが内地に於て生じたる事項の證明は内地稅務官署の證明に依らざるべからざるが故に、大正十一年五月三十一日勅令第三百五號を以て之が證明方法の手續を規定したり、仍此の點に關しては第一編酒精制沿革の部を參照すべし。

勅令第三百五號

酒精使用證明ニ關スル規程

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十四節 酒精の使用證明

臺灣酒精令第十四條ノ規定ニ依リ酒精ヲ工業用ニ使用シヌハ供給シ其ノ證明書ヲ交付ヲ受ケムトスル者ハ所轄稅務署ニ申請スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料原料法施行規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年勅令第三百四十五號ハ之ヲ廢止ス
舊令ニ依リ爲シタル證明書交付ノ申請ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十五節 酒精令取扱規程

酒精の製造、販賣、取締等の事項に關しては幾多の官廳に關係を有するが故に、之が取扱に關し大正十一年七月一日臺灣總督は專賣局、州、廳、稅關に對し訓令第三百三十七號を以て酒精取扱上の事務指示を爲したり今之を抄約すれば (一)酒精製造免許事項及之が異動取消、(二)上記(一)に掲記せる官廳間の通報、(三)免許取消の場合に於ける検査員の派遣、取締處置、酒精、原料品帳簿の調査、(四)製造用器具、機械の檢定、(五)査定酒精を酒精製造原料とする場合、(六)酒精稅に對する擔保權設定手續、(七)酒精稅徵收猶豫期間の起算日、(八)納稅擔保消滅、(九)擔保物の公賣、(一〇)免稅及下戻の取扱、(一一)酒精稅の算定法、(一二)酒精の輸移出の際に於ける稅關への通報、(一三)酒精藏置場の承認及搬出の承認 (一四)酒精査定済證の交付、(一五)仕込合併の承認、(一六)廢棄若は腐敗したる酒母、醪又は廢棄酒精の處置、(一七)犯罪製造酒精の査定期期、(一八)酒精分析鑑定手續、(一九)稅關に於ける輸移出の調査其他一切の様式を示したるものなるが右は其の後大正十四年十一月十五日訓令第三百三號を以て部分的第一次改正を爲し次で、昭和四年四月二十七日訓令

第三十號を以て第二次改正を爲したり。

其の後昭和七年十一月訓令第七十五號を以て第十一條を改正し、酒精製造場に於て燃料用變性酒精を變性せんとし申請する場合に於ける検査員の立會、變性終りたる場合の製造済證交付を規定し第十五條を改正し検査員燃料用變性酒精製造の都度報告すべき事項を規定したる外報告様式の改正を爲し次で、同八年七月訓令第四十六號を以て燃料用變性酒精の輸、移出申告ありたる場合の所轄官署通報、酒精受入検査は其の搬出承認書寫と對照すべきこと又其の搬出承認書寫には受入年月日を記載すべきことを規定したり。

以上大正十一年七月一日訓令第三百三十七號を以て公布せられたる臺灣酒精令取扱規定は逐次改正を經來りたるが曩に臺灣酒精令及同施行規則改正の項に於て述べたるが如く、内地に於ける酒精專賣の實施の結果酒精製造石稅廢止せられたる爲め、臺灣に於ても酒精稅に關する從來の諸法令を整理するに至りたる爲め舊令は之を廢止し新に昭和十四年三月一日訓令第九號を以て臺灣酒精令取扱規程を制定することゝなれり、其の條文は左に採録せる所に就き見るべし。

訓令第三百三十七號

臺灣酒精令取扱規程

第一條 酒精製造ノ免許申請アリタルトキハ必要ト認ムル事項ヲ調査シ指令書ヲ交付スヘシ
第二條 臺灣酒精令施行規則(以下單ニ施行規則ト稱ス)第一條ノ事項ニ關シ變更許可ノ申請アリタルトキハ之ヲ調査シ指令書ヲ交付スヘシ

第三條 酒精製造免許取消ノ申請アリタルトキハ調査ノ上指令書ヲ交付スヘシ臺灣酒精令第十二條ニ依リ免許ヲ取消シタルトキ亦同シ
第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十五節 酒精令取扱規程 五八一

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ專賣局長ハ遲滞ナク其ノ事項ヲ製造場所轄州又ハ廳ニ通報スヘシ

一 酒精製造ノ免許シタルトキハ施行規則第一條第一號乃至第五號ノ事項

二 施行規則第二條第二項ニ依リ變更ヲ許可シタルトキ又ハ同條第二項ニ依リ申告ヲ受理シタルトキハ各其ノ事項

三 酒精製造ノ免許ヲ取消シタルトキハ其ノ取消年月日及施行規則第二十七條ニ依リ製成其ノ他ノ行爲ヲ繼續セシムルモノニ在リテハ其ノ事實

四 酒精製造免許取消ノ承継アリタルトキハ其ノ事由

第五條 酒精製造免許取消ノ通報ヲ受ケタルトキハ州又ハ廳ハ検査員ヲ實地ニ派遣シ取締ニ關スル處置及現在ノ酒精、其ノ原料品、帳簿等ノ調査ヲ爲サシムヘシ

第六條 施行規則第七條第一項ニ依リ器具機械ノ目錄ヲ提出シ又ハ同條第三項ノ申告アリタルトキハ検査員ヲシテ實地ニ就キ之ヲ檢定セシムヘシ

檢定済ノ容器ニシテ異狀ナシト認ムルトキハ前項ノ檢定ハ器具機械檢定簿ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 施行規則第十條ノ申告書ヲ提出アリタルトキハ検査員ヲシテ實地ニ就キ石數、酒精分、査定済證ノ交付ヲ爲シタルモノニ在リテハ其ノ査定済證其ノ他必要ト認ムル事項ヲ調査セシム不都合ナシト認メタルモノニ限り之ヲ承認セシムヘシ此ノ場合ニ於テ超過課税ノ取扱ヲ爲スヘキモノナルトキハ原料酒精ニ對スル査定済證ノ交付ヲ取消スヘシ

第八條 土地、建物又ハ工場財團ヲ擔保トシテ承認スル場合ニ於テハ土地登記簿、建物登記簿又ハ工場財團登録簿ノ謄本其ノ他ノ書證ニ依リ其ノ權利ヲ認メタル後別記第一號様式ノ囑託書ニ擔保提供書及登記又ハ登録義務者ノ承諾書ヲ添ヘ胎權又ハ抵當權設定ノ登記若ハ登録ヲ囑託スヘシ

建物擔保ニ付テハ保險業者カ保險金ヲ知事又ハ廳長ニ支拂フヘキ旨ヲ記載シ保險契約者ノ之ニ同意セル書面ヲ提出セシムヘシ
第九條 酒精稅徵收ノ猶豫期間ハ納期ノ屬スル月ノ翌月一日ヨリ起算スヘシ

第十條 土地、建物又ハ工場財團ヲ擔保ニ提供シタル者義務ノ消滅ニ依リ胎權又ハ抵當權ヲ登記若ハ登録抹消ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ調査シ別記第二號様式ノ囑託書ニ其ノ請求書及別記第三號様式ノ證明書ヲ添ヘ登記又ハ登録ノ抹消ヲ囑託スヘシ

金錢又ハ國債ニ付擔保解除ノ請求アリタルトキハ供託物受入ノ記載アル供託書及別記第四號様式ノ擔保解除證明書ヲ交付スヘシ

第十一條 施行規則第十六條第二項ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金ヲ供託スルハ其ノ權利者ニ還付シ能ハサル場合ニ限ル

第十二條 施行規則第十七條ノ申請書ヲ提出アリタルトキハ直ニ検査員ヲシテ實地ニ就キ調査セシム其ノ納稅済ニ係ルモノニ在リテハ酒精稅ニ相當スル金額ノ下戻ノ手續ヲ爲シ納稅未済ノモノニ在リテハ別記第五號様式ノ指令書ヲ交付スヘシ

第十三條 酒精稅ノ算定ニ關シテハ左ノ手續ニ依ルヘシ

一 當月中ノ査定石數ニ酒精度數ヲ乘シタルモノノ合計ニ付稅率ヲ乘シテ算定ス

二 調定前ニ酒精稅ノ免除ヲ爲シタルモノアリタルトキハ前號ニ依リ算定シタル稅額中ヨリ之ヲ控除シテ算定ス

三 免稅又ハ下戻ニ關シテハ申請書一通毎ニ稅額ヲ算定ス

第十四條 州又ハ廳ニ於テ酒精ノ輸出又ハ朝鮮移出ノ申告書ヲ提出ヲ受ケタルトキハ調査ノ上施行規則第十八條各號ノ事項ヲ直ニ輸出又ハ移出港稅關ニ通報スヘシ

第十五條 施行規則第十九條第一項ニ依リ承認ヲ與フルトキハ別記第六號様式ノ指令書ヲ交付スヘシ

前項承認ニ關シ收稅官署及專賣官署ノ意見一致セザルトキハ臺灣總督ノ指揮ヲ請フヘシ

第十六條 施行規則第二十條ノ申請書ヲ提出アリタルトキハ之ヲ調査シ第十二條ニ準シ取扱フヘシ

第十七條 施行規則第二十一條ノ申請書ヲ提出アリタルトキハ酒精造石數査定簿ニ對照調査シ別記第七號様式ニ依リ調製交付スヘシ

酒精査定済證ヲ交付シタルトキハ申請書ノ除白ニ年月日及番號ヲ記載シ取扱者之ニ認印スヘシ

第十八條 酒精査定済證ハ酒精製造場ニ臨檢シタル検査員ヲシテ之ヲ交付セシムルコトヲ得

第十九條 施行規則第二十四條第四號ノ收稅官吏ノ承認ハ己ムコトヲ得サルトキニ限り之ヲ爲スヘシ但シ四仕込以上ノ承認ヲ爲スコト

- 第二十條 廢棄若ハ腐敗シタル酒母、醜又ハ廢棄ヲ爲シタル酒精ニ付テハ取締上相當ノ處置ヲ爲サシムヘシ
- 第二十一條 犯則ニ係ル酒精ハ通告シタルモノニ在リテハ通告履行ノ日、告發シタルモノニ在リテハ裁判確定ノ通知ヲ受ケタル日ニ於テ之ヲ査定スヘシ但シ必要アリト認ムルトキハ通告又ハ告發ノ日ニ於テ査定スルコトヲ得
- 第二十二條 酒精ノ分析、鑑定其ノ他技術上ノ調査ヲ要スルモノアルトキハ其ノ要旨ヲ記シ可驗物ト共ニ中央研究所工業部ニ提出スヘシ
- 第二十三條 稅關ニ於テ第十四條ノ通報ヲ受ケタルトキハ輸出又ハ移出ノ際現品ト對照調査スヘシ此ノ場合ニ於テ立會調査ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ旨關係官廳ニ通知スヘシ
- 關係官廳ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ検査員ヲ派遣シ立會調査ヲ爲スヘシ
- 第二十四條 酒精稅ニ關シテハ別記様式ノ帳簿ヲ備ヘ之ヲ整理スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

第一號様式

胎權(抵當權)設定登記囑託書

一 物件ノ表示

(物件五箇以上ノトキハ「別紙共同擔保目錄ノ通」ト記載シテ目錄ヲ添附スルコト)

二 登記ノ目的

胎權(抵當權)設定ノ登記

三 登記ノ原因及其ノ日附

年月日附何某ノ酒精稅納稅擔保提供書

四 債 權 額

金何程

五 期 限

定メス(自 年 月 日何箇年間)

六 胎權(抵當權)設定者

住所 氏名

七 債 務 者

住所 氏名

八 登記權利者及義務者

權利者 國庫

義務者 住所 氏名

九 添附書類ノ表示

共同擔保目錄、擔保提供書、登記義務者ノ登記承諾書

右登記及囑託候也

年 月 日

何地方法院(何支部)御 中

官 氏 名 印

備 考

- 一、胎權(抵當權)設定者は擔保物所有者を、債務者は酒精製造者を記載すべし。
- 二、工場財團胎權設定登録の囑託は本様式を準用す。

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十五節 酒精令取扱規程

第二編 酒類賣制度の起原及目的
第二號様式

胎權(抵當權)抹消登記囑託書

五八六

- 一 物件ノ表示
末尾ノ通
- 二 登記ノ目的
年月日受附第何號債權額金何程ノ胎權(抵當權)設定登記ノ抹消年月日附擔保解除證明書
- 三 登記ノ原因及其ノ日附
住所 氏名
- 四 胎權(抵當權)設定者
權利者 住所 氏名
- 五 登記權利者及義務者
義務者 國 庫
- 六 登 録 税
金何程
- 七 添附書類ノ表示
登記濟證、擔保解除證明書、登記抹消請求書

年 月 日

何地方法院(何支部)御 中

官 氏 名 印

備 考

- 一、登録税に相當する收入印紙は請求者より徴し本書に貼附すべし。
- 二、工場財團胎權登録抹消の囑託は本様式を準用す。

第三號様式

證 明 書

住 所

氏 名

年 月 日附ヲ以テ酒精稅納稅擔保トシテ提供シタル

年 月

日附登記第何號順位第何番胎權登

記濟ニ係ル左記ノ土地ハ何々ニ付其ノ擔保ヲ解除ス

年 月 日

官 氏 名 印

記

一 (土地ヲ表示ス)

住 所

業 主 氏 名

住 所

債 務 者 氏 名

右ノ通

備 考

一、建物及工場財團擔保の解除證明に付ては本様式を準用す。

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十五節 酒精令取扱規程

五八七

第二編 酒類賣制度の起原及目的
第四號様式

擔保解除證明書

住所

右 年 月 日附ヲ以テ酒精稅納稅擔保トシテ提供シタル 年 月 日附何供託局(何々)供託第何號
供託書ニ記載ノ國債證券何枚(登錄國債)此額面何程(金何程)ハ何々ニ付其ノ擔保ヲ解除ス

第五號様式

住所

年 月 日附申請 年 月 日 査定ノ(何々シタル)酒精何石酒精箇數何箇ノ酒精稅ヲ免除ス(免除シ難シ)

第六號様式

住所

氏 名 印

官 氏 名 印

年 月 日附申請何々番地ニ 年 月 日ヨリ 年 月 日迄酒精藏置場設置ノ件承認ス
(承認シ難シ)

備考

一、官氏名は收稅官署長及專賣官署長の連名とす。

官 氏 名 印

第七號様式

印取扱者印

第 號	製造 置場	製造者、住所、氏名又ハ名稱	第 號	使用場所	使用者、住所、氏名又ハ名稱
區 分	査定石數	容器ノ種類 箇 數	使用石數	酒精分 用 途	要
年 月 日	酒 精 分	査定年月日	年 月 日	使用濟年月日	
		酒 精 分			
		査定當時ノ酒精度數ノ			
		酒改算前ノ			
		一時ニ於ケル			
		斗當重量			
年 月 日	年 月 日	官 氏 名 印	年 月 日	官 氏 名 印	

第三章 酒類賣關係法令の公布 第十五節 酒精令取扱規程

第二編 酒專賣制度の起原及目的

備考

- 一、區分欄には酒精又は酒精含有飲料の名稱を記入するものとす。
- 二、酒精製造場に臨検したる検査員に於て交付する場合は番號の上に「檢」の一字を冠するものとす。
- 三、番號は一査定年度（三月より翌年二月迄）を通して附するものとす。

酒精製造者臺帳

免許年月日	製造場位置	製造者住所、氏名又ハ名稱	摘要

備考

- 一、本簿は連年使用するものとす。
- 二、臺灣酒精令に依り免許者と看做したるものに在りては摘要欄に其の旨記載するものとす。
- 三、記載事項の異動は相當整理し摘要欄に其の年月日及事由を記載するものとす。

酒精藏置場承認臺帳

承認年月日	藏置場位置	期間	製造者、輸出者、住所、氏名又ハ名稱	摘要

備考

- 一、本簿は連年使用するものとす。
- 二、記載事項の異動は相當整理し摘要欄に其の年月日及事由を記載するものとす。

酒精稅臺帳

製造場位置	在定月	在定石數	酒精箇數	課稅額	納稅者、住所、氏名又ハ名稱	納稅前免稅額	充當額	調定額	調定年月日
		石	箇	円		円	円	円	

納稅前免稅額内譯

免稅月日	石數	酒精箇數	免稅額	用途	使用、供給年月日	證明官姓名	使用者、氏名又ハ官廳名	摘要
	石	箇	円					

備考

- 一、本簿は査定年度に依り調製し免稅額内譯は處分を爲したる都度記入し稅額調定の際之に計を附するものとす。
- 二、酒精と酒精含有飲料、既往に溯り賦課したる酒精及酒精含有飲料とは別口座に記載するものとす。

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十五節 酒精令取扱規程

第二編 酒類制度の趣原及目的

- 三、超過課税を爲すべき酒類の査定ありたるときは其の原料酒精の石数及酒精箇数を査定石数及酒精箇數欄に赤字外書するものとす。
- 四、輸、移出に係るものは其の區分を用途欄に、輸、移出の日を供給年月日欄に、輸、移出の税關名を證明官署名欄に、輸、移出者の氏名又は名稱を使用者氏名又は官署名欄に記入し廢棄、亡失又は政府に譲渡したるものは其の旨摘要欄に記載するものとす酒精稅過納額臺帳及酒精稅相當金額交付臺帳亦同。
- 五、會計年度末に計及所納計を附するものとす。

酒精稅相當金額下戻臺帳

製造場	決定月日	下戻月日	石	數	酒精箇數	下戻金額	免除區分	摘要	納税者、氏名又ハ名	
									納税者、氏名又ハ名	稱

備考

- 一、本簿は會計年度に依り調製し納稅済の酒精を廢棄、亡失し其の税金相當金額の下戻を爲すものに付記載するものとす。
- 二、酒精と酒精含有飲料とは別口座に記載するものとす。
- 三、臺灣國稅徵收規則第三條に依り税金に充當したるものあるときは其の年月日及事由を摘要欄に記載するものとす。
- 四、査定年度の異なる毎に別口座に記載し仍計及所納計を附するものとす。

酒精稅過納額臺帳

製造場	免稅月日	下戻月日	石	數	酒精箇數	過納金額	用途	使用、供給年月日	證明官署名	使用者、氏名又ハ名	摘要

製造場	決定月日	交付月日	石	數	酒精箇數	交付金額	用途	使用、供給年月日	證明官署名	使用者、氏名又ハ名	摘要

備考

- 一、本簿は會計年度に依り調製し納稅後免稅處分を爲したる酒精に付記載するものとす。
- 二、酒精と酒精含有飲料とは別口座に記載するものとす。
- 三、臺灣國稅徵收規則第三條に依り税金に充當したるものありたるときは其の年月日及事由を摘要欄に記載するものとす。
- 四、査定年度の異なる毎に別口座に記載し仍計及所納計を附するものとす。

酒精稅相當金額交付臺帳

製造場	決定月日	交付月日	石	數	酒精箇數	交付金額	用途	使用、供給年月日	證明官署名	使用者、氏名又ハ名	摘要

備考

- 一、本簿は會計年度に依り調製し納稅済の酒精を工業用に使用、供給したるものに付記載するものとす。
 - 二、酒精稅過納額臺帳備考第一號乃至第四號を適用す。
- 第三章 酒類臺灣關係法令の公布 第十五節 酒精令取扱規程

第二編 酒專賣制度の起原及目的
酒精稅納稅擔保帳

五九四

製造場	位	種	年	月	日	種	類	保	數	量	擔	保	價	格	納	稅	前	現	納	金	充	富	稅	擔	保	除	額	擔	保	殘	額	摘	要	
																																		納稅者、氏名又ハ姓名

備考

- 一、本簿は會計年度に依り調製し計及所請計を附するものとす。
- 二、擔保を解除したるときは其の擔保を朱線を以て抹消するものとす。
- 三、第三者より提供したる擔保に在りては其の提供者の住所氏名を摘要欄に記載するものとす。

(1)

何 在 定 年 度

酒 精 製 造 檢 査 簿

製 造 場 位 置

住 所

氏 名 又 ハ 名 稱

州 (縣)

(2)

酒 精 製 造 免 許 及 取 消

免 許 年 月 日	取 消 年 月 日	摘 要

備考

- 1 翌日を相續したるもの及翌日取銷を免許されたるものに在りては其の年月日及自由を摘要欄に記載するものとす。

(3)

酒 精 製 造 場 承 認

承 認 年 月 日	設 置 場 所	期 間	摘 要

(4) 酒精月別製造見込石数

申告年月日	月別	最初見込石数	増石数	減石数	差引計	備考
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1					
	2					

備考

- 1 増減石の申告ありたるときは其の月日を摘要欄に記載するものとす。
- 2 二月末に於て合計を附するものとす。
- 3 酒精含有飲料に付ては本様式を準用す。

(5) 酒母一仕込製造方法

記号	数量	原料			備考
		品名	数量	備考	

備考

- 1 熟成見込石数を摘要欄に記載するものとす。

(6) 酒母醗一仕込製造方法

記号	数量	原料			備考
		品名	数量	備考	

備考

- 1 熟成見込石数及酒精製成見込石数を摘要欄に記載するものとす。
 - 2 酒精含有飲料原料用醗に付ては本様式を準用し其製造すべき酒精含有飲料ノ名稱、製造方法及製成見込石数を摘要欄に記載するものとす。
- 第三章 酒類専賣關係法令の公布 第十五節 酒精合取扱規程 五九七

(7) 酒 址 仕 込 調 査

記 号	仕 込 月 日	仕 込 瓶 数	容 器 番 號	用 途	備 考

備 考
1 石数を調査したときは摘要欄に記載するものとす。

(8)

酒 精 釀 造 及 製 成 歩 合

記 号	仕 込 瓶 数	酒 母 瓶 数	蒸 餾 仕 込 月 日	蒸 餾 分 割 日 数	監 査 時 間		蒸 餾 成 果		仕 込 月 日	仕 込 瓶 数	酒 精 分 割	製 成 歩 合	備 考
					月 日	空 入 瓶 数	月 日	空 入 瓶 数					

備 考

- 1 製成歩合は瓶数は割割数百箇當其の他は原料品百斤當の製成酒精量を記入するものとす。
- 2 除酒精又は酒精等を蒸餾の際中和したときは其の石数、酒精分及酒精量を摘要欄に記載し製成歩合には之を加へざるものとす。
- 3 二種以上の原料品を使用したものに在りては標準酒精割割数百箇當酒精割割数の製成歩合を記入するものとす。
- 4 酒精含有飲料に付ては本様式を準用す。

(9)

酒 精 搬 出 承 認

承 認 月 日	容 器 種 類	箇 数	石 数	酒 精 分 割	備 考

備 考

- 1 酒精含有飲料に付ては摘要欄に其の旨記載するものとす。
- 2 月計及累計を附するものとす。

(10)

酒 類、酒 母、醱 酵 要 素 取 扱 調 査

調 査 月 日	種 類	仕 込 瓶 数	容 器 番 號	入 賞 深 石	數	要 味 取 扱 ノ 原 因 經 過 及 賞 況

(11)

器 具 機 械 身 裁 及 解 除

名 稱	身 裁 月 日	身 裁 解 除 日	解 除 日	備 考

(12)

酒精受地及現在高調査

月	日	受	高	拂	高	現	在	高	減	高	滿	要

備考

- 1 酒精と酒類含有飲料及醸造と其の他とは別口座に記載するものとす。
- 2 三十一日付總高を摘要欄に記載するものとす。
- 3 二月分には合計を附するものとす。

(13)

原料數量検査及調査

引	取			事			項			検査			又	ハ			調	本	備	要	
	通知番號	引	取	引	取	引	取	引	取	受	入	入		減	度	用					現

備考

- 1 通知番號は所轄外より引取りたるものに限りに記入するものとす。
- 2 製造者と引取者同一なるときは引取者の記入を要せず。
- 3 亡失以外の不足斤數は毎減斤量欄に記入するものとす。
- 4 製造年月日及び其の別年月日課税斤量等を摘要欄に記入するものとす。

(14)

検査官調査書

月	日	検査官	更	認	印	立	會	人	契	名	又	ハ	認	印	事	項

(15)

参考録

月	日	検査官	更	認	印	事	項

備考

- 1 検査取極上將來の参考となるべき事項を記載するものとす。

(1)

何 年 度

酒 造 石 數 査 定 簿

製 造 場 位 置
住 所

氏 名 又 ハ 名 稱

(姓)

(2) 酒 精 在 定

在 定 月 日	仕 込 順 號	容 器 番 號	人 實 深 石	數 酒 精 分	酒 精 箇 數	摘	要

備 考

- 1 雜語(假定)を爲したるものにはりては容器番號欄に雜語と記入するものとす。
- 2 犯則に係る在定は其の旨仕込順號欄に記入するものとす。
- 3 酒精製造の原料に使用し超過課税の取致を爲したるときは相當額欄に其の年月日、事由及石数を記載するものとす。
- 4 月計及二月分に合計を附するものとす。
- 5 酒精含有飲料に付ては本様式を準用す。

(3) 超 過 課 税 酒 精 在 定

在 定 月 日	仕 込 順 號	製 成 酒 精			原 料 酒 精			課 税 額
		容 器 番 號	人 實 深 石	數 酒 精 分	容 器 番 號	人 實 深 石	數 酒 精 分	

備 考

- 1 超過課税の取致を爲すべきものにはり記載するものとす。
- 2 仕込順號欄には酒精欄に酒精又は他の物品を混和蒸餾したる場合に限り其の酒精欄の仕込順號を記入するものとす。
- 3 月計及二月分に合計を附するものとす。

(4) 在 定 調 査

月 日	在 定 官 吏 認 印	立 許 人 署 名 又 ハ 認 印	事 項

(1) 酒 精 製 造 用 器 具 機 械 檢 査 定 額

製 造 場 位 置 _____
 住 所 _____
 氏 名 又 ハ 名 稱 _____
 州 _____ (密)

凡 例

- 1 本様式は二册を作成し一册を製造場に備へ置くものとす。

第三節 酒專賣制度の起原及目的

六〇五

(2)

檢定年月日	名	稱	箇	數	摘	要

備考

1 容器以外のものに付記するものとする。

(3)

番 號	檢 定 月 日	底 徑	甲 容 器 檢 定					深	摘	要
			第一脚徑	第二脚徑	第三脚徑	第四脚徑	第五脚徑			

備考

1 寸法は本表に於けるものとする。

(4)

番 號	檢 定 年 月 日	縱	横	深	有	數一分當有數	摘	要

第十六節 酒精令取扱規程の改正

訓令第三百三號 (大正十四年十一月十五日)

大正十一年訓令第三百三十七號臺灣酒精令取扱規程中左ノ通改正ス

第十五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十五條ノ二 検査員施行規則第十九條第二項ニ依リ承認ヲ與ヘタルトキハ左記事項ヲ最寄專賣官署ニ通報スヘシ

- 一 製造者及搬出者ノ住所氏名又ハ名稱
- 二 酒精ノ數量及酒精分
- 三 容器ノ種類、箇數
- 四 査定年月日
- 五 搬 出 先
- 六 搬出承認年月日

第二十三條ノ次ニ左ノ一條加フ

第二十三條ノ二 外國ニ輸出シ又ハ内地、朝鮮、樺太若ハ南洋群島ニ移出シタル酒精ニ關シテハ税關ハ酒精製造場毎ニ輸移出先及其ノ數量ヲ調査シ毎月之ヲ取纏メ製造場所轄收稅官署ニ通知スヘシ

訓令第三十號 (昭和四年四月二十七日)

大正十一年訓令第百三十七號臺灣酒精令取扱規程中左ノ通り改正ス

「州又ハ廳」、「收稅官署」ヲ「稅務官署」ニ改ム

第八條及第十條 中「工場財團登録簿」ヲ「工場財團登記簿」ニ「登記又ハ登録」及「登記若ハ登録」ヲ「登記」ニ、「胎權又ハ抵當權」ヲ「抵當權」ニ改ム

第十條ノ二 燃料用變性酒精ノ製造ハ酒精製造者ヨリ其ノ製造ニ係ル酒精ヲ原料トシテ燃料用變性酒精製造ノ申請アリタル場合ニ限リ之ヲ承認スヘシ

第十一條ノ三 施行規則第十七條ノ申請アリタルトキハ直ニ所轄專賣官署ニ合議ノ上之ヲ承認シ別記第七號様式ノ燃料用變性酒精製造承認書ヲ交付スヘシ

燃料用變性酒精ノ製造ニ立會シタル検査員及專賣官吏ハ製造著手前ニ前項ノ承認書ヲ提出セシメ實地調査ノ上之ヲ製造セシムヘシ

第十一條ノ四 燃料用變性酒精ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ數量ヲ検査シ別記第九號様式ノ燃料用變性酒精製造済證ヲ交付スヘシ

第十二條 中「第十七條」ヲ「第十九條第一項」ニ改ム

第十四條 施行規則第十八條ノ申請アリタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ所轄專賣官署ニ合議ノ上之ヲ承認シ別記第六號様式ノ指令書ヲ交付スヘシ

一 藏置場ヲ定メムトスル場所ハ輸移出港其ノ他特ニ藏置ノ必要ヲ認ムル場所ナルヤ

二 藏置場ノ建物ハ火災、盜難等ノ防止ニ付相當ノ設備ヲ有スルヤ

第十四條ノ二 專賣官署ハ第十三條ノ三第一項及前條ニ依リ合議ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク相當處理ノ上稅務官署ニ回報シ立會ヲ要スル場合ハ直ニ專賣官吏ヲ派遣スヘシ

第十五條 施行規則第十八條ノ二ニ依リ酒精ノ搬出承認ヲ爲シタルトキハ別記第八號様式ノ搬出承認書ヲ交付スヘシ

第十五條ノ二 施行規則第十八條ノ二ニ依リ酒精ノ搬出承認ヲ爲シタルトキハ同規則第十八條ノ三ニ依リ燃料用變性酒精ノ輸移出ノ申請アリタルトキハ其ノ承認シ又ハ申請アリタル事項ヲ所轄專賣官署及藏置場又ハ輸移出港所轄專賣官署ニ通報スヘシ但シ同規則第十八條ノ二第五號中査定年月日及以外ノ事項ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條ノ三 燃料用變性酒精ヲ内地ニ移出ノ申請アリタルトキハ施行規則第十八條ノ三第二號乃至第六號ノ事項ヲ移出先所轄稅務官署ニ通報スヘシ

第十八條 酒精ノ搬出承認、酒精搬出承認書及酒精調査定済證ノ交付表第十五條ノ二ノ通報ハ酒精製造場又ハ藏置場ニ臨檢シタル検査員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得之ニ要スル用紙ハ豫メ検査員ニ交付スヘシ

検査員申請書又ハ申請書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上直ニ處理シ得サルモノハ之ヲ處理シ其ノ額未及年月日ヲ申請書又ハ申請書ノ餘白ニ記載シ認印ノ上直ニ所轄官署ニ送付スヘシ

第十九條 施行規則第二十四條第三號ノ酒精ヲ採取ハ試験ノ爲必要ナル數量ニ限リ同條第四號ノ合併製成又ハ査定前ノ合併ハ已ムコトヲ得サル場合(五仕込以内)ニ限リ之ヲ承認スヘシ

第二十條 施行規則第二十四條ノ二ノ申請アリタルトキハ稅務官署ニ在リテハ直ニ検査員ヲ派遣シ收稅官吏ニ在リテハ實地ニ就キ調査シ必要アルトキハ立會ノ上相當處置スヘシ

第二十二條 中「酒精」ノ下ニ「及燃料用變性酒精其ノ原料」ヲ加ヘ「可驗物ニ封印ノ上」ニ改ム

第二十三條 中「稅關ニ於テ第十四條ノ通報ヲ受ケタルトキハ輸出又ハ移出ノ際現品」ヲ「外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スル酒精ニ付テハ酒精搬出承認書」ニ改ム

(以下様式及記載事項改正略)

訓令第七十五號 (昭和七年十一月二十二日)

大正十一年訓令第百三十七號臺灣酒精令取扱規定中左ノ通り改正ス

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十六節 酒精令取扱規定の改正

第二編 酒專賣制度の起原及目的

六〇八

第十一條ノ三 施行規則第十七條ノ申請アリタルトキハ實地ニ就キ申請事項ノ適否ヲ調査シ承認ヲ與ヘ検査員立會ノ上之ヲ製造セシムベシ

第十一條ノ四 燃料用變性酒精ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ數量ヲ検査シ當該申請書ノ除白ニ製造年月日及製品ノ數量ヲ記載認印シ別記第九號様式ノ燃料用變性酒精製造済證ヲ交付スヘシ

第十四條ノ二 中「第十一條ノ三第一項及」ヲ削ル

第十五條ノ四 検査員ハ燃料用變性酒精製造ノ都度左記事項ヲ所轄專賣官署ニ通報スヘシ

一 製造ノ場所及製造者ノ住所氏名又ハ名稱

二 使用シタル酒精ノ數量及酒精分

三 混和シタル物品ノ種類及數量

四 製品ノ數量及製造済年月日

別記第一號様式備考第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 第二號ハ工場財團抵當權設定登記ノ囑託ニ限り記載スルモノトス

同第二號様式備考第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 第二號ハ工場財團抵當權設定登記抹消ノ囑託ニ限り記載スルモノトス

同第七號様式ヲ削リ第八號様式ヲ左ノ如ク改メ第九號様式備考第五號中「連署」ヲ「連名」ニ改ム

第八號様式 用紙適宜 縦四寸 横六寸

第 號	酒 精 搬 出 承 認 書
搬出者、住所氏名又ハ名稱	

製造者、住所氏名又ハ名稱					
酒 精 ノ 所 在					
搬 出 ノ 日 的	在 定 年 月 日	酒 精 數 量	酒 精 分	容 器 ノ 種 類	箇 數
輸 出 又 ハ 移 出 港					
輸 出 又 ハ 移 出 先					
輸 出 又 ハ 移 出 ノ 日					
遊 覽 場 所					
何州(縣) 年 月 日					
取 扱 印					

備 考 一 搬出場所の搬出するものには製造者住所氏名又は名稱を記載すべし。

訓令第四十六號 (昭和八年七月一日)

大正十一年訓令第三百三十七號臺灣酒精令取扱規程中左ノ通改正ス

第十二條 中「下戻」ヲ「交付」ニ改ム

第三章 酒類專賣關係法令の公布 第十六節 酒精令取扱規定の改正

- 第十二條ノ二 施行規則第十九條第二項ニ依ル申請書ヲ提出アリタルトキハ藏置場所轄稅務官署ハ直ニ檢査員ヲシテ實地ニ就キ調査セシメ共ノ調査書ヲ申請書ニ添付シ製造場所轄稅務官署ニ送付スベシ
- 第十三條 第三號中「下戻」ヲ「交付」ニ改ム
- 第十五條ノ二 前條ノ搬出承認書ヲ交付シタルトキハ其ノ承認書寫ヲ所轄專賣官署及藏置場又ハ輸移出港所轄專賣官署竝ニ藏置場所轄稅務官署ニ送付スヘシ
- 第十五條ノ三 施行規則第十八條ノ三ニ依リ燃料用變性酒精ノ輸移出申告アリタルトキハ其ノ申告事項ヲ所轄專賣官署及藏置場又ハ輸移出港所轄專賣官署ニ通報スベシ
- 第十五條ノ六 施行規則第十八條ノ四ニ依ル酒精ノ受入檢査ハ其ノ搬出承認書寫ト對照シテ之ヲ爲スベシ
- 第十八條 中「第十五條ノ二ノ」下ニ「搬出承認書寫ノ送付及第十五條ノ三ノ」ヲ加フ
- 第二十三條ノ三 第十五條ノ六ニ依リ受入檢査済ノ酒精ニ付テハ其搬出承認書寫ノ餘白ニ受入年月日ヲ記載認印スヘシ
- 前項ノ搬出承認書寫ハ毎月取纏メ之ヲ製造場所轄稅務官署ニ送付スベシ
- 別記第十二號様式備考第四號中酒精稅相當金額下戻臺帳ヲ削ル
- 同第十三號様式ヲ削リ第十四號様式ヲ第十三號様式トシ以下順次繰上グ

訓令第九號 (昭和十四年三月一日)

大正十一年訓令第三百三十七號臺灣酒精令取扱規程左ノ通改正ス

臺灣酒精令取扱規程

- 第一條 臺灣酒精令施行規則(以下規則ト稱ス)第一條、第二條、第五條乃至第六條ノ二又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ專賣局長ハ規則第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其職權ニ屬スル場合ヲ除クノ外意見ヲ具シ之ヲ臺灣總督ニ進達スヘシ

- 第二條 知事又ハ廳長規則第三十一條第二項ノ規定ニ依リ申請書ノ副本ヲ受理シタルトキハ意見ヲ臺灣總督ニ具中スベシ
- 第三條 第一條ノ進達アリタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對シ許否ノ決定アリタルトキ又ハ臺灣酒精令第十二條ノ規定ニ依ル酒精製造免許ノ取消アリタルトキハ殖産局長ハ遲滞ナク之ヲ酒精製造場所轄ノ知事又ハ廳長ニ通知スヘシ
- 第四條 專賣局長酒精分九十九度以上ノ酒精ヲ藏置スヘキ藏置場所承認ヲ爲サントスルトキハ殖産局長ト協議スヘシ
- 第五條 規則第十八條ノ二ノ規定ニ依リ酒精ノ搬出ヲ承認シタルトキハ別記第一號様式ノ搬出承認書ヲ交付スヘシ
- 前項ノ搬出承認書ヲ交付シタルトキハ其ノ旨輸移出港所轄稅關官署及藏置場又ハ輸移出港所轄ノ專賣官署ニ通知スヘシ
- 前項ノ通知ハ搬出承認書寫ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第六條 規則第十八條ノ四ノ規定ニ依ル酒精ノ受入檢査ハ其ノ搬出承認書寫ト對照シテ之ヲ爲スヘシ受入檢査了シタルトキハ搬出承認書寫ノ餘白ニ受入年月日ヲ記載シ取扱者之ニ認印スヘシ
- 前項ノ搬出承認書寫ハ毎月取纏メ之ヲ製造場所轄專賣官署ニ送付スヘシ
- 第七條 規則第二十一條ノ規定ニ依ル申請書ヲ提出アリタルトキハ酒精檢定簿ト對照シ別記第二號様式ノ酒精檢定濟證ヲ交付スヘシ
- 酒精檢定濟證ヲ交付シタルトキハ申請書ノ餘白ニ年月日及番號ヲ記載シ取扱者之ニ認印スヘシ
- 第八條 燃料用變性酒精製造ノ承認ヲ與ヘ共ノ製造了シタルトキハ其ノ數量ヲ檢査シ申請書ノ餘白ニ製造濟年月日及製品ノ數量ヲ記載シ取扱者之ニ認印シ別記第三號様式ノ燃料用變性酒精製造濟證ヲ交付スヘシ
- 第九條 燃料用變性酒精ノ内地ニ移出スル爲モ移出證明ノ申請アリタルトキハ檢印其ノ他ノ方法ニ依リ證明スルコトヲ得
- 第十條 酒精搬出ノ承認及酒精搬出承認書、酒精檢定濟證、燃料用變性酒精製造濟證ノ交付竝ニ第五條ノ規定ニ依ル通知及前條ノ規定ニ依ル證明ハ酒精製造場又ハ藏置場ニ臨檢シタル專賣官吏ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
- 專賣官吏申告書又ハ申請書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上直ニ處理シ得ルモノハ之ヲ處理シ其ノ願末及年月日ヲ申告書又ハ申請書ノ餘白ニ記載シ之ニ認印ノ上直ニ所轄專賣官署ニ送付スヘシ

第十一條 專賣局長臺灣酒精令第十八條第二項ノ規定ニ依リ酒精九十九度以上ノ酒精ノ買收價格ノ決定ヲ爲サントスルトキハ殖産局長ト協議スヘシ

第十二條 酒精ヲ移出セントスル者アルトキハ稅關官署ハ積積ノ事實ヲ確認シ移出者ノ提出シタル搬出承認書ニ其ノ事實ヲ東書シ之ヲ移出者ニ還付スヘシ

第十三條 稅關官署ハ輸移出酒精整理簿ニ酒精ノ輸移出先及數量ヲ記載シ毎月之ヲ取纏メ專賣局長及殖産局長ニ通知スヘシ

(別記) 第一號樣式

第 號	酒 精 搬 出 先 名 稱	檢 定 年 月 日	酒 精 數 量	酒 精 分 分	容 器 ノ 種 類	箇 數
搬出先、住所氏名又ハ名稱 製造先、住所氏名又ハ名稱	在 の 日 的					
酒 精 出 ノ 日						
輸 出 先 ハ 移 出 港						
輸 出 先 ハ 移 出 先						
輸 出 先 ハ 移 出 ノ 日						
號 置 場						

專賣官署
昭和年月日

取
扱
印

第二號樣式

酒 精 檢 定 證									
檢 第 號	製 造 場 位 置	製 造 先、住 所、 氏名又ハ名稱							
檢 定 容 量	酒 精 分 分	檢 定 年 月 日	容 器 ノ 種 類	箇 數	檢 定 時 ノ 溫 度	換 算 前 度 ノ 數	換 算 前 容 量	換 算 前 箇 數	攝 氏 十 五 度 ノ ト キ ノ 重 一 担
昭 和	年	月	日						官 氏 名

第三號樣式

燃 料 用 製 作 酒 精 製 造 證									
第 號	製 造 場 所	製 造 先、住 所、 氏名又ハ名稱							
使 用 數 量	酒 精 分 分	用 途	製 造 年 月 日	務					
		燃料用製酒精		製造數量					
昭 和	年	月	日		官 氏 名				

第三編 創業施設

第一章 酒類専賣關係官制改正と専賣官署の設置

酒類専賣令は大正十一年七月一日より之を實施することとなりたるを以て、之が準備事務を掌理するの要あり、三月三十一日之が關係官制の發布と共に臨時職員設置制の公布あり、次で専賣局内に新に酒課を創設し全島各地に支局、出張所、工場を設置し、創業施設の第一歩に邁進することとなりたるが、本章に於ては直接酒類専賣の創業に係ある分のみを記述し、間接的關係を有するもの及酒類専賣實施後に於る酒關係各種規定の沿革に關しては次章専賣局官制と専賣官署及臨時職員設置制の沿革に於て之を記述せんとす。

第一節 官制改正と職員の配置

酒専賣の實施に當りては先づ官制の改正を爲し、専賣局掌理事務を定め、官署の設置並に之に配屬すべき職員を定むるの要ありたるを以て之等改正事項の計畫を立て即ち専賣局官制第一條を改正し、其の掌理事務中に酒類、白糴、紅糴、酒母、醪に關する事務を加へ、第四條職員定員を夫々増加すること、爲したり。當時計畫したる官署の配置及職員並に之が設置理由左の如し。

職員配置

官署區分	事務官	副事務官	技師	書記	技手	計
酒 臺北支局	1		2	17	8	28
宜南出張所			1	5	3	9
樹林工場			1	4	3	8
新竹出張所			1	4	3	8
基隆出張所			1	3	2	6
臺中支局			1	3	5	9
臺南支局	1		1	4	2	8
埔里出張所			1	4	2	7
嘉義出張所			1	6	3	10
屏東出張所			1	6	3	10
旗山出張所			1	3	2	6
枋寮出張所			1	3	1	5
澎湖出張所			1	3	1	5
高雄出張所			1	5	3	9
花蓮港支局			1	3	1	5
臺東出張所			1	3	1	5
神戶支局	3		6	14	8	28
計	3	6	6	104	48	166

職員配置ノ説明

一、事務官 計 二人、本局 一人、臺南 一人
 事務官本局一人は酒課長、臺南一人は支局長とす。臺南支局は臺南及高雄二州を區域とし造石高八萬石に上り販賣及取締共に重要な地域なるに依り特に事務官を配置せむとす。

二、副事務官 計 六人、臺北、臺中、嘉義、屏東、花蓮港及神戶各一人
 臺北、臺中、花蓮港は支局長とす、臺北支局は臺北及新竹の二州を區域とし造石高七萬石に上り猶移入酒も大部分此の管内に於て取扱はれ重要な地域なるを以て副事務官を以て支局長に充てむとす。臺中支局は臺中州下を區域するものにして副事務官を支局長と爲すべく、花蓮港支局は臺東及花蓮港二廳下を區域とし造石高少きも交通不便の地なれば支局長の委任權を完全に執行するに於て特に副事務官を支局長に任用せんとす。嘉義出張所は造石高四萬石に近く且消費地方としては嘉義は臺灣の最も重要な區域なるを以て特に副事務官を出張所長と爲し各般の計畫に遡算なからしめんとす。屏東出張所長を副事務官とせんとするは屏東も南部臺灣に於て消費量多き地方にして出張所の地域廣汎なると造石高二萬石に上れるも特に技師を配置するの餘裕なきに より酒造に經驗ある官吏を選任して製造、販賣共に處置を誤らざらしめんとするに因る。神戶に配置するは神戶は内地酒の取扱を爲すものにして内地酒製造業者と直接交渉を爲すの必要あり書記及技手を配置するも猶多年經驗あるものをして其事務に當らしむるが爲特に經驗ある副事務官を必要とするによる。

三、技師 計 六人、本局 二人、臺北、樹林、臺中、嘉義各一人
 技師本局二人中一人は専ら試験調査に當り一人は専ら現在の製造技術の指導統一、監督に當らしめむとす、試

驗調査に關しては別に研究所に醸造科あるも研究所は廣く醸造に關するものにして專賣局の試験調査と其の目的及研究範圍一致せざるに依り、專賣局に於ては再製酒の製造を初め其の他専ら直接酒類に關する研究を擔當することとし、猶他の一人をして現在の製造に關する指導監督に従事せしめむとするものなり。臺北及臺中支局は酒精含有飲料の種類多く且出張所を指導管轄するに於て優秀なる技師を必要とし、樹林は専ら本島人の嗜好する再製酒たる紅酒を製造するものにして其の造石高も三萬五千石に達し且本島酒中の最上級品なるに依り、特に技術官を配置するの必要あり。嘉義は専ら糖蜜酒を製造するものなるが糖蜜利用としての糖蜜酒製造には幾多研究問題多く其の研究の結果は今後の專賣事業の盛衰に關係すること最も大なるものなれば、特に實地製造上の研究を重ねる上に於て最も多量に糖蜜酒を製造する嘉義工場に技師を配置し其研究に當らしめむとす。

四、書 記 計 一〇四人

書記は本局及各支局出張所に配屬し庶務、經理、調査、販賣及取締に任ずるものにして各事務の分擔左表の如し。

區 分	庶 務		營 務		購 買		經 理		調 査		販 賣		取 締		酒 類
	總務	庶務	營業	採購	原	材	取	決	支	企	統	販	販	精	
本局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宜蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
樹林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新竹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基隆	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豐原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埔里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嘉義	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屏東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山旗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
春恒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湖澎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高雄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
戶神	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

五、技 手 計 四八人

技手は本局及各支局出張所に配属し調査、試験、検定、原料、仕込製成、包装竝建物機械等の技術を掌り分擔左表の如し。

區 分	營 業		調 査		試 験 檢 定		包 裝		製 成		原 料 仕 込		機 械	
	總 務	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術	技 術
局本														
北 蔡														
關 宜														
林 樹														
竹 新														
隆 基														
中 蔡														
原 豐														
里 埔														
南 蔡														
義 嘉														
東 屏														
山 旗														
春 恒														
湖 澎														
雄 高														
港 蓮 花														
東 蔡														
戶 神														
計														

本局に於ては酒類製造、買入、販賣事務を主掌とするものにして之が爲に酒課を新設する外庶務課に増員せむとす其の配置左の如し。

一、庶 務 課 書記 五人 技手 一人

文書の接受發送其他庶務
酒類專賣に供する官有財産の管理及營繕に關する事務
書記 一人
技手 一人

二、酒 課

課 長 事務官 一人 技師 二人 書記 十二人 技手 七人

購買及支拂事務 書記 一人
 收入事務及普通物品取扱 書記 一人
 豫算決算 書記 一人
 物品取扱官吏 事務官 一人
 調査事務 技師 二人
 内 譯 書記 一人
 生産費調査 技師 二人
 企劃事務 書記 一人
 統計 書記 一人
 販賣事務 書記 一人
 内 譯 書記 一人
 賣捌人の指定及監督 書記 一人
 小賣人の指定 書記 一人
 販賣事務及販路擴張 書記 一人
 配給事務 書記 一人
 取締事務 書記 一人
 第一章 酒類專賣關係官制改正と專賣官署の設置 第二節 官制改正と職員の配置 六二二

内 譯

密造、密賣其他犯罪者の處置

犯罪者豫防

酒精製造者取締

試験檢定係

内 譯

主任

化學部

細菌部

製造係

内 譯

主任

醸造酒

蒸餾酒、再製酒

機械

容器其他包装

臺北支局

副事務官 一人

技師 一人

書記 十人

技手 五人

製造は直轄二萬三千四百石（清酒、米酒、糖蜜酒、泡盛及燒酎）及二出張所に於て合計七萬百石

販賣事務の管轄區域は臺北州管内（直轄は他の出張所區域を除く殘部）

支 局 長

庶 務

副事務官

書 記

書 記

書 記

書 記

書 記

書 記

書 記

書 記

書 記

書 記

技 師

技 師

技 師

技 師

技 師

技 師

技 師

官有財産の管理及購買事務

原料材料物品取扱官吏

仕拂事務

收入事務及普通物品取扱官吏

調査事務生産費調査統計等

販賣事務賣捌人小賣人の監督

賣捌事務指導販路擴張

賣渡事務

取 締

製 造 係

主 任

醸 造 酒

蒸餾酒、再製酒

仕 込

仕 込

製 成

製 成

製品の検査

宜蘭出張所 書記 五人 技手 二人

製造石數七千百石(米酒四千五百石、再製酒二千六百石)

販賣區域宜蘭羅東蘇澳三郡

庶務(所長)

物品取扱及收入事務

購買及支拂事務

生産費其他の調査及販賣事務

取締

製造

包装及製品検査

樹林出張所 技師 一人、書記 五人、技手 三人(後に樹林工場として計畫を變更す)

製造石數三萬四千六百石(米酒九千六百石、再製酒二萬五千石)

所長

庶務

購買及收入

物品取扱

支拂事務

技手 一人

生産費其他調査

製造

仕込

製成

製品検査包装

新竹出張所 書記 四人 技手 二人

製造石數米酒五千石

販賣區域新竹中桃園郡を除く一圓

庶務(所長)

經理及調査

販賣事務

取締事務

製造

仕込製成

検査及包装

基隆出張所 書記 三人

輸入取扱及基隆郡管内販賣事務

經理及庶務(所長)

書記 一人

技手 三人

技手 一人

技手 一人

技手 一人

技手 一人

技手 一人

書記 一人

書記 一人

書記 一人

書記 一人

書記 一人

書記 一人

技手 一人

技手 一人

技手 一人

書記 一人

販賣事務

取締及輸入取扱

臺中支局

副事務官 一人、技師 一人、書記 十人、技手 五人

製造直轄に於て一萬七千七百石（清酒、糖蜜酒、泡盛、燒酎、高粱酒）及二出張所に於て一萬七千七百石合計二萬二千四百石販賣臺中州全部内直轄は二出張所の區域を除く殘部の全部

支局長

庶務

官有財産管理及購買事務

原料材料の物品取扱官吏

收入事務及普通物品取扱官吏

支拂事務

調査事務

販賣事務（臺北に同じ）

取締事務

製造主任

主任

醸造

仕込 製造

書記

書記

技手

副事務官

書記

書記

書記

書記

書記

書記

書記

書記

技師

技手

技手

技手

蒸餾再製 仕込 製成

製品検査及包装

豐原出張所

書記 四人、技手 二人

製造米酒六千石

販賣豐原郡東勢郡

新竹出張所に同じ

埔里出張所

書記 四人、技手 二人

製造四千七百石（清酒五百石、米酒二千石、糖蜜酒二千石）

販賣能高郡

書記四人は新竹に同じ

製造

原料仕込

製成及検査

臺南支局

事務官 一人、書記 十人、技手 六人

製造八萬四千五百三十石直轄一萬九千三百三十石（米酒一萬石、再製酒九千三百三十石）四出張所の分を合計して八萬四千五百三十石

販賣臺南、高雄二州中直轄は四出張所の管轄に屬せざるもの全部

第一章 酒類營業關係官制改正と販賣官署の設置 第一節 官制改正と職員の配置

技手

技手

技手

技手

技手

技手

技手

第三編 創業施設

支 局 長

營 繕

書記の配置は臺中と同じ

製 造

仕 込

製 成

機 械

製 品 檢 査

容器包装検査事務

嘉義出張所

製造合計三萬七千五百石(糖蜜酒三萬二千石、蕃薯酒五千五百石)

販賣嘉義、北港、斗六、虎尾、東石郡

庶 務

購買及收入事務

物品取扱及支拂事務

生産費其他調査

事務官 一人
技 手 一人

技 手 五人

技 手 一人

技 手 一人

技 手 一人

技 手 一人

技 手 一人

技 手 一人

副事務官 一人

書 記 一人

書 記 一人

書 記 一人

書 記 一人

書 記 一人
書 記 一人
技 手 三人

屏東出張所

製造二萬五百石(米酒五千五百石、糖蜜酒一萬五千石)

販賣潮州、屏東、東港

所 長

書記は嘉義と同じ

技手は宜蘭と同じ

旗山出張所

製造四千石(米酒三千石、糖蜜酒一千石)

販賣旗山郡

恒春出張所

製造三千二百石(米酒、糖蜜酒各千五百石、再製酒二百石)

右出張所の職員配置は

庶 務

經理及調査

書 記 一人
書 記 一人

販賣取締
製造
技手 一人

澎湖出張所 書記 一人

販賣事務澎湖島

高雄出張所 書記 三人

書記三人は基隆に同じ

輸入及販賣事務高雄郡、鳳山郡

花蓮港支局 副事務官 一人、書記 五人、技手 三人

製造五千五百石（米酒千石、糖蜜酒三千五百石、再製酒千石）

販賣花蓮港廳下

支局 長

副事務官 一人
書記 一人

庶務 一人

官有財産管理、購買事務及支拂事務 書記 一人

物品取扱、收入事務及調査 書記 一人

販賣 一人

取締 一人

製造 三人

技手三人は樹林に同じ

臺東出張所 書記 三人、技手 一人

製造三千五百石（米酒五百石、糖蜜酒二千石、再製酒千石）

販賣臺東廳下

職員配置は旗山に同じ

神戸支局 副事務官 一人、書記 二人、技手 二人

内地酒の取扱其の他一般

支局 長

副事務官 一人

庶務 一人

調査 一人

調査 一人

試験 一人

專賣局官制改正は大正十一年三月三十一日勅令第百五十五號を以て公布せられ、專賣局官制第一條掌理事務中に酒類、白糶、紅糶、酒母及醪に關する事務を増加し、第四條職員定員中事務官七名を九人に（二人増）、技師六人を十一人に（五人増）、書記一〇八人を二〇九人に（一〇一人増）、技手五三人を一〇二人（四九人増）に改め、新に副事務官専任六人を新設することゝなれり。

尙ほ同日勅令第百五十六號を以て副事務官の俸給の項を定めたり。

改正官制に依り酒關係職員の任命は財務局稅務官吏中より轉任したるもの大部分を占め、一部は局員中より任命し他の一部は他官廳又は民間等より轉任したるものにして四月及七月に於て夫々所要人員を充たしたり、即ち左の如し。

官署区分	事務官	副事務官	技師	書記	技手	計
局員中ヨリ任命シタルモノ 財務局ヨリ轉任シタルモノ 共ノ他	1	1	1	1	1	5
計	81	65	6	57	28	236

大正十一年十二月末に於ける本局酒課、支局、出張所の酒關係現在職員左の如し。

官署区分	事務官	副事務官	技師	書記	技手	計
本局酒課	1	1	1	1	1	5
臺北支局	1	1	1	1	1	5
基隆出張所	1	1	1	1	1	5
宜蘭出張所	1	1	1	1	1	5
新竹出張所	1	1	1	1	1	5
臺中支局	1	1	1	1	1	5
臺南支局	1	1	1	1	1	5
嘉義出張所	1	1	1	1	1	5
高雄出張所	1	1	1	1	1	5
屏東出張所	1	1	1	1	1	5
恒春出張所	1	1	1	1	1	5
計	11	11	11	11	11	55

官署区分	事務官	副事務官	技師	書記	技手	計
旗山出張所	1	1	1	1	1	5
澎湖出張所	1	1	1	1	1	5
花蓮出張所	1	1	1	1	1	5
臺東出張所	1	1	1	1	1	5
樹林造酒工場	1	1	1	1	1	5
神戶支局	1	1	1	1	1	5
計	6	6	6	6	6	30

臺灣總督府專賣局官制改正 (大正十一年三月三十一日 勅令第百五十五號)

臺灣總督府專賣局官制中左ノ通改正ス
 第一條 第一號中「食鹽及煙草」ヲ「食鹽、煙草及酒類」ニ改メ同條第二號中「樟腦」ノ下ニ「酒類、白糖、紅糖、酒母及醱」ヲ加フ第三條中「七人」ヲ「九人」ニ「六人」ヲ「十一人」ニ「百八人」ヲ「二百九人」ニ「五十三人」ヲ「百二人」ニ「五人」ヲ「三人」ニ改メ「職務監督官專任一人奏任」ノ前ニ「副事務官專任六人奏任」ヲ加フ
 第六條 中「事務官」ヲ「事務官及副事務官」ニ改ム
 第十三條 臺灣總督必要ト認ムル地ニ專賣局ノ支局、出張所又ハ工場ヲ置クコトヲ得
 支局、出張所及工場ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム
 第十四條 中「事務官」ヲ「事務官、副事務官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參 照)

第一章 酒類專賣關係官制改正と專賣官署の設置 第一節 官制改正と職員の配置

臺灣總督府專賣局官制 (明治三十四年五月二十四日勅令第一一六號)

第一條 臺灣總督府專賣局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 樟腦、樟腦油、阿片、食鹽、煙草及酒類ノ收納、購買、賣渡、保管、製造及検査ニ關スル事項
- 二 樟腦、酒類、白糖、紅糖、酒母及醱ノ製造特許及取締ニ關スル事項
- 三 鹽田ニ關スル事項
- 四 煙草ノ耕作及取締ニ關スル事項
- 五 樟樹ノ造林ニ關スル事項

第二條 臺灣總督府專賣局ハ之ヲ臺北ニ置ク

第三條 臺灣總督府專賣局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長	一人	勅任
事務官	專任 九人	奏任
副事務官	專任 六人	奏任
腦務監察官	專任 一人	奏任
技師	專任 十一人	奏任
翻譯官	專任 一人	奏任
書記	專任 二百九人	判任
技手	專任 百二人	判任
通譯	專任 三人	判任

第四條 前條定員ノ外必要ニ應シ俸給定額内ニ於テ技師及技手ヲ置クコトヲ得

第五條 局長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ受ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

局長ハ奏任官ノ功過ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ自ラ之ヲ行フ

第六條 事務官及副事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第七條 腦務監察官ハ上官ノ命ヲ承ケ樟腦ノ生産ニ關スル監督事務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

第九條 翻譯官ハ上官ヲ承ケ翻譯及通譯ノ事務ヲ分掌ス

第十條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス

第十二條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

第十三條 臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ專賣局ノ支局、出張所又ハ工場ヲ置クコトヲ得

支局、出張所及工場ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十四條 支局長ハ事務官、副事務官、技師又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 支局長ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ支局一切ノ事務ヲ掌理ス

附 則

第十六條 本令ハ明治三十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 臺灣總督府製藥所官制、臺灣監務局官制及臺灣樟腦局官制ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス (大正十一年三月三十一日勅令第一五五號改正)

第一章 酒類專賣關係官制改正及專賣官署ノ設置 第一節 官制改正及職員ノ配置

茲に注意を要するは該官制に依れば第一條、第二項の酒類の特許なる字句あることにして、製造特許を掌理する結果を來たしたるも酒類の製造は政府の專賣に屬し製造特許の事實生じ得べからず。蓋し專賣最初の計畫案は一般酒類と酒精とを一括し酒類として專賣令を公布の豫定なりしに、中途酒精に關するものは別に酒精令として公布することゝしたる爲め其間該官制に齟齬を來たしたるものなるが如し。

第二節 臨時職員の設定

酒關係事務を主宰する定時職員は前敘の如く定められたるが、此の外臨時職員として營繕事務に従事する爲め、工場の建設設備完了する迄五箇年間技師、技手の臨時職員を設置することゝしたるが、該勅令は十一年三月三十一日勅令第五百四十四號を以て公布せられ、臨時職員設置制第二條第二號及第三號を改正し、酒類專賣に關する工場其他の建設及設備に従事する者、技師專任一人、技手專任十五人を設置せられたり。

臨時職員ノ配置説明

- 一、技 師 一人
全部の監督及企劃に當る
- 一、技 手 二人
工場十四箇所に配置すべき器具機械合計九十八萬圓の設備を要し建築、竣成の工場に對する配置及据付を爲すべく其の設計、計劃、現場監督に當る。

- 一、技手初年度六人、以降二人
建築の設計に當るものにして初年度は六人、以降二人を以て廳舎、工場、事務所、官舎等の設計に當るものとす。
- 一、技手初年度七人、以降十一人
工場、官舎、廳舎等合計五百八十餘萬圓の建築を爲すに付其の現場監督に當る爲各地に配置すべき人員にして其の工事費及年割配置左の如し。

尙工場完成迄は借上工場に於て操作を爲すの必要ありて初年度には約二十箇所の工場を借上ぐる豫定なり。臨時職員は其の修繕及模様替等をも實施する必要があるものとす。

區 分	工 事 費		繼續年限及平均額		現 場 監 督 定 員 配 置					
	事務所	官 舎	年 數	平均額	一 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年
蒙 北	1,700,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
林 南	1,010,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
宜 竹	1,570,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
新 中	1,570,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
蒙 原	1,900,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
豐 里	1,100,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
埔 南	1,100,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
蒙 義	1,100,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
嘉 東	1,100,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—
屏 東	1,100,000	2,600,000	4	650,000	—	—	—	—	—	—

旗	恒	花	臺	高	澎	基
山	春	港	東	雄	湖	陸
計	計	計	計	計	計	計
101,500	42,200	101,500	101,500	8,100	21,000	80,200
3,400	21,500	8,300	101,500	12,500	3,400	101,500
2,200	10,000	2,200	12,500	2,200	101,500	2,200
2,200	10,000	2,200	12,500	2,200	101,500	2,200
3,400	21,500	8,300	101,500	12,500	3,400	101,500
2,200	10,000	2,200	12,500	2,200	101,500	2,200
2,200	10,000	2,200	12,500	2,200	101,500	2,200

尙ほ酒専賣開始に伴ひ支局出張所の工場及事務所並官舎の建築を要するもの徴収以外に

工場及事務所 十八箇所（神戸ヲ除キ本局共）

二三、四二四坪

官舎三百九十五戸

五、〇八〇坪

合計

二八、五〇四坪

にして之に附滞して工場内に装置すべき機械の設計設備は品質統一生産費の關係上出来得る限り急速に完成するの必要あり、事業開始以來六箇年間に竣功せしむる計畫にて總工事費五百八十八萬餘圓に上り、多きは年割百八十萬圓以上に達す、而して工程の進捗を期するには一箇所年額二十萬圓以上の工程を見る事困難なれば少くとも年々八箇所以上の建築を行はざるべからず、之に要する定員は出来得る限り經常定員より兼任せしむる事とし専任技師及技手を置き設計係監督現場監督を分掌せしめむとす。

設計係に於ては敷地の選定建物の配置機械の選定装置の設計を分掌し監督係に於ては設計の監督並竣功の検査を分擔し、現場監督は現場に在りて建築装置の衝に當るものとす。

定員配置

區	分	技	師	技	手
設計	設計	監督	監督	監督	監督
營機	營機	營機	營機	營機	營機
計	計	計	計	計	計
係	係	係	係	係	係
織	織	織	織	織	織
械	械	械	械	械	械
△	△	△	△	△	△
三	一	一	一	一	一
九	五	六	二	一	七

備考 △印を附したるは兼務とす。

配置定員と官舎建設計畫

本局	局所	配置定員	事務所	副事務所	技師	書記	技手	雇	職	工	守衛	小使
x	x	x	一	x	x	x	x	x	一	三	一	x

	高	澎	恒	旗	屏	嘉	臺	埔	豐	臺	基	新	樹	宜	臺
	雄	湖	春	山	東	義	南	里	原	中	隆	竹	林	關	北
	x														
					x	x				x					x
						x				x		x			x
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

合	神	臺	花
計			選
官	員	戶	東
舍			港
建			
設			
x			
二	三	一	
x			x
五	六	一	
x			
六	六	一	
x		x	x
二〇	二〇	二	三三
x		x	x
興	興	二	三三
x		x	x
六	六	一	三三
x			x
八	二	一	
x		x	x
二五	三	四六	四四
x		x	x
三	四		
x		x	x
二	五		

備考 x印は官舎建設数を示す。

第三節 專賣官署の設置

酒類專賣の實施に伴ふ專賣局官制は大正十一年三月三十一日公布せられ四月一日より實施せらるゝに至りたるを以て、同日府訓令第七十三號を以て專賣局分課規程改正せられ、新に專賣局に酒課を創設すると共に四月十一日府令第九十四號を以て支局、出張所、工場、工場の名稱位置を定め、臺北支局の下に基隆、宜蘭、新竹の出張所を、臺中支局の下に豊原、埔里の出張所を、臺南支局の下に嘉義、高雄、旗山、屏東、恒春、澎湖の出張所を、臺東支局の下に臺東出張所を置くの外、別に神戸支局を設置し製酒工場として樹林製酒工場を置き即ち全島に五支局、十二出張所、一工場を設置し外に造酒場として、支局出張所に附屬せしむる工場十二箇所を設け、夫々酒關係事務を掌理せしむることゝし、茲に酒類專賣官署の機關全く成立するに至れり。

第一款 酒課の新設

酒課は大正十一年三月三十一日府令第七十三號を以て專賣局分課規程の改正に依り設置せられ左の事務を掌理する

こと、なれり。

第八條の二 酒課に於ては左の事務を掌る

- 一、酒類の製造、購入、販賣及保管に関する事項
- 二、製品及材料品の分析及試験に関する事項
- 三、酒類製造用器具、機械其の他の作業用品の保管に関する事項
- 四、酒類工場に関する事項
- 五、酒類、白糶、紅糶、酒母及醪の取締に関する事項
- 六、徴収及交付金に関する事項
- 七、酒類の製造に関する工場其の他の建築及設備の計畫に関する事項

第二款 支局、出張所及工場の設置

専賣局の各支局、出張所及工場の位置は四月十一日府令第九十四號を以て左の通設置せられたり。

名 稱	位 置
臺 北 專 賣 支 局	臺 北 州 臺 北 市
臺 北 專 賣 支 局 基 隆 出 張 所	臺 北 州 基 隆 郡 基 隆 街
臺 北 專 賣 支 局 宜 蘭 出 張 所	臺 北 州 宜 蘭 郡 宜 蘭 街
臺 北 專 賣 支 局 新 竹 出 張 所	新 竹 州 新 竹 郡 新 竹 街
臺 中 專 賣 支 局	臺 中 州 臺 中 市

臺 中 專 賣 支 局 豐 原 出 張 所	臺 中 州 豐 原 郡 豐 原 街
臺 中 專 賣 支 局 埔 里 出 張 所	臺 中 州 能 高 郡 埔 里 街
臺 南 專 賣 支 局	臺 南 州 臺 南 市
臺 南 專 賣 支 局 嘉 義 出 張 所	臺 南 州 嘉 義 郡 嘉 義 街
臺 南 專 賣 支 局 高 雄 出 張 所	高 雄 州 高 雄 郡 高 雄 街
臺 南 專 賣 支 局 旗 山 出 張 所	高 雄 州 旗 山 郡 旗 山 街
臺 南 專 賣 支 局 屏 東 出 張 所	高 雄 州 屏 東 郡 屏 東 街
臺 南 專 賣 支 局 恒 春 出 張 所	高 雄 州 恒 春 郡 恒 春 庄
臺 南 專 賣 支 局 澎 湖 出 張 所	高 雄 州 澎 湖 郡 馬 公 街
花 蓮 港 專 賣 支 局	花 蓮 港 廳 花 蓮 港 街
花 蓮 港 專 賣 支 局 臺 東 出 張 所	臺 東 廳 臺 東 街
臺灣總督府專賣局神戶支局	兵 庫 縣 神 戶 市
臺灣總督府專賣局樹林製酒工場	臺 北 州 海 山 郡 鶯 歌 庄

右府令は更に十月七日府令第五百五十九號を以て改正せられ、從來の各支局出張所を通じて名稱を統一し、猶各支局出張所工場の事務分掌並に委任の事項を規定し之を施行せり。

第四節 酒課及支局、出張所の事務分掌

酒類専賣事務の創始と共に酒課及各支局、出張所の分掌事務は左の如く定められたるが、酒類専賣令實施の七月一

日迄は擧げて準備事務を主掌し、徴收、交付金に關する事項、酒類の製造に關する工場其他の建築、設備計畫に關する事項、販賣計畫に關する事項に集中せらるゝの狀態にありたり。

其の後漸次準備事務の進行するに及び、各支局、出張所、工場事務を統一脈絡あらしむるの要を認め、各官署を一丸とし緩急相融通し事に當ることとし、同年十月二十三日局訓令第九號を以て支局、出張所、工場名稱を統一し事務掌理規程を制定し、事務の簡捷に加ふるに各個間の連絡を圖り、事業の發達に資することとなしたり。

酒課及各支局、出張所の配置と事務分掌

一、本局

本局に酒課を置き營業係、經理係、企劃係、製造係、檢定係を分掌す。

二、支局

支局は臺北、臺中、臺南及花蓮港の四支局とし其の管轄區域は左の通とす。

支局名	區域
臺北	臺北州、新竹州
臺中	臺中州
臺南	臺南州、高雄州
花蓮港	臺東廳、花蓮港廳

支局には庶務係、經理係、營業係及製造係を置き事務を分掌す。

三、出張所

各支局管内を通じ政治上並經濟上の中心たる地方又は古來酒製造に著名なる地に出張所を配置し、製造、販賣に關する事務を分掌せしむ其の名稱及造石數量左表の如し。

支局名	出張所名	分掌	製造酒名別數量							計	管轄區域	
			清酒	米酒	糖蜜酒	蕃薯酒	泡盛	燒酎	高粱酒			再製酒
南 臺	高雄	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	高雄、高雄郡、岡山郡
	澎湖	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	澎湖郡
	彰化	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	彰化郡、彰化縣、彰化市
	屏東	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	屏東郡、屏東縣、屏東市
	嘉義	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	嘉義郡、嘉義縣、嘉義市
	台南	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台南郡、台南縣、台南市
	台中	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台中郡、台中縣、台中市
	南投	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	南投郡、南投縣、南投市
	雲林	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	雲林郡、雲林縣、雲林市
	苗栗	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	苗栗郡、苗栗縣、苗栗市
中 臺	台中	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台中郡、台中縣、台中市
	彰化	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	彰化郡、彰化縣、彰化市
	南投	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	南投郡、南投縣、南投市
	雲林	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	雲林郡、雲林縣、雲林市
	苗栗	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	苗栗郡、苗栗縣、苗栗市
	桃園	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	桃園郡、桃園縣、桃園市
	新竹	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	新竹郡、新竹縣、新竹市
	苗栗	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	苗栗郡、苗栗縣、苗栗市
	桃園	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	桃園郡、桃園縣、桃園市
	新竹	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	新竹郡、新竹縣、新竹市
北 臺	基隆	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	基隆郡、基隆縣、基隆市
	宜蘭	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	宜蘭郡、宜蘭縣、宜蘭市
	花蓮	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	花蓮郡、花蓮縣、花蓮市
	台東	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台東郡、台東縣、台東市
	花蓮	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	花蓮郡、花蓮縣、花蓮市
	台東	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台東郡、台東縣、台東市
	花蓮	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	花蓮郡、花蓮縣、花蓮市
	台東	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台東郡、台東縣、台東市
	花蓮	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	花蓮郡、花蓮縣、花蓮市
	台東	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台東郡、台東縣、台東市
南 臺	高雄	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	高雄郡、高雄縣、高雄市
	澎湖	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	澎湖郡
	彰化	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	彰化郡、彰化縣、彰化市
	屏東	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	屏東郡、屏東縣、屏東市
	嘉義	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	嘉義郡、嘉義縣、嘉義市
	台南	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台南郡、台南縣、台南市
	台中	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	台中郡、台中縣、台中市
	南投	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	南投郡、南投縣、南投市
	雲林	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	雲林郡、雲林縣、雲林市
	苗栗	製造販賣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	苗栗郡、苗栗縣、苗栗市

臺中及林圯埔並兵庫縣神戸に支局を設置し、同日府令第三十二號を以て食鹽事務を取扱はしむる爲、臺北縣基隆、滬尾、油車港、臺中縣後壠、鹿港、臺南縣布袋嘴、北門嶼、臺南、打狗の支局を設置したり。其の後同十月府令第六十四號、三十六年三月府令第二十一號を以て支局設置の改正を爲したり。

明治三十五年十一月勅令第二百五十八號を以て官制改正あり、臺灣總督府民政長官の局長兼任並次長の制を削り、專賣局長一人、勅任又は奏任とし、技師の定員を減し、同日勅令第二百六十一號を以て、臺灣總督府職員官等俸給令中專賣局長の俸給の項を定めたり。此の改正の結果明治三十六年一月八日臺灣總督府訓令第一號を以て分課規定中次長を削除せり。次で同年六月九日臺灣總督府訓令第一百五號を以て分課規定の改正を爲し、局長官房を廢止して庶務課を設置するに至る。

明治三十八年三月律令第一號を以て臺灣煙草專賣規則の制定あり、同年四月一日より施行のこととなりたる爲め之に伴へ同年三月勅令第八十九號を以て官制改正を爲し從來樟腦、樟腦油、阿片及食鹽の事務に關する掌理事項のみならず專賣局の事務中に煙草の收納、購買、賣渡、保管、製造及検査に關する事項、煙草の耕作及取締に關する事項を追加し、書記技手通譯の定員を増加し、同年四月一日府令第二十三號及同年八月府令第六十七號を以て支局名稱區域の改正を爲し同年十一月臺灣總督府訓令第二百三十三號を以て分課規定を改正し、煙草課の新設を見るに至りたり。

明治三十九年八月勅令第二百七號を以て事務官一人の増員あり、次で明治四十二年三月勅令第四十四號を以て官制改正を爲し、專賣局官制創始當時の臨時事務たりし衛生及殖産上試験に關する事務を削除し、技師、翻譯官、書記、技手の員數を減し、同年五月勅令第三百十號を以て翻譯官に關する官等俸給令を改正し、同年十月勅令第二百七十三號を以て事務官、書記、技手、通譯、定員を減し、同月勅令第二百八十三號を以て局長及事務官に關する官等俸給令の項を改正したり。

大正元年九月勅令第二十二號を以て新に樟樹造林の事務を掌理することに至りたる爲、書記、技手の定員を増加し、同年同月勅令第二百八十八號を以て明治三十四年五月勅令第一百八十八號臺灣總督府專賣局事務官特別任用令を廢止したり。

大正二年六月勅令第一百十九號を以て事務官、書記、技手、通譯の定員を減し技師の定員を増加し、次で大正四年二月勅令第二十號を以て書記、技手、通譯の定員を減し、同年七月勅令第三百十號を以て專賣局長の勅任又は奏任資格を勅任に改め書記の定員を増加し、更に大正七年六月勅令第二百四十八號を以て書記及技手の定員を増加したり。

大正八年六月勅令第二百九十九號を以て職務監督官奏任一人を新設し、書記技手の定員を増加し、同月勅令第三百號を以て職務監督官新設の爲高等官俸給令の改正を爲し、更に同月勅令第三百一號を以て職務監督官の特別任用令の公布ありたり。

大正九年五月勅令第五百十九號を以て文官任用令の改正あり、同令第三條の二に依り、製鐵所長官次長、專賣局長官等と共に臺灣總督府專賣局長は特別資格となるに至る。而して同月勅令第六十號を以て從來個々に制定せる奏任文官特別任用令を統一するに當り、職務監督官は此の規定中に包含せられ、同令附則を以て大正八年勅令第三百一號職務監督官特別任用令は廢止するに至れり。

大正九年十一月勅令第五百四十二號を以て事務官、技師、書記、技手の定員を増加し、更に大正十年五月勅令第二百三十七號を以て書記、技手の定員を増加したり。

大正十一年三月勅令第五百五十五號を以て酒類並に酒精專賣に關係ある官制改正あり、之酒專賣に關する最初の官制にして、既に前章に於て説示するが如し、次で同年三月勅令第五百五十六號を以て高等官俸給令を改正し、新設副事務官の俸給の項を定め、同年五月勅令第二百五十二號を以て副事務官の項を奏任文官特別任用令中に追加したり。

樟樹造林に關する事項は別途官制の改正に依り臺灣總督府殖産局の事務に移管の結果、大正十三年十二月勅令第四百三十號を以て臺灣總督府專賣局官制中より削除せられ、同時に翻譯官、腦務監督官、通譯の諸官を廢止し、事務官、副事務官を改めて參事、副參事とし、技師、書記、技手の定員を改正し、同日勅令第四百五十六號を以て高等官俸給令中臺灣總督府專賣局事務官、副事務官、腦務監督官、翻譯官の項を削り、新に參事、副參事の項を定め同日勅令第四百五十八號を以て奏任文官特別任用令中臺灣總督府專賣局副參事の項を加へ、副事務官腦務監督官の項を削除し、仍本令施行の際に限り臺灣總督府專賣局副事務官は臺灣總督府專賣局副參事に任用することを得る旨の規定を爲したり。

大正十五年六月勅令第五百十六號及昭和二年七月勅令第二百四十五號を以て技師、技手の定員を二回に増加し昭和五年八月勅令第五百十八號を以て書記定員の増加をなし、昭和七年八月勅令第二百九號を以て行政機構の改正に依り參事、技師（神戸支局長、鹽務技師）書記、技手の定員を減し、昭和八年六月勅令第六十二號を以て新に麥酒專賣實施に際し副參事一名、技師一名、書記十一名、技手五名を増員し、同九年六月勅令第八十六號を以て製腦事業專賣實施に依り副參事、技師各一名、書記九名、技手二十二名を増員し、昭和十一年十二月勅令第四百五十七號を以て粉砕鹽工場の設置及煙草試驗場設置に要する技手五名を増員し、昭和十三年五月勅令第三百六十五號を以て臺北支局長昇格及庶務課配屬の爲め副參事二名、無水酒精調査に要する爲技師一名、此等事務に従事する書記、技手を通じ十五名を増員し、昭和十三年十二月勅令第七百九十號を以て無水酒精專賣の爲副參事一名、書記、技手を通じ十四名を増員し、昭和十四年十月勅令第六百八十七號を以て板橋酒工場及松山煙草工場創設に依り技師二名、書記、技手を通じ十九名を増員し今日に及び。

分課規定は前敍説示したる如く明治三十八年十一月臺灣總督府訓令第二百三十三號改正後、明治三十九年六月訓令

第二百二十七號同四十一年四月訓令第六十七號を以て部分的改正あり、次で四十二年四月訓令第四十七號を以て檢定課を削り、同年十月訓令第五百十七號を以て經理課を削り其の事務を庶務課に合併したり。

明治四十三年十月訓令第九十一號を以て部分的改正を爲し、同四十五年四月訓令第七十七號を以て腦務課の事務中に官行造林及葉製樟製造に關する事務を加へ、大正元年八月訓令第九號を以て臭油製造事務を腦務課に増加し、大正九年一月訓令第一號を以て新に造林課を設置するに至れり。

大正十一年四月訓令第七十三號を以て分課規定の改正をなし、初めて酒課を新設せられ酒類並酒精專賣に關する廣汎なる事務を取扱ふこととなり、次で大正十三年十二月訓令第四百四號を以て造林課を廢止し、其屬せし樟造林に關する事務は臺灣總督府殖産局に移管し、腦務課及鹽務課を併合して鹽腦課とし、従前兩課に屬せし事務を司掌することとなり、酒課分掌事務に酒精に關する事項を加へ又酒課に屬せし酒類試驗事務は臺灣總督府中央研究所醸造科に移管するに至り、昭和六年九月訓令第五十七號を以て製造課を廢止し、阿片の購入、保管、阿片煙膏及副産物に關する事務は之を庶務課に移管し、同八年八月訓令第六十二號を以て従來各主務課の分掌なりし取締事務を統一庶務課に移管し、九月一日より施行し現在に至る。

大正十三年十二月訓令第四百四號に於て新に酒課に關する事項を加へたるは酒類專賣は酒類、酒精に關する事務を主掌する規定なるに從來酒精の分掌を減却したるに由る。

專賣局直轄並に支局の名稱區域は前敍の如く明治三十六年三月府令第二十一號改正後三十八年四月府令第二十三號を以て改正し、次で同年八月府令第六十號を以て腦務に關する事務の取扱官署たる苗栗、臺中の支局を廢止し、四十二年十一月府令第九十四號を以て直轄支局の名稱を改正し、次で大正元年十月府令第三十二號、大正二年十二月府令第一百五號、大正三年三月府令第十八號、大正九年九月府令第九十號を以て順次改正したり。

以上の改廢ありたる後、大正十一年四月府令第九十四號を以て新に支局出張所及工場の名稱位置を定め、臺北支局の下に基隆、宜蘭、新竹の出張所を置き、臺中支局の下に豐原、埔里の出張所を置き、臺南支局の下に嘉義、高雄、旗山、屏東、恒春、澎湖の出張所を置き、花蓮港支局の下に臺東出張所を置きたる外、神戸支局、臺北煙草工場及樹林製酒工場を設置したり、又同日府令第九十號を以て大正九年九月府令第九十號中臺南支局を安平支局に改め同年十月府令第五十九號を以て臺北支局の下に新に羅東、坪林、南庄、大湖の出張所を、臺中支局の下に新に新社、魚池の出張所を、臺南支局の下に布袋、北門、安平、甲仙の出張所を設置し、樹林製酒工場を樹林酒工場に改め大正九年府令第九十號を廢止したり。

大正十三年十二月府令第九十八號を以て支局出張所及工場の名稱位置を改正し、其の名稱を神戸、臺中、臺南、嘉義、屏東、花蓮港の各支局、基隆、宜蘭、新竹、豐原、埔里、鹿港、布袋、北門、烏樹林、高雄、旗山、恒春、澎湖、臺東の各出張所、臺北煙草工場、臺北酒工場、樹林酒工場及斗六酒工場とし大正十一年府令第九十四號を廢止したり。

昭和二年十二月府令第六十九號を以て豐原、旗山の兩出張所を廢止し、同四年三月府令第十九號を以て恒春出張所を廢止し、昭和七年三月府令第二十二號を以て斗六酒工場廢止の府令を發布し、同年四月一日より施行し、次で昭和七年五月府令第二十六號を以て神戸支局を改めて神戸出張所とする旨發布し、昭和八年八月府令第三百三號を以て臺北支局を開設し、昭和九年六月府令第五十四號を以て其の局の位置に嘉義街、屏東街、新竹街とありたるを嘉義市、屏東市、新竹市に改め、新たに大湖、集々、六龜、玉里の各出張所を追加し、昭和十一年六月府令第四十二號を以て新竹、高雄の兩出張所を各支局に改め、同十二年十月府令第二百二十七號を以て東部行政區域變更の結果、花蓮港支局、臺東、玉里の兩出張所の位置を變更し、同十三年二月府令第十六號を以て基隆、宜蘭の兩出張所を支局に改め、十四

年十月府令第九十九號を以て新に專賣局松山煙草工場（臺北州臺北市）專賣局板橋酒工場（臺北州海山郡板橋街）の二工場を開設したり。

内部事務の掌理に關しては大正十一年十月二十三日專賣局長訓令第九號を以て專賣局の支局、出張所、工場の事務掌理規程を定め、同年十一月一日より之を施行し、大正十三年十二月二十六日訓令第二十號を以て之が改正を爲し、同令附則を以て訓令第九號を廢止し、昭和二年十二月二十四日訓令第十八號、同四年一月二十九日訓令第一號、同年三月十二日訓令第二號、同年三月二十二日訓令第五號、同年五月二十二日訓令第十號、同年七月八日訓令第十三號を以て順次之が改正を爲したり。

其の後昭和六年十二月八日訓令第十四號を以て全部の改正を爲し之を整理したるが、同七年九月二十七日訓令第十九號を以て神戸支局を神戸出張所に、同八年九月一日訓令第十四號を以て臺北支局の掌理規程を定め、同九年七月一日訓令第五號を以て再び全部の改正をなし、同十二月十九日訓令第十四號を以て豐原煙草耕作指導所を臺中煙草試驗場と改め、屏東支局に屏東煙草試驗場を附屬せしめ、豐田村煙草耕作指導所を花蓮港煙草試驗場に改め、十年四月二十二日訓令第七號を以て引渡事務を加へ、十一年六月二十日訓令第十一號を以て従前の訓令及通牒中の新竹、高雄兩出張所を支局に改め、同年九月二十一日訓令第二十二號を以て食鹽に關する事項を改め、十二年五月十一日訓令第十號を以て「別表」の改正を爲し、十四年十月五日訓令第二十四號を以て專賣局の支局、出張所、工場事務掌理規程を支局、出張所、工場、試験場事務掌理規程と改め、松山煙草工場、板橋酒工場及鹽業試験場の事務掌理を新に規定し追加したり。

以上は酒類專賣實施前後の官制改正の沿革と、之に伴ふ各般の梗概を敘述したるものなるが其の詳細は更に後段述ぶる所に就て見るべし。

官制其の他關係事項一覽

年次	勅令番號	摘要
明治三二、六、一八	第一一〇號改正	明治二十九年三月勅令第九八號ヲ以テ、臺灣總督府製藥所官制公布阿片專賣事務開始、三十年五月勅令第六十二號ヲ以テ官制改正
明治三三、三、二三	第五十一號制定	三十一年六月勅令第一一〇號ヲ以テ官制改正
明治三三、六、一〇	第二四六號制定	臺灣總督府鹽務局官制公布、食鹽專賣事務掌理
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣樟腦局官制公布、樟腦油專賣事務掌理
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣樟腦局官制改正
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府專賣局官制公布、(一)樟腦、樟腦油、阿片及食鹽ノ收納購買賣渡保管製造及檢査ニ關スル事項(二)樟腦ノ製造特許及取締、(三)鹽田ニ關スル事項ヲ掌理、仍當分ノ内衛生及殖産上試驗ニ關スル事項ヲ掌理ス。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	定員ハ局長ハ民政長官ノ兼任トシ次長一人、事務官九人、技師七人、翻譯官三人以上、奏任書記一五四人、技手五十一人、通譯四人以上列任トス。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	製藥所官制、鹽務局官制、樟腦局官制廢止
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府專賣局職員官等俸給令公布
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府專賣局事務官特別任用令公布
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府專賣局官等俸給令公布
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府專賣局官制改正、民政長官局長兼任制廢止局長專任一人勅任又ハ奏任トシ次長廢止定員技師七人ヲ六人ニ書記一五四人ヲ百人ニ技手五十一人ヲ四十人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府職員官更俸給令改正專任專賣局長俸給ノ項ヲ定ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正專賣事務開始、定員書記一〇〇人ヲ一八八人ニ技手四〇人ヲ四九人ニ通譯四人ヲ八人ニ改ム。

明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正專賣事務官九人ヲ十人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	衛生及殖産上試驗ニ關スル事項削除、技師六人ヲ四人ニ翻譯官三人ヲ一人ニ書記一八八人ヲ一〇五人ニ技手四九人ヲ三八人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府職員官等俸給令改正翻譯官ノ項改定
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正事務官一〇人ヲ七人ニ書記一〇五人ヲ八九人ニ技手三八人ヲ三三人ニ通譯八人ヲ七人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府職員官等俸給令改正專賣局長ノ項、專賣局事務官ノ官等俸給ノ項改定
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	臺灣總督府專賣局事務官特別任用令廢止
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	高等官俸給令改正
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	判任官俸給令改正
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	文武判任官等級令改正
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正樟腦製造林ニ關スル事務增加、定員中書記八九人ヲ九三人ニ技手三二人ヲ三八人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正事務官七人ヲ六人ニ技師四人ヲ五人ニ書記九三人ヲ八四人ニ技手三八人ヲ三六人ニ通譯七人ヲ六人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	文官任用令改正
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正書記八四人ヲ七九人ニ技手三六人ヲ三四人ニ通譯六人ヲ五人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正專賣局長ノ項勅任又ハ奏任ヲ勅任トシ書記七九人ヲ八二人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	文官任用令改正
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正書記八二人ヲ八七人ニ技手三四人ヲ三五人ニ改ム
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	官制改正事務官六人ヲ奏任ノ次ニ職務監督官專任一人奏任ヲ加ヘ書記八七人ヲ八八人ニ技手三五人ヲ三八人ニ改ム。
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	職務監督官ハ樟腦ノ生産ニ關スル監督事務ヲ掌ル
明治三三、七、二三	第三〇三號改正	高等官俸給令中職務監督官俸給ノ項ヲ加フ。

八、六、一八	第三〇一號改正	臺灣總督府專賣局職務監督官特別任用令公布
九、五、一五	第一五九號改正	文官任用令第三條ノ二トシテ臺灣總督府專賣局長ノ特別任用制ヲ定ム。
九、五、一五	第六〇號改正	委任文官特別任用令公布臺灣總督府專賣局職務監督官特別任用制ヲ定メ、單行特別任用令ヲ廢止ス。
九、一、一九	第五四二號改正	官制改正事務官六人ヲ七人ニ、技師五人ヲ六人ニ、書記八人ヲ九人ニ、技師三人ヲ四人ニ改ム。
一〇、五、二七	第三三七號改正	官制改正書記九人ヲ一〇人ニ、技師四人ヲ五人ニ改ム。
大正一、三、三一	第一五五號改正	官制改正酒類、白糖、紅糖、酒母及醱ニ關スル事務ヲ增加ス。副事務官專任六人奏任新設。事務官七人ヲ九人ニ、技師六人ヲ一人ニ、書記一〇人ヲ九人ニ、技師五人ヲ一人ニ、通譯五人ヲ三人ニ改ム。高等官俸給令中臺灣總督府專賣局副事務官ノ項ヲ定ム。
一、三、三一	第一五六號改正	委任文官特別任用令中臺灣總督府專賣局副事務官ノ項ヲ加フ。
一、五、三	第二五二號改正	官制改正第一條五號權限ノ普林ニ關スル事項削除。事務官、翻譯官、副事務官、職務監督官、通譯ノ諸官廢止。
一、二、二五	第四三〇號改正	定員局長勅任、參事專任六人奏任、副參事專任四人奏任、技師專任七人奏任、書記一六四人判任トナル。高等官俸給令改正臺灣總督府專賣局事務官、副事務官、職務監督官、翻譯官ノ項ヲ削リ新ニ參事、副參事ノ項ヲ定ム。
一、二、二五	第四五六號改正	委任文官特別任用令改正臺灣總督府專賣局副參事ノ項ヲ加ヘ副事務官、職務監督官ノ項ヲ削ル。
一、三、二、二五	第四五八號改正	官制改正技師七人ヲ八人ニ、技師六人ヲ六人ニ改ム。
一、五、六、九	第一五六號改正	官制改正技師八人ヲ二人ニ、技師六人ヲ七人ニ改メ從來定員以外俸給定額内ニ於テ技師技手ヲ置クコトヲ得ルコトトナル。
昭和二、七、二八	第二四〇號改正	第四條削除セラル。
五、八、三三	第一五八號改正	官制改正書記一六四人ヲ一七四人ニ改ム。
七、八、三	第三〇九號改正	官制改正參事專任六人ヲ五人ニ、技師專任十二人ヲ十一人ニ、書記專任一七四人ヲ一六二人ニ、技師專任七人ヲ七五人ニ改ム。
八、六、二〇	第一六二號改正	官制改正副參事四人ヲ五人ニ、技師十一人ヲ十二人ニ、書記百六十二人ヲ百七十三人ニ、技師七五人ヲ八十八人ニ改ム。

九、六、二二	第一八六號改正	ニ改ム。 官制改正副參事五人ヲ六人ニ、技師十二人ヲ十三人ニ、書記百七十三人ヲ百八十二人ニ、技師八十人ヲ百二人ニ改ム。
一、一、二、二六	第四五七號改正	官制改正技師百二人ヲ百七十八人ニ改ム。
一、三、五、一七	第三四六號改正	官制改正副參事六人ヲ八人ニ、技師十三人ヲ十四人ニ、書記百八十二人ヲ百八十九人ニ、技師百七人ヲ百十五人ニ改ム。
一、三、一、二、二三	第七九〇號改正	官制改正副參事八人ヲ九人ニ、書記百八十九人ヲ百九十六人ニ、技師百十五人ヲ百二十二二人ニ改ム。
一、四、一〇、三	第六八七號改正	官制改正技師十四人ヲ十六人ニ、書記百九十六人ヲ二百二人ニ、技師百二十二二人ヲ百三十五人ニ改ム。

第一款 臺灣總督府製藥所

臺灣に於ける阿片問題處理の根本方針決し、阿片專賣を實施せんとし、政府は明治二十九年三月勅令第九十八號を以て臺灣總督府製藥所官制を制定公布し、同年四月一日より實施したるが右に依れば臺灣總督府製藥所は臺灣總督府の管理に屬し製藥に關する事務を掌理するものとしてたり。茲に製藥に關する事務とは即ち阿片の製造、販賣に關する事務の謂なり、其の後明治三十年五月勅令第六十二號を以て官制全部を改正し、專任の所長及事務官を置き、同年十月勅令第三百六十五號を以て其の指揮權を臺灣總督に移し、三十一年六月再官制全部の改正を爲したるが之即ち專賣局創立當時の官制にして明治三十四年六月同所廢止の時に及びたり。

右製藥所官制の定むる所に依れば同所に所長一人（技師を以て之に充つ）、技師（專任二人奏任）、技手（專任五人判任）屬（十五人判任）、通譯（四人判任）の職員を置くものとしてたり。

臺灣總督府製藥所官制

勅令第百十號 (明治三十一年六月十八日)

- 第一條 臺灣總督府製藥所ハ臺灣總督府ノ管理ニ屬シ製藥ニ關スル事務ヲ掌理ス
- 第二條 臺灣總督府製藥所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長、技師、技手、局、通譯
- 第三條 所長ハ一人奏任トス臺灣總督ノ命ヲ承ケ所内一切ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
- 第四條 技師ハ專任二人奏任トス所長ノ指揮ヲ承ケ阿片其ノ他ノ製煉分析等ニ關スル事ヲ掌ル
- 第五條 技手ハ專任五人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第六條 局ハ十五人判任トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス
- 第七條 通譯ハ四人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

附 則

本令ハ明治三十一年六月二十日ヨリ施行ス

第二款 臺灣鹽務局

明治三十二年食鹽專賣の議決するや同年三月勅令第五十一號を以て臺灣鹽務局官制公布せられ、臺灣鹽務局は臺灣總督の管理に屬し食鹽の收納、賣渡、検査其の他食鹽專賣に關する一切の事務を掌理するものとしたるが、右官制の定むる所に依り同年四月一日府令第二十四號を以て左の臺灣鹽務局の名稱、位置及管轄區域を定めたり(括弧内は位置)。

臺北鹽務局 (臺北縣)	新竹鹽務局 (新竹縣)	臺中鹽務局 (臺中縣)
淡水鹽務局 (臺北縣)	後埔鹽務局 (後埔縣)	鹿港鹽務局 (鹿港縣)
基隆鹽務局 (基隆縣)	大甲鹽務局 (大甲縣)	埔里社鹽務局 (埔里社縣)
雲林鹽務局 (雲林縣)	臺南鹽務局 (臺南縣)	宜蘭鹽務局 (宜蘭縣)
嘉義鹽務局 (嘉義縣)	打狗鹽務局 (打狗縣)	臺東鹽務局 (臺東縣)
布袋嘴鹽務局 (布袋嘴縣)	鳳山鹽務局 (鳳山縣)	澎湖鹽務局 (澎湖縣)
北門嶼鹽務局 (北門嶼縣)	恒春鹽務局 (恒春縣)	

然るに同年四月二十六日に至り府令第三十三號を以て之を改正し、前記二十鹽務局の内臺北、大甲、臺中、埔里、雲林、嘉義、鳳山、恒春、宜蘭、臺東、澎湖の十一局を廢止して基隆、淡水、新竹、後埔、鹿港、布袋嘴、北門嶼、臺南、打狗の九局と爲すと共に其管轄區域を定めたり。翌三十三年五月二十七日に至り府令第四十九號を以て鹽務局の名稱、位置及管轄區域を改正せしが右は管轄區域の改正に止まり名稱及位置に就ては従前と變更なく、次で同年十一月府令第五十一號を以て更に管轄區域の一部に變更を加へ以て明治三十四年六月鹽務局廢止の時に及びたり。明治三十二年勅令第五十一號に依れば職員は局長(各局に一人、事務官又は局を以て之に充つ)事務官(各局を通じて專任二人奏任)、局(各局を通じて專任八十四人判任)の各職員を置くものとし、且臺灣總督は必要に應じ右定員以外に豫算定額内に於て技師及技手を置くことを得るものとせり。

臺灣鹽務局官制

勅令第五十一號 (明治三十二年三月十三日)

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六五九

第一條 臺灣鹽務局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ食鹽ノ收納賣渡検査其ノ他食鹽專賣ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

第二條 臺灣鹽務局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長、事務官、屬

第三條 局長ハ各局一人事務官ヲ以テ之ニ充ツ事務官ヲ置カサル局ニ於テハ屬ヲ以テ之ニ充ツ

局長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

事務官ハ委任トス各局ヲ通シテ專任二人ヲ以テ定員トス

第四條 屬ハ判任トシ各局ヲ通シテ專任八十四人ヲ以テ定員トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第五條 臺灣總督府ハ前二條定員ノ外須要ニ應ジ俸給定額内ニ於テ臺灣鹽務局ニ技師及技手ヲ置クコトヲ得

第六條 技師ハ委任トス局長ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ヲ掌ル

第七條 技手ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ニ従フ

第八條 臺灣鹽務局ノ名稱位置及其ノ管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

註 本官制は明治三十二年三月勅令第五十一號を以て制定せられ同三十四年五月專賣局創設當時に及ぶ

第三款 臺灣樟腦局

明治三十二年樟腦專賣の議決するや、同年六月十日勅令第二百四十六號を以て臺灣樟腦局官制を制定したり、之に依れば臺灣樟腦局は臺灣總督の管理に屬し、樟腦及樟腦油の收納、賣渡、検査及製造に關する事務を掌理するものとす。次で翌三十三年七月に至り訓令第二百十八號を以て同局の事務分掌に就て規定し、臺灣樟腦局に局長官房、專賣課。

製造課及會計課を置き、夫々事務を分掌せしめたり。而して右勅令臺灣樟腦局官制の定むる所に依り同年六月二十三日府令第五十一號を以て臺灣樟腦局の名稱位置及管轄區域を定めしが其の名稱位置左の如し(括弧内は位置)。

- 臺北樟腦局(臺北縣)
- 苗栗樟腦局(苗栗縣)
- 林圯埔樟腦局(彰化縣)
- 新竹樟腦局(新竹縣)
- 臺中樟腦局(臺中縣)
- 羅東樟腦局(宜蘭縣)

然るに右設置以後の實績に徴するに臺北以外の各局に於て收納若し製造したる樟腦は之を悉く臺北樟腦局に轉送して調理に附し其の關係は恰も本局、支局の觀あるに拘らず各獨立の局と爲すは腦政上却つて統一を缺き不便尠からざるを以て翌三十三年七月二十四日府令第五十六號を以て之を改正し、臺灣樟腦局は臺北一局と爲し、臺北以外の從來の各樟腦局は何れも臺灣樟腦局の支局となし以て翌三十四年六月樟腦局廢止の時に及べり。右樟腦局官制に依れば各樟腦局を通じて局長(各局に一人事務官又は技師若しくは書記を以て之に充つ)、事務官(專任一人奏任)、書記(專任七十七人判任)の各職員を置くものとす、且臺灣總督は必要に應じ右の外豫算定額内に於て臺灣樟腦局に技師及技手を置くことを得るものとせり、然るに翌三十三年七月臺灣樟腦局を一局と爲し、臺北以外の局を其支局と爲せしに伴ひ勅令第三百二號を以て官制中に改正を加へ、臺灣樟腦局の職員を局長(一人)、事務官(專任三人奏任)、技師(專任二人奏任)、書記(專任六十九人判任)、技手(專任三十五人判任)と爲し且臺灣總督は右の外必要に應じて豫算定額内に於て技師及技手を置くことを得るものとせり。

臺灣樟腦局官制

勅令第二百四十六號(明治三十二年六月十日)

第一條 臺灣樟腦局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ樟腦及樟腦油ノ收納賣渡検査及製造ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二章 專賣局官制及專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制上其の關係規定變遷の概要 六六一

第三編 創業施設

第二條 各樟腦局ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

事務官	專任	一人	奏任
書記	專任	七十七人	判任

第三條 各局ニ局長一人ヲ置キ事務官ヲ以テ之ニ充ツ事務官ヲ置カサル局ニ於テハ技師又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ局長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第五條 臺灣總督ハ第二條定員ノ外須要ニ應シ依給定額内ニ於テ臺灣樟腦局ニ技師及技手ヲ置ク

第六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ヲ掌ル

第七條 技手ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ニ従フ

第八條 臺灣樟腦局ノ名稱位置及其ノ管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

右官制は明治三十三年七月十三日全部改正せられたるが其の全文左の如し。

勅令第三百二號 (明治三十三年七月十三日)

第一條 臺灣樟腦局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ樟腦及樟腦油ノ收納渡檢査及製造ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二條 臺灣樟腦局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長	一人	
事務官	專任三人	奏任
技師	專任二人	奏任
書記	專任六十九人	判任
技手	專任三十五人	判任

第三條 局長ハ臺灣總督府勅任官ヲ以テ之ニ充ツ

局長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ受ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

局長ハ奏任官ノ進退ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ行フ

第四條 事務官ハ上官ノ命ヲ受ケ局務ヲ分掌ス

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ受ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ受ケ技術ニ従事ス

第八條 臺灣總督ハ第二條定員ノ外須要ニ應シ豫算定額内ニ於テ技師及技手ヲ置クコトヲ得

第九條 臺灣總督ハ必要ニ應シ地方ニ支局ヲ置キ局中ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十條 支局長ハ事務官技師又ハ書記ヲ以テ以テ之ニ充ツ

支局長ハ局長ノ指揮ヲ承ケ支局ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 支局ノ名稱位置及其ノ管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第四款 臺灣總督府專賣局

曩に述べたるが如く、臺灣に於ける專賣事業は當初阿片、食鹽及樟腦等何れも夫々獨立の機關に依り之を經營し來りたるも、斯の如きは相互の事務の間に統一を缺くのみならず、徒に多額の經費を要する弊なしとせず、此等各專賣事業を統一し單獨の機關に依り綜合的經營を爲すこととし、明治三十四年五月二十三日勅令第百十六號を以て臺灣總督府專賣局官制を制定公布し、同年六月一日より之を實施し、之と同時に從來の臺灣總督府製藥所官制、臺灣鹽務局官制及臺灣樟腦局官制を廢止したるが之が沿革及變遷に就きては既に官制の部に於て述べたる所にして之が重複を避

け茲には當時公布したる專賣局官制及現行官制を掲ぐべし。

臺灣總督府專賣局官制

勅令第百十六號 (明治三十四年五月二十三日)

- 第一條 臺灣總督府專賣局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 樟腦、樟腦油、阿片及食鹽ノ收納、購買、賣渡、保管製造及検査ニ關スル事項
 - 二 樟腦ノ製造特許及取締ニ關スル事項
 - 三 鹽田ニ關スル事項

臺灣總督府專賣局ハ當分ノ内衛生及殖産上試験ニ關スル事項ヲ兼掌ス

第二條 臺灣總督府專賣局ハ之ヲ臺北ニ置ク

第三條 臺灣總督府專賣局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長	一人	奏任
次長	九人	奏任
事務官	七人	奏任
技師	三人	奏任
翻譯官	五十四人	判任
書記	五十一人	判任
技手	四人	判任
通譯		

第四條 前條定員ノ外必要ニ應シ俸給定額内ニ於テ技師及技手ヲ置クコトヲ得

第五條 局長ハ臺灣總督府民政長官ヲ以テ之ニ充ツ臺灣總督ノ指揮監督ヲ受ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

局長ハ奏任官ノ進退ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ自ラ之ヲ行フ

第六條 次長ハ局長ノ事務ヲ輔ケ局長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

第七條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

第九條 翻譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通譯ノ事務ヲ分掌ス

第十條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ従事ス

第十二條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第十三條 臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ支局ヲ置クコトヲ得

第十四條 支局長ハ事務官技師又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 支局長ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ支局一切ノ事務ヲ掌理ス

附 則

第十六條 本令ハ明治三十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 臺灣總督府製藥所官制臺灣鹽務局官制及臺灣樟腦局官制ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

臺灣總督府專賣局官制

(現 行)

勅令第百十六號 (明治三十四年五月二十四日)

第二章 專賣局官制及專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六六五

年次	府訓令番號	摘	要
明治三四、六、一	第一八一號制定	局長官房、經理課、檢定課、製藥課、腦務課、鹽務課、監査課ヲ置ク。	
〃 三六、一、八	第一號改正	官制改正ノ結果次長削除。	
〃 三六、六、九	第一一五號全改	局長官房ヲ廢シ、庶務課ヲ設ケ、監査課ヲ廢シ其ノ事務ヲ製藥課、腦務課、鹽務課ニ分掌ス。	
〃 三八、一、二八	第三三三號改正	分課改定庶務課、經理課、製藥課、腦務課、鹽務課、煙草課、檢定課設置。同時ニ三六、六、九創第一一五號廢止。	
〃 三九、六、一五	第二二七號改正	第五條第七號中「煙草製藥課」ヲ創リ第八條第五號中「保管」ヲ加フ。	
〃 四一、四、三四	第六七號改正	第八條中「煙草ノ製造及試験ニ關スル事項」ヲ加フ。	
〃 四二、四、一	第四七號改正	第一條中檢定課ヲ創リ第九條削除。	
〃 四二、一〇、二五	第一五七號改正	第一條中經理課ヲ創リ第二條及第四條ヲ削除シ庶務課ニ合併シテ第三條庶務課分掌事務ヲ左ノ通改正ス 「一、職員ノ進退、授密、統計其ノ他他課ノ主管ニ屬セザル事項、二、會計及諸收入ニ關スル事項」第九條ヲ左ノ通増設ス「第九條各課ニ長ヲ置キ事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ。課長ハ上官ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ掌理ス。	
〃 四三、一〇、一	第一九一號改正	第五條中「第二、三、七號」及第六條中「第五、七、八號」ヲ改正シ第八條ニ左ノ二號ヲ加フ「七、煙草製造ニ關スル事項、八、煙草製糖機ニ關スル事項」。	
〃 四五、四、六	第七七號改正	第六條中左ノ一號ヲ加ヘ「九、官行樟樹造林及葉製樟腦製造ニ關スル事項」第八條中「三號」ヲ創リ「第七號」ヲ改正シ「第九、十號」ヲ加フ。	
大正 元、八、一五	第九號改正	第五條第二號中「樟腦製糖」ノ下ニ「及臭油製造」ヲ加フ。	
〃 九、一、二三	第一號改正	第一條中「腦務課」ノ下ニ「造林課」ヲ加フ第六條中第九號ヲ創ル、第六條ノ二造林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル「一、官行樟樹造林地ノ調査選定及植林ニ關スル事項、二、樟樹造林ニ關スル經濟調査事項、三、葉製樟腦製造ニ關スル事項」。	
〃 一一、四、一	第七三號改正	第一條中「煙草課」ノ下ニ「及酒課」ヲ加ヘ第八條ノ二酒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル「一、酒類ノ製造、	

〃 一一、二、二五	第一〇四號改正	購入、販賣及保管ニ關スル事項、二、製品及材料品ノ分析及試験ニ關スル事項、三、酒類製造用器具、機械其他ノ作業用品ノ保管ニ關スル事項、四、酒類工場ニ關スル事項、五、酒類、白糖、紅糖、酒母及醱ノ販賣ニ關スル事項、六、徵收及交付金ニ關スル事項、七、酒類ノ製造ニ關スル工場其ノ他ノ建築及設備ノ計畫ニ關スル事項」ヲ加フ。
昭和 六、九、一七	第五七號改正	第一條中造林課ヲ廢シ其ノ課ニ屬セシ樟樹造林ニ關スル事務ハ總督府殖産局ニ移管シ腦務課及鹽務課ヲ併合シテ鹽務課トシ從前兩課ニ屬セシ事務ヲ掌ル。酒課ニ屬セシ酒類試驗事務ハ臺灣總督府中央研究所醸造科ニ移管シ同日府令第九十八號ニ依リ臺北專賣支局廢止ニ伴ヒ酒造事務ハ臺北酒工場ニ移シ煙草酒ノ販賣事務ハ各支務課ニ分屬ス。
〃 八、八、三〇	第六二號改正	第二條ニ三號ヲ加ヘ第六條中第一號「酒類」ノ下ニ「及酒精」ヲ加ヘ、第四條第三號中「並ニ販賣」第五條中「並ニ取締」第五條中第四號及第六條中第四號第七號ヲ創ル。

臺灣總督府專賣局分課規程

訓令第八十一號 (明治三十四年六月一日)

- 第一條 臺灣總督府專賣局ニ局長官房、經理課、檢定課、製藥課、腦務課、鹽務課、監査課ヲ置ク
- 第二條 局長官房ニ主事各課ニ長ヲ置キ高等官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 課長及主事ハ局長又ハ次長ノ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ掌理ス
- 第四條 局長官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 局長ノ官印及局印ノ保管ニ關スル事項
 - 二 官吏ノ進退身分ニ關スル事項

第二章 專賣局官制及專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六六九

- 三 機密ニ關スル事項
 - 四 文書ノ發受ニ關スル事項
 - 五 文書ノ編纂保存ニ關スル事項
 - 六 統計報告ニ關スル事項
 - 七 他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 第五條 經理課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一 歲計ノ計理ニ關スル事項
 - 二 出納官吏ノ監督及身元保證ニ關スル事項
 - 三 經費ノ支拂ニ關スル事項
 - 四 諸收入ニ關スル事項
 - 五 官有財産及物品ニ關スル事項
 - 六 局中一般ノ取締ニ關スル事項
- 第六條 檢定課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 原料及製品ノ試験ニ關スル事項
 - 二 衛生及殖産上ノ試験ニ關スル事項
 - 三 試験室ニ關スル事項
 - 四 檢定課内ニ於ケル庶務ニ關スル事項
- 第七條 製藥課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 阿片其ノ他藥品原料ノ買入ニ關スル事項

- 二 阿片煙膏ノ製造ニ關スル事項
 - 三 阿片原料及阿片煙膏等ノ荷造保管及分配ニ關スル事項
- 第八條 腦務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 樟腦及樟腦油ノ收納ニ關スル事項
 - 二 樟腦樟腦油ノ收納ニ關スル事項
 - 三 樟腦樟腦油及副産物ノ荷造保管及運搬ニ關スル事項
 - 四 樟木調査ニ關スル事項
 - 五 樟腦及樟腦油製造ノ特許並樟木拂下ニ關スル事項
 - 六 樟腦樟腦油及副産物ノ賣渡ニ關スル事項
- 第九條 鹽務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 食鹽ノ收納ニ關スル事項
 - 二 食鹽ノ荷造保管及運搬ニ關スル事項
 - 三 鹽田調査ニ關スル事項
 - 四 鹽田開設ノ特許ニ關スル事項
 - 五 鹽田開設ノ補助費ニ關スル事項
 - 六 食鹽ノ賣渡ニ關スル事項
- 第十條 監査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 樟腦阿片食鹽ノ密製造密輸出入ノ監視ニ關スル事項
 - 二 製腦地ノ整備ニ關スル事項

臺灣總督府專賣局分課規程

(現行)

第一條 臺灣總督府專賣局ニ庶務課、鹽課、煙草課、及酒課ヲ置ク

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 職員ノ進退及機密ニ關スル事項
- 二 文書、統計、調査及報告ニ關スル事項
- 三 會計及諸收入ニ關スル事項
- 四 共済組合ニ關スル事項
- 五 阿片ノ購入保管及取締ニ關スル事項
- 六 阿片煙膏及副産物ノ製造賣渡並ニ藥用阿片ノ賣渡ニ關スル事項
- 七 食鹽、粗製樟腦、樟腦油、煙草、酒精、白糖、紅糖、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項
- 八 民營酒精工場ノ許可及検査ニ關スル事項
- 九 他課ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 削除

第四條 鹽課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 食鹽、粗製樟腦、樟腦、樟腦油、及副産物ノ製造並ニ樟腦油再製ニ關スル事項
- 二 食鹽、樟腦、樟腦油及副産物ノ保管並ニ賣渡ニ關スル事項
- 三 食鹽、粗製樟腦及樟腦油ノ收納ニ關スル事項
- 四 粗製樟腦、樟腦油製造用ノ林産物取締保護及拂下ニ關スル事項
- 五 鹽田ノ開設ノ許可及取締ニ關スル事項
- 六 鹽田ノ開設及修理ノ補助ニ關スル事項

第五條 煙草課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 煙草ノ耕作ニ關スル事項
- 二 煙草ノ收納及運搬ニ關スル事項
- 三 煙草、葉煙草ノ購入保管並ニ販賣ニ關スル事項
- 四 煙草製造及試製ニ關スル事項
- 五 煙草製造及試製材料諸品ノ保管ニ關スル事項
- 六 煙草工場及倉庫ニ關スル事項

第六條 酒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 酒類及酒精ノ製造購入、販賣及保管ニ關スル事項
 - 二 酒類製造用原料及材料諸品ノ保管ニ關スル事項
 - 三 酒類工場及倉庫ニ關スル事項
 - 四 徵收及交付金ニ關スル事項
 - 五 酒類ノ製造ニ關スル工場共ノ他ノ建築及設備ノ計畫ニ關スル事項
- 第七條 各課ニ課長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ上官ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ昭和八年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

第六款 專賣局支局、出張所、工場の名稱、位置

專賣局支局、出張所、工場の名稱、位置は明治三十四年六月臺灣總督府專賣局官制第十三條に依り樟腦及樟腦油專

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第二節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六七三

賣の事務を取扱はしむる爲め地方に支局を設置したるに始まり、爾來幾多の改廢あり、大正十一年酒專賣實施せらるゝに當り臺灣總督府專賣局官制改正並分課規程改正の結果、本局に酒課の新設せらるゝと共に、大正十一年四月十一日臺灣總督府令第九十四號を以て臺灣總督府專賣局の支局、出張所及工場の名稱及位置を改定したるが、臺北煙草工場を除き酒關係事務を掌理することとなりたり。次で同年十一月に於ては酒專賣實施に伴へ專賣官署の統一を必要とし即ち專賣局は從來所謂四專賣なりしが、五專賣となる如く以前に於ても漸次事業を擴張し來たり、同時に官署も必要に應じ之を設置し、次で便宜の廢合を加へ來りたるが未だ充分なる統一を見るに至らざりしなり。然るに酒專賣の實施により更に各地に支局、出張所、工場を配置せる爲め同一の地域に數多の專賣官署對立する結果となり、兎角統一を缺きたるが酒專賣なる大事業を完成する爲には却て統一の爲め事務の紛雜を來すこととなるの懸念ありたるを以て、創業事務の一段落を告ぐるまで從前通りを以て進むこととし來りしなり。當時の狀況は基隆に於ては臺北支局の出張所に於て酒事務を扱ひ、從來の出張所に於て煙草、鹽、樟腦を取扱ふなど、同一地内に二官署の配置ありたる、臺中、嘉義に於ては出張所は州廳、郡役所内にありて煙草の耕作を扱ひ、支局は酒事務を扱ふの状態なり、更に臺南に於ては煙草出張所あり、又安平には鹽務の出張所あり、新に酒の支局の置かれたる有様なりき。加之山地各地には樟林作業所あり、沿岸には鹽務關係の支局、出張所あり、煙草耕作指導所ありたり。茲に於て曩に先づこれ等の中煙草販賣事務を各支局、出張所に移し從來本局と臺南支局に於て扱ひたりし煙草販賣事務を基隆、臺北、臺中、埔里、嘉義、臺南、高雄、澎湖、及花蓮港の各官署に於て取扱ふこととし、賣捌及小賣業務と密接なる關係を保つことを得せしめ、九月一日以來實行したりしが、茲に更に專賣の分掌事務の殆んど全部に互り官署の系統を統一することとなしたり。

又大正十一年十月七日府令第五百九十九號を以て、樹林製酒工場を樹林造酒工場と改め、大正十三年十二月二十五日

府令第九十八號を以て支局出張所及工場の名稱位置を改正し、其の結果臺北專賣支局を廢止し、工場として新に臺北酒工場、斗六酒工場を新設し樹林造酒工場は樹林酒工場と改稱するに至る、其の後交通の利便となるに連れ官署の集中を圖らんとし、昭和二年十二月二十四日府令第六十九號を以て豐原及旗山の兩出張所を削り更に昭和四年三月十九日府令第十九號を以て恒春出張所を廢止し、昭和七年三月三十日府令第二十二號を以て斗六酒工場を廢止し、同年五月二十二日府令第二十六號を以て神戸支局を神戸出張所と改め、昭和八年八月三十日府令第三百三號を以て事務の膨脹の爲め臺北支局を設け、九月一日より施行し、昭和九年六月二十九日府令第五十四號を以て嘉義、屏東の支局新竹出張所の位置、街を市に改め昭和十一年一月十七日府令第四十二號を以て新竹、高雄の兩出張所を支局に改め、昭和十二年十月六日府令第二百二十七號を以て花蓮港支局、臺東出張所の位置を改正し、昭和十三年二月二十二日基隆、宜蘭の兩出張所を支局に改め、昭和十四年十月五日府令第九十九號を以て新に板橋酒工場を新設し現在に至る。

支局、出張所、工場、名稱、位置沿革

年次	府令番號	摘	要
明治三十四、六、一	第三三號制定	新竹、苗栗、臺中、林圯埔、神戸、各支局設置	
〃 三四、六、一	第三三號制定	基隆、淡水、油車港、後埔、鹿港、北門嶼、臺南、打狗、各支局設置	
〃 三四、一〇、一	第六四號改正	三十四年六月府令第三三號改正	
〃 三六、三、三一	第二二號改正	三十四年六月府令第三三號改正	
〃 三八、四、一	第二三號改正	三十六年三月府令第二二號改正	
〃 三八、八、一〇	第六〇號改正	三十四年六月府令第六四號改正苗栗、臺中支局廢止	
〃 四二、一、一八	第九四號改正	三十八年四月府令第二三號中直轄、油車港、鹿港、布袋嘴、北門嶼、臺南、打狗、各支局管轄區域改正	
大正 元、一〇、三〇	第三二號改正	四十二年十一月府令第九四號中布袋嘴支局ノ管轄區域改正	

〃 二、二、一七	第一〇五號改正	四十二年十一月府令第九四號中直轄及北門、臺南、打狗支局ノ管轄區域改正
〃 三、三、二九	第一八號改正	四十二年十一月府令第九四號中打狗支局ノ島嶼支局ニ改ム。
〃 九、九、一	第九〇號改正	四十二年十一月府令第九四號中直轄及支局名稱、管轄區域改正
〃 一、四、一	第九四號改正	三十四年十月府令第六四號廢止、新ニ支局、出張所、工場ノ名稱位置區域ヲ定ム、三十四年六月府令第三三號ハ仍其ノ效力ヲ有ス。
大正二、四、一一	第九五號改正	臺北支局ノ下ニ基隆、宜蘭、新竹ノ出張所ヲ置キ臺中支局ノ下ニ豐原、埔里ノ出張所ヲ置キ、臺南支局ノ下ニ嘉義、高雄、旗山、屏東、恒春、澎湖ノ出張所ヲ置キ、花蓮港支局ノ下ニ臺東出張所ヲ置キタル外神戶支局、臺北樟草工場、樹林製酒工場ヲ設置ス。
〃 一、一〇、七	第一五九號改正	大正九年九月府令第九〇號廢止、安平支局ニ改ム。
〃 一三、一三、二五	第九八號改正	大正十一年府令第九四號廢止 支局、出張所、工場ノ名稱、位置ヲ改正ス其ノ名稱次ノ如シ。 神戶、臺中、臺南、嘉義、屏東、花蓮港ノ各支局、基隆、宜蘭、新竹、豐原、埔里、鹿港、布袋、北門、烏樹林、高雄、旗山、恒春、澎湖、臺東ノ各出張所、臺北樟草工場、臺北酒工場、樹林酒工場、斗六酒工場トス。 大正十一年府令第九四號廢止 大正十三年府令第九八號中改正豐原、旗山ノ出張所廢止（之カ事務ハ豐原ハ臺中支局ニ旗山ハ屏東支局ニ移管ス） 大正十三年府令第九八號中改正 斗六工場廢止（之カ事務ハ嘉義支局ニ移管ス）
昭和 二、二、二四	第六九號改正	大正十三年府令第九八號中改正恒春出張所廢止（之カ事務ハ屏東支局ニ移管ス）
〃 四、三、一九	第一九號改正	大正十三年府令第九八號中改正
〃 七、三、三〇	第二三號改正	大正十三年府令第九八號中改正

〃 七、五、三三	第二六號改正	大正十三年府令第九八號中改正 神戶支局ヲ神戶出張所ニ改ム
〃 八、八、三〇	第一〇三號改正	右 同
〃 九、六、二〇	第五四號改正	臺北支局ヲ設置ス（從來ノ直轄事務ヲ掌理）
〃 一、六、一七	第四二號改正	右 同 嘉義街、屏東街、新竹街ヲ嘉義市、屏東市、新竹市ト改メ新ニ大湖、集々、六龜、玉里ノ各出張所ヲ追加ス。
〃 一、二、二、六	第二七號改正	右 同 新竹高車ノ兩出張所ヲ各支局ニ改ム。
〃 一、三、二、三三	第一六號改正	右 同 花蓮港、臺東、玉里ノ所在地ヲ改正ス。
〃 一、四、一〇、五	第一〇九號改正	右 同 基隆、宜蘭ノ兩出張所ヲ各支局ニ改ム。 松山樟草工場、板橋酒工場ノ二工場ヲ開設ス。

今改正府令の一二を摘録すれば左の如し。

府令第三十二號（明治三十四年六月一日）

專賣局創設當時

臺灣總督府專賣局官制第十三條ニ依リ樟腦及樟腦油專賣ノ事務ヲ取扱ハシムル爲支局ヲ設置シ其ノ名稱、位置及管轄區域左ノ通相定ム。

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六七七

名	稱	位	置	管	轄	區	城
臺灣總督府專賣局新竹支局		臺北縣	新竹	臺北縣新竹辨務署管内			
臺灣總督府專賣局苗栗支局		臺中縣	苗栗	臺中縣苗栗辨務署管内			
臺灣總督府專賣局臺中支局		臺中縣	臺中	臺中縣臺中、彰化、北斗、南投辨務署管内			
臺灣總督府專賣局林杞埔支局		臺中縣	林杞埔	臺中縣斗六、北港辨務署管内及臺南縣管内			
臺灣總督府專賣局神戶支局		兵庫縣	神戶				

中界

府令第九十四號 (大正十一年四月十一日)

酒類專賣實施當時

臺灣總督府專賣局ノ支局、出張所及工場ノ名稱及位置左ノ通相定ム。

名	稱	位	置
臺北專賣支局	基隆出張所	臺北州	臺北市
臺北專賣支局	宜蘭出張所	臺北州	基隆郡基隆街
臺北專賣支局	新竹出張所	臺北州	宜蘭郡宜蘭街
臺中專賣支局	豐原出張所	臺中州	新竹郡新竹街
臺中專賣支局	埔里出張所	臺中州	臺中市
臺中專賣支局	埔里出張所	臺中州	豐原郡豐原街
臺中專賣支局	埔里出張所	臺中州	能高郡埔里街

臺南專賣支局	嘉義出張所	臺南州	臺南市
臺南專賣支局	高雄出張所	臺南州	嘉義郡嘉義街
臺南專賣支局	旗山出張所	臺南州	高雄郡高雄街
臺南專賣支局	屏東出張所	臺南州	旗山郡旗山街
臺南專賣支局	恒春出張所	臺南州	屏東郡屏東街
臺南專賣支局	澎湖出張所	臺南州	恒春郡恒春街
花蓮港專賣支局	臺東出張所	花蓮港廳	高雄州澎湖郡馬公街
臺灣總督府專賣局神戶支局		兵庫縣	臺東郡臺東街
臺灣總督府專賣局臺北煙草工場		臺北州	臺北市
臺灣總督府專賣局樹林製酒工場		臺北州	海山郡鶯歌庄

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十四年府令第六十四號ハ之ヲ廢止ス

明治三十四年府令第三十三號ハ仍其ノ效力ヲ有ス

府令第九十五號 (大正十一年四月十一日)

大正九年府令第九十號食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣局及支局、名稱、位置管轄區域中「臺灣總督府專賣局臺南支局」ヲ「臺灣

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六七九

總督府專賣局安平支局ニ、「臺南州臺南市鹽埕」ヲ「臺南州臺南市安平」ニ改ム
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第五百九十九號 (大正十一年十月七日)

大正十一年府令第九十四號臺灣總督府專賣局ノ支局、出張所及工場ノ名稱、位置中左ノ通改正ス

「臺北專賣支局宜蘭出張所」ニ「臺北州宜蘭郡宜蘭街」ノ次ニ「臺北專賣支局羅東出張所」ニ「臺北州羅東郡羅東街」ヲ「臺北專賣支局坪林出張所」ニ「臺北州文山郡坪林街」ヲ「臺北專賣支局新竹出張所」ニ「新竹州新竹郡新竹街」ノ次ニ「臺北專賣支局南庄出張所」ニ「新竹州南郡南庄」ヲ「臺北專賣支局大湖出張所」ニ「新竹州大湖郡大湖街」ヲ「臺中專賣支局埔里出張所」ニ「臺中州能高郡埔里街」ノ次ニ「臺中專賣支局鹿港出張所」ニ「臺中州彰化郡鹿港街」ヲ「臺中專賣支局新社出張所」ニ「臺中州東勢郡新社街」ヲ「臺中專賣支局魚池出張所」ニ「臺中州新高郡魚池街」ヲ「臺南專賣支局布袋出張所」ニ「臺南州東石郡布袋街」ヲ「臺南專賣支局嘉義出張所」ニ「臺南州嘉義郡嘉義街」ノ次ニ「臺南專賣支局北門出張所」ニ「臺南州北門郡北門街」ヲ「臺南專賣支局安平出張所」ニ「臺南州臺南市安平」ヲ「臺南專賣支局烏樹林出張所」ニ「高雄州岡山郡彌陀街」ニ「臺南專賣支局屏東出張所」ニ「高雄州屏東郡屏東街」ノ次ニ「臺南專賣支局甲仙出張所」ニ「高雄州旗山郡甲仙街」ヲ加ヘ「樹林製酒工場」ヲ「樹林造酒工場」ニ改メ附則第三項ヲ削ル

附 則

本令ハ大正十一年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年府令第九十號食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣支局、名稱、位置、管轄區域ノ件ハ之ヲ廢止ス

府令第九十九號 (大正十四年十月五日)

現在

△臺灣總督府專賣局臺北支局 臺北州臺北市

△臺灣總督府專賣局基隆支局 臺北州基隆市

△臺灣總督府專賣局宜蘭支局 臺北州宜蘭郡宜蘭街

△臺灣總督府專賣局新竹支局 新竹州新竹市

△臺灣總督府專賣局臺中支局 臺中州臺中市

△臺灣總督府專賣局臺南支局 臺南州臺南市

△臺灣總督府專賣局嘉義支局 臺南州嘉義市

△臺灣總督府專賣局高雄支局 高雄州高雄市

△臺灣總督府專賣局屏東支局 高雄州屏東市

△臺灣總督府專賣局花蓮港支局 花蓮港廳花蓮郡花蓮港街

△臺灣總督府專賣局神戶支局 兵庫縣神戶市

臺灣總督府專賣局大湖出張所 新竹州大湖郡大湖庄

臺灣總督府專賣局集々出張所 臺中州新高郡集々庄

△臺灣總督府專賣局埔里出張所 臺中州能高郡埔里街

臺灣總督府專賣局鹿港出張所 臺中州彰化郡鹿港街

臺灣總督府專賣局布袋出張所 臺南州東石郡布袋庄

臺灣總督府專賣局北門出張所 臺南州北門郡北門庄

臺灣總督府專賣局烏樹林出張所 高雄州岡山郡彌陀庄

臺灣總督府專賣局六龜出張所 高雄州旗山郡六龜庄

- △臺灣總督府專賣局澎湖出張所 澎湖廳馬公街
- △臺灣總督府專賣局臺東出張所 臺東廳臺東郡臺東街
- 臺灣總督府專賣局玉里出張所 花蓮港廳玉里郡玉里庄
- 臺灣總督府專賣局臺北南門工場 臺北州臺北市
- 臺灣總督府專賣局臺北煙草工場 臺北州臺北市
- 臺灣總督府專賣局松山煙草工場 臺北州臺北市
- △臺灣總督府專賣局臺北酒工場 臺北州海山郡鶯歌庄
- △臺灣總督府專賣局板橋酒工場 臺北州海山郡板橋街
- 臺灣總督府專賣局鹽業試驗場 臺南州北門郡將軍庄

備考 △印を附したるは酒關係官署とす

第七款 專賣局支局、出張所、工場の事務掌理規程

專賣事業は明治二十九年製藥所に於て阿片を、明治三十二年鹽務局に於て食鹽を、同年樟腦局に於て樟腦を掌理し來たり、各獨立機關によりて運営せられしが、明治三十四年之等を統一し專賣局官制の下に經營せられ、更に明治三十八年煙草專賣事業を加へ大正十一年新に酒類專賣を加ふに至り事務益々繁忙を加ふに至れるを以て、新に專賣局支局、出張所、工場事務掌理規程を制定し、各個統一脈絡あらしめ事業の發達を企圖せんとしたり。

今右制定に當り池田局長の試みたる訓示別項記述の如し。尙掌理規定は其の後數次變改したるが其の主なるものを

摘記すれば左の如し。

訓示

專賣局支局出張所工場事務掌理規程制定ニ就テ

專賣事業ハ明治二十九年製藥所ニ於テ阿片ニ明治三十二年鹽務局ニ於テ食鹽同年樟腦局ニ於テ樟腦ニ著手セラレ、各獨立機關ニ依ツテ經營セラレシガ、明治三十四年始メテ專賣局官制ノ下ニ統一經營セララルニ至リ、明治三十八年ニハ更ニ煙草ヲ加ヘ今年又新ニ酒專賣ヲ興シテ專賣局ニ委ネラルニ至レリ。茲ニ阿片、食鹽、樟腦、煙草及酒ノ五大事業ハ一專賣局ノ下ニ合一經營セララル現狀トナリ、其ノ收入、支出ノ多大ナルニ於テ從業職員ノ多數ナルニ於テ關係地域ノ廣汎ナルニ於テ實ニ老大ナル事業官廳ヲ現出セリ。而シテ各專賣事業ハ其ノ種類ノ異ナルニ從ツテ各特殊ノ目的ヲ有シ居ルモ通シテ總督府ノ財政ニ貢獻スベキ一事ガ其ノ一大任務タルコト疑フ容レズ故ニ之ガ經營ノ真相ハ五專賣事業ヲ通シテ一丸トナシ、緩急相融通シ、過不足相填補シ、收支ノ差ニヨル純益ヲ能フ限リ多クシ、以テ總督府財政ニ對シ益々貢獻スル所ナカルベカラズ、サレバ五專賣事業ハ各種類目的ヲ異ニスト雖モ休戚相關知セズトスル能ハザルヲ知ルベキナリ、專賣局ナル一官制ノ下ニ統一セル所以又實ニ茲ニ存スルナリ。然ラバ其ノ事業ヲ分掌スル專賣局ノ支局、出張所、工場ヲ設置スルニ當リ各其ノ特色ヲ發揮シテ活動セシムベシト雖モ各官署ノ間何等ノ統一連絡ナキ能ハズ、十一月一日ヨリ施行セラルル五支局二十四出張所二工場ノ事務掌理規程ヲ制定スルニ當リ苦心ノ存スル所實ニ茲ニ存スルナリ。之ヲ善用スレバ事務ノ簡捷ニ加フルニ統一脈絡アリ有力ナル事業ノ發達ヲ來スヲ得ン、之ヲ惡用スレバ徒ニ事務ノ遲滯ヲ來スニアラサレバ近隣相關セズ孤立無援ノ微力ノ狀態トナラン、職ヲ專賣事業ニ奉スル全局ノ諸子從事スル事業ノ種類目的ヲ異ニスル所アリト雖モ專賣局ナル一傘下ニアラルヲ思ヒ新制度ニ喜服シテ各自ノ

特色ヲ發揮シツ事務ノ放活ト統一トヲ實現シ、以テ專賣事業ナル同一目的ニ向ツテ有力無限ノ發達ヲナサシメシムコトヲ庶幾フ。尙支局出張所工場ニ各權限ヲ委任スル所アリト雖モ之ガ執行ニ當リテハ獨リ購買事務ト言ハズ職員ノ採用ニ管内ノ巡視ニ之ニ要スル費用ハ配付豫算ノ範圍ニ於テ經理シ最モ經濟的ニ活動スベキモノナルコトハ言フヲ俟タザル所トス。

大正十一年十月二十三日

臺灣總督府專賣局長 池田幸甚

局訓令第九號 (大正十一年十月二十三日)

臺灣總督府專賣局ノ支局、出張所、工場ノ事務掌理規程

第一條 臺北專賣支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 酒類及酒精ノ賣渡、保管、検査、取締、製造其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項
- 二 白糖、紅糖、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項
- 三 煙草ノ賣渡、保管及取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項
- 四 食鹽ノ取締ニ關スル事項
- 五 臺北專賣支局出張所事務ノ監督ニ關スル事項

臺北專賣支局ニハ臺北造酒場、宮前造酒場、太平造酒場、右明造酒場ヲ附屬セシム

第二條 臺北專賣支局基隆出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 酒類及酒精ノ賣渡、保管、輸移出入、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項
- 二 第一條第一項第二號及第四號ノ事項

三 煙草ノ賣渡、保管、輸移出入及取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

四 樟腦、樟腦油ノ收納、検査、保管、運送其ノ他樟腦、樟腦油ノ專賣ニ關スル事項

五 食鹽ノ保管及配給ニ關スル事項

第三條 臺北專賣支局宜蘭出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 第一條第一項第一號第二號及第四號ノ事項
- 二 煙草耕作ノ取締、監督、指導、獎勵、收納其ノ他煙草耕作ニ關スル事項
- 三 煙草ノ取締ニ關スル事項

第四條 臺北專賣支局羅東出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 造林ノ作業及管理、苗木ノ養成、製腦用薪材備林ノ經營其ノ他官營樟樹造林ニ關スル事項
- 二 樟腦、樟腦油ノ製造ニ關スル事項
- 三 臺灣樟樹造林ノ獎勵規則ニ依リ業主權ヲ附與シタル樟樹造林地ノ監督ニ關スル事項

四 食鹽ノ取締ニ關スル事項

第五條 臺北專賣支局坪林出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 前條第一號、第三號及第四號ノ事項

第六條 臺北專賣支局新竹出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 第一條第一項第一號及第二號ノ事項
- 二 食鹽ノ收納、配給、保管、検査、試驗及取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 三 鹽田開設ノ許可、鹽田開設及修繕ノ補助其ノ他鹽田ニ關スル事項
- 四 煙草ノ取締ニ關スル事項

新竹出張所ニハ東門造酒場、北門造酒場及油車港鹽分室ヲ附屬セシム

第七條 臺北專賣支局南庄出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第四條第一號、第三號及第四號ノ事項

第八條 臺北專賣支局大湖出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第四條第一號、第三號及第四號ノ事項

第九條 臺中專賣支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號乃至第四號ノ事項

二 煙草耕作ノ取締、監督、指導、獎勵、收納、其ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

三 臺中專賣支局出張所事務ノ監督ニ關スル事項

第十條 臺中專賣支局豐原出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號第二號及第四號並前條第二號ノ事項

二 煙草ノ育種、肥料、病蟲害驅除、豫防、對括作物其ノ他煙草耕作ニ關スル事項ノ試驗及調査ニ關スル事項

三 煙草耕作技術員ノ養成ニ關スル事項

四 煙草ノ取締ニ關スル事項

豐原出張所ニハ煙草耕作指導部ヲ附屬セシム

第十一條 臺中專賣支局埔里出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號乃至第三號ノ事項

二 食鹽ノ配給、保管及取締ニ關スル事項

第十二條 臺中專賣支局鹿港出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第四條各號ノ事項

二 煙草ノ取締ニ關スル事項

三 魚池出張所ニハ集々樟林作業所ヲ附屬セシム

第十四條 臺中專賣支局魚池出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第四條各號ノ事項

二 煙草及酒類、酒精ノ取締ニ關スル事項

第十五條 臺南專賣支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號乃至第四號ノ事項

二 煙草ノ製造及試驗ニ關スル事項

三 臺南專賣支局出張所事務ノ監督ニ關スル事項

第十六條 臺南專賣支局嘉義出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號乃至第四號ノ事項

二 第五條第一項第二號ノ事項

嘉義出張所ニハ斗六造酒場ヲ附屬セシム

第十七條 臺南專賣支局布袋出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十二條各號ノ事項

布袋出張所ニハ掌潭鹽分室及新潭鹽分室ヲ附屬セシム

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革

第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要

六八七

第十八條 臺南專賣支局北門出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第十二條各號ノ事項

北門出張所ニハ王爺港鹽分室ヲ附屬セシム

第十九條 臺南專賣支局安平出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第六條第一項第二號及第三號ノ事項

二 食鹽製造ニ關スル事項

安平出張所ニハ安順鹽分室鹽埕鹽分室及灣裡鹽分室ヲ附屬セシム

第二十條 臺南專賣支局烏樹林出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第六條第一項第二號及第三號ノ事項

第二十一條 臺南專賣支局高雄出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第二號乃至第三號ノ事項

二 第二條第一號及第三號ノ事項

三 第六條第一項第二號及第三號ノ事項

高雄出張所ニハ紅毛港鹽分室ヲ附屬セシム

第二十二條 臺南專賣支局旗山出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號第二號及第四號ノ事項

二 煙草ノ保管及取締ニ關スル事項

三 樟樹養苗ノ監督ニ關スル事項

第二十三條 臺南專賣支局屏東出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號第二號及第四號並第九條第二號ノ事項

二 第十條第一項第二號乃至第四號ノ事項

屏東出張所ニハ煙草耕作指導所ヲ附屬セシム

第二十四條 臺南專賣支局甲仙出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第四條第一號第三號及第四號ノ事項

第二十五條 臺南專賣支局恒春出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號第二號及第四號ノ事項

二 第四條第一號乃至第三號ノ事項

三 煙草ノ保管及取締ニ關スル事項

恒春出張所ニハ樟林作業所ヲ附屬セシム

第二十六條 臺南專賣支局澎湖出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第二號乃至第四號ノ事項

二 第二條第一號ノ事項

第二十七條 花蓮港專賣支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 第一條第一項第一號乃至第四號並第九條第二號ノ事項

二 第十條第一項第二號及第三號ノ事項

三 花蓮港專賣支局出張所事務ノ監督ニ關スル事項

花蓮港專賣支局ニハ壽造酒場及煙草耕作指導所ヲ附屬セシム

第二十八條 花蓮港專賣支局臺東出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要

- 一 第一條第一項第一號第二號及第四號ノ事項
- 二 煙草ノ保管及取締ニ關スル事項
- 二十九條 臺灣總督府專賣局神戸支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 樟腦、樟腦油、樟腦油副産物ノ賣渡、交付、製造、試験、商況調査其ノ他樟腦、樟腦油ノ專賣ニ關スル事項
 - 二 樟腦、樟腦油、樟腦油副産物關係業者ノ監督ニ關スル事項
 - 三 酒類、酒精、酒精附帶品ノ購買、輸移入、試験、鑑定、生産及商況調査、其ノ他酒類及酒精及煙草ノ專賣ニ關スル事項
 - 四 食鹽ノ輸移出、商況調査其ノ他鹽專賣ニ關スル事項
- 三十條 臺灣總督府專賣局臺北煙草工場ニ於テハ煙草ノ製造、試験、保管及配給ニ關スル事項ヲ掌理ス
- 三十一條 臺灣總督府專賣局樹林造酒工場ニ於テハ酒類ノ製造、試験、保管及配給ニ關スル事項ヲ掌理ス
- 三十二條 支局、出張所及工場ハ專賣事務掌理上必要アルトキハ相互ニ補助ヲナス
- 三十三條 出張所ハ特ニ指定スルモノ、外木局ト直接指揮ヲ受ケ又ハ文書ヲ往復ヲ爲スコトヲ得
- 三十四條 支局、出張所又ハ工場ニ於テ事務掌理上必要アルトキハ係ヲ設クルコトヲ得
 - 係ニハ主任ヲ置キ副事務官、技師、書記又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ
 - 主任ハ支局長、出張所長又ハ工場長ノ命ヲ受ケ係事務ヲ掌理ス
- 三十五條 支局、出張所、工場ノ事務分掌ハ專賣局長ノ認可ヲ受ケ支局長、出張所長又ハ工場長之ヲ定ムルコトヲ得
- 三十六條 支局、出張所又ハ工場ニ到達スル文書ハ總テ文書取扱者ニ於テ接受開封シ支局長、出張所長又ハ工場長ノ査閱ニ供シタル上本書ニ接受月日番號ヲ付記シ其ノ件名受信者、發信者、接受月日、番號ヲ文書收發件名簿(第一號樣式)ニ記載シ配付スヘシ但シ親展書ハ封書ノ健親展文書送付簿(第二號樣式)ニ依リ支局長、出張所長、工場長又ハ名宛人ニ回付スルモノトス
- 電報ヲ接受シタルトキハ其ノ親展又ハ暗號ニ屬スルモノハ前項但書ノ手續ヲ爲シ其ノ他ハ總テ譯文用紙(第三號樣式)ニ譯文ヲ記載

添付スヘシ

- 三十七條 接受文書中件名簿ニ記載セサルヲ便宜トスルモノハ送付簿(第四號樣式)ニ依リ配付スルコトヲ得
- 三十八條 主任ハ文書ノ配付ヲ受ケ又ハ支局長、出張所長又ハ工場長ヨリ事務處理方法ノ指示ヲ受ケタルトキハ自ラ之ヲ處理スヘシ
- 三十九條 合議案ニ對シ異議アルトキハ面談協議シ止ムヲ得サル場合ノ外附箋スヘカラス
- 四十條 發送又ハ決議、供閱文書ニシテ至急、親展、書留其ノ他特殊ノ取扱ヲ要スルモノハ立案者ニ於テ原議ノ欄外右方上部又ハ相當ノ位置ニ其ノ旨朱書スヘシ
- 四十一條 文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ文書取扱者ニ於テ之ヲ淨書校合シ發送ノ手續ヲ爲スヘシ但シ本書ニ添付スヘキ別表又ハ圖面ノ類ハ立案者ニ於テ作成シ電報ハ立案者其ノ符號ヲ頓信紙ニ謄寫シ原紙ニ添付スヘシ
- 四十二條 輕易ナル公文書ハ炭酸紙又ハ端書ヲ用フヘシ
 - 炭酸紙ヲ用ウルトキハ立案者ニ於テ所要ノ復木ト共ニ文書取扱者ニ回付スヘシ
 - 端書ヲ用ウルトキハ立案者要件ヲ記載シ輕易文書發送簿(第五號樣式)ト共ニ文書取扱者ニ回付スヘシ
 - 前項公文ノ書式ハ第四十六條ノ形式ニ依ルヘシ
- 四十三條 文書ヲ發送スルトキハ其ノ使丁送達ニ係ルモノハ文書送付簿(第四號樣式)ニ依リ郵便又ハ電報ニ依ルモノハ郵便切手受拂簿(第六號樣式)ニ所定事項ヲ記入スヘシ
- 四十四條 文書ノ接受及發送番號ハ事務ノ種類ニ依リ一定ノ記號ヲ用ヒ秘密ニ關スル文書ニハ「秘」字ヲ冠記スヘシ但シ番號ハ收發トモ一曆年ヲ通スルモノトス、同一事件ハ其ノ終結ニ至ル迄同一番號ヲ用ヒ更ニ支番ヲ以テ之ヲ細別ス
- 四十五條 決議供閱發送濟ノ文書ニハ決議開了又ハ發送月日ヲ記入シ所定欄ニ取扱者捺印ノ上文書收發件名簿ニ依リ立案者ニ返付スヘシ
- 四十六條 公文ハ別ニ式例アルモノヲ除クノ外所定ノ用紙ヲ用ヒ本文ノ前ニ番號、發送年月日、發信者名、受信者名、件名ヲ次ニ本

文ヲ記シ原簿アルモノニ限り契印又ハ捺印スルモノトス
 第四十七條 願、伺、申請等ニ對シ認可又ハ許可ノ處分ヲ爲ス場合ニ於ケル指令ハ第七號様式ニ依ルヘシ
 第四十八條 公文ハ摺書又ハ行書ノ二體トシ文意平易ニシテ簡明ナルヲ要ス
 第四十九條 職員昇應シタルトキハ自ラ出勤簿ニ捺印スヘシ
 第五十條 昇應時限ニ遅レテ出勤シタルトキハ其ノ事由ヲ主務者ニ申告スヘシ
 第五十一條 執務時間中病氣又ハ已ムシ得サル事故ニ依リ退應セントスルトキハ上司ニ其ノ事由ヲ申告シ承認ヲ受クヘシ
 公用又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ廳外ニ出ツルトキ亦同シ
 第五十二條 自己ノ病氣又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ昇應スルコト能ハサルトキハ豫メ之ヲ届出ツヘシ但シ引續缺勤五日ヲ超ユル場合ニハ
 治療期間ヲ明記シタル醫師ノ診斷書ヲ添ヒ届出ツヘシ
 第五十三條 職員轉居、轉籍、改氏名ノ場合ハ遲滞ナク主務職員ヲ經テ專賣局長ニ届出ツヘシ但シ原籍變更又ハ改氏名ノ場合ニハ戸籍
 抄本ヲ添付スヘシ
 第五十四條 事務分掌、出張命令ハ帳簿（第八號及第九號様式）ヲ以テ之ヲ指シスルコトヲ得
 第五十五條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ三日以内轉任轉勤ヲ命セラレタルトキハ七日以内ニ出發スルコトヲ要ス但シ特別ノ場合ハ此ノ限
 ニアラス
 第五十六條 各官署ニ發着簿（第十號様式）ヲ備へ出張ノ命ヲ受ケタルモノハ其ノ出發及歸着月日ヲ記入スヘシ
 第五十七條 出張中豫定ノ期日内ニ歸應スル能サル場合ハ其ノ事由ヲ具シ支局長、出張所長又ハ工場長ノ指揮ヲ受クヘシ
 旅行日程及宿泊場所ハ豫メ申告シ變更セル場合ハ其ノ都度報告スヘシ
 第五十八條 出張ノ用務ヲ了シ歸應シタルトキハ復命書ヲ七日以内ニ支局長、出張所長、工場長ハ專賣局長ニ、支局員、出張所員、工
 場員ハ支局長、出張所長又ハ工場長ニ提出スヘシ其ノ意見アルモノハ之ヲ附記スヘシ尙事簡易ナルモノハ出張先ヨリ日々之ヲ報告ス

ヘシ
 第五十九條 公文書ハ公務ノ外支局長、出張所長又ハ工場長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ他人ニ示スコトヲ得ス
 際本ヲ與ヘントスル場合ハ專賣局長ノ許可ヲ要ス
 第六十條 各官署並其ノ附近ニ於テ非常事變ノ發生シタルトキハ速カニ昇應シテ相當ノ處置ヲ爲スヘシ
 附 則
 本令ハ大正十一年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際臺灣總督府專賣支局、臺灣總督府專賣支局出張所、臺灣總督府專賣局出張所、臺灣總督府專賣局煙草耕作指導所、臺灣總
 督府專賣局附屬樟林作業所勤務ノ職ニ在ル者並出納官吏別ニ命免セラレサルトキハ各左ノ通り勤務ヲ命セラレタルモノトス
 (以下略)

臺灣總督府專賣局ノ支局、出張所、工場及試驗場事務掌理規程（現行）

第一條 臺北支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス
 一 食鹽ノ賣渡、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
 二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項
 三 樟木及製腦川林產物ノ保護、取締及處分ニ關スル事項
 四 煙草ノ賣渡、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項
 五 煙草耕作ノ指導、獎勵、取締其ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

大正二二〇	昭和三三〇	昭和三四〇	昭和三五〇	昭和三六〇	昭和三七〇	昭和三八〇	昭和三九〇	昭和四〇〇	昭和四一〇	昭和四二〇	昭和四三〇	昭和四四〇	昭和四五〇	昭和四六〇	昭和四七〇	昭和四八〇	昭和四九〇	昭和五〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

六 葉煙草ノ收納ニ關スル事項

七 酒類及酒精ノ賣渡、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

八 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

九 葉煙草、酒類、酒精並包装材料ノ運搬ニ關スル事項

第二條 臺中支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項

三 樟木及製腦用林産物ノ保護、取締及處分ニ關スル事項

四 天然樟樹保護林ニ關スル事項

五 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

六 煙草耕作ノ指導、獎勵、取締其ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

七 葉煙草ノ收納及再乾燥ニ關スル事項

八 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、引渡、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

九 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

臺中支局ニハ臺中煙草試驗場ヲ附屬セシム

第三條 臺南支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ收納、賣渡、保管、引渡、検査、取締、製造、試驗其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 食鹽製造許可、鹽田開設許可、所有權移轉、鹽田開設及修繕ノ補助其ノ他鹽田ニ關スル事項

三 樟腦副産物ノ賣渡ニ關スル事項

四 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

五 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、引渡、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

六 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

臺南支局ニハ安平分室、安順分室、鹽埕分室及臺南造酒場ヲ附屬セシム

第四條 嘉義支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項

三 樟木及製腦用、林産物ノ保護取締及處分ニ關スル事項

四 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

五 煙草耕作ノ指導、獎勵、取締其ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

六 葉煙草ノ收納及再乾燥ニ關スル事項

七 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、引渡、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

八 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

第五條 屏東支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

三 煙草耕作ノ指導、獎勵、取締其ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

四 葉煙草ノ收納及再乾燥、再醱酵、更裝ニ關スル事項

五 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、引渡、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

六 白糶、紅糶、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項

屏東支局ニハ屏東煙草試驗場ヲ附屬セシム

第六條 花蓮港支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、保管、取締共ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、引渡、運搬及取締ニ關スル事項

三 樟木及製腦用林産物ノ保護取締及處分ニ關スル事項

四 天然樟樹保護林ニ關スル事項

五 煙草ノ賣渡、保管、取締共ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

六 煙草耕作ノ指導、獎勵、取締共ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

七 葉煙草ノ收納及再乾燥、再醱更裝及保管ニ關スル事項

八 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、引渡、検査、取締共ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

九 白糶、紅糶、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項

花蓮港支局ニハ花蓮港煙草試驗場ヲ附屬セシム

第七條 神戸出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 樟腦、樟腦油及副産物ノ賣渡、保管、引渡、製造、試験及取締ニ關スル事項

二 樟腦、樟腦油及副産物關係業者ノ監督ニ關スル事項

三 煙草、酒類、酒精並附帶品ノ購買輸移入、試験鑑定生産及取締ニ關スル事項

四 專賣品並附帶品ノ商況調査ニ關スル事項

第八條 基隆支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、取締共ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 樟腦、樟腦油ノ製造、保管、引渡、輸送及取締ニ關スル事項

三 樟木及製腦用林産物ノ保護取締及處分ニ關スル事項

四 煙草ノ賣渡、保管、引渡、輸移出入、取締共ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

五 酒類及酒精ノ賣渡、保管、引渡、輸移出入、検査、取締共ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

六 白糶、紅糶、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項

第九條 宜蘭支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、取締共ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 粗製樟腦樟腦油ノ製造保管引渡運搬及取締ニ關スル事項

三 樟木及製腦用林産物ノ保護、取締及處分ニ關スル事項

四 天然樟樹保護林ニ關スル事項

五 煙草ノ賣渡、保管、取締共ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

六 煙草耕作ノ指導獎勵取締共ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項

七 葉煙草ノ收納ニ關スル事項

八 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、引渡、検査、取締共ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

九 白糶、紅糶、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項

第十條 新竹支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 食鹽ノ賣渡、取締共ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 六九七

- 三 樟木製腦用林産物ノ保護取締及處分ニ關スル事項
- 四 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項
- 五 酒類及酒精ノ賣渡、保管、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項
- 六 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

第十一條 大湖出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項
- 二 樟木及製腦用林産物ノ保護取締及處分ニ關スル事項

第十二條 集々出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項
- 二 樟木及製腦用林産物ノ保護、取締及處分ニ關スル事項

第十三條 埔里出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ賣渡、保管、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項
- 三 樟木及製腦用林産物ノ保護取締及處分ニ關スル事項
- 四 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項
- 五 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項
- 六 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

第十四條 鹿港出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ製造、收納、賣渡、保管、引渡、検査、試験、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項

二 鹽田ノ開設、所有權ノ移轉及修繕ノ補助其ノ他鹽田ニ關スル事項

第十五條 布袋出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ製造、收納、賣渡、保管、引渡、検査、試験、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 鹽田ノ開設、所有權ノ移轉及修繕ノ補助其ノ他鹽田ニ關スル事項

布袋出張所ニハ掌潭分室及新堀分室ヲ附屬セシム

第十六條 北門出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ製造、收納、賣渡、保管、引渡、検査、試験、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 鹽田ノ開設、所有權ノ移轉及修繕ノ補助其ノ他鹽田ニ關スル事項

北門出張所ニハ王爺港分室及七股分室ヲ附屬セシム

第十七條 烏樹林出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ製造、收納、賣渡、保管、引渡、検査、試験、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 鹽田ノ開設、所有權ノ移轉及修繕ノ補助其ノ他鹽田ニ關スル事項

第十八條 高雄支局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ賣渡、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 煙草ノ賣渡、保管、引渡、輸移出入、検査、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項
- 三 煙草耕作ノ指導、獎勵、取締其ノ他煙草ノ耕作ニ關スル事項
- 四 葉煙草ノ收納ニ關スル事項
- 五 酒類及酒精ノ賣渡、保管、引渡、輸移出入、検査、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項
- 六 白糶、紅糶、酒母及醪ノ取締ニ關スル事項

第十九條 六龜出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項
- 二 樟木及製腦用林産物ノ保護、取締及處分ニ關スル事項

第二十條 臺東出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ賣渡、保管、取締其他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、引渡、運搬及取締ニ關スル事項
- 三 樟木及製腦用林産物ノ保護及處分ニ關スル事項

四 天然樟腦樹保護林ニ關スル事項

五 酒類及酒精ノ製造、賣渡、保管、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

六 白糖、紅糖、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項

七 煙草ノ賣渡、保管、取締其ノ他煙草ノ專賣ニ關スル事項

第二十一條 玉里出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 粗製樟腦、樟腦油ノ製造、保管、運搬及取締ニ關スル事項
- 二 樟木及製腦用林産物ノ保護及處分ニ關スル事項

三 天然樟腦樹保護林ニ關スル事項

第二十二條 澎湖出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 食鹽ノ賣渡、取締其ノ他食鹽ノ專賣ニ關スル事項
- 二 煙草ノ賣渡、保管、取締其他煙草ノ專賣ニ關スル事項
- 三 酒類及酒精ノ賣渡、保管、取締其ノ他酒類及酒精ノ專賣ニ關スル事項

四 白糖、紅糖、酒母及醱ノ取締ニ關スル事項

第二十三條 臺北南門工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 阿片煙膏及副産物ノ製造試験ニ關スル事項
- 二 粗製樟腦、樟腦、樟腦油及副産物ノ製造試験ニ關スル事項

第二十四條 臺北煙草工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 煙草ノ製造試験製、保管、引渡ニ關スル事項
- 二 二十四條ノ二 松山煙草工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

第二十五條 臺北酒工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 酒類及酒精ノ製造、試験、保管、引渡ニ關スル事項
- 二 白糖ノ製造、試験、保管、引渡ニ關スル事項

第二十六條 樹林酒工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 酒類及酒精ノ製造、試験、保管、引渡ニ關スル事項
- 二 紅糖ノ製造、試験、保管、引渡ニ關スル事項

第二十六條ノ二 板橋酒工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 酒類及酒精ノ製造、試験、保管、引渡ニ關スル事項
- 二 白糖ノ製造、試験、保管、引渡ニ關スル事項

第二十六條ノ三 鹽業試験場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 鹽業ニ關スル研究、調査、試験分析及鑑定ニ關スル事項
- 二 鹽業ノ指導及講習ニ關スル事項

第二十七條 支局、出張所、工場及試験場ハ專賣事務管理上必要アルトキハ相互ニ補助ヲ爲ス

煙草、酒類及酒精ノ取締ニ付テハ廳務官署工場及試験場ハ所管官署ノ請求ニ依リ之ヲ補助スルモノトス

第二十八條 支局及工場ニ別表ノ係ヲ置キ係事務ヲ分掌セシムル爲掛ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ拘ラス酒工場ニ在リテハ製造係ニ替ヘ掛ヲ置クコトヲ得

各係ニ係長ヲ置キ技師、書記又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ係長ハ上司ノ命ヲ承ケ係事務ヲ管理ス

第二十九條 出張所及試験場ニ係ヲ置ク

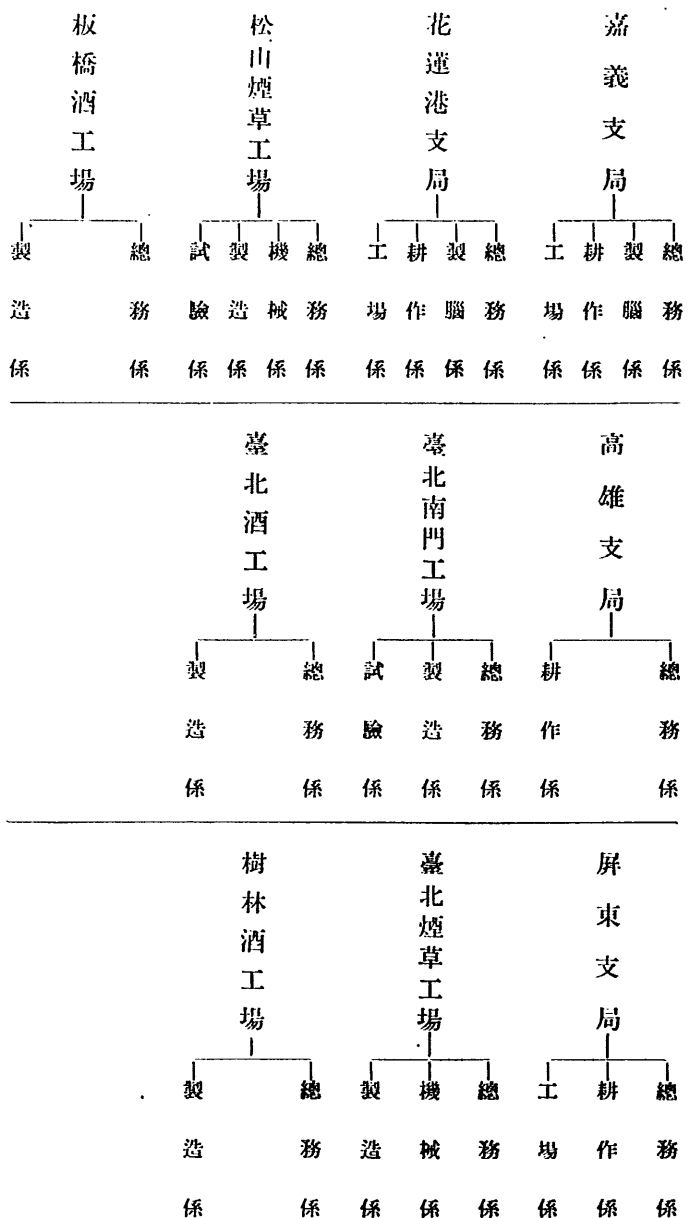
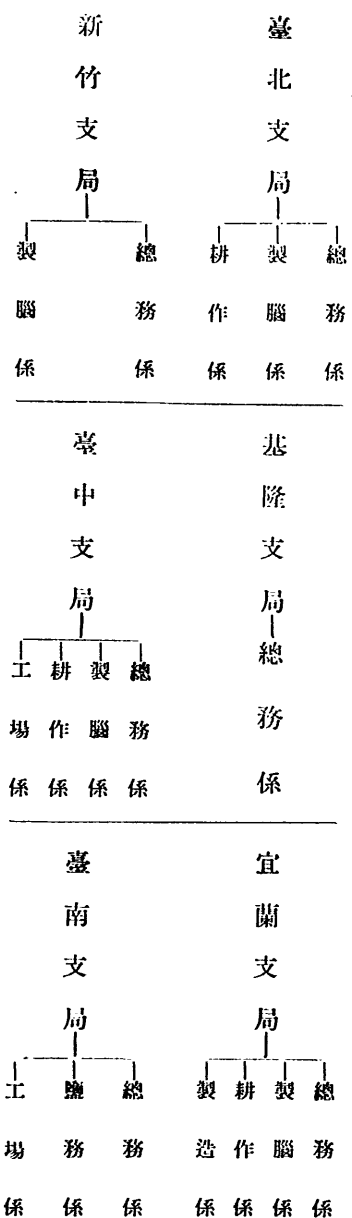
各係ニ係主任ヲ置キ書記又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ係主任ハ上司ノ命ヲ承ケ係事務ヲ管理ス

第三十條 支局、出張所、工場、試験場ノ係又ハ掛ノ事務分掌ニ付テハ局長ノ認可ヲ受ケ支局長、出張所長、工場長又ハ試験場長之ヲ

定ムヘシ

第三十一條 支局長又ハ工場長事故アルトキハ總務係長、出張所長又ハ試験場長事故アルトキハ上席書記其ノ職務ヲ代理ス

別表



第八款 專賣局支局長、出張所長、工場長、試驗場長委任事務規定

臺灣總督府專賣局支局長、出張所長、工場長、試驗場長委任事務規定

改正 大正三訓令第一七號 同一五年第一號、第九號 昭和七年第一五號 同一〇年第一四號 同一二年第二八號

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 七〇三

- 第一條 左ニ掲クル事項ハ局長又ハ局長ヲ以テ支局長、出張所長、工場長又ハ試験場長限之ヲ施行スルコトヲ得
- 一 所屬員ノ服務ノ指定但シ總務係長ヲ除ク
- 二 日給一圓五十錢以下ノ日給員、日給二圓以下ノ守備、職工其ノ他諸備人ノ命免但シ懲戒ノ意味ヲ有スル解職ヲ除ク
- 三 雇員、守備、職工其ノ他諸備人ニ對シ別ニ定ムル規定ニ依リ年末及退職ノ場合ニ於テ賞與ヲ行フコト
- 四 雇員、守備、職工其ノ他諸備人ニ對シ病氣危篤ノ場合ニ於テ臨時昇給及賞與ヲ行フコト
- 五 所屬員ノ除服出仕並ニ臺灣内ノ賜暇、賜暇又ハ公暇中旅行、看護歸省及轉地療養
- 六 支局長、出張所長其ノ管内並ニ管内管轄州廳、廳、郡役所所在地出張及隣接官署管内ノ日歸出張並ニ所屬員ノ臺灣内出張
- 七 工場長又ハ試験場長其ノ工場又ハ試験場所在郡管内出張、其ノ郡管轄スル州廳、廳所在地出張及其ノ工場所在州、廳管内ノ日歸出張並ニ所屬員ノ臺灣内出張
- 第二條 左ニ掲クル事項ハ支局長、出張所長、工場長又ハ試験場長限其ノ名ヲ以テ配賦豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得
- 一 一千五百圓ヲ超エサル物件ノ購買、運搬並ニ勞力ノ供給ヲ請負ハシムルコト
- 二 五百圓ヲ超エサル修繕工事但シ修繕ヲ除ク
- 第三條 支局長、出張所長、工場長又ハ試験場長ハ特ニ命令アルモノヲ除クノ外主管事務ニ付其ノ名ヲ以テ他ト照會往復スルコトヲ得委任ノ範圍内ニ屬スル事項ト雖疑義ニ亘リ又ハ先例ナキモノ、特ニ重要ナルモノ共ノ他必要ト認ムルモノハ本局ノ議ヲ經ヘシ
- 第四條 本令中管内トアルハ酒類及酒精專賣事務ニ付テハ臺灣酒類專賣令施行規則別表ノ區域、煙草專賣事務ニ付テハ臺灣煙草專賣規則施行規則別表ノ區域、食鹽專賣事務ニ付テハ臺灣食鹽專賣規則施行規則別表ノ區域ヲ謂ヒ神戸出張所ニ付テハ管内又ハ臺灣トアルハ内地トス

第九款 專賣局各課係事務分掌規定

專賣局各課係事務分掌は從來夫々各課に分掌規定ありて鹽腦課に於ては昭和二年四月專鹽腦第八十號決議鹽腦課事務分掌内規あり、庶務課にありては同じく昭和二年十月施行庶務課事務分掌あり、煙草課にありては昭和六年九月專煙第二千六百二十七號決議に依る煙草課事務分掌規定あり、酒課に於ては昭和五年五月專酒第九百四十六號決議に依る酒課事務分掌規定ありたるが、昭和六年十一月に至り之を統一し同月二十八日訓令第十二號を以て新に專賣局各課事務分掌規程を制定したり。其の後昭和十二年六月三十日訓令第十八號を以て第二條中に「樟腦經理係」を加へ其の事務分掌を定め煙草課に耕作係、製造係及營業係を置き其の事務を分掌せしめ、酒課に經理係、製造係及營業係を置き其の事務を分掌せしむ。昭和九年六月三十日局訓令第九號を以て分掌規程中會計係、監査係、樟腦生產係及樟腦製造係に關する分掌事務を改正し、更に煙草課に經理係を加へ其の事務を分掌せしむ。昭和十年三月二十三日局訓令第五號を以て分掌規程を改正し、樟腦生產係及樟腦製造係に關する分掌事務を改む。昭和十一年九月二十一日局訓令第二十一號を以て食鹽生產係及樟腦生產係に關する分掌事務を改む。昭和十二年四月十四日局訓令第七號を以て該規程を改正し、第一條第一項中「會計係」を「豫算係、收支係、調度係」とし各其の事務の分掌を定む。昭和十二年十月二日局訓令第二十八號を以て第四條中に「無水酒精係」を加へ其の事務の分掌を定む。昭和十三年五月二十七日局訓令第十三號を以て第二條第一項中に「樟腦係、樟腦技術係」を加へ各其の事務の分掌を定め、第五條第二項中「樟腦生產係」を「樟腦係、樟腦技術係」に改む、昭和十四年五月六日局訓令第八號を以て第三條製造係の項第八號の次に第九號葉煙草の賣渡に關する事項を加へ、昭和十五年六月八日左記理由に依り更に全改正を行ひ今日に至る。

今次事變を契機として吾が專賣事業は俄然未曾有の難關に逢着せり即ち物資の獲得難、人材の補充難等其の尤たるものと謂ふべし。而かも事業の明日は鹽業の合理化酒煙章の増産對策、從業員厚生對策、其の他戰時國策に順應する各般の施設改善等、既設專賣にして充實完備を要するもの枚擧に遑なき實情にあり、況んや時局の變展に伴ふ新情勢

に想到するとせんか事業の擴大は將に停止する所なしと云ふも過言にあらず、依て茲に支局、出張所、工場及試験場の事務掌理規定と共に各課係事務分掌規定を制定し事務機構を改正し現下情勢に即應せしめんとしたるものなり。

今昭和六年十一月設定に係るものと最近の規定を掲ぐべし。

訓令第十二號 (昭和六年十一月二十八日)

臺灣總督府專賣局各課係事務分掌規程左ノ通相定ム

專賣局各課係事務分掌規程

第一條 庶務課ニ秘書係、文書係、會計係、購買係、營繕係、監査係、調査係、共済組合係、阿片係及取締係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

秘書係

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 職員ノ進退及身分ニ關スル事項
- 三 恩給、扶助、死亡賜金並諸手当ニ關スル事項
- 四 官印管守ニ關スル事項
- 五 儀式典禮ニ關スル事項

文書係

- 一 公文書ノ收受及發送ニ關スル事項
- 二 公文書ノ編纂及保存ニ關スル事項

- 三 宿直ニ關スル事項
- 四 陳列室ニ關スル事項
- 五 他ノ課、係ノ主管ニ屬セサル事項

會計係

豫算部

歳入歳出ノ豫算及決算ニ關スル事項

收入部

- イ 收入ニ關スル事項
- ロ 現金又ハ有價證券ノ保管及擔保ニ關スル事項
- ハ 義務貯金ニ關スル事項

支拂部

支拂ニ關スル事項

備入部

- イ 廳中ノ取締及衛生ニ關スル事項
- ロ 諸備入ノ命免及監督ニ關スル事項
- ハ 諸備入ノ福利ニ關スル事項
- ニ 災害豫防ニ關スル事項
- ホ 諸車ノ使用ニ關スル事項

へ 電話交換ニ關スル事項

物品部

物品ノ出納及保管ニ關スル事項

購買係

- 一 物品ノ購入並運搬ニ關スル事項
- 二 勞力ノ需要ニ關スル事項
- 三 不用物品ノ賣拂ニ關スル事項
- 四 購入物品ノ商況及取引狀況調査ニ關スル事項

營繕係

- 一 營繕土木及之ニ附帶スル事項
- 二 官有財産ニ關スル事項
- 三 官舎ノ配給、取縮及衛生ニ關スル事項
- 四 土地及家屋ノ借入ニ關スル事項
- 五 電燈及電力ノ施設及使用ニ關スル事項
- 六 印刷及撮影ニ關スル事項

監査係

- 一 事業ノ計畫及監査ニ關スル事項
- 二 事業及事務ノ統一連絡ニ關スル事項
- 三 經理事務及事業執行ノ検査及監督ニ關スル事項

- 四 經理事務ノ統計及報告ニ關スル事項
- 五 法規ノ改廢及適用ノ審査ニ關スル事項
- 六 事業ノ損益及資金ノ調査ニ關スル事項
- 七 物品、工事及補助事業ノ検査ニ關スル事項
- 八 出納官吏ノ命免及監督ニ關スル事項
- 九 專賣品ノ販賣又ハ委託販賣機關ノ信用其ノ他ノ調査ニ關スル事項
- 一〇 不用物品ノ棄却及組替處分ニ關スル事項
- 一一 勤勉手當ニ關スル事項
- 一二 取引商人ノ調査及出入許否ニ關スル事項

調査係

- 一 統計報告及記録ニ關スル事項
- 二 法令及例規類ノ整理編纂ニ關スル事項
- 三 局報發行ニ關スル事項
- 四 圖書ノ出納保管及發行並購入及印刷ノ要求ニ關スル事項
- 五 總動員及資源調査ニ關スル事項
- 六 專賣ニ關係アル諸調査ニ關スル事項

共濟組合係

- 一 共濟組合ニ關スル事項
- 二 職員、職工ノ團體又ハ共同事業ニ關スル事項

阿片係

- 一 阿片ノ豫算經理ニ關スル事項
- 二 阿片ノ製造計畫ニ關スル事項
- 三 阿片ノ原價計算ニ關スル事項
- 四 原料阿片、藥用阿片ノ購入及出納保管ニ關スル事項
- 五 阿片煙膏、副産物及配合藥品ノ出納保管ニ關スル事項
- 六 阿片煙膏及藥用阿片ノ配給ニ關スル事項
- 七 阿片副産物ノ賣渡ニ關スル事項
- 八 沒收阿片、破罐煙膏ノ處理ニ關スル事項
- 九 阿片ノ統計報告ニ關スル事項

取締係

- 一 食鹽、粗製樟腦、樟腦油、煙草、酒類、酒精、白糖、紅糖、酒母及醱ノ製造及輸移出入取締ニ關スル事項
- 二 食鹽、粗製樟腦、樟腦油、煙草、酒類、酒精、白糖、紅糖、酒母及醱ノ販賣、讓渡、讓受及所持取締ニ關スル事項
- 三 特別用途鹽取締ニ關スル事項
- 四 煙草ノ耕作取締ニ關スル事項
- 五 煙草製造専用ノ器具機械及卷紙ノ取締ニ關スル事項
- 六 煙膏煙末及煙草代用品ノ取締ニ關スル事項
- 七 工業用酒精製造取締ニ關スル事項
- 八 民營酒精工場取締ニ關スル事項

九 食鹽、粗製樟腦、樟腦油、煙草、酒類、酒精專賣ニ關スル犯罪事件ノ調査及處分ニ關スル事項

一〇 前各號ノ外食鹽、粗製樟腦、樟腦油、煙草、酒類及酒精ノ專賣權侵害行爲ノ豫防ニ必要ナル事項

第二條 鹽腦課ニ庶務係、食鹽生産係、食鹽營業係、樟腦生産係、樟腦製造係及樟腦營業係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

庶務係

- 一 食鹽、樟腦ノ豫算ニ關スル事項
- 二 統計報告ニ關スル事項
- 三 課内ノ文書取扱ニ關スル事項
- 四 他係ノ主管ニ屬セサル事項

食鹽生産係

- 一 鹽田開設ノ許可ニ關スル事項
- 二 鹽田關係工事ノ補助ニ關スル事項
- 三 鹽田豫定地ニ關スル事項
- 四 食鹽ノ品質及生産高ニ關スル事項
- 五 食鹽ノ賠償價格ニ關スル事項
- 六 食鹽ノ製造許可ニ關スル事項
- 七 食鹽ノ收納ニ關スル事項
- 八 食鹽ノ貯藏ニ關スル事項
- 九 製鹽ノ指導及監督ニ關スル事項
- 一〇 食鹽ノ試験ニ關スル事項

- 一 製鹽ノ經濟調査ニ關スル事項
- 二 食鹽ノ變性ニ關スル事項
- 三 製鹽地ノ氣象觀測ニ關スル事項

食鹽營業係

- 一 食鹽ノ豫算經理ニ關スル事項
- 二 食鹽ノ價格ニ關スル事項
- 三 食鹽ノ保管、配給、賣渡及運搬ニ關スル事項
- 四 食鹽ノ賣捌區域及其ノ等級ニ關スル事項
- 五 食鹽ノ販賣者ニ關スル事項
- 六 食鹽ノ商況及經濟調査ニ關スル事項
- 七 食鹽ノ出納ニ關スル事項

樟腦生産係

- 一 製腦許可及製腦業者ニ關スル事項
- 二 腦汁及製腦地域ニ關スル事項
- 三 粗製樟腦、樟腦油ノ生産量日ニ關スル事項
- 四 粗製樟腦、樟腦油ノ補償金ニ關スル事項
- 五 粗製樟腦、樟腦油ノ運搬及納付ノ監督ニ關スル事項
- 六 粗製樟腦、樟腦油ノ鑑定及收納ニ關スル事項
- 七 製腦ノ指導及監督ニ關スル事項

八 製腦試驗ニ關スル事項

九 製腦ノ經濟調査ニ關スル事項

- 一〇 樟林調査ニ關スル事項
- 一一 天然樟樹保護林ニ關スル事項
- 一二 林産物ニ關スル事項

樟腦製造係

- 一 樟腦竝副産物ノ製造計畫ニ關スル事項
- 二 材料、燃料及作業用器具、機械ノ購入ニ關スル事項
- 三 樹腦、樟腦油及副産物ノ保管ニ關スル事項
- 四 工場及倉庫ノ施設ニ關スル事項
- 五 樟腦、樟腦油竝副産物ノ試験檢定ニ關スル事項
- 六 樟腦、樟腦油竝副産物ノ原價計算ニ關スル事項
- 七 工場ノ管理ニ關スル事項

樟腦營業係

- 一 粗製樟腦及樟腦油ノ豫算經理ニ關スル事項
- 二 樟腦、樟腦油及副産物ノ價格ニ關スル事項
- 三 粗製樟腦、樟腦油及副産物ノ配給、賣渡及運搬ニ關スル事項
- 四 樟腦及副産物ノ販賣者ニ關スル事項
- 五 樟腦油ノ再製業者ニ關スル事項

- 六 樟腦及副産物ノ商況及經濟調査ニ關スル事項
- 七 神戸支局ノ樟腦、樟腦油及副産物ノ收納、製造、荷造及販賣ニ關スル事項
- 八 樟腦、樟腦油及副産物ノ賣渡及交付ニ關スル事項

第三條 煙草課ニ耕作係、製造係及營業係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

耕作係

- 一 煙草ノ耕作面積及耕作許可ニ關スル事項
- 二 煙草ノ耕作區域及耕作煙草ノ種類ニ關スル事項
- 三 煙草耕作指示事項ニ關スル事項
- 四 煙草ノ植付検査及收穫高査定ニ關スル事項
- 五 葉煙草ノ賠償價格ニ關スル事項
- 六 葉煙草ノ收納、再乾燥及其ノ輸送ニ關スル事項
- 七 煙草耕作ノ指導及監督ニ關スル事項
- 八 煙草ノ試作及試験ノ指導監督ニ關スル事項
- 九 煙草耕作指導所ニ關スル事項
- 一〇 煙草耕作ノ研究及調査ニ關スル事項
- 一一 葉煙草生産費及物價勞銀調査ニ關スル事項
- 一二 葉煙草ノ鑑定ニ關スル事項
- 一三 煙草耕作組合ニ關スル事項

製造係

- 一 煙草ノ製造計畫ニ關スル事項
- 二 原料、材料、燃料及作業用器具機械ノ購入ニ關スル事項
- 三 原料、材料、製造煙草ノ保管ニ關スル事項
- 四 工場及倉庫ノ施設ニ關スル事項
- 五 煙草ノ試験、鑑定試製ニ關スル事項
- 六 煙草ノ原價計算ニ關スル事項
- 七 煙草副産物ノ處分ニ關スル事項
- 八 工場ノ管理ニ關スル事項
- 九 沒收又ハ損傷煙草ノ處分ニ關スル事項

營業係

- 一 煙草ノ豫算經理ニ關スル事項
- 二 製造煙草ノ購入ニ關スル事項
- 三 製造煙草ノ價格ニ關スル事項
- 四 製造煙草ノ配給、賣渡及運搬ニ關スル事項
- 五 製造煙草ノ引替及買戻ニ關スル事項
- 六 煙草賣捌區域及其ノ等級ニ關スル事項
- 七 煙草販賣者ニ關スル事項
- 八 煙草ノ商況及經濟調査ニ關スル事項
- 九 煙草ノ統計報告ニ關スル事項

- 一〇 課内文書ノ取扱及他係ノ主管ニ屬セサル事項
- 第四條 酒課ニ經理係、製造係及營業係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス
- 經理 係

- 一 酒ノ豫算經理ニ關スル事項
- 二 酒ノ統計報告及公文書ノ取扱ニ關スル事項
- 三 酒ノ諸調査ニ關スル事項
- 四 酒關係ノ守衛其ノ他諸備人ニ關スル事項
- 五 他係ノ主管ニ屬セサル事項

製造 係

- 一 酒類、酒精、白麹及紅麹ノ製造計畫ニ關スル事項
- 二 原料、材料、燃料及作業用器具機械ノ購入、保管及配給ニ關スル事項
- 三 工場及倉庫ノ施設ニ關スル事項
- 四 酒類及酒精ノ試験、檢定試製ニ關スル事項
- 五 酒類及酒精ノ原價計算ニ關スル事項
- 六 酒類及酒精ノ副産物處分ニ關スル事項
- 七 工場ノ管理ニ關スル事項

營業 係

- 一 酒類及酒精ノ購入ニ關スル事項
- 二 酒類及酒精ノ價格ニ關スル事項

- 三 酒類及酒精ノ配給賣渡及運搬ニ關スル事項
- 四 酒類及酒精ノ引替及買戻ニ關スル事項
- 五 變質並損傷酒類及酒精ノ處分ニ關スル事項
- 六 酒類賣捌區域及其ノ等級ニ關スル事項
- 七 酒類ノ販賣者ニ關スル事項
- 八 酒類及酒精ノ商況及經濟調査ニ關スル事項
- 九 麥酒ノ調査ニ關スル事項

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ決議ハ之ヲ廢止ス

專賣局鹽腦課事務分掌内規（昭和二年四月專鹽腦第一〇八〇號決議）

專賣局庶務課事務分掌（昭和二年十月施行）

專賣局煙草課事務分掌規程（昭和六年九月專煙第二六二七號決議）

專賣局酒課事務分掌規程（昭和五年五月專酒第九四六號決議）

訓令第八號（昭和十五年六月八日）

（現 行）

改正 昭和九、六、三〇訓令第九號 同 二、一、一、四、一訓令第七號 同 三、五、二七訓令第一三號

同 一、〇、九、三、三訓令第二五號 同 一、〇、六、三〇訓令第二八號 同 一、四、三、六、八訓令第八號

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 七一七

昭和六年訓令第十二號專賣局各課係事務分掌規程左ノ通改正ス

專賣局各課事務分掌規程

第一條 庶務課ニ秘書係、人事係、文書係、審議係、企畫係、厚生係、阿片係、主計係、會計係、調度係、購買係及工務係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

秘書係

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 局長ノ特ニ命スル事項
- 三 官印ノ管守ニ關スル事項
- 四 儀式典禮ニ關スル事項

人事係

- 一 職員ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 恩給、扶助、死亡賜金並ニ諸手当ニ關スル事項
- 三 職員ノ勤怠ニ關スル事項

文書係

- 一 事務ノ連絡ニ關スル事項
- 二 公文書ノ收受及發送ニ關スル事項
- 三 公文書ノ編纂及保存ニ關スル事項
- 四 局報ニ關スル事項
- 五 廳中ノ取締及衛生ニ關スル事項

- 六 宿直ニ關スル事項
- 七 陳列室ニ關スル事項
- 八 他ノ課、係ノ主管ニ屬セザル事項

審議係

- 一 事業、事務ノ統一及監査ニ關スル事項
- 二 法規ノ改廢及適用ノ審査ニ關スル事項
- 三 官制ノ改廢ニ關スル事項
- 四 會計檢査院審理書ノ答辯ニ關スル事項
- 五 出納官吏及物品取扱主任ノ命免監督ニ關スル事項
- 六 物品、工事及補助事業ノ檢査ニ關スル事項
- 七 取締事務ノ計畫、統一及連絡ニ關スル事項
- 八 民營酒精工場ノ許可及檢査ニ關スル事項
- 九 法令及例規ノ整理編纂ニ關スル事項
- 一〇 專賣品販賣業者ノ信用其ノ他ノ調査並ニ取引商人ノ出入許否ニ關スル事項

企畫係

- 一 事業ノ計畫並ニ宣傳ニ關スル事項
- 二 物資、勞務ノ需給計畫及調整ニ關スル事項
- 三 輸送計畫並ニ配車連絡ニ關スル事項
- 四 國家總動員及資源調査ニ關スル事項

第二章 專賣局官制と專賣官署及臨時職員設置制の沿革 第一節 專賣局官制と其の關係規定變遷の概要 七一九

- 五 防空ニ關スル事項
 - 六 官署長會議ニ關スル事項
 - 七 事業ノ損益調査並ニ原價計算ノ總括ニ關スル事項
 - 八 統計、報告及記録ニ關スル事項
 - 九 專賣事業ノ諸調査ニ關スル事項
 - 一〇 專賣關係事業ノ連絡調整ニ關スル事項
- 厚生 係
- 一 職員及諸備人ノ教養、經濟、保健、衛生其ノ他福利厚生ニ關スル事項
 - 二 諸備人ノ命免監督及賃銀、昇給其ノ他待遇條件ニ關スル事項
 - 三 工場管理ノ調整ニ關スル事項
 - 四 共済組合ニ關スル事項
 - 五 職員又ハ諸備人ノ共同事業ニ關スル事項

阿片 係

- 一 阿片豫算經理ニ關スル事項
- 二 阿片ノ製造計畫ニ關スル事項
- 三 阿片ノ原價計算ニ關スル事項
- 四 原料阿片、藥用阿片ノ購入及出納保管ニ關スル事項
- 五 阿片烟膏、副産物及配合藥品ノ出納保管ニ關スル事項
- 六 阿片烟膏及藥用阿片ノ配給ニ關スル事項

- 七 阿片副産物ノ賣渡ニ關スル事項
- 八 沒收阿片及破罐烟膏ノ處理ニ關スル事項
- 九 阿片ノ統計報告ニ關スル事項

主計 係

- 一 歳入歳出豫算ノ編成及經理ニ關スル事項
- 二 決算ニ關スル事項
- 三 官需物資ノ需給計畫ニ關スル事項

會計 係

- 一 支出ニ關スル事項
- 二 收入ニ關スル事項
- 三 現金又ハ有價證券ノ保管及擔保ニ關スル事項
- 四 貯金ニ關スル事項

調度 係

- 一 物品ノ出納保管及配給ニ關スル事項
- 二 木局内諸備人ノ命免監督ニ關スル事項
- 三 圖書室ニ關スル事項
- 四 不用物品ノ棄却及組替處分ニ關スル事項
- 五 印刷撮影ニ關スル事項
- 六 諸車ノ使用ニ關スル事項

購買係

- 一 物品ノ購入及運搬ニ關スル事項
- 二 土地、建物ノ購入及賃借ニ關スル事項
- 三 諸工事ノ請負ニ關スル事項
- 四 勞力ノ需要ニ關スル事項
- 五 購入物品ノ商況及取引狀況ノ調査ニ關スル事項
- 六 不用物品ノ賣却ニ關スル事項

工務係

- 一 土木建築ノ設計及監督ニ關スル事項
- 二 器具機械ノ設計及監督ニ關スル事項
- 三 國有財産ノ保管ニ關スル事項
- 四 官舎ノ配給取締及衛生ニ關スル事項
- 五 電燈、電力、電話及給水ノ施設其ノ他營繕ニ附帶スル事項
- 六 電話ノ交換ニ關スル事項

第二條 鹽腦課ニ庶務係、食鹽生産係、食鹽營業係、樟腦試驗係、樟腦製造係及樟腦營業係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

庶務係

- 一 事務連絡ニ關スル事項
- 二 文書取扱ニ關スル事項
- 三 食鹽及樟腦ノ豫算ニ關スル事項

- 四 統計報告及調査ニ關スル事項
- 五 他係ノ主管ニ屬セザル事項

食鹽生産係

- 一 食鹽ノ生産計畫ニ關スル事項
- 二 鹽田開設ノ許可ニ關スル事項
- 三 鹽田豫定地ニ關スル事項
- 四 食鹽ノ賠償價格ニ關スル事項
- 五 食鹽ノ品質及生産高ニ關スル事項
- 六 食鹽ノ製造、收納及貯藏ニ關スル事項
- 七 粉碎鹽ノ原價計畫ニ關スル事項
- 八 製鹽ノ指導監督ニ關スル事項
- 九 鹽田關係工事ノ補助ニ關スル事項
- 一〇 食鹽ノ變性ニ關スル事項
- 一一 食鹽ノ試驗ニ關スル事項
- 一二 製鹽地ノ氣象觀測ニ關スル事項
- 一三 食鹽ノ價格ニ關スル事項
- 一四 食鹽ノ保管、配給、賣渡及運搬監督ニ關スル事項
- 一五 食鹽賣捌區及其ノ等級ニ關スル事項
- 一六 食鹽販賣業者及其ノ組合ニ關スル事項

- 一七 食鹽ノ商況調査及經濟調査ニ關スル事項
- 一八 食鹽ノ出納ニ關スル事項

樟腦生産係

- 一 粗製樟腦、樟腦油ノ生産計畫及生産監督ニ關スル事項
- 二 曬灶及製腦地域ニ關スル事項
- 三 曬長及晒丁ニ關スル事項
- 四 粗製樟腦、樟腦油ノ生産諸費ノ制定及原價計算ニ關スル事項
- 五 製腦技術ノ指導監督ニ關スル事項
- 六 製腦用器具機械ノ配給ニ關スル事項
- 七 樟林ノ調査及保続ニ關スル事項
- 八 製腦關係林野事務ニ關スル事項

樟腦試驗係

- 一 山許製腦試驗ニ關スル事項
- 二 樟木及樟林試驗ニ關スル事項

樟腦製造係

- 一 樟腦、副産物ノ製造及試験計畫ニ關スル事項
- 二 材料、燃料及作業用器具機械ノ定數査定及保管配給ニ關スル事項
- 三 工場、倉庫ノ施設及工場管理ニ關スル事項
- 四 樟腦、樟腦油及副産物ノ原價計算ニ關スル事項

樟腦營業係

- 一 樟腦、樟腦油及副産物ノ價格ニ關スル事項
 - 二 粗製樟腦、樟腦油及副産物ノ配給、賣渡及運搬監督ニ關スル事項
 - 三 樟腦及副産物ノ販賣業者並ニ樟腦油ノ再製業者ニ關スル事項
 - 四 樟腦、副産物ノ商況及經濟調査ニ關スル事項
 - 五 神戶出張所ノ樟腦、樟腦油及副産物ノ收納及販賣ニ關スル事項
- 第三條 樟腦課ニ庶務係、耕作係、製造係及營業係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

庶務係

- 一 事務連絡ニ關スル事項
- 二 文書取扱ニ關スル事項
- 三 煙草ノ豫算ニ關スル事項
- 四 統計報告及調査ニ關スル事項
- 五 他係ノ主管ニ屬セザル事項

耕作係

- 一 煙草ノ耕作面積及耕作許可ニ關スル事項
- 二 煙草ノ耕作區域及耕作煙草ノ種類ニ關スル事項
- 三 煙草耕作指示事項ニ關スル事項
- 四 煙草ノ植付検査及收穫高査定ニ關スル事項
- 五 葉煙草ノ賠償價格ニ關スル事項

- 六 葉煙草ノ鑑定、收納及再乾燥ニ關スル事項
- 七 煙草耕作、試作ノ指導及監督ニ關スル事項
- 八 葉煙草ノ試験ニ關スル事項
- 九 煙草耕作組合ニ關スル事項

製造係

- 一 煙草ノ製造計畫ニ關スル事項
- 二 原料葉煙草ノ購入ニ關スル事項
- 三 原料、材料、燃料及作業用器具機械ノ定數査定、規格及保管配給ニ關スル事項
- 四 工場、倉庫ノ施設及工場管理ニ關スル事項
- 五 煙草ノ原價計算ニ關スル事項
- 六 煙草副産物ノ處分ニ關スル事項
- 七 煙草ノ賣渡ニ關スル事項
- 八 製造煙草ノ試験及試製ニ關スル事項

營業係

- 一 製造煙草ノ價格ニ關スル事項
- 二 製造煙草ノ配給、賣渡及運搬ノ監督ニ關スル事項
- 三 煙草賣捌區域及其ノ等級ニ關スル事項
- 四 煙草販賣業者及其ノ組合ニ關スル事項
- 五 製造煙草ノ購入ニ關スル事項

- 六 變質又ハ損傷煙草ノ處分認可ニ關スル事項
- 七 煙草ノ商況及經濟調査ニ關スル事項

第四條 酒課ニ庶務係、材料係、製造係及營業係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

庶務係

- 一 事務連絡ニ關スル事項
- 二 文書取扱ニ關スル事項
- 三 酒及酒精ノ豫算ニ關スル事項
- 四 統計報告及調査ニ關スル事項
- 五 他係ノ主管ニ屬セザル事項

材料係

- 一 原料、材料、燃料ノ定數査定、規格及保管配給ニ關スル事項
- 二 包装材料ノ回收ニ關スル事項

製造係

- 一 酒類、酒精、白楠、紅楠ノ製造計畫及製造監督ニ關スル事項
- 二 工場、倉庫ノ施設及工場管理ニ關スル事項
- 三 酒類、酒精及揮發油ノ試験ニ關スル事項
- 四 酒類及酒精ノ原價計畫ニ關スル事項
- 五 變質又ハ損傷酒類及酒精ノ處分ニ關スル事項
- 六 酒類賣捌區域及其ノ等級ニ關スル事項

- 七 酒類、酒精ノ販賣業者及其ノ組合ニ關スル事項
- 八 酒類、酒精ノ商況及經濟調査ニ關スル事項
- 第五條 各係ニ係長ヲ置キ副參事、技師、書記又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ
- 前項ノ規定ニ拘ラズ副參事ヲシテ二以上ノ係事務ノ統轄ヲ命スルコトアルヘシ

第二節 臨時職員設置制

專賣局職員の定員は、前彼の如く幾多の増減ありたるが臨時事務中稍恒久性を有する性負のものに對しては、常時定員を以てしては充分ならざるが故に、臨時職員設置の制を立つるの要あり、此の趣旨に依り「大正七年六月勅令第百三十四號を以て樟樹調査に關する事務に從事せしむる爲、臺灣總督府專賣局に書記技手を通じ七名の定員を設置するの制を公布したるところ、大正九年五月勅令第百三十二號を以て臺灣總督府内の臨時職員を統轄するの要ありとし、右の樟樹調査の臨時職員は、此の勅令中の第二條に制定し同時に勅令第百三十四號は之を廢止したり、次で大正九年十二月勅令第百六十號を以て右樟樹調査に從事する職員を第一條の一號とし、第二號として鹽田擴張に關する事務に從事する者として、書記專任一人技手專任二人、第三號として鹽田適地調査に關する事務に從事する者として、書記專任一人技手專任四人の職員を増置すること、なれり。」

大正十一年三月勅令第百五十四號を以て臨時職員設置制第二條第二號及第三號を左の如く改めたり。

- 二 酒類專賣に關する工場其の他の建築及設備に從事する者
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任十五人

同條第三號中「書記專任一人」を削り「技手專任四人」を「三人」に改む。

「右の結果鹽田擴張に關する事務に從事する者の職員は削除し、同條第三號の鹽田適地調査に關する事務に從事する書記を削除し、技手四人を三人とするに至りたり、更に大正十三年十二月勅令第四百二十八號を以て臺灣總督府内臨時職員設置制の改正あり、臺灣總督府專賣局に關する部分は其の第三條として、次の條項を存置するに至れり。」

- 第三條 酒類專賣に關する工場其の他の建築及設備に從事せしむる爲臺灣總督府專賣局に左の職員を増置す
 - 技師 專任一人
 - 技手 專任六人

茲に於て大正七年勅令第百三十四號を以て創設せられ、其の後大正九年勅令第百三十二號第百六十號及大正十一年勅令第百五十四號を以て改正せられし臨時職員設置制は、酒專賣に關するものみに止まり、他の職員は廢止削減するに至り、其の後昭和八年六月酒專賣に關する工場其他の建築及設備に從事したる技師一人、技手五人を廢止し十一年十二月煙草工場増設に要する技手三人を増置し、十二年十二月煙草工場増設に關する事務に從事するもの技手三人、清酒工場増設に關する事務に從事する者技師一人、技手三人を設置し現在に至る。

臨時職員設置沿革略記

年次	勅令番號	摘	要
大正 七、六、一八	第三四號創始	樟樹調査ニ關スル事務ニ從事スル爲	書記 七人設置。
同 九、五、二二	第一三二號改正	臺灣總督府内臨時職員設置制中專賣局ニ樟樹調査ニ關スル事務ニ從事スル爲	技手 七人設置。前號勅令廢止。

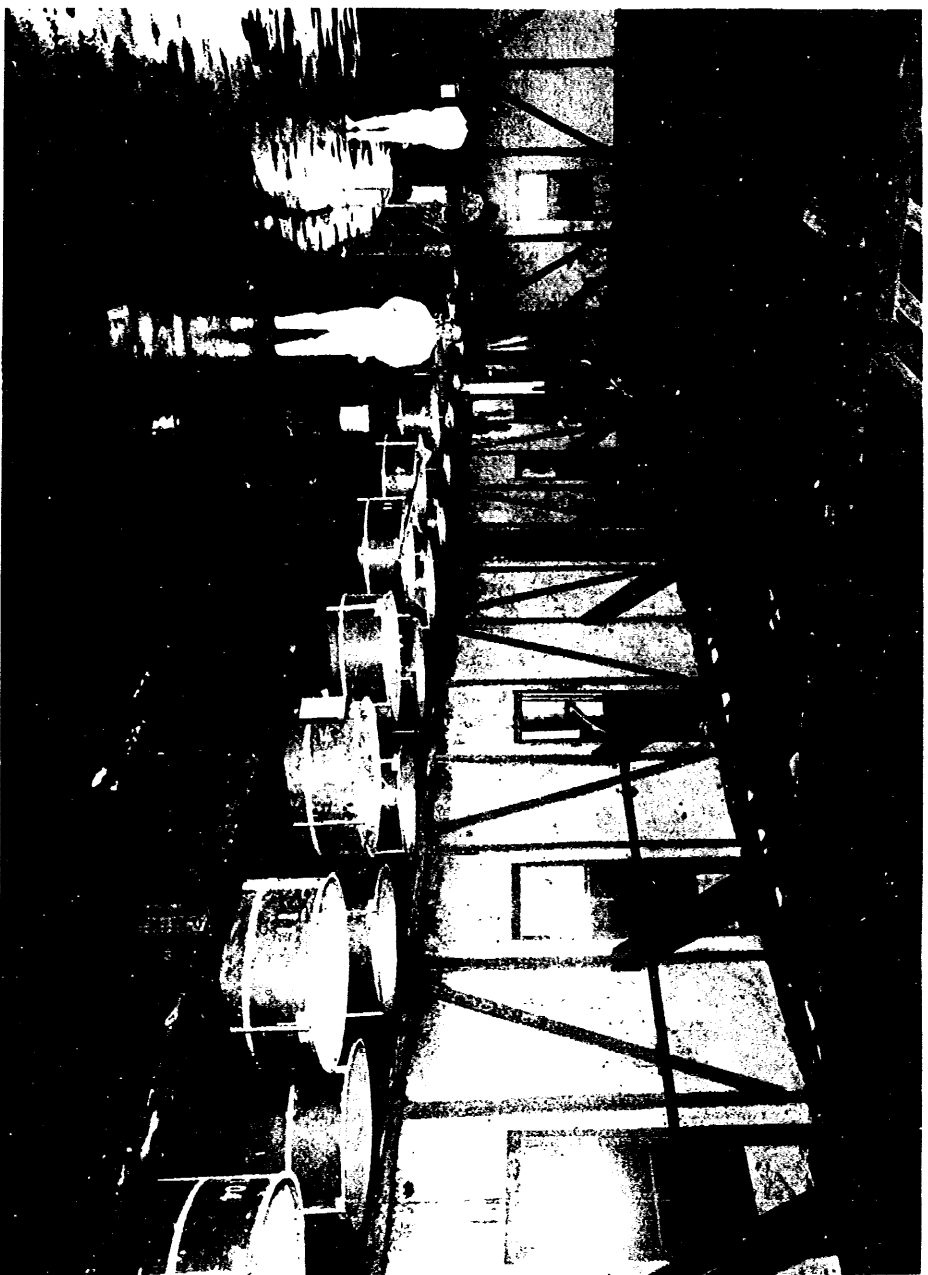
同九、二、八	第五六〇號改正	鹽田擴張事務ニ従事スル爲書記一人、技手二人、鹽田適地調査ノ爲書記一人、技手四人設置。
同三、三、三一	第一五四號改正	酒類專賣ニ關スル工場其ノ他建築及設備ニ従事スル爲技師一人、技手十五人臨時設置。
同三、三、三一	第一五四號改正	鹽田擴張事務ニ關スル職員削除廢止。
同三、三、三一	第一五四號改正	鹽田適地調査事務ニ従事スル職員書記一人削除、技手四人ヲ三人ト改ム。
昭和三七、八、一六	第三三五號改正	酒類專賣事務ニ關スル事務ニ従事スル技手十五人ヲ六人トシ鹽田適地調査職員及樟樹調査職員削除。
同八、六、二〇	第一六一號改正	第三條中技手六人ヲ五人ニ改ム。
同二、二、二、八	第四二六號改正	第三條削除。
同二、二、二、四	第七四〇號改正	第七條樟草工場増設ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ技手三人ヲ増置ス。
		第七條樟草工場増設ニ關スル事務ニ従事スル者技手三人
		酒工場増設ニ關スル事務ニ従事スル者技師一人技手三人ヲ増置ス。

第三章 酒類製造設備

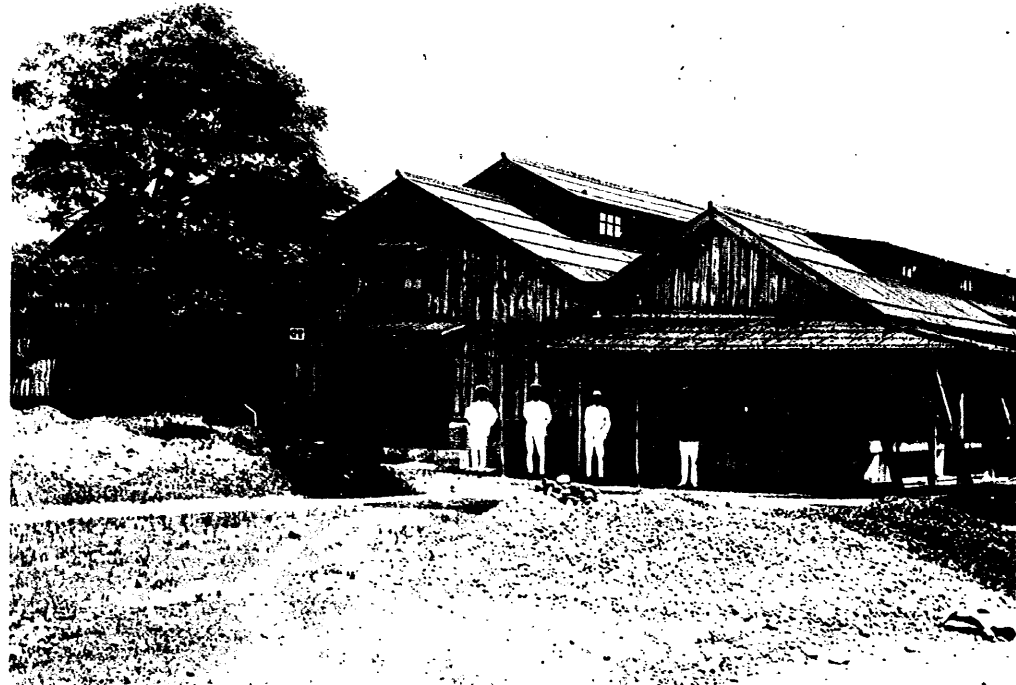
臺灣酒類專賣制度の實施に當りては之に關する法規制定と同時に之が衝に當る機關の設置を要し酒類製造工場設備を必要とするに至りたるが本章に於ては専ら酒類製造工場器具機械の徵收使用に關聯する事項に付敘述すべし。

第一節 製造工場の徵收

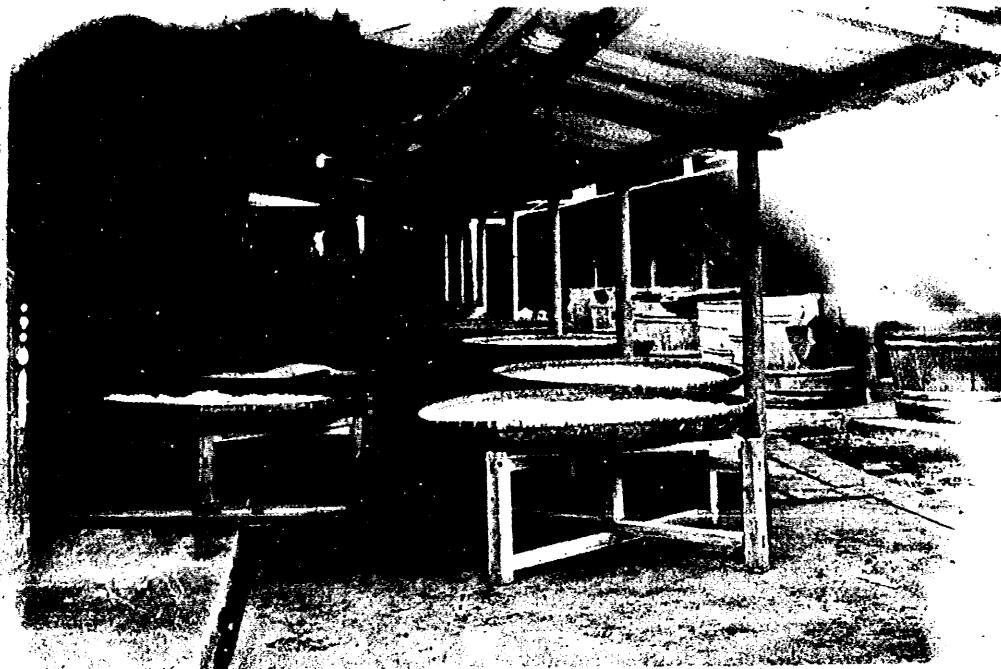
專賣制度實施の際從來の酒類製造者及其の所有に係る土地建物は、之を徵收使用し得ることとなり即ち臺灣酒類專賣令第二十七條第一項中に本令公布の際現に存する酒類製造用の建物及敷地は政府に於て之を徵收し又は使用するこ



(中略) 場 器 在 酒 類 專



(中 葉) 場 工 酒 米 哲



(北 葉) 場 米 蒸 酒 米 哲



(南 臺) 場 米 蒸 酒 米 酒



(關 宜) 場 却 冷 米 蒸 酒 米 酒



(中 臺) 場込仕酒米ル依=法種白



(北 臺) 場 餾 蒸 酒 米 紹



(中 臺) 場 簡 蒸 酒 米 舊



(北 臺) 槽 鐵 長 良 改 込 仕 酒 米 用 使 桶 白

實法ロミア後、良改にクンタ長木年三和昭をの込仕缸は酒米來従
に良改法込仕酒缸年四十和昭に更、用使てしとクンタ込仕酒缸に共と施
。りせ造改にクンタ品製半酒米を之りよ



(關宜) 壘込仕酒紅舊

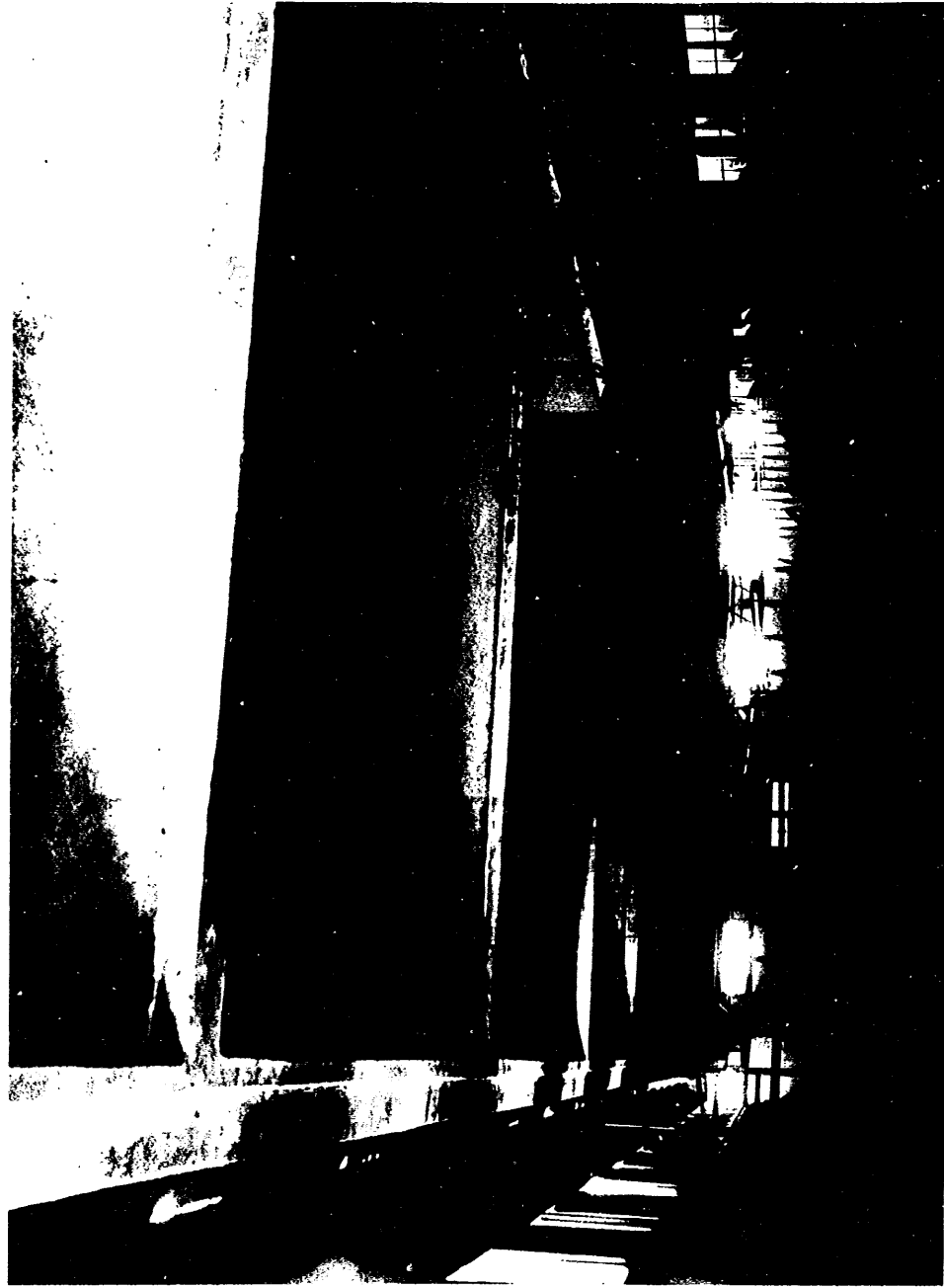


(北豪) 庫倉酒紅舊



(義嘉) 機 籠 蒸 ス ゲ ル イ

有樂園群像 (原)



原 器 飾 (塚 井)



とを得との趣旨を規定せり、之は政府に於て工場を一時に設置すること能はざる事情ありたると、一は従來相當の設備を爲し製造し來れるもの、酒類專賣令實施後に於ては當然其の施設不用に歸するを以て徵收を受くる方當業者としても却て有利の状態に置かるべき事情ありたるに依り政府に於て繼續作業の必要見込ある地方に於ては相當の工場は之を徵收使用するの見込を以て、其の準備計畫を樹てたり。

第一款 徵收工場設備の概況

酒類製造工場の豫定地としては、當初より都會地を主として臺北、臺中、嘉義、臺南、高雄等の主要都市に設置せむとするの計畫を立て其の調査を進めたるも、其の後更に實地の情況を考察するに酒類は運搬に費用を要すること多きを以て成るべく消費地に接近して工場を配置する必要あり、且又交通不便なる地方に於ては一度交通機關に支障を生ずることあらんか、酒類の供給に大なる蹉跌を來たすこととなるべきを以て這般の事情をも考慮するの要あり、更に従來の酒造地方は其の多くは酒造業を中心として養豚飼養の副業を營むを常とせるを以て、斯る副業に對しても成るべく急激なる變化を與ふることなき様注意するの要あり、制度實施の當初に於ては臺北、樹林、新竹、豐原、臺中、埔里、嘉義、斗六、臺南、屏東、旗山、恒春、宜蘭、花蓮港及臺東を工場豫定地と爲すの方針を探れり、而して之等各地に於て左の十工場を以て徵收工場とすべく協議を進むることとなしたり。

樹林	樹林紅酒株式會社
臺中	大正製酒株式會社
嘉義	大正製酒株式會社
豐原	中部製酒公司

埔里	埔里社酒造株式會社
臺南	臺南製酒株式會社
旗山	旗山釀造株式會社
恒春	恒春芳釀株式會社
宜蘭	宜蘭製酒株式會社
臺東	增永三吉

然るに徵收協議の結果豊原工場は敷地と建物と所有者を異にし敷地の所有者並接續地の所有者は法外なる地價を要求して止まざるを以て協議を進行すること困難なりと認め、之を借上使用することに改め、猶斗六の大正製酒株式會社工場、花蓮港の宜蘭振拓株式會社及臺北の臺灣製酒株式會社は當初借上使用の豫定なりしも、之を改めて徵收と爲し、合計十二工場を徵收するに至れるなり、今各工場の設備を左に記載すべし。

一、宜蘭製酒株式會社宜蘭工場 (臺北州宜蘭郡宜蘭街)

林春雲、黃阿用、黃西、黃兆等を主たる株主とする本島人出資會社にして資本金二百六十萬圓、拂込六十五萬圓にして宜蘭及頭圍の兩工場を有す、内宜蘭工場は規模相當に整ひ、蒸餾設備と貯藏場の増設を行ふときは宜蘭方面に消費せらるべき米酒四千五百石、紅酒七千石の製造に充分なりと認め之を徵收せり。

二、樹林紅酒株式會社 (臺北州海山郡樹林街)

黃經青、周店山、黃逢時を主たる出資者とし二百餘名の株主を以て組織せる株式會社にして資本金百五十萬圓拂込三十七萬五千圓、工場は本島在來式にして必ずしも完備せりとは云ひ難きも、紅酒貯藏庫は比較的整備し居れると、臺北市に近く地勢附近に水田多く將來擴張の餘地あり水利に恵まれたると、又從來所謂樹林紅酒と

して相當製品は全島に普く其の聲價を有し來りたる傳統的沿革をも尊重し、引續き製造をするを有利と認め之を徵收せり。

三、大正清酒株式會社臺中工場 (臺中州臺中市)

赤司初太郎、前田榮吉、加島安次郎、長谷川録五郎を主たる株主とす、資本金百五十萬圓、拂込金百十二萬五千圓なり、臺中、嘉義、斗六、北港及内地に工場を有す、内臺中工場は酒精及再製清酒を主として製造し來れり、專賣後は清酒工場と爲し、西部臺灣一帯の消費量の殆ど全部を同工場に於て製造供給せむとせるものにして又其の副産物たる酒糟より從來燒酎を製造し居りしにより、之を繼承せんとしたると其他該地方の嗜好たりし高粱酒の製造をも此處に行はむとしたり、工場は清酒工場の外米酒工場もあり共に多少の修補を加ふるときは相當期間使用に堪ふべく且附近は工場豫定地として擴張の餘地充分なるに依り本工場を徵收して差當り清酒、米酒、燒酎、高粱酒等を製造し漸次改築工事を爲し其の發展を圖らんとする計畫を立てたり。

四、中部製酒公司 (臺中州豐郡豐原街)

胡文士、楊棕、郭振英等十二名の出資より成る舊慣的一種の組合にして出資額五萬圓規模小なりと雖最近の設立に係り比較的組織備はり同地以東山手方面への供給工場として適當にして米酒五千五百石を製造するの能力ありたり。

五、埔里社酒造株式會社 (臺中州鹿港郡埔里街)

許道南、杉山昌作、松本志魯雄、竹崎早苗等本島人十六名、内地人六名の出資に係る株式會社にして資本金五萬圓、拂込二萬二千五百圓なり、規模小なれども同地方は交通不便にして他より供給を受けしむるは不經濟なるが故に之を徵收し、自給自足の計畫にて清酒五百石、糯米酒二百石、米酒三千三百石の製造を爲さんとせり。

六、大正製酒株式会社嘉義工場（臺南州嘉義郡嘉義街）

糖蜜酒工場として「タンク」の増設を爲すときは、優に全島に供給すべき糖蜜酒及藥酒其の他の原料酒精の大部分を醸造し得る設備を有す、又糖蜜酒の製造の原料關係より見るも同工場は最も地の利を得たりと謂ふべく唯工場の一部が縦貫道路の敷地に充當せらるゝ豫定と爲り居たるは多少利用の効果を減殺することゝなるべきも、一部隣接地に擴張の餘地を有するが故に同工場を徵收し糖蜜酒四萬三千石の製造工場に充當の計畫を立てたり。

七、臺南製酒株式会社（臺南州臺南市）

蔡儀斌、陳添基、蔡淵昌等百四十六名の株主に依り成る會社の工場にして、同社は資本金三十萬圓、拂込金七萬五千圓なり、工場は市の一端に偏在し位置良好ならざれども同市には他に適當なる工場なきにより之を徵收し米酒三千六百石、糯米酒五百石の製造工場に充當の計畫を立てたり。

八、旗山釀造株式会社旗山工場（高雄州旗山郡旗山街）

宋銘經、吳萬順、林朝陽等二十六名の出資會社にして旗山、杉林、美濃、新威に工場を有し、資本金十五萬圓拂込金三萬七千五百圓、工場の設備大ならざれども最近の設立に係り比較的組織整ひ居るを以て同工場を徵收し以て同地東北一帯の自給自足を爲し米酒五百石を製造の計畫を爲したり。

九、恒春芳釀株式會社恒春工場（高雄州恒春郡恒春街）

許連升、葉霖、郭增興等二十八名の出資に係る會社にして、恒春、車城、滿州に工場を有し、資本金二十萬圓拂込金五萬圓工場組織整へりと云ふべからざるも漸次改修を行ふこととし恒春工場を徵收し旗山と同様自給自足を期する計畫を立てたり、米酒千二百石は工場一部の増設に依り製造實行の豫定を以て進みたり。

十、增永三吉工場（臺東廳臺東街）

增永三吉個人の經營に係り設備完全なりと謂ひ難きも同地方唯一の工場にして、同方面に對する酒類供給の爲急速に工場を建設するを得ざるにより、少しく設備を擴張して、臺東廳下に於ける主たる消費酒類、米酒六百石、糖蜜酒二千二百石、泡盛七百五十石、藥酒五十石、合計三千六百石を製造せむとする見込を以て之を徵收のこととせり。

十一、臺灣製酒株式會社（臺北州臺北市）

曩に借上使用の豫定なりしも各種の洋酒、藥酒等の再製加工工場は特殊工場として設置するの要あり又豫定計畫に依る工場の新設は歲計の都合上相當繰延べざるべからず隨て補充工場の必要あり是等事情の下に同會社を此の際徵收することとせり。

十二、大正製酒株式會社斗六工場（臺南州斗六郡斗六街）

借上使用の豫定なりしも、豫定計畫に依る工場の新設は、是亦歲計の都合上繰延を要し之が補充工場の必要生じたるが、斗六工場は原料蒐集の關係に於て至便の地位を占め工場も比較的統一し居るを以て補充工場として利用し得るものと認め徵收することとせり。

十三、宜蘭振拓株式會社花蓮港工場（花蓮港廳花蓮港街）

同工場は曩に使用工場となすに決定し使用料に付協議を進むると共に工場豫定地の選定に着手したるに豫定地としては同工場所在地接續の市街地以外には適當の場所なく、而して同工場の使用料に付調査するに、偏僻の地とて賃率甚だ高く年額三千圓を稱べ當局豫定範圍額にて承諾せしむること至難にして、一面歲計の關係上豫定計畫の如く急速に工場を新營することは容易ならざるものあり自然數年間使用繼續するものとせば高價なる

使用料を以てすることとなり却て不経済となるを以て、之を徴收することとなしたるものなり、當初本工場を徴收工場に加へざりしは、糖蜜酒製造の残渣處置設備として多額の経費を要する爲、他に適地を選定して新營するの見込なりしも、事情困難の事實と市街附近に適當なる場所なくさりとて、市街より離れたる地に置くこと亦不経済なるに依り、所要の糖蜜酒は他より供給を受くることとし、此の際同工場を徴收することに變更したるものとす。

臺中州豊原郡豊原街中部製酒公司是、土地の徴收價格協議纏らず不當の價格を固執し應ぜざりしにより交渉を打切り使用工場に改めたるものとす。
各工場の設備能力左の如し。

徴收工場設備

工場別	經營者別	建物			敷地			現製造能力		徴收後ノ製造能力	
		棟數	坪數	坪數	坪數	坪數	坪數	蒸餾酒	清酒	蒸餾酒	清酒
宜蘭製酒株式會社	本島人	七	三、四〇〇	五	三、五〇〇	七	四、四〇〇	三、〇〇〇	四〇〇	四、五〇〇	五〇〇
臺南製酒株式會社	同	二	一、三〇〇	一	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
旗山釀造株式會社	同	三	一、二〇〇	一	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
恒春芳釀株式會社	同	五	一、五〇〇	一	一、〇〇〇	七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
中部製酒公司	同	四	一、六〇〇	一	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
埔里社酒造株式會社	同	九	一、三〇〇	一	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
樹林紅酒株式會社	同	五	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇
大正製酒株式會社嘉義工場	内地人	一〇	一、四〇〇	四	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇

同	臺中工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
增永三吉工場	同	三	八、〇〇〇	五	二、五〇〇	六	五、〇〇〇	五	五、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
大正製酒株式會社斗六工場	同	一	一〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
臺灣製酒株式會社	本島人	五	四、八〇〇	一	一、〇〇〇	六	三、九〇〇	三	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
宜蘭製酒株式會社	同	三	三、八〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
花崗振拓産業株式會社	同	九	三、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇

備考 中部製酒公司是徴收決定を變更し使用工場に變更したるものとす。

第二節 徴收工場の調査

制度實施に先ち之が準備調査を爲すの要ありたるを以て大正十一年三月十八日より同三十一日に至る十四日間に第一回調査を爲したる結果之が實質的調査を爲すの時期に達したるにより大正十一年五月五日專賣局長訓令第三十九號を以て左記調査手續を規定し之が調査に取りかかれり。

徴收使用物件調査手續

- 庶務課
- 酒課
- 專賣支局 (除神戸)
- 專賣支局出張所

訓令第三十九號 (大正十一年五月五日)

第三章 酒類製造設備 第二節 徴收工場の調査

臺灣酒類專賣令第二十七條ニ依ル徵收物件調査手續別冊ノ通相定メ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徵收使用物件調査手續

- 第一條 土地ノ徵收價格ハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ決定スヘシ
 - 一 附近類地ノ最近賣買實例ヲ成ルヘク三件以上調査シ之ヲ平均スルコト若シ該實例ナキトキハ貸賃價格ヲ調査スルコト
 - 二 買入價格及買入年月ヲ調査シ證據書類アラハ之ヲ提示セシメ其ノ寫ヲ提出セシムルコト
 - 三 土地臺帳ノ地番、地目及等則ヲ調査スルコト
 - 四 登記簿謄本又ハ抄本ヲ提出セシメ其ノ權利ヲ認ムルコト但シ未登記ノ土地ハ市街庄ノ證明ヲ以テ謄本又ハ抄本ニ代フルコトヲ得
 - 五 所有者ノ希望價格ヲ申出テシムルコト
- 第二條 建物ノ徵收價格ハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ決定スヘシ
 - 一 前條第三號乃至第五號ノ事項ヲ調査スルコト
 - 二 建築又ハ買入價格及其ノ年月ヲ調査シ證據アラハ之ヲ提示セシメ其ノ寫ヲ提出セシムルコト
 - 三 火災保險ニ附シタルモノハ其ノ保險證寫ヲ提出セシムルコト
 - 四 別表第一號ノ建物價格調査標準ニ照シ建物ノ構造ニ依リ新設價格ヲ算出シ其ノ使用年數ニ應シ現存ノ假定價格ヲ求ムルコト但シ現存物件ノ保存ノ程度使用ノ適否等ヲ參酌シ二割以内ノ増減係數ヲ適用勘案スルコト
 - 第三條 器具ハ製造場ニ現存スルモノニシテ所有者ノ希望アルモノニ限り之ヲ徵收スルコト、シ其ノ價格ハ前條第二號及第四號ニ準シ別表第二號ノ器具價格調査標準ニ照シ決定スヘシ
 - 第四條 機械ノ徵收價格ハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ決定スヘシ
 - 一 機械ヲ原動機ト作業機械トニ區別スルコト

- 二 作業機械ハ總テ徵收シ原動機ハ徵收工場及使用工場ニ在リテハ全部徵收シ其ノ他ニ在リテハ所有者希望アルモノニ限り之ヲ徵收スルコト
- 三 徵收工場ニ於テハ据付ニ要シタル費用ヲ合算非徵收工場ニ在リテハ之ヲ合算セサルコト
- 四 徵收價格ハ第二條第二號及第四號ニ準シ別表第三號ノ機械價格調査標準ニ照シ之ヲ決定スルコト
- 第五條 毀損又ハ腐朽シ利用ノ途ナキ器具機械ハ成ルヘク徵收セサル方針ヲ以テ所有者ト協議スヘシ
- 第六條 使用土地及建物ニ對スル使用料ハ第一條及第二條ニ依リ算出シタル現存價格及其ノ他ニ於ケル賃貸料ヲ參酌シ決定スヘシ
- 第七條 徵收物件又ハ使用物件ニ付調査ヲ爲シタルトキハ調査ニ記入整理スヘシ
- 第八條 徵收物件又ハ使用物件トシテ調査ヲ了シタルトキハ徵收調査ニ記入シ徵收物件又ハ使用物件ニハ徵收票ヲ付スヘシ但シ調査員ハ其ノ調査番號欄ニ捺印スヘシ
- 第九條 徵收又ハ使用ノ爲使用スヘキ徵收票徵收日録、使用日録及調査ハ別記様式ニ依リ作成スヘシ

第一號表 建物價格調査標準

構 造	新設價格		保 存			
	一坪	價格	臺 南	北 港	臺 中	南 港
煉瓦造平家建小屋木造内地瓦葺	一六〇	至	三二〇	三三〇	三三〇	三三〇
同 臺灣瓦葺	一三〇	至	二七〇	二八〇	二八〇	二八〇
煉瓦造二階建小屋木造内地瓦葺二階板張	二一〇	至	四二〇	四三〇	四三〇	四三〇
煉瓦造二階建小屋鐵木混合内地葺二階鐵筋コンクリート	三三〇	至	六六〇	六八〇	六八〇	六八〇

煉瓦造二階建小屋木造豪灣瓦葺	一九〇	至自	三〇五	至自
煉瓦造三階建小屋木造内地瓦葺床鐵筋コンクリート	六〇〇	至自	四二〇〇	至自
煉瓦造三階建小屋木造豪灣瓦葺床板張	四八〇	至自	三〇五〇	至自
木造平家建腰煉瓦積小屋木造内地瓦葺床疊敷	一七〇	至自	二一〇〇	至自
木造平家建腰煉瓦積小屋木造内地瓦葺内部柱ナシ	一一〇	至自	二〇三〇	至自
木造平家建腰煉瓦積小屋木造豪灣瓦葺	一一〇	至自	二一三〇	至自
木造平家建腰煉瓦積小屋木造豪灣瓦葺	一一〇	至自	二一三〇	至自
同	六六	至自	〇六	至自
同	六六	至自	〇六	至自
九太造平家堀建小屋丸太造豪灣瓦葺	六二	至自	六四	至自
九太造二階堀建小屋丸太造豪灣瓦葺	九〇	至自	八五	至自
九太造三階建小屋丸太造豪灣引鐵板葺	一一〇	至自	九六	至自
土塊造平家建小屋丸太造豪灣瓦葺	六〇	至自	四八	至自
煉瓦土塊混用平家建小屋丸太造豪灣瓦葺	六五	至自	五九	至自
煉瓦土塊混用二階建小屋丸太造豪灣瓦葺	八五	至自	五九	至自

門柱煉瓦造木製扉付	三〇〇	至自	八五	至自
門柱煉瓦造明ヶ放シ	一一〇	至自	三〇五	至自
煉瓦塀	二二	至自	三二	至自
板塀	一五	至自	六四	至自
板塀	一六	至自	六四	至自
竹垣	七	至自	七四	至自
竹垣	七	至自	七四	至自
土壘	八五〇	至自	七四	至自
土壘上端埜構	五	至自	六四	至自
排水溝煉瓦積モルタル塗	四	至自	五〇	至自
排水溝埋込土管伏	六	至自	〇五	至自
暗渠煉瓦及玉石モルタル積(水路用)	三五〇	至自	〇六	至自
貯水用暗渠煉瓦積	四	至自	五〇	至自
土壘芝植付バンプワイヤ	五	至自	五五	至自
煉瓦造モルタル塗タンク(三〇石以下)	一〇八	至自	五七	至自
同(三〇石ヨリ五〇石迄)	八六	至自	五七	至自

第三編 創業施設

同	同	同
	(五〇石ヨリ百石迄)	
	(百石ヨリ二百石迄)	
	(二百石以上)	
	二五 四〇	六四

備考 特に交通不便の地にある建物に付ては別に相當の新設價格を定むる事を得。

第三號表

酒造用器具價格調査標準

名	稱	保存年限	摘	要
桶	類	八年	内地製普通品ニシテ特製赤身ノモノハ二倍トス福州杉材ノモノハ其ノ材質ニ應シ二分ノ一！三分ノ一トス	
暖氣	櫓	八年	桶ニ準ス	
甑		二〇年	桶ニ準ス	
釜		五年		
蒸籠		三年		
麴板		七年		
箒		三年		

米	箒	搗	挽	櫓	蒸	蓋
籬	白	白	白	匙		
二年	二年	三年	三年	二〇年		
				八年		
				土陶器製		
				木		

備考

- 一、徵收價格は地方別の時價に基き算定すべし。
- 二、保存年限及價格の決定に付ては仍左記事項を考察すべし。
- イ 形状、使用材料、製作の精粗
- ロ 用途及作業時力の長短
- ハ 取扱方の良否

第三號表ノ二

試験用器具機械價査標準

天	名	稱	保存年限	摘	要
		秤	三〇年		

第三章 酒類製造設備 第二節 徵收工場の調査

顯微鏡	三〇年
硝子器具	二〇年
金屬製器具 (白金製を除く)	一〇年
白金製器具	三〇年

備考

一、第二號表備考第一第二を適用す。
二、度量衡器類の時價は大正十一年一月發給總務府度量衡所發行の販賣價格表に依る。

第三號表

機械價格調査標準

名稱	種別	保存年限	摘	要
圓筒式汽罐	汽罐	二十五年	以上ノ年限内ニ一回ノ火管交換ヲ要ス	
火管式汽罐	汽罐	十五年	以上ノ年限内ニ一回ノ水管交換ヲ要ス	
水管式汽罐	汽罐	十五年		
凝縮機	關	二十年		
不凝縮機	關	二十年		
電動機	機	十年		

作業機械	雜設備	保存年限	摘	要
蒸餾器		十五年		
蒸餾機		二十年		
瀘過機		十五年		
洗米機		十五年		
冷却機		二十年	アンモニア壓搾機ヲ含ム	
壓搾機		十年		
打栓機		十年		
洗綿機		十年		
洗瓶機		十年		
瓶詰機		十年		
唧筒		十五年		
エレベーター		十五年		
コンベイヤ		十五年		
スチームトラップ		十年		
傳導裝置		三十年		
連接管		五年		
軌條		五年		

第三章 酒類製造設備 第二節 醸造工場の調査

第三編 創業施設

工具類	旋盤	十五年
穿孔機	十五年	
スパンナー類	十五年	

備考

保存年限及價格は次の條項により多少増減あることを知るべし。

- 一、構造上に起因するもの、形状、使用材料、製作方法等。
- 二、据付上に起因するもの、据付場所の乾濕、基礎及煉瓦積の良否等。
- 三、作業上の種類に起因するもの、作業時間の長短、壓力の高低、溶液の種類等。
- 四、使用燃料及水質に起因するもの。
- 五、取扱法の良否に起因するもの。

徴收物件調査書

No.	品目	所有者
No.	品目	所有者
No.	品目	所有者

No.	品目	所有者
専 賣 局		

No.	品目	所有者
専 賣 局		

土地

徴收物件調査書 (州、郡)

住所 所有者 氏名

番地

番地	地目	坪數	土地		買入年月	買入價格	買入時價格	現在價格	現在價格	備考
			番	等						

第三編 創業施設

建物

徵收物件調査 (州、郡)

住所
所有者 氏名

番地

番號	構造	用途	坪數	建設價格		買入價格		申出價格		標準價格		指定現行價格		保險 金額	經過 年數	増減 歩合	在在價格		備 要		
				年月	單價	年月	單價	年月	單價	年月	單價	年月	單價				年月	單價			

器具、機械

徵收物件調査 (州、郡)

住所
所有者 氏名

番地

番號	種目	種別	寸度又 入能力	數量	用途	買入		申出	標準	經過 年數	貯存 期間	増減 歩合	徵收	徵收 價額	備 要		
						年月	價額										

徵收物件調書に記載する器具機械の名稱及整理

器具

釜 用途の如何に拘らず別箇に整理す

蒸桶 甑とし重式蒸籠は蒸籠として整理す

蒸籠 重式のものとする

蓋 容器と別箇に整理し木蓋と土蓋とに區分す

桃桶 本島酒製造場に在りては酌出し用桶を此の名稱に依り整理す

箆筒 代用品を含み材質に依り區分す (臺を除く)

擻 擻立と別に整理す

搗臼 杵と別に整理す

挽臼 附屬品と別に整理す

箆 用途と材質とに區分整理す

暖氣樽 内地式のものに限る

缸、桶 産地材質及容器別に區分整理す

器械

蒸餾機在來改良、内地式(カント釜)の三種類を酒甑とし其の他を蒸餾機として整理し酒甑に在りては一釜當蒸餾機に在りては一晝夜の醗處理能力を表示す、酒甑は錫鼎又は兜釜と桶とを連結したるものを一組として整理す壓搾機、層榨ジャキ等の附屬品と共に整理す。

其他の機械直接附屬品共(附屬品は非徵收工場に在りては定着物を除く)

右調査手續の訓令に先ち準備行爲として次の如き文書を關係官署並營業者に送致し其の遺漏なきを期したり。

專酒第八三號(大正十一年四月二十七日)

臺灣總督府專賣局長

酒類製造者 宛
白、紅糲製造者 宛

酒類專賣ニ關スル施行律令ハ不日公布可相成筈ニ付テハ豫メ之ガ準備トシテ現在各工場ニ就キ諸般實地調査ノ必要有之近ク當局ヨリ吏員ヲ派遣スベキ筈ニ付左様御承知置被下度仍調査物件ニハ便宜番號票ヲ附シ度之亦御承諾相成度右申進候也

臺灣總督府專賣局長

各州知事廳長 宛

貴管内酒類及白紅糲製造者ニ對シ別紙ノ通り通知致候ニ付テハ之ガ實地調査ノ際ハ諸事便宜ヲ與ヘラル、様致度此段及御依頼候也

酒 課 長

支局出張所 宛
樹林工場 宛

酒專賣令公布ハ猶多少ノ日時可有之ト存候處實施準備ハ着々進行セザルベカラザル必要有之本日業者ニ對シテハ別紙ノ通り申進置候條御含ノ上左ノ諸項御取調相成度依命申進候也

追テ業者ト折衝スル際ハ特ニ動作ニ注意シ丁寧親切ヲ旨トシ必ズ權柄ニ流レヌ様御注意相成度

- 一、酒類、白糴、紅糴製造者ノ器具機械實地調査
 在ニ在リテハ工場現在數ヲ徵收物件調査書摘要欄ニ記入シ置キ空在丈ヲ徵收スルモノトシテ整理ス。
- 二、酒類製造場土地建物實地調査
 會議ノ際打合セタル工場ニ限ル。
- 三、作業ノ準備

(イ) 従業者採用ノ計畫

(ロ) 器具、機械ノ所要數計畫ニ對シ補足又ハ過剩トナルベキ見込數補足ノ方法及運賃等ノ調査

(ハ) 建物ノ補修計畫及其ノ工費見込調査

一、二號實地調査ハ調査手續ニ準據スルコト。

大正十一年五月二十八日より六月四日に至る八日間に涉り、前記訓令に基き再調査を遂げ、大體適當と認むる補償金を調査算定し得たるを以て各工場事情及査定ノ狀況等を明かにし之に依て大體ノ査定標準額を定めたり、今之を營業者申出額と對照するに左の如し。

徵收工場土地建物價額對照

工場別	申出價額		査定價額		査定價額ニ對シニ増額	
	土地	建物	土地	建物	土地	建物
宜陽製酒株式會社	五八、〇〇〇	三三、〇〇〇	二八、〇〇〇	二五、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、〇〇〇
張南製酒株式會社	三九、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一七、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	九七、〇〇〇	七三、〇〇〇	六一、〇〇〇	四二、〇〇〇	五六、〇〇〇	二七、〇〇〇

旗山釀造株式會社	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇
恒春芳釀株式會社	一四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
中部製酒公司	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	二八、〇〇〇	五八、〇〇〇	一〇、〇〇〇
埔里社酒造株式會社	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
樹林社酒造株式會社	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
大正製酒株式會社	八〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
同	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
嘉義工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
增永三吉工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
大正製酒株式會社斗六工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇

備考 中部製酒公司は後に使用工場に變更す。

徵收工場の評價に關しては慎重に關係者と協議を遂げ圓滿協の要ありたるを以て關係官署並營業者に對し次の文書を送致し熟議を遂ぐるに至らしめたり。

專酒第一四七七號 (大正十二年八月三日)

專賣局長

徵收工場主宛

工場徵收ニ關スル件

貴工場建物並其ノ敷地ハ當局酒工場トシテ徵收ノ(製酒ニ貴下御所有ノ敷地)事ニ内定致候ニ就テハ補償金額協

第三章 酒類製造設備 第一節 製造工場の徵收

議ノ爲 月 日局員出張セシムベク候條御了知ノ上是非御在宅御熟議ノ程願上度此段得貴意候

州知事宛(除新竹)

專賣局長

貴州下左記工場ヲ當局酒工場トシテ徵收ノ事ニ内定致度候ニ付テハ左記ノ日割ヲ以テ局員ヲ派出シ所有主ト補償金額協議致度候ニ付テハ自然御配慮相煩度儀多々可有之萬事宜敷御依頼申上候

專賣局長

支局長、出張所長、工場長宛

工場 徵收ノ件

徵收工場トシテ内定ノ左記工場主及敷地所有者ニ對シ補償金額協議ノ爲局員ヲ出張可爲致ニ付當日在局相成度尙各所有及者州知事ニハ別紙寫ノ通り通牒致置候御承知相成度此段及通知候也

追テ當日迄ニ各業主ノ土地建物ノ買入又ハ建設價格及現在財産明細書(會社公司ニ在リテハ決算書ニ計上セル土地建物臺帳及證書類等)等取揃ヘ置相成度右ハ本局ヘ寫共ノ他提出濟ノ有無如何ニ不拘原本參照ノ必要アルニ付必ズ取揃ヘ方業主ヘ申遣シ一應本人ノ承認ヲ得テ點檢置相成度申添候也

第三節 補償價格の算定

土地建物ノ所有者ノ補償申出額は當局の査定額と著しき相違あるものありたるが、是に當業者は財産目録價格を以て主張の基礎と爲し或は從來財産目録に控へ目に計上せるものは、其の建築の實價格を主張し、或は先の戰時物價昂騰時代の價格を以て徵收價格と爲さむことを主張したるものにして、今各當業者の主張と當局の探査したる査定事實

とを、各當業者別に記述すれば左の如し。

一、宜蘭製酒株式會社宜蘭工場 (臺北州宜蘭郡宜蘭街)

土地 申出價格は坪十六圓なり、該附近に於ては大正八年二月取引の實例ありしが其の價格は坪四圓六十錢(一甲當一萬三千五百八十六圓)にして、而かも大正八、九年交は土地價格比較的騰貴し居たる際なるか故に、右四圓六十三錢も直に以て現在の標準と看做し難く、次に同地の土地整理委員に就き時價を質したるに、一甲當六千圓(坪二圓五錢)を適當ならむと云へり、而して一方同社の財産目録に徵するに、所有土地全部に對し、九千八百八十七圓五十二錢を計上し居れり、内徵收せざる土地推定額四千五百十二圓六十錢を差引き、徵收面積に對する財産價額を算出すれば、四千六百七十四圓九十二錢坪當二圓十八錢となりて、申出價格との間に甚しき差違あり。

本社は社長林青雲が大正十一年四月十一日附を以て會社に對し右土地を讓渡し居れるを以て其の契約書(杜買盡根契字)を提出せしめたるに、主要の賣渡代金を記載せず、本人に證明を求めたるに不明なりと稱して答へず、申出額の著しく誇大にして且社長の誠意なきを知れり。

茲に於て査定價格を整理委員の時價と稱する一甲當六千圓と、隣接地の賣買價格一萬三千餘圓の中間に當る一萬圓を採用することとし、坪當三圓四拾一錢としたり。

建物 會社の申出價額は二十三萬三千餘圓にして、當局の査定價額十二萬九千五百一十一圓二十錢に比して、其の差價に十萬四千八百九十六圓なり、實際の建設價額は不明なれども、同社の財産目録に資産として掲げられたる額は、九萬七千六百三十六圓にして、又大正十年三月建物の保存登記を爲したる價額は九萬三千圓なれば、申出額は甚だ過大に失すること明かなり、六月末重役の一人林青雲當局に出頭したる際鎌田事務官に對し、

自己の會社より提出したる希望價格は株主の意見に制せられ、約十萬圓を過大に見積れりと自認せる事實もあり、査定價格十二萬九千五百一十四圓二十錢は相當額なりしなり。

二、臺南製酒株式會社（臺南州臺南市）

土地 申出價格は坪當四圓七十一錢にして、時價は在臺南臺灣商工銀行臺南支店の評價は四圓にして、臺灣銀行臺南支店の評價は坪三圓五十錢なり、而して會社土地買入當時の價格は、坪二圓未滿と察せられたるも、建物土地を併せて賣買し居るを以て土地のみ價格を算定することを得ず、兩銀行の評價に鑑み四圓と査定したり。

建物

申出價額四萬四百七十一圓にして、財産目錄に掲げたる價額は二萬二千四百五十六圓餘なり、財産目錄記載の價額は、土地建物を合せて三萬九千五百七十一圓とありて其の内譯なし、依て右價格より土地に對する當局の徵收査定價格及徵收せざる土地建物價格を推定控除し、殘額を徵收建物に該當する財産價額と看做せり、而して査定の結果は一萬七千七百七十五圓にして申出價格との差等し、依て本建物に對しては再度の調査を爲し種々協議したるも終に査定額を籲すべき根據を見出すに至らず、然るに大正十一年三月十五日 臺南州稅務課に於て、本工場を酒稅擔保として提供するものとして、同州土木技手兒島俊二の評價せる調書ありて、之に就て見るに主なる建物十二件に對し一萬七千七百七十五圓に見積れり、今此の内當局に於て徵收せざる建物の價額三千九十八圓十六錢を差引くときは一萬四千六百三十三圓九錢となり、之に比し當局の査定は一萬一千八百一十一圓九十六錢にして二百三十四圓七錢の廉價となる、而して右土木技手の評價の追書に「若し酒造業を營まんとすれば價額三割を減す」とあり、又一方に當局の査定には尙二割増給の餘裕を認めありたるを以て、協議の基礎としては相當なりと認めたり。

三、旗山釀造株式會社旗山工場（高雄州旗山郡旗山街）

土地 借入地なるが故に其の所有者より徵收せんとしたるが、該附近に於ける土地の時價に付地方官衙に於て調査せるもの左の如し。

一	甲 常 街 役 場			郡 役 所	登 記 所
	下	中	上		
	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、八〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇
				二、四〇〇	一、六〇〇
				一、八〇〇	八〇〇

本敷地は中位に位し、又街役場の査定が他の査定に比し中位に位するを以て一甲當二千圓（坪六十九錢）を標準として徵收せむとせり。

建物

本工場は大正十年三月の建設に係る最新工場にして、其の建設價額合計一萬七千九百九圓、申出價額一萬五千四百三十九圓、當局の査定は總額一萬二千七百八十一圓五十錢なり、申出價額に對し二千六百五十七圓五十錢の減價を示せるが、今之を建設するとせば當局の標準は一萬三千九百六十七圓二十錢にして、之を建物の保有年限等より打算消却し相當額を減額査定したるものなり。

四、恒春芳釀株式會社恒春工場（高雄州恒春郡恒春庄）

土地 千四百二十五坪六二合の官有地と、外に四坪九五合の本島人の相續未定地を使用せり、表通にして坪三圓位の價額にして、右四坪餘に對しては承繼人に右同價格を支拂ふことゝしたり。

建物

申出價額約一萬八千圓、之に對する當局の査定は八千七百六十三圓二十五錢にして其の差九千圓以上に上れ

り、然れども當工場の買入價額は一萬一千四百二圓餘にして、而かも其の建物の主なるものの買入價額は七千二百五十九圓にして、明治四十一、二年の建設に係るを以て、本人の申出價額過大なること明かなり、本社長の息來應し、建物徴收價格の内示を求めたる際、懇談の結果價格八千圓を提示したるに當人は適當の査定額なりと首肯せり。

五、中部製酒公司 (臺中州豐原郡豐原街)

土地 坪數八百一十一坪餘全部借入地なり、當時賃借料全坪數に對し一箇年三百圓を仕拂ひ居れり、大正十一年三月該附近に賣買實例として六圓、五圓、四圓七十錢の取引あり、當局當初の査定は六圓なりしが、現地精査の結果六圓は高價に過るの嫌あり、三圓五十錢乃至四圓を相當と認め協議せり、然れども所有者は八圓位を唱へ尙賣却を欲せざる旨口外し協議不成立に至りたるにより徴收を見合せ使用に變更したり。

建物 大正十年六月の建設にして其の申出に依る建設價額は、三萬四千四百四十五圓にして、徴收申出價額は二萬九千八百六十五圓、其の額甚だ過大なり、當局の見込にては新に建設するとも一萬五千圓を出でずと認めたり、右に對する査定は一萬二千八百八十四圓にして申出價額の半額にも達せず、而かも申出價額の根據となる信憑すべき書類を提出せず、曩に稅務當局の酒造檢査監督の爲臨檢せる際、諸般の調査を遂げ建設價格を調査したるに、其の總額一萬二千九百圓にして、恰かも當局査定額に一致す、交渉に熱議を遂ぐるも解決の域に達せず、依て土地同様使用のことに變更せり。

六、埔里社酒造株式會社 (臺中州龍高郡埔里街)

土地 坪數八百八十七坪八一合他人の所有に屬す、從來の賃借料年額四十圓なり、賣買價格は街役場の査定三千圓なり、此の評價を基準とせば、總額九百五圓六十六錢坪當一圓二錢、所有者にも異議なかるべし。

建物 大正二年六月の建設に係り、建設價額總額一萬二百四十三圓、申出價額は之より約五千圓高の一萬五千五百六十三圓餘を稱ふ、當局の見込に依れば、新規建設するものとして約二萬六千圓を要す、然れども建築後既に九年を経過したるにより償却價額を斟酌して一萬三千二百四圓とせり。

七、樹林紅酒株式會社 (臺北州海山郡鶯歌庄樹林)

土地 會社の賃借せる土地にして、其の賃借料二千八坪に對し年額百八十四圓五十錢 (決算報告) 一甲當四百七圓三十錢坪當年十三錢八厘なり、地價と賃借料との比率は確たる標準なきも、土地の時價に比し賃借料は年五分より一割の間に在り、今賃借料最低五分を標準として該土地の時價を算出すれば、一甲當八千四百四十六圓となる、然るに所有者の申出價格は坪八圓一甲當二萬三千四百七十二圓なり、而して當局の調査査定せる價格は、一甲當六千圓にして其の差違あり、全徴收工場を通覽するに市街地に於ても工場敷地として坪八圓と云ふが如きは殆ど之なし、當局の査定六千圓は坪當二圓四錢にして、同地の如き土地僻在の地に於ける地價としては決して低廉なる評價と稱し難し。

建物 大正九年及十年の建設に係り建設價額は九萬一千圓、申出價額は之より四千圓高の九萬五千圓餘なり、新規建設するものとして當局の見積も亦九萬一千圓を要す、唯本建物は一年乃至二年を経過し居れるを以て、之が償却を見積り且建物の建築粗惡にして保存良好ならざるものあるを以て、之等を斟酌し七萬一千三百九十八圓に査定せり。

八、大正製酒株式會社嘉義工場 (臺南州嘉義郡嘉義街)

土地 二千九百四十四坪臺灣製酒株式會社より引繼ぐ、當時の價額は二萬九千四百四十五圓坪十圓に當る、大正十一年三月嘉義停車場附近に於て賣買せる事例の價格は坪六圓五十錢なり、當局の査定も六圓五十錢と査定し

たり。

建物 大正六年の建設に係り、建設価格は九萬五千五百四十四圓にして、申出價格十一萬六千圓なり、當局の見込も之を新規建設するとして十萬餘圓を要する計算なるが、既に五年を経過し居るを以て、之が償却減を行ひ七萬四千圓と査定せり、本工場は縦貫道路に一部分割せらるゝ運命にあり、且事業不振の爲一時本工場に於ける製造を中止し居たる状態なりしが、其の後酒專賣實施の弊を聞き再び作業を開始したるものなり。

九、大正製酒株式会社臺中工場 (臺中州臺中市)

土地 五千七十三坪元官有物拂下地にして、其の拂下總額一萬八千三百五圓餘坪三圓五十錢なり、而して會社の申出價格八萬圓坪當十五圓餘の驚くべき高價を稱へたり、會社の申立に依れば、當初の拂下價格の外に拂下豫約中の借地料登記料金利等五萬八百四十九圓を加へたる額を以て買入價格とし、更に之に三萬餘圓を附加して八萬圓と申立たるものなり、當局の調査する所に依れば坪七圓五十錢位を以て相當價格と認めたり。

建物 大部分大正五年の建設に係り建設費十萬四十八圓、時價として申出たる額は十三萬八百七十七圓餘なり、建設價格に對し約三萬圓の増加にして過大の要求なる點に於て宜蘭に次ぐ、而かも宜蘭は本島人の經營に係り、殊に正直に十萬圓を空に増加要求し居ることを申立て居れり、臺中工場主任は本申出額は本社の命令にして厘毛も減額する能はずと主張せり、當局の見込に依れば、新規建設するとして約九萬八千六百六十圓を要する見込なるが、本工場も既に六年を経過し且構造粗笨なるを以て之が償却減を見て七萬六千八百七十八圓餘に査定せり。

十、增永三吉工場 (臺東廳臺東街)

土地 六百三坪申出價格は坪七圓總額四千二百二十一圓なり、工場は市街に在り、市街地表通りは坪七圓を時價と

す、然れども本工場敷地は官有拂下地にして、當時の買入價格は九百五十五圓餘なり、又裏通に接する地面は表通りより安く見積るるを穩當とす、當局の査定は表通り裏通りを平均し坪當四圓とせり。

建物 明治四十三年及大正八年の建設に係り建設費一萬六千二十四圓餘にして本人の申出價格一萬六千七百六十七圓は類似したるものあり、今臺東に此の程度の工場を建設せんとせば二萬三千圓餘を要する見込なり、然れども三分の一は十二年を経過し其の他は三年を経過せるに過ぎざるも元來建物粗笨なるを以て當局は一萬二千六百七十三圓五十錢と査定せり。

十一、臺灣製酒株式会社 (臺北州臺北市)

土地 坪數六百六十六坪三合にして葉華外二名の所有に係る借入地なり、借入料年額四百六十六圓四十錢坪當七十錢(一箇月坪五錢八厘)なり此の附近に於て臺灣オフセット會社は曩に畑地を坪當六圓五十錢にて買受け之地盛坪當約四、五圓を費したり、當局の査定は坪九圓にして總額五萬九千九百九十七圓となる、右は建物會社の評價に依りたるものなり。

建物 建設價格、申出價格共に四萬千八百五圓なり、右建設價格は財産目錄に計上せられたる價額なるも、眞の建設價額不明なり、當局は時價として三萬五百二十二圓に査定せり。

十二、大正製酒株式会社斗六工場 (臺南州斗六郡斗六街)

土地 工場敷地として四千二百八十二坪七四合、大部分は赤司初太郎より大正八年六月買ひ受けたるものなり、其の申出に依る買入價格三萬五千五百三十四圓三十錢(坪當九圓)なるも、街役場に就き時價を質したるに坪當七圓内外を以て評價せり、之に依て見れば右買入價格は會社の主たる出資者赤司初太郎より出資額として提供したるものにして實價格との差を來せるものなるべく、其の買入價格は稍々高きに過ぐ、因て當局は最

近の時價として同街役場の評價格七圓五十錢に依りたるが、此の總額三萬二千二百四十五圓四錢なり、之れ買入價額と稱する額に比し三千四百餘圓の減額なり。

建物 主なる建物は、大正五年の建設に係り、其の建設價額は八萬五千五百圓餘、申出價額十二萬八千四百三十四圓、而して當局の査定は七萬三千七百六十八圓二十一錢にして、之を申出額に比するときは五萬四千六百六十五圓、建設價額に比するときは一萬七千七百八十三圓の査定減額となる、申出價額は甚だ過大にして、經過年數に對する減價償却を爲さざる計上額なりと認めたり。

十三、宜蘭振拓産業株式會社花蓮港工場（花蓮港區花蓮港街）

土地 其の坪數千五百二十坪〇一合は、久永修、飯淵覺太郎の兩人が第二地方費區の土地を貸下許可を得、年額六十九圓九十四錢一坪一箇年四十六錢にて轉貸したるものなり。但轉貸契約は口頭契約にして書類なし、花蓮港廳に於ける敷地の時價五十八錢六厘六合計三千三十九圓當局の査定も亦此の標準に依り決定せり。

建物 大正二年の建設を主なるものとし、六年、八年、九年に互り漸次増築したるものなり、建設價格二萬二千九百二十二圓、申出價額一萬七千七百四十四圓六十錢當局の調査せる査定は經過年數に對する減損價格を控除し一萬六千七百二十八圓二十五錢なり。

各工場は其の構造何れも甚だ不完全にして、到底將來之が政府の工場として其の儘繼續せらるべくも非ざるを以て、協議の進行如何に依りては必ずしも之を徵收するの必要なものなれば當初より徵收方針に出でず、三月下旬に至り各業者に使用の旨を以て内協議を遂げ、五月二十一日左記文書を以て使用上支障の有無を照會し、更に作業の必要上六月六日附を以て各業者に對し左の通牒を發し工場の引渡を求めたり。

專酒第三七六號（大正十一年五月二十一日）

臺灣總督府專賣局長

工場使用ニ關スル件

臺灣酒類專賣令ノ實施ト共ニ貴工場ハ當局ニ於テ製酒工場トシテ使用致度候ニ付テハ御差支ノ有無折返シ御回答ヲ得度此段得貴意候

專酒第五七〇號（大正十一年六月六日）

臺灣總督府專賣局長

工場ノ使用ニ關スル件

曩ニ御回答ヲ得タル貴工場ノ使用ニ就テハ先般申達候通六月十日ヲ以テ御引渡相受度候條左記各項御了承ノ上何卒可然御措置相成度重ネテ及照會候也

記

- 一、工場ノ徵收、使用ノ區分ハ猶當分決定致シ兼ヌルニ依リ今回ハ單ニ使用工場トシテ引渡ヲ受クルニ止ムルコト
- 二、工場ヲ使用スルコトニ決定シタルトキハ速ニ使用料ヲ協議スベシ但使用料ハ六月十一日ヨリ計算スルコト
- 三、工場ヲ徵收スルコトニ決定シタル場合ハ補償金ヲ交付スルニヨリ別ニ使用料ヲ支給セザルコト
- 四、六月十一日以後ハ當局ノ費用ヲ以テ適當ナル修繕及補修ヲ爲スベキニ依リ承諾アリタシ
- 五、不可抗力及當局ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ依リ滅失毀損アリタルトキハ當局ハ其ノ責ニ任ゼザルコト
- 六、敷地ヲ借入レアルモノハ當分當局ニ於テ直接借入ヲ爲サザルニ依リ轉貸ノコトニ取計ハレ度キコト
- 七、使用目錄ハ別途送付スベシ
- 八、前各項ニ依リ支局長又ハ出張所長ニ對シ目錄書記載ノ通假引渡證ヲ以テ引渡相成度

使用工場假引渡證

所在工場(別紙目錄ノ通)

右臺灣酒類專賣令第二十七條ニ依リ御使用ノ儀拜承依テ大正十一年六月專酒第五七〇號ノ條件ヲ以テ御引渡申候也

工場 主

宛

右授受候也

大正十一年 月 日

臺灣總督府專賣局長

工場 主

營業者の中には黃東茂、宜蘭製酒會社等の如く、徴收と使用との區分明白するに非ざれば引渡を肯んぜざるものありたるも、結局請書を提出したるを以て、六月十日引渡を受け六月十一日より作業の準備に着手し、八月より十月迄の間に各地に職員を派して協議を進めたる結果、種々の曲折を経て漸く後段述ぶるが如く協議を纏むることを得たり。

第四節 補償金の協定

大正十一年六月十日使用工場として之が引渡を受けたる工場は其の後徴收方に關し相互隔意なき協定を経て左の通解決せり。

一、宜蘭製酒株式會社

土地 一甲步當金一萬圓の割合にして、當局査定標準の通とす、査定標準額は工場の建物構内現存面積に限定せしが、會社の所有に係る接續地千七百六坪は之を一括して徴收の申出あり、現に石炭及容器的置場に利用し且將來使用上必要なりしを以て、之を併せ徴收することとなり、此の結果當局査定面積に對し千七百六坪八合即ち一甲當一萬圓の割にて補償金五千八百十六圓の増加を示せり。
建物 當局査定標準十二萬九千五百一十圓二十錢に對し、協定額は十三萬五千四百九十一圓、差額六千四百三十九圓八十錢は査定標準額に比し約五分の増額なり。

二、旗山釀造株式會社旗山工場

土地 業主吳王子吳養の共業に係る借入地にして、當局査定標準面積千十五坪(〇、三四五八甲)補償價額坪當六十九錢に對し、業主は之が徴收を喜ばず、工場建物の現存敷地中表通りに屬する敷地は道路より會社の玄關に至る小面積にして、大部分は道路より入込みたる下等地域なり、業主は同一地番たる表通り(六九五坪)を一括せざれば、徴收に應ぜず、而して補償價格は現在工場構内は、査定標準額通坪七十錢にて承諾したるも、表通りの部分は坪一圓五十錢を唱へて譲らず、郡當局の立會等により漸く二圓二十錢に協定したり、從て査定面積及標準額に比し面積六百二十三坪補償金七百九十六圓の増加なり。

三、恒春芳釀殖株式會社恒春工場

土地 官有地にして會社の所有に屬せず、中に相續未定地四坪餘ありたるも補償するに至らず。
建物 當局の査定標準額八千七百六十三圓二十五錢に對し、協定價格八千三百圓差引四百六十三圓二十五錢の減價

なり、右は竈及井戸の計算に相違ありしを發見し査定減額したる結果なりとす。

四、臺南製酒株式會社

土地 當局の査定面積八百三十八坪(〇、二八五五甲)標準額坪四圓に對し、業主は工場接續地百八十坪(〇、〇六一五甲)を同時に徵收方申出たり、會社表側に當る低地にして酒造作業場として使用し難きも、現に容器整理場として利用しつゝある關係もあり之を徵收することとせり、補償金は平均坪三圓五十錢とし協定纏まれば、即ち査定標準額三千六百五十四圓六十二錢に對し、協定額三千五百六十三圓三十四錢増差額二百二十二圓七十二錢約六分増に相當するも、實際の面積増加による結果にして單價としては一割二分の減價となる。

建物 當局の査定標準額は一萬七千七百五十一圓三十一錢に對し、協定價格一萬五千八百圓即ち査定標準に比し七分の減少なり、減額の主要なる理由は竈煙突に瑕瑾あるを發見し査定減額したるに由る。

五、埔里社酒造株式會社

土地 李嘉謨及都楨郡蒲洋の共業に係る借入地なり、面積八百八十八坪(〇、三〇二六甲)當局の査定標準額は坪當一圓二錢總額九百五十四圓五十六錢に對し、坪當一圓二十錢にして總計千六百五十四圓三十九錢に協定せり、増差額百五十九圓七十三錢一割八分の増加なり。

建物 當局の査定標準額一萬三千二百四十四圓五十錢、協定價格一萬三千四百圓差引二十四圓五十錢の減少にして二厘の減額なり、右は蒸米場及蒸餾場の大破せるものに對し一部査定減額の結果とす。

六、樹林紅酒株式會社

土地 當局の査定は工場構内に限定し坪當二圓四錢とせしが、構内のみにては地域狹隘にして現に石炭置場包裝材料置場として隣接地を利用しつゝありて共に徵收するの必要ありたるが、專賣局工場を設置せらるべき將來

を豫想し、何れも徵收を好まざる狀況に在りしが漸く工場構内坪三圓隣接地を坪一圓五十錢にて協議纏まれば、

建物 當局の査定標準額七萬三千三百九十八圓五十五錢、協定額八萬圓増差額八千六百一圓四十五錢にして一割二分の増加なり、但査定價格中には事務所及住宅を除きたるも、業者に於ては工場及敷地を徵收せらるゝときは直に立退かざるべからざるが故に、同時に徵收を申出でたるものなるが、將來事務所又は宿舍として當然必要なる建物なるを以て追加徵收することとせり、即ち此の價格三千二百三十五圓六十五錢を差引き結局増差額は五千三百六十五圓八十錢となり査定價格に比し八分の増となる。

七、大正製酒株式會社各工場

大正製酒會社の臺中、嘉義、斗六三工場の協定に付ては、土地、建物器具、機械(北港工場を含む)の全部の査定額五十四萬八千三百三十三圓とし、湯本同社長に協議を爲したるに、會社の申出額七十七萬八千四百八十四圓にして、其の間二十三萬圓餘の差あり、協定の望なきを以て鑑定に付し度しと主張せしところ、赤司事務と協議を重ねたる結果自ら十萬圓を減額し、六十八萬圓を以て徵收せられ度き旨申出たり當局に於ても徵收豫定外とせし水路設備排水設備等の額三萬三千六百六十四圓を追加し、五十八萬三千四百圓とし、更に協定の意味に於て此の總額に一割を増加し、六十四萬千七百四十圓にて協議成立し、茲に會社全部の協定を終れり、今工場別に記述すれば左の如し。

八、臺中工場

土地 當局の査定は面積五千七十三坪(一、七二九一甲)坪當七圓五十錢の査定標準なりしも、再査の結果同地は坪八圓を相當と認め之に一割を加へ八圓八十錢として協定せり、差引當初の査定に對し一割七分強の増加とな

建物 當局の査定七萬六千八百七十八圓餘なりしも、再査の結果一部減額を要すべきものあり、又納屋一棟は徴收豫定外なりしを追加し結局八萬三千八百三十三圓十七錢に協議を遂げたり、差引當初の査定額に對し九分強の増加となる。

九、嘉義工場

土地 當局の査定面積二千九百四十四坪（一、〇〇三六甲）坪當六圓五十錢と査定せしが、従業者の宿舍敷地の一部は他人の所有地にして徴收豫定外とせしが、之を徴收すると同時に隣接地二筆の徴收を必要とし、結局當初の豫定に二千二百五十三坪餘を増し合計五千九百九十八坪を徴收せり、而して坪當の査定価格は六圓五十錢の豫定なりしも、七圓を相當と認め之に一割を増し七圓七十錢にて協定せり。

建物 當局最初の査定は七萬四千圓なり、之に追徴に依る排水設備を加へ尙建物の一部評價増とすべきものありて八萬六千六百六十四圓八十六錢と査定し、之に一割を加へ八萬九千八百三十一圓三十四錢とし協議を遂げたり。

十、斗六工場

土地 査定面積四千二百八十二坪（一、四五九七甲）坪當査定標準七圓五十錢なりしも、實査の結果坪當五圓を相當と認め之に一割を増し五圓五十錢として協議を遂げたり。

建物 當初の査定は七萬五千七百六十八圓之に導水設備排水設備を追徴し八萬三千三百三十五圓四十一錢に更正し、之に一割を増し八萬九千四百六十八圓九十五錢として協議を遂げたり。

十一、臺灣製酒株式會社

土地 葉秋明外四名の共業地にして當初査定面積は六百六十六坪にして坪當査定價格九圓なりしも、本面積は單に

工場敷地のみにして、燃料材料の貯藏場及職工宿舍の豫定地たる隣接地の區域も同時に徴收せられたる旨申出で、當局に於ても亦事業經營上之を徴收するの必要を認め合計二千九十一坪餘を徴收せり、而して坪當價格は表通り裏通りを通じて平均五圓に査定し協議せしに業主之を承諾せり、即ち當初の査定に比し坪數千四百二十五坪を増し、價格に於て四千四百六十圓七錢を増加せりと雖、單價に於ては四割以上を減少せり。

建物 當局査定は三萬五百二十二圓なるも、煙突及建物の一部に瑕瑾あるを發見し、三萬圓を以て協議を爲せしに業主は之を承諾せり、即ち最初の査定に比し一分強の減少なり。

十二、增永三吉工場

土地 當局の査定面積は六百三坪なりしも此内二坪六〇一は官有地なるを以て五百八十二坪三九九（〇、一九八五甲）に更正せり、査定價格は當初豫定の如く坪當四圓にて協議し決定せり。

建物 當局の査定額は一萬二千六百七十三圓五十錢なりしも、再調の結果評價増を爲すべき部分ありしを以て結局九百九十六圓九十一錢を増額し、一萬三千六百七十四圓四十一錢にて協議決定せり、即ち當初の査定に比し約八分の増加となる。

十三、宜蘭振拓産業株式會社花蓮港工場

土地 當局査定面積は千五百二十坪にして廳地方費區の所有地たり、同管理者との協議解決するに至る迄使用として後大正十五年二月二十五日至りて他の土地を加へて一萬三百二十一坪餘を一萬九千八百七十三圓七十一錢を以て買収することゝなれり。

建物 當局査定は一萬六千七百二十八圓なりしも、建物の一部に評價減を爲すべきものありと認め、當初の査定額より四百二十八圓を減じ、一萬六千三百圓にて協議決定せり、即ち最初の査定に比し約三分の減となる。

次に工場別徴収金額を表示すれば左の如し。

徴収工場補償金調

工場別	土地		建物		計
	坪数	価格	坪数	価格	
宮前工場	二、〇九一	一〇、四五六・七七	四三一	三〇、〇〇〇・〇〇	四〇、四五六・七七
樹林工場	七、〇五〇	一四、四三一・一五	一、二五三	八〇、〇〇〇・〇〇	九四、四三一・一五
宜里工場	三、八四八	一三、一八〇・〇〇	一、〇八七	一三五、四九一・〇〇	一四八、六〇九・〇〇
埔里工場	八八七	一、〇六五・三九	二七四	一三、〇〇〇・〇〇	一四、〇六五・三九
中六工場	五、〇七三	四四、六四三・九七	一、五三六	八三、八一三・一七	一、二八、四五七・一四
嘉南工場	四、二八二	二二、五五五・二七	一、一九二	八九、四六八・九五	一一三、〇二四・二二
旗山工場	五、一九八	四〇、〇二八・一四	一、〇六九	八九、八三一・三四	一二九、八五九・四八
恒春工場	一、〇一八	三、五六三・三四	二八九	一五、八〇〇・〇〇	一九、三六三・三四
花東工場	一、六三八	一、四九六・一〇	二四五	一三、〇〇〇・〇〇	一四、四九六・一〇
東港工場	五八二	二、三二九・五九	二〇〇	八、三〇〇・〇〇	一〇、六二九・五九
計	三一、六六七	一五四、六八七・六二	八三一	五八八、六七四・八七	七四三、三六二・四九

右徴収工場を所有者毎に細目区分するは次の如し。

徴収工場土地、建物價格調

工場別	土地		建物		價格計
	員数	價格	員数	價格	
臺灣製酒株式會社工場	三、〇二五	一〇、四五六・七七	四三一	三〇、〇〇〇・〇〇	四〇、四五六・七七
宜蘭製酒株式會社宜蘭工場	三、八四八	一三、一八〇・〇〇	一、〇八七	一三五、四九一・〇〇	一四八、六〇九・〇〇
樹林紅酒株式會社工場	七、〇五〇	一四、四三一・一五	一、二五三	八〇、〇〇〇・〇〇	九四、四三一・一五
大正製酒株式會社臺中工場	五、〇七三	四四、六四三・九七	一、五三六	八三、八一三・一七	一、二八、四五七・一四
埔里社酒造株式會社工場	八八七	一、〇六五・三九	二七四	一三、〇〇〇・〇〇	一四、〇六五・三九
臺南製酒株式會社工場	四、二八二	二二、五五五・二七	一、一九二	八九、四六八・九五	一一三、〇二四・二二
大正製酒株式會社嘉義工場	五、一九八	四〇、〇二八・一四	一、〇六九	八九、八三一・三四	一二九、八五九・四八
同 斗六工場	一、〇一八	三、五六三・三四	二八九	一五、八〇〇・〇〇	一九、三六三・三四
旗山釀造株式會社旗山工場	一、六三八	一、四九六・一〇	二四五	一三、〇〇〇・〇〇	一四、四九六・一〇
恒春芳釀酒株式會社恒春工場	五八二	二、三二九・五九	二〇〇	八、三〇〇・〇〇	一〇、六二九・五九
宜蘭振拓産業株式會社花蓮港工場	三、〇二五	一〇、四五六・七七	四三一	三〇、〇〇〇・〇〇	四〇、四五六・七七
增永三吉工場	三、〇二五	一〇、四五六・七七	四三一	三〇、〇〇〇・〇〇	四〇、四五六・七七
計	三一、六六七	一五四、六八七・六二	八三一	五八八、六七四・八七	七四三、三六二・四九

備考 徴収價格は總て協議に依りたるものにして鑑定の結果に依りたるものなし。

臺灣製酒株式會社工場

所	在	地番	地目	員数	單價	金額	摘要
臺北州	臺北市	宮前町三丁目	四〇九田	一、〇五六	五、〇〇〇	五、二八二・〇〇	所有者葉秋明外四名

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

番号	名稱	構造	造員	數量	單價	金額	摘要
一	事務室	煉瓦造二階建築	二四	一六	二六五	六,四〇四.二五	
二、三、四、八、九	再製酒仕込場	木造平家建築	一〇九	五	三、八一六.九六	九,〇〇〇.〇〇	
五、七、二、二、六、一〇、一	蒸餾場	同	三六	〇	二五〇	九,〇〇〇.〇〇	
五、一	便所	同	〇	五	一〇〇	一,〇〇〇.〇〇	
一三	蒸米場	煉瓦造平家建築	三三	五	二〇〇	六,七〇〇.〇〇	
一四、五	仕込場	木造平家建築	一八	六	六〇〇	七,一〇〇.〇〇	
一六	會議室	煉瓦積平家建築	二五	五	八〇〇	二〇,四四.四八	
一七	倉庫	煉瓦造平家建築	八四	三	六〇〇	五〇,四八.三四	
	煙突	煉瓦	一	一	一,八〇〇	一,八〇〇.〇〇	
	地上タンク	同	五	〇	五〇〇	二,五〇〇.〇〇	
	地下タンク	同	二	〇	一,二〇〇	二,四〇〇.〇〇	
	井戸	同	五	〇	一,〇〇〇	五,〇〇〇.〇〇	
	煙門	同	一	〇	四〇〇	四〇〇.〇〇	
計						一〇,四五六.七七〇	

建物

番号	名稱	構造	造員	數量	單價	金額	摘要
一七〇	田	建物敷地	一四	六	五〇〇	一,九九五.二〇	
一七二	畑	同	三〇	七	五〇〇	一,五三七.四〇	
一七五	畑	同	三二	八	五〇〇	一,六四三.〇〇	
計						同	

土地

宜蘭製酒株式會社宜蘭工場

所	在地地番	地目	員數	單價	金額	摘要
同	一七〇	田	一四	六	五〇〇	〇〇〇.五〇
同	一七二	畑	三〇	七	五〇〇	〇〇〇.六一
同	一七五	畑	三二	八	五〇〇	〇〇〇.三
同	一七〇	田	一四	一	〇〇〇	〇〇〇.三五
同	一七二	畑	三〇	一	〇〇〇	〇〇〇.三
同	一七五	畑	三二	一	〇〇〇	〇〇〇.三
計						一,九二四.五〇

所	在地地番	地目	員數	單價	金額	摘要
同	一六七	田	一四	六	七〇〇	三,四〇八.餘
同	一六八	田	一八	一〇	八〇〇	一,八一二.二
同	一六九	田	二〇	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七〇	田	二二	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七一	田	二四	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七二	田	二六	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七三	田	二八	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七四	田	三〇	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七五	田	三二	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七六	田	三四	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七七	田	三六	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七八	田	三八	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一七九	田	四〇	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八〇	田	四二	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八一	田	四四	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八二	田	四六	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八三	田	四八	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八四	田	五〇	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八五	田	五二	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八六	田	五四	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八七	田	五六	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八八	田	五八	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一八九	田	六〇	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一九〇	田	六二	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一九一	田	六四	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一九二	田	六六	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一九三	田	六八	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
同	一九四	田	七〇	一〇	〇〇〇	三,四〇八.餘
計						三,八四八.八二二

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
一	支 關 其 他	木造平家建葺瓦葺	九・五〇	八五・〇〇	七、八六二・五〇	
二	炊 蒸 米 場	同	五五・六〇	五五・〇〇	三、〇五八・〇〇	
三	原料酒置場其/他	同	九一・三九	七五・〇〇	六、八五四・二五	
四	酒 類 置 場	同	五五・六〇	七〇・〇〇	三、八九二・〇〇	
五	再製酒倉庫	同	一八・六二	一、三九六・五〇	一、三九六・五〇	
六	便 所	同	四・八五	二二〇・〇〇	一、〇一八・五〇	
七	米酒仕込場其/他	同	一三・二五	八〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	
八	廊 下 其 他	同	一六八・六九	一〇〇・〇〇	一八、五五五・九〇	
九	荷車置場其/他	同	一四・二二	一〇〇・〇〇	一、四一三・〇〇	
一〇	再製酒倉庫其/他	同	四三・四四	五五・〇〇	二、三八九・二〇	
一一	穀 倉	同	六五・二六	一〇〇・〇〇	六、五二六・〇〇	
一二	便 所	同	一・〇〇	五五・〇〇	五五・〇〇	
一三	入 口 其 他	同	二九・二三	七〇・〇〇	二、〇四五・四〇	
一四	酒類倉庫其/他	同	三〇・一七	三〇・三五	九一三・六四	
一五	粕 齎 場	同	六・九九	六〇・〇〇	四一・九四	
一六	寢 室 其 他	同	二八・一四	八〇・〇〇	二、二五一・二〇	
一七	寢 室	同	四・六九	七〇・〇〇	三三八・三〇	
一八	便 所	煉瓦造平家建葺瓦葺	三・八三	一三〇・〇〇	四九七・九〇	
一九	再製酒倉庫	木造平家建葺瓦葺	一〇〇・五七	六〇・〇〇	六、〇三四・二〇	
二〇	納 屋	同	三四・六八	八・〇〇	二七七・四四	

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
二二	同	同	四・〇〇	四〇・〇〇	一六〇・〇〇	
二三	廊 下	同	六・六二	六七〇・〇〇	四四三・五四	
二四	再製酒仕込場	煉瓦造二階建葺瓦葺	二六・六五	二八〇・〇〇	三、五、四六二・〇〇	
二五	入 口 其 他	煉瓦及木混造四階建葺瓦葺	二七・三六	六五〇・〇〇	一七、七八四・〇〇	
二六	機 關	木造二階建越屋根付丸山	三六・七二	一六五・〇〇	六、〇五八・八〇	
二七	廊 下	木造平家建葺瓦葺	一〇・三三	三〇〇・〇〇	三、〇九九・〇〇	
二八	同	同	四・四五	三〇〇・〇〇	一、三三五・〇〇	
二九	洗 場	同	二・二五	一六〇・〇〇	三六〇・〇〇	
三〇	煙 突	煉瓦	一・〇〇	二、六〇〇・〇〇	二、六〇〇・〇〇	
三一	同	同	三・〇〇	五五〇・〇〇	一、六五〇・〇〇	
三二	地 上 タ ン ク	同	三九・〇〇	四四〇・〇〇	一、七一六・〇〇	
三三	地 堀 タ ン ク	コンクリート造	五・〇〇	一三〇・〇〇	六五〇・〇〇	
三四	井 戸	煉瓦造タンク付掘抜井戸	七・〇〇	二七五・〇〇	一、九二五・〇〇	
三五	排 水 溝	煉瓦及玉石積	二七・〇〇	三〇〇・〇〇	八、一三〇・〇〇	
三六	同	同	二七・二〇	二二五・〇〇	六、八〇〇・〇〇	
三七	同	同	一七・五〇	四〇〇・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	
三八	同	同	八五・〇〇	三三〇・〇〇	二八〇・五〇	
三九	同	同	一・〇〇	二〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
四〇	同	同	二・〇〇	三三〇・〇〇	六六〇・〇〇	
四一	同	同	二・五〇	三三〇・〇〇	七〇・九五	
四二	同	同	三・〇〇	四四〇・〇〇	一、三四〇・〇〇	
四三	同	同	二・〇〇	四四〇・〇〇	八八〇・〇〇	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

七七五

第三編 創業施設

計	電 話	構 内	私 設	三・五五	五五〇〇	一六五〇〇
	煉 瓦			一〇〇〇	六六四三	六六四・二〇
				一〇八七・六一		一三五、四九一・〇〇

七七六

土地

樹林紅酒株式會社工場

所在地	番 地	目 的	員 數	單 價	金 額	摘 要
臺北州海山郡鶯歌庄彭福字樹林三三六ノ三	同	田	二〇九・七八一	一・五〇	三二四・六七一	所有者 黃仙水
同	同	同	一、六一・八六四	一・五〇	一、七四二・七九六	同
同	同	同	二八〇・一九七	三・〇〇	八四〇・五九一	同
同	同	同	三九九・〇三四	三・〇〇	一、一九七〇・七三	同
同	同	同	一三四・九六四	一・五〇	二〇二・四四六	同
臺北州海山郡鶯歌庄彭福字太平橋一	同	建物敷地	一、四八・六六一	三・〇〇	三、四四五・九八三	同
同	同	同	六三五・二二一	一・五〇	九五二・八一六	同
同	同	同	八三九・一二四	一・五〇	一、二五八・六八六	同
同	同	建物敷地	四六二・一〇五	三・〇〇	一、三八六・三二五	同
計			五、二七〇・九三一		一一、三四一・三七〇	
臺北州海山郡鶯歌庄彭福字樹林三三九	同	畑	九九・七五六	一・五〇	一四九・六三〇	所有者 黃純膏
同	同	建物敷地	一八〇・四四一	三・〇〇	五四一・三三〇	同
小 計			二八〇・一九七		六九〇・九五〇	
臺北州海山郡鶯歌庄彭福字樹林二四〇	同	田	三三三・九三八	一・六〇	五〇二・三三〇	所有者 黃永華

建 物

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
一	燃料置場	煉瓦造平家建臺灣瓦葺	一五・三四	二二・〇〇	三三七・四八	
二	原料品室其ノ他	土塊造平家建臺灣瓦葺	二六・九五	二七・〇〇	七二七・六五	
三	暖室其ノ他	同	一〇九・九二	三八・〇〇	四、一七六・九六	
四	未査定酒置場其ノ他	同	三一・四六	三三・〇〇	一、〇三八・一八	
五	紅酒仕込場	同	七四・八三	三三・〇〇	二、四六九・三九	
六	蒸米場其ノ他	竹木混造平家建臺灣瓦葺	一一・八〇	二〇・〇〇	二、三三六・〇〇	
七	米酒仕込場	木及煉瓦造二階建臺灣瓦葺	一三三・二五	一四・〇〇	一、八六五・〇〇	
八	米酒仕込場其ノ他	木及煉瓦造臺灣瓦葺一部陸屋根	一一九・二六	七〇・〇〇	八、三四八・二〇	
九	電力ポンプ室	煉瓦造平家建臺灣瓦葺	四・一三	四五・〇〇	一八五・八五	
一〇	洗 滌 場	同	八・二六	三三・〇〇	二七二・五八	
一一	塋 詰 場	木煉瓦混造平家建臺灣瓦葺	四七・七七	八五・〇〇	四、〇六〇・四五	
一二	紅酒貯藏場	土塊造平家建臺灣瓦葺	二〇七・五九	五五・〇〇	一一、四一七・四五	
一三	同	煉瓦造平家建同	二七八・〇八	七五・〇〇	二〇、八五六・〇〇	
井	戸 玉 石 造		二・〇〇	一九六・〇〇	三九二・〇〇	
合 計			七、〇五〇・四〇三	一・六〇	一四、四三一・二五〇	
同 小 計			九四一・八一四	一・六〇	一、五〇六・九〇三	同
同 大 計			一、二五五・七五二		二、〇〇九・二〇〇	
同 計			二、四三三・五二二	一・六〇	三、八九九・六三〇	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
一	燃料置場	煉瓦造平家建臺灣瓦葺	一五・三四	二二・〇〇	三三七・四八	
二	原料品室其ノ他	土塊造平家建臺灣瓦葺	二六・九五	二七・〇〇	七二七・六五	
三	暖室其ノ他	同	一〇九・九二	三八・〇〇	四、一七六・九六	
四	未査定酒置場其ノ他	同	三一・四六	三三・〇〇	一、〇三八・一八	
五	紅酒仕込場	同	七四・八三	三三・〇〇	二、四六九・三九	
六	蒸米場其ノ他	竹木混造平家建臺灣瓦葺	一一・八〇	二〇・〇〇	二、三三六・〇〇	
七	米酒仕込場	木及煉瓦造二階建臺灣瓦葺	一三三・二五	一四・〇〇	一、八六五・〇〇	
八	米酒仕込場其ノ他	木及煉瓦造臺灣瓦葺一部陸屋根	一一九・二六	七〇・〇〇	八、三四八・二〇	
九	電力ポンプ室	煉瓦造平家建臺灣瓦葺	四・一三	四五・〇〇	一八五・八五	
一〇	洗 滌 場	同	八・二六	三三・〇〇	二七二・五八	
一一	塋 詰 場	木煉瓦混造平家建臺灣瓦葺	四七・七七	八五・〇〇	四、〇六〇・四五	
一二	紅酒貯藏場	土塊造平家建臺灣瓦葺	二〇七・五九	五五・〇〇	一一、四一七・四五	
一三	同	煉瓦造平家建同	二七八・〇八	七五・〇〇	二〇、八五六・〇〇	
井	戸 玉 石 造		二・〇〇	一九六・〇〇	三九二・〇〇	

七七七

追		地	地	地	水	住	三	計
田	畑	上	路	同	同	宅	事	
田	田	田	田	田	田	田	田	田
煉瓦造	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦
六〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
七二〇〇〇	四〇〇〇	三三二	二一〇〇	二五〇〇	三五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇
七二〇〇〇	五六〇〇〇	一一一六	三〇〇〇〇	二、三三二、三五	二九七〇〇	三五六、四〇	六〇〇〇	二〇〇〇〇
二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
二、二五八、七五								

地

大正製酒株式会社臺中工場

所在地	番	地	員	價	金	額	摘
市	番	目	數	金	額		要
臺中市	一九八	煉瓦造	四、三三八・五〇五	八、八〇	三八、一七八、八四		
同	一九八ノ一	同	七三四・六七三	八、八〇	六、四六五・一二		
計			五、〇七三・一七八		四四、六四三・九六		

建物

番	名	稱	造	員	價	金	額
號	稱	構	造	數	價	金	額
一	清酒倉庫	木造平家建内地瓦葺	同	六三・〇八	一一一・〇〇〇	七、六三二・六八〇	

二	糶室	其ノ他	同	七〇・五〇	一五・一八〇〇	一〇、七〇一・九〇〇	
三	貯藏	室	同	五四・〇〇	一一一・〇〇〇	六、五三四・〇〇〇	
三ノ一	包裝場	及洗場	木造付卸スレート葺	四九・五〇	三三・〇〇〇	一、六三三・五〇〇	
四	瓶洗	場	木造平家建亜鉛引鐵板葺	二六・〇〇	一五・四〇〇	四〇〇・四〇〇	
五	酒槽	場	同	二四・五〇	四四・〇〇〇	一、〇七八・〇〇〇	
五ノ一	廊	下	木造平家建亜鉛引鐵板葺	一九・五〇	二二・〇〇〇	四二九・〇〇〇	
六	仕込	場	木造平家建亜鉛引鐵板葺	一〇・五〇〇	一三、二〇〇〇	一三、八六〇、〇〇〇	
七	宿	倉	木造平家建薩摩瓦葺	二五・二〇	八、八〇〇	二二二・七六〇	
八	同	同	同	二二・二五	五、五〇〇	一一六・八七五	
九	倉	庫	同	二五・二〇	五、五〇〇	一三八・六〇〇	
一〇	物置	小屋	竹造平家建草葺	四〇・〇〇	三三・〇〇〇	一三三・二〇〇〇	
一一	便所		木造平家建亜鉛引鐵板葺	一九・九五	一一・〇〇〇	二二・四五〇	
一二	宿	倉	粉板葺	一七・二四	一六・五〇〇	二八四・四六〇	
一三	鐵工	場	同	一一・九〇	一・六五〇	一九・六三五	
一四	炊事	場	臺灣瓦葺	一一・五五	六、六〇〇	七六・二三〇	
一五	桶置	場	同	一七・七六	八、八〇〇	一五六・二八八	
一六	大工小屋	補作業所	同	一八・〇〇	三、三〇〇	五九・四〇〇	
一七	便所		亜鉛引鐵板葺	〇・五〇	四四・〇〇〇	二二・〇〇〇	
一八	用度	倉	同	一五・五〇	一六・五〇〇	二五五・七五〇	
一九	倉	庫	内地瓦葺	一一・三〇	一六・五〇〇	二〇二・九五〇	
二〇	宿	倉	臺灣瓦葺	一八・二五	三八・五〇〇	七〇二・六二五	
二一	物置		竹造平家建草葺	一三・〇〇	二二・〇〇〇	二八・六〇〇	
二二	宿	倉	木造平家建内地瓦葺	六六・〇〇	六六・〇〇〇	四、三五六・〇〇〇	

二二	同	同	粉板葺	六三・三五〇	二二・〇〇〇	一、三九三・七〇〇
二四	再製酒仕込場	同	亜鉛引鐵板葺	二〇・〇〇〇	二二・〇〇〇	一、四四〇・〇〇〇
二五	酒類貯藏場	木造土塊混合造平家建葺	三〇・八〇〇	五〇・七五〇	三〇・八〇〇	一、五六三・一〇〇
二六	同	木造平家建葺	二一・四〇〇	二一・四〇〇	二一・四〇〇	四七一・九〇〇
二七	酒類貯藏場	木造平家建葺	二二・〇〇八	二二・〇〇八	一九・八〇〇	四三七・一八四
二八	階下物置二階査定場	木造二階建葺	一三・八五〇	一三・八五〇	三三・五〇〇	五三三・二二五
二九	酒置場販賣場	木造平家建葺	四〇・五〇〇	四〇・五〇〇	一六・五〇〇	六六八・二五〇
三〇	米酒蒸餾場及炊事場	木造平家建葺	二一・二〇〇	二一・二〇〇	三三・〇〇〇	六九・九六〇
三一	米酒仕込場	木造平家建葺	一九・〇〇〇	一九・〇〇〇	二二・〇〇〇	四一八・〇〇〇
三二	米酒仕込場	同	五三・九六〇	五三・九六〇	七・七〇〇	四一五・四九二
三三	事務室	同	一四・〇〇〇	一四・〇〇〇	三三・〇〇〇	四六二・〇〇〇
三四	検査室	同	三〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	二二・〇〇〇	六六・〇〇〇
三五	検査室及原料置場	同	三三・七二〇	三三・七二〇	一八・七〇〇	六四九・二六四
三六	糖蜜酒仕込場	同	八九・二五〇	八九・二五〇	一六・五〇〇	一、四七二・六二五
三七	米酒仕込場	同	一六・三三〇	一六・三三〇	二七・五〇〇	四四八・八〇〇
三八	糖蜜酒仕込場	同	六二・六四〇	六二・六四〇	六六・〇〇〇	四、一三四・二四〇
三九	酒母仕込場	木造平家建葺	三〇・五五〇	三〇・五五〇	一一・〇〇〇	三三六・〇五〇
四〇	機械室	木造四階建葺	二八・二〇〇	二八・二〇〇	八八・〇〇〇	二、四八一・六〇〇
四一	試験室及機關室	木造平家建葺	三〇・三四〇	三〇・三四〇	一三・二〇〇	四〇〇・四八八
四二	糖蜜タンク	木造上家葺	七八・六二〇	七八・六二〇	五・五〇〇	四三三・四一〇
四三	汽罐室	木造平家建葺	三九・一五〇	三九・一五〇	三三・〇〇〇	一二九・一九五
四四	倉庫	同	一一・九六〇	一一・九六〇	一六・五〇〇	一九七・三四〇
四五	宿舎	同	四・六〇〇	四・六〇〇	五・五〇〇	二五・三三〇

四六	便所	同	亜鉛引鐵板葺	〇・五〇〇	四四・〇〇〇	二二・〇〇〇
四七	宿直室	同	粉板葺	二二・二五〇	三〇・八〇〇	六九・三〇〇
四八	井戸	煉瓦造	三〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一〇・三三〇	一、〇三三・〇〇〇
四九	板間其他	土管埋込	二〇・五〇〇	一八六・八二四	一八六・八二四	六七・六五〇
五〇	排水溝	鐵板出口徑三寸高	一・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇
五一	煙突	八二尺	四六・〇〇〇	九・九〇〇	四、五五四・〇〇〇	七、七〇〇・〇〇〇
五二	軌道	九封度	一・〇〇〇	七、七〇〇・〇〇〇	一、三三〇・〇〇〇	一、三三〇・〇〇〇
五三	地堀	煉瓦造	四四・六石入	三三・〇〇〇	四八四・〇〇〇	四八四・〇〇〇
五四	同	同	三三・〇石入	二二・〇〇〇	四〇七・〇〇〇	四〇七・〇〇〇
五五	同	同	一六・〇石入	一〇・〇〇〇	五五〇・〇〇〇	五五〇・〇〇〇
五六	同	同	一〇・〇石入	一〇・〇〇〇	四〇七・〇〇〇	四〇七・〇〇〇
五七	同	同	一四・〇石入	八・〇〇〇	一、五八四・〇〇〇	一、五八四・〇〇〇
五八	同上仕込タンク	同	七〇石入	四・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇
五九	同	同	三〇石入	二・〇〇〇	二、六四〇・〇〇〇	二、六四〇・〇〇〇
六〇	同上湯用タンク	同	五〇石入	一・〇〇〇	一、九八〇・〇〇〇	一、九八〇・〇〇〇
六一	地上清酒仕込タンク	同	一三石入	三〇・〇〇〇	四四・〇〇〇	一、三三〇・〇〇〇
六二	水道設備	一切	一五・〇〇〇	六六・〇〇〇	六六・〇〇〇	六六・〇〇〇
六三	倉庫	木造平家建内葺	二一・八八〇	七二・五〇〇	一、〇七二・五〇〇	一、〇七二・五〇〇
六四	苦力小屋	竹造平家建葺	一、五三六・八〇〇	一一・〇〇〇	二、四〇〇・六八〇	二、四〇〇・六八〇
計						八三、八一三・一八〇

所在地	番	地目	員數	單價	金額	摘
臺中州能高郡埔里街大肚城九七八	同	建物敷地	六七三・三五〇	一・二〇	八〇八・〇二	所有者 李嘉謨
計	九八六		二一四・四七五四	一・三〇	二五七・三七	
			八八七・八二八四		一〇六五・三九	

番	名	稱	構	造	員數	單價	金額	摘
一	事務室	室	木造平家建	臺灣瓦葺	六・七五	四五・〇〇	三〇三・七五	
二	直室	室	同	同	三・七五	四五・〇〇	一六八・七五	
三	炊事場	場	同	同	二・〇〇	一三・〇〇	二六・〇〇	
四	瓶洗場	置場	同	同	九・〇〇	二〇・〇〇	一八〇・〇〇	
五	酒類販賣場	場	同	臺灣瓦葺	一三・五〇	四五・〇〇	六〇七・五〇	
六	酒類倉庫	庫	同	同	二二・〇〇	四五・〇〇	九九〇・〇〇	
七	檢定場	場	同	同	六・〇〇	四五・〇〇	二七〇・〇〇	
八	酒仕込場	場	同	同	二八・〇〇	四五・〇〇	一二六〇・〇〇	
九	蒸餾酒仕込場	場	木造二階建	臺灣瓦葺	一八・〇〇	六〇・〇〇	一〇八〇・〇〇	
一〇	蒸餾酒仕込場	場	同	同	六・〇〇	四五・〇〇	二七〇・〇〇	
一一	同		同	臺灣瓦葺	九・〇〇	二〇・〇〇	一八〇・〇〇	
一二	同		同	臺灣瓦葺	六・〇〇	四五・〇〇	二七〇・〇〇	
一三	廊		木造平家建	臺灣瓦及亞鉛引鐵板葺	六・〇〇	四〇・〇〇	二四〇・〇〇	
一四	原料置場及糖蜜酒仕込場		同	臺灣瓦葺	二四・〇〇	四五・〇〇	一〇八〇・〇〇	

番	名	稱	構	造	員數	單價	金額	摘
一五	渡り廊	下	同	同	二・〇〇	八〇・〇〇	一六〇・〇〇	
一六	浴室	室	同	同	二・三三	四〇・〇〇	九三・二〇	
一七	下家物置	同	同	同	三・〇〇	八〇・〇〇	二四〇・〇〇	
一八	蒸餾酒仕込場	場	土塊造平家建	臺灣瓦葺	三三・六〇	三〇・〇〇	一〇〇八・〇〇	
一九	蒸米場、蒸餾場	場	木造平家建	亞鉛引鐵板葺	二七・三〇	一〇〇・〇〇	二七三〇・〇〇	
二〇	冷却場及寢室	室	木竹造平家建	臺灣瓦葺	一九・五〇	一五〇・〇〇	二九二五・〇〇	
二一	宿舎	舎	木造平家建	臺灣瓦葺	〇・五〇	二〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
二二	同		同	同	二・四五	五〇・〇〇	一五七二・五〇	
二三	井	戸	竹造平家建	茅葺	一・〇〇	七五〇	七五〇	
二四	洗瓶水槽	槽	煉瓦及玉石積	屋形付	一・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	
二五	糖蜜貯藏タンク	タンク	同	同	一・〇〇	九〇〇・〇〇	九〇〇・〇〇	
二六	同		同	同	二・〇〇	一五〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
二七	同		同	同	一・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	
二八	同		同	同	一・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	
二九	仕込タンク	タンク	同	同	一・〇〇	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	
三〇	同		同	同	一・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇	
三一	冷水槽	槽	煉瓦	積	一・〇〇	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	
三二	煙却	突	同	同	一・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	
三三	埋込	水	同	同	四・〇〇	二〇・〇〇	八〇・〇〇	
三四	同		同	同	二・〇〇	一五〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
三五	同		同	同	一・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	
三六	同		同	同	一・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
三七	同		同	同	八・〇〇	一〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇	
三八	同		同	同	六・〇〇	七五・五五	四五六・三〇	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

第三編 創業施設

計	二七四・六八	一三、〇〇〇〇
---	--------	---------

七八四

土地

臺南製酒株式會社工場

所在地番	地目	員數	單價	金額	摘要
臺南州臺南市鹽埕二六	建物敷地	四一〇・七六	三・五〇	一、四三三・七六六	
同	同	三三四・四七六	三・五〇	一、一七〇・六六六	
同	同	三六六・七五〇	三・五〇	一、二八三・六二五	
同	同	九五・三五五	三・五〇	三三三・七四二	
同	同	九八・二八九	三・五〇	三四四・〇一一	
同	同	八二・一五三	三・五〇	二八七・五三〇	
同	同	一、〇一八・〇九八	三・五〇	三、五六三・三四〇	
計					

建物

番號	名稱	構造	員數	單價	金額	摘要
一	仕込場	煉瓦造平家建築瓦葺	二二・一八七	七三・〇〇	八八九・六五	
二	酒類置場	煉瓦造平家建築瓦葺	一一・二五〇	三八・〇〇	四二七・五〇	
三	仕込場階上事務室	煉瓦造二階建築瓦葺	三一・六二〇	二〇・〇〇	六、三四〇〇	
四	副置場	煉瓦造平家建築瓦葺	一・四四〇	八〇・〇〇	一一五・二〇	
五	酒類置場	木造平家建築瓦葺	一八・一五〇	三三八・〇〇	六八九・七〇	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

七八五

番號	名稱	構造	員數	單價	金額	摘要
六	仕込場	同	二八・一五〇	二八・〇〇	七八八・二〇	
七	蒸餾場	同	二四・八五〇	一一・〇〇	二九八・二〇	
八	仕込場及蒸餾場	同	五〇・四九〇	二五・〇〇	一、二六二・二五	
九	蒸餾場	同	一六・一〇〇	一一・〇〇	三三八・一〇	
一〇	浴室	同	七・二八〇	二〇・〇〇	一四五・六〇	
一一	浴場	同	一・五〇〇	三〇・〇〇	四五・〇〇	
一二	物置	同	一八・六〇〇	五・〇〇	九三・〇〇	
一三	機關	同	五・八〇〇	七・〇〇	四〇・六〇	
一四	宿舎	同	一・五〇〇	一〇・五〇	一五・七五	
一五	宿舎	同	二・〇〇〇	四・五〇	九・〇〇	
一六	上家廊	同	八・〇〇〇	八・〇〇	六四・〇〇	
一七	下家廊	同	二・〇〇〇	四・五〇	九・〇〇	
一八	物置	煉瓦造平家建築瓦葺	一三・七五〇	四五・〇〇	六一八・七五	
一九	宿舎	同	七・二〇〇	四五・〇〇	三二四・〇〇	
二〇	原料置場	同	七・二〇〇	四五・〇〇	三二四・〇〇	
二一	牛小置場	木造平家建築鉛引鐵板葺	五・一〇〇	三・〇〇	一五・三〇	
二二	糖蜜置場	同	一四・六〇〇	三・〇〇	四三・八〇	
二三	宿舎	同	二・三〇〇	二五・〇〇	五七・五〇	
二四	煙突	同	一・〇〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	
二五	同	同	一・〇〇〇	八〇・〇〇	八〇・〇〇	
二六	同	同	一・〇〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	
二七	同	同	一・〇〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	
二八	同	同	一・〇〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	
二九	同	同	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
計						

計		蒸餾場 タンク		蒸餾地中タンク		下水溜槽		埋下		地下		埋込		埋込及下		門		窓	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
三、三〇五	三、三〇五	七、八〇〇	七、八〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
六、七〇〇	六、七〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
一五、八〇〇	一五、八〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇

大正製酒株式會社嘉義工場

所在地	番	地目	員數	單價	金額	摘要
臺南州嘉義郡嘉義街西門外八七一	同	田	四一四・二八〇	七、七〇	三、一八九・九五六	
同	同	田	九三八・二九〇	七、七〇	七、三三四・八三三	
同	同	同	二四九・九七〇	七、七〇	一、九二四・七六九	
同	同	田	八三二・九六〇	七、七〇	六、四一三・七九二	
同	同	田	五〇九・〇四〇	七、七〇	三、九一九・六一〇	
小計	計	建物敷地	一九四四・五四〇	—	一、一四一・七三六	
臺南州嘉義郡嘉義街西門外八八一	同	田	一四〇〇・九八五	七、〇〇	一、〇七八・七五八四	所有者
同	同	田	三三二・七四〇	七、〇〇	二、四八五・〇九八	赤司初太郎

建物

番	名	構	造	員	數	單	價	金	額	摘要
同	一 醱酵室	木造平家建	内地瓦葺	二、四〇〇	—	一〇、四・五〇	—	二五、〇八〇・〇〇	—	
同	二 試驗室、検査室	同	同	四七・五〇	—	六〇・五〇	—	二、八七三・七五〇	—	
同	三 酒精母酸醱室	同	同	三七・五〇	—	一〇、四・五〇	—	三、九一八・七五〇	—	
同	四 便所	同	同	二〇〇	—	四九・五〇	—	九、九〇〇	—	
同	五 倉庫	同	同	二四・〇〇	—	六〇・五〇	—	一、四五二・〇〇〇	—	
同	六 事務所	木造二階建	粉板葺	二四・〇〇	—	八八・〇〇	—	二、一三〇・〇〇	—	
同	七 材料品置場	木造平家建	スレート葺	五三・五〇	—	七一・五〇	—	三、七五三・七五〇	—	
同	八 倉庫	同	内地瓦葺	五三・五〇	—	七一・五〇	—	三、七五三・七五〇	—	
同	九 包装場	丸太造平家建	亞鉛引鐵板葺	四二・五〇	—	一〇、四・五〇	—	四、四四一・二五〇	—	
同	一〇 在定場	木造平家建	スレート葺	二四・〇〇	—	四四・〇〇	—	一、〇五六・〇〇	—	
同	一〇 倉庫	木造二階建	亞鉛引鐵板葺	一〇・五〇	—	二三・〇〇	—	二、三三一・〇〇	—	
同	一〇 倉庫	木造平家建	亞鉛引鐵板葺	八・〇〇	—	一六・五〇	—	一、三三一・〇〇	—	
同	一〇 倉庫	同	内地瓦葺	五四・〇〇	—	六〇・五〇	—	三、二六七・〇〇	—	
同	一〇 倉庫	同	内地瓦葺	一九・二五	—	七七・〇〇	—	一、四八二・二五〇	—	
同	計	建物敷地	—	—	—	—	—	—	—	
同	計	田	—	—	—	—	—	—	—	
同	計	—	—	—	—	—	—	—	—	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

番	名	構	造	員	數	單	價	金	額	摘要
一	醱酵室	木造平家建	内地瓦葺	二、四〇〇	—	一〇、四・五〇	—	二五、〇八〇・〇〇	—	
二	試驗室、検査室	同	同	四七・五〇	—	六〇・五〇	—	二、八七三・七五〇	—	
三	酒精母酸醱室	同	同	三七・五〇	—	一〇、四・五〇	—	三、九一八・七五〇	—	
四	便所	同	同	二〇〇	—	四九・五〇	—	九、九〇〇	—	
五	倉庫	同	同	二四・〇〇	—	六〇・五〇	—	一、四五二・〇〇〇	—	
六	事務所	木造二階建	粉板葺	二四・〇〇	—	八八・〇〇	—	二、一三〇・〇〇	—	
七	材料品置場	木造平家建	スレート葺	五三・五〇	—	七一・五〇	—	三、七五三・七五〇	—	
八	倉庫	同	内地瓦葺	五三・五〇	—	七一・五〇	—	三、七五三・七五〇	—	
九	包装場	丸太造平家建	亞鉛引鐵板葺	四二・五〇	—	一〇、四・五〇	—	四、四四一・二五〇	—	
一〇	在定場	木造平家建	スレート葺	二四・〇〇	—	四四・〇〇	—	一、〇五六・〇〇	—	
一一	倉庫	木造二階建	亞鉛引鐵板葺	一〇・五〇	—	二三・〇〇	—	二、三三一・〇〇	—	
一二	倉庫	木造平家建	亞鉛引鐵板葺	八・〇〇	—	一六・五〇	—	一、三三一・〇〇	—	
一三	再製酒仕込場	同	内地瓦葺	五四・〇〇	—	六〇・五〇	—	三、二六七・〇〇	—	
一四	糖蜜冷却場	煉瓦木混造	二階建スレート葺	一九・二五	—	七七・〇〇	—	一、四八二・二五〇	—	

一五	蒸餾場機械室	木造四階建スレート葺	三六〇〇	一八七〇〇	六、七三三、〇〇〇
一六	査定場	木造二階建スレート葺	三三〇〇	三三、〇〇〇	一、〇八九、〇〇〇
一七	殺菌場	木造葺御家並鉛引鐵板葺	一二七五	五、五〇〇	七〇、一二五
一八	汽織室	木造平家建瓦葺及並鉛引鐵板葺	三〇〇〇	四四、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇
一九	糖蜜落場	木造平家並鉛引鐵板葺	八〇〇	五、五〇〇	四四、〇〇〇
二〇	糖蜜タンク	木造土家建竹夫婦葺	三〇〇〇	一、六五〇	四九、五〇〇
二一	同	木造土家並鉛引鐵板葺	一五三〇〇	一一、〇〇〇	一、六八三、〇〇〇
二二	同	木造土家並鉛引鐵板葺	八〇〇	四四、〇〇〇	三、五二〇、〇〇〇
二三	鐵工場	木造平家吹拔家並鉛引鐵板葺	三四七五	八八、〇〇〇	三、〇五八、〇〇〇
二四	宿舍附屬炊事場	木造平家建並鉛引鐵板葺	三〇〇〇	八、八〇〇	二六、四〇〇
二五	宿舍	同	三五五〇	四九、五〇〇	一、七五七、二五〇
レ	糖蜜明場	ブラットホーム盛土	六〇〇〇	二二、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇
同	同	二五封度軌條	六〇〇〇	六、六〇〇	三九、六〇〇
同	同	五〇封度軌條	一四〇〇	一九、八〇〇	二七、七二〇〇
湯	冷却場	煉瓦二枚積徑二尺深二尺	一〇〇〇	一、六五〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇
現業員浴槽	同	コンクリート製	一〇〇〇	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇
構	同	煉瓦	一〇〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇
同	同	木造	三〇〇〇	一一、〇〇〇	五七、二〇〇〇
同	同	竹造	三八〇〇	一一、〇〇〇	九九、〇〇〇
煙	突	鐵製徑三、二寸高七〇尺	一〇〇〇	二、二〇〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
水道設備	同	鐵管	四一五〇	二、二〇〇	九一、三〇〇
地上タンク	同	煉瓦造二〇石入	一四〇〇	九、九〇〇	一、三八六、〇〇〇

地

大正製酒株式會社斗六工場

一八ノ一	汽罐室庇シ	木造平家建竹葺	一〇〇〇	一八七〇〇	二、二四四、〇〇〇
二六	同	同	一〇〇〇	五、五〇〇	一、五八四、〇〇〇
二七	同	同	二二五〇	四九、五〇〇	一、五八四、〇〇〇
二八	同	同	二二五〇	一六、五〇〇	四一、二五〇
煙	突	鐵製高四〇尺	一〇〇〇	二七、五〇〇	八二、五〇〇
殘渣排泄溝	同	徑一尺土管	九二六〇〇	三六五、七〇〇	三、六五七、〇〇〇
計			一、〇六九、七五	七、九三	七、三三一、五五〇
同	同	同	一〇〇〇	四一八、〇〇〇	四、一八〇、〇〇〇
同	同	同	四〇〇〇	一七六、〇〇〇	七〇四、〇〇〇
同	同	同	一〇〇〇	一七六、〇〇〇	一七六、〇〇〇
同	同	同	一〇〇〇	三五、七五	三五、七五〇
同	同	同	一〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
同	同	同	一四〇〇	二二、〇〇〇	三〇八、〇〇〇
同	同	同	一〇〇〇	四一、八〇〇	四一、八〇〇
同	同	同	四四、六〇	五、五〇〇	二四、五三〇
同	同	同	六六、〇〇	四、四〇〇	二九、〇四〇
同	同	同	二二〇〇	一八七、〇〇	二、二四四、〇〇〇
同	同	同	一〇〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇
同	同	同	一〇〇〇	四九、五〇〇	一、五八四、〇〇〇
同	同	同	三二〇〇	一六、五〇〇	四一、二五〇
同	同	同	二二五〇	二七、五〇〇	八二、五〇〇
同	同	同	一〇〇〇	三六五、七〇〇	三、六五七、〇〇〇
同	同	同	九二六〇〇	七、九三	七、三三一、五五〇
同	同	同	一、〇六九、七五	八、八三	八、八三一、五〇〇

所在地番	建物敷地	員數	價金	額	摘要
臺南州斗六郡斗六街斗六一六〇ノ一		一、三五二・一〇	五、五〇	七、四三三・〇五〇	

第三編 創業施設

七九〇

建

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
一	事務室	木造平家建内地瓦葺	一六・五〇〇	九三・五〇〇	一、五四二・七五〇	
二	酒類置場	腰煉瓦内地瓦葺	九七・二〇〇	五五・〇〇〇	五、三三〇・五〇〇	
三	樽置場	亞鉛引鐵板葺	一八・〇〇〇	一一・〇〇〇	一九八・〇〇〇	
四	醸造室仕込場	同 腰煉瓦内地瓦葺	一〇一・七五〇	七七・〇〇〇	七、八三四・七五〇	
五	同	煉瓦造平家建内地瓦葺	九四・五五五	一一・〇〇〇	一、四四一・一五五	
六	同	木造平家建内地瓦葺	五・〇〇〇	五五・〇〇〇	二七五・〇〇〇	
七	同	木鐵混合造三階建亞鉛引鐵板葺	一二五・五五〇	一三六・四〇〇	一七、二二五・〇二〇	
八	同	木造上家亞鉛引鐵板葺	六八・〇〇〇	一一・〇〇〇	七四八・〇〇〇	
九	同	同	一四七・二四〇	一一・〇〇〇	一、六一九・六四〇	
一〇	同	木造平家建茶灣瓦葺	一一・〇五〇	三八・五〇〇	四六三・九二五	
一一	同	木竹平家建竹葺	三六・〇〇〇	八・八〇〇	三一六・八〇〇	
一二	同	木造平家建内地瓦葺	一一・〇〇〇	四三・四五〇	四、七七九・五〇〇	
一三	同	同 亞鉛引鐵板葺	二七・〇〇〇	二二・〇〇〇	五九四・〇〇〇	
一四	同	同 茶灣瓦葺	七七・七八〇	三〇・八〇〇	二、三九五・六二四	
計			四、二八二・七四	五、五〇	二、三、五五五・〇七〇	

一五	同	同	二三・〇〇〇	三八・五〇〇	八八五・五〇〇	
一六	同	同	五四・二五〇	五五・〇〇〇	二、九八三・七五〇	
一七	同	同	一三・五〇〇	一六・五〇〇	二、三二七・五〇〇	
一八	同	同	六・〇〇〇	一三・二〇〇	七九二・〇〇〇	
一九	同	同	三〇・六七〇	二二・一〇〇	七〇八・四七七	
二〇	同	同	一〇・七五〇	六〇・五〇〇	六五〇・三七五	
二一	同	同	一・五〇〇	一六・五〇〇	二四・七五〇	
二二	同	同	五八・〇〇〇	五五・〇〇〇	三、一九〇・〇〇〇	
二三	同	同	二〇・〇〇〇	一六・五〇〇	三、三三〇・〇〇〇	
二四	同	同	一〇・五〇〇	一六・五〇〇	一七三・二五〇	
二五	同	同	一一・五〇〇	七一・五〇〇	八三三・二五〇	
二六	同	同	二・二〇〇	一一・〇〇〇	二四・二〇〇	
二七	同	同	一四・〇〇〇	八・八〇〇	一二三・二〇〇	
二八	同	同	一・〇〇〇	二二・〇〇〇	二、二〇〇・〇〇〇	
二九	同	同	一・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三三・〇〇〇	
三〇	同	同	一・〇〇〇	八三・五〇〇	八二五・〇〇〇	
三一	同	同	一・〇〇〇	一一・〇〇〇	一一・〇〇〇	
三二	同	同	一・〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
三三	同	同	一・〇〇〇	五、四三八四	五、四三八四	
三四	同	同	一・〇〇〇	八・八〇〇	四六六・四〇〇	
三五	同	同	一・〇〇〇	三、三〇〇	五、四一・二〇〇	
三六	同	同	一・〇〇〇	三、八・五〇〇	三、四六・五〇〇	
三七	同	同	一・〇〇〇	五・五〇〇	一、六五・〇〇〇	
三八	同	同	三・〇〇〇	二九・三七〇	八八一・二〇〇	
計			三、三〇〇	二、九八三・七五〇	七九一	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

七九一

所在	番	地目	員	數	單	價	金	額	摘	要
同	同	煉瓦造モルタル	同	二〇〇〇		二四六・四〇〇		四九二・八〇〇		
同	同	煉瓦造	同	四〇〇〇		九六・八〇〇		三八七・二〇〇		
同	同	煉瓦造	同	二〇〇〇		一三二・〇〇〇		二六四・〇〇〇		
同	同	煉瓦造	同	一〇〇〇		三七六・二〇〇		三七六・二〇〇		
同	同	煉瓦造	同	一〇〇〇		二六四・〇〇〇		三、一六八・〇〇〇		
同	同	煉瓦造	同	一六〇〇〇		一四三・〇〇〇		二、二八八・〇〇〇		
同	同	煉瓦造	同	一〇〇〇		一四三・〇〇〇		一四三・〇〇〇		
同	同	煉瓦造	同	二〇〇〇		二二〇・〇〇〇		四四〇・〇〇〇		
同	同	煉瓦造	同	八〇〇〇		三四三・二〇〇		二、七四五・六〇〇		
同	同	煉瓦造	同	四一〇〇〇		一一〇・八三三		四、五四四・八五〇		
同	同	煉瓦造	同	四二八〇〇〇		八・二〇二		三、五一〇・四五〇		
同	同	煉瓦造	同	一、一九二・二九五				八、九四六・九五〇		

旗山醸造株式会社旗山工場

土地

所在	番	地目	員	數	單	價	金	額	摘	要
高知州旗山郡旗山街旗山六〇九	同	建物敷地	同	六九九		一・二〇〇		八三八・八〇	所有者 吳養 外一名	
同	同	畑	同	九三九		〇・七〇		六五七・三〇	同	
計	六〇九ノ一			一、六三八				一、四九六・一〇		

建物

番	名	稱	構	造	員	數	單	價	金	額	摘	要
一	事務所酒類置場		木造平家建	煉瓦葺	四八	〇〇		五・〇〇〇		二、四〇〇・〇〇		
二	米酒仕込場		木造及煉瓦積平家建	煉瓦葺	七二	五〇		五・〇〇〇		三、六二五・〇〇		
三	倉庫、原料置場、製		同	同	七二	五〇		五・〇〇〇		三、六二五・〇〇		
四	燃料置場、炊事場		煉瓦造平家建	吹抜煉瓦葺	四八	〇〇		三・三〇〇		一、六八〇・〇〇		
五	副		同	同	四〇	〇〇		六・〇〇〇		二、四〇〇・〇〇		
六	煙	突	煉	瓦葺	四	〇〇		五・〇〇〇		二〇〇・〇〇		
七	タ	ク	同	同	一	〇〇		六・〇〇〇		六〇〇・〇〇		
八	同	ク	同	同	一	〇〇		四・〇〇〇		四〇〇・〇〇		
九	水路	用	堀	放	三六	〇〇		〇・五〇〇		一八〇・〇〇		
一〇	水路	用	堀	放	四〇	〇〇		二・三〇〇		九二〇・〇〇		
一一	水路	用	堀	放	一	〇〇		二五・五〇〇		二五・五〇〇		
一二	井	戸	煉	瓦及玉石積	一	〇〇		三〇〇・〇〇〇		三〇〇・〇〇〇		
一三	門		竹	造	一	〇〇		三三七・〇		三三七・〇		
一四	同		同	造	一	〇〇		一六〇・〇〇		一六〇・〇〇		
一五	同		木	造	三	〇〇		〇・八〇〇		二四・八〇〇		
一六	同		煉	瓦造	五	〇〇		一三〇・〇〇〇		六五〇・〇〇〇		
計					二四五	四二				一三、〇〇〇・〇〇		

恒春芳醸拓殖株式会社恒春工場

土地

官有地及相續未定地

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
一	仕込場、穀倉、庫、直置	臺灣瓦葺石積外部棟瓦張	四一・二八〇	四〇・〇〇	一、六五一・二〇	
二	便所	臺灣瓦葺石積平家建	〇・六六五	五〇・〇〇	三三・二五	
三	穀倉	芳葺腰石積平家建	五・八二五	四〇・〇〇	二三三・〇〇	
四	炊事場	臺灣瓦葺外部棟瓦張石積	四・五七五	三三・五〇	一五三・二六	
五	仕込場、炊米場	中仕込土塊造平家建	二七・一七三	三五・〇〇	九五一・〇二	
六	穀場	同	一八・六四〇	四〇・〇〇	七四五・六〇	
七	仕込場、炊米場、蒸籠場	臺灣瓦葺石積土塊造平家	二七・一七二	三五・〇〇	九五一・〇二	
八	宿舎	臺灣瓦葺石積土塊造平家	四・五七五	二〇・〇〇	九一・五〇	
九	物置	茅葺土塊造平家建	一五・八〇〇	一〇・〇〇	一五八・〇〇	
一〇	仕込場	茅葺石積平家建	三六・六〇〇	五〇・〇〇	一、八三〇・〇〇	
一一	蒸米場	臺灣瓦葺石積煉瓦造平家	四・三二〇	五〇・〇〇	二一六・〇〇	
一二	浴室	同	一・七四〇	四〇・〇〇	六九・六〇	
一三	通	臺灣瓦葺床敷煉瓦平家建	二二・〇〇〇	二〇・〇〇	四四〇・〇〇	
一四	井	側石積土家ナシ	二二・〇〇〇	一五・〇〇	三三〇・〇〇	
一五	門	石積	二・三五〇	六〇・〇〇	一三九・八〇	
一六	煙突	煉瓦造	一・〇〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	
一七	計	同	二〇〇・三六四	五〇・〇〇	八、三〇〇・〇〇	

宜蘭振拓産業株式會社花蓮港工場

番 號	名 稱	構 造	員 數	單 價	金 額	摘 要
一	事務所	大造平家建亞鉛引鐵板葺	一・二〇〇	三〇・〇〇	三六・〇〇	
一ノ	一檢査室	同	六・〇〇	三〇・〇〇	一八〇・〇〇	
二	三貯穀所	同	五・五七	一〇・〇〇	五五・七〇	
三	販賣所	同	三一・六〇	三〇・〇〇	九四八・〇〇	
四、五	同	同	二二・二〇	三〇・〇〇	六九六・〇〇	
六	炊事場	屋根壁亞鉛板	八・七五	八〇・〇〇	七〇〇・〇〇	
七	蒸米冷却室	亞鉛引鐵板葺	二四・〇〇	二〇・〇〇	四八〇・〇〇	
八	蒸米場	同	一八・〇〇	一五・〇〇	二七〇・〇〇	
九	物置	同	二六・八四	二〇・〇〇	五三六・八〇	
一〇	蒸籠	瓦葺	三八・九二	八〇・〇〇	三、一三六・〇〇	
一一	糟燃料置場	亞鉛引鐵板葺	一四・〇〇	二〇・〇〇	二八〇・〇〇	
一二	米酒仕込場	同	五四・〇〇	二五・〇〇	一、三五〇・〇〇	
一三	酒置場	同	三五・〇〇	一八・〇〇	六三〇・〇〇	
一四	酒粕置場	竹造平家建茅葺	一三・五〇	五〇・〇〇	六七五・〇〇	
一五	納屋	木造平家建亞鉛引鐵板葺	一一・〇〇	一五・〇〇	一八〇・〇〇	
一六	紅酒仕込場	瓦葺	三二・〇〇	四五・〇〇	一、四四〇・〇〇	
一七	便所	亞鉛引鐵板葺	一・五〇	一五・〇〇	二二・五〇	

第三章 酒類製造設備 第四節 補償金の協定

七九五

番	名	構	造	員	數	單	價	金	額	摘	要
一八	苦力小屋	竹、木造平家建	鉛引鐵		六〇〇		五〇〇		三〇〇〇		
一九	同	同	茅葺		二八〇〇		九〇〇		二五二〇〇		
二〇	木造平家建瓦葺	宿	高四〇尺徑七、四寸		三三・七五		八〇〇〇		二、七〇〇〇〇		
	燻	燻瓦造	高四〇尺徑七、四寸		一〇〇		九〇〇〇		九〇〇〇〇		
	井	コンクリート造	内徑三尺		二〇〇		九〇〇〇		一八〇〇〇		
	門	木造	瓦葺		一〇〇		六〇〇〇		六〇〇〇〇		
	塀	土塊	造		九・八〇		五・五〇		五三九〇		
	機關室	木	造		一〇〇		七〇〇〇		七〇〇〇〇		
	門	同	造		一〇〇		一〇五〇〇		一〇五〇〇〇		
	仕込	同	錫板及鐵板製		一〇〇		三五〇〇		三五〇〇〇		
	同	同	瓦造		二一〇〇		一六〇〇		三三六〇〇		
	同	同	錫板		五〇〇		一三〇〇		六五〇〇		
	同	同	地堀		一〇〇		二五〇〇		二五〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		七五〇〇		一五〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		二五〇〇		二五〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		二五〇〇		二五〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		八〇〇〇		八〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		五〇〇〇		五〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		五五〇〇		五五〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		五〇〇〇		五〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		八〇〇〇		八〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		二〇〇〇		二〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		二〇〇〇		二〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		六〇〇〇		六〇〇〇〇		
	同	同	同		一〇〇		一・二〇		一・二〇〇		
計					四二四・六三				一六三〇〇〇		

土地

地

増永三吉工場

所	番	地	目	員	數	單	價	金	額	摘	要
東東縣深東街東		建	敷地		五八二・三九九		四・〇〇		二、三三九・四九		
計											

建物

番	名	構	造	員	數	單	價	金	額	摘	要
一	住宅、倉庫	木造平家建	内地瓦葺		四八・五〇		九六・〇〇		四、六五六・〇〇		
二	店舖	同	浪板葺		五三・〇〇		九〇・〇〇		二、九七〇・〇〇		
三	住宅、倉庫	同	同		五三・七五		二五・〇〇		八四三・七五		
四	酒造場	同	同		一一四・五〇		一一・〇〇		一、三三四・〇〇		
五	精米場	木、竹造	平家建浪板葺		五一・〇〇		一〇・〇〇		五一〇〇〇		
六	蒸餾場	木造	平家建浪板葺		一一・三〇		一三・〇〇		一四六・九〇		
七	住宅	同	同		一九・〇〇		四五・〇〇		八五五・〇〇		
八	便所	同	同		〇・七五		三〇・〇〇		二二・五〇		
	冷却用タンク	コンクリート造	七石以上		一〇〇		七五・〇〇		七五・〇〇		
	地堀	同	同		三〇〇		二五・〇〇		七五・〇〇		
	仕込	同	同		五〇〇		二八・〇〇		一四〇〇〇		
	同	同	同		四〇〇		五五・〇〇		二二〇〇〇		
	同	同	同		三〇〇		一一・二〇		三三六・〇〇		
	同	同	同		七〇		七〇以上				
	同	同	同		七〇		七〇以上				
計									七九七		

計		戸		突		煉		燻		井	
酒貯蔵用タンク	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
燻用タンク	一七石以上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
燻米川タンク	三石以上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
煉地	煉瓦積	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
煉瓦	煉瓦積	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井	石積	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		三一・八〇	三・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
			二九二・八〇	四〇〇・〇〇	一二五・〇〇	一五・三三	五〇〇・〇〇	五五・〇〇	五〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一一〇・〇〇
			一三、六七〇・四一	五八五・六〇	一二〇・〇〇	三〇六・六六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第五節 器具機械の徴収

酒類、白燗、紅燗、酒母及醱製用器具機械にして、專賣制度實施の際現に製造場備付のものは、之を徴収又は使用することを得るは、酒類專賣令第二十七條の規定するところなるが、政府は製造場及敷地は其の必要に應じ徴収し或は之を使用するの計畫を立てたるも、器具機械は當初より之を徴収するの方針にて調査を進めたり。

一、徴収物件ノ範圍

當業者の使用せる器具機械は頗る雑多にして一々之を列擧するを得ず、且廢業後他に轉用するものは之を徴収するの必要なしに依り徴収すべき範圍は、直接政府の作業に必要なもの及當業者に於て専ら酒造用に供し來りたるものにして廢業の結果他に轉用の途なきものに限定することとし、大正十一年五月五日府令第百十號を發布し、徴収すべき器具機械を左の四種として發表せり。

- 一、直接製造に要する器具機械
- 二、貯蔵用器具機械
- 三、試験用器具機械
- 四、包装用器具機械

第一種に屬するものは直接製造に要するものとし、原料運搬用糖蜜タンク工場内軌條等は一般には之を徴収せざることとし、今徴収物件の名稱を記せば凡左の如し。

缸、桶、試桶、垂口桶、桃桶、擔桶、半切桶、タンク（銅、鐵、木製）、釜、麴板、箆筋、米籬、搗臼、挽臼、蒸匙、蓋、蒸籠、箆、暖氣樽、甑、蒸餾機、酒甑、洗米機、壓搾機、蒸煮機、糖化機、冷却機、原動機及傳導裝置、濾過機、洗綿機等。

第二種の貯蔵用器具機械と稱するは桶及缸にして、伊丹樽等は他にも用途あるを以て一般には之を除外し、缸は紅酒用の缸最も多く、其の他は製造及貯蔵に兼用のものなり。從來の税制に在りては、定着タンクは之を容器として取締り來りしも、タンクの設備と見るべく移動することを得ざるを以て之を徴収物件より除外したり。然るに之が爲當業者は陳情書を提出して意見を述べたる者ありしも、タンク及煙突は設備と見るを適當とし一切之を除外せり。但し使用工場に在りては政府の作業の必要上タンクを撤廢せざるべからざるに立至りたるを以て、斯かるものに對しては、一定の補償金を支給し將來使用廢止の際原形回復を要求せしめざることをせり。左に貯蔵用器具として取扱ひたる物件を掲ぐべし。

桶、缸、タンク（銅製、鐵製、木製）、樽等。

第三種試験用器具機械は分析檢定等に使用するものにして左の如し。

顕微鏡、天秤、酒精計、検温器、比重計、濃度計、漏斗、コンベン、シャーレー、ビベット、ビュレット、滴瓶、試験管、アルコールランプ、シリンダー、蒸發皿、殺菌器、重湯煎、加壓瓶、培養罐、乾燥器、白金耳、ゴム管、反應器、デシケーター、フラスコ、試験蒸餾器、試験管臺等。

第四種包装用器具、機械

酒類包装用器具、機械は本島に於ては壘詰作業少かりし爲、其の數量少く左の如き簡單なる打栓機等を主とせり。
打栓機、製罐機、洗壘機、壘詰機等。

第六節 徵收物件の調査

徵收物件の調査は専ら支局出張所に於て之を行ふこととし、調査員を豫め本局に召集し、大正十一年四月十七日より三日間之が方針に付打合を爲したり。而して大體の調査方針は既に記述したるが如く、大正十一年五月五日專賣局長訓令第三十九號を以て其の手續を規定し、同月五日以後各地方に於て調査したる結果を調査調書に記入し、本局に送付し、本局に於ては之を統括し全局公平なる取扱を期したり。調査に際しては豫め期日を關係者に通知し、本人又は代理人を立會はしめ、職員は特に動作に注意し丁寧親切を旨とし權柄に流がるゝが如きことなき様一層注意し、調査物件には各個夫々徵票を貼付せり。此の徵票は徵收物件調査書徵收目録内譯書と共に一枚を一用紙として複寫式とし一通を本人に通を本局に通を物件に貼付することとせり。斯くして調査完了の上は目録を本人に交付し、酒類專賣令第二十七條第三項に依り任意處分禁止の示達を爲したり。

而して調査事務は六月上旬一應終了し、目録を送付するの運に立至りしも物件中缸の如きは貯藏用として使用中に

係るものあり直に之を徵收し得ざりしを以て使用濟次第追加徵收のことゝ爲し又徵收物件の授受其の他の取扱等に関しては專賣局長より支局長、出張所長、工場長等に對し左記通牒を爲したり。

專酒第二〇六八號 (大正十一年九月五日)

專賣局長

支局長、出張所長、工場長 宛

徵收物件の授受其の他取扱方の件

首題の件左記に依り至急處理相成度

左記

- 一、徵收物件は實地に付既に交付の目録に對照し其の符號を認めたる後之が徵收を終了すること。
- 二、前號に依り調査を爲すときは其の巡回日割を定め豫め之を業者に通知すること。
- 三、物件の授受に當ては別紙により授受書二通を作成し一通は之を業者に交付すること。
- 四、物件の授受を了したるときは別紙により補償金請求書を徵すること。
- 五、構造の複雑なる機械及之が附屬品の調査は當初より専門技術員を出張参加せしむること。
- 六、酒甕又は大桶等の類にして藏置に場所を要するものに在りては後日之が組立に支障なき様便宜の方法を施したる上解體すること。
- 七、受領物件にして其の地に於て買受を希望するものあるときは取締上直渡し難きもの及貯藏用紅酒缸を除き差支なき限り拂下を爲すこと又業者にして徵收物件中此の際希望のものに對して之を解除し徵收目録より控除せら

るべし。

八、物件は可成最寄の工場（屏東高雄方面に在りては屏東工場豫定地）に運搬收容すること、板橋、桃園方面は樹林工場へ集合、基隆方面は基隆街に場所を撰み集合すること、金山は船にて基隆へ廻送すること、但し双溪、南庄、集々、竹山、南投等運搬不便の地にある物件又は將來物件所在地に於て相當需要ありと認むる証の如きは最寄の賣捌人又は街庄役場に保管を托する等適當なる方法を撰み處置すること。

九、第二號に付ては業者別巡回日割を第七號に付ては種目員數及拂下希望價格を第八號但書に依りたるものは其の收容場所毎に種目員數を速に報告すること。

十、補償金請求額は補償金額を内譯國債證券換算額は時價八十二圓十二錢に依り算定し五十圓未滿額を現金とすること但厘位切捨つべし。

十一、請求者が無能力者なる場合は法定代理人署名捺印のこと。

十二、請求書は印鑑證明書を添付し各二通提出せしむること。

十三、補償金中五十圓未滿は現金を以て支給し其の他は國債にて支給するものにして國債證券は專賣局長に受領委任の手續を要するに付委任狀二通を添付せしむること。

二案

年 月 日

專賣局長

業者宛

臺灣酒類專賣令第二十七條に依る徵收物件の授受に付ては不日當該官吏を派遣し左記の手續に依り之が授受を終了

致度に付御承知被下度此段及通牒候也

左記

- 一、巡回日割は豫め通知する筈に付當日は御繰合せ之が調査に立會せられたし。
- 二、物件授受書は別途配付の様式に依り調製せられ度し。
- 三、物件の授受を了したるときは別途配付の補償金請求書二通を出張官吏に提出せられ度し。
- 四、前號の請求書に記載せらるゝ公債額面換算額は額面百圓當時價八十二圓十二錢に依り計算し五十圓未滿の端數を現金とせられ度し。
- 五、徵收物件にして此際解除を希望せらるゝ向は取締上支障なき物件に限り御希望に應ず可き筈に付其の種目員數を出張官吏に申出られ度し。
- 六、請求者が無能力者なる場合は法定代理人署名捺印せられ度し。
- 七、請求書には印鑑證明書を添付し各二通提出せられ度し。
- 八、補償金中國債證券は專賣局長に受領委任の手續を要するに付委任狀二通提出せられ度し。

徵收物件授受證

一所在工場備付酒類（白釉）、（紅釉）、（酒母）、（醪）製造用器具機械

右臺灣酒類專賣令第二十七條に依り徵收に係るもの別紙目錄の通り授受候也

大正十一年 月 日

工場主

立會官吏

器具、機械、徵收目錄

番 號	種 目	種 別	寸 度 又 ハ 能 力	數 量	單 價	價 額	摘 要

徵收補償金請求書

一金

別紙計算書の通り

内金

五分利付國債證券時價換算額

金

現

金

右臺灣酒類專賣令第二十八條に依り補償金下付相成度及請求候也

大正十一年 月 日

製造場 住所

臺灣總督 田健治 郎殿

徵收補償金計算書

製造場 臺州市 郡市 町庄街

番地

住 所

臺州市 郡市 町庄街

番地

氏名又は名稱

補 償 金	計	給 付 額		摘 要
		券 現 金	現 金	
土地建物	器具機械	合	計	
〇	〇	〇	〇	
		平均相場額面	十一年七月一日前一年間	
		八二二二〇	〇	

補償金給付内譯

一萬圓券	五千圓券	一千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	計額面額	現金額	合計
枚	枚	枚	枚	枚	枚	〇	〇	〇

徵收補償金給付臺帳

製造場 臺州市 郡市 町庄街

番地

住所

州市

町庄街

番地

氏名又ハ名稱

補償金請求 年月日	土地建物器具機械合 計	給付額	摘要
		現金給付 年月日	
債券交付 年月日	債券現額	現金給付 年月日	
平均相場額面百圓ニ付年間			

額面種類別員數番號

自一萬號至四萬號券	自五千號至四萬號券	自千號至四萬號券	自五百號至四萬號券	自百號至四萬號券	自五十號至四萬號券	自十號至四萬號券	計
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

二錢收入
印紙

委任狀

拙者儀臺灣總督府專賣局長池田幸甚ヲ以テ代理人トシ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ委任ス

一、臺灣酒類專賣令第二十八條ニ依ル補償金中五分利付國債證券ノ受領ニ關スル一切ノ件

右委任狀依テ如件

大正十一年 月 日

州市
廳郡

製造者

專酒第二〇六八號ノ一 (大正十一年九月十七日)

專賣局長

支局長、出張所長 宛

徵收機械授受整理方

徵收機械の授受到付整理方は左記に據るべし。

一、機械の授受は最も迅速に授受を了することに注意すべし。

二、機械の授受は現品に就き既交付の目録と對照し更に附屬品明細書を作成し一通は支局出張所員に交付し正本を本局に送付すること。

三、支局、出張所に於ては明細書に依り現品に符號を附し解體の準備を爲すこと(解體の際は附屬品等の散逸せざる様特に注意のこと)

- 四、本局出張技術員は組織の大なる機械に就ては更に一巡後歸途工場に立寄り解体に立會し明細書修正を要するものは修正すること。
- 五、機械は一應支局、出張所の所管とし支局出張所に於て物品又は官有財産の整理を爲すこと。
- 六、現品に對しては抹消せざるペンキ等適當の方法に依り明細書符號と一致せざる符號を記載し置くこと。
- 七、所有者に對する徵收物件の授受は第二項に依り徵收目録と符號を認めたる時は直に授受の手續を完了すること。
(授受證は二通とし一通は本人所有し一通は本局に送付すること)。
- 八、授受を了したる物件にして當分解體引取に日時を要するものは前所有者に保管方を委託し其の保管證を徴し補償金は直に交付の手續を了すること。

第七節 徵收物件補償價格の算定

補償價格は營業者の購入價格、新設時價、使用期間、使用減耗の程度等を斟酌して決定することとし、且缸の如きは土地の便否に依り運搬費に著しき支出を要するものにして、價格の査定に相當の苦心困難の事情ありしが、大體の方針としては訓令第三十九號の趣旨に基き査定を爲したるも、缸に在りては産地を基準とし支那缸、頭分缸、南投缸に區分し、各地方別に價格を定めたり。但し特種の模様入又は容量の著しく多きもの、内地缸琉球缸等の少數は調査手續に準じ査定することとせり。

大正十一年五月四日酒課長は局長の決裁を経て、徵收價格算定資料を作成し、關係支局、出張所長に對し左の如き通牒を爲したり。

專酒第一一五號 (大正十一年五月四日)

酒 課 長

支局長、出張所長 宛

徵收價格算定資料送付の件

徵收物件の調査方に關しては既に夫々通牒相成候處之が價格の査定は現在物件の堅脆保存の良否及構造の如何等に依り必ずしも、一樣に律し難きは勿論の義なるも製造用器具及試験用器具、機械類は普通品に在りては概ね現存價格を超えざる程度に依り斟酌査定するに於て或は適當の評價を得るにあらざると被存候に付不取敢調査の參考資料として別紙及送付候御參考相成度尤も、右は參考資料に過ぎざるに依り單に無批判に盲從するが如きことなき様各自獨自の判断を以て夫々進行相成様致度及通牒候也

徵收價格算定資料

名	種	大	サ	新 調 價 格	現 在 價 格	摘	要
桶			三〇石以上	三〇〇〇〇	一三〇〇〇	經過年數	五年
同			二五石以上	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	同	
同			二〇石以上	二〇〇〇〇	八〇〇〇	同	
同			一五石以上	一五〇〇〇	六〇〇〇	同	
同			一〇石以上	一〇〇〇〇	四〇〇〇	同	
同			五石以上	五〇〇〇	二〇〇〇	同	

同	廣	滴	ア	三	ブ	比	顯	同	カ	フ	ビ	血	白	白	蒸	乾	重	試	同	ビ	ビ	ゴ
同	口	共	イ ン ホ ル ン 酸 酵 管	脚 架	重 燈	重 計	鏡 鏡	同	ル ス ベ ル ヒ	イ セ ツ ゴ	球 計	金 耳	金 皿	氣 乾 器	蒸 殺 器	湯 煎	驗 管	同	ウ レ ッ ト	ベ ッ ト	ム 孔 器	
			一 オ ン ス 人 白		普 通 型	ド ワ ッ ド ル 氏 三 號	ラ イ ヒ E 號 一 〇 五 〇				ト 同 一 マ 氏		一 瓦 ニ 付	一 八 〇 M M 角	二 四 本 立 七 寸							
			一 〇 〇 〇 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇 〇	一 一 五 〇 〇 〇 〇				一 一 六 〇 〇 〇 〇	一 一 二 〇 〇 〇 〇	一 一 二 〇 〇 〇 〇	一 一 八 〇 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇 〇	一 一 八 〇 〇 〇 〇	一 一 八 〇 〇 〇 〇	一 一 八 〇 〇 〇 〇	一 一 八 〇 〇 〇 〇	一 一 八 〇 〇 〇 〇	一 一 五 〇 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 五 〇 〇 〇			一 一 九 〇 〇 〇	一 一 九 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	
			一 一 四 〇 〇 〇			一 一 七 〇 〇 〇	一 一 七 〇 〇 〇				一 一 二 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	一 一 四 〇 〇 〇	

同		五〇〇cc	〇・四〇	〇・二八	同
---	--	-------	------	------	---

備考
 一、徵收價格は現在物件の堅固度及保存の良否により勘案すべきも可成本表の現存價格を超える程度に依り決定したし但し、缸、桶に在りては現存價格に對し所在の遠近及交通の利便等を勘酌し最高一個五分以内の運賃を加算することを得。
 二、本表價格は普通品なるを以て特別なる構造のものに付ては別に個々に付調査決定することを得。

支那缸査定價格標準

支 局、出 張所名	一石以上	八斗以上	五斗以上	三斗以上	一斗五升以上	一斗五升未満
臺北專賣支局	六〇〇	五〇〇	三五〇	一八〇	一五〇	〇〇三
基隆支局	五八〇	四八〇	三三〇	一六〇	一四〇	〇〇五
宜蘭支局	六三〇	五三〇	三八〇	一九〇	一六〇	〇〇五
新竹支局	五八〇	四八〇	三三〇	一六〇	一四〇	〇〇五
臺中專賣支局	六〇〇	五〇〇	三五〇	一七〇	一五〇	〇〇五
臺南專賣支局	五八〇	四八〇	三五〇	一六〇	一四〇	〇〇五
嘉義專賣支局	六〇〇	五〇〇	三五〇	一六〇	一四〇	〇〇五
高雄專賣支局	五六〇	四六〇	三一〇	一五〇	一四〇	〇〇四
屏東專賣支局	六三〇	五三〇	三八〇	一九〇	一六〇	〇〇五
恆春專賣支局	六五〇	五五〇	三九〇	一七〇	一五〇	〇〇五
澎湖專賣支局	五五〇	四五〇	三〇〇	一三〇		
			特種			
			三〇〇	三〇〇		

花 運 港 東 出 張 均	八・五〇 九・〇〇 六・三四	七・五〇 八・〇〇 五・三四	六・〇〇 六・五〇 三・九〇	三・〇〇 三・二〇 二・〇五	二・〇〇 二・一〇 一・五八	〇・六〇 〇・六〇 〇・四八
---------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

備考 金額記入なきは當該地方に該當の物件なきものなり。

頭分缸査定標準

支局、出張所名	一石以上	八斗以上	五斗以上	三斗以上	一斗五升以上	一斗五升未満
臺北專賣支局	六・七〇	五・三〇	三・四〇	二・三〇	一・二〇	〇・六〇
基隆出張所	六・八〇	五・四〇	三・五〇	二・三〇	一・二〇	〇・六〇
宜蘭出張所	七・五〇	六・〇〇	三・〇〇	二・七〇	一・五〇	〇・六〇
新竹出張所	六・〇〇	四・八〇	三・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	〇・五〇
臺中專賣支局	六・三〇	五・〇〇	三・三〇	二・二〇	一・二〇	〇・五〇
臺南專賣支局	六・二〇	五・〇〇	三・二〇	二・一〇	一・二〇	〇・五〇
屏東出張所	六・七〇	五・〇〇	三・二〇	二・一〇	一・二〇	〇・五〇
花蓮港專賣支局	九・〇〇	八・〇〇	五・〇〇	三・三〇	二・〇〇	〇・五八
平均	六・九〇	五・七五	三・五六	二・四二	一・三八	〇・五八

備考 金額記入なきは當該地方に該當の物件なきものなり。

南投缸査定價格標準

支局、出張所名	一石以上	八斗以上	五斗以上	三斗以上	一斗五升以上	一斗五升未満
臺北專賣支局	五・〇〇	四・一〇	三・三〇	二・七〇	一・九〇	〇・七〇
新竹出張所	四・四〇	三・五〇	二・七〇	一・三〇	〇・八〇	〇・七〇
臺中專賣支局	四・二〇	三・三〇	二・五〇	一・二〇	〇・八〇	〇・七〇
臺南專賣支局	四・三〇	三・四〇	二・六〇	一・二〇	〇・八〇	〇・七〇
嘉義出張所	四・五〇	三・六〇	二・八〇	一・五〇	〇・八〇	〇・八〇
高雄出張所	四・四〇	三・五〇	二・七〇	一・五〇	〇・八〇	〇・七〇
平均	四・六七	三・八一	二・九一	一・三三	〇・八二	〇・七二

備考 金額記入なきは當該地方に該當の物件なきものなり。

第一款 器具、機械の徴收補償金

器具、機械の徴收に就ては當初營業者は器具、機械は徴收を受けざるものと思料し、陳情書等を提出して徴收せられんことを求め來りしが徴收の方針發表せらるゝや、更に可成高價に評價せられんことを希望し殊に本島人業主の如き在りては缸の如き購入價格以上に評價せしめんとするの狀態にありたり。且又一面タンク及煉瓦造の煙突の徴收をも要求したるが後者に對しては交付金に五分の一の加給を爲しあるに依り、之を以て補償すべき旨を説示し前者に對しては各方面の材料に依り精査したる結果大體各自の満足を得る程度の評價を爲したるを以て目録を交付したる際には殆ど何等の異議なきを得たるが、日本芳醸株式會社は二十三萬餘圓の器具、機械を十三萬餘圓に評價せらるゝは

苦痛なりとし、酒精製造機等に著しく評價上の懸隔ありとし陳情し來りたるを以て更に解體精査の結果一部評價増を爲すと共に未徴收物件を追加徴收することとし協議承諾し、大正製酒株式会社も亦器具、機械の評價増を請求して止まざりしに依り一方工場残存品を追加徴收すると共に工場敷地と共に器具、機械の全部に亘り幾分評價増を爲し又黄東茂はボイラー及蒸餾機の評價増を求めたるも評價訂正の必要なきものと認め之を斥け只タンク取拂に際し補償を爲し、猶鐵製煙突を買上げることにし、又基隆街井口卯三郎は酒槽及蒸餾機の評價増を要求して止まざりしを以て局員を派して懇諭し一部の評價を訂正して納得せしめたり。宜蘭地方の製造者は全部共同して紅の評價増を求め來りたるも詳細説明の結果之亦異議なく得心せり。猶宜蘭製酒株式会社も評價増を要求したるが残存徴收物件を追加徴收することに依りて協議調ひ結局正式の異議申立を爲したるものなきに至りたり。今各業主別徴收物件の員數及金額を記載すれば左の如し。

器具、機械徴收補償金調

支局、出張所名	物件員數	徴收金額	支給額	
			公債額	現金
臺北專賣支局	七八五〇〇	三六九、一三九・一三	四四八、六〇〇・〇〇	七四八・八一
基隆出張所	一〇〇二八	二七、六六八・二七	三三、五五〇・〇〇	一一七・〇一
宜蘭出張所	一七六四〇	六九、六五九・九七	八四、七〇〇・〇〇	一〇四・三三
新竹出張所	八二八六	二九、一五〇・八八	三四、九〇〇・〇〇	四九・一〇〇
臺中專賣支局	一六四六三	一六九、三三一・九八	二〇五、三〇〇・〇〇	六三九・六二
豐原出張所	三〇八五	一一、三九五・三五	一一、七〇〇・〇〇	一四四・九一

支局、出張所名	物件員數	徴收金額	支給額	
			公債額	現金
臺南專賣支局	六一五八	三七、五三六・七一	四五、二〇〇・〇〇	四一八・四七
嘉義出張所	七七四一	二九、三七一・三三	二六、六五〇・〇〇	三四四・二四
高雄出張所	三六三三	二二、七〇一・八八	二七、四〇〇・〇〇	二〇一・〇〇
旗山出張所	二四一四	九、四三九・五六	一一、四〇〇・〇〇	七七・八八
屏東出張所	八七八〇	三一、〇六〇・七五	三七、五〇〇・〇〇	二六五・七五
恒春出張所	一、一六三	五、四六五・六二	六、六〇〇・〇〇	四九・七〇
澎湖出張所	七七二	三、六三三・一〇	四、三〇〇・〇〇	一〇三・九四
花蓮港專賣支局	三、四七四	三五、〇五一・七七	四二、五五〇・〇〇	一〇九・七一
臺東出張所	七三四	八、二四一・六五	九、八〇〇・〇〇	一九三・八九
白樟、紅榨製造業者	一三〇一七	一八、四一〇・九六	二一、七〇〇・〇〇	五九〇・九三
計	一八二、七五八	一、〇七三、五四七・〇〇	一、三〇一、六〇〇・〇〇	四、六七三・〇八

第二款 酒造業者補償金

酒造業者に対する補償金調左の如し。

酒造業者補償金調

臺北

業者名	物件員數	徴收金額	支給額	
			公債額	現金
日本芳釀株式会社	六、三八二	一六〇、二五二・九五	一九五、一〇〇・〇〇	三六八・八三

大坂園酒造公司	桃園改良製酒組合	鶴石製酒公司	湧津製酒公司	瀧津製酒公司	山脚芳泉製酒公司	源泉製酒商會	泉興製酒公司	宏濟福製酒商行	北興製酒商會	長興製酒商會	景尾泉香酒造公司	良泉造酒公司	板橋源製酒商會	新庄和泉製酒公司	龍泉製酒商會	樹林紅酒株式會社	宜開振拓産業株式會社淡水工場	板橋製酒合資會社	株式會社近藤商會	新高釀造株式會社	聚源製酒株式會社
四〇五	一三〇二	一八八四	一〇八三	一三五〇	四三三〇	六一三	九四四	一七〇五	一八二四	三三六二	一〇三四	一九四八	三〇四九	七七一四	五三五二	八七八	二二四二	九五	一三一六	二九三四	
九八九七六	三、九〇二八九	二、九三三〇四	二、二〇九一八	四、一九五四八	一、四七二五一	七、八七五、六四	二、三八九、四七	三、三〇一、一五	三、四九九、七四	五、四四九、六〇	一、六八五、七四	二、五六九、五八	四、六一一、八一	七、七二二、五一	一、六九一、九三七	一、四七一、九二二	二、二二九、一一	五、二九四、二二	九、二二二、一一	九、二四九、一一	九、二四二、六三
一、三〇〇、〇〇	四、七五〇、〇〇	三、五五〇、〇〇	二、六五〇、〇〇	五、一〇〇、〇〇	一、七五〇、〇〇	九、五五〇、〇〇	三、三五〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	四、二五〇、〇〇	六、六〇〇、〇〇	二、〇五〇、〇〇	三、一〇〇、〇〇	五、六〇〇、〇〇	九、四〇〇、〇〇	二、〇六〇、〇〇	一、七〇〇、〇〇	二、七〇〇、〇〇	六、四〇〇、〇〇	一、一〇〇、〇〇	一、一〇〇、〇〇	一、二五〇、〇〇
四、三二	二、一九	一、七七八	三、三〇〇	七、三六	三、三〇〇	三、三〇一、一八	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	四、一三

藤井 藤	張進 藤	倪江 藤	邱千 藤	游十 藤	若民 藤	山崎 藤	黃東 藤	張福 藤	蔡受 藤	廖萬 藤	李雲 藤	周雲 藤	藤川 藤	王熾 藤	王熾 藤	簡計 藤
三五五	一九八一	三九一	一、二四九	三三六	三九三	二一六	五三三三	六三三六	一九六二	八一	二七四八	六五九	七七	一、二七八	八六五	七、八五〇〇
一、二四〇、七一	三、一八九、四三	一、二四九、八八	一、九九三、四六	一、四六六、二一	一、三三三、七〇	一、四五〇、六七	三、七〇一、六九〇	一、八〇六、九八五	四、四三三、六三	二、三三六、六七	七、〇四〇、一一	一、九〇四、〇六	五、一八二、二六	四、二八一、八三	三、一三一、三三	三、六九一、三九二
一、五〇〇、〇〇	三、八五〇、〇〇	一、五〇〇、〇〇	二、四〇〇、〇〇	一、七五〇、〇〇	一、六五〇、〇〇	一、七五〇、〇〇	四、五〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	五、三五〇、〇〇	二、七〇〇、〇〇	八、五五〇、〇〇	二、三〇〇、〇〇	六、〇〇〇、〇〇	五、二〇〇、〇〇	三、八〇〇、〇〇	四、四八、六〇〇
八、九一	二、七八一	一、八〇八	二、二五八	二、九一一	二、八七二	一、三五七	二、一八四	三、四一五	三、九二〇	一、九四三	一、八八五	一、五三〇	二、五五四	一、一五九	三、一三二	七、四八、八三

第三章 酒類製造設備 第七節 徵收物件補償價格の算定

業者名	物件員數	徵收金額	支	
			公債額	給額
瑞泉製酒公司	七四八	一、四七五、四九七	一、七五〇、〇〇	三、八、八七

第三編 創業施設

業者名	物件員數	徵收金額	公債額	面額	現額
玉泉酒造公司	一七六〇	四、三五・一五	五、二五〇〇〇		一三三五
三興酒造公司	一八七九	四、五五・一六	五、一五〇〇〇		二六九八
復興酒公司	一〇七三	三、二〇・五四	三、九〇〇〇〇		二七六
藤澤敏太郎	一七三	一、〇〇・三七〇	一、二〇〇〇〇		一八二六
井口卯三郎	九九七	七、三三・四五	八、八〇〇〇〇		七六九
張金	三、三五・六	五、七五・一〇	七、〇〇〇〇〇		二七〇
井口卯三郎分工場	四三	四一・六五〇	五〇〇〇〇〇		五九〇
計	一〇、〇二八	二七、六六・二七	三三、五五〇〇〇		一、一七〇一

八三三

宜蘭

業者名	物件員數	徵收金額	公債額	面額	現額
宜蘭製酒株式會社宜蘭工場	八、四七一	三三、一四二・一四	三九、一〇〇〇〇		三三、三三
同 頭附工場	一、三八八	七、二六八・五六	八、八五〇〇〇		〇・九四
關陵酒造株式會社	一、七九一	五、六六八・七五	六、九〇〇〇〇		二、四七
羅東製酒公司羅東公司	一、五八九	六、八二五・四一	八、三〇〇〇〇		九、四五
同 利澤簡工場	一、五三九	四、六五四・七二	五、六五〇〇〇		一、四九七
大溪製酒公司	一、七一一	九、七〇七・五三	一一、八〇〇〇〇		一、七三四
蘇澳製酒公司	七五五	二、二六五・七五	二、七五〇〇〇		七、四五
礁溪製酒公司	三九四	一、二七二・一一	一、三五〇〇〇		一、八四九
計	一七、六四〇	六九、六五九・五九	八四、七〇〇〇〇		一〇、四三三

新竹

業者名	物件員數	徵收金額	公債額	面額	現額
臺灣釀造株式會社苗栗工場	九二六	四、八二七・七七	五、八五〇〇〇		二、三、七五
同 銅鑼灣工場	五二一	一、七二八・七七	二、一〇〇〇〇		四、二五
龍潭製酒公司	二二〇	七九六・五六	九五〇〇〇		一、六、四二
劉金鐘	五三三	一、五四三・七一	一、八五〇〇〇		二、四、四九
楊慶隆	五九七	二、〇〇三・三〇	二、四五〇〇〇		八、三六
歐清溪	四二九	一、〇五三・六三	一、二五〇〇〇		二、七、一三
鄭雅詩	六五四	二、三二六・二一	二、八〇〇〇〇		二、六、八五
林見舜	四三〇	一、五五六・四一	一、八五〇〇〇		三、七、一九
高世元	三七四	九九二・五〇	一、二〇〇〇〇		七〇六
郭炳岳	二四一	七三三・九一	八五〇〇〇		一、五、八九
蔡德岳	九五	五七二・二八	六五〇〇〇		三、八、五〇
陳寶珍	三〇一	八二五・四三	一、〇〇〇〇〇		四、三、三
劉仕確	四一四	一、〇七四・九七	一、三〇〇〇〇		七、四一
顏木興	七九	三六七・七六	四〇〇〇〇		三、九、二八
陳五興	一五四	六一七・四三	七五〇〇〇		一、五、三
許阿生	二七四	七八六・五九	九五〇〇〇		六、四、五
森幸三	四一九	一、八七〇・〇一	二、二五〇〇〇		三、三、三一
湯甘和	二九九	七〇七・六九	八五〇〇〇		九、六、七
邱瑞	一六一	五一〇・二〇	六〇〇〇〇		一、七、四八

第三章 酒類製造設備 第七節 徵收物件補償價格の算定

八三三

業者名	物件員數	徵收金額	公債額	支額
鄧招貴	一七四	八一三・二〇	九五〇・〇〇	三三・〇六
謝瑞祥	九七	六〇六・〇一	七〇〇・〇〇	三一・一七
黃再壽	五四三	一、八四二・八七	二、二〇〇・〇〇	三六・二三
周明	二〇二	五九八・八〇	七〇〇・〇〇	二二・九六
鐘計	八、二八六	二九、一五〇・八八	三四、九〇〇・〇〇	四九一・〇〇

業者名	物件員數	徵收金額	公債額	支額
大正製酒株式會社	四、二八六	九五三・一四	二六、〇五〇・〇〇	一一・二一
日本洋酒株式會社	一五	四四一・七五	五〇〇・〇〇	三一・一五
合資會社田中央製酒場	二二六	二〇、一三四・四六	二四、五〇〇・〇〇	一五・〇六
二林製酒公司	二八九	一、七六五・〇一	二、一〇〇・〇〇	四〇・四九
中部酒造組合	九三	二九七・三〇	三五〇・〇〇	九・八八
南投製酒組合	五一	一、九二一・一六	二、三〇〇・〇〇	二二・四〇
津島吉兵衛	三八一	五、四七三・二八	六、六五〇・〇〇	一一・三〇
齊田久	二七七	一、七〇八・二〇	二、〇五〇・〇〇	二四・七四
何振	八七八	三、〇四七・六六	三、七〇〇・〇〇	九・三三
廖朝金	四八八	二、三一〇・六二	二、八〇〇・〇〇	一一・二六
廖登	五〇	一、〇三六・〇〇	一、二五〇・〇〇	九・五〇
陳武	三九	六〇四・〇八	七〇〇・〇〇	二九・二四

業者名	物件員數	徵收金額	公債額	支額
李協	三五一	一、四九九・九四	一、八〇〇・〇〇	二二・七八
楊堯	一、八七三	五、三二七・一〇	六、四五〇・〇〇	三〇・三六
楊香	一、一一七	三、五四二・四〇	四、三〇〇・〇〇	一一・二四
黃美	二九七	九四三・六〇	一、一〇〇・〇〇	四〇・二八
蔡憲	六八二	二、九九五・五〇	三、六〇〇・〇〇	三九・一八
唐焜	六四六	三、四〇一・〇〇	四、一〇〇・〇〇	三四・〇八
唐焜	七五二	四、四八二・三九	五、四五〇・〇〇	六・八五
詹助	四九三	二、〇六〇・二〇	二、五〇〇・〇〇	七・二〇
陳天	四五〇	一、一三七・四〇	一、三五〇・〇〇	二八・七八
林昌	二六三	一、二五一・六五	一、五〇〇・〇〇	一九・八五
林炎	三四九	一、四四六・七〇	一、七五〇・〇〇	九・六〇
梁春	一八九	八四五・六〇	一、〇〇〇・〇〇	二四・四〇
林春	四四三	一、七八三・八〇	二、一五〇・〇〇	一八・三三
鄧東	二六一	一、三三六・八八	一、六〇〇・〇〇	二二・九六
劉奇	二二七	五二八・九六	六〇〇・〇〇	三六・二四
湯良	二一九	六七九・八二	八〇〇・〇〇	二二・八六
蔡清	一五一	六六六・二〇	八〇〇・〇〇	九・二四
陳換	一五八	八一〇・一〇	九五〇・〇〇	二九・九六
黃正	九九	四五二・七五	五五〇・〇〇	一・〇九
富計	一六、四六三	一六九、三三一・九八	二〇五、三〇〇・〇〇	六三九・六二

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給	
中部製酒公司	八五六	二,六三三.六五	三,二〇〇.〇〇	四,八一	四,八一
王 桂	三九三	一,三三六.三〇	一,五〇〇.〇〇	四,五〇	四,五〇
林 錦	五〇一	二,〇五〇.三五	二,四五〇.〇〇	三,八四一	三,八四一
陳 雅	三九一	一,六四九.七〇	二,〇〇〇.〇〇	七,三三〇	七,三三〇
黃 春	二二二	八〇六.〇〇	九五〇.〇〇	二,五八六	二,五八六
林 阿	二五九	一,〇二一.三〇	一,二〇〇.〇〇	三,五八六	三,五八六
劉 喜	二七六	一,二〇六.八〇	一,四五〇.〇〇	一,六〇六	一,六〇六
計 德	一九八	七九二.二五	九五〇.〇〇	一一,一一一	一一,一一一
計 芳	三〇八五	一一,三九五.三五	一三,七〇〇.〇〇	一四,四九一	一四,四九一

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給	
埔里社酒造株式會社	四七〇	三,六八七.九〇	四,四五〇.〇〇	三,三五六	三,三五六
埔里社酒造株式會社	三四〇	二,三九一.七四	二,九〇〇.〇〇	一〇,二二六	一〇,二二六
池田龜次	六一	三六〇.五六	四〇〇.〇〇	三三〇.八	三三〇.八
計 次	八七一	六,四四〇.二〇	七,七五〇.〇〇	七,五九〇	七,五九〇

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給	
臺南製酒株式會社	一〇九六	九,四一八.三八	一一,四五〇.〇〇	一五,六四	一五,六四
臺灣酒造株式會社三仔仔工場	三三五	一,五三二.七二	五〇〇.〇〇	一一,五〇	一一,五〇
同 番仔田工場	四八九	六,三五〇.七三	七,七〇〇.〇〇	二七,四九	二七,四九
同 佳里工場	三五三	一,五〇五.五五	一,八〇〇.〇〇	二七,三九	二七,三九
同 學甲工場	三四二	一,六一五.五五	一,九五〇.〇〇	一四,二一	一四,二一
鹽水港製酒公司	三九五	二,〇八六.二九	二,五〇〇.〇〇	三三,二九	三三,二九
新營製酒公司	三二一	一,三二六.二〇	一,六〇〇.〇〇	二二,二八	二二,二八
新泉利製酒公司	三九一	一,七一〇.五二	二,〇五〇.〇〇	二七,〇六	二七,〇六
唯吧啤製酒公司	一五九	六〇七.九一	七〇〇.〇〇	三三,〇七	三三,〇七
林 介	三一五	一,三九九.五〇	一,七〇〇.〇〇	三,四六	三,四六
鹽 見	四四	二〇四.五八	二〇〇.〇〇	四〇,三四	四〇,三四
笠 原	一〇一	三三一.一五	三五〇.〇〇	三三,七三	三三,七三
陳 權	二九五	二,一二二.六一	二,五五〇.〇〇	二八,五五	二八,五五
丹 羽	一四七	八二二.三九	一,〇〇〇.〇〇	一一,一九	一一,一九
王 大	二四五	一,五〇二.二五	一,八〇〇.〇〇	二四,〇九	二四,〇九
薛 做	三五七	一,三七八.三一	一,六五〇.〇〇	二二,三三	二二,三三
黃 隆	一〇七	五三四.九一	六五〇.〇〇	一一,一三	一一,一三
余 時	一一七	六三三.三三	七五〇.〇〇	一七,四二	一七,四二
謝 寅	二五三	一,二二七.〇四	一,四五〇.〇〇	三六,三〇	三六,三〇
洪 添	二九六	一,二四七.八〇	一,五〇〇.〇〇	一六,〇〇	一六,〇〇
計 運	六,一五八	三七,五三六.七一	四五,二〇〇.〇〇	四一,八四七	四一,八四七

業者名	物件員數	徵收金額	支	
			公債額面	給額
大正製酒株式會社斗六工場	二二八八	八二,二八二.九〇	九八,九五〇.〇〇	二五,一六〇.〇〇
同 嘉義工場	一六七三	九一,〇四一.〇七	一一〇,八五〇.〇〇	一一,〇〇五.〇〇
同 北港工場	一一〇	二〇,一八八.四四	二四,四五〇.〇〇	四,〇五〇.〇〇
寮撰製酒株式會社攔仔工場	四七五	一〇,一九四.四七	一二,四〇〇.〇〇	一一,五九九.〇〇
同 內田工場	二二二	九四二.〇九	一,一〇〇.〇〇	三八.七七
嘉義製酒株式會社	三〇	二,五四〇.一〇	三,〇五〇.〇〇	三五.四四
安 倍 馬 治	二四〇	一,二五五.一〇	一,五〇〇.〇〇	二二.三〇
林 岡	四〇〇	一,五〇六.二〇	一,八〇〇.〇〇	二八.〇四
林 炳	二五五	一,三三九.五〇	一,五〇〇.〇〇	七.七〇
黃 錫 材	三二四	一,四二二.四八	一,七〇〇.〇〇	二七.四四
張 淡	六九四	二,三二四.三〇	二,八〇〇.〇〇	二四.九四
劉 章	二七九	一,三二五.四六	一,六〇〇.〇〇	一,一五四.〇〇
卓 如	三七二	一,五七八.〇五	一,九〇〇.〇〇	一,七七七.〇〇
郭 伯 秋	一六九	七,一四〇.一〇	八,五〇〇.〇〇	一,五九九.〇〇
楊 順	三〇〇	一,八三一.六五	二,二〇〇.〇〇	二五〇.一〇
計	七,七四一	二二九,三一七.三三	二六六,六五〇.〇〇	三四,二四

業者名	物件員數	徵收金額	支	
			公債額面	給額
南部製酒株式會社	一,三八〇	一三,三五三.六五	一,五〇〇.〇〇	三五.六五
南 興 製 酒 公 司	六九三	三,二五五.二五	三,九五〇.〇〇	一一.五一
川 野 製 酒 公 司	一一八	六八五.四〇	八〇〇.〇〇	二八.四四
山 村 治 助	一〇四	六四九.二〇	七五〇.〇〇	三三.三〇
謝 吾 教	三三三	一,二〇〇.九五	一,四五〇.〇〇	一〇.三一
林 紉 統	六四〇	二,九四六.三八	三,五五〇.〇〇	三三.一一
久 尾 吉 太 郎	一七五	七七六.三〇	九〇〇.〇〇	三七.三二
林 熊 助	二二	八六.九〇	一〇〇.〇〇	四.七八
後 藤 太 郎	一七六	七四七.八五	九〇〇.〇〇	八.七七
計	三,六三二	二二,七〇一.八八	二七,四〇〇.〇〇	二〇.〇〇

業者名	物件員數	徵收金額	支	
			公債額面	給額
旗山釀造株式會社旗山工場	九八〇	三,五七五.三二	四,三五〇.〇〇	三.一〇
同 杉林工場	九〇九	三,二九九.三九	四,〇〇〇.〇〇	一四.五九
同 美濃工場	二五六	一,〇九一.六一	一,三〇〇.〇〇	二四.〇五
同 新成工場	二六九	一,四七三.二四	一,七五〇.〇〇	三六.一四
盛 谷 計	一,四一四	九,四三九.五六	一一,四〇〇.〇〇	七七.八八

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給現	
阿根釀造株式會社屏東工場	九二五	二,九四二・七〇	三,五五〇・〇〇		二七,四四
同 德協工場	六五四	二,一八九・八六	二,六五〇・〇〇		一三・六八
佐倉井酒類製造合資會社	四四八	二,九一八・五三	三,五五〇・〇〇		三・二七
東港製酒株式會社	七五七	二,七三〇・五五	三,三〇〇・〇〇		二〇・五九
六根製酒株式會社	五三〇	一,九一八・四〇	二,三〇〇・〇〇		二九・六四
枋寮製酒合名會社	四〇五	一,五一六・八二	一,八〇〇・〇〇		三八・六六
高樹下製酒組合	一三九	八九一・四三	一,〇五〇・〇〇		二九・一七
內埔酒類製造組合	一二七五	四,三七六・三三	五,三〇〇・〇〇		三三・九七
潮州酒類製造公司	七二〇	二,三六三・九六	二,八五〇・〇〇		三三・五四
萬曆萬泰酒類製造公司	五八三	一,九〇九・六六	二,三〇〇・〇〇		二〇・九〇
徐 萃 炳	七六九	三,〇八七・六三	三,七五〇・〇〇		八・一三
楊 長 煌	三九八	一,二〇七・八六	一,四五〇・〇〇		一七・二二
張 得	一・一七七	三,〇〇七・〇二	三,六五〇・〇〇		九六四
計	八,七八〇	三一,〇六〇・七五	三七,五〇〇・〇〇		二六,五七五

恒 春

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給現	
恒春芳釀造株式會社恒春工場	五〇三	二,三五一・八四	二,八五〇・〇〇		二一,四三
同 車城工場	四五四	一,八七五・七〇	二,二五〇・〇〇		二八・〇〇

業者名	物件員數	徵收金額	支	額
同 滿州工場	二〇六	一,二三八・〇八	一,五〇〇・〇〇	六二・八
計	一・一六三	五,四六五・六二	六,六〇〇・〇〇	四五・七〇

澎 湖

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給現	
澎湖製酒公司馬公工場	一一四	七一九・〇〇	八五〇・〇〇		二〇・九八
同 澎湖工場	一〇三	五四五・五〇	六五〇・〇〇		一一・七二
同 紅木埕工場	一八四	一,一九九・〇〇	一,四五〇・〇〇		八・二六
同 西嶼工場	一二六	六八二・一〇	八〇〇・〇〇		二五・一四
小 林 三 郎	一四五	四八九・五〇	五五〇・〇〇		三七・八四
計	六七二	三,六三五・一〇	四,三〇〇・〇〇		一〇三・九四

花 蓮 港

業者名	物件員數	徵收金額	支		額
			公債額	面給現	
宜蘭振拓產業株式會社稻佳工場	一・五〇七	八,六五四・〇三	一〇,五〇〇・〇〇		三二・四三
同 玉里工場	三二八	二,三二七・二六	二,七〇〇・〇〇		一〇・〇二
佐 藤 恒 之 進	二八七	一六,〇二四・一四	一九,五〇〇・〇〇		一〇・七四
吉 山 傳 次 郎	一九八	一,三三二・〇六	一,五〇〇・〇〇		〇・二六
森 金 西 藏	三〇〇	一,九九二・九三	二,四〇〇・〇〇		二二・〇五

第三編 創業施設

八三二

陳 藤	井 又 一	四九〇	三,〇八五・八二	三,七五〇・〇〇	六・三二
計 秋	傳	三六四	一,八三五・五三	二,二〇〇・〇〇	二八・八九
		三,四七四	三,五〇一・七七	四,二五五・〇〇	一〇九・七一

臺 東

業 者 名	物 件 員 數	徵 收 金 額	支 給		住 所
			公 債 額 面	現 金	
臺東製糖株式會社製酒工場	五	一,五一八・六〇	一,八〇〇・〇〇	四〇・四四	
廣鄉產業株式會社廣澳酒造場	一〇	四三二・六四	五〇〇・〇〇	二二・〇四	
同 加走灣酒造場	八	三五五・五〇	四〇〇・〇〇	二七・〇二	
謝 和	一〇八	一,二〇七・〇六	一,四五〇・〇〇	一六・三二	
增 永 三	三九〇	二,四四〇・四一	二,九五〇・〇〇	一七・八七	
謝 彬	一七七	一,三六七・三八	一,六五〇・〇〇	一二・四〇	
林 福	三三	三九六・四九	四五〇・〇〇	二六・九五	
林 安	一三	五三三・五七	六〇〇・〇〇	三〇・八五	
計	七三四	八,二四一・六五	九,八〇〇・〇〇	一九三・八九	

第三款 白糶、紅糶製造業者補償金

業 者 名	物 件 員 數	徵 收 金 額	支 給		住 所
			公 債 額 面	現 金	
王 繪	四四	三四・六九	一五〇・〇〇	三四・六九	臺 北
陳 兩	二五三	一三八・二〇	一五〇・〇〇	一五〇・二〇	同
林 淑	一四一	一二四・八四	一〇〇・〇〇	一・六六	同
新高釀造株式會社	七四	八六・五〇	一〇〇・〇〇	四・三八	同
合資會社特許白糶製造所	三七二〇	七,〇一七・七〇	八,五〇〇・〇〇	三七・五〇	同
鄭 招	三九	三七・八七	一〇〇・〇〇	三七・八七	同
陳 深	九三	八四・七四	一〇〇・〇〇	二・六二	同
周 天	一五〇	一四六・一五	一五〇・〇〇	二・九七	同
廖 萬	一四八	一四二・七四	一五〇・〇〇	一九・五六	同
林 佛	一一一	八八・八〇	一〇〇・〇〇	六・六八	同
張 福	一四一六	二,四六一・六三	二,九五〇・〇〇	三九・〇八	同
陳 圭	一五五	一〇二・一〇	一〇〇・〇〇	一九・九八	同
李 榮	一六一	一九〇・七三	二〇〇・〇〇	二六・四八	同
藤 川	三,三三五	四,〇〇四・〇三	四,八五〇・〇〇	二一・二一	同
陳 潤	八九二	七六・二八	八五〇・〇〇	一八・二六	同
翁 燦	一六三	一七三・三〇	二〇〇・〇〇	九・〇六	同
王 燦	二九三	二八二・〇八	三〇〇・〇〇	三五・七三	同
翁 氏	四七	四五・〇七	五〇・〇〇	四・〇一	同
宜蘭製酒株式會社頭圍工場	一三一	一一四・三三	一〇〇・〇〇	三二・一〇	同
孫 進	五〇九	三九五・五五	四五〇・〇〇	二六・〇一	同
邱 焜	一三三	一〇一・〇九	一〇〇・〇〇	一八・九七	同
新 埔	一二七	五四・四〇	五〇・〇〇	一三・三四	同
製 酒 公 司	一九一	一六四・二六	二〇〇・〇〇	〇・〇三	同

第三章 酒類製造設備 第七節 徵收物件補償價格の算定

八三三

業 者 名	物 件 員 數	徵 收 金 額	支 給		住 所
			公 債 額 面	現 金	
王 繪	四四	三四・六九	一五〇・〇〇	三四・六九	臺 北
陳 兩	二五三	一三八・二〇	一五〇・〇〇	一五〇・二〇	同
林 淑	一四一	一二四・八四	一〇〇・〇〇	一・六六	同
新高釀造株式會社	七四	八六・五〇	一〇〇・〇〇	四・三八	同
合資會社特許白糶製造所	三七二〇	七,〇一七・七〇	八,五〇〇・〇〇	三七・五〇	同
鄭 招	三九	三七・八七	一〇〇・〇〇	三七・八七	同
陳 深	九三	八四・七四	一〇〇・〇〇	二・六二	同
周 天	一五〇	一四六・一五	一五〇・〇〇	二・九七	同
廖 萬	一四八	一四二・七四	一五〇・〇〇	一九・五六	同
林 佛	一一一	八八・八〇	一〇〇・〇〇	六・六八	同
張 福	一四一六	二,四六一・六三	二,九五〇・〇〇	三九・〇八	同
陳 圭	一五五	一〇二・一〇	一〇〇・〇〇	一九・九八	同
李 榮	一六一	一九〇・七三	二〇〇・〇〇	二六・四八	同
藤 川	三,三三五	四,〇〇四・〇三	四,八五〇・〇〇	二一・二一	同
陳 潤	八九二	七六・二八	八五〇・〇〇	一八・二六	同
翁 燦	一六三	一七三・三〇	二〇〇・〇〇	九・〇六	同
王 燦	二九三	二八二・〇八	三〇〇・〇〇	三五・七三	同
翁 氏	四七	四五・〇七	五〇・〇〇	四・〇一	同
宜蘭製酒株式會社頭圍工場	一三一	一一四・三三	一〇〇・〇〇	三二・一〇	同
孫 進	五〇九	三九五・五五	四五〇・〇〇	二六・〇一	同
邱 焜	一三三	一〇一・〇九	一〇〇・〇〇	一八・九七	同
新 埔	一二七	五四・四〇	五〇・〇〇	一三・三四	同
製 酒 公 司	一九一	一六四・二六	二〇〇・〇〇	〇・〇三	同

竹 關

劉林林吳洪簡盧中	計炎傳振與賜木來合	頭進統與賜木來合	一三〇一七	一八四一〇九六	二二、七〇〇〇	五九〇九三	東
林	傳	頭	二三八	六二九〇〇	七五〇〇〇	一三〇一〇	東
林	振	進	一五	一三〇〇	一	一三〇〇	東
吳	與	統	二二三	三八四一六	四五〇〇〇	一四六二二	雄
洪	賜	與	二八	一〇八六〇	一〇〇〇〇	二六四八	同
簡	木	賜	三三	一二六五〇	一五〇〇〇	三三三	同
盧	來	木	五八	一四五三〇	一五〇〇〇	二二二	同
中	合	來	五六	二二三六〇	二五〇〇〇	二八三〇	中

以上徴收補償金の支給細則を示せば次の如し。

徴收器具、機械補償金

支局、出張所名	補償金決定額	交付金額内譯		國債支給額		國債支給額内譯	
		國債支給額	現金支給額	千圓	五百圓	四百圓	五十圓
臺北專賣支局	五〇〇〇六七〇	三三三、三〇〇	一六六、七〇〇	三三三	三	三三三	三
基隆支局	二七、六六七	三、三三三	二四、三三三	三	三	三	三
宜蘭支局	二八、六六六	三、三三三	二五、三三三	三	三	三	三
新竹支局	元四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇	四	〇	四	〇
新中支局	元八、三三三	八、三三三	〇	八	〇	八	〇
埔里出張所	二〇、五五五	二、〇〇〇	一八、五五五	二	〇	二	〇
豐原出張所	一、九九九	一、九九九	〇	一	〇	一	〇
臺中出張所	二〇、五五五	二、〇〇〇	一八、五五五	二	〇	二	〇

支局	補償金決定額	交付金額内譯	國債支給額	現金支給額	千圓	五百圓	四百圓	五十圓
臺南專賣支局	五、〇〇〇	六、六六六	五	一、六六六	五	〇	〇	〇
嘉義出張所	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	〇	一	〇	〇	〇
高雄出張所	三、九〇〇	三、九〇〇	三	〇	三	〇	〇	〇
旗山出張所	三、九〇〇	三、九〇〇	三	〇	三	〇	〇	〇
屏東出張所	三、七五〇	三、七五〇	三	〇	三	〇	〇	〇
恒春出張所	三、七五〇	三、七五〇	三	〇	三	〇	〇	〇
澎湖出張所	三、三三三	三、三三三	三	〇	三	〇	〇	〇
花蓮出張所	二、六六六	二、六六六	二	〇	二	〇	〇	〇
台東出張所	一、六六六	一、六六六	一	〇	一	〇	〇	〇
計	一八、六六六	一八、六六六	一八	〇	一八	〇	〇	〇

臺北專賣支局

業者名	決補償金額	交付金額内譯		國債支給額		現金支給額		國債支給額内譯	
		國債支給額	現金支給額	千圓	五百圓	四百圓	五十圓		
日本芳釀株式會社	二〇、三三三	二〇、三三三	〇	二〇	〇	二〇	〇	〇	
臺灣製酒株式會社	三、三三三	三、三三三	〇	三	〇	三	〇	〇	
新高釀造株式會社	九、三三三	九、三三三	〇	九	〇	九	〇	〇	

第三章 酒類製造設備 第七節 徴收物件補償價格の算定

第三編 創業施設

株式會社近藤商會	九三三	1,000	一七六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
枋橋製酒合資會社	五九四三	六四〇〇	六三五	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
宜蘭振拓産業株式會社淡水工場	三三九二	三〇〇〇	二八七	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
同林紅酒株式會社	九七九三	二五〇〇〇	一〇八	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
龍泉製酒商會	六六九七	三〇〇〇〇	二五五	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
新庄和泉製酒公司	七三三三	九四〇〇	三三	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
枋橋鴻源製酒商會	四六一八	五〇〇〇〇	三三	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
良泉造酒公司	三三九七	三〇〇〇	三三	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
景尾泉香酒造公司	一六五五	三〇〇〇	三六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
長興製酒商會	五四九〇	六〇〇〇	元六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
北投製酒公司	三三九七	四三〇〇	九六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
宏濟編製酒商行	三〇二五	四〇〇〇	六三	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
泉興製酒公司	二六九四	二〇〇〇	七九	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
源泉製酒商會	一四三三	一七〇〇	三四	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
山脚芳泉製酒公司	七八五四	九五〇〇	三二	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一

第三章 酒類製造設備 第七節 徵收物件補償價格の算定

藤泉製酒公司	二七三三	三三〇〇	二二	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
龍津製酒公司	四九四六	五〇〇〇	七六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
源津製酒公司	二〇六八	二〇〇〇	三〇	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
鷺石製酒公司	二二五〇	三三〇〇	一七	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
桃園改良製酒組合	三九〇九	四三〇〇	三九	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
大坂國酒造公司	九九七	一〇〇〇	四三	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
藤井製酒廠	一四七二	一〇〇〇	八九	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
張進福	三二八四	三〇〇〇	七八	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
倪江海	二四九八	一五〇〇	八八	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
邱千源	一〇三三	二〇〇〇	三六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
游道	一四三三	一五〇〇	三六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
若狹十四郎	一三三三	一五〇〇	三六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
山崎民衛	一四〇三	一五〇〇	三六	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
黃東茂	三〇六六	四〇〇〇	三八	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一
張福老	八〇六六	三〇〇〇	三三	至自	一八〇〇	三	至自	一八〇〇	一

蔡受三	廖修	李雲英	周丁月	藤川類	王熾	王昌	計桂枝
四四三三	三三六六	七七〇二	一〇四四	五八六六	三三三三	三三三三	四九三三
五五〇〇	二七〇〇	八五〇〇	三三〇〇	二〇〇〇	三三〇〇	三三〇〇	五五〇〇
五〇〇〇	一九〇〇	一八〇〇	二五〇〇	三三〇〇	二〇〇〇	三三〇〇	七〇〇〇
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
五五	三六	三六	四	八	六	四	五
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
三六	二六	二六	三	六	四	二	三
三六	二六	二六	三	六	四	二	三

備考

一、臺灣製酒株式會社補償金三九、二四、二六、三〇中には器具機械徵收九、二四、二六、三〇建物徵收三、〇〇、〇〇を包含す。
 二、樹林紅酒株式會社補償金九四、七、一九、二、三〇中には器具機械徵收一四、七、一九、二、三〇建物徵收八、〇〇、〇〇を包含す。

臺北專賣支局

業者名	決補定價額	交付金額内課		千	圓	百	圓	十	圓
		國債支給額	支現支給額						
陳兩故	三六〇	三〇〇	六〇	三	六	〇	〇	〇	〇

林淑蓮	新高釀造株式會社	特許白種製造所	陳深池	周天泉	廖萬修	林佛國	張福老	陳圭障	李榮芳	藤川藏	陳炎	蕭潤	黃燦春	王氏好
二四八四	六六五	七〇七七	八四四	一四七五	二四六三	六八〇	二四六三	一〇一〇	一〇三三	七〇〇〇	七六六	一七三〇	二二〇〇	四二〇
一五〇〇	一〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二五〇〇	一〇〇〇	二五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	四〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇
一六	四六	三〇五	二二	三九	九〇	六六	九〇	一九九	二六四	三三	一六六	九〇六	三三三	三〇
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

業 者 名	決 補 定 額 金	交 付 金 額 内 譯	千 圓	百 圓	十 圓	圓 内 譯
瑞 泉 製 酒 公 司	一四三三三	一三三〇〇	一	三	〇	〇
玉 泉 酒 造 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
三 紹 興 酒 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
復 興 酒 公 司	三三三三三	二二二〇〇	二	二	〇	〇
藤 澤 酒 公 司	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一	〇	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
張 金 海	五三三三三	四三三〇〇	四	三	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
計	三三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇

備考 葉秋明外四名(〇、四五六七七〇)は土地徵收費水仙一、三四一・三七〇黄純青六九〇・九五〇黄永華二、〇〇九・二〇〇王士龍三八九・六三〇は
何れも土地建物徵收なり。

基 隆 出 張 所

業 者 名	決 補 定 額 金	交 付 金 額 内 譯	千 圓	百 圓	十 圓	圓 内 譯
瑞 泉 製 酒 公 司	一四三三三	一三三〇〇	一	三	〇	〇
玉 泉 酒 造 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
三 紹 興 酒 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
復 興 酒 公 司	三三三三三	二二二〇〇	二	二	〇	〇
藤 澤 酒 公 司	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一	〇	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
張 金 海	五三三三三	四三三〇〇	四	三	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
計	三三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇

業 者 名	決 補 定 額 金	交 付 金 額 内 譯	千 圓	百 圓	十 圓	圓 内 譯
瑞 泉 製 酒 公 司	一四三三三	一三三〇〇	一	三	〇	〇
玉 泉 酒 造 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
三 紹 興 酒 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
復 興 酒 公 司	三三三三三	二二二〇〇	二	二	〇	〇
藤 澤 酒 公 司	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一	〇	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
張 金 海	五三三三三	四三三〇〇	四	三	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
計	三三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇

宜 蘭 出 張 所

業 者 名	決 補 定 額 金	交 付 金 額 内 譯	千 圓	百 圓	十 圓	圓 内 譯
瑞 泉 製 酒 公 司	一四三三三	一三三〇〇	一	三	〇	〇
玉 泉 酒 造 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
三 紹 興 酒 公 司	四三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇
復 興 酒 公 司	三三三三三	二二二〇〇	二	二	〇	〇
藤 澤 酒 公 司	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一	〇	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
張 金 海	五三三三三	四三三〇〇	四	三	〇	〇
井 口 三 郎	七三三三三	六三三〇〇	六	三	〇	〇
計	三三三三三	三三三〇〇	三	三	〇	〇

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	分	厘	毫	微
同 利澤簡工場	四六四七三	五五五〇〇	四	六	四	七	三			
大 溪 製 酒 公 司	九七〇七五	二二〇〇〇	九	七	〇	七	五			
蘇 澳 製 酒 公 司	二二五五五	七五〇〇	二	二	五	五				
礁 溪 製 酒 公 司	二二七二	一五〇〇〇	二	二	七	二				
宜蘭製酒株式會社(白、紅種)	三三三三	四〇〇〇	三	三	三	三				
計	三六六六五	一〇一三四	三	六	六	六				

備考 宜蘭製酒株式會社宜蘭工場補償金一八〇・七五一・一四〇中には器具、機械徵收三、一四二・一四〇土地建物徵收一四八、六〇九・〇〇〇を包含す。

新竹出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯		千圓	百圓	十圓	圓	分	厘	毫	微
		國債支給額	現給額								
臺灣醸造株式會社苗栗工場	四八七七	五〇五〇〇	三	五	〇	〇					
同 銅鑼灣工場	一七六七	二一〇〇〇	一	七	六	七					
龍 潭 坡 製 酒 公 司	七六六	九〇〇〇	七	六	六						
劉 金 鐘	一四七二	一〇五〇〇	一	四	七	二					
楊 慶 隆	一〇一〇〇	二四〇〇〇	一	〇	一	〇					

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	分	厘	毫	微
歐 清 溪	一〇五五三	一五〇〇〇	一	〇	五	五				
鄭 雅 詩	二二三三三	二二〇〇〇	二	二	三	三				
林 見 舜	一五五四二	一六〇〇〇	一	五	四	二				
高 世 元	九三三〇	一四〇〇〇	九	三	三	〇				
郭 炳 南	七三九二	八〇〇〇	七	三	九	二				
蔡 德 岳	五三三六	六〇〇〇	五	三	三	六				
陳 寶 珍	八五五〇	一〇〇〇〇	八	五	五	〇				
劉 仕 確	一〇四七七	一四〇〇〇	一	〇	四	七				
顏 木 興	五七六六	四〇〇〇	五	七	六	六				
陳 阿 五	六七七〇	五〇〇〇	六	七	七	〇				
許 生	六六六六	六〇〇〇	六	六	六	六				
森 幸 三	一六〇〇〇	二二〇〇〇	一	六	〇	〇				
湯 甘 和	七〇七九	八〇〇〇	七	〇	七	九				
邱 國 瑞	五〇一〇	六〇〇〇	五	〇	一	〇				
鄭 貴	八三三〇	九〇〇〇	八	三	三	〇				

第三章 酒類製造設備 第七節 徵收物件補償價格の算定

姓 名	補償額	交付金額	交付金額内 現金	千圓	百圓	十圓	圓
中部酒造組合	2,500	5,000	600	5	0	0	0
南板製酒組合	1,200	2,000	300	2	0	0	0
津島吉兵衛	500	600	100	0	6	0	0
齊山久吉	1,000	2,000	400	1	0	0	4
何振德	300	300	0	0	3	0	0
廖朝金	200	200	0	0	2	0	0
廖登珪	100	100	0	0	1	0	0
陳武西	500	500	0	0	5	0	0
李協	1,000	1,000	0	1	0	0	0
楊飛	500	600	100	0	6	0	0
楊番	300	400	100	0	4	0	0
黃卷	900	1,100	200	0	11	0	0
蔡維	3,000	3,000	600	3	0	0	0
唐棍	1,000	1,000	0	1	0	0	0
唐焯	1,000	1,000	0	1	0	0	0
唐德	4,000	5,000	600	4	0	0	6

八四五

第三編 創業施設

業 者 名	決定額	交付金額	交付金額内 現金	千圓	百圓	十圓	圓
大正製酒株式會社 中工場	3,300	5,000	300	3	0	0	3
日本洋酒株式會社	200	500	200	0	5	0	2
合資會社 田中央製酒場	300	1,000	200	0	3	0	2
二林製酒公司	1,500	2,000	400	1	0	0	4

臺中專賣支局

姓 名	補償額	交付金額	交付金額内 現金	千圓	百圓	十圓	圓
新瑞祥	2,000	3,000	300	2	0	0	3
黃再詩	1,000	1,000	0	1	0	0	0
周明現	500	500	0	0	5	0	0
鐘番	500	500	0	0	5	0	0
孫進生	100	100	0	0	1	0	0
邱炳生	500	500	0	0	5	0	0
新瑞祥公司	1,000	1,000	0	1	0	0	0
計	5,000	5,000	600	5	0	0	6

八四四

姓名	補助額	交付金額	現金額	千	百	十	圓	分	厘
陳天助	20,000	20,000	700						
黃木才	13,700	13,700	600						
林昌	11,500	11,500	900						
梁炎	11,000	11,000	900						
林春	10,500	10,500	800						
鄧謙	10,000	10,000	800						
劉東	10,000	10,000	800						
湯寄	10,000	10,000	800						
蔡良	10,000	10,000	800						
陳清	10,000	10,000	800						
黃煥	10,000	10,000	800						
富永	10,000	10,000	800						
中酒	10,000	10,000	800						
盧福	10,000	10,000	800						
簡朝	10,000	10,000	800						
計	268,000	268,000	21,000						

姓名	補助額	交付金額	現金額	千	百	十	圓	分	厘
洪賜	10,000	10,000	800						
計	268,000	268,000	21,000						

備考 大正製酒株式會社中工場補償金二二三、七六八・六一〇中は器具、機械徵收九五三二・四七〇土地建物徵收一二八四五七・一四〇を包含す。

豐原出張所

業者名	補助額	交付金額	現金額	千	百	十	圓	分	厘
中部製酒公司	23,200	23,200	1,800						
王桂森	13,500	13,500	1,000						
林錦	12,500	12,500	1,000						
陳維濤	12,000	12,000	1,000						
黃春光	8,000	8,000	600						
林監	10,100	10,100	800						
劉阿喜	13,000	13,000	1,000						
劉德芳	7,500	7,500	600						
計	125,500	125,500	13,000						

埔里出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯		千圓		百圓		十圓	
		國債支給額	支現金額	番號	枚數	番號	枚數	番號	枚數
埔里社酒造株式會社	二六六〇〇	二〇〇〇〇	二七〇〇	至自	一六六	至自	二二	至自	二二
埔里社酒造株式會社	二五七〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇	至自	二二二	至自	二二	至自	二二
池山龜次	三〇〇〇	四〇〇〇	三〇〇	至自	二二二	至自	二二	至自	二二
李嘉謨	八〇〇〇	九〇〇〇	二〇〇	至自	二二二	至自	二二	至自	二二
都金鐘、都浦洋	三〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇	至自	二二二	至自	二二	至自	二二
計	三〇五五五	二四六〇〇	九六七						

備考

一、埔里社酒造株式會社補償金一六六八七九〇中には器具、機械徵收三、六八七九〇建物徵收一三、〇〇〇〇〇を包含す。
 二、李嘉謨八〇八・〇二〇都金鐘、都浦洋二五七・三七〇は何れも土地の徵收なり。

臺南專賣支局

業者名	決補定額金	交付金額内譯		千圓		百圓		十圓	
		國債支給額	支現金額	番號	枚數	番號	枚數	番號	枚數
臺南製酒株式會社	六七六〇	三〇〇〇〇	三〇七	至自	一六八	至自	一	至自	一
臺灣酒造株式會社三仔仔工場	一五七五	一六〇〇〇	二二五	至自	一六八	至自	一	至自	一

業者名	決補定額金	交付金額内譯		千圓		百圓		十圓	
		國債支給額	支現金額	番號	枚數	番號	枚數	番號	枚數
同 番仔田工場	六三〇〇〇	六〇〇〇〇	三〇〇	至自	一四三	至自	七	至自	七
同 佳里工場	一〇五五五	一〇〇〇〇	五五五	至自	一四三	至自	七	至自	七
同 學甲工場	一六五五五	一六〇〇〇	五五五	至自	一四三	至自	七	至自	七
鹽水港製酒公司	二〇六〇〇	二〇〇〇〇	六〇〇	至自	一四三	至自	七	至自	七
新營製酒公司	一七三〇〇	一七〇〇〇	三〇〇	至自	一四三	至自	七	至自	七
新泉利製酒公司	一七〇〇〇	一七〇〇〇	三〇〇	至自	一四三	至自	七	至自	七
唯吧啤製酒公司	六〇七九	六〇〇〇	七九	至自	一四三	至自	七	至自	七
林介人	一五九五五	一五〇〇〇	九五五	至自	一四三	至自	七	至自	七
鹽見增吉	二〇四六	二〇〇〇	四六	至自	一四三	至自	七	至自	七
笠原太郎	三三二五	三〇〇〇	三二五	至自	一四三	至自	七	至自	七
陳六太	三三六六	三〇〇〇	三六六	至自	一四三	至自	七	至自	七
丹羽次吉	八三三九	八〇〇〇	三三九	至自	一四三	至自	七	至自	七
王大退	一五〇三	一〇〇〇	五〇三	至自	一四三	至自	七	至自	七
薛做	一七六三	一六〇〇	一六三	至自	一四三	至自	七	至自	七
黃隆	五四九	五〇〇	四九	至自	一四三	至自	七	至自	七

第三編 創業施設

八五〇

余時造	計	洪添運	謝寅寅	余時造
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三
三三三三	六五〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	三三三三

備考 嘉南製酒株式會社補償金二八、七八一・七二〇中には器具、機械徵收九、四一八・三八〇土地建物一九、三六三・三四〇を包含す。

嘉義出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯		千	百	十	圓	支	百	十	圓	支	百	十	圓	支	百	十	圓	支	
		國債支給額	現給額																		
大正製酒株式會社斗六工場	一四〇、七〇〇	三三、三〇〇	一〇七、四〇〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同 嘉義工場	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二七、〇〇〇	三	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	三	〇
同 北港工場	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二七、〇〇〇	三	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	三	〇
同 嘉南製酒株式會社接子工場	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇
同 内田工場	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
嘉義製酒株式會社	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
安倍馬治	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

業者名	決補定額金	國債支給額	現給額	千	百	十	圓	支	百	十	圓	支	百	十	圓	支	百	十	圓	支
林 固	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
林 炳	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
黃 錫	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
張 淡	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
劉 如	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
卓 乾	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
郭 伯	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
楊 豐	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
赤 司	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一
計	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一

備考

一、大正製酒株式會社斗六工場補償金一九四、三〇七・二〇〇中には器具、機械徵收八、二八二・九〇〇土地、建物徵收一、三三〇・二四・二二〇を包含す。

一、右會社嘉義工場補償金二〇三、五四五・五三〇中には器具、機械徵收九、一〇四・一〇七土地、建物徵收二、二五〇・四四六〇を包含す。

一、赤司初太郎一七、三五五・〇二〇は土地建物徵收なり。

第三章 酒類製造設備 第七節 徵收物件補償價格の算定

高雄出張所

八五一

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	千圓	百圓	十圓	圓
南部製酒株式会社	三三三三	一五〇〇〇〇	至自	一五	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
南興製酒公司	三三三三	一五〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
川野製漿治郎	六六六六	六〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
田村治助	六六六六	六〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
謝吾教	一〇〇〇	一〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
林傳統	三三三三	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
久尾吉太郎	七七七七	七〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
林熊助	六六六六	六〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
後藤太郎	七七七七	七〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
吳振興	六六六六	六〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
林傳統	三三三三	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
計	三三〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

旗山出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	千圓	百圓	十圓	圓
旗山機造株式会社旗山工場	一六五五	一〇七五〇〇	至自	一六	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
同 杉林工場	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
同 美濃工場	三三三三	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
同 新成工場	一〇二六	一〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
盛谷太郎	一四七四	一四〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
吳五子	一四六〇	一四〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
計	三三〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

備考

一、旗山工場補償金一六、五七五、三三〇中には器具機械、徴收三、五七五、三三〇建物徴收一三、〇〇〇、〇〇〇を包含す。
 二、吳曾外一名補償金一、四九六、一〇〇は土地徴収なり。

屏東出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	千圓	百圓	十圓	圓
阿猴醸造株式会社屏東工場	三三三三	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
同 徳協工場	三三三三	三三〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	支	給	額	内	譯
佐介井酒類製造合資會社	三九八五五	三九八〇〇	三	九	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東港製酒株式會社	三三〇〇五	三三〇〇〇	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六根製酒株式會社	二九八四〇	二九八〇〇	二	九	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
枋寮製酒合名會社	二五八六二	二五八〇〇	二	五	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
高樹下製酒組合	一五二四〇	一五二〇〇	一	五	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
内埔酒類製造組合	四三三三三	四三三〇〇	四	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
潮州酒類製造公司	三三三三三	三三三〇〇	三	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
萬豐萬泰酒類製造公司	二九〇〇六	二九〇〇〇	二	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
徐翠炳	三〇〇七五	三〇〇〇〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
楊長	二二〇六六	二二〇〇〇	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
張得	三〇〇〇二	三〇〇〇〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
林進	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
劉榮頭	三三三三三	三三三〇〇	三	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計											

恒春出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	支	給	額	内	譯
恒春芳蘭酒株式會社恒春工場	一〇五二八四	一〇五〇〇〇	一	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同 車城工場	一八五七五	一八五〇〇	一	八	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同 滿州工場	一三六〇〇	一三六〇〇	一	三	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	三二六六五	三二六〇〇	三	二	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考

一、恒春工場補償金一〇、六五一・八四〇中には器具、機械徴收二、三五一・八四〇建物徴收八三、〇〇〇・〇〇〇を包含す。

澎湖出張所

業者名	決補定額金	交付金額内譯	千圓	百圓	十圓	圓	支	給	額	内	譯
澎湖製酒公司馬公工場	七九〇〇	七九〇〇	七	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同 湖西工場	四三三三	四三三〇	四	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同 紅木埕工場	一三九〇〇	一三九〇〇	一	三	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同 西嶼工場	六二二〇	六二二〇	六	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小林鶴三郎	四六六五	四六六〇	四	六	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計											

計	3,545,100	4,700,000	1,154,900												
---	-----------	-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

花蓮港專賣支局

業者名	決補定額金	交付金額内訳		千圓	百圓	十圓	圓	千圓	百圓	十圓	圓
		國債支給額	現支給額								
宜蘭振拓産業株式會社稻佳工場	2,377,000	2,377,000	100					至自	2,377	0	
同 玉里工場	1,900,000	1,900,000	100					至自	1,900	0	
佐藤 恒之進	1,333,000	1,333,000	0					至自		1,333	0
吉田 傳次郎	1,233,000	1,233,000	0					至自		1,233	0
森 金西藏	1,929,000	2,400,000	471,000					至自		2,400	0
藤井 又一	3,048,000	3,750,000	702,000					至自		3,750	0
陳秋 傳	1,635,000	2,100,000	465,000					至自		2,100	0
宜蘭振拓産業株式會社稻佳工場	2,640,000	3,000,000	360,000					至自		3,000	0
計	5,257,000	6,440,000	1,183,000								

備考

一、稻佳工場補償金二四、九五四・〇三〇中には器具、機械徴収八、六五四・〇三〇建物徴収一六、三〇〇・〇〇〇を包含す。

臺東出張所

業者名	決補定額金	交付金額内訳		千圓	百圓	十圓	圓	千圓	百圓	十圓	圓
		國債支給額	現支給額								
臺東製糖株式會社製酒工場	1,586,000	1,586,000	80					至自	1,586	0	
廣郷産業株式會社廣澳酒造場	433,000	500,000	67,000					至自		500	0
同 加走灣酒造場	3,350,000	3,350,000	300					至自	3,350	0	
謝和 發	1,100,000	1,400,000	300,000					至自		1,400	0
增永 三吉	1,840,000	3,350,000	1,510,000					至自		3,350	0
謝 寅	1,276,000	1,500,000	224,000					至自		1,500	0
林 彬秀	3,548,000	4,000,000	452,000					至自		4,000	0
林 福安	537,000	600,000	63,000					至自		600	0
計	2,442,000	2,800,000	358,000								

備考

増永三吉補償金一八、四四〇・四一〇中には器具、機械徴収二、四四〇・四一〇土地建物徴収一六、〇〇〇・〇〇〇を包含す。

第八節 補償金の支給

酒類製造場の徴収すべき不動産、動産の調査並之が補償金の算定等に関しては既に前節敘述の如くなるが、右調査の

完了に伴ひ大正十一年九月十七日專賣局長は支局長、出張所長に對し更に左記通牒を爲したり。

專酒第二〇六八號ノ二 (大正十一年九月十七日)

專賣局長

支局長、出張所長 宛

補償金ノ請求交付ニ關スル件

- 一、器具簡易ナル機械ハ支局出張員ニ於テ員數ノ點檢ヲ爲シ授受ヲ了スルコト
- 二、其ノ他ノ機械ハ本局員出張局所員立會ノ上授受ヲ了スルコト
- 三、右ニ依リ授受ヲ了シタルトキハ其ノ經過ハ逐次本局ニ報告スルコト(所有者ト連署シタル授受證ヲ以テ)
- 四、本局ハ右授受證ノ員數金額ヲ合計シ公債ト現金トニ分チ本人ニ通知スルニ依リ請求書ハ金額ヲ記載セズ送付スルコト
- 五、右請求ニ依リ本局ハ補償金ヲ支給スルコト
- 六、補償金ヲ授受シタルトキハ本人ヨリ受領證ヲ提出セシムルコト
- 七、既ニ擔保ニ供シタルモノハ擔保ニ充當スルコト其ノ他ハ交付金ノ支給手續ニ準ズルコト

補償金は、大正十一年七月一日前一年間に於ける平均相場に依り五十五年内に償還すべき五分利附國債證券を以て之を交付す、但し五十圓未満の端数は現金を以て之を交付すとは、酒類專賣令第三十三條第二項の規定するところなるが、大正十一年七月一日前一年間の右國債の時價を調査するに、額面百圓に付八十二圓十二錢なりしに依り之に依りて計算を進めたり、然るに製造者には從來國債を取引したることなく、且つ製造者は地方に散在し國債を支給せらる

ゝも其の利用の途なしとし、可成現金を以て交付を受けむことを希望し、又現金交付不可能なるに於ては政府にて現金引換の方法を講ぜられんことを要求するもの甚だ多かりしを以て、國債の支給せらるゝに先ち、東京、大阪方面の現物問屋に交渉して一手に買受けしむるの方法を探らんとし、又は臺灣銀行をして時價買受けの方法を探らしむべく種々攻究したるも共に、良結果を見るを得ざりしを以て、終に之を酒類販賣者をして賣渡代金の擔保に充當せしむることとし、酒類賣捌人指示事項第二十八條に

第二十八條 賣捌人の擔保に供する公債は酒類專賣令に依り交付せらるゝ公債を以て第一位とす

と規定し、同時に酒類賣捌人及酒類製造者等に左の通牒を發し、當局に於て仲介の勞をとることとせり。

專酒第九八六號 (大正十一年七月六日)

專賣局長

白、紅楠、酒類、元製造業者 宛(賣捌人ニ指定セラレタル者ヲ除ク)

禁業交付金ノ受領方ニ關スル件

禁業交付金並ニ補償金ノ交付國債ノ利用並ニ換價方ニ就テハ兼テ御希望ノ次第モ有之候處並ニ通知置候通り酒類賣捌人ノ酒類買受代金ノ延納擔保トシテハ酒國債ヲ以テ第一次ニ充當スルコトトシ、該國債ノ市價維持ヲ圖リ度而シテ今回給付セラレベキ酒國債ハ酒類買受代金ノ擔保トシテ殆ンド全部需要セラルルコトト被存候條此ノ儀御了知置相成度就テハ酒類賣捌人ヨリ貴下ノ受領セラルベキ國債ノ買受方申出候節ハ他ニ一層有利ナル用途無之場合ハ右賣捌人ノ協議ニ應ゼラルル様致度若シ又當局ニ於テ右趣旨ニ由リ、國債處理方御希望ノ方ハ其ノ旨至急申出相成度此ノ場合ニ於ケル諸般ノ事項ニ就テハ御申出ヲ待チ、更ニ御打合可致候次ニ國債ノ受領方ニ就テハ專賣局長トシテ貴下ヨリ委任狀ヲ徴シテ受販ルコトニ其ノ筋ヨリ申越候條請求ノ際ハ別紙委任狀ニ印鑑證明書各二通ヲ添へ專賣支局長又ハ出張所長ヲ經テ御送付相成度此段申進候也。

追テ委任狀ハ七月一日付トセラレ度申添候。

第二 案

專賣局長

酒類賣捌人宛

酒類買受代金ノ延納擔保トシテ提供スル國債ハ酒國債ヲ以テ充當スベキ旨先般集會ノ際申進置候通ニ有之候處、此際元酒類製造業者ニシテ、賣捌人ト爲リタル向方其ノ受クベキ國債額以上ニ國債ヲ必要トスル場合竝ニ元酒類販賣業者ニシテ賣捌人ト爲リタル向方擔保ノ爲メ、酒國債ヲ買受ラルル場合ニハ御知合ノ元製造業者ト直接相談ノ上買受ラルルカ、若シ又御知合ナキ場合ニハ當局ヘ御申込相成候ハバ可然國債ノ賣主ヲ需メ御紹介可申上ニ付御回答被下度此段得貴意候

通牒

專酒第九八六號ノ一五 (大正十一年七月十四日)

專賣局長

元酒類製造業者、白麹製造業者、酒類賣捌人宛

酒國債價格ニ關スル件

酒國債ノ利用方ニ就テハ曩ニ御通知申上置候通酒類賣捌人ニ於テ酒賣渡代金ノ擔保ニ充當スルコトニ決定候處右國債ノ價格ハ隨時高底アリ、一定セザルニ依リ當局ニ於テ特ニ一律ノ價格ヲ定ムルモ如何カト被存候條左ニ本年一月以降六月迄ノ毎月平均ヲ取引相場トシテ、大藏省ノ調査ニ係ルモノヲ掲記置候ニ依リ御一覽相成度爾後モ判明次第前月ノ取引平均價格ヲ御通知可申候ニ依リ相場ニ著シキ變

動ヲ來サザル限り、之ヲ參考トシテ夫々御協議相成度候當局ニ仲介ヲ望マルル向ニ對シテハ當局ニ於テモ右ノ趣旨ニ依リ夫々前月ノ平均價格ヲ以テ標準トシ商議ヲ進ムル様取計可申ニ付御了知相成度及通牒候也
追テ右國債ノ擔保取扱ハ本年十一月末日ヲ以テ打切ト致スベキ付ニ可成其ノ以前ニ完了致様取運ビ度當局ニ仲介方御希望ノ向ハ此ノ際至急御申越相成度候也

記

雜五分公債時價調

年 月	月中平均
大正十一年 一月	八一・九八
〃 二月	八一・四一
〃 三月	八〇・六七
〃 四月	八〇・四九
〃 五月	八〇・五一
〃 六月	八〇・七一
平均八十四九十六錢也	

右の通牒と共に各自に對し、前一年間の平均價格及時價を通知したるにより、時價及價格の趨勢を知ることを得、任意の取引に於ても不明に乘じ買倒さるゝ等のことなきに至り、仲介發表前には七十五圓位にて取引したる者ありたるも爾後最低七十八圓を下らず大體八十圓以上にて取引せられ殊に十月以降は國債の價格騰貴したるに依り、政府支給額よりも更に高價となり利得するに至れり。而して一面民間に於ける取引も豫想外に多く、擔保に提供したるもの

は寧ろ甚だ小額にして、十一月に入りては賣渡代金の擔保を同國債に限定するは不便多かりしを以て、左記通牒を以て、廣く五分利國債を認むることとし制限を緩和し、更に十二月一日以降は四分利國債の充當をも認め全然仲介を廢止せり。

專酒第二七三二號ノ一 (大正十一年十月三十日)

專賣局長

各支局、出張所長 宛

酒賣下代金延納擔保ニ關スル件

酒賣下代金延納擔保トシ酒公債ヲ第一次ニ認ムルコトニ決定致シ居リ候處爾今右制限ヲ緩和シ、大日本帝國政府五分利國債ヲ擔保トシテ提供セシメ差支無之候ニ付擔保ニ不足ヲ生セシメザル様特ニ留意セラレ度及通牒候也

追テ擔保ハ最寄供託局ニ供託シ差支無之候ニ付申添候也

專酒第二七三二號ノ二 (大正十一年十月三十日)

專賣局長

各酒類賣捌人 宛

酒類買受代金延納擔保ニ關スル件

酒類專賣ノ實施ニ伴ヒ酒國債ノ市價維持ノ爲該國債ヲ貴下ノ酒類買受代金ノ擔保ニ充當セラルル様及御依頼置候處能ク右指示ノ旨趣ヲ遵守セラレ、爲ニ豫期以上ノ好成绩ヲ以テ殆下該國債ノ處理ヲ終了致シ候ニ付酒國債ヲ以テ酒類買受代金ノ擔保ニ充當スルノ制限ヲ

緩和シ爾今五分利國債ノ擔保ヲ開始可致候條御了知相成度茲ニ御挨拶ヲ兼及通牒候也
專酒第三二二七號ノ一 (大正十一年十二月一日)

專賣局長

酒賣捌關係各支局長及出張所長並ニ各酒類賣捌人 宛

酒類買受代金延納擔保制限撤廢ノ件

酒類賣渡代金ノ延納擔保トシテハ大日本帝國政府五分利公債ニ限定致居候處大正十一年十二月一日以降四分利公債(英貨公債及佛貨公債ヲ除ク)ヲ認容スルコトニ決定致候條御承知相成度及通牒候也

酒國債の相場に對しては前段掲記の如くなるが其の後の相場左の如し。

月 別	平均	最高	最低
自大正十一年七月一日 至同十二年六月三十日	八二・二二	八二・二〇	八二・二〇
七月中	八二・三一	八二・二〇	八二・〇〇
八月中	八一・九五	八二・八〇	八一・四五
九月中	八一・四六	八二・四〇	八一・四五
十月中	八二・四九	八二・六五	八二・二五
十一月中	八四・〇〇	八五・五〇	八二・五〇

大正十一年十一月末迄の國債の交付高及擔保充當額左の如し。

國債支給總額

四百十五萬圓

第三章 酒類製造設備 第八節 補償金の支給

擔保充當額

百二十萬圓

當局仲介額

八十萬圓

補償金公債は交付金と併せて總額四百四十萬圓なりしが、僅に七萬四千七百圓不用額を残して他は全部支拂を完了するに至り。

第九節 製造工場の使用

酒類專賣制度施行に伴ふ初年度酒類製造計畫は、凡十五萬石にして、之を製造すべき工場に就ては在來製造工場を徵收し之に補修を加へたるものと當局に於て新に建設するものとに於て之を爲すこととしたるも、工場設備は到底短期間に之を完了することを得ざるを以て、工場の徵收以外に之が使用をも爲すことを得べき規定を設けたるが、即ち酒類專賣令第二十七條の規定之なり、而して制度實施の旨決定するや調査の結果使用工場として左記二十箇所を選定せり。

臺北市樺山町	日本芳釀株式會社
臺北市有明町	猛卯龍泉製酒商會
臺北市太平町	黃東茂
臺北市宮前町	臺灣製酒株式會社
臺北州海山郡鶯歌庄彭福	樹林紅酒株式會社
同	龍津製酒公司
臺北州宜蘭郡宜蘭街	宜蘭製酒株式會社

新竹州新竹郡新竹街	鄭雅詩
同	林見舜
臺中州臺中市臺中	大正製酒株式會社
同	何振德
同州豐原郡豐原街	中部製酒公司
同州能高郡埔里街	埔里社酒造株式會社
臺南州斗六郡斗六街	大正製酒株式會社
同州嘉義郡嘉義街	同
臺南市鹽埕	臺南製酒株式會社
高雄州旗山郡旗山	旗山釀造株式會社
同州恒春郡恒春	恒春芳釀株式會社
臺東廳臺東街	增永三吉
花蓮港廳花蓮港街	宜蘭振拓株式會社

今前記各工場々に付之が選定の理由並に製造計畫の基く所を述べれば次の如し。

一、臺北工場（日本芳釀株式會社）

本工場は從來清酒の製造を行ひ、近時酒精工場を新設して酒精製造の計畫をなし、傍ら米酒、紅酒等の本島酒の製造を爲し居たるものなるが、内清酒工場は新設後既に數年を経過し、大正九年末工場設備の漸く荒廢に入らんとするに際し使用を休止し、爾後何等の補修を施さずして今日に至りたるを以て、建物設備共破損甚し

く大修理を加ふるにあらざれば清酒の如き緻密の管理を要する工場として使用困難にして、且多年製造操作の良好ならざりし結果は、工場主要部分に有害微生物の繁殖を來し、一朝一夕の簡單なる消毒を以てしては直に清酒工場として之を使用すること能はざる状態にありたり。之を以て本工場に於ける清酒製造の計畫は之を抛棄し、之に代ふるに建物の一部に補修を加へ、製造の安全なる米酒及紅酒の工場として利用せむとする計畫を立て、又酒精工場は新設後殆ど使用せず設備新式にして優良なるを以て、一部は臺中に於ける再製清酒用、本工場に於ける味淋用其他各工場試験室に於ける藥品用として優良なる酒精の製造に使用し、一部は蒸薯酒池盛等の製造に利用せむとする計畫を立て、從來の本島酒製造に關する工場設備は、之に補修を加へて使用することとせり。

二、有明分工場 (蘇州龍泉製酒商會)

本工場は既往に於ては、蒸餾酒約六百石乃至九百石再製酒二千石乃至二千五百石を製造せるに過ぎざりしも、工場面積の利用極めて粗放なるを以て此の點を補修し、新に二十坪の蒸米冷却場を増設せば能力頓に上り、比較的優良の工場となるものとせり。

三、太平分工場 (黄東茂工場)

從來蒸餾酒五百石乃至七百石、再製酒千石乃至二千石を製造し居たるも、本工場は規模大なる新式蒸餾機を有するを以て、糖蜜酒を原料とする藥酒の製造工場として使用するものとせり。

四、宮前分工場 (臺灣製酒株式會社)

本工場は規模大ならざるも最近の設立に係り、工場比較的整頓し清潔なるの美點あり、既往の製造高は僅に蒸餾酒百二十石、再製酒千二百石の製造に過ぎざりしも、設立日淺きを以て工場利用を密にし、米酒、紅酒の製

造工場として使用する計畫なりしが、特殊工場として各種の洋酒、藥酒等の再製加工工場に充當の目的を以て、徵收のことに變更したり。

五、樹林工場 (樹林紅酒株式會社)

工場建物は貯藏倉庫を除きては可なり朽廢せるも、工場係數の平均諸設備比較的整頓し、從來紅酒工場として有數のものなりしを以て、米酒、紅酒工場として選定せり。既往一箇年の製造量は蒸餾酒約五千三百石なるも製造期間の利用充たざるを以て之を密にし、能力最高の製造を行はむとして使用するものとす。

六、樹林分工場 (龍津製酒公司工場)

樹林工場に隣接し、作業上利益尠からざるを以て、紅酒工場として使用せり。

七、宜蘭工場 (宜蘭製酒株式會社)

交通運輸の關係上、此の地方に於ける酒類の需要は、自給自足を理想とすると又他而宜蘭の風土氣候は從來良質の紅酒を産出したるあり、此の地に比較的大なる紅酒工場設立の要ありたり。又本工場は該地方需要の過半を供給したる關係上優良なる工場を有し、比較的規模の大なる蒸餾器を具へ、該地方に於ける他工場の追従を許さざる地位に在りたり、然るに從來蒸餾酒約千四百石、紅酒四千二百石位を供給し居るに過ぎず、適當なる工場管理により其の能力を増大し得るとするも、以て同地方の需要を充たすに足らざる状態にあり、故に本工場に更に二百餘坪の貯藏倉庫を新設し、其他蒸餾器工場建物の増設を行ひ、蘭陽三郡下に於ける需要量米酒四千五百石、紅酒約七千石を本工場に於て製造せんとの目的の下に之を使用す。

八、新竹工場及新竹分工場 (輝雅詩及林見輝工場)

共に優良の工場にあらざるも、他に適當の工場なきを以て、多少の補修を加へ新竹地方に於ける米酒の約半數

を製造供給するの目的の下に使用する。

九、豐原工場 (中部製酒公司)

本工場は設立日淺きを以て、既往の製造量は極めて少量なるも、工場建物優良にして單に蒸餾釜の増設により、五千石以上を製造し得るを以て、米酒工場として使用する。當初本工場は徵收工場として調査したるも、土地竝に工場主の不當の價格要求により、後使用工場に變更したるものなり。

十、臺中工場 (大正製酒株式會社清酒工場)

本工場は現時清酒(再製清酒)約三千五百石を製造せり。清酒醸造上特別なる設備を有し、臺中の氣候の關係よりするも本工場に於て、清酒の製造を適當とするを以て、清酒三千石、燒酎三百石、高粱酒四百石の製造計畫の下に本工場を使用す。又高粱酒は從來臺中地方の特産なりしを以て其の製造場を本工場に附屬設置することとせり。猶本工場に隣接しありたる酒精工場は使用を爲さざることとせり。

十一、臺中分工場 (何振德工場)

主要工場建物たる仕込場は、最近の改築に係り比較的優良なるを以て、其の他の工場建物の設備に多少の補修を施し、臺中に於ける米酒需要量の約半數を製造供給せしむる計畫の下に使用する。

十二、嘉義工場 (大正製酒株式會社)

糖蜜酒の製造は近時經濟的見地より、又嗜好の變遷より、工業的酒精製造の形式を採るに至りたるを以て、從來の如く小規模なる舊式製造を行ふの要なきに至れるが、本工場は素より酒精工場として設備されたるものなるも、上記の見地より酒精製造の傍ら製造酒精を稀釋して糖蜜酒の製造を爲し居たり、而して本工場は原料糖蜜の供給に對しても最も地の利を得たるを以て、更に工場設備に増補施設を爲し、全島糖蜜酒需要量の大部分を

本工場に於て製造供給する目的の下に使用する。

十三、斗六工場 (大正製酒株式會社斗六工場)

本工場も亦從來酒精工場として、酒精製造の傍ら糖蜜酒の製造を爲し居りたるも、水の供給に對し完からざるものありて糖蜜酒主要工場としては價値少きも、位置嘉義工場に近接し、原料供給の利便亦尠からざるを以て、嘉義工場の補助乃至豫備工場として糖蜜酒製造に利用せんとし之を使用す。

十四、埔里工場 (埔里社酒造株式會社工場)

本工場は優良ならざるも、交通の利便少き埔里地方に於ける需要を充さむが爲、使用工場に選定せり。而して從來の製造量は清酒、蒸餾酒、再製酒を合せて八百餘石に過ぎざりしも、之工場設備の利用密ならざりし結果なるを以て多少の補修を施し、工場使用面積を整理し清酒五百石、米酒三千三百石、糯米酒二百石の製造を爲す爲使用する。

十五、臺南工場 (臺南製酒株式會社工場)

本工場は從來糖蜜酒の製造を主とせるも、臺南地方に於て米酒工場として利用し得べき唯一の工場なるを以て、之に補修を加へ、該地方に於ける需要米酒の過半を製造供給せむとす。又糯米酒は從來南部に於て多く需要せられたるを以て本工場に於て傍ら製造することとせり。

十六、旗山工場 (旗山釀造株式會社工場)

本工場は新設日淺きを以て、既往の製造量は米酒千石に充ざるも建物、設備共新規、優良にして其の能力該地方に於ける需要を充すに足るを以て、使用工場として選定せり。

十七、恒春工場 (恒春芳釀株式會社工場)

工場優良ならざるも、交通の關係より該地方に於ける需要を充たすべき唯一の使用工場として選定せり。

十八、臺東工場（增永三吉工場）

工場優良ならざるも、交通の關係上該地方に於ける需要を充たすべき唯一の使用工場として選定せり。

十九、花蓮港工場（宜蘭振振株式会社工場）

工場優良ならざるも交通の關係上該地方に於ける需要を充たすべき唯一の使用工場として選定せり。

以上記述したるもの外、東部海岸地方に於ける糖蜜酒製造上必要を認め更に花蓮港應下壽工場を使用すること、し之を追加するに至りたり。

右各工場に對する調査は訓令第三十九號の調査手續に依り徵收工場調査と同時に進行し、大正十一年六月六日通牒を以て、六月十日假引繼を受けたり。而して右使用工場に豫定したるもの中、臺灣製酒株式会社宜蘭製酒株式会社、大正製酒株式会社（臺中、斗六、嘉義工場）、埔里社酒造株式会社、臺南製酒株式会社、旗山釀造株式会社、恒春芳釀株式会社、增永三吉工場、宜蘭振振株式会社（花蓮港工場）の十二工場は後徵收のことに變更決定したるにより、其の殘部に對し使用することとなり、其の使用條件等左の如し。

專酒第二八四四號

土地建物使用命令書

臺州 郡市 庄街 番地

某

一、臺州 郡市 庄街 番地 建物敷地 甲 分 厘

外 筆別紙使用目錄ノ通り

一、臺州 郡市 庄街 番地 地上建物

工場 坪一棟外 棟及附屬物別紙使用目錄ノ通り

右土地建物ヲ臺灣酒類專賣令第二十七條ニ依リ政府ニ於テ使用スルニ付使用料其ノ條項左記ノ通り心得ベシ。

大正 年 月 日

臺灣總督府專賣局長

第一條 使用期間ハ大正十一年六月十一日以降政府ニ於テ使用ヲ廢スル迄ノ期間トス

政府ハ何時ニテモ使用物件ノ一部又ハ全部ヲ使用ヲ廢スルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ三十日以前ニ受命者ニ通知スヘシ

第二條 使用料ハ年額金 四 錢トシ月割ヲ以テ翌月支拂フモノトス但シ一箇月ニ滿タサルトキハ日割計算トス前項使用料ハ

使用ノ一部ヲ廢止シタル場合ハ協議ノ上之ヲ變更ス

第三條 政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ移轉又ハ模様替ヲ爲スコトヲ得但シ返還ノ際ハ現形ノ儘トス

第四條 政府ニ於テ増設シタル部分ハ使用廢止ノ際之ヲ取除クモノトス但シ受命者ノ希望アルトキハ協定價額ヲ以テ之ヲ引渡スコトアルヘシ

第五條 移轉、模様替及維持修繕ニ要スル費用ハ政府ノ負擔トス

第六條 使用物件ヲ讓渡シ又ハ他ノ權利ノ目的ト爲サムトスルトキハ豫メ政府ノ承認ヲ要ス

第七條 受命者ハ使用建物ヲ火災保險ニ付スヘシ但シ保險價格ハ豫メ政府ノ承認ヲ受クヘシ

第三章 酒類製造設備 第九節 製造工場ノ使用

前項ノ保険料ハ使用料中ニ包含スルモノトス

第八條 使用物件ニ附帯スル納税其ノ他ノ公課ハ受命者ノ負擔トス

第九條 使用物件ガ不可抗力又ハ政府ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ滅失毀損シタルトキハ政府共ノ責ニ任セス

第十條 第一條第二項又ハ第三條ニ因リ受命者ニ損害ヲ生スルコトアルモ政府ハ之ヲ補償セス

第十一條 政府ハ必要ニ因リ使用物件ヲ取毀ツコトヲ得但シ取毀タル物件ニ對シテハ相當額ヲ補償ス

前項ノ補償價格ハ協議ノ上之ヲ定ム

第十二條 使用物件中轉貸ニ係ル部分ニ付キテハ受命者ハ所有者ノ承諾書ヲ提出スヘシ政府ハ其ノ所有者ニ對シ直接ノ責任ヲ有セス

使用物件使用料決定

廳州 郡市 庄街 番地

某

一金 何 程 也

但シ臺灣酒類專賣令第二十七條ニ依ル使用物件ノ使用料年額別紙内譯書ノ通り

右決定書大正十一年府令第百十號第四條ニ依リ交付ス依テ別紙命令書記載事項承諾ノ上請書提出セラルベシ

大正 年 月 日

臺灣總督府專賣局長

請 書

臺灣酒類專賣令第二十七條ニ依ル使用物件ニ對スル使用料決定書交付相成正ニ領收決定事項異議無之請書差出候也

大正 年 月 日

工場所在地

住所

某

臺灣總督府專賣局長

承 諾 書

廳州 郡市 庄街 番地

一、建物敷地 甲分 厘 毛 糸

右ノ土地元 酒造工場敷地トシテ貸貸中ノ處該酒造工場ハ今回臺灣酒類專賣令ニ依リ政府ニ於テ使用セラルルコト相成候ニ

就テハ右敷地政府ニ轉貸ノ義異議無之且政府ニ於テハ抽者ニ對シ直接責任ヲ有セザルコトヲ承諾仕候也

大正 年 月 日

廳州 郡市 庄街 番地

某

臺灣總督府專賣局長

第三章 酒類製造設備 第九節 製造工場の使用

第十節 製造工場使用料の算定

使用工場の使用料に關する査定は、各工場の實際に就て調査したり。内地に就ては相當と認むべき時價を見出し、之が十分に當る金額を一年の使用料の最高限度と定め、又當該業者の所有に屬せざる土地に就ては、現在の借入料を標準とし、高くも時價の九分を超過せざる範圍に於て使用料を決定せむとせり。然れども認めて時價と定めたる價格も動かすべからざるものにあらず、又實際の賃借料と其の土地の時價とを比較するに處に依りて非常の差あり、使用工場のみ就きて見るも後段第一號表に示すが如く、使用料は時價に比し低きは二分三厘高きは一割五分に當る。而して此の極端なるものを除きて平均するときは約七分に當る。

建物は時價の幾割を使用料とすべきか、時價の算定は今日建設するものとしての價格より、各建物に就き其の經過年數に應じて償却減額し居るを以て、其の償却費は使用料中に加算支給するの要ありとす。

所得稅營業稅其の他の税金保險料も亦賃貸人の負擔となるものなるを以て、之亦使用料中に計算せざるべからず、而して是等の負擔額を合計するときは、後段第二號表に示すが如く、總額に於て建物の時價に對し使用料率約七分に相當す、然るに右使用料の内譯中最も大なる額は償却額なるが、實際に於ては模様替其の他の修繕を爲す爲、後日に至り所有者の財産は寧ろ増加する結果となる。故に理論上は償却費を計上せざるべからざるも、實際は其の必要なに至る。而して一方に使用工場は他の徵收を受けざる工場と同様、交付金の増給を受くるものなるを以て、特別の事情なき限り政府に使用せらるゝは工場主の望む所なり。然れども此の理由に依りて直に使用料率を七分以下に下ぐることは、實際上不可能にして且資本に對する利潤等をも見積り居らず、建物の使用料は土地の使用料に比し幾分割高なる

を常とす、故に年率一割の範圍に於て協議を進行することとせり。

第一號表

土地時價に對する賃借料率調

工場名	土地時價	現在借入料		時價ニ對スル年率
		坪年額	總額	
臺灣製酒會社	五、九九七	〇・七〇〇	四六六	七分八厘
黃東茂	三六、三〇三	一・四四〇	二、四三〇	六分七厘
龍津製酒公司	三、九三六	〇・〇九六	二八四	九分七厘
林見舜	一、六〇五	〇・一四〇	四四	二分七厘
何振德	二、〇七二	〇・一四〇	一〇四	五分
花港宜開振拓會社	三、〇三九	〇・〇六〇	七〇	二分三厘
佐藤恒之進	二八〇	〇・〇六〇	四二	一割五分
臺灣製酒會社	五、三三三	〇・〇六〇	三、五四〇	六分六厘五毛
龍津製酒會社	四六、二三六	〇・〇六〇	三、二八〇	七分一厘

第二號表

建物時價に對する原價償却其の他直接負擔額率調

工場名	時價	原價償却其の他直接負擔額					計
		償却費	所得稅	營業稅	戶稅	戶稅割	
日本芳釀株式會社	三三、六五五	一、三三八	三三三	一、六二七	一、七五五	九四四	一、三八〇
臺灣製酒會社	三、五三九	一、〇三九	三〇〇	一、九五	二、五	三、八〇	一、八三三
黃東茂	六、七七一	二、八四〇	五五	三、三〇	三、三	七三〇	一、四〇〇

黄東茂	元〇〇三	三三三	三〇〇	三七一	一九三	三〇三
鄭雅詩	九七〇八	八六九	四三	一〇三	六〇	二〇
林見輝	六四〇〇	五三三	一	六六	四七	九
龍津製酒公司	一六〇七九	二七〇	二七	二五	〇五	五九
何振德	五二四〇	三六〇	一	〇九	三〇	二九
大正製酒株式会社六工場	三三六三	三三〇〇	三〇	八五	四七	五七
宜爾振振會社花蓮港工場	一六七六五	一三三二	二五	一九	九八	一〇
佐藤恒之進	一五七六四	一五四六	三〇	六六	二九	一三
計	六〇五三〇	六〇五三〇	一四四三	三〇〇	三六六	三〇三

建物時價に對する原價償却其の他租稅直接負擔額平均率七分一厘

使用料の決定は當局の豫定に對し、營業者の申出は徴收補償價格と同じく、相互の間に著しき差違ありたるも、相當折衝を重ねて漸く協定を遂ぐるに至れり。左に各工場別に就き記述するところあるべし。

一、日本芳釀株式会社

土地 坪數九千二百四十七坪三は大正五年より同七年に至る買入地にして合計五萬二千五百九十七圓、坪當五圓六十八錢八厘、當局の査定價格は其の附近に土地を所有し且土地の賣買に關し經驗を有する者の評價を參酌し、時價坪當十圓とし總價格九萬二千四百七十三圓と査定せり。當工場附近借地料の實例を調査したるに、畜産株式會社は其の道路に面する部分は一坪十五錢なり。假に坪十五錢にて借入るとせば總賃借料一箇年一萬六千六百圓四十五錢、之を買入價格に比するも年三割一分四厘八毛に當り、前記時價に比するも年利率

約一割八分に相當す。時價に對する一般借入料標準年七分として總額六千四百七十三圓十一錢、坪當月五錢八厘三三にして、甚だ低率なるが如きも買入價格に比すれば、年利率一割二分三三に相當す、且又當會社は經營不如意の状態に在り、坪五錢八厘にて交渉の計畫を立てたり。

建物 建物價格約二十八萬六千圓にして、重なる建物は九九年十一月の建設に係る酒精工場を第一とし其の額十萬餘圓、これに次ぎて大なるは大正六年五月最初の建設に係る清酒工場にして其の額六萬餘圓なり。此内清酒工場は、四季を通じて紅酒製造の目的を以て、使用の見込を立てたり。酒精工場は當分使用の見込なきを以て、建物の建設價格は酒精工場の時價十萬圓を差引きたる十八萬六千圓となる。

會社申出價格は三十四萬五千圓にして、之に對する當局の査定價格は二十二萬三千六百八十五圓にして十二萬餘圓の差あるも、實際建物の狀況を見るときは、附屬建物は殆ど全部其の儘利用し得ざる程度に頽廢し著しく原價を減損す、而して當局の査定價格は使用の見込なき前記の酒精工場に對する査定價格六萬四千二百九十一圓五十錢を差引くときは十五萬九千三百九十四圓となる、之に對する賃借料標準年一割一萬五千九百三十九圓三十五錢となる。之に土地の賃借料六千四百七十三圓十一錢を加ふるときは、一年の使用總額は二萬二千四百三十二圓三十五錢となるにより約二萬圓にて交渉の計畫を立てたり。

二、龍泉製酒會 (黄金生)

土地 坪數九百三十七坪三七、遊廓地域にして買入るとすれば坪當五十圓を稱へ、賣買の實例其の他全く據るべきものなし。申出價格坪五十四圓三十錢に當る、當局の査定は二十二圓、標準時價に對し年七分坪當一圓五十四錢月十二錢八厘、總額千四百四十三圓五十四錢の範圍を以て交渉せむとする計畫を立てたり。

建物 大部分は大正二年の建設にして、申出價格四萬六千四百八十五圓餘なり、純臺灣式建物にして、申出の如

き時價を認め難く、當局査定は二萬八千七百七十一圓餘、之が使用料年一割年額二千八百七十七圓にて交渉の計畫を立てたり。

三、黄東茂工場

土地 坪數千六百八十八坪五張家坤なる者の所有に係る借入地なり、現在借地料坪當一圓四十四錢、年額二千四百三十四圓四十二錢にして一箇月坪十二錢、之を年七分とせば、土地の時價三萬四千五百七十八圓餘坪二十圓四十八錢に相當す。當局の査定は建物會社の評價として、坪當時價二十一圓五十錢、總額三萬六千三百二圓七十五錢、借入標準年七分として使用料年額二千五百四十一圓十九錢、坪當一圓五十錢五厘に當り現借地料より高價となる、因て現借地料額を以て交渉の計畫を立てたり。

建物 建造年月詳ならざるも、古き建物にして大正七年五月黄東茂は建物及在庫品等一切の設備を六萬二千圓にて買得せりと云ふ。内在庫酒賣上高約二萬三千圓を差引約四萬圓見當を建物設備一切の買收費相當額なりと云ふ。本人申出時價六萬二千圓の巨額に達す、當局の査定總額三萬八千八圓にして相當なりと認む、之が借入標準年一割として三千八百圓の範圍に於て交渉の計畫を立てたり。

四、龍津製酒公司

土地 坪數千九百二十四坪七林清富外三名よりの借入地なり。所有者の申出は坪十圓を稱ふ、内一部分百坪に對する土地貸借契約書に徴すれば坪當り大正六年以降二十錢なりしもの、大正九年に至て坪五十錢とせり。之を標準借地料地價の年率七分とするときは地價一坪七圓十四錢に當り、今地方の地價としては過大なり。坪五十錢の賃借部分は一部份にして他の大部分は契約書を提出せず、因て舊來の坪當二十錢の賃借料として年額三百八十四圓九十四錢に査定し此の範圍内に於て交渉の計畫を立てたり。

建物 建設價格不詳、申出價格三萬一千四百十五圓にして過大に失す、當局の見込として今日建設するものとするも、二萬四千圓餘を以て足れりと認む。一般に建物粗造にして經過年數に應ずる償却を差引き一萬六千九百五十圓七十九錢と査定し、借入標準年一割の賃借料千六百九十五圓七十九錢の範圍を以て交渉の計畫を立てたり。

五、鄭雅詩工場

土地 坪數六百三十八坪四八、明治四十三年二千三百圓を以て買入たりと云ふ。申出價格は坪二十圓總額一萬二千七百六十九圓六十錢なり。當局の査定價格は坪十三圓、總額八千二百五十九圓八十六錢、申出價格に比し三割五分の差減は聊か不當なるが如きも、大正九年地方制度改正の結果、新竹街は州所在地となり、恰も製酒工場附近は廳舍及官舎の地域となり、從來の田圃は漸次市街に編入せられあり、爲に地價は一躍騰貴し、土地所有者は何れも將來を豫想し、賣り惜むの狀態にあり、之に反し競ふて買收に熱中する者ありて附近の價格は一定せざるも、確實なる取引價格を標準とし坪當十三圓と査定し、總額八千二百九十五圓八十六錢とせり。之に對し當局の借入標準年七分の使用料一箇年五百八十八圓七十一錢、一坪一箇年九十二錢五厘の範圍に於て之が交渉の計畫を立てたり。

建物 大部分は明治四十三年の建設に係り、申出價格二萬二百三十五圓五十錢を稱へり。當局査定は總額に於て九千七百一圓十八錢にして査定減額の大なる理由は、本工場の大部分は明治四十三年の建築にて、街路に面する所は幾分煉瓦造なるも、他は悉く粗雜なる福州丸太材の建物にして既に十二年を經過し各部に涉り頽廢箇所多く、維持上今後大補修を加へざるべからざる現狀に在りて、九千七百一圓十八錢の評價査定は敢て不當にあらず、因て當局の借入標準年一割年額九百七十圓十一錢八厘を以て交渉の計畫を立てたり。

六、林見舜工場

土地 坪數四百五十八坪六〇地主李氏拮より英國霖外一名借入し、更に轉貸を以て林見舜に於て借入したるもの、借入契約は英國霖の分明治四十五年一月六日より二十箇年間借入貸料年四十四圓なるところ、林見舜に於て其の儘踏襲し來れり。當局査定は土地時價坪三圓五十錢、總額千六百五十四圓、之に對し借入標準率年七分として、使用料年額百十二圓三十五錢、坪當年二十四圓五厘に當る、實際現に使用せる年額四十四圓坪當年九錢六厘と著しき差違あり。因て、現契約高年額四十四圓を以て交渉の計畫を立てたり。

建物 建設價格一萬六千三百四十七圓、申出時價一萬八千九百圓なり、而して當局の査定額は六千五百四十圓にして、此の割合申出價格に對し六割五分に當り著しき差違あり、右は建物の主なるものは既に建設後十二年を経過したる丸太建の建物大部分を占め腐朽の程度大にして之等減損價格を減却するときは、決して不當の査定にあらず、當局の借入標準率年一割とし、使用料年額六百五十四圓の範圍に於て交渉の計畫を立てたり。

七、何振徳工場

土地 坪數四百七十八坪張福立の所有に係り、内四十坪は直接所有者より四百三十八坪は廬客人より轉借使用中のものにして此の賃借料四十坪の分一箇年九圓六十錢、四百三十八坪の分一箇年九十四圓六十錢、合計百四圓六十錢なり。當局の査定時價坪四圓借入標準率年七分とすれば百四十五圓四錢となり、現在の賃借料實額は査定額の三割安に當る、因て現在の賃借料を以て一應交渉の計畫を立てたり。

建物 主たる建物は大正六年の建設に係り、建設價格一萬八百五十二圓、申出價格七千九百八十圓なり、之より經過年數に對する減損價格を差引き五千百十四圓八十錢と査定し、之に對する借入標準率年一割五百一十一圓四十八錢の範圍に於て交渉の計畫を立てたり。

八、佐藤恒之進工場

土地 坪數千四百六十三坪の内七百坪は鹽水港製糖會社の所有に係る借入地にして、七百六十二坪八四は官有地拂下地なり。花蓮港廳調査の地價坪四十錢、當局借入標準率年七分として使用料總額四千九十三錢坪當年二錢八厘に當る。業者の所有地に對しては此の使用料を以て交渉し、會社よりの借入地は其の使用料坪當六錢にして、總額八十七圓七十九錢となり、業者の所有地及會社地共に當局の査定に此し高價となる、然れども同地方は一般金利高きを以て西部臺灣と同一に看做すことを得ざる事情あり、因て轉借地は坪六錢の範圍に於て交渉の計畫を立てたり。

建物 大正五年の建築に係り建設價格一萬六千四百四十三圓、申出價格一萬六千八百二十圓なり、花蓮港廳の評價一萬四千三百三十三圓六十錢を相當と認めて査定額とし、借入標準率年一割千四百三十一圓三十六錢の範圍に於て交渉の計畫を立てたり。

九、中部製酒公司

土地 坪數十一坪餘全部借入地なり、現在賃借料全坪數に對し一箇年三百圓なり。大正十一年三月及五月に於ける附近取引實例に鑑み、時價四千八百六十七圓の七分三百四十圓の範圍に於て交渉のことに計畫したり。

建物 大正十年六月の建設にして建設價格三萬四千四百四十五圓、時價二萬九千八百六十五圓の申出なり、新に建設するとして一萬五千圓見當と認め、一萬二千八百八十四圓と査定し、其の一割千二百八十八圓を以て使用料の交渉を計畫せり。

以上當業者の申出たる使用料は、夫々其の立場に於て稍過大の傾向ありたるも、幾多の協議交渉を重ねて相互意見の一致を見、使用料の確定を見るに至りたり。左に當局の當初調査せる時價及使用料と確定使用料とを掲記すべし。

工場建物と敷地使用料豫定額調

工場名	土地		建物		使用料		時價ニ對スル使用料率
	坪	價	坪	價	年七分	現在借入料	
日本芳醸株式会社	九四三	一五九四	六四三	一四三	一	一	〇・八九
龍泉製酒商會	三〇三	六七三	四三三	一四三	一	一	〇・八七
黃東茂	三〇三	六〇〇	七三三	一四三	一	一	〇・八四
龍津製酒公司	三〇三	六〇〇	七三三	一四三	一	一	〇・八四
林見雅	三〇三	六〇〇	七三三	一四三	一	一	〇・八四
何振德	三〇三	六〇〇	七三三	一四三	一	一	〇・八四
佐藤恒之進	三〇三	六〇〇	七三三	一四三	一	一	〇・八四
中部製酒公司	三〇三	六〇〇	七三三	一四三	一	一	〇・八四
計	一七〇七	三六八四	四六四三	一七〇七	一	一	〇・八四

工場名	土地		建物		使用料		時價ニ對スル使用料率
	坪	價	坪	價	年七分	現在借入料	
臺北工場(日本芳醸社)	九三三	一〇六四	一五九	三三〇	一	一	〇・〇七
有明工場(龍泉商會)	九三三	一〇六四	一五九	三三〇	一	一	〇・〇七
太平工場(黃東茂)	二六八	三〇三	三三三	三三〇	一	一	〇・〇七
樹林分工場(龍津公司)	一九三	三〇三	三三三	三三〇	一	一	〇・〇七
新竹工場(鄭雅詩)	三〇三	三〇三	三三三	三三〇	一	一	〇・〇七
計	一六〇	一八三	一〇〇	一〇〇	一	一	〇・〇七

工場名	土地		建物		使用料		時價ニ對スル使用料率
	坪	價	坪	價	年七分	現在借入料	
新竹分工場(林見雅)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	〇・一〇
臺中分工場(何振德)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	〇・一〇
豐原工場(中部製酒公司)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	〇・一〇
壽工場(佐藤恒之進)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	〇・一〇
計	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四	四	〇・一〇

第四章 交付金

第一節 交付金の由來

臺灣酒類專賣制度實施の結果、酒精分九十度未満の酒精及酒精含有飲料の從來の製造者は全然從前の營業を繼續すること能はざることとなりたるを以て、政府は之に對し交付金を支給し、以て轉業の資を與へて失業の苦痛を軽減することを圖れり。猶白糶、紅糶、酒母及醪の製造者も酒造以外の用途に供する爲、引續き營業を存續する者の外、専ら從來酒造用に供給する爲、之等物件を製造したる者在りては、此の際廢業の止むなきに至れるを以て、專賣制度實施に伴ひ廢業の結果は敢て酒類製造者と異なるるところなきを以て、之等の營業者に對しても等しく交付金を支給することとせり。此の交付金は所謂看板若は暖廉代の意にあらずして、從來の自由營業は政府の經營するところとなり、物質上精神上の影響少からざる結果此の苦痛を軽減する目的の下に、轉業の資に供せしめむとするものなり。政府の必要に依り新に法規を制定して或制度を施行せんとするに當り、其の結果として利益を喪失するものありとするも是自

然に生ずる效力にして、直接に之を侵害するものに非ず、即ち一の理由を以て政府に賠償の責あることなし、然れども其の營業の廢止と共に直に活資を失ふものにして、國家の大計上己むを得ずとするも、其の苦痛を一部生民のみに負擔せしむるよりは、之を全般に分擔せしめて相均等し以て情理に適合せしむるに若かず、是即ち交付金の生まるゝ所以なり。

第二節 交付金の算定

政府の酒類製造者に對し支給する交付金は從來の酒類の賣渡代金を基準として、其の二割五分に相當する金額と其の金額五百圓に満たざる時は五百圓を交付す、而して此の賣渡代金の算定方法は、大正八年七月一日より大正十年六月三十日に至る二年間の賣渡代金の二分の一に相當する金額とす。換言すれば右二年間の賣渡代金を平均したるものとす。尤も大正八年七月二日以後に製造を開始したる者は、右二年間の平均を採ることを得ざるを以て、製造開始の翌月より大正十年十一月末迄の各月賣渡代金の平均月額を十二倍したるものを以て年賣渡代金と看做すものとす。而して其の賣渡高は確實と認むる帳簿書類に付政府に於て之を決定することとせり。而して酒類製造者にして建物の全部の徴收を受けざるものに對しては、基本たる交付金の外其の五分の一に相當する金額を交付す、換言せば建物全部の徴收を受けたるものに對しては、年賣渡代金の二割五分のみを交付せられ、建物全部の徴收を受けざる場合は、年賣渡代金の二割五分と其の五分の一との和を支給せらる。又酒類製造者にして大正十一年七月一日酒類賣捌人に指定せられたるものに對しては、以上金額より其の四分の三に相當する金額を控除したる金額を交付す。即ち賣捌人に指定せられたる場合にして、建物全部の徴收を受けたる場合は、賣渡代金の二割五分の四分の一とし、建物全部の徴收

を受けざる場合は賣渡代金の二割五分と其の五分の一との和の四分の一を交付せらるゝものとす。白糶、紅糶、酒母又は醪の製造者にして、酒類專賣令公布の日たる大正十一年五月五日より大正十一年七月十日迄に其の製造を廢止するものに付ては、酒類製造と略同一の境遇にあるを以て、之に準じて交付金を支給することとせり。然れども此の製造業者に對しては其の製造せる白糶、紅糶、酒母又は醪の賣渡代金の二割五分に相當する金額を交付し、其の金額五百圓に満たざる時は五百圓を交付するのみにして、酒類製造業者の非徴收に對するが如き加給金を支給せず、即ち之等の廢業者に對しては建物の徴收なる事實なきより生ずる當然の結果なりとす。

交付金は速に完結し之を後日に遷延するが如きは、當業者に於ても政府の經理手續上の關係に於ても望むべきにあらざるが故に、請求時期を限定するの要ありとし、大正十一年八月三十一日迄に請求すべく其の期限を定めたり。而して交付金の支給は五十年内に償還すべき五分利付國債證券の額面を以て交付するものとす、五十圓未滿の端數は現金を以て交付することとせり。

第三節 交付金請求の資格

交付金を交付すべき者は(一)酒類製造者、(二)酒類製造者に非ざる白糶、紅糶、酒母又は醪の製造者にして酒類專賣令公布の日(大正十一年五月五日公布)より大正十一年七月十日迄に其の製造を廢止するものに限り、且大正十年七月一日以前より酒類專賣令公布の日迄其の營業を繼續したる者たることを要し、相續の場合に在りては被相續人の營業期間は相續人の營業期間と看做す。

交付金給與の要件が以上の如く規定せられたるが故に、法定期間に満たざる者相續人以外的一般承繼人、營業繼續

に間缺ある者等は受給資格を有せざること勿論なり。

第四節 交付金給與の方針

酒類製造者並に白軸、紅軸、酒母又は醪の製造者（酒類專賣令公布の日たる大正十一年五月五日より同年七月十日迄に其の製造を廢止するもの）に對し、支給する交付金は政府に於て酒類專賣を爲す結果、廢業者に對し轉業の資として支給するものなるが故に酒類賣捌人に指定せられたるものは、大體に於て其の生業を失ふことなきを以て之を減給することとし、交付金計算の基礎は專賣の噂なかりし時期に於ける賣渡金を標準とすることとし、猶其の支給を受ける者も專賣の噂を察知して徒らに利得を圖らむとするが如き者を含まざる様制定せられたるものとす。

交付金の支給に付ては、當業者は最も密接なる關係あり、政府に於ても最も慎重に考慮を重ね各業者間に不公平なからむことを期し、各種の事情を考慮したる結果賣渡高によるを以て最も適當なりと思考し、之を決定したるものにして、其の交付金は煙草專賣の場合に於ける先例に徴するに、内地は二割朝鮮は二割二分なりしもの、酒專賣に際しては特に二割五分迄高められたるは、政府に於て專賣制度の實施が多數當業者の意想外に出で、從て營業廢止の苦痛の甚大なるべき點を、特に考慮したる結果に外ならず、又交付金の加給程度にありても煙草專賣の場合に於て内地朝鮮は加給率六分の一なりしが、今回は之を高めて五分の一と爲したるは、酒造業が特殊の設備を要し、從て廢業の場合に轉業の困難一層大なるものあるべき點を考慮したる結果と云ふべく、殊に内地、朝鮮共に賣捌人に指定せられたる者に對しては交付金を支給したる實例之なかりしが、酒類專賣に際しては賣捌人に指定せらるゝも、尙四分の一の交付金を支給することを得る旨特に規定せられたるが如きは、酒專賣制度實施に對し政府が深く前後の事情を考慮し

出來得る限り當業者の苦痛を輕減せむことを圖りたるものなり。

第五節 交付金に關する調査及規定

交付金は前段敘設の趣旨を以て支給せらるゝこととなりたるを以て、別紙様式の用紙を送付して賣渡高を報告せしめ、專賣支局出張所員を派して當時の法令たる臺灣酒造稅規則施行規則第二十六條に依り設備せる酒類賣渡帳簿に就き之を對照調査せしめたり。然るに賣渡高の計算に於て疑問の點なきに非ざりしを以て、(一)賣渡代金は總て錢未滿を切上げ錢に止む、(二)賣渡代金は自己の製造したるもの又は前製造者より承繼したるものに限る、但し他の製造者より移入したる酒類と自製酒類を混合し又は移入酒を原料として製造したる酒類に在りては其の賣渡代金より使用移入酒に相當する買入價格を控除したるものに依ること、(三)戻品に對しては賣渡當時の價格を控除算出すること、(四)製造場の位置及賣渡代金は工場毎に記入すること等を定め調査を進行せるが、製造業者に在りて一般問題となりしは左の諸點なりとす。

- 一、大正十年七月二日以後開業したる者殊に實體に於ては前製造者の免許を承繼したるものなるも、免許として新免許を受けたる者に對しては、交付金を支給せざることとせり、尤も之等は實際上全部酒類賣捌人の指定を受け其の事情を斟酌せらるゝことを得たり。
- 二、所在地を異にし數免許を有するものは、一免許一人として計算せり。
- 三、免許名義人と實際の業務擔當人と異り居り、免許名義人が内容に於て業務一切を處理し居るが如き者に對しては、名義人に交付することとし其内容に對しては相互の示談に任せたり。

四、名義人と出資者と異なる場合、即ち名義人は僅少なる出資を爲し大部分の出資金は他より受け居る者に對しては、同じく名義人に交付することとし内容に於て示談協定に任せたり。

五、大正八年七月一日以後に免許を受けたる者は、賣渡期間短期にして酒類の賣渡高少なき爲、一年間の賣渡高を推定算出せらるゝも猶交付金少しと爲し増額を申出づる者ありたり。之等の中最も著しきは北部紅酒業者にして、臺灣製酒株式會社、樹林紅酒株式會社、北投製酒公司、宜蘭製酒株式會社等は皆其の目的を以て共同し請願陳情を爲したり、而して其の主張は紅酒は他の酒類と異り貯藏に長期を要するを以て、資金の運轉回数少く、他の酒造業者に比し不利益の立場に在るものなるを以て紅酒業者の交付金を賣渡高によるは失當なりと云ふにあり、然れども事情を精査したるに、一樣に紅酒と稱するも速成あり長年貯藏するあり、各業者一樣ならず、依て一切賣渡高によることと爲したり。

六、建物の所有者にして全部の徵收を受けざる場合に加給金を支給するに就ては、先づ建物所有權の所在を證明するの必要あり、從て登記あるものは登記簿本、登記なき場合は市街庄長の證明、市街庄長の證明を得られざる場合は三名以上の保證書を以て、大正十一年五月五日に於て所有者たることの事實を證明せしむることとしたるが、特に之を建物のみに限定したるは、土地は借入にて營業する者少からざるにより、若し土地をも所有するを要すとなすときは救済を受くるもの少なく、且土地は酒造業に使用すると他に轉用すると其の間大差なきも、酒造用建物は特殊の構造にして他に轉用すること困難なるを以て、特に補償の意味に於て加給金を支給したるものなり。

當時各業者より提出せる陳情書、請願書左の如し。

陳情の一 北部酒造業者の田總督宛陳情書

請 願 書

臺灣酒專賣御施行に關しては從來全島同業者會合決議の上種々陳情嘆願致し來り候處猶左記事情に就き特に御賢察相仰度臺北州酒造聯合會々員一同連署請願仕候也

一、補償金に關する件

補償の公平を保つため補償率は「紅酒、紹興酒」及「紅酒、紹興酒以外の酒類」の二區分と爲し仍左の各項を參酌せられたし。

- 一、利益
- 二、造石高
- 三、賣上高(酒名の類別)
- 四、營業の現況
- 五、固定資金
- 六、工場の設備及廢業後利用の便否
- 七、商號商標其他著名なる無形の權利

二、工場器具機械買収に關する件

酒造工場は煙突使用の關係上概して市外地に設立しあるを以て專賣實施後買収せられざるとすれば他に利用の途なく處置甚だ困難にして、其の器具機械亦他に流用せられざるもの多く何れも買収を希望するのみならず、從來販賣上の慣例により酒類容器の内現在貸付中未回収の斐尠なからざるを以て之が回収に相當の期間を與へられ回収後全部の買上を希望す。

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

三、製造及特別補償に関する件

專賣實施により何等の警告なく急遽一部酒類の製造を禁止せられたる結果（三月一日より紅酒仕込禁止）白糶、紅糶及貯蔵に堪へざる殘存原料品の處分甚だ困難にして一同の苦痛尠からざるを以て速かに買収又は消費の方法を講せられ度増税及財界不振に基因し、造石高激減せる前年度に比較對照し直に其の増石を見越酒と見做さるるは正鵠を失するの虞あり、其の制限製造に關しても亦慎重の調査を仰度同時に禁業せられたる紅酒業者の損害に對しては特別の補償を與へられんことを希望す。

四、酒造納税に関する件

既往に溯り徴收猶豫の特典を解除せられ一時に巨額の酒税を納入することは、同業者一同頗る苦痛とする所且突發的納期變更に對しては調度の準備なきを以て納税に關しては依然従來の特典を附與せられむことを望む。

五、仲賣指定に関する件

酒類仲賣は失業者救済の趣旨により酒造業務關係者に限定し關係者以外に指定せられざること但し、法人及公司組合組織の酒造業者に對しては其の代表者を以て仲賣人に指名せられんことを請ふ。

右大正十一年三月十六日臺北州酒造聯合會總會に於て滿場一致決議の上本請願書提出仕候條同業者の苦衷御諒察の上願意御採擇被成下度此段奉願候

大正十一年三月二十三日

臺北州海山郡鶯歌庄彭福字樹林二三九番地

黃 純 青

外二十五名(連名省略)

臺灣總督男爵 田健治郎 殿

乞 高 覽

陳情の二

宜蘭製酒株式會社の陳情

一、酒 專 賣

今般督府にては臺灣永久的の財源とし進んで、酒類統一及國民保健を圖るを以て酒專賣の大方針を計畫したるは誠に臺灣の爲、且島民保健上の見地より基礎を置くものなれば、吾人島民たるもの大に之を歓迎すると共に我々酒造業者として三百五十餘萬の島民に犠牲を捧げることは天下大勢の然らしむる處にして國民としても、當然律令を遵守することは國民の義務たるものなれば敢て一小局部の失業を惜むべけんや。仄かに聞く處に依れば、全世界に酒專賣制度を施行せしは獨り我が一小島たる臺灣に於てのみならば實に感慨無量と云ふべし。本社も經營者の一人にして此の大局に際し聊か數行を設けて以下愚見を呈し、敝社の眞實を披瀝して幸に御參考の資料を供することを得ば以て幸甚と爲す希くは之を御諒察あらせられむことを奉願上候

二、沿 革

本社は大正九年四月中に創立したるものにして、其の前身者たる宜蘭製酒公司を繼承し、而も十數年の經驗を有する舊理事者を中心として組織したるものなり。夫れ宜蘭製酒公司は明治四十二年九月中創立し資本金四萬圓（八百株）の二分の一の拂込を以て製造に着手し、大正三年五月中に至り新式蒸餾機を採用し、大正四年九月中に未拂の貳萬圓を拂込み以て頭圍製酒公司を買収し、同年九月中從來の株金五十圓を百圓に變更し、同年十二月中に三十株を前例に倣ひ増株して總株數八百十株拂込金額は四萬一千五百圓なり。大正五年に至り頭圍工場の附帶事業として製糶業を興し、紅、白糶の自給自足を以て目的とす。大正六年工場擴張を圖り木工場に一萬石の製造能力を有する建物四百餘坪の再製工場を増築したり。上述の如く、斯る設備を有するにも不拘製品の如きは一般の供給に應じ難く

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

常に非常なる商品の不足を生じ、而も戦後經營は各國奮つて致富の道に熱中し競争の度愈々加へんとするに當り、國家の爲業を営むものは依然として舊態に安ずるは國家經濟の許さざる所なり。宜蘭線の全開通を見るや我が醸造界に一大革命を來たさざるべからざるものなれば、從來小弱の計は以て寸效を奏し難し。況んや舊態を脱せずして、個々競争の劇甚ならむとするは畢竟成算の求むべきを得べからずと確信す、茲に於て需用者の満足を開り且時勢に適應すべき設備を期せんが爲、從來規模を擴張せんとする計畫を以て衆力を合せ相互關係を結びて努めて、斯業の爲業固なる基礎を造り遠き支那及南洋に發展せんが爲、大正九年四月中に從來の公司組織を現在の會社組織に變更したるものにして、資本金總額（五萬二千株）は貳百六十萬圓其の四分の一即ち六十五萬圓の拂込みを以て開業し來たりたるものにして、而も大正九年の五月より今日に至る期間の本社經營は恰も財界變動に際會し諸物價は急激なる暴落を來し萬般に亘り非常なる悪影響を蒙り、當事者は勿論一般の職員に於て不一方奮闘努力を盡したる結果前期の如きは拾數萬圓の利益を擧げ稍や豫期の目的を達し、幸に安全を保ち各種の營業大體順調に進行することを得、而も大正十年度の如き財界變動の末期に際しても、前期の如く拾數萬圓の利益を擧ぐべきこと、信じ、殊に中南雜へ供給するが如きは全く交通不便の爲需用者に對し満足を與ふること能はざるは實に遺憾とする次第にて近く宜蘭線開通するや一大擴張を見るべく、且つ三年後には全島の需用を充すべき計畫ありて、勿論餘裕ありてこそ支那及南洋にも販途を擴張するの算にて殊に三年前製品を支那南洋に見本として輸出し何れも好評を博したるものにして、大正五年共進會に於ては金牌を受け且督府當局專賣技師の鑑定に依れば、本社の甘泉老紅酒なるものは決して臺灣向の酒にあらずして將來是を改良せんか、或は世界的酒なりと定評を下したるものなれば將來は如何に有望なるや推して知るべし。

願るに創業の困難は勿論實に酒造稅施行前には一般の人民味にして殊に製造家個人の小規模經營にて當局は之に酒造稅施行上非常なる困難を感じ稅の如き、實に名狀すべからざる状態ありて當社獨り率先して同業者を勧誘し當局の援助を以て宜蘭附近の製造業者三十八箇所を合同して當時の公司を組織し延ては羅東、頭圍、利澤簡、吹哩沙、蘇澳、大溪及礁溪の各公司の成立を見るに至り、而して此の長き十三年間に於て千辛萬苦を盡し製造改良は勿論、同業者に模範を示すこと多大にして新式機械を在來酒製造に採用したるが如きは全島に於て恐くは本公司を以て嚆矢とする所にして、又規模の大なることは殆んど年に一萬石内外の製造高を擧げ而も他地方より年に數千名以上の參觀者を有するが如きは本社の全島一たることを談するに足る。畢竟するに支配の適任者を得たと共に職員も如きは恰かも家族的の觀念を有するが如く至つて平和の裏面に於て本社獨得の製法の許に今日の盛況を致したることは、當局の深く認むる所にてして堅實なることは殆んど異口同音たり。

三、營業成績及資産狀況

弊社の本事業は明治四十二年より經營し來りたるものにして、本年に至り滿十三年に達し、其の間の營業成績は幾多の辛苦を盡して甚大好成績の利益を擧げたるは本酒造界に最も必要なる歩合の向上に研究を重ねたる結果、我特色の甘泉老紅酒をして今日の需要高に達したるを以て之を證するに足る。尙製造高多ければ従てそれに對する販途を有するに伴ひ販賣者の多數なる勿論掛金の如きは實に貳拾有餘萬圓を据置けらるゝは該業の本質より萬不得已事情を存す、本社は株主貳百八十八名を有し、資金貳百六十萬圓の四分の一の拂込を以て本工場の外頭圍製酒工場及頭圍製糖工場を經營し、社長一名、常務取締役四名、監査役三名の外職員十七名、職工六十二名、計九十一名を以て該業に従事し財産状態は時價に評定せむか殆んど倍以上の價值を有するものにして、本社は常に經濟を重ね建築及購買其他總て直營するにあり、殊に貯藏酒の如きは其の生産費は前年度の製造に應じ支拂ひたるものなれば賣出にそれ丈の利益を得らるゝが如きは全く基礎を堅固にするにあり上記の成績を擧げ昨來の財界大變動に際會しても何等の苦情を感せずして資金の豊富たるのみならず、全島に亘る斯る擴大の販途を有するにあり。

四、特色及前途

本社は經營以來十有三年の經歷を有し其の間二百萬圓に近き納稅義務を盡したるにも拘らず嘗て一回も犯則したることなく、且つ製法改良を以て酒造界に貢獻し地方公共の爲盡したること決して鮮少に非ず元より利他利己の主義を以て上は監督官廳の御保護を受け下は販賣者の同情に依り、而も堅實なる理事者と忠實なる職員を以て年々莫大なる利益を擧げ販途の進展に伴ひ工場を擴張し、建坪二千六十坪四合四才を有するのみならず、舊式機械を改良して新式製法に適用したるは獨り本社にして殊に獨得の製法を有するを以

て、甘泉老紅酒をして、今日の如き全島に聲價を博し何れの市場に於ても他より一石に付八圓乃至拾圓の高價を維持し尙一般需要者の歡迎する所なり、而して斯かる異彩を致したるは決して一朝一夕に非ずして長年月の間莫大の経費は勿論非常なる艱難辛苦を盡したる結晶として左記の特色を發揮したるは將來に於て猶一層の好果を得らるべきこと確然たり。

記

- 一、利益の多きこと
- 二、規模の大なること
- 三、特別の施設を有すること
- 四、獨得の製法を有すること
- 五、甘泉老紅酒の聲價を全島に博したること
- 六、堅實なる理事者と忠實なる職員を有すること

甘泉老紅酒は本社の生命にして、全島に聲價を博したるは全く本社獨得の製法を有すると共に天然自然の要素即ち四季の氣候温和なる天恵に浴し何れの市場に於ても他より一石拾圓以上の高價を維持し、尙消費者の歡迎する所なり元此の酒は余策二十五年前個人經營時代に於て甘泉と命名したるものにして、而も二十五年間自ら之を吟醸し來りたるものにして、大正六年三月第八四五一號を以て商標登録を受け大正五年臺灣勸業共進會に金牌賞を賜はる、又以て本酒の醇良なることを證するに足る。而して本社は年々五千石の販賣高を持し毎歲特に差額五萬圓の利益を得らるゝが如きは本社の存立期間を二十年間とせば、百萬圓の餘分利益を見られべきことは敢て過言にあらざるべきを確信す。従て該商標登録は如何に價値を有するものや推して知るべし。

希くは之を諒察せられんことを

五、結 論

以上述べたるが如く將來非常なる囑望を有する本酒は愈々專賣とならむか假令一小局部を犠牲に供せらるゝは敢て惜むに足らざると雖ども全島貳百貳拾餘名の同業者は失業の境遇にありて一様の悲感を抱くべし、今之を開申するは當局に對し洵に禮を失するの嫌あるを免かれざるも敢て民意の上達を冀はんとする所なり。是豈嘗に吾人の幸福のみならんや酒專賣一度新聞紙上に實現せらるゝや、全島の同業者は律令の内容及其の實行を杞憂し愈々失業の悲運將に襲來せむと然るに一般の資本家及酒類專業者は之を奇貨とし、或は株の賣收或は元賣の運動を爲したる結果一時に株の高價を示し、殆んど時價の六倍に達するものあり。殊に或不用物品（經緯小蒸氣其の他）を買入れ其の買收を待つが如き誠意を缺くもの少からざるべしと雖も本社は二十五年間の經驗を有する當事者と老練なる職工の百人従事し、年々拾數萬圓の利益を擧げ益々將來の發展を期待せる秋に當り、此の專賣を耳にするや一時は愕然たるものありたるも、本社並に外六箇所の同業者は互に輕舉を戒め依然として從來の通り經營し製品の如きも層一層の注意を拂ひ毫も斯る惡劣なる手段に雷同する能はず。倍々良品を醸造するものなれば、之を他の濫造品と一律に買收されむか實に莫大なる損害を來すのみならず、全く同業者の競争は延て不利を來すことを免かれず、然らば之を買收されむか品質良否は等級を定め嚴格公平なる方法を待つは衆望の一致する所ならむ。當社は一昨年來財界大變動にも拘らず、一割以上の利益を配當するを得たるは是出資者の利する所のみならず、宜蘭釀造界に貢獻すること又以て多大なるは世評の認むる所なり。殊に其の規模、製造高、資金、利益及各種の設備たるや全島模範工場として敢て過言にあらざるべく殊に特製の甘泉老紅酒は其の聲價を全島に博したるは全く獨特なる製法の然らしむる所にして、而も登録商標の價格は以て本酒の市場聲價をして石八圓乃至拾圓の高價を維持するを得たるは洵に吾人の欣幸とする所なり。

敝上の如き全島に高評を博せる本酒は他の劣等品と一率に補償金評定せられなば今日の喜は權花一朝の夢忽ち悲惨なるものあるを知る。吾人の憂慮洵に是に存する賢明なる當局に於ては已に業に十分の講究あるを確信すと雖も、又更に之を上申せむとする所なり。幸に妥當なる立法を施行せられ吾人の憂慮を少からしむることを切に願ふ所なりとす。尙買收金の如きは全部公債を廢し會社解散後の整理を回滑ならしむると共に掛金未回収の救済策としては、元賣の權利を與へ本社十數萬圓の掛金回収をして絶望の悲運に陥らざるを免かれしめらるゝは、從來經營者たるものゝ失業を救済すべき一良策と云ふべし。夫れ宜蘭の氣候は四老溫和最も酒製造に適し昔時より

老紅酒の産地にして祖先傳來の製法より現在生産額約一萬六千石以上に達し、而も三分の一を他地方に移出するが如きは決して狭少なる範圍に非ず。今後專賣實施せらるゝも東臺灣、花蓮港、西中南部に至る迄從來の産額に對し甚を供給するの使命を有するは當社の特産地の責任上販賣人として辭する能はざる所なりと云はんとす。凡そ酒類の産地たるや内地は勿論支那外國に至る迄も古來一定し其の芳釀香氣は其の特産地の特質なるを以て假令專賣の後と雖も宜蘭に製造工場を設置するは自然に地の利を得るものと云ふべく、且宜蘭街をして將來衰頹に陥らしむることを防止す。此を以て酒專賣の大方針をして確立實行するの容易なるものあらむ。謹て茲に數言敘し敢て威尊を冒し閣下の瀏覽を乞ひ、此に洞察を願はんとする所なり冀くは此を諒せよ。

大正十一年一月二十日

宜蘭製酒株式會社

社長 林 青 雲

外四名(連名省略)

陳情の三 臺中州下酒造業者の田總督宛陳情書左の如し。

陳 情 書

今回臺灣酒專賣御實施に就而規則未だ御發表に相成らざるが故從て其の内容を窺知致し難く候得共豫て帝國議會に於ての御説明に據れば企業者一同苦痛致候處に御座候依て左に開陳仕候

一、禁業補償金は是非高率に御決定相成度其の理由は酒造業者が酒造税法施行の當時に於て莫大なる資本を投じて工場を建設し、機械、器具、容器等を備付け多年間幾多の犠牲を拂ひ努力研究を重ねたる結果、漸次基礎を確立し稍々良好の成績を擧ぐるを見るに至り然るに今や禁業となり、過去の犠牲は水泡に歸し工場の設置及機械、器具、容器等は無用の長物となるは勿論のこと賣掛金の回收難の上に多大の債務を負ひ整理上甚だ困難の状態に陥れり。

二、工場に於ける土地、建物、機械、器具、容器竝に設備等は酒造業者の主たる財産にして之が禁業の曉は使用の途なく殆んど價值無きものなるが故に是等のものは非とも全部御買收仰度萬一工場の建物と設備の一部は自由處分に附せられ候場合其の自由處分に對する損失額を見込補償を相受度候

三、賣掛人の御指定は賣掛代金回收難の救済策として無條件を以て同業者へ御指定被下度若し多員數の爲御指定漏と相成候者に對しては賣掛金回收難救済補償金として、更に總交付金の四分の一増加の上御下付相成度候

四、經濟不況の今日に於て就職難の聲到る處に充てり、故に現在各酒造場の従業者は一旦其の職業を失ひたる時には資本家側以上悲境に陥るべきは言を待たざるに付特に失職者に對しても宜しく御處置仰度候

右同業者一同の意を洞察せられ特別の御詮議を相仰度此段陳情候也

大正十一年四月二十一日

臺中州下酒造業者中部酒造組合組合長 楊 宗 堯

外二十六名(連名省略)

臺灣總督男爵 田健治郎 殿

陳情の四 臺南州酒造協會員の總督宛陳情書左の如し。

陳 情 書

今回臺灣酒專賣御施行に就ては未だ御規則發表に至らず、從て其の内容不明に有之候得共已に議會に於て御説明有之候處に據り斯業一同最も苦痛致候處を左に開陳仕り候

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

- 一、禁業補償金は賣揚金二箇年平均に對する二割五分なるに於ては刻下財界不況の折柄賣揚金回収困難に陥り、且回収不能に歸する金額亦尠からず候のみならず、各人共相當の未拂金を抱き夫等の整理上出来得る限り高率の補償相受け度候
- 尙ほ最近増設仕り候當業者に對しては其の賣上期間の金額を標準として補償相受け度候
- 二、工場に於ける土地、建物、機械、器具は全部御買収を仰度萬一自由處分に附せられ候場合は其の自由處分に係る物件に對する損失額を見込補償相受け度候
- 三、仲買人の御指定は賣揚金回収便宜上無條件を以て現業者へ御指定被下度若し多員數の爲御指定漏と相成候者に對しては總交付金の四分の一を御下付相受け度候

右同業者一同の意を洞察せられ特別の御詮議を仰度陳情を兼ね奉願上候也

大正十一年四月三十日

臺南州酒造協會員

鄭朝楹

外二十三名(連名省略)

臺灣總督男爵 田健治郎閣下

右の陳情請願は専ら帝國議會に於ける豫算審議の進行に伴ひ日刊新聞紙の記事を基としたるものなるが、田總督は特に賣上代金を標準とする交付金に關し一層の考案を加ふべきやう電命ありたるにより、更に考究の上總務長官より左の如き趣旨の中報を爲したり。

禁業交付金に就ては運轉資金の關係より見るときは賣上高により一率にするは權衡を得ざるものあるも、營業者は主に紅酒、米酒、藥酒、糖蜜酒等各種の酒類を併行製造し居り、景氣により彼是變更するもの多く、特に紅酒の如きは現に其の專業なし。假に酒類別に交付金の率を區別するも、期くは同一酒類業者間に於ける業態の異同により、尙權衡を失ふものあるを以て、更に業者の各人別の事情を斟酌するにあらざれば穩當を缺くに至るべく、右は到底不可能のことに屬す。紅酒中にも老紅酒は一年以上を要するも、速成紅酒は(少量なるも)資金の運轉は米酒と異ならず、且兩者資金運轉の割合の如きも、請願者主張の如き懸隔なく更に賣値の關係等より見て賣上高の差、事實に於ては理論の如く多大ならず、糖蜜酒は原料の價格により著しく他の酒類と利益歩合を異にすることあり。之が利益歩合の算定非常の難事なり。故に賣上金を交付金査定の基礎と爲す場合に於て、之に區別を設くる時は却て問題を複雑ならしむるの虞あり。猶各業の交付金と其の想定純益との比例を見るに同一酒類製造者の間に大なる差異ありて、却て紅酒業者と米酒業者との間の如き殆んど差異なき實情なり、何等か適當の標準により區別を立て度く考究したるも、先例ある賣上高を標準とする以上は、其の割合に差別を付するは事實上公平を失するの結果となるべきかと思考す。

之を實踐に徴するも製造開始後第一の八箇月と第二の八箇月との間には、次の計數の示すが如き狀況にして米酒製造者と紅酒製造者との間に謂ふが如き著しき差異を認めざるなり。

米酒、紅酒製造高調

業 者 名	米 酒		紅 酒	
	前 八 箇 月	下 八 箇 月	前 八 箇 月	下 八 箇 月

第三編 創業施設

業者名	受前	受下
新高醸造株式会社	1415	1175
倪江株式会社	146	36
臺灣製酒株式会社	79	564
樹林紅酒株式会社	288	843
宜蘭振振業株式会社	238	74
蔡受三	303	181
宜蘭製酒株式会社宜蘭工場	1078	2360
宜蘭製酒株式会社頭園工場	336	525
關陵酒造株式会社	719	798
詹德芳	92	11
鍾番	139	3
臺灣釀造株式会社銅鑼工場	173	18
同社苗栗工場	368	54
楊慶隆	117	67
黃再壽	319	53
陳武西	386	63
廖朝金	480	20
中部酒造組合	50	2
中部製酒公司	99	31

米酒製造及賣渡高調査

九〇〇

業者名	受前		受下	
	持	計	持	計
新高醸造株式会社	15	1415	15	1175
倪江株式会社	1	146	1	36
臺灣製酒株式会社	1	79	1	564
樹林紅酒株式会社	1	288	1	843
宜蘭振振業株式会社	1	238	1	74
蔡受三	1	303	1	181
宜蘭製酒株式会社宜蘭工場	1	1078	1	2360
宜蘭製酒株式会社頭園工場	1	336	1	525
關陵酒造株式会社	1	719	1	798
詹德芳	1	92	1	11
鍾番	1	139	1	3
臺灣釀造株式会社銅鑼工場	1	173	1	18
同社苗栗工場	1	368	1	54
楊慶隆	1	117	1	67
黃再壽	1	319	1	53
陳武西	1	386	1	63
廖朝金	1	480	1	20
中部酒造組合	1	50	1	2
中部製酒公司	1	99	1	31

紅酒製造及賣渡高調査

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

九〇一

臺灣總督府專賣局長

殿

氏

名

賣渡代金内譯書

年 月	酒名		年 月	年 月		年 月	年 月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
	清酒	再製酒		濁酒	紹興酒		米酒	糖蜜酒							高粱酒	蕎麥酒	泡盛酒
	錢合			錢合			錢合			錢合			錢合			錢合	
合計																	
平均年																	

備考

- 一、大正八年七月一日以前製造開始ノモノハ大正八年七月一日ヨリ大正十年六月三十日迄ノ賣渡代金ヲ内譯書ニハ月別ニ申告書ニハ右二年間ノ集計ヲ二等分シタル金額ヲ記載スルコト
- 二、大正八年七月二日以後製造開始ノモノハ製造開始ノ翌月ヨリ大正十年十一月三十日迄ノ賣渡代金ヲ内譯書ニハ月別ニ申告書ニハ右期間ノ集計ノ平均月額ヲ十二倍シタル金額ヲ記載スルコト
- 三、賣渡代金ハ總テ錢未滿ヲ切上ゲ錢ニ止ム
- 四、賣渡代金ハ自己ノ製造シタルモノ又ハ前製造者ヨリ承継シタルモノニ限ル但シ移入酒(他ノ製造者ヨリ移入シタル酒)ト自製ヲ混和シ又ハ移入酒ヲ原料トシテ製造シタル酒類ニ在リテハ其ノ賣渡代金ヨリ使用移入酒ニ相當スル買入價格ヲ控除シタルモノニ依ルコト
- 五、良品ニ對シテハ賣渡當時ノ價格ヲ控除算出スルコト
- 六、製造場ノ位置及賣渡代金ハ工場毎ニ記入スルコト

專賣第九八六號ノ七 (大正十一年七月十一日)

專賣局長

元酒造業者、元白種、紅種製造者 宛 (建物徵收豫定業者ヲ除ク)

酒類賣渡代金ノ件

臺灣酒類專賣令第十三條ニ依ル酒類賣渡代金別紙計算書ノ通り決定致候條左記ニ依リ交付金請求書ヲ此際至急支局、出張所ヲ經テ提出相成度此段及通牒候也

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

記

- 一、請求書ニハ別紙禁業交付金計算書ノ交付金額内譯(證券ノ種別共)希望數ヲ記入シ添付ノコト但シ證券ノ種別ハ御希望通り配付シ得サル場合アルヘク承知アリ度シ
- 二、請求書及計算書ハ正副二通提出ノコト
- 三、請求書ニハ印鑑證明書二通ヲ添付スルコト
- 四、請求者カ無能力者ナル場合ハ法定代理人署名捺印ノコト
- 五、酒類專賣令第二十九條第二項ニ依リ交付金ノ増給ヲ受ケントスルモノハ其ノ建物ノ所管權ヲ證明スヘキ登記簿本又ハ抄本ヲ添付スヘシ己ムヲ得キル場合ハ市街庄長ノ所有證明書市街庄長ノ公證ノ方法ナキトキハ保證人三人ノ證明書ヲ以テ足ル但シ所有權ハ大正十一年五月五日ニ於テ確保スルコトヲ要ス
- 六、交付金中五十圓未満ノ端數ハ現金ヲ以テ支給シ其ノ他ハ國債ニテ支給スルモノニシテ現金ハ直ニ交付スヘモ國債證券ハ專賣局長ニ受領委任ノ手續ヲ要スル故委任狀二通ヲ添付スルコト
- 七、右請求書、委任狀ノ日付ハ記入セス提出アリ度

白糶、紅糶、酒母及醪は酒類製造専用にあらずして他に用途あるものなれば、專賣令に於ては之を許可營業となしたる次第にして、従て從來の製造業者も酒類專賣により主たる用途に制限を受くるも猶全然廢業せざるべからざることに歸着するにあらざるを以て、大正十一年七月十日迄に廢業するものに對してのみ、交付金を支給することゝ爲したり。而して一方政府所要の白糶及紅糶は、民間より買收の豫定なるにより之が指定を受けたる者は猶其の期間營業を繼續すべきも、指定期間満了の際更に補償の問題起るを以て、指定なくば、廢業せむとする意思あるものは、豫め交付金を支給することゝし、左記通牒を以て業者の意向を確かめたるに孰れも皆此際交付金の支給を受けむことを申

出たるに依り、結局全部支給のことに歸着したり。

通牒

專酒第三七八號 (大正十一年五月二十一日)

專賣局長

白糶、紅糶製造者 宛

白(紅)糶買入方ニ關スル件

貴所(貴下)ノ製造ニ係ル白(紅)糶年額 其(右)(本年所要貫)(石)當局酒類製造用原料トシテ購入致度候ニ付左記各項御了知ノ上何分ノ御回答相煩度此段及照會候也

記

- 一、當局ノ注文ナキ爲製造ヲ廢止セラルル御見込ナルトキハ此際禁業交付金ヲ支給スルコトトシ當局ノ注文ノ有無ニ拘ラス繼續セラルル御見込ナルトキハ、禁業交付金ヲ支給セス
- 二、當局ノ注文ナキ爲製造ヲ廢止セラルル御見込ナルニ於テハ製造用器具、機械ハ一旦徵收ノ上當局注文品製造ノ爲貸付スヘシ
- 三、將來製品ノ買上ノ必要ナキニ至リタルトキハ特ニ補償金ヲ交付スルコトナク解約スヘシ
- 四、製品ハ検査ノ上引取ルベシ

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

五、價格ハ自己ノ製造場渡ニテ見積ラレ度

交付金の基礎となるべき酒類賣上高、交付金額算出調、公債及現金別交付金支給調左の如し。

各業者酒名別賣渡高調

支局、出張所	清酒		再製清酒		濁酒	
	石數	價	石數	價	石數	價
臺北支局	五、五三三	四、八七五	三、四三三	三、一〇三	三、八〇三	三、四六〇
基隆出張所	八、九九九	七、三〇七	三、八〇四	三、〇二〇	一、〇三三	六、七九〇
宜蘭出張所	四、三〇七	三、七五〇				
新竹出張所	四、三〇七	三、七五〇				
臺中支局	九、三〇七	八、三〇七	一、五〇〇	一、五〇〇		
臺南支局	三、〇三三	三、〇三三				
嘉義出張所	一、〇〇〇	一、〇〇〇				
高雄出張所	三、〇三三	三、〇三三				
屏東出張所	一、〇〇〇	一、〇〇〇				
旗山出張所	三、〇三三	三、〇三三				
恒春出張所	三、〇三三	三、〇三三				
澎湖出張所	三、〇三三	三、〇三三				
花蓮出張所	三、〇三三	三、〇三三				
台東出張所	三、〇三三	三、〇三三				
神戶支局						

支局、出張所	紹興酒		米		糖蜜酒	
	石數	價	石數	價	石數	價
臺北支局	一〇、〇〇〇	六、八〇〇	九、六八五	九、六八五	四、三〇〇	一、二七五
基隆出張所			八、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
宜蘭出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
新竹出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
臺中支局			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
嘉義出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
高雄出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
屏東出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
旗山出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
恒春出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
澎湖出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
花蓮出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
台東出張所			九、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
神戶支局						

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

九〇九



支局、出張所	高梁酒		蕃薯酒		石泡盛	
	石數	價	石數	價	石數	價
計	四六六四	三三四三〇	六九六六六	二八四一〇七〇	四八三四四	三〇〇〇〇六六〇
臺北支局	一六〇七	一三三三〇	四七六五	三三三三〇	三九七五	二七〇三〇
基隆支局	〇六五	一八七五	三三三	三三三三〇	五〇七五	三〇五三〇
宜蘭支局						
新竹支局			一七五	三三六六〇		
臺中支局	二五〇六	三三三三〇	二〇六	三三三三〇		
苗栗支局						
埔里支局						
嘉義支局						
高雄支局	三〇五	四〇九九〇	〇〇〇	三〇〇〇	一七五	一〇一〇〇〇
旗山支局						
屏東支局						
埤春支局						
澎湖支局						
花蓮支局						
臺東支局			一八〇	二六二〇	一九八五	三三九七〇
神戶支局						
樹林製酒工場						

支局、出張所	燒酎		紅酒		石藥酒	
	石數	價	石數	價	石數	價
計	三三三三	四三三六〇	八五五三	一〇九七五〇	一七五七五	二〇一三三〇
臺北支局	一〇〇〇	一三三三〇	一七〇〇	一〇九七五〇	一〇〇〇	一三三三〇
基隆支局	一〇〇〇	一三三三〇	一〇〇〇	一〇九七五〇	一〇〇〇	一三三三〇
宜蘭支局						
新竹支局						
臺中支局	一〇〇〇	一三三三〇	一〇〇〇	一〇九七五〇	一〇〇〇	一三三三〇
苗栗支局						
埔里支局						
嘉義支局						
高雄支局						
旗山支局						
屏東支局						
埤春支局						
澎湖支局						
花蓮支局						
臺東支局						
神戶支局						
樹林製酒工場						

支局、出張所	糯米		白酒		味酒		淋	
	石	價	石	價	石	價	石	價
臺北支局	15	100	15	100	15	100	15	100
基隆出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
宜蘭出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
新竹出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
桃園出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
臺中出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
嘉義出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
臺南出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
高雄出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
屏東出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
花蓮出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
澎湖出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
臺東出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
神戶出張所	15	100	15	100	15	100	15	100
樹林製酒工場	15	100	15	100	15	100	15	100
計	401.11	6,600.00	1,643.11	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00

支局、出張所	其他		計	
	石	價	石	價
臺北支局	48.6	2,600.00	48.6	2,600.00
基隆出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
宜蘭出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
新竹出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
桃園出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
臺中出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
嘉義出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
臺南出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
高雄出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
屏東出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
花蓮出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
澎湖出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
臺東出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
神戶出張所	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
樹林製酒工場	35.0	1,800.00	35.0	1,800.00
計	1,496.3	10,500.00	1,496.3	10,500.00

酒名別一箇年賣渡石數價格調

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名	清酒	再製清酒	濁酒	紹興酒
日本芳釀株式會社	四六〇			
臺灣製酒株式會社	四六〇			
新高釀造株式會社		三〇〇		
株式會社近藤商會		一八〇		
枋橋製酒合資會社				
宜蘭振拓會社株式會社淡水工場				
樹林紅酒株式會社				
龍泉製酒商會				
新莊和泉製酒公司				
枋橋鴻源製酒商會				
良泉造酒公司				
景尾泉香酒造公司				
長興製酒商會				
北投製酒公司				
宏濟製酒商行				一〇〇
泉興製酒公司				二五〇
源興製酒商會				
山脚芳泉製酒公司				
龍泉製酒公司				
龍津製酒公司				

業者名	米	酒	糖	蜜	酒	高粱	梁	酒	蕃薯	薯	酒
湧津製酒公司											
鷺石製酒公司											
桃園改良製酒組合											
大坂國酒造公司	二四二	九三〇							三三三	一六四	
藤井家											
張進											
倪江											
邱千											
游道											
若十	三〇九	二四二	四八		三三三						
山崎	三〇九	二四二	四八		三三三						
黃東	三〇九	二四二	四八		三三三						
張福	三〇九	二四二	四八		三三三						
蔡三	三〇九	二四二	四八		三三三						
廖修	三〇九	二四二	四八		三三三						
李英	三〇九	二四二	四八		三三三						
周月	三〇九	二四二	四八		三三三						
藤雲	三〇九	二四二	四八		三三三						
王丁	三〇九	二四二	四八		三三三						
王類	三〇九	二四二	四八		三三三						
計機	三〇九	二四二	四八		三三三						

第三編 創業施設

日本芳釀株式會社	1,350	1,350							
高麗製酒株式會社	1,030	1,030							
新式會社近藤商會	3,160	3,160							
株式會社近藤商會	4,400	4,400							
枋橋製酒合資會社	3,840	3,840							
宜野製酒株式會社	3,920	3,920							
樹林紅酒株式會社	4,760	4,760							
龍泉製酒商會	4,000	4,000							
新莊和泉製酒公司	2,260	2,260							
枋橋鴻源製酒商會	3,360	3,360							
良泉造酒公司	2,030	2,030							
景尾泉香酒造公司	4,660	4,660							
長興製酒商會	5,950	5,950							
北投製酒公司	3,830	3,830							
宏濟製酒商行	2,520	2,520							
泉興製酒公司	5,830	5,830							
源泉製酒商會	5,560	5,560							
山脚芳泉製酒公司	2,630	2,630							
龍泉製酒公司	1,920	1,920							
龍泉製酒公司	3,180	3,180							
湧津製酒公司	1,080	1,080							
鶯石製酒公司	2,640	2,640							
桃園改良製酒組合	2,640	2,640							

九一六

大塚園酒造公司	3,330	3,330							
藤井酒造公司									
張進藏	3,330	3,330							
倪江海	3,330	3,330							
邱千道	3,330	3,330							
游十郎	1,650	1,650							
若民	7,990	7,990							
山崎	3,330	3,330							
黃東茂	3,330	3,330							
張東老	8,970	8,970							
蔡受三	8,970	8,970							
廖萬修	3,330	3,330							
李雲英	3,330	3,330							
周雲月	3,330	3,330							
藤川類	4,330	4,330							
王熾	2,030	2,030							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							
王熾	2,030	2,030							
王熾	3,330	3,330							
王熾	8,970	8,970							

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

九一七

新高醸造株式会社	株式會社近藤商會	坊橋製酒合資會社	宜蘭振興實業株式會社淡水工場	樹林紅酒株式會社	龍泉製酒商會	新庄和泉製酒公司	坊橋鴻源製酒商會	良泉造酒公司	景尾泉香酒造公司	長興製酒商會	北投製酒公司	宏濟福製酒商行	泉興製酒公司	源泉製酒商會	山脚芳泉製酒公司	龍泉製酒公司	龍津製酒公司	湧石製酒公司	鶯石製酒公司	桃園改良製酒組合	大坵園酒造公司	藤井藥藏
三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇
三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇
三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇

張進海	倪江	邱千	游道	若十	山民	黃東	張老	蔡三	廖修	李英	周月	藤丁	王川	王計
張進海	倪江	邱千	游道	若十	山民	黃東	張老	蔡三	廖修	李英	周月	藤丁	王川	王計
三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇
三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇
三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇	三〇九〇

枋橋製酒合資會社	宜爾振拓産業株式會社淡水工場	樹林紅酒株式會社	龍泉製酒商會	新庄和泉製酒公司	枋橋鴻源製酒商會	良泉造酒公司	景尾泉香酒造公司	長興製酒商會	北投製酒公司	宏濟編製酒商行	泉興製酒公司	源泉製酒商會	山脚芳泉製酒公司	釀泉製酒公司	龍津製酒公司	湧津製酒公司	鶯石製酒公司	桃岡改良製酒組合	大坂岡酒造公司	藤井藥廠	張進	倪江
----------	----------------	----------	--------	----------	----------	--------	----------	--------	--------	---------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	----------	---------	------	----	----

邱道源	游千四	若民	山崎	黃東	張福	蔡受	廖萬	李雲	周丁	藤川	王計	王機
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

計												
昌	旺	藏	月	英	修	三	老	茂	衛	郎	道	源

日本芳釀株式會社	紫鴻製酒株式會社	新高釀造株式會社	株式會社近藤商會	枋橋製酒合資會社	宜爾振拓産業株式會社淡水工場
----------	----------	----------	----------	----------	----------------

計					
昌	旺	藏	月	英	修

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名	米		糖		高粱		蕎麥	
	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
張計	六六九	三三〇〇	三八四	三三〇	一〇六	六七九		
瑞泉酒造	三〇八	七四〇〇						
玉泉酒造	三三八	二〇二五〇						
三貂興産	六〇六	二〇六三〇						
復興酒	七六〇	二八七〇〇						
藤澤敏	七六〇	一九〇二〇						
井口卯	三三〇	九六三〇〇						
張計	三三六六	九四八八〇						
業者名	泡盛		焼酎		紅酒		藥酒	
	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
瑞泉酒造								
玉泉酒造								
三貂興産								
復興酒								
藤澤敏								
井口卯								
張計								
業者名	白		味		淋			
	石數	價	石數	價	石數	價		
瑞泉酒造								
玉泉酒造								
三貂興産								
復興酒								
藤澤敏								
井口卯								
張計								

業者名	其		他		計	
	石數	價	石數	價	石數	價
瑞泉酒造						
玉泉酒造						
三貂興産						
復興酒						
藤澤敏						
井口卯						
張計						
業者名 <th colspan="2">白</th> <th colspan="2">味</th> <th colspan="2">淋</th>	白		味		淋	
	石數	價	石數	價	石數	價
瑞泉酒造						
玉泉酒造						
三貂興産						
復興酒						
藤澤敏						
井口卯						
張計						

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格	石數	價格
宜關製酒株式會社宜關工場								
同 頭園工場								
剛陵酒造株式會社								
羅東製酒公司羅東工場								
同 利澤簡工場								
大溪製酒公司								
蘇澳製酒公司								
計								
業者名	米		糖蜜酒		高粱酒		蕃薯酒	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格	石數	價格
宜關製酒株式會社宜關工場								
同 頭園工場								
剛陵酒造株式會社								
羅東製酒公司羅東工場								
同 利澤簡工場								
大溪製酒公司								
蘇澳製酒公司								
計								

業者名	泡盛		燒酎		紅酒		藥酒	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格	石數	價格
宜關製酒株式會社宜關工場								
同 頭園工場								
剛陵酒造株式會社								
羅東製酒公司羅東工場								
同 利澤簡工場								
大溪製酒公司								
蘇澳製酒公司								
計								
業者名 <th colspan="2">糯米</th> <th colspan="2">白酒</th> <th colspan="2">味淋</th> <td></td> <td></td>	糯米		白酒		味淋			
	石數	價格	石數	價格	石數	價格		
宜關製酒株式會社宜關工場								
同 頭園工場								
剛陵酒造株式會社								
羅東製酒公司羅東工場								
同 利澤簡工場								
大溪製酒公司								
蘇澳製酒公司								
計								

職業者名	計		其他	計
	石數	價		
宜蘭製酒株式會社宜蘭工場	50,900	3,567,000		
同 頭閣工場	1,697,000	7,759,000		
關東製酒株式會社	2,430,000	10,857,000		
羅東製酒公司羅東工場	1,684,000	6,516,000		
同 利澤簡工場	1,859,000	8,954,000		
大溪製酒公司	1,777,000	8,344,000		
蘇澳製酒公司	7,910,000	37,270,000		
礁溪製酒公司	15,670,000	73,680,000		
計				

新竹

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
臺灣釀造株式會社苗栗工場								
同 銅鑼灣工場								
龍潭坡製酒公司								

劉 簡 楊 歐 鄭 林 高 郭 蔡 陳 劉 顏 陳 許 森 湯 邱 謝 黃 周 鐘 詹		幸 三		芳 番 兎 壽 祥 貴 瑞 和 郎 生 五 興 確 珍 岳 南 元 舜 詩 溪 隆 枝 鐘	

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

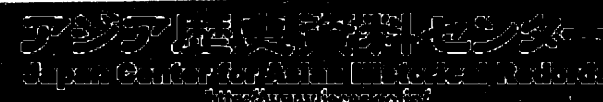
業者名	米		糖		高粱		蕃薯	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格
臺灣醸造株式會社 苗栗工場	5,500	3,330.00					9,200	3,330.00
同 銅鑼工場	6,500	3,330.00					9,200	3,330.00
龍潭坡製酒公司	4,500	3,330.00						
簡桂枝	4,500	3,330.00						
楊慶	2,500	3,330.00						
歐清	2,500	3,330.00						
鄭雅	2,500	3,330.00						
林見	2,500	3,330.00						
郭世	2,500	3,330.00						
蔡炳	2,500	3,330.00						
劉德	2,500	3,330.00						
顏仕	2,500	3,330.00						
陳寶	2,500	3,330.00						
顏興	2,500	3,330.00						
陳興	2,500	3,330.00						
許五	2,500	3,330.00						

職業者名	池		燒		紅		藥	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格
森幸三	1,200	5,330.00					1,500	3,330.00
湯和郎	4,500	3,330.00					3,500	3,330.00
邱國瑞	4,500	3,330.00						
鄧招貴	3,500	3,330.00						
謝再祥	3,500	3,330.00						
黃明	3,500	3,330.00						
周免	3,500	3,330.00						
鐘番	3,500	3,330.00						
詹德	3,500	3,330.00						
鄧登	3,500	3,330.00						
戴計	3,500	3,330.00						
臺灣醸造株式會社 苗栗工場								
同 銅鑼工場								
龍潭製酒公司								
劉金鐘								
簡桂枝								
楊慶								
歐清								
鄧雅								

業者名	石	米	酒	石	酒	石	米	酒
林元舜				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
郭炳世				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
蔡德炳				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
陳仕賢				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
劉木阿				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
顏五興				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
陳生五				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
許和郎				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
湯甘三				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
邱國和				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
鄭瑞和				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
謝再壽				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
戴計千				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
周明再				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
黃再瑞				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
謝再瑞				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
周明再				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
戴計千				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
戴計千				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
戴計千				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇
戴計千				六六〇	六三〇	七三〇	二六〇	四一〇

業者名	石	米	酒	石	酒	石	米	酒
同業	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
龍潭製酒公司	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
劉金枝	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
簡桂枝	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
楊慶隆	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
歐雅清	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
鄭雅清	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
林雅清	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
高元舜	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
郭炳世	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
蔡德炳	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
陳仕賢	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
劉木阿	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
顏五興	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
陳生五	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
許和郎	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
湯甘三	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
邱國和	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
鄭瑞和	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
謝再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇
黃再壽	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇	八〇〇	七四〇	七〇〇

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定



業者名	計		石數	石價
	數	價		
周鐘	1	10000	1	10000
鹿	1	10000	1	10000
明	1	10000	1	10000
計	3	30000	3	30000
其他				
計				

業者名	計		石數	石價
	數	價		
劉	1	10000	1	10000
陳	1	10000	1	10000
蔡	1	10000	1	10000
郭	1	10000	1	10000
高	1	10000	1	10000
林	1	10000	1	10000
鄭	1	10000	1	10000
歐	1	10000	1	10000
楊	1	10000	1	10000
簡	1	10000	1	10000
劉	1	10000	1	10000
龍	1	10000	1	10000
同	1	10000	1	10000
臺灣釀造株式會社苗栗工場	1	10000	1	10000
鋼鐵工場	1	10000	1	10000
計	15	150000	15	150000

業者名	計		石數	石價
	數	價		
許	1	10000	1	10000
陳	1	10000	1	10000
林	1	10000	1	10000
許	1	10000	1	10000
計	4	40000	4	40000
其他				
計				

業者名	計		石數	石價
	數	價		
周	1	10000	1	10000
黃	1	10000	1	10000
謝	1	10000	1	10000
鄭	1	10000	1	10000
邱	1	10000	1	10000
湯	1	10000	1	10000
森	1	10000	1	10000
許	1	10000	1	10000
陳	1	10000	1	10000
計	10	100000	10	100000

業者名	計		石數	石價
	數	價		
大正製酒株式會社中工場	1	10000	1	10000
日本洋酒株式會社	1	10000	1	10000
合資會社田中央製酒場	1	10000	1	10000
計	3	30000	3	30000



製酒者名	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
湯奇木								
蔡良庚								
陳清波								
黃煥章								
富永正								
二林製酒公司	二四五六	五五五〇〇						
中製酒組	二四五六	五五五〇〇						
南板製酒組	四〇九七	八四九六〇〇						
津島吉兵衛								
齊田久吉								
何振吉	九三三〇	四四四八〇〇						
廖朝德	五四九六	二四三七三〇						
廖登金	八九五四	三九六六〇〇						
陳武珪	四七九四	三三四六〇〇						
李協西	五五三三	三三三七〇〇						
楊宗堯	二九四〇	五五〇八〇〇						
二林製酒公司			三三七八	四六五〇〇				
中製酒組			一五九七	六五八四〇				
南板製酒組			七四八八	二八八三六〇				
津島吉兵衛			四四九六	二二四九〇〇				
齊田久吉								
何振吉								
廖朝德								
廖登金								
陳武珪								
李協西								
楊宗堯								
二林製酒公司								
中製酒組								
南板製酒組								
津島吉兵衛								
齊田久吉								
何振吉								
廖朝德								
廖登金								
陳武珪								
李協西								
楊宗堯								

製酒者名	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
湯奇木								
蔡良庚								
陳清波								
黃煥章								
富永正								
二林製酒公司	二四五六	五五五〇〇						
中製酒組	二四五六	五五五〇〇						
南板製酒組	四〇九七	八四九六〇〇						
津島吉兵衛								
齊田久吉								
何振吉	九三三〇	四四四八〇〇						
廖朝德	五四九六	二四三七三〇						
廖登金	八九五四	三九六六〇〇						
陳武珪	四七九四	三三四六〇〇						
李協西	五五三三	三三三七〇〇						
楊宗堯	二九四〇	五五〇八〇〇						
二林製酒公司			三三七八	四六五〇〇				
中製酒組			一五九七	六五八四〇				
南板製酒組			七四八八	二八八三六〇				
津島吉兵衛			四四九六	二二四九〇〇				
齊田久吉								
何振吉								
廖朝德								
廖登金								
陳武珪								
李協西								
楊宗堯								
二林製酒公司								
中製酒組								
南板製酒組								
津島吉兵衛								
齊田久吉								
何振吉								
廖朝德								
廖登金								
陳武珪								
李協西								
楊宗堯								

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名	泡盛		焼酎		紅酒		藥酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
楊 香	二〇八六九	八八〇〇〇〇	一四七三三	五三二二〇	三三三五五	三三三三五〇		
黃 雅	一六五九九	七五五六〇	一〇五七六	四八五六〇				
蔡 魁	一四九九九	五七三九〇						
唐 焜	一三九九九	五七三九〇	四八三七	一八三三六〇				
唐 焜	八〇〇〇	三六三三〇	四八三七	一八三三六〇	〇六六	四八八〇		
陳 天	五七五〇	二四〇八〇	一〇三三四	四三三六〇				
黃 昌	一〇六六八	五四八八〇	五九九九	二五〇九三〇				
林 炎	八二二〇	三〇八二〇						
梁 炎	六四〇〇	三三三六〇						
林 春	四九〇〇	一八四四〇						
鄧 謙	五〇五五	二〇四八〇						
劉 東	一七五五	四四六六〇	三三三三	三〇六〇〇				
湯 奇	一五〇〇	六七八三〇	五九九九	三〇六九〇				
蔡 良	五九九二	三三三三〇						
陳 清	二二〇〇	四一八七五						
黃 章	二二〇〇	四一八七五						
富 計	二二二八八	五七五〇〇〇	八三三五	三三三三三〇	五九九九	三三三三五〇	二二二	四六六三〇

業者名	泡盛		焼酎		紅酒		藥酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
合資會社田中央製酒場					三三〇五五	三三三三五〇	二二二	四六六三〇
二 林 製 酒 公 司					一五八六四	七二一九〇		
中 部 酒 造 組 合					一三三三	九一五〇		
南 板 製 酒 組 合			四三三	二二九九〇	九二〇〇	三三三三〇	四九四四	一八五五六〇
津 島 吉 兵 衛								
齊 田 久								
何 振					三〇五五	三三三三五〇		
廖 朝					一八八四	三三三三五〇		
廖 登					一〇九九	三三三三五〇		
陳 武					七四〇五	六八三三〇		
李 協					二二七五	七三三三〇		
楊 苑					三三三三	三三三三五〇		
楊 苑					二九九〇	三三三三五〇		
黃 苑					四三三	三三三三五〇		
蔡 焜					三三三三	三三三三五〇		
唐 焜					三三三三	三三三三五〇		
唐 焜					三三三三	三三三三五〇		
陳 天					三三三三	三三三三五〇		
黃 昌					三三三三	三三三三五〇		
林 炎					三三三三	三三三三五〇		
梁 炎					三三三三	三三三三五〇		
林 春					三三三三	三三三三五〇		
鄧 謙					三三三三	三三三三五〇		
劉 東					三三三三	三三三三五〇		
湯 奇					三三三三	三三三三五〇		
蔡 良					三三三三	三三三三五〇		
陳 清					三三三三	三三三三五〇		
黃 章					三三三三	三三三三五〇		
富 計					三三三三	三三三三五〇		

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名	糯米		白米		味		淋	
	石数	價	石数	價	石数	價	石数	價
劉東奇								
湯良								
蔡清								
陳煥								
黃章								
富正								
計								
大正製酒株式會社中工場								
日本洋酒株式會社								
合資會社田中央製酒場								
二林製酒公司								
中部酒造組合								
南板製酒組合								
津島吉兵衛								
齋田久								
何朝								
廖登								
廖朝								
陳武								
李協								

業者名	石		其他		計	
	石数	價	石数	價	石数	價
楊香						
楊香						
黃章						
蔡清						
唐焜						
詹德						
陳天						
黃才						
林昌						
梁炎						
林春						
鄧夏						
劉金						
湯木						
蔡良						
陳清						
黃煥						
富正						
計						
大正製酒株式會社中工場						

業者名	米		業者名	酒		業者名	糖		業者名	酒		業者名	高		業者名	酒	
	石	價		石	價		石	價		石	價		石	價		石	價
劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中		
計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂		
喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森		
	石	價		石	價		石	價		石	價		石	價		石	價
	數	格		數	格		數	格		數	格		數	格		數	格
	米	酒		泡	盛		燒	耐		紅	酒		藥	酒			
	價	格		數	格		數	格		數	格		數	格			
	格			價			價			價		價					
	白	酒		白	酒		白	酒		白	酒		白	酒			
	數	價		數	價		數	價		數	價		數	價			
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格			
	味	酒		味	酒		味	酒		味	酒		味	酒			
	數	價		數	價		數	價		數	價		數	價			
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格			
	淋	酒		淋	酒		淋	酒		淋	酒		淋	酒			
	數	價		數	價		數	價		數	價		數	價			
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格			

業者名	米		業者名	酒		業者名	糖		業者名	酒		業者名	高		業者名	酒	
	石	價		石	價		石	價		石	價		石	價		石	價
劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中			劉林黃陳林王中		
計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂			計阿春維桂		
喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森			喜監光濤錦森		
	石	價		石	價		石	價		石	價		石	價		石	價
	數	格		數	格		數	格		數	格		數	格		數	格
	米	酒		米	酒		米	酒		米	酒		米	酒		米	酒
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格		價	格
	格			格			格			格			格			格	
	白	酒		白	酒		白	酒		白	酒		白	酒		白	酒
	數	價		數	價		數	價		數	價		數	價		數	價
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格		價	格
	味	酒		味	酒		味	酒		味	酒		味	酒		味	酒
	數	價		數	價		數	價		數	價		數	價		數	價
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格		價	格
	淋	酒		淋	酒		淋	酒		淋	酒		淋	酒		淋	酒
	數	價		數	價		數	價		數	價		數	價		數	價
	價	格		價	格		價	格		價	格		價	格		價	格

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石数	價	石数	價	石数	價	石数	價
業者計	米	10,000	糖	10,000	高粱	10,000	蕃薯	10,000
	酒	10,000	蜜	10,000	酒	10,000	酒	10,000
業者計	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000
	業者計	10,000	業者計	10,000	業者計	10,000	業者計	10,000

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石数	價	石数	價	石数	價	石数	價
業者計	米	10,000	糖	10,000	高粱	10,000	蕃薯	10,000
	酒	10,000	蜜	10,000	酒	10,000	酒	10,000
業者計	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000
	業者計	10,000	業者計	10,000	業者計	10,000	業者計	10,000

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石数	價	石数	價	石数	價	石数	價
業者計	米	10,000	糖	10,000	高粱	10,000	蕃薯	10,000
	酒	10,000	蜜	10,000	酒	10,000	酒	10,000
業者計	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000	池田龜次	10,000
	業者計	10,000	業者計	10,000	業者計	10,000	業者計	10,000

業者名	米		酒		糖蜜酒		高粱酒		番薯酒	
	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
新營製酒公司										
唯吧利製酒公司										
林見介										
鹽原六太										
陳權										
王吉										
薛大										
黃隆										
余逢										
謝寅										
洪計										
臺灣製酒株式會社										
臺灣酒造株式會社三份仔工場	二五三石	九〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇
同 番仔田工場	二五三石	九〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇
同 佳里工場	二五三石	九〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇
同 學甲工場	二五三石	九〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇	二五三石	八〇三〇
鹽水池製酒公司	一五九石	八七〇〇	一五九石	八七〇〇	一五九石	八七〇〇	一五九石	八七〇〇	一五九石	八七〇〇

業者名	池盛		燒酎		紅酒		藥酒	
	石數	價	石數	價	石數	價	石數	價
新營製酒公司								
唯吧利製酒公司								
林見介								
鹽原六太								
陳權								
王吉								
薛大								
黃隆								
余逢								
謝寅								
洪計								
臺灣製酒株式會社								
臺灣酒造株式會社三份仔工場	四零八石	二八七〇	四零八石	五三三〇	四零八石	二八七〇	四零八石	二八七〇
同 番仔田工場	四零八石	二八七〇	四零八石	五三三〇	四零八石	二八七〇	四零八石	二八七〇
同 佳里工場	四零八石	二八七〇	四零八石	五三三〇	四零八石	二八七〇	四零八石	二八七〇
同 學甲工場	四零八石	二八七〇	四零八石	五三三〇	四零八石	二八七〇	四零八石	二八七〇

業者	米	酒	糖	蜜	酒	高粱	酒	蕃薯	酒
同 住里工場									
同 學甲工場									
鹽水港製酒公司									
新營製酒公司									
新泉利製酒公司									
唯吧啤製酒公司									
林 介 人									
鹽 見 介									
笠 原 六 太									
陳 大 吉									
王 丹 次									
薛 大 吉									
黃 隆 做									
余 逢 隆									
謝 寅 運									
洪 計 運									

嘉 義

業者	米	酒	糖	蜜	酒	高粱	酒	蕃薯	酒
大正製酒株式會社斗六工場									
同 嘉義工場									
同 北港工場									
同 內山工場									
同 嘉義製酒株式會社									
安 倍 馬 治									
林 同 治									
林 同 治									
林 同 治									
黃 錫 材									
張 淡 材									
劉 章 福									
卓 乾 福									
郭 伯 福									
楊 計 順									

業者	米	酒	糖	蜜	酒	高粱	酒	蕃薯	酒
大正製酒株式會社斗六工場	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
同 嘉義工場	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
同 北港工場	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
同 內山工場	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
同 嘉義製酒株式會社	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
安 倍 馬 治	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
林 同 治	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
林 同 治	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
林 同 治	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
黃 錫 材	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
張 淡 材	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
劉 章 福	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
卓 乾 福	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
郭 伯 福	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
楊 計 順	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名		其 石 數	價 格	其 他 價 格	石 數	計 價 格
楊 郭 卓	計 豐 伯 乾 順 秋 福					
		三三三			三三三	二三八〇
			一七〇〇		一七〇〇	一三六〇
				二二九九〇	二二九九〇	二二九九〇
				八四〇〇	八四〇〇	八四〇〇
				四六〇〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇
						二七八〇
大正製酒株式会社六工場						六九五七五
同 嘉義工場						三〇三三〇
同 北港工場						一八一九九〇
同 藤製酒株式会社櫻子工場						一八三六九〇
同 藤製酒株式会社内田工場						一三六三六〇
同 藤製酒株式会社						四六八三〇
安 倍 馬						五二四二〇
林 固						三〇二六九〇
林 炳						四七〇七五
林 甲						三六〇二〇
林 錫						三九三五〇
黃 村						三三八二〇
張 淡						二〇〇七五
劉 章						二〇〇七五
卓 福						六〇四七五
郭 伯						九〇四三〇
楊 計						二七三七五〇

高雄

業者名		海 酒 石 數	價 格	再 製 清 酒 石 數	價 格	濁 酒 石 數	價 格	紹 興 酒 石 數	價 格
南部製酒株式会社									
川野製酒株式会社									
謝村治									
林 吾									
林 尾									
久 吉									
林 熊									
後 藤									
臺灣製糖株式会社									
計									
南部製酒株式会社									
川野製酒株式会社									
謝村治									
林 吾									
林 尾									
久 吉									
林 熊									
後 藤									
臺灣製糖株式会社									
計									
南部製酒株式会社									
川野製酒株式会社									
謝村治									
林 吾									
林 尾									
久 吉									
林 熊									
後 藤									
臺灣製糖株式会社									
計									
南部製酒株式会社									
川野製酒株式会社									
謝村治									
林 吾									
林 尾									
久 吉									
林 熊									
後 藤									
臺灣製糖株式会社									
計									

業 者 計	業 者 名	泡盛		焼酎		紅酒		藥酒	
		石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格
計		三五七	三、八〇八	三〇四	八、〇〇〇	二	四、六〇〇	〇	〇
林 久 尾 吉 太	林 久 尾 吉 太								〇〇〇
林 吉 傳 太	林 吉 傳 太								
林 尾 熊 太	林 尾 熊 太								
後 藤 太	後 藤 太								
臺灣 製糖 株式 會社	臺灣 製糖 株式 會社								

業 者 計	業 者 名	其 他		計	
		石 數	價 格	石 數	價 格
計				一、〇四	一、一五五〇
南 部 製 酒 株式 會社	南 部 製 酒 株式 會社				
南 興 製 酒 株式 會社	南 興 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				
川 野 製 酒 株式 會社	川 野 製 酒 株式 會社				

第三編 創業施設

計

10,330,000

1,043,200

5,330,000

3,926,800

九六〇

旗山

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石数	価格	石数	価格	石数	価格	石数	価格
旗山醸造株式会社 旗山工場								
同 杉林工場								
同 美濃工場								
同 新成工場								
盛谷計								
同 旗山醸造株式会社 旗山工場	米		糖		高		蕃	
同 杉林工場	1,000,000	10,330,000			梁		薯	
同 美濃工場	2,000,000	20,660,000			酒		酒	
同 新成工場	2,000,000	20,660,000						
盛谷計	5,000,000	51,650,000						
同 旗山醸造株式会社 旗山工場	石		石		石		石	
同 杉林工場	1,000,000	10,330,000			紅		藥	
同 美濃工場	2,000,000	20,660,000			酒		酒	
同 新成工場	2,000,000	20,660,000						
盛谷計	5,000,000	51,650,000						
業者名	米	酒	糖	酒	高	酒	蕃	薯
旗山醸造株式会社 旗山工場								
同 杉林工場								
同 美濃工場								
同 新成工場								
盛谷計								
同 旗山醸造株式会社 旗山工場	泡		燒		紅		藥	
同 杉林工場	1,000,000	10,330,000			酒		酒	
同 美濃工場	2,000,000	20,660,000						
同 新成工場	2,000,000	20,660,000						
盛谷計	5,000,000	51,650,000						

業者名	糯米		白米		酒		味淋	
	石数	価格	石数	価格	石数	価格	石数	価格
旗山醸造株式会社 旗山工場								
同 杉林工場								
同 美濃工場								
同 新成工場								
盛谷計								
同 旗山醸造株式会社 旗山工場	其		他		計			
同 杉林工場	1,000,000	10,330,000						
同 美濃工場	2,000,000	20,660,000						
同 新成工場	2,000,000	20,660,000						
盛谷計	5,000,000	51,650,000						
業者名 <td>糯米 <td>白米 <td>酒 <td>味淋 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </td></td></td></td>	糯米 <td>白米 <td>酒 <td>味淋 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </td></td></td>	白米 <td>酒 <td>味淋 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </td></td>	酒 <td>味淋 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </td>	味淋 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
旗山醸造株式会社 旗山工場								
同 杉林工場								
同 美濃工場								
同 新成工場								
盛谷計								
同 旗山醸造株式会社 旗山工場	石		石		石		石	
同 杉林工場	1,000,000	10,330,000						
同 美濃工場	2,000,000	20,660,000						
同 新成工場	2,000,000	20,660,000						
盛谷計	5,000,000	51,650,000						

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

九六一

計

業者名	清酒	再製清酒	濁酒	紹興酒
阿維釀造株式會社屏東工場	石數價 6 1000 30000			
同 德協工場				
佐倉井酒類製造合資會社				
東港製酒株式會社				
六根製酒株式會社				
枋寮製酒合名會社				
高樹下製酒組合				
內埔酒類製造組合				
潮州酒類製造公司				
萬豐萬泰酒類製造公司				
徐 辜 炳				
楊 煥				
張 得 長				
臺灣製糖株式會社	石數價 1000 10000 100000			
計				

計

屏東

計

業者名	泡盛	燒酎	紅酒	藥酒
阿維釀造株式會社屏東工場	石數價 6 1000 30000			
同 德協工場				
佐倉井酒類製造合資會社				
東港製酒株式會社				
六根製酒株式會社				
枋寮製酒合名會社				
高樹下製酒組合				
內埔酒類製造組合				
潮州酒類製造公司				
萬豐萬泰酒類製造公司				
徐 辜 炳				
楊 煥				
張 得 長				
臺灣製糖株式會社	石數價 1000 10000 100000			
計				

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名	糯米		白米		酒		味		淋	
	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價
枋寮製酒名會社										
高樹下製酒組合										
內埔酒類製造組合										
潮州酒類製造公司										
萬壽萬泰酒類製造公司										
徐萃炳										
楊長煌										
張得										
張得										
張得										
臺灣製糖株式會社										
計										

業者名	其他		石		計	
	數	價	數	價	數	價
徐萃炳						
楊長煌						
張得						
臺灣製糖株式會社						
計						
阿嶺釀造株式會社屏東工場						
同 德協工場						
佐倉井酒類製造合資會社						
東港製酒株式會社						
六根製酒株式會社						
枋寮製酒合名會社						
高樹下製酒組合						
內埔酒類製造組合						
潮州酒類製造公司						
萬壽萬泰酒類製造公司						
徐萃炳						
楊長煌						
張得						
臺灣製糖株式會社						
計						

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
恒春芳醸殖株式會社恒春工場								
同 車城工場								
同 滿州工場								
計								
業者名	米		糖蜜酒		高粱酒		蕎麥酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
恒春芳醸殖株式會社恒春工場								
同 車城工場								
同 滿州工場								
計								
業者名	泡盛		燒酎		紅酒		藥酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
恒春芳醸殖株式會社恒春工場								
同 車城工場								
同 滿州工場								
計								
業者名	糯米		白米		味酒		淋酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
恒春芳醸殖株式會社恒春工場								
同 車城工場								
同 滿州工場								
計								

業者名	其他		計	
	石数	價格	石数	價格
恒春芳醸殖株式會社恒春工場				
同 車城工場				
同 滿州工場				
計				

業者名	清酒		再製清酒		濁酒		紹興酒	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
澎湖製酒公司馬公工場								
同 湖西工場								
同 紅木埤工場								
同 西嶼工場								
小林 計								

業 者 名	米		酒		糖		蜜		高		菜		酒		酒		酒			
	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價		
澎湖製酒公司馬公工場																				
同 湖西工場																				
同 紅木埕工場																				
同 西嶼工場																				
小 林 計																				
業 者 名	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價
澎湖製酒公司馬公工場																				
同 湖西工場																				
同 紅木埕工場																				
同 西嶼工場																				
小 林 計																				
業 者 名	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價
澎湖製酒公司馬公工場																				
同 湖西工場																				
同 紅木埕工場																				
同 西嶼工場																				
小 林 計																				
業 者 名	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價
澎湖製酒公司馬公工場																				
同 湖西工場																				
同 紅木埕工場																				
同 西嶼工場																				
小 林 計																				
業 者 名	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價
澎湖製酒公司馬公工場																				
同 湖西工場																				
同 紅木埕工場																				
同 西嶼工場																				
小 林 計																				

業 者 名	其		他		計	
	石	價	石	價	石	價
澎湖製酒公司馬公工場						
同 湖西工場						
同 紅木埕工場						
同 西嶼工場						
小 林 計						
業 者 名	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td>	價	石 <td>價</td>	價
澎湖製酒公司馬公工場						
同 湖西工場						
同 紅木埕工場						
同 西嶼工場						
小 林 計						

花蓮港

業 者 名	清		酒		再		製		清		酒		濁		酒		紹		興		酒	
	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價	石	價
宜蘭振拓産業株式會社稻住工場																						
同 玉里工場																						
佐 藤 恒 之 進																						
吉 田 傳 次 郎																						
森 金 西 藏																						
藤 井 又 一																						
業 者 名	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td></td></td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td></td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td></td>	價	石 <td>價</td> <td>石 <td>價</td> </td>	價	石 <td>價</td>	價
宜蘭振拓産業株式會社稻住工場																						
同 玉里工場																						
佐 藤 恒 之 進																						
吉 田 傳 次 郎																						
森 金 西 藏																						
藤 井 又 一																						

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業 者 名	米		酒		糖		高		落	
	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格
陳秋傳										
藤井										
森金										
吉田										
佐藤										
同										
宜爾振拓産業株式會社稻住工場										
計										

業 者 名	米		酒		糖		高		落	
	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格	石 數	價 格
陳秋傳										
藤井										
森金										
吉田										
佐藤										
同										
宜爾振拓産業株式會社稻住工場										
計										

業者名	清酒		再製清酒	濁酒	紹興酒			
	石數	價格						
廣東製糖株式會社製酒工場								
廣鄉產業株式會社廣澳酒造場								
同 加走灣酒造場								
謝 和 三 發								
增 吉 寅								
林 彬 安								
林 計 安								
業者名	米		糖蜜酒		高粱酒		蕃薯酒	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格	石數	價格
廣東製糖株式會社製酒工場								
廣鄉產業株式會社廣澳酒造場								
同 加走灣酒造場								
謝 和 三 發								
增 吉 寅								
林 彬 安								
林 計 安								

業者名	泡盛		燒酎	紅酒	藥酒	
	石數	價格				
廣東製糖株式會社製酒工場						
廣鄉產業株式會社廣澳酒造場						
同 加走灣酒造場						
謝 和 三 發						
增 吉 寅						
林 彬 安						
林 計 安						
業者名 <th colspan="2">糯米</th> <th colspan="2">白酒</th> <th colspan="2">味淋</th>	糯米		白酒		味淋	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格
廣東製糖株式會社製酒工場						
廣鄉產業株式會社廣澳酒造場						
同 加走灣酒造場						
謝 和 三 發						
增 吉 寅						
林 彬 安						
林 計 安						

業者名	石	其他	計	格
廣東製糖株式會社製酒工場 廣鄉産業株式會社成廣澳酒造場 同 加走酒造場 謝和 增永 謝和 林福 林福 林計	三三〇五 三五七五 四四〇五 四〇〇五 二二九四 二九九〇 一五〇〇 一〇一五		三三〇五 三五七五 四四〇五 四〇〇五 二二九四 二九九〇 一五〇〇 一〇一五	五三〇〇 七二四〇 七九〇〇 五四〇〇 三二四〇 三〇〇〇 二六六〇 二〇七〇 三〇〇〇
計	三〇六〇	〇	三〇六〇	一〇六五

白糶、紅糶賣渡高調查

業者名	白		紅		計	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
陳深池 陳氏招好	二八〇〇 三〇〇〇	二四八〇 五二〇〇			二八〇〇 三〇〇〇	二四八〇 五二〇〇

業者名	數量	價格	數量	價格	數量	價格
翁丁	四七五〇	六八五〇			四七五〇	六八五〇
陳雨	二五五〇	三二八〇			二五五〇	三二八〇
特許製	八〇〇〇	一〇八〇			八〇〇〇	一〇八〇
蕭川類	三三〇〇	三九〇〇			三三〇〇	三九〇〇
周天泉	一〇二〇	一二〇〇			一〇二〇	一二〇〇
廖萬修	一〇二〇	一二〇〇			一〇二〇	一二〇〇
林萬	二六二〇	三二〇〇			二六二〇	三二〇〇
王淋	一三六〇	一七〇〇			一三六〇	一七〇〇
林佛	一五〇〇	一九〇〇			一五〇〇	一九〇〇
新高	三二〇〇	四〇〇〇			三二〇〇	四〇〇〇
黃榮春	一七二〇	二〇八〇			一七二〇	二〇八〇
李榮	二五〇〇	三〇〇〇			二五〇〇	三〇〇〇
陳老	二二〇〇	二七〇〇			二二〇〇	二七〇〇
張福	三〇〇〇	三六〇〇			三〇〇〇	三六〇〇
陳進	二二〇〇	二七〇〇			二二〇〇	二七〇〇
宜製	二二〇〇	二七〇〇			二二〇〇	二七〇〇
孫進	二六〇〇	三二〇〇			二六〇〇	三二〇〇
新製	二四〇〇	二九〇〇			二四〇〇	二九〇〇
邱生	一八〇〇	二二〇〇			一八〇〇	二二〇〇
中酒	一八〇〇	二二〇〇			一八〇〇	二二〇〇
何振	二〇〇〇	二四〇〇			二〇〇〇	二四〇〇
李昌	二八〇〇	三四〇〇			二八〇〇	三四〇〇

支局出張所名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
廣 朝 福 木 來	二七五〇〇	一三、七五〇	三、一八七五	一七九六六〇	一、四九〇八〇
簡 賜 木	二七五〇〇	一三、七五〇	三、一八七五	一七九六六〇	一、四九〇八〇
洪 賜 木	二七五〇〇	一三、七五〇	三、一八七五	一七九六六〇	一、四九〇八〇
廖 阿 水	六二四〇〇	一〇、九二〇	七、一六〇	六、三三〇	一〇、四九〇
廖 阿 水	六二四〇〇	一〇、九二〇	七、一六〇	六、三三〇	一〇、四九〇
林 傳 興	八七五〇〇	一五、一二〇	二五、一七五	二一、一七五	一五、〇〇〇
吳 振 興	九八〇〇〇	一七、六〇〇	二八、八〇〇	二四、八〇〇	一八、九〇〇
林 振 興	九八〇〇〇	一七、六〇〇	二八、八〇〇	二四、八〇〇	一八、九〇〇
劉 榮 頭	四九七五〇	二四、八七五	七四、五二五	六八、五二五	三三、〇〇〇
計	一、一七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇

酒造業者交付金調

支局出張所名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
蘇 北 專 賣 支 局	五九、五〇〇	一、四八七五	六〇、九八七五	五八、〇〇〇	二、九八七五
宜 隆 出 張 所	一〇、四〇〇	二、六〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
新 竹 出 張 所	一〇、四〇〇	二、六〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
蘇 中 專 賣 支 局	二八、〇〇〇	七、〇〇〇	三五、〇〇〇	三三、〇〇〇	二、〇〇〇
蘇 埔 里 出 張 所	四八、〇〇〇	一二、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五八、〇〇〇	二、〇〇〇
蘇 南 專 賣 支 局	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	三七、五〇〇	三六、〇〇〇	一、五〇〇
計	一、一七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
嘉 義 出 張 所	二四、七〇〇	六、一七五	三〇、八七五	二九、〇〇〇	一、八七五
高 雄 出 張 所	三〇、四〇〇	七、六〇〇	三八、〇〇〇	三六、〇〇〇	二、〇〇〇
旗 山 出 張 所	三〇、四〇〇	七、六〇〇	三八、〇〇〇	三六、〇〇〇	二、〇〇〇
屏 東 出 張 所	二四、七〇〇	六、一七五	三〇、八七五	二九、〇〇〇	一、八七五
恒 春 出 張 所	一五、九〇〇	三、九七五	一九、八七五	一九、〇〇〇	八七五
花 蓮 專 賣 支 局	七三、〇〇〇	一八、二五〇	九一、二五〇	八八、〇〇〇	三、二五〇
蘇 東 專 賣 支 局	一〇、四〇〇	二、六〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
蘇 南 專 賣 支 局	二四、七〇〇	六、一七五	三〇、八七五	二九、〇〇〇	一、八七五
計	一、一七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一九〇、〇〇〇

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
日 本 芳 齋 株 式 會 社	一四、〇〇〇	三、五〇〇	一七、五〇〇	一六、〇〇〇	一、五〇〇
蘇 灣 製 酒 株 式 會 社	三、〇〇〇	七五〇	三、七五〇	三、〇〇〇	七五〇
新 高 雄 製 酒 株 式 會 社	三、〇〇〇	七五〇	三、七五〇	三、〇〇〇	七五〇
枋 橋 製 酒 合 資 會 社	五、〇〇〇	一、二五〇	六、二五〇	六、〇〇〇	二五〇
宜 蘭 振 揚 製 酒 株 式 會 社	五、〇〇〇	一、二五〇	六、二五〇	六、〇〇〇	二五〇
樹 林 紅 酒 株 式 會 社	一四、〇〇〇	三、五〇〇	一七、五〇〇	一六、〇〇〇	一、五〇〇
龍 泉 製 酒 商 會	一、〇〇〇	二五〇	一、二五〇	一、〇〇〇	二五〇
計	五二、〇〇〇	一三、二五〇	六五、二五〇	六三、〇〇〇	二、二五〇

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

新庄和泉製酒公司	三九八五五	六五八二五	一〇五六八〇
枋橋鴻源製酒商會	一〇四三〇〇	三〇九四三	一三五二四三
良泉造酒公司	二八六三〇	三三三三三	六一九六三
景尾泉香酒造公司	七〇七五七	一四〇五五	八四八一二
長興製酒商會	三三三三三	四四四四四	七七七七七
北投製酒公司	八三三三三	一六六六六	九九九九九
宏濟製酒商會	七四四四四	一四九三三	八八八八八
泉興製酒公司	一〇二二二	三〇三三三	四〇四四四
山脚芳泉製酒商會	六四九九九	一三六六六	七八七八七
源泉製酒公司	六四九九九	一三六六六	七八七八七
山脚製酒公司	三三三三三	一三六六六	七八七八七
龍津製酒公司	二九九九九	一三六六六	七八七八七
湧津製酒公司	八九九九九	一三六六六	七八七八七
鷺石製酒公司	七三三三三	一三六六六	七八七八七
桃岡改良製酒組合	二二二二二	一三六六六	七八七八七
大坂園酒造公司	二九九九九	一三六六六	七八七八七
藤井製酒公司	四四四四四	一三六六六	七八七八七
張進製酒公司	三三三三三	一三六六六	七八七八七
倪江製酒公司	三三三三三	一三六六六	七八七八七
邱千製酒公司	八八八八八	一三六六六	七八七八七
游狹十民衛	四四四四四	一三六六六	七八七八七
若狹十民衛	三三三三三	一三六六六	七八七八七
山崎	六二二二二	一三六六六	七八七八七

黃東茂	三〇六六六	四二二二二	一三三三三	一〇三三三
張福老	四三三三三	九四四四四	一三三三三	一〇三三三
蔡受三	三三三三三	三三三三三	一三三三三	一〇三三三
廖萬修	八〇〇〇〇	一三三三三	一三三三三	一〇三三三
李雲英	八八八九〇	一三三三三	一三三三三	一〇三三三
周丁月	六六六六六	一三三三三	一三三三三	一〇三三三
藤井類	五〇〇〇〇	一三三三三	一三三三三	一〇三三三
王井	一九九九九	一三三三三	一三三三三	一〇三三三
王熾	一〇三三三	一三三三三	一三三三三	一〇三三三
計	五九九九九	一〇三三三	一三三三三	一〇三三三

瑞泉酒造公司	四〇九九〇	八七〇〇〇	四七〇〇〇	一〇〇〇〇〇
玉泉酒造公司	九九九九九	一五六六六	二六六六六	一〇〇〇〇〇
三貂興酒公司	二四八三〇	三三三三三	三三三三三	一〇〇〇〇〇
復興製酒公司	一〇四九二五	三〇九九九	三三三三三	一〇〇〇〇〇
藤井太	七〇〇〇〇	二四二九九	八〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
井口三郎	六九六六六	五五五五五	三三三三三	一〇〇〇〇〇
張金海	一〇三三三	三〇六六六	三三三三三	一〇〇〇〇〇
計	五九九九九	二四八八八	八七三三三	一〇〇〇〇〇

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
宜蘭酒造株式會社宜蘭工場	六四三,九三五	一〇	六四三,九五五	一〇	六四三,九五五
同 頭園工場	七九三,六九五	一〇	七九三,七〇五	一〇	七九三,七〇五
關段酒造株式會社	六九七,四九五	一〇	六九七,五〇五	一〇	六九七,五〇五
羅東製酒公司羅東工場	二四一,四九五	一〇	二四一,五〇五	一〇	二四一,五〇五
同 利澤簡工場	八七〇,八九五	一〇	八七〇,九〇五	一〇	八七〇,九〇五
大溪製酒公司	三九三,九五〇	一〇	三九三,〇〇〇	一〇	三九三,〇〇〇
蘇澳製酒公司	八七六,九五〇	一〇	八七六,〇〇〇	一〇	八七六,〇〇〇
礁溪製酒公司	一〇三〇,四九五	一〇	一〇三〇,五〇五	一〇	一〇三〇,五〇五
計			三,〇八〇,二八八	七〇,〇〇〇	二,九四〇,七〇〇

新 竹

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
臺灣釀造株式會社苗栗工場	九四三,三三三	一八,〇〇〇	一,〇六三,三三三	八四,〇〇〇	九七九,三三三
同 銅鑼灣工場	五四四,〇三三	一〇,〇〇〇	五五四,〇三三	一〇,〇〇〇	五四四,〇三三
龍潭坡製酒公司	四六九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四七九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四六九,〇〇〇
劉 金 鐘	七五七,〇〇〇	一〇,〇〇〇	七六七,〇〇〇	一〇,〇〇〇	七五七,〇〇〇
簡 桂 枝	四〇三,八〇〇	一〇,〇〇〇	四一三,八〇〇	一〇,〇〇〇	四〇三,八〇〇
楊 慶 隆	三〇三,三三〇	一〇,〇〇〇	三一三,三三〇	一〇,〇〇〇	三〇三,三三〇
計			三,〇六〇,四九六	一〇〇,〇〇〇	二,九六〇,四九六

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合 計	賣捌人指定減額	實際支給額
歐 雅 詩	二二六,六六七	一〇,〇〇〇	二三六,六六七	一〇,〇〇〇	二三六,六六七
林 見 舜	九〇,六九五	一〇,〇〇〇	一〇〇,六九五	一〇,〇〇〇	九〇,六九五
高 世 元	四四三,〇五五	一〇,〇〇〇	四五三,〇五五	一〇,〇〇〇	四五三,〇五五
郭 炳 南	三三三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三四三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三四三,〇〇〇
蔡 德 珍	五四四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五五四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五五四,〇〇〇
陳 寶 珍	四九四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五〇四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五〇四,〇〇〇
顏 仕 興	二七九,二七九	一〇,〇〇〇	二八九,二七九	一〇,〇〇〇	二七九,二七九
陳 阿 五	五〇三,三五三	一〇,〇〇〇	五一三,三五三	一〇,〇〇〇	五一三,三五三
許 甘 生	四四三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四五三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四五三,〇〇〇
森 甘 和	二四八,八八〇	一〇,〇〇〇	二五八,八八〇	一〇,〇〇〇	二五八,八八〇
邱 國 瑞	四三三,九五三	一〇,〇〇〇	四四三,九五三	一〇,〇〇〇	四四三,九五三
鄧 招 貴	六二七,五五五	一〇,〇〇〇	六三七,五五五	一〇,〇〇〇	六三七,五五五
謝 瑞 祥	三〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一〇,〇〇〇
黃 再 壽	七九三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八〇三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八〇三,〇〇〇
周 明 現	四三三,九五三	一〇,〇〇〇	四四三,九五三	一〇,〇〇〇	四四三,九五三
鐘 德 芳	四二九,七〇〇	一〇,〇〇〇	四三九,七〇〇	一〇,〇〇〇	四三九,七〇〇
詹 計 德	三六三,三三三	一〇,〇〇〇	三七三,三三三	一〇,〇〇〇	三七三,三三三
計			三,〇六〇,四九六	一〇〇,〇〇〇	二,九六〇,四九六

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

第三編 創業施設

計	四八五二五五	九八六三九	五七七四六	二二八六八	三三九二二〇
---	--------	-------	-------	-------	--------

埔里

九八四

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分ノ一)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
埔里社酒造株式会社	一三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
埔里社酒造株式会社	一四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
池田龜次	四三〇、〇〇〇	八、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇
計	三〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇

臺南

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分ノ一)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
臺南製酒株式会社	一五五、〇〇〇	一、〇〇〇	一五五、〇〇〇	三、〇〇〇	一五二、〇〇〇
臺灣酒造株式会社三仔仔工場	八二、〇〇〇	一、〇〇〇	八二、〇〇〇	七、〇〇〇	七五、〇〇〇
同 番仔仔工場	三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二九九、〇〇〇
同 佳里工場	三三〇、〇〇〇	二、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三二九、〇〇〇
同 學甲工場	二二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二一九、〇〇〇
鹽水港製酒公司	八二、〇〇〇	一、〇〇〇	八二、〇〇〇	六、〇〇〇	七六、〇〇〇
新營製酒公司	七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	六九、〇〇〇
新泉利製酒公司	五五、〇〇〇	二、〇〇〇	五五、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇、〇〇〇
唯吧啤製酒公司	四〇、〇〇〇	八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三七、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九七〇、〇〇〇

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分ノ一)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
林 介人	七〇、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六、〇〇〇	六四、〇〇〇
鹽 見增	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二八、〇〇〇
笠 原六太	一六、〇〇〇	一、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、〇〇〇
陳 權	三二、〇〇〇	一、〇〇〇	三二、〇〇〇	一、〇〇〇	三一、〇〇〇
丹 羽次	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	一二、〇〇〇
王 大	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇
薛 做	四八、〇〇〇	一、〇〇〇	四八、〇〇〇	一、〇〇〇	四七、〇〇〇
黃 隆	四四、〇〇〇	一、〇〇〇	四四、〇〇〇	一、〇〇〇	四三、〇〇〇
余 隆	三九、〇〇〇	一、〇〇〇	三九、〇〇〇	一、〇〇〇	三八、〇〇〇
謝 時	七、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇
洪 運	一四、〇〇〇	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九七〇、〇〇〇

嘉義

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分ノ一)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
大正製酒株式会社六工場	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇	四九、〇〇〇
同 嘉義工場	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三九、〇〇〇
同 北港工場	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二九、〇〇〇
同 嘉義製酒株式会社榎子工場	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一九、〇〇〇
同 內山工場	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇
嘉義製酒株式会社	五、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
計	一六〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五五、〇〇〇

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

九八五

第三編 創業施設

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
安倍馬治	10,576.66	2,655.91	13,232.57	5,949.99	7,282.58
林固	6,677.77	1,739.51	8,417.28	9,775.00	1,962.28
林甲	8,417.28	2,154.55	10,571.83	4,775.00	5,796.83
黃錫材	3,417.60	884.40	4,302.00	4,775.00	0.00
張淡	3,417.60	884.40	4,302.00	4,775.00	0.00
劉如章	7,282.57	1,870.64	9,153.21	8,500.00	653.21
卓福	4,775.00	1,223.75	5,998.75	5,775.00	223.75
郭伯秋	3,417.60	884.40	4,302.00	4,775.00	0.00
楊計	2,655.91	689.48	3,345.39	5,949.99	3,345.39
合計	59,962.57	15,232.57	75,195.14	75,195.14	0.00

九八六

高雄

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
南部製酒株式會社	28,047.76	7,011.94	35,059.70	35,059.70	0.00
南興製酒公司	9,929.99	2,482.49	12,412.48	12,412.48	0.00
川野製酒公司	4,775.00	1,193.75	5,968.75	5,968.75	0.00
田村治	1,193.75	300.94	1,494.69	1,494.69	0.00
謝晉	6,555.55	1,638.89	8,194.44	8,194.44	0.00
林傳	11,971.33	3,002.83	14,974.16	14,974.16	0.00
林吉	7,011.94	1,752.98	8,764.92	8,764.92	0.00
久尼	5,000.00	1,250.00	6,250.00	6,250.00	0.00
林熊助	5,000.00	1,250.00	6,250.00	6,250.00	0.00
合計	84,493.32	21,170.84	105,664.16	105,664.16	0.00

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
後藤太郎	50,000.00	12,500.00	62,500.00	62,500.00	0.00
臺灣製糖株式會社橋子頭工場	3,417.60	884.40	4,302.00	4,302.00	0.00
合計	53,417.60	13,384.40	66,802.00	66,802.00	0.00

旗山

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
旗山醸造株式會社旗山工場	13,344.55	3,336.14	16,680.69	16,680.69	0.00
同 杉林工場	10,871.99	2,717.99	13,589.98	13,589.98	0.00
同 美濃工場	8,697.59	2,174.39	10,871.98	10,871.98	0.00
同 新成工場	8,697.59	2,174.39	10,871.98	10,871.98	0.00
同 谷作太郎	3,417.60	884.40	4,302.00	4,302.00	0.00
合計	44,039.32	11,017.30	55,056.62	55,056.62	0.00

屏東

業者名	基本交付金額	同上加給額 (五分)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
阿緞醸造株式會社屏東工場	8,697.59	2,174.39	10,871.98	10,871.98	0.00
同 德協工場	7,011.94	1,752.98	8,764.92	8,764.92	0.00
同 佐倉井酒類製造合資會社	9,929.99	2,482.49	12,412.48	12,412.48	0.00
東池製酒株式會社	10,576.66	2,655.91	13,232.57	13,232.57	0.00
六根製酒株式會社	10,576.66	2,655.91	13,232.57	13,232.57	0.00
合計	47,393.86	11,722.08	59,115.94	59,115.94	0.00

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

九八七

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
枋寮製酒合名會社	七三六七五	一四七五五	八八四三〇	六五九九五	二二八三〇
高樹下製酒組合	五〇〇四五	一〇〇〇〇	六〇〇四五	—	六〇〇四五
内埔酒類製造組合	三三〇八五	三三三〇	三三四一五	—	三三四一五
潮州酒類製造公司	三三〇六五	二四六〇	三五五二五	—	三五五二五
萬興萬泰酒類製造公司	八七三九五	一七四三〇	一〇四七八五	二〇六五八	八四一二七
徐萃炳	八六〇八五	一三三三〇	九九四一五	—	九九四一五
楊長燦	七四四九五	一四六九五	八九一〇〇	—	八九一〇〇
張得長	一四〇〇〇	二九〇〇〇	四三〇〇〇	—	四三〇〇〇
臺灣製糖株式會社阿猴工場	二二八九五	四三六四五	六六五四〇	—	六六五四〇
計	二四五九〇〇	三〇八六五〇	五五四五五〇	六三九七五	四九〇五七五

恒春

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
恒春芳蘭植殖株式會社恒春工場	六〇一三三	—	六〇一三三	四五九八四	一五五三四
同 車城工場	五〇九六〇	一〇三二八	六一二八八	四五九八四	一五五三四
同 滿州工場	四三三三七	八六六五	五二〇〇二	—	五二〇〇二
計	一五三〇三〇	一八七六三	一七一七九三	九二四九七	八二五四六

澎湖

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
澎湖製酒公司馬公工場	二〇〇九五	—	二〇〇九五	—	二〇〇九五
同 湖西工場	二四八八〇	—	二四八八〇	二二〇二五	二二八五五
同 紅木埕工場	九五五二五	一七五〇〇	一一三〇二五	八三三六五	二九六六〇
同 西嶼工場	四八〇〇五	九六〇〇	五七六〇五	四四四八〇	一四四二五
小林鶴三郎	二一〇三五	—	二一〇三五	—	二一〇三五
計	二二五二八〇	一八六〇〇	二四三八八〇	五二四一〇	一九一四七〇

花蓮港

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
宜蘭振拓産業株式會社稻住工場	一〇四三〇	—	一〇四三〇	七六九八三	二七六四七
同 玉里工場	七五五五〇	一五六一〇	九一一一〇	七〇三三五	二〇七七五
同 佐藤恒之進	三三三九五	五四三九五	八七七九〇	—	八七七九〇
同 吉田傳次郎	七六二一〇	一五三三三	九一五四三	七二四九九	一九〇四四
同 森金西藏	五五〇〇〇	一四〇四五	六九〇四五	—	六九〇四五
同 藤井又一	—	—	—	—	—
同 陳秋傳	二八九五五	三三七八五	六二三四〇	一〇三〇〇	五二〇四〇
計	五八二二五	三三二五五	九一四八〇	三七八五〇	五三六三〇

臺東

業者名	基本交付金額	(同上加給額)	合計	賣捌人指定減額	實際支給額
臺東製糖株式會社製酒工場	二二二七五	—	二二二七五	—	二二二七五

第三編 創業施設

支局、出張所名	一箇年賣渡代金	交付金額
廣鄉産業株式會社成廣酒造場	一、九三六、六五	三、五九〇、〇〇
同 加走酒造場	一、三六〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇
謝和發	四、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇
謝永吉	一〇、一四八、〇〇	一〇、一四八、〇〇
謝彬寅	七、六五五、〇〇	七、六五五、〇〇
林福安	三、四七五、〇〇	三、四七五、〇〇
林秀安	三、九三三、〇〇	三、九三三、〇〇
計	三、四六六、〇〇	三、四六六、〇〇
		九九〇

禁業交付金調 白糶、紅糶

支局、出張所名	一箇年賣渡代金	交付金額
臺北	一四一、〇九七、三八	三六、六一七、六三
關竹	一一、〇九二、九八	二、七七三、二四
新中	一二、九五九、六八	三、三七九、八一
臺原	三九、五五二、九六	一〇、八九九、〇二
豐雄	一、〇四七、一九	五〇〇、〇〇
高東	二、二〇七、一六	一、〇〇〇、〇〇
屏計	八、八三二、九一	二、六八二、三三
	二二六、七八〇、二六	五七、八五一、九三

臺北支局

業者名	一箇年賣渡代金	基本額交付金額
陳深池	五一四、一八	五〇〇、〇〇
鄒氏招	七七六、三五	五〇〇、〇〇
王好	七六八、七三	五〇〇、〇〇
翁兩	二、四八一、九五	六二〇、四八
陳白	一、二八一、九〇	五〇〇、〇〇
特許製	七七、三五七、三〇	一九、三三九、三二
蕭川類	五、〇〇五、四九	一、二五一、三七
周天泉	三、三五八、一四	八八九、五三
廖萬修	五、八〇六、九一	一、四五七、七二
林滄	一、七九〇、七七	五〇〇、〇〇
王滄	二、一七〇、〇四	五二九、二六
林佛	一、四九四、七五	五〇〇、〇〇
新高釀造株式會社	一〇、二五三、三八	二、五六二、八四
黃榮春	一六、五三三、四二	四、一三三、三五
李圭芳	一一、五五九、〇七	二、八八九、七六
陳福炎	一四一、〇九七、三八	三六、六一七、六三
張計		

宜蘭出張所

第四節 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

第三編 創業施設

九九二

業者名	一ヶ年賣渡代金	交付金額
宜剛製酒株式会社	一、〇九二・九八	二、七七三・二四
計	一、〇九二・九八	二、七七三・二四

新竹出張所

業者名	一ヶ年賣渡代金	交付金額
孫進生	一、五一九・二七	二、八七九・八一
邱新埔製糖公司	一、四四〇・四一	五〇〇・〇〇
計	二、九五九・六八	三、三七八・八一

臺中支局

業者名	一ヶ年賣渡代金	交付金額
中部酒造組合	一六、〇九八・八五	四、〇二四・七一
何振德	三九四・六〇	五〇〇・〇〇
李昌	一、一八九・〇五	五〇〇・〇〇
盧朝	一七、九二八・六二	四、四八二・一五
簡木	三七三・二〇	五〇〇・〇〇
洪賜	三、五六八・六四	八九二・一六
計	三九、五五二・九六	一〇、八九九・〇二

計 三九、五五二・九六 一〇、八九九・〇二

豐原出張所

業者名	一ヶ年賣渡代金	交付金額
廖培水	一、〇四七・一九	五〇〇・〇〇
計	一、〇四七・一九	五〇〇・〇〇

高雄出張所

業者名	一ヶ年賣渡代金	交付金額
吳傳興	二五二・一六	五〇〇・〇〇
計	二五二・一六	五〇〇・〇〇

屏東出張所

業者名	一ヶ年賣渡代金	交付金額
劉林	八、七二八・九四	二、一八二・三三
計	八、七二八・九四	二、一八二・三三

第四節 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

九九三

酒製造業者交付金調

支局、出張所名	交付金額	交付金額	
		公債	現金
臺北支局	六一五、八九一・二九	六一四、九五〇・〇〇	九四一・二九
基隆出張所	七八、六五四・二〇	七八、五〇〇・〇〇	一五四・二〇
宜蘭出張所	一九九、四四〇・七九	一九九、三〇〇・〇〇	一四〇・七九
新竹出張所	七二、〇八八・六〇	七一、四五〇・〇〇	六三八・六〇
臺中支局	三〇八、九九九・〇一	三〇八、二〇〇・〇〇	七九九・〇一
豐原出張所	三三、五九九・一五	三三、四〇〇・〇〇	一九九・一五
埔里出張所	二四、六一四・六三	二四、五〇〇・〇〇	一一四・六三
臺南支局	一〇七、三六三・七三	一〇六、九〇〇・〇〇	四六三・七三
嘉義出張所	三三三、九八一・一〇	三三三、六〇〇・〇〇	三八一・一〇
高雄出張所	五六、九五八・四二	五六、八五〇・〇〇	一〇八・四二
旗山出張所	一三、六三四・七〇	一三、六〇〇・〇〇	三四・七〇
屏東出張所	六六、一二八・三三	六五、八〇〇・〇〇	三三八・三三
恒春出張所	八、一六八・九〇	八、一〇〇・〇〇	六八・九〇
澎湖出張所	九、二六一・四	九、一五〇・〇〇	六六・四
花蓮出張所	五二、五六四・二〇	五二、四五〇・〇〇	一四二・二〇
臺東出張所	二七、三八五・五九	二七、一五〇・〇〇	二三五・五九
神戶支局			
樹林製酒工場	一九九八、六八八・六八	一九九三、九〇〇・〇〇	四、七八八・六八
計			

白糶、紅糶、製造業者交付金調

支局、出張所名	交付金額	交付金額	
		公債	現金
臺北支局	三六、六一七・六三	三六、四〇〇・〇〇	二一七・六三
宜蘭出張所	二、七七三・二四	二、七五〇・〇〇	二三・二四
新竹出張所	三、三七九・八一	三、三五〇・〇〇	二九・八一
臺中出張所	一〇、八九九・〇二	一〇、八〇〇・〇〇	九九・〇二
豐原出張所	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	
高雄出張所	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
屏東出張所	二、六八二・二三	二、六五〇・〇〇	三二・二三
計	五七、八五一・九三	五七、四五〇・〇〇	四〇一・九三

酒製造業者交付金調

業者名	交付金額	交付金額	
		公債	現金
日本芳釀株式會社	一四九、五二五・一三	一四九、五〇〇・〇〇	二五・一三
臺灣製酒株式會社	七八六・三六	七五〇・〇〇	三六・三六
新高釀造株式會社	三、七五五・二五	三、七五〇・〇〇	五・二五
株式會社近藤商會			
枋橋製酒合資會社	一、五三〇・九三	一、五〇〇・〇〇	三〇・九三
宜蘭振興製業株式會社淡水工場	一、六二一・四三	一、六〇〇・〇〇	二一・四三

第四節 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

樹林紅酒株式會社	三四、四一四・九八	三四、四〇〇・〇〇	一四、九八
龍泉製酒會社	四六、九三五・九五	四六、九〇〇・〇〇	三五、九五
新庄和泉製酒會社	三九、一〇九・五〇	三九、一〇〇・〇〇	九、五〇
枋橋鴻源製酒會社	一一、五六六・九五	一一、五五〇・〇〇	一六、九五
良泉造酒公司	一四、三九五・二	一四、二〇〇・〇〇	三九、五二
景尾泉香酒造公司	二、一〇八・三三	二、一〇〇・〇〇	八、三三
長興製酒會社	二七、二〇八・二二	二七、二〇〇・〇〇	八、二二
北投製酒會社	二、四七〇・二二	二、四五〇・〇〇	二〇、二二
宏濟福製酒商行	二、三三三・八四	二、三〇〇・〇〇	三三、八四
泉興製酒公司	一一、一四二・二五	一一、一〇〇・〇〇	四二、二五
源泉製酒會社	七、七九一・五七	七、七五〇・〇〇	四一、五七
山脚芳泉製酒公司	一六、三三一・四七	一六、二〇〇・〇〇	三一、四七
釀泉製酒公司	九、七〇一・八九	九、七〇〇・〇〇	一、八九
龍津製酒公司	三、八九六・二〇	三、八五〇・〇〇	四六、二〇
湧石製酒公司	二、六八五・九四	二、六五〇・〇〇	三五、九四
篤石製酒公司	二、二二一・八五	二、二〇〇・〇〇	一一、八五
桃園改良製酒組合	一四、六九八・七二	一四、六五〇・〇〇	四八、七二
大坂園酒造公司	三、四八一・〇六	三、四五〇・〇〇	三一、〇六
藤井製酒公司	六、四八九・二二	六、四五〇・〇〇	三九、二二
張進製酒公司	四、九六一・六七	四、九五〇・〇〇	一一、六七
倪江製酒公司	三、九八一・八九	三、九五〇・〇〇	三一、八九
邱海製酒公司	一〇、五七七・八五	一〇、五五〇・〇〇	二七、八五
游道	五、三〇一・六〇	五、三〇〇・〇〇	一、六〇

若山	四、五七六・二四	四、五五〇・〇〇	二六、二四
山崎	七、三三七・四九	七、三〇〇・〇〇	三七、四九
黃東	二四、八二三・三四	二四、八〇〇・〇〇	二二、三四
張福	五六、八四一・二一	五六、八〇〇・〇〇	四一、二一
蔡受	一五、一〇六・九八	一五、一〇〇・〇〇	六、九八
廖修	一〇、二〇五・〇七	一〇、二〇〇・〇〇	五、〇七
李雲	一〇、四一八・二九	一〇、四〇〇・〇〇	一八、二九
周英	八、〇二三・七六	八、〇〇〇・〇〇	二二、七六
藤井類	六、〇〇〇・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	一六、六八
王熾	二二、八一六・六八	二二、八〇〇・〇〇	一六、六八
王計	一一、四八三・八五	一一、四五〇・〇〇	三三、八五
計	六一五、八九一・二九	六一四、九五〇・〇〇	九四一・二九

基隆

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
瑞泉製酒公司	四、九〇七・一六	四、九〇〇・〇〇	七、一六
玉泉酒造公司	一一、六三〇・五五	一一、六〇〇・〇〇	三〇、五五
三貂興酒公司	一三、七七八・七六	一三、七五〇・〇〇	二八、七六
復興製酒公司	三、一四七・四一	三、一〇〇・〇〇	四七、四一
藤興酒公司	二二、一九四	二二、〇〇〇・〇〇	一一、九四
井口卯三郎	三三、三二六・四〇	三三、三〇〇・〇〇	二六、四〇

第四節 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

第三編 創業施設

張	計	金	海	一二、六五一・八八	一二、六五〇・〇〇	一・八八
				七八、六五四・一〇	七八、五〇〇・〇〇	一五四・一〇

九九八

宜 蘭

業 者 名	交 付 金 額	交 付 金 額	國 債 支 給 額	現 金 支 給 額
宜蘭製酒株式會社宜蘭工場	六六、四二二・九三	六六、四〇〇・〇〇	二二、九三	二二、九三
同 頭開工場	二一、五二〇・七八	二一、五〇〇・〇〇	二〇・七八	二〇・七八
同 同	三三、三六五・七一	三三、三五〇・〇〇	一五・七一	一五・七一
同 同	二九、〇二一・五一	二九、〇〇〇・〇〇	二一・五一	二一・五一
同 同	二二、四七七・〇四	二二、四五〇・〇〇	二七・〇四	二七・〇四
同 同	二五、一八〇・三八	二五、一五〇・〇〇	三〇・三八	三〇・三八
同 同	二、四五三・四五	二、四五〇・〇〇	三・四五	三・四五
同 同	一九九、四四〇・七九	一九九、三〇〇・〇〇	一四〇・七九	一四〇・七九

新 竹

業 者 名	交 付 金 額	交 付 金 額	國 債 支 給 額	現 金 支 給 額
臺灣釀造株式會社苗栗工場	二、八二五・四六	二、八〇〇・〇〇	二五・四六	二五・四六
同 銅鑼灣工場	六、七七三・五九	六、七五〇・〇〇	二三・五九	二三・五九

業 者 名	交 付 金 額	交 付 金 額	國 債 支 給 額	現 金 支 給 額
龍潭坡製酒公司	五六〇・二八二	五六〇・〇〇	二・八二	二・八二
劉金鐘	一九三四・二五	一九〇〇・〇〇	三四・二五	三四・二五
簡桂枝	五五二四・六五	五五〇〇・〇〇	二四・六五	二四・六五
楊慶隆	三六一五・九九	三六〇〇・〇〇	一五・九九	一五・九九
歐雅清	三八〇三・六〇	三八〇〇・〇〇	三・六〇	三・六〇
鄧雅詩	二七〇四・八八	二七〇〇・〇〇	四・八八	四・八八
林見輝	五三四一・五六	五三〇〇・〇〇	四一・五六	四一・五六
郭世元	一〇四八・五七	一〇〇〇・〇〇	四八・五七	四八・五七
郭炳南	二八三四・四七	二八〇〇・〇〇	三四・四七	三四・四七
蔡德炳	一六三三・二六	一六〇〇・〇〇	三三・二六	三三・二六
陳實珍	一六四八・六八	一六〇〇・〇〇	四八・六八	四八・六八
劉仕興	八三三・七五	八〇〇・〇〇	三三・七五	三三・七五
顏木阿	二五六四・六三	二五五〇・〇〇	一四・六三	一四・六三
陳生	一五九〇・八八	一五五〇・〇〇	四〇・八八	四〇・八八
許森	一四八五・三一	一四五〇・〇〇	三五・三一	三五・三一
湯甘	五、一〇四・七〇	五、一〇〇・〇〇	四・七〇	四・七〇
邱國和	二、九八六・六五	二、九五〇・〇〇	三六・六五	三六・六五
鄧瑞	一、八五二・六〇	一、八五〇・〇〇	二・六〇	二・六〇
謝再	九六〇・一七	九五〇・〇〇	一〇・一七	一〇・一七
黃再	二、三七三・九一	二、三五〇・〇〇	二三・九一	二三・九一
周明	五、一二七・八三	五、一〇〇・〇〇	二七・八三	二七・八三
鐘番	六七四・四八	六五〇・〇〇	二四・四八	二四・四八

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

九九九

第三編 創業施設

計	阿	登	德
千	瀛	芳	
七二〇八八・六〇		一、二四一・九一	
七二、四五〇・〇〇		一、二〇〇・〇〇	
六三八・六〇		四一・九一	
			一〇〇〇

業者名	交付金額	交付金額	
		交付金額	現金支給額
大正製酒株式會社 中工場	九一、九九五・六三	九一、九五〇・〇〇	四五・六三
日本洋酒株式會社	五、五七五・三九	五、五五〇・〇〇	二五・三九
合資會社 田中央製酒場	二五、三四五・〇〇	二五、三〇〇・〇〇	四五・〇〇
二林製酒公司	二、六九二・四〇	二、六五〇・〇〇	四二・四〇
中部酒造組合	一、六三六・四八	一、六〇〇・〇〇	三六・四八
南投製酒組合	一、八八〇・三七	一、八五〇・〇〇	三〇・三七
津島吉兵衛	三、六三二・一五	三、六〇〇・〇〇	三二・一五
齋田久吉	一、一五七・七六	一、一五〇・〇〇	七・七六
何振	一九、二九七・四二	一九、二五〇・〇〇	四七・四二
廖朝	一、一五七・八五	一、一五〇・〇〇	二一・八五
廖登	三、六四三・七七	三、六〇〇・〇〇	四三・七七
陳武	九、一〇九・五八	九、一〇〇・〇〇	九・五八
李協	二、二八一・八二	二、二五〇・〇〇	三一・八二
楊宗堯	三六、三三〇・六四	三六、三〇〇・〇〇	二〇・六四

業者名	交付金額	交付金額	
		交付金額	現金支給額
楊番	五、九八二・四七	五、九五〇・〇〇	三三・四七
黃差	四、六五〇・六二	四、六五〇・〇〇	〇・六二
蔡維	二四、三五一・九二	二四、三五〇・〇〇	一・九二
唐焜	四、九四二・四二	四、九〇〇・〇〇	四二・四二
詹猷	四、七三二・二九	四、七〇〇・〇〇	三八・二九
陳天	二〇、五〇〇・九〇	二〇、五〇〇・〇〇	〇・九〇
黃木	一、九二二・一一	一、九〇〇・〇〇	二二・一一
林昌	二、四五八・三三	二、四五〇・〇〇	八・三三
梁炎	一、九〇四・八八	一、九〇〇・〇〇	四・八八
林春	五、六八四・〇六	五、六五〇・〇〇	三四・〇六
鄒夏	一、五七七・〇八	一、五五〇・〇〇	二七・〇八
劉金	三、六〇八・三六	三、六〇〇・〇〇	八・三六
湯奇	四、一七四・四一	四、一五〇・〇〇	二四・四一
蔡良	一、〇八九・八八	一、〇五〇・〇〇	三九・八八
陳清	一、七三五・四六	一、七〇〇・〇〇	三五・四六
黃煥	一、八二二・一六	一、八〇〇・〇〇	二二・一六
富永	一、七二五・四〇	一、七〇〇・〇〇	二五・四〇
計	三〇八、九九九・〇一	三〇八、二〇〇・〇〇	七九九・〇一

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
中部製酒公司	八、五〇八・〇九	八、五〇〇・〇〇	八・〇九

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

第三編 創業施設

業者名	交付金額	交付金額内訳
王 桂	七七八三・三二	三三三・二二
林 維	三、二八四・九一	三四・九一
陳 維	二、六九一・五九	四一・五九
黃 春	三、〇五三・六八	三・六八
林 阿	五、八八一・四一	三一・四一
劉 喜	二、三九六・二五	四六・二五
計	三三、五九九・一五	一九九・一五

10011

業者名	交付金額	交付金額内訳
埔里社酒造株式会社	三、四四五・〇五	四五・〇五
埔里社酒造組合	一六、〇九二・三六	四二・三六
池田 龜次	五、〇七七・三二	二七・三二
計	二四、六一四・六三	一一四・六三

臺南

業者名	交付金額	交付金額内訳
臺南製酒株式会社	四、三二二・七六	一一・七六
臺灣酒造株式会社三仔工場	二、四五〇・一四	〇・一四

業者名	交付金額	交付金額内訳
同 番仔山工場	三、一三三・五二	三八・五二
同 佳里工場	一四、七五九・一九	九・一九
同 學甲工場	一三、六二七・一五	二七・一五
鹽水港製酒公司	二、〇三六・三五	三六・三五
新營製酒公司	八、九一六・五八	一六・五八
新泉利製酒公司	一、七八一・五六	三一・五六
唯吧啤製酒公司	一、二一四・三九	一四・三九
林 介人	二、一六二・二五	一六・二五
鹽 見 吉	八五三・二三	三・二三
笠 原 太	一、六九一・二三	四一・二三
陳 權 郎	二、一五八・八八	八・八八
丹 羽 次	四八三・六九	三三・六九
王 大 吉	三、二七二・一三	二二・一三
薛 做 退	五、三七七・九〇	二七・九〇
黃 隆 隆	五、〇九七・五〇	四七・五〇
余 途 途	三、五九二・六六	四二・六六
謝 寅 寅	二、三八三・六三	三三・六三
洪 計 運	一〇七三六・七三	四六三・七三

嘉義

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

10013

業者名	交付金額	交付金額	
		国債支給額	現金支給額
大正製酒株式会社斗六工場	七〇,〇七八・三八	七〇,〇五〇・〇〇	二八・三八
同 嘉義工場	四五,三四九・九六	四五,三〇〇・〇〇	四九・九六
同 北港工場	三八,七六八・六〇	三八,七五〇・〇〇	一八・六〇
嘉義製酒株式会社榎子工場	一四,〇六六・七六	一四,〇五〇・〇〇	一六・七六
同 内山工場	一,五八八・二三	一,五五〇・〇〇	三八・二三
嘉義製酒株式会社	九一,八八六・〇七	九一,八五〇・〇〇	三六・〇七
安 倍 馬 治	一三,一三三・二三	一三,一〇〇・〇〇	一三・二三
林 林 固	一九八・二三三	一九五・〇〇〇	三・二三三
林 甲 炳	九,七七七・七五	九,七五〇・〇〇	二七・七五
黄 錫 材	四,一五七・四四	四,一五〇・〇〇	七・四四
張 淡	一六,二一七・〇二	一六,二〇〇・〇〇	一七・〇二
劉 如 章	八,五三七・五七	八,五〇〇・〇〇	三七・五七
卓 乾 福	五,七四五・〇七	五,七〇〇・〇〇	四五・〇七
郭 伯 秋	二,七二二・六九	二,七〇〇・〇〇	二二・六九
楊 計 順	三三三,九八一・一〇	三三三,六〇〇・〇〇	三八一・一〇

高 雄

業者名	交付金額	交付金額	
		国債支給額	現金支給額
南部製酒株式会社	三三三,六五八・五四	三三三,六五〇・〇〇	八・五四
南 興 製 酒 公 司	二,九二八・八九	二,九〇〇・〇〇	二八・八九
川 野 製 酒 公 司	四,三〇三・七〇	四,三〇〇・〇〇	三・七〇
田 村 治 助	一,六二〇・三五	一,六〇〇・〇〇	二〇・三五
謝 吾 教	七,八一八・三七	七,八〇〇・〇〇	一八・三七
林 傳 統	三,四一七・三三	三,四〇〇・〇〇	一七・三三
久 尾 吉 太 郎	二,一一一・二四	二,一〇〇・〇〇	一一・二四
林 熊 助	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
後 藤 太 郎	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	—
嘉義製糖株式会社橋子頭工場	五六,九五八・四二	五六,八五〇・〇〇	一〇八・四二

旗 山

業者名	交付金額	交付金額	
		国債支給額	現金支給額
旗山醸造株式会社旗山工場	三,〇五三・六三	三,〇五〇・〇〇	三・六三
同 杉林工場	—	—	—
同 美濃工場	二,七〇六・七九	二,七〇〇・〇〇	六・七九
同 新威工場	三,八六四・二三	三,八五〇・〇〇	一四・二三
盛 谷 太 郎	四,〇一〇・一五	四,〇〇〇・〇〇	一〇・一五
計	一三,六三四・七〇	一三,六〇〇・〇〇	三四・七〇

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

屏東

業者名	交付金額	交付金額	
		國債支給額	現金支給額
阿嶺醸造株式會社屏東工場	二、六〇〇・三七	二、六〇〇・〇〇	〇・三七
同 德協工場	八、六四四・五〇	八、六〇〇・〇〇	四四・五〇
佐倉井酒類製造合資會社			
東港製酒株式會社	二、八二八・九三	二、八〇〇・〇〇	二八・九三
六根製酒株式會社	二、五八六・五五	二、五五〇・〇〇	三六・五五
坊寮製酒合名會社	二、一八六・六三	二、一五〇・〇〇	三六・六三
高樹下製酒組合	六、〇六〇・四九	六、〇五〇・〇〇	一〇・四九
内埔酒類製造組合	一五、三三三・〇〇	一五、三〇〇・〇〇	一三・〇〇
潮州酒類製造公司	三、六八七・二〇	三、六五〇・〇〇	三七・二〇
萬豐萬泰酒類製造公司	二、六一三・八八	二、六〇〇・〇〇	一三・八八
徐 寧 炳	一〇、三九三・〇〇	一〇、三五〇・〇〇	四三・〇〇
楊 長 煌	二、二二五・四七	二、二〇〇・〇〇	一五・四七
張 得	四、三八〇・〇一	四、三五〇・〇〇	三〇・〇一
臺灣製糖株式會社阿嶺工場	二、六一八・三〇	二、六〇〇・〇〇	一八・三〇
計	六六、二二八・三三	六五、八〇〇・〇〇	三三八・三三

恒春

業者名	交付金額	交付金額	
		國債支給額	現金支給額
恒春芳蘭殖産株式會社恒春工場	一、五〇三・二八	一、五〇〇・〇〇	三・二八
同 車城工場	一、五三一・六九	一、五〇〇・〇〇	三一・六九
同 滿洲工場	五、二三三・九三	五、一〇〇・〇〇	三三・九三
計	八、一六八・九〇	八、一〇〇・〇〇	六八・九〇

澎湖

業者名	交付金額	交付金額	
		國債支給額	現金支給額
澎湖製酒公司馬公工場	二、〇五三・五八	二、〇五〇・〇〇	三・五八
同 湖西工場	七三六・七二	七〇〇・〇〇	三六・七二
同 紅木埕工場	二、八五七・五五	二、八五〇・〇〇	七・五五
同 西嶼工場	一、四六四・九六	一、四五〇・〇〇	一四・九六
小林 三郎	二、一〇三・三三	二、一〇〇・〇〇	三・三三
計	九、二一六・一四	九、一五〇・〇〇	六六・一四

花蓮港

業者名	交付金額	交付金額	
		國債支給額	現金支給額
宜蘭振拓産業株式會社稻住工場	二、六一三・二八	二、六〇〇・〇〇	一三・二八
同 玉里工場	二、三三七・七五	二、三〇〇・〇〇	三七・七五
佐藤 恒之進	三三、九五五・五六	三三、九五〇・〇〇	五・五六

第三編 創業施設

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
吉田傳次郎	二,三八八・三三	二,三五〇・〇〇	三八・三三
森金西藏	八,七〇二・四九	八,七〇〇・〇〇	二・四九
陳秋又傳	三,五六六・七九	三,五五〇・〇〇	一六・七九
計	五二,五六四・二〇	五二,四五〇・〇〇	一四・二〇

一〇八

臺東

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
臺東製糖株式會社製酒工場	二,一七四・一〇	二,一五〇・〇〇	二四・一〇
廣鄉産業株式會社成廣澳酒造場	二,三九二・〇六	二,三三〇・〇〇	四二・〇六
同 加走酒造場	一,六三〇・二五	一,六〇〇・〇〇	三〇・二五
謝和發	四,八七二・一一	四,八五〇・〇〇	二二・一一
增永三	二,五三七・一一	二,五〇〇・〇〇	三七・一一
謝彬	九,二三四・四二	九,二〇〇・〇〇	三四・四二
林秀寅	一,〇四二・四一	一,〇〇〇・〇〇	四二・四一
林安	三,五〇三・一三	三,五〇〇・〇〇	三・一三
計	二七,三八五・五九	二七,一五〇・〇〇	一三五・五九

白糶、紅糶、製造業者交付金調

臺北專賣支局

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
陳深池	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
王好招	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
翁雨	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
陳兩	六二〇・四八	六〇〇・〇〇	二〇・四八
特許製造	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
蕭白	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
蕭川	一九,三三九・三三	一九,三〇〇・〇〇	三九・三三
周天	一,二五一・三七	一,二五〇・〇〇	一・三七
廖萬	八三九・五三	八〇〇・〇〇	三九・五三
林淑	一,四五七・七二	一,四五〇・〇〇	一・七二
王滄	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
林佛	五二九・二六	五〇〇・〇〇	二九・二六
新高釀造株式會社	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	〇
李榮春	二,五六二・八四	二,五五〇・〇〇	一二・八四
陳圭	四,一三三・三五	四,一〇〇・〇〇	三三・三五
張福	二,八八九・七六	二,八五〇・〇〇	三九・七六
陳計	三六,六一七・六三	三六,四〇〇・〇〇	二一七・六三

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

一〇九

宜蘭出張所

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
宜蘭製酒株式會社	二、七七三・二四	二、七五〇・〇〇	二、三三・二四
計	二、七七三・二四	二、七五〇・〇〇	二、三三・二四

新竹出張所

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
孫進生	二、八七九・八一	二、八五〇・〇〇	二九・八一
邱煥生	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
計	三、三七八・八一	三、三五〇・〇〇	二九・八一

臺中專賣支局

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
中部酒造組合	四、〇二四・七一	四、〇〇〇・〇〇	二四・七一
何德昌	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
李昌	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—

豐原出張所

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
盧福來	四、四八二・一五	四、四五〇・〇〇	三二・一五
洪朝賜	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
計	八九二・一六	八五〇・〇〇	四二・一六
計	一〇、八九九・〇二	一〇、八〇〇・〇〇	九九・〇二

高雄出張所

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
廖培水	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
廖阿水	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
計	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—

屏東出張所

業者名	交付金額	交付金額	現金支給額
林傳統	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
吳振興	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	—
計	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	—

第三編 農業施設

1011

業者名	交付金額	交付金額内訳	
		國債支給額	現金支給額
林進	2,182,233	2,150,000	32,233
劉榮	500,000	500,000	0
計	2,682,233	2,650,000	32,233

以上交付金の支給内容細別を示せば次の如し。

酒造業者交付金調

臺北專賣支局

業者名	交付金額	交付金額内訳		計
		國債支給額	現金支給額	
日本芳醸造株式會社	1,925,000	1,925,000	0	1,925,000
臺灣製酒株式會社	76,000	76,000	0	76,000
新高釀造株式會社	37,000	37,000	0	37,000
枋橋製酒合資會社	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000
宜蘭振拓産業株式會社	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000
龍泉製酒商會	4,000,000	4,000,000	0	4,000,000
新庄和泉製酒公司	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000

業者名	交付金額	交付金額内訳		計
		國債支給額	現金支給額	
枋橋鴻源製酒商會	2,500,000	2,500,000	0	2,500,000
良泉造酒公司	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000
景尾泉香酒造公司	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000
長興製酒商會	2,300,000	2,300,000	0	2,300,000
北投製酒公司	2,400,000	2,400,000	0	2,400,000
宏濟福製酒商行	2,300,000	2,300,000	0	2,300,000
泉興製酒公司	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000
源泉製酒商會	775,000	775,000	0	775,000
山脚芳泉製酒公司	1,600,000	1,600,000	0	1,600,000
醴泉製酒公司	970,000	970,000	0	970,000
龍津製酒公司	3,800,000	3,800,000	0	3,800,000
湧津製酒公司	2,600,000	2,600,000	0	2,600,000
鶯石製酒公司	2,200,000	2,200,000	0	2,200,000
桃園改良製酒組合	1,400,000	1,400,000	0	1,400,000
大板酒造公司	3,400,000	3,400,000	0	3,400,000

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

1013

業 者 名	交付金額	交付金額内訳	一萬圓	五千圓	二千圓	一千圓	五百圓	二百圓	百圓	五十圓	計
藤井 肇	六四九三	六四九三	一	一	一	一	一	一	一	一	六四九三
張進	四六六〇	四六六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	四六六〇
倪江	三九八八	三九八八	一	一	一	一	一	一	一	一	三九八八
邱千	一〇七九八	一〇七九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇七九八
游道	五〇一〇	五〇一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	五〇一〇
山崎 衛	七三三九	七三三九	一	一	一	一	一	一	一	一	七三三九
黃東	三三三三	三三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三三
張福	三三三三	三三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三三
蔡受	三三三三	三三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三三
廖修	一〇七〇〇	一〇七〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇七〇〇
李雲	一〇七〇〇	一〇七〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇七〇〇
周英	八〇〇〇	八〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	八〇〇〇
藤川 旺	三〇〇〇	三〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇〇〇
王 計	三六六六	三六六六	一	一	一	一	一	一	一	一	三六六六

業 者 名	交付金額	交付金額内訳	一萬圓	五千圓	二千圓	一千圓	五百圓	二百圓	百圓	五十圓	計
王 熾	三二四八	三二四八	一	一	一	一	一	一	一	一	三二四八
王 昌	三二四八	三二四八	一	一	一	一	一	一	一	一	三二四八
王 計	六四九六	六四九六	一	一	一	一	一	一	一	一	六四九六

基隆出張所

業 者 名	交付金額	交付金額内訳	一萬圓	五千圓	二千圓	一千圓	五百圓	二百圓	百圓	五十圓	計
瑞泉 製酒公司	四七六六	四七六六	一	一	一	一	一	一	一	一	四七六六
玉泉 酒造公司	二二〇〇	二二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二二〇〇
三和 興産公司	三七八八	三七八八	一	一	一	一	一	一	一	一	三七八八
復興 製酒公司	三二四八	三二四八	一	一	一	一	一	一	一	一	三二四八
藤澤 敏太郎	三二四八	三二四八	一	一	一	一	一	一	一	一	三二四八
井口 卯三郎	三三三三	三三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三三
張金 海	三三三三	三三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三三
王 計	二二〇〇	二二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二二〇〇

宜蘭出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
宜蘭製酒株式會社頭工場	三三〇六	三三〇〇〇	三〇六				三三〇六
關陵酒造株式會社	三三〇七	三三〇〇〇	七				三三〇七
羅東製酒公司羅東工場	元〇三三	元〇〇〇〇	三三				元〇三三
同 利澤簡工場	三三〇四	三三〇〇〇	四				三三〇四
大漢製酒公司	元一〇六	元〇〇〇	六				元一〇六
蘇澳製酒公司	二四〇〇	二四〇〇〇					二四〇〇
計	三三〇八七	三三〇〇〇〇	二八七				三三〇八七

新竹出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
臺灣釀造株式會社苗栗工場	三六五九	三六〇〇〇	五九				三六五九
同 銅鑼灣工場	六七五九	六七〇〇〇	五九				六七五九
龍潭坡製酒公司	五〇二八	五〇〇〇〇	二八				五〇二八
劉金鐘	一五〇〇	一五〇〇〇					一五〇〇
計	一四九四六	一四九〇〇〇	一四六				一四九四六

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
簡桂枝	五五〇〇	五五〇〇〇					五五〇〇
楊慶隆	三六五九	三六〇〇〇	五九				三六五九
歐清溪							
鄭雅詩	三六五九	三六〇〇〇	五九				三六五九
林見輝	三六五九	三六〇〇〇	五九				三六五九
高世元	五〇〇〇	五〇〇〇〇					五〇〇〇
郭炳南	一〇〇〇	一〇〇〇〇					一〇〇〇
蔡德岳	二〇〇〇	二〇〇〇〇					二〇〇〇
陳寶珍	一〇〇〇	一〇〇〇〇					一〇〇〇
劉仕確	一〇〇〇	一〇〇〇〇					一〇〇〇
顏木興	八〇〇	八〇〇〇					八〇〇
陳阿五	二五〇〇	二五〇〇〇					二五〇〇
許生	一五〇〇	一五〇〇〇					一五〇〇
森幸三	一四〇〇	一四〇〇〇					一四〇〇
湯甘和	五〇〇〇	五〇〇〇〇					五〇〇〇
計	一四九四六	一四九〇〇〇	一四六				一四九四六

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

業者名	交付金額	交付金額内訳		支	額	計
		支	現			
邱國瑞	一九六、〇〇〇	一九六、〇〇〇	—	—	—	一九六、〇〇〇
鄭招貴	一八五、〇〇〇	一八五、〇〇〇	—	—	—	一八五、〇〇〇
謝瑞祥	二〇七、〇〇〇	二〇七、〇〇〇	—	—	—	二〇七、〇〇〇
黃再壽	二三五、〇〇〇	二三五、〇〇〇	—	—	—	二三五、〇〇〇
周明現	一七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	—	—	—	一七〇、〇〇〇
鐘番	二六〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	—	—	—	二六〇、〇〇〇
詹德芳	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	—	—	—	一三九、〇〇〇
計	七二〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	—	—	—	七二〇、〇〇〇

臺中專賣支局

業者名	交付金額	交付金額内訳		支	額	計
		支	現			
日本洋酒株式會社	一五五、〇〇〇	一五五、〇〇〇	—	—	—	一五五、〇〇〇
合資會社山中央製酒場	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	—	—	—	二〇〇、〇〇〇
二林製酒公司	一六五、〇〇〇	一六五、〇〇〇	—	—	—	一六五、〇〇〇
中部酒造組合	一三五、〇〇〇	一三五、〇〇〇	—	—	—	一三五、〇〇〇

業者名	交付金額	交付金額内訳		支	額	計
		支	現			
南投製酒組合	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	—	—	—	一八〇、〇〇〇
津島吉兵衛	二二三、〇〇〇	二二三、〇〇〇	—	—	—	二二三、〇〇〇
齊田久吉	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	—	—	—	二二〇、〇〇〇
何振德	一八五、〇〇〇	一八五、〇〇〇	—	—	—	一八五、〇〇〇
廖朝金	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	—	—	—	二二二、〇〇〇
廖登珪	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	—	—	—	三六〇、〇〇〇
陳武西	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	—	—	—	一九〇、〇〇〇
李協	三三八、〇〇〇	三三八、〇〇〇	—	—	—	三三八、〇〇〇
楊宗	三五三、〇〇〇	三五三、〇〇〇	—	—	—	三五三、〇〇〇
楊宗	三五三、〇〇〇	三五三、〇〇〇	—	—	—	三五三、〇〇〇
楊宗	三五三、〇〇〇	三五三、〇〇〇	—	—	—	三五三、〇〇〇
黃宗	三五三、〇〇〇	三五三、〇〇〇	—	—	—	三五三、〇〇〇
蔡宗	三四五、〇〇〇	三四五、〇〇〇	—	—	—	三四五、〇〇〇
唐宗	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	—	—	—	四九四、〇〇〇
詹宗	四七六、〇〇〇	四七六、〇〇〇	—	—	—	四七六、〇〇〇
陳宗	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	—	—	—	三三〇、〇〇〇



業者名	交付金額	交付金額内訳									
		支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額
黃木才	1,213.00	1,200.00	13.00								
林昌	2,266.33	2,200.00	66.33								
梁炎	1,904.80	1,800.00	104.80								
林春	5,648.00	5,500.00	148.00								
鄧諸	1,511.00	1,500.00	11.00								
劉東	3,600.00	3,500.00	100.00								
湯金	4,100.00	4,000.00	100.00								
蔡庚	1,000.00	1,000.00									
陳波	1,500.00	1,500.00									
黃清	1,200.00	1,200.00									
富永	1,200.00	1,200.00									
計	27,000.00	26,300.00	700.00								

豐原出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳									
		支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額
王桂森	7,743.00	7,500.00	243.00								
林錦	3,349.00	3,300.00	49.00								
陳維壽	2,900.00	2,900.00									
黃春光	3,560.00	3,500.00	60.00								
林監	5,800.00	5,800.00									
劉阿喜	2,500.00	2,500.00									
計	25,852.00	25,500.00	352.00								

埔里出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳									
		支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額	支給額	現給額
王桂森	7,743.00	7,500.00	243.00								
林錦	3,349.00	3,300.00	49.00								
陳維壽	2,900.00	2,900.00									
黃春光	3,560.00	3,500.00	60.00								
林監	5,800.00	5,800.00									
劉阿喜	2,500.00	2,500.00									
計	25,852.00	25,500.00	352.00								

臺南專賣支局

業 者 名	交付金額	交付金額内訳		支 給 額						計		
		支 給 額	現 金	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓			
臺灣酒造株式會社三仔仔工場	二,500.00	2,500.00	0.00									2,500.00
同 番仔山工場	三,300.00	3,300.00	0.00									3,300.00
同 佳里工場	二,490.00	2,490.00	0.00									2,490.00
同 學甲工場	三,275.00	3,275.00	0.00									3,275.00
鹽水港製酒公司	三,200.00	3,200.00	0.00									3,200.00
新營製酒公司	八,200.00	8,200.00	0.00									8,200.00
新泉利製酒公司	一,700.00	1,700.00	0.00									1,700.00
唯吧啤製酒公司	三,300.00	3,300.00	0.00									3,300.00
林 介 人	二,300.00	2,300.00	0.00									2,300.00
鹽 見 增 吉	八,500.00	8,500.00	0.00									8,500.00
笠 原 六 太 郎	一,500.00	1,500.00	0.00									1,500.00
陳 權	二,500.00	2,500.00	0.00									2,500.00
丹 羽 次 吉	四,500.00	4,500.00	0.00									4,500.00
王 大 遇	三,300.00	3,300.00	0.00									3,300.00
計	101,300.00	101,300.00	0.00									101,300.00

業 者 名	交付金額	交付金額内訳		支 給 額						計		
		支 給 額	現 金	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓			
薛 敏 做	五,500.00	5,500.00	0.00									5,500.00
黃 隆 遜	五,000.00	5,000.00	0.00									5,000.00
余 逢 進	三,500.00	3,500.00	0.00									3,500.00
謝 寅 寅	二,500.00	2,500.00	0.00									2,500.00
洪 運	101,300.00	101,300.00	0.00									101,300.00
計	101,300.00	101,300.00	0.00									101,300.00

嘉義出張所

業 者 名	交付金額	交付金額内訳		支 給 額						計		
		支 給 額	現 金	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓			
大正製酒株式會社斗六工場	七,000.00	7,000.00	0.00									7,000.00
同 北港工場	六,500.00	6,500.00	0.00									6,500.00
臺灣製酒株式會社樸子工場	一四,000.00	14,000.00	0.00									14,000.00
同 內田工場	一,八00.00	1,800.00	0.00									1,800.00
嘉義製酒株式會社	九,800.00	9,800.00	0.00									9,800.00
安 倍 馬 治	三,200.00	3,200.00	0.00									3,200.00
計	70,000.00	70,000.00	0.00									70,000.00

業者名	交付金額	交付金額内訳										
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計		
林 固	19,830	19,830	3,300									
林 炳	9,775	9,775	7,000									
林 甲	9,775	9,775	7,000									
黃 錫	4,150	4,150	7,000									
張 淡	16,370	16,370	7,000									
劉 如	8,575	8,575	7,000									
卓 乾	5,750	5,750	7,000									
郭 伯	2,726	2,726	7,000									
郭 秋	2,726	2,726	7,000									
楊 順	2,852	2,852	7,000									
計	128,524	128,524	33,000									

高雄出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳										
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計		
南部製酒株式会社	35,640	35,640	8,500									
南興製酒公司	22,848	22,848	6,800									
川野製糖治郎	47,036	47,036	7,700									
計	105,524	105,524	23,000									

業者名	交付金額	交付金額内訳										
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計		
田村治助	12,000	12,000	3,000									
謝 吾	4,800	4,800	6,000									
林 傳	4,800	4,800	12,000									
久 尾	2,100	2,100	10,000									
林 熊	5,000	5,000	5,000									
後 藤	2,000	2,000	2,000									
臺灣製糖株式会社橋子頭工場	20,000	20,000	10,000									
計	56,500	56,500	48,000									

旗山出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳										
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計		
旗山醸造株式会社杉林工場	2,000	2,000	2,000									
同 美濃工場	2,000	2,000	6,000									
同 新成工場	3,600	3,600	12,000									
盛 豆	10,100	10,100	10,100									
計	18,700	18,700	32,000									

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

屏東出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳		支額										計		
		支額	現給金額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	枚數	價格					
阿波糖製株式會社屏東工場	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	〇													
同 德協工場	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	〇													
佐倉井酒類製造合資會社																
東港製酒株式會社	二六六〇〇	二六六〇〇	〇													
六根製酒株式會社	二五六〇〇	二五六〇〇	〇													
枋寮製酒合名會社	二二六〇〇	二二六〇〇	〇													
高樹下製酒組合	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	〇													
内埔酒類製造組合	一四三三〇〇	一四三三〇〇	〇													
湖州酒類製造公司	三六七〇〇	三六七〇〇	〇													
萬曆萬泰酒類製造公司	二二三八八	二二三八八	〇													
徐 萃 炳 煊	一〇七五〇〇	一〇七五〇〇	〇													
楊 長	二二三三〇	二二三三〇	〇													
張 得	四三〇〇〇	四三〇〇〇	〇													
計	二六八八〇	二六八八〇	一八〇													

業者名	交付金額	交付金額内訳		支額										計		
		支額	現給金額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	枚數	價格					
臺灣製糖株式會社阿波工場	二六八八〇	二六八八〇	一八〇													
計	二六八八〇	二六八八〇	一八〇													

恒春出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳		支額										計		
		支額	現給金額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	枚數	價格					
恒春芳園拓殖株式會社	一三三六〇	一三三六〇	三六													
同 滿州工場	五三三三〇	五三三三〇	三五													
計	六六六九〇	六六六九〇	六六													

澎湖出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳		支額										計		
		支額	現給金額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	枚數	價格					
澎湖製酒公司馬公工場	二〇五五〇	二〇五五〇	三六													
同 湖西工場	三六三三〇	三六三三〇	三三													
同 紅木埕工場	二八七五〇	二八七五〇	七五													
同 西嶼工場	一四四八〇	一四四八〇	四六													
計	一〇〇一〇〇	一〇〇一〇〇	一九〇													

第四章 交付金 第五節 交付金に關する調査及規定

第三編 創業施設

業者名	交付金額	支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計
小林勘三郎	210,000	100,000	35,000			至自 500	至自 500	至自 500	至自 500	210,000
計	210,000	100,000	35,000							210,000

花蓮港專賣支局

業者名	交付金額	支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計
宜蘭振拓産業株式會社	260,000	260,000	260,000			至自 260				260,000
同 玉里工場	230,000	230,000	230,000			至自 230				230,000
佐藤恒之進	390,000	390,000	390,000			至自 390				390,000
吉田傳次郎	220,000	220,000	220,000			至自 220				220,000
森金西藏	870,000	870,000	870,000			至自 870				870,000
藤井又一	350,000	350,000	350,000			至自 350				350,000
陳秋傳	350,000	350,000	350,000			至自 350				350,000
計	2,570,000	2,570,000	2,570,000							2,570,000

臺東出張所

業者名	交付金額	支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計
臺東製糖株式會社製酒工場	210,000	210,000	210,000			至自 210				210,000
成廣産業株式會社	250,000	250,000	250,000			至自 250				250,000
同 加走灣酒造場	1,200,000	1,200,000	1,200,000			至自 1,200				1,200,000
謝和發	400,000	400,000	400,000			至自 400				400,000
謝寅寅	900,000	900,000	900,000			至自 900				900,000
林彬秀	1,000,000	1,000,000	1,000,000			至自 1,000				1,000,000
林福安	350,000	350,000	350,000			至自 350				350,000
計	2,660,000	2,660,000	2,660,000							2,660,000

業者名	交付金額	支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計
樹林紅酒株式會社	240,000	240,000	240,000			至自 240				240,000
宜蘭製酒株式會社宜蘭工場	240,000	240,000	240,000			至自 240				240,000
大正製酒株式會社臺中工場	290,000	290,000	290,000			至自 290				290,000
中部製酒公司	850,000	850,000	850,000			至自 850				850,000
計	1,620,000	1,620,000	1,620,000							1,620,000

酒造業者(徵收工場)交付金交付額調

工場名	交付金額	支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	計
樹林紅酒株式會社	240,000	240,000	240,000			至自 240				240,000
宜蘭製酒株式會社宜蘭工場	240,000	240,000	240,000			至自 240				240,000
大正製酒株式會社臺中工場	290,000	290,000	290,000			至自 290				290,000
中部製酒公司	850,000	850,000	850,000			至自 850				850,000
計	1,620,000	1,620,000	1,620,000							1,620,000

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

支局、出張所名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現金	現物	支給額	現金	
埔里社酒造株式会社	34,500	34,500					34,500
臺南製酒株式会社	43,300	43,300					43,300
大正製酒株式会社嘉義工場	24,800	24,800					24,800
旗山醸造株式会社	30,500	30,500					30,500
恒春芳釀株式会社	15,000	15,000					15,000
增永三吉	25,700	25,700					25,700
計	174,800	174,800					174,800

白糶、紅糶製造業者交付金調

支局、出張所名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現金	現物	支給額	現金	
臺北	26,700	26,700					26,700
宜蘭	22,500	22,500					22,500
新竹	33,900	33,900					33,900
臺中	10,200	10,200					10,200
豐原	5,000	5,000					5,000
計	102,300	102,300					102,300

業者名	交付金額	支給額	現金	現物	支給額	現金
高 雄	1,000.00	1,000.00				
東 雄	2,200.00	2,200.00				
計	3,200.00	3,200.00				

白糶、紅糶製造業者交付金調

臺北專賣支局

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現金	現物	支給額	現金	
陳 深 池	500.00	500.00					500.00
鄧 氏 招 治	500.00	500.00					500.00
王 氏 好	500.00	500.00					500.00
翁 丁	500.00	500.00					500.00
陳 兩 故	500.00	500.00					500.00
特許白糶製造所	500.00	500.00					500.00
蕭 潤 嘴	500.00	500.00					500.00
藤 川 藏	1,200.00	1,200.00					1,200.00
周 天 泉	1,200.00	1,200.00					1,200.00
計	7,400.00	7,400.00					7,400.00

第三編 創業施設

業 者 名	交付金額	支 給 額	現 金 支 給 額	一 萬 圓	五 千 圓	千 圓	四 百 圓	百 圓	內 部	計
廖 萬 修	6,000	6,000	6,000							6,000
林 潤 選	15,000	15,000	15,000							15,000
王 滄 林	5,000	5,000	5,000							5,000
林 佛 國	5,000	5,000	5,000							5,000
新高釀造株式會社	5,000	5,000	5,000							5,000
黃 燦 春	2,500	2,500	2,500							2,500
李 榮 芳	2,500	2,500	2,500							2,500
陳 圭 璋	4,000	4,000	4,000							4,000
張 福 老	2,000	2,000	2,000							2,000
陳 炎	2,000	2,000	2,000							2,000
計	67,000	67,000	67,000							67,000

10111

宜蘭出張所

業 者 名	交付金額	支 給 額	現 金 支 給 額	一 萬 圓	五 千 圓	千 圓	四 百 圓	百 圓	內 部	計
宜蘭製酒株式會社	27,000	27,000	27,000							27,000
計	27,000	27,000	27,000							27,000

業 者 名	交付金額	支 給 額	現 金 支 給 額	一 萬 圓	五 千 圓	千 圓	四 百 圓	百 圓	內 部	計
新 進 生	3,800	3,800	3,800							3,800
新 埔 製 糖 公 司	5,000	5,000	5,000							5,000
邱 焯 生	3,200	3,200	3,200							3,200
計	12,000	12,000	12,000							12,000

新竹出張所

業 者 名	交付金額	支 給 額	現 金 支 給 額	一 萬 圓	五 千 圓	千 圓	四 百 圓	百 圓	內 部	計
中 部 酒 造 組 合	7,000	7,000	7,000							7,000
何 振 德	5,000	5,000	5,000							5,000
李 昌 德	5,000	5,000	5,000							5,000
盧 福 來	4,000	4,000	4,000							4,000
計	21,000	21,000	21,000							21,000

臺中專賣支局

業 者 名	交付金額	支 給 額	現 金 支 給 額	一 萬 圓	五 千 圓	千 圓	四 百 圓	百 圓	內 部	計
中 部 酒 造 組 合	7,000	7,000	7,000							7,000
何 振 德	5,000	5,000	5,000							5,000
李 昌 德	5,000	5,000	5,000							5,000
盧 福 來	4,000	4,000	4,000							4,000
計	21,000	21,000	21,000							21,000

第四章 交付金 第五節 交付金に関する調査及規定

10111

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	
簡木	5000	5000					
朝木	5000	5000					
洪賜	5000	5000					
計	15000	15000					

豊原出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	
廖培	5000	5000					
廖阿	5000	5000					
計	10000	10000					

高雄出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	
林傳	5000	5000					
吳振	5000	5000					
計	10000	10000					

屏東出張所

業者名	交付金額	交付金額内訳					計
		支給額	現給額	一萬圓	五千圓	千圓	
林進	21500	21500					
劉榮	5000	5000					
計	26500	26500					

第六節 交付金の成績

交付金の支給を受くべき者は調査の結果、酒類業者二百十名中其の資格を有するもの二百名、内百六十三名は大正八年七月一日以前よりの業者にして、三十七名は大正八年七月二日以後の業者なり。而して交付金を受くる無資格者十名中三名は製造なかりしもの、七名は大正十年七月二日以後の業者なりとす。白糶、紅糶製造者三十五名中其の有資格者二十九名内二十六名は大正八年七月一日以前よりの業者、内三名は大正八年七月二日以後の業者なり、而して交付金を受くる無資格者六名中二名は製造なかりしもの、四名は大正十年七月二日以後の業者なりとす。

酒類製造業者にして大正十一年七月一日酒類賣捌人に指定せられ、酒類賣渡代金の二割五分の金額より其の四分の三に相當する金額を控除したる金額を交付したるもの八十三名なり。関係者の人格は自然人たる個人百二十一名、法

人たる會社四十六、舊慣上の公司四十三とす。
 交付金額は酒類製造者に對するもの百九十九萬八千六百八十八圓六十八錢、白糖、紅糖製造者に對するもの五萬七千八百五十一圓九十三錢にして、之を合計して二百五萬六千五百四十四圓六十一錢、内公債支給額二百五萬三千三百五十四圓、現金支給額五千九百九十四圓六十一錢、全部交付を完了し未済なるものなし。
 交付金豫算は補償金と共に四百四十萬圓にして、交付總額二百五萬三千三百五十四圓六十一錢なりしが、補償金二百二十七萬三千九百五十圓とを合計し、四百三十二萬五千三百圓を使用し、七萬四千七百圓は不用に歸したり。交付金實蹟狀況左の如し。

交付金支給狀況

區分	酒造業者	製白糖、紅糖業者	計	備考
營業者總數	220	35	245	
營業期間別				
大正八年七月一日以前ヨリノ營業者	163	28	191	内廿ハ製造ナシ
大正八年七月二日以後ノ營業者	40	3	43	内廿ハ製造ナシ
大正十年七月二日以後ノ營業者	7	4	11	
計	210	35	245	
交付金支給區分				
交付金ヲ受ケタル者	200	29	229	
交付金ヲ受ケザル者	10	6	16	
計	210	35	245	

賣捌人ノ指定ヲ受ケタル者	建物所有區分	建物ヲ所有セル者	建物ヲ所有セザル者	計
83	186	14	186	1
186	14	200	14	186
46	46	3	49	
43	43	2	45	
11	11	1	12	
210	210	35	245	
197	15	2	212	
3	14	1	15	
200	29	2	229	
計	210	35	245	

第二十九條第一項適用
 交付金五百圓以上ノ者
 交付金五百圓ノ者

交付金處分

業 者 別	交 付 金 額	交 付 金 額 内	
		公 債 支 給 額	現 金 支 給 額
酒類製造	1,998,688.68	1,993,900.00	4,788.68
白糖、紅糖製造	57,851.93	57,450.00	401.93
計	2,056,540.61	2,051,350.00	5,190.61

第五章 製造及輸移入の制限

第一節 製造の制限

酒類專賣制度實施の聲一度報導せらるゝや當業者は一方に於て工場及設備の補償に付極力運動を開始すると共に、持越酒の買上を見込み、俄然として製造量を増加するの舉に出づるの懸念ありたるを以て、專賣局長は新聞紙上を通じ又は直接當業者に對し、持越酒の徵收買上を行はざることを反覆説明せり。即ち臺灣日々新報大正十一年二月三日の記事酒專賣に關しては思惑製造品迄も補償することは不可能と題し專賣局長談として左の如く掲げたり。

今回ノ酒專賣ニ就テノ補償其ノ他ニ關シテハ、是迄モ民間當業者ニ對シテ直接間接ニ屢々聲明シタルニ拘ラズ、今尙盛ンニ思惑的ノ製造ヲ試ミル者ガアルヤニ聞イテ居ルガ、之ハ甚ダ遺憾トスル處デアル(中略)、思惑ヤ必要以外ノ者ニ對シテハ補償シ得ナイノデアル、當業者二百名餘カラ見レバ、此ノ酒ノ專賣ニ關シテハ不平ガアルカモ知レヌガ政府トシテハ國民全體ノ利益ノ爲ニハ又止ヲ得ナイコトデアル、茲ニ於テ可成當業者ノ有利ノ方法ヲ講ズルコトハ勿論デアルケレドモ必要以外ニ互ルモノニ對シテハ要求ヲ容ルル譯ニハ行カナイノデアルカラ、當業者ハ充分此ノ邊ヲ考慮シテ不測ノ損害ヲ受ケヌ様今カラ注意ガ肝要デアル。

臺灣日々新報二月四日記事左の如し。

南部酒業者ノ決議ニ對シ、專賣局長談トシテ、專賣施行當時ノ手持品云々ハ數回聲明シタガ所謂政府ノ事業ナルモノハ、專賣ニ限ラズ何レノ事業デモ一度夫レガ外聞ニ漏レタ以上ハ、其ノ後ノ種々ノ遺算段ハ斷ジテ認メナイコトヲ基準トスル、酒專賣ニ就テモ施行迄ニ半年以上モアル今日、盛ニ見越製造ヲヤルモノ、甚シキハ對岸ヨリ多數ノ斐ヲ買入レルナド言語同斷デアル、彼等ニハ

氣ノ毒デアルガ當局トシテハ之ニ對シテハ決シテ補償シナイ。

一面に於ては酒造税に伴ふ造石監督の爲駐在せる稅務官吏に於て、現場を監督し形勢に著しき變化あるときは、更に適宜の手段を講ずる見込なりしが、當事者は以上の説明のみを以てしては猶信を措かざりしもの、如く、時日の経過と共に益々造石數の増加を企つるの形勢顯著となり、殊に北部紅酒業者に於て其の狀況著しかりしを以て、遂に大正十一年二月二十六日府令臺灣酒造稅規則施行規則を改正し、從來酒類製造者は、單に酒造年度の事業に關し、製造すべき酒類の名稱製造方法、仕込數及其の製造見込數を豫め所轄廳に申告するのみを以て足れりとせし手續を、製造見込石數に就ては月別に其の承認を受け、且其の數量を變更せしめざることをなし、且同時に前年同月の製造數量を標準とし之を超過することなき様取締を講じ、紅酒に對しては其の見越製造殊に著しかりしを以て將來の製造を中止せしめたり、是若し此の儘放任する時は、專賣實施の曉に於て當業者に不測の損害を與ふるの虞あると共に、當局の計畫にも違算を來すべく、更に專賣制度實施の議も當時議會に於て豫算案の審議中にして、萬一專賣制定實施の議延期するに於ては、當業者は生産過剩價格下落の爲著しき損害を來すべきを以て、當業者の利害をも考厥し、當業者に説示して之を差控へしめたるものとす。尤も紅酒業者の背後には其の専用原料たる紅糶の製造者あり、紅糶製造者は紅酒製造者の要求により、其の製造數量を急激に増加し來りしものにして、紅酒製造の中止と共に紅糶業者は手持品の所置に窮するに至り、專賣法令發布に至る迄其の處分に就き陳情するものありたるが、之等は後に至り殘存品全部を徵收することによりて解決したり。紅酒製造業者の當時の見越製造の狀況は、左の計數に依りて之を窺ふことを得べし。

再製酒製造年度當初申告高

申告高	大正九年度 九二、〇一五 _五	大正十年度 七三、八五五 _五	九年度ニ比シ十年度ノ差減 一八、一六〇 _五
-----	------------------------------	------------------------------	-------------------------------------

再製酒査定高比較

計	大正九年度			大正十年度			増減
	一月	二月	迄	一月	二月	迄	
十一月	三六、三七八	四、七六八	二八、七五三	七、三七四	二、六〇六	七、六二五	減
十二月	四、四六三	五、〇七三	九、二六三	一〇、五五九	四、八〇〇	二、六〇六	増
計	五〇、六八二	五〇、六八二	五五、九四九	五五、九四九	五、二六七	五、二六七	増

酒類專賣令に於ては見越製造禁止の趣旨を以て同令第二十六條に左の規定を設け、發令と同時に他の條項に先ち施行したり。

酒類專賣令第二十六條 本令施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ臺灣總督ハ酒類ノ製造、輸入又ハ移入ヲ制限スルコトヲ得

前項ノ制限ニ違反シ酒類ノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲シタル者ハ三十圓以上三千圓以下ノ罰金ニ處ス

酒類專賣令施行以前、既に酒類造石稅監督の方法として、前敍の如く府令に依り事實上の制限を爲したるに依り、更に之を繼續して制限を勵行し同時に主要工場に對しては徵收又は使用の協議を進行し、六月十日を以て製酒工場の假引渡を行ひたるにより、主たる製造業者は同日以降全然製造を廢止し、又其の他の製造業者中中位に位するものは大部分酒類賣捌人となりたるを以て、其の内協議の際製造中止に就きて熟議を遂げ、六月以降は殆ど中止の姿となり

たり、其の他の一般製造業者も法令公布と共に、政府に於て持越酒の買上を爲さざること明白となりたるを以て、特に持越となるべきものを製造するの計畫を罷めたるもの多く、猶當局に於ては徵收物件調査の爲各製造工場に臨み、器物に對し徵收票を貼付したるを以て、營業者に於ても強て製造を繼續せむとするの舉に出づるもの少く、何れも前年同月の製造量以内に於て製造を繼續したるに止むるを得たり、然れども一面右制限に拘らず製造操作上の關係に於て、法令實施後の七月一日以降に於て製造を爲すの必要生ずべしと思料し、專賣令に於ては第二十四條を以て左の如く規定したり。

酒類製造者ハ大正十一年七月一日現ニ製造中ノ酒類ニ限り其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ製造シタル酒類ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

右の經過規定は實際上に於ては、其の適用を見ずして止みたり。

持越の紅糶共の他の製造原料は、全部專賣實施後直に之を買上たるが、其の數量左の如し。

品名	數量
白糶	一、五四七、四八七
紅糶	四八四、八九六
種麴	一、五〇〇
糶公	一、八二八
糶種	六、七一六
糖蜜	四七九、一六〇 _斤
石炭	一九、〇〇〇 _斤

第二節 輸移入の制限

酒類の製造制限と同時に、輸移入酒に對しても亦其の制限を爲すの必要ありたるが、法令發布以前は之を實行すべき法規の根據を有せざりし爲、自由放任の外なく、從て此の間一部署者の見越輸移入を爲したる形跡あり、尤も清酒は貯藏期間の關係上其の數量多からざりしも、洋酒類は相當數量に達したるもの、如し。而して大正十一年度に入ると共に、内地清酒移入業者に對しては、購入協議を進行すると共に、見越移入の制限に就て熟議懇談を遂げたるを以て、移入數量の制限に效果ありたるも、支那酒及外國酒に就ては其の數量少き爲、特に問題とするに至らずして止む、而して專賣令發布の結果前節既に製造制限の段に掲げたるが如き輸入制限の規定を設けたり。仍專賣令施行規則第四十條を以て左の如く規定したり。

專賣令施行規則第四十條 大正十一年七月一日前ニ酒類ヲ輸入又ハ移入セムトスル者ハ酒名別數量、輸入、移入ノ時期及輸入、移入地ヲ記載シタル申請書ヲ提出シ專賣局長ノ許可ヲ受クベシ

右の如く輸移入制限を明示し、發布當日たる大正十一年五月五日より實施したるを以て、爾後は專賣局長の許可を受くるにあらざれば、島内に搬入するを得ざるに至れり。然れども右發布の際既に仕出地を發送したるものに對しては、相當寛大なる所置を取り、殆ど五月中の輸移入に係るものは之を許可し、六月以降に至りても事情を精査し之を許可するの方針を採り、猶内地酒にありては購入契約の成立したる向に對しては一切許可せざることをせり、五、六月中に許可したるもの及不許可のもの、件數及數量左の如し。

清酒	燒酎	支那酒	洋酒	味計	許可		不許可	
					件數	數量	件數	數量
清酒	燒酎	支那酒	洋酒	味計	件數	數量	件數	數量
二、四三二、八三五	八八	二二	三六	一四〇	八四三	七九六	二二	一〇
四〇、三四二、七九九	二二	二二	三七	四	一六	二四	二〇	三
七、八一八、二八七	二二	二二	四	一	三六	二四	二	二九
四、六三二、一五五	三三	二八	一	一	五三	二九	三	二七〇
五九六、一五四	一五〇	二二	一	一	二	二四	二	一
六、五三五、六一三	三三	二二	一	一	五六	二七〇	一	一
					三二四	二七〇		

第三節 持越酒類

以上の制限を加へたるも猶七月一日に於て持越たる酒類別數量は凡左の如き數に達したり。

酒類別	數量
清酒	二、四三二、八三五
紅酒	四〇、三四二、七九九
米酒	七、八一八、二八七
糖蜜酒	四、六三二、一五五
洋酒	五九六、一五四
其他	六、五三五、六一三

酒類專賣令施行當時の持越酒に對しては、施行規則第三十八條に於て左の如く規定せり。

大正十一年七月一日ニ於テ現ニ存スル酒類又ハ臺灣酒類專賣令第二十四條ノ規定ニ依リ製造シタル酒類ヲ販賣セントスル者ハ大正十一年七月十日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄專賣官署ニ提出スベシ

- 一 酒名別數量及所在
- 二 販賣ノ場所
- 三 販賣者ノ住所氏名又ハ名稱

前項ノ酒類ヲ販賣スル者ハ毎月其ノ酒類ノ賣渡高及買受高ヲ翌月五日迄ニ所轄專賣官署ニ申告スベシ
第二十八條ノ規定ハ第一項ノ酒類ヲ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

政府必要ト認ムルトキハ第一項ノ酒類ニ封緘ヲ施サシメ又ハ一定ノ證票ヲ表示ヲ命ズルコトアルベシ
臺灣酒類專賣令施行規則第三十八條は前記の如く規定せしが、同條に引用する第二十八條の規定は賣捌人に關する

規定にして、賣捌人は帳簿を備へ左の事項を記入することゝしたり。

- (一) 買受、引替、買戻又は貯藏場より受入れたる酒類の酒名、容器區分、數量、價格、受入年月日及受入先
- (二) 賣渡、引替又は貯藏場に拂出したる酒類の酒名、容器區分、數量、價格、拂出年月日及拂出先

而して右事項は毎月五日迄に前月の現在高を報告せしむる外自由賣買を認め、特に其の取引に干渉せざることゝせしが逐次遞減して次の如き數量を示したり。

各年度末持越酒類現在高 (酒)

酒名	大正十一年七月一日迄																					
	大正十一年七月一日	大正十一年七月一日	大正十二年七月一日	大正十三年七月一日	大正十四年七月一日	大正十五年七月一日	昭和元年七月一日	昭和二年七月一日	昭和三年七月一日	昭和四年七月一日	昭和五年七月一日	昭和六年七月一日	昭和七年七月一日	昭和八年七月一日	昭和九年七月一日	昭和十年七月一日	昭和十一年七月一日	昭和十二年七月一日	昭和十三年七月一日	昭和十四年七月一日	昭和十五年七月一日	
清酒	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377	4,377
紅酒	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
米酒	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
糖蜜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
洋酒	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他酒	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377	11,377

- 一 洋酒の昭和二年三月末現在の前年度末現在に比し増加せるは無申告のものを發見したるに由る
- 二 麥酒は昭和八年度に專賣となりたるを以て以後の計數を掲せり

第四編 酒類の製造

第二章 酒類製造機關

酒類製造に關しては工場を設置し、工場には器具機械を裝備し、之を其の機能に應じ適當に運用する人の配置、管理に依りて、集聚せる原料に加工して初めて製品を市場に搬出し、一般の需要に應ずる順序なるが、專賣制度に於ては高級清酒、洋酒、支那酒の一部は移入若は輸入に依りて之を補足し、其の他は全部自給自足の方針を採れり。

酒類製造工場の建設は急速に完成し得べからざりしが故に、專賣實施當初に於ては在來製酒工場を徵收し、或は一時的借上げ適當の補修を加へて、創業計畫を立つるに至りたり。本章に於ては専ら製造機關たる工場及其の従業員に關して敘述するところあるべし。

第一節 製造工場

酒類製造工場は政府の酒類製造作業に關する一切の事務を掌理する機關なり。酒類の製造量は後に需要の増減に從ひ自然高低を生ずべしと雖、最初の計畫は大正六年以降三箇年に於ける本島酒類生産を基礎として、大體之に一致せしむる様計畫し、種類に依りては多少の斟酌を加へ、殊に清酒の如きは著しく從來の産額に比し縮少したり。

工場の設備は精密なる根據計算に基かざるべからざるも、創設當初に於ては完璧を期すべからざるは論を俟たず。然れども簡にして粗に過ぐれば重要なる製品に故障を來たし、之を挽回するに難きのみならず、多大の損耗を招

來するが故に、精粗宜しきを得て計畫の阻礙せざることに留意し、其の配置、原料、生産品の集散、距離の遠近等に鑑み、適正なる方針の下に工場は徵收使用を併せ二十一箇所を選定するに至りたり。

第一款 工場分布と需給關係

大正十一年七月一日酒類專賣制度の實施せらるゝに當り、同年度九箇月間の需要想定は大正六年以降三箇年の酒類生産額を目標とし、之に部分的縮少或は變更を加へ之を算定したり。

製造工場の配置は一般に紅酒工場は氣温の關係上北部に設置し、糖蜜工場は原料供給の便宜と其の設備の特殊なる理由により南部に配置し、米酒工場は全島に配置し、其の他の工場は地方の需用額と現工場の状態に鑑み適宜之を配置せり。而して其の工場は經濟的見地より其の設備能力の優良なるものを選び、且工場係数の平均を保持する程度の補修を施す豫定を以て、可及的少數となせるも交通便利少なき地方は製品輸送の關係と供給杜絶の虞あるを以て其の設備能力の必ずしも優良ならざるものをも加ふることせり。

右見地を以て最初に立案せる製造工場の分布次の如し。

所 在	所 有 者
臺北市海山町	樹林紅酒株式會社
同	龍津製酒公司
臺北市宜蘭郡宜蘭街宜蘭	宜蘭製酒株式會社
新竹州新竹郡新竹街	鄭 雅 詩
新竹州新竹郡新竹街	林 見 舜
臺中州臺中市臺中	大正製酒株式會社
同	何 振 德
臺中州豐原郡豐原街	中部製酒公司
臺中州能高郡埔里街	埔里社酒造株式會社
臺南州斗六郡斗六街	大正製酒株式會社
臺南州嘉義郡嘉義街	同
臺南市鹽埕	臺南製酒株式會社
高雄州旗山郡旗山	旗山釀造株式會社
高雄州恒春郡恒春	恒春芳釀株式會社
花蓮港廳花蓮港街	宜蘭振拓株式會社花蓮港工場
花蓮港廳壽區	佐藤 恒之進
臺東廳臺東街	增 永 三 吉

所 在	所 有 者
臺北市海山町	樹林紅酒株式會社
同	龍津製酒公司
臺北市宜蘭郡宜蘭街宜蘭	宜蘭製酒株式會社
新竹州新竹郡新竹街	鄭 雅 詩
新竹州新竹郡新竹街	林 見 舜
臺中州臺中市臺中	大正製酒株式會社
同	何 振 德
臺中州豐原郡豐原街	中部製酒公司
臺中州能高郡埔里街	埔里社酒造株式會社
臺南州斗六郡斗六街	大正製酒株式會社
臺南州嘉義郡嘉義街	同
臺南市鹽埕	臺南製酒株式會社
高雄州旗山郡旗山	旗山釀造株式會社
高雄州恒春郡恒春	恒春芳釀株式會社
花蓮港廳花蓮港街	宜蘭振拓株式會社花蓮港工場
花蓮港廳壽區	佐藤 恒之進
臺東廳臺東街	增 永 三 吉

酒類製造工場の沿革

酒類専賣創業に際しては當時現存の二十一工場を徵收又は借上使用すると共に、屏東工場を新設し爾後一定の計畫により工場の新増設並改築に着手したるが、漸次工場集中主義の下に十二工場を順次廢止し、昭和十四年中板橋酒工場を新設し現在十一工場に於て専ら製造し居れり。

工場名	所在地	製造酒類	徵收又は使用	摘	要
臺北酒工場	臺北市樟山町	米酒、糖蜜酒、泡盛、紅酒、藥酒、洋酒	使用	昭和四年七月買收	
宮前分工場	臺北市宮前町	米酒、白糠	徵收	昭和九年三月末廢止	
右明工場	同 右明町	米酒	使用	昭和十一年十二月末廢止	
太平工場	同 太平町	米酒、泡盛	同	大正十三年三月末廢止	
宜蘭工場	宜蘭郡宜蘭街	米酒、紅酒	徵收		
新竹東門工場	新竹郡新竹街	米酒	使用	大正十二年三月末廢止	
新竹北門工場	新竹郡新竹街	米酒、糖蜜酒、紅酒	同	昭和二年八月末廢止	
臺中工場	臺中市敷島町	清酒、米酒、燒酎、糖蜜酒、紅酒、白酒、高粱酒、味淋	徵收		
同分工場	臺中市臺中	米酒	使用	大正十一年十二月末廢止	
豐前工場	豐原郡豐原街	米酒、紅酒、糖蜜酒	同	昭和三年一月二十日廢止	
埔里工場	能高郡埔里街	清酒、米酒、燒酎	徵收		
臺南工場	臺南市鹽埕	米酒、糖蜜酒、藥酒	同		
嘉義工場	嘉義郡嘉義街	酒精、糖蜜酒、糯米酒、藥酒	同		
斗六工場	斗六郡斗六街	酒精、糖蜜酒	同	昭和四年三月末廢止	
旗山工場	旗山郡旗山街	米酒	同	昭和三年一月二十日廢止	

工場名	所在地	製造酒類	徵收又は使用	摘	要
屏東工場	屏東郡屏東街	米酒	新設	大正十二年十月新設	
恒春工場	恒春郡恒春街	米酒	徵收	昭和四年三月末廢止	
樹林工場	臺北州海山郡樹林	米酒、紅酒、紅糠	同		
同分工場	同	米酒	使用	大正十二年三月末廢止	
花蓮港工場	花蓮港廳花蓮港街	清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、紅酒	徵收		
同壽工場	同 壽村	米酒、糖蜜酒	使用	大正十二年一月末廢止	
臺東工場	臺東廳臺東街	米酒、糖蜜酒	徵收		
板橋工場	臺北州海山郡板橋街	清酒	新設	昭和十四年十月新設	

備考 製造酒類は工場創始當時に於けるものとす

第二款 工場管理

工場管理の使命は産業ありて一體たりし技術と經濟並に勞働と資本とを渾然統合協和の境地に置き、眞生産の發揮に寄與するものならざるべからず。即ち専ら工場内部の生産及消費に要する經濟と技術とを管理するにあり。工場に於ては較もすれば往々經濟と技術との緊密なる統合を缺き、若くは勞働と資本との圓滑なる協和を妨げ、生産の進展に多大の障害を來すことあるは、之を工場管理の立場より觀るときは専ら生産技術の經濟性と生産經濟の技術とに關する討究考査の荒怠と疏漫とに基くもの多し。

製造工場は多數の職工を雇備し作業に従事せしむるを以て、之を統轄して就業せしむるの經濟的運用なかるべからず。即ち作業に於ては作業の分課、構成、作業能率を攻究せざるべからず。工場設備には衛生設備、危害防備、火災防備、防空設備あり、厚生施設として職工の訓練、設備の刷新、教育施設、修養慰安の施設より安定設備として必需品

の供給、共済組合等あり、又各種機關を運轉し又之を取扱ふ規準なかるべからず。製品原料其の他材料の受拂上其の方法なかるべからず。

而して工場管理に於て最も重要な影響を及ぼすは新謂編制人件にして工場従業員の配置、部門編制等とす、以下管理に就き項を分ちて記述するところあるべし。

第二節 工場従業員

工場能力を人為的、機械的に發揮せしめて、其の活動を圓滑敏速ならしめ、酒造工業を技術的に向上進歩せしむるには、工場諸般の施設は謂ふを俟たざるも、唯一の要素は人の選定及其の配置の如何に在り、酒專賣當時に在りて最も苦心したるは等しく此の點に在り、今當時の配置、區分等を示せば次の如し。

造酒工場技術従業員

職工及傭人	備考	備	職工及傭人	備	備	備	備
二五〇			三	三			
一二五			二	二			
二六			一	一			
三八			二	二			
二〇			一	一			
一四			三	三			
一六七			二	二			

臺北
太北
宮前
宜竹
新(東門、北門)

技師

技手

屬託

雇

傭

職工及傭人

備考

樹臺花恒屏旗斗嘉臺埔豐	計	樹臺花恒屏旗斗嘉臺埔豐	計	樹臺花恒屏旗斗嘉臺埔豐	計	樹臺花恒屏旗斗嘉臺埔豐	計
(樹林、分)	一	(樹林、分)	一	(樹林、分)	一	(樹林、分)	一
四	三	四	三	四	三	四	三
二	二	二	二	二	二	二	二
三	二	三	二	三	二	三	二
三	一	三	一	三	一	三	一
一五	九	一五	九	一五	九	一五	九
九一五	八	九一五	八	九一五	八	九一五	八

製造工場に於ける作業は酒名別、工場の構造、其の他操作順序の關係等により工場毎に其の區分を異にし一律ならざるも、従業員の數は其の造石高に應じ略同率とせり。各工場に於ける當時の作業區分及従業員別表の如し。

臺北造酒場

作業別又ハ作業場所	主任	助手	手	職工及傭人人員	備考
第一 作業場				三三	米酒
第二 作業場				二	原料、米酒、紅酒、貯蔵

作業別	第一作	第二作	第三作	第四作	計
係	室	室	室	係	係
技手	技手	技手	技手	技手	書記(兼)
一	一	一	一	一	二六
手	技手	備	備	備	(内兼)
職工及備入人員	二〇	二〇	一八	三	二九
備	米酒		整裝(原詰、荷造等)		大工左官補工等ヲ含ム
考					
計	二〇	二〇	一八	三	二九

太平造酒場

作業別	第一作	第二作	第三作	第四作	計
係	室	室	室	係	係
技手	技手	技手	技手	技手	書記
一	一	一	一	一	一
手	技手	備	備	備	備
職工及備入人員	二〇	二〇	一六	四	三〇
備	米酒		整裝		
考					
計	二〇	二〇	一六	四	三〇

宮前造酒場

作業別	第一作	第二作	第三作	第四作	計
係	係	係	係	係	係
技手	技手	技手	技手	技手	技手
一	一	一	一	一	一
手	備	備	備	備	備
職工及備入人員	一六	五	二	二	二六
備	米酒	紅酒	整裝		
考					
計	一六	五	二	二	二六

樹林造酒工場

作業別	第一作	第二作	第三作	第四作	計
係	係	係	係	係	係
技手	技手	技手	技手	技手	技手
一	一	一	一	一	一
手	備	備	備	備	備
職工及備入人員	七八	一一	一一	一一	八九
備	米酒	紅酒	整裝		
考					
計	七八	一一	一一	一一	八九

臺南造酒場

米	糖	機	其	作
酒	蜜	械、	計	業
係	酒	分	他	別
係	係	析	書	主
兼	記	書	記	任
兼	兼	記	兼	助
兼	兼	兼	兼	手
兼	兼	兼	兼	職工及備人員
兼	兼	兼	兼	備
兼	兼	兼	兼	考

新竹造酒場(東門工場)

作	第	第	作
業	一	一	業
別	作	作	別
主	業	業	主
任	技	技	任
助	手	手	助
手	兼	兼	手
職工及備人員	兼	兼	職工及備人員
備	兼	兼	備
考	兼	兼	考

新竹造酒場(北門工場)

作	第	第	作
業	一	一	業
別	作	作	別
主	業	業	主
任	技	技	任
助	手	手	助
手	兼	兼	手
職工及備人員	兼	兼	職工及備人員
備	兼	兼	備
考	兼	兼	考

臺中造酒場

作	第	第	第	第	第	作
業	一	二	三	四	五	業
別	部	部	部	部	部	別
主	技	技	技	書	技	主
任	手	手	手	記	師	任
助	兼	兼	兼	兼	兼	助
手	兼	兼	兼	兼	兼	手
職工及備人員	兼	兼	兼	兼	兼	職工及備人員
備	兼	兼	兼	兼	兼	備
考	兼	兼	兼	兼	兼	考

豐原造酒場

作	米	作
業	計	業
別	係	別
主	技	主
任	手	任
助	兼	助
手	兼	手
職工及備人員	兼	職工及備人員
備	兼	備
考	兼	考

埔里造酒場

作	整	紅	清	作
業	裝	酒	酒	業
別	試	係	係	別
主	兼	兼	兼	主
任	兼	兼	兼	任
助	兼	兼	兼	助
手	兼	兼	兼	手
職工及備人員	兼	兼	兼	職工及備人員
備	兼	兼	兼	備
考	兼	兼	兼	考



壽造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及傭人人員	備 考
第一 作 業 兼 技 手	一	一	六	清酒
第二 作 業 兼	一	一	六	米酒
第三 作 業 兼	一	一	二	紅酒
第四 作 業 兼	一	一	四	機械
計	兼	兼	一八	

花遠港造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及傭人人員	備 考
米 酒 係 雇	一	一	九	包裝其ノ他ヲ含ム
計	一	一	九	

恒春造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及傭人人員	備 考
米 酒 係 雇	一	一	一八	包裝其ノ他ヲ含ム
計	一	一	一八	

嘉義造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及傭人人員	備 考
倉 庫 係 兼	一	一	二	備(兼)
計	一	一	二	

旗山造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及傭人人員	備 考
製 造 係 兼 技 手	一	一	一〇	
機 械 係 兼	一	一	六	
試 驗 包 裝 倉 庫 係 兼	一	一	四	
計	兼 書 記	兼 記	三〇	

斗六造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及傭人人員	備 考
製 造 係 兼 技 師	一	一	八	
機 械 係 兼	一	一	九	
試 驗 包 裝 倉 庫 係 兼	一	一	五	
計	兼	兼	三二	

第四編 酒類の製造

一〇六〇

作 業 別	主 任	助 手	職工及備人員	備 考
糖 蜜 酒 係 計	技 手		八 八 包装其ノ他ノ作業ヲ含ム	

臺東造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及備人員	備 考
第 一 作 業	技 手	一 雇	六 糖蜜酒	
第 二 作 業	兼	兼	三 泡盛酒	
第 三 作 業	兼	兼	三 米酒	
第 四 作 業	兼	兼	八 包装、試験	
計		一 兼	二〇	

宜蘭造酒場

作 業 別	主 任	助 手	職工及備人員	備 考
第 一 作 業	技 手	一 雇	二五	
第 二 作 業	技 手	一 雇	一三	
計		二 備	三八	

第一款 職 工

政府の酒類製造を開始するに方りては、努めて従来民間に使用したる職工中、技能性行等を調査して各營業主より

推薦せしめて其の優良なる者を招致し、各其の技能の程度に應じて業務に従事せしめたり。然れども民間操業と官業操作には多少の差違あるは免かれざるところなるが故に、事に處し時期に應じて訓育に努めたり。依て全く文字なく、事理を解せざる者の如きは之を除外し、幼年者の就業を禁じ、各勞役の程度に應じて従業時間を限り、風紀を維持するが爲には品性の陶冶、徳性の涵養を計り或は智能の啓發に努め、兼て勤儉貯蓄の良俗を養成し、善行動勉を奨励するが爲には表彰の方法を講じ、保健衛生には醫務室を設け、技能の熟練促進には進級の途を設け、不時の炎禍を救恤するには備人扶助會あり、相互扶助の爲には共済組合あり勞苦を慰藉するには休日、休暇、慰安會ある等凡そ生を厚うし風教を保つに於て備はらざるところなきを期したり。

休日は(一)毎年十二月二十九日より翌年一月三日に至る年末、年始を初とし(二)紀元節(三)天長節(四)備人表彰慰安會日(五)始政紀念日(六)臺灣神社祭(七)明治節(八)大正天皇祭(九)毎月日曜日の内二日間を通常とし臨時特別休暇の定あり、一箇年間持勤し勤務に誠實にして他の模範となるものに對しては一歴年(月)の中途に於て採用したる場合は其の翌月より起算し滿一箇年に到達せる年を當該年とす)五日以内を限り特別休暇を付與せらるべく、又父母の祭日に相當する日に於ても休日と定めらる。

休暇時間は一日一時間とし、女工に在りては産前一週間、産後五週間以内一年未滿、生兒哺育中の者に對しては更に一日一時間を増加することを得べく規定せり。表彰は分ちて(一)功績賞(二)善行賞(三)勤績賞、皆勤賞の四種とし功績賞はイ)業務上有益なる發明又は作業方法の改良を考案したる者ロ)危険を未然に防ぎ又は天災事變に際し特殊の功勞ありたる者、善行賞は品行方正且善行顯著にして他の模範たるべき者に授與し、勤績賞は四等級とし皆勤賞亦五等級に分ち表彰は何れも全員を以てし、賞状、金品、徽章の授與を以てすること、したり。

職工の給料は普通就業日數に應じて支給せらる。而して(一)上段敘述の第一乃至第八の定休日、(二)父母、配偶者子女

は其の家に在る祖父母又は兄弟、姉妹の死亡に依る忌引（父母五日、配偶者祖父母、子に對し三日、兄弟姉妹に對し一日）（三）公務に基因する傷痍疾病の爲の休業、（四）徴兵検査、簡閲の當日（五）特別休暇日等は就業日數に算入せしめらる。備人にして勤務演習の爲陸海軍に召集せられたるときは陸海軍に於て受くる給料に對し、其の不足額を補給することゝなるべし、又職工には別に被服貸與の規定あり。

酒類專賣創始當時の職工給料は内地人最低七十五錢、最高二四八十錢、平均二四七十七錢、本島人最低三十錢（女工）、最高一四八十錢、平均八十六錢なりしが、昭和三年に至りては内地人男最低一四六錢、女五十九錢、最高男二四十二錢、女七十二錢、平均男一四四十三錢、女六十七錢、本島人男最低五十二錢、女三十錢、最高男一四四十二錢、女五十二錢、平均三十六錢となり、勞働賃金は大正十一年の創設當時に比し低下したることを認め得べく最近昭和十五年に於ては男内地人最低七十五錢、最高三回四十一錢、平均七十二錢、本島人最低五十錢、最高二四八十五錢、平均一四四錢、女内地人最低五十五錢、最高一四七十五錢、平均八十三錢、本島人最低二十五錢、最高一四三十一錢、平均四十六錢なり。

職工を分ちて工手及工長とし、工長は業務成績優良品行方正なる職工中より選拔し工手の指導に當らしむ。而して工長には左腕に工長徽章を付せしむ、又業務の繁忙なる季節には臨時職工を採用し常備職工の補助たらしむことあり、大正十一年創業當時より累年職工人員を掲ぐれば左の如し。

職工人員數累年表

年次	職 區 分		計 工
	内 地 人	本 島 人	

年次	内地人	本島人	計 工
大正十一年	九一	八三九	九三〇
同 同 同	一〇三	八四三	九四六
同 同 同	九〇	九八三	一〇七三
同 同 同	一三八	九八二	一一二〇
昭 和	一五七	九五〇	一一〇七
元 年	一九六	九五七	一一五三
同 同 同	二〇五	九三九	一一四四
同 同 同	二二四	九〇三	一一二七
同 同 同	二六二	九六九	一二三一
同 同 同	二七九	九〇五	一二八四
同 同 同	三一	八五二	一二〇三
同 同 同	三一四	八五三	一一六七
同 同 同	三二一	八四四	一一六五
同 同 同	三三三	八六〇	一一三〇
同 同 同	三八九	八六九	一一五八
同 同 同	四二〇	九四一	一、三六一
同 同 同	五三五	一、〇八六	一、六二一
同 同 同	三五一	一、三三七	一、五八八

職工に關する各種規程中主なるもの次の如し。

(一) 臺灣總督府專賣局工場規程

本規程は專賣局所屬工場に對する諸規定にして固より酒工場に勤務する職工に適用する規定たるや言を俟たず、

本規程は昭和二年十月訓令第十三號を以て制定せられ、其の後數度の改正を経て現今に及べり。即ち左の如し。

臺灣總督府專賣局工場規程 (昭和二年十月訓令第一三號)

改正 (昭和四、四訓令第九號昭和一〇、五訓令第八號、昭和一二、九訓令第二六號)

第一章 總 則

第一條 本令ニ官署トアルハ支局長、出張所長工場長、(及製造課長)ヲ謂フ

第二條 工場ニハ工場日誌ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、天候、氣温及湿度(氣温及湿度ハ午後三時ノ觀測)

二、作業別、始業及終業時刻(晝夜連続作業ハ交替時間)

三、作業ノ概況

四、職工勤務ノ概況

五、工場内ノ衛生状態

六、天災事變其ノ他工場管理上必要ナル事件ノ概況

七、前各號ノ外參考トナルヘキ事項

第三條 官署長ハ第一號様式ニ依ル職工名簿及第二號様式ニ依ル勤務點檢簿ヲ備フヘシ

職工他ノ工場ニ轉勤シタル場合ハ職工名簿ノ謄本ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ轉勤先ノ工場ニ送付スヘシ

第四條 職工及來場者ニ知ラシムヘキ事項ハ工場内一定ノ場所ニ之ヲ揭示スヘシ

第五條 職工事務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ別ニ定ムル所ニ依ル扶助ヲ爲ス

第六條 前職アリシ者ヲ採用セムトスルトキハ豫メ前勤務所ニ就キ其性行、勤務成績及解僱ノ事由ヲ調査スヘシ

職工ノ年齢其ノ他身元ニ關シ證明ヲ必要トスルトキハ市區町村長所轄警察官署長又ハ郡守ニ對シ之カ證明ヲ求ムヘシ
第七條 本令ニ定ムルモノノ外職工ノ服務ニ關スル細則ヲ必要トスルトキハ官署長之ヲ定メ局長ニ報告スヘシ
之ヲ改廢シタルトキ亦同シ

第二章 採用 及 解 僱

第八條 職工ハ滿十二歳以上五十歳未滿身體強健身元確實ナル者ニシテ成ルヘク尋常小學校又ハ公學校卒業以上ノ學歷ヲ有スル者ヨリ
之ヲ採用スヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ職工ニ採用スル事ヲ得ス

一、專賣品販賣業者及其ノ家族並同居者

二、專賣法規ニ違反シタル者

三、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑事裁判未確定ノ者

四、專賣局職工又ハ從業者ニシテ懲戒ニ依リ解僱セラレタル者

五、性行不良ト認ムル者

六、身體虛弱精神異常又ハ惡病アル者

前項第二號乃至第四號ノ場合ニ於テ處分ヲ猶豫セラレタル者及通告ヲ履行シタル日、刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ
至リタル日又ハ解僱セラレタル日ヨリ一年ヲ經過シ、改悛ノ情顯著ナル者ハ之ヲ採用スルコトヲ妨ケス

第十條 職工ヲ採用セムトスルトキハ職工ニ關スル諸規程ヲ簡易ニ説明シ左ノ書類ヲ提出セシムヘシ

一、誓約書(第三號様式)

二、履歷書(様式適宜)

三、戸籍謄本又ハ戸口抄本(内地人ニ在リテハ戸籍謄本)

第一章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

第十一條 職工ノ身元保證人ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

一、身元確實ナル者

二、當該勤務所ノ所在地二里以内ノ地ニ一戸ヲ構フル者

三、第九條第一項第二號及第三號ニ抵觸セサル者

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル職工ハ之ヲ解僱スヘシ

一、屢缺勤、遲參、早退又ハ外出スル者

二、第九條第一項第一號乃至第三號（刑事裁判未確定ヲ除ク）、第五號又ハ第六號ニ該當スルニ至リタル者

三、技能發達ノ見込ナキ者

四、滿六十歳ニ達シタル者

前項第四號ニ該當スルモ身體強健技能優秀ナル者ハ銓衡ノ上引續キ勤務セシムルコトヲ得

第十三條 工場ノ廢止、製造數量ノ減少、又ハ作業方法ノ變更其ノ他官ノ都合ニ依リ己ムコトヲ得サル場合ニ於テハ職工ヲ解僱スルコトヲ得

第三章 業 務

第十四條 職工ヲ分チテ工手及工長トス

第十五條 官署長ハ業務成績優秀品行方正ナル職工中ヨリ工長ヲ命スルコトヲ得

工長ハ係員指揮ノ下ニ工手ノ指導ニ任セシム

第十六條 工長ニハ別記雛形ノ徽章ヲ交付シ之ヲ左腕上部ニ縫着セシムヘシ

第四章 勤務時間及休日

第十七條 一日ノ勤務定時間ヲ十時間トシ午前五時ヨリ午後八時迄ノ間ニ於テ官署長之ヲ定メ局長ニ報告スヘシ之ヲ變更シタルトキ亦

同シ

第十八條 原動機及傳導裝置機械ノ修理其ノ他特殊ノ場合ニ在リテハ勤務時刻ヲ變更シ又ハ勤務時間ヲ延長スルコトヲ得

第十九條 職工遲刻又ハ早退、外出セムトスルトキハ官署長ノ許可ヲ受ケシムヘシ

第二十條 徹夜勤務ニ服シタル職工ハ特別ノ必要アル場合ノ外引續キ晝間ノ勤務ニ服セシムヘカラス

第二十一條 晝夜連續ヲ必要トスル作業ニ於テハ職工ヲ二組以上ニ分チ交替勤務トシ且十日ヲ越エサル期間毎ニ之ヲ轉換スヘシ

第二十二條 休憩時間（食事時間ヲ含ム）ハ一日一時間トシ勤務時間内ニ於テ適宜之ヲ設クヘシ但シ夜間勤務ニ服スルトキ又ハ六月一

日ヨリ九月三十日迄ニ於テハ作業ニ差支ナキ限リ三十分ヲ増加スルコトヲ得

前項ノ休憩時間ハ産前一週間産後五週間以内（出産當日ヲ含ム）一年未滿ノ生兒哺育中ノ女工ニ對シテハ一日一時間以内ヲ増加スル

コトヲ得

第二十三條 始業、終業及休憩時刻ハ汽笛其ノ他適宜ノ方法ニ依リ職工ニ周知セシムヘシ

第二十四條 休日ハ左ノ如シ

一、年 末 年 始 自十二月二十九日至翌年一月三日

二、紀 元 節

三、天 長 節

四、備人表彰慰安會日

五、始政紀念日

六、臺灣神社祭

七、明 治 節

八、大正天皇祭

第一章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

九、毎月日曜日ノ内二日間

官署長ハ特別ノ事由アルトキハ第九號ノ休日ハ之ヲ増減若ハ變更スルコトヲ得

前項ニ依リ休日ヲ増減若ハ變更セムトスルトキハ豫メ局長ニ報告スヘシ

第五章 給料及工賃

第二十五條 日給拂職工ノ採用給料ハ別表ニ依リ官署長其ノ支給額ヲ定ムヘシ官署長前項ニ依ラスシテ採用給料ヲ定メントスルトキハ其ノ都度認可ヲ受クヘシ

第二十六條 工程拂職工ノ工賃率及査定給料ハ諸種ノ事情ヲ考察シ適當ノ方法ニ依リ官署長之ヲ定メ局長ニ報告スヘシ

第二十七條 日給拂職工ノ給料ハ就業日數ニ應シテ之ヲ支給ス但シ左ニ掲クル日數ハ就業日數ニ算入ス

一、第二十四條第一項第一號乃至第八號ノ休日但シ私事ノ爲其ノ前日ヨリ引續キ缺勤シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、父母配偶者、子又ハ其ノ家ニ在ル祖父母又ハ兄弟姉妹ノ死亡ニ依ル忌引日數但シ父母ニ對シ五日、配偶者、祖父母、子ニ對シ三日兄弟姉妹ニ對シ一日以内トス

三、公務ニ基因スル傷病疾病ノ爲休業セル日數

四、本島内(神戸支局ニ在リテハ内地)ニ於テ施行スル徴兵検査又ハ簡閱誓呼ノ爲勤務スルコト能ハサリシ日數

五、第四十四條ノ休暇日

六、工場作業ノ都合ニ依リ休業セシメラレ特ニ給料支給ノ必要アリト認メタル日數但シ其ノ場合ニ於テハ局長ノ承認ヲ受クヘシ傳染病ノ爲隔離處分ヲ受ケタル日數又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ出勤ヲ差止メタル日數ニ對シテハ一日ニ付日給半額ヲ支給ス

第二十八條 前二條ノ規程ハ之ヲ工程職工ニ準用ス但シ此ノ場合ニ於テハ査定給料ニ依ル

第二十九條 職工ノ給料工賃ハ前月二十一日ヨリ當月二十日迄ノ分ヲ其ノ月二十一日以後二十五日迄ニ之ヲ支給ス

第三十條 日給拂ノ職工ニシテ遅刻、早退又ハ勤務時間中私事ノ爲外出シタル場合ニハ所定ノ勤務時間ニ應シ一時間ヲ單位トシテ工

賃ヲ計算ス遅刻、早引又ハ勤務時間中私事ノ爲外出シタル時間一時間ニ滿タサルトキハ之ヲ一時間ト看做ス

定時間外就業セシメタル場合ニハ前項ニ準シ計算シタル時間外給料及其ノ十分ノ一ヲ支給ス其ノ場合ニ於テハ一時間ニ滿タサル端數ハ之ヲ算入セス

第三十一條 第二十四條第一項第一號乃至第八號ノ休日ニ勤務セシメタル職工ニ對シテハ其ノ日ノ給料工賃ノ倍額ヲ支給ス

第六章 保 健 衛 生

第三十二條 官署長ハ常ニ採光、換氣、照明、除塵、暖房、冷房、乾濕、給水、排水等ニ注意スヘシ

第三十三條 工場ニハ適宜ノ場所ニ唾壺(消毒劑入)及紙屑入ヲ配置シ便所等ハ常ニ清潔ナラシムヘシ

第三十四條 工場ハ毎年適宜ノ時季ニ於テ大掃除ヲ行フヘシ

第三十五條 休憩時間中ハ勉メテ精神ノ轉換ニ注意シ適當ナル休憩方法ヲ講スヘシ

第三十六條 職工ノ健康診断ハ採用ノトキ及毎年一回全職工ニ對シ之ヲ行ヒ必要アリト認ムルトキハ全部又ハ一部ニ對シ臨時之ヲ行フヘシ

前項ノ健康診断ヲ行ヒタル場合ハ直チニ其結果ヲ局長ニ報告スヘシ採用ノ場合ハ此限ニアラス

第三十七條 健康診断ハ左ノ各部ニ付テ之ヲ行ヒ併テ身長體重及胸圍ノ測定ヲ爲スヘシ

一、神經系統

二、五官器

三、血行器

四、呼吸器

五、消化器

六、皮膚及運動器

第一章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

七、其ノ他

第三十八條 臺灣傳染病豫防及之ニ基キ發スル法令ニ規定スル傳染病患者又ハ其ノ疑アル患者發生シタル場合ニ於テハ左ニ該當スル者ハ速ニ出勤ヲ差止ムヘシ

一、患者ノ同居者、看護人、患者ニ接近シタル者又ハ患者ノ死體排泄物等ノ取扱、運搬若クハ消毒方法ノ施行ニ從事シタル者

二、患者ノ家ニ出入シ又ハ患者ノ家ト棟、廁、井戸又ハ水道栓ヲ同フシ危險ノ虞アリト認メタル者

前項ノ出勤差止ノ解除ハ消毒方法ノ施行ヲ終リタル日ヨリ起算シ左ノ日數内ニ於テ之ヲ行フヘシ

一、痘 瘡

十四日

二、ペ ス ト

十日

三、麻疹チブス腸チブス(バラチブスヲ含ム)

七日

四、コレラ、流行性腦脊髄膜炎、赤痢、猩紅熱チフテリア嗜眠性腦炎

五日

第三十九條 痘瘡流行シ又ハ流行ノ虞アルトキハ全職工ニ對シ種痘ヲ行フヘシ但シ醫師ニ於テ必要ナント認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十條 前條以外ノ傳染病又ハ傳染性疾病流行シ又ハ流行ノ虞アル場合醫師ニ於テ必要アリト認ムルトキハ注射其ノ他適當ナル豫防方法ヲ行フヘシ

第四十一條 工場ニ於テ傳染病患者發生シタルトキハ臺灣傳染病豫防令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク消毒ヲ行ヒ避病院若ハ隔離所ニ送致ノ手續ヲ爲シ且ツ之カ豫防ニ付相當ノ處置ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニハ其ノ旨直ニ局長ニ報告スヘシ

第四十二條 工場内ニハ醫療ニ關シ相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第七章 賞罰及慰安

第四十三條 職工ニ對シテハ臺灣總督府專賣局備人表彰規程ニ依リ其ノ功績、善行及精勵ヲ考査シ毎年一回賞與ヲ行フ

第四十四條 官署長ハ職工ニシテ一箇年皆勤シ業務ニ誠實ニシテ他ノ模範トナルヘキ者ニハ特ニ慰勞トシテ一年五日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

第四十五條 前二條ニ依ル賞與又ハ賜暇ニ付テハ左ニ掲クル場合ハ之ヲ缺勤日數ニ算入セス

一、陸海軍演習又ハ教育召集ニ應召シタル爲又ハ證人、參考人若ハ鑑定人トシテ公務所ニ出頭ノ爲勤務スルコト能ハサリシ日數

二、天災事變ニ因リ勤務スルコト能ハサリシ日數

三、帝國在郷人會會員ニシテ分會又ハ聯合會ノ集會ニ參列ノ爲メ勤務スルコト能ハサリシ日數

四、市街庄指定ノ清潔法施行ノ爲勤務スルコト能ハサリシ日數

五、公務所ニ於テ施行スル種痘其ノ他豫防注射ノ爲勤務スルコト能ハサリシ日數

六、結婚又ハ妻ノ出産ノ爲勤務スルコト能ハサリシ日數(當日若ハ其ノ翌日ニ限ル)

七、産前一週間産後五週間以内ニ於テ勤務セサリシ日數

八、父母ノ祭日一日

九、當分ノ内嘉義、屏東、花蓮港及臺東ノ各工場ニ於テマリアノ爲勤務スルコト能ハサリシ日數一年ヲ通シ十日間

第四十六條 職工ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ減給ノ處分ヲ爲ス但シ其ノ情狀輕キ者ハ譴責ニ附シ重キ者ハ解僱ス

一、指揮命令ヲ等閑ニ附シタル者

二、他人ノ執業ヲ妨害シタル者

三、就業時間中若ハ所定以外ノ場所ニ於テ喫飯又ハ喫煙シタル者

四、虚偽ノ届出ヲ爲シタル者

五、火氣ノ取扱ヲ疎略ニ爲シタル者

- 六、所定ノ通用門以外ヨリ出入又ハ禁止ノ場所ニ出入シタル者
 - 七、所定以外ノ場所ニ糞尿又ハ汚物ヲ投棄シタル者
 - 八、就業中放歌遊戯又ハ盜眠ヲ爲シタル者
 - 九、妄リニ工場其ノ他ニ樂書ヲ爲シタル者
 - 十、無届缺勤ヲ爲シタル者
 - 十一、其ノ他前各號ニ準スヘキ所爲アリタル者
- 職工ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ解僱ノ處分ヲ爲ス
- 一、指揮命令ニ抵抗シ恭順ナラサル者
 - 二、就業中私品ヲ製造シタル者
 - 三、罷工ノ教唆ヲ爲シタル者
 - 四、暴行強迫ヲ以テ他人ノ職務ヲ妨害シタル者
 - 五、故意ヲ以テ官物ヲ毀棄滅失シタル者
 - 六、許可ヲ得スシテ他ニ就業シタル者
 - 七、數次ノ減給又ハ譴責處分ヲ受クルモ未タ改悛ノ情ナキ者
 - 八、其ノ他前各號ニ準スヘキ所爲アリタル者
- 第四十七條 前條第一項ニ依ル減給ノ程度ハ三十日以内ニ於テ給料(工程拂ニ在リテハ査定給料)ノ十分ノ三以下ノ割合トス
- 第四十八條 第四十六條ニ依ル懲戒ハ官署長ニ於テ其ノ處分ヲ爲シ第四號様式ニ依リ其ノ都度局長ニ報告スヘシ但シ譴責ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十九條 官署長ハ毎年一回適當ナル方法ニ依リ職工慰安會ヲ開催シ其ノ狀況ヲ局長ニ報告スヘシ

第八章 教化

- 第五十條 官署長ハ職工ノ品性ノ陶冶徳性ノ涵養並智能ノ啓發ニ努メ兼テ勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成スヘシ
- 第五十一條 官署長ハ善良ナル職工ヲ養成スルヲ本旨トシ適切ナル方法ニ依リ調育ヲ爲スヘシ
- 第五十二條 勤務定時間内ニ行フ調育ハ一週二時間以内トス
- 第五十三條 職工ニ貯金ヲ爲サシムルトキハ豫メ其ノ方法ヲ具シ局長ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ改廢セムトスルトキ亦同シ

第九章 取締

- 第五十四條 工場ニハ官署長ノ許可シタル者ニ非サレハ參觀又ハ出入セシムルコトヲ得ス
- 第五十五條 職工ニハ門鑑又ハ徽章ヲ交付シ出入ノ際守衛ノ檢閲ヲ受ケシムヘシ
- 第五十六條 工場ニ於テハ官署長ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ印刷物ノ頒布、演説、勸誘、集會、揭示其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五十七條 官署長ハ取締上必要ト認メタル場合ハ工場ニ携行スル物品ノ種類ヲ制限シ又ハ携帶品ノ検査ヲ行フコトヲ得
- 第五十八條 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ原料、材料、半製品、機械、器具其ノ他ノ物品ヲ亡失毀損シタル者ニハ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ賠償セシムヘシ
- 前項ノ賠償金ハ職工ニ支拂フヘキ給料工賃其ノ他ノ給與金ト相殺スルコトヲ得

附 則

- 第五十九條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第六十條 左ノ訓令ハ之ヲ廢止ス
- 一、大正元年訓令第十三號臺灣總督府專賣局工手及職工規程
- 一、明治三十二年訓令第十五號神戸支局職工規程

- 一、大正十一年訓令第十一號臺灣總督府專賣局工場就業時間及休業日規程
- 二、大正元年訓令第九號工程貸金支給ニ關スル件
- 三、明治三十六年訓令第六號神戸支局職工給料支給規程

二 賣專局備人表彰規程

職工の表彰は大正九年五月專秘第二百四十九號庶務課長依命通牒にて臺灣總督府專賣局備人表彰規程により毎年六月一日を以て之が表彰式を行ひ、搦て、此日を以て慰安會を開催し來りたるが、昭和十年五月訓令第九號を以て新に備人表彰規程を制定し前記九年五月專秘第二百四十九號は之を廢止し、昭和十年五月十八日專庶第百十二號を以て庶務課長より各官署長宛左記依命通牒を發せり。

本通牒に依れば表彰舉行期日は毎年六月一日とし、作業上の支障を尠からしむる爲毎年短時間内に施行することとし、慰安會は秋季適當の時期を選定の上隨時施行することゝなれり。

次で昭和十五年五月訓令第五號を以て右表彰規程を廢し新に表彰規程設けられたり。
現行表彰規程左の如し。

臺灣總督府專賣局備人表彰規程 (昭和十五年五月二十五日訓令第五號)

第一條 本規程ニ依り表彰スヘキ者左ノ如シ

職工、小使、給仕、電話交換手、常備夫、水夫、車夫、教導員、指導夫

第二條 表彰ヲ分チテ左ノ四種トス

一、功績賞

二、善行賞

三、勤績賞

四、皆勤賞

第三條 功績賞ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ其功績顯著ナルモノニ授與ス

一、業務上有益ナル發明ヲ爲シ又ハ作業方法ノ改良ヲ考案シタル者

二、危険ヲ未然ニ防キ又ハ天災事變等ニ際シ特殊ノ功勞アリタル者

第四條 善行賞ハ品行方正精勵恪勤且技術優秀ニシテ模範タルヘキ者ニ授與ス

第五條 勤績賞ハ左ノ四等級トシ其ノ一ニ該當スルモノニ授與ス

但シ同一人ニ對シテ二回以上同等級ノ賞ヲ授與スルコトヲ得ス

特等 滿三十年以上勤績者

一等 滿二十年以上勤績者

二等 滿十年以上勤績者

三等 滿五年以上勤績者

第六條 皆勤賞ハ左ノ五等級トシ其ノ一ニ該當スルモノニ授與ス

特等 滿二十年皆勤者

一等 滿十五年皆勤者

二等 滿十年皆勤者

三等 滿七年皆勤者

四等 滿五年皆勤者

- 五等 滿三年皆勤者
- 六等 滿一年皆勤者

第七條 表彰ハ賞狀、金品、徽章ノ授與ヲ以テシ左ノ區分ニ依リ之ヲ行フ

- 一、功績賞 賞狀、金品百圓以内及功績章
- 二、善行賞 賞狀、金品二十圓以内及善行徽章
- 三、勤績賞

特等 賞狀及金品三十圓以内

一等 賞狀及金品十五圓以内

二等 賞狀及金品十圓以内

三等 賞狀及金品五圓以内

四、皆勤賞

特等 賞狀及專賣局長ノ特ニ定メタル金品

一等 賞狀及金品三十圓以内

二等 賞狀及金品二十圓以内

三等 賞狀及金品十圓以内

四等 賞狀及金品五圓以内

五等 賞狀及金品三圓以内

六等 賞狀及金品一圓以内

第八條 本規程中間ノ計算ニ關シテハ毎年四月末日ヲ以テ終期トス

專監第一二二號

昭和十年五月十八日

名官署長宛

庶務課長

備入表彰規程制定ニ關スル件

昭和十年五月十八日訓令第九號ヲ以テ新ニ臺灣總督府專賣局備入表彰規程別紙ノ通り制定昭和十年度表彰ヨリ之ヲ適用セラルルト同
時ニ大正九年五月專秘第二四九號庶務課長依命通達ニ依ル臺灣總督府專賣局備入表彰規程ハ之ヲ廢止相成候條右御了知相成度依命及通
牒候也

道テ本件新規程ニ依ル徽章ハ賞狀ト共ニ送付可致尙表彰式舉行期日ハ毎年六月一日トシ(當日休日ニ當ルトキハ當該休日ヲ適宜作
業日ト繰替ヘ六月一日ハ之ヲ作業日ト爲スコト)作業上ノ支障ヲ尠ナカシムル様可成短時間内ニ施行セラレ度備入慰安會日ハ秋季
適當ノ時期ヲ選定ノ上豫メ其期日ヲ通知可致ニ付右通知ヲ俟テ施行相成度申添候

訓令第九號 (昭和十年五月十八日)

臺灣總督府專賣局備入表彰規程左ノ通り相定ム

臺灣總督府專賣局備入表彰規程

第一條 本規程ニ依リ表彰スヘキ者左ノ如シ

職工、小使、給仕、電話交換手、常備夫、水夫、車夫、教導員、指導夫

第二條 表彰ヲ分チテ左ノ四種トス

一、功績賞

第二章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

- 二、善行賞
- 三、勤続賞
- 四、皆勤賞

第三條 功績賞ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ其ノ功績顯著ナル者ニ授與ス

- 一、業務上有益ナル發明ヲ爲シ又ハ作業方法ノ改良ヲ考案シタル者
- 二、危険ヲ未然ニ防キ又ハ天災事變等ニ際シ特殊ノ功勞アリタル者

第四條 善行賞ハ品行方正精勵恪勤且技倆優秀ニシテ模範タルヘキ者ニ授與ス

第五條 勤績賞ハ左ノ四等級トシ其ノ一ニ該當スルモノニ授與ス

但シ同一人ニ對シテ二回以上同等級ノ賞ヲ授與スルコトヲ得ス

特等 滿三十年以上勤績者

一等 滿二十年以上勤績者

二等 滿十年以上勤績者

三等 滿五年以上勤績者

第六條 皆勤賞ハ左ノ五等級トシ其ノ一ニ該當スルモノニ授與ス

特等 滿二十年皆勤者

一等 滿十五年皆勤者

二等 滿十年皆勤者

三等 滿七年皆勤者

四等 滿五年皆勤者

- 五等 滿三年皆勤者
- 六等 滿一年皆勤者

第七條 表彰ハ賞狀、金品、徽章ノ授與ヲ以テシ左ノ區分ニ依リ之ヲ行フ

一、功績賞 賞狀、金品百圓以内及功績徽章

二、善行賞 賞狀、金品二十圓以内及善行徽章

三、勤績賞

特等 賞狀及金三十圓以内

一等 賞狀及金品十五圓以内

二等 賞狀及金品十圓以内

三等 賞狀及金品五圓以内

四、皆勤賞

特等 賞狀及專賣局長ノ特ニ定メタル金品

一等 賞狀及金品三十圓以内

二等 賞狀及金品二十圓以内

三等 賞狀及金品十圓以内

四等 賞狀及金品五圓以内

五等 賞狀及金品三圓以内

六等 賞狀及金品一圓以内

第八條 本規程申期間ノ計算ニ關シテハ毎年四月末日ヲ以テ終期トス

本令ハ昭和十年五月十八日ヨリ之ヲ適用ス

本令適用前大正九年五月專秘第二四九號臺灣總督府專賣局備人表彰規程ニ依リ功績章、善行賞ヲ授與セラレ現ニ在職スルモノニ對シテハ本令ニ依ル徽章ヲ授與スルコトヲ得

三 備 人 扶 助 令

備人扶助令は大正七年十一月勅令第三百八十二號を以て制定せられたるが其の後數回の改正を経て現今に及ぶ、政府の雇備する職工其他の備人業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ける扶助金の支給を定めたるものにして同施行規則は臺灣總督府に於て定めたる施行細則なり。

備 人 扶 助 令 (大正七年十一月勅令第三百八十二號)

改正 (大正一五、六勅令第三三九號、昭和一一、二勅令第四四九號、昭和二三、六勅令第二二八號、昭和四、七勅令第三三七號)

第一條 政府ハ其ノ雇備スル職工、鑛夫其ノ他ノ備人業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ本令ニ依リ扶助金を支給ス
扶助金ノ支給ヲ受クヘキ者法令ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス
扶助金ノ支給ハ備人ヲ解雇スルモ變更スルコトナシ

第二條 扶助金ハ療治料、休業扶助料、障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料及葬祭料ノ六種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ支給ス

- 一、療治料ハ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官費治療ヲ受ケサルモノニ之ヲ支給ス
- 二、休業扶助料ハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサル者ニ之ヲ支給ス
- 三、障害扶助料ハ負傷又ハ疾病ヲ治療シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ支給ス

四、打切扶助料ハ療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病ノ治療セサル者ニ之ヲ支給ス

五、遺族扶助料ハ死亡シタル者ノ遺族又ハ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

六、葬祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ備人死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ支給セルコトヲ得

打切扶助料ヲ支給スルトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ支給セス

備人重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第三條 障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料又ハ葬祭料ノ額ハ別表金額ノ範圍内ニ於テ負傷、疾病又ハ死亡ノ原因、身體障害ノ輕重、勤務年限ノ長短其ノ他各種ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第四條 療治料又ハ休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ拂渡スモノトス

障害扶助料ハ備人ノ負傷又ハ疾病ノ治療後遲滞ナク遺族扶助金及葬祭料ハ備人ノ死亡後遲滞ナク之ヲ拂渡スモノトス

第五條 負傷又ハ疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタル場合ニ於テハ障害扶助料ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ支給シタル障害扶助料ノ金額ヲ控除シテ之ヲ支給ス

第六條 遺族扶助料ノ支給ヲ受クヘキ者ニ關シテハ工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ヲ準用ス

第六條ノ二 備人健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間療治料ハ之ヲ支給セス、健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

備人ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ハ之ヲ支給セス但シ葬祭料ノ額カ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ額ヨリ多キトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

健康保險法第六十二條第一項(第二號ヲ除ク)若ハ第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ係リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ療治料、休業扶助料又ハ葬祭料ハ之ヲ支給セス

第七條 負傷又ハ疾病カ傭人ノ解僱後ニ再發シタル場合ニ於テハ扶助金ハ之ヲ支給セス

第八條 解僱後一年ヲ經過シタルトキハ本令ニ依ル扶助金ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但シ解僱前ニ又ハ解僱後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保険法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ扶助金ヲ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 扶助金算出ノ標準タル賃金ノ額ヲ定ムル方法ニ關シテハ工場法施行令十六條第一項乃至第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ主務官廳之ヲ定ム

第十條 政府ヨリ給與金ヲ受クル相互救済ヲ目的トスル組合ノ組合員タル現業傭人ニハ本令ニ依ル障害扶助料及遺族扶助料ハ之ヲ支給セス

組合員タル現業傭人組合ヨリ療治料、休業扶助料及葬祭料ニ相當スル給付ヲ受クヘキトキハ第六條ノ二及第八條ノ規定ヲ準用シ打切扶助料ニ相當スル給付ヲ受クヘキトキハ本令ニ依ル打切扶助料ハ之ヲ支給セス

附 則

本令ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際官役職工人夫扶助令ニ依リ療治料又ハ給助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本令施行ノ日ヨリ本令ニ依ル扶助金ヲ支給ス

官役職工人夫扶助令ハ之ヲ廢止ス

附 則

(昭和一一、二、九勅令第四四九號)

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ官費治療ヲ受クル者又ハ從前ノ規定ニ依リ扶助金ヲ受クル者ニシテ本令施行ノ際引續キ官費治療又ハ扶助金ヲ受クル者ニ對スル扶助ハ本令施行後ハ本令ニ依ル、本令施行前ニ官費治療又ハ扶助金ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助金ヲ受クル者ニ對スル扶助ニ付亦同シ

附 則

(昭和三、六勅令第二二八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹レル傭人ニシテ本令施行ノ際仍治療セサル者ニ對スル本令施行後ノ扶助ハ本令ニ依ル

本令施行前治療シタル業務上ノ負傷又ハ疾病カ本令施行前再發シ本令施行ノ際仍治療セサルトキ又ハ本令施行後再發シタルトキハ再發ノ時延引續キ雇傭スル傭人ニ限リ本令ヲ適用ス

附 則

(昭和一一、二、九勅令第四四九號)

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前支給事由ヲ生シタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

(別表)

種 別	金 額
療 治 料	一日ニ付賃金日額百分ノ二十
休 業 扶 助 料	一日ニ付賃金日額百分ノ六十
其ノ他ノ場合	賃金五百四十日分以上七百日分以下但シ男子ニ在リテハ四百三十圓女子ニ在リテハ二百七十圓ヲ下ルコトヲ得ス
一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金三百六十日分以上五百日分以下但シ男子ニ在リテハ三百圓女子ニ在リテハ百八十圓ヲ下ル
二 終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	

障害扶助料	三 従来ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康復ニ復スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜狀ヲ殘シタル者 四 身體ニ障害ヲ殘スト雖モ引續キ従来ノ勞務ニ服スルコトヲ得ル者	コトヲ得ス 賃金百八十日分以上三百日分以下但シ男子ニ在リテハ百五十日女子ニ在リテハ九十日ヲ下ルコトヲ得ス 賃金百四十日分以上百五十日分以下但シ男子ニ在リテハ三十日女子ニ在リテハ二十日ヲ下ルコトヲ得ス
打切扶助料		賃金五百四十日分以上七百日分以下但シ男子ニ在リテハ四百三十日女子ニ在リテハ二百七十日ヲ下ルコトヲ得ス
遺族扶助料		賃金四百日分以上六百日分以下但シ男子ニ在リテハ三百二十日女子ニ在リテハ二百日ヲ下ルコトヲ得ス
葬料		賃金三十日分以上四十日分以下但シ三十日ヲ下ルコトヲ得ス

傭人扶助令施行規則 (大正七年十二月府令第九十一號)

改正 (昭和三、三府令第一五號)

第一條 業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リタル者ノ療治ハ日額金二圓以内ニ於テ其ノ實費ヲ支給ス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二條 扶助金ヲ受ケムトスル者ハ左記書類ヲ請求書ニ添附シ所屬官衙長ニ差出スヘシ

- 一、療治料ヲ受ケムトスル者ハ醫師ノ診斷書並請求ニ要スル證據書類及前條但書ノ場合ニ在リテハ特ニ其ノ事情ヲ證明スヘキ書類
 - 二、障害扶助料又ハ一時扶助料ヲ受ケムトスル者ハ其負傷、疾病ニ因ル身體障害ノ程度及療養開始以來ノ經過ヲ詳細記載シタル醫師ノ診斷書
 - 三、遺族扶助料又ハ葬祭料ヲ受ケムトスル遺族ハ死亡診斷書及戶籍謄本又ハ戶口調査簿抄本
- 傭人扶助令第三條第一項第六號ニ依リ葬祭料ヲ受ケムトスル者ハ前項第三號ノ書類ノ外其ノ葬祭ヲ行フコトヲ證明スヘキ書類
- 第三條 交通局總長、專賣局長、營林所長及知事又ハ廳長ニ於テ扶助金ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ施行スヘシ
- 第四條 前條以外ノ官衙長ニ於テ第二條ノ願書ヲ受ケタルトキハ事實ヲ審査シ意見ヲ附シテ臺灣總督府ニ進達スヘシ

附 則

本令ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年十二月府令第十六號官役職工人夫扶助令施行規則ハ之ヲ廢止ス

官吏及雇員傭員並官役職工人夫等ニ

支給スル食餌料ノ件 (明治四十二年十二月官裁第八百二十八號民政長官通牒)

官吏及雇員傭員並官役職工人夫等ニシテ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ入院治療ヲ受クル食餌料ハ自今入院治療中包含スルコトニ府議決定相成候條此段及通牒候

追テ治療料未支給ノ者ニ對シテモ本通牒ニ依ル儀ニ付此段申添候

第一項 職工の採用

職工の良否は直に工場能率に影響し、其の結果は實績上に至大重要な關係を及ぼすべし。従て之が採用に際しては心身の發育に注意し、素行の善良なるものを選定するを要す。故に之が採用方針としては満十二歳以上五十歳未満にして身體強健、身元確實なる者にして成るべく尋常小學校又は公學校卒業以上の學歷を有する者たるを要し、次の各號に該當するもの、如きは之を採用せず、(一)專賣品販賣業者及其の家族並同居者(二)專賣法規に違反したる者(三)禁錮以上の刑に處せられたる者又は刑事裁判未確定中の者(四)專賣局職工又は從業者にして懲戒に依り解僱せられたる者(五)性行不良と認むる者、而して之が採用に際しては職工に關する諸般の事項を簡易に説述したる上本人に宣誓せしむるは勿論、工場所在地二里以内に戸を構へ身元確實なる者をして身元保證の地位に立たしむ。而して此の保證は職工の勤務する限り存続するは勿論なりとすべきも、職工たる身分に不相應の事項を命じ、之が爲に生じたる責任の如きは保證人に於て負擔すべき限りにあらざるなり。

職工の採用は雇傭契約に基き成立するとするも、時の経過に依りて當初の契約條件の多少に變動を生ずるが如きは、政府の單獨意思のみによりて之を爲すことを得べし。何となれば此等事項は採用當時既に被使用者に於て認容したるものと認むるを相當とすべければなり。例へば從業時間を長短伸縮し、休日に就業を命ずるが如きは政府の自由とすべし。

第二項 作業の種類

作業の種類は大體共通の觀なきにあらざるも、各工場の性能、生産種別の如何に依りて一様ならず。酒精を製造す

る工場に於ては製罐作業ありと雖、酒精の製造なき工場には此の種の作業なく、又臺中、花蓮港、板橋工場の如きは精米作業ありと雖、他の工場に於ては其の施設なし、汽罐、電力の整調作業の如きは工場を通じて共通の作業なり。

工場各種の作業は汽罐、電力の整調作業、精米作業、酵母の製造作業、原料材料品並製品の試験作業、米酒、紅酒、泡盛、藥酒、糖蜜酒、燒酎、清酒、白糴、酒精等の各仕込作業、壺洗作業、壺詰、樽詰作業、木箱組立作業、洋樽修繕作業、苞裝、箱詰等の包装作業を其の重なる作業とし分類的業態と稱することを得べし。

第三項 職工の教育及熟練工の養成

職工の教育は歐米に於ては社會施設として職工學校又は成人教育等の相當發達し成績見るべきものも尠からず。本邦に於ても近年都市に於ては勞働學校等の漸く増加せるは歡ぶべきことにして社會教育施設の完備と充實とは教育程度低き我多數の少壯年男工に對し最も切要とする所なり。然れども男工に對する技術教育ならば都市の公私設夜學校にて充分の効果を收め得れども、多數者の理智開發並に精神生活の向上を目標とする常識教育にありては、男工を終業後漏れなく他の夜學校に通學せしむることは寧ろ不可能なりとす。

職工教育は夜學校等の通學に依ることよりも寧ろ其の理智開發と共に精神生活の向上を圖り且つ其の生活を充實せしむる爲めには通例の補習教育は勿論、作業教育も工場自らの手を以て之を遂行することは教育保護の成果を完からしむる所以なり、職工が終業の後其の疲勞せる身體を運びて更に學修に専念することは勞苦の尋常ならざるものあり、職工教育の困難も亦是に基くべし。然れば職工教育保護の徹底を期するには成るべく作業時間を割き教課時間中は作業時間と同額の勞銀を給與するは勿論、所要の教科書等より筆紙墨等の一切の學用品をも貸與することは工場教育の効果を完からしむるもの尠からざるべし。

當局に於ても従來職工の素質向上を圖り、優秀なる職工を養成するを目的とし、各工場に對し其の勤務時間内に毎週二時間以内の訓育を爲し酒造概念を授け知識の啓發を期すべきことを指示し、之を實行し來りたるが專賣事業の發展に伴ひ従業職工益々増加すると共に、科學の進歩により當局工場管理も愈々複雑化するに至り殊に當局工場の如き機械作業の行はるゝ工場に於ては特に優秀なる未成年男を選びて其の専門とする基礎的智識を習得せしめ、兼ねて實生活的訓練を施し事業の圓滑なる進展に寄與せしむることは最も肝要とせられたるを以て、昭和十五年申訓令第十四號を以て臺灣總督府專賣局技術工養成所を設け之が養生規程を制定し専ら優秀職工の養成に邁進することゝなしたり。專賣局技術工養成所規程及之が設置趣旨左の如し。

專賣局技術工養成所設置趣旨 (昭和十五年八月)

一、專賣事業ノ發展ニ伴ヒ之ガ従業職工モ逐次増加スルト共ニ科學ノ進歩ニ依リ、當局工場管理モ複雑化シツツアル現状ニ鑑ミ、事業ノ圓滑ヲ期センガ爲當局職工トシテ特殊技能ノ習得並ニ素質ノ向上ヲ圖ルハ緊要ナル問題ナリ。従來職工ノ素質向上ニ付テハ銳意努力シ居レルモ作業ノ關係上將又職工ノ年齢及常識ノ相違等ノ爲之ガ徹底ヲ期スルヲ得ズ、加之近時著シク勞働力ノ不足ヲ來シ、當局各工場ニ於テモ職工ノ他ニ轉ズル者續出シ特ニ機械及電氣職工ニ於テ之ガ轉職スル者多ク、作業上甚シク支障ヲ來シツツアリ、仍而茲ニ技術工養成所ヲ設置シ有能ナル青年ヲ選抜シ入所セシメ、當局職工トシテ必要ナル課程ニ付修得セシメ且ツ團體的訓練ヲ施シ以テ常時ヨリ此種技術工ヲ養成スルト共ニ缺員職工ノ補充ヲ圖リ事業ノ圓滑ナル遂行ニ資セントスルモノナリ。

二、募集ノ方法

養成工員ハ小公學校修業者及之ト同等ノ學力アル未成年者ヲ一般ヨリ新聞廣告ニテ募集シ、選抜ノ上入所セシム。尙製造官署ニ於テ現在就業中ノ工手中作業ニ支障ナキ限り官署長ノ推薦ニヨル者ヲ入所セシム。

三、給與及貸與

内地人 日給七十錢以内
本島人 日給五十錢以内

地方官署長ノ推薦ニ依ル者ハ従來通ノ工手トシテ入所セシメ従來通ノ給料ヲ支給スルモノトス。教材及被服ハ給與又ハ貸與ス。

臺北市以外ノ居住者ニシテ臺北市内ニ縁故者無キ者又ハ臺北市内ヨリ通勤不可能ナル者約十名ニ限り專賣局道場ニ寄宿セシメ食費ハ全額又ハ半額ヲ補助スルモノトス。

四、場 所

技術工養成所ハ當分臺北煙草工場内ニ設置ス
學科 臺北煙草工場内教室ニ於テ教習ス

實習 臺北煙草工場、松山煙草工場、臺北南門工場、臺北酒工場其ノ他適當ノ場所トス
五、修業後ノ待遇

修業者ハ工手トシテ採用シ各工場ノ要求ニ應ジ適當人員ヲ配置ス
採用給 内地人 日給 一圓四十錢以内
本島人 日給 一圓以内

專賣局技術工養成所規程

第一章 總 則

第一條 專賣局ニ技術工養成所(以下單ニ養成所ト稱ス)ヲ置ク

第二條 養成所ハ技術工トシテ必要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ精神ノ鍛練ニ務ムルヲ以テ目的トス

第二章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

第三條 養成所ノ修業期間ハ毎年四月一日ヨリ向フ一箇年トス

第四條 養成工ノ定員ハ毎年度五十名以内トス

第五條 養成所ニ所長教務主任ヲ置キ所長ハ庶務課長ヲ教務主任ハ厚生係長ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ養成所ニ關スル事務ヲ掌理ス

教務主任ハ所長ノ指揮ヲ承ケ養成所ニ關スル一切ノ事務ニ従事ス

第六條 本令施行ニ關スル細則ハ所長之ニ定ム

第二章 入 所

第七條 養成所ニ入所スル者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

一、年齢滿十五歳以上二十歳未滿ノ男子ニシテ小學校又ハ公學校ヲ卒業シタル者若ハ所長ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムニ
者

二、品行方正 身元確實ニシテ身體検査ニ合格シタル者

專賣局工手ニシテ前項ニ該當スル者ハ其所屬官署ノ推薦ヲ受ケ入所スルコトヲ得

入所志願者ノ數入所ヲ許可スベキ人員ヲ超過スルトキハ學力考査、人物適性考査ニ依リ入所者ヲ選抜ス

第八條 入所志願者ハ自筆ノ別記第一號様式ノ入所願書、戸口抄本及別記第二號様式ノ履歷書ヲ所長ニ提出スベシ

第九條 入所ヲ許可セラレタル者ハ二人以上ノ保證人ヲ定メ別記第三號様式ノ誓約書ヲ所長ニ提出スベシ

第三章 教 習

第十條 養成所ニ電氣科、機械科ノ二教科ヲ置ク

教科目、教科課程及每週教授時數ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 各教科ノ講師及實習指導員ハ專賣局職員中ヨリ局長之ヲ命ズ

第十二條 所定ノ課程ヲ終了シタル者ニハ別記第四號様式ノ修業證書ヲ授與ス

特ニ成績優良ナル者ニハ別記第五號様式ノ褒賞狀ヲ授與ス

第四章 給 與 及 貸 與

第十三條 養成工ニハ内地人七十錢以内本島人五十錢以内ノ日給ヲ給ス但シ第七條第二項ニ依リ入所セル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 養成工ニハ教習ニ必要ナル教材被服ヲ給與又ハ貸與スルコトアルベシ

第五章 退 所

第十五條 入所後退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ

第十六條 左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ退所セシム

- 一、 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者
- 二、 身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者
- 三、 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者
- 四、 正當ノ理由ナクシテ屢々缺席シタル者
- 五、 其他所長ニ於テ退所セシムベキ理由アリト認ムル者

第六章 義 務

第十七條 本令ニ依リ教習ヲ受ケタル養成工ハ修業ノ日ヨリ向フ三年間專賣局工場ニ就業勤務スル義務ヲ有ス

第十八條 養成期間中退所シ又ハ前條ノ義務年限中退職シタル者ハ入所中支給シタル給料其ノ他ノ費用ニ相當スル金額ヲ辨償セシム但
シ退所又ハ退職ノ事由ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ

附 則

本令ハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

第一章 類酒製造機關 第二節 工場従業員

第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年九月一日ヨリ向フ一箇年間トス
(様式省略)

特殊技術養成工は八月中養成所規程第七條に依り各官署長の推薦をなさしめ、且つ汎く一般より募集したるが志願者總數一千名に達し、募集締切日迄に入所手續を完うせる者四百三十二名あり、之等に就き年齢、經歷等に依り豫め詮衡をなしたる結果更に百十七名の有資格者を得たるを以て、入學試験の上四十五名を入所せしむることとし、九月二日本局三階會議室に於て入所式を舉行したり。

本養成所教科日教授課程及毎週教授時數左の如し。

教科日	機 械 科		電 氣 科	
	毎週教授時數	課 程	毎週教授時數	課 程
心身鍛練科日	六	訓 育	六	同 上
技 術 科 日	一八	數學、理化材料及工作法、機械工學ノ大意	一八	同 上
實 習	二四	旋盤、仕上、鍛冶、溶接	二四	數學、理化、電氣科、電氣工學大意、電話、内線工事

第四項 職工の保健施設

職工心身の強弱は延て工場能率に多大の影響を及ぼすのみならず、製品に對する保健衛生上重大なる關係あるを以て常に其の健康を保持し、快活に業務に従事せしむるに在り、故に工場は常に採光、換氣、照明除塵、暖房、冷房、乾濕、給水、排水等に注意し略痰を禁じ隨時大掃除を行ひ、休憩時間中は努めて精神の轉換に注意し、休養の効果を

充分ならしむ。

工場には囑託醫を招聘し、其の下に看護の任に當るものを常置し醫務室を設備す。職工の健康診断は新規採用の場合には勿論、毎年一回必ず之を行ひ又必要に應じて臨時に行ふこととし、而して診断は身體の各部に付之を行ひ、身長體重、胸圍の測定を爲し、特に神経系統、五官器、血行器、呼吸器、消化器、皮膚及運動器に對しては嚴重なる検査を行ふこととせり。

傳染病患者發生し(一)其の同居者、看護人、患者に接近したる者又は患者の死體、排泄物等の取扱、運搬若は消毒方法に従事したる者(二)患者の家に出入し又は患者の家と棟、厠、井戸又は水道栓を同うし危険の虞ありと認めたる者に對しては速に其の出勤を禁止し、病狀の種類に依り五日乃至十四日間の診察を爲さしめ、又工場内に於て傳染病患者發生したるときは法令の定むる所に依り遲滞なく消毒を行ひ、患者は病院若は隔離所に送りて療養に努めしむるものとす。

出勤禁止の解除は消毒を終りたる日より起算し(一)疔瘡十四日(二)ペスト十日(三)麻疹チブス腸チベス(バラチブスを含む)七日(四)コレラ、流行性腦脊髄膜炎、赤痢、猩紅熱デフテリア、嗜眠性腦炎五日間と定めたり。

職工自身に衛生思想を涵養せしむるの方法として工場構内適當の場所を利用して浴場の設備を爲し或は掃除團を組織せしめて交互に其の持場擔當箇所を清潔整頓に努めしめ以て勤勞の美德涵養に資すると共に保健自衛の途に留意しつゝあり、保健施設には工場自ら計畫考察し其の効果を擧ぐるに努力しつゝあり。

第五項 職工の修養、慰安施設

職工は其の年齢、性別の差ありて之を一律に指導教化せむとするは不可能なりとするも、一般に品性の陶冶、徳性

の涵養、智育の啓蒙等に就ては官署長に於て毎週二時間以内の時間を割き適宜訓育を爲すの外概ね六月より九月に至る工場の閑散季節を利用して國語、簡單なる算數、酒造概念を授け専ら模範的職工としての指導教養を爲すにあり。構内に酒神松尾神社を奉祀し酒工場に於ける守護神と爲すと共に敬神崇祖の念を涵養せしむるの施設を爲し以て其の完璧を期しつゝあり。

職工の娛樂慰安に就ても亦之を劃一的に定むべからざるも、有益無害なるものに就き撰擇の要あり。工場定期慰安會は全工場一丸となりて之を行ひ其の他の娛樂、慰安の方法は音樂、活動寫眞、有益なる講談會等にして又ビンボン臺を備へ「テニスコート」を設けて休憩時に對する慰安に資せしむるあり、芝生、花園を作り其の中に休憩所を配し休養せしむるあり、右の如く修養、教化に慰安、娛樂に意を注ぎ、職工をして常に快活に就業せしむるは工場能率の増進を助くると共に、一は近時の一般風潮たる社會世相の惡化を防ぐ唯一の手段となるものなるを以て、此の點に關しては常時注意し毫も懈怠の念なきに努め遺憾なきを期しつゝあり。特に事變勃發以來非常時局に對しては國民精神總動員に則り國家體制に順應し知行合一を理念とし至誠職域奉公の指導に努め趣味の向上に注意を拂へり。

第六項 共 濟 組 合

工場勤務の職工の疾病、死傷に對しては政府の扶助、醫療の設備ありと雖危災の生ずる原因は無限なり、自ら備ふる所なかるべからず。此の自衛方法は先づ貯金制の如きも其の一なりと雖も、更に確實にして相互扶助を目的とするが爲には共濟組合の組織を最も最良の方法なりとす。政府は此の種組合の助長を達成するが爲、大正九年勅令第八十號を公布し政府の事業に従事する現業員の相互救済を目的とする組合にして、勅令の認むるものに於て退職年金又は廢疾年金の給付を爲すときは、政府は當該勅令に依る給與金の外毎年豫算の範圍内に於て、組合員の給料總額の百分

の三に當る金額を限度として組合に給與することを得べき規定を爲せしが、更に大正十四年六月勅令第二百十四號を以て臺灣總督府專賣局共濟組合に關する件を公布し、臺灣總督府專賣局の雇員以下の現業員は臺灣總督の定むる所に依り、相互救済を目的とする組合を組織すべきことを命じ、政府は毎年豫算の範圍内に於て組合員の給料總額の千分の二十に當る金額を限度として組合に給與すべく、臺灣總督は臺灣總督府專賣局の職員をして組合の事務に従事せしむることを得べく而して臺灣總督府專賣局の職員は現業員に非ざるも、組合に加入することを得るも、其の俸給給料は政府給與の基準額に算入せざる規定を爲し、此の規定施行の期日は臺灣總督之を定むることとしたるが、大正十四年六月臺灣總督府令第四十號を以て同年七月一日より之を施行することとなれり。次で同月府令第四十一號を以て臺灣總督府專賣官署共濟組合規則を發布したるに依り、同年七月臺灣總督府專賣局長は訓令第五號を以て、專賣官署共濟組合規則施行規程を設定し、大體の綱領を整備するに至りたり。

普通組合は各組合員が各自に出費して共同の事業を営むことを約するに因りて生ずる契約なるが、臺灣總督府專賣局共濟組合は政府の命令に因りて相互扶助なる共同の事業を営むことを約するに因りて成立せる組合なり。而して政府の組合に給與する金額は組合出資に非ざるが故に、政府は組合員にあらず。

組合の名稱は臺灣總督府專賣官署共濟組合と稱し、事務所を臺灣總督府專賣局内に置き、組合の事務は臺灣總督府專賣局長の管理とす。元來組合は獨立せる人格者に非ざるが故に、組合員自ら事務擔當の方法を定むべきを本則とするも、本組合は政府の命令に基き成立したるものなるが故に、事務擔當者は給與を爲す關係等より政府は管理者を專賣局長と指定したるものなり。元來組合の事務は政府の事務に非ざるが故に官吏として當然管掌すべからざるも、政府は組合組織命令たる勅令中に專賣局官吏の本組合事務に従事することを得べく規定したるが爲、茲に初めて專賣局長の組合事務管理の適法性を生ずるに至るものとす。

臺灣總督府專賣局共濟組合ニ關スル件 (大正十四年六月勅令第二百十四號)

改正 昭和三、六勅令第一〇九號

- 第一條 臺灣總督府專賣局ノ職員以下ノ現業員ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料總額ノ千分ノ二十ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス
- 第三條 臺灣總督ハ臺灣總督府專賣局ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得
- 第四條 臺灣總督府專賣局ノ職員ハ第一條ニ定ムル現業員ニ非サルモ組合ニ加入スルコトヲ得但シ其ノ依給給料ハ第二條ノ給料總額ニ之ヲ算入セス

附 則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ニ關スル件

(大正九年四月勅令第八十號)

政府ノ事業ニ從事スル現業員ノ相互救済ヲ目的トスル組合ニシテ勅令ノ認ムルモノニ於テ退職年金又ハ廢疾年金ノ給付ヲ爲ストキハ政府ハ當該勅令ニ依ル給與金ノ外毎年豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料總額ノ百分ノ三ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス但シ其ノ金額ハ年金給付ノ爲組合員ヨリ増徴スル掛金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項組合員ノ給料總額中ニハ現業員タル判任官以上ノ組合員及現業員ニ非サル組合員ノ依給給料ヲ包含セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年勅令第二百十四號施行ノ件 (大正十四年六月府令第四十號)

大正十四年勅令第二百十四號ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府專賣局共濟組合規則 (大正十四年六月府令第四十一號)

改正 昭和四、二府令第一〇號昭和九、三第三二號二、三、八年第一〇六號

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ臺灣總督府專賣官署共濟組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ事務所ヲ臺灣總督府專賣局ニ置ク
- 第三條 本組合員ノ事務ハ臺灣總督府專賣局長(以下單ニ專賣局長ト稱ス)之ヲ管理ス

第二章 組合員及掛金

- 第四條 大正十四年勅令第二百十四號第一條ノ現業員ノ範圍ハ別ニ之ヲ定ム本令ニ於テ非現業員ト稱スルハ前項ノ現業員以外ノ職員ヲ謂フ
- 第五條 本令施行ノ日ニ於テ前條ノ現業ノ職ニ在ル者ハ其ノ日ヨリ本令施行後新ニ現業員トナリタル者ハ就職ノ翌月ヨリ組合員トナル
- 第六條 非現業員ハ專賣局長ノ承認ヲ得テ組合員トナルコトヲ得
- 第七條 給料ヲ支給セサル者、臨時ニ使役スル者、及外國人ハ組合員タルコトヲ得ス
- 第八條 組合員ハ掛金トシテ毎月給料月額ノ千分ノ四十七ヲ給料受領ノ際拂込ムモノトス但シ第六條ノ組合員ハ給料月額ノ千分ノ八十七トス

給料ヲ受ケサル月又ハ其ノ受領額カ掛金ノ額ニ滿サル月ノ拂込ハ次回給料受領ノ時之ヲ爲スヲ要ス
月ノ中途ニ於テ組合ニ加入又ハ脱退シタル場合ト雖其ノ月ノ掛金金額ヲ拂込ムモノトス

特別ノ勞務又ハ缺勤其ノ他臨時ノ事故ニ因リ給料ニ増減ヲ生スルコトアルモ掛金額ハ之ヲ増減セス

第九條 掛金算定ノ基本トナルヘキ給料月額ハ年俸ヲ受クル者ニ在リテハ年俸ノ十二分ノ一トシ日給ヲ受クル者ニ在リテハ日給三十日

第一章 類酒製造機關 第二節 工場従業員



分トス但シ休日ニ給料ヲ受ケサル者ニ在リテハ日給二十五日分トス

工程給料ヲ受クル者ニ在リテハ別ニ定ムル一日ノ査定給料ノ二十五倍ヲ以テ給料月額トス
加作ハ之ヲ給料ニ算入ス

第十條 掛金ニ異動ヲ生スヘキ事由發生シタルトキハ其ノ翌月ヨリ掛金ノ額ヲ改定ス

第十一條 組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ組合ヲ脱退ス

- 一、死亡シタルトキ
- 二、退官又ハ退職シタルトキ
- 三、休職トナリタルトキ
- 四、他ノ官廳ニ轉任又ハ轉職シタルトキ
- 五、非現業員タル組合員組合ニ加入後二年ヲ經過シ脱退ノ意思ヲ表示シタルトキ
- 六、現業員タル組合員非現業員ノ職ニ轉シタルトキ
- 但シ繼續シテ組合員タルノ意思ヲ表示タルトキハ此限リニ在ラズ
- 七、第七條ニ該當スルニ至リタルトキ

徵收又ハ召集ノ爲メ退官、退職又ハ休職トナリタル者退營又ハ召集解除ノ日ヨリ九十日以内ニ再ビ採用セラレ又ハ復職シテ組合員ト爲リタルトキ其前後ノ加入期間ハ之ヲ通算ス但シ徵收又ハ召集ニ因ル退官、復職又ハ休職ノ際勤勞一時金ノ給付ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラス

第十二條ノ二 組合員脱退ニ付給付金ヲ支給スル場合ニ於テ組合員カ組合ニ對シ支拂フヘキ掛金其ノ他ノ債務アルトキハ給付金ヨリ之ヲ控除ス

第十二條 組合員ノ年齢及加入期間ハ月ヲ以テ計算ス

第十三條 組合員及組合員タリシ者ハ本令ニ定ムル所ニ依リ給付ヲ受クルノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 給付

第一節 總則

第十四條 給付ハ左ノ七種トス

- 一、公傷病給付
- 二、傷病給付
- 三、産婦給付
- 四、勤勞給付
- 五、遺族給付
- 六、葬祭給付
- 七、罹災給付

第十五條 本令ニ依ル各條ノ給付ハ之ヲ併給ス但シ公傷病給付ト傷病給付ト産婦給付ト休養給與金、勤勞給付ト遺族給付ハ之ヲ併給セス

第十六條 給料ヲ以テ算定ノ基礎トスル給付金額ハ給付ノ事由發生シタル當時ノ掛金ノ標準トナリタル給料ニ依リ之ヲ算定ス但シ勤勞年金ハ組合加入期間中ニ於ケル掛金ノ標準トナリタル給料總額ノ平均年額ニ依リ之ヲ算定ス

第十七條 給付金額算定ノ基本タル給料ハ月額ニ付テハ第九條ノ規定ヲ準用シ月額ノ十二倍ヲ以テ年額トシ月額ノ三十分ノ一ヲ以テ日額トス

第十八條 年金給付ノ期間ハ給付ノ事由發生ノ翌月ヲ以テ開始シ給付ヲ受クルノ權利消滅ノ月ヲ以テ終了ス

第十九條 年金ハ月割ヲ以テ計算シ一月、四月、七月及十月ニ於テ其ノ前三分ヲ給與ス但シ權利消滅ノ場合ニ於テハ期月ニ拘ラス之ヲ給與ス

第二十條 年金ヲ受ケ又ハ受ケヘキ者國籍ヲ失ヒタルトキハ爾後年金ヲ受クルノ權利ヲ喪失ス

第二十一條 年金ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ恩給金庫法第十八條三項ノ規定ニ依ル貸付ノ擔保ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ年金ノ給與ヲ停止シ又ハ給與セサルコトアルヘシ

第二十二條 組合員又ハ組合員タリシ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ給付ノ全部又ハ一部ヲ給與セサルコトヲ得

一、自殺シタルトキ

二、犯罪ニ因リ給付ノ事由ヲ發生セシメタルトキ

三、在職中ノ犯罪ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

四、懲戒處分ニ因リ免官又ハ解職セラレタルトキ

組合員又ハ組合員タリシ者在職中ノ犯罪ニ關シ告訴又ハ告發セラレタル者ニ對シテハ其ノ裁判確定ニ至ル迄給付金ノ給與ヲ停止ス

第二十三條 給付ノ事由發生又ハ給付ヲ受クルノ權利消滅シタルトキハ組合員、組合員タリシ者又ハ其ノ戸主若ハ家族ハ遲滞ナク之ヲ專賣局長ニ申告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ組合員、組合員タリシ者又ハ其ノ戸主若ハ家族ハ組合ヨリ派遣シタル職員又ハ醫師ノ調査及診察ヲ拒ムコトヲ得ス組合員、組合員タリシ者又ハ其ノ戸主若ハ家族前二項ノ規定ニ違反シタルトキハ給付ノ全部又ハ一部ヲ給與セサルコトヲ得

第二十四條 給付ノ事由發生シタルトキハ給付ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ハ專賣局長ニ之ヲ請求スヘシ

給付ヲ受クルノ權利ハ其ノ事由發生ノ日ヨリ二年間之ヲ行使セサルニ因リ消滅ス

第二十五條 故意ニ組合員、組合員タリシ者又ハ給付金受領ノ先順位ニ在ル者若ハ同順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又死ニ致サムトシタル爲刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ給付ヲ爲サス

前項ノ犯罪ニ關シ告訴又ハ告發セラレタル者ハ裁判確定ニ至ル迄給付ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二節 公傷病給付

第二十六條 公傷病給付ハ組合員職務上傷癘ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給與ス

一、公傷病年金

二、公傷病一時金

三、醫療給與金

第二十七條 公傷病年金ハ左ノ場合ニ該當シ脱退シタルトキ各其ノ等級ニ應シ終身間之ヲ給與ス

一等 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルトキ 給料七月分乃至九月分

二等 終身勞務ニ服スルコト能ハサルトキ 給料四月分乃至六月分

第二十八條 前條ノ傷癘又ハ疾病ニシテ恢復若ハ輕減シタルトキハ年金ノ全部又ハ一部ノ給與ヲ爲ササルコトアルヘシ

第二十九條 公傷病一時金ハ傷癘又ハ疾病ノ程度公傷病年金ヲ受クルニ至ラス左ノ場合ニ該當シタルトキ各其ノ等級ニ應シ之ヲ給與ス

一等 從來ノ業務ニ服スルコト能ハス又ハ身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得ス因テ脱退シタルトキ 給料七月分乃至一年分

二等 身體ニ障害ヲ存スト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルトキ 給料六月分以内

第三十條 第二十七條又ハ前條ニ依リ給付ヲ受ケタル者給付決定後一年以内ニ當該傷癘又ハ疾病ニ基因シ更ニ上級ノ給付ヲ受クヘキ事由アルニ至リタルトキハ之ヲ改定ス前條ノ給付ヲ受ケタル者第二十七條ニ該當スルニ至リタルトキ亦同シ此ノ場合ニ於テ(一時金ヲ

年金ニ改定スルノ必要アルトキハ)當該年金ノ給與ハ脱退ノ翌月ヨリ之ヲ積算シ該一時金ノ額ニ達スル迄其ノ給與ヲ中止ス

第三十一條 醫療給與金ハ傷癘又ハ疾病ニ對シ醫師ノ治療ヲ受ケタルトキ之ヲ給與ス

前項ノ給與金額ハ治療ニ要シタル實費トス

第三十二條 前條ノ治療ニ關シ專賣局長ハ豫メ醫師ヲ指定ス

前項指定以外ノ醫師ニ付治療ヲ受クルノ必要アルトキハ專賣局長ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ受スシテ他ノ醫師ノ治療ヲ受ケタルキハ專賣局長ハ醫療給與金ノ給與ニ關シ適當ト認ムル額ヲ定メ又ハ之ヲ給與セサルコトヲ得

第三節 傷病給付

第三十三條 傷病給付ハ組合員トナリタル後一年以上ヲ經過シタル者自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ給與ス

- 一、廢疾給與金
- 二、特症給與金
- 三、休養給與金

第三十四條 廢疾給與金ハ左ノ場合ニ該當シ脱退シタルトキ各其ノ等級ニ應ジ之ヲ給與ス

- 一等 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルトキ 給料七月分乃至一年分
- 二等 終身勞務ニ服スルコト能ハサルトキ 給料六月分以内

第三十五條 特症給與金ハ衛生上ノ必要ニ因リ解職シタルトキ之ヲ給與ス

前項ノ給與金額ハ加入期間一年以上二年未滿ニ對シ給料一月分トシ爾後一年ヲ増ス毎ニ給料月額ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ加算ス

第三十六條 休養給與金ハ引續キ十四日以上就業スルコト能ハサルトキ其ノ十四日ヲ超エタル日ヨリ一日ニ付給料月額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ給與ス但シ休養中給料ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ給與金額ハ一年ヲ通シ給料日額四十五日分ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十七條 前三條ノ給付ハ專賣局長ニ於テ傷病又ハ疾病ノ原因其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ減シ又ハ給與セサルコトヲ得

第四節 産婦給付

第三十八條 産婦給付ハ組合員トナリタル後六月ヲ經過シタル者ニシテ分娩ノ爲就業スル能ハサルニ因リ給料ヲ受ケサル期間一日ニ付

給料日額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ給與ス但シ分娩前一週間分娩後五週間ヲ限度トス

第五節 勤勞給付

第三十九條 勤勞給付ハ左ノ種類ニ從ヒ之ヲ給與ス

- 一、勤勞年金
- 二、勤勞一時金

第四十條 勤勞年金ハ組合員トナリタル後十五年以上經過シ年齢四十五歳ヲ超ヘタル者脱退シタルトキ終身間之ヲ給與ス

前項年金ノ金額ハ組合加入期間十五以上十六年未滿ニ對シ給料年額ノ三分ノ一ニ相當スル金額トシ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ給料年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ加算ス

第四十一條 勤勞年金ヲ受クル者再ヒ組合ニ加入スルニ至リタルトキハ其ノ間年金ノ給與ヲ中止ス

第四十二條 前條ノ者更ニ脱退シタル場合ハ前後ノ組合加入期間ヲ通算シ第四十條ノ規定ヲ適用ス但シ既ニ給付セラレタル年金額ヲ下ルコトヲ得ス

第四十三條 勤勞一時金ハ組合員第四十條ノ年金ヲ受クルニ至ラスシテ脱退シタルトキ左ノ區別ニ依リ給與ス但シ正當ナル事由ナクシテ強テ脱退シタルトキ其ノ十分ノ八トス

- 一、現業員ニ在リテハ其ノ掛金總額ニ對シ別表ニ依リ加入期間ノ區別ニ從ヒ給付乘數ヲ乘シタル金額
- 二、非現業員ニ在リテハ其ノ掛金總額ノ八十七分ノ四十七ニ對シ別表ニ依リ加入期間ノ區別ニ從ヒ給付乘數ヲ乘シタル金額
- 三、現業員ヨリ非現業員トナリタル者又ハ非現業員ヨリ現業員トナリタル者ニ在リテハ現業員トシテ爲シタル掛金總額及非現業員トシテ爲シタル掛金總額ノ八十七分ノ四十七ヲ合算シタルモノニ對シ別表ニ依リ加入期間ノ區分ニ從ヒ給付乘數ヲ乘シタル金額

第六節 遺族給付

第四十四條 遺族給付ハ組合員又ハ本令ニ依リ年金受給者死亡シタル場合左ノ區別ニ從ヒ之ヲ給付ス

第一章 類酒製造機關 第二節 工場従業員

- 一、殉職給與金
- 二、死亡給與金
- 三、遺族扶助金

第四十五條 殉職給與金ハ組合員職務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ給料二年分ヲ其ノ遺族ニ給與ス
 第四十六條 死亡給與金ハ組合員トナリタル後六月ヲ經過シタル者死亡シタルトキ之ヲ其ノ遺族ニ給與ス
 前項ノ給與金額ハ加入期間六月以上一年未滿ニ對シ給料六月分トシ爾後一年ヲ増ス毎ニ給料月額ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ加算ス
 第四十七條 遺族扶助金ハ組合員又ハ年金受領者死亡シタル場合左ノ區別ニ從ヒ之ヲ其ノ遺族ニ給與ス

- 一、勤勞一時金ヲ受クヘカリシ者死亡シタルトキハ第四十三條ニ依リ算出シタル金額
- 二、勤勞年金ヲ受クヘカリシ者死亡シタルトキハ第四十條ニ依リ算出シタル年金六年分
- 三、年金受領者脱退ノ日ヨリ六年以内ニ死亡シタルトキハ年金六年分ヨリ既ニ給與シタル年金ヲ控除シタル金額
- 第三十條ニ依リ一時金ヲ年金ニ改定シタル場合ニ於テ既ニ給與シタル一時金ハ之ヲ前項第三號ノ控除スヘキ額ニ算入ス
- 第四十八條 遺族給付ヲ受ヘキ遺族及其ノ順位左ノ如シ但シ組合員又ハ組合員タリシ者死亡前其ノ順位ニ付組合ニ對シ特別ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ニ依ルコトヲ得

- 一、配偶者
- 二、直系卑族
- 三、直系尊族
- 四、兄弟姉妹
- 五、戸主
- 六、死亡ノ當時扶養ヲ受ケタル者

前項第二號乃至第四號ニ該當スル者數人アルトキハ民法第九百七十條、第九百七十四條及第九百八十四條ノ規定ヲ準用ス

第一項第一號乃至第四號ニ該當スル者ハ組合員又ハ組合員タリシ者死亡當時其ノ家ニ在ルコトヲ要ス但シ專賣局長ニ於テ事情ニ應ジ家ニ在ラサル場合ト雖必要ト認メタルトキハ給付スルコトヲ得
 前各項ノ規定ト異リタル本島人ノ慣習アル場合ニ於テハ本島人ニ付テハ其ノ慣習ニ依ルコトヲ得
 第四十九條 遺族給付ヲ受クヘキ遺族ナキトキハ組合員死亡者ノ爲ニ給付金ノ全部又ハ一部ヲ處分スルコトヲ得

第七節 葬祭給付

五十條 葬祭給付ハ組合員死亡シタル場合ニ於テ其ノ葬祭ヲ營ム者ニ之ヲ給與ス
 前項ノ給與金額ハ職務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死亡シタル場合ニ在リテハ給料三箇月分、其ノ他ノ場合ニ在リテハ給料一月分トス

第八節 罹災給付

第五十一條 罹災給付ハ組合員水火災災其ノ他非常ノ災害ニ罹リ因リテ直接生活ニ必要ナル財産ニ著シキ損害ヲ受ケタルトキ給料二月分以内ヲ組合員ニ給與ス

第四章 審査會

第五十二條 給付金ノ給付其ノ他專賣局長ノ處分ニ對シ異議アル者ハ其ノ處分ヲ知り得ヘカリシ日ヨリ三十日以内ニ臺灣總督ニ申告シテ審査會ノ審査ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十四條第二項ノ規定ニ依リ請求權消滅シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第五十三條 審査會ハ會長一名委員七名ヲ以テ組織ス
 第五十四條 會長及委員ハ臺灣總督府部内高等官中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス
 第五十五條 會長ハ審査會ノ事務ヲ掌理ス
 會長事故アルトキハ會長ノ指定シタル委員之ヲ代理ス

第一章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

第五十六條 審査會ハ半数以上ノ委員出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

決議ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十七條 會長又ハ委員ハ自己ニ利害關係アル事件ノ審査ニ參與スルコトヲ得ス

第五十八條 審査會ノ決議ハ臺灣總督ニ報告シ且之ヲ審査請求者ニ通知スヘシ

臺灣總督ハ審査會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再審査ヲ命スルコトヲ得

第五十九條 審査會ノ決議ハ組合及請求者ヲ羈束ス

第五章 評議會

第六十條 評議會ハ組合ノ重要ナル事項ニ關シ專賣局長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ開陳ス

第六十一條 評議會ハ會長一名評議員若干名ヲ以テ組織ス

第六十二條 會長ハ專賣局長ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ臺灣總督府專賣局職員中ヨリ專賣局長之ヲ命ス

第六十三條 評議會ハ專賣局長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ明示シ評議會召集ノ請求アリタルトキ專賣局長之ヲ招集ス

第六十四條 第五十五條及第五十六條ノ規定ハ評議會ニ之ヲ準用ス

第六章 雜則

第六十五條 本組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第六十六條 錢位未滿ノ端數計算ニ付テハ國庫出納金端數計算法ヲ準用ス

第六十七條 組合財産ノ管理方法ハ臺灣總督ノ認可ヲ承ケ專賣局長之ヲ定ム

第六十八條 組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第六十九條 組合ハ組合員又ハ年金受給者ノ保證救済ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

附則

第五十七條 本令ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十一條 本令施行ノ際現ニ在職セル支那人ハ本組合ニ加入スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ加入シタル組合員ニ對シテハ年金ニ關スル規定ヲ適用セス但シ第二十七條ニ該當スル場合ニ於テハ年金六分分ニ相當スル金額以內、第四十條ニ該當スル場合ニ於テハ勤務一時金ヲ給與ス

第七十二條 本令施行ノ際現ニ現業員ノ職ニ在ル者ニ對シテハ第三十三條、第三十八條及第四十六條第一項ノ加入期間ノ算定ニ關シテハ本令施行前ニ於ケル勸導期間ヲ算入ス

(別表略)

臺灣總督府專賣官署共濟組合規則第四條ニ依ル現業員ニ關スル件 (大正十四年六月臺灣總督府訓令第百五十八號昭和六年八月訓令第百五十號)

大正十四年府令第四十一號臺灣總督府專賣官署共濟組合規則第四條ニ依ル現業員左ノ通相定ム

一、支局、出張所及工場(阿片及樟腦工場ヲ含ム)ニ勤務スル雇員、傭員

二、本局ニ於テ製腦監督、製腦試驗、直營製腦、樟樹保護林作業及自動車運轉ニ従事スル雇員、傭員

三、傭人、職工

附則

本令ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府專賣官署共濟組合規則施行規程 (大正十四年七月訓令第百五十五號)

第一章 酒類製造機關 第二節 工場従業員 改正 昭和二、一一訓令第一六號



第一條 本令ニ於テ所屬長ト稱スルハ課長、支局長、出張所長及工場長ヲ謂ヒ組合規則ト稱スルハ臺灣總督府專管官署共濟組合規則ヲ謂フ

第二條 組合規則又ハ本令ニ依リ局長ニ提出スヘキ申告、請求又ハ其ノ他ノ書類ハ所屬長ヲ經由スヘシ但シ第十六條又ハ第十八條乃至第二十條ノ規定ニ依リ提出スヘキ書類ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 所屬長前條ノ書類ヲ接受シタルトキハ速ニ事實ヲ調査シ意見ヲ付シ局長ニ申達スヘシ

第四條 所屬長ハ組合員ノ異動ニ關シ第一號乃至第四號様式ニ依リ左記事項ヲ局長ニ報告スヘシ

一、組合ニ加入シタルモノアルトキ

二、組合員脱退シタルトキ

三、組合員ノ氏名、身分又ハ職名ニ異動アリタルトキ

四、組合員ノ給料ニ異動アリタルトキ

第五條 非現業員ニシテ組合ニ加入セムトスル者ハ加入申込書ニ指定醫師ノ健康診斷書ヲ添附シ之ヲ局長ニ提出シ其ノ承諾ヲ受クヘシ

第六條 非現業員タル組合員ニシテ在職中組合ヲ脱退セムトスル者ハ其ノ事山ヲ具シ局長ニ届出ツヘシ

第七條 組合員左ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨局長ニ届出ツヘシ

一、組合規則第十一條第二項ニ依リ加入ヲ繼續セムトスルトキ

二、陸海軍ニ徴收又ハ召集セラレタルトキ

三、國籍ヲ失ヒタルトキ

第八條 所屬長ハ所屬組合員ニシテ職務執行ニ因リ死亡シタル者アルトキハ原因ヲ記シ直ニ其ノ旨局長ニ報告スヘシ

第九條 所屬長ハ其ノ所屬組合員ニシテ職務執行ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者アルトキハ指定醫師ニ就キ治療セシメ傷病ノ狀況

及原因ヲ記シ直ニ其ノ旨局長ニ報告スヘシ傷病ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ前項ニ依リ難キトキハ便宜ノ處置ヲ施シ理由ヲ附シ直ニ其ノ旨局長ニ報告スヘシ

第十條 組合規則第三十二條ニ依リ左記醫師ヲ指定ス

一、專賣局囑託醫師

二、官公立醫院及日本赤十字社臺灣支部醫院ノ醫師

三、公 醫

第二章 給 付

第十一條 組合規則ニ依リ給付ヲ受ケムトスル者ハ第五號乃至第九號様式ノ請求書ニ左記書類ヲ添付シ之ヲ局長ニ提出スヘシ

一、公傷病年金、公傷病一時金又ハ廢疾給與金ニ付テハ傷病ノ原因、經過及機能障害ノ程度ヲ詳記シタル診斷書

二、醫療給與金ニ付テハ傷病ノ原因、經過並治療狀態等ヲ詳記シタル診斷書及現ニ要シタル醫療費ヲ明ニシタル醫師ノ請求書若ハ領收證並傷病ノ爲ニ要シタル船賃、車馬賃、人夫賃其ノ他醫師ノ職務ニ屬セサル費用アルトキハ其ノ證憑書

請求書、領收證及其ノ他ノ證憑書ニハ單價、期間並數量等ヲ記載シ算出ノ根據ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス

三、給養給與金ニ付テハ傷病ノ原因及休養ヲ要スル旨ヲ明ニシタル診斷書

四、産婦給付ニ付テハ診斷書又ハ官公署ノ證明書

五、勤勞一時金ニ付テハ傷病ニ因ル退官若ハ退職ノ場合ニ限リ診斷書

六、遺族給付ニ付テハ死亡診斷書若ハ死體檢案書並正當請求ナルコトヲ證明スルニ足ル戸籍謄本(本島人又ハ支那人ニ在リテハ戸口抄本)

七、罹災給付ニ付テハ被害ノ程度ヲ詳記シタル調査書

前項ニ規定スル診斷書ハ指定醫師ノ作成シタルモノトス但シ特別ノ事由ニ因リ之ニ依リ難キトキハ其ノ理由書ヲ添附スヘシ

給付ノ併給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ同時ニ各請求書ヲ提出スヘシ

第十二條 局長ハ前條ニ規定シタルモノノ外仍給付ニ關シ必要アリト認ムル書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第十三條 所屬長ハ所屬組合員ニシテ特種給與金給付ノ必要アル場合ハ事由ヲ具シ指定醫師ノ診斷書ヲ添ヘ局長ニ上申スヘシ

第十四條 局長第十一條ノ請求書又ハ前條ノ上申ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ審査シ給付スヘキモノト決定シタルトキハ所定ノ標準ニ

依リ給付金額ヲ算出シタル上年金ニ付テハ第十一號様式ノ年金證書、其ノ他ニ付テハ第十二號様式ノ給付決定通知書ヲ作製シ所屬長

經由之ヲ受給者ニ送付シ給付スヘカラサルモノト決定シタルトキハ其ノ旨給付請求者ニ通告ス

第十五條 年金證書ハ年金支拂其ノ他必要ノ場合ニ於テ呈示セシムルコトアルヘシ

第十六條 年金ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ每期第十號様式ノ請求者ニ警察官署ノ居住證明ヲ添ヘ局長ニ提出スヘシ

第十七條 組合規則第三條又ハ第四十二條ニ依リ年金ノ額ヲ改定スルトキハ前ニ交付シタル年金證書ハ之ヲ返納セシム

第十八條 年金ヲ受クル者死亡シ又ハ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ其ノ遺族又ハ本人ヨリ速ニ局長ニ届出テ同時ニ年金證書ヲ返納スヘ

シ

第十九條 年金證書ヲ亡失シタル者ハ速ニ局長ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ更ニ年金證書ヲ作成交付ス

第二十條 年金ヲ受クル者改氏名シタルトキハ其ノ届書ニ年金證書及戸籍謄本(本島人ニ在リテハ戸口抄本)ヲ附シ之ヲ局長ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ年金證書ノ裏面ニ其ノ事由ヲ記載シ之ヲ本人ニ交付ス

第二十一條 第十四條ニ依リ給付決定シタルトキハ共濟組合資金管理員(以下單ニ資金管理員ト稱ス)ハ速ニ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第三章 掛金 及 會計

第二十二條 功程給料ヲ受クル者ノ一日ノ査定給料ハ就職後一月間ニ於ケル就業日數ニ付所屬長之ヲ査定ス

前項ニ依リ査定シタル給料ハ毎年四月及十月ニ於テ其ノ前六月間ニ於ケル就業日數ニ對スル一日平均給料ヲ調査シ所屬長之ヲ改定ス

組合規則施行ト同時ニ組合員トナリタル者ノ査定給料ハ現行ノ査定給料ニ依ル

第二十三條 所屬長ハ所屬組合員ノ掛金徴收内譯書ヲ毎月第十三號様式ニ依リ二通作成シ給料支拂日五日前迄ニ之ヲ共濟組合收入員(以

下單ニ收入員ト稱ス)ニ送付スヘシ但組合員脱退シタルトキハ直ニ作成送付スルヲ要ス

組合員其ノ所屬ヲ轉シタルトキハ其ノ月ノ給料支拂當時ニ於ケル所屬長ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

掛金徴收内譯書ニハ年度ヲ通シ一貫シタル番號ヲ附スヘシ

第二十四條 收入員前條ノ掛金徴收内譯書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ組合員ノ給料ヨリ掛金ヲ徴收シ一通ハ手元ニ保管シ他ノ一

通ハ資金管理員ニ送付スヘシ

收入員掛金ヲ徴收シタルトキハ速ニ資金管理員ノ振替貯金口座ニ拂込ヲ爲シ其ノ通信文記載欄ニ掛金徴收内譯書ノ番號ヲ記載スヘシ

但資金管理員ノ所在地ニ於テ徴收シタル掛金ハ直ニ資金管理員ニ送達スヘシ

本二十五條 收入員ハ掛金徴收未済ノモノアルトキハ其ノ整理完了ニ至ル迄毎月十四號様式ノ徴收未済掛金整理調書ヲ作成ノ資金管理

員ニ送付スヘシ

第二十六條 組合ハ第十五號乃至第十九號様式ノ簿表ヲ作成整理ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式之ヲ省略ス

共濟組合規則の改正

右臺灣總督府專賣官署共濟組合規則は臺灣總督府專賣局共濟組合規則と改稱せられ且つ其の内容に於ても大なる改正を見昭和十六年四月一日より施行せられたり其の要項左の如し。

第一章 酒類製造機關 第二節 工場従業員

一 規則改正の理由

昭和十五年勅令第八百二十七號政府職員共済組合令公布せられたるを以て當局共済組合に於ても本勅令に依り従来組合員にあらざる判任官、現業に従事せざる雇員（以下單に非現業雇員と謂ふ）及嘱託員等を組合員とし、従來の給付の他に後記の保健給付の創設を必要とするに至り當局規則の改正を見たるものなり。

二 組合員の種別

組合員は之を分ちて五種とす、

甲種組合員 雇員以下の現業員

乙種組合員 嘱託員、非現業雇員

丙種組合員 判任文官、同待遇者

丁種組合員 甲種組合員が嘱託員又は非現業雇員となり共済給付を受くることに付局長の承認を経たる者

戊種組合員 甲種組合員が判任文官又は同待遇者となり共済給付を受くることに付局長の承認を経たる者

三 掛金

組合員は掛金として毎月給料月額に左の割合を乗じて得た金額を俵給、給料又は手当受領の際拂込むものとす。

家族手当等は算入せず。

甲種組合員 千分の 五八・二

乙種組合員 同 一二・五

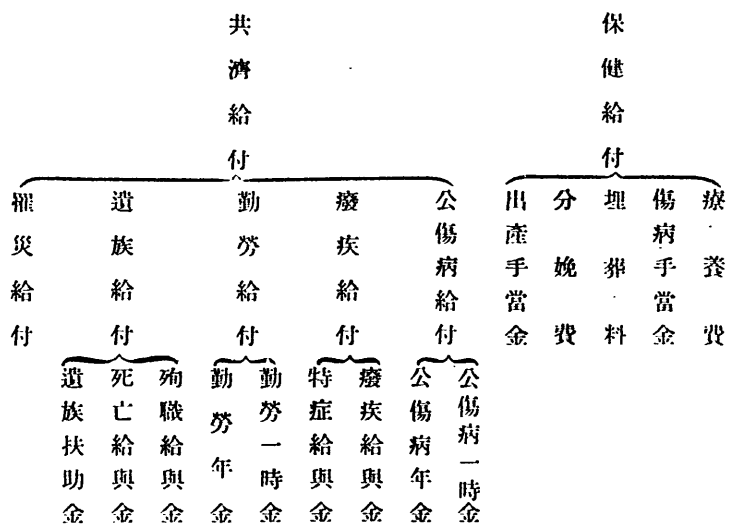
丙種組合員 同 九・四

丁種組合員 同 九五・五

戊種組合員 同 九二・四

四 給付の種別

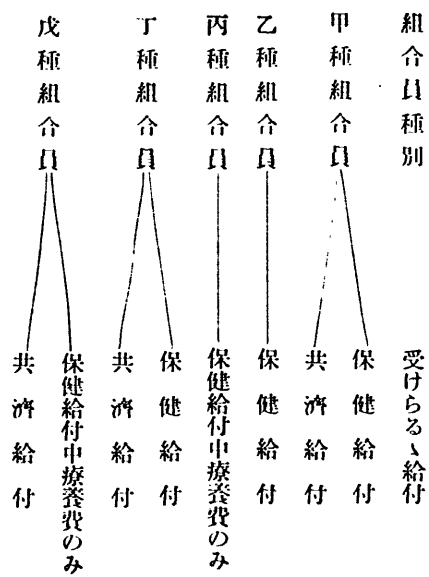
給付の種別は左の各種にして新に規定せられたるは保健給付なり。共済給付は従來のものに僅かの改正を見たるに過ぎず。



(註) 従來の醫療給與金は療養費中に含まれ、葬祭料は埋葬料に改正せらる但し殉職の場合の葬祭料は殉職給與金に併合されたり。

五 組合員種別と給付關係

組合員の種別に依り受けらるゝ給付と受けられざる給付とあり、其の關係は左表の如し。



甲種組合員を除き他の組合員は職務上負傷し又は疾病に罹れる場合には「雇員扶助令」「官吏療治料支給の件」等の勅令に依ることとし本組合の療養費は之を支給せざるものとす。

六 給付の併給關係

給付は之を併給するも左の給付は併給せず。

- (イ) 「出産手当金」と「傷病手当金」
- (ロ) 「公傷病給付」と「療疾給付」
- (ハ) 「勤勞給付」と「遺族給付」

七 給付の一般條件

給付を受ける爲には左の條件に該當するを得ず

- (一) 保健給付及共済給付の全部又は一部を支給せられざる場合
 - (イ) 故意又は重大なる過失に依り給付の事由を生ぜしめたるとき
 - (ロ) 在職中の犯罪に因り禁錮以上の刑に處せられたるとき
 - (ハ) 懲戒処分又は刑事裁判に因り免官又は解職せられたるとき
 - (ニ) 給付の事由發生したるに規定の申告を怠りたるとき
 - (ホ) 組合より派遣したる職員又は醫師の調査、診察又は療養に關する指揮を拒みたるとき
- (二) 保健給付を支給せられざる場合
 - (イ) 他の法令の規程に依り本組合の給付と同種の給與を受くるとき其の給與の限度
 - (ロ) 他の法令に依り國又は公共團體の負擔に於て診療所に收容せられたるときは其の期間
 - (ハ) 矯正院に入院中又は監獄、留置場若は勞役場に入れられたるときは其の期間（埋葬料は除く）
 - (ニ) 本令に依る給付を受けらるゝ場合と同一の原因にて損害賠償、見舞金を受けたるときは其の限度
 - (ホ) 帝國外に三箇月以上出張したる者は其の三箇月を越えたる期間中
 - (ヘ) 陸海軍に徵集、召集又は國民徵用令に依り徵用せられたるときは其の期間中
- (三) 時効に罹らざること

給付を受ける權利は給付の事由終了の月より起算し一箇年以内に給付の請求をなすことを要す従つて一箇年を過ぎ請求するも給付は支給せられず。

(註) 時効は従來は二箇年なりしが一年に改正せられたり。

八 給付を受けられる者

給付を受けられる者は従來の規則は年金受給者を除き組合員の家族のみならず組合脱退後も年金外の給付にて受けらるゝもの生をじたり。

(一) 家族の受けらるゝ給付
療養給付

引續き一箇年以上組合員たるゝ者と同一戸籍内に在りて（届出をせざるも事實上婚姻関係と同様の事情に在る者を含む）主として其の組合員に依り生計を維持する者（以下被扶養者と稱す）は左の條件の下に其の者の療養に要したる費用を受くることを得

(イ) 一回十圓以上の處置料若しは手術料に付
(ロ) 入院に要する費用に付

但し左の場合には給付を受くることを得ず

(イ) 被扶養者が共済組合員又は健康保険若しは船員保険の被保険者なるとき

(ロ) 給付の一般條件に該當するとき

但し組合員が陸海軍に召集、徴集又は國民徴用令に依り徴用中と雖も被扶養者に對する療養は之を給付す

(二) 組合脱退後受けらるゝ給付

(イ) 療 養 費

(ロ) 傷病手當金

(ハ) 埋 葬 料

(ニ) 分娩費及出産手當金

即ち保健給付之なるが其の爲には左の條件の下に於てのみ給付を受くることを得

(イ) 組合脱退の日前六箇月以上引續き組合員たりしこと（埋葬料は此の限りにあらず）

(ロ) 組合脱退の際疾病、負傷又は分娩に關し給付を受けつゝあること但し埋葬料と分娩費及出産手當金は後述の如く脱退の際給付を受けつゝあることを要せず

(ハ) 共済組合の組合員又は健康保険若しくは船員保険の被保険者にあらざること

九 保 健 給 付 概 説

(一) 療 養 費

一、組合員其の疾病又は負傷に關し療養を受けたるとき其の療養費の十分の八（八割）を支給す。

二、甲種組合員職務上の疾病又は負傷に關し療養を受けたるときは其の療養費の實費を支給す。

三、被扶養者の療養の場合には療養費の十分の五（五割）を支給す。

四、療養費支給する療養の範圍は左の通りとす。

(一) 診察（往診、宅診及處方箋の交付を含む但し健康診断を含まず）

(二) 藥劑又は治療材料の支給（治療に直接必要なものと認めらるゝもの例へば近眼鏡の支給等はなはず）

(三) 處置手術其の他の治療（電気治療、マッサージ治療等を含む醫師の必要と認むる場合に限る）

(四) 入院（入院中の食事は支給するも入院に關する費用は最低料金に依る）

(五) 看護

(六) 移送（患者を甲地より乙地へ移する場合を謂ふ）

五、被扶養者の療養は入院は一回の費用十圓以上の處置若しは手術に限る。

六、入院、看護、移送、又は一回二十圓以上の處置若しは手術を爲さんとするときは緊急の場合を除くの外局長の事前承認を要す。

七、療養費は組合員、組合員でありし者若しは是等の者の死亡したる後は其の遺族に支給す。

八、療養費の算定方法は官公立醫院又は組合の定むる料金に依り算出し、一回一日分若は一劑の單價を以て基準とす。

九、組合にて必要と認むる場合は療養費の支給に代へて療養の給付を爲すことを得

右の場合に於ては組合員の療養に付ては其の費用の二割被扶養者の療養に付ては其の費用の五割を組合員より徴収す

十、療養費の支給期間は原則として同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に付給付を始めた日より六月間とす。

十一、結核性疾病の場合は前項の期間を超え尙六月以内療養費の支給を受けることを得但し組合員が其の支給を始めた日より六月以上引續き組合員なりしことを要し且つ醫師の證明を示して局長の承認を受けざるべからず。

十二、療養費は局長が疾病又は負傷の原因等を斟酌して之が全部又は一部を支給せざることを得即ち故意又は重大なる過失ありと認めたる等全部又は一部を支給せざることあり。

(註) 療養の目的なる疾病に付

(イ) 左に掲ぐるものは疾病の範圍に屬せず

- (一) 雀斑、母斑、黒子、黒斑、而皰、(二) 近視眼、老視、遠視眼、斜視、亂視、先天性兎眼、色盲、(三) 白毛、多毛、無毛、(四) 吃音、難聽、酒齶鼻、(五) 多汗症、無汗症、異汗症、毛蝨、皮脂漏、不妊症、陰閉、銷症、(六) 子宮屈傾、子宮頸管狹窄症、子宮發育障害、(七) 職務上著しき障害を起さざる程度の善性腫瘍、雞眼、皸、(八) 先天性畸形、(九) 外科手術後の形態整形手術、隆鼻術、美容を目的とする瘰癧除去整形手術、文身除去手術其他美容手術、(十) 單なる肩凝、腰痛、逆上、營養不良、疲勞及倦怠、(十一) 老衰、陰萎、(十二) 普通の場合に於ける瘰癧、(十三) 輕易なる不眠症、(十四) 胎兒の位置異常、(十五) 齒科補綴(入齒繼齒齒冠)但し組合員の上下顎を通じ智齒を除く齒牙の喪失又は充填に依り回復し難き程度の齒冠の破壊七箇以上に及ぶときを除く

(ロ) 左に掲ぐるものは醫師に於て疾病と認むる程度のものにあらざれば疾病の範圍に屬せず。

- (一) 貧血、常習性便秘、夜尿症、(二) 扁平手足、(三) 包莖、(四) 火傷に因る瘰癧痛及後天性兎眼、(五) 禿頭病、腋臭、顔面白癩、癩風、粉瘤、疥癩、(六) 月經不順、月經困難、無月經、(七) 惡疽、不完全流産及早産、前置胎盤、過強陣痛、陣痛微弱、(八) 胎兒の下垂壓迫、(九) 關節攣縮、內翻足、(十) 後天的眼瞼下垂、(十一) 吃逆、(十二) 傳染病豫防注射又は種痘に因る發熱其他異狀容態

(二) 傷病手當金

一、疾病又は負傷に因り引續き勤務に服することを得ず従つて給料又は手當を受けざる組合員は其の引續き勤務に服し得ざるに至れる日以後三日を経過したる日より其の後勤務に服すること能はざる期間傷病手當金として一日に付給料日額の十分の五に相當する金額を支給す。

二、入院したる組合員にして被扶養者なきときは給料日額の十分の二を支給す。

三、傷病手當金の支給期間は同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に關しては四日より六月以内を以て限度とす。

四、傷病手當金は其の支給期間を経過せざるときと雖も療養費の支給期間を経過するに至れるときは其の後の手當金は支給せられず。

(三) 埋葬料

一、埋葬料は給料日額の三十日分を埋葬を實際行へる者に對し支給す。

二、埋葬料は左の場合に支給す。

(イ) 組合員が死亡したるとき

(ロ) 組合員脱退者にして保險給付を受けつゝありし者死亡したるとき

(ハ) 組合員脱退後保險給付を受けたる者が其の給付を受けざるに至れる日より三月以内に死亡したるとき

(ニ) 組合員脱退後三月以内に死亡したるとき

(四) 分娩費及出産手當金

一、分娩費及出産手當金は其の者に支給す

(イ) 六箇月以上引續き組合員たりし者

(ロ) 脱退の日前六箇月以上引續き組合員たりし者にして脱退後六月以内に分娩したる者

二、分娩費支給額は左の如し

- (イ) 日給八十錢未満の者に對し十五圓
- (ロ) 日給八十錢以上の者に對し二十圓

三、組合は産婦を産院に收容し又は助産の手當を爲すことを得此の場合に支給する分娩費は前記分娩費支給額の半額とす。

四、出産手當金は分娩の前日二十八日、分娩の日後四十二日以内に於て勤務に服さざりし期間一日に付給料日額の十分の五に相當する金額を支給す。

五、前記の期間は分娩の日が其の豫定日より後れたるときは分娩の前日の期間を七日以内延長することを得。

六、産院に收容した産婦に扶養家族なきときは出産手當金は一日に付給料日額の十分の二に相當する金額とす。

十 共 濟 給 付 概 説

共濟給付は従來の規定の給付に僅かの改正なされたるに過ぎざるを以て一括改正せられたる點を列記すべし

- 一、公傷病給付中の醫療給與金は保健給付中の療養費に包含せられたり。
- 二、傷病給付は療疾給付と改稱され、傷病給付中の休養給與金は保健給付中の傷病手當金となる。
- 三、産婦給付は保健給付中の出産引當金となる。
- 四、葬祭料は保健給付中の埋葬料となり但し殉職したる場合の葬祭料は殉職給與金中に加算支給せらる。

十一 期 間 計 算

舊規則にては期間の計算は月を以て計算せるが新規則は民法の期間の計算法に依ることとなり。

十二 資 格 期 間

共濟給付規定中何箇月以上引續き組合員たる者とする場合即ち其の給付を受けらるゝ資格として組合員たる期間を條件とする場合に於ては事實本組合員にあらざりしにも拘らず組合員たりし者と看做さるゝことあり。

即ち他の勅令に依り組織せられたる共濟組合の組合員が其の組合を脱退したる日若は其の翌日本組合員となりたる場合等の共濟組

合員たりし期間も本組合の組合員となりし者として計算せらるゝなり。

又特に注意すべきことは被扶養者の療養の資格期間にして一箇年の條件に付ては本規則施行前より引續き乙種組合員又は丙種組合員に該當する職員なりし組合員は其の職員たりし期間組合員たりし者と看做さるゝことなり。

十三 指 定 醫 師

疾病又は負傷の爲醫師に就く場合は原則として組合の指定したる醫師につき治療を受けざるべからず。

指定醫師外について治療を受けんとするときは組合の承認を得ざれば給付金を受くること能はざる場合あり。

指定醫師とは左の醫師とす。

- 一、專賣局囑託醫師
- 二、官公立醫院の醫師
- 三、日本赤十字社臺灣支部醫院の醫師
- 四、公 醫

十四 勤 勞 給 付 關 係

勤勞給付即ち勤勞一時金及勤勞年金は今回の改正に依りては影響なく従來通り支給を受くることを得、即ち甲種組合員が任官し又は本局勤務の非現業雇員となりたるときは本人の希望に依り之が支給を受くることを得。

第三節 守備、小使、給仕、常備夫

臺灣總督府專賣局の事務處理に關しては上に局長ありて一切の事務を統轄し其の下に參事、副參事、技師の配置あり

りて各部の事務を分掌し書記、技手ありて夫々庶務會計技術に關する事務に従事するところなるが其の他の事務に關しては専ら製造に従事する職工以外に若干の人員を備ふるにあらざれば未だ以て足れりとせず、之れ即ち守衛、小使、給仕なる傭人を常備するの要ある所以なり。

守衛の採用には別に採用内規なるものありて之に依據して採用す。即ち身體諸機能の健全なるは勿論姿勢の端正なるものより之を採用す服務は庶務課長監督の下に守衛取締なる者ありて之が取締を爲す。

守衛は(一)局内外を警戒し火氣に注意し、(二)局内又は附近に火災あるときは消防及警戒に従事し、(三)事務所、工場倉庫等の取締に任じ、(四)局員以外の出入を監視し、(五)應舎内外の清潔整頓に注意し、(六)非常の場合には上官の指揮を受け警戒を爲すものにして隔日勤務とし、晝夜を通じて十六時間以上の服務をなし、之が時間割は守衛取締之を定む。

守衛は執務の顛末を細大となく日誌及事故簿に記載し、翌朝之を取締に差出し、取締は之を調査し、庶務課長の檢閲を経るものとす。

守衛は局員及來客の外出入證なきもの、構内出入を取締り、職工及傭人に對しては特に規定の出局、退廳の時間に細心の注意を拂ふことを要す。

守衛は一定の制服を交付せられ勤務中は常に之を着用し任意の服裝を爲すことを得ず。給料を受くるの外宿舍料の支給を受け、兼て政府の傭人としての各種の保護を受け、勤務の状況に應じ特別休暇を與へらる。

小使は庶務課會計係に所屬し、小使取締の下に應中の掃除及一般使丁の役に従事す。通常勤務は開廳一時間三十分前に出勤し退廳後三十分後退廳す、小使も亦制服を給せられ給料其の他の給與は守衛と大同小異なり。

給仕は庶務課會計係に所屬し各課に配置せられ職員の招呼に應じ其の命に服す、内部文書の手交傳達來客の取次等を主なる勤務とす、服裝其の他を給與せられ、多く幼年者にして心身共に變化の顯著なる時代に年長者の中に在りて

行動するものなるを以て、直接使役者は常に之を保護誘導するの責務ありと謂はざるべからず。

守衛、小使、給仕の服務心得は別に之を定む。

右使用人以外に常備夫なるものあり、簿冊製本の手職に従事し、或は大工、石版、印刷に従事するもの等あり、其の他應舎内外の掃除其の他の勞役に従事す、其の待遇等は職工と略同様なり。

專賣局守衛採用内規 (明治四十二年五月專經第六三八號決議)

第一條 守衛ハ體格検査及學術試験ヲ行ヒ合格シタル者ヨリ採用ス

第二條 體格検査ハ左ノ各號ニ適合シタルモノヲ以テ合格トス

一、姿勢端正ニシテ四肢完備シ全身諸機能ノ健全ナルモノ

二、充分ナル發聲ニ堪エルモノ

三、嫌疑スヘキ病患ナキモノ

第三條 學術試験ハ左ノ科目ニ依リ之ヲ行フ

一、作文 假名交リ普通往復文

二、算術 加減乗除千位以下小數三位マデ

三、讀方 專賣局ニ關スル諸法規ノ講讀

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ採用スルコトヲ得ス

一、年齢二十年未満又ハ四十五年以上ノ者

二、罰金刑以上ノ刑ニ處セラレタル者

三、品行方正ナラス酒癖又ハ暴行ノ癖アル者

四、身分不相應ノ負債アル者

五、懲戒ニ依リ官吏又ハ准官吏ヲ免セラレ又ハ三十六年訓令第三百三十一號職員懲戒令ニ依リ免職ノ處分ヲ受ケ二年ヲ經過セサル者
 六、臺灣總督府所屬各官廳ニ於テ自己ノ便宜ニ依リ退職シ一年ヲ經過セサル者

守衛以下傭人職工採用ノ場合ニ履歷書提出ノ件

(大正十五年十一月專應會第三八四二號庶務課長通牒)

守衛以下傭人職工ヲ採用シタル場合ハ當局報告例第一條及第二條ニ依リ報告ノ事ニ相成居候處貴所(所場課)ニ於ケル新採用ノ場合之カ履歷書添附無之者往々有之候ニ就テハ爾今必ス添附報告相成度候也
 尙臨時守衛以下職工ニ對シテモ右ニ準シ履歷書添附報告相成度申添候

專賣局守衛服務心得 (明治三十七年五月訓令第一〇號)

改正 明治四三、一〇訓令第九號

- 第一條 守衛取締ハ庶務課長ノ監督ヲ承ケ守衛ノ取締ヲ爲ス
- 第二條 守衛ハ守衛取締ノ指圖ヲ承ケ左ノ事項ニ従事ス
 - 一、局ノ内外ヲ警戒シ火ノ元注意ノコト
 - 二、局内又ハ附近ニ於テ火災アルトキハ當番非番ニ係ラス上官ノ指揮ヲ承ケ消防及警戒ニ従事スルコト
 - 三、局員登壇前及退壇後事務室、工場、及倉庫等ノ戸締ニ注意スルコト
 - 四、局員以外ノモノノ出入ヲ監視スルコト
 - 五、廳舎内外ノ掃除方注意ノコト
 - 六、非常ノ場合ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警戒ヲ爲スコト

- 第三條 守衛ハ廳舎及工場ニ各隔日勤務シ晝夜通シテ十六時間以上ノ勤務ニ服ス但勤務割ハ守衛取締之ヲ定ム
- 第四條 守衛取締及守衛ハ臨時事故アルコトヲ認メタルトキハ直ニ庶務課長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第五條 守衛ハ執務ノ顛末ヲ細大トナク日誌及事故簿ニ掲ケ翌朝守衛取締ニ差出スヘシ但退壇後ニ於ケル事故ハ宿直員ニ通報スヘシ
- 第六條 守衛ハ服務時間中擅ニ其ノ服務ノ位地ヲ離ルヘカラス若シ不得已事故アリテ外出ヲ要スルトキハ庶務課長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第七條 守衛取締ハ前日ノ日誌ヲ調査シ庶務課長ノ檢閲ヲ經ヘシ
- 第八條 局員各自携行スル書類ノ外ハ物品會計官吏ノ證明アルニアラサレハ總テ物品ノ出門ヲ許スヘカフス
- 第九條 局員及來客ノ外出入證ヲ有セサルモノハ一切構内ニ入ルコトヲ許スヘカラス高等官又ハ各課長自ラ案内スルモノハ此限ニアラス
- 第十條 守衛取締ハ守衛ノ服務ヲ視察ス

附 則

- 第十一條 工場門出入心得ハ左ノ各項ニ依ル
 - 一、職工及傭夫ハ出局時間ノ五分前迄ニ入門セシメ若シ後レテ至ル者アルトキハ守衛ハ監督職員ニ申出テ其ノ指揮ヲ承クヘシ
 - 二、職工及傭夫ノ就業時間中出入スルコトヲ許スヘカラス但シ病氣又ハ事故ニ由リ臨時出入ヲ要スルトキハ監督職員ノ證明ニ依リ出入セシムヘシ

小使服務心得 (昭和四年五月十一日專應會第八五三號決議)

- 一、小使ハ庶務課會計係ニ所屬シ各課職員ノ指圖ニ依リ諸般ノ用務ニ従事スルモノトス
- 二、小使ハ開廳一時間三十分前ニ出勤シ退壇時三十分後迄勤務スヘシ病氣其ノ他ノ事故ニ依リ遅參又ハ早退セムトスルトキハ豫メ庶務課會計係ニ届出ツヘシ

- 三、小使一般ノ取締ヲ爲シムル爲小使中ニ取締一名ヲ置ク
- 四、小使取締ハ廳中掃除ニ際シテハ小使ヲ配置シ其ノ他ノ用務ニ對シテハ凡ニテ輪番ヲ以テ指名スヘシ
- 五、小使ハ貸與服ヲ着用シ濫リニ詰所ヲ離ルヘカラス
- 六、小使ハ火鉢及湯沸所ニ於ケル火氣ニ注意シ薪炭水道等ハ無用ノ消費ヲ爲ササル様留意スヘシ
- 七、廳内ニ於テ遺失物ヲ發見シタルトキハ速ニ庶務課會計係ニ申出ツヘシ
- 八、小使毎夜二名宛輪番ヲ以テ宿直シ宿直中ニ於ケル用務ニ對シテ宿直職員ノ指圖ニ從フヘシ
- 九、小使ハ互ニ和親協力ヲ旨トシ諸事忠實ニ服務スヘシ
- 一〇、近火其ノ他事變ノ際ハ時ノ如何ニ拘ラス速ニ詰所ニ集合シテ上官ノ指揮命令ヲ待テ非常勤務ニ服スヘシ
- 一一、在宅中外出セムトスルトキハ豫メ家族ニ其ノ行先地ヲ告ケ置クヘシ

給仕服務心得

(昭和四年五月十一日專應會第八五三號決議)

- 一、給仕ハ庶務課會計係ニ所屬シ係員ノ指圖ヲ受ケ勤務シ各課所屬職員ノ招呼ニ應ジ其ノ命ニ服スルモノトス
- 二、給仕ハ開廳三十分前ニ出勤シ退廳時三十分後迄勤務スヘシ病氣其ノ他ノ事故ニ依リ遲參又ハ早退セムトスルトキハ庶務課會計係ニ届出ツヘシ
- 三、給仕ハ正直ヲ旨トシ忠實ニ勤務スヘシ
- 四、給仕ハ制規ノ服裝ヲ爲シ規律ヲ守リ快活機敏ニ動作スヘシ
- 五、職員ニ對シテハ姿勢ヲ正シ言語ヲ丁寧明瞭ニスヘシ
- 六、給仕ハ來客及電話應對等ノ場合ハ親切ヲ旨トシ失禮ノ舉動アルヘカラス
- 七、給仕ハ文書送達ニ際シ披見スヘカラス書類器物等ノ取扱ニ際シテハ鄭重ヲ旨トシ破損紛失セサル様注意スヘシ

- 八、餘暇アルトキハ自席ニ於テ修養上必要ナル讀書ヲナスハ差支ヘナキモ雑話惡戲等職員ノ執務ヲ妨ケル行動ヲ爲スヘカラス

第二章 酒類の製造

專賣制度創始の直前に於ける臺灣に於ける酒類は米、糖蜜、高粱、甘藷等を主なる原料とし、之に白麴を加へて醱せしめ、蒸餾して得らるゝ所謂蒸餾酒を主とし、之を原料名を採りて米酒、糖蜜酒、高粱酒、甘藷酒と稱したり。この外右蒸餾酒に紅麴其の他の原料又は漢藥を加へて加工製出したる再製酒あり。再製酒には米酒に紅麴及糯米を加へて製造したる紅酒あり、蒸餾酒に漢藥を加へたる藥酒あり。又釀造酒として清酒、紹興酒、蒸餾酒にも焼酎、泡盛あり。其の他種々の名稱を付したる酒類ありたるも其の産額多量に上らざりき。

專賣創始當時の酒類の製造は酒類消費の状態、原料産地の關係及交通の如何等に鑑み之に順應し民間在來工場を徵收又は使用して製造酒類も在來酒を本則とし製造を開始したるが、爾後一定計畫の下に工場の新營増築に着手し、其の實現に鋭意努力したり。

島内に於ける酒類の消費量は年額四十四萬七千箱（内麥酒六萬六千箱）にして當局製造高は酒類の三十六萬四千箱なり。酒類中清酒、支那酒及洋酒の一部は之を内地又は外國より移輸入購し麥酒は一部島内高砂麥酒株式會社より購し一部内地より移入購し全酒類の需給を調節するものとす。

酒精は大部分内地及外國に輸移出せられ、島内消費は少量に過ぎず、酒精中酒精分九十度以上のものは政府に於て其の島内販賣權を掌握するも之が製造は免許制の下に民營を認め酒精分九十度未満のものは酒類として製造販賣共に政府の專權に屬す。

麥酒は專賣施行當時之を專賣より除外したるが昭和八年之が販賣のみを專賣と爲したり。

第一節 生産費の調査

凡そ事業を經營するに當り、其の製造工程各般に亘り所要經費を知悉し、適正なる生産費の確立をなすは、作業の改善、能率の増進等作業、合理化を圖り、生産原價の低減を期する上に於て最も必要なることは言を俟たざる所なるを以て、專賣制度施行と同時に之が調査をなすこととしたるも、創業に際しては各工場共に其修補、増設其の他各般其亘り施設を要するものあり、工場自體の變動亦著しくして工場に於ける總ての經費を包含する生産費を直に調査するは、頗る困難なる事情ありたるを以て之等詳細なる調査は後日に譲ることとし、差當り先づ工場設備等關接費を除外したる直接生産費即ち我國に於て其の始め原價調査或は實費調査と稱して一般工業に用ひられたる計算方法のみに就き調査することとし、大正十一年八月專賣第八百七十二號を以て各工場に照會し左の如き報告を徴し彼是比較研究を爲し以て生産原價の低減を圖るの資に供したり。

生産費調査の件

首題ノ件當分ノ中別表ニ依リ調査報告相成度

別表

何月分直接生産費

何支局何出張所何工場

何酒

區分	種目	一箇月間使用量		製造酒一石當		備考
		數量	價格	數量	價格	
原	碎白米					一箇月製造石數
	硬白米					
燃	糖					
	白					
給	紅					
	種					
料	藥					
	何					
計	石					
	薪					
料	何					
	製					
計	造					
	工					
合	造					
	計					

備考

- 一、本表ハ毎月各工場、酒名別ニ調製シ翌月十日迄ニ報告スルモヘトス
- 二、一箇月製造石數米酒ニ在リテハ二十度糖蜜酒泡盛高粱酒ニ在リテハ三十度ノ換算石數トシ其ノ他ノ酒類ハ製造ノ石數トシ備考欄ニ掲記スルコト
- 三、原料酒ノ價格ハ生産原價又ハ買入價格トス
- 四、給料中製造工賃ハ仕込、蒸餾、機械ノ傭人職工ノ工賃トシ荷造工賃ハ喫、樽、要詰ヨリ包装マデノ工賃トス
- 五、六、七分分ハ合計シ直ニ報告スルコト

生産費は其の調査材料を外部に漏洩し若は窃取せらるゝが如きは専賣事業に及ぼす影響重大にして此の種の事項は政府の機密に屬するものなるを以て、常に注意するの要あり、故に大正十一年十月專賣第二千六百四十九號を以て次の通牒を發し取扱上の慎重を期せり。

生産費ニ關スル件 (大正十一年一〇月專賣二六四九號)

生産費ノ調査ハ業務上最モ秘密ノ取扱ヲ爲スヘク從テ其ノ内容ハ猥ニ之ヲ局外者ニ説明スルカ如キコト無之ハ勿論報告書等ニモ全然之ヲ掲載セサル様致度尙本件ニ關スル報告其ノ他往復文書等ハ必ス秘親展ノ御取扱相成度右通牒ス

専賣創始當時暫定的に調査せる生産費は、大正十四年三月專賣第千三百三十四號を以て酒類製造手續を制定するに及び該手續中に之を包含規定したるが、本手續中生産費に關するものは第十一條に掲載せられたり。即ち左の如し。

第十一條 製造官署長は左記に依り毎月生産費を調査し翌月五日迄に報告すべし

第一次生産費 紅酒、清酒の如き貯藏を要するものは原料仕込より製成査定に至る迄の諸經費其の他は包装作業に引渡す迄の經費

第二次生産費 紅酒、清酒の如き貯藏を経たるものを調査して包装作業へ引繼ぐ場合其經費を前號の經費に加へた

るもの

第三次生産費 壺、壺又は樽詰に要する諸經費

總生産費 第一次又は第二次及第三次生産費の合計

即ち第一次生産費に於ては原料、燃料、工賃並雜費を、第二次生産費にありては其の第一次生産費に更に調合操作に於ける工賃を加へたるもの、第三次生産費に於ては從來除外計上せざりし包装材料並工賃、諸雜費等を計上するに至りたるものなり。本手續の制定に依り生産費調査上の面目を一新するに至りたるが直接經費のみを集計することに於ては依然として變るところなかりき。

抑製造原價は如何なる製造工業に於ても、直接的經費と間接的經費とより成立するものにして、即ち原料、製造工賃、燃料、包装材料等の如く特定作業に發生するものと、各作業に間接的に發生し、或る標準下に夫々配賦し得る守衛、給仕、小使、交換手等の給料の如きものより修繕材料、修繕工賃、電燈、電力料、給水費或は建物、器具機械、什器等の減價消却費或は俸給、雇員給等も各直接的なるものと間接的なるものとに區分し得るなり。然るに歐洲大戰以後に於ける打續く經濟界の不況は、専賣收入の上にも著しき影響を來し、收入の減少は必然的に製造、販賣其の他各般に亘り節約を餘儀なくせられたると、他面製造工業の極端なる進歩發達に伴ふ工場の機械化は原價の内容にも變化を招來し、科學的工場管理、産業合理化運動等の思想的潮流も澎湃として渦巻くに及び、最早従前の生産費計算方法にては満足し得られざる状態とはなれり。

昭和三年本多保太郎氏酒課長に就任するや、夙に之等内外の情勢に鑑み當時實行中の生産費集積方法の不備に着眼せられ改正立案をなすに至れり。即ち、部下に命じて代表的工場たる臺北酒工場に於て、約半歳に亘り研究調査を遂げしめ、四年七月之が成案を得たり。これ從來酒類製造手續中に規定せられたる酒類生産費の條項を同手續より分離

し、之に俸給、給料、賞與、諸手當等の入件費並修繕費、消却費の如き從來未調査の酒類製造關係一切の費用を集積することとしたるものにして所謂專酒第五百二十六號酒課長通牒之なり。本案固より臺北酒工場を主體として調査の上制定したるものなれば、この儘直に之を他工場に適合し得るやは疑問なりしを以て、先づ臺中、樹林、臺北の代表的三工場に限り試験的に実施することゝなしたり。

斯くて約半歳に亘る試験的實施に就て其の不備の點は其都度通牒を以て改正し、細目に互る疑義等に關しては屢次照會を重ねしも長く試験期間を遷延するは工場事務能率にも影響する所多かりしを以て、同年五月專酒第二千八百十七號を以て之を全島酒工場に實施することゝなしたり。然るに事務の性質上其の關係する所頗る複雑にして質疑を正し、之に對する充分なる知識と理解を體得せしむるの必要ありたるを以て、機會ある毎に係員を派して重要箇所の周知徹底を期すると同時に、原價計算制度を採用し、正確なる原價を算定するは製造上の漏洩、浪費を去り原價を低減し得るのみならず、又間接には社會大衆の副利に貢獻する所以なるを高唱し、他面パンフレット等を印刷し理論の徹底、實務の練成を期したり。

原料計算の取扱は此時までは總て酒課長通牒乃至依命通牒を以て處理し來りたるが、局訓令として發せられたるは昭和六年五月一日訓令第三號とす。然るに實施の狀況を見るに尙不備なる點或は實狀に適せざる點あるを發見するに至れり、即ち不備の箇所として擧げらるゝ事項左の如し。

- 一、變販酒を藥酒其の他の原料に供する場合の單價及清酒以外の仕込中變質醪を原料とする場合の單價に付ては規定なかりしこと
 - 二、仕込中變販し製造に至らざりしものゝ經費取扱方並之を原料に供する場合の取扱方に付同様規定なかりしこと
- 次に實狀に適せざりし箇所として

間接費の計算方法が豫算科目の下に集計することに規定しあるが爲、原料の集計に當りて一品と雖も此の豫算科目を知らずしては實行し得ず、此處に甚しき手數を生ずる結果とはなれり。他方現在の如く製造工場各地に分在し、而かも製造、販賣官署あり、又製造する酒類も種類多く此の間に他專賣の諸經費錯綜し居る實狀を看るとき、正に實狀に適せざるものありたり。

實際問題としても細則的事項に於て常に改正を餘儀なくせらるゝ有様にして其都度訓令改正をなさざるべからざることゝなりて曩に發したる訓令の主旨にも反することゝなれるを以て、本手續中具體的細則にして比較的恒久性に乏しきものは之を訓令より除外し、酒類原價計算手續細則とし此の分に限り依命通牒として取扱ひ、以て屢々生ずる訓令改正の煩を避くることゝし、茲に本手續に大改正を加へたるは昭和九年三月訓令第一號にして之即ち現行酒類原價計算手續なりとす。

訓令第一號

酒類原價計算手續

昭和九年三月二十三日訓令第一號

第一章 總 則

第一條 酒類原價計算ハ酒類製造官署ニ於テ製造スル酒類酒精紅糖ニ就キ之ヲ行フ

第二條 原價計算ニ於テ取扱フ費用ノ範圍ハ酒類製造官署ニ於ケル原料材料其ノ他製造ニ要スル物品ノ購入保管ヨリ製品ヲ倉入積上スル迄ニ發生セル一切ノ經費トシ之ヲ製造費、包裝費、間接費ニ分ツ

第三條 酒類及酒類ノ原價ハ製造費、包裝費及間接費ノ合計トシ紅糖ノ原價ハ製造費及間接費ノ合計トス

第四條 土地附屬物、建物、器具、機械及什器ニシテ單價五圓以上保存期限三年以上ノモノニ付テハ減價消却ヲ行フ但シ單價五圓未満ノモノト雖モ一回ノ拂出金額百圓以上ニ互ルモノハ保存期限一年以上ノモノニ限り減價消却ヲ行フモノトス

第二章 酒類の製造 第一節 生産費

第五條 減價消却ハ左記ノ方法ニ依ル

一、消却費ノ計算ハ定額消却法ニ依リ購入價格、保存期限ニ依リ一箇年ノ消却高ヲ算出ス但シ殘存價格ハ之ヲ零ト看做シ保存期限ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

二、新築建物、新設土地附屬物及新ニ購入セル器具、機械、什器ハ供用開始ノ翌月ヨリ之ヲ消却ヲ行フ左記ノ場合ニ於テハ爾後消却ヲ行ハス

一、保存期限ヲ經過シタル場合

二、保存期限ヲ經過セサルモ使用價值ヲ失ヒ或ハ原形ヲ滅失シ又ハ供用ヲ廢止シタル場合

改築、移築、増築及改造ニ依リ之ヲ評價替ヲナシテ官有財産臺帳ニ付替ヲ爲シタル物件ハ新ニ保存期限ヲ定メ消却ヲ行フヘシ

第六條 減價消却ヲ爲スヘキ物件ヲ保管轉換セル場合ハ其ノ物件ニ就キ減價消却簿ヲ寫シ直ニ引受官署ニ送付スヘシ

第七條 原價計算期間ハ一箇月トシ當月分並累計ノ原價ヲ算出スヘシ但シ製造包裝ノ何レカ一作業又ハ兩作業共休止ノ月ハ累計ノ原價ノミヲ更正算出スヘシ

第八條 製造官署長ハ毎月左記報告書ヲ翌月二十日迄ニ本局ニ提出スヘシ

一、第一次生産費報告書

二、第二次生産費報告書

三、第三次生産費報告書(摺詰)

四、第三次生産費報告書(樽詰)

五、製造直接費用報告書

六、包裝直接費用報告書

七、間接費用報告書

八、間接費配賦報告書

九、原價報告書

第九條 酒課長ハ前條ノ報告書ニ基キ毎月左記比較表ヲ調成シ之ヲ製造官署長ヘ通報スヘシ

一、第一次生産費比較表

二、第二次生産費比較表

三、製造直接費用比較表

四、第三次生産費比較表(摺詰)

五、第三次生産費比較表(樽詰)

六、包裝直接費用比較表

七、間接費用比較表

八、原價比較表

第二章 製造費

第十條 製造費ハ第一次又ハ第二次生産費ト製造直接費用トノ合計トス、但シ原料酒又ハ原料酒精ニ加水スル等ニ依リ直ニ製造又ハ製成サルモノノ製造費ハ第一次生産費ノミトス

第十一條 第一次生産費ハ清酒、紅酒ニアリテハ製造査定ニ至ル迄其他ノ酒類、酒精ニアリテハ包裝作業ヘ引渡ス迄紅麹ニアリテハ之ヲ物品會計官吏ニ引繼ク迄ノ各原料費、燃料費、工賃及雜費ノ合計トス

第十二條 第二次生産費ハ清酒、紅酒ノ如キ貯藏後調合ヲ要スルモノノ第一次生産費ト之ヲ調合シテ包裝作業ヘ引渡ス迄ノ燃料費、工賃及雜費トノ合計トス

第十三條 製造直接費用ハ酒類、酒精及紅麹ノ各製造作業ニ屬スル係給(委任係給、判任係給)給料(雇傭員給、事務職工工賃)賞與

第二章 酒類の製造 第一節 生産費

(慰勞金ヲ含ム) 勤勉手当、宿舍料(職工宿舍料ヲモ含ム) 修繕費、消却費、原料運賃及原料缺減金額ノ合計トス但シニ作業以上ニ
 共通ノ經費アル場合ハ之ヲ職工労働時間ニ依リ按分スヘシ
 第十四條 物件ノ保管轉換ニ際シテハ發送官署ハ之カ運賃ヲ直ニ引受官署ニ通報シ引受官署ニアリテハ物品會計官吏又ハ其ノ取扱者ヨ
 リ原價計算取扱者ニ通報スヘシ
 第十五條 清酒、紅酒作業ニ於ケル製造直接費用ハ調合製成數量ニ負擔セシムヘシ
 半製品ノ製造アルモ調合製成數量ナキ月ハ製造作業休止ト看做ス
 第十六條 製造直接費用ハ製造作業休止ノ月ト雖モ之ヲ計上スヘシ

第三章 包装費

第十七條 包装費ハ第三次生産費包装缺減増歩増金額包装直接費用ノ合計トス
 第十八條 第三次生産費ハ酒類、酒精ヲ包装シテ倉入積上スル迄ニ要スル材料費、工賃及雜費ノ合計トス
 第十九條 包装缺減増歩増金額ハ包装作業ニ於ケル酒類酒精ノ包装缺減増歩増ノ金額トス
 第二十條 包装直接費用ハ包装作業ニ屬スル供給(委任供給、判任供給) 給料(雇員給、事務職工工賃) 賞與(各慰勞金ヲ含ム) 勤
 勉手当、宿舍料(職工宿舍料ヲ含ム) 修繕費、消却費、材料運賃及材料破損缺減金額ノ合計トシ之ヲ塲詰、樽詰、罐詰ニ分ツ但シ包
 裝作業以外ト共通ノ經費アル場合ハ職工労働時間ニ依リ之ヲ按分スヘシ
 第二十一條 包装直接費用ハ包装作業休止ノ月ト雖モ塲詰、樽詰、罐詰ニ分テ計上スヘシ
 第四章 間接費
 第二十二條 間接費ハ製造ニ關シテ發生スル費用中製造費、包装費ニ屬セサル一切ノ費用トス
 第二十三條 間接費ハ包装製品ナキ月ト雖モ之ヲ計上スヘシ

附則

本令ハ昭和九年四月一日ヨリ施行ス

本令ノ各書式並取扱細則ニ付テハ局長ノ決裁ヲ經テ酒課長之ヲ定ム

專酒第二六二號

昭和九年三月二十四日

酒類原價計算ノ件

昭和九年三月二十三日附訓令第一號酒類原價計算手續ニ關シ左ノ手續細則制定相成候條四月分ヨリ本細則ニ依リ實行相成度依命通牒
 候也

酒類原價計算手續細則

第一條 減價消却高ハ減價消却簿(第二十四號様式)ニ依リ計算シ清酒、米酒、泡盛、燒酎、紅酒、藥酒、糯米酒、白酒、味淋、酒精、
 紅麹ノ各製造作業塲詰、樽詰、罐詰ノ各包装作業及右ノ何レニモ屬セサルモノトニ區分作成スヘシ
 第二條 新クニ消却シ開始シタル物件並訓令第五條第二項及第三項ニ付テハ毎月減價消却報告書(第二十五號様式)ニ依リ報告スヘシ
 第三條 被保轉物件ニ附屬セル減價消却簿ノ寫ハ原價計算取扱者ニ回付スヘシ
 第四條 改築、移築、増築及改造ノ爲評價替ヲ爲シタル場合ハ其評價替價格、保存期限ヲ當該作業主任ヨリ原價計算取扱者ニ通報スヘシ
 第五條 物品會計官吏被保轉物品ヲ拂出シタル場合ハ被保轉物品タルコトヲ作業主任ヘ通報スヘシ
 第六條 保存期限ハ別表第一ニ依ルヘシ本表ニ掲載ナキ物件ニ付テハ本表ヲ標準トシテ官署長ニ於テ其ノ都度決定スヘシ
 第七條 訓令第十一條各費目ノ計算ニ付テハ左ノ方法ニ依ルヘシ

一、燃料、電燈電力料、給水費以外ノモノハ作業主任ヨリ毎月回付スル原料材料物品使用高調(第十八號様式)ニヨリ算出スヘシ
 二、燃料費、給水費、電燈電力料ハ機關營繕修理作業主任ヨリ回付スル薪炭油電氣水道使用高調(第十九號様式)中ノ當該製造作業

第二章 酒類の製造 第一節 生産費

ニ使用シタルモノヲ計上ス

三、工賃ハ工賃調査簿(第二十號、第二十一號様式)ニ依リ當月分支拂額(前月二十一日ヨリ當月二十日迄)ヲ計上ス

四、酒粕、ソーゼル油、麻袋、伊丹樽ヲ賣却シタル場合或ハ他ノ原料ニ使用シタル場合ハ其ノ金額ヲ又仕込中醸ノ變敗變質品ノ原料

ニ使用シタル場合ハ第十八號様式記載事項第七項ニ依リ算出セル金額ヲ夫々第一次生産費ヨリ控除スヘシ

第八條 訓令第十二條各費目ノ計算ニ付テハ前條ニ準ス

第九條 訓令第十三條各費目ノ計算ニ付テハ左ノ方法ニ依ル

- 一、依給(委任係給、判任係給)給料(雇員給、傭人料、事務職工工賃) 宿舍料ハ其ノ取扱者ニ就キ調査シ當月分ヲ計上ス
- 二、賞與(各慰勞金ヲ含ム) 勤勉手当ハ其ノ取扱者ニ就キ調査シ毎月前年度實績ノ十二分ノ一ヲ計上ス
- 三、修繕費ハ機關營繕修理作業主任ヨリ回付スル營繕修理費調(第二十二號様式)中當該製造作業ニ屬スルモノヲ計上ス但消費費トシテ計上セラルルモノハ之ヲ除ク
- 四、消却費ハ減價消却簿(第二十四號様式)ニ依リ算出ス
- 五、原料減價金額ハ物品會計官吏ニ就キ前年度保管中ノ減價金額ヲ調査シ其ノ十二分ノ一ヲ毎月計上ス運送中ノ減價金額ハ之ヲ運賃ト看做シ計上セス
- 六、運賃ハ運賃調査簿(第二十三號様式)並減價消却簿(第二十四號様式)ニ依リ計上ス

第十條 訓令第十八條各費目ノ計算ニ付テハ本手續細則第七條ニ準ス

第十一條 訓令第十九條包裝減價増歩金額ハ包裝作業主任ヨリ回付スル原料材料物品使用高調(第十八號様式)ニ記載セル歩増及減歩合ヲ第一次生産費又ハ第二次生産費ニ乗シ算出スヘシ

第十二條 訓令第二十條各費目ノ計算ニ付テハ左ノ方法ニ依ルヘシ

- 一、依給(委任係給、判任係給)給料(雇員給、傭人料、事務職工工賃) 宿舍料(職工宿舍料ヲ含ム)ハ毎月其取扱者ニ就キ調査シ當月分ヲ別表第二ニ定ムル比率ニ依リ據テ、權請、權請別ニ分割計上スヘシ
- 二、賞與(慰勞金ヲ含ム) 勤勉手当ハ前年度實績ヲ其ノ取扱者ニ就キ調査シ其ノ十二分ノ一ヲ前號ニ準シ計上スヘシ
- 三、修繕費ハ機關營繕修理作業主任ヨリ回付スル營繕修理費調(第二十二號様式)中包裝作業ニ屬スルモノヲ據テ、權請、權請別ニ計上スヘシ
- 四、運賃ハ運賃調査簿(第二十三號様式)並減價消却簿(第二十四號様式)ニ依リ各據テ、權請、權請別ニ屬スルモノヲ別分計上スヘシ
- 五、材料破損減價金額ハ保管中ノモノトシ保管轉換ノ場合運送中ニ生シタル破損減價金額ハ運賃ト看做シ計上セス
- 六、消却費ハ減價消却簿(第二十四號様式)ニ依リ據テ、權請、權請別ニ算出スヘシ

第十三條 訓令第二十二條間接費ノ計算ニ付テハ左ノ方法ニ依ルヘシ

- 一、各官署ニテ發生セル酒關係一切ノ費用ヲ間接費報告書(第七號様式)ニ依リ配付豫算使用額配付豫算中保轉出額配付豫算外保轉受額消費費ニ區分シ次テ第一次第二次第三次生産費及製造包裝直接費用トシテ計上セルモノヲ製造費、包裝費關ニ計上シ酒類製造ト其ノ他(酒類ノ保管、販賣、取締、他專賣費並他官署費)トニ共通ニ發生シタル費用ニ對シテハ別表第三ニ定ムル比率ニ依リ間接費ト其ノ他トニ分割計上スヘシ
- 二、前號間接費トシテ割當タル費用ハ之ヲ合計シ別表第四間接費配賦係數ト製品包裝箱數(紅箱ニアリテハ製品箱數)トノ相剩積ヲ以テ各酒名別ニ配賦ス
- 三、俸給(委任係給、判任係給)給料(雇員給、傭人料) 借家、宿舍料、共済組合給與金、現業員獎勵費ニ付テハ當月分ヲ其ノ取扱者ニ就キ調査計上スヘシ
- 四、賞與(慰勞金ヲ含ム) 勤勉手当ニ付テハ前年度分ヲ其ノ取扱者ニ就キ調査シ毎月十二分ノ一ヲ計上ス
- 五、運賃ハ運賃調査簿(第二十三號様式)並減價消却簿(第二十四號様式)ニ依リ計上スヘシ
- 六、原料、包装材料、燃料、電燈電力料、給水費ハ毎月各作業ヨリ回付スル原料、材料物品使用高調(第十八號様式)營業修繕費調

- (第二十二號様式) 薪炭油電氣水道使用高調 (第十九號様式) ニ依リ各當月分ヲ計上スヘシ
- 七、原料、包装材料、燃料以外ノ物品ハ之ヲ消却物件ト非消却物品 (訓令第四條ニ該當セサルモノ) トニ區分計上スヘシ
- 八、配付豫算中保管轉換出ニ付テハ毎月其ノ取扱者ニ就キ調査計上スヘシ
- 九、配付豫算外保管轉換受ニ付テハ各作業主任ヨリ回付スル原料材料物品使用高調 (第十八號様式) 並ニ營繕修理費調 (第二十二號様式) ニ依リ計上ス
- 十、消却費ハ減價消却簿 (第二十四號様式) ニ依リ計上ス

參考通牒

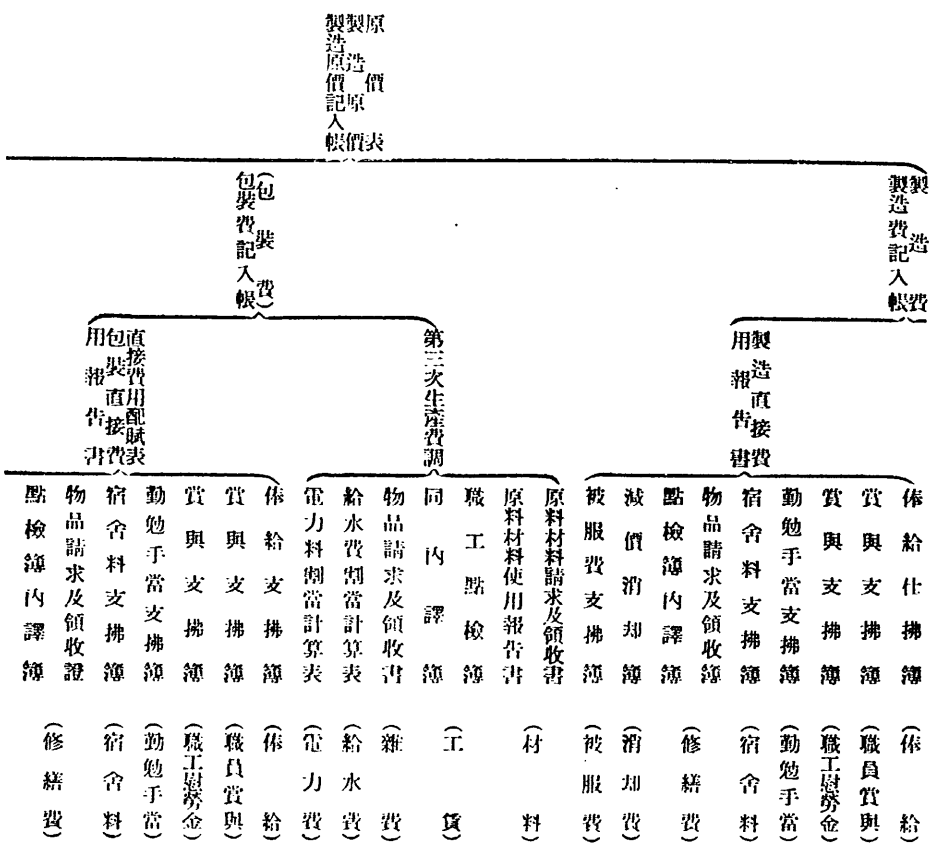
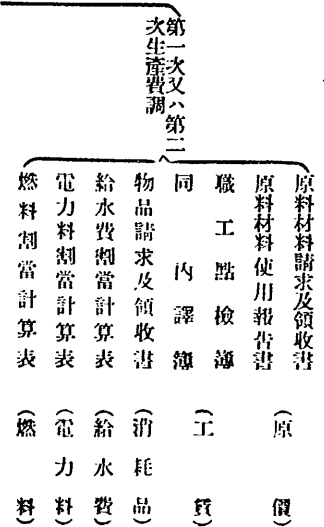
酒類原價計算方改正ニ關スル件

(昭和四年十二月專酒第二八七號酒課長照會)

昭和四年七月六日附專酒第一五二六號酒類原價計算ニ付テハ實際ノ取扱ニ對シ不便ノ點有之左記ノ通改正相成候條來ル二月分以後右ニ依リ實施相成度及照會候也

尙本案ハ將來必要ニ依リ變更ノ豫定ニ有之候

原價計算法



原 價 計 算 法

- 一、製造原價を製造費包装費及間接費に分つ
- 二、製造費は現行第一次又は第二次生産費に別紙により計算せる製造直接費用を加算せるものとす
- 三、包装費は現行第三次生産費に別紙により計算せる包装直接費用の配賦額を加算せるものとす
- 四、間接費は別紙の方法によりて計算す
- 五、原價計算單位期間を一箇月とす

製造直接費用の計算

半製品製造作業に於ける左記諸経費を作業別に毎月集計するものとす

- 一 俸 給

(間接費) (間接費記入帳)

減價消却簿 (消却費)	被服費支拂簿 (被服費)	体給支拂簿 (俸給)	物品請求及領收書 (修繕費)	點檢簿内譯書	諸費計算書 (諸費)	雜給計算書 (雜給)	其他費用計算書 (其他費用)	減價消却簿 (消却費)
-------------	--------------	------------	----------------	--------	------------	------------	----------------	-------------

判任官、雇員及傭人に支給せられたる毎月の給料の合計額を計上するものとす

二 職員賞與

前年度支給額の十二分の一を毎月計上す

三 職工慰勞金

傭人及職工に支給せられたる前年度分の十二分の一を毎月計上す

四 勸勉手當

前年度支給額の十二分の一を毎月計上す

五 宿舍料(又は借家料)

各作業別に従事する職員に支給せらるゝ宿舍料又は借家料の合計額を毎月計上す

六 修繕費

固定資本の大修繕をなし之を評價替して官有財産臺帳に登記する場合の修繕費を除き小修繕費のみを計上す

七 消却費

各作業に屬する土地、附屬物、機械、器具及什器の一箇年間の消却高の十二分の一を計上す、消却高の計算方法は別に定めたるところによる

八 著服費

前年度支拂額の十二分の一を毎月計上す

包装直接費用の計算

製造直接費用の計算と同様に包装作業に属する俸給、職員賞與、職工慰勞金、勤勉手當、宿舍料（又は借家料）、修繕費、消却費（建物消却費を除く）及被服費等を毎月集計し其の合計額を包装製品の數量と定價との積に應じて包装製品へ配賦するものとす

前項の定價と云へるは換算額當りの定價のことにして例へば福祿第一號一升壇の場合には一壇當りの定價は

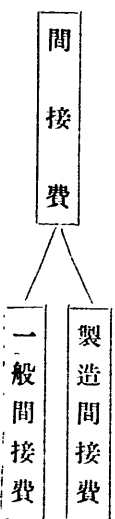
$$120 \text{ 錢} \times 1.3 = 6666 \text{ 錢} = (\text{錢以下切捨}) \text{ ナリ}$$

間接費の計算

製造費及包装費に屬せざる左記諸経費を間接費となし之を製造間接費と一般間接費とに区分し一般間接費は原價計算より除外して製造間接費を各酒類の製造數量と定價との積に比例し包装製品へ配賦するものとす

製造間接費と一般間接費との区分方法は前年度に於ける當工場の製造に係る製品及製造に要したる原料、材料の總價額と、配給酒原料材料（他官署より保轉せるもの）及購入酒の總價額との比によりて算出す製品、購入酒、配給酒の價格は定價により原料材料の價格は買入價格による

間接費の岡解



例



間接費

當工場に於ける製品及原料材料の總價額

一〇、〇〇〇圓

配給酒、原料材料及購入酒の總價格

一〇〇、〇〇〇圓
五〇、〇〇〇圓

右の場合に於ける製造間接費を求めれば

$$\text{即ち } 100000 \text{圓} \times \frac{100000}{100000+50000} = 66666 \text{圓} \text{ となる}$$

右六、六六六圓六六が包装製品へ配賦されるものなり

記

一 管理費（酒工場関係のみ）

A 俸給

a 奏任俸給 b 判任俸給 c 雇傭員給料 d 賞與 e 勸勉手當

B 修繕費

a 廳舎修繕 b 工場建物修補 c 機械器具修補

C 諸費

a 旅費 b 宿舍料 c 工場借上料 d 宿直料 e 共済組合補助金

二 諸口工場費（酒工場関係のみ）

A 雑給

a 守衛 b 給仕 c 常備夫 d 車夫 e 小使 f 交換手 g 慰勞金

B 其の他の諸費用

- a 被服費
- b 給水費
- c 薪炭油類
- d 電力電燈料
- e 検定及試験費
- f 事務用諸費
- g 電信電話料
- h 雑費

C 減價消却費

- a 土地附屬物
- b 建物(全部)
- c 機械器具
- d 什器

原價計算に必要な傳票、報告書及帳簿

イ 製造費に關するもの

一 原材料請求及領收書

各作業より請求せし原材料を即時使用せずして一箇月以上に亙りて使用するものなるときは摘要へ長期と記入す

當該書式は作業主任に於て三部を作成し一部を作業に残し他の二部を會計官吏に回付す會計官吏は價格を記入して捺印と同時に一部を原價計算係へ他は現品と共に作業に送付し領收の捺印を求む

二 物品請求及領收書

この傳票にて請求せし物品は傳票中に「備」印なきときは直に使用せるものと看做す「備」印は單價五圓以上又は保存期限三年以上のものを請求する場合に下欄右端に朱記するものとす當該書式の運用順路は前書式と同様なり

三 原材料使用報告

請求せし原材料を即時使用せず長期に亙り使用するとき該書式にて毎月使用料を原價計算係に報告す

四 原材料使用内譯簿

從前通り

五 職工點檢簿

書式從前通りとし各作業毎に區別して備ふ修繕工の如く單一作業に従事せず二作業以上に従事せる職工の労働時間及賃銀は別に内譯簿を設けて算出し修繕工の工賃を各作業の直接工賃と何れの作業にも屬せざる間接工賃とに正確に區別するものとす

六 職工點檢簿内譯簿

別紙の通り

七 直接費用報告書

原價計算係にて作業毎に一部宛作成し毎月本局に報告するものとす

八 第一次生産費調

從前通り

九 製造費記入帳

別紙の通り

十 原料元帳

別紙の通り

ロ 包装費に關するもの

- 一 原材料請求及領收書
- 二 物品請求及領收書
- 三 原材料使用報告書
- 四 職工點檢簿、同内譯簿
- 五 直接費用報告書
- 六 包装直接費用配賦表
- 七 第三次生産費調
從前通り
- 五、六、七の書式は毎月本局に報告するものとす
- 八 包装費記入帳
別紙の通り
- 九 材料元帳
別紙の通り
- ハ 間接費に關するもの
 - 一 間接費記入帳
管理員（俸給、修繕費、諸費）及諸口工場費（雜給其他費用、消却費）の口座を設け毎月計算す口座別による書式は別表の如し
 - 二 間接費報告書
 - 三 製造間接費配賦表

- 二、三は毎月本局に報告するものとす
- ニ 其の他のもの
 - 一 原價表
別紙の通りにして毎月本局に報告す
 - 二 製造原料記入帳
別紙の通り
 - 三 支拂運賃記入帳
注意 本局に報告するものは總て複寫となし一部を保存すべし
(各種報告書帳簿様式略)

運賃の計算

- 一 原材料及機械器具の保管轉換によりて生ぜし運賃は之を原價に加算するものとす
- 一 原材料及機械器具の保管轉換に際しては引繼官署は引受官署へ必ず運賃の通知をなし計算上支障なきを期すべし
- 一 原材料及機械器具の保管轉換によりて生じたる運賃は引繼官署に於ては支拂運賃記入帳に引受官署に於ては原料元帳、材料元帳の運賃欄に夫々記入するものとす

減價消却法

消却費は種々あれ共當局は定額消却法を採用す此の方法は原價保存期限、殘存價格の三要素を必要とすれ共計算を

便にする爲殘存價格を零と看做す

實式を示せば左の如し

$$1 \text{ 年の減價} \times \frac{\text{原價} - \text{殘存價格}}{\text{保存年限}} = \frac{\text{原價}}{\text{保存年限}}$$

建物及機械器具の消却法

原價千圓の機械の保存期限を十年とする時は本年度の消却高は $1,000 \div 10 = 100$ 圓 即ち百圓なり翌年度に於ける消却高も同様百圓なり消却を行ふ毎に保存期限は減少するものなり

新に購入せる機械器具は夫々保存期限を定め購入年度より消却すべし但し其の年度の半期以後(十月以後)購入せるものは其の年度は消却を行はざるものとす

既に保存期限を經過し尙使用に堪へ得る建物機械器具等も消却は終りたるものとし消却簿より抹消すべし徵收物件は徵收年月を以て購入年月と看做す

保存期限を經過せざる中に既に廢物となりたるものは爾後に於て消却に關係なし左に消却法の實例を示す

一 昭和二年十月十日築造鐵筋コンクリート造平家建成裝室此の價格九、五〇二圓〇〇なり

此の建物の保存期限を三十年と定むる時は年々の消却高は即ち

$$9,502 \div 30 = 316 \text{ 圓} \text{ となる}$$

右建物は昭和三年度より消却せらるべきものにして昭和三十二年度に於て消却は終了す

二 大正十四年十二月三十日築造煉瓦造煙突の價格二、〇五〇圓九〇なり此の煙突の保存期間を十五年とする時は假令昭和四年度に於て始めて消却を開始するとも消却高は其の價格の十五分の一、一三六圓七二なり、保存年限は残り

十二箇年となる、大正十五年より昭和三年迄は年々一三六圓七二づつ消却が行へられしものと看做すべきなり

三 大正十二年二月築造塙三段倉庫の價格二、五三五圓なり、此の建物の保存期限を五年とする時は既に所定保存期限を經過せるが故に消却の餘地なし

什器の消却法

什器の消却法も建物の場合と同様なれ共幾百千に達する器々の物品につき夫々購入年度に遡り減價の計算を行ふは煩に堪へず依て不合理なる點あるを免れざるも簡單なる方便によりて計算す

即ち什器の保存期限を夫々五年、十年、十五年に略別して建物の場合と同様に消却を行ふ但し什器は總て本年度を購入年月と看做す

假令永き保存期限を有する物品と雖原價五圓以下の什器又は保存期限三年未滿と見らるべき物品は何れも消耗品として取扱ふべし

減價消却簿

工場に於ける固定資産を各作業部に屬するものと何れの作業部所にも屬せざるものとに分ち夫々別紙雛形の減價消却簿を備へ固定資産保存期限表を標準として減價消却を行ふ

保存年限數又消却したる時は項目を赤インキにて抹消す大修繕を爲し評價替を爲したる時も其の項目を赤インキにて抹消して別の行へ付替をなし再び保存期限を定め更に消却を開始す評價替をなすべき大修繕に要せし費用は原價計算に關係なし

(減價消却簿、保存年限表、何れも略)

原價計算改正ニ關スル件

(昭和五年六月十三日專酒第一、二九三號酒課長通牒)

臺北、樹林、宜蘭、臺中、埔里、斗六、嘉義、臺南、屏東、花蓮港、臺東各官署長宛

昭和四年十二月二十七日附專酒第二、八一七號首題ノ件取扱方別紙ノ通り改正相成候條關係後右ニ依リ實施相成度通牒候也

記

一 原價計算ニ於テ取扱フ費用ノ範圍

費目ノ範圍ハ製造官署ニ於ケル原料材料及製造ノ爲ニ要スル物品ノ購入保管ヨリ製造製品ヲ庫入スル迄ニ要スル一切ノ費用トス從テ原料材料及購入保管ニ要スル事務費原料材料及倉庫消却費ハ包含スルモ製品ノ保管處理ニ係ル事務費製造倉庫ノ消却費ハ包含セサルモノトス

製造費ノ取扱ニ關スル事項

(一) 原料ノ運賃及保管中ノ缺減ハ製造直接費用トシテ取扱ヒ運送中ノ缺減ハ運賃ト看做シ運賃ハ引受官署ノ負擔トス但シ運送中ノ缺減ニ對シ現金賠償サルモノハ之ヲ除ク

(二) 物品ニシテ一回ノ拂出金額百圓以上ニ互ルモノハ保存期限三年未滿ト雖モ一年以上ノモノニ限り備品トシテ取扱フモノトス

(三) 製造用建物ノ消却費ヲ直接費用ニ算入スルモノトス

(四) 製造作業休止ノ月ト雖直接費用ハ計上スルコト本月欄ニハ金額ノミヲ記入シ累計欄ニハ之ヲ加算セル累計金額並ニ二箇當ヲ算出シ記入スルモノトス

(五) 清酒、紅酒ノ如ク貯藏後調合作業アルモノ(第二次生産)ニ於ケル直接費用ハ調合酒數量ノミニ負擔セシムルモノトニ從テ半製品ノ製造アルモ調合作業ナキ月ハ製造休止ト看做シ四ノ例ニ依リ取扱フモノトス

三 包装費ノ取扱ニ關スル事項

(一) 材料ノ運賃並ニ保管中ノ破損ハ包装直接費用トシテ取扱ヒ運送中ノ破損ハ運賃ト看做シ引受官署ノ負擔トス

(二) 物品ニシテ一回ノ拂出金額百圓以上ニ互ルモノハ保存期限三年未滿ノモノト雖一年以上ノモノニ限り備品トシテ取扱フ

(三) 壺詰酒ノ第三次生産費調ハ清酒、蒸餾酒、紅酒、藥酒、糯米酒及酒精ニ區別調製スルモノトス

(四) 包装直接費用中消却費及修繕費ハ壺詰部、樽詰部ニ次々區分シ其他ノ直接費用ハ前二者ニ適當ニ割當ツルモノトス割當ノ率ハ打

合ノ上決定通知ス

(五) 包装作業中止ノ月ト雖包装直接費用ハ壺詰、樽詰及罐詰ニ分チ計上シ累計欄ニテ整理スル事ハ製造直接費用ノ場合ト同シ

(六) 包装直接費用ノ酒名別配賦ハ壺詰、樽詰及罐詰ノ包装數量ニ依ルモノトス

四 間接費ノ取扱ニ關スル事項

(一) 間接費ノ項目ハ各官署ノ豫算科目ニ一致セシメ別紙ノ通り改正ス

(二) 依給並ニ事務諸費ハ其ノ官署ノ使用額全部ニ互リ作場費ハ酒ノミヲ調査シ製造費及包装費ニ屬スルモノハ製造費及包装費ノ欄ヘ計上シ之等ノ費用以外ニ屬スルモノハ之ヲ各官署毎ニ一定ノ比率ヲ定メ間接費ト其他(酒販賣取締、及他專賣)ノ欄ヘ區分計上ス但シ原料費及包装材料費ヲ除ク右ノ比率ハ打合ノ上決定通知ス

(三) 右(二)ニ依リ算出サレタル間接費ハ配賦係數ト包装數量トノ比ニヨリテ各包装製品ヘ配賦ス配賦係數トハ各酒類ノ工賃ヲ調査シタル結果得タル百分率ニシテ別トス

五 原價表作成ニ關スル事項

原價表ハ別紙ノ通り改正シ各酒類毎ニ當月分原價並ニ累計原價(當月迄ノ平均)ヲ計上スルモノトス當月分原價ハ其ノ月ノ製造費、包装費、間接費ヲ合計セルモノニシテ累計原價ハ製造費、包装費及間接費ノ各累計額當ヲ合計セルモノトス從テ或ル酒類ニシテ製造、包装ノ何レカ又ハ兩者共ニナキ月ト雖累計平均原價ハ算出スルモノトス

六 書 式

第二章 酒類の製造 第一節 生産費

(一) 改正書式

- イ 直接費用報告書(製造、包装)
 - ロ 第一次生産費調
 - ハ 第二次生産費調
 - ニ 第三次生産費調
 - ホ 間接費報告書
 - ヘ 間接費配賦表
 - ト 原 價 表
 - チ 運賃調査簿
- (二) 廢止書式
- イ 製造費記入帳
 - ロ 原料元帳
 - ハ 包装直接費用配賦表
 - ニ 包装費記入帳
 - ホ 材料元帳
 - ヘ 間接費記入帳
 - ト 製造原價記入帳

間接費配賦係數

工場名	米酒		糖蜜酒		泡盛		老紅酒		糯米酒		五加皮虎骨		五加皮食現		酒精	
	一號	二號	一號	二號	一號	二號	一號	二號	一號	二號	一號	二號	一號	二號	一號	二號
臺 北	一〇〇	二〇〇					三〇〇	二五〇								
臺 南	一〇〇	二〇〇						二五〇								
嘉 義																
斗 六																
埔 里																
宜 中																
樹 林																
臺 南																
花 港																
臺 南																
東 港																
臺 南																

(改正書式、廢止書式略)

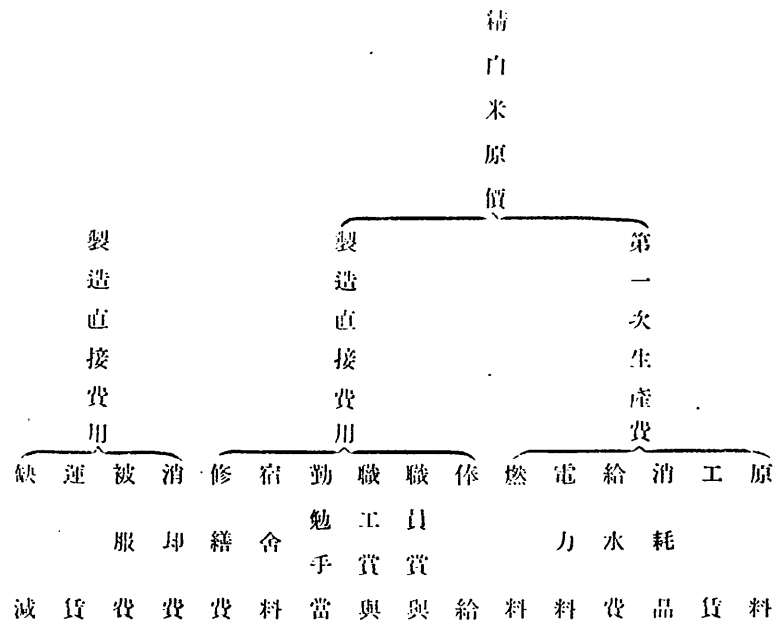
精白米原價計算ニ關スル件 (昭和五年七月十八日專酒第二三七號酒課長通牒)

酒 課 長

臺中、花蓮港各支局長 宛

精白米原價計算ニ付テハ八月以後別紙ノ通りノ原價ヲ算出シ報告相成度右及通牒候也

第二章 酒類の製造 第一節 生産費



- 注意
- 一、精白米原價ハ間接費ヲ負擔セサルモノトス
 - 二、精白米原價計算ニ用ヒル書式及傳票ハ酒類原價計算ニ用フルモノト同一トス

三、清酒用原料タル精白米ノ當月分ノ單價ハ當月分ノ精白米原價ヲ計上スルモノトス

原價計算ニ關スル件 (昭和五年七月二十九日專酒第一一九三ノ一號酒課長通牒)

臺北、樹林、臺中、嘉義、斗六、臺南、屏東、埔里、宜蘭、花蓮港、臺東各官署長 宛
 昭和五年六月十三日附專酒第一一九三號通牒ニ係ル原價計算改正中ノ間接費配賦ノ比率及包裝直接費用ノ割當比率ハ別紙ノ通り決定相成候條右ニ依リ御處理相成度此段通牒候也
 (別紙略)

燒酎原料トシテノ變敗酒其ノ他價格ニ關スル件 (昭和五年十一月二十六日專酒第二二六號通知)

酒 課 長

臺中、埔里、花蓮港支局出張所長 宛
 燒酎製造用原料ニ供スル變敗酒其ノ單價算出ニ就キ左記ノ通り決定相成候ニ付爾今右ニ依リ御處理相成度右及通知候也

記

- 一 包裝製品タル變敗清酒ヲ燒酎用原料トシテ用フル場合ノ單價ハ和代ニ準シテ算出シ一箱當七圓トス
- 二 清酒半製品ヲ變敗又ハ變質ノ爲燒酎用原料トシテ用フル場合ノ單價モ右ニ同シ、但シ製造費ノ累計セル單價ト七圓トノ差額ハ當月ニ於ケル缺減トシ清酒製造直接費用トシテ計上スルモノトス
- 三 清酒仕込中ノ變敗又ハ變質釀ヲ原料トナス場合ハ一ニ準ス但シ單價ハ壓搾歩合ヨリ算出シ一箱當六圓トス
- 四 滓及包装中ノ洩レ品ヲ原料トナス場合ハ此ノ價格ヲ零トナス(滓及洩レ品ハ包裝缺減トシテ取扱ハルルヲ以テナリ)
 滓及洩レ品ヲ原料ニ用ヒタル時ハ雜受トシテ燒酎第一次生産費調原料關ヘ數量ノミヲ記入スルモノトス

第二章 酒類の製造 第一節 生産費

第二節 製造作業

酒類製造作業は時代の趨勢を洞察し、其の嗜好に鑑み之に適應する酒類を定め、試験検定によりて品質の向上を図り、意匠、圖案を考案し、製造數量を豫定し、使用原料、材料の選擇、供給方法を定め、製造順序、作業標準を規定する必要あるは論を俟たず。而して酒類の製造は專賣の主旨に鑑み島民の保健衛生に資すると共に、合理的工業經營に依りて財政上に寄與するにあるを以て、常に需要者の嗜好を考察し其順應に努むると共に、一面品質の改善、作業能率の向上、生産價格の低減を期する要あるを以て常に作業の成績を調査し、試験研究を怠らず改善の資料とし其の實現を期し、製造作業の進歩發達に努め來れり。

酒類專賣は大正十一年七月一日より實施せられたるが酒類製造の開始には多少の日時を要し、實施當日より作業を開始するも急速の間に合ふべくもあらず、仍て專賣令施行前に於ける製造準備は財務局長と交渉の上從前通り臺灣酒造税規則に據りて之を行ふこととし漸次工場設備を爲し當局製品の製造を開始したるが六月二十二日臺北各工場を始め二十五日迄に大部分作業の開始を見るに至れり。即ち左の如し。

工場作業開始期日及仕込數量

工場	作業開始期日	米	酒	糖蜜酒	泡盛	備考
臺北工場	六、三	四、八				



(中) 製作過程



(橋板) 一ノ其室込仕酒清



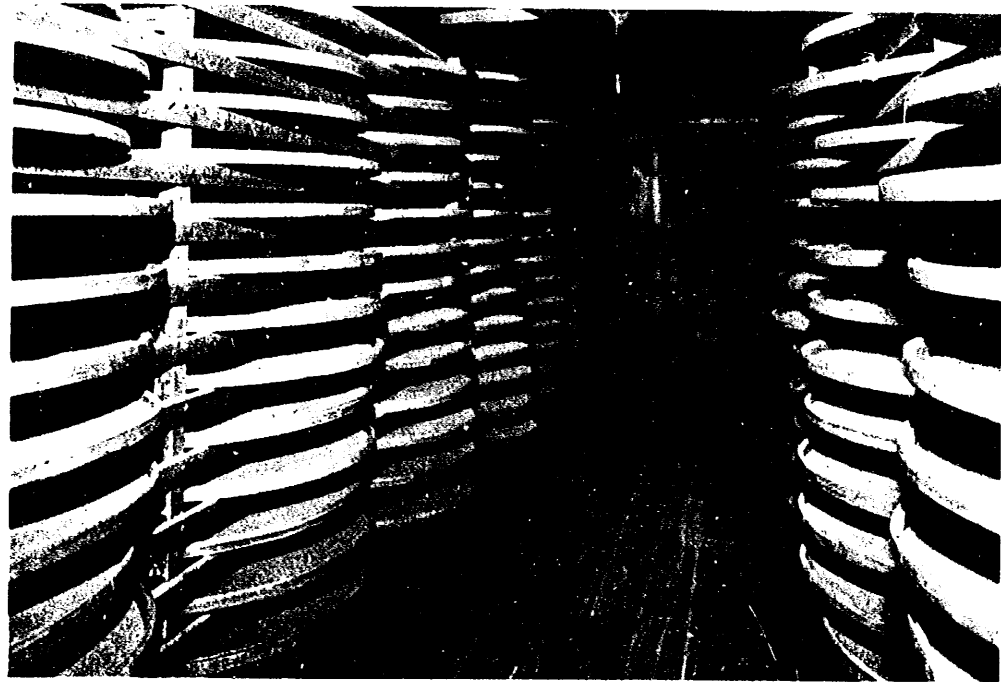
(橋板) 二ノ其室込仕酒清



(里 埔) 酒 米 蒸 酒 米



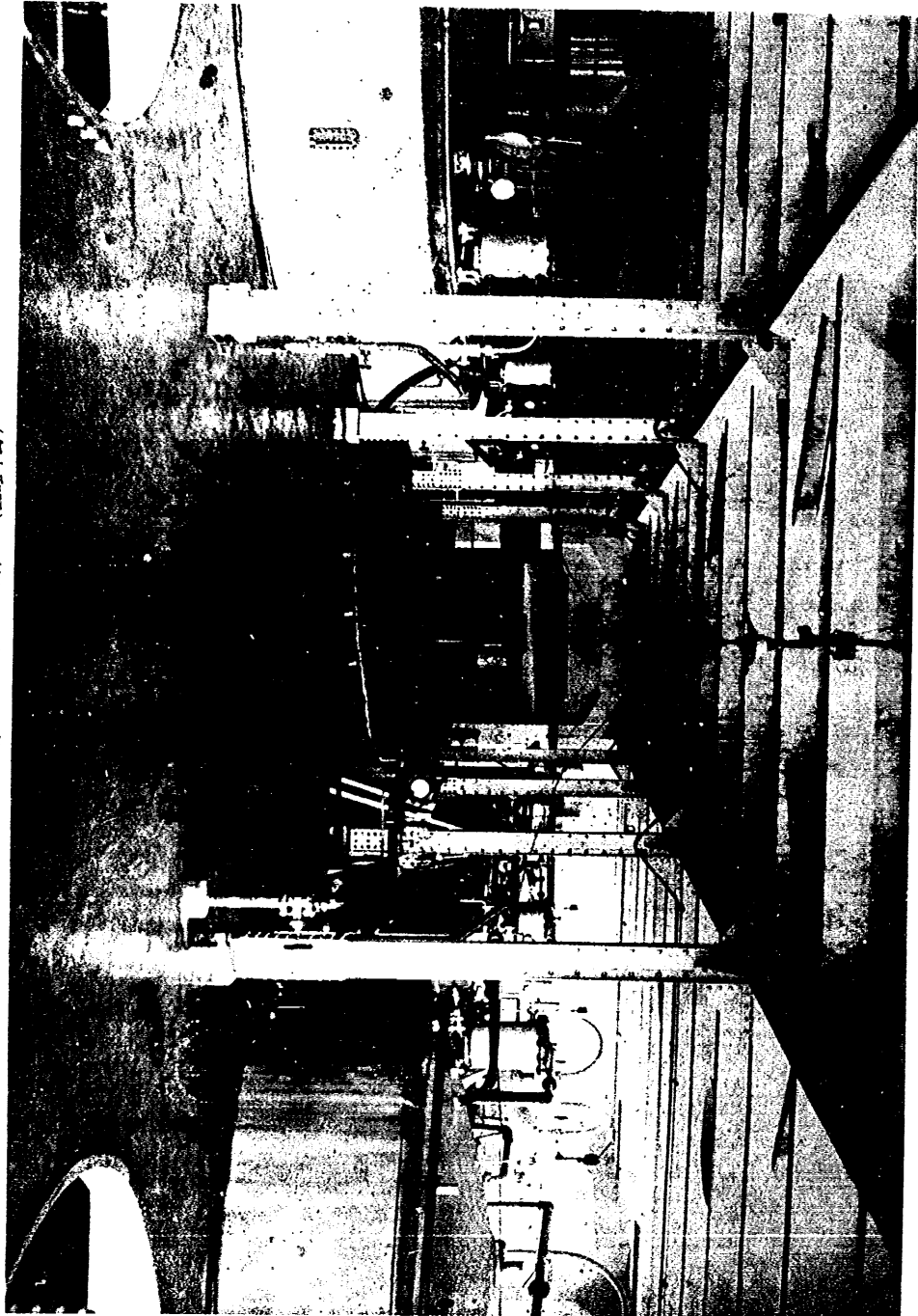
紅 桶 製 造 用 器 具



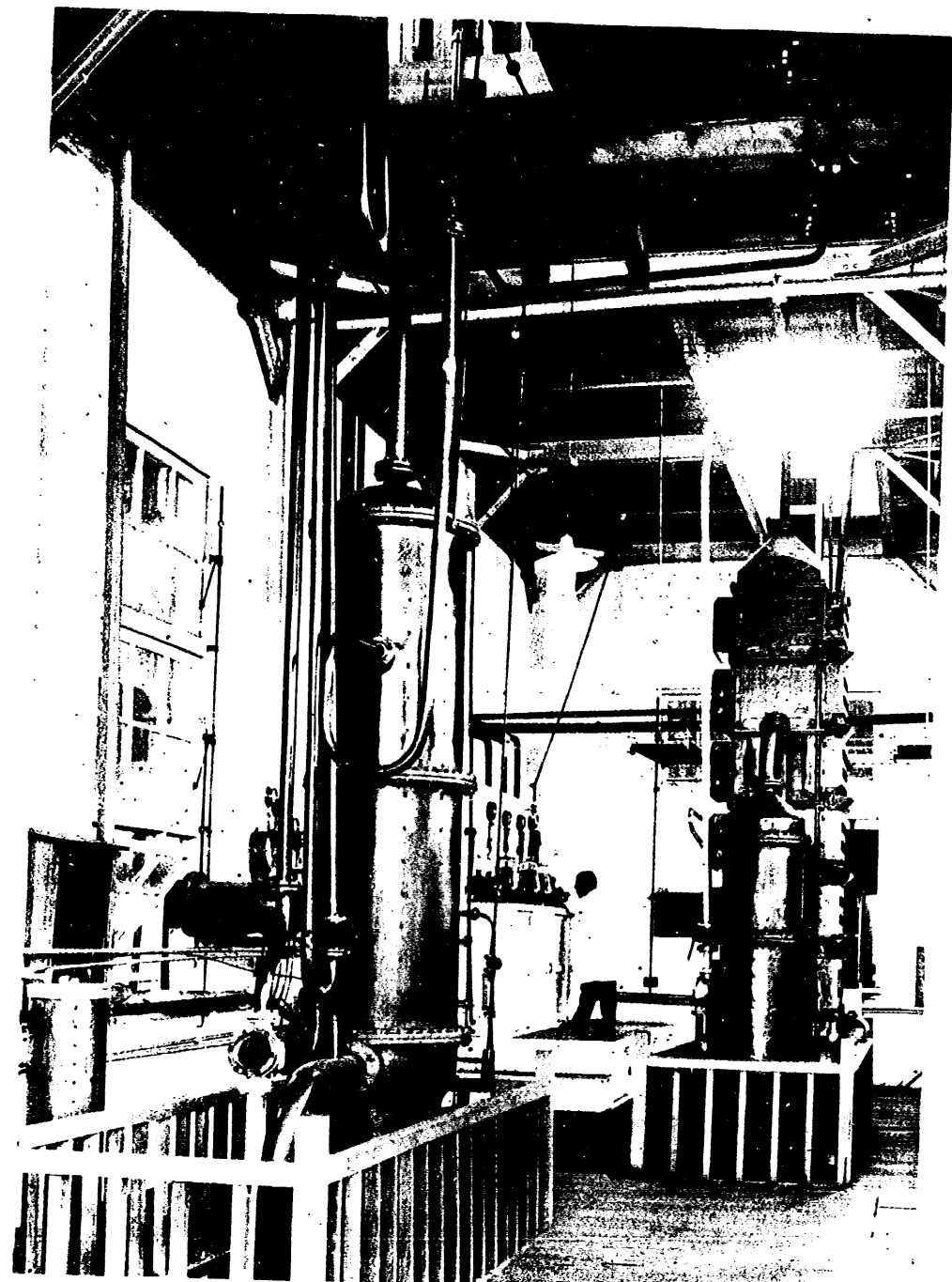
(林樹) 室 燥 乾 酒 紅



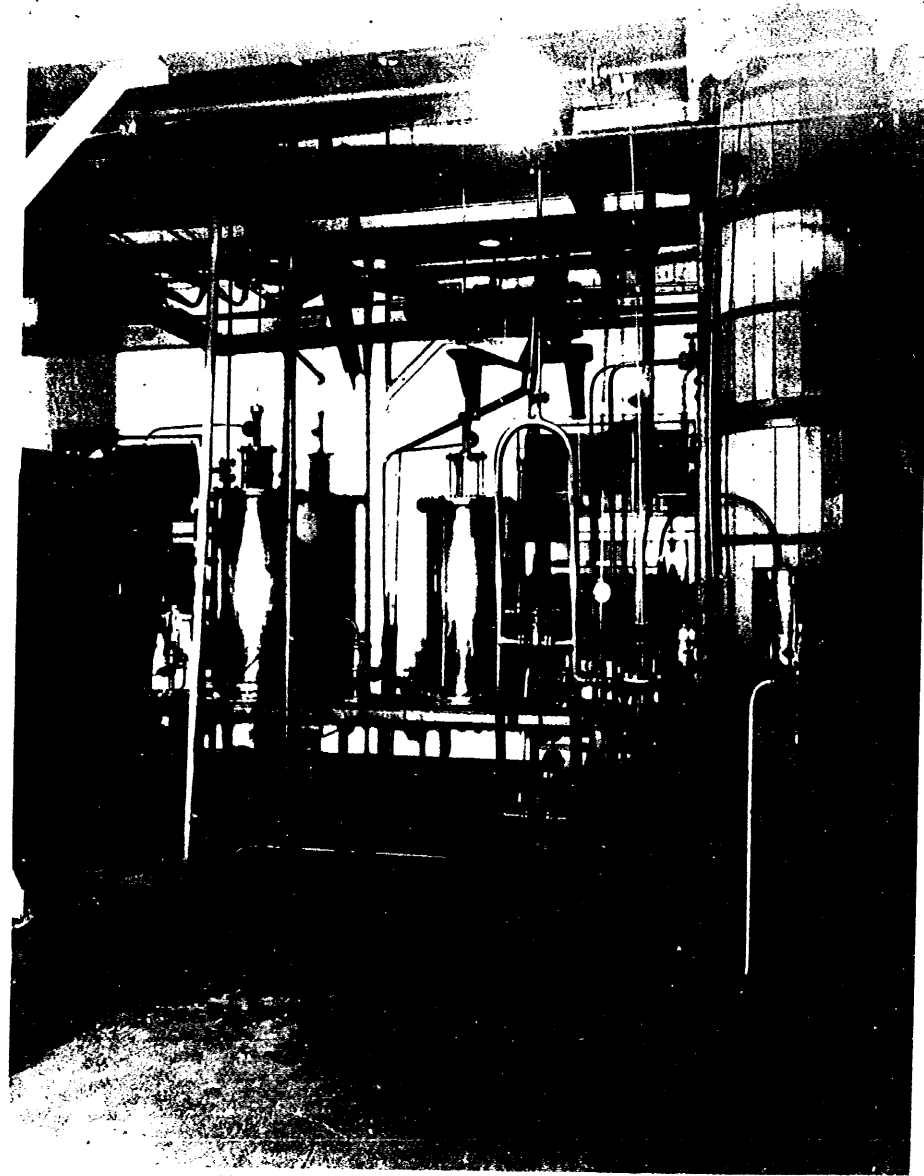
(林樹) 室 藏 貯 酒 紅



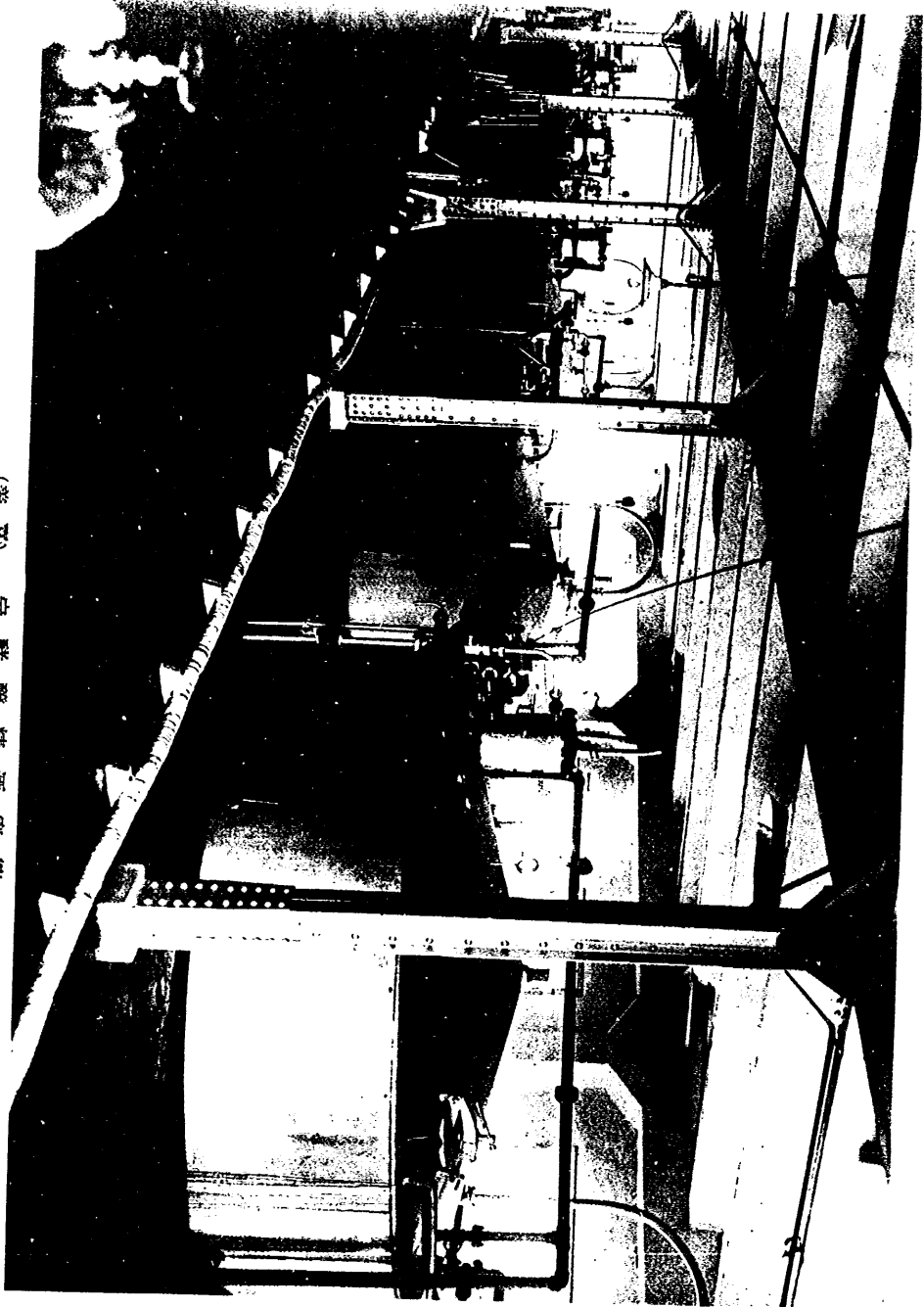
(年九和昭) (場工業蒸) 樽釀醇醴精酒



(年八和昭)(場工義嘉) 機 筒 蒸 式 ス ゲ ル イ



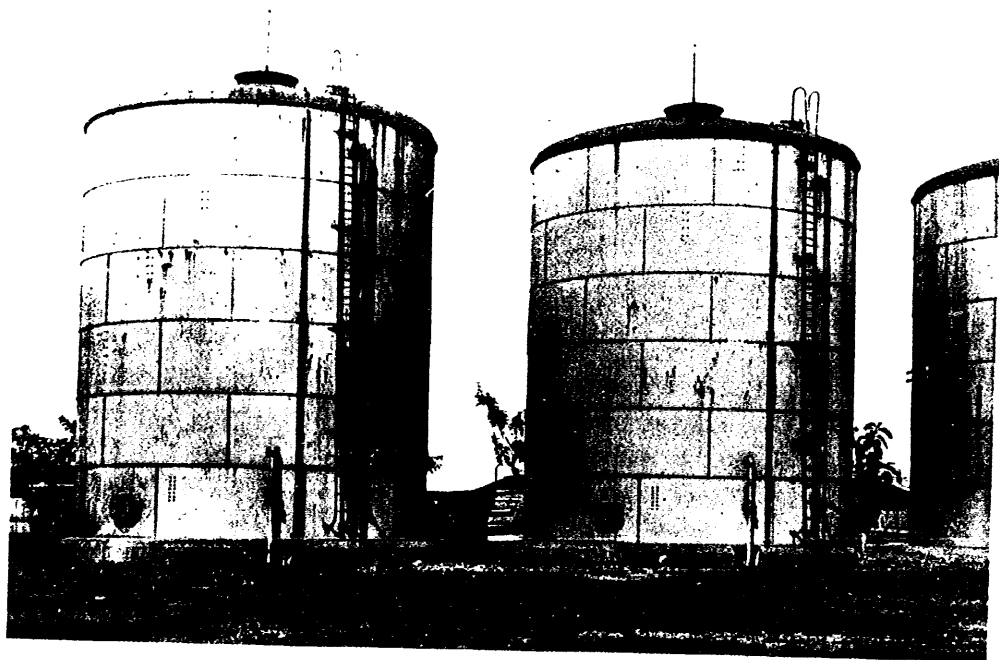
(義嘉) 部一ノ室備蒸精酒



(總 務) 空 醇 釀 精 酒 蒸 餾



(義 嘉) 一ノ其 クンク 蔵貯蜜糖



(義 嘉) 二ノ其 クンク 蔵貯蜜糖

當時製造状況に就き池田専賣局長は杉本酒課長其他を同伴親しく臺北工場を視察したり。

樹林分工場	樹林分工場	臺東分工場	花蓮分工場	恒春分工場	屏東分工場	旗山分工場	斗六分工場	嘉義分工場	臺南分工場	埔里分工場	豐原分工場	臺中分工場	臺中分工場	新竹分工場	新竹分工場	宜蘭分工場	宜蘭分工場	臺北分工場	臺北分工場	有明分工場
六、二五	六、三三	六、三三	六、三三	六、三五	六、三五	六、三五	七、一	六、二七	六、二五	六、二五	六、三三	六、二四	六、二七	六、二五	六、二五	六、二四	六、二四	六、三三	六、三三	六、三三
	四、九	四、〇	四、〇					一四、〇	三、〇	四、〇	一〇、〇	三、六	三、六	二、六	二、六	六、〇	一、〇	一、〇		
	六、〇							三〇〇〇〇斤												
	三、〇																			

旗山、恒春工場分ヲ含ム

第一款 製造酒の種類及其の製造法

政府製造の酒類は之を大別すれば醸造酒、蒸餾酒、再製酒の三種に分たれ、製品の種類より見るときは清酒、米酒、糖蜜酒、泡盛、紅酒、藥酒、高粱酒、焼酎、白酒、糯米酒、酒精及洋酒とす。最近に於ける製造方法左の如し。

一 清 酒

清酒には醸造酒と合成酒との二種あり、醸造酒は其の製造法大略内地と同一なるも合成酒は理化學研究所より各原料を購入し所謂理研法により之を製造す。

製造方法

(1) 醸 造 法

六五馬力冷凍能力四〇噸のもの二臺にて冷風を送り各仕込室其の他を七度に冷却し醗タンク六箱、技タンク一四箱、醗タンク六〇箱の銅製タンクにて大體内地の清酒醸造法に準じて行へ貯藏は珞瑯タンク、銅タンク、杉桶にて貯藏室は一部冷却す

(2) 原 料

(一) 原料米 製品として福祿、瑞光、凱旋の三種を造り酒類により夫々原料米を區別す即ち

福祿原料米 臺中州下産米、精白度は麴米二割搗減、掛米一、五割搗減

瑞光原料米 花蓮港廳吉野庄産米、精白度は麴米掛米共四割搗減

凱旋原料米 兵庫縣下産米、精白度は麴米掛米共四割搗減

(3) 麴

浸水時間一五時間、浸水温度二五度、蒸餾時間一時間（臭拔後）、種麴使用量原料米一〇〇匁當り一〇〇匁

(4) 製 造 法

仕込方法

A 福祿原料配合

原 料	醗	添	仲	留	計
蒸 米	二二〇	二七〇	五四〇	八一〇	一、七四〇
麴 米	五三	一〇〇	一七〇	二二六	五三九
水	一七六	三四六	五四六	一五三九	三〇〇七
箱					

B 瑞光原料配合

原 料	醗	添	仲	留	計
蒸 米	二二〇	二七〇	五四〇	八一〇	一、七四〇
麴 米	五四	一〇八	一六三	二二五	五三九
水	一八〇	三四〇	九二〇	一五八〇	三〇一〇
箱					

C 凱旋原料配合

原 料	醗	添	仲	留	計
蒸 米	一六〇	二七〇	五五〇	七九〇	一、七四〇
箱					

水	六〇	一一〇	一六五	二〇四	五三九
麵	一九〇	三・三〇	八・五〇	一六四〇	三〇・一〇
米					
麹					

A及Bは麴及び醗を比較的老熟せしめ仕込温度は、添一度、仲九度留八度を基準として最高温度、一七乃至一八度にて前急後緩式経過をとり上槽迄の日数は一八乃至一九日を標準とす。Cは麴及醗は幾分若目とし、仕込温度は添一・五度乃至二・五度仲九度留七乃至八度を基準として最高温度一五・五度乃至一六・五度にて前急後緩式経過に導き上槽迄の日数は二三乃至二四日を標準とす。

貯藏 壓搾の翌日完全に濾過を行へ直に火入を爲し、貯藏す。貯藏日数は三ヶ月を標準とす。

(5) 合成法

理化学研究所の原料を以て銅タンクを用ひて内部に冷却装置を施し理研式酸酵法を以て製造す、其の原料配合左の如し。

- 酒精(九六度) 一、八七瓩
- 糖類 六六瓩
- 鹽類 一、六四瓩
- 甘味粘調料 三、四瓩
- 醋酸乳酸混液 〇、八五瓩
- P・R・B 一、五二瓩
- オリザニン 八.c.c.

酒粕 〇、三七瓩

二米 酒

米酒は製造方法の變遷に依りて品質、外觀に幾分の變遷を來たせるが、概ね無色透明にして、味は淡白にして特殊の風味を有し、内地の焼酎に類するも、焼酎に比し酒精分稍低し、一個年の消費量は約一五〇、〇〇瓩とす。製造方法は在來法は白糴を使用する方法なりしが本法は從來雜種多様にして其進歩の跡見るものなかりしが總督府研究所に醸造科の開設せられ次で大正十一年酒專賣施行せられてより總ての操作に科學的管理の加へらるゝあり製造工程の微生物學的にも化學的にも純理を知るに至りて之を實際に應用することとなり、改良せらるゝに至りたるものとす。然るに昭和六、七年頃よりアミロ法を施行するに至りて其の製造法も一變することとなり。

製造法

米酒の製造は在來法たる米糴を原料とする方法とアミロ法に依る方法とあり、當局に於ては專賣以來昭和六年までは在來法を採用したるを以て今之等二方法に就き記述すべし。

(1) 白糴法

粳白米の蒸煮したるものに白糴を加へ仕込み、糖化酸酵の進むに連れて順次水を加へ醪を造り熟成後蒸餾するものにして之が原料は粳白米、白糴及水の三なり。
洗米及浸米 臺灣米の糠の附着多きものは洗米機を以て洗米し之を浸米タンクに入れ水を充たし五時間乃至八時間之を浸漬す、浸米の水含量は凡そ二五度乃至二八度とす、浸米タンクは多くはコンクリート製の圓形にして容量は一石以上の石數に達するものもあるも一定せず。

仕込及酸酵 原料米一、〇〇〇瓩に對し粉碎せる白糴約一〇瓩をよく混和し之を内容約一・二石の缸に夏季は二五瓩

乃至三〇瓦、冬季は三〇瓦乃至三五瓦を入れ、缸の底面及側面に附けて中凹に仕込む、缸口には麻布を覆ひ、蓋をなす。缸は夏季は地上に置き、冬季は柵敷床を用ふ。この際に枝缸と稱して内容約三斗の缸を用ふることもあり、仕込みたる後約十八時間にして菌絲は米粒の全面に繁殖し米粒は柔軟となり、泥状を呈して甘味著しく増し、且酒精醱酵をも起す、品温は三五度乃至三八度となる、この時第一回汲水をなす、汲水により品温一時低下するも酒精醱酵旺盛となるに連れ再上昇す。茲に於て汲水をなして温度の降下を圖り、同時に糖化作用によりて生ずる糖分の濃度を稀釋して酵母醱酵を助く、第五、六日目頃に及び殆んど醱酵休止し酸味を帯び來る、この時期に於て蒸餾に付す。蒸餾は普通簡單なる非連續式蒸餾器を使用す。

(2) アミロ法

アミロ法に依る米酒製造に於て其の主要原料は米及水なるがこの外に副原料として多量の鹽酸用ひらる。

- (イ) 米 米は當初臺灣梗白米又は外國碎白米を用ひたるも最近に於ては専ら臺灣梗玄米を使用す、其の品質に就ては嚴重なる選擇をなすことなく寧ろ不良品にても品質の比較的均一にして蟲害の少きものを望む。
 - (ロ) 水 一石の米酒を製造するに二〇石乃至五〇石の水を必要とす水質に就きては白釉と同様考慮することなく專賣局に於ては一般に仕込用水には水道水を使用し其の他の雜用水には井戸水又は河水を使用す。
 - (ハ) 鹽酸 鹽酸を副原料として使用するは(一)醱の粘度を微の繁殖に適當ならしむること(二)醱の水素イオン濃度を微の分泌する酵素の糖化作用に最適ならしむること。
- 鹽酸の品質に就きては特に嚴重に検査する必要なく工業用鹽酸にて差支なく使用量は米の成分により差あり一、〇〇〇瓦に對し工業用鹽酸(比重一・一五五、三〇%)八立乃至一二立なり。

四 泡盛酒

專賣以前の泡盛は當初品質劣悪、製造歩合に於ても五六十程度のもなりしが中澤博士の之が主要菌の發見等により製造方法改善せられ製造歩合の向上と共に品質の向上を見るに至れるが、專賣後は益々製造設備の改善を圖ると共に科學的製造管理を行ひたるが爲め酒質向上するに至りしが、最近需要の關係上當局に於ては大量仕込の必要に迫られしため昭和十一年以來之が實現を企圖し既に小松、武田の兩技師、金山技手等の考案による酸糖化アミロ法により機械設備を以て安全に大量仕込の目的を達し得ると同時に醱酵日數の短縮を來たし酒類に於ても製造歩合に於ても著しく進展するに至れり。而して專賣局に於ては酒專賣以來昭和十二年まで在來の麴法により泡盛酒を製造し來たりたるが、昭和十二年之が製法に酸糖化アミロ法を應用することに成功し同十三年より從來の麴法を全廢し専ら新法に依り製造するに至れり。其の製造法左の如し。

(1) 麴 法

麴法とは梗白米に *Aspergillus Awamori Nakazawa* 或は其の變種を繁殖せしめて所謂黒麴を造り、これを缸或は横型タンクに入れて水を加へ糖化醱酵を行ふものなり。

原料 原料米は泡盛製造用原料米として昭和九年迄價格低廉なる佛領印度支那産碎白米を使用し來たるも近年島産米を使用することゝなれり。

仕込 原料米七五〇瓦の出麴に對し一五斗の汲水をしカールスベルヒの酵母培養(又は仕込中の優良なる醱の四五日目のものを共醱として使用)二本を添加し、四二斗容長方形仕込タンクに仕込みを行ふ。六七日目にして主醱醱終り後微弱なる醱酵を持續し九日乃至一二日に醱醱終了するを以て蒸餾を行ふ。

(2) 酸糖化アミロ法

アミロ法の應用による泡盛酒の製造は普通アミロ法に依るときは泡盛麴菌の糖化力が弱き爲め糖化に日數を要し從

て操作上雑菌侵入の憂あり、又完全なる糖化期し難し、依て當局に於ては微のみによる糖化を避け泡盛麹菌がPH價の低き醪にも能く繁殖する性質並に泡盛麹菌の繁殖せる該醪に酵母が容易に發育することを利用し先づ鹽酸に依り九〇度前後酸糖化したる醪を使用するアミロ法を考案したり。

原料 原料米本島産在來種粳米七分搗を用ふ

糖普通市販の糖を用ふ

鹽酸工業用濃鹽酸を用ふ

五 紅 酒

紅酒は糯米、紅糶及米酒を原料とする再製酒にして製成當時は深紅色を呈し青紫色の螢光を放つも貯藏するに従ひ漸次腿色して一箇年以上を経過せるものは淡黄色に變じ螢光を放たざるに至る、是を特に老紅酒 (Routyu) と稱して賞美す。老紅酒は獨特の輕快なる風味を有し本島の習慣上冠婚の式典に缺くべからざるものとせられ、臺灣料理には最もよく適合せり。

專賣前より其消費量は再製酒中の首位を占め全島二百軒の酒類製造家中百十軒の紅酒製造家あり、其年産額は七萬箱に達せり。然れども老紅酒の消費は概して少く大部分は貯藏前の新紅酒或は紅添酒 (Anemayu) と稱する米酒に紅糶を浸出せしめたるものを速成紅酒として販賣消費せり、紅酒の製造は寒冷の時期に行はれ、従つて之が製造家も新竹以北に多く特に臺北州下には二千箱前後の製造家十指を算し就中樹林及宜蘭地方は優れたる老紅酒の産地として有名なりき。

專賣直後政府は大正十一年度より樹林、臺北、宜蘭、花蓮港の四工場に於て年産額四萬箱を標準として紅酒製造を開始せるも、貯藏關係並に當時の嗜好状態を考慮して漸減主義の下に一部は速成紅酒を販賣することとし、新竹、豊

原、臺中の三工場に於て紅添酒を製造せしめたり、然るに昭和四年度に於て貯藏状態は圓滿となり酒質及取締上の見地より之等速成紅酒を廢止して専ら老紅酒のみを製造販賣するに至れり。

(一) 紅酒の改良

酒專賣の實施によりて紅酒に關する研究は紅糶の研究と相俟ちて急速に進展し、多數研究者に依りて幾多の試験研究行はれたるも特に大正十四年中央研究所中澤博士並に酒課神谷技師を中心とする研究は酒工場化學的管理法制定と共に其の製造法を著しく進歩せしめたり。昭和四年神谷技師は在來仕込容器一石甕を二十箱容長方形鐵タンクに改良し、同六年樹林工場長佐藤技師は紅酒醪中の乳酸菌及酵母に關する研究を行ひ同八年には酒課勝田技師の紅酒品質並に貯藏中に於ける成分の變化に關する研究あり翌九年中澤博士は共同研究員と共に樹林、臺北、宜蘭三工場の紅酒製造法及品質に關して詳細なる研究を行ひたる結果在來法に依る優良紅酒の製造法を確立せり、更に昭和十一年度より酒課武田博士は工業的紅酒の製造法を計畫し樹林及宜蘭兩工場に於て之が研究を行ひ機械設備に依る紅酒製造に成功し、同十三年に於て樹林酒工場長野本技師は兒玉技師と共にリゾプス菌を使用して紅酒を製造する改良法を發見して工業的紅酒の製造法を完成し今や在來法を全廢するに至れり。

(二) 原 料

糯米 本島産長糯米又は丸糯米を使用す

紅糶 專賣當時五箇年間民間指定工場より買収せるも昭和二年度より局製品を使用せり。

原料酒 米酒に一部酒精を混じたる酒精濃度二五%のものを使用す

(三) 製 造 法

(イ) 在來法 紅酒の製造は十月より翌年四月までの比較的低温の期間に行はれ夏期は困難なり、糯米を十時間以

上浸漬して蒸米桶にて打水式蒸米法に依り約二時間蒸籠したる後冷却臺上に運び室温まで冷却し原料米一五〇匁、紅糶七〇匁、水二匁の割合に長方形第一次タンクに充分攪拌混和して仕込を行ふ、仕込後十五、六時間にして糯米澱粉は紅糶酵素液によりて大部分糖化し最高糖分量を示す。この頃より徐々に品温上昇して酵母の湧付き始まり仕込後三十分乃至四十時間にして最高温度攝氏三十五、六度に達し瓦斯の發生著しく旺盛なる酸酵作用を営む、其後品温は徐々に下降して酸酵を終るこの間約一週間なり。酸酵は第二次タンクに移して原料酒を添加し五、六日間調熟せしめて清澄期に至り上澄液を汲取りて頭蒲 (Tailpo) となし更に残醪に原料酒を添加して五、六日間浸透せしめたる後次蒲 (Shipo) を得残醪は壓搾機にかけて処理す、頭蒲、次蒲、壓搾液の三者は製成酒タンク中に合併静置して滓引したるものを製成酒となす。製成酒は三〇立容紅に酒詰し木蓋をなして其上に綿紙、新聞紙及豚の血糊等を用ひて充分密閉したる後倉庫に貯蔵す、貯蔵二箇年以上経過したるものは調合したる後瓶詰となし老紅酒製品として販賣す。

(ロ) 改良法 本法は紅酒の工業的製造法にして一日の仕込量は原料米五千匁乃至一萬匁なり、蒸米機を使用して一回に原料米一、二〇〇匁を水三〇匁及鹽酸八立と共に加壓三十分間蒸煮したる後殺菌せる改良酸酵タンク (紅糶仕込用攪拌機を設置す) に醪を送り品温三十八度に冷却して純粹培養せるリゾプス菌の胞子を移殖し殺菌空気を送入しつゝ、該菌を繁殖せしむ、七十時間以上を経過してリゾプス菌に依りて原料澱粉は殆んど糖化され適量の酒精及び酸類を生産したる時期に品温三十度に調節して紅糶を添加す、紅糶は充分なる空気と共に攪拌三十分乃至一時間を行ひて仕込を終る、紅糶添加後は空気を断ちて更に完全なる糖化酸酵を営ましめ品温二十八度を最高とし約八十時間経過して醪中の糖分殆んど残存せざるに到る、酸酵醪は第二次タンクに送り原料酒を全量一回に添加して四日間調熟せしめたる後上澄液を汲取り残醪は壓搾処理して前者と合併し滓引後製成酒となす、其後の操作は何れも在來法と同様なり。本法は在來法に比較して製造期間約一週間短縮せられ機械設備及操作簡單にして著しく製造能力を擴大し四季醸造に

依りて人件費を低減せり。特に科學的管理が行はれ酒質は常に一定し酸酵歩合一〇%向上し原料米及紅糶使用量を約二〇%節減す、在來法に於ては稀に氣温の變化によりて急激に増酸し酸酵歩低下せる悪質の紅酒を得たるも本法に於ては製成酒中に糖分全く存せず總酸適當にして乳酸に比して琥珀酸の多き優良酒を得たり、貯蔵後の老紅酒は品質に於ても風味芳醇にして酒質は著しく向上進歩せり。

六 糯米酒

糯米酒は糯米を蒸籠し之に糖化菌を繁殖せしめて充分に糖化を行はしめたるものに原料酒を加へ熟成後壓搾濾過したるものなり。以前は白糶に依り糖化を行はしめ居たりしが米酒の製造アミロ法化に際し白糶の製造中止の止むなきに至れるを以て現今はリゾプス白糶タケダを純粹培養したるものを使用するに至れり。

原料配合割合 (製成見込量三三五匁當り)

原料	配合割合
長糶白米	五四〇、〇匁
酒 精	一〇、〇匁
水	二〇、〇匁
培養微	三、〇匁

原料米は長糶白米を用ひて先づ洗米を行ひ、浸米タンクに移して夏季には一〇時間、冬季には一四時間位の程度に浸漬を行へる後蒸米を行ふ。蒸米の際には始一五分間蒸氣を通じて後打水をなし、充分水切して再蒸氣を通じて蒸籠す、蒸米は直に冷却臺に厚さ三四センチメートル位に擴げて冷却するとき夏季に於ては一時間、冬季に於ては三分位にして品温四五度位に下るを以て之に培養せる微を始め半量だけ撒布して糯米を反轉し品温四〇度以下を待つて更

に残りの半量の微を添加し蒸米の塊を碎き微付を充分ならしめ仕込を行ふ、仕込後二四時間乃至三六時間にて品温降下し斯くして糖化を終了す。

糖化を終了したる醪には三一%に稀釋したる原料酒精を添加し十二時間經過したる後權を以て充分攪拌し後靜置すること二日にて醪の上液は其の儘之を滓引槽に移し箱は壓搾機にかけ壓搾し滓引槽に合併し靜置すること五日にして滓引し火入を行へ貯藏槽に移し濾過す。

七 白 酒

製造方法は内地のものと同じにして先づ原料味淋を造り、其の味淋と糯米とを以て仕込を行ひ後挽臼にて碾碎を行ふものなり。

原料米 臺灣産丸糯米にして二割搗減のものを使用し浸水時間四時間水切二時間、蒸饀時間四〇分とす

製造法 丸糯米一〇〇匁味淋一三・五匁

蒸米の冷却を待ち味淋仕込と同様に半切タンクを用ひ數回に互り味淋とよく混和し大容器に仕込む五六日目に荒權を行ひ以後隔日に懼入を爲し二三週間にて白挽を行ふ。

八 藥 酒

藥酒には五加皮酒、虎骨酒及玫瑰露酒あり五加皮酒に金龍、金蘭、鴛黃の三種、虎骨酒に金時、丹桂の二種あり、五加皮酒及虎骨酒は草根、木皮を原料酒を以て浸出したるものに調味料、酸素等を添加して造り、玫瑰露酒は原料酒に香料及砂糖を調合して製造する再製酒なり。五加皮酒の金龍及玫瑰露酒は支那天津産を輸入したりしが當局に於て同等品を製造し得るに至れるを以て前者は昭和八年より後者は昭和七年より輸入を中止することゝしたり。

製 造 方 法

(1) 五 加 皮 酒

原料配合割合 (製成量一〇匁當り)

原 料	金 龍	金 蘭	鴛 黃
原 料 酒 (酒精(九六度))	—	二・八三匁	二・八三匁
高粱酒(六〇度)	七・五〇匁	一・二二匁	〇・一九匁
藥 料	五・〇匁	三・〇匁	二・〇匁
黃 粉	九〇・〇瓦	八〇・〇瓦	六五・〇瓦
食 紅	七〇・〇瓦	七〇・〇瓦	五〇・〇瓦
水 飴	八〇・〇匁	九〇・〇匁	六五・〇匁
白 双 目 糖	二四・〇匁	—	五〇・〇匁
黃 双 目 糖	—	三〇・〇匁	二〇・〇匁
水	—	六・二五匁	七・三〇匁

藥料は次のものを適宜混合す

五加皮、佛手、什開、白芷、當歸、沈香、廣木香、公丁香、橙皮、熟地、砂仁、玉竹、檀末、桂皮

藥 料 の 浸 漬 並 調 整

藥料中の玉竹以外は全部粉砕して混合し所要量を麻袋に分容して之を酒精分五五度の原料酒中に浸漬し一日一回宛藥料袋を手にて揉み出すことを繰返し、浸漬二週間後に砂糖及び水飴を溶解して添加配合す、其の後一週間經過して浸漬中の藥料は取出し、玉竹は此時細切して一緒に二重釜を以て五六時間煮沸煎出す、煎液は仕込タンク中に併合

して酒精分を金龍四三%、金蘭三三%、鴉黃二五%に調節し黃粉及食紅を加へて充分攪拌したる後一週間静置下して濾過す。

(2) 虎骨酒

原料配合割合 (製成量一〇箱當リ)

原料	金	晴	丹	桂
酒精(九六度)	二・八四箱	二・八三箱		
高粱酒(六〇度)	一・一一箱	〇・一九箱		
藥料	二・〇匁	一・二匁		
水	一八〇・〇匁	一三〇・〇匁		
白双目糖	四〇・〇匁	一		
黄双目糖	六〇・〇匁	五・〇匁		
赤砂糖	一二・〇匁	九・〇匁		
水	五・六四匁	七・一〇匁		

藥料は次のものを適宜混合す

桂皮、川牛七(膝)、什開、白芷、川芎、川續斷、羌活、灸黃芪、防風、當歸、紅花、何首烏、潯地風、熟地、甘草、千年健、吧戟天

藥料の浸漬並調製

藥料は全部粉碎混和し所要量を麻袋に分容して之を酒精分五五度の原料酒中に浸漬し、五加皮酒の場合と同様に處

理するものなるが虎骨酒に於ては赤砂糖は煮、適度にカラメル化したるものを他の調味料と同時に添加す、酒精分は金晴三三度、丹桂二五度に調製し充分攪拌し一週間静置の後下をなし濾過す。

(3) 玫瑰露酒

原料配合割合

高粱酒(六〇度) 七・二箱、白双目糖七六・〇匁、橙花油八・〇匁、蕃薇油一六・〇匁白双目糖を適量の水に溶して原料酒に添加混合し、更に上記香料を添加したる後三日位貯藏して酒精分を四三%に調製し濾過す。

九燒酎

精酒粕を蒸餾し又は米、米麴に水を加へ酸酵せしめ原料酒を添加し蒸餾するものなり。

一〇味淋

蒸米に米麴を加へ糖化せしめ原料焼酎及原料酒精を添加し熟成後吸取又は壓搾をなしたるものなり。

一一酒精

糖蜜、甘蔗、甘蔗及びキャッサバ等より製造せられ現在臺灣に於ては糖蜜のみを用ふ、この場合には開放式酸酵法と密閉式酸酵法とあり又澱粉原料を用ふる場合にはアミロ法、酸糖化法等あり、澱粉原料による製造は本島に於ては未だ行はるゝに至らず。

密閉式酸酵法は當局が研究に成れるものにして後節に述ぶるところあるべし。

一二洋酒

(1) リキユールボンカノ

リキユールボンカノは最初中央研究所に於て研究製造せられ、昭和七年より專賣局に於て製造販賣せらるゝに至

れるものにして、本酒の特徴としては臺灣特産の椪柑を原料とするため、椪柑特有の芳香を有するリキュールなり。而して現在に於ては内地にも移出するに至れり。

製造方法

椪柑の皮の部分より油分を採りて精製し之を他の數種の香料と共に原料酒精に添加後調熟せしめ製造するものなるが、原料配合割合は左の如し。

製成酒一箱當り

原料酒精(八五度) 四八立、白双目糖三四瓦、水三四立、香料三・五立

(2) リキュールウロン

リキュールウロンは烏龍茶を原料とし烏龍茶特有の色及香味を有する酒なり、リキュールボンカノールと同様に中央研究所に於て最初研究製造せられ、専賣局にては昭和十三年度より製造販賣するに至れり。

製造方法

原料配合標準は製成酒一箱當り次の如し。

原料酒精(九六度) 二三立、白双目糖三五瓦、烏龍茶一四瓦、酒石酸〇・二瓦、グリセリン一瓦

A液 酒精分四九・五%、糖分三一・三%液と熱湯一立當り二〇〇瓦の烏龍茶とを一分間煎出せる液とを等量混合す。

B液 酒精分二一%、糖分三八・七%の液二・三六箱に烏龍茶二〇瓦を一晝夜浸漬したるもの。

以上のA及びB兩液を一と二の割合に混合して之にグリセリン及酒石酸を添加し三箇月間貯藏したる後濾過す。

(3) ウイスキー

當局製造のウイスキーはエスペーロとモノボリーの二種にしてエスペーロは昭和七年より、モノボリーは昭和十三

年より製造販賣せり。

製造方法

九六度酒精を六〇度に稀釋後脱臭精製したるものを北海産水楢又は大楢材にて作れる椪に數年間貯藏し椪樽特有の香味を附與したるものにウイスキー香料を適量添加して香味を補足し、調熟せしめたるものエスペーロにして、モノボリーは國産眞製ウイスキーを加工調熟したるものなり。

(4) モノボリージン

樺太産杜松子其の他の香料原料を以てジンエッセンスを製り、酒精に調合調熟せしめ製造するものなり、當局に於ては昭和十三年度より之を製造販賣せり。

第二款 酒

精

酒精工業の發達は製糖工業と密接の關係に在り、本島の氣候風土は甘藷栽培に適するの故を以て改隸以來頗る糖業の發展を見るに至り、分蜜糖工業に著しき發達を來し一方化學工業の原料として酒精の需要益々盛況を呈し茲に糖蜜を原料とする酒精製造工場の創設を見るに至れり。

最初本島に於て分蜜糖業の開始せらるゝや、其の廢棄物として生産する糖蜜に對しては當時未だ何等の利用法も講ぜらるゝなく、當時に於ける各製糖會社は之が處分に窮し、何れも捨値を以て辛ふじて處分し居たる實情にあり、甚しきに至りては之を處分せしむる爲に若干の負擔をさへ餘儀なくせられたるものもありし状態なりしなり。然るに明治三十七八年の頃より本邦産業界は戰亂の後を受けて、反動的事業勃興の時期に遭遇し、殊に化學工業界に著しき進歩を示したる結果、其の原料として必要缺くべからざる酒精の需要亦漸次増加の傾向を示せり。一方内地各方面に於ても新に斯業の開始せらるゝもの少からず、こゝに本島に於ける斯業の發展は更に一段の光彩を放つに至れり。

即ち本島製糖界に於ては其の副産物たる糖蜜を原料として酒精工業を企圖し、明治四十年十二月臺灣製糖株式會社先づ橋仔頭に之が製造工場を設置し、次て明治製糖株式會社の蒜頭工場成り、明治四十四年に至りては更に臺灣製糖株式會社は阿猴酒精工場を増設するに至れり。

大正三年七月に至り歐洲の天地俄に戦亂の巻と化し、其の影響は東洋に於ける工業の勃興を促進し、爲に酒精は更に一層重要な地位を占むることとなりしを以て、本島に於ける酒精工業は茲に再一大發展の機運に遭遇したり。即ち既設工場は益々擴張せらるゝと共に一面從來酒精含有飲料の製造のみに没頭したりし製酒會社は轉じて酒精製造に全力を注ぐに至り、更に小規模なりし工場は漸次合併せられて一大酒精會社の組織せらるゝ等俄に急激なる發展を見るに至れり。

臺灣酒精令にありては酒精とは酒精及酒精含有飲料にして酒精分九十度以上のものを謂ひ此の酒精分は攝氏檢温器十五度の時に於て原容量百分中に含有する〇、七九四七の比重を有する酒精の容量を謂ふと規定し、而して之等酒精の製造は政府の免許制の下に民營を認め、酒精一石に付酒精分一度毎に一四八十錢の造石税を課したるが本島内製糖會社の製糖工業の副産物たる糖蜜は之に適度の加水を爲し、醱酵作用を施すときは盛に醱酵して酒精蒸餾の酵素を産出するが故に製糖會社に於ける各工場は政府免許の下に酒精工場を兼營し多量の酒精を製造するに至れり。

政府は臺灣に於て消費する酒精の專賣權を有するが故に、製糖會社の生産せる酒精は内地又は外國に輸出するの外本島内に於ては直接之を販賣するの權能を有せざるも、九十度未滿の酒精は酒類專賣令の下に政府に於て製造販賣の專權を掌握するが故に、製糖會社は此の種の酒精を製造し且つ販賣するの權能を有することなし。

第一項 酒精の製造免許

酒精製造に對しては酒精分九十度以上の酒精製造は政府の免許を要すること前敍の如くなるが、其の製造の廢止を爲さんとするとき亦免許の取消を求めざるべからず（酒精令第四條）而して臺灣酒精令附則には臺灣酒造税規則に依り酒類製造の免許を受け、本令施行の際現に酒精を製造する者は本令に依り酒精製造の免許を受けたるものと看做すと規定したるを以て、專賣當初に於ける島内多數の酒精工場は從前の規則に依り、免許せられたるものにして、新に酒精製造場を起し、新令に依り免許を受けたるものは南部製酒株式會社の高雄郡三塊厝工場、明治製糖株式會社の會文郡麻豆及員林郡溪湖庄に於ける溪湖製糖所、及大日本製糖株式會社の虎尾に新設したる酒精工場四箇所に過ぎず、今新舊免許の酒精製造場を示せば次の如し。

臺灣酒造税規則に基き免許せられたる酒精製造工場

會社名	工場名
臺灣製糖株式會社	阿猴工場（今の屏東工場）
明治製糖株式會社	橋仔頭工場
	蒜頭工場
	南投工場
東洋製糖株式會社	南靖工場（昭和二年七月明治製糖株式會社に於て買收同年九月二十九日承継免許）
帝國製糖株式會社	新竹工場（昭和十六年四月二十六日大日本製糖株式會社に合併）
	臺中工場
鹽水港製糖株式會社	高雄工場（免許當時打狗工場）

臺東拓殖製糖株式會社

壽

工場

(大正三年三月鹽水港製糖株式會社に於て合併)

新高製糖株式會社

彰化工場

備考 大正製酒株式會社は、大正二年七月臺中工場を起し、同三年十二月彰化工場、大正四年三月嘉義工場、同年六月斗六工場、北港工場、大正五年三月阿緞工場を創設し、大正四年八月臺中工場、同年九月斗六工場、大正五年三月嘉義工場に何れも増設し後に解散したり

臺灣酒精令に基き免許せられたる酒精製造工場

會社名 工場名

明治製糖株式會社

溪湖工場

南部清酒株式會社

麻豆工場

大日本製糖株式會社

高雄工場

虎尾工場

尾工場

(後に高雄酒精株式會社と改稱)

臺灣酒精令施行規則第一條には酒精製造の免許を受けむとする者は、申請書を臺灣總督(當初臺灣總督府專賣局長とありたるを昭和十四年府令第一三號を以て改正)に提出すべきことを定めたるが故に、酒精製造免許の裁定官は臺灣總督にあり。而して免許の申請には(一)製造場の名稱及位置(二)製造設備及製造能力を記載すべく尙右免許申請には(一)事業開始の時期(二)事業開始後三年間に於ける毎年度の製造豫定數量並原料の種類、豫定數量及其の取得の方法(三)工事費豫算(四)事業資金の總額及其の調理方法(五)事業收支の見込(六)會社に在りては其の定款を添付せざるべからず、酒精製造者が彼上の(一)(二)の事項を變更せむとするときは、臺灣總督の許可を受くべく事業開始前第二項(一)(二)(三)(四)の事項を變更したるときも同じく臺灣總督の許可を受けざるべからず。又酒精製造者は毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の事業計畫書を定め其年二月末日迄に其の認可申請書を臺灣總督に提出するを要し、其の申請書には(一)事業計畫

の概要(二)酒精の度數別製造數量、(三)月別酒精製造數量の概數(四)原料の種類別使用數量及取得の方法(五)製造方法の概要を記載せざるべからず。又毎月十五日迄に前月中の酒精の度數別製造數量、原料の種類別使用數量、及前月末の酒精在庫數量を臺灣總督に申告せざるべからざるなり。

第二項 酒精製造の承繼及廢止

酒精製造を承繼せむとする者は製造者と連署したる免許承繼の申請書を臺灣總督に提出し許可を受くることを要す。

酒精製造者、其の製造を廢止せむとするときは、免許取消申請書を臺灣總督に提出し免許取消の指令を受けざるべからず。

第三項 酒精製造用容器檢定

酒精製造用の容量は專賣官吏の檢定を受けたるものに非ざれば之を使用することを得ず之を變更し又は修理したるときも亦同様なり。

第四項 酒精の度數別製造數量及其の申告

酒精は製成のとき其の製造高及品質を檢定す檢定は原料一仕込又は一區分の製成を了したるとき之を行ふ但し專賣官吏に於て數仕込の合併製成又は製成酒精の合併を承認したるときは其の合併製成又は製成酒精のとき之を行ふ。

酒精製造者酒精を酒精製造用に供せむとするときは其の製造方法、原料酒精の數量及製造の時期を記したる申告書

を所轄專賣官署に提出し其の承認を受けることを要す。

第五項 燃料用變性酒精の製造

酒精製造者が製造場内に於て燃料用變性酒精を製造せむとする者は(一)製造の場所(二)使用すべき酒精の數量、酒精分及査定年月日(三)混和すべき物品の種類、數量(四)製造の容器、外装の種類及其の記號(五)製造年月日等の事項を記載したる申請書を所轄專賣官署に提出して承認を受け專賣官吏立會の上之を製造することを要す蓋し此の種の燃料用變性酒精は製造者に特に島内に於て讓渡消費の自由を有するより之が取締の必要上斯く取扱ふの要ある所以なり。

第六項 酒精、酒母又は醪の區分

酒精製造者は其の製造場内に藏置する酒精に付(一)査定未済の酒精には容器毎に仕込の記號、順號、及製成の日時(二)査定済の酒精には藏置毎に酒精の度數別を標記すべく仍ほ酒精製造場内に燃料用變性酒精を藏置するときは酒精と區分し且之を標記することを要す。

酒精製造者は酒母又は醪の所置に關し嚴密なる取扱を爲すべく災害其他止むを得ざる事由に依り廢棄又は亡失したるときは其の事由を具し專賣官署に申告を要するものとす。

第七項 酒精製造場の免許

酒精製造免許は從來の免許多數を占め新に免許を與へたるは僅に四箇所に過ぎざること既に敘述したる如くなるが以下各酒精製造場に就き酒精令公布後の免許事情を記せば左の如し。

(1) 南部製酒株式会社

政府の酒精製造免許は酒類專賣制度實施上酒精製造を嚴重に取締る必要あり従て新規の酒精工場設立は濫に之を許さず、主として製糖業者に限るが或は之等より確實に原料供給を受ける者のみに限り免許する方針に出たり。然るに本會社は大正元年八月公稱資本二十萬圓四分一拂込を以て高雄州高雄郡高雄に創立し大正二年三月十二日酒類製造の免許を受け主として糖蜜酒の製造を爲し製糖業を爲すものにあらずしが糖蜜酒を製造したると同一方法を以て酒精の製造を爲さむと企て事業計畫として原料糖蜜は同社と密接の關係あり且距離なる新興製糖會社より買入るべき旨を記載して出願し其の申請内容相當なりと認め大正十一年七月十三日指令第六五一號を以て新に酒精製造能力一箇年三千石として免許の許可を受けるに至りたるものなり。

(2) 臺灣製糖株式会社

本會社は明治三十三年六月創立新式製糖業の創始者なりしが明治四十年十二月鳳山廳下橋子頭(今の高雄州岡山郡橋子頭)に酒精製造工場を設置し次で明治四十四年六月阿猴(今の高雄州屏東市)に酒精製造工場を設置し、何れも臺灣酒造規則に基き酒精製造免許を受け當初の製造能力橋子頭工場約五千石阿猴工場約三萬石なりしが明治四十三年橋子頭工場の實績生産額二千四百三十一石大正元年阿猴工場の實績生産額七千六百五十五石を示し大正七年橋子頭工場の實績生産額一萬三千六百四十四石阿猴工場の實績生産額一萬九千八百九十四石を示して、順次改良施設を爲して臺灣酒精令施行當時に及びしが當時の通稱能力は屏東工場(元阿猴工場)三萬五千石橋子頭工場一萬二千石となれり。

(3) 新高製糖株式会社

本會社は大正二年七月彰化廳彰化(今の臺中州彰化郡彰化和美中寮)に酒精製造工場を設置し臺灣酒造規則に基き酒精製造免許を受け當時の製造能力凡三千七百石なりしが大正三年に在りて實績生産額千八百石大正七年に在りて實績生産額七千六百石を示し順次改良施設を加へて臺灣酒精令施行當時に於て年能力約七千五百石となれり。

(4) 帝國製糖株式會社

本會社は、大正六年三月臺中廳臺中（今の臺中州臺中市）に酒精工場を設置し、次で、大正七年四月新竹廳新竹（今の新竹新竹市）に酒精工場を設置し、何れも臺灣酒造稅規則に基き酒精製造免許を受け、當時の製造能力は臺中工場に在りては凡そ七千石、新竹工場に在りては凡そ六千六百石なりしが、臺中工場の大正六年の實績生産額五千六百石、新竹工場の實績生産額七千七百石を示し、新竹工場大正七年の實績生産額六千石を示し、臺灣酒精令施行當時に在りて年能力臺中工場八千石、新竹工場六千石となれり。而して本會社は、昭和十六年四月二十六日大日本製糖株式會社に合併したり。

(5) 明治製糖株式會社

本社は、臺南州曾文郡麻豆に在り、明治四十四年三月嘉義廳下蒜頭（今の臺南州東石郡六脚庄蒜頭）に酒精製造工場を設置し、大正五年八月同工場に増設設備を爲し、臺灣酒造稅規則に基き酒精製造免許を受け、最初の製造能力は四千八百石、増設能力二千四百石なりしが、明治四十四年の實績生産額二千二百九十七石、大正五年の實績生産額五千二百八十一石、大正七年の實績生産額七千八百三十三石を示したり、而して昭和二年七月東洋製糖株式會社の南靖製糖工場（嘉義郡水上庄）を買収するに際し、同所の酒精工場をも買収し、臺灣酒精令に基き承繼するに至りたり、此の南靖酒精工場は東洋製糖株式會社の經營以前嘉義製酒株式會社に於て、大正四年九月酒精製造免許を受け、次で同會社は、大正五年九月工場増設を爲し、大正六年二月再び工場増設を爲し、大正八年一月三度増設工事施行したりしが、當初の製造能力五千七百石、第一回増設能力四千五百石、第二回増設能力六千石、第三回増設能力一萬二千石、大正五年の實績生産額六千七百石、大正六年の實績生産額八千七百石を示したりしが、臺灣酒精令施行當時は蒜頭酒精工場能力凡そ一萬石、南靖工場能力凡そ一萬六千石の通稱能力を示したり。

本會社は更に、大正十年十一月臺中州南投郡南投に酒精製造工場を設置し、當時の製造能力未確定なりしも、製造見込高

五千石として、臺灣酒精令施行當時に及びたり、仍本會社は、大正十三年六月十九日臺灣酒精令に依り臺南州曾文郡麻豆に酒精製造工場設置の免許を受けたり。

(6) 鹽水港製糖株式會社

本會社は、明治四十年三月設立し、本店は臺南州新營郡新營庄に在り、明治四十三年九月高砂製糖株式會社を合併し、大正三年三月臺東拓殖製糖會社を合併したり、而して臺灣酒造稅規則に基き、大正五年六月打狗（今の高雄）に酒精工場を設置し、大正六年一月増設設備を爲し、當初の製造能力八千石、増設能力六千石なりしが、大正五年の實績生産額三千三百七十七石、大正七年の生産額八千八百五十三石を示し、臺灣酒精令施行當時に在りては、製造能力一萬石内外を示したり、元臺東拓殖株式會社に於て經營したる壽酒精工場（花蓮港廳壽區）も亦臺灣酒造稅規則に基き酒精製造免許を受けたるものなりしが、臺灣酒精令施行當時に在りては、其の能力三千石を示したり。

(7) 大日本製糖株式會社

本會社は、本社を東京府南葛飾郡砂町に置き、主たる製糖工場は臺南州虎尾郡虎尾街に在り、他の製糖會社が競ふて酒精製造を兼營したるに拘らず、専ら製糖業に従事し、其の生産糖蜜は臺灣總督府專賣局其他へ賣却し來りたる、ところ年次糖蜜増加したる結果、大正十四年十月十五日初めて酒精工業兼營の出願を爲すに至りたり、而して昭和二年七月東洋製糖一會社を合併し、臺南州北港郡北港、斗六郡斗六、臺中州大屯郡烏日庄、豐原郡内埔庄月眉に製糖所を有するに至れり。

(8) 東洋製糖株式會社

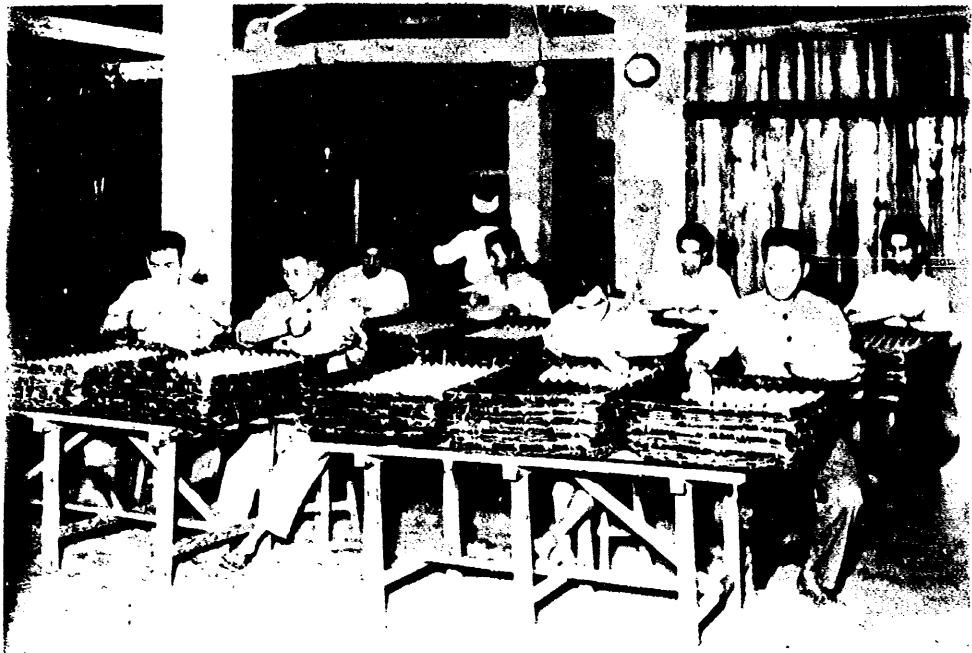
本社は、元嘉義廳下南靖庄に在り、昭和二年七月大日本製糖株式會社に合併せられたり。其の合併以前他の製糖會社の競ふて酒精製造を兼營する頃、在りても別に酒精製造を計畫せず、糖蜜は同庄に存立せる嘉義製酒株式會社の製酒原料に賣却し來りしが、大正四年九月嘉義製酒會社酒精工場を起すや、引續き酒精原料たる糖蜜を供給したり、其の酒精

工場當初の製造能力五千七百石なりしが大正五年九月設備を増加し此の製造能力四千五百石次で大正六年二月更に増加設備を爲し此の能力六千石次で大正八年一月増加設備を爲し此の製造能力一萬二千石を公稱し實績生産額は大正四年千八百三十九石大正五年六千七百二十三石大正六年八千七百三十六石大正十年一萬五千石大正十一年一萬六千九百五十二石を示して臺灣酒精令施行當時に及びたるものなるところ大正十二年九月一日東洋製糖株式會社の承継するところとなりたるものなり。昭和二年七月會社は酒精工場一切を明治製糖株式會社に賣却し明治製糖株式會社は同年十二月二十八日事業承継を許可せられたり。

第三款 白 糶、紅 糶

專賣以前の白糶、紅糶に就ては既に第一編に述べたるが如く共に本島獨特の麴類にして酒類製造上必要なる原料なるが之が製造に關しては相當設備と技術とを必要とせるを以て專賣實施後も尙ほ引續き民間製品を購入することゝし一面當局に於ては中央研究所に於ける幾多試験研究と共に之が技術的研究及試験製造を爲し來りたり。而して白糶に就ては大正十三年中臺北酒工場前分工場に於ける設備完成と共に其の製造を開始して酒製造官署に配給し又十五年八月中樹林酒工場に於ける紅糶製造場の完成に依り之其の製品を使用するに至り、逐次優良品を生産し得るに至れるを以て昭和四年三月訓令第二號を以て專賣局の支局、出張所、工場の事務分掌規程を改正し臺北酒工場に於ては新に白糶の製造試験、保管、配給に關する事項を、樹林工場に於ては同じく紅糶の製造、試験、保管、配給に關する事項を掌理することゝなし夫々局品を製造使用するに至れり。

專賣實施に當りては當分民間製造業者に對し委託製造を爲すことゝなし、希望者合資會社特許白糶製造所、藤井類藏、林進、頭崗製糶所、陳炎の五名をして納入を命ずると共に當局に於ても之が試験製造を爲し一方技術的研究を爲し



(場工分前宮北臺) 込仕糶白用造製酒米



(場工分前宮北臺) 室燥乾糶白用造製酒米

たるが大正十四年に於ては漸く其の製品を酒類製造原料として使用し相當成績を擧ぐるに至りたり。然れども白糴は其の製造に大なる技術を要するのみならず而も季節に依りて酸酵歩合を異にし又保管中氣温、濕氣等の變化により品質の低下を來すこと多く、貯藏に際しては深き注意を拂ふの要あり、品質の良否は直に酒類收得量の多寡、生産費の高底に影響すること尠からず、當局に於ける製造に於ても當初二三年は實に品質一定するに至らずして其の統一研究に没頭するを餘儀なくせらるゝ等幾多研究を要したるが此の間に於ける小松、野本の兩技師其の他の苦心研究は思半に過ぐるものありたり。然るに製造技術は逐年向上し來たり漸次優良品を製産し得るに至れり。斯くて白糴は漸次局製品を使用するに至りたるが酒造原料中最も主要なる地位にあり、然も製造極めて複雑にして困難を伴ひ易く且つ其の製造には特殊の設備を要するを以て當局所要量の全量を一製造工場の供給に託するは危険多きのみならず又宮前工場の設備は能力猶充分と謂ふべからざりしを以て局製品使用後も引續き委託納入を藤川類藏及特許白糴製造所に命じ官民兩者を併用することゝしたり。然るに此の間アミロ法の出現するあり、昭和四年以後本法を採用することゝなりたるを以て其の完成と共に白糴の所要も亦一部工場に限定せらるるに至れるを以て昭和七年以降納入を中止し、宮前工場亦翌八年度に於て廢止するに至れり。

米酒製造に於ける白糴使用に依る在來仕込法は古來本島酒造界に於て唯一最良の方法として尊重せられしが種々研究の結果本島の如き氣候溫暖なる地方に於ける微並酵母の純粹培養によるアミロ法は白糴使用による仕込法に比し遙に高率の歩留を得ること確實なりと認めらるゝに至りたる又一面多大の生産費の低減を見るものとし漸次工場施設に改良を加へアミロ法仕込を採用することゝし、茲に白糴使用仕込法は過去の歴史として葬むらるゝことゝなり本島米酒製造上吾が酒造工業上に一大劃期的記録を作るに至れり。

アミロ法に關しては後に詳述するところあるべし。

白糶は米酒製造上の唯一の原料として使用せられ、玄米、藥種、米糠等を以て作りたる鳩卵乃至鶏卵大の白色乃至汚黄色の塊粒にして支那人の所謂酒藥、歐洲人の所謂支那酵母、爪哇人の稱するラギに相當するものなり、支那、タイ、交趾支那、馬來半島、印度及南洋諸島に於て酒類を製造する際使用せらるゝものにして原料たる澱粉を糖化し、或は酸酵作用を助くるの目的に供せらるゝものと同じく我が國の清酒醸造の際使用せらるゝ種麴と相似の位置に置かるべきものなり、白糶中の主要菌に就ては中央研究所に於て幾多の研究行はれ其の結果の發表せられたるもの尠らず。然もこれらは紅糶と共に當局製造上其の負ふところ多く多大の貢獻を爲したるものとす。

製造法 專賣前に於ける白糶の製造法に就ては既に第一編に述べたるところなるが專賣後に於ける所謂專賣局製造時代たる大正十四年頃より昭和八年頃のアメリカ法採用に至るまでの約十年に於ては在來法と當局改良法とを採用したり。

一 在 來 法

純粹培養したる糖化菌を試験管入麴汁寒天斜面に移植培養し充分繁殖したるとき更に之を白米粉を試験管に入れ殺菌したるものに移植し繁殖させ之を銅板製培養罐に白米粉を入れ殺菌したるものに移し充分繁殖せしむ。別に白碎米を粉砕篩過したるものに同量の米糠を混和し蒸籠に入れ蒸餾し、蒸氣の行き疲るや一時間を経て冷却盆中に取出して放冷し適温に冷却したる時この物料一斗に對し前記培養罐中の物料一升及麴汁一五〇c.c.中に培養せる純粹酵母とを混和し更に殺菌水の適量を加へて團子とし、白糶並列管中に粗穀を抜きたるもの、上に一粒づつ並列して三十度の空温を有する白糶室内の棚上に安置す、然るときは空温は漸次上昇して三十六度位となる。この温度を保つやうに室温を調節し置くとときは二十間位にして充分繁殖するを以て取出して二晝夜位放置の後粗穀を去り再乾燥室（白糶室と殆ん

ど同じ構造なり）に收容す、この乾燥室にては夏季は其の必要な冬期は炭火を用ひて空温を四十五度位迄上昇せしめ、乾燥すること二晝夜、晴天の時は日光に曝露すること二日間にして乾燥を終り麻袋に詰めて貯藏す。

二 改 良 法

微生物の増殖順序により之を分ては次の五段に區分することを得

- 1 斜面培養時期
- 2 エルレンマイヤーコルベン（微）及びバストールコルベン（酵母）時期
- 3 仕込の時期
- 4 熟成時期
- 5 乾燥製成試験包装

以下この順序によりて記述すべし。各數量の標準は仕込を原料二五瓦（製品二〇瓦）を以て一仕込の單位として作業する爲めにこの一仕込に對する數量を以てす。

- 1 斜面培養時期（微及び酵母）
 - A 種類及び組合せ微 Rhizopus Takeda 酵母 Saccharomyces Paka Takeda
 - B 培養基 麴汁寒天 (Billg. 14.7%酸0.2~0.3%,糖分12%)
 - C 試験管 微は徑八分のもの
 - D 繁殖及び使用 二者共に三〇度―三一度の恒温器内で繁殖させ、微は四―六日目のものを酵母は七―一〇日目のものを使用す。
 - E 鑑別 微は移殖後四日間の繁殖の状態を観察し胞子の形成多く黒色を呈するに至れるものは使用せず。又菌

絲の色を帯ぶるものも使用することなし。

2 エルレンマイヤー・コルベン(微)及びバストールコルベン(酵母)時期微の培養

- A コルベン 容量二立入硬質のものに綿栓を施し一二〇度にて一時間乾熱殺菌したるものを使用。
 - B 培養基 外國碎白米を製粉したる米粉と食鹽及び脂肪分なき乾燥粉砕したる食パン粉その割合七一―
 - C 殺菌 原料を一〇〇度乃至一〇五度にて一〇五時間瓶にて蒸氣殺菌し後殺菌水を三〇度の割合に加へ一個に對して二八〇瓦を入れ綿栓し一〇五度にて一時間の斷續殺菌を行ふこと二日。
 - D 移植 無菌室に入れて外部を昇求噴霧にて殺菌後斜面培養より直接に移植す。一本の斜面は十二個のコルベんに移植される。此者は二仕込の種となる。
 - E 繁殖 移植後三二度の恒温器に静置し二日目及び四日目にコルベンの儘振り、六日目に仕込に使用す。
 - F 鑑別 移植後六日間の繁殖状態を観察す。六日目使用の時下記條項のもの不良とす。
 - a Penicillium 屬・Monilia 屬・Aspergillus 屬等 Rhizopus 屬以外のものが繁殖したのを發見したもの
 - b Bacillus Subtilis その他の Bacteria のために異臭を感ずるもの
- 。甘味、辛味、酒精分の強さのもの

酵母の培養

- A コルベンの容量九〇〇cc入
- B 培養基 白糶を用ひ米を糖化したる液
- C 培養基量 四五〇cc。
- D 殺菌 一〇〇度にて三十分三日間斷續殺菌。

- E 使用 殺菌後二―四日目のものに斜面より移植。
- F 繁殖 二五―三〇度の培養室で四日間繁殖その上澄液は酒精分五六度酸〇・三―〇・五度
- G 使用量 沈澱のみ使用。一仕込に對して三本。
- H 鑑別 沈澱の少きもの、清澄の不完全のもの、沈澱の流れ易きものは不良。

3 仕込の時期

- A 原料一仕込二五瓩。
米糠(臺灣粳米在來種粗澱灰入灰分五%以下)一五瓩。
外國碎白米を製粉したるもの一〇瓩
- B 殺菌 原料を混合したものを瓶にて蒸氣殺菌すること一時間二十分水の殺菌一一〇度にて三十分間
- C 仕込原料二五瓩。
エルレンマイヤーコルベン(微)六本、バストールコルベン(酵母)三本、殺菌水二〇立を混合摺り込み團子に丸める。團子重量三〇―三五瓦、團子の水分五〇―五五%、酸量〇・五%以上のものは成績不良。
- D 室入 殺菌したる仕込籠に團子を配列し「ムロ」に入れる。
- E 調節 品温室温共に三〇―三二度とす。濕氣は外部より與へず飽和せしむ。
- F 状態 仕込後約八―一二時間にて Rhizopus Paka I の菌絲繁殖するを見る。二〇―二五時間後に品温は三五―三八度となる。その時期に室出を行ひ熟成室に入れる。
- G 鑑別「ムロ」中下記條項のもの不良
 - a 十五時間以内に菌絲が繁殖せざるもの

- b. むれた臭気のあるもの
- c. 酸味の臭気のあるもの
- d. 酒精の臭気の強きもの

4 熟成時期

濕氣の飽和したる「ムロ」より濕氣の少き熟成室（濕度五〇—六〇度）に移す時は繁殖一時止り品温は三二—三三度に降下するがその間微及び酵母は内部に向つて益々繁殖する。之と同時に品温は次第に水分を失へ来る。その後八一—二時間にて室温迄降下し後三〇—四〇時間自然の儘にて静置す。即ち「ムロ」出後約六十時間後籠より集め乾燥室に移す。

鑑別 *Monilia* 属、*Bacillus subtilis* 等の混入せるものは「ムロ」出後十五時間も経過すると *Monilia* 属は表面上部に *Bacillus subtilis* は下底に繁殖して居るを見る。更に *Rhizopus* 属は此時期に胞子を形成して表面全體が黒くなることあり。之等は不良品とす。

- 5 乾燥、製成、包装、室温三五—三六度、湿度二〇—三〇%の室内で乾燥すること三〇—四〇時間、その間一回上段の籠と下段のそれとを交換す。白糴の水分が八一—一〇%となる時蒸氣を止め、室温を下げて品温三〇—三二度として包装す。

鑑別異臭なきもの製品の均一なるもの良品なり、尙別に平面培養を行へその状態を観察分析すると同時に米酒仕込を行へ試験す。
（中澤亮治、武田義人共著醸造化学工業全集より）

三 紅 糴

紅糴は紅酒の製造上缺くべからざるものにして米粒に紅糴菌 (*Monascus Anha Nakazawa et Sato*) と酵母 (紅糴酵母又は孫進生酵母と稱す) とを共棲繁殖せしめたる紅色の麴なり。專賣前に於ては臺中以北十五軒の紅糴製造家あり主として製酒用原料に使用せられたるも一部は食料品の着色用途に消費せられたり。專賣實施後專賣局は之等業者中より黃煥春 (樹林) 陳炎 (樹林) 孫進生 (新竹) 盧福來 (臺中) の四氏を指定し年産額約十萬瓦の紅糴を委託製造せしめ大正十五年度まで買収使用せるも、この間樹林工場に於て各般の計畫並に研究を行ひ同工場に敷地四百坪の改良式紅糴製造場を築造し指定期間満了と共に昭和二年度より民間製造を廢止し專賣局製品を使用することゝなれり、當初樹林工場に於ける紅糴年産額十三萬瓦なりしが逐年進展して今や製造量二十萬瓦に到達する状態に至れり。

一、紅糴に関する研究

紅糴の製造法は他に比して著しく複雑多岐に涉り長日月を要し、民間時代古くより家傳の秘法とせられ司阜の特能に屬し従つて之が調査研究は頗る困難なりしも明治三十七年藤本鐵治氏の研究、大正六年に鈴木義直、森茂美兩氏の調査報告あり、更に大正十一年中澤博士は多年研究の結果と再調査の結果とを臺灣酒類釀造法梗概に編纂せり。酒專賣の實施後樹林工場に於て紅糴の製造開始せらるゝや中澤博士の指導に依りて幾多の試験研究が行はれ特に樹林工場長佐藤技師は紅糴に関する細菌學的、理化學的研究を完成して學位を獲得し製造操作の各般に涉りても學術的に解決を興へて優良なる紅糴製造法の基礎を確立せり。中央研究所小林徳松氏は純粹培養法に依る紅糴製造法を發見して成功し昭和六年度より樹林工場に於て工業的に實施するに至れり。更に昭和十一年度樹林工場長加藤技師は原料米に関する研究並に紅糴製造工程中に於ける顯微鏡的考察を行ひ、翌十二年度樹林工場長野木技師は工業的紅糴製造法に成功せり、斯くして紅糴の製造法並に品質は著しく改良進歩するに至れり。

二、原 料

イ 糲公又は紅糲菌の食パン培養 糲公は米粒に紅糲菌を繁殖せしめたる種糲にして支那より輸入せられ製造法詳ならず、朱仔糲公、狀元糲公、大極種公、豆匙蒲公の四種あり各製造家により其名を異にせるが如し、就中豆匙蒲公一般に使用せらる、形狀米粒の如く紅糲より能く乾燥し表面黒色なれども粒子を割りて檢すれば内帯紅白色にして蒜の臭氣を發す時價一斗四百圓位なり（臺灣酒類醸造法梗概による）、專賣局に於ては民間より買収せる糲公約三十瓦を使用せるも昭和六年度以降は紅糲菌を食パン上に純粹培養したるものを使用し糲公を必要とせざるに至る。

ロ 原料 米糯白米は糲公糟處理に使用し粳白米は糲種糟の製造に使用す、糲種及紅糲の製造には臺中州豊原地方産の陸稻粳白米（俗に赤白米）に限定せられたるも原料米の精白度及蒸米法の改良に依りて昭和十年度以降は水稻米、陸稻米の何れにても在來米を使用するに至れり其精白度冬期は八分搗夏期は一割搗減とす。

ハ 原料 酒糲公糟處理及糲種製造の際に酒精含量二〇%の米酒を使用す。

三、製 造 法

紅糲の製造は種糲より直接に製造せらるゝものに非ずして先づ糲公或は紅糲菌のパン培養より糲公糟を造り次に糲種を製造し次に糲種糟を造り更に紅糲を製造するものなり、即ち紅糲菌は酒精や酸類の溶液中に培養したる後原料米に繁殖せしむるものにして表示すれば次の如し。

在來法 糲公—糲公糟—糲種—糲種糟—紅糲

改良法 紅糲菌のパン培養—糲公糟處理—糲種—糲種糟—紅糲

（在來法に就ては第一編に記述せるを以て茲にこれを省略すべし）

イ 紅糲菌のパン培養 市販の食パン一斤半を採り表皮を除き内部二七〇瓦を得之を賽の日に細切したる後殺菌し

たる綿栓三角塔に分容し常法に依りて蒸氣殺菌したる後純粹培養せる紅糲菌 (*Monascus Anka Yakuzawa et Satou*) を移植し攝氏三十三度の恒温器中に十日間培養し更に五日間室温に放置したるものを使用す。

ロ 糲公糟處 理糯白米三〇〇瓦を洗滌し水二〇〇耗を加へて三十分間蒸饅す之を三立容廣口壺に入れ再び三十分間蒸氣殺菌したる後品温四十二度に冷却し之に前記紅糲菌のパン培養と二〇%の米酒一、三五〇耗とを加へ充分攪拌混和す而して別に用意せる酵母（麴エキス中に一晝夜培養したるもの）を添加し三十三度恒温器中に十二日間培養熟成せしむ熟成不充分なれば更に室温に放置するを可とす。

ハ 糲種の製造 在來粳白米一〇〇瓦を洗滌し浸漬六時間したる後蒸米桶にて第一回蒸饅四十分間を行ひ冷却壺上に移して冷却し篩にて細粒となし之に打水約一〇立を注加して室温に放置す。翌朝第二回蒸饅二十五分間を行ひ同様冷却し品温三十八度に於て糲公糟約二立を撤布して充分攪拌混和したる後之を蒲籠 (Pon) と稱する籠中に仕込み蔽布して麴室内に收容静置す、室入れ後は打明 (Utake) 形水 (Keitai) 頭水 (Tautai) 次酒 (Ziyu) 貝酒 (Wanyu) 等の手入作業を経て乾燥室にて水分一〇%以下に乾燥して糲種となす、この間の所要日数は八日間なり。

ニ 糲種 糯白米二一瓦を打水法に依りて可及的柔軟に蒸饅したる後冷却して糲種一二瓦、水四〇立と共に一石容壺に仕込を行ふ、仕込後三、四日間は盛に氣泡を生じて酸酵し米粒殆んど紅色となる、この間時々攪拌して五、六日目の熟成充分なるものを使用す。

ホ 紅糲 原料米一、四五〇瓦を洗米、浸米、蒸米及冷却等何れも前記糲種製造と同様に處理したる後糲種糟三二立を添加して充分攪拌混和し之を蒲籠中に仕込み麴室内に静置す、室入れ後打明、形水、頭水 (Tautai) 次水 (Ziyu) 貝水 (Wanyu) 等の諸手入をなして紅糲菌及酵母を充分繁殖せしめたる後乾燥室にて水分一五%以下に乾燥して紅糲製品となす、この間の所要日数は十日間なり。

第三節 酒類製造計畫

酒類製造の計畫は原料材料の蒐集、精選を始め製品の種類包装の區分を定め其の作業の順序方法に至る一定の標準を示すにあり。而して酵母の性能、風土氣温の關係を知悉するは固より、常に嗜好に適應する消費の狀況を看取せざるべからざる等幾多の研究考察は製造計畫の大本なり。

第一款 工場作業の分配

酒類製造工場に對する作業の分配は當局酒類製造上最重要なる事項なるを以て、工場の構造は勿論、所在地、風土氣温の關係を考ひ需要供給に照し、原料品の蒐集等に鑑み、之を次の如く分配せり。(第一章第一節第一款參照)

工場名	製造酒類	備考
臺北	米酒、糖蜜酒、泡盛、紅酒、藥酒、酒精、高粱酒	兼て白糯米製造を爲す
樹林	米酒、紅酒	兼て紅糯米製造を爲す
宜蘭	米酒、紅酒	
臺中	清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、白酒、味淋	
埔里	清酒、米酒、燒酎	
斗六	清酒、糖蜜酒	
嘉義	酒精、糖蜜酒、藥酒、糯米酒	
臺南	米酒、糖蜜酒	
屏東	米酒	

工場名	製造酒類
花蓮	清酒、米酒、紅酒、燒酎、糖蜜酒
臺東	糖蜜酒

第二款 酒類製造計畫と実績

臺北酒工場、樹林酒工場、板橋酒工場(後に新設)斗六酒工場(後に廢止)、臺中支局、臺南支局、嘉義支局、屏東支局、花蓮港支局、宜蘭支局、豐原出張所(後に廢止)埔里出張所、恒春出張所(後に廢止)臺東出張所は酒類製造官署とし、各製造官署は酒類製造月別數量を年度開始前に決定し、製造官署長に通報す。而して其の製造數量は翌月分賣渡見込報告並製造酒月末現在見込報告に基き、其の變更の必要ありと認めたるときは之を製造官署長に通報す。製造官署長は毎月二十日迄に製造酒月末現在見込報告書を本局に提出し、一面右月別製造數量に基き日割製造計畫を定め、製造計畫表及包裝計畫表を作成し、其の前月末日迄に本局に提出す。若し事故の爲又は特別なる事由に依り指定數量に對し換詰酒にありては一割以内零賣酒及半製品に在りては二割以内の増減を生じたる場合は別に報告するを要せず。

製造官署長は製造作業の經過を仕込日報、醱酵經過表、蒸餾(又は壓搾)日報、分析日報に記載し、之より一仕込毎に成績簿に記入し、一句の成績を取纏め其の寫を製造成績旬報として毎旬本局に提出す。

製造作業工程中蒸餾又は壓搾に依りて、半製品の製成を了したるときは、之を半製品受拂簿に登録し、他の作業に拂出したるときも亦登録し、且半製品引繼簿に登録して其の受授を明確ならしむ。包装作業に在りては半製品の使用經過を包裝簿に記載するを要し、製造官署長は半製品受拂簿並包裝簿を半製品受拂報並包裝旬報とし、一面原料、燃

燃料及材料の受拂に付原料及燃料の受拂月報を何れも本局に提出す。

本局に於ては右製造官署長の提出したる半製品受拂旬報並包装旬報に基き、毎月製造計畫実績對照表、半製品受拂表を調製し、製品旬報に對しては其の成績を比較考査し歩合旬報及作業月報を調製し、清酒、米酒、紅酒の旬報及月報は之を製造官署長に通報し、原料、燃料、材料の受拂に對しても月報を調製す。

製造官署に於て製造したる製品見本は、臺灣總督府中央研究所に於て試験を爲し、其の成績は本局に於て之を取纏め製造官署に通報し以て研究の資料たらしむ。

以上各種の報告は製造官署に在りては、其の製造計畫の資料たると同時に、本局に在りては各工場の製造を統轄し、原料材料品製品の取扱管理を明確ならしめ、製造計畫の適正、品質の向上を促進するの資に供せしむ。

製造官署の製品品質標準は製造の規格と稱す其の規定次の如し。

製品の品質

酒名	號別	酒精度數	遊離酸の 最高限度	備考
同 糯米酒	一號	一七、〇	〇、二五〇	遊離酸ハ琥珀酸トシテ表ハ「フェノールフタレイン」ヲ用フ
同 糯米酒	二號	一七、〇	〇、二五〇	同
同 糯米酒	三號	一六、〇	〇、三〇〇	同
同 糯米酒	二號	二〇、五	〇、〇六〇	遊離酸ハ醋酸トシテ表ハ「フェノールフタレイン」ヲ用フ
同 糯米酒	三號	二〇、五	〇、〇六〇	同
同 糯米酒	三號	二五、五	〇、〇五五	同
同 糯米酒	三號	二五、五	〇、〇五五	同
同 糯米酒	三號	三〇、五	〇、〇五五	同

酒名	號別	酒精度數	遊離酸の 最高限度	備考
同 糯米酒	三號	三五、五	〇、〇五五	同
同 糯米酒	三號	三五、五	〇、〇七〇	遊離酸ハ醋酸トシテ表ハ「フェノールフタレイン」ヲ用フ
同 糯米酒	三號	三五、五	〇、〇七〇	同
同 糯米酒	三號	三五、五	〇、〇七〇	同
同 糯米酒	三號	四五、五	〇、〇七〇	同
同 糯米酒	二號	四五、五	〇、〇七〇	同
同 糯米酒	二號	一九、五	〇、三七〇	遊離酸ハ乳酸トシテ表ハ「フェノール」ヲ用フ
同 糯米酒	三號	一九、五	〇、三七〇	同
同 糯米酒	二號	二五、〇	〇、〇一〇	遊離酸ハ醋酸トシテ表ハ「フェノール」ヲ用フ
同 糯米酒	二號	二五、〇	〇、〇一〇	同
同 糯米酒	二號	二五、〇	〇、〇六〇	同
同 糯米酒	一號	二五、〇	〇、〇五〇	同
同 糯米酒	二號	三六、〇	〇、〇五〇	同
同 糯米酒	三號	四三、〇	〇、一五〇	同
同 糯米酒	三號	四三、〇	〇、一五〇	同
同 糯米酒	二號	四三、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	一號	四五、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	二五、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	四三、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	四三、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	二五、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	一〇、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	一〇、〇	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號	一七、〇	〇、一五〇	同
同 糯米酒	二號	九一、五	〇、一〇〇	同
同 糯米酒	二號		〇、一〇〇	同

第四編 酒類の製造

局 方 葡 萄 酒 精	九四、三	同
原 料	〇、〇二〇	遊離酸ハ醋酸トシテ表ハン指示薬ハ同シ
同	九六、三	〇、〇一〇

第三款 酒類製造計画ノ沿革

年 次

施 設 事 項

大正十一年度

創業計畫に基づき各般實行すること、各官署より持越高、受人高、製造高、買渡高、保管轉換高受拂等の報告を徴し實狀を究むること、せり

同 十二年度

(一) 五月酒類購入計畫と共に製造計畫を立て製造酒類は清酒、米酒、紅酒、糖蜜酒、藥酒、泡盛、高粱酒、燒酎、糯米酒及白酒の十種とし酒精は糖蜜酒として計算味淋は特殊の風味を要し嗜好上業に一般の需要に投し難きものあるに依り内地品を輸入すること、したり、屏東工場新設を急ぎ該方面の米酒需要に充つること、せり

(二) 紅酒は持越酒の關係と消費量の正確を知ることを得ざりしを以て大數を計畫したり

(三) 十月樹林造酒工場及臺北造酒場は營業計畫を中止すること、なりたるにより夫々製造計畫を變更せり

(四) 紅酒製造準備に關し宜蘭出張所、花蓮港支局に對し製造數量、製造期間、所要價、貯蔵倉庫、諸原料、材料の調達作業報告等に就き指示したり

(五) 需給の關係より第一號米酒の製造を中止す

同 十三年度

本年より統一したる製造計畫を作製し之を各官署に通牒すること、なしたり

(一) 製造酒類に新泡盛第二號を加へ現在のものより酒精度數の高きもの、要求に應ずること、なしたり

(二) 清酒の賣行旺盛なるに鑑み福祿に於て六割萬壽に於て三割を増加製造すること、せり、米酒工場中臺北大平造酒場を廢止す

(四) 紅酒の製造工場を臺北、宜蘭、花蓮港、樹林の四箇所とし埔里は需要極めて僅少なを以て十三年度は製造を廢止し紅

添酒は宮前、新竹、臺中、豐原の四箇所の外豐原を新に加へ製造することとしたり

(五) 藥酒は全部臺北酒工場にて製造すること、し本年度の新計畫としては第二號品の原料酒を改善すること、したり

(六) 酒類製造原料其他當局に於て所要の酒精は凡て製造するものなるが酒精を使用する酒類の製造計畫中には當然酒精の製造を包含し居るも之が製造は紅酒に於ける原料米酒の如きそれと趣きを異にし使用する各自の工場に於て製造せず其の所要量も大にして其の使用範圍も亦各般に互り居るを以て特に酒類の製造と分離し製造計畫を立てること、したり

(七) 斗六工場の酒精製造量を嘉義工場の半數とせるが斗六工場に於ては九六度「ギョーム」式蒸餾機の製品製造の爲にして之が製造には現在の設備に於ては九四度製品に比し能力の縮少と特別な注意を必要となすが故なり

(一) 製造酒類中の紅酒に第三號を加へ需給に鑑み高粱酒の製造を中止したり

(二) 月別製造量に對しては必ずしも販賣見込數量と一致せしめず、夏季製造に對し支障なき酒類は倉庫收容能力の範圍に於て可及的夏季閑散期に於て製造し冬季最盛期に於ける急劇なる製造量の増加を輕減せしむること、したり

(三) 泡盛の製造工場は臺北、臺東の二箇所なりしも臺東の需要僅少なを以て之を廢止し専ら臺北酒工場に於て夏季比較的閑散なる時期を利用して製造し全島に配給すること、したり

(四) 高粱酒の需要は極めて僅少にして十四年度の需要に對しては持越製品及半製品を以て供給し得べく、日本酒は其の製造法品質に於て研究すべき餘地多きを以て臺中支局に於ける製造は之を廢止し、臺北酒工場に於て試験的製造を爲すに止むること、なしたり

(五) 糯米酒は臺南造酒場の能力不足の爲め嘉義支局に於て同支局所要量を製造すること、したり

(一) 理研酒を應用し福祿第二號を製造發賣すること、せり

(二) 高粱酒は特に製造せず必要の都度購入すること、せり

(三) 五加皮及虎骨酒第三號は需要僅少につき製造を中止すること、したり

(四) 糯米酒は嘉義に於て北部に供給するものを製造すること、したり

(五) 白酒の二合壺を製造すること、したり

(六) 嘉義支局に於て再製酒工場の竣成と共に五加皮の製造を開始したり

同 十五年度

同 十四年度

第二章 酒類の製造 第三節 酒類製造計畫

昭和二年度	同
同 三年度	同
同 四年度	同
同 五年度	同
同 六年度	同
同 七年度	同

- (一) 米酒に於て、奉天及嘉義支局管内の所要数は、奉天より配給することとし、基隆上半年の所要数は工場作業の都合に依り樹林工場にて配給することとした。
- (二) 新竹出張所の製造廃止及豊原、旗山出張所の廃止に伴ひ米酒の製造を樹林工場及奉天、屏東の兩支局に對し、夫々増加せしめたり。
- (三) 臺北酒工場に於ける糖蜜酒第一號の製造を廢止し、第二號及第三號を増加し、新竹出張所所要數第一號は奉天支局より配給することとした。
- (四) 紅添酒の所要は漸次減少せると本酒は褪色又は變質の虞多く且つ取締上の困難もありたるを以て老紅酒の配給を潤澤にし之を廢止したり。
- (五) 製造工場は恒春出張所の廢止と臺東出張所の米酒製造廢止に伴ひ、屏東及花蓮港兩支局に於て夫々増加せると従前臺北酒工場にて製造せし虎骨酒を運賃並に生産費等の節約の爲め之を嘉義支局に於て製造することに變更せり。
- (六) 臺北酒工場の虎骨酒及奉天支局の味淋、蓬萊一六立強人を廢止したるが味淋の二立のみは必要僅少にして其品質にも尙考究の要ありたるを以てなり。
- (七) 六月、藩界消費者の爲に東海岸に限り赤標の櫻酒を發賣す。
- (八) 十月一日附告示第百一號發表に依り清酒瑞光を新に發賣することとし、福盛二號を改良して改むることとした。
- (九) 十月、製造酒全般に互る酒名を變更す。
- (一〇) 十月、味淋二立強語を七、二立強語に變更せり。
- (一一) アミロ法に依る米酒の製造開始を通過せり。(樹林酒工場は十月より宜蘭臺中は試験開始、翌年より正式開始)
- (一二) 糖蜜酒第二號を廢止す。
- (一三) 泡盛第二號を廢止す。
- (一四) 前年十月酒名改正の際將來廢止豫定たりし福盛二號、糖蜜酒第三號等二三の種類を除外せり。
- (一五) 斗六工場の廢止に基き従前同工場にて製造せるものを全部嘉義支局にて製造することとした。
- (一六) 臺東出張所の糖蜜酒金標は赤標強語品發賣後殆んど需要停止せるを以て之を製造を廢止せり。
- (一七) 酒精製造官署は斗六工場廢止により嘉義支局のみとせり。

同 八年度	同
同 九年度	同

- (一) 五加皮金龍は従前は全部購入品なりしも、五年來臺北酒工場にて試製の結果全く購入品と軒轅なきに至りたるを以て二割乃至六割を製造品にて代用することとした。
- (二) 萬壽包裝に前年廢止したる一、八立強語を二立強語を以て代用したり。
- (三) 十二月、瑞光樽詰製造發賣す。
- (四) 高粱酒は滿洲方面原産地半製品を購入し、臺北酒工場に於て包裝することとした。
- (五) 臺北酒工場に於て洋酒エスベロ及ボンカノ一の製造を開始せり。
- (六) 埔里出張所の萬壽に對し、従來理研酒を調合せざりしも品質向上の爲め理研酒を混和調合することとせり。
- (七) 五加皮酒金龍の製造工場は臺北、嘉義の二箇所なりしが、臺北の製造量は僅少なる爲め之を廢止し嘉義に合併せり。
- (八) 五加皮酒金龍は七年度より購入品と製造品とを配合せるが八年度に於ては下半年より全部製造品を以て充當したり。
- (九) 玫瑰露酒は従前購入品なりしが、臺北酒工場に於て試製の結果購入品と軒轅なきに至りたるを以て下半年より製造品を混和調合することとした。
- (一〇) 洋酒エスベロ及ボンカノ一ポケット用小型樽の發賣をなしたり。
- (一一) 九月、生葡萄酒の製造發賣を開始せり。
- (一二) 瑞光樽詰酒を一、八立強語として發賣す。
- (一三) 紅酒包裝製品は經過月數を可及的一定せしめ各官署共可及的同一品質の者を供給する爲め八年度貯藏經過月數を黃鸝、金鷄別に之を定め、而半製品の在庫數量を參酌し各工場別に調合割合を決定したり。
- (一四) 十二月、臺南、埔里に供給すべき白葡萄酒の製造工場たる臺北酒工場宮前分工場廢止に伴ひ右兩工場に於て使用する白葡萄酒は新仕込方法を以てする廻にて代替せしむることとなしたり。
- (一五) 藥酒、糯米酒の原料酒は従來酒精九四度品を使用し來りたるも品質改善の爲め九六度品を使用することとした。
- (一六) 清酒福祿に對する原料酒使用量を變更せり。
- (一七) 五加皮酒、蓬萊は従來臺北、嘉義の二箇所に於て製造せるが、臺北酒工場製造僅少なるを以て之を嘉義支局に合併せり。
- (一八) 五加皮酒、金龍及玫瑰露酒は八年度より購入品と製造品とを配合せるが九年度は全部製造品にて充當す。
- (一九) 本年度嘉義支局の包裝場完成せるを以て従來臺北酒工場にて製造せる普通「アルコール」を運賃の關係上同支局にて製

同 十年度

- (五) 「ポトワイン」「ジン」等の洋酒の製造を開始し移輸入品に代替せしむること、せり
- (六) 七月最近冷用酒の流行に伴ひ瑞光七二粉燐語の一部を冷用生活として製造販売すること、せり
- (七) 九月東部地方に於ける西部より移住せる一部需要家の希望を充たすため吉野産米を以て瑞光燐語製造を開始す
- (八) 前年度廢止したる紅酒用原料米酒釀に原料酒の割合を復活したり以上(一)(八)項は糖蜜價格の昂騰による酒精製造原價の昂騰と米の生産過剰を考慮せるものとす

同 十一年度

- (一) 清酒福祿及萬壽(埔里を除く)の半製品に對し原料酒使用量を變更す
- (二) 福祿用理研酒の割合を變更し之を夏季、冬季により其の割合を定めたり
- (三) 紅酒原料米酒への原料酒割合を改む
- (四) 新發賣に係る日月葡萄酒赤及白並に内地移出用酒類老酒開英同玉友、五加皮酒及糯米酒の製造を臺北酒工場に於て開始せり
- (五) 十二月白酒の特別奉仕として從來七二粉一種なりしを獻供用としての體裁上より三、六粉の小型燐語を供給すること、したり
- (六) 花蓮支局に於て東部地方供給の目的を以て瑞光七二粉燐語酒の常時製造を開始したり
- (一) 清酒福祿用理研酒割合を變更し全年を通したる其の割合を定めたり
- (二) 清酒萬壽(花蓮港)半製品の原料酒割合を改め其の割合を定めたり
- (三) 老紅酒黃鷄用半製品の一部を賣行の増加に依り臺北酒工場より宜蘭出張所に老紅酒金鷄用半製品の一部を樹林工場より臺北酒工場に保管轉換すること、す
- (四) 老紅酒金鷄の包装を半製品の關係上臺北酒工場より樹林酒工場に移管す
- (五) 臺北酒工場製造に係る糖蜜酒は臺北支局に於ける販賣廢止に伴ひ製造を廢止す
- (六) 糯米酒の仕込方法を改善して内地移出酒に類似せしめ其需要の増加を圖ること、す
- (一) 内地移出酒に「ボンカノー」を追加せり
- (一) 清酒瑞光の製造方法を改善したり

同 十二年度

- (二) 清酒福祿萬壽半製品の製造方法を改善し從來別個に貯藏したる釀造半製品及理研酒を貯藏前混合して調熟せしめ品質の向上を圖れり
- (三) 清酒釀造半製品には原料酒を混入せざること、す
- (四) 理研酒は從來混合法に依りたるを釀造法に依り製造すること、す
- (五) 米酒赤標並糖蜜酒赤標及金標の零賣酒を減少し之に代る新製品として米酒銀標を約六百箱製造すること、し之に要する豫算七十九萬九千三百圓を計上したり
- (六) 泡盛は數年間益に貯藏し飲用するを最良とせるを以て直に本年度より之を一部貯藏すること、せり
- (七) 老紅酒黃鷄用半製品の一部を樹林酒工場より老紅酒金鷄用の一部を臺北酒工場より宜蘭出張所に保管轉換す
- (八) 泡盛及糯米酒の半製品の製造に「アミロ」法を應用す
- (九) 十一月埔里出張所に於て米酒銀標の製造を開始す
- (一〇) 清酒半製品の製造方法を改む其の主なる相違點を示せば次の如し
 - (1) 從來混合法に依りたる理研酒は釀造法に依ること、す
 - (2) 從來福祿、瑞光又は萬壽半製品と理研酒とは別々に調熟せしめ包装前混合したるも本年度は貯藏直後混合し調熟せしむること、し改良したり
 - (3) 從來福祿又は萬壽の調合半製品には原料酒を貯藏前添加調合したるも之を廢止せり
 - (4) 瑞光の製造方法を改め之を改善したり
 - (5) 福祿又は萬壽に對する理研酒の混和量を改む
- (一〇) 糖蜜酒の漸減方針
 - (1) 本酒は酒類中下級酒なるに依り將來之を廢止する方針の下に最近の器材好景氣の際に之を制限し之に代ふるに高級の燐語酒を以てせんとし
 - (2) 花蓮港、臺東を除き糖蜜酒赤標の全廢
 - (3) 糖蜜酒金標の半減
 - (4) 花蓮港、臺東の糖蜜酒赤標零賣の半減

同 十三年度

- (一) 同上燻詰酒を全廢することゝなしたり
- (二) 近時燻詰酒の嗜好は一般に酒精度数の高きものに移行せること及燻蓋酒金標(酒精度數燻蓋酒金標は三十度米酒銀標は二十五度)を常用せし地方に於ては物足らずとせること等の理由に依り酒精度數の高き製品の發賣を希望する向多きを以て本年度より米酒銀標より更に酒精度數の高き米酒特製銀標を一萬七千箱製造することゝせり
- (三) 老紅酒黃蓋の一部を製造能力の關係上樹林工場より宜蘭支局に保管轉換す
- (四) 支那事變の影響に因り内地移出酒著しく増加せるを以て之が製造を増加したり
- (五) 洋酒にして國産洋酒を以て外國品に代替せしむる方針の下に「モノボリーウイスキー」「モノボリドライゼン」「リキニールウロン」の三種類を四月より新製品として製造發賣せり
- (六) 燻詰葡萄酒は從來局方葡萄酒を包裝せしが外國品を購送する目的を以て原料葡萄酒に國産品を使用し燻詰葡萄酒として發賣せり
- (七) 燻詰酒精中局方アルコール及普通アルコールは當局製造品を、局方アルコールは購入品を葡萄酒、高粱酒は凡て購入品を燻詰包裝に改めたり
- (八) 高級清酒凱旋を臺中支局に於て製造發賣す
- (九) 新營中の板橋工場は直接製造に關係ある設備のみは現に既定進捗したるを以て本年一月より製造作業を開始す
- (一〇) 清酒凱旋は十三年度より内地産原料米を購入し島津高級品清酒として一時的に發賣せるか好評を博せるを以て將來本島清酒を以て内地清酒に代替せしむる方針に則り本年度其量三倍に増大し之を臺中、板橋の兩工場にて製造し全年を通じて販賣することゝせり
- (一一) 零賣酒廢止の方針により昭和十二年度に於て六萬箱の米酒銀標を製造發賣し以て零賣酒に代替せしめたるに其成績良好にして所期の目的を達成せしため本年度其第二期計畫として更に六萬箱の零賣酒の包裝替をなしたり
- (一二) 本年度に於ける北部官署の米酒特製銀標の需要は僅少なる爲め在庫品の消化後製造を廢止せり
- (一三) 老紅酒金蓋は前年度迄は需要僅少なりし爲め専ら樹林酒工場に於て製造したるも本年度著しく増大せる爲め之を臺北、樹林、宜蘭の三官署にて製造することゝせり

同 十四年度

同 十五年度

- (一) 藥酒は十三年度嘉義支局の製造能力不足の爲め製造を減じたるも本年度に於ては種々研究の結果製造操作を變更し最大限度の増加をなすと共に五加皮酒金蘭の一部を臺北酒工場に於て製造することゝしたり
- (二) 燒酎は清酒の製造量に左右せられ臺中支局の製造量に不足を來したるを以て十年度に於ては試験の結果若干の原料酒を添加調製せしむることとしたるも品質に影響を及ぼさずして増産し得ることを確め得たるに依り此方法にて製造せるものを市場に出したるに名聲を損することなかりしを以て本年度も酒粕の不足分に就ては同様本法に依り製造することゝせり
- (三) 臺北酒工場に於て「リキニールユウガン」「柑酒」の二種を新製品として製造發賣したり
- (四) 酒造米の使用制限に依り清酒用原料米を節約する爲め
 - (イ) 凱旋、瑞光用原料米の精白度を改め
 - (ロ) 燻詰酒と理研酒との割合割合を變更し理研酒の増製を計畫せり
- (五) 製造數量は板橋酒工場の増製に依り十四年度實績に對し約三割増とせり
- (六) 米酒原料米の需給關係上購入困難となりたる爲め之が代用原料として一部「ラッパ」及切干甘藷を使用することゝせり
- (七) 泡盛の需要増加し臺北酒工場のみにては需要の全部を充たすこと困難となりたる爲め樹林酒工場の夏季閉歇期を利用して製造することゝせり
- (八) 内地移出酒は昭和十二年度以來需要額に増加し殊に本年度は内地清酒の品不足に因り代用品として賣行旺盛なるものと豫想せられたるも老酒及五加皮酒は本島に於ても配給制限をなし居る實狀の爲め之が製造は略ぼ前年度と同様となし比較的餘力ある島津洋酒「リキニールウロン」及「リキニールユウガン」を移出することゝせり
- (九) 嘉義支局に於ける燻蓋酒金標の販賣數量は逐年減少したる爲め之が製造を廢止せり
- (一〇) 埔里出張所の燒酎は從來數量僅少なりしが本年度は更に清酒粕の減少の見込なるを以て之が製造を廢止せり尚理研酒の増製を爲し清酒の需給を圖ることゝしたり

第四款 酒類製造事務手續の制定

酒類製造に關しては專賣制度創始以來暫定的取扱方法を以て實行し來たりたるを、漸次專賣事業の整備に伴ひ不便少からざるに至りしを以て、大正十四年三月專賣第一一三四號を以て製造規程を定め之を製造官署に通牒し、次て翌大正十五年七月專賣第二二〇一號、同年八月專賣第二七〇五號、昭和二年三月專賣第七二七號、同年七月專賣第一九五七號、同年十二月專賣第二八一三號、昭和五年二月專賣第四四三號を以て順次部分的改正を爲したるところ更に昭和六年七月一日局長訓令第五號を以て新に酒類製造事務手續を制定し之を實施し、従前の手續たる先の大正十四年三月專賣第一一三四號酒課長依命通牒たる酒類製造規程は之を廢止したり。

昭和九年六月訓令第三號を以て酒類製造事務手續新に規定せられ、同時に舊訓令たる昭和六年七月訓令第五號酒類製造事務手續及右訓令に基き規定せられたる昭和八年十一月專賣第一一〇六號酒課長通牒酒類工場別月次記號に關する件、並同年十二月專賣第一一九六號酒課長通牒詰木箱製造月次記號に關する件は本訓令に適用することとなりたるが、該手續は昭和十年八月訓令條一〇號、同十二月訓令第一五號及同十一年一月訓令第一號を以て改正せられ現在に至れり。

今其の梗概を敘すれば酒類、酒精、白糴及紅糴を製造する官署を製造官署と謂ひ、各製造官署の製造すべき酒名を次の如く定めたり。

製造官署	製造酒名
臺北酒工場	米酒、糖蜜酒、泡盛、高粱酒、紅酒、藥酒、紹興酒、葡萄酒、酒精、白糴

樹林酒工場	米酒、紅酒、紅糴
宜蘭出張所	米酒、紅酒
臺中支局	清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、味淋、白酒
埔里出張所	清酒、米酒、燒酎
斗六酒工場	糖蜜酒、酒精
嘉義支局	糖蜜酒、藥酒、糯米酒、酒精
臺南支局	米酒、糖蜜酒
屏東支局	米酒
花蓮港支局	清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、紅酒
臺東出張所	糖蜜酒

右製造官署及製造酒名は昭和六年に於けるものにして製造酒は隨時變更せらるゝことあり今最近に於る官署と製造酒名を掲ぐれば左の如し。

製造官署並製造酒名

官署	製造酒名
米酒赤標 同金標 同銀標	米酒
泡盛	泡盛

- 老紅酒黃鷄 同金鷄
- 五加皮酒金鷄 同金鷄
- 玫瑰露酒
- 蘇北酒工場
 - 局方純アルコール 局方アルコール
 - 藥用葡萄酒 高粱酒
 - エスベロー モノボリーウイスキー モノボリドライゼン
 - ボンカノー リキエールウーロン リキエールリユーガン 梅酒
 - 老酒蘭英 同特製 同玉友 同特製
 - 五加皮酒 同特製
- 板橋酒工場
 - 瑞光 福祿
 - 燒酎
- 樹林酒工場
 - 米酒赤標 同金標 同銀標 泡盛
 - 老紅酒黃鷄 同金鷄
- 宜嗣支局
 - 米酒金標 同銀標
 - 老紅酒黃鷄 同金鷄
- 蘇中支局
 - 凱旋 瑞光 福祿
 - 米酒赤標 同金標 同銀標 同特製銀標
 - 燒酎
 - 白酒
- 埔里出張所
 - 福祿
 - 米酒赤標 同金標 同銀標

- 嘉義支局
 - 米酒銀標 同特製銀標
 - 五加皮酒慈黃 同金鷄
 - 虎骨酒丹桂 同金鷄
 - 糯米酒
 - 酒精(九六度)同(九十四度)
 - アルコール
- 臺南支局
 - 米酒銀標 同特製銀標
- 屏東支局
 - 米酒赤標 同金標 同銀標 同特製銀標
 - 瑞光 萬壽
- 花蓮港支局
 - 米酒赤標 同金標 同銀標 同特製銀標
 - 糖蜜酒赤標
 - 燒酎
 - 老紅酒黃鷄
- 臺東出張所
 - 糖蜜酒赤標

製造官署並其の製造すべき酒類、酒精、白糴及紅糴は上記の如くなるが、製品の規格及包装は別に定むるところに據る。

製造官署に於ける製造操作區分は、製造作業に在りては米、糖蜜、藥種、白糴、紅糴、原料酒類、其の他の原料の拂出を受け半製品を製造調製し、之を包装作業に引渡す迄の作業を云ふ。但し白糴及紅糴は包装迄を含む。包装作業に在りては製造作業の製造に係る半製品並包装材料等の拂出を受け、之を包装し製品となす迄の作業を指稱す。

製造官署に於ける製造計畫は年度開始前酒課長之を樹立し、局長の決裁を経て各製造官署長に通報す。若し賣渡豫定計畫に於ける賣渡高の變動に依り變更の必要生じたる時は、酒課長之を更訂して製造官署長に通報す。而して此の

通報に接したる製造官署長は月別製造計畫に基き日割製造計畫を定め、製造計畫表及包裝計畫表を作成し、毎月本局に提出す。此の場合指定數量に對し一割以内の増減を除き其の豫定數量に増減を生ずる場合は、理由を具して報告し、指揮を受くべきものとす。

製造作業の経過は仕込日報、経過表、蒸餾又は壓搾日報、分析日報に記録し、製造成績簿に記入することを要し、又一旬の成績を取纏め製造成績旬報として本局に提出すべく、蒸餾又は壓搾に依り得たる半製品の受拂は之を半製品受拂簿に記帳し、紅酒は貯蔵倉庫別に半製品現在高整理簿に記帳したる上半製品受拂簿に轉記す。半製品を他の係に引繼ぐときは半製品引繼傳票に依る、而して半製品の受拂は旬報として本局に提出す。

包装作業に在りては半製品の使用経過は、包装簿に材料品の使用経過並作業成績は操作別破損及諸調査票、包装成績簿に記入すべく、包装製品は製造の都度製品引繼傳票を以て直に物品會計官吏の保管に移す。

製造官署長は包裝旬報、包裝成績月報を本局に提出し、仍毎月二十日迄に製造酒月末現在見込報告を本局に提出す。而して毎月一回製品見本を中央研究所醸酵工業科に送付し、分析並官能試驗の資に供せしむ、又清酒、米酒金標、老紅酒黃鷄、五加皮酒鶯黃に限り、一月、四月、七月及十月の各十五日迄に他の製造官署に送付し之が送付を受け

たる製造官署は自製酒と共に之が咧酒を爲し其の成績を夫々見本酒鑑定成績表に記載し、各月末迄に本局に提出すべく、製造用原料、燃料及包装材料の受拂に付ては其の受拂月報を本局に提出す。

斯くして酒課長は其提出せられたる報告により(一)半製品受拂表(二)製造計畫及實績對照表(三)原料及燃料受拂表(四)材料受拂表(五)包裝成績比較表(六)製造成績比較表(七)製造作業比較表を調製し之を各製造官署長に通報す。又見本酒は中央研究所醸酵工業科に於ける分析並官能試驗の成績報告に依り、見本酒試驗成績比較表並製造官署長の作成せる見本酒比較鑑定成績表に依り見本酒鑑定成績比較表を調製し、各製造官署長に通報し比較考究の資に供せしむ。

酒類製造手續の大製は以上の如くなるが若夫れ詳細の規定に至ては別記に就て見るべし。
大正十一年七月一日以降各製造官署に於ける酒類製造實績は後段に敘述するところあるべし。

酒類製造手續	大正十一年三月酒第一、三、四號	酒課長 依命 通(四號)
改正	大正一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	專酒第三二〇一號酒課長通牒

酒關係支局長、出張所長、工場長
従來酒類製造ニ關スル取扱方區々ニ互リ不便不妙候ニ付爾今左記ニ據り實行相成度此段依命及通牒候他

酒類製造規程

- 第一條 製造官署ニ於テ製造スヘキ酒類ハ左ノ區分ニ依ル
- 臺北酒工場 米酒、糖蜜酒、泡盛、高粱酒、紅酒、藥酒、酒精
- 樹林酒工場 米酒、紅酒
- 斗六酒工場 酒精、糖蜜酒
- 臺中支局 清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、紅添酒、白酒
- 臺南支局 米酒、糖蜜酒
- 嘉義支局 酒精、糖蜜酒、糯米酒、藥酒
- 屏東支局 米酒

第四編 酒類の製造

花蓮港支局 清酒、米酒、糖蜜酒、燒酎、紅酒
 宜蘭出張所 米酒、紅酒
 埔里出張所 清酒、米酒、燒酎
 恒春出張所 米酒
 臺東出張所 米酒、糖蜜酒

第二條 製造官署ニ於ケル製造操作ハ左ノ區分ニ依ル

製造作業 米、糖蜜、藥種、白糖、紅糖、原料酒類其ノ他ノ原料ノ拂出ヲ受ケ半製品ヲ製造調整シ包装作業ニ引渡スマテノ操作

包装作業 製造作業ノ製造ニ係ル半製品並ニ包装材料ノ拂出ヲ受ケ之ヲ樽詰並詰又ハ樽詰スル操作

第三條 製造官署ニ於ケル月別製造數量ハ年度開始前之ヲ決定シ製造官署長ニ通報スヘシ

第四條 前條ノ製造數量ハ翌月分實渡見込報告並ニ製造酒月末現在見込報告ニ基キ其ノ變更ノ必要アリト認メタルトキハ之ヲ製造官署長ニ通報スヘシ

第五條 製造官署長ハ毎月二十日迄ニ製造酒月末現在見込報告(第一號様式)ヲ提出スヘシ

第六條 製造官署長ハ第三條及第四條ニ依ル月別製造數量ニ基キ日割製造計畫ヲ定メ製造計畫表(第二號様式中)及包裝計畫表(第二號様式乙)ヲ作成シ其ノ前月末日迄ニ提出スヘシ

事故ノ爲メ又ハ特別ナル事由ニ依リ指定數量ニ増減ヲ生スル場合ハ理由ヲ具シ直ニ其ノ旨報告シ指揮ヲ受クヘシ但指定數量ニ對シ増減ヲ生スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 製造官署長ハ製造作業ノ用品ハ物品請求傳票(第三號様式)ヲ用ヒ物品會計官更ニ請求スヘシ

第八條 製造官署長ハ製造作業ノ經過ヲ仕込日報(第四號様式中)釀酵經過表(第四號様式乙)蒸餾(又ハ壓搾)日報(第四號様式中)分析日報(第四號様式丁)ニ記録シ之ヨリ一仕込毎ノ成績ヲ計算シテ製造作業成績簿(第四號様式戊)ニ記入スヘシ

第九條 製造官署長ハ前條ノ製造成績簿ニ依リ一句ノ成績ヲ取纏メ其ノ寫ヲ製造成績旬報トシテ毎旬提出スヘシ

第十條 官署長ハ毎月末現在ノ職工傭人現在員及賃金調(第五號様式)ヲ調整シ翌月五日迄ニ報告スヘシ

第十一條 製造官署長ハ左記ニヨリ毎月生産費ヲ調査シ翌月五日迄ニ報告スヘシ

第一次生産費 紅酒、清酒ノ如キ貯藏ヲ要スルモノハ原料仕込ヨリ製成査定ニ至ル迄ノ諸經費其ノ他ハ包装作業ニ引渡ス迄ノ經費(第六號様式甲)

第二次生産費 紅酒、清酒ノ如キ貯藏ヲ經タルモノヲ調整シテ包装作業ニ引續ク場合其經費ヲ前號ノ經費ニ加ヘタルモノ(第六號様式乙)

第三次生産費 壺、甕又ハ樽詰ニ要スル諸經費(壺又ハ甕詰ハ第六號様式丙樽詰ハ第六號様式丁)

總生産費 第一次又ハ第二次及第三次生産費ノ合計(第六號様式)

第十二條 製造作業ニ於テハ蒸餾又ハ壓搾ニ依リ半製品ノ製成ヲ了シタルトキハ之ヲ半製品ノ受トシ他ノ作業ニ拂出シタルトキハ之ヲ拂トシ半製品受拂ヲ日々用途別ニ集計シ半製品受拂簿(第七號様式甲、乙、丙)ニ記載スヘシ

半製品ヲ他ノ作業ニ拂出サムトスルトキハ半製品引續簿(第八號様式)ニ據ルヘシ

第十三條 包装作業ニ在リテハ半製品ノ使用經過ヲ包裝簿(第九號様式及壺詰ハ甲、樽詰ハ乙)ニ記載スヘシ
 第十三號ノ二 製造ノ規格ハ左記ニ據ルヘシ

一 製造ノ品質

酒名	號別	酒精度數	遊離酸ノ最高限度	備考
同 福 祿	一 號	一七、〇	〇、二五	遊離酸ハ琥珀酸トシテ表ハシ指示藥ハ「フェノールタリン」ヲ用フ
同 二 號	一七、〇	〇、二五	同	

第二章 酒類の製造 第三節 酒類製造計畫

第四編 酒類の製造

一三六

第十七條 酒課長ハ製造官署長ノ提出スル半製品受拂旬報並ニ包裝旬報ヲ査閲シ毎月製造計畫實踐對照表(第十二號様式)半製品受拂表(第十三號様式)ヲ調製スヘシ

第十八條 酒課長ハ製造官署長ノ提出スル製品旬報ヲ査閲シテ其ノ成績ヲ比較考査シ歩合旬報(第十四號様式)及作業月報(第十五號様式)ヲ調製シ清酒、米酒、酒精、紅酒ノ旬報及月報ハ之ヲ製造官署長ニ通報ス

第十九條 酒課長ハ製造官署長ノ提出スル生産費ヲ査閲比較シ毎月酒名別生産費調(第十六號様式)ヲ調製スヘシ

第二十條 酒課長ハ製造官署長ノ提出スル原料、燃料、材料ノ受拂月報ヲ査閲シ毎月原料、燃料受拂表(第十七號様式甲)材料受拂表(第十七號乙)ヲ調製スヘシ

第二十一條 酒課長ハ第十四條ノニヨル見本酒ノ中央研究所釀造科ニ於ケル試験ノ結果ニヨリ毎月見本酒試驗成績表(第十九號様式)ヲ調製シ製造官署長ニ通報スヘシ

專酒第四四三號

昭和五年二月二十五日

酒 課 長

酒關係支局、出張所、工場長 宛

酒類製造手續ニ於ケル條項削除ニ關スル件

昭和四年十二月二十七日專酒條二八一七號ニヨリ原價計算法設定相成候ニ付大正十四年三月專酒第一二三四號酒課長依命通牒ニ於ケル左記條項ハ自然削除ト相成候間此段通牒候也

記

第七條

第十一條

第十九條

專酒第四四九號

昭和五年二月二十六日

酒 課 長

酒關係官署長 宛

酒類製造手續中改正ノ件

大正十四年二月專酒第一二三四號通牒酒類製造手續中左ノ通り改正相成候條依命通牒ス

記

第十三條ノ二製品ノ規格ハ左記ニ據ルヘシ

一 製品ノ品質

酒 名	號 別	酒 精 度 數	最 遊 酸 度	備 考
萬 同 一	一 號	一七、〇	〇、二五〇	遊離酸ハ琥珀酸トシテ表ハシ指示藥ハ「フェノールフタレイン」ヲ用フ
米 同 二	二 號	一七、〇	〇、二五〇	同
同 三	三 號	一六、〇	〇、三〇〇	同
同 四	四 號	一六、〇	〇、三〇〇	同
同 五	五 號	二〇、五	〇、〇六〇	遊離酸ハ醋酸トシテ表ハシ指示藥ハ同シ
同 六	六 號	二五、五	〇、〇六〇	同
同 七	七 號	二五、五	〇、〇六〇	同
同 八	八 號	二五、五	〇、〇五	同

口 零 賣 酒

酒 名	包 裝 區 分	洋 樽	徑	レ ッ テ ル	封	證	洋樽外面塗裝色
米 酒 赤 標	一八〇立 一〇〇立 七〇立 三五立	一八〇立洋樽 一〇〇立洋樽 七〇立洋樽 三五立洋樽	大コルク 小コルク	米酒赤標樽貼	同	同	全部白色
同 糖 蜜 酒 金 赤 標	一八〇立 一〇〇立 七〇立 三五立	一八〇立洋樽 一〇〇立洋樽 七〇立洋樽 三五立洋樽	同	糖蜜酒赤標及糖蜜酒金赤標樽貼	同	同	同

ハ 紅 糖

紅 糖	包 裝 區 分	容 器	外 材	裝 料	其 他	内 容 及 數 量
同	二瓶酒精箱 四〇瓶麻袋	酒 樽 麻 袋	精 箱	箱	同	同

使用包装材料品ニハ左記記號ヲ抑捺スヘシ

「レツテル」塚語酒用モノニハ工場別月次記號、零賣酒用モノニハ工場別月次記號及容器ノ風袋

「木箱」臺灣賣局、酒名及容器區分、月次記號

「酒精罐」使用回数記號

三 容 量

塚語ニ在リテハ

- イ、褐色塚（六分）口頭ヨリ六・五―七・五種迄語ム
- ロ、水色塚（七・二分）口頭ヨリ七・〇―八・〇種迄語ム
- ハ、水色塚（一・八立）口頭ヨリ九・〇―一〇・五種迄語ム
- ニ、局方葡萄酒塚（六分）口頭ヨリ七・〇―八・五種迄語ム
- ホ、生葡萄酒塚（六分）口頭ヨリ七・〇―八・五種迄語ム
- ヘ、ウイスキー塚（七分）口頭ヨリ七・〇―七・七種迄語ム
- ト、ボケツト塚（一・四分）口頭ヨリ三・四―四・二種迄語ム
- チ、角塚（七分）口頭ヨリ七・〇―七・七種迄語ム

原料酒精ニ在リテハ

- イ、酒精（標準度數九十四度）一罐ニ一四・七五―一四・八〇種迄語ム
 - ロ、酒精（標準度數九十六度）一罐ニ一四・六五―一四・七〇種迄語ム
- 零賣酒ニ在リテハ各規定度數別（例、米酒赤標二・〇・五）酒精攝氏十五度ニ於ケル酒精一立ノ重量ヨリ算出セルモノヲ以テ之ニ二%ノ歩増ヲ附スルコト但シ重量測定ハ冠ヲ單位トシ小數點二位以下ヲ四捨五入スヘシ
- 第六條 製造官署ニ於ケル作業區分左ノ如シ

製造作業 米、糖蜜、藥種、紅糖、原料酒其他ノ原料ノ拂出ヲ受ケ半製品ヲ調製シ之ヲ包装作業ニ引渡ス迄ノ作業但シ紅糖ハ包装迄

ヲ含ム

第四編 酒類の製造

二二八

包装作業 製造作業ノ製造ニ係ル半製品並包装材料等ノ拂出ヲ受ケ之ヲ包装シ、製品トナス迄ノ作業

機關作業 汽罐及原動機ニ關スル取扱ヲナス作業

試験作業 酒類、酒精及其ノ製造用原料、燃料、材料、作業用品ノ檢收上ノ試験並酒工場化學的管理法ニ依ル試験ヲ爲ス作業

第七條 製造官署ニ於ケル製造計畫ハ年度開始前酒課長之ヲ樹立シ局長ノ決裁ヲ經テ各製造官署長ニ通報スヘシ

第八條 前條ニ依ル製造計畫數量ハ實渡豫定計畫ニ對スル實渡高ノ變動ニ依リ變更ノ必要生シタルトキハ酒課長之ヲ更訂シ製造官署長ニ通報スヘシ

第九條 製造官署長ハ第七條及第八條ニ依ル月別製造數量ニ基キ日割製造計畫ヲ定メ製造計畫表(第一號書式)及包裝計畫表(第二號書式)ノ一、二ヲ作製シ毎月其ノ前月末日迄ニ之ヲ本局ニ提出スヘシ事故又ハ特別ノ事由ニ依リ、製造數量ニ増減ヲ生スル場合ハ理由ヲ具シ其旨ヲ報告シ指揮ヲ受クヘシ但シ指定數量ニ對シ一割以内ノ増減ヲ生スル場合ハ此限ニアラス

第十條 製造作業ノ經過ハ仕込日報、經過表、蒸餾又ハ壓搾日報、分析日報ニ記録シ一仕込毎ニ其ノ成績ヲ計算シ製造成績簿(第三號書式)一、二、三、四、五、六、七、八、九、十ニ記入スヘシ

第十一條 製造官署長ハ前條ノ製造成績簿ニ依リ一旬ノ成績ヲ取纏メ其寫ヲ製造成績旬報トシテ毎旬本局ニ提出スヘシ

第十二條 蒸餾又ハ壓搾ニ依リ半製品ノ製成ヲ了シタルトキハ之ヲ半製品ノ受トシ他ノ作業ニ拂出シタルトキハ之ヲ拂トシ半製品ノ受拂ソ日々用途別ニ集計シ半製品受拂簿(第四號書式)一、二、三、四ニ記載スヘシ但シ紅酒ハ貯藏倉庫別受拂ヲ半製品現在高整理簿ニ轉記スヘシ

前項ノ半製品ノ査定方法ハ別ニ定ム

第十三條 半製品ヲ他ノ係ニ引繼クトキハ半製品引繼傳票(第五號書式)ニ依ルヘシ

第十四條 製造官署長ハ半製品受拂簿ノ寫ヲ半製品受拂旬報トシテ毎旬本局ニ提出スヘシ

第十五條 包装作業ニ於ケル半製品ノ使用經過ハ包裝簿(第六號書式)一、二ニ材料品ノ使用經過並作業成績ハ操作別破損及諸調査票、

包裝成績簿(第七號書式)一、二、三ニ記入スヘシ

第十六條 包裝製品ハ製造ノ都度製品引繼傳票(第八號書式)一、二、三ヲ以テ直ニ物品會計官吏ノ保管ニ移スヘシ

第十七條 製造官署長ハ包裝簿並包裝成績簿ノ寫ヲ包裝旬報トシテ毎旬並包裝成績月報(第七號書式)トシテ毎月本局ニ提出スヘシ

第十八條 製造官署長ハ汽罐及電力使用狀況ニ關シ左記ノ成績月報ヲ毎月十五日迄ニ提出スヘシ

一、汽罐使用成績月報(機關第一號書式)

一、動力用電力消費成績月報(機關第二號書式)ノ一)

第十九條 製造官署長ハ毎月二十日迄ニ製造酒月末現在高見込報告(第九號書式)ヲ本局ニ提出スヘシ

第二十條 製造官署長ハ一月、四月、七月及十月ノ夫々十五日迄ニ製品ノ見本ヲ中央研究所内酒課試驗室ニ送付スヘシ

第二十一條 製造官署長ハ一月、四月、七月及十月ノ夫々十五日迄ニ左記酒類ヲ他ノ當該製造官署ニ送付スヘシ

清酒

米酒金標

老紅酒黃雞

第二十二條 製造官署長ハ前條ノ到着酒類並自製酒ノ官能試驗ヲ爲シ其ノ成績ヲ見本酒鑑定成績表(第十號書式)ニ記載シ各月末日迄ニ本局ニ提出スヘシ

第二十三條 製造官署長ハ製造用原料、燃料及包装材料ノ受拂ニ付原料、燃料及材料品ノ受拂月報(第十一號書式)中ノ一、二、三、四、乙及第十二號書式)一、二、三、四)ヲ提出スヘシ

第二十四條 製造官署長ハ本手續第九條、第十條及第十五條中左記用紙ノ書式ヲ決定シ年度開始前其ノ寫ヲ本局ニ送付スヘシ

仕込日報

第三章 酒類の製造 第三節 酒類製造計畫

二二九

經過表

蒸餾又ハ壓搾日報

分析日報

半製品現在高整理簿

操作別破損及諸調査表

第二十五條 酒課長ハ第十四條ノ半製品受拂旬報第十七條ノ包裝旬報ヲ集計シ毎月半製品受拂表(第十三號書式ノ一、二) 並製品計畫及實績對照表(第十三號書式ノ一、二) 並製品計畫及實績對照表(第十四號書式)ヲ調製スヘシ

第二十六條 酒課長ハ第二十一條ノ受拂月報ヲ查閱シ毎月原料及燃料受拂表(第十五號書式) 並材料受拂表(第十六號書式ノ一、二)ヲ調製スヘシ

第二十七條 酒課長ハ第十一條ノ製造成績旬報第十四條ノ半製品受拂旬報第十七條ノ包裝旬報及包裝成績月報ヲ查閱シ製造成績比較表(第十七號書式ノ一、二、三、四) 製造作業比較表(第十八號書式ノ一、二、三、四) 包裝成績比較表(第十九號書式ノ一、二、三、四、五)ヲ調製シ之ヲ製造官署長ニ通報スヘシ

第二十八條 酒課長ハ第十八條ノ各成績月報ヲ查閱シ汽罐成績比較表(機關第三號書式) 及電力消費成績比較表(機關第四號書式一、二)ヲ作製シ之ヲ製造官署長ニ通報スヘシ

第二十九條 酒課長ハ第二十條ニ依ル見本酒ノ分析並官能試驗ヲ爲シ其ノ結果ヲ見本酒試驗成績比較表(第二十號書式甲ノ一、二、三、乙) 並第二十二條ノ見本酒比較鑑定成績表ニ依リ見本酒鑑定成績比較表(第二十一號書式ノ一、二、三、四)ヲ調製シ各製造官署長ニ通報スヘシ

第三十條 本手續中ノ各號書式ハ酒課長別ニ之ヲ制定ス

附 則

本令ハ昭和九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ訓令ハ之ヲ廢止ス

昭和六年七月訓令第五號酒類製造事務手續

前項訓令ニ基ク左記通牒ハ之ヲ本訓令ニ適用ス

昭和八年十一月專酒第一〇六號酒課長通牒酒類工場別月次記號ニ關スル件

昭和八年十二月專酒第一一九六號酒課長通牒燻詰木箱製造月次記號ニ關スル件

昭和九年三月專酒第一一六六號通牒昭和九年度酒類製造計畫ニ關スル件

訓令第十五號改正 (昭和十年十二月七日)

昭和九年六月訓令第三號酒類製造事務手續中左ノ通改正ス

第五條 二包裝イ、燻詰酒及酒精中老紅酒金鷄ヲ削除シ糯米酒ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

酒名	包裝區分	使 用 包 裝 材 料				一箱數量	
		壺 又 罐	栓 類	レ ッ テ ル	封 證		
老 紅 酒	金 鷄	六・〇 鈔 四 打 箱 型 (E)	王 冠 コ ル ク	老 紅 酒 金 鷄 胸 貼	カ プ セ ル 首 卷 封 證	六 鈔 苞	四 十 八 本 入

附 則

本令ハ昭和十年十二月七日ヨリ之ヲ施行ス

訓令第一號改正 (昭和十一年一月二十四日)

昭和九年六月訓令第三號酒類製造事務手續中左ノ通り改正ス

第五條 二包裝イ、燻詰酒及酒精ノ日本藥局方純アルコール、日本藥局法アルコール及アルコール項中「五・〇 鈔酒精箱」ヲ「五・〇 鈔

「二打箱」ニ「二十本入」ヲ「二十四本入」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四節 酒類の試験

工場經營をして理想的、現實的に確固不動たらしめんには、之を科學的基礎の下に置くを必要條件とす。殊に酒工場の如き微生物を對照として作業する工場に在りては、各種原料の分析、鑑定、製造工程中の酒類に於ける日々の分析鑑査は勿論、製品に於ても等しく試験の要あり、即ち製造管理の爲めには特に原料より出發して製品に至る迄各過程を通じて最も嚴密なる化學的並に微生物學的的管理を行はざるべからず。酒類專賣創始當時は酒類に關する之等一切の試験檢定は當局に於て管掌せしが、大正十三年十二月官制改正あり、(一)醸造及醱酵菌類に關する試験研究(二)醸造及醱酵の化學に關する試験研究(三)酒類酒精及原料、材料品の分析に關する試験(四)其の他醸造に關する試験研究の事務は臺灣總督府中央研究所工業部醱酵工業科(後の工業研究所醱酵工業部)に於て管掌することとなり、之等事務に従事する職員は專賣局、中央研究所相互を兼務し、從て試験檢定事務は工業研究所に於て行ふこととなり、當局との密接なる連絡の下に其の完璧を期することとなり。

酒類に關する試験、檢定事務は前敘の如く中央研究所の主管に移りしも、原料材料並製造工程中の酒類分析の如きは製造官署に於て直接施行するの要あり。而して之が取扱事務に關しては大正十一年五月製造工場化學的管理法を制定し、次で大正十一年十一月專酒第三五九二號を以て之を改正し其の後も幾多不文の下に適宜處理を爲し來りたるが之間取扱上不便少からざるものあり、昭和五年五月專酒第一一三三號を以て酒類試験檢定事務手續を規定したり。而

して本手續に於ては酒類檢定は酒類及酒類製造用原料、燃料、材料、作業用品の檢收上の試験並酒工場化學的管理法に依る試験を謂ひ酒類試験は酒類及酒類製造用原料、燃料、材料、作業用品に就き酒類檢定以外の試験を謂ふとしたり。

製造官署長は毎年二月末日迄に翌年度酒類試験豫定表を本局に提出し、本局は之に依り翌年度試験計畫を決定し、之を製造官署長に通報す。又製造官署長は毎年二月末日迄に該年度酒類成績報告を毎年三月末日迄に該年度酒類檢定報告並翌年度酒類檢定施行計畫を本局に提出するものとす。

酒類試験檢定事務手續左の如し。

酒類の試験に關しては酒類試験檢定事務手續の外製造酒の在庫品に對し隔月定期檢査を爲し、之が品質保全に注意しつゝあるが、其の詳細の手續に就ては第六編第二章第一節に記述せるを以て參照すべし。

酒類試験檢定事務手續 (昭和五年五月專酒第一、一三三號)

改正 昭和一一、第六一三號

酒類試験檢定事務ニ關スル取扱方區々ニ異リ不便不尠候ニ付爾今左記手續ニ據り實行相成度依命通牒候也

酒類試験檢定事務手續

- 第一條 酒類ノ試験事務並檢定事務ニ關シテハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外本手續ニ依ルヘシ
- 第二條 本手續ニ於テ酒類檢定トハ酒類及酒類製造用原料、燃料、材料、作業用品ノ檢收上試験並酒工場化學的管理法ニ依ル試験ヲ謂フ
- ニ酒類試験トハ酒類及酒類製造用原料、燃料、材料、作業用品ニ基キ酒類檢定以外ノ試験ヲ謂フ
- 第三條 製造官署長ハ毎年二月末日迄ニ翌年度酒類試験施行豫定表ヲ第一號書式ニ依リ提出スヘシ

酒課長ハ前項豫定表ヲ査閲シ翌年度試験計畫ヲ決定シ之ヲ製造官署長ニ通報スヘシ

第四條 製造官署長ハ毎年二月末日迄ニ該年度酒類試験成績報告ヲ第二號書式ニ依リ提出スヘシ

酒課長ハ前項ノ報告ヲ査閲シ局長ニ供關スヘシ

第五條 製造官署長ハ毎年三月末日迄ニ第三號書式ノ該年度酒類檢定成績報告並第四號書式ノ翌年度酒類檢定施行計畫表ヲ提出スヘシ

酒課長ハ前項ノ報告並計畫表ヲ査閲シ局長ニ供關スヘシ

様式略

第五節 酒類製造管理

酒類專賣令施行前の本島酒類製造管理は其の實際を見るに極めて粗笨にして何等化學的管理なく、アルコールメーターと査定尺のみが管理用唯一の器具にして其處に化學分析も微生物學的検査も行はれ様なく、唯家傳の業を踏襲し、以て父子相傳へ、兄弟、朋友相習ひ、各體験の功を積み漸く司阜と稱する職長を役使して酒類製造業を營むに過ぎず所謂手加減一つによりて管理せられたり。從て當時税法上より一定量の原料より得らるゝ酒量即ち歩留を測定するに止まり、時に歩留に良否ありとするも其の原因たる製造操作の巧拙、原料の良否即ち原料の處理、仕込の方法、醱酵の經過、蒸餾の方法各種操作に對し之を探究するすべく、之が改善に對しては政府の指導ありたるも、深く之に留意することなくして專賣實施に移るに至れり。

酒類專賣事業の創始に當り製造計畫を立つるに先ち、專賣局に於ては大正十一年五月工場の化學的管理法を制定し次で大正十四年十一月專酒第二五九二號を以て之が改正を爲し更に昭和十二年六月專酒第五九七號を以て改訂増補し各工場統一せる方法の下に各種原料の分析、鑑定、日々製造操作に於ける各種の觀測、製品の分析、檢定等製造上必

要なる事項は悉く施行し、製造上に於ける日々の經過成績は一定の日報に詳に之を記載し、工場各自之が改善に資すると共に一部は本局に送付し、本局に於ては之等成績を毎旬又は毎月集計し、更に之を工場別に比較研究して將來の向上、改善に資し又製品を本局に集め又交互に交換し酒類品質の比較を行ふ等、専ら化學的基礎の下に工場の酒類製造管理を圖りたりたるが、本科學的管理の方法様式は略科學化の理想に達しありと謂ふべし。

今當局酒造工場科學的管理法中其の重要なものを左に掲記すべし

酒工場科學的管理法(抜)

(醱便とあるは醱造協會編醱便管の略、本文中何頁とあるは原本の頁なるにより符合せず、原本に就き見るべし)

化學的管理法

第一 清酒製造

(一) 分析法

1 原料 米

試料は納入區分毎に又使用區分毎に見刺を以て各袋二箇所以上より採集合併混合し先づ精白度、粒狀、夾雜物の有無等に就て検査を行ひたる後次の試験を行ふ可し

(一) 容量の測定

穀粒天秤により四分の一立容の重量を測定し十回の平均値を以て一立の重量を算出す可し。

(二) 水分の定量

試料五〇瓦（粉碎せず其儘粗天秤にて秤量す可し）を採り醸便二二頁Aに據る可し。但し Hoffman 氏水分定量器は實驗に際し豫め一定量の水を使用して溜出量の検定をなし若し使用量に對し過不足ある時は不備の點あるを以て装置の各部並使用油等に就き精査す可し。

(三) 澱粉價の定量

試料約三〇瓦を粉碎し全部を〇・五耗の篩を通過せしめ其二瓦を秤量し三〇〇c.c. フラスコに入れ水二〇〇c.c. 及び比重一・一二五の鹽酸二〇c.c. を加へ還流冷却器（或は長さ一米位の硝子管）を附し沸騰湯浴中にて三時間加熱し冷却後苛性曹達にて中和し五〇〇c.c. とす。之の濾液二〇c.c. を採りベルトラン氏法（醸便一頁C）に據り葡萄糖として糖量を求め之に〇・九を乗じて澱粉價を定量すべし。

$$\text{澱粉價} \% = \frac{54500 \times 100 \times 0.9}{20 \times 2 \times 1000} = s \times 1.125$$

s……20cc 中の澱粉 mg 數

注意 石綿濾管を製作する場合の石綿は強靱性の纖維狀石綿を以て一―二耗位の長さに切斷し五瓦に對し稀鹽酸（一對三）二〇〇―三〇〇c.c. にて煮沸したる後水洗精製したるものを水洗陶汰法に依りて比較的細微なる部分と粗大なる部分とに分ち管に填充する場合には先づ粗大なる部分を約七耗細微なるものをその上に五―六耗程度に填充すべし。

(四) 粗蛋白質の定量

必要の場合には(三)の粉碎試料二瓦を秤量し醸便一五頁Cにより定量すべし。

注意 突沸を起し蒸餾を完全に遂行し得ざる場合には一定量に稀釋し其一部を採り蒸餾に附すか蒸氣蒸餾法に據る

べし。蒸氣蒸餾は時間を短縮し得る利點あるも此場合は蒸氣の質に注意すべし。

(五) 粗脂肪の定量

必要の場合には(三)の粉碎試料五瓦を秤量し醸便一六頁Fに據り定量すべし。但し浸出時間は二〇時間とす。

(六) 灰分の定量

必要の場合には(三)の粉碎試料五瓦を秤量し醸便一七頁Hに據り定量す可し

2 酒 母

A 膨 れ

(一) ポーメ度測定

試料を濾過し濾液に就きポーメ重液計にて測定し一五度に於ける度数を求む可し。

ポーメ示度の溫度補正は一五度以下は各溫度一度の差に對しポーメ示度より〇・〇五度宛を減ず可く一五度以上に於ては各溫度一度の差に對しポーメ示度に〇・〇五度宛を加ふ

(二) 糖分の定量

試料を濾過し濾液一〇c.c. を採り五〇〇c.c. に稀釋し其二〇c.c. を採りベルトラン氏法に據り定量し葡萄糖として表す可し

$$100\text{cc 中糖分 } S = \frac{s \times 500 \times 100}{20 \times 10 \times 1000} = \frac{s}{10}$$

s……濾液20cc 中の葡萄糖 mg 數

(三) 遊離酸の定量

試料を濾過し濾液一〇c.c.に就きフェノールフタレンを指示薬として、苛性曹達液にて滴定し琥珀酸として表す可し

$$100c.c. \text{ 中琥珀酸 } g \text{ 数} = \frac{n \times 0.0089 \times 100}{20} = n \times 0.02245$$

n……検液20c.c.に對する滴定 cc 数

B 配 分

(一) ボーメ度の測定

二頁二 A (一)と同様に行ふ可し

(二) 遊離酸の定量

二頁二 A (三)と同様に行ふ可し

(三) アルコールの定量

試料一〇〇c.c.をメスフラスコを用ひて五〇〇c.c.フラスコに採り水二〇〇—三〇〇c.c.を加へて蒸餾に附し約一五〇—一七〇c.c.を留せしめ留液に水を加へて二〇〇c.c.に充し酒精計に依り定量し容量%にて表す可し

C 配 分

(一) ボーメ度の測定

二頁二 A (一)と同様に行ふ可し

(二) 遊離酸の定量

二頁二 A (三)と同様に行ふ可し

(三) アルコールの定量

三頁二 B (三)と同様に行ふ可し

3 醪

A 伸 分

(一) ボーメ度の測定

二頁二 A (一)と同様に行ふ可し

(二) 遊離酸の定量

二頁二 A (三)と同様に行ふ可し

(三) アルコールの定量

醸便六頁 D に據る可し

B 壓 搾

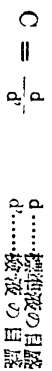
(一) ボーメ度の測定

- 二頁二 A (一) と同様に行ふ可し
- (二) 遊離酸の定量
二頁二 A (三) と同様に行ふ可し
- (三) アルコールの定量
醸便六頁 D に據る可し

4 製 成 酒

試料は一仕込分を合併せる貯蔵直前のもより採集し豫め官能的検査に據り品質の良否を検し記載す可し

- (一) 清酒メーター度測定
温度及清酒メーター示度を測定し清酒メーター度数は第十五表により一五度の度数に補正す可し
- (二) 色度の測定
デュボスク氏比色計を用ひ次の標準液を入れたる観測管を一〇〇目盛の位置に置き之に試料の色相を比較測定す可し但し標準液は三〇分毎に取替へるものとす



標 準 液

- (A) クロム酸加里二瓦を一立に溶解す
- (B) 沃度一・三瓦沃度加里二・六瓦に酒精二〇ccを加へて溶解し水を加へて一立となす

使用に際し A 液一・五 cc. と B 液〇・五 cc. とを混合し水にて一〇〇 cc. としたるものを標準液となす。

(三) 遊離酸の定量

試料二〇 cc. を採り二頁二 A (三) と同様に行ふ可し

(四) アルコールの定量

i 蒸 餾 法

醸便六頁 D に據る可し

ii 屈 折 計 法

屈折計のプリズム面に試料二―三滴を垂し蓋をして覗き屈折計の示度を求め更に之を第一六表に據り温度更正したる後第一三表より屈折率を求め (一) によりて得たる清酒メーターの度数と對照し第一七表にて酒精の量を求む可し

(五) エキス分の定量

i 乾 燥 法

試料二〇 cc. を採り醸便三頁 C, a に據る可し

ii 屈 折 計 法

前アルコールの定量と同様にして屈折率と清酒メーター度数より第一七表によりて算出す可し

注意 屈折計は使用後液汁を淨水にて洗ひ去り乾布にて硝子面その他を清掃し置く可し通常の場合本器は狂を生ずる事なきも萬一狂を生じたる場合は蒸餾水を用ひて捻廻にて零點を決定するか又は既知酒精含有の清酒につき測定し調整すべし

(六) 糖分の定量

必要の場合には試料二〇cc.を採りアムモニヤ水にて中和し湯浴上にて蒸發しアルコールの蒸發除去せられたるを度として二〇〇cc.メスフラスコに移し水を加へて標線に充し濾液二〇cc.を採りペルトラン氏法に依り葡萄糖として定量す可し

$$100\text{cc 中糖分 } g \text{ 数} = s \times \frac{200}{20} \times \frac{100}{1000} = \frac{s}{10}$$

s.....検液 20cc 中の葡萄糖 mg 数

(七) 糊精の定量

必要の場合には(六)の濾液一〇〇cc.を採り之に比重一・二五の鹽酸一〇cc.を加へ還流冷却器を附し沸騰湯浴中にて三時間加熱し冷却後苛性曹達液にて中和し水を加へて二五〇cc.に充し濾液につきペルトラン氏法に據り糖分を定量し之より前項糖分を減じ〇・九を乗じて糊精量を算出すべし

$$100\text{cc 中糊精 } g \text{ 数} = \left(\frac{s \times 250 \times 200 \times 100}{20 \times 100 \times 20 \times 1000} - S \right) \times 0.9 = \left(\frac{s}{8} - S \right) \times 0.9$$

s.....検液 20cc 中の葡萄糖 mg 数
S.....前項 100cc 中糖分 g 数

(二) 観 測 法

- (一) 原料米浸水時間
浸水より水を切る迄の時間を測定し且つ一仕込分に對する平均を算出す可し
- (二) 原料米浸水温度

原料米浸水中の平均温度を測定す可し

(三) 原料米蒸煮時間
蒸氣を通じてより之を中止する迄の時間を測定し一仕込分の平均を算出す可し但し一甕中數種の蒸煮時間を生ずる場合は平均を以て其時間となす可し

(四) 醗及び醪温度
各操作の前後及び各操作後十二時間毎に一仕込分の平均を測定す可し、但し一操作後十二時間以内に次の操作に移る場合は次の操作後十二時間毎に測定すべし

(五) 水 温
仕込用及冷却用各別に使用時又は毎日正午測定す可し

(六) 室 温
醗酵室別に毎日正午測定し一仕込が數室に互る場合は其の平均を算出す可し

(三) 計 算 法

(1) 原料米 100kg 蔗糖アルコール L 数

i 理論數 = $\frac{\text{原料米量} \times \text{醗酵\%} + \text{糖米量} \times \text{醗酵\%} + \text{糖米量} \times \text{糖米量} \times \text{醗酵\%}}{\text{糖米量} + \text{糖米量} + \text{糖米量}} \times 0.7146$

ii 生成量 = $\frac{\text{醗量} \times \text{アルコール\%} + \text{添加原料醗量} \times \text{アルコール\%}}{\text{糖米量} + \text{糖米量} + \text{糖米量}} \times 100$

(2) 醗酵歩合 = $\frac{\text{生成量 (ii)}}{\text{理論數 (i)}} \times 100$

(3) 壓搾歩合 = $\frac{\text{製成酒量}}{\text{醪量}} \times 100$

但し壓搾後に於て割水する場合は下式に據る可し

壓搾歩合 = $\frac{\text{製成酒量} - \text{割水量}}{\text{醪量}} \times 100$

(4) 醪歩合 = $\frac{\text{製成醪}}{\text{原料米總量}} \times 100$

(5) 清酒歩合 = $\frac{\text{清酒量}}{\text{原料米總量}} \times 100$

(6) 醪垂歩合 = $\frac{\text{清酒量}}{\text{製成醪量}} \times 100$

(7) 粕歩合 = $\frac{\text{酒粕量}}{\text{原料米總量}} \times 100$

(8) 肉垂歩合 = $\frac{\text{清酒量} - \text{排水量}}{\text{原料米總量}} \times 100$

(9) エキス分歩合 = $\frac{\text{製成醪量} \times \text{エキス分}}{\text{原料米總量}} \times 100$

(10) 原エキス度 = $\text{酒精容量} \% \times 2 \times 0.7947 + \text{エキス分}$

清酒の加折率と清酒メートル度数とに據り第一七表より求めらる。

(11) 醇度 = $\frac{\text{エキス分}}{\text{原エキス度}} \times 100$

加折率と清酒メートル度数とに據り第一七表より求めらる。

(12) 酒精比 = $\frac{\text{酒精分}}{\text{エキス分}}$

屈折率と清酒メートル度数とに據り第一七表より求めらる。

附 清酒類製造管理法

原料米の分析は清酒製造の場合に準ず可し

(一) 原料米浸水時間

五頁(一)に據る可し

(二) 原料米浸水温度

五頁(二)に據る可し

(三) 原料米蒸煮時間

五頁(三)に據る可し

(四) 蒸米水分定量

必要の場合は使用直前に二五瓦を採り Hoffman 氏水分定量器に依り定量すべし

(五) 製麴中品温

各操作前後に於て一製麴區分毎に平均温度を測定す可し

(六) 麴室温度

同上

(七) 麴室湿度

(六) に準じ平均湿度を測定すべし

製品

(一) ハゼ込

出麴につき佳良、稍良、稍不良、不良等に區別記載す可し

(二) 香味

同上

(三) 容重

穀粒天秤を用ひ四分の一立容の重量を四回秤量し平均を採り一立の重量を算出す可し

(四) 水分

必要の場合には試料五〇瓦を採り Hoffman 氏水分定量器に依り定量すべし

(五) 糖化酵素力の測定

必要の場合には麴の乾物一〇瓦相當量を採り乳鉢にて磨碎し蒸留水にて採り一〇〇ccとなす。之にトルオールを加へて表面を蔽ひ直に冷所に四十時間浸出し遠心分離に依り得たる透明液を酵素液として次の方法に依り酵素力の測定を行ふ可し

(i) 糖化法

二%の可溶性澱粉液五〇ccを採り之に前記酵素液一〇ccを加へ五〇度に於て一時間糖化したる後直に苛性曹達液一〇ccを加へて糖化を停止せしめたる後二〇ccとなし其二〇ccを採りペルトラン氏法に據り糖分を定量しその糖分量をAとす。尙一方可溶性澱粉の代りに水を以てしたるもの糖分量Bを測定し次式に依り原麴一〇〇瓦中の酵素が糖化したる糖分量を算出す可し

$$(A-B) \times \frac{200}{20} \times \frac{100}{10} \times \frac{100}{C}$$

C……乾物量10gに相當する試料の量

(ii) ウォールゲムート法

前記酵素液一cc、〇・五cc、〇・二五ccと順次半量宛試験管に採りたるものを氷冷槽中二〇度に保ち全部の試験管に一%可溶性澱粉液五cc宛を加へ更にトルオール〇・五—一〇cc宛を添加したる後四〇度の水浴中に移す。三〇分間の後試験管を取り出し冷水にて冷却し酵素作用を止め各管に10%沃度液數滴を滴加し青色を呈せざる限界を見出す。一ccの酵素液が恰も沃度液にて青色を呈せざるに到りたる時の酵素力を一とす。〇・〇二五ccの酵素液を要したる場合は

$$D_{30m}^{40} = \frac{1 \times 5}{0.025} = 200 \text{ とす}$$

第二 米 酒 製 造

(一) 分 析 法

1 原 料 米

試料は納入區分毎に見刺を以て各袋二箇所以上より採集混合し仕込の場合は各使用區分毎によく混合したる後平均試料を採集し豫め夾雜物、青死米の多少等に就て検査を行ふ可し

(一) 容重の測定

穀粒天秤を用ひ四分の一L容の重量を測定し一〇回の平均値を採り一Lの重量に換算す可し

(二) 水分の定量

其儘の試料五〇瓦を採り醸便P、二二、Aに據る可し

(三) 澱粉價の定量

P、一、(三)に據り定量す可し

(四) 粗蛋白質の定量

必要の場合には粉砕試料二瓦を採り醸便P、一五、Cに據り定量す可し

(五) 粗脂肪の定量

必要の場合には粉砕試料五瓦を採り醸便P、一六、Fに據り定量す可し。但し浸出時間は二〇時間とす

(六) 粗繊維の定量

必要の場合には粉砕試料八瓦を採り醸便P、一六、Gにより定量す可し

(七) 灰分の定量

必要の場合には粉砕試料二瓦を採り醸便P、一七、Hに據り定量す可し

2 鹽 酸

試料の數量多き場合は五壺に對し一壺の割合に抜き各壺より約三〇〇cc宛採集して検査す可し

(一) 比 重

比重計を用ひて測定し次式に依り溫度更正を行ひ $\frac{15^{\circ}\text{C}}{t^{\circ}\text{C}}$ の比重を算出す可し

$$S = s + 0.00047(t^{\circ} - 15^{\circ})$$

S……比重 s……15°Cの比重

(二) 鹽化水素の定量

比重より第二三表に依りて算出し得らるゝも尙必要な場合は二ccを採り水五〇ccを加へて稀釋しメチルオレンジを指示薬として苛性曹達にて滴定し重量%にて表はす可し

(三) 砒素の檢出

(i) 試料約一ccに鹽化第一錫液三ccを加へる時砒素を含有する時は初め褐色を呈し又は其の沈澱を生ず

(ii) 試料三ccに水六ccを加へ之に沃度を加へて微黄色ならしめ更に亞鉛片を投じ緩くコルク栓を施し之に硝酸銀

(I:G)を浸したる小濾紙片を夾む時は砒素存在すれば黑色を呈す

(iii) 硫化水素を注意して加ふる時は一時間以内に接觸面に黄色輪を生ず

3 紅酒粕及び紅酒滓

試料は使用前よく混和して四分法に依り採集す可し

(一) 粕中アルコールの定量

試料一〇〇瓦を五〇〇—七〇〇cc.フラスコに採り水約三〇〇cc.を加へてよく攪拌して蒸餾(沸石使用)に附し(蒸氣蒸餾に依るを便とす)約一五〇cc.を溜出せしめ溜液を二〇〇cc.に充たし酒精計に依り容量%を測定し次式に依り重量%として表す可し

$$\text{アルコール重量\%} = \frac{a \times 0.7917 \times 2}{100} \times 100 = a \times 1.5834$$

a……濾液の中アルコール容積%

(二) 粕中澱粉價の定量

試料五瓦を採り乳鉢にてよく搗潰し適宜の水を以て蒸發皿に移し更に重湯煎上に蒸發し殆んどアルコールの蒸發し去りたる程度を見計ひ之を三〇〇ccのフラスコに水一〇〇ccにて洗移し比重一・二五の鹽酸一〇ccを加へ還流冷却器を附し三時間沸騰湯煎中に加熱し冷却後苛性曹達にて中和したる後五〇〇ccとなし濾液二〇ccを採りベルトラン氏法に依り葡萄糖として糖量を求め之に〇・九を乗じ澱粉價とす可し

$$\text{澱粉價\%} = \frac{s + 500 \times 100}{20 \times 5 \times 1000} \times 0.9 = \frac{s}{2} \times 0.9$$

s……濾液 20cc 中の葡萄糖 mg 數

(三) 洋中アルコールの定量

試料二〇〇ccに水二〇〇ccを加へて蒸餾し一五〇cc以上を溜出せしめ溜液に水を加へて二〇〇ccとなし酒精計を用ひてアルコール度數を求め洋のアルコール容量%を算出す可し。

4 膠

A 蒸 煮 膠

よく混合しタンクの上下コックより試料約五〇〇cc宛を採集合併し室温迄冷却せしめたる後分析に供す可し

(一) 比粘度の測定

試料採集後直に約二五〇ccを二耗の篩を通過せしめ三〇度に冷却せる時寫出孔約二・五耗の大きさを有する一〇〇ccピペットに吸取り三〇度に於ける排出秒數を測定し三〇度の水の排出秒數に對する比を算出す可し。但し秒數測定回數は何れも三回としその平均値を採る可し

(二) 遊離酸の定量

試料一〇〇ccに水一〇〇ccを加へよく攪拌混合して濾液二五ccを採りフェノールフタレンを指示薬として N 苛性曹達にて滴定し N を中和するに要する N 苛性曹達のcc數を以て表す可し

(三) 水素イオン濃度測定

釀便二〇七頁ニキンドロン電極法に據り測定す可し

(四) 澱粉價の定量

細型劃度圓筒(内徑約二種)にて能く混和せる N を採り約三〇〇ccの糖化用フラスコに洗出し全量を二〇〇ccとなし之に比重一・二五の鹽酸二〇ccを加へ還流冷却器を附し沸騰湯煎中に三時間加熱したる後冷却し苛性曹達にて中和後一、〇〇〇ccに稀釋濾液二〇ccを採りベルトラン氏法に依り葡萄糖として計算し之に〇・九を乗じて澱粉價を算出す可し

$$100\text{cc 中澱粉 g 數} = \frac{s \times 1000 \times 100 \times 0.9}{20 \times 20 \times 1000} = \frac{s}{4} \times 0.9$$

s……濾液 20cc 中の葡萄糖 mg 數

(五) 固形物の定量

必要の場合前項(四)と同様にして N を採り豫め精製せる珪砂を盛れる定重量の蒸發皿に洗ひ移し湯煎上

に蒸發乾固し更に蒸氣乾燥器中に於て恒量に至る迄乾燥秤量し一〇〇c.c.中の瓦數を算出す可し

B 酵母移植直前醪

能く混和せる後上下兩部より等量宛採集混合し約五〇〇c.c.の試料を採集す可し

(一) 遊離酸の定量

一二頁(二)と同様にして定量す可し

(二) 水素イオン濃度測定

醸便二〇七頁ニキノンヒドロソ電極法に據り測定す可し

(三) 糖分の定量

試料五〇c.c.に水一五〇c.c.を加へてよく攪拌せる後濾過し濾液五〇c.c.を採り二〇〇c.c.に稀釋し共二〇c.c.を採りペルトラン氏法に依り定量し葡萄糖として表はす可し(濃厚なる場合は更に適宜稀釋す可し)

$$100\text{cc 中糖分 } g \text{ 數} = \frac{s \times 200 \times 200 \times 100}{20 \times 50 \times 50 \times 1000} = \frac{2s}{25}$$

s.....液 20cc 中の葡萄糖 mg 數

C 蒸餾直前醪

能く混和せる醪を上下兩部より等量宛約一、〇〇〇c.c.採り分析に供す可し

(一) 遊離酸の定量

濾液一〇c.c.を採り水約二〇c.c.を加へフェノールフタレンを指示薬として¹⁰苛性曹達にて滴定し乳酸として表示す可し

し

$$100\text{cc 中乳酸 } g \text{ 數} = n \times 0.009 \times \frac{100}{10} = n \times 0.09$$

n.....滴定 cc 數

(二) アルコールの定量

能く混和せる試料二〇〇c.c.をメスフラスコにて採り之を五〇〇—六〇〇c.c.蒸餾フラスコに完全に洗ひ移し水を加へて全量を三〇〇—三五〇c.c.となし蒸餾に付す。沸石を使用し泡立著るしく蒸餾困難なる場合にはタンニン酸を添加すべし。餾液が約一八〇c.c.となるに及び蒸餾を中止し餾液に水を加へて二〇〇c.c.に充し酒精計を以て測定し容量%にて表はす可し。醪のアルコール蒸餾には蒸氣蒸餾法に依るを便とす

(三) 残糖分の定量

必要の場合に濾液二〇c.c.を採りペルトラン氏法に依り定量し葡萄糖として算出す可し

$$100\text{cc 中糖分 } g \text{ 數} = S \times \frac{100}{20 \times 1000} = \frac{S}{20}$$

S.....液 20cc 中の糖分 mg 數

(四) 残澱粉價の定量

試料一〇〇c.c.をメスフラスコにて採り(能く攪拌混和して採取す可し)蒸發皿に水にて洗移し湯煎上に蒸發して約三分の一容となし三〇〇c.c.フラスコに移し水を加へて全量を二〇〇c.c.となす。之に比重一、一二五の鹽酸二〇c.c.を添加し還流冷却器を付し沸騰湯浴中に三時間加熱す。冷却後苛性曹達にて中和し水を加へて五〇〇c.c.に充し濾過し濾液に¹⁰つきペルトラン氏法に據り糖分を定量し澱粉價を求む可し

100cc 中酸量 g 数 = $\frac{s \times 1500 \times 0.9}{20 \times 1000} = s \times 0.0225$

s ……検量 20cc 中の糖量 mg 数

4 製 成 酒

試料は一仕込分を合併したる蒸餾直後のものより採取し豫め官能的検査を行ひ品質の良否を検べ記載す可し

(一) 遊離酸の定量

試料 20cc を採りフェノールフタレンを指示薬とし 10% 苛性曹達にて滴定し醋酸として表はす可し

100cc 中醋酸 g 数 = $\frac{n \times 0.006}{20} \times 100 = n \times 0.03$

n ……滴定 cc 数

(二) アルコールの定量

直接酒精計に依り定量し容量%として表はす可し

(三) フェル油の定量

必要の場合に試料を 10—20 倍に稀釋し釀便 四〇頁、N に據り定量す可し

(四) エステルの定量

必要の場合に試料 50cc を採り釀便 五三頁、L に據り定量す可し

(二) 観 測 法

(一) 原料米浸水時間

浸水より煮米機に送込む迄の時間を測定し且つ一仕込分に對する平均を算出す可し

(二) 原料米浸水温度

浸米中の平均水温を測定す可し

(三) 原料米蒸煮時間

蒸氣を通じてより之を中止する迄の時間を測定し一仕込分の平均を算出すべし。又規定壓力に上昇せしめて後の蒸

煮時間を測定し其平均を記載す可し

(四) 原料米蒸煮壓力

壓力計に據り觀測し時間と壓力との關係を検べ蒸氣を通じてより何分何厘と記載す可し

(五) 蒸餾醪冷却時間

蒸餾終了後微移植迄の時間を測定す可し

(六) 微移植温度

微移植當時の醪温度を測定す可し

(七) 酵母移植温度

酵母移植當時の醪温度を測定す可し

(八) 醱酵中の醪温度

微移植後三時間毎に測定す可し

(九) 水 温

使用區分別に毎日正午測定す可し

(一〇) 蒸 餾 時 間

蒸氣を通してより蒸餾の終る迄の時間を測定し且つ蒸餾機の構造或は能力の著るしく異なる場合は各別に一仕込分に對する平均を算出す可し

(一一) 蒸 餾 垂 口 温 度

蒸餾機垂口部に於ける製成酒の温度の平均を測定し且一仕込分に對する平均を算出す可し

(一二) 終 餾 アル コ ー ル 度 数

蒸餾終了直前に於ける垂口部の酒精度数を測定し且一仕込分の平均を算出す可し

(三) 計 算 法

(一) 原料一〇〇疋管アルコール立数

i 理論数 = 0.7149 × 濃度%

ii 生成量 = $\frac{\text{濃度} \times \text{アルコール} \%}{\text{原料米使用量}} \times 100$

但し紅酒粕を直接原料米に混用又は紅酒滓を醪に加へ蒸餾したる場合は次式に據る可し

i 理論数 = $\frac{(\text{原料米量} \times \text{濃度} \% + \text{粕量} \times \text{濃度} \%)}{\text{原料米量} + \text{粕量}} \times 0.7149$

ii 生成量 = $\frac{\text{濃度} \times \text{アルコール} \% - (\text{粕量} \times \text{アルコール} \% + \text{酒滓} \times \text{アルコール} \%)}{\text{原料量} (\text{原料米} + \text{粕量})} \times 100$

ii 收得量 = $\frac{\text{生成酒量} \times \text{アルコール} \%}{\text{原料使用量}} \times 100$

但し紅酒粕を直接原料米に混用し紅酒滓を醪に於て蒸餾したる時は下左に依る可し

收得量 = $\frac{\text{製成酒量} \times \text{アルコール} \% - (\text{粕量} \times \text{アルコール} \% + \text{酒滓} \times \text{アルコール} \%)}{\text{原料量} (\text{原料米量} + \text{粕量})} \times 100$

(i) 醱酵歩合 = $\frac{\text{生成量}}{\text{理論数}} \times 100$

(ii) 蒸餾歩合 = $\frac{\text{收得量}}{\text{生成量}} \times 100$

但し紅酒粕及紅酒滓を蒸餾の際に加へたる場合は次式に據る可し

蒸餾歩合 = $\frac{\text{製成酒量} \times \text{アルコール} \%}{\text{濃度} \times \text{アルコール} \%} \times 100$

(iv) 製造歩合 = $\frac{\text{收得量}}{\text{理論数}} \times 100$

第三 紅 酒 製 造

一 分 析 法

1 原 料 糯 米

試料は納入區分毎に又使用區分毎に見刺を以て各袋に就て二箇所以上より採集合併混合し豫め粒狀、色澤、夾雜物の有無等に就き検査を行ふ可し

- (一) 容重の測定
穀粒天秤を用ひ一頁(一)と同様に測定し一立容の重量を算出す可し
- (二) 水分の定量
其儘の試料五〇瓦を採り醸便二二頁 A に據り定量す可し
- (三) 澱粉價の定量
四頁、(三)と同様に行ふ可し
- (四) 粗蛋白質の定量
必要の場合には粉碎試料二瓦を採り醸便一五頁 C に據り定量す可し
- (五) 粗脂肪の定量
必要の場合には粉碎試料五瓦を採り醸便一六頁 F に據り定量す可し但し浸出時間は二〇時間とす
- (六) 粗繊維の定量
必要の場合には試料三瓦を採り醸便一六頁 G に據りて定量す可し
- (七) 灰分の定量
必要の場合には試料二瓦を採り醸便一七頁 H に據り定量す可し

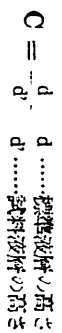
2 紅

糲

- 試料は使用區分別に採販し豫め硬軟、色澤等外觀的検査を行ふ可し
- (一) 容重の測定

- 穀粒天秤を用ひ一頁(一)と同様に行ひ一立の重量を算出す可し
- (二) 水分の定量
其儘の試料五〇瓦を採り醸便二二頁 A に據り定量す可し
- (三) 澱粉價の定量
一頁(三)と同様に行ふ可し
- (四) 色度の測定

紅糲二瓦に二五%アルコール二〇〇ccを注加し約三〇度に於て五分間時々振盪して浸出し浸出液の色度をメチルオレンヂの〇・〇二五%溶液(酒精二五%)を標準液としデュボスク氏比色計に據り測定す可し



3 原料 米 酒

- (一) 遊離酸の定量
一仕込毎に試料二〇ccを採りフェノールフタレンを指示薬とし苛性曹達にて滴定し醋酸として表はす可し
- (二) アルコールの定量
一仕込分毎に直接酒精計を以て測定し容量物にて表はす可し
- (三) フェーゼル油の定量

必要の場合は一〇—二〇倍に稀釋し醸便四〇頁 N に據り定量す可し

(四) エステルの定量

必要の場合試料五〇cc を採り醸便五三頁 L に據り定量し醋酸エチルとして表はす可し

4 膠

試料はよく攪拌混和して採取し原料酒添加前は數箇所より採集す可し

(一) 遊離酸の定量

濾液二〇cc を採りリトマス試験紙を以て^N苛性曹達にて滴定し乳酸として表はす可し

$$100cc \text{ 中乳酸 } g \text{ 數} = \frac{n \times 0.009 \times 100}{20} = n \times 0.045$$

n……檢液 20cc に對する滴定 cc 數

(二) 水素イオン濃度測定

醸便二〇七頁ニ キンヒドロソ 電極法に據り測定す可し

(三) アルコールの定量

荒濾液二〇cc を採り中和したる後蒸餾に付し留液一五〇以上を採り之を水を以て二〇〇cc に充し酒精計により測定し容量%にて表はす可し

(四) 揮發酸の定量

必要の場合濾液五〇cc を採り醸便三八頁 E に據り定量す可し

(四) 糖分の定量

濾液五〇cc を採りアムモニア水にて中和し約三分の一に濃縮したる後水を以て一〇〇cc に充し(糖分の濃度に依り適量に稀釋す可し)濾液二〇cc を採りベルトラン氏法に依り定量し葡萄糖として表はす可し

(六) エキス分の定量

濾液二〇cc を採り醸便三七頁 C、a に據り定量す可し

(七) 殘澱粉價の定量

膠の米粒をよく滯り潰し細長のシリンダー(直徑約一種)にて二〇cc を採り蒸發皿に洗込み蒸發して約三分の一容となし之を三〇〇cc の丸底フラスコに洗込み全量を二〇〇cc となし之に比重一、一二五の鹽酸二〇cc を加へ沸騰浴中にて三時間加熱し冷却後苛性曹達にて中和したる後五〇〇cc に充し濾液二〇cc を採りベルトラン氏法に據り葡萄糖として定量し之に〇、九を乗じて澱粉價を算出す可し

$$100cc \text{ 中澱粉 } g \text{ 數} = \frac{s \times 500 \times 100 \times 0.9}{20 \times 20 \times 1000} = s \times 0.1125$$

s……檢液 20cc 中葡萄糖 mg 數

5 製 成 酒

試料は頭蒲、次蒲を合併せる紅詰前のものより採取す可し

(一) 遊離酸の定量

試料一〇cc に水約一五〇cc を加へ(一年以上を經過せる紅酒に於ては試料二〇cc を採り水約一〇〇cc を加ふ)フェノールフタレンを指示薬として^N苛性曹達にて滴定し乳酸として表はす可し

$$100\text{cc 中乳酸 } g \text{ 数} = \frac{n \times 0.009 \times 100}{10 \times 20} \quad n \times 0.09 \text{ 又は } n \times 0.045$$

n.....検液の濃度 cc 数

(一) アルコールの定量

試料二〇〇ccを採り中和したる後蒸餾に付し溜液一五〇cc以上を採り水を以て二〇〇ccに充し酒精計を以て測定し容量%にて表はす可し

(三) エキス分の定量

試料一〇ccを採り醸便三七頁C、aに據り定量す可し(或は珪砂を用ひず平底蒸發皿に採り其儘蒸發乾燥して定量するも可なり)

(四) 色 度

新紅酒に於ては二七頁(四)と同様にメチルオレンジ〇・二五%を用ひデュボスク氏比色計に據り測定し老紅酒にありてはスタンマー氏比色計に據り標準比色硝子板二枚を使用し比較測定す可し

6 粕

試料は一仕込毎によく混合し四分法に據り約一疋を採集し廣口共栓罎に入れ密栓すべし

(一) アルコールの定量

試料一〇〇瓦を五〇〇―七〇〇フラスコに採り水約三〇〇ccを加へ能く攪拌して蒸餾に付し(水約一〇〇ccを加へ蒸氣蒸餾によるも可なり)一五〇cc以上を溜出せしめ溜液に水を加へて二〇〇ccに充し酒精計を用ひて容量%を測定

式に據り重量%として表はすべし

$$A = \frac{a \times 0.7947 \times 200}{100} = a \times 1.5894$$

a.....醗液中のアルコール容量%

(二) 澱粉價の定量

能く混合せる試料一〇瓦を秤取し乳鉢にて搗潰したる後水にて蒸發皿に洗移し蒸發して約三分の一容となりたる時三〇〇ccフラスコに洗込み全量を二〇〇ccとし比重一・一二五の鹽酸二〇ccを加へ還流冷却器を付し沸騰煎中に三時間加熱し冷後苛性曹達にて中和し五〇〇ccとなし濾液二〇ccを採りペルトラン氏法に據り定量すべし

$$\text{澱粉價} \% = \frac{a \times 500 \times 100}{20 \times 10 \times 1000} \times 0.9 = s \times 0.225$$

s.....検液 20cc 中の澱粉量 mg 数

(二) 観 測 法

(一) 原料米浸水時間

五頁(一)と同様に測定すべし

(二) 原料米浸水温度

五頁(二)と同様に測定すべし

(三) 原料米蒸煮時間

五頁(三)と同様に測定すべし

- (四) 蒸米冷却時間
瓶より取り出し次の操作に至る迄の時間を測定すべし
- (五) 紅糴混和温度
一仕込毎の平均温度を測定すべし
- (六) 仕込温度
各仕込容器に於て仕込當時の品温の平均を測定すべし
- (七) 酸酵中醪温度
各操作の前後及原料酒添加前は各操作後三時間毎に原料酒添加後は六時間毎に一仕込分の平均を測定すべし
- (八) 室温
五百(六)と同様に測定すべし

(三) 計 算 法

一仕込毎に下記の計算を行ふべし

(一) 原料一〇〇匹當アルコール立数

(i) 理論 数

$$\frac{(\text{糯米量} \times \text{澱粉}\% + \text{紅糴量} \times \text{澱粉}\%) \times 0.7146 + \text{米酒量} \times \text{アルコール}\% \times 100}{\text{糯米量} + \text{紅糴量}}$$

(ii) 收 得 量

$$\frac{\text{製成酒量} \times \text{アルコール}\% + \frac{\text{料量} \times \text{アルコール重量}\%}{79.47}}{\text{糯米量} + \text{紅糴量}} \times 100$$

(二) 假醱酵歩合 = $\frac{\text{收得量(ii)}}{\text{理論数(i)}} \times 100$

(三) 壓搾歩合 = $\frac{\text{製成酒量} - \text{澱量}}{\text{料量}} \times 100$

澱量 = 頭清製成酒量十次蒲膠量

(四) 收得歩合 = $\frac{\text{假醱酵歩合} \times \text{壓搾歩合}}{100}$

(五) エキス分歩合 = $\frac{\text{製成酒量} \times \text{エキス}\%}{\text{原料米量} + \text{紅糴量}} \times 100$

■ 紅糴澱量測定法

(一) 分 折 法

1 原 料 米

紅酒製造原料米の項に準じ行ふべし

2 糴 種 糟

(二) 容重の測定

五〇〇c.c.のフラスコを用ひ五〇〇c.c.の重量を秤り一立當の重量を算出すべし

- (二) 遊離酸の定量
濾液5.0c.c.を採りリトマス試験紙を用ひて10⁻²苛性曹達にて滴定し乳酸として表はす可し
- (三) 糖分の定量
濾液5.0c.c.を採り水を以て一〇〇c.c.に稀釋し其二〇c.c.を採りペルトラン氏法に據り定量し葡萄糖として計算す可し
- (四) アルコールの定量
荒濾液二〇〇c.c.をメスフラスコに採り二七頁(三)と同様に測定す可し

3 紅 糶

平面四分法により平均試料を採取す可し

- (一) 容重の測定
穀粒天秤を用ひ四分の一立の重量を測定し四回の平均を以て一立の重量を算出す可し
- (二) 水分の定量
試料五〇瓦を採り醸便二二頁Aに據り定量す可し
- (三) 澱粉價の定量
試料約三〇瓦を粉砕し全部を〇・五耗の篩を通過せしめたるもの三丸を採り一頁(三)と同様にして定量す可し

$$\text{澱粉價} \% = \frac{s \times 500 \times 100 \times 0.9}{20 \times 3 \times 1000} = s \times 0.75$$

s...20c 中澱粉量 mg 數

- (四) 色度の測定
二六頁(四)と同様にして測定す可し
- (五) 糖化力の測定
必要の場合七頁(五)と同様にして測定す可し

(二) 観 測 法

1 糶 種 糶

- (一) 糶種混和温度及仕込後温度
炊米に糶種を混和する時及仕込操作を終りたる時の糶温を測定す可し
- (二) 熟成迄の品温
仕込後毎日午前八時に測定す可し
- (三) 室 温
糶温を測定すると同時に測定す可し
- (四) 香 味
熟成せる糶に就き佳良、稍良、稍不良、不良等に區別記載す可し

2 糶 種 及 紅 糶

(一) 原料米浸水時間

浸米後水切迄の時間を測定す可し

(二) 原料米浸水温度

水切の時の水温を測定す可し

(三) 原料米蒸餾時間

蒸氣を通じてより蒸氣を止める迄の時間を測定す可し

(四) 製糶中品温

糶公糟又は糶種糟を混合する時の蒸米温、室入の品温各手入の直前直後、頭水、次水、貝水時に於て其直前及操作を終りて室入時の品温を測定す可し

(五) 室温及湿度

自記寒暖湿度計に依り測定す可し

(六) ハゼ込

製品に就き中央部に残留する白色部の大きさを観測し其大小を記載す可し

(七) 香味

製品に就き佳良、稍良、稍不良、不良等に區別記載す可し

(三) 計算法

各仕込毎に下記の計算を行ふ可し

$$\text{取得歩合} = \frac{\text{製品重量}}{\text{原料米重量}} \times 100$$

第四 藥酒並に洋酒の製造

一分析法

1 原料酒精

(一) 遊離酸の定量

試料一〇〇ccに就きフェノールフタレンを指示薬として、苛性曹達にて滴定し醋酸として表はす可し

(二) アルコールの定量

直接酒精計にて測定し容量%として表はす可し

(三) カメレオン反應

試料一〇ccに過マンガン酸加里液(〇・一%)一ccを加へ二五度に於て標準と一致する色度となる迄の時間を測定す可し

三三頁(三)参照

2 原料酒

(一) 遊離酸の定量

三七頁一(一)と同様に行ふ可し

(二) アルコールの定量

三七頁一(二)と同様に行ひ尚蒸留の必要ある場合は二〇〇ccを採り蒸留に付し一五〇cc以上を餾出せしめ餾液は水を以て二〇〇ccに充し酒精計にて測定し容量%にて表はす可し

(三) エキス分の定量

必要の場合には試料二〇ccを採り醸便三七頁C、aに據り可し

3 香料

見本と比較し必要あらば調合香気を検す可し

4 薬料

肉眼的検査に依り各香料の純否を検べ必要あらば適宜浸出して香味の良否を検す可し

5 砂糖

(一) 糖分の定量

試料五〇瓦に水一五〇ccを加へて溶解しブリックス計によりブリックス度を求め第六表又第七表により温度更正後糖分量を求む可し

S=B×4

S.....糖分

B.....温度更正せるブリックス度

6 水飴

(一) ブリックス度

試料一〇〇瓦に水一〇〇ccを加へて溶解しブリックス度を求め温度更正後二倍す可し

7 色素

試料一瓦を蒸留水一〇〇〇ccに溶解し色相を見本と比較す可し

8 製成酒

(一) 遊離酸の定量

試料二〇ccを採り水一〇〇ccを加へフェノールフタレンを指示薬として、苛性曹達にて滴定し醋酸として表はす可し着色著るしきものは試料二〇ccに水二〇ccを加へリトマス試験紙を以て測定す可し

(二) アルコールの定量

一二頁(二)と同様に行ふ可し

(三) エキス分の定量

試料一〇ccを採り醸便三七頁C、aに據り定量す可し

(四) 糖分の定量

必要の場合には試料一〇ccを採り水を加へて二〇〇ccに充して濾過し濾液七〇ccを一〇〇ccフラスコに採り醋酸一〇

cc.を加へ沸騰湯煎中に三分間加熱し冷却後中和して一〇〇cc.に充し再び濾過し濾液二〇cc.に就きペルトラン氏法により葡萄糖として定量す可し

$$100\text{cc 中の糖分 } g \text{ 数} = \frac{5 \times 100 \times 200 \times 100}{20 \times 70 \times 10 \times 1000} = \frac{5}{7}$$

n.....液 20cc 中の葡萄糖 mg 数

(二) 計 算 法

一仕込毎に下記計算を行ふ可し

$$\text{收得歩合} = \frac{\text{製成酒量} \times \text{アルコール} \%}{\text{原料酒量} \times \text{アルコール} \%} \times 100$$

第五 購入酒類分析法

1 清 酒

試料は一納入區分毎に一〇〇箱に對し三箱の割合を以て選定し更に其の各箱より任意の一本を抽出したるものに就き豫め外観的検査を行ひたる後次の試験を行ふ可し

- (一) 容量の測定
一 壺の容量をメスシリンダーにて測定す可し
- (二) 色度の測定

四頁(二)と同様にして測定す可し

(三) 清酒メーター度數

清酒メーターを用ひて示度を求め第十五表により溫度更正を行ふ可し

(四) 遊離酸の定量

試料二〇cc.に就きフェノールフタレンを指示薬として^N苛性曹達にて滴定し琥珀酸として表はす可し

$$100\text{cc 中琥珀酸 } g \text{ 数} = \frac{n \times 0.0050 \times 100}{20} = n \times 0.0250$$

n.....液 20cc に対する滴定 cc 数

(五) アルコールの定量

屈折計を用ひて定量し其結果が規格以下を示す場合には更に蒸餾法に據りて定量し成績の正確を期す可し

(a) 屈折計法

屈折計のプリズム面に試料二―三滴を滴下して屈折計の示度を讀み更に之を第十六表によりて溫度更正を行ひ第十三表より屈折率を求め(三)にて測定せる清酒メーターの度數とを對照し第十七表より酒精の量を求む可し

(b) 蒸 餾 法

試料二〇cc.を五〇〇cc.フラスコに採り中和して蒸餾に付し二〇〇cc.メスフラコに蒸餾し(沸石使用)約一八〇cc.を溜せしめ溜液に水を加へて二〇〇cc.となしよく混和したる後酒精計にて測定し第一表により一五度に於ける容量%にて表はす可し

(六) エキス分の定量

前(五)(a)に於て求めたる屈折率と(三)に據りて得たる清酒メーター度数とを對照して第十七表に據りて100cc中のエキスを求め可し

尙本法によりて得たる結果の正確度を確める必要を生じたる場合は試料20ccを豫め鹽酸にて洗滌し乾燥せる珪砂約一五瓦を盛れる恒量の蒸發皿(約50cc)に採りて蒸發し100度以下に於て恒量に至る迄乾燥秤量可し

(七) 原エキス度

前(五)(a)に於て求めたる屈折率と(三)により求めたる清酒メーター度数とを對照し第十七表によりて求め可し

或は次式より算出するも可なり

$$\frac{\text{原エキス度} \times \text{酒} + \text{酒類} \times 0.7917}{\text{酒} + \text{酒類} \times 0.7917}$$

(八) 酒 精 比

前(五)(a)に據り得たる屈折率と(三)に據り得たる清酒メーター度数とを對照し第十七表より求め可し
或は次式に據りて算出可し

$$\frac{\text{酒類} \times \text{酒} + \text{酒類} \times 0.7917}{\text{酒類} \times \text{酒} + \text{酒類} \times 0.7917}$$

(九) 防腐劑の檢定

(a) サリチル酸

(i) 内務省令規定法

清酒2ccに蒸留水を和して100ccとなし其5ccを内容50ccの分液漏斗に取り之に稀硫酸(10%)三滴及び

揮發油(沸騰點60—120度のもの)一五ccを注加して五分間強く振盪して靜置し下層の水溶液を除去したる揮發油液を蒸留水10ccと共に強く振盪して靜置し玆に分離析出する下層の水溶液を内經一・五種の無色試験管に採り之に1%鹽化第二鐵液一滴を加へ直ちに白紙上にて上面より透視するに呈色すべからず

(ii) 比色定量法

先づサリチル酸不含有清酒二、三種を混合し其一定量を採り之に石當一匁より一〇匁迄のサリチル酸を溶解せしめ十種類のサリチル酸含有標準液を調製す

次に前記標準液10ccを比色試験管に採り10%鹽化第二鐵液一ccを加へ更に之に5%硝酸二ccを加へ一匁より一〇匁迄のサリチル酸に依る呈色標準液を得別に可檢清酒10ccを採り同様に10%鹽化第二鐵液一cc及び5%硝酸二ccを加へ玆に生ずる呈色を前記の呈色標準液と比較して決定す可し

(b) パラオキシ安息香酸エステル

昭和十二年六月三日よりパラオキシ安息香酸エステルを清酒の製造又は貯藏に使用する事を許可せり。但し此の場合に於ては其容器又は被包にパラオキシ安息香酸エステルを含有する旨明記すべしとあるを以て本劑を使用したるものある場合は次の方法に據り試験を行ふ可し

試 験 方 法

清酒50ccを分液漏斗に取り同量の水を加へて稀釋し稀硫酸5ccを和し之を三回各エーテル100cc宛で振盪しエーテル振盪液を合し之を初め50ccを以て次に二回各1%重炭酸ソーダ液30cc更に二回各水20ccを以て振盪洗滌したる後エーテル溶液を硝子壺に移し少量のエーテルを以て分液漏斗を洗滌し洗液を壺中の液に合し重湯煎六〇度を

超えざる温度に於て蒸留し、殘留液約一〇c.c.となるに至り之を内容約五〇c.c.の硝子壺に移し蒸留に用ひたる壺を數回小量のエーテルを以て洗滌し、洗液を主液に合し再び重湯煎上に於て注意してエーテルを蒸散せしめ約五〇c.c.を殘留するに至り之を重湯煎上より去り壺中に空氣を通じてエーテルを驅除し、殘留物に苛性曹達液二c.c.及び水三c.c.を加へ素燒破片數箇を添加し還流冷却器を附し石綿板上にて十五分間煮沸したる後冷却し約一〇c.c.の水にて冷却器を洗滌し、洗液を壺中の液に合し之に稀硫酸五c.c.及び炭酸石灰約〇・一瓦を順次に混和し壺口に蒸留用硝子管(内徑五—六、長さ七、五、種にして其端より二、五、種毎に二、回略直角に屈曲し中部は受器に向つて稍々傾斜せしめたるもの)を連結し再び石綿板上に徐々に加熱して蒸留し、氷片を以て冷却したる受器(試験管)中に餾液三c.c.を捕集するに到り蒸留を止め餾液に就き先づ次の試験を行ふ可し

餾液に一%の過マンガン酸加里液二c.c.及び稀硫酸一c.c.を混和し二分間三五—四〇度の微温湯中に温め次に六・三%の鞣酸溶液一・五c.c.を加へ必要あらば再び先の微温湯中に温めて液を脱色せしめ次に冷却しつゝ徐々に硫酸〇・五c.c.を添加し之にフクシン亞硫酸溶液二c.c.を加へ試験管を栓塞しつゝ軽く動搖して放置するに二時間以内持續する藍紫色又は紅紫色を呈せざる事を要す

上記試験陰性なる時は先の蒸留壺中の殘留液を分液漏斗に移し少量の水を以て壺を洗滌し、洗液を分液漏斗中の液に合し稀硫酸五c.c.を加へ之を三回各エーテル約四〇c.c.を以て振盪しエーテル振盪液を合し二回水約一〇c.c.を以て振盪し、滌し茲に得たるエーテル溶液を内容約三〇〇c.c.の共栓マイエル壺に移し分液漏斗を少量のエーテルを以て洗滌し、洗液を壺中の液に合し之を重湯煎上に温めてエーテルを除去し更に壺中に空氣を通じてエーテルを完全に驅除し、殘留物に二硫化炭素五c.c.を加へ重湯煎上に温めて沸騰するに到り放冷し乾燥濾紙を用ひて液分を濾過し更に壺中の殘留物を二回各二硫化炭素五c.c.を以て洗滌し、洗液を先の濾紙を用ひて濾過し濾紙上の殘留物をエーテル一〇c.c.を用ひて先のマイ

エル壺中に洗入し之を加温してエーテルを驅除したる後其の殘留物に水一〇〇c.c.を加へ温めて溶解し冷後之に十分定規ブロム液二〇c.c.及び鹽酸五c.c.を加へ栓塞して三分間振盪しヨード加里約一瓦を添加し直ちに栓塞し屢々振盪しつゝ五分間放置したる後十分定規チオ硫酸ソーダ液を以て澱粉を指示薬として滴定し其の消費量を十分定規ブロム液の使用量より控除するに五・四c.c.を過ぐ可からず

十分定規ブロム液

一〇三—一〇五度に乾燥せるブロム酸加里($KBrO_3 = 167.0$)二・七八四瓦及びブロム加里二五瓦を水に溶解し一立となす本液は共栓壺中に容れ密栓し遮光して貯ふ可し

本液二〇c.c.を内容約三〇〇c.c.の共栓壺に取り水一〇〇c.c.ヨード加里約一瓦及び鹽酸五c.c.を加へ直ちに栓塞し時々振盪しつゝ五分間放置して得たるヨード溶液に十分定規チオ硫酸ソーダにて澱粉液を指示薬として滴定し脱色するには其二〇c.c.を費す可し

本液一c.c.は〇・〇〇二三瓦のバラオキシ安息香酸に相當す

(一〇) フォルムアルデハイドの檢定

試料一〇〇c.c.を蒸留して約五〇c.c.を餾出せしむ但し最初の三〇c.c.と後の二〇c.c.とを區分し此兩者に就き下記の試験を行ふ可し

(a) ビタリー氏法

餾液五c.c.を試験管に採り之に約四%の鹽酸フェニルヒドラチン水溶液を加へ更に四%過鹽化鐵液二—三滴(過量を忌む)を滴下し後濃硫酸一〇c.c.を加ふ可しフォルムアルデハイド存在すれば赤色を呈す

(b) リミニー氏法

備液五ccに鹽酸フェニルヒドラチン少許と新鮮なる0.5%ニトロプルシッド液二滴を加へ更に苛性曹達にてアルカリ性となす可しフォルムアルデハイド存在すれば藍色を呈す

2 麥 酒

試料は一納入區分毎に一〇〇箱に就き三箱の割合を以て選出したる各箱より任意の一本を摘出し豫め透明度沈澱の有無等外觀的検査を行ひ次に開栓してコップに注ぎ泡持性及香味等の検査を行ふ可し
麥酒を分析に供するには豫め乾燥せるピカに注ぎ振盪するか或は一度乾燥濾紙にて濾過し炭酸瓦斯を驅出せしむるを要す

(一) 比重の測定

ピクノメーター又は比重計を用ひ一五度に於て測定す可し或はウェストファール天秤を用ふるも可なり

(二) 遊離酸の定量

試料五〇ccを採り四〇度に於て三〇分間温め炭酸瓦斯を驅出したる後リトマス試験紙を用ひ¹⁰苛性曹達液にて滴定し乳酸として表はす可し

$$100cc \text{ 中乳酸 } g \text{ 數} = \frac{n \times 0.009 \times 100}{50} = n \times 0.018$$

n……強酸 20cc に對する測定 cc 數

(三) 炭酸瓦斯の定量

(a) 壓力計法

壺内の壓力を計り炭酸瓦斯の量を算出する方法にして先づ壓力計の針部に附屬せるバッキング装置を壺に瓦斯の漏洩なき様嚴密に締めつけたる後尖端の針を王冠を突き抜き壺内に挿入せしむ而して壓力計に通ずる管中の空氣を除去するために側管のコックを開き空氣除去後手早く閉ぢ(麥酒が噴出せざる様注意を要す)麥酒壺を直立のまゝよく振盪して壓力計の指度を讀み更に麥酒の溫度を測定し附録第十一表により一〇〇cc中の炭酸瓦斯數を求む可し

(b) 吸 收 法

釀便四八頁 N、a に據り定量す可し

(四) アルコールの定量

試料二〇〇ccを採り中和して蒸餾に付し餾液約一七〇ccを餾出せしめ之を水を以て二〇〇ccとなし酒精汁にて容量%を測定し次式に依り重量%を算出す可し

$$A = \frac{a \times 0.7947}{d} = \frac{a \times 0.7947}{d}$$

a……アルコール容量%

d……麥酒の 15°C に於ける比重

(五) エキス分の定量

アルコールの定量に用ひたる蒸餾殘液に水を加へて原容となし一五度に於て比重を測定し附録第九表に依りエキスを求む可し

3 葡萄酒、セリー、シャンパン

豫め色相濁濁の有無等外觀的検査を行ひ開栓して香味を検す可しシヤンパンは乾燥清浄なる硝子容器に入れ振盪して炭酸瓦斯を驅出したる後分折に供す

(一) 比重の測定

ピクノメーター又は比重計を用ひ一五度に於て測定す可し或はウェストファール天秤を用ふるも可なり

(二) 遊離酸

試料二〇cc.を採りシヤンパンは四〇度に三〇分位保ち炭酸瓦斯を充分驅出したる後使用し何れもリトマス試験紙を用ひ¹⁰苛性曹達にて滴定し酒石酸として表はす可し

$$100cc \text{ 中酒石酸 } S \text{ 数} = \frac{n \times 0.0075 \times 100}{20} = n \times 0.0375$$

n……検體 20cc に對する滴定 cc 數

(三) アルコールの定置

試料二〇〇cc.を約五〇〇cc.フラスコに採り中和したる後二〇〇cc.メスフラスコに蒸餾し餾液約一七〇cc.を採り之に水を加へて二〇〇cc.に充し酒精計により測定し容量%にて表はす可し

(四) エキス分の定置

先づ葡萄酒の比重 S 其酒精蒸餾液の比重 S₁ を測定し $\frac{S - S_1}{S}$ の式より X の値を見出し附録第十八表よりエキスの概數を求め

E が三未滿の時は試料五〇cc.を E が三以上四未滿なる時はエキス分一、五以下含有量に相當する量を徑約八五耗高さ約二〇耗内容約七五cc.の白金皿に採り精製珪砂を和し湯煎上に蒸發乾涸したる後蒸氣乾燥器中に二時間以上乾燥

しデシケーター中に放冷秤量し恒量を求む

E が四以上ならば其 E 數を以て直ちに葡萄酒一〇〇cc.中に含有せるエキス分の瓦數となす可し

(五) 色素の檢定

(A) タール色素の檢出

(a) 檢體五〇—一〇〇cc.をピッカー又は磁製皿に取り一〇%の重硫酸加里液五—一〇cc.を加へ之に豫め明礬と醋酸曹達液を以て媒染せる白色の毛絲(羊毛)を投じ一〇分間煮沸したる後毛絲を取出し水を以て洗ふ可し若しタール色素を含有する葡萄酒なれば純葡萄酒の場合よりも著しく赤色を呈し之をアンモニアにて處理するも不變なるか又は類黄色を帯びアンモニアを水にて洗ふ時に再び元の赤色に復す可し然るにタール色素を含まざるものなる時は赤色淡くアンモニアにて處理したる時には赤色は汚緑白色に變ず

(b) 檢體二〇cc.に一〇cc.の鹽基性醋酸鉛液を加へ微かに温め次によく振盪し濾過す可し其際若し濾液が尙赤色なる時はタール色素を含有する疑あり但し此場合に色素に富める赤葡萄酒は該濾液を少しく赤色となすも其際生ずる沈澱は純粹の赤葡萄酒にては青灰青綠又は綠色なるもケルメスベール色素の如きものゝ存在せるものゝありては赤紫色を呈す

(c) 檢體一〇〇cc.に五倍のアンモニアと三〇cc.のエーテルを加へたる後烈しく振盪しエーテル層の部分をピペットを以て二〇cc.取りエーテルを蒸發し去り長さ五種の白色の毛絲を入れ赤染すればタール色素の存在を證するものなり

(d) 檢體一〇〇cc.をアンモニアにてアルカリ性となし三〇cc.のアミルアルコールを加へて振盪しアミルアルコール層が赤色を呈せばタール色素の現存を證するものなり

(B) 他の植物色素の検出

(a) 検體二〇cc.に五cc.の鹽基性醋酸鉛液を加ふ可し若し赤紫色の沈澱を生ずればケルメスベール色素の存する證なり

(b) 検體二〇cc.に一〇%加里明礬液を加へ次で一〇%の曹達液にて中和するか又は微アルカリとなし更に一〇cc.の曹達液を加へ振盪して後濾過し濾液が赤色なる時はケルメスベール色素又は甜菜の色素を含むものなり而して此赤色の濾液にアルカリを加ふればケルメスベール色素ならば黄色を呈し他の色素ならば綠色なる可し

(c) 重亜硫酸曹達の濃厚液に醋酸を飽和したる液を加ふるにケルメスベール色素ならば赤色は不變なるも若し他の色素なる時は褪色す可し

4 ウイスキー、ブランデー、其他の蒸餾酒

豫め着色濁透明度等外觀的検査を行ひ更に開栓時の香味を検査す可し

(一) 比重の測定

五四頁(一)と同様にして測定す可し

(二) 遊離酸の定量

試料二〇cc.を採り淡色のものはフェノールフタレンを使用し濃色のものはリトマス試験紙を以て $\frac{N}{10}$ 苛性曹達にて滴定し醋酸として表はす可し

(三) アルコールの定量

試料二〇cc.を採り水約五〇cc.を加へて蒸餾し餾液一八〇cc.を採り水を以て二〇〇cc.に充し酒精計を用ひて測定し

容量%にて表はす可し

(四) エステルの定量

必要の場合には三〇〇cc.の共栓フラスコに検體五〇cc.を採り $\frac{N}{10}$ 苛性加里一〇〇cc.を加へ栓を施し二四時間常温に放置せる後 $\frac{N}{10}$ 硫酸を加へて酸性となし(フェノールフタレンを使用し中和後二cc.位過剰に加ふ)過剰の硫酸を $\frac{N}{10}$ 苛性加里液にて滴定し別に検體五〇cc.中の總酸を $\frac{N}{10}$ 苛性加里液で滴定し之を控除して次式に依り一〇〇cc.中の總エステル醋酸エチルとして計算す可し

$$X = 2 \times 0.00878 (100 - b + c - a)$$

a.....50cc 中の總酸を中和するに要せし $\frac{N}{10}$ 苛性加里液 cc 數

b.....検體酸性となす爲めに加へたる $\frac{N}{10}$ 硫酸 cc 數

c.....過剰の硫酸を中和するに要せし $\frac{N}{10}$ 苛性加里液 cc 數

(五) エキス分

必要の場合には試料二五cc.を蒸發皿に採り湯煎上に蒸發乾固し蒸氣乾燥器中に恒量(前後の秤量減差二—三毫以内)となる迄乾燥し一〇〇cc.中の瓦數にて表はす可し

(六) フェーゼル油の定量

必要の場合にはアルコール定量に使用せる蒸餾液一〇〇cc.を採り中和して再餾し餾液約八〇cc.を取り一〇〇cc.に充し更に之を一〇—二〇倍に稀釋したるものに就き硫酸バニリン法(釀便四〇頁N)に據りて定量す可し

5 リキユール其他再製酒

色相濁濁の有無等外觀的檢定を行ひたる後開栓して香味を檢す可し

(一) 比重の測定

五四頁(一)と同様に測定す可し

(二) 遊離酸の定量

五六頁(二)と同様にして定量し醋酸として表はす可し

(三) アルコールの定量

試料二〇〇cc.を五〇〇cc.蒸留フラスコに採りエキス分多きものは水五〇—八〇cc.を加へて蒸留に付し五六頁(三)と同様にして測定し容量%にて表はす可し

(四) エキス分の定量

試料二〇cc.を採り珪砂を用ひて乾燥法によりて定量するか又は(三)のアルコール定量蒸留殘液を原容に復し一五度に於て其比量を測定し第九表に依り一〇〇cc.中のエキス分瓦數を算出す可し

(五) 糖分の定量

試料五—五〇cc.(糖分含有量の多少により加減す)に水を加へて二〇〇cc.に充し濾過し濾液七〇cc.に鹽酸一〇cc.を加へて沸騰浴中に三分間加熱し冷却後中和して一〇〇cc.に充し再び濾過し濾液につきペルトラン氏法に據り轉化糖として定量し之に〇.九五を乗じて一〇〇cc.中の蔗糖瓦數として表はす可し

第六 石炭分析法

試料は四分法により採集し豫め大さ夾雜物の狀態等に就き檢査を行ふ可し

(一) 水分の定量

試料一瓦を金屬箱(幅一五糎縦二二糎深四—五糎のトタン箱を用ふ)に採り一〇五度に於て一時間乾燥して秤量し其減量を以て水分の%を算出す可し

(二) 灰分の定量

(一)の水分檢定を了せる試料二瓦を灼熱灰化し恒量となるに至り茲に得たる灰分量より原試料に對する%を算出す可し

$$\text{灰分\%} = \frac{a \times 100}{2} \times \frac{(100-w)}{100} = a \times 50 \times \frac{(100-w)}{100}$$

a……試料2g中の灰分g數

w……(1)による水分%

(三) 發熱量の測定

(一)に依り水分の檢定を了せる試料を粉碎し其二瓦に酸化劑(鹽素酸加里三硝石一)の乾燥せるもの二〇瓦を加へ蠟引紙上にてよく混和し先づ之をトムソン氏熱量計の燃燒銅管(長さ方)に入れ臺上に軽く打ちて管底に納む可し次に硝石液に浸して乾燥せる導火線(和紙を約三糎幅に切り之にて紙燃を作つたものを硝石液に浸し乾燥せるものを約三糎の長さに切斷したるもの)の下端を少しく混合物中に挿入して後臺に取り付け附屬の圓筒形の蓋をなし蓋の活栓を閉ぢたるまゝ二〇〇cc.の標準迄水を充たせる硝子圓筒内に挿入し二—三回攪拌して液の溫度を測定す可し(寒暖計は十分の一度目盛の器差檢定を行ひたる正確なるものを使用す可し)次に燃燒裝置を水中より取り出し蓋を去りて導火線に點火し迅速に再び蓋をなして圓筒内の水中に沈めて底部に達せしめて燃燒せしむ可し燃燒によりて生ずる

瓦斯は蓋の下部の孔口を出で、水中を通過して空中に去る。燃燒終れば瓦斯の發生止むを以て暫時放置して發生せる熱を充分に水に與へ後蓋の活栓を開きて蓋中の空氣を排出して水を浸入せしめ之を攪拌器として靜かに上下に動かしたる後水の溫度を測定して次式によりカロリーを算出す可し

檢體のカロリー

$$= 2000 \times (T - t + \frac{T-t}{10}) \times \frac{1}{2} = (T - t + \frac{T-t}{10}) \times 1000$$

t..... 燒體前の水温

T..... 燒體後の水温

依て茲に得たるカロリーより水分を含む原石炭に對するカロリーを次式に據り求む可し

$$\text{原石炭のカロリー} = \frac{C \times (100 - W)}{100}$$

C..... 燒體のカロリー

W..... (1)による水分%

〔注意〕 燃燒前の水温は室温より低さを要す但し其差四度を越ゆ可らず短き燃燒銅器は燃燒困難なるものに用ふるものにして硝子圓筒の標準一九三四は熱量を B、T、U にて表はす時に用ふものとす

第七 水分分析法

(一) 檢水採取方法

河井池等に於ては空氣に接觸せる部分を避け成る可く水面下三〇糎位の所に清潔なる採集壺を没入して栓を開く可

く井泉の如き水面深き場合に於ては特別なる採集壺を用ひ水面下適所に沈降せしめる後栓を開く可し又ポンプを使用せる井戸にては最初に多量の水を汲み去りポンプ管中に殘留する水を排除したる後採取す可し

試料は冷所に靜置し成る可く試料採取後四八時間内外に試験に着手す可し

(二) 色及清濁の檢定

可檢水及標準として蒸留水を試験管(徑約二糎高さ約二〇糎)に採り白紙上に竝べ上面より透視して比較す可し

(三) 臭味の檢定

臭氣は檢體をエルレンマイヤー氏フラスコに採り四〇—五〇度に温め振盪しつゝ檢する。土臭、金氣臭、不快なるガス臭其他の異臭に注意す可し味は一五—二〇度に於て檢す

(四) 反應の檢定

リトマス試験紙を供試水に浸し之を清潔乾燥の硝子板上に載せデシケレーター中にて乾かし反應を檢す可し又中和したるロゾール酸溶液を以てするも可なり

(五) 水素イオン濃度の測定

キンヒドロン電極法(酸便二〇七頁二)に依り測定す可し
或は水素イオン濃度試験紙を使用し比色法によりて測定するも可なり即ち可檢液に試験紙を浸し其呈色を水素イオン濃度試験紙標準變色表に照合決定す

〔注意〕 本法は測定誤差 PH 〇.二—一〇.四なり試験紙を檢液に浸す時間は極めて短時間にて足り長過ぎる事空气中に長く曝す事は不可とす

(六) 煮沸に依る變化

煮沸により白濁又は沈液生成の有無を検す可し冷却する時は速に沈澱するものなり

(七) 蒸發殘渣の定量

浮游物ある時は濾過し濾液二五〇—五〇〇cc.を磁製皿にて湯煎上に蒸發乾固せしめ一一〇度にて恒量に至る迄乾燥し一〇〇〇cc.中の底数を以て表はす可し

(八) 鹽素の定量

檢水二〇〇cc.以上を蒸發して濃縮し一〇%クロム酸加里液一cc.を加へ $\frac{1}{100}$ N硝酸銀液にて類赤色を呈する迄滴定す可し

$$1000cc \text{ 中 Clg 数} = \frac{V \times 0.000354 \times 1000}{200} = V \times 0.00177$$

$$V \dots \frac{N}{100} AgNO_3 \text{ 滴定 cc 数}$$

(九) 鐵の定性及定量

(a) 定性法

檢體五〇〇cc.に稀硝酸(一對三)一一二滴を加へて微酸性となし蒸發して約五〇cc.に濃縮し其一部(約一〇cc.)を採り黃血鹽溶液を滴加すれば鐵の存在に於て青色を呈し又ロダンアンモニウム液を加ふる場合は血赤色を呈す硝酸の代りに鹽酸を使用する時は鹽酸には鐵を含むものあるを以て注意を要す

(b) 定量法

檢體五〇〇cc.を採り硝酸一二滴を加へて蒸發濃縮し五〇cc.以下となし之を五〇cc.比色管に洗入れロダンアンモニウム五cc.鹽酸(純品)一cc.を加へて赤色呈せしむ別に他の管に蒸餾水を採り之に標準鐵液の一定量を加へ五〇cc.に

充したるもの數種を作り之に前記同様ロダンアンモニウム五cc.鹽酸一cc.を加へ呈色せしめ可檢水のものと同しき色度を求む今八五cc.の標準鐵液を滴加せるものと等しき呈色を與へたとすれば檢體一立中の鐵量は次の如し

$$0.0001 \times 8.5 \times \frac{1000}{500} = 0.0017g$$

〔注意〕ロダンアンモニウムに依る呈色は褪せし易きも檢液を二五cc.とし之に同量のアセトンを添加する時は長時間褪色を防ぎ得

試 藥

(i) 標準鐵液

硫酸鐵アンモン(淡青色の結晶) $Fe(NH_4)_2(SO_4)_2 \cdot 6H_2O$, 0.7023g を水に溶解し¹⁰過マンガン酸加里液少量及び一〇%硫酸二〇cc.を加へて微紅色を呈せしめ蒸餾水を加へて一立となす淡紫色の鐵明礬 $FeNH_4(SO_4)_2 \cdot 12H_2O$ ならば〇・八六三六瓦を少量の鹽酸と共に蒸餾水に溶解して一立とす何れも本溶液一cc.は〇・〇〇〇一瓦の鐵を含有す

(ii) ロダンアンモニウム液

ロダンアンモニウム七・五瓦を一立の水に溶解す

(iii) 稀鹽酸……一對三

(一〇) 硫酸の定性及定量

檢水二〇〇cc.に鹽酸を加へて酸性とし鹽化バリウム溶液を加へ潤濁の程度を検し多量なる場合は檢水一〇〇cc.を採り釀使三一頁 E と同様にて定量す可し

(一一) 硝酸の定性及定量

檢水二〇cc.に一%サリチル酸曹達液一cc.を加へ蒸發乾固し冷却後濃硫酸一cc.を加へ殘留物の全面を濕し後蒸餾水及一〇%アンモニア水各一〇cc.を加ふ可し硝酸存在すればピクリン酸の黄色を表はす尙之を定量せんとせば釀便三四頁一に據る可し

(二二) 亞硝酸の定性及定量

(a) 定性法

(i) 檢水二〇cc.に一、二滴の濃硫酸を加へたる後沃度亞鉛澱粉液を滴加すれば青藍色を呈す五分間も經過して現はれる青色は確實の反應とは云ひ難し

(ii) 蒸發濃縮したる檢體一〇cc.に〇.二%ニユートラルレッド液二〇cc.を加へ更に二、三%の稀硫酸(一對三)を加へ攪拌する時は赤色より紫色に變じ遂に明瞭なる青色を呈す

(iii) 檢水にグリース氏試薬を加ふれば亞硝酸の存在に於て赤色を呈す

(b) 定量法(グリース氏法)

檢水二〇cc.にグリース氏試薬數cc.を加へ七〇—八〇度に温めて生ずる紅色を標準液の一定量を蒸餾水に添加同様に處理して得たる色度と比較定量す可し

標準液

亞硝酸加里〇.二瓦を一立の水に溶解す本液二.二五cc.に水を加へて一〇〇cc.となしたるものは亞硝酸含量〇.〇〇

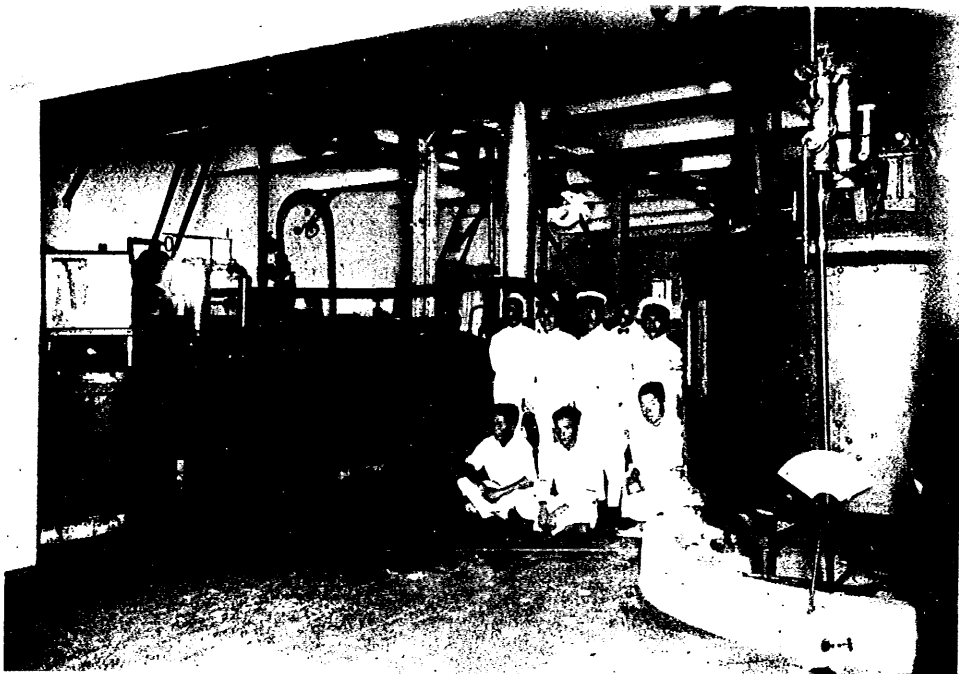
〇%なり

(二三) アンモニアの定性及定量

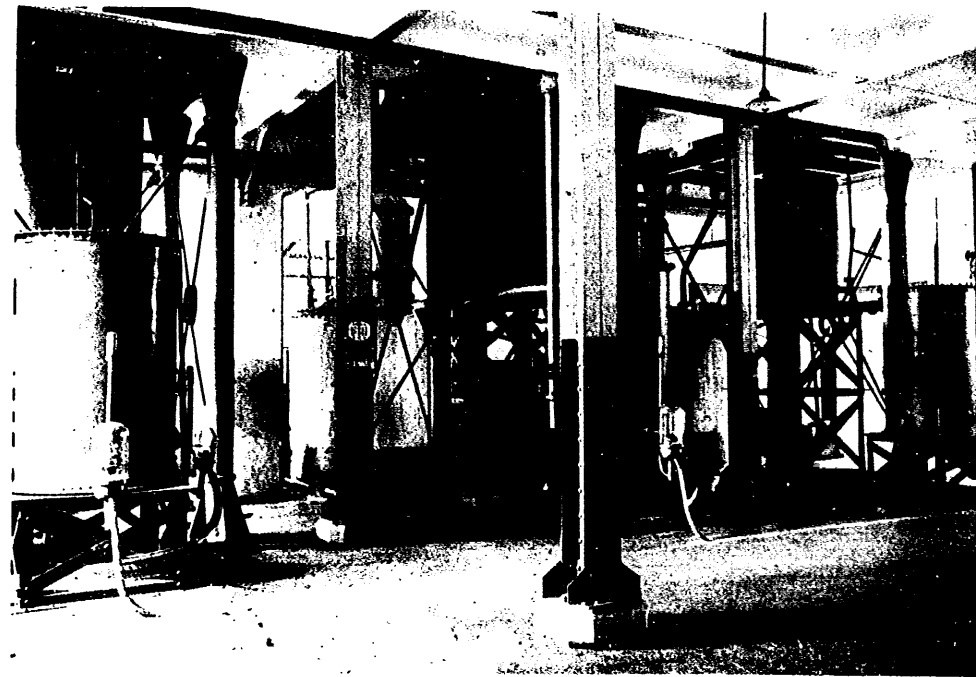
釀便三五頁Kに據る可し



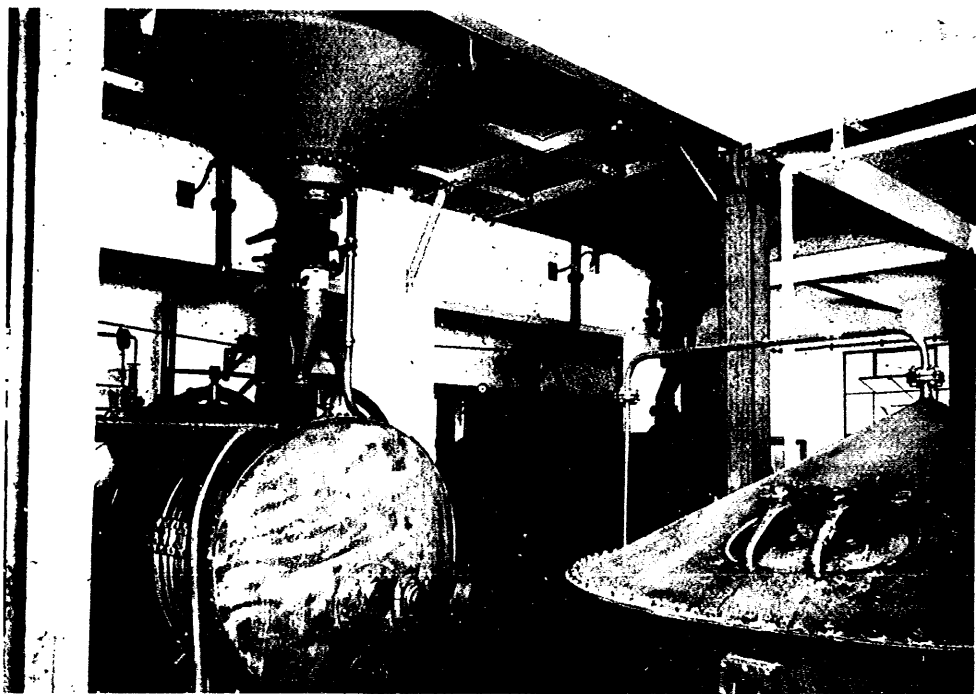
(北 臺) 室込仕酒米法ロミア



(中 臺) 込仕酒米の法ロミア



(中 蔵) 場簡蒸酒米法ロミア



(開 宜) 室煮蒸料原酒米法ロミア

(一四) 過マンガン酸加里消費量の検定

醸便三五頁 L に據り測定す可し

(一五) 硬度の検定

醸便三五頁 M に據る可し

第二編 微生物學的管理法略

第六節 米酒製造とアミロ法

アミロ法 (Amylo Process, Amyloverfahren) は千八百九十二年佛國バヌツール研究所のカルメット氏が支那糲子中の微生物を研究中糖化力の強き一種の微を分離し、それに Amylomycesrouxi なる名稱を附せり (後ウエーメル氏の研究の結果このものは Mucor 屬なることを確め、Mucorrouxi Meinert と改めたり)。更に同氏は之が研究を進めたる結果此のものは強力なる糖化酵素を分泌して澱粉を糖化するのみならず酸酵作用をも營みアルコールを生産することを確めたるを以てこれをアルコール醸造に應用することに端を發しアミロ法アルコール製造法生れたるものとす。

即ち千八百九十五年カルメット及びボイデン兩氏はこの菌の純粹培養を以て佛のリリーの近くのセクリンのアルコール醸造場に於て工業的に行ひ良好なる成績を得たるを以て千八百九十七年特許を得たり。之アミロ法の起源なり。

本島消費酒類の大宗たる米酒は其の製造數量並生産經費全製造酒類の六割を越え賣上收入も亦全專賣酒類の約五割に達するを以て當局に於ては專賣創業以來銳意之が製造方法の改善に努力し來りたるが其の結果之を專賣前の成績に比するに一定の原料米より得る所の製品の得量即ち歩合の如き實に三〇%以上の向上を來たし年々數十萬圓の原料費

其の他の節約を見つゝありしと雖も之等改善は要するに舊來の方法を基礎とし進み來りたるものにして依然として原料米の処理法白糴を使用すること等に對しては何等異なる所なかりき。固より製酒歩合の向上は細菌の學理的研究並に白糴製造技術の進歩に因ると雖も頑として白糴の利用より受くる所たりしなり。

昭和三年一月專賣局技師神谷俊一氏は外米調査の用務を以て原産地たる南支南洋に出張したるが其の際 *Société des Distilleries de l'Indochine* の製酒工場に於てアミロ法に依る製酒作業の實際を見聞するに及び同年四月神谷氏の歸臺と共に米酒仕込に之が採用を提案し工業的設備を樹林酒工場に小規模の試験設備を中央研究所に設置し茲に始めてアミロ法の試験を行ふことゝなれり、之れ即ち本島製酒工場に於けるアミロ法の濫觴にしてアミロ法は專賣局にとりては實に外米調査の副産物として生まれ昭和四年二月樹林酒工場に於て始めて呱呱の聲を擧げたるものとす。而して本法を採用するに至れるは本法により作業の機械化、科學化を圖り得、當時全島七個所の工場のアミロ化に要する總經費三十萬圓は二個年にして回収し一〇%の歩合の向上による生産費の低減を見るべく、人件費其の他諸雜費の節約は正に産業合理化を招來し且つアミロ法に依るときは科學的操作の下に行はるゝを以て夏冬四季を通じて一定品質の優良なる製品を得べく、機械化による生産なるを共て工場能力は著しく擴大し、工場建物の如き從來の疋を使用したる白糴法に比し四分の一を以て足り得るものとしたるなり。

而して本法を實際的に當局米酒製造に應用したるは昭和五年十月酒課長依命通牒を以て樹林酒工場宛從來試験並設備計畫中の本法を十二月以降工業的に實施方照會したるに始まり、翌年度に於ては之を臺中、宜蘭の兩工場に及ぼし次で屏東工場、花蓮港工場と順次實施するに至れり。

當時樹林工場にありてアミロ法實地試験に映掌し其の創始に對し多大の苦心を嘗め完成せしめたる技手上田武敏氏は本法に就き昭和六年一月專賣通信に其の研究を發表したるが今其の一部を摘録し茲に掲載し参考に資することゝす

アミロ法

アミロ法に就て(抜)

上田武敏

醱酵性穀類のマッシュヘアミロ法を應用する其の起源は東洋に於て古くから實際に微を使つてアルコール飲料を造つて居たことに因ることは疑のないところである。日本に於てはアルコール飲料を造るに米又は小麥、粟で造られた *Koji* 或は *Taka koji* として知られて居る麴を使用した。それには *Aspergillus oryzae* を繁殖せしめ穀類の澱粉を糖化せしむる爲に其の糖化酵素を利用して居る、一方支那に於ては同様の飲料を造るに幾多の微生物の中の優良な微が使用されて居る、この微は *Mucor* に屬する *Amylomyces Rouxii* である。

以上兩者共に微の胞子は濕潤せる穀類(米、麥、粟等)に繁殖せしめて後醱酵せらるべきマッシュに移される。

Aspergillus Oryzae は皆てアルコール製造に使用されて成功したことがない。これは醱酵の後段に於てアルコールの激しい分解が起るためだと言はれて居る。

Amyloceus Rouxii は糖分からアルコールを生産するに可なり優秀な効果を擧げ得る可能性があつて、澱粉の糖化作業とアルコールの醱酵作用とに使用し得られる。

澱粉質原料からアルコール飲料を造るにこの微を使用し居る支那人は米粉から捏粉を作り更に *Cake* を造つて薬用植物を混合しこれを米粒で被ひ自然醱酵のまゝ放置する。

この *Cake* に白色の微が発生する、これを日光で乾かせば即ち世に云ふ支那酵母となる。Calmette がこの *Cake* の微生物の科學的研究に始めて手をつけた。一八九二年彼は支那酵母に關する廣汎な研究の結果 *Mucor* の或種が微生物の集團の中で常に卓越して居ることを發見しこの種に *Amyloceus Rouxii* と命名した。

「アミロ」法は Calmette と Voldin によつて Lille の近くの Seclin で開始され、其の後 Antwerp に於て行はれた。この時以來或は他の類似の方法が澱粉質原料を以て酒精醱酵を行つて居る世界各國に於て利用せらるゝに至つた。最初の間は Amylases Rouxii が専ら使用されて居たが其の後 Calmette と其の共同研究者は支那酵母、日本麹等から分離した Mucor B. Mucor G. Rhizopus 等を使用した。これ等後で分離し培養された菌類はアルコール生産量の大きなこと、酸の生成量少きこと等が優れて居る。

次に神谷技師は昭和七年九月十五日發行醸造學雜誌第十卷第九號に「アミロ」法に依る米酒の製造に就てと題し、左の記事を掲載したるが茲に之を轉載すべし。

「アミロ」法に依る米酒の製造に就て(抜)

緒言

神谷俊一

米酒と稱するは臺灣に於て最も廣く飲用される米を原料とする蒸餾酒であつて一ヶ年の消費額約十五萬箱に達し外に紅酒と稱する再製酒の原料酒として使用されるものが約四萬箱あり其製造數量から見ても又生産經費から見ても現在臺灣の酒造工業の上で最も重要な役割を演じて居る酒である。

米酒の在來の製造方法は白米又は碎白米を水に浸し同時に簡單な洗滌を行つて甑で蒸し蒸米を扁平な箆の上に擴げて放冷し之に白麹(糠及米粉を蒸煮したものに Rhizopus 及酵母の純粹培養を移植し練り固め團子分となし乾燥せるもの)の粉末とせるものをふりかけ良く混和した後米 10~20kg 分宛缸に仕込み爾後合併並に數次の汲水を行つて品温の調節と糖分及酒精分の過多なる集積を避け前半に於ては主として Rhizopus 菌の後半に於ては酵母菌の増殖を圖り可及的完全なる糖化醱酵を營ましめ普通仕込の六日目位に蒸餾するのであつて其製造方法は高温なる臺灣の氣候に

於て自然に發達した最も危険の少い方式と考へられる。而してこの在來の製造方法は特別な機械設備を要せず又特殊の技能と云ふ程のものも要しないから多數の分散せる工場で思ひ思ひに小規模の製造が行はれる時代に於ては別に不利益も感じない寧ろ便利の方法である。然し乍ら一度之等の工場を統一して大量生産をなさうと云ふ場合になると莫大なる數の仕込缸其他の器具類並に之を容れるだゞ廣い建物それに夥しい勞力など夫れが如何にも幼稚不經濟の方式であることが氣付かれる。

大正十一年臺灣に酒專賣が實施されし當時約二百箇所を算した酒造場を整理統一するに當つては如上の理由によつてこの米酒の製造方式を如何に改善すべきかと云ふ事は酒專賣の技術上の最も重要な問題の一つであつた。余は

- (1) 米酒の原料が穀物である米であること。
- (2) 米酒製造用の白麹中の糖化菌が Rhizopus なること。
- (3) 臺灣が高温地帯なること。
- (4) 專賣なるが故に不合理なる競争宣傳、例へば改善されたる製造方式による製品を以て直ちに模造品なりとする如き爲にする議論の餘地無きこと。

等の理由によつて米酒製造に「アミロ」法の應用の有利可能なるべきを推斷し米酒製造の機械化學化の最後の到達點が結局「アミロ」法の應用にあるべきを信じてあつたが只本法の採用は在來の製造方式を根本的に改變するものであるから必ずや酒質に相當の變動を來すべく此點將來の研究問題として遂に之が採用を當時具體的に計畫するに至らなかつた。

然るに昭和三年一月余は偶々佛領印度支那に遊び西貢の佛人經營の蒸餾酒工場 Sociétés Distilleries de L'Indo Chine 及び Distillerie de Mazaé に於て碎米を原料として「アミロ」法により土人用の Sim Sim (又は Shamshu) と稱する蒸

餾酒を大規模に製造して居るのを親しく視察するを得其製品を検するに香味稍淡きも臺灣の米酒に極めて酷似し居るを知り而かも此所では醪の蒸餾を Patent Still で行つて居る事がわかつたから余が従来「アミロ」法に對して持つて居つた疑念即ち酒質の問題は最早單なる杞憂であつた事を知つたのである。何となれば現在臺灣に於ては醪の蒸餾は凡て Pot Still で行はれてゐるから若し「アミロ」法の醪の蒸餾を Patent Still に依らず Pot Still で行ふれば全く現在の臺灣の米酒と香味等しい製品を得らるべきを推知し得たから。

以上は余が臺灣の米酒製造に「アミロ」法を採用するに至つた動機で歸朝後直ちに之が装置の設計製作にとりかゝり昭和四年二月から工業試験に着手し當初は種々の困難に遭遇せるも昭和六年に入り全く成效し現在、樹林、宜蘭、臺中、屏東、の各工場に於て極めて満足なる成績の下に工業的に實施しつゝある次第である。

本邦に於ける「アミロ」法の實施に關しては嘗て加藤辨三郎氏(醸造學雜誌二・一二)の試験報告あり、同氏は玉蜀黍を用ひて小規模なる工業試験(一仕込量原料三〇匁)の結果「アミロ」法の酒精收得率が在來の日本式麴麴法に比して高からず其成績最も良好なる場合に於て理論數の八八・四%(ゲリリュサック氏の計算式によれば八四%)に過ぎず而かも失敗多くして一定の成績を得難く且つ動力費を多く要する點等より「アミロ」法は日本法に比し工業的に有利ならずとの結論を下されて居るが、かくの如き結果に終られたのは設備又は操作上何等かの缺陷があつた爲と思はれる。

余の得たる成績は別項の通り原料が米である相違はあるが其酒精收得率は多くは九〇%以上(ゲリリュサックの計算式によるバストールの式に従へば九五%)であつて臺灣の在來の米酒製造方式に比べて約一〇%の向上を示してあり又之を内地の麴麴式燒酎製造の平均成績八〇・八五%(バストールの計算式)と比べても原料の差異はあるが一〇%以上高く示してゐる。又失敗と云ふ事は現在全く無く動力費も問題とするに足りない。

設備の概要

「アミロ」法實施に必要な設備は浸米槽、蒸蒸機、醱酵槽、空氣壓縮機及空氣タンク、空氣濾過機及之等に附隨する動力設備其他雜設備であつて其形狀等に就ては多數の記載あるが而し之が設計製作に必要な數字上のデータムに就ては殆んど記載されるものが無く勢い之等は實際の試験の結果に俟たなければならなかつた次第であるから茲に先づ之が設備の概要を記述することとする。

(1) 浸 米 槽

最初は麥芽工場で使用する浸漬槽 (Weiche) の形式によらんとしたが米については浸漬中保温攪拌の要を認めないし又洗滌に對しても比重の大なる米については本邦一般に使用される洗米機の形式による方簡易であることを知つたから攪拌装置は附せず只水を切る装置のみを附した鐵槽とした。一回の浸米能力米一・〇〇〇匁とし容量三五噸、上部圓筒形、下部圓錐形とし之を蒸蒸機の各上部二階床に懸垂せしむ。

(2) 蒸 蒸 機

横式とすべきか直立式 (Henze) とすべきかが問題であつたが米を原料とする場合には其沈定を防ぐ爲め攪拌機が絶對的に必要であり之の取付の爲には横式の方が凡てに於て簡易であるから横式とした。蒸蒸能力は一回八〇〇—一〇〇〇匁とし内容量約55匁とした。攪拌機は同轉速度は一分間300—350轉を要し十五回以下にては米沈定し蒸蒸機の下壁に固着し醪輸送の際一部残留する虞がある。

而して尙蒸蒸機は玉蜀黍等の場合には第二蒸蒸機として稍大型の攪拌機が無いものを使用するが普通とされてゐるが米の場合に於ては蒸蒸が極めて簡易に行はれ一回の蒸蒸にて充分であるから第二蒸蒸機を必要としない。

(3) 酸 酵 槽

容量は工場の規模に従つて 300l~500l 入とし酒の需要に應じ一日一本又は二本の仕込を行ふこととした。構造の詳細は多くの成書に記載されて居るから茲に記述を略する。只攪拌装置としては機構の簡単な二段又は三段のプロペラーと酸酵槽に取付た抵抗板による方法を採用したが之で充分である。プロペラーの回転数は一分間 10~15 回を適當とする。又醪輸送の際の廢蒸氣の回收の爲に特に三時の放出口を設けたがこの方が炭酸瓦斯放出口を利用するより便利である。

尚 300l 酸酵槽の場合には其使用日數の短縮即ち仕込能力の増大の爲め其約 1/3 容量の同構造の第一次仕込槽を設置した。

尙酸酵炭酸瓦斯を放出せしむる water seal は高さ約 15c.m. 直径 15c.m. である。

(4) 空氣壓縮機及空氣タンク

空氣壓縮機は工場の規模により一分間 1~1.5c.m. の吸入能力のものとした。空氣タンクは横型 300l 入とし自動スイッチを取付け壓力の降下に従つて壓縮機のモーターを始動せしむる装置とした。日々仕込を行ふ場合は空氣壓縮機并二臺設置するが安全である。

(5) 空氣濾過装置

空氣壓縮機の上方向二階に設置せる各酸酵槽に共通のものと酸酵槽に個々に附屬せるものから成り何れも銅製圓筒

に殺菌せる綿を填めたもので前者は直径約 20c.m. 高さ約 60c.m. の pre-filter と徑約 15c.m. 高さ 75c.m. の main-filter から成り後者は徑約 20c.m. 高さ約 60c.m. のものである。

(6) 動力設備

蒸煮攪拌機用として二基に對し五馬力のモーター一基酸酵槽攪拌機用としては酸酵槽の大小に應じて 4~7 基に對し五馬力又は一〇馬力モーター一基で足りる。空氣壓縮機に對しては七馬力又は五馬力モーター一基である。

(7) 配管設備

配管としては (a) 蒸煮機より酸酵タンクへの蒸氣醪輸送パイプ (b) 酸酵槽への蒸氣並に空氣の送入パイプ (c) 酸酵タンクより醪の排出パイプ、(d) 洗米機、浸米槽酸酵タンク等に配布さるゝ水パイプ等であるが (a) は作業時間の短縮の爲成るべく大きくするのが便利で之を四吋とした (b) の内蒸氣パイプは酸酵タンクの殺菌の便宜上二吋位を可とし空氣パイプは一吋位を可とし空氣パイプは一吋で充分である。注意すべきは蒸氣及空氣パイプ等共に必要な箇所には必ず廢氣抜を設置し凝縮水が絶対に酸酵タンク中に送り込まれない様にするものである (e) は酸酵槽の大き醪輸送ポンプの能力等に支配されるは當然であるが三吋位を可とする。

實 施

(1) Rhizopus Delmer の培養

O. Crave (Journ. Inst. Brew. 1914. 30) に依つて記載され余が又佛領印度支那の工場で見つけた方法に依り當初は米を用ひて行つたが蕃殖が不活潑で胞子の生産が少いため其後は専ら Heueneberg (Handbuch der Car. Pak.) の方法に準じ馬鈴薯を用ふることにした。馬鈴薯の場合は菌の蕃殖非常に活潑で胞子の生産も著しく多く米の場合培養に十日間を要するものが馬鈴薯なれば四日間でも足り然かも生産される胞子は米の場合の數倍に達する。培養の方法は大約次の操作に據つてゐる。

馬鈴薯を良く水で洗滌し芽を切り取つて其儘昇水水に一時間浸漬した後更に水洗しアルコールを浸せるガーゼ上に cork borer を突き差し徑約 1.5cm. の圓柱となし次に厚さ約 3mm. に切斷する。之を一つ宛豫め乾熱殺菌した一立の E フラスコの底に叮嚀に並べ常法により三日間殺菌する。殺菌に Autoclave を使用する場合は加壓の爲馬鈴薯が着色しない程度が必要である。

次に菌を移植するには約 10cc. の麴エキスを容れた殺菌試験管に斜面培養基から一白金耳を取つて加へ攪拌した後之を前記によつて調製された E フラスコ中の馬鈴薯上に約 3cc. 宛注ぎ掛ける。

培養温度は 35°C. とし四―七日目に使用することとし培養の 3 日数は酸酵タンク一本分に對し一本あれば足りるが豫備として 2 本を用意するが安全である。

(2) 酵母の培養

酵母は従來白麴の製造に使用せるものを使用してゐるがこの酵母の發育最適温度は三三度で酸酵の最適温度は三三―三五度であるから(武田、金山兩氏、日本農化、五二)相當高温仕込を要する「アミロ」法に對しては好適してゐる。

培養は一立の Pasteur フラスコで常法に従て麴エキスを 35°C. で培養してゐる。培養のフランスコ數は Kh. De-

lamer の培養の倍位を用意するが宜ろし。

(3) 酸酵タンクの殺菌

酸酵タンクは先 Beck brush 等で出来る丈叮嚀に機械的に洗滌してから蒸氣を充分に通じ最初は凡ての cock Valve 類を半開し置き之等より劇しく蒸氣の噴出するに及んで之を閉じ一〇度となつたら下底の cock を開いて drain を充分去り蒸氣を調節して一一〇度に一時間保持する。尙此の間一―二回 drain を抜き去る事が肝要である。この殺菌操作は前回の酸酵醪を排出した直後と仕込當日蒸氣醪の輸送直前と二回行ふを要し第一回の殺菌後に於ては放冷の爲自由に空氣を流入せしめる要があり又流入せしめて支障ないが、第二回の際は冷却せしめず、直ちに蒸氣醪を輸送し外氣の侵入を極力避けるが良い。

(4) 空氣濾過機の準備

濾過綿填充前装置を蒸氣にて充分殺菌し可及的無菌操作を以て豫め 一二〇度に於て一時間乾熱殺菌せる濾過綿を填充する。各タンク共通に使用する main filter の方は濕潤せしめない限り十數回の仕込に使用して差支へないが各タンク附屬の小 filter は毎仕込毎に取りかふるが安全である。

尙濾過機に連絡する piping は充分 drain を抜いて蒸氣殺菌をなす。

(5) 洗米及浸水

原料米としては外國産碎白米を使用する場合は殆んど洗米の要はないが臺灣産白米の場合は無砂搗と稱しても石粉

の混入を免れず、洗米操作を行ふと行はざるに依つて所要鹽酸量に著しい差異を來すから簡単に洗米するが有利である。

浸米方法に就ては囊に浸米槽の所で述べた様に米の場合は保温攪拌等の要なく浸米時間も殆んど問題とする必要なく操作の都合により三〇分—一時間で充分である。

浸米水量は蒸煮の際の合計使用水量の1.3—1.5とし之に全部の鹽酸を添加して差支ない。使用鹽酸量は原料米の性質によつて變更しなければならぬが大體蒸煮後の醪の FeSO_4 4.0 滴定酸度 (100cc. の醪に對する $\text{N}/10\text{alkalic}$ 數) 10 内外位となる様豫備試験の結果に依つて決定すれば良い。臺灣梗白米の場合は100gの米に對し工業用鹽酸 (比重1.15, 80%) 8—9Lである。

(6) 蒸 煮

米の蒸煮の場合注意すべきは蒸煮機中に於て豫め水を沸騰せしめたる後徐々に米を浸米槽より落とすべきで然らざれば米粒沈定して攪拌機の負荷過大となり攪拌不能を來す。これが爲めには先づ一定量の水を水槽より又は浸米槽を利用して測り入れ沸騰せしめ次に鹽酸を含める浸米水のみを浸米槽より流下せしめ最後に米を落下せしむるが宜しい。

蒸煮に用ふる水量は蒸煮醪の所期濃度により決定さるべきであるが蒸煮醪の濃度としては米の場合は醪中固形分 $\geq 20\%$ 以上は一段仕込に於ては醪醱終了後澱粉の増加を來し易く歩留りの底下を來すが故に先づ $15\% \sim 20\%$ を経済的濃度とすべくこれが爲には米一〇〇匁に對し浸米水量を合せて約三八匁 (米の占むる眞容積を加へ約四五匁) とす方が適當である。

次に蒸煮醪に就ては玉蜀黍等を用いたる従來の文献によれば 80g に於て 30分又は 30—35 氣壓に於て一時間等頗る

高壓の蒸煮を必要とするが如く記載され居るも米の場合に於て如斯高壓を用ふるときは却つて *Knisopus* の蕃殖を遅延せしむるのみにて何等の利益なく *Knisopus* の蕃殖は低壓に於て蒸煮する程良好なるを以て蒸煮醪の冷却後に於て攪拌に支障なき程度に止むるを可とす。而して其適當なる條件は勿論米の性質によつて差異あるも大約次記の通りで其適否は pH の100cc. 又は 50cc. のものを採つて其出口を約 300g 位となしこれによる滴下秒數を測定し水との比粘度を求めて管理するが便利である。

10—12分にて	1K
5—10分にて	1.5—2.0K.
30—40分	1.5—2.0K.

尙米の場合に於ては第二蒸煮機による蒸煮は全く不必要とす。

(7) 蒸煮醪の輸送並冷却

蒸煮終れば躊躇なく蒸煮醪を醪酵タンクに送るのであるがこの輸送管は殺菌の便宜の爲複雑なる配管を避け各蒸煮構を連絡して一本又は二本の鐵管により醪酵室に導き各醪酵タンクに分配する爲にはゴムホースを以てするが便宜である。輸送に際しては廢氣バルブを調節して醪酵タンク内を常に加壓状態に保つ事が必要であるが蒸煮機二基以上を交互に使用して一つのタンクに輸送すれば醪の冷却する邊がないから殆んど顧慮を要しない。醪の輸送が終つたなら攪拌機を動かし醪酵タンク内の壓力の降下を待て排氣バルブを閉じ上部の入口より濾過空氣を通じタンク内の壓力を保持しつつ冷却水を徐々にかつて冷却すべく此の際冷却水を急劇に多量に注ぐときは *vacuum* となり外氣を吸入し又は *pressure* の水を吸水する虞れがあるから注意すべきである。冷却時間は醪酵タンクの大さ並に水温により差異あるが

五〇〇頃の醱酵タンクで所定温度に達する迄に 18-20°C の冷却水を以てして約八時間である。

(8) Rhizopus Delemer 及酵母の移植

既述 Rhizopus Delemer の培養を移植の豫定時刻約 10-15 時間前に取り出し無菌箱中に於て約 150cc の麴エキスを加へ振盪して馬鈴薯片を反轉せしめ再び 38.5°C の恒温器中に放置し移植直前に於て infection の有無を鏡檢した後三九度迄冷却した醱酵タンクの醗へ無菌的操作を以て移植する。これが爲には培養フラスコ竝にタンクの移植口に長短二本宛の硝子管を有するゴム栓をはめゴム管を以て連結し counter-pressure の原理によるが便宜である。尙移植の際多くの成書にはフラスコの内容全部を移す様に記載されてあるがこれは無菌的操作に困難なばかりでなく其必要を認めないから胞子の落下浮游する液分のみを移植すれば宜ろしい。

移植を終つたなら攪拌機を動かし空気を送入口を下部に切り替へ醱酵タンク内が Plus-pressure に保たれる程度に連続空気を送入する。移植後約十五時間を経過し醗の一滴を探つて鏡檢すれば既に移植せる Delemer 菌の發育せるを見るべく約卅五時間後に於ては菌糸は網狀に美しく蕃殖し約 20% 位の糖分生産され甘味を感ずるに至り又 Delemer 菌による微弱な酒精醱酵が起り water-grad より出る送入空気中には炭酸瓦斯が混じて來る様になるから茲で酵母を移植する。而して酵母の移植迄は冬に於ては醱酵タンクを適當なる布等にて被覆し醗温の下降を防ぎ成るべく 35°C 以下となさざるが安全である。送入する空気は Delemer 移植後酵母による醱酵炭酸瓦斯の放出される迄連續供給する必要あるが其供給量は大なる顧慮を要せず大體 water-grad より送入空気の排出が認めらるゝ程度で差支へない。次に攪拌機は連續之を動かす要なく大體 24 時間毎に 10-20 分動かせば差支ない。酵母により醱酵が初まり炭酸瓦斯の發生が旺盛となれば爾後空気の送入竝に攪拌を中止し醱酵の爲醗温上昇せば冷却水をかけ成るべく 35°C 以上に上昇せざる様にす

る。Delemer 移植後大體六日百四十時間位で醱酵は終了する。

(以下略)

第七節 糖蜜新醱酵法に就て

嘉義工場に於ける糖蜜新醱酵法の成功

(昭和九年三月專賣通信)

アミロ法に次ぐ當局酒工場の新しい計畫として昭和六年度から醱酵室の建築に着手し昭和七年度の終りから醱酵槽其の他の内部施設の工を急いで居つた嘉義工場の糖蜜新醱酵設備は今回漸く完成を見、本月初から工業的に作業を開始したが、豫期百パーセントの成績を挙げ茲に又傳統を尊ぶ本邦醱酵工業界に新しい一つの石を投ずることゝなつた、新醱酵法の詳細に就ては別に報告する機会があらうと思ふが、この設備並に方法は當局に於けるアミロ法の成功からヒントを得たもので、従來の酵母を調製使用する煩瑣な階段式仕込法を全く棄て、約八〇〇頃の大密閉醱酵槽に殺菌糖蜜を一度に仕込み、酵母の繁殖に最適の條件の下に之に直接醱酵の培養を接種し、無菌的に一度に醱酵を営ましむるもので、操作の科學化、單純化、工場の清潔化、醱酵槽の列んだ壯觀、確かに近代醱酵工業の尖端を行くものと云つて過言ではなからう。

この新醱酵法は昭和五年に試験に着手し其の結果から確信を以て工業的に設計設備したものであるが、何分内外の文献を調べてもかういふ方法は無く、従つて製糖會社のアルコール關係の人々などからは其の成功を疑はれて居つたし、又小さい設備試験の成績が良かったとしても其の十倍二十倍の工業的設備に於て果して豫期の成績を挙げ得るか、特に一本八〇〇頃の醱酵槽といへば之まで全島一を誇つて居つた樹林工場のものゝ約倍大で筆者の知る所では本邦最大のものであるが糖蜜醱酵の場合はアミロ法の場合と違つて酵母の増殖を速進する糖化菌の生産物も含んで居らぬ

し、果してかういふ大單位で豫定の時間内に醱酵が終了し得るや、醱酵が長引けば豫定の工場能力を出し得ないし、悪くすれば其の間にインフエクションを受けて醱酵が中止する、又水の豊富でない嘉義工場として豫定時間内に殺菌醪の冷却が出来、醱酵湿度の調節が思ふ様に行くか、是等の點に就ては一抹の不安があつた。勿論夫等に就ては私は第二段の構へを用意はして居たが、豫期の成績が上らない場合は新な附加施設にどうしても二三箇月は費すであらうし、舊醱酵室の糖蜜や醪の輸送パイプは十二月中に包装室建築工事の爲取りはずしてつて舊設備はもう使へない、一方糖蜜を消化しなければ新に契約した分の引取が出来なくなる。アミロ法の時と同様に遂に背水の陣を布いてしまつた私は内心妙からず危惧の念に驅られて居つた、然るに是等の心配も全く杞憂に了つて凡てが豫期以上の成績を収めた、殺菌糖蜜は五、六時間で冷却され、醱酵接種後十五、六時間で静かに泡立つて来た、八〇〇頃の醪からは刻々と炭酸瓦斯の放出が増し、やがて猛烈な回轉醱酵に移る。私は今更小さな生物の偉大な力を思ひつゝ、醱酵室を低徊去るに忍びなかつた次第、醱酵湿度のコントロールも容易に行はれ水の所要量は豫期の半分位で足りた、醱酵醪は從來の様に赤茶けた色とならず糖蜜を溶かした其の儘の色であつた、厭な臭氣は無い、そして今回は古い不良の糖蜜を使用したにも拘らず、分析の結果は醱酵歩合九〇%を示し、從來に比し優に一〇%の向上を示し醪の酸量は從來の半分以下であつた、私は局務の都合で急遽歸北した、其の製品の品質を吟味し得なかつたが、この優良な醪から製せられるアルコールの品質が從來に比し著しく向上することも疑ひない所である。

時は今糖蜜の減産拂底、米穀統制策として米のアルコール化等、業界漸く多事ならんとする秋、茲に當局嘉義工場の新施設成り、糖蜜の醱酵工業上新なる科學化に成功し、又いざとなれば直に米を使用するアミロ法工場として轉用し得るに至つたことは邦家の爲眞に幸といはねばならぬ。後略

(神谷俊一)

第八節 製造成績

酒類の製造に對しては創始以來工場設備と製造技術の進展に意を用ひ清酒に於ては臺中、花蓮港、板橋の各工場に冷凍設備を施して四季醸造を可能ならしめ島産優良酒福祿、瑞光、萬壽、凱旋を發賣し又支那酒の製品購入を中止し原料購入に止め、臺北酒工場に於ては葡萄酒、ウイスキー、リキユール等の洋酒類の製造を創始したり。又製造の成績に就きては仕込の佳良、醱酵其の他操作の工程、經過の適否、製品の色素、香、味覺、酒精分、酸類含有量の適正等其の他幾多の綜合的合理化的結合に依りて形成せらるべきは言を俟たざるを以て專賣創始後に於ては一方に於て原料の精選を計り他方に於ては各種製造操作を凡て嚴密なる化學的管理の下に施行し歩留を向上せしめたり。

殊に米酒製造にアミロ法を採用したる酒精製造に密閉式新醱酵法を用ふるに至れる等專賣に依る顯著なる進展と謂ふべし。

先づ酒質に就て見るに、固より酒質は官能的、主觀的のものなるを以て之を數字を以て明示すること能はざるも、其の一般に向上統一され、衛生的のものとなれることは斷言し得べく、之を酒類別に云へば清酒は品質の最近著しく向上せることは一般に認めらるゝ所にして、彼の瑞光の如き、凱旋の如き本島の製造酒として最も優良なる品質を有するものと云ひ得べく、又米酒、糖蜜酒等蒸餾酒の酒精度數正確となり、酒質の統一せることは之亦明かなる事實にして、紅酒に就きては大正十二、三年の交、本局製品の貯藏を経て老紅酒として始めて發賣したりしが、當時に於て既に一萬石の民間持越酒の間に伍し當局製品の粹として推賞せられたり、其の後改善の跡著しきものあり、其の他の藥酒、糯米酒の如き專賣前酒質雜然たりしもの、一定規畫の下に統一され其の消費は專賣後急劇なる増加を來せるこ

とも特記すべき事項たり。酒造の歩留即ち原料製品收得量の關係に就きては其の最も重要視せらるる米酒を例に採りて見るに專賣施行前舊稱呼一〇〇乃至一三〇個(專賣局にて採用せる計算法の製造歩合に換算すれば約五〇乃至六五%に相當す)なりしが專賣後完全なる化學的管理法に依り漸次歩合向上し製造歩合七〇乃至七六%に達し其の後アミロ法に改正せられて又著しく向上し八七乃至八九%に及び。即ち左表の如し。

米酒製造成績調

年次	平均		專賣前		專賣後		各工場		平均	
	十一年	十二年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年
製造歩合(%)	七五	七二	七二	七二	七五	七六	七六	七六	七六	七六
蒸溜歩合(%)	七五	七二	七二	七二	七五	七六	七六	七六	七六	七六
一〇〇歩留得立	七五	七二	七二	七二	七五	七六	七六	七六	七六	七六

備考 專賣前稱呼は一八、四

昭和六年迄は在來法昭和七年以降はアミロ法に依る。

最後に生産費の問題なるが之屢々官業となりたるが故に其の増加を來せるやを疑ふものもあるも、事實全く之に反し嘗て專賣前財務局にて調査せるものと比較するに工場の集中作業の機械化、歩留りの向上によりて凡ての經費節減せられ、各酒類を通じ其の著しく低減せることを知り得べし。

酒類製造実績表(酒)

酒名	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
	同	前	同	前	同	前	同	前	同	前	同	前	同	前	同	前	同	前
清酒	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
米酒	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
高糖	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
泡盛	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
紅燒	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
酒類	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
計	六六〇	六六〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇

計	酒類				精製			計	
	米酒	白葡萄酒	洋酒	味酒	内移	地出	小計	合計	
1,500	2,400	1,000	1,200	3,000	1,200	1,800	2,400	2,400	
2,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	

備考 買入酒包装用品ヲ除ク

第九節 器具機械

酒類製造工業に缺くべからざるは器具機械にして之が整備は酒造歩留に、製品の良否に至大の關係あり、以下此の點に關し敘述すべし。

第一款 作業用器具機械

專賣制度施行前、所謂民間時代に於て、酒造用に使用せられたる器具機械は製造場と共に頗る幼稚にして、殆んど近代的機械設備と云ふべきもなく專賣制度實施に當り直に之を踏襲使用するは衛生的見知よりするも、將又能率的に見るも全く不可能に屬するところなりしも、徵收に係る器具機械は多少の不備、不便を忍びても可成之を修補利用することとし、在來の設備並に製造方式を襲用し、製造を開始し審かに諸事攻究することとし爾來漸次改良し今日に至りたるが、清酒に於ては高温の地帯たる本島の實情に照らし臺中支局に主力を注ぎ昭和四年最も適切と信ずる冷凍

設備を施行せる新工場を建設し、而かも冷凍設備は在來のブラインパイプに依る方法を避け、當時一般に行はれざりし空氣冷却法即ち浮化冷却せられたる空氣を送風機により各室に導き室温を降上せしむる方法を採用し、四季釀造を完成し製品の向上に對し新機軸を見るに至らしめ又製造作業上の設備に於ては清酒工場として採用し得べき最も能率的なる器具機械を合理的に配置し、作業の機械化を圖り、米酒に就ては本島に於て最も普遍的なる酒類と稱すべく其の製造數量より見るも、生産經費より見るも本島に於ける最も重要な役割を演ずるを以て、之が製造設備を改善し、合理的製造を爲すことは酒專賣の技術上最も重要な問題の一なりとし、專賣後に於ては先づ在來の製造方式を根本とし設備の改善をなし、浸米、蒸米、蒸米裝置の機械的連絡、仕込容器として鐵槽の採用、大規模の新式蒸餾器の設置、各種運搬裝置の採用等極力作業の機械化を圖り、更に昭和五年に於ては其の製造にアミロ法を應用することとし、其の設備をなし、紅酒に就ても其の製造設備、米酒同様、專賣前は極めて原始的にして仕込容器の如き缸を使用し、専ら手工的作業に依り製造せられたるを、專賣後は缸の使用を全廢し、塗裝せる大容量の鐵槽となし、之を立體的に配置して作業の機械化を圖り、藥酒に就ては専用の製造場を設け截斷器、粉碎機、浸出機等を設置して一定の調合と方法の下に藥料の調製を行ひ、仕込には大容量のメタルタンクを使用し、更に包裝設備に就きては工場設備の一大改善を目標とし、從來酒質の保證等に對し顧られずして、零賣多く壞詰の如き極めて僅少にして専用の包裝場、包裝設備なるものなく、手洗、手詰の状態なりしを專賣後に於ては工場集中の結果製品の遠距離に輸送するの必要生じたると酒質保證は酒專賣の一義なるを以て、蒸餾酒以外は全部之を壞詰とし、蒸餾酒に於ても漸次壞詰化する原則の下に各工場共夫々包裝設備を施設することとなり、洗壞機、壞詰機、打栓機、レッテル貼付機、材料製品の運搬裝置等凡て最新式の自働機械を設置するに至り、清潔にして能率的なる包裝設備を爲すに至れり。

專賣開始に於て、在來使用し來れる製造用器具機械にして其の儘使用せられたる主なるものは米酒蒸餾機、ウオン



ントンポンプ、フューガルポンプ、打栓機、複動ポンプ、臺秤、膠輸送ポンプ、濾化機、洗綿機、洗埃機、レッテル貼付機等とし凡そ五萬圓程度の設備にして夫々各工場の間に配置したり。

第二款 試験用器具機械及藥品

本島在來の酒造工場に就ては既に略述したるが如く、化學的管理の如き全く顧られざりしが故に、之に要する試験用器具機械類の如き具備せる工場なく、各州廳稅務官署に於て從來酒類試験用に使用したる器具機械類にして不用となりたるものを保管轉換したるも其の數極めて僅少にして專賣實施に際しては之等の器具機械類は殆んど新規購入の必要を生じたり。創始當時購入したるもの次の如し。

試験用器具機械藥品購入調

品名	摘要	數量	單位	價	小計
分別蒸餾フラスコ	B型	一五〇	個	〇、二二〇	一〇、五〇〇
同	同	二〇〇	個	〇、二二〇	二七、〇〇〇
同	同	二五〇	個	〇、二五八	一二、九〇〇
同	同	五〇〇	個	〇、二五八	三六、〇〇〇
同	同	一〇〇〇	個	〇、四二二	二〇、六〇〇
同	同	二五〇	個	〇、二八八	三六、〇〇〇
同	同	五〇〇	個	〇、九九四	九、九四〇
同	同	一〇〇〇	個	一、三一〇	四八、四〇〇
同	同	一〇〇〇	個	一、四五〇	二四、五〇〇

品名	摘要	數量	單位	價	小計
試驗用圓筒	長一六〇m.m	一〇〇〇	個	〇、九九〇	九、九〇〇
同	徑二六m.m	四〇〇	個	〇、二九八	一二九、二〇〇
同	徑三五m.m	二〇〇	個	〇、〇六四	一二、八〇〇
同	徑四五m.m	六〇〇	個	〇、〇八三	四九、八〇〇
同	細口共徑	一、二五〇	個	〇、一三六	一七三、七五〇
同	同	八〇〇	個	〇、一七七	一四一、六〇〇
同	同	二五〇	個	〇、三七六	九四、〇〇〇
同	同	一〇〇〇	個	〇、七四七	七四七、〇〇〇
同	同	一〇五	個	一、三三〇	一三九、六五〇
同	同	一〇〇	個	二、六五〇	二六、五〇〇
同	廣口共徑	二〇〇	個	〇、〇六九	一三、八〇〇
同	同	二五〇	個	〇、〇八九	二二、二五〇
同	同	五〇〇	個	〇、一五〇	七五、〇〇〇
同	同	五〇〇	個	〇、一八二	九一、〇〇〇
同	同	一七五	個	〇、三八六	六七、五五〇
同	同	三〇	個	〇、九五〇	一、九〇〇
同	同	一	個	一、五五〇	一五、五〇〇
同	同	一	個	〇、五七二	五、七二〇
同	同	一	個	〇、八八六	八、八六〇
同	同	一	個	〇、一七〇	一、七〇〇
同	同	四〇〇	個	〇、三〇〇	三〇、〇〇〇
同	同	一〇〇	個	〇、五八八	一七、六〇〇
同	同	三〇〇	個	〇、八七六	八三、二二〇

乾	同	眞	分	揮	坩	磁	同	焰	放	高	瓦	同	同	ア	自	化	最	標	同	砂	秤	分	
燥	空	子	空	發	製	製	製	火	射	熱	斯	同	同	ル	記	學	高	準	同	砂	秤	分	
器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	
器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	
徑一八〇m.m	徑二四〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	徑一五〇	
三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	
一四、四〇〇	一八、五四〇	五、三六〇	六、四七五	二五、五六〇	一七、五〇〇	三三、〇〇〇	四、五〇〇	九、八九〇	九、八九〇	六、一八〇	四、三二〇	六、一八〇	四、三二〇	六、一八〇	四、三二〇	六、一八〇	四、三二〇	六、一八〇	四、三二〇	六、一八〇	四、三二〇	六、一八〇	四、三二〇

硝	硝	眞	分	揮	坩	磁	同	焰	放	高	瓦	同	同	ア	自	化	最	標	同	砂	秤	分
子	子	空	空	發	製	製	製	火	射	熱	斯	同	同	ル	記	學	高	準	同	砂	秤	分
器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器
器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器
徑一四〇	徑三五五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五	徑三三五
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇
五、二八〇〇	四、八〇〇〇	五、七〇〇〇	七、二二〇〇	一、二〇〇〇	二、八二〇〇	六、九三六〇	一、二一六〇	三、六六〇〇	一〇、二六〇〇	八、七五〇〇	四、四〇〇〇	一、二八七〇	四、〇六〇〇	一、一九三〇	一、四二〇〇	六、四〇五〇	一、六一〇〇〇	八、三〇〇〇	三、八六一〇	一、〇〇五〇〇	二、四八五〇	〇、九九四

第二章 酒類の製造 第九節 器具機械

品名	単位	数量	単価	小計
メ ス フ ラ ス コ		五	一、三〇〇	六、五〇〇
同		三〇	二、七〇〇	八、一〇〇
同		一一	三、八〇〇	四、五〇〇
同		二	三、三〇〇	七、八〇〇
同		五	二、三〇〇	一一、五〇〇
同		一四	三、〇〇〇	四二、〇〇〇
同		一	五、二〇〇	一八、二〇〇
同		三五	三、一〇〇	一一〇、〇〇〇
同		一〇	四、七〇〇	一一七、五〇〇
同		二	〇、五三〇	一〇、六〇〇
同		二	〇、六一〇	七、三三〇
同		一一	〇、九四〇	九、四〇〇
同		二〇	一、〇〇〇	二〇、〇〇〇
同		一八	一、一〇〇	一九、八〇〇
同		一〇	一、三〇〇	一三、〇〇〇
同		二七	一、三〇〇	三五、一〇〇
同		四〇	一、七〇〇	六八、〇〇〇
同		二	二、八〇〇	五、六〇〇
同		一	三、三〇〇	三、三〇〇
同		一	二、五〇〇	二、五〇〇
同		一六	四、八〇〇	一、二二、四〇〇
同		三	一、〇〇〇	三、〇〇〇

一三三二

第四編 酒類の製造

品名	単位	数量	単価	小計
同		五	一、七〇〇	八、六五〇
同		六	一、〇〇〇	一七、〇〇〇
同		七	一、四二〇	二二、〇七〇
同		八	一、七五〇	一四、八七五
同		九	二、一〇〇	一一、五五〇
同		三〇	二、六五〇	九、二七五
同		一六	〇、六一八	九、八八八
同		八〇	〇、〇八八	七、〇四〇
同		一六	一、一五〇	一八、四〇〇
同		八〇	〇、七八三	六、二六四
同		八〇	〇、一五五	一二、四〇〇
同		七、五〇〇	〇、〇一九	一四二、五〇〇
同		七五〇	〇、〇四七	三五、二五〇
同		三〇〇	〇、〇五九	一七、七〇〇
同		三〇〇	〇、〇八三	二四、九〇〇
同		一五	〇、七四三	一一、一三〇
同		一五〇	〇、〇七四	一一、一〇〇
同		一	一一、二七八	一一、二七八
同		一	四、四二〇	四、四二〇

殖産局度量衡所ヨリ保管轉換ノ分

以上江副商店納入分

一三三〇

第四編 酒類の製造

品名	計	上	中	下
硝	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇		
重	一、七六〇	一、七六〇		
重	二、一〇〇	二、一〇〇		
重	二、四〇〇	二、四〇〇		
臭	一、〇八〇	一、〇八〇		
無	〇、六三〇	〇、六三〇		
無	〇、六三〇	〇、六三〇		
赤	〇、二五〇	〇、二五〇		
黄	〇、二五〇	〇、二五〇		
過	〇、二五〇	〇、二五〇		
硫	〇、七〇〇	〇、七〇〇		
酸	一、九〇〇	一、九〇〇		
メ	二、九〇〇	二、九〇〇		
メ	二、九〇〇	二、九〇〇		
ア	四、八〇〇	四、八〇〇		
醋	〇、七三〇	〇、七三〇		
重	〇、三三八	〇、三三八		
結	〇、五九〇	〇、五九〇		
結	〇、四八〇	〇、四八〇		
鹽	一、〇〇八	一、〇〇八		
鹽	一、五三三	一、五三三		
赤	一、三六五	一、三六五		
黄	五、二二五	五、二二五		
過	四、二〇〇	四、二〇〇		
硫	三〇、五九〇	三〇、五九〇		
酸	一七、四三三	一七、四三三		
メ	五、一一〇	五、一一〇		
メ	一、九〇〇	一、九〇〇		
ア	六、一三三	六、一三三		
醋	四、八〇〇	四、八〇〇		
重	二、一九〇	二、一九〇		
結	九、五〇〇	九、五〇〇		
結	一、三三九	一、三三九		
鹽	一〇、〇八〇	一〇、〇八〇		
計	一九八、四〇〇	一九八、四〇〇		
計	一、七五六、五八〇	一、七五六、五八〇		

品名	計	上	中	下
苛	四、五〇〇	四、五〇〇		
同	四、五〇〇	四、五〇〇		
次	二、二〇〇	二、二〇〇		
ニ	一、〇八〇	一、〇八〇		
無	〇、六三〇	〇、六三〇		
無	〇、六三〇	〇、六三〇		
バ	〇、三三八	〇、三三八		
ベ	〇、三三八	〇、三三八		
フ	〇、六三〇	〇、六三〇		
醋	〇、七〇〇	〇、七〇〇		
酸	一、九〇〇	一、九〇〇		
ト	四、五〇〇	四、五〇〇		
バ	一、八五〇	一、八五〇		
ワ	〇、六四〇	〇、六四〇		
粒	〇、五三〇	〇、五三〇		
澱	〇、八〇〇	〇、八〇〇		
デ	〇、二二〇	〇、二二〇		
葡	一、二〇〇	一、二〇〇		
麥	一、四〇〇	一、四〇〇		
蔗	〇、八〇〇	〇、八〇〇		
明	〇、五五〇	〇、五五〇		
炭	〇、八〇〇	〇、八〇〇		
ア	一、三〇〇	一、三〇〇		
計	六二、二〇〇	六二、二〇〇		
計	一、五三三、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇		

第二章 酒類の製造 第九節 器具機械

鹽化アンモニウム	硝酸アンモニウム	磷酸アンモニウム	硫酸アンモニウム(純)	同(工業用)	アゾリトミン	水酸化バリウム	沈降炭酸石灰	大炭理石	鹽化石灰(結晶)	同(乾燥用)	生石灰	燐石	骨炭	二酸化炭素	クホルム	鹽化バリウム	コバルト	硫酸銅	硫酸鐵	鹽化鐵	硫酸鐵	鐵	
三〇	二〇	二〇	二〇	四二〇同	一〇封度	一〇封度	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
〇、九五	〇、九五	一、四六	二、八五	〇、六六	〇、一九	九、八〇	一、四〇	〇、三三	〇、二〇	〇、二〇	〇、二〇	〇、二〇	一、六七	〇、三七	〇、五五	一、四二	〇、九六	一、四〇	〇、七〇	一、〇三	一、〇三	〇、二〇	〇、二〇
二、八五	一、九〇	二、九二	二、八五	一、三三	七、九八〇	九、八〇	一、四〇〇	七、五九	一、〇〇	一、二〇	七、三六〇	三、〇〇	一、六七	八、一四	〇、五五	三、二四	〇、九六	一、四〇	三、一五〇	六、六九五	一、〇三	九、〇〇	九、〇〇

フオルマリン	グリン	昇汞	同	沃計	合計
二〇封度	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
〇、六四	〇、六二	二、一〇	〇、二〇	一、三五〇	一、三五〇
一四、〇八	六、二〇	二、一〇	四、〇〇	一、三五〇	二、二二三、六八

以上奥田市三郎納入分

アセトン	無水醋酸	永醋酸	醋	石炭酸	鹽酸(純)	鹽酸(純)	乳酸(純)	同(日本藥局方)	同(工業用)	硝酸	同	ロゾ
三封度	二〇	二〇	四五	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇
一、七〇	三、〇〇	〇、四五	〇、三六	〇、四〇	〇、七三	〇、三九	〇、二二	三、四〇	三、二〇	〇、四九	〇、二五	二、一〇
五、一〇	六、〇〇	一、〇三五	一、六二〇	九、二〇	一、六七九	八、九七〇	五、〇六〇	三、四〇	三、二〇	五、六三五	一、八七五	四、八三〇

サ ル チ ル 酸	一 封 度	一 、 二 、 五	一 、 二 、 五
琥 珀 酸	一 オ ン ス	五 、 二 、 〇	五 、 三 、 〇
硫 酸 (純)	三 〇 〇 封 度	〇 、 三 、 三	九 六 、 〇 、 〇
硫 酸 (工 業 用)	二 五 〇 〇	〇 、 二 、 一	五 二 、 五 、 〇
エ テ ル	三 〇 〇 〇	〇 、 八 、 〇	二 四 〇 、 〇 、 〇
石 油 エ テ ル	三 〇 〇 〇	一 、 四 、 八	四 四 〇 、 〇 、 〇
試 験 紙 (赤)	一 一 五 打	〇 、 〇 、 九	一 〇 、 三 、 五
同 加 里 (青)	一 一 五 〇	〇 、 〇 、 九	一 〇 、 三 、 五
沃 化 加 里 曹 達	二 三 三 〇 封 度	〇 、 五 、 九	一 三 、 五 、 七
酒 石 酸 加 里 曹 達	二 三 三 〇 封 度	一 、 一 、 〇	二 五 三 、 〇 、 〇
合 計			一 、 四 五 六 、 一 六

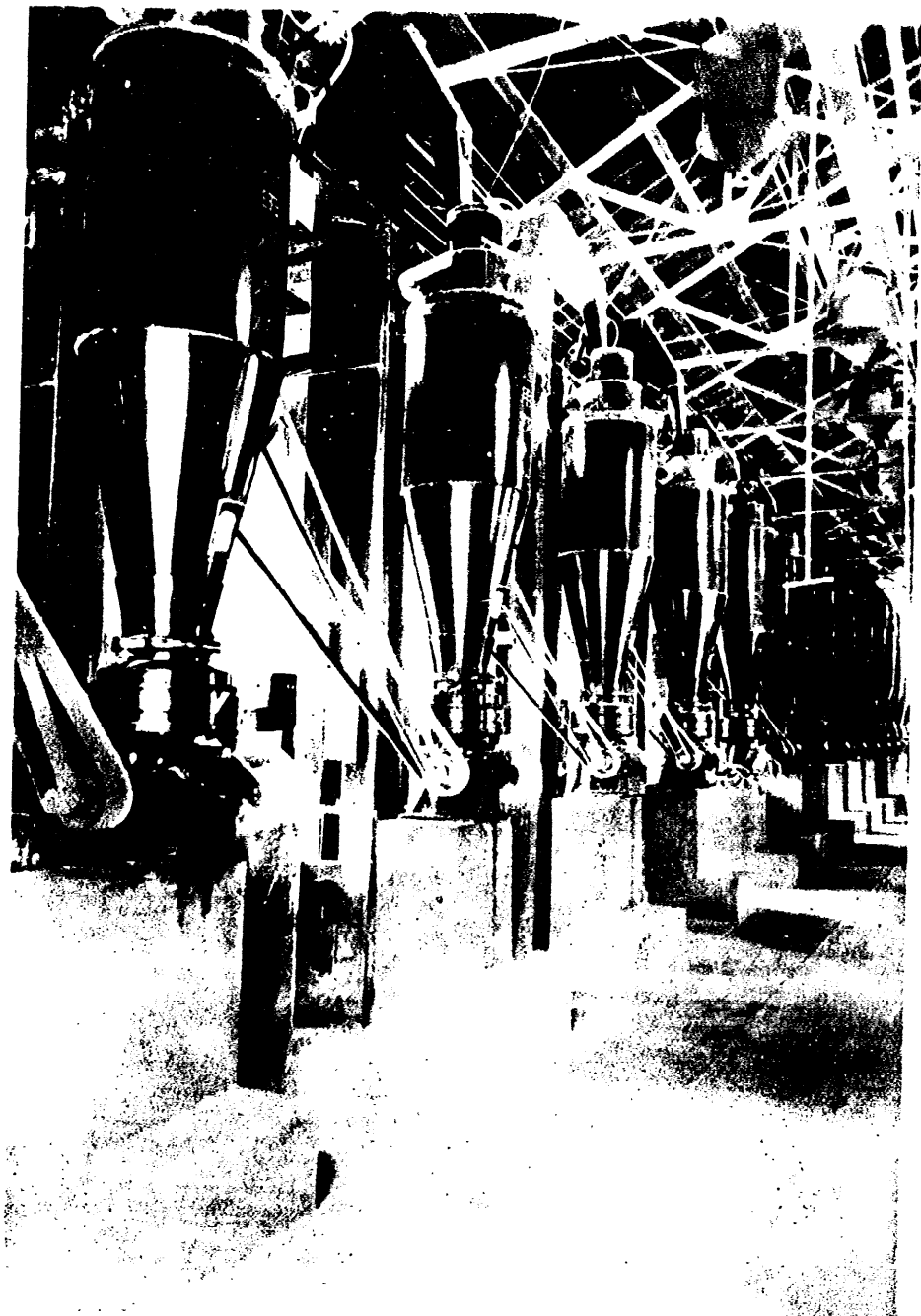
以上資生堂納入分

第三章 原料品、燃料品

第一節 原料品

酒類製造工業の原料には酒類の品種に従ひ穀類、果實類、乳類、糖蜜類、酵母類、藥種等幾多の種類ありと雖本島專賣酒類の製造には乳類を使用するものなし。

臺灣酒類專賣制度の下に製造する主なる酒類原料たる穀類、酵母類、糖蜜類、藥種類に就き以下敘述すべし。



本精米機は五俵張中野式一四基、同流水式一基、佐竹式四基、計一九基にして原料米は精白時間八時間を要し三割減の精白を行ふ。

(中 臺) 場 米 精

第一款 原料 米

臺灣酒類製造の爲に使用する原料米には外國産米、内地産米、臺灣産米の三種ありしが、爾來臺灣産米の改良發達に依り現今にありては酒造米は自給自足の域に達したり。

臺灣の酒類に於ては其の三分の二は米を原料とせるものなるが、内地にありては清酒大部分を占め之に消費せらるゝ米も四百萬石に上り全國米の總需要量に對し六分以上に達するを以て食糧米缺乏の折柄酒造用原料米節約の聲起り最近に於ては酒類製造減産を餘儀なくせらるゝの狀態に至り、此の間米を用ひざる清酒即ち理研酒の需要激増するに至れり。

臺灣に於ける清酒の原料米は專賣以前に於ては麴及甑米には内地粳白米を用ひ掛米には丸糯白米を用ひ來り、其の割合前者三・四に對し後者六・六なりしが、專賣以後は島内にも内地種米生産せらるゝに至り、大正十三年頃には其の産額俄然長足の進歩を爲し多大の内地移出を見るに至り、品質亦頗る向上し來りたるを以て掛米の約三割は蓬萊米（内地種米）を用ひたるに其の成績優良なる結果を見たり。乃ち大正十五年八月内地米の使用を廢止し其の全部を島産米に代ふることなし、福祿、萬壽の原料米は專賣當初より内地粳白米及本島産丸糯白米の二種を使用したりしを

(一) 内地産粳白米の使用を廢し、蓬萊白米及丸糯白米の二種を使用すること

(二) 臺中酒工場に精米機を据付け玄米を購入し精白の上使用すること

(三) 埔里及花蓮港工場は使用數量僅少なを以て地方産の精白米を購入することを決定したり。

尙花蓮港に於ては清酒原料米は從來西部又は近傍産米を使用したりしも昭和六年以後吉野産米（優良なる内地種米）を使用するに至れり。

内地米は前彼の如く島産米を以て代替せしむることとなりしが昭和十三年以降本島に於て優良清酒凱旋の製造を開始することゝなれるを以て再之が原料として内地米を購入使用することゝなれり。

第一項 内地米

清酒用原料米は必ずしも内地産米に限定すべからざるも、製品々質他の原料に比し優良なるは言を俟たず、殊に麴米の如きは内地米を以て最も優良とす。當初購入せしは豊前米にして一升の重量三百八十匁水分十五%以下とし、品位を輸出米二等合格品若は同等以上として五千五百二十匁、此の價格六千八百六十六匁八錢、第二回購入八千五百匁、此の價格一萬七百八十八匁五十錢、第三回九千六百匁、此の價格七千五百三十六匁なりしが年次購入數量、價格次の如し。

年次	數量	價格
大正十一年度	一〇七、二二六	二九、五九〇
同 十二年度	一六二、〇六九	四四、五九四
同 十三年度	一九六、一三二	五八、六六〇
同 十四年度	二四七、二六九	七六、五〇二
昭和元年度	一一一、四六四	三六、九六六
同 二年度		
同 三年度		
同 四年度		

年次	數量	價格
同 五年度		
同 六年度		
同 七年度		
同 八年度		
同 九年度		
同 十年度		
同 十一年度		
同 十二年度	三九、九六〇	一一、六二九
同 十三年度	一四九、一六〇	四四、六八一
同 十四年度	一八九、九五九	六六、七六六

臺灣産米の品種は逐年向上し酒造原料として内地米の必要を認めざるに至れるを以て之が購入は昭和元年度を以て一先づ中止することゝしたりしが昭和十三年度より優良清酒の製造を開始したるため再移入することゝしたり。

第二項 臺灣米

臺灣米は天候の關係上、乾燥の調節完からず、澱粉含有量外米に劣り、品質區々にして多少の懸念ありたる爲、事業創始の當初に於ては外國産米を採用せしが、研究の結果深く憂ふるに足らざることを知りたるを以て購入使用することゝし、種類を本島産粳白米とし、其の條件を(一)澱粉含有量七十二%以上(二)水分含有量十四%以下(三)夾雜物を含有せざるもの(四)第一期産米にして直徑二耗の篩を通過するもの五分を越へざること(五)一袋の容量正味百五十斤以上とす

(六)新らしきガンニ一袋入七(七)精白の度見本品の通八米袋は返戻せずとし之が契約を爲し、購入したるもの七十三萬五千貫、其の價格三十萬六千二百四十二圓五十錢なり。
 紅酒製造原料とし糯玄米を臺北、宜蘭、樹林の三工場に於て使用する爲其の條件を(一)一升の重量三百七十匁以上(二)水分含有量十五%以下(三)夾雜物を含有せざること(四)一袋の容量六斗以上(五)袋はガンニ一袋とし、競争入札の結果左の數量價格を以て納入せしめたり。

工場	數量	單價	金額
宜蘭	四、五〇〇 _円	〇、九〇五	四、〇七二、五〇
臺北	三、〇六〇	〇、八九〇	二、七二三、四〇
樹林	二、一〇〇	〇、八九一	一、八七一、一〇
計	九、六六〇	—	八、六六七、〇〇

右購入に次で、宜蘭に於て長糯米三萬六千六百四十四貫、此の價格一萬七千三百五十二錢を以て購入し、之を臺北、宜蘭、樹林の三工場に於て使用せり。其の後購入せる數量價格次の如し。

臺灣米購入數量金額

年次	數量	價格
大正十一年度	六、三四一、三九六 _円	七九〇、〇一〇 _円
同 十二年度	二、一三〇、六八七	三三四、六五四
同 十三年度	一、二三九、九一一	二五八、一九二

年次	數量	價格
大正十四年度	一、〇八一、〇七八	二五八、七一二
昭和元年度	一、八一七、七三二	三五〇、七九五
同 二年度	一、二五三、六四七	三二五、五五〇
同 三年度	一、九七七、七三二	三二〇、五二三
同 四年度	二、九三五、五四八	四六三、五四六
同 五年度	一、〇〇四、八九一	一、〇四、〇一八
同 六年度	九、〇四一、〇八一	八二三、二六六
同 七年度	四、四八三、九八五	四九七、〇五六
同 八年度	八、三四七、三一六	九三一、一三五
同 九年度	一一、一五六、〇六三	一、五一三、二八四
同 十年度	一二、九五四、三二六	二、〇三〇、四九二
同 十一年度	一三、九七一、四二八	二、一一六、六三三
同 十二年度	一一、六〇九、九八四	一、六七四、五〇九
同 十三年度	一一、四〇二、九五八	一、八七三、〇四八
同 十四年度	一二、〇三四、八九六	二、一八四、六一四

第三項 外國米

米酒、紅酒、原料酒及泡盛等の製造原料として、當初粳白米の碎米を使用することとし、西貢、東京産を採用せしが、

之が條件は(一)澱粉含有量七五%以上(二)水分含有量一五%以下(三)夾雜物を含有せざること(四)直徑二耗の篩を通過するもの二割を越へざること(五)一袋の容量正味百五十斤以上(六)精白度見本通とし、購入せしもの六十六萬七千五百四十貫、此の價格三十四萬三千百六十圓六十四錢五厘にして之を全工場に配給せり。爾後購入せる數量價格次の如し。

年次	數量	價格
大正十一年度	二、五六七、七七五	三五三、六六八
同 十二年度	四、二〇七、七八一	五二四、〇〇〇
同 十三年度	七、一一二、八四五	一、一七三、四七九
同 十四年度	九、八五〇、〇七八	一、五二七、五五三
昭和元年度	九、六七三、五二九	一、三三〇、八八九
同 二年度	九、八九〇、八二五	一、〇三四、四三三
同 三年度	一〇、三八〇、六六六	一、三九九、五二七
同 四年度	九、八一五、四二五	一、三四八、六七一
同 五年度	—	—
同 六年度	—	—
同 七年度	四、八一九、四七二	五二四、一〇九
同 八年度	三、六五六、六九六	四一三、四一六

本島酒造米として最大量を消費するは米酒原料米にして殊に紅酒並に泡盛の原料米も亦共に同一米を用ひ得るを以て以て其の量最も著大に上れり。而して是が原料は本島産米を用ひ得るも本米は食用米として需用多きにより時に

代用品として外國碎米使用せられ、而かも本島は南洋地方の碎米に對し其の入手容易なりしを以て民營時代に於ては屢々之に依りたり、專賣後に於ても多年之を購入使用したりしが昭和五年に於て米穀輸入政策上外米使用を禁止することゝなれるを以て五六年度に於ては之が輸入米の使用を廢止したり。

然るに七年度に於ては内地臺灣に於ける米穀政策は再外米輸入に轉じたるを以て購入の有利なるを知りて購入したりしも八年度以降に於ては全く本島米を以て之に代ふることゝしたり、當時の購入事情左の如し。

外米購入事情

外國碎白米ハ別記ノ如ク醸造技術上ノ見知ヨリ見テ臺灣梗白米ニ比シ著シク有利ナルノミナラス、其ノ價格ニ於テモ低廉ナリシヲ以テ從來外國碎白米ヲ購入シ來リシカ、昭和五年度當初總督府ノ外米輸入禁止政策ニ對スル長官ノ意見モアリ、外國碎白米ノ購入ヲ見合セ、其ノ後ニ於テモ外國碎白米ノ方探算上著シク有利ナリト云フニアラサリシヲ以テ六年度モ引續キ臺灣梗白米ヲ購入セリ、然ルニ七年度初臺灣梗白米價格著シク騰貴シタルニ反シ外國碎白米價格低落シ其ノ差額甚シクナリタルト共ニ内地及臺灣ニ於ケル米穀政策ハ外國米輸入ノ必要ヲ感スル状態トナリシヲ以テ七年度ヨリ外國碎白米ヲ購入セルカ之カ購入方法トシテ成ルヘク島内米使用ノ方針ヲ以テ歩留ノ點ハ無視シ單ニ價格(稅込)ノ低廉ナル場合ノミ外國米ヲ購入セルモノナリ。

記

- 一、當局酒造用米ノ大部分ハ全ク食料ニ供シ得サル暹羅碎白米「シーワン」程度ノ米ニテ支障ナキノミナラス右碎白米ハ假リニ價格ニ於テ酒造用臺灣梗白米ト同一ト見ルモ從來ノ實績ニ徴シ製酒歩留約八%良好ニシテ且ツ仕込作業上(イ)洗米不要ナルコト(ロ)鹽酸ノ使用量少キコト(ハ)蒸煮時間ノ短縮並低壓蒸煮ニテ足ルコト等技術的好條件ヲ具備ス
- 二、臺灣米トシテハ殆ンド碎米ノ產出ナキヲ以テ臺灣米ヲ酒造用米トシテ使用セントセハ食料用丸梗米ヲ購入スルノ外ナク而モ該梗米ハ外國碎白米ニ比シ高價ナルコト多シ

三、從テ技術的及價格ノ點ヨリ見レハ凡テノ場合外米ヲ使用スル方採算上有利ナリ

右は昭和八年八月内地並臺灣に於ける外米輸入抑制政策に基き照會したる殖産局長に對する當局回答文書の一節なるが當局に於ては其の後外米に代へる本島米に對する技術的研究をも重ね好結果を得るに至れるを以て昭和八年以降之が購入使用を廢止するに至れり。

次に專賣實施後に於ける臺灣製造酒用米を酒類別に掲ぐれば左の如し。

- (一) 清酒 内地梗白米、丸糯白米、内地種梗白米
- (二) 米酒 碎米(臺灣梗白米ヲモ用ヒ得)
- (三) 泡盛 碎米
- (四) 紅酒 長糯白米
- (五) 糯米酒 長糯白米
- (六) 燒酌 内地梗白米、丸糯白米(直接用ヒス清酒糟ヲ用フ)
- (七) 白酒 内地梗白米、丸糯白米

次に島内製造之等酒類に要する米の數量を見るに年に依り消長あるも五萬石乃至八萬石にして、殊に酒の需要増進と共に増加するの一方にあり。其の價格も亦受渡時期により、又其の土地に依りて單價を異にするも購入金額は年額八十二萬三千圓より二百一十一萬六千圓に及べり、今大正十一年專賣實施以降の數量金額を表示するに左の如し。

原料米購入數量調

種別	年度別				
	十一年度正	十二年度	十三年度	十四年度	昭元年度和
外國	一八〇元	三九六元	四九六元	九六〇元	九六〇元
内地	二二八元	二二八元	二二八元	二二八元	二二八元
合計	四〇八元	六二四元	七二四元	一二八八元	一二八八元

種別	年度別													
	昭六年度	昭七年度	昭八年度	昭九年度	昭十年度	昭十一年度	昭十二年度	昭十三年度	昭十四年度	昭元年度和	昭二年度和	昭三年度	昭四年度	昭五年度
内地	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
臺灣	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
合計	四〇八	六二四	七二四	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八	一二八八

種別	年度別		昭和三十二年														
	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年
内地	4,136,847	4,346,851	4,269,016	4,336,076	4,378,844	4,452,024	4,514,959	4,583,285	4,645,854	4,704,123	4,758,125	4,808,018	4,854,024	4,896,636	4,935,514	4,970,426	4,999,159
外地	1,437,537	1,336,717	1,358,290	1,384,900	1,413,001	1,442,831	1,474,521	1,508,201	1,543,931	1,581,771	1,621,811	1,664,181	1,709,001	1,756,371	1,806,401	1,859,211	1,914,661
内地	1,227,217	1,217,107	1,218,200	1,219,676	1,221,544	1,223,814	1,226,484	1,229,554	1,233,024	1,236,994	1,241,364	1,246,134	1,251,304	1,256,874	1,262,844	1,269,214	1,276,084
外地	2,432,700	2,338,900	2,340,100	2,346,400	2,357,300	2,369,000	2,381,700	2,395,400	2,410,100	2,425,800	2,442,600	2,460,600	2,479,700	2,499,900	2,520,300	2,541,900	2,564,800
内地	1,015,517	1,016,107	1,017,100	1,018,476	1,020,244	1,022,414	1,025,084	1,028,154	1,031,624	1,035,594	1,040,064	1,045,034	1,050,504	1,056,474	1,062,944	1,070,014	1,077,684
外地	1,417,183	1,322,800	1,321,000	1,327,924	1,336,800	1,346,400	1,357,300	1,368,600	1,380,300	1,393,400	1,407,900	1,423,800	1,440,100	1,456,900	1,474,400	1,492,600	1,511,500
内地	809,500	810,100	811,200	812,700	814,600	816,900	819,600	822,700	826,200	830,100	834,500	839,400	844,800	850,700	857,100	864,000	871,400
外地	627,683	512,700	516,800	518,724	521,200	524,500	528,100	532,100	536,600	541,600	547,100	553,100	559,600	566,600	574,100	582,100	590,600
内地	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000
外地	1,036,847	1,016,717	1,050,816	1,116,400	1,190,300	1,270,231	1,356,355	1,449,079	1,548,354	1,655,171	1,771,811	1,898,571	2,035,601	2,184,001	2,345,001	2,519,211	2,706,661
内地	1,227,217	1,217,107	1,218,200	1,219,676	1,221,544	1,223,814	1,226,484	1,229,554	1,233,024	1,236,994	1,241,364	1,246,134	1,251,304	1,256,874	1,262,844	1,269,214	1,276,084
外地	2,432,700	2,338,900	2,340,100	2,346,400	2,357,300	2,369,000	2,381,700	2,395,400	2,410,100	2,425,800	2,442,600	2,460,600	2,479,700	2,499,900	2,520,300	2,541,900	2,564,800
内地	1,015,517	1,016,107	1,017,100	1,018,476	1,020,244	1,022,414	1,025,084	1,028,154	1,031,624	1,035,594	1,040,064	1,045,034	1,050,504	1,056,474	1,062,944	1,070,014	1,077,684
外地	1,417,183	1,322,800	1,321,000	1,327,924	1,336,800	1,346,400	1,357,300	1,368,600	1,380,300	1,393,400	1,407,900	1,423,800	1,440,100	1,456,900	1,474,400	1,492,600	1,511,500

第二款 麵類 (白麵、紅麵、種麵)

種別	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度
内地	4,136,847	4,346,851	4,269,016	4,336,076	4,378,844	4,452,024	4,514,959	4,583,285	4,645,854
外地	1,437,537	1,336,717	1,358,290	1,384,900	1,413,001	1,442,831	1,474,521	1,508,201	1,543,931
内地	1,227,217	1,217,107	1,218,200	1,219,676	1,221,544	1,223,814	1,226,484	1,229,554	1,233,024
外地	2,432,700	2,338,900	2,340,100	2,346,400	2,357,300	2,369,000	2,381,700	2,395,400	2,410,100
内地	1,015,517	1,016,107	1,017,100	1,018,476	1,020,244	1,022,414	1,025,084	1,028,154	1,031,624
外地	1,417,183	1,322,800	1,321,000	1,327,924	1,336,800	1,346,400	1,357,300	1,368,600	1,380,300
内地	809,500	810,100	811,200	812,700	814,600	816,900	819,600	822,700	826,200
外地	627,683	512,700	516,800	518,724	521,200	524,500	528,100	532,100	536,600
内地	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000
外地	1,036,847	1,016,717	1,050,816	1,116,400	1,190,300	1,270,231	1,356,355	1,449,079	1,548,354
内地	1,227,217	1,217,107	1,218,200	1,219,676	1,221,544	1,223,814	1,226,484	1,229,554	1,233,024
外地	2,432,700	2,338,900	2,340,100	2,346,400	2,357,300	2,369,000	2,381,700	2,395,400	2,410,100
内地	1,015,517	1,016,107	1,017,100	1,018,476	1,020,244	1,022,414	1,025,084	1,028,154	1,031,624
外地	1,417,183	1,322,800	1,321,000	1,327,924	1,336,800	1,346,400	1,357,300	1,368,600	1,380,300

茲に麵類なる名稱を用ふるは少しく妥當を缺くと雖も、所謂白麵、紅麵、種麵、種麵、麵等酒類製造原料として必要缺くべからざる酵素の一切を意味す。白麵、紅麵、種麵に就ては既に第一編及本編第一章第二節に於て其の大意を述べたるが如く、固、支那傳來のものなるが、種麵は我が國古來酒造原料として用ひられたるものなり。
白麵及紅麵は酒類製造以外にも用途ありて、其の製造を禁止するは隱當ならざる嫌ありしを以て酒類專賣制度に於ては專賣令第八條及同施行規則第二十九條に依り之が製造には政府の許可を要すること、爲し、從來の製造者にして專賣と共に廢業する者に對しては交附金を支給すべく、當局所要量を委託製造する者に對しては之を認めんが爲營業存續意向の有無を確定するの要あり、乃ち從來の製造者中資産信用確實にして製造高多く、且つ品質良好なる製品を供給したる左記九名を選び次の如き照會を發し專賣實施後に於ける製造繼續の意向を確めたり。

照會案

大正十一年五月二十二日

白糴、紅糴製造者宛

白糴紅糴買入方ニ關スル件

貴下ノ製造ニ係ル白(紅)糴年額
知ノ上何分ノ御回答相煩度此段及照會候也

其本年度所要量

其當局酒類製造用原料トシテ購入致度候ニ付左記各項御了

記

- 一 當局ノ注文ナキ爲製造ヲ廢止セラルル御見込ナルトキハ此際禁業交付金ヲ支給スルコトトシ當局ノ注文ノ有無ニ拘ラス繼續セララル御見込ナルトキハ禁業交付金ヲ支給セス
 - 二 當局ノ注文ナキ爲製造ヲ廢止セラルル御見込ナルニ於テハ製造用器具機械ハ一旦徵收ノ上當局注文品製造ノ爲貸與スヘシ
 - 三 將來製品ノ買上ノ必要ナキニ至リタルトキハ特ニ補償金ヲ交付スルコトナク解約スヘシ
 - 四 製品ハ検査ノ上引取ルヘシ
 - 五 價格ハ自己製造場渡ニテ見積ラレ度シ
- 右照會者宛に購入見込數量は左の如し。

種別	購入年額	本年度購入額	製 造 者
白 糴	一〇、五〇〇 <small>円</small>	七、五〇〇 <small>円</small>	臺北市建成町 藤川類藏
同	一〇、五〇〇	七、五〇〇	臺北市堀江町 特許白糴製造所
同	三、〇〇〇	二、三〇〇	屏東郡屏東街 林 福
同	三、〇〇〇	二、三〇〇	桃園郡桃園街 張 福
同	二、六七六	二、〇〇〇	海山郡樹林 陳 炎

紅 糴	四〇〇 <small>石</small>	三〇〇 <small>石</small>	宜蘭郡宜蘭街 宜蘭酒造株式会社
同	八五〇	六〇〇	中壢郡中壢庄 孫 進 生
同	四〇〇	三〇〇	海山郡樹林 陳 炎
同	三〇〇	二〇〇	員林郡員林街 盧 福 來
同	五〇〇	四〇〇	臺中市 中部酒造組合

右照會に對し如き回答を得たり。

一、白糴製造者 張福老

全然製造ノ意思ナシ

二、紅糴製造者 宜蘭酒造株式会社

全然製造ノ意思ナシ

三、其ノ他ノ者

イ 專賣實施ト同時ニ製造ヲ中止スルヲ以テ禁業交付金ヲ支給セラレ度猶政府ノ指定ヲ受ケ製造致シ度

ロ 製造指定ノ上ハ製造器具一切貸與セラレ度

是に於て製造希望者に對しては製造を指定することとしたるが、此の外樹林黃燦春は身元確實にして製造の希望を申出でたるを以て樹林陳炎に豫定したる白糴、紅糴の内紅糴を製造せしむることとし、右照會者と同時に指定せり其の數量及價格左の如し。

區 分	指定數量	價 格	製 造 者
白 糴	七八七五 <small>石</small>	三、六〇〇	臺北市堀江町 特許白糴製造所
同	七八七五	二、四〇〇	同 建成町 藤川類藏
同	二、二五〇	二、三〇〇	屏東郡屏東街 林 進

第三章 原料品、燃料品 第一節 原料品
一三四一

第四編 酒類の製造

同	二、二五〇	一・八〇	海山郡樹林	陳	炎
紅	三七五	四二・〇〇	同	所	黃
同	三七五	四二・〇〇	中壢郡中壢庄	孫	進
同	三七五	四二・〇〇	蒙	中市	中部酒造組合
同	三〇〇	四二・〇〇	貞	林	街
			盧	福	來

白糴は各製造者に依り夫々價格を異にすれども、白糴なるものは各々其の製造法に秘傳を有し、其の品質異なるを以て一定せる價格を付すること至難なりしかば、購入に際しては價格に應じ左記歩合を保證せしむることとせり。

保證歩合

製造者

一四七	特許白糴酒造所
一四三	藤川類藏
一四二	林進
一四〇	陳炎

歩合の個數は原料米五石より得べき純酒精の升數なるを以て原料米の良否に依り一定せず従つて白糴に對しては科學的數字にあらざるも、便宜舊慣に従ふこととせり。之を當局に於て採用しつゝある製造歩合と對比すれば次の如し。

個數

製造歩合 (原料米澱粉量七五%トシテ計算ス)

一四七	六九・四六%
一四三	六七・七四%
一四二	六七・二七%
一四〇	六六・三三%

白糴に在りては大正十一年七月より、紅糴に在りては同年九月より製造に着手したるが、白糴は當局の所要量に對し、製造能力大なりしも紅糴は製造能力の増加困難にして、使用量を充たすこと能はざりしを以て、樹林陳炎に對しては十一月限り白糴の製造を中止せしめ、代ふるに紅糴の製造を以てし尙新竹州中壢孫進生は紅糴の品質最も良好なりしを以て、海山郡土城庄元慶萬修製糴所に對し之が製造を命じ、又宜蘭は地理的關係上運送困難なりしを以て、地元にて製造供給するを便宜と認め蘭陵酒造株式會社をして製造せしむることとせり。今右追加指定の數量及價格を示せば左の如し。

數量	一石當價格	製造者	製造所
三〇〇	三七・三七	蘭陵酒造株式會社	羅東郡三星庄
二五〇	三四・八〇	孫進生	新竹州中壢庄
二五〇	三四・八〇	陳炎	海山郡登歐庄樹林

大正十一年度中に於ける白糴及紅糴の所要見込量及購入實量左の如し。

所	要	見	込	購	入	實	量	差	額	減
紅			二一、八四九			二〇、八五八				九九一
糴										
所 <td>要</td> <td>見</td> <td>込</td> <td>購</td> <td>入</td> <td>實</td> <td>量</td> <td>差</td> <td>額</td> <td>減</td>	要	見	込	購	入	實	量	差	額	減
			二〇、一九五			一、九五九				六〇五

以上購入白糴及紅糴に付其の概況を示せば次の如し。

(一) 白 糴

(イ) 特許白糴製造所製白糴

特許法に依り白糴菌及酵母菌を純粹培養せるものにして、造酒上成績良好にして第一位に在り。

(ロ) 藤川類藏製白糴

前者と同じく白糴菌及酵母菌を純粹培養せるものなり。其の創業は特許白糴より古く造酒上の成績亦良好なり。

(ハ) 其の他の白糴

樹林陳炎及屏東林進の製造に係る白糴は在來の方法に依り製造せるものにして前者に比較するときは純粹培養

にあらざるを以て造酒上多少の手加減を要したり。

當時の全平均を示せば次の如し。

平均率	區 分
七〇・二	特許白糴
六九・七	藤川白糴
七〇・六	陳炎白糴
六一・四	林進白糴

白糴は其の後米酒製造法は臺南、埔里等を除きアミロ法に依ることゝなれるを以て所要數量は僅少となりたるにより當局製品のみを以てすることゝし昭和七年以降之が購入を中止したり。

(ニ) 紅 糴

紅糴製造は何れも在來の方法に依り製造せるも、各製造者に依り技術巧拙あるを以て其の製品は自ら優劣

中歴庄孫進生製造の紅糴品質良好にして、黃煙春、陳炎之に次ぎ其の他は稱するに足らざりしが如し。

委託製造者に對しては疊に當局に於て徵收したる器具機械を貸與し製造納入せしめたるが大正十二年に於ける納入命令書左の如し。

(紅糴之に徴す)

專酒第二三八〇號

白糴製造納付命令書

一、白糴八千六百六十貫匁

住 所 臺北州臺北市建成町四丁目一番地
 製造場 同上
 製造者 藤川類藏

右製造納付ヲ命シ候條左記條項ノ通心得ヘシ

大正十二年四月一日

臺灣總督府專賣局長 池田幸甚

第一條 受命者ハ前記ノ製造場ニ於テ白糴ヲ製造シ當局ニ納付スヘシ

第二條 納付場所、納付期日及分納數量ハ納付期日十日以前ニ之ヲ指定ス

第三條 受命者ノ製造スル數量ハ指定數量ヲ超ユヘカラス但シ操業ノ都合ニ依リ當然生スル増減ハ之ヲ認容ス

第四條 受命者ノ納付シタル白糴ハ當局指定シタル納付場所ニ於テ檢査ノ上受授スヘシ但シ納付後ト雖モ品質不良製成不完全ナルコト

ヲ發見シタルトキハ何時ニテモ之カ引換ヲ命スヘシ

第五條 現品ノ檢査ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

第三章 原料品、燃料品 第一節 原料品

- 一、包装及量目ハ各箇ニ付行フ
 - 二、品質検査ハ各包装ヨリ一貫匁ヲ採取シテ之ヲ行フ
- 第六條 検査ノ結果左ノ各項ノ一ニ該當スルモノアルトキハ之カ引換ヲ命シ又ハ値引ヲナスコトアルヘシ
- 一、醱酵歩合七〇%ニ滿タサルトキ
 - 二、醱酵上有害ナル成分ヲ含有セルトキ
 - 三、土砂其他夾雜物ヲ含有セルトキ
 - 四、包装方法當局ノ指示ニ適合セサルトキ
- 第七條 白糴ハ一貫匁ニ付各納付場渡シ金二圓三十錢トシ納付ノ都度其ノ代金ヲ支拂フヘシ
- 前項ノ代金ハ包装費及引渡迄ニ要スル費用ヲ包含スルモノトス但シ臺北所在ノ造酒場納付ノ場合ニ限り其ノ包装袋ハ返戻スヘシ
- 第一項ノ代金ハ指定數量九千貫匁ヲ超過シタル場合ハ更ニ協議スヘシ
- 第八條 白糴包装ハ納付場所ニ依リ左記ノ通りトス
- 甲 包装木箱詰武力板製内箱ノ二重包装トス
 - 乙 包装吹入内裝麻袋ノ二重包装トス
 - 丙 包装麻袋詰トス
 - 丁 包装メリケン袋入油紙外裝トス
- 各包装別納付場所左ノ如シ
- 甲 宜蘭、花蓮港、臺東、埔里、旗山、恒春
 - 乙 新竹、豐原、臺中、臺南、屏東
 - 丙 臺北、樹林

丁 小包郵便ヲ以テ納付スル場合

- 前項ノ包装ハ政府ノ承認ヲ經タル場合ノ外變更スルコトヲ得ス
- 第九條 受命者カ第二條ノ指定期日内ニ現品ヲ納付セサルトキハ延滞一日毎ニ延納品代價ノ千分ノ一ニ相當スル金額ヲ過怠金トシテ徴收スヘシ
- 第十條 當局ハ受命者ニ對シ別紙目錄ノ器具機械ヲ貸與スルニ付之カ保管ニ關シ一切ノ危險負擔ノ責ニ任スヘシ
- 第十一條 受命者ハ前條貸與物件ニ付滅失毀損シタルモノアルトキハ直ニ當局ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ前項ノ場合ニ於ケル賠償價格ハ當局之ヲ定ム
- 第十二條 當局ハ隨時官吏ヲ受命者ノ製造工場ニ派遣シ業務ヲ監督セシメ若クハ製造及納付ニ付必要ト認ムル事項ヲ受命者ニ指示スルコトアルヘシ
- 第十三條 受命者ハ帳簿ヲ備ヘ原材料及製品ノ出納及價格ヲ明瞭ニ記載スヘシ
- 第十四條 當局ハ受命者ノ事業計算書ノ提出ヲ命シ又ハ帳簿書類ノ検査ヲ行フコトアルヘシ
- 第十五條 本命令ノ條項ハ當局ノ都合ニ依リ隨時之カ變更又ハ取消スコトアルヘシ
- 本命令ヲ取消シタル場合ニ於テハ受命者ノ所持スル製品及半製品ヲ買上クル外補償セス
- 第十六條 受命者カ本命令ニ違反シ當局ニ損害ヲ及ホシタルトキハ當局ノ定ムル所ニ依リ賠償ノ責ニ任スヘシ
- 前項ノ場合當局ニ於テ必要ト認ムルトキハ本命令ヲ取消スコトアルヘシ
- 第十七條 本命令ノ有効期間ハ本命令交付ノ日ヨリ大正十三年三月三十一日限リトス
- 大正十一年度以降各廻類ノ購入次ノ如シ。

備考	昭和三十二年に於ける公種、種種の購入は樹林工場に於ける紅種試製用とす											
	白			紅			種			公		
	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	
備考	同 十四年度			同 十四年度			同 十四年度			同 十四年度		
	同 十三年度			同 十三年度			同 十三年度			同 十三年度		
	同 十二年度			同 十二年度			同 十二年度			同 十二年度		
	同 十一年度			同 十一年度			同 十一年度			同 十一年度		
	同 十年度			同 十年度			同 十年度			同 十年度		
	同 九年度			同 九年度			同 九年度			同 九年度		
	同 八年度			同 八年度			同 八年度			同 八年度		
	同 七年度			同 七年度			同 七年度			同 七年度		
	同 六年度			同 六年度			同 六年度			同 六年度		
	同 五年度			同 五年度			同 五年度			同 五年度		
	同 四年度			同 四年度			同 四年度			同 四年度		
	同 三年度			同 三年度			同 三年度			同 三年度		

白種に就き更に一言すべきは蕃人に對する白種の供給なりとす、從來蕃人は第一編に於て述べたるが如く酒類製造に當りては白種を使用せざるもの多かりしも一部にありては平地より白種を購ひ之を使用したりしを以て專賣實施に際しても其の購入を望むものに對しては當局は蕃人の從來の慣習を顧慮し彼等に之が供給を爲すこととし大正十一年之が取扱方を定め支局、出張所長宛通牒したり。即ち左の如し。

蕃人酒造用白種供給に関する件 (大正十一年十一月專賣第二五一號ノ二)

改正昭和二年專賣二五九號

從來蕃地ノ蕃人ハ行政區域内外ニ居住スルヲ以テ一般法規ノ適用ナク從テ專賣令ノ適用ヲ受ケス蕃人ノ酒造ニ對シテハ各地方ノ慣習ニ依リ特殊ノ取扱ヲ爲シ來リ候處是等多數ノ蕃人ハ白種ヲ使用セス酒造ヲ爲スヲ普通トシ之ヲ使用セルハ一部ノ蕃人ニ限ラレ其ノ使用量モ亦尠ナリシノミナラス今回專賣實施ノ結果酒價低廉ニテ購求シ得ラルルヲ以テ自家酒造ハ漸次減少シツツアル傾向有之白種ノ使用量モ從テ著シク減少セル様認メラレ候ヘ共尙一部ノ蕃人ニシテ白種ノ使用ヲ望ムモノ有之是等蕃人ニ對シ今俄ニ之カ供給ヲ禁スルハ施政正如何ト被存候ニ付從來白種ヲ使用シ來リタル慣習アル一部蕃人ニ限り最少限度ニ於テ之カ供給ヲ認メラルルコトニ決定被成候ニ就テハ爾後左記事項ニ依リ取扱相成度尙充分取締ヲ勵行シ一般人民專賣令違反ヲ生スルカ如キコト無之様處理被成度及通牒候也

記

- 一 蕃人所要ノ白種ハ其地警察協會支部長ヨリ便宜調書ヲ作製シ最寄專賣官署ニ之カ拂下ヲ出願スヘシ
- 二 拂下ノ願書ヲ受理セル專賣官署ハ警察協會ニ之ヲ拂下ケ協會ハ之ヲ當該蕃人ニ配付スヘシ
- 三 拂下價格ハ一疋當金一圓二十錢トス(本價格ハ專賣官署渡ノ拂下價格ニシテ協會迄送達セサルモノトス)
- 四 拂下ハ便宜酒造工場在庫品ヲ以テ之ニ充ツヘシ在庫品尠ナル場合又ハ工場所在地ニアラサル局所ニテハ拂下數量ヲ豫定シテ常ニ準備スヘシ

- 五 拂下ヲ爲シタルトキハ拂下數量價格期日及拂下先ヲ其ノ都度報告スヘシ
- 六 拂下後ノ取締ハ警察官署ト協力シ之ニ當ルヘシ
- 七 警察協會ヨリ蕃人ニ對シ引渡價格ニ專賣官署拂下價格ニ附帶シテ要シタル費用ヲ加算スルコトヲ得但シ其ノ引渡價格ハ專賣官署ニ届出ツルヲ要ス
- 八 專賣官署ニ於テ警察協會ニ拂渡スヘキ白糖ノ代金ハ其ノ都度又ハ前納セシムルモノトス

第三款 糖 蜜

糖蜜は新式製糖工業の副産物にして、臺灣製糖工業の初期に於ては不用物として投棄せられし時代もありしが、後、酒精工業の發達するに連れ之れが原料として又糖蜜酒原料として其の用途進展するに至り。之が主要原料となるに至れり。

即ち糖蜜の大部分は酒精製造に消化せらるゝも、其の儘輸出せらるゝもの又は直接消費せらるゝものもあり、專賣實施前に於ては糖蜜酒、砂糖酒等の酒類としたるもの少からず。

而して專賣實施當時に於ては元酒造業者の持越せる糖蜜ありたるを以て之が購入を爲したるが其の數量價格次の如し。

所 有 者	數 量	價 格
黃 東 茂	一五一、三六七	七五六・八四
大正製酒株式会社	三二七、七九三	一、三九九・六七
計	四七九、一六〇	二、一五六・五一

糖蜜所要工場は糖蜜酒製造工場たる嘉義、斗六、臺東、花蓮港とし購入契約を締結せるもの次の如し。

契約數量	納入場所	價 格	契 約 者
一、八〇〇 <small>斗</small>	嘉義	一八〇〇	大日本製糖株式会社
一、八〇〇 <small>斗</small>	斗 六	一七〇〇	同 上
一〇〇 <small>斗</small>	斗 六	一〇、五〇	東洋製糖株式会社
二二〇 <small>斗</small>	斗 六	一五、九〇	林本源製糖株式会社
八三	壽 東	三〇、〇〇	鹽水港製糖株式会社
六〇	臺 東	三〇、〇〇	臺東製糖株式会社
計二、二七三			

右の内嘉義、斗六、兩工場に於て消費すべき原料糖蜜は、運搬上最も便利なる大日本製糖株式会社、東洋製糖株式会社及林本源製糖會社工場に於て生産する糖蜜を購入することとし、花蓮港壽工場に在りては鹽水港製糖株式会社生産の糖蜜を、臺東工場に在りては臺東製糖株式会社より購入することとせり。而して之等價格は東部地方は西部地方の倍額以上に達し、生産費に影響すること甚しきを以て後に花蓮港、臺東兩工場の糖蜜酒製造は之を廢止するに至れり。糖蜜の購入條件は(一)全糖分四十五%以上たること(二)ブリンクス七十五度以上たること(三)酸酵上有害なる成分を含有せざることとせり。其の後購入數量價格等次の如し。

年 次	糖 蜜 數 量	價 格
大正十一年度	八・六三五・二〇〇	二八、四九九
同 十二年度	一六・〇八六、二〇六	一四五、一六二

第三章 原料品、燃料品 第一節 原料品
一三五

第四編 酒類の製造

同	十三年度	一五・六〇四・七八六	一三五二
同	十四年度	一二・〇〇一・八三八	一三六・九五八
昭和	元年度	八・二五二・四六八	二四二・四三四
同	二年度	一一・九三六・〇四四	一四三・一四四
同	三年度	一〇・〇七九・九八二	一七四・六四五
昭和	四年度	一二・五五六・三四八	一二一・八一二
同	五年度	一〇・〇四五・七〇三	一四四・六一〇
同	六年度	八・二八四・七六四	一二三・一一三
同	七年度	七・七四〇・一七〇	八六・七九二
同	八年度	八・五五四・〇〇〇	五二・八二〇
同	九年度	八・二一一・九五七	二六四・三七三
同	十一年度	八・八六三・三五〇	二八〇・八〇五
同	十一年度	九・五五二・二五〇	二五七・〇九一
同	十二年度	一一・一九六・一〇〇	二六四・〇九〇
同	十三年度	一一・〇〇一・九〇〇	三七七・九二七
同	十四年度	一四・〇二九・四〇〇	四一〇・二一〇
			四八六・七九二

第四款 藥 種

蒸餾酒を原料とし之に數種若は幾十種の草根木皮の漢藥及甘味料を用ひて製出せる所謂舊來の藥酒は其の數枚舉するに遑あらざる状態にありしが、其の代表的なるものは五加皮酒と虎骨酒にして玫瑰露酒は島内に於ては殆んど之を見ることなかりき。其の製法に對しては製造元に於て何れも之を秘して語らず、特殊の名稱を附して市中に販賣せるのみ。專賣實施後に於ては多數島民の嗜好に鑑み本島産藥酒は勿論支那藥酒に就き幾多考究を重ね、之が製造を開始することとし原料たる藥種は數名の藥種商より見本を徴し品質最も優良なるものを選び指定購入することとし、第一回に於て購入せる藥種名數量價格等次の如し。

品名	數量	單價	金額	購入優先
當歸	八・〇〇〇	八・〇〇	六四・〇〇	陳
熟地	四・〇〇〇	二・五〇	一〇・〇〇	同
何首烏	二八・八〇〇	二・三〇	六六・二四	同
什開	八・八〇〇	六・〇〇	五二・八〇	同
防風	三・九〇〇	五・五〇	二一・四五	同
白芷	一一・二〇〇	九・〇〇	二八・八〇	同
茵陳	八・〇〇〇	六・〇〇	四八・〇〇	同
續斷	八・四〇〇	二・五〇	二一・〇〇	同
川芎	五・二〇〇	二・五〇	一三・〇〇	同
川椒	四・八〇〇	二・〇〇	一〇・八〇	同

第三章 原料品、燃料品 第一節 原料品

第四編 酒類の製造

其の後必要に應じ購入せる數量價格次の如し。

年次	種	數量	價格
大正十一年度	吧	四〇〇〇	三三〇〇
	川	二・四〇〇	一四・四〇
	紅	四・〇〇〇	二二〇〇
	千	三・〇〇〇	一九二〇
	贊	四・〇〇〇	一四・四〇
	廣	三・六〇〇	一九二〇
	公	二・〇〇〇	一四・四〇
	佛	一・五〇〇	一四・四〇
	標	八・〇〇〇	六・四五
	板	二・三〇〇	四・四〇
	砂	三・六〇〇	二四〇〇
	黃	一・五〇〇	四・一四
	食	二・四〇〇	二八八〇
	玉	〇・六〇〇	六・七五
	甲	六四・〇〇〇	三七四・四〇
大	一・二〇〇	一八〇〇	
薨	三・六〇〇	九六〇〇	
計	二四・〇〇〇	一六六・二八	

通 川 通

大正十一年度 數量 價格 一、六二七 三、一三六

年次	種	數量	價格
同	吧	四・三八〇	二、一九一
同	川	一二、一六〇	一二、三九八
同	紅	一一、四三二	二八、九三六
昭	千	五、八八八	三五、六八〇
和	贊	八、三六七	七、三〇二
元	廣	五、八〇九	一七、七九三
二	公	三、〇六〇	八、一七五
年	佛	一一三	二、七九九
度	標	二、九三三	一四七
同	板	二、八七三	三、五五四
同	砂	三、八〇五	四、一七七
同	黃	五、八一〇	五、六七六
同	食	八、三六八	八、七二九
同	玉	三、四八二	九、二〇七
同	甲	七、二六七	四、三八八
同	大	二六、六〇三	一二、九八六
同	薨		四三、三二三

第三章 原料品、燃料品 第一節 原料品

一三五五

第五款 水 飴、砂 糖

藥酒は風味を尊び香氣を重ずるを以て其の製造には單に漢藥のみならず甘味料として水飴、水砂糖、白双目糖、白砂糖、赤砂糖、黄双目糖等の適切なる添加を必要とす。初年度以降購入せる數量價格次の如し。

區 分	大正十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度		昭和元年度		同二年度	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
水 飴	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
水 砂糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
白 砂糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
赤 砂糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
黄 双目糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
白 双目糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000

第六款 米 糠、清酒粕其の他

酒類製造用原料として米糠、清酒粕、麴包其の他の雜品あり米糠、麴包は直接酒類製造用原料にあらず、製糖用に供せらるも併て茲に掲載す。其の購入量價格は次の如し。

區 分	昭和九年度		同十年度		同十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
水 飴	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
水 砂糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
白 砂糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
赤 砂糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
黄 双目糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000
白 双目糖	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1,000

米糠、清酒粕、麴包の合計價格を計す

年 次	價 格	備 考
大正十一年度	三、三二五	
同十二年度	七、九三三	
同十三年度	二五〇	
同十四年度	八六九	
昭和元年度	三、一九七	
同二年度	一一、五二三	
同三年度	一一、八六六	

第四編 酒類の製造

同	四年度	一二、五六七
同	五年度	一〇、四六八
同	六年度	七、六五一
同	七年度	一四、五八九
同	八年度	一五、五三〇
同	九年度	二二、五三三
昭和	十年度	三一、〇三一
同	十一年度	三一、一八八
同	十二年度	二八、五八九
同	十三年度	三七、五五七
同	十四年度	一六、二〇七

今右の内米糠、清酒粕購入高を見るに左表の如し

昭和	三年度	同	四年度	同	五年度	同	六年度
米 数量	一六、〇〇〇	同	二〇、〇〇〇	同	二〇、〇〇〇	同	一八、〇〇〇
糖 数量	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
清酒粕 数量	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
米 価格	一六〇	同	二〇〇	同	二〇〇	同	一八〇
糖 価格	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇
清酒粕 価格	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇
米 数量	一六、〇〇〇	同	二〇、〇〇〇	同	二〇、〇〇〇	同	一八、〇〇〇
糖 数量	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
清酒粕 数量	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇
米 価格	一六〇	同	二〇〇	同	二〇〇	同	一八〇
糖 価格	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇
清酒粕 価格	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇	同	一〇〇

第七款 理研酒原料

昭和	十年度	同	十一年度	同	十三年度	同	十四年度
米 数量	一五、七	同	一五、七	同	一五、七	同	一五、七
糖 数量	一五、七	同	一五、七	同	一五、七	同	一五、七
清酒粕 数量	一五、七	同	一五、七	同	一五、七	同	一五、七
米 価格	一五七	同	一五七	同	一五七	同	一五七
糖 価格	一五七	同	一五七	同	一五七	同	一五七
清酒粕 価格	一五七	同	一五七	同	一五七	同	一五七

近世我酒造界に大なるセンセーションを齎せるものは所謂理研酒の出現なりしと謂ふべし。理研酒は我國酒造業の徒に傳統的因襲に終始し、常に現状維持を墨守し、事業の合理化を企圖するなき一般的情勢より、其の缺陷を匡正し、卒先新時代の合理的經營の實現に邁進したるものにして、即ち理研酒は化學の力に依り必然の工程を辿りて當然の結果を得たるものと云ふべく、在來の醸造工程に於ては微生物を相手とするを以て、屢々豫想に反する場合あり、從て均等的製品の大量生産頗る至難とせられたるが、理研酒の發明により本問題を合理的に解決したるものと云ふを得べし。

專賣酒類製造上に理研酒原料を採用するに至りたるは、昭和元年度にして、本品は財団法人理化學研究所の專賣特許品にして酸及鹽類、糖類、甘味料、調味香料の四種の原料より成り此の利用方法等に就ては全く製造技術の樞機に屬せり。

當局理研酒の購入は從來内地理化學研究所より購入し來りたるも爾來理研酒の飛躍的發展夥しくこれが製造工場も内地は勿論朝鮮に於ても續出するに至り夫々優良品を提供するに至り、而も朝鮮大鮮釀造及昭和酒類の二會社に於て製造するものは品質價廉にして購入に對しても朝鮮より移入するときは造石税は戻税となり買付上有利となるを以て之が一手販賣會社たる東京市麴町區有樂町理研酒販賣株式會社と隨意契約の上右二社製品を購入することし昭和十

一年十二月其の購入契約をなしたり。
今昭和元年度以降に於ける購入数量を掲ぐれば左の如し。

理研酒原料購入高

年次	数量	價格
昭和元年度	二、五二〇 _原	三三、六〇〇 _原
同 二年度	三、四九二	四二、六八〇
同 三年度	三、二四〇	三七、八〇〇
昭和四年度	三、九一〇	三九、一〇〇
同 五年度	四、五〇〇	三八、二五〇
同 六年度	二、八〇〇	一九、〇四〇
同 七年度	二、三〇〇	一五、六四〇
同 八年度	三、三〇〇	二二、四四〇
同 九年度	二、七〇〇	一八、〇九〇
同 十年度	五、六〇〇	三六、四〇〇
同 十一年度	一一、六〇〇	五八、〇〇〇
同 十二年度	二八、〇〇〇	一八二、〇〇〇
同 十三年度	二五、〇〇〇	一五五、二〇〇

同 十四年度

三〇、〇〇〇

二一九、〇〇〇

第八款 原料 酒精

酒造工業は製品自體に適度の酒精分を含有することは其の生命たり。然れども製品の種類、品質に依りては更に原料酒精の添加を要する場合あり。殊に本島酒に於て然りとす。昭和元年度以降之が購入を爲したるもの次の如し。

酒精購入數量價格

年次	數量	價格
昭和元年度	一〇、六三一 _原	一九四、三八五 _原
同 二年度	七、一九八	一二四、四五四
同 三年度	三、九五七	六五、六八四
同 四年度		
同 五年度		
同 六年度	一、六〇〇	一四、三九八
同 七年度	一、二五〇	一一、九六五
同 八年度	一、一〇一	一七、九六八
同 九年度		
同 十年度		

同	十一年度	
同	十二年度	
同	十三年度	
同	十四年度	

第九款 原料品の検収

原料品は購入契約の際提示したる現品見本及契約條項に照合し、之を検査し、其の適否を決定し合格したるものにあらざれば受入ることなし。一旦受入れたるものと雖後日隠れたる瑕疵を發見したる場合は更に適正なる處置を爲すの要あり。是等の事務に該る官吏の認定は自己の鑑識に依るの外技術者の鑑定に俟つべき場合あり之等は常に公正の立場に在りて嚴に失せず、寛に流れず中庸宜しきを得以て檢収の完璧を期せざるべからざるなり。

第十款 原料品の保管配給

検査の上受入れたる原料品は物品會計官吏の下に保管せられ、而して保管に關しては善良なる管理者として最余の注意を拂ひ、萬一重大なる過失等の事故に依り亡失毀損したる場合は之が賠償の義務あり。保管せられたる原料品は使用の職責にある官吏の請求に依り拂出され更に製品化せられて再物品會計官吏の保管に移さるものとす。

第二節 燃料

專賣制度實施前の臺灣に於ける酒造用燃料は内地の其れと異なるもの二三あり。内地に在りては概ね割木薪、石炭

の二種に限られしも本島に於ては右の外粗殼、枯草及甘蔗殼等を使用したところ尠からず。就中粗殼は蒸餾用の燃料として全島使用せられざるところなかりしが如し。薪は山間部落の樹木に富める地方に、石炭は其の産出附近に、枯草は樹木、石炭等の乏しき地方に、甘蔗殼は砂糖生産地方にて何れも普通燃料として消費せられたるが直に是等を稱して酒造専用の燃料と目すべきにあらざるも只粗殼のみは酒造燃料の特殊燃料なりと云ふを得べく專賣實施後も猶之を使用するに至れるは興味を惹くに足るべし。

第一款 石炭

專賣實施當初に於ては臺東、花蓮港、埔里、屏東、恒春等の各工場を除き其の他の工場は燃料として主として石炭を使用せり。而して第一次購入は全部切込炭のみなりしが、使用の結果ホイラー使用及作業の關係上切込炭には不適當の工場ありたるを以て第二次に於て、中塊炭をも購入することとし契約仕様も甲乙丙の三種とし左の如く定めたり。

甲

- 一 炭ハ切込炭トス切込炭ハ四分目篩ヲ使用シテ篩別シ之ヲ通過セサル塊炭六割以上タルコト
- 前項混合ノ割合ハ持込斤量ノ凡ソ百分ノ五ヲ篩別シタルモノヲ以テ定ム
- 二 水分ハ石炭持込ノ際一荷五十斤ヲ監貫シ之ヲ建上ニ散布シ五日間室内ニテ乾燥シ其ノ減量カ百分ノ二以上アルトキハ其ノ過剩ヲ水分ト見做シ受入石炭量ヨリ之ヲ控除ス
- 三 發熱量ハ六千カロリー以上トス
- 四 精選ノ度不十分ナリト認ムルトキハ請負人ハ專賣局ノ指圖ニ從ヒ幾回ニテモ精選ヲ爲スヘキモノトス然レトモ到底採用ノ見込ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

乙

- 一 炭ハ中塊トシ粉炭(四分目篩ヲ通過スル)ヲ含マサルコト但シ積込運搬ノ爲生スル粉炭ノ割合ハ八%迄之ヲ認容ス
前項混合ノ割合ハ持込斤量ノ凡ソ百分ノ五ヲ篩別シタルモノヲ以テ之ヲ定ム
- 二 水分ハ石炭持込ノ際一荷五十斤ヲ監視シ之ヲ越上ニ散布シ五日間室内ニテ乾燥シ其ノ減量カ百分ノ二以上アルトキハ其ノ過剩ヲ水分ト見做シ受入石炭量ヨリ之ヲ控除ス
- 三 發熱量ハ六千カロリー以上トス
- 四 精選ノ度不充分ナリト認ムルトキハ請負人ハ專賣局ノ指圖ニ從ヒ幾回ニテモ精選ヲ爲スヘキモノトス然レトモ到底採用ノ見込ナキモノハ此ノ限ニアラス
- 五 油炭泥炭ノ混入ヲ許サス

丙

- 一 炭ハ中塊トシ粉炭(四分目篩ヲ通過スルモノ)ヲ含マサルコト但シ積込運搬等ノ爲生スル粉炭ノ割合八十%迄之ヲ認容ス
前項混合ノ割合ハ持込斤量ノ凡ソ百分ノ五ヲ篩別シタルモノヲ以テ之ヲ定ム
- 二 水分ハ石炭持込ノ際一荷五十斤ヲ監視シ之ヲ越上ニ散布シ五日間室内ニテ乾燥シ其ノ減量カ百分ノ二以上アルトキハ其ノ過剩ヲ水分ト見做シ受入石炭量ヨリ之ヲ控除ス
- 三 發熱量ハ七千カロリー以上トス
- 四 精選ノ度不充分ナリト認ムルトキハ請負人ハ專賣局ノ指圖ニ從ヒ幾回ニテモ精選ヲナスヘキモノトス然レトモ到底採用ノ見込ナキモノハ此ノ限ニ在ラス
- 五 油炭泥炭ノ混入ヲ許サス

以上

其の後小塊炭粉炭を購入するに至り小塊炭は大き六分目篩を通過するもの三〇%以下水分五%以下灰分一〇%以内發熱量六千七百カロリー以上とし粉炭は六分目又は四分篩粉炭水分五%以下灰分二〇%以内發熱量五千八百カロリー以上とし供試料は各指定に對し一〇〇庇を立會の上採用し次の方法に依り試験するものとし(イ)大さ供試料五〇庇を傾斜四十五度の篩を以て篩分け決定し(ロ)水分供試料一庇を攝氏百五度に於て一時間乾燥し其の減量を以て水分と看做す(ハ)發熱量水分検査を了せる試験につきトムソン氏カロリーメターに依り檢定し原試料に對するカロリーを算定す(ニ)灰分水分檢定を了せる試料一乃至二瓦を灼熱灰化し恒量となるに至り茲に得たる灰分量より原試料に對する百分率を算出す。

小塊炭は臺北酒工場、宮前酒工場、宜蘭出張所、樹林酒工場、斗六酒工場、嘉義支局、臺南支局、屏東支局、花蓮港支局に粉炭は臺中支局に使用す。

大正十一年以降購入せる數量價格次の如し。

年次	石炭購入高	數量	價格
大正十一年度		一一、八一八	一四八、一六五
同 十二年度		一一、三二六	一五七、八三一
同 十三年度		一〇、三六四	一三九、三一六
同 十四年度		一四、三六四	一九〇、七〇〇
昭和元年度		一二、四一〇	一六七、二九二
第三章 原料品 第二節 燃料			一三六五

第四編 酒類の製造

年次	薪、穀、穀	穀
同 二年度	一〇、七二三	一三六六
同 三年度	一二、四二七	一五三、〇〇二
同 四年度	一三、八六八	一七七、七一七
同 五年度	一一、六六八	一六九、四八五
同 六年度	一〇、〇一七	一三九、一八七
同 七年度	一〇、七一九	九〇、四三二
同 八年度	一〇、三五五	八六、四二六
昭和 九年度	一一、八四二	九〇、三一一
同 十年度	一三、六〇二	一〇八、四六〇
同 十一年度	一五、六〇六	一三九、〇三三
同 十二年度	一二、二四四	一七五、八七六
同 十三年度	一五、二八三	一四三、九一一
同 十四年度	一七、五七六	二五〇、四〇一
		三二二、三八八

第二款 薪、穀、穀

燃料用としての薪に就ては一般燃料と共に特筆すべき點あらざるも穀を酒類蒸餾用として使用するに至りたるは之が理由を調査するに(一)火力強烈ならずして蒸餾物の蒸釜に焼付く虞なきこと(二)穀は農家に在りては殆んど廢物に

屬し他に特別用途なきを以て他の燃料に比し價格低廉なること(三)臺灣に於ける平地部落の米産地に在りては概して樹木少く燃料豊富ならざるが故に燃料として最も手数を要する穀も酒類の蒸餾等には尙ほ使用の價値ありたることを數へ得べく使用法は穀の乾燥したるものを灶の前に高く堆積し之を少量宛灶口に落し、落下せる一部分を細き竹の先を以て彈き釜下一體に撒布すれば、撒布の都度穀に火の移り來りて焰を生ず燃焼力緩慢にして煤煙を生ずることなし。今日の如く新式方法を以てせば容易に燃焼すべきも、急造の假設灶に在りて穀を使用するに至りたるは窮して通じたるの類と稱し得べし。

大正十一年度以降薪、穀の購入數量價格次の如し。

年次	薪、穀、穀 購入高	數量	價格
大正 十一年度		二、二三三	一四、八〇九
同 十二年度		二、二〇五	一二、一八三
同 十三年度		一、八八二	一五、七二四
同 十四年度		二、七〇〇	二一、二二〇
昭和 元年度		一、五一六	六、五三一
同 二年度		一、一八三	一五、三五一
同 三年度		五〇九	一六、三五〇
同 四年度		二三〇	一、三七九
同 五年度		三八〇	二、一七四

第三章 原料品、燃料品 第二節 燃料

一三六七

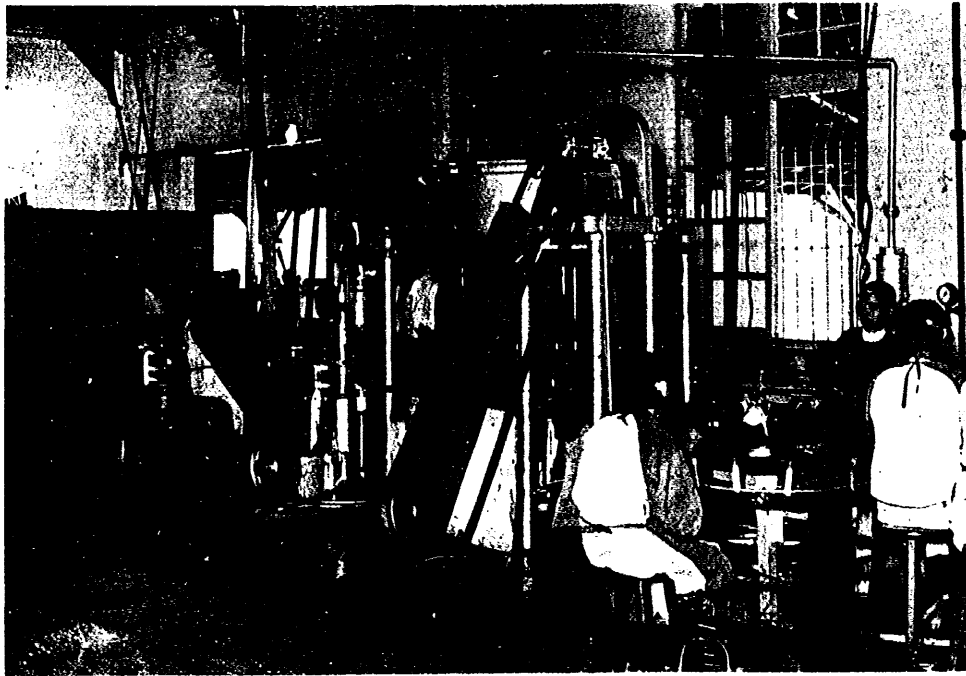
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	同
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度

第四章 包装材料

四一五	二一五	三八八	二二三	三五六	一二〇	一三六八	一、八一九	八一二	八六八	一、八一四	一、〇四七	一、六七七	二、九五四	六三四	三、七〇四
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-------

一般に酒類製造と云へば原料より酒なる液體を生産する其點のみを考へる傾向あるも、製造と云ふは斯の如く簡單に片附け得べきものにあらずして、如何に製品優良なるも、包装劣悪なるときは風味、品質の維持不可能なるのみならず、之を江湖に推奨すること能はざるべし。實に包装は酒類製造經營の重要事項にして洵に緊切なる問題なりと謂ふべし。

專賣後に於ては多數分散せる工場を集約せしめたる結果、製品を遠距離に輸送するの必要生じたと、又酒類の保證は酒專賣の一意義にてもあり、變質、變味を防がんが爲め、蒸餾酒以外は全部之を罐詰とし、蒸餾酒に就きても漸次罐詰化することとし、零賣酒は甕又は洋樽を用ふることとし樽は一石、六斗、四斗、三斗五升、二斗の五種類を三



(東 厨) 場 詰 場



(北 臺) 詰 樽 の 酒 賣 零

井物産株式會社を通じ内地より買入れ、米酒、糖蜜酒の運送に用ふることゝしたり。

包装に就ても其の創始に當りては包装紙、レッテル等は勿論考案に考案を重ねたるものにして、王冠コルクなどの製造工程に對する複雑なる考慮等實に容易の業にあらざりしなり。

而して容器には本來酒類の流動液體たるの本質と、運搬上の利便及販賣上の手段並に品種の相違等により硝子壺、陶器甕類、金屬性罐、木製樽等の別あり、而して之等容器中多くは既製品を購入使用するも、一部材料品を購入して製作するものあり。包装には栓口、口金、包紙、苞、木箱等あり。本章に於ては之等を一括、容器包装とし敘述すべし。

專賣創始以來の包装材料品は種々雑多にして其の品名も統一さるゝに至らざりしかば、昭和五年に至り之が統一をなすこととなり、同年三月專酒第七百二十六號を以て之が通達を發したり。

其の後右材料品名は漸次包装の改善に伴ひ品名多數に亘り各官署の取扱區々にして不便尠らざるに至れるを以て昭和十一年四月專酒第三百號を以て之が改定を爲したり。即ち左の如し。

專酒第三〇〇號

昭和十一年四月四日

酒 課 長

酒關係各官署長 宛

酒類包装材料品名改定ノ件

現在包装材料品名ハ昭和五年三月廿九日附專酒第七二六號及昭和五年十月六日附專酒第一七九〇號ノ通牒（別記抄録參照）ニ依リ、改定シタルモ其ノ後包装ノ改善ニ伴ヒ品名多數多様ニ亘リ且各官署ノ取扱區々ニシテ不便不尠ニ付爾今包装材料品ハ左記ノ品名ニ依リ

第四章 包装材料

出納整理相成度

右依命通牒ス

追而本件品名ノ改定ニ依リ出納簿ヲ整理スルニ當リテハ特ニ本局ノ認可ヲ更クルコトヲ要セス單ニ出納簿備考ニ本通牒ニ依リ改定シタル旨記入相成度

左記省略

第一節 容 器

第一款 容 器 の 意 匠

臺灣に於ける酒類製造は政府の專賣事業なり、敢て競争の要なしと雖、人の嗜好は必ずしも内容の優越のみを以て満足すべからず、外觀の美も亦忽にすべからざるなり。即ち人の美威に訴へ其の嗜好をそらんが爲め包装の體裁は相當意匠を凝らざるべからず。專賣實施當時に在りてもレットルの如き酒銘の如き一見不快の感なからしむると同時に好印象を興ふることに努め、乃ちレットルには之を本島史實に稽へ慣行に求め其の最も愛好する黃紅の色彩を濃厚に加味せしめ或は酒銘に對しては凶を避け吉を採り、福祿、萬壽の名稱を用ひたる等亦故ありと謂ふべし。

容器、包装の意匠は輕んずべからざるを以て、爾來之が圖案意匠の考案調製に對しては尙其の萬全を期せんが爲め、或は懸賞募集を爲し、應募圖案中より優秀なるものを審査し之を採用する方法をも講じたり。

第二款 壺 類

壺詰となすべき酒類は清酒、米酒、紅酒、藥酒、糯米酒、味淋、泡盛、燒酎、高粱酒等にして、内地清酒及味淋は四合水色機械壺を、其の他は全部三合六勺ビール壺を用ふることとせり。壺詰となすべき酒類の專賣當初たる七月以

降九ヶ月間の豫定製造高次の如し。

種 類	數 量
米 酒 (全製造石數ノ五分ノ一)	八、三四〇
紅 酒	二四、〇〇〇
藥 酒	四、〇六二
清 酒	二一三
糯米 酒	三、三七五
味 淋	五二五
泡 盛	三七五
燒 酎	二、〇六三
高 粱 酒	二二五
高 粱 酒	三〇〇

右製造石數に對する所要壺數次の如し。

種 類	數 量
ビール四合壺	一一、二九三、九八一
水色四合壺	九三七、五〇〇
水色一合壺	二一三、〇〇〇
計	一二、四四四、四八一

右は初年度各酒類需要量を全部當局に於て壺詰とし賣出するものとしての計算なりしを以て、實際初年度の所要數は

後に述ぶるが如く、ビール場にて五百萬本の減少を來せり、以上四合場所要内譯を示せば次の如し。

四合場所要見込高 (△印ヲ附シタルハ水色場其他ハ全部褐色場トス)

工場名	酒別									
	米酒	紅酒	酒藥	酒清	酒糴	米酒	味淋	泡盛	燒酎	高粱酒
臺北工場	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
有明分工場	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
太平分工場	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
宮前分工場	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
宜蘭分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
新竹分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
臺中分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
臺南分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
嘉義分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
旗山分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
恒春分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
花東分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
臺東分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
花蓮分工場	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇								
計	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

場は專賣開始後約六箇月間は、少數の所要に止まり、從來の場營業所所有品にて需要に應じ得る見込にて、先づ臺北、樹林各工場の分は本局にて、他は地方各支局、出張所に於て購入することとし、地方により需給伴はざるものに對しては暫く市場の推移を見たる上更に臨機の處置を取る方針を以て六月十日宜蘭、埔里、臺東各出張所及臺中、臺南、花蓮港各支局に左記數量の購入方を委任せり。

納付場所	種類	數量
宜蘭工場	ビール四合場	一七〇、〇〇〇
臺中工場	ビール四合場	一七〇、〇〇〇
埔里工場	水色四合場	六三、〇〇〇
臺東工場	水色四合場	一〇、〇〇〇
臺東工場	ビール四合場	一八、〇〇〇
花蓮港工場	ビール四合場	二八、〇〇〇
計		三二二、〇〇〇

購入期間は七月十五日とし臺中、埔里に對しては自給自足の出來ざる爲最初は各地の時價によりて供給し得る數量を營業者と契約し、可成迅速に納入せしめ次回は買入價格を引上げ、更に供給し得る數に對し契約せしむとするの方針を立てたり。次に臺北、樹林の各工場にて使用するべき場は大正十一年六月二十八日臺北市京町一丁目一番地平尾秀

樹林分工場	數量
啤酒	一七〇、〇〇〇
水色	六三、〇〇〇
啤酒	一八、〇〇〇
啤酒	二八、〇〇〇
計	三二二、〇〇〇

太郎と左記内譯書の如く契約し、大正十一年七月二十五日完納せり。

納付場所	數	量	千本當價格	金額
臺北市甲	100,000		31,500	3,150,000
同乙	100,000		31,500	3,150,000
同丙	100,000		31,500	3,150,000
同丁	200,000		31,500	6,300,000
樹林工場	100,000		33,000	3,300,000
同計	350,000			11,070,000

初回購入數量次の如し。

本局に於て購入契約分
各支局出張所へ委任分

計
三五〇〇〇〇本
三一二〇〇〇本
六六二〇〇〇本

初回購入數量は前記の如く六十六萬二千本なりしが、同年九月より翌年三月迄の七ヶ月分の古壺を左記の如く各支局、出張所に於て購入契約せり。

支局出張所購入場調

工場名	種別	本數	單價	金額	本數	單價	金額	合計金額
臺北工場	本	四五〇,〇〇〇	三六	一六,二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三三	三,三〇〇,〇〇〇	一九,五〇〇,〇〇〇

右は第二回購入數量にして第三回購入次の如し。

工場名	種別	本數	單價	金額	本數	單價	金額	合計金額
宜蘭工場	本	二一〇,〇〇〇	三一	六,四二〇,〇〇〇	一	二八	三,九二〇	四,四一〇
新竹工場	本	二一〇,〇〇〇	三〇	六,三〇〇,〇〇〇	一	二八	三,九二〇	一〇,二二〇
臺中工場	本	一五〇,〇〇〇	二六	四,〇五〇,〇〇〇	一	三一	一八,六〇〇	二二,六五〇
豐原工場	本	八八,〇〇〇	二六	二,二八八,〇〇〇	一	二七	七五六	三,〇四四
埔里工場	本	二八,〇〇〇	一三	三,六四〇,〇〇〇	一	二五	一,三二五	一,六八九
臺南工場	本	二一〇,〇〇〇	三〇	六,三〇〇,〇〇〇	一	三〇	二,七三〇	九,〇三〇
旗山工場	本	三〇,〇〇〇	二二	六六〇,〇〇〇	一	二五	八二五	六六〇
恒春工場	本	三三,〇〇〇	二〇	六六〇,〇〇〇	一	二五	八二五	一,四八五
花蓮港工場	本	四二,〇〇〇	二五	一,〇五〇,〇〇〇	一	三八	三,〇七八	四,一二八
樹林工場	本	二二五,〇〇〇	三九	八,七七五,〇〇〇	一	三六	一二,六〇〇	二二,三七五
計		一,六七六,〇〇〇		五二,〇五七,〇〇〇			四七,一三四	九九,一九一

種別	數	量	單價	金額	納付場所
四合ビール壺	四〇,〇〇〇	本	三六	一,四四〇,〇〇〇	北工場
四合水色壺	七〇,〇〇〇	本	三四	二,三八〇,〇〇〇	中工場
計	一一〇,〇〇〇			三,八二〇,〇〇〇	

古壺の購入仕様書は(一)種類四合入ビール空壺(二)完全無缺のもの(三)油類の容器に使用したることなきもの(四)十九本宛一搏とす。

古壺購入數に對する所要數の過不足を示せば次の如し。

第四章 包装材料 第一節 器

ビール場初年度十一月末日迄の使用数、第三號米酒の製造石数四千八十五石に對し場数百十六萬七千四百四十四本なり。而して十二月より翌年三月迄の所要見込場数は左の如く合計四百八十七萬二千本なり。

酒類	場数
米酒	一、五〇九、〇〇〇 ^本
紅酒	二、一七〇、〇〇〇
泡盛	三六〇、〇〇〇
燒酎	六七、〇〇〇
藥酒	六八六、〇〇〇
高粱酒	五〇、〇〇〇
糯米酒	三〇、〇〇〇
計	四、八七二、〇〇〇

初年度七月以降翌年三月迄九箇月間の所要数、六百三萬九千四百四十四本に對し、島内古場購入契約總数、二百三十萬五千本にして差引三百七十三萬四千四百四十四本の不足となる、此の不足は島内に於て供給方法なかりしにより内地より購入の計畫を立てたり。

斯の如く使用本数の所要見込数より減少せるは、各工場共創業當時のこととして製造能力豫定の如く擧げざりしと、紅酒は大部分當局製造に係るもののみを賣出すこととなりたるを以て、初年度の紅酒に對する所要量著しく減少せるに依るものなり。

水色四合場は各地に於て島内古場を購入し需要に應ずる計畫を立てたり。

褐色新ビール場購入は、初年度所要数は島内購入見込数を控除したる不足數量、四百五十萬本の豫定なりしが、島内に於ける購入數量幾分増加の形勢ありたると且包装の主たる紅酒は專賣以前の持越酒尙市場に潤澤なる關係上、一時に購入する必要なきに至りたるを以て、先づ三百五十萬本程度の購入を爲すに決し、次の三箇所と購入契約を爲すに至りたり。

契約者名	數量	單價	金額	納期
大日本製糖	一、五〇〇、〇〇〇 ^本	九五 ^圓	一四二、五〇〇 ^圓	大正十二年三月末日迄二分納
大阪製糖	一、〇〇〇、〇〇〇	八五	八五、〇〇〇	同
關門製糖	一、〇〇〇、〇〇〇	七八	七八、〇〇〇	大正十二年一月末日迄二分納
計	三、五〇〇、〇〇〇		三〇五、五〇〇	

品質は提出見本の通とし、形状及寸法は共に圖面に表示し、容量は三合六勺、重量百六十匁、口の種類王冠口、記號は圖面通とし、受渡地所を基隆岸壁倉庫と指定せり。契約書中の圖面左の如し。葡萄酒場及酒精場購入は當初の年度見込を六萬九千八百八十五本とし、先づ其の半数に等しき數量を次の如く購入したり。

種類	初年度使用見込高	購入高	單價	價金	額
葡萄酒場	五、〇〇〇	三、五〇〇 ^本	一一〇 ^圓	三八五 ^圓	
同		五、〇〇〇	九〇	四五〇	
同		一、〇〇〇	一三八	一三八	
同		二、〇〇〇	一八〇	三六〇	
同		三、〇〇〇	一一〇	三、一〇〇	

第四編 酒類の製造

局方純アルコール	計
三、八八五	六〇、五〇〇
三、〇〇〇	四、〇〇〇
三、〇〇〇	三三、六〇〇
三、〇〇〇	六〇
六九、八八五	三七、六〇〇
計	二、一九六
九十一度酒精	七、六七三
同	一八〇

場類の初年度以降購入数量價格次の如し。

場

年次	数量	價格	備考
大正十一年度	五、九九六、〇〇〇	三九九、一三五	場へ古場ノ回收購入ヲ爲シ不足分ヲ新規購入ス
同 十二年度	四、二七五、〇〇〇	一九二、三三〇	
同 十三年度	四、二七五、〇〇〇	七二〇、五〇四	
同 十四年度	一七、六〇五、〇〇〇	八〇八、七七七	
昭和元年	一五、七六七、〇〇〇	六五一、二六四	
同 二年	一八、四〇二、〇〇〇	九三三、三四六	
同 三年	一七、〇六七、〇〇〇	七六七、四八二	
同 四年	一八、三八八、三八四	七四五、三一七	
同 五年	一八、三四六、〇四一	六四七、六三〇	
同 六年	一〇、九四二、〇〇〇	二八八、一七六	
同 七年度	九、六六五、〇〇〇	三二七、八四三	
同 八年度	八、三六五、〇〇〇	二五〇、八三八	

年次	数量	價格
同 九年度	一二、七五〇、〇〇〇	四九三、三五七
同 十一年度	一六、七〇九、〇〇〇	四六五、八五一
同 十二年	一八、五三〇、〇〇〇	六二七、三三五
同 十三年	二九、九四四、〇〇〇	一、一六五、一〇七
同 十四年	三三、六五四、〇〇〇	一、二八六、二七九
同 十五年	五四、九二一、〇〇〇	二、二八六、五八二

第三款 罐

原料酒精は藥局方酒精及工業用酒精として一部場請とせられしもの、外工場に在りては六十石入タンクに藏置し一石入、二石入鐵罐（ドラム罐）にて之を配給し其の他は一斗入鉄力罐を容器とせり、而して此の鉄力罐は石油罐型にして酒精罐材料として百封度及百五十封度の鉄力板を購入し、工場に於て組立作業を爲し、製罐の上之を使用せり。初年度以降の酒精罐材料購入数量價格次の如し。

年次	数量	價格
大正十一年度	五五、〇〇〇	二七、三九六
同 十二年		
同 十三年		

第四章 包装材料第一節 容器 一三七九

第四編 酒類の製造

同	十四年度	一七六、五六〇	一三八〇
昭	和元年度	二三、七六四	
同	二年度	七三、三八八	七、九四九
同	三年度	一式	
同	四年度		二九、四四〇
同	五年度		一五、一八五
同	六年度		八、四四七
同	七年度		
同	八年度		九、一四六
同	九年度		一七、〇三八
同	十年度		二四、四八四
同	十一年度		一九、一九二
同	十二年度		一五、六一四
同	十三年度		一九、一〇五
同	十四年度		五一、〇六五

第四款 零 賣 容 器

本島に於ては從來酒類製造場散在し、其の地方の需用を充たし居たるを以て、零賣酒の如き遠隔の地に輸送するこ

と稀にして、且零賣に際しては容量度数等に付大なる考慮を用ひざりしを以て、特に一定の零賣容器の必要を感せず、従て舊酒造者にして零賣容器の完全なるものを所持するもの殆んどなかりき。然るに專賣實施と共に工場を集中し、容量、度数等に就きても嚴密なる注意を拂ふに至れるを以て、茲に一定の零賣容器採用の必要起り之を新規購入することゝなれり。

零賣とすべき酒類は前述の如く米酒、糖蜜酒及蕃薯酒にして其の石数は糖蜜酒、蕃薯酒の製造石数の全部と米酒製造總石数の五分の四とし、約八萬四千石にして是れ當初の豫定計畫なり。

零 賣 酒 類 石 數

米	酒	三三・三六〇石
糖	蜜酒	四六・四七五石
蕃	薯酒	四・一二五石
計		八三・九六〇石

零賣酒容器として何を使用すべきかは最も重要な事項なりしを以て、先づ伊丹樽(四斗)洋樽(一石、六斗、四斗、二斗)甕(一斗、一斗五升)鉄力罐(一斗)に付實際の輸送試験を行ひ之が耐久力、容量減減の有無及酒類の品質に與へる影響等に對し詳細調査したるに其の結果伊丹樽は耐久力に乏しく、減減も亦多く且新樽は其の木香浸出して本島酒容器として適當ならず、鉄力罐は數日にして錆を生じ用ふべくもあらず。結局甕及洋樽の最も適當なるを知り得たり。乃ち當局に於ては甕及洋樽を使用するに決し、之が供給能力、價格等につき調査を進めたるに、當時洋樽

の供給者としては三井物産株式会社を代理とする尼ヶ崎石田洋樽工場のみにして其の供給力は到底當局の所要数を充たすべくもあらず。一方一斗甕は其の容量に比し重量上大なる缺點あるも其の製造所は數ヶ所ありて、之が供給亦潤澤なる見込立ちたるを以て、當初先づ次の如き購入計畫を立てたり。

今零賣酒の三割を洋樽を以てし、他の七割を一斗甕を以てするものとせば、零賣酒總高八萬四千九百六十石に對する容量次の如し。

九箇月分	洋樽使用分	三五、四八八石
一箇月分	洋樽使用分	五九、四七三石
	一斗甕使用分	二、八三三石
		六六〇八石

而して洋樽及一斗甕共に四箇月分を要するものとせば、一斗甕の所要數二十六萬四千三百二十個となり、洋樽は一石入、六斗入、四斗入、二斗入の四種ありしも一石入は取扱上不便にして破損率多きを以て之を除外し六斗入を四分の一、四斗入を四分の二、二斗入を四分の一の割合にて用ふることゝし次の如く算出せり。

洋樽所要數	六斗入	四・七二〇個
	四斗入	一四・一六〇個
	二斗入	一四・一六〇個
計		三三・〇四〇個

右大體の計畫により先づ一斗甕六萬及洋樽一萬四千個を購入し、各工場に配給使用したるも、其の後一斗甕は容器小に過ぎ、而かも重量大にして破損多く又包装に手数を要し、多數を取扱ふ容器としては適當ならざるの結論を得、洋樽は比較的破損少く、容量亦任意のものを得べく酒類の品質又は缺減等に對しても支障なく、甕に比し豫期以上の成績を得たり。一方當初零賣酒の賣行豫期の如くならず、零賣容器も亦所要量、當初の計算より減少したる状態なり

しを以て、一斗甕の購入は爾後之を中止し、洋樽に對し新に鈴木商店を追加し契約する等専ら其の供給につき極力之を奮勵し、猶不足せる容器は止むを得ず島内に於て四斗入伊丹樽を購入して當座の配給を按排したり。

(イ) 今一斗甕購入の實績を述べれば次の如し。
愛知縣下常滑町 清水榮太郎納 (第一回分)

契約數	二〇、〇〇〇個
價格	二八、〇〇〇圓
單價 (完手全破損)	一、四〇錢
受入總數	一八、七五二個
內譯	
完手全破損	一五、七〇二個
取手破損	三、〇五〇個

(ロ) 小野田陶器組合納 (第一回分)

契約總數	五、〇〇〇個
價格	七、二五〇圓
單價	一、四五錢 (基隆渡)
受入總數	五、五七五個
內譯	
完手全物	五、三九七個

第四編 酒類の製造

一三八四

(ハ) 清水榮太郎 (第二回分)

取手破損 一七八個
 契約總數 三〇〇〇個
 單價 一、四〇錢

其他前契約に同じ

受入總數 三一・一八四個
 内譯

完全物 二七・四六三個
 取手破損 三・七二一個

(ニ) 小野田陶器組合 (第二回分)

契約總數 五・〇〇〇個
 單價 一、四五錢

其他前契約に同じ

受入總數 五・五七五個
 内譯

完全物 五・三九七個
 取手破損 一七八個

以上合計

契約總數 六〇〇〇個
 受入總數 六一・〇八六個
 内譯
 完全物 五三・九五九個
 取手破損 七・一二七個

備考

納入者	種類	別	數量	單價	金額
小野田陶器組合	完全ナルモノ	ノ	一〇、七九四	一、四五	一五、六五一
	取手落ナルモノ	ノ	三五四	一、四〇	四九八
清水榮太郎	完全ナルモノ	ノ	四三、一六五	一、四〇	六〇、四三一
	取手落ナルモノ	ノ	六、七七一	一、三五	九、一四一
計			六一、〇八四		八五、七二二

甕の購入は大正十一年度の購入を以て一應中止したるが昭和二、三年度に至て再購入せり。其の數量次の如し。

年次	數量	價格
大正十一年度	五、〇八四	八五、七二一
自大正十一年度至大正十五年度	一	一
昭和二年度	二四、七〇〇	三〇、一三四
同 三年度	二四、一五〇	三〇、六四六
第四章 包装材料第一節 器		一三八五

同 四年度
同 五年度

洋樽購入は三井物産株式会社と契約したるが其の數量次の如し。

種 類	内 譯	數 量	單 價
一石洋樽		一、〇〇〇	一四、一〇
六斗洋樽		一、〇〇〇	一〇、五〇
二斗洋樽		五〇〇	四、九五
契 約 總 數	内 譯	一、〇〇〇	
一石洋樽		一、〇〇〇個	單 價
契 約 總 數	内 譯	一〇、五〇〇個	一四、一〇
種 類	内 譯	數 量	單 價
二斗洋樽		一、五〇〇	四、九五
四斗洋樽		九、〇〇〇	八、七〇
契 約 總 數		二二、〇〇〇	

第一回分

種 類	内 譯	數 量	單 價
二斗洋樽		九、〇〇〇	四、九五
四斗洋樽		八、〇〇〇	八、七〇
六斗洋樽		三、〇〇〇	一〇、五〇
一石洋樽		二、〇〇〇	一四、一〇

當時三井物産會社を代理納入とせる尼ヶ崎樽工場に於ては全能力を擧げて當局の需要に應じたりしも、尙不足を生じたりしが偶々鈴木商店よりも納入希望申出たるを以て新に追加購入契約を爲したり其の數量左の如し。

一〇、〇〇〇箇 (第五回鈴木商店分)

種 類	内 譯	數 量	單 價
四斗洋樽		二、〇〇〇	六、五九
二斗洋樽		八、〇〇〇	四、四〇
契 約 總 數		一〇、〇〇〇	
種 類		契 約 數	
一石洋樽		四、〇〇〇	
六斗洋樽		四、〇〇〇	
四斗洋樽		一九、〇〇〇	

以上五回の購入契約數量合計次の如し

第四編 酒類の製造

二斗洋樽

一三八八

計

一九、〇〇〇
四六、〇〇〇

伊丹古樽の購入數次の如し

納入者	購入數量	單價	金額
近藤 佳明	三、〇〇〇	四、六五	一三、九五〇
玉理 元平	五、〇〇〇	五、〇〇	二五、〇〇〇
計	八、〇〇〇		三八、九五〇

右伊丹古樽使用の結果は當初の試験の際得たるものと同じく、成績不良に終りたるを以て應急使用に止め、洋樽の所要量充實したる以後に於ては之を廢止するに至りたり。

洋樽の購入數量價格次の如し。

年次	數量	價格
大正十一年度	五七、八六〇	三九四、四四五
同 十二年度	一〇、七〇〇	一一〇、九五一
同 十四年度	一〇、八〇〇	七九、一〇七
昭和元年度		
同 二年度	五〇〇	九、五〇〇

洗樽は使用年月の経過、運搬其の他の事故に依り破損するが故に、之が修繕を爲す材料の購入も亦必要なり即ち破損部分の取換、修理あり、部分品の組合を爲す場合あり是等材料の購入價格次の如し。

洋樽

年次	價格
大正十三年度	八九、七六三
同 十四年度	五二、七〇九
昭和元年度	二九、二八〇
同 二年度	二五、二一九
同 三年度	三三、二一八
同 四年度	三六、〇七七
同 五年度	二〇、六一九
同 六年度	二一、二五〇
同 七年度	二九、四三四
同 八年度	二三、六〇九
同 九年度	二〇、一九五
同 十年度	三七、二一一
同 十一年度	二九、五二二
同 十二年度	
同 十三年度	七、〇三五

第四章 包装材料 第一節 容器

一三八九

各工場に於て洋樽修繕材料を以て破損樽を組替へ修理したる場合に於ては別記様式に依り其の状況を報告することとし、大正十四年一月專酒第二七四號を以て次の通牒を發し又所要洋樽の充實を圖る爲一部修繕材料に組合整理せしむることとし、昭和六年三月專酒第四三五號を以て之が通牒を發したり。

又零賣酒容器風袋記載に關係官署に對し通牒したるもの別紙の如し。

洋樽整理に關する件 (昭和六年三月專酒第四三五號酒課長通牒)

酒類製造官署長宛

貴局、所、工場ニ於ケル洋樽ハ需要狀態ヲ考慮シ所要洋樽ノ充實ヲ圖ル爲メ左記ニ依リ一部修繕材料ニ組替へ整理ノ上其ノ結果ヲ昭和六年六月二十日迄ニ報告相成度依命及通牒候也

追テ組替ニ際シ洋樽古修繕材料トシテ今後使用不能ナルモノニツキテハ別ニ木屑或ハ金屑ニ組替賣却ノ手續ヲトラレタシ

記

- 一 現在在賣所、局、工場所屬(販賣官署へ配給ノモノヲ含ム)ノ洋樽ニシテ胴板三分ノ一以上破損シ組替ヲ有利ト認メタルモノ又ハ容量不足ノ爲メ使用上不適當ト認メタルモノハ一八〇立型及三五立型ニ限り二割以内ヲ修繕材料ニ組替へ使用スルコトヲ得
- 二 現在所屬ノ洋樽ニシテ使用上過不足アラハ容量別ニ其ノ數量ヲ報告スルコト
- 三 材料ニ組替ヘタル各品別ノ受入價格ハ左記ニ依ルコト

受 入 價 格

蓋 板	底 板	胴 板	胴 輪	大 中 輪	中 輪	止 輪
一八〇立型	一、五二八	一、五二八	三五五	一七六	一七六	一九二
一〇〇立型	一、一七三	一、一七三	二六七	一五三	一五三	一五三
七〇立型	九三一	九三一	二二七	〇九九	〇九九	〇九九
三五立型	七六五	七六五	一七三	〇八六	〇八六	〇八六

洋樽修理並整理に關する件 (大正十四年一月專酒第二七四號酒課長依命通牒)

酒關係支局、出張所、工場長 宛

鈴木商店納入ニ係ル洋樽修理ニ關シテハ破損樽ヲ以テ組替へ修理材料トシテ加修シ漸次修理日整理スルコトニ相成候條依命及通牒候也

追テ左記様式ニ依リ報告相成度申添候

容 器 區 分	所 屬 數	破 損 及 容 量 不 足			修 理 不 能 樽 中 材 料 ト シ テ 使 用 シ 得 ル モ ノ		
		容 量 不 足	修 理 可 能	修 理 不 能	ピ ン タ	蓋 底 金 輪 類	其 ノ 他

零賣酒容器風袋記載の件 (昭和二年十二月專酒第一九七八號)

(酒課長 依命 通)

酒工場所在支局、出張所、工場長宛

爾今左記方法ニ依リ零賣酒容器ニ風袋記載相成度依命通牒候也

記

- 一 レツテルノ左下空際ニ別圖ノ印ヲ押捺シ其ノ欄ニ風袋ヲ記入スルコト
- 二 印ノ色ハ黒色スタンブイキトス
- 三 風袋ハ疋ヲ單位トシテ小數點以下一位迄(以下切捨)記入スルコト
- 四 印ハ別途送付ス

同上ノ件

〔同上ノ件(基隆、新竹、高雄、澎湖出張所長宛)〕

爾今左記方法ニ依リ零賣酒容器ニ風袋ヲ記載スルコトニ相成候條之カ保管轉換受入ニ際シテハ左記ニ依リ検査相成度依命通牒候也

記

A 風袋記載法

- 一 レツテルノ左下空際ニ別圖ノ印ヲ押捺シ其ノ欄ニ風袋ヲ記入ス
- 二 印ノ色ハ黒色スタンブイキトス
- 三 風袋ハ疋ヲ單位トシ小數點以下一位迄記入ス

B 検査方法

- 一 到着樽數全部ニ就キ檢斤スルコト

- 二 缺減ハ石數ニ換算シ製造酒保管轉換受入成績表ニ記入スルコト
- 三 外觀的缺損明瞭ナルモノト然ラサルモノトニ區分シ計算スルコト

第五款 零賣酒容器の取扱

零賣酒容器の取扱に關しては大正十一年七月專酒第一〇四三號を以て酒課長通牒に依り來りたるを以て、此の整理方法は局所又は賣捌人に依り區々に亘り整理上支障を見るに至りたるを以て、昭和二年五月專酒第一三〇六號酒課長通牒を以て此の整理方法を指示したり。此の通牒左の如し。

零賣酒容器取扱ニ關スル件 (昭和二年五月專酒第一三〇六號)

(酒課長 通)

酒關係各支局出張所長

零賣酒容器ハ大正十一年七月專酒第一〇四三號ニ依リ取扱來候處其ノ整理方法ハ局所又ハ賣捌人ニ依り區々ニ亘り整理上支障不尠候條昭和二年度ヨリ左記方法ニ依リ整理方御取計相成度尙ホ賣捌人ノ整理方法ニ關シテモ將來監督上統一ノ必要有之候ニ付特ニ當局ニ於テ別紙賣捌人ノ容器整理方法ヲ起草致候間貴局(所)名ヲ以テ賣捌人宛御發送相成度此段及通牒候也
追テ大正十一年七月八日專酒第一〇四三號通牒ハ本案ニ依リ自然廢止ノ儀ト御承知相成度尙ホ書式ハ夫々印刷ノ上配布ノ豫定ニ有之候

貸付零賣酒容器整理方法 (局所ノ分)

一、貸付零賣酒容器ノ整理ハ左ノ方法ニ依ルヘシ

- 1 各局所ニハ別表ノ第一號書式ノ容器受拂簿第二號書式ノ個人別容器整理簿ノ二種ヲ備付ケ其ノ受拂ヲ正確ニスヘシ

第四章 包装材料 第一節 器

- 2 零賣酒ヲ賣渡シタルトキハ個人別容器整理簿及ヒ容器受拂簿ヲ整理シ零賣酒買受人ヨリ容器ノ保管證ヲ徴シ個人別ニ之レヲ整理保存スヘシ
- 3 酒類賣捌人又ハ零賣酒買受人ヨリ容器ノ返納ヲ受ケタルトキハ返納書ニ依リ現品ヲ調査シ帳簿ヲ整理シ當該保管證ヲ返付スヘシ
- 4 容器受拂簿及ヒ個人別容器整理簿ハ毎月月計、累計ヲ附シ零賣酒買受人ノ提出スル毎月容器受拂報告ト照合シ互ニ連結ヲ保ツヘシ
- 二、容器ヲ零賣酒買受人ヨリ返納シタルトキハ一定ノ運送貨ヲ交付スヘシ但シ返納ニ要スル運送貨カ容器ノ價格ヲ超ユルトキハ賣渡ヲ爲スコトヲ得
- 三、容器ヲ零賣酒買受人ニ保管セシムル期間ハ二箇月内トシ期間内ニ返納セサルモノニ對シテハ其ノ價格ヲ辨償セシムヘシ但シ特殊ノ事情アルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ妨ケス
- 保管期間内ト雖モ容器ヲ紛失シ又ハ破損セシメタルトキハ其ノ價格ヲ辨償セシムヘシ
- 四、前二項ニ依リ容器ヲ賣渡ス場合及ヒ辨償セシムル場合ノ價格ハ左記ニ依ルヘシ
 - 一 石 型 一四・〇〇〇
 - 六 斗 型 一〇・〇〇〇
 - 四 斗 型 八・〇〇〇
 - 二 斗 型 五・〇〇〇
- 五、容器ハ毎年六月上旬在庫品タルト貸付中タルトヲ問ハス一齊ニ現品調査ヲナシ破損又ハ不足ヲ發見シタルトキハ其ノ原因ヲ調査シ辨償ヲナシシメ詳細當局ニ報告スヘシ

第一號書式

容器受拂簿

月	日	摘要	送		納		貸		付		現		在	備考
			一石	六斗	四斗	二斗	一石	六斗	四斗	二斗	一石	六斗		

第二號書式

個人別容器整理簿

(賣捌人名)

月	日	送	納		貸		付		現		在	備考
			一石	六斗	四斗	二斗	一石	六斗	四斗	二斗		

零賣酒容器整理方法 (賣捌人ノ分)

- 一、零賣酒容器ハ左記帳簿ニ依リ受拂ヲ正確ニシ毎月月計、累計ヲ附スヘシ
 - 第一號書式 容器受拂簿
 - 第二號書式 賣捌人別容器整理簿
 - 二、賣捌人所屬官署ヨリ零賣酒ノ賣渡ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ容器保管證ヲ當該官署ニ提出シ容器受拂簿ノ記帳整理ヲナスヘシ
- 第四章 包装材料 第一節 容器

- 三、零賣酒容器ヲ小賣人ニ保管セシメントストキハ小賣人別容器整理簿ヲ整理シ第四號書式ノ保管證ヲ取り小賣人別ニ之レヲ整理保存スヘシ
- 四、酒類小賣人ヨリ容器ノ返納ヲ受ケタルトキハ現品ヲ調査シ保管證ヲ返納シ小賣人別容器整理簿ヲ整理スヘシ
- 五、賣捌人ハ毎日小賣人別容器整理簿ニ依リ容器受拂簿ノ整理ヲナスヘシ
- 六、賣捌人零賣酒容器ヲ當該官署ニ返納セントストキハ現品ニ第五號書式ノ返納書ヲ添付シ之レヲ送付スヘシ當該官署ヨリ保管證ノ返付ヲ受ケタルトキハ容器受拂簿ヲ整理スヘシ但一回ノ返納數量ハ一回買受數量ノ保管證ニ一致符合セシメ分割シテ之レヲ返納スヘカラス
- 七、賣捌人所屬官署ヨリ零賣酒ノ賣渡ヲ受ケタルトキハ保管容器タルコトヲ明確ナラシムル爲メ直ニ氏名年月日ヲ表記シタル第六號書式ノ「レッテル」ヲ鏡面ニ貼付スヘシ
- 八、小賣人ニ保管セシメタル容器ハ巡回ノ都度保管年月日ヲ點檢シ返戻ノ遲延スルモノアルトキハ之レヲ督促シ返納ヲ迅速ナラシムヘシ
- 九、賣捌人ハ翌月三日迄ニ第七號書式ノ容器受拂報告ヲ所屬官署ニ提出スヘシ
- 一〇、賣捌人ハ容器ノ保管ニ箇月ヲ超過シタルモノ紛失又ハ破損シタルモノアルトキハ直ニ當該官署ニ報告シ辨償ノ手續ヲ取ルヘシ

様式略

第二節 包装

包装は酒類直接の容器及容量の標準、封緘、レッテル、包紙、苞、木箱等の一切を總稱すべきが、直接容器の一部は既に前節に於て敘述せしが故に、本節には其の他の包装に關し敘述するところあるべし。

第一款 包装方針

包装は製品の運搬を容易ならしむる助となると同時に體裁を整ひ、外觀を美化し、酒類の變造は盜難を防止し其の安全を保つを以て要旨とす。而して是等の包装材料は常に新品のみを以てするは生産費を増加し物の利用を妨げ、經濟上に及ぼす影響大なるが故に是等材料中壞及木箱に對しては酒類賣捌人に一定數量の義務的回收を命じ、之を回收するの方針を採り、銳意努力し其の成績を擧げつゝあり。

第二款 包装の方法

包装には塙詰、樽詰、甕詰、罐入、木箱入あり。製品容量は零賣酒にありては製品規格度數別(例米酒二〇・五度)攝氏十五度に於ける酒精一立の重量より重量法に依り算出せるものを以て之に三%の歩増を附す。

紅添酒一立の重量は度數別酒精重量に一〇瓦を加へたるものを以てす。但し一樽の重量は〇・五瓦に四拾五入す。塙詰酒にありてはイ)褐色塙(六分及六・三分)口頭より六・〇〇七・〇〇〇種迄詰む但し六・三分に六分詰むる場合は口頭より約九種空くロ)褐色塙(一立)口頭より六・五八・〇〇種迄詰むハ)水色塙(二立)口頭より九・一一種迄詰むニ)水色塙(七・二分)口頭より七・八種迄詰むホ)水色塙(一・八立)口頭より九・一〇・五種迄詰むヘ)褐色塙(五分)口頭より四・五一六種迄詰むト)葡萄酒塙(六〇〇瓦)口頭より七・八・五種迄詰む。

原料酒精は一罐にイ)九十四度一四・七五—一四・八〇瓦詰めロ)九十六度一四・六五—一四・七〇瓦詰む、罐は青色塗とし、中央部に横に赤線二本を施し木箱には赤色にて(九十四度%)と記載す。

零賣酒容器はヘンキを用ひて外側蓋底兩面に白色胴側に、糖蜜酒にありては全部青色とし、紅添酒第一號にありて

は上下赤色中央青色とし紅添酒第二號にありては上下赤色中央白色、米酒にありては全部白色に塗布す、而して零賣酒容器には瓦を單位とし黒色スタンブインを以て其の風袋を記入せり。

第一項 口金、コルク、木栓

壘、甕、洋樽包装用附屬品として必要なるはビール壘用王冠コルク、機械壘用機械口及中抜コルク、葡萄酒及酒精壘用コルク、甕用コルク、洋樽用コルク栓等なり。

一 王冠コルク

清酒、味淋用壘を除くの外は全部王冠コルクの使用を必要とし、其の數壘數と大差なし。當初の計畫數七月以降九ヶ月間の所見見込千二百二十九萬四千個に對し、王冠コルク六百萬個手付王冠コルク十萬個を購入せり。

右王冠コルクは大正十一年六月十五日神戸支局に於て横濱クラウンコルク會社と購入契約を爲し、四合壘用總數六百萬個とし、價格は一萬個に付金四十三圓七十五錢、納付場所を神戸支局とし、納付期日を大正十一年六月二十二日百二十萬個、同七月十五日百六十萬個、同八月十五日百六十萬個、同九月十五日百六十萬個とし、仕様は指定の徽章を表面に印刷し表裏共「耐熱ニス」を以て金色に焼付けたる帽子型鍍力板殼の内部にコルク圓板を緊着し其のコルク圓板と鍍力板との間にコルク圓板と同様な耐熱紙片を挿入したり其の各部の仕様次の如し。

- 鍍力板 鍍力板百七封度ノモノニシテ弾力性ニ富メル上等品ヲ使用スルコト
- 印刷 表裏共金色塗ニシテ表面ニ色刷トス
- 意匠 圖面ニ示ス
- コルク圓板 通常一等品ト稱スル西班牙産ノ質、柔軟ニシテ穴少ナキ優良品ニ華氏百二十五度以上ノバラヒンヲ離心機ニ

依リテ不良ナク塗布シタルモノトス

- 挿入紙片 西洋紙ニ耐水液ヲ不同ナク塗布シ水分ヲ浸透セサルモノトス
- 寸法 上表面直徑曲尺八分八厘下部ノ直徑一寸七厘三毛トス
- 加工 熱鍍力板殼ノ底部ト挿入紙片及コルクヲ釀若シムル爲加熱ヲ施スコト
- 荷造 一萬個ヲ荷造紙ニテ包ミ堅固ナル木函ニ納メ帶鐵ニテ締付ク

右王冠コルクの配給は次の如し

王冠コルク配給表

契約數	六〇〇萬個	完納(一箱一萬個人)
受入數	六七二萬個	
工場		箱數
臺北		一一〇
有明		二八
太平		二五
宮前		一八
宜蘭		一〇三
新竹		二五
同分工場		五

臺	中	三九
同	分工場	一〇
豐	原	四三
埔	里	一八
臺	南	二〇
嘉	義	一五
旗	山	一八
恒	春	三
花	港	一六
臺	東	八三
樹	林	八二
計		六七一

二 手付王冠コルク

大正十一年六月九日神戸支局に於て鳥井王冠印刷工場と十萬個の購入契約を爲し、一萬個に付金六十五圓九十錢二厘、納付期日は大正十一年六月二十二日二萬個、同七月十五日四萬個、同八月十五日四萬個、納付場所は神戸支局とし、仕様書は王冠コルクと大差なく、配給は臺北及嘉義の二箇所とす。
以上二口の王冠コルク購入費次の如し。

種	類	數	單	價	金	額
王冠	コルク	六〇〇、〇〇〇		四三・七五〇		二六、二五〇・〇〇
手付	王冠コルク	一〇〇、〇〇〇		六五・九七二		六五九・七二
計		六・一〇〇、〇〇〇				二六、九〇九・七二

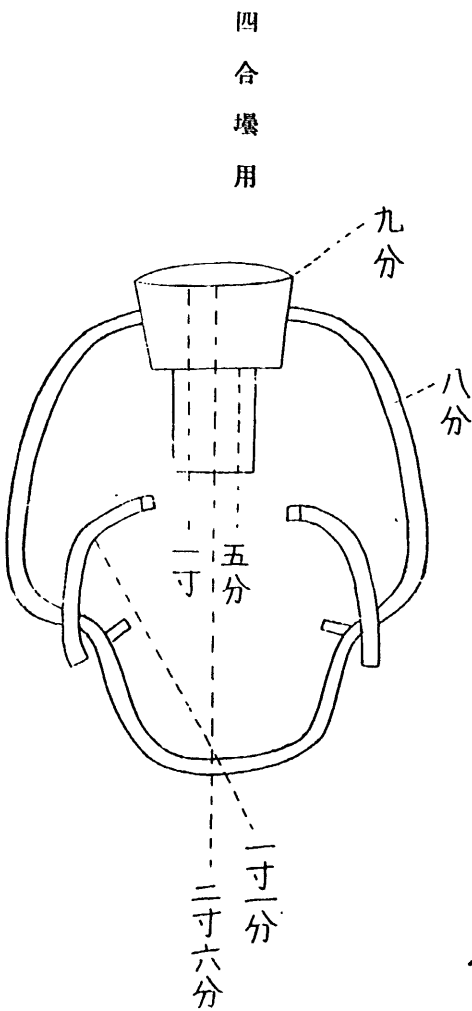
其の後購入を要する王冠コルク數は壞の部にて述べたるが如く、十一月末日迄の酒類壞詰豫定數に比し少かりし爲、王冠コルクの使用數も少なく、從て購入數量も豫定數量に比し減少し、大略八十三萬個にて足ることゝなれり。

三 機械口及中抜コルク

水色機械壞を使用するは清酒及味淋壞詰にして其の七月以降九ヶ月の所要見込數も壞數と大差なく、各々約九十三萬八千個を要し、之に對し二回に亘り機械口五十三萬個中抜コルク八十八萬個を購入したり。初年度六月及十二月に於て購入したるもの次の如し。

納	期	數	單	價	金	額	納	入	場	所
自大正十一年	六月廿三日	三二二、三〇〇		一二六・五〇〇		三、九五〇・六〇〇	神	戸	支	局
至同	年九月十五日									
自大正十一年	十二月十五日	二二〇、〇〇〇		一一七・四二〇		二、五八三・二四〇	臺	北	支	局
至同	十二年一月十五日									
計		五三三、三〇〇				六、五三三・八四〇				

右機械口附屬金具は獨乙及米國製亞鉛引針金十二番線を使用し、陶器は京都及名古屋にて製作せるものを用ふることゝし其の形態次の如し。



中抜コルクは原料を佛國産アルゼリ産に採り、四合壘用上徑六分八厘、下徑六分、長五分、空直徑三分四厘とし、右機械口と同じく、六月及十二月に購入したり。其の數量價格次の如し。

種類	數量	量	單價	納付場所
四合壘用	四五〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	三五〇〇	埔里、塚中
一合壘用	七,五〇〇	七,五〇〇	二〇〇〇	塚中、花蓮港
四合壘用計	四五七,五〇〇	四五七,五〇〇	二九二八	塚北、驛

四 葡萄酒壘及酒精壘用コルク

葡萄酒及酒精用コルクは必要の都度隨時購入のこととせり。

五 甕用コルク

一斗甕に使用すべきコルク栓は神戸支局に於て購入契約を爲し、第一回分十萬個甕の口徑に従ひ大小四種に分ち、第二回分十萬個を同様の區分に分ち購入せり。

其の内譯次の如し。

名稱	寸法		箇數	單價	價格
	上部徑	下部徑			
上詰コルク	一寸七分	一寸六分	五、〇〇〇	四〇〇	二、〇四〇
同	一寸五分	一寸四分	二九、〇〇〇	三三〇	九、五七七
同	一寸四分	一寸二分	四〇、〇〇〇	一六〇	六、四〇〇
呑口コルク	一寸八分	七分	二二〇、〇〇〇	五〇	六、〇〇〇

六 洋樽木栓

新規購入の洋樽には各樽共三個の木栓を附したるも、爾後使用に従ひ不足を生ずるに至りたるを以て、大正十一年十一月六日、十八萬個購入のこととせり。其の種類價格次の如し。

種類	上部徑	下部徑	高さ	數量	價格	備考
一石洋樽用	一寸六分	一寸四分五	七分五	二〇,〇〇〇	七二〇	材料ハ朴材無節トス

第四編 酒類の製造

六斗	四斗	二斗	計
一寸四分五	一寸三分五	一寸三分五	一寸五分
七分五	六分五	六分五	六分五
一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
三六〇	三,六〇〇	一,八〇〇	六,四八〇
一四〇四			

大正十一年度より購入せる栓類の數量價格次の如し。

年次	數量	價格
大正十一年度	六〇三四、二五五	四二、三五四
同 十二年度	六、四四四、四一〇	三八、九七七
同 十三年度	一一、六〇〇、〇〇〇	七二、五二八
同 十四年度	二、二八五、〇〇〇	一一五、〇四五
昭和元年度	三六、〇六〇、〇〇〇	一一七、六五二
同 二年度	一五、二一九、八六五	七四、九六二
同 三年度	一八、四五一、〇〇〇	一二〇、八九〇
同 四年度	二三、五九六、〇〇〇	一五三、〇二七
同 五年度	一六、二四二、六〇〇	九八、八七四
同 六年度	九、七三〇、〇〇〇	七〇、三六一
同 七年度	八、八六六、〇〇〇	五四、四三七

年次	數量	價格
同 八年度	一三、六五六、〇〇〇	九一、四〇五
同 九年度	一六、三五五、〇〇〇	一一八、七六九
同 十一年度	一五、四一五、〇〇〇	一二二、五二七
同 十一年度	二〇、四五九、〇〇〇	一三七、三三七
同 十二年度	三三、七八八、〇〇〇	二四三、五二八
同 十三年度	三六、九八五、〇〇〇	二六三、四二〇
同 十四年度	五三、〇二二、〇〇〇	三〇九、八七〇

第二項 苞

酒類包装用苞は麥藁苞を用ひ四合塚及三合五勺塚用一合塚用の二種にして、當初に於ける大正十一年度各工場別所要見込數量次の如し。

工場名	四合塚用苞	一合塚用苞	計
藤北工場	一八二、九四六三		一八二、九四六三
有明分工場	一、二八五、七一三		一、二八五、七一三
太平分工場	一、一七二、二八四	九七、〇〇〇	一、二六九、二八四
宮前分工場	六二二、八五六		六二二、八五六
宜蘭分工場	一、六九二、八五七		一、六九二、八五七
新竹分工場	八五、七二四		八五、七二四
計			一四〇五

第四章 包装材料 第二節 包 装

第四編 酒類の製造

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
一〇七、四〇〇	七二、四九九	一七一、四二八	二三五、七一四	二七八、〇三五	二六五、四二五	五二九、四二八	一五〇、〇〇〇	五一、四二八	四四〇、三五六	二九六、八五六	一六七一、四二八	六四二、八五七	二二、三三一	四八一
一九〇、〇〇〇	九七、〇〇〇													
一〇七、四〇〇	七二、四九九	一七一、四二八	二三五、七一四	二七八、〇三五	二六五、四二五	五二九、四二八	一五〇、〇〇〇	五一、四二八	四四〇、三五六	二九六、八五六	一六九〇、四二八	六四二、八五七	二二、三三一	四八一

右所要数は一部は本局に於て購入し、一部は各支局、出張所に於て購入せり。本局に於ては大正十一年九月五日競
 争入札の結果臺北市表町柵瀬和太理に決定し、兵庫縣淡路島製品の購入契約を爲したり。購入數量納期及單價等次の
 如し。

購入總數 三・六八五、〇〇〇本
 内 譯 三・六六五、〇〇〇本

- 一 一合曝用也 二〇、〇〇〇本
- 一 單價 四合曝用及一合曝用共納入場所ニ依リ相違ス
- 一 仕書 四合曝用
- 一 原料 充分乾燥セル麥藁ヲ使用スヘシ
- 一 編方 麥藁二本宛(細キモノハ三本宛)交叉編ト爲シ二十五六編ヲ以テ太サ二ツ折内徑四寸六分トス特ニ「ツト」ノ胸編絲ノ兩端結束ニ注意シ解ケサル様スヘシ頭ハ絲二筋廻リニテ括ルコト(見本参照)
- 一 一寸法 總丈一尺三寸、頭二寸、上五寸五分、中四寸五分、下一寸
- 一 編絲 二十手六合撥絲ヲ用フヘシ
- 一 重量 一本ノ目方十三匁以上十四匁迄
- 一 結束 五十本四束ヲ以テ一括トスヘシ
- 一 一合曝用
- 一 原料 四合曝用ニ同シ
- 一 編方 麥藁二本宛(細キモノハ三本宛)交叉編ト爲シ十七、八編ヲ太サ二ツ折内徑二寸八分トス、特ニ「ツト」ノ胸編絲ノ兩結束ニ注意シ解ケサル様ニスヘシ頭ハ絲二筋廻リニテ括ルコト(見本参照)
- 一 一寸法 總丈七寸二分、頭一寸、上三寸、中二寸六分、下六分
- 一 編絲 二十手六合撥絲ヲ用フヘシ
- 一 重量 一本ノ目方五匁以上六匁迄
- 一 結束 五十本四束ヲ以テ一括トスヘシ
- 一 第四章 包装材料 第二節 包裝 一四〇七

右仕様書ニ依り酒包装用トシテ完全ニ製作スヘシ
 本局及支局、出張所に於ける購入總數量次の如し。

種 類	本局ニテ契約セルモノ		支局出張所ニ於テ契約セルモノ		計	
	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額
一 合 用	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	20,000	2,000,000
四 合 用	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	20,000	2,000,000
計	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	40,000	4,000,000

酒類製造計畫と実績とは多少一致せざるにより苞の使用量も亦計畫より減少するに至りたるが、大正十一年以降購入數量價格次の如し。

年 次	苞 購 入 高	數 量	價 格
大正十一年度	4,864,470	41,184	41.184
同 十二年度	4,979,810	45,765	45.765
同 十三年度	1,000,000	64,015	64.015
同 十四年度	1,357,500	57,354	57.354
昭和元年度	2,071,000	87,785	87.785
同 二年度	1,824,000	67,902	67.902

年 次	木 箱	數 量	價 格
同 三年度	18,721,000	36,084	36.084
同 四年度	16,276,056	66,287	66.287
同 五年度	14,355,340	48,290	48.290
同 六年度	10,609,000	30,361	30.361
同 七年度	10,613,000	28,667	28.667
同 八年度	14,849,000	45,948	45.948
同 九年度	12,469,000	35,123	35.123
同 十年度	16,824,000	46,262	46.262
同 十一年度	18,567,000	50,100	50.100
同 十二年度	29,084,000	81,984	81.984
同 十三年度	32,297,000	97,650	97.650
同 十四年度	50,250,000	135,102	135.102

環詰酒類の外装に要する木箱は初年度所要數を二十五萬四千三百三十八個と豫定し七月より九月に至る三ヶ月間の所要數は六萬二千七百三十個とし次の仕様書を以て購入することとせり。

酒 木 箱 仕 様 書

第四編 酒類の製造

一四一〇

- 一 木箱材ハ蓋、底及中仕切各一枚側及榫各二枚合計七枚ヲ以テ一組トス
- 二 材ハ臺灣雜木又ハ松(内地松、北海松、米利堅松、福州松、八重山松)トス但寸法仕様ニ適合スルモノハ樅材酒類一番空箱材ヲ用フルヲ妨ケスト難此ノ場合ハ外面トナルヘキ片側ニハ記標等ノ汚點ヲ存スヘカラス而シテ厚サ中仕切ハ正八分板他ハ全部正五分板ヲ鋸肌ノ儘トシ榫及榫ハ一枚其ノ他ハ一枚若ハ二枚矧トシ二枚矧ノ場合ハ一枚ノ幅側ハ三寸五分以上蓋及底ハ五寸以上一枚同幅ノモノトス
- 三 矧合部分ハ兩端尖リタル鐵合釘ヲ用ヒ各二本ツツ等分ノ位置ニ目遣ナキ様施スヘシ
- 四 榫板ノ榫取付ニ使用スル釘ハ長一吋半ノ鐵丸釘ヲ用ヒ二行千鳥ニ約一寸間ニ各一本宛打込ニテ内部トナルヘキ方へ板ト一同高サニ曲ケ付テ綴固ヲ爲スヘシ
- 五 材ハ總テ充分乾燥シタルモノヲ用ヒ大節(一寸以上)板割、死節、蟲喰、立枯、縁ノ耳落又ハ同ミ等ナキモノトス
- 六 寸法ハ次ノ通り

(備考圖面略)

區分	寸	法	一組ノ員數	備考
榫板ニ取付ケタルモノノ同	板	一 二〇〇〇 〇〇〇	四	縦兩側各三分一ハ板ノ厚サ丈切落シ圖面ノ通り
底	板	一 二〇〇〇 〇〇〇	四	縦兩側各三分一ハ板ノ厚サ丈切落シ圖面ノ通り
蓋	板	一 二〇〇〇 〇〇〇	一	
側	板	一 二〇〇〇 〇〇〇	一	
中仕切	板	一 二〇〇〇 〇〇〇	二	
榫	板	一 二〇〇〇 〇〇〇	二	

右條件を以て大正十一年五月二十九日本局に於て購入契約を爲したるもの次の如し。

納付場所	納期			單價	小計
	六月十五日	七月十五日	八月十五日		
臺北工場	三、四〇〇	三、四〇〇	三、五五〇	一、二七	一、二〇九・五〇
有明分工場	二、四〇〇	二、四〇〇	二、六七〇	一、二七	八、七三九・九〇
太平分工場	三、五〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇	一、二七	一、二、六三六・〇〇
宮前分工場	一、二〇〇	一、二〇〇	一、三三五	一、二七	四、三八七・五〇
樹林分工場	三、四〇〇	三、四〇〇	三、六四〇	一、二七	一、二、二一四・八〇
同分工場	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、二七	五、二六五・〇〇
宜蘭分工場	三、四〇〇	三、四〇〇	三、六四〇	一、二五	一、二、〇〇六・〇〇
中工場	一、六〇〇	一、六〇〇	一、七八〇	一、二〇	五、九七六・〇〇
計	二〇、四〇〇	二〇、四〇〇	二二、九三〇	一	七三、三三四・七〇

本箱の契約數量を格納すべき倉庫は其の手配豫定の如く進捗せず保管に支障を來したるを以て、大正十一年六月九日に至りて六月十五日分を次の如く變更したり。

納付場所	納期	
	六月十五日	八月十五日
臺北工場	一、〇〇〇	二、四〇〇
樹林工場	一、〇〇〇	二、四〇〇

第四章 容器及包装 第二節 包装

一四一一

同 分 工 場	五〇〇	一、〇〇〇
臺 中 工 場	六〇〇	一、〇〇〇

前記變更後又七月十五日納入分を九月十五日に八月納入分を九月十五日納入と變更せり。即ち次の如し。

納付場所	納期			
	六月十五日	八月十五日	九月十五日	十月十五日
臺北工場	一、〇〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	三、五五〇
有明分工場	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、六七〇
太平分工場	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇
宮前分工場	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、三五〇
樹林分工場	一、〇〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	三、六四〇
同分工場	五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
宜蘭分工場	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、六四〇
臺中分工場	六〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	一、七八〇
計	一三、六〇〇	六八、〇〇〇	二〇、四〇〇	二二、九三〇
				六二、七三〇

納付期日を變更して貯蔵倉庫の緩和を計りたるも倉庫益々狹隘を感じ之を收容する餘地なき爲、更に納付場所を變更し比較的倉庫に餘裕ある豊原、臺中、新竹等に納付せしむることとせり。即ち次の如し。

- 九月十五日納付分
 太平分工場 一、三六個ヲ豊原工場へ

- 樹林工場 三、一〇〇個ヲ臺中工場へ
 同分工場 一、五〇〇個ヲ新竹工場へ
 宮前分工場 一、二〇〇個ヲ煙草工場へ
 十月十五日納付分
 有明、太平、宮前、樹林工場、同分工場の分を全部煙草工場に納入せしめたり。従て單價の一部も變更せり即ち次の如し。
- | | |
|------|--------|
| 納付場所 | 單價一組ニ付 |
| 新竹工場 | 一四一七錢 |
| 豊原工場 | 一四一九錢 |
| 臺中工場 | 一四二〇錢 |

花蓮港工場の方は本局に於て購入配給するとせば、多額の運賃を要するに付該地にて購入することとし、大正十一年五月三十日同工場に於て購入契約を爲したり。此の總數千七百四十個、價格二千七百八十四圓なり。臺東工場所要の分は臺東にて購入せしめんとしたるも價格一個に付二四七十八錢となり花蓮港と大なる差違あり、花蓮港より回送するの有利なるを認め、八月十四日付を以て臺東の所要數(三ヶ月分)千七百七十個の購入方本局より指定せり。其の數量價格納付期限及場所等次の如し。

總數	一千七百七十個
單價	一個一四五十錢
納付期限	第一回七月末日 三百九十個
	第二回八月末日 三百九十個
	第三回九月末日 三百九十個

納付場所

花蓮港專賣支局工場

右の外各支局、出張所に於て委任範囲内にて購入せるもの合計購入数量六萬五千六百四十組、價格七萬八千七百四十四圓五十七錢六厘なり。

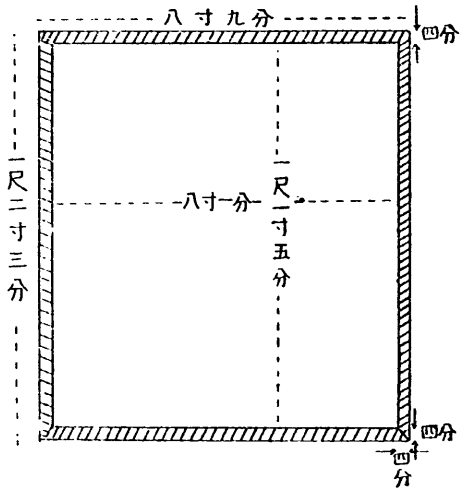
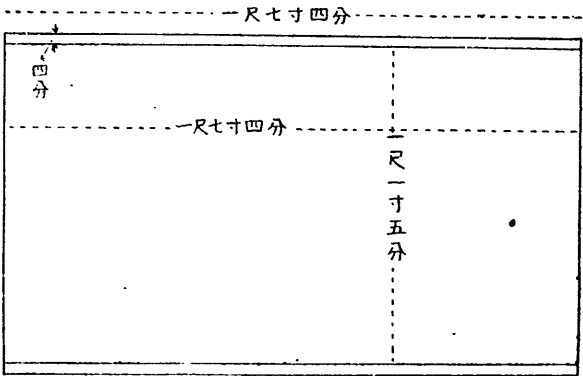
酒精木箱購入仕様次の如し

- 一 木箱材ハ松又ハ梅材トス但シ寸法仕様ニ適合スルモノハ、樞材材ノ酒類一番空箱材ヲ用フルモ妨ケスト難此場合ハ外面トナルヘキ片側ニハ記標等ノ汚點ヲ存スヘカラス
- 二 總テ充分乾燥シタルモノヲ用ヒ大節(一寸以上)板割、死節、蟲喰、立枯縁ノ耳落又ハ凹ミ等ナキモノトス
- 三 蓋底各一枚側及接各二枚合計六枚ヲ以テ一組トス但シ側板ノミハ二枚矧ニテモ可ナリ此場合一枚ノ幅ハ四寸以上ノモノヲ用フルコト
- 四 板ノ厚サハ六分他ハ全部四分トス
- 五 矧合部分ハ兩端尖リタル鐵合釘ヲ用ヒ各二本宛等分ノ位置ニ目違ナキ様施スヘシ
- 六 使用釘ハ長サ一吋半ノ丸鐵釘ヲ用ヒ約二時間ニ一本以上打込ムヘシ
- 七 寸法次ノ如シ

蓋	側	接	底	及
板	板	板	板	底
六	四	四	四	四
分	分	分	分	分
一	一	一	一	一
尺	尺	尺	尺	尺
七	七	七	七	七
寸	寸	寸	寸	寸
四	四	四	四	四
分	分	分	分	分
一	一	一	一	一
尺	尺	尺	尺	尺
八	八	八	八	八
寸	寸	寸	寸	寸
九	九	九	九	九
分	分	分	分	分

大正十一年度以降の木箱購入數量價格次の如し。

木箱購入數量價格調



年次	數量	價格
大正十一年度	一一六、五三四	一一〇、七一六
同 十二年度	二〇一、九三七	一七九、七五三
同 十三年度	一	二七六、八九一

第四章 容器及包裝 第二節 包裝 一四一五

第四編 酒類の製造

同	十四年度	四〇九、七三三	一四一六
昭	和元年度	三二四、一六二	三五六、五五七
同	二年度	三八三、九〇五	二三五、二〇一
同	三年度	八六二、〇四一	三二四、四八一
同	四年度	四二〇、九四七	三二六、八八二
同	五年度	三六九、〇七七	三二二、六九九
同	六年度	一八五、四一四	二三三、〇九八
同	七年度	二二六、一二四	八七、二三三
同	八年度	三〇五、八八四	一一五、八〇六
同	九年度	二九六、六五四	一九三、三六七
同	十年度	四二一、八七一	一九七、九六九
同	十一年度	四一六、六三三	三〇四、七一四
同	十二年度	六二六、〇六五	二七八、五六九
同	十三年度	七〇七、九三九	四三二、九八九
同	十四年度	一、一六六、八四七	三七一、四八三
			六一四、〇八一

第四項 レツテル、包紙

専賣實施後製造酒は勿論内地移入、外國輸入の酒類に對しては酒銘票、封緘票、定價票、肩貼票、包紙等を使用し、専賣酒たるの表示を爲したり。而して是等の用紙は容器包装の形體に應じて區分せられ、其の種類幾十種に及びたる

が、今當初の所要數、豫定購入數を示せば次の如し。

種類	所要數量	購入數量
レツテル	一〇、六〇九 ^{千枚}	三、五七四 ^{千枚}
封緘紙	一一、一二一	一六、五〇一
定價票	一、二六五	一、二六五
包紙	一、〇三〇	七四五
計	三五、〇二五	二二、〇八五

右購入數量は同種類のものにありても、大小不同なりしを以て競争入札の結果も亦不同なりき、即ち左の如し。

供給者	種類	購入數量	金額
臺灣日々新報社	レツテル	七四〇 ^{千枚}	二、二一六、〇〇〇
同	封緘紙	一四、六七一	八、九一八、二〇〇
同	定價票	一、二六五	三、六三三、〇〇〇
臺灣オフセット會社	レツテル	一六、六七六	一一、三九七、二〇〇
計	封緘紙	一、九六七	七、七二八、五〇〇
計	定價票	一、八三〇	三、五〇〇、〇〇〇
小林印刷株式會社	レツテル	三、七九七	八、〇七八、五〇〇
同	封緘紙	七四五	二、八三一、〇〇〇
同	定價票	七四五	四、三二一、〇〇〇

第四章 容器及包装 第二節 包装

第四編 酒類の製造

江里口利三郎	レ	ツ	テ	ル	一四九〇	七、一五三、〇〇
計					一三三	五九、七八
合					二二〇八五	二六六八七四八

一四一八

右内譯を詳記すれば次の如し。

種	類	所要數	購入數	差引	見込單價	金額	備	考
第一號	封緘紙清酒一升燻用	400	300	100	1.25	125.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第二號	封緘紙清酒四合、二合燻用	400	300	100	0.60	60.00	同	
第三號	封緘紙清酒一合燻用	1000	1000		0.20	200.00	同	
第四號	封緘紙清酒一升四合二合燻用	400	300	100	0.20	20.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第六號	王冠川證票(封緘紙)	400	300	100	0.20	20.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第八號	清酒一合燻首卷證票	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第九號	日本藥局方純アルコール	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十一號	アルコール	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十三號	變性アルコール	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十四號	酒精及葡萄酒證票	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十六號	糖蜜酒樽貼	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十七號	米酒樽貼	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十八號	(大丸型) 零賣酒證票	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第十九號	福祿レツテ	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	

第三〇號	萬壽レツテ	300	300		0.20	60.00	同	
第三四號	葡萄酒レツテ	300	300		0.20	60.00	江里口利三郎納メ	
第三五號	(小丸型) 酒精及零賣酒證票	1000	1000		0.20	200.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第三六號	米酒燻貼レツテ	300	300		0.20	60.00	同	
第三七號	泡盛燻貼レツテ	300	300		0.20	60.00	同	
第三八號	紅酒(紅添酒)	300	300		0.20	60.00	同	
第三九號	一燒燻貼レツテ	300	300		0.20	60.00	同	
第四〇號	二燒燻貼	300	300		0.20	60.00	同	
第四一號	(定價票) 赤旗印ボトワイン	300	300		0.20	60.00	石原幸作納メ	
第四二號	同(白玉印ホワイトワイン)	300	300		0.20	60.00	同	
第四三號	同(サブラール)	300	300		0.20	60.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第四四號	同(グラーツドブルー)	300	300		0.20	60.00	同	
第四五號	コトウドソウミュール	300	300		0.20	60.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第四六號	老紅酒レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第四七號	一號老紅酒レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第四八號	二號老紅酒レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第四九號	(紅梅) 紅酒レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五〇號	紅酒レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五一號	藥酒五加皮一號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五二號	藥酒五加皮二號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五三號	藥酒五加皮三號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五四號	藥酒五加皮四號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五五號	藥酒五加皮五號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五六號	藥酒虎骨酒一號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五七號	藥酒虎骨酒二號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五八號	藥酒虎骨酒三號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第五九號	藥酒虎骨酒四號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第六〇號	藥酒虎骨酒五號レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	
第六一號	福祿レツテ	110	110		0.20	22.00	臺灣日々新報社石原幸作納メ	

第四章 容器及包裝 第二節 包

裝

一四一九

小林印刷會社納メ

第四編 酒類の製造

同	二年度	二九、四一一、〇〇〇	一四三〇
同	三年度	一式	四七、八〇四
同	四年度	〃	三〇、六七一
同	五年度	〃	六二、一九一
同	六年度	〃	三五、八九九
同	七年度	〃	二八、六六三
同	八年度	〃	一八、三八八
同	九年度	〃	二九、五九二
同	十年度	〃	三〇、一六一
同	十一年度	四三、九七四、〇〇〇	四三、四四八
同	十二年度	七八、四〇七、〇〇〇	四九、三〇〇
同	十三年度	一式	九五、三六七
同	十四年度	〃	一〇〇、七三五
			一二九、一六八

専賣前本島人間に於て從來使用せられたるレットル類中主なるもの卷末に掲載したり。参考とせらるべし。

附 酒類の包装にメートル法の施行

大正十三年律令第三號臺灣度量衡法に基きて當局發賣に係る酒類の包装を「メートル」制容量に改め昭和四年四月より實行することとしたるが移輸入に係る酒類は之を即時に實行すること不可能なる事情ありたるを以て之等に對し

ては成るべく速かなる機會に於て之を改正することとしたるの計畫に依りて實行することとしたり、

專酒第五七三號（昭和三年三月總督裁裁）

酒類ノ包装ヲ「メートル」制ニ改ムルノ件

大正十三年律令第三號臺灣度量衡法ニ基キ當局發賣ニ係ル酒類ノ包装ヲ「メートル」制容量ニ改メ新年度ヨリ實行スル豫定ニ即之候尤モ移輸入ニ係ル酒類ハ即時ニ改正シ得サル事情アレハ可及的速カナル適當ノ機會ニ於テ改正ヲ爲ス見込ニ有之候即

一 壘詰酒ノ包装

本島製造酒類ノ一升壘及四合壘ヲ二立壘及一立壘ニ改ム
 其他ノ製造酒類ノ三合五勺壘ヲ一立壘ニ改ム但シ舊壘ヲ使用スルモノハ六分入ニ改ム
 局方葡萄酒從來ノ七〇cc壘、六〇〇瓦壘ハ（一立壘）ニ改ム
 局方純アルコール及局方酒精ノ一升度壘及半升度壘ハ夫々六分入ノ一種ニ改ム
 酒精從來ノ一斗罐ハ一八立罐ト改稱ス

二 零賣酒ノ包装

零賣酒ハ從來ノ洋樽ヲ其儘使用シ只其ノ容量ヲ左ノ如ク改ム
 一石樽ハ一八〇立
 六斗樽ハ一〇〇立
 四斗樽ハ七〇立
 二斗樽ハ三五立
 三 零賣ノ單位

從來一外何程トセシヲ一立何程ニ改ム

四 荷造方法

從來四打木箱、二打木箱等ノ如キ「打」木箱ヲ用ヒタルヲ將來ハ之ヲ四十本木箱、二十本木箱等ノ如キ十進法ニ據ルモノニ改ム

酒類ノ包装を「メートル」制ニ改ムルノ件

(昭和三年三月七日專酒第五七三號ノ一決議)

一

當局發賣ニ係ル酒類ノ容器ヲ「メートル」制ニ改メ新年度ヨリ實施セントス

酒類包装ノ全部ヲ一時ニ「メートル」制ニ改ムルヲ理想トスルモ俄ニ變改シ得ザルモノアレハ此等ノモノニ對シテハ後日ニ讓ルコト、セリ、即チ内地移入清酒ノ如キハ其ノ種類非常ニ多ク納入者中ニハ機械裝置等ノ關係上即時ニ變更シ得ザル事情ノ者モ有之ヘケレバ或ル適當ナル時機ニ於テ各種類共一時ニ「メートル」制ニ變更セシメントス、又外國製洋酒類ハ内外ノ地其ノ久シキニ互ル慣習上「クオート」及「ポイント」等ヲ使用スルヲ以テ俄ニ「メートル」制ニ變更シ難キヲ以テ之亦適當ノ時機ニ讓ル、故ニ今回改正ヲ爲サントスルモノハ專ラ當局製造又ハ包装ニ係ルモノノミトセリ但シ内地製造ニ係ル「洋酒」類數種アレトモ此等ハ比較的短期間ニ「メートル」制ニ變改セシムルコト必スシモ難キニ非ラスト思料セラル、ヲ以テ今回其ノ定價ヲ改正シ置クコト、セリ。

而シテ當局製造又ハ包装ニ係ルモノト雖モ、之亦一時ニ其全部ヲ改裝スルニ於テハ第一表及第二表ニ示スカ如ク相當多量ノ包裝材料品ノ在庫アルト第三表及第四表ニ示スカ如ク將來古物ノ回收シ得ヘキモノ多量ニ上ル關係上當局ノ被ルヘキ損害尠ナラス以是

第一 在庫品ハ全部之レヲ使用シ盡シ

第二 洋樽ハ其ノ儘之ヲ使用シ

第三 包装一ノ大部分ヲ占ムル三合五勺入褐色燻蓋ニ其ノ包裝用木箱ハ昭和三年乃至同五年迄相當價格ヲ以テ回收シ或ル種ノ酒類ノ包裝ニ使用シ以テ其ノ損害ヲ輕少ナラシメムトス。

二

燻ノ大サニ付テハ清酒ハ一升燻ニ代フルニ立燻、四合燻ニ代フルニ一立燻ヲ以テセントス(内地ニ於ケル實例ニ徴スルモ亦同シ)茲ニ問題トナルハ二合燻、一合燻ニ代ルヘキモノ如何ノ點ナリトスルモ兩者ノ中間タル三合燻(一・六六合)トナスヲ最モ好適ナリト思料ス(内地ニ於テハ三合燻ヲ發賣セルモノアリト聞ク)ルモ強テ二合燻、一合燻ニ相當セルモノヲ製作セントセハ五合燻ニ・五合燻トセハ可ナルヘシ本島清酒ニアリテハ現在四合燻以下ノモノナク且ツ將來恐ラク其ノ必要ナカラシテ本問題ハ今急速ニ解決ノ要ナシ

老紅酒其他ノ三合五勺入燻白酒四合入燻ハ將來一立ニ改ム赤十字葡萄酒六〇〇瓦アボロ三合五勺、人參規那鐵二合、移入酒ポットワイン三合藥局方葡萄酒七〇〇cc及六〇〇瓦竝ニ蜻蛉印セリ一三合六勺酒精一封度及半封度ヲ夫々五合ニ改ムル計劃ナリ

燻ノ色合ニ付テハ清酒、葡萄酒、酒精其ノ他ノ製造酒ニ對シ悉ク褐色燻ヲ使用スル計劃ナリ、蓋シ清酒ニアリテハ從來ノ慣行上多クハ水色燻ヲ用ヒ當局ニ於テモ移入清酒及本島清酒トモニ水色燻ヲ用ヒ來レリ然レトモ之レ單ナル慣行ニ追隨セルノミニテ實驗ノ結果ニ徴スルニ(別紙寫眞参照)褐色燻ハ光線ノ侵入ヲ防キ酒類ノ變質ヲ防遏スルノミナラス内地ニ於テモ實足遠キ高級清酒ニハ夙ニ褐色燻ヲ用ヒ居ル實情ニシテ其ノ體裁ニ於テモ決シテ不可ナラスト信ス且ツ製燻技術上褐色燻ハ水色燻ニ比シ生産費概シテ低廉ナリサレハ當局製造又ハ包裝ノ酒類ニハ悉ク褐色燻ヲ使用スルハ勿論更ニ進ンテ内地移入清酒ニ於テモ「メートル」燻ニ變更スルト同時ニ褐色燻ヲ使用セシメントス

燻ノ形狀ニ付テハ一面其ノ體裁上ノ關係ト他面其ノ強度ノ關係上等種々ナル形狀ノモノ市場ニ散見スレトモ當局使用ノモノハ形狀溫健ニシテ強度亦敢テ他ニ遜色ナシト思料セラル、ヲ以テ將來モ亦此ノ形狀ニ依リ燻口モ總テ王冠口ニ改メントスルモノナリ

三

木箱ニハ從來二打、四打、八打、十八打ノ四種ナリシモ元來打ナル單位ハ頗ル計算ニ不便ニシテ十進法ヲ主眼トスル「メートル」法ノ至便ナルニ比スヘクモ非ラス、此ノ機會ニ於テ一切十進法ニ改メムトス尤モ三合五勺燗其ノ他從前ノ燗ヲ使用スルモノ、包裝ニハ回收ノ關係ト計算整理ノ便宜ノ關係トニ依リ總テ從前ノ打木箱ヲ使用スルコトトシ「メートル」燗ニノミ十進法ニ則リ新ニ作製セル木箱ヲ使用セントス内地移入酒類ニ付テモ同シ而シテ其ノ包裝ノ單位左ノ如シ

二立燗	二〇本	(舊一升二打木箱 二四〇合)
一立燗	四〇本	(舊四合四打木箱 一九二合)
五勺燗	八〇本	(舊二合八打木箱 一九二合)
同	四〇本	(洋酒ニ適用ス)
三勺燗	一四〇本	(新立箱 三三二合)
二・五勺燗	一六〇本	(新立箱 三三二合)

トスル計畫ナリ但シ内地移入清酒ノ小燗ヲ三勺燗、一種トナスヤ又ハ五勺燗、二合燗トナスヤハ未定ナルコト前述ノ如シ

四

從前ノ燗ノ使用ニ付テハ其ノ在庫品及回收品ハ之レヲ使用スルコト前述ノ如クナルモ福祿、萬壽用水色一升及四合燗ハ在庫使用済ニ至ル迄依然一升及四合燗トシテ發賣シ古燗ノ回收ヲ爲サス移入清酒ニ先シテ「メートル」燗ヲ使用スル計畫ナリ (第一表參照) 局方

葡萄酒及酒精燗ニ就キテモ亦同様ナリ

三合五勺入燗ハ在庫約八百萬本ノ外昭和三年度以降三箇年間回收使用セラレヘキ見込ノモノ通計約一千八百萬本アリ (第一表、第三表參照) 本燗ノ使用ハ之ヲ「メートル」制容器竝ニ稱呼ニ改ムル計畫ナリ即チ三合五勺ハ六・三一四燗ニ相當スルヲ以テ之ニ六・三燗量ヲ詰メ六・三燗燗何程トスルガ如シ然レトモ三合五勺 (六・三一四燗) ヲ三燗ニ改ムルヲ以テ

6.314燗 - 6.300燗 = 0.014燗

トナリ理論上容量減少ニ基キ當然其ノ定價ノ引下ケヲナササルヘカラサルモ其ノ容量ノ差タル〇・〇一四燗ハ六・三一四燗ニ對シ僅ニ千分ノ二強ニ過キス從テ一本ノ價格ニハ殆ント影響スルコトナシ一例ニ依ルニ五加皮酒第五號三合五勺燗一四十錢ナリ今之レヲ六・三燗燗トシ嚴密ナル計畫ニ依レハ

6.3燗ハ3,4924 = 相當スルヲ以テ

3.5燗 : 3,4924燗 = 110錢 : x 錢

x = 109,761錢

即チ一圓九錢七厘六毛強トナルモ錢以下切上ケヲ行ヒ一圓十錢ノ價格ヲ支持スルコトセリ以下前同斷ナリ

以上ノ如ク六・三燗燗ハ昭和三年以降三箇年間ニ通計約二千六百萬本ヲ使用シ得ル見込ニシテ其使用關係ハ次項五ニ於テ説明スヘシ 局方葡萄酒燗ハ在庫品使ヒ切リヲ以テ總ヘテ五勺燗ヲ使用スル計畫ナリ從來ノ如ク七〇〇燗六〇〇燗一斗燗燗半斗燗燗ノ如キ區別ヲナスハ實益少シト認ム

一斗燗ハ酒精及工業用酒精ノ包裝ニ使用シ來リタルモ此燗一八立燗ト改稱使用スルコトトセリ

五

新立燗ノ使用ニ付テハ水色一升及四合燗ニ代ルヘキニ立、一立燗ハ在庫使用済ト同時ニ直ニ福祿及萬壽ノ包裝ニ使用ス、三合五勺燗

ニ代ルヘキ一立塚ハ昭和三年度老紅酒第二號及同第三號全部ノ包裝ニ用ヒ其ノ他ノ酒類ニ對シテハ舊塚ヲ使用ス、昭和四年度更ニ藥酒類全部ヲ昭和五年度ニハ糯米酒全部ヲ加ヘ昭和六年度ニ至リテ更ニ燒酎、泡盛、米酒第三號ヲ包裝シ茲ニ全ク包裝ヲ更新セントスルモノナリ其ノ他ノモノニ對シテハ在庫使用済ヲ俟ツテ漸次「メートル」塚ニ改ムルコトトス。
(別表省略)

第五項 雜 品

包装用雜品として包装刷毛、包装削墨、堀抜銅板、洋釘、荷繩等使用せられ、其の購入價格次の如し。

年 次	金 額
大正十一年度	九、六六一
同 十二年度	二八、四六六
同 十三年度	—
同 十四年度	四三、三五二
昭和 元年度	二七、二三四
同 二年度	二三、〇七五
同 三年度	五一、九三四
同 四年度	一〇〇、二〇七
同 五年度	五一、八八八
同 六年度	二九、一五六

同 七年度	二〇、七九三
同 八年度	二五、五六六
同 九年度	三三、八七三
同 十年度	四二、七〇五
同 十一年度	三五、六七二
同 十二年度	五七、四五二
同 十三年度	四一、〇五五
同 十四年度	六一、〇七二

第三節 包装材料の回收

包装材料は新規購入品のみを以てするときは過大の生産費を増加するのみならず、使用に耐ふる物品を濫に廢物として觀ざるは專賣事業の効果を完ふする所以にあらず、故に包装材料は出來得る限り之が回收を企圖し不足分に對してのみ新品を使用するの方針を立て大正十一年七月酒類專賣創業當初より大正十二年九月迄は專賣局所要塚、木箱、苞等の材料は必要の都度各地古物商より隨時入札の上購入せり、然るに古物商は一般に資力乏しく信用不確實なるを以て成績良好ならず。經濟上極めて有利なる包装材料品の徹底的回收を圖る爲には當局と供給人と常に密接なる連絡を保ち秩序的に其等を蒐集する必要あり。而して酒類賣捌人は當局と密接不離の關係にあり且つ全島に網の目の如く配置せられ之等材料品回收の事情もよく之を知悉しあるを以て之を利用して回收を爲さしむるを最も得策と認め大正十二年十月原則として酒類賣捌人より購入することとし、止むを得ざる場合に限り一般古物商より購入すること、

せり。次で大正十四年度より酒類賣捌人漸く回收事業に慣熟したるを以て隨意契約に依り酒類賣捌人又は酒類賣捌人組合支部のみより購入することとせり。(大正十四年三月三十日專酒第一、二三四號決議總督、長官決裁)而して同年七月一日附專酒第二、三三五號を以て酒類賣捌人指示事項に酒類賣捌人は所轄專賣官署長より酒類古包装材料(空罎を含む)の回收指定數量の納入を命ぜられたるときは之が回收納入の義務ある旨を明にし、又同年七月專酒第二、四六三號を以て酒課長より各專賣官署長宛左の如き通牒を發し茲に酒類賣捌人に對する酒類古包装材料回收納入義務制度の完備を見るに至れり。

古包装材料品回收ニ關スル件 (大正十四年七月) (專酒第二、四六三號 酒課長依命通牒)

酒類ノ包装材料品ノ回收ニ關シテハ從來ヨリ酒類賣人ニ通達シ極力共勵行ヲ圖リ既ニ相當ノ成績ヲ收メ來リタル處今回賣捌人ノ指定更新ニ際シ更ニ酒類賣捌人指示事項第二十五條(七月一日附專酒第二、三三五號)ヲ以テ所轄專賣官署長ノ指定シタル數量ヲ回收スル義務ヲ明瞭ニ負擔セシメタルヲ以テ萬一材料品回收ニ不熱心ナル向ハ指示事項違反トモ相成ル次第ニ付此旨普ク管内賣捌人ニ周知セシムルト同時ニ左記事項特ニ御留意相成以テ回收上萬遺算ナキ様一層ノ御努力相成度
右依命及通牒候也

記

- 一、回收指定數量ハ賣渡數量ヲ基準トシタル最低見込數量トス
- 二、納入數量指定數量以下ナル場合ハ督勵シ指定數量以上ニ達シタル場合ハ契約ヲ相當更正ノ上直ニ受人ノ手續ヲナスコト
- 三、回收區域ハ各賣捌區域ニ限定シ猥リニ他ノ區域ヲ犯スカ如キコトナキ様監督スルコト

包装材料品回收ニ關スル件 (大正十四年九月專酒第二、四六三號ノ一) (酒課長依命通牒)

首題ノ件七月九日附專酒第二、四六三號ヲ以テ及通牒置候處猶疑義ノ點有之哉ニ付左記各號ニヨリ御處理相成度
追而七、八月ニ於ケル指定數量ハ八月末迄ニ報告相成度尙契約書内容變更ニ關シ別途通牒ノ筈ニ有之候
右依命通牒候也

記

- 一 回收品ノ納入者ハ各賣捌人トスヘシ但シ土地遠隔ノ爲一々納入ニ立會シ難キ場合ハ官署附近ノ賣捌人ニ代理ヲ依頼スルモ差支ナシ
- 二 指定數量ハ過去毎三箇月ノ賣渡実績ニ依り各回收歩合ヲ定メ之レニ依り算出シタル回收可能數量ヲ四月、七月、十月、一月ノ初ニ指定シ之ヲ責任數量トシ督勵スヘシ
- 三 回收數量ヲ契約面ニ明記スルトキハ契約上ノ責任ヲノミ願慮シ回收上ノ利益トナル虞アルニヨリ今後ハ回收數量ハ契約上ノ責任トセス賣捌人ノ成績考査ノ材料トスルコトトシ各賣捌人別ニ前號ノ指定數量ヲ明示スヘシ
- 四 賣捌人ノ變更アリタル向ニ對シテハ此ノ際新規契約ヲ爲スヘシ
- 五 區域變更等ニ依り指定數量ニ變動ヲ來スヘキ向ハ夫々新ニ指定スヘシ
- 六 指定數量ニ對スル実績ハ別記様式ニ依り四月、七月、十月、一月、各十日迄三箇月分ヲ取纏メ遲滞ナク報告スヘシ

包装材料品回収成績報告 自 年 月 局所名

品目	賣捌人	至自		回収	成績	次期		摘
		指定數量	同收數量			賣渡実績	指定數量	

- 一 本表ハ品目別ニ調製スルコト
- 一 指定數量ニ對スル回収數量ノ不足ニ對スル處置ノ大體ヲ摘要欄ニ記載スルコト
- 一 次期指定數量ハ次回報告ニ於ケル回収成績欄指定數量トナル
- 一 次期指定數量欄中賣渡実績ハ前三箇月ノ賣渡実績トス

様式ノ二

賣捌人別成績累計報告

局所名

賣捌人氏名	品目	日	指定數量	回収數量	割合		摘
					割合	過不足	

- 一 計ハ品目別ニ附記スルコト
- 二 本表ハ第二期以後ノ分ニ限り提出スルコト

酒類包装用木箱取扱ニ關スル件

昭和二年三月專酒第七三三ノ二 (昭和二年三月專酒第七三三號)

當局ニ於テ回収シツアル酒類包装用古箱ハ各局所ノ檢収程度取扱方法等異ル爲形狀品質一定セス一方古箱ノ使用大部分ヲ占メ新箱ハソノ不足分ヲ補フニ過キサルカ如キ現狀ナレハ之カ形狀品質ノ統一ヲ計リ包装ノ完全ヲ期スル必要有之候條昭和二年度ヨリ左記方法ニ依リ是カ統一ヲ期スルコトニ致度

記

- 一 當局酒類包装用ノ木箱ハ一等品二等品ノ二種トス
 - 一回乃至三回使用セル局製木箱トス但シ品質ハ揭示見本以上ニシテ其ノ儘使用シ得ルモノ
- 二 等品
 - 前項一等品以外ノ局製木箱及移入酒木箱トス但シ二等品トシテノ使用回数三回ヲ超ユルモノ及棧以外ノ交換ヲ要スルモノヲ除ク
 - 局製木箱使用回数四回目ノモノ及移入酒木箱ノ箱板ハ裏返シヲナシ二等品トシテ改造ス
- 三 當局ノ酒木箱ニ附スル臺灣專賣局又ニ酒銘等ノ符號ハ凡テ黒色トシ該符號ニ於テ摺詰セサル酒類ノ空箱ヲ購入シタル場合ハ棧板ニアル酒銘ノミヲ削リテ使用スルコト
- 四 麥酒箱ハ花蓮港、臺東、旗山、恒春、埔里ノ五局所ニ限り局箱ノ不足ノ場合ノミ使用スルコトトシソノ取扱ハ移入酒木箱ニ準スルモノトス

第四編 酒類の製造

一四四二

- 五 木箱ノ使用回数ヲ區分スルタメ一等品ニハイ、ロ、ハ、二等品ニハA、B、Cノ符號ヲ側板ノ一隅ニ燒印ヲ捺スコト
- 六 木箱ノ使用回数ヲ區分スルニ要スル燒印ハ本局ヨリ保轉ス

燒詰酒木箱ニ製造月次記號押捺方ニ關スル件 (昭和二年一月酒類第二九六八號) (酒課長 依命 通牒)

工場所在官署長

從來燒詰及樽詰酒ノ「レッツテル」ニ酒造場ノ月次記號押捺ノコトニ相成居候處燒詰酒ニ於テハ製品ノ出入保管上殊ニ變質其ノ他ノ事項ノ場合開胸セスシテ木箱ノ外部ヨリ製造月別識別ヲナン得ル爲更ニ木箱外面ニ製造月次記號ヲ左記ニ依リ押捺スルコトニ相成候條昭和三年一月ヨリ實行相成度此段依命通牒候也

記

一 月次記號省略

二 印質及大サ

「ゴム」印トシ直徑一寸トス

三 押捺ノ箇所

木箱外部酒銘ノ向ツテ右側側板ノ棧(兩面)

四 色 相

黒色「スタンブインキ」

「同上ノ件(基隆、澎湖、新竹、高雄、旗山、豐原各官署長宛)」

從來燒詰及樽詰酒ノ「レッツテル」ニ製造場月次記號ヲ押捺ノコトニ相成居候處更ニ燒詰酒木箱外面ニ製造月次記號ヲ左記ニ依リ押捺

スルコトニ相成候條此段依命通牒候也

記

(右工場所在官署長宛ノ左記ニ同シ)

包装材料品回収中空堀回収制度は當初各賣捌區域毎に其の賣渡したる堀詰酒の數量に應じ責任回収數を定め酒類賣捌人をして責任數量を回収せしむるものにして賣捌人は專賣局の指示に従ひ相互に回収區域を侵すことなく協調努力せる結果其の回収成績擧がり稍もすれば昇騰せんとする價格を抑制し得、其の成果見るべきものありたり。

而して其の後賣捌人組合支部を單位として回収することに改め益々本制度の效果を見るに至りたりしが然るに尙數年前本島人資本家に依り空堀賣買を目的とする臺協公司なるもの設立せられ時に賣捌人組合に對抗して專賣局用堀の買占めを爲し、時に組合との協定を破り買煽り或は島外に堀を流失せしむる等組合の回滑なる回収を攪亂するもの尠らざる状態に至れり。

斯くて酒類賣捌人組合支部に於ける空堀の回収は漸次困難となり遂には酒類賣捌人として專賣局に對して負へる回収の責務を完ふするを得ざる結果となり延ては累を專賣事業に及ぼすに至るの窮地に陥るべき状態となれるを以て茲に昭和十四年四月全島酒類賣捌人を中心とする空堀會社を創立し從來地方的なりし酒類賣捌人支部の局堀回収事業を統合強化し進んで全島の空堀事業を統制し其の回収成績を擧ぐると共に不當なる堀價を抑制し以て專賣局用堀回収の安定性を確保することゝなれり。(後編空堀の回収と酒堀統制會社の項参照)

包装材料品中最も重要性を帯ぶる局堀回収に對する當局方針左の如し。

當局々場回收の方針

局場回收は酒專賣制度施行上の根幹を爲すものなるが故に、其の回收方法に就ては自力確保、利権的弊害の豫防を根本立前とし、酒類專賣創業當初より全島に販賣網を形成し、局場の事情を詳知せる酒類賣捌人をして其の業務上の當然の義務として、回收の責に任せしむるの方針を執りしがこの間屢々分散統合の過程を辿り來れり、其の目的とするところ專賣開始當初は資産信用共に確實なる有力空場業者を缺如せる爲「回收の圓滑」を期し酒類製造作業に支障を及ぼさざらしめんとするに在りたりしも、事業の進展に伴ふ回收數量の膨脹は漸次少数有力空場業者の獨占意欲の發動を見んとするに至れるを以て、其の弊を抑制し當局指定回收價格の安定を確保するを主要目的とするに至れり。

局場回收自力確保主義の最も端的なる表現方式としては、回收受命者たる賣捌人が古物商の鑑札を受け専屬空場買買廢品買入人を使用して自己賣捌區域内の消費者より直接空場を蒐集するに在りと雖も斯くては局場のみならず、各家庭より拂下げらるゝ凡百の廢品屑物を日々引取り攔別し關係問屋と取引を爲さざるべからず。又一面所謂空場仲買商（中小古物商）には營業上繩張りもあり是等専門業者との摩擦を惹起せず圓滑に回收を爲すは事實上頗る困難なるを以て、自然仲買商を介入せしむることとなるは蓋し止むを得ざるところなり。而して沿革に徴するに都部小都市を中心區域とせる賣捌人の回收事業は是等仲買業者を介するも概して順調なる成績を挙げ得たりと雖も、島内主要都市に於ける空場問屋（大古物商）は其の充實せる資本力と多方面に亘る取引關係を利用し或は好餌を以て、或は買値釣上げの財政的威壓を以て、是等仲買商を自家業籠中のものと爲し其の都市を賣捌區域とせる賣捌人の直接回收を不可能ならしめたるは勿論、都部賣捌人營業區域内に進出し買占め買捌りを爲し、或は資金關係取引關係を武器とし當該區域内の仲買人を牽制買収する等あらゆる手段工作を弄し自己の勢力圏内とし、結局問屋格たる其の大古物商を通ずるに

非らざれば地方賣捌人すらも義務數量の回收納入を困難ならしむるの情勢を馴致するに至り、從つて當初當局に於て理想とせる賣捌區域別回收方針は彼等に依り全く蹂躪せらるゝに至り、局場回收單價（褐色六分塀）一本金四錢の高價なるにも拘らず回收実績、賣上の六割を超えざるのみならず僻陬の地を其の區域とする賣捌人に至りては空場回收の爲め却て年々多額の缺損を爲し居る者さへあるの實狀に鑑み、昭和二年回收受命者を原則として賣捌人組合支部代表者に變更し、組合支部に於て其の所屬販賣官署管轄區域内の大古物商一名乃至二名を選衡回收區域の嚴守を條件とし、受命數量の回收納入を代行せしめ各賣捌人は協力して各自の賣捌區域内回收狀況の督勵監視に當ることゝなれり。茲に於てか局場回收自力確保主義は大古物商の出現に依り代行の型態を執る可く餘儀なくせられたり。資本主義經濟體制下の商取引機構に於ける問屋業の發生は經濟進化の現象として止むを得ずとするも、島内大都市居住の賣捌人が空場回收自體の酒專賣事業上に於ける重要性を深く認識することなく、徒らに之を賤業視し自ら軼ることを快しとせずして是等有力者の勢力の伸植を拱手傍觀し毫も對策を講ぜずして遂に後日に累を遺すに至れるは、寔に遺憾とするところなり。此の間隙に乗じ着々陣容を整備し來れる臺協商事は、偶々清涼飲料水統制組合作用場納入代行權を獲得することあるべきを察し局場回收事業の統合強化を考慮しつゝありし、當局は現狀を以て在再推移せんか將來當局局場回收の安全性は彼の意の儘に翻弄せらるゝに至るべきを察し、自力防衛の手段として全島賣捌人を打つて一丸とせる空場回收會社たる共立商事株式會社を設立せしめ、各地方酒類賣捌人組合支部代行古物商を擁護して酒空場回收の確保を圖ると共に他面專賣局指導監督の下に社會正義に立脚して、酒場回收制度の合理的改革並強化の徹底を期し、酒專賣事業の遂行並發展に側面より貢獻せしめんとしたり。乃ち本會社の使命とするところは分立的にして、統制機能薄弱なる賣捌人組合支部に代位し現在の局場回收代行機關たる地方空場問屋を資本金融工作に依り物心二面に亘り補

導改組し局場回収事業遂行上の忠實なる手足たらしむるを主眼としたり。

品名	昭和十一年度			品名	昭和十四年度		
	販賣數	回收數	回收率		販賣數	回收數	回收率
四打古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	四八〇〇	二四〇〇	50%	
麥酒古木箱	四二八八	二二五五	53%	一九七六	一五五五	79%	
二打古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	二〇〇〇	一〇〇〇	50%	
一・八立古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
六・二粉古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
六・八立古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
無色葡萄酒古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
褐色葡萄酒古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	

最近五個年品別包装材料回收成績

品名	昭和十二年			品名	昭和十三年		
	販賣數	回收數	回收率		販賣數	回收數	回收率
三粉無色古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
七粉無色古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
一粉ボケツト古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
生葡萄酒古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
三・六粉水色古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
一・八粉水色古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
二打古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
四打古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
六・二粉水色古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
一・八立水色古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
六・八立古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	
一・八立古木箱	三三〇〇	三三〇〇	100%	三三〇〇	三三〇〇	100%	

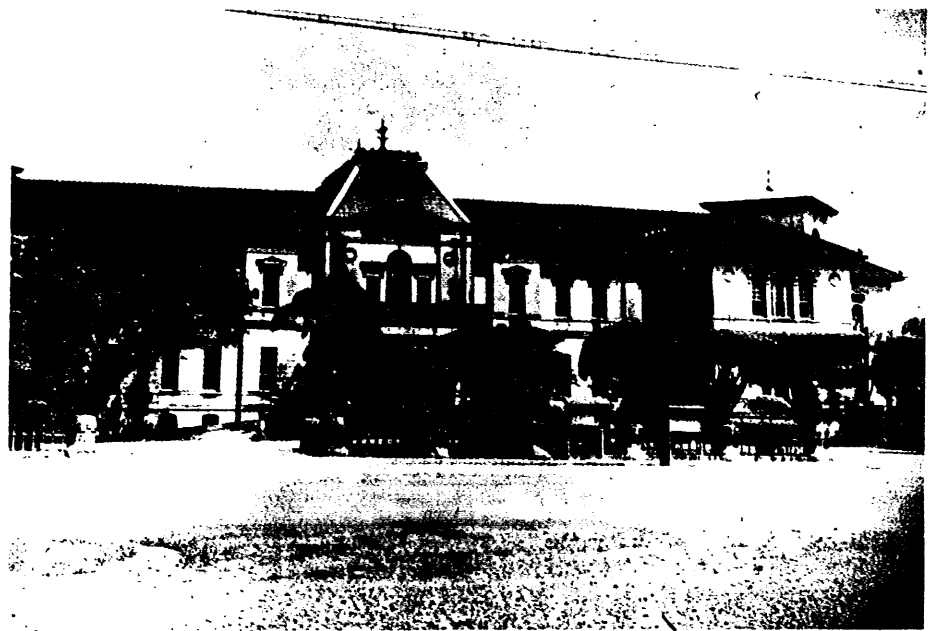
六	粉	古	壘	元 萬 六 千 六 百 六 十 六	元 六 千 六 百 六 十 六	合	一・八	立	古	苞	五 〇 二 三	天 四 三 三	罌
七・二	粉	水	色	古	壘	〇 三 〇 四 〇							
						八 七 四 〇 七							

備考 昭和十二年以降無色葡萄酒以下回收ナキハ回收中止シタルニ由ル

第五章 臺灣工業研究所と其の酒類専賣に對する寄與

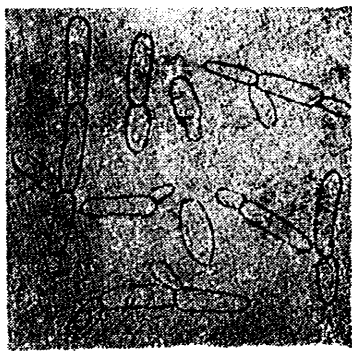
臺灣に於ける酒類は清酒、燒酎等の如く内地酒造法の移行せられたるもの尠らざるも、從來臺灣人間に永く行はれたる古來の酒造法は本島獨特のものにして、總督府に於ては明治三十七年以來稅務當局に於て之が研究調査を爲し來たりたるが、未だ技術的専門的研究の域に達するに至らざりき。明治四十二年財務局に於て醸造試験に關する事務を開始し翌四十三年之を前年中設置したる臺灣總督府研究所、今の工業研究所に移し同所衛生學部に醸造課を設置し技師中澤亮治氏を中心として専ら醸造試験に關する事務を掌理することとなしたり。其の後研究所は大正五年府訓令を以て研究所分課規程を改正し、衛生學部の醸造試験に關する事務に財務局の同種事務を合せて醸造學部を設置し、大正十年研究所を中央研究所と改め、機構の變更と共に事業の擴大を圖り、大正十一年七月酒專賣實施せらるるに當りては當局酒課と協力し、酒類は固より原料、材料の試験檢定に當り大正十三年十二月總督府官制改正の結果專賣局に於ける同種事務を同所に統一したるが、此の間研究所に於ける臺灣酒に關する研究は大に進められ幾多有益なる學術的研究を發表するに至れり。

大正二年四月出版に係る臺灣酒類釀造法梗概（中央研究所報告第二回中澤博士發表）の如きは實に之等研究の核心を爲すものにして、專賣局に於ては大正十二年之を抄録發行し、所屬酒類製造官署に配付し酒類製造の指針に供する

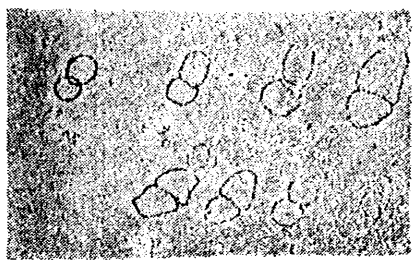


臺灣總督府工業研究所

酒の酵母類



酵母輪母中汁



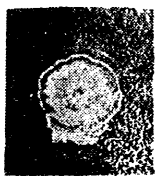
芽發の子胞



汁胞



汁胞



蜜糖



蜜糖

ことゝしたり。

酒類製造工場を理想的に管理せんには之を科學的基礎の上に置くを要す。即ち各種原料の分析鑑定より製品に對する試験檢定の要あるところなるが、工業研究所は專賣前後を通じて常に本島釀造界に於ける化學的管理に對し指導的職位にありて酒類品質の改善向上に資し來れり。專賣實施に際しては專賣局酒課に附屬試験室を設け専ら之等試験事務に當りたるが、中央研究所より中澤、萩原兩技師等兼任し、其の下にこれらの人々を中心とする酒課、研究所兩所屬員を配し、研究所、專賣局相互の緊密なる聯繫の下に試験、檢定事務を管掌することゝしたり。大正十三年十二月總督府官制改正の結果釀造及醱酵菌類に關する試験研究、醸造及醱酵の化學に關する試験研究、酒類、酒精及其の材料品の分析、檢定に關する試験研究事務は擧げて工業研究所工業部醱酵工業科に於て管掌することゝなり、酒課試験室を廢止し、事務の統制を見るに至りたるが、固より之等事務は當局酒類製造上大なる助成を爲すものなるを以て酒專賣と研究所との關係は一貫不離不可分の裡にあり、依然として一元的關係を保持し職員の如きも專賣局、研究所相互兼務し、緊密連絡をとりて酒專賣の萬全を期したるところなり。而してこの間研究所は直接酒類の製造を啓發、誘導し、既成品の品質向上に資するは勿論、自ら新製品の試造を爲し、專賣に寄與したり。即ち彼の局製造洋酒たるウイスキー・エスベロー、リキユール・ボンカノー、同リユーガン、梅酒等皆研究所に於ける試造研究の産物たらざるなし。

酒造原料として最も重要な白軸紅軸は本島酒獨特の原料なるが其の製造法極めて複雑にして、微妙なる技術を要したるに、克く其の研究に成功するに至りたる、アミロ法採用に當りては其の完成に努力したる其の他幾多の工業的試験研究の助成は當局酒類製造上に一大示唆を與ふることゝなり、酒專賣今日の成功を齎すに至りたるは實に研究所に待つもの極めて大なるものありたり。

敝上工業研究所は專賣前より終始一貫本島酒造工業に寄與貢獻し來りたるが、就中中澤博士を中心とせる研究所は當局小松、佐藤、神谷、武田の各技師と一體となりて酒專賣を育成し來りたる事績は極めて大なるものありと謂ふべく、其の協力支援に負ふところ誠に甚大なるものあり、之本史上特筆すべきことに屬す。
今工業研究所沿革及其の概要を左に掲ぐべし。

臺灣工業研究所沿革

臺灣總督府は本島の産業開發並に之が速かなる發達を圖るには其の基礎を自然科學的研究に置くことの極めて重要なを認め、明治四十二年臺灣總督府研究所を設け化學、衛生學の二部を置き以て産業及び衛生上の調査試験研究に當らしめたり。越えて大正十年既設の農事、糖業、林業及び園藝試験場並に種畜場を併せて中央研究所となすに當り、總督府部内高等官を以て中央研究所評議會を組織し、以て内は各試験研究部門に於ける相互連絡と統一とを計り、研究調査の重複を避け、外は研究と行政上の連絡協力に遺憾なきを期せしめてより茲に二十年、此間本島の産業は駁々乎として發展の一路をたどり殊に工業に於ては顯著にして工業臺灣建設の聲喧しきものあるに至れり。この時に當り中央研究所官制廢止せられ、新に昭和十四年四月勅令第二七七號を以て臺灣總督府工業研究所官制公布、從來の中央研究所工業部を主體とし之を擴充強化して工業に關する試験研究機關としての整備充實を圖ることとなり。よりて當所は自今當然の使命たる關係事項の調査、試験、研究に従ふ外研究の依託、助成、技術者の養成、訓練並に實地指導に當り以て社會の要望に答へ本島工業の振興に寄與せんとしたり。

顧みるに明治二十九年臺灣總督府製藥所の創設せられ、其検査課に於て當所關係事業の開始以來茲に四十幾星霜、今日工業研究所官制の公布せらるゝに至る迄の變遷の状態を示せば次の如し。

明治二十九年勅令第九八號を以て臺灣總督府製藥所官制公布同年府訓令第一七號を以て分課規程を定め製藥に關する事務を掌理せしめらる。

明治三十四年臺灣總督府專賣局官制の公布に依り製藥所は廢止せられ同所は專賣局検査課に繼承せらる。

明治四十二年勅令第四三號を以て臺灣總督府研究所官制公布同年府訓令第六三號を以て分課規程を定め化學部を置き検査課の事務を繼承せらる。

同 府告示第四十二號を以て臺南分室（藥品試驗事務）を設置せらる。

同 財務局に於て釀造試験に關する事務を開始す。

同 土木局に於て白蟻調査に關する事務を開始す。

明治四十三年衛生學部に於て釀造試験に關する事務を開始す。

大正五年府訓令第一三號を以て分課規程を改正、衛生學部の釀造試験に關する事務に財務局の同種事務を併せて釀造學部を、土木局の白蟻調査に關する事務を繼承して動物學部を設けらる。

大正七年府告示第三九號を以て臺中分室（藥品試驗事務）を設置せらる。

大正七年化學部に於て食品化學に關する研究事務を開始す。

大正八年化學部の食品化學に關する事務を釀造學部に移す大正十年勅令第三六二號を以て臺灣總督府中央研究所官制公布研究所を廢止しその化學部と釀造學部を併合し之に動物學部の内化學關係事務を併せこれより藥品試験と食品化學に關するものを除きて工業部となし之を化學工業科、電氣化學科及釀造科に分たる。

昭和二年府訓令第四二號に依り事務分掌規程を改正し化學工業科を有機工業化學科、無機工業化學科に分ち釀造科を醱酵工業科と改めらる。

昭和十四年勅令第二七七號を以て臺灣總督府工業研究所官制公布、中央研究所は廢止せらる同年府訓令第二四號に依り事務分掌規程を定め有機化學工業部、無機化學工業部、醱酵工業部、化學分析部及總務課を置かる。

臺灣總督府工業研究所官制（昭和十四年四月二十八日 勅令第二七七號）

第一條 臺灣總督府工業研究所ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ工業ニ關スル左ノ事務ヲ掌ル

一 研究、調査、試験、分析及鑑定

二 講習、講話及實地指導

三 研究、調査又ハ試験ノ結果ニ因ル物料ノ製造、配布及貸付

第二條 臺灣總督府工業研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長、事務官、專任一人、兼任一人、技師專任十六人、兼任一人、（内二人ヲ兼任ト爲スコトヲ得）

屬專任五人、兼任二十九人

第三條 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ臺灣總督府ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 事務官ハ所長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第八條 臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ臺灣總督府工業研究所ノ支所ヲ置クコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府工業研究所事務分掌規程（抜）（昭和十四年四月二十八日 訓令第二四號）

前 略

第四條 醱酵工業部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醱酵微生物ニ關スル研究、調査及試験

二 醱酵化學ニ關スル研究、調査及試験

三 醱酵原料及製品ニ關スル研究、調査及試験

後 略

（一） 既往の主なる業績

（醱酵工業料酒關係）

(1) 醱酵菌の新種發見と其の利用

臺灣産白麹、紅麹より各主要菌を分離研究して新種 *Rhizopus Peka* 及び *Monascus Anka* を得たり、臺灣專賣局にては此等を應用して現に米酒、紅酒を製造しつゝあり、又糖蜜醱酵菌を臺灣及ヒリッピンの原料より分離研究して新種 *Saccharomyces formosensis*, *Saccharomyces robustus*, *saccharomyces praecus* を得たるが此菌は現に精蜜醱酵に應用せられつゝあり。

(2) アルコール變性劑に關する研究

アルコールを無稅物として燃料に供給する爲めの變性劑の研究を爲し、臺灣産の石油原油を原料とする變性劑の製出に成功せり、變性酒精に關する法律は既に發布せられ本劑使用の變性酒精は年々數萬石に及ぶの狀況にあり。

- (3) 有用酸酵菌の検索
南洋、朝鮮等の有用酸酵菌の検索を行ひ後述するアミロ法應用菌の優良なるものを得たり。
- (4) 醋酸菌の研究
醋酸菌の研究を行ひ速酢並に果實酢の製造に就て特許第一二七、六七一號を得たり。目下本方法を應用して鳳梨罐詰工場の果實切屑等の廢棄物より果實酢を製造し、尙其他の重要な副産物の工業的製造に就て研究中なり。
アミロ法の研究
本法は元來佛國に於て發明せられしものなるが、本邦に於ては數度試みられしも常に成功を見ざりしものなり。然るに本所及專賣局共同の下に試験に着手して遂に成功を見、現在臺灣は勿論内地、朝鮮、滿洲等に於て無水アルコール、燒酎製造に應用せられ、且つ前記第三次發見の有用菌を應用して大に其効果を揚げつゝあり。
- (6) 糖蜜密の閉酸酵の研究
前記アミロ法にヒントを得て從來は開放的なりし糖蜜の酸酵を密閉酸酵となし、アルコールの蒸發損失を防ぎ歩留の向上を來せり。
- (7) 麴菌の研究
酸酵工業特に東洋の酸酵工業の特色たる麴菌の研究を行ひ目下猶繼續中なり。
- (8) フェン酸製造に関する研究
絲狀菌を利用して糖分或は澱粉よりフェン酸の製造を研究し實驗室内に於ては既に成功し、目下工業化に對し努力中なり。
- (9) 酸酵微生物に對する放射線の作用の研究

- (10) 酒、醬油類の化學的研究
放射線の作用に依り酸酵微生物の突然變異を起す事實を知り、種々の酸酵微生物の性質の變化を検し工業上有利なる變異を爲す條件につき探求中なり。

(二) 昭和十四年度主要研究調査項目

(酸酵工業部酒關係)

- I 酸酵微生物に関する研究
 - 酸酵微生物の系統的研究
 - 酸酵微生物の人工變異に関する研究
 - 酸酵微生物の地方的特色に関する研究
 - 酸酵性食品に関する微生物の研究
- A 酵母に関する研究
 - (1) アルコールの酸酵に對する優良酵母の檢索並に酵母類の本島に於ける分布状態に関する調査
 - (2) ビタミンに関する研究
 - (3) 乾燥酵母に関する研究
 - (4) グリセリン酸酵に関する酵母の研究
- B 糖化菌に関する研究
 - (1) 糖化菌に関する研究

- (2) 紅麹菌に関する研究
- (3) 酸化醱菌に依る有機酸の生成に関する研究
- (4) 醱節の菌類に関する研究
- (5) 兵器を汚損する菌類に関する研究
- (6) 煙草茶の製品を悪化せしむる菌類の研究
- (7) 微の生産する色素に関する研究

C バクテリアに関する研究

- (1) 醋酸菌に関する研究
- (2) 酪酸菌に関する研究
- (3) アセトン及ブタノール醱菌に関する研究
- (4) ベクチン、ヘミセルロース及纖維素醱菌に関する研究

I 試 釀 試 験

- (1) 日本酒の醱の微生物の研究
- (2) 紅酒の後熟に関する研究
- (3) アミロ法による酒類及アルコールの製造試験
- (4) 糖蜜のアルコール醱酵に関する試験
- (5) 果實酒に関する試験
- (6) 食酢特に果實酢の製造試験

II 其の他の調査研究

- (7) 各種洋酒類の製造試験
- (8) 有機酸の製造試験
- (9) 醱酵性食品の試験
- (1) 本島各種工場並に其の製品に於ける微生物の妨害作用、其の驅除に関する調査研究
- (2) 燃料用其他工業用アルコールに関する調査
- (3) 醸造用水に関する研究
- (4) 空氣淨化方法に関する研究
- (5) 耐酸性及耐圧性容器の研究
- (6) 有機酸を含有する液の貯蔵容器並に塗料の研究
- (7) 蒸溜機の理論的研究
- (8) フロリメーターの研究
- (9) 炭酸ガスの利用法に関する研究
- (10) 醱酵生産物の香氣に関する研究
- (11) 臺灣産醱酵菌類の血清學的分類に関する研究

附表 累年酒類製造高表

累年酒類製造高表 (其一)

單位(噸)

年次	清酒	米酒	糖蜜酒	高粱酒	泡盛	燒酎	紅酒	糯米酒
大正十一年	26,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
大正十二年	22,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
大正十三年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
大正十四年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和元年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和二年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和三年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和四年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和五年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和六年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和七年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和八年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和九年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和十年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和十一年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和十二年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和十三年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和十四年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—
昭和十五年	21,000	3,300	4,300	—	—	—	—	—

累年酒類製造高表 (其二)

單位(噸)

年次	藥酒	白酒	洋酒	味淋	内地移出酒	小計	酒精	計
大正十一年	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十二年	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十三年	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十四年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和三年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和六年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和七年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十一年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十二年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十三年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十四年	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十五年	—	—	—	—	—	—	—	—

附表

臺灣酒專賣史 上卷 終

昭和十六年六月二十八日印刷
昭和十六年七月一日發行

〔臺灣酒專賣史上卷與付〕
—全二卷ノ内—

臺灣總督府專賣局

臺北市新富町一丁目一九四番地

印刷所 株式會社 光明社商會

臺北市新富町一丁目一九四番地

印刷人 謝火塗